滿洲國
地方事情

滿洲國政府大同學院編

滿洲國地方事情

概說篇

大同印書館藏版

世之政府以專權
為務以專利為能
王道不為也

甲戌孟春孝胥

天地同流

黄[illegible]陸

序

建國の三年。　皇帝陛下登極の第一年。全滿地方事情調査書の刊行せらるゝを見る。地方の實情を詳述し得て眞に得難き好資料たり。

世界史の進行より、長き期間置き去りにされたる滿蒙封建の鐵扉今や除かれ、舊き形態を有する地方農村は眞摯なる參事官等の手に導かれて、近代國家を構成する、人權人格の基礎に立つ農村自治の完成に急がんとす。此書は現實に對する正しき認識の必要の爲めに、必ず世に出づべき書なりしもの。新しき縣行政の確立は、正しき認識の下に於ける刻苦研鑽の結晶を待つて始めて可能なり。

人間の良心は多く社會の環境に由つて作らる。苛政飽く無き張家の治下に於ては、逆政に反抗せる人間性の本能的興奮の命ずるまゝに、良民化して匪賊と成り、同族相屠りて生存を爭ひ、而も尙且つ恥ぢざる民の良心を生ぜり。秩序、安寧の全きを得、財政、產業、教育等各般の施政その宜しを得て、境內一切の民衆をして熙々皥々春臺に登るが如くならしめば、自らその環境の下に仁義を知る民の良心を生ずべし。

弊風、弊制の漸次改正されて、此書に表はれたる事情より更に目覺しき躍進を遂げたる「地方事情」の續刊を待望すると共に、本書はその最も初めの概説篇として廣く世に貢獻するところ多かるべきを信ず。

康德元年三月

遠藤柳作

序

我大滿洲帝國の國運は駸々乎として奔馬に鞭打が如し。特に過日の帝政實現に依りて國基愈堅く盤石の如し。諸般の施設日に成り、月に生じ、端倪に暇あらず。初めは世界各國猜疑嘲笑憎惡の標的たりしもの、今は驚異の羨望、凝視の中心と變換せり。茲に於てか我國を研究し認識を深めんと欲するの士は、世界に充滿するに至り從つて我國に關する著述亦汗牛充棟も啻ならざる盛況にあり。然れども我滿洲國國情の特色は地方に在り、地方を知らずして滿洲を知れりと謂ふ能はず。然るに我國は從來治安の情態極めて不良にして實査殆んど不可能なりし爲め、著書中地方の狀況を詳にせるもの曉天の星の如し。これ實に我國研究者及我國を江湖に照介せんと志す者の共に痛恨措かざる所なり。今や地方事情を明にする滿洲國關係著書の出現は萬人渴仰の焦點にして連日の旱天に雲霓を望むに異ならず。

我大同學院卒業生は灼熱の至誠を以て滿洲國の發展を企圖する者安んぞ此天下人士の翹望を袖手傍觀するに忍びんや。果然地方事情編纂會は組織せられ委員は主として卒業生中

の中央政府に職を奉ずる同志と、學院職員同志とが任ぜられ、資料は主として縣參事官に之を求めたり。これ滿洲國地方行政改善の核心たり實現者たる參事官（副參事官）は悉く純情の熱血兒にして、道義國家建設の聖業に神身の全部を捧げ、身を挺して避假嶮難の地に投じ、日夜心を碎きて縣政に傾注し、最も詳細且的確に地方事情を明にする者他に之に類する資料提供者は皆無なると、我學院卒業生の大部は其職に任じあり且將來學院出身者の大部が其職に就くべき親密切實なる關係あるを以てなり。

各縣より蒐まり來る資料は續々として編纂委員の許に到着し、積んで山をなす。委員は不眠不休の努力以て之を整然結晶せしめ名づけて「滿洲國地方事情」となし、今や其第一卷を發行せんと欲し、來りて予に序を求む、予は其内容を一讀し本文獻が現下滿洲國に關する數多の著書とは全く其選を異にし、其類を超えたるを確認し、我國研究者の唯一無二の好伴侶たることを斷言し、敢て之を江湖に推薦することを憚らざるなり。殊に本書第一卷が曠古の盛儀たる我大滿洲帝國　皇帝陛下御登極の大典と年月を同じくして出版の幸運に惠まれたることに就ては、本書出現に關係ある諸士の誠意は正しく天に通じたるものなりと信じ、崇高無限の感激に打たれ、覺えず大滿洲帝國の萬歲を高唱す。

右以て序となす。

康徳元年三月

滿洲國大同學院學監
中原八郎

「地方事情」第一巻上梓に就て

滿洲國各縣參事官諸賢が執務の餘暇に執筆したものを此處に一先づ一括したものが此の地方事情第一巻である。

從來滿洲に關する各種の專門的調査資料は滿鐵其他より多數出版されてゐるが、本著の使命とする所は現地に於て實際縣政全般に亘り苦心經營してゐる者の手による記録を全滿より求めたといふ點にある。滿洲國建設に當り此の地方實狀調査は稍もすれば第二次的問題として考慮せられる傾向があるが苟も一國の建設に當り先づ全力を注ぐべきは地方行政全般に亘る權威ある統計的研究であり之を無視しては王道政治も統制經濟も砂上の樓屋に過ぎざる觀無きを得ない。

本著は此の趣旨を體して計畫されたるものではあるが殘念なのは參事官諸賢が多忙を極めこの必要は各自が特に痛感しながらも殆んど執筆の餘暇を持ち得ぬ事である。從來の地方行政は純然たる請負制度で端的に云へば各縣公署は、全滿に掘り下げられた搾取の井戸であり上司は縣より所定の歳入を得れば事足り他を顧みず、縣長以下官吏の目的とする

所は地位と俸給とにはあらずして官職に伴ふ副收入である從つて財政に豫算決算なく會計は專ら秘密主義であり資產あるものは罰金をおさめて公然と惡事を許され監獄は貧者收容所であつた。かゝる苛斂誅求に反抗して立つた農民の自治團體が或は大刀會匪であり或は紅槍會匪であり、又ギヤングたる馬賊の跋扈を許す間壁を與へたのである。加之事變後は學良閥下の軍閥は不良武裝團と化して全滿に四散し、掠奪を恣にして、さなきだに貧困に苦しむ農民に對して一層の重壓を加へるに至つた。斯る狀況の下に肅正の重任を帶びて、單身匪賊の跳梁する眞中に敢然として飛込み焦土を化して樂土とすべく奮鬪してゐる理想に燃ゆる青年が、滿洲國各縣參事官である、彼等は各縣に一人乃至三人で、縣政全般の監督助成をしなければならないから、仕事は無限に控へてゐる。策謀を排して綱記肅正に當る一方自ら算盤を採りて財政を整理し、討匪にも自ら劍を振り、調查にも自身乘りださざれば事缺く有樣で、殆んど、公文を作成する暇すらなき多忙さである。

かゝる多忙中に於て完全なる調查を望む事の不可能なるは云ふ迄も無く、本著も差當つて實狀の紹介たるにとどめ、昨年五月發意して三ケ月間で完成する計畫で目論むだのであるがそれすら意に委せず、今日に至りて漸く二十數縣分だけが集つた次第である。今尙執

筆に取りかゝりながら完成する餘暇を持たぬものが大部分である。之等は一括して地方事情概說論として本年中に刊行する積りである。

滿洲國も建設既に三年各部門の專門的調査も次第に完備し來り、各機關の地方事情の認識も高まりつゝある今日、地方事情編纂會に於ても概說篇は本年一杯を以て打切り「地方事情」も更に一歩を進めて全滿參事官の支持を得て各篇的に涉り、遠からず財政金融篇の編纂の計畫を建てゝゐる。

最後に本編纂會の趣旨に賛意を賜り稿を寄せられたる參事官各位に深く感謝の意を捧ぐると同時に將來陪舊の御援助を御願ひしてやまざる次第である。

康德元年三月

地方事情編纂會委員

凡例

一、本篇は滿洲國各縣縣況概說篇として江湖に贈る。

一、各縣參事官宛原稿の依頼以來一ヶ年、原稿到着順を以て第一卷を編纂した。

一、先着原稿の統計表は現在の人名及び數字と若干の誤差を生じてゐるやも知れぬが、大した誤差ではない。

一、本篇中。西豐、密山の二縣は參事官多忙の爲め資料の提供を受け編纂會に於て適宜取捨したるを以て文責は渾て編纂會に有る。

滿洲國地方事情 第一卷（概說篇）

目次

二、本溪縣

三、磐山縣

四、黑山縣

五、興京縣

六、鐵嶺縣

七、通化縣

八、開通縣

九、寬甸縣

十、鳳城縣

十二、海龍縣

十三、西豐縣

吉林省

一、寧安縣

二、阿城縣

黑龍江省

一、泰來縣

二、木蘭縣



大同元年十月初旬道路修築（1）



同　　上　　(2)



現在の縣吏員



大同二年二月六日の宣撫大會



大同元年十月入縣當初の縣城



現在の縣城



大同元年十月入縣當時の縣公署破壞の跡 (1)



同　　上　　(2)

奉天省台安縣

屬 笹山盛典

第一章 總説

第一節 縣の歴史

現在の臺安縣境は禹貢朝時代冀青二州の地域に屬していたが其の後周時代に至つて幽州に、秦漢朝時代は遼東外に、魏晋朝時代は平州に屬していた。次いで南北朝以後に於ては高勾麗（朝鮮）の領土下となり、唐時代となつて高勾麗は退けられて以來唐朝下の渤海等に屬し、其後宋時代には契丹女眞（種族名）に屬し、續いて元時代に至つて廣寧府に屬し、明朝時代廣寧衛と改名され遼東指揮使司之を治めていた。

清朝初期に至つて廣寧府は錦州府に屬することゝなり、再び遼中鎭安二縣を含む新民廳に變り、民國初期に至つて初めて臺安縣が設置され奉天省に屬する事となつたのである。

而て現在臺安縣公署所在地たる臺安街は舊名八角臺と稱し康熙三年に廣寧府の廣寧縣下に屬していたが、康熙四年該府の廢止となるに及んで錦州府に編入せられ、其後嘉慶十三年には舊廣寧東境を轄地せる結果新に新民廳に編入せらるる處となり、光緒二十八年鎭安、彰武二縣を含む新民府と改名せらるるに及んで光緒三十二年縣境南方八角臺、西佛牛象、滿都戸、沙嶺の各村董は遼中縣となり、其の後沙嶺は磐山廳に屬し八角臺、西佛牛家及び鎭安縣東南一部を綜合し茲に

臺安縣の新設を見たのである。之卽ち民國二年の事にして八角臺を臺安と改め縣公署を置いて今日に至つたものである。

其の間本縣內を流れる遼河、柳河、渾河、域河の四大河は流域の治水完からず常に水災を被り特に民國十八年の水害に至りては臺安城內より船を用ひて人家高粱の上を營口まで往復せし事あり、又南滿洲の匪賊の巢窟地として暗黑地帶をなしている臺安一帶は縣城を占領される事再々、民生業に安ずる遑なく爲に或は歸順兵を用ひて自衞團を編成せしこと數回に及んだ。一例を擧げれば光緒二十六年に於て歸順匪賊を以て縣自衞團を組織せる事實あり、民國二十年九月十八日事變後と雖も縣城を匪賊に占領されし事二回に及び、大同元年十月打虎假縣公署より臺安に本縣公署を移轉してより漸次治安を回復し現在に至つてる。

第二節　建國以降現勢一般

民國二十年九月十八日事變前後匪賊の跳梁、官權の壓迫加、ふるに水災は財政的窮乏の折から之を救濟し得ざる狀態に陷り、遂に十一月には總額二十六萬元の流通券を發行して一時的に之を救濟せんとしたが、準備金なき流通券は日を經るに從つて價値下落し、建國直後指導員入縣せし當時は人心極度に惡化し之を如何ともするあたはず、三月下旬に至つて流通券の價値は急角度に下落し、五月には全々無價値狀態に暴落した。故に當時の流通券によつて支拂はれた給料は全般に亘つて全然使用價値を認められず、隨つて一般官吏は未拂の儘に放任され極めて危險な狀態に置れて來た。當時の歸順馬賊王殿元の率いる公安隊及周營長(大同元年三月滿洲正規軍に編入せられ臺安に駐屯)等は斯の如き有樣なるが故に戰鬪力は極度に鈍り嘗に一片の誠意さへ認められず、縣當局としても之を救ふに方法とてなく人心の惡化と警備

化せしめの不安とは何らかの形に於て危險を豫想せられ、折角入縣せし指導員の努力も遂に燒石に水と云つた狀態が幾日か續いた。殊に滿人は日本人(指導員)が入縣した事は國を乘取るものであるとの觀念を持ち初めた爲に、益々民衆の思想を惡之が鎭撫も何ら益するところはなかつたのである。斯る狀態を續けて五月を迎へしものの匪賊は依然として跳梁を逞ふし遂ひに我々は五月末に縣城放棄の止むなきに至り、縣長指導員初め縣吏員は難を打虎山に逃れた。然し乍ら其の後數回に亘り友軍の力を借りては縣城の奪回に全力を盡し遂に之に成功したものゝ縣公署は既に至る所破壞せられ加ふるに高粱時期に出會つた爲に回復すべき方法もなく再び時期を待つの外は道がなかつた。然るに大同元年七月十三日臺安縣長方向學辭職し現在縣長鄧炳武が着任せられたので初めて假縣公署を打虎山に置き入縣準備に着手し舊縣使員は全部之を更迭せしめた。故に假縣公署を設立したとは云へ入縣準備に善處するのみであつて何等縣公署としての形態を成さず、隨つて縣收入の如きは全く皆無に等しい狀態であつた爲に縣の總支出は上所の救濟金或は借款に依つて補ふて來た入縣にのである。次いで八月には營口奉天にて兵を募集し打虎山にて友軍の力を借りて之を訓練し更に九月には關し道路計劃を敢行した。最初の計劃は道路修繕困難なることと打虎山友軍との連絡關係上縣公署を第五區桑林子に置く豫定としたが當時桑林子街は家屋崩壞の爲回復見込立たず餘儀なく從前通り臺安街に置く事に決定した。而して道路修繕費として現金一萬元高粱一萬石を得て漸く十月初め修築を開始したのである。茲に特筆すべきは道路修築に際して友軍の絕大なる援助を得た事であつて卽ち橋梁其の他料料運搬に軍用列車を借用し、第八師團工兵隊の力を借りて僅か數日を以つて橋梁架設を成し得た。又之の修築に際して王殿元は誠意を披瀝し歸順の意を表したので之を九月廿二日歸順せしめ王に命じて桑林子縣城間の道路修築を依賴した。事急速に展開し十月十二、三日には道路修繕も大體完了し、

打虎山臺安間の電話架設も終了したので十月十五日友軍打虎山駐屯の第十六旅團司令部第三十二聯隊第十七聯隊の一部と共に一路入縣する事が出來たのであるが將に縣城放棄すること茲に五ケ月に及んでいたのである。入縣後と雖本縣にとつては友軍の力は總對的に效を奏し其の後の警備工作の結果は延いては縣長初め縣吏員一同が何等治安に對する危惧を抱かずして縣政に專念し得る事が出來たのである。大同元年十月二十七日縣治安維持會が成立し、大同二年二月九日まで開會すること十二回に及び、三月一日には淸鄕局が成立し、治安維持會は淸鄕委員會と改稱し、每週一回開會、今日に及んでいる。其の間縣制は整ひ治安も維持されると共に政治工作、宣撫工作は相次いで行はれ、入縣後數月を經ずして縣民は建國と王道政治の如何なるものかを朧げ乍ら認識したようである。之に反して入縣當時歸順せしめた公安隊及鄕團合計約一千四百名は、縣支給の團體に編成した爲め之が統制に關しては尠からず惱まされて來たが遂に大同元年十二月までに約六百名を整理する事が出來た。然し殘兵八百名に對しては整理の方法もなく其儘延長を餘儀なくせられたが、偶々月給不拂に際して特に寢返らんとする氣勢見えたので、縣當局は之を押へて圓滿に解決すべく奔走中突如大同二年一月下旬遼河地域大討伐開始されたのを機會として殘兵八百名は奉天省警備司令軍工兵隊に編入せられて了つたのである。之れに依つて本縣の武裝兵員數は縣警察隊約二百名のみとなつた。然れ共今日の治安狀態にては極めて危險と思はれたので純然たる自衞團卽ち聯庄會を各區約四十名宛を以て組織し、遼河地域大討伐終了後二月九日には各班宣撫工作員の支持によつて盛大なる慶祝大會を擧行した。二月十七日には縣城駐屯の友軍警備隊熱河討伐のため縣城を引上げた爲に一時は人心の動搖を來したが、三月一日の滿洲國建國記念祭後は漸次靜穩に歸し爾來未だ例年に見ざる治安の維持を保ち乍ら現在に及んでいる。

第三節　縣制及官公吏

第一項　概　況

現在執行しつゝある行政制度は大同元年七月五日敎令第五十四號、五十五號自治縣制及縣官制の公布と同時に假縣公署が設立され舊制度の廢止と共に舊官吏は悉く更迭された爲に形式的に或は實質的に新制度に據るべきは明らかではあるが事實內部の組織は依然として總務科、警務局、財務局、敎育局以上一科三局制を採用した。然れ共假縣公署時代の一科三局は有名無實であつて何等組織の實態を持たず、爲すべき事務も殆んど無かつたのである。大同元年十月初めて入縣するに及んで各自主管事務を開始したりとは云へ縣內の渾沌たる狀態は整然たる行政組織を樹立せしめる餘裕を與へずして唯治安のみに邁進せざるを得なかつたが縣公署新設さるるに及んで內容の不充實は中央官廳の指示によつて漸次確立するを得、爲めに新官制に基き漸次內容は組織化されんとしている。

第二項　縣公署の組織及權限

一、組織

縣長を最高長官となし次に縣長を輔佐し縣行政の機務に參劃する參事官を置き、其の下に總務科、警務局、財務局、敎育局の各科局に分れ、更に總務科は文書課、田賦課に分れ財務局は稅務課、司計課に分れ敎育局は社會課、學務課に分れ更に縣立中等學校、縣立師範學校、縣立各初級高小學校を統括してる。警務局は警務課、保安課に分れ更に警察大隊、第一中隊、第二中隊、第三中隊及警察署及各區聯庄會を統括する。尙縣長を局長とする淸鄉局を設く。

二、權限

(1) 總務科辦事暫行規定

イ、文書課

a 官印の典守及び文書に關する事項

b 官吏の任免奬徴に關する事項

c 公共團體の監督事項

d 土木工程事項

e 其他他局の主管に屬せざる事項

ロ、國稅徴收に關する事項

(2) 財務局

イ、稅務課＝縣稅徴收に關する事項

ロ、司計課＝縣支出會計に關する事項

(3) 教育局

a 文教に關する事項

b 社會事業に關する事項

c 圖書館に關する事項

d 禮教に關する事項

(4) 警務局

(イ)警務課

1、警察に關する事項

(ロ)保安課

a 衛生に關する事項

b 司法警察に關する事項

c 消防に關する事項

d 集合結社の取締事項

(5) 清郷局＝兵匪馬賊の裁判機關

c 縣公署組織圖解

縣公署 ― 縣長 ― 參事官

- 總務科
  - 秘書
  - 文書股＝電話局（局長兼任）
  - 田賦股
- 財務局
  - 税務課・・・屠宰場（場長兼任）
  - 司計課
- 教育局
  - 學務課
    - 師中學校
    - 各高小學校
- 警務局
  - 警務課
    - 警察隊
      - 第一中隊
      - 第二中隊
      - 第三中隊
  - 保安課
    - 警察分署
      - 第一分署より
      - 第八分署まで
- 清郷局＝局長縣長兼任

其の他情報分署承審員あり、法團としては縣商務會、縣農務會がある。

第二章　誌地　風俗

第一節　地　誌

第一項　位置　地勢

本縣は奉天省中部の西南方に偏し、奉山線打虎山驛及び南滿線鞍山驛を結べる一直線上の中間に位する。又遼河を中心とする大平原の中部にあつて西北方稍々高臺ではあるが一般に地勢低く縣內の大部分は濕地多く、而も砂地が多い。

方位　本縣縣境東西南北分野を地球經緯度によつて區別すれば東起東經六度二十一分三十九秒、西抵東經五度五十一分二十七秒、南起北緯四十一度九分十六秒、北抵北緯四十一度三十六分である。縣城は東經六度六分四十秒北緯四十一度二十三分十八秒に位する。（以上北平天文臺を中經線と爲す）。

幅員　縣境東西直線距離一百支里、南北縱距離九十支里、西北東南斜距離一百十八支里、西南東北斜距離八十三支里（按呂道計算）、周圍邊線四百十三支里、面積六千三百九十二方支里である。

邊界　本縣は正北界新民縣、東北正東遼中縣に臨接し東南方遼陽、海城二縣に接し西南方盤山、西北方黑山縣に臨接する。

台安、遼中二縣の接する距離一百三十八支里

台安、遼陽二縣の接する距離約十支里
台安、海城二縣の接する距離約十二支里
台安、磐山二縣の接する距離一百二十支里
台安、黒山二縣の接する距離六十六支里
台安、新民二縣の接する距離二十八支里

以上は民國十九年當時の記錄と大同元年十一月より大同二年五月までの實測調査より割出したるものである。

本縣西北方を南方に流れる柳河支流は自然の縣境をなし東北方より東南に流れる遼河、渾河も亦夫々縣境をなしてゐる。

第二項 戶口

前期全縣の戶口に就いては何等記錄統計等ないため記述し得ないが、主要都市の戶口或は學校生徒の統計又一般狀況より察するに民國十八九年以前の戶口數は現在より遙かに多いと思推される。一般歷史的に之を見ても清朝光緒中年期は最も隆盛を極め、光緒末期に至つて一時衰微し民國時代となりて再び回復したのである。然れ共民國末期に至つて匪賊の跳梁に惱まされ之に加ふるに民國二十年九月事變に於て全く無秩序となり他縣に逃難するもの、匪化するもの亦多く人口も稍々減少せるもの丶ようである。大同元年十月入縣後治安の保たるると共に逃難民は續々歸縣し大同二年二月より五月に至る調査の結果は人口に於ては以前と大差ない程度に迄達している。

大同二年四月調査の戶口表

台安縣總戶數二萬七千二百四戶
台安縣總人口二十萬一千八百五十四人

區名	主村名	副村數	總戶數	總人口	備考
第一區	縣街村	一三村	八四七戶	七九九八人	
〃	四道河村	一三	一〇二四	六四五二	
〃	拐子屯村	一三	八七七	五七九八	
〃	杜搭速泡村	一四	九九四	六二三七	
〃	西桓洞村	二二	一〇六〇	六六七〇	
第二區	北桓子洞村	二四	八九六	四九六一	
〃	三岔子村	一三	六七四	四二五四	
〃	小紅旗堡村	七	八四〇	五〇〇八	
〃	葛家窩堡村	二九	七九六	五〇六九	
第參區	西佛牛象村	一四	一二一六	七八六四	
〃	前阿拉河村	七	七六六	五四八〇	
〃	蘇家溝村	一二	七八一	五三六〇	
〃	前孤家子村	一一	一〇五一	六五八七	
第四區	小坨子村	一四	七八二	四九一四	
〃	康家窩堡村	一四	一〇〇	一〇五〇	
〃	新開河村	九	一一八五	七〇二一	
第五區	桑林子村	一二	九二五	八八〇四	
〃	曾家窩堡村	二七	一四九〇	一三三一五	

〃	茨楡坨村	二二	九三七	九五三五
〃	黄窩堡村	一八	七七三	七四七一
第六區	鴨子廠村	一七	九一〇	七五三〇
〃	雲梛樹坨村	二三	九一九	七五五〇
〃	五台子村	一九	八八一	七三五〇
〃	富家莊村	一七	八八六	七三七〇
第七區	高力房村	四	七〇四	五八〇〇
〃	六間房村	九	七二〇	五二〇〇
〃	小張家窩堡村	一二	一〇一六	六〇〇〇
第八區	大黄沙坨村	一四	八四六	六四二二
〃	張窩堡村	一八	八五七	六四三四
〃	東大溝村	一〇	六八九	六七三六
〃	新發屯村	一九	八六二	六六六四
總計		四八〇	二七、二〇四	二〇一、八五四

第三項　主要都市

本縣の主要都市は概ね南滿鐵道架設以前遼河運行の頻繁なる時代は隆盛であつたが、架設後は河川運行の衰微と共に頓に退廢し現在は都市としての外觀を稍々保つのみである。名を擧ぐれば第一區縣城台安、第三區西佛入象、第四區新開河、第五區桑林子、第六區富家莊、第八區黄沙坨等である。

次に各主要都市に就て概略説明する。

(イ)台安街

台安街は第一區に屬し本縣の中央に位し縣公署の所在地である。舊名八角台と稱していた。八角台なる名稱の起つた由來は現在の台安街内北部にあつた舊家巴家より起つたものであつて、卽ち巴家は地勢低き爲め水害を蒙るを恐れ高台を造り之に家を建築したが其の高台の形が八角をなしていたが爲に斯く稱されたとも云ひ、或は亦巴家台なる音稱より時代の經過と共に八角台と變じたるものなりとも謂ふ。斯くして八角台は民國二年台安縣新設に依り台安街と改名されたのである。淸朝時代卽ち日露戰爭當時街の周圍に城壁を築工し其の周圍四支里高さ約七八尺である。然れ共土壁なるため年數の經過風雨のため現在は唯々殘骸を留めるのみ、故に現在の治安維持の關係上城壁完備の必要に迫まられ、大同二年四月二十四日より官民一同協力して之の修築を實行し六月二十日現在既に八分通り完成するを得た。卽ち高さ一丈五尺、濠の幅一丈、城内には縣公署を初め農務會及商務會及縣立師範學校一校、縣立初級中學校一校、小學校二校其の他淸鄕局騎步兵隊(聯庄會の特別遊動隊)郵政分局、廟各々一ケ所を有している。以前の狀況を見るに光緒年間の隆盛期を過ぎ民國十七八年當時商舖八九十軒、光緒五年開始せられた各舊曆日二、三、五、十、日に開かれる市場は現在も尙存續している。

以下民國十六年の記錄と大同二年五月調査の戸口を比較すれば

街名	調査期日	戸數	人口 男	人口 女	人口 計	商舖戸數
區名一名						

台安	民國十六年	三三〇	一二八五	九七八	二二六三		九〇
台安	大同二年五月	四一七	一三九五	一〇三九	二三四四		八〇

(ロ)西佛牛象街

西佛牛象は第三區にあり、縣城を離るゝこと東北方三十支里、台安、遼中を經て奉天に至る縣道に接する警備上極めて重要なる地點である。別名佛鎭の名稱あり、此の一帶は遼河を控へ地味肥沃にして物產の集散地として名高い。縣城と共に二大主要都市であつたが、遼河の船舶運行少なくなつた爲營口との貿易も不振となり漸時衰微を來した。清朝光緒十七年開始の毎月舊曆三、六、九、日の市場は今日も尙存續してゐる。主要物產としては高粱、棉花、蔬菜最も多く、現在警察第三分署及聯庄會兵四十六人及び農務分會、商務分會、縣立第二小學校等あり大同二年五月現在の調査によれば全戶數七百十戶、人口四千九十四人、男二千四十五人、女二千四十九人、商舗三十九戶である。

(ハ)新開河街

新開河は第四區にあり縣城を離れること東南十八支里柳河支流に接する地點に位する。南滿鐵道架設前は柳河による營口との貿易が盛んに行はれた。民國十八年の調査によれば住民一千九百餘人商舗四十餘戶あり、大同二年五月の調査に依れば全戶數二百十六戶、全人口二千二百二十八人、內男一千百三十二人、女一千九十六人、商舗二十六戶である。即ち人口は增し之に反比して商舗の數は半減した。以前は毎月舊曆三、五、九、日を限つて市場を開いたが現在は三、六、九、日に變更せられた。現在警察第四分署聯庄會兵四十六人及農務分會、商務分會、縣立第四小學校等ある。

(ニ)桑林子街

桑林子は第五區にあり縣城を離るゝこと西北三十支里の地點に位し奉山線打虎山との縣道に接する交通上、警備上の重要地點である。此の地方は地味瘠せ副産物として草帽子を産す。雨期に入つて柳河支流が氾濫し隨つて水害多く、大同二年六月匪賊此の地を占領せる結果友軍の討伐する所となり家屋の大部分は破壞せられた。以前は商舖二十餘軒もあつたが今日は僅かに四戸を有するのみ、總戸數百六十七戸、全人口九百九十八人、內男五百二十人、女四百七十八人である。舊曆一、四、七、日には市場を開き、現在警察第五分署、聯庄會四十六名、縣立第七小學校及農務分會、商務分會等がある。

(ホ)富家莊街

富家莊は第六區にあり縣城を離るゝこと南方四十支里の地點に位し柳河に面している。興盛なる時代は質舖十二、燒鍋、糧棧又少なからず大小商舖四十を數えたが現在は總戸數二百三十八戸、全人口一千三百三十二人、內男七百人、女六百三十二人、商舖一十四戸である。舊曆三、六、九、日には市場を開き、土地は肥沃ではあるが水害の多い所である。現在警察第六分署、聯庄會四十六名、縣立第六小學校及農務分會、商務分會等がある。

(ヘ)黃沙坨街

黃沙坨は第八區にあり縣城を離るゝこと東南方五十支里の地點にあり台安より海城に通ず。縣道に添ふ警備上の要點である。現在匪賊橫行甚だしいため殆んど海城とは交通杜絕の狀態である。黃沙坨の名稱に關しては此の地方は土質が沙土をなしてゐる爲に微風の時に於てすら直に沙半尺を積むと云はれる所に斯る名稱が出來たのだと傳へられてゐる。商業は勿論農業に於ても不振である。舊曆三、六、九、日には市場開設、現在警察第八分署、聯庄會四十六名、縣立第五小學校及農務分會、商務分會等ある。

第四項 氣象

本縣氣候は奉天省遼西地方各縣と大差なく寒暑の變化稍々激烈である。今二十四節の平均溫度を記すれば

二十四節	陽曆月日	平均溫度	二十四節	陽曆月日	平均溫度
立春	二月四日	二十四度	立秋	八月八日	八十四度（華氏）
雨水	二月十九日	三十度	處暑	八月廿三日	七十八度
驚蟄	三月六日	四十一度	白露	九月八日	七十三度
春分	三月廿一日	四十九度	秋分	九月廿三日	六十五度
清明	四月五日	五十七度	寒露	十月九日	五十六度
穀雨	四月二十日	六十一度	霜降	十月廿四日	四十度
立夏	五月六日	六十四度	立冬	十一月八日	二十八度
小滿	五月廿一日	六十八度	小雪	十一月廿三日	十七度
芒種	六月六日	七十五度	大雪	十二月七日	十度
夏至	六月廿二日	八十三度	冬至	十二月廿二日	十二度
小暑	七月七日	八十六度	小寒	一月六日	十五度
大暑	七月廿三日	九十度	大寒	一月廿一日	二十度

一年中の最高溫度九十四、五度にして最低溫度七、八度である。

本縣の地勢は曠平にして土質は砂土をなす、春期より夏期にかけて起る颶風の四五日續くこと稀ではない。斯る時には瞬く間に塵埃山を成し一間先も見えざる狀態となる。

夏秋の雨期に至れば必ず河川の大小は氾濫する外至る所大小幾多の湖水が出現し、砂漠は一夜にして湖都と化するの

感がある。

第二節　風俗

第一項　概況

本縣の風俗は南滿洲共通の風俗習慣にして特記すべきものはない。所謂人心鈍重にして日常生活も粗衣粗食に堪へ孜々として勤勞に從事するのみ。地理的に見ても周圍は大縣に圍まれ縣民の九十八%は農民にして何等近代文明を輸入すべき機會のない位置に置かれているので慣習も遺風卽ち舊慣を固守する事に於て仲々根强い。此の二三年來殊に生活の困難を來してゐるが爲に例へば大同元年十月入縣當時の住民の着衣狀態は衣裳らしき衣裳を着したる者は殆ど見られなかつた。之は特別の現象とも云ふべく匪賊の爲に持物は殆んど掠奪されたる結果による。又立派な衣裳を着る事は匪賊の目標となるを以て斯る姿態をあへてしたる者もあるとのことであるが眞意は明かではない。其の後治安の保たるゝに從ひ彼等の生活も活氣をおび又着衣狀態等も漸次通常狀態に復して來た。

第二項　種族

本縣の種族は漢、滿、回族の三族に分れてゐる。漢民族は高句麗統括下となりたる時初めて入來した。當時朝鮮民族も相當在住せるものゝ如く本縣第七區高麗房も彼等の住跡なるが故に起りし名稱なりと言傳へられてゐる。漢滿蒙族は各種族間に結婚の自由が行はれていたが爲に今日に於ては區別困難である。要するに大部分は漢族にして滿族は第二區第三區に多く、又回族は鄕村生活を營まず城內以下各都市に集團居住し其の數僅少である。回族は他族と結婚せず豚肉

を食せず煙草酒類を吸飯しない。蒙族は極少數にして滿漢族と結婚融合し現在は僅かに其の名を留むるに過ぎず。大同元年十月入縣後內地人數人、朝鮮人二十數人入台し概ね質屋、雜貨屋、藥屋等を經營してゐる。

第三項　衣食住

概況にて述べた如く縣民の殆んどは農民にして、地味不良なること、水害多きこと、匪害の多かりしこと等は彼等の生活を益々困窮ならしめ隨つて生活程度は縣の最下位に屬してゐる。食料は主として高粱にして次に粟黍等を用ひ副食物は蔬菜に限られ、肉類を用ふることは祝事に限られ然も尙一年に數度を超えざるの狀態である。上流社會に於ても肉食することは稀である。住家は概ね土壁の家屋にして煉瓦家屋は主要部落に一、二軒散見するのみ、又南方磐山縣境には草屋の散在するを見るも屋內は頗る不潔にして衞生設備なく汚水の排泄設備等殆どない。

第四項　家族關係

一家中の年長者を家長と謂ひよく一家を統轄するも家長管理出來得ざる場合は家長に次ぐ年長者之を代理する。大家族制を取ることは各地とも共通にして部落の名稱が姓名卽ち姓となるもの多い。むしろ大家族となるに從つて同姓の親族緣者が集團し部落を形成するものにして部落名も其の同姓によつて代表される。本縣に於ては一般五世同居及び七輩同堂するもの大部分なるも融和よく取れ相互扶助の精神に富み親族間の結婚等も相當行はれてゐる。

第五項　娛樂

縣民の大部分が農民であり且つ生活に餘裕少きを以て娛樂としても特記すべきものはないが、强ひて記すならば耕作の暇を利用して買物旁々集市（縣城二、三、五、十、日市場）へ集つて長時間市場を逍遙する事である。卽ち何等の娛樂

設備のない彼等にとつては之が唯一の慰安なのである。秋の收穫終了後各村にて夜間の影芝居を擧行し老若男女總出にて觀覽する等は唯一の樂しみであつたが近年殆んど擧行されてゐない。卽ち舊正月とか特別祝事を除ひては平日の娛樂として見るべきものはない。

第六項　儀　式

祭禮　祭禮の慣習は以前と變る所なきも、其の擧行規模に於ては昔日の如き感はない。祭禮としては舊曆正月元旦を初めとし一月十五日は上元節或は春節とも云ひ、此の日は村民等自ら燈籠を造り岡或は墓場に行き凪を取る風習あり、農民商民は三日間仕事を休み街に於ては奏管絃或は劇等を行ひ仲々賑やかである。其の他一月二十四日の祭二月二日の祭等が行はれるが、三月三日の清明節は植樹祭とも言ひ植樹が行はれる、五月五日の端陽節之は楚國時代の忠臣屈原の死に對し一般國民が彼の義膽に感じて初めた祭であつて意義深きものである。五月十三日祭六月六日祭七月七日祭七月十五日の中元節八月十五日の中秋節九月九日の重陽節十月一日の鬼王節又冬節十二月八日祭十二月二十三日祭或は十二月三十日等行はれる。

婚姻　婚姻の儀式は一般變る所なきも婚姻豫約の給付に關しては次の如きものあり。結婚するに際し兩宗共に相當の財産有りお互に信用ある場合は男家より小額の支度金を支拂ふことにより成立する。

男家に財產あり女家が貧乏なる場合は女家に於ては將來の生活費として相當の額を請求し其の額によりて決定する。男家が貧乏なる場合は女家は男家に對する信用なき爲萬一の場合を考へ終生の生活費として金額を請求する。又普通の場合結婚當事者間の年差の大小により金額の大小を生ず卽ち男子が年寄で女子が若い場合等は多額を請求する。

本縣に於ては一般に財政餘裕の無き爲か一夫一婦制行はれ大體に於て第三婦人を有するものは稀である。

葬祭　家長の死亡したる場合は出來得る限り長期間死體を家內に安置するを死亡者に對する最禮儀とする。場合に依りては一週間或は十日も家內に置き社體は腐敗し臭氣を發することあり。以上は年長者を尊ぶ習慣より來るものなるも外的非難（出棺の早き事は年長者を尊敬せざる所以なりと周圍より嘲笑さる）を受くるとの觀念より出發したるものである。但し幼年者は此の限りではない。

（ロ）送庫の式に馬、牛、車等の模型を燒却すること

馬は男子の死亡したる時、牛は女子の死亡したる時に用ひ、車は死亡者が乘りて西方に向つて出發するを意味するものなり、西方とは佛は西方にありとの信心より起り、燒却に當り西方に行けと祈る事は佛となれとの謂である。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

縣全體の區域を八區に分つ、區は數村を合せたる名稱である。區は單なる便宜上の區劃にして區夫自身には區公署なく一般行政を管掌する機關は村卽ち村公署である。

故に本縣に於ては縣公署對村公署なる感あれども、事實は各區に各一個所の警察分署及農商務分會等が設定せられ區內の村長會議等を開催するが故に自然區公署の役割を演じてゐる。今一般手續を見るに、普通の場合村公署に於ては分署

に提出し分署より警務局長を經て縣公署に至る。現在は警察分署は八區、村公署は三十一村、副村は四百七十個村あり。

第二節　鄕村制度

本縣内の主村三十一ケ村は縣公署下にある唯一の地方自治團體である。主村は村公署を組織し村長、村副各一人を置き副村には村董十五を置く。村長、村副は村董及十家長の選擧により任期一年である。滿期となれば改選し重任をさまたげず、十家長とは十家聯絡牌の長にして卽ち十家族一團となり一家族より一人の家長を出せば十人の家長となる、其の十人中より一人を選擧せし一人を十家長と云ふ。十家聯絡牌は董の下にありて自治制度を掌り、村内の行政事務は村長、村副が村董と會議し多數決を以つて決定する。之を執行するは村長の責任權限である。

第三節　自治制度

縣民は國家賴むに足らずとする滿洲各地の共通觀念から起り家族集りて大家族を形成し、大家族相交り相結びて小部落(十家聯絡牌)を形成し、部落は集りて村となり、家族、大家族、小部落、村等は總てが自治制を本位として内外の敵に當り一種の共產的自治行政を敷いてゐる。

第四章　財　政

第一節　概　説

民國二年台安縣新設以來の豫算を見るに、年收入は各機關の支出に應じ得る樣に編成し、其の財政內容は總支出の中行政經費は十分の六、警務費十分の二、教育經費十分の一の割合であつた。然れども當時は畝捐地數の調査不正確其の他種々の事情により實際收入は常に豫算に比し三割以上不足を生じた。故に財政事務擔當者は別箇の收入財源の捻出に迫られ、所謂保甲費なる費用を縣稅以外に徵收した。保甲費とは自衞團費にして縣稅地數に割當てゝ徵收した爲に縣民は二重三重の重稅に苦しめられ殆んどが負擔能力以上の稅金を課せられたのである。

大同元年五月より十月までは匪賊の軍政に苦しめられ、縣民は滿洲國建設による王道も協和も無く、唯治安の恢復を待つのみであつた。十月十五日打虎山假縣公署より台安に入縣以來治安漸次恢復し人心も靜穩に歸せり。

茲に於て財務局に於ては諸般の準備を進め耕作地等の調査を終へ、大同二年一月初めて縣稅の徵收を開始した。而して縣稅收入の今日迄の狀況を見るに年度經過後の七月漸く元年度收入豫算の半額を徵收し徵稅成績僅に八十％に過ぎざる狀態である。

而して別に營業稅、車牌稅、屠宰肉稅、結婚稅等の一半を縣費として使用し得るも之れ等は極めて小額である。此の中屠宰稅に關しては今後の設備準備の如何により幾分增額の餘地あるも縣歲出を補ふには九牛の一毛にも過ぎず、縣稅の收入に對し縣支出は約是に倍し總支出の半額は借款と救濟金に俟つの外なかつたのである。而も尙ほ縣稅收入が遲延した爲每月の支拂に甚だ支障を來し縣行政の運用を妨害すること甚だしかつたが、是以上の借款は徒らに負擔の過重に

苦しむのみであつたので、止むなく諸給與を一箇月半乃至貳箇月遲延し以て支拂の一部に當てゝゐた狀態である。

唯治安の維持さるゝと正比例に縣稅の納入率の昇りつゝある事實に對して一累の望を囑してゐる。玆に大同元年度豫算額と大同元年七月より大同二年四月迄の收支實績とを記せば左の如くである。

第二節　歲入

豫算	
縣稅收入	九五、五七三圓
省公署より借款	四六、〇〇〇圓
省公置より補助費	一八、〇〇〇圓
計	一五九、五七三圓
實際收入	(但し大同元年七月より二年四月迄)
縣稅の入	五三、七六三圓九角
省公署より借款	四六、〇〇〇圓
省公署より補助費	一八、〇〇〇圓
計	一一七、七六三圓九角

第三節 歳出

豫算

總務料	三二、七一二圓
財務局	一二、六〇〇圓
教育局	二〇、七五四圓
警務局	八七、八三四圓
電話局	二、八八〇圓
計	**一五六、七八〇圓**

實際支出

總務料	四一、〇九一圓五角三分
警務局	五四、一七二圓八角二分
財務局	六、九二六圓二角六分
電話局	四、九六八圓六角六分
教育局	八、四五二圓五角
計	**一一五、六一一圓七角七分**

本縣大同元年度七月より二年四月迄の收支決算の差額は左の通りである。

收入總額　一一七、七六三圓九角
支出總額　一一五、六一一圓七角七分
殘　高　二、一五二圓一角三分

参考表(一)　縣稅各種目徵收狀況

捐別＼摘要	徵收率	徵收法	豫定收入	自大同元年七月至二年四月實收入
畝捐	上則〇、一四六 下則〇、一三四 中則〇、一四 城則〇、〇六七	毎年一回徵收期間は十一月より翌年四月迄	八三、二八九圓	四五、四七一・九〇圓
屠宰捐	牛二、四〇 羊〇、五〇 猪一、〇〇	毎日屠宰の際に徵收す	二、〇〇〇	一、四五〇
肉捐	牛一、一〇 羊〇、三五 猪〇、五〇	同上	一、二三四	七五〇
商捐	甲一、〇〇 丙〇、六〇 乙〇、八〇	毎月一回徵收す	二、五〇〇	一、七五〇
車牌捐	一套一、〇〇 三套五、〇〇 二套三、〇〇 四套八、〇〇	毎年一回冬季徵收す	三、〇〇〇	二、三五〇
糧捐	毎石〇、三〇	運出の際に徵收す	一、五〇〇	七五二
婚書費	毎份二枚二、〇〇	結婚の際に徵收す	五〇〇	三五〇
街基捐	甲一、〇〇 丙〇、四〇 乙〇、七〇 丁〇、二〇	一ヶ月一回徵收す	一、〇〇〇	八九〇

参考表(二)　台安縣大同元年度支出豫算書

機關＼月計	七八月	九十月	十一十二月	一二月	三四月	五六月	年計
總務科	圓 五、四五二	五、四五二	五、四五二	五、四五二	五、四五二	五、四五二	三二、七一二
財務局	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	一二、六〇〇
教育局	三、四五九	三、四五九	三、四五九	三、四五九	三、四五九	三、四五九	二〇、七五四
警務局	一四、六三九	一四、六三九	一四、六三九	一四、六三九	一四、六三九	一四、六三九	八七、八三四
電話局	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	四八〇	二、八八〇
計	二六、一三〇	二六、一三〇	二六、一三〇	二六、一三〇	二六、一三〇	二六、一三〇	一五六、七八〇

参考表(三)　地方税收入明細表

捐別＼月別	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	計
畝捐	圓 三五一	一七〇	九、五〇〇・四〇	一一、〇〇〇・五〇	一八、五三六	六、〇一四	四五、四七一・九〇
居宰捐	二一〇	二八二	二七三	一九〇	二三〇	二六五	一、四五〇
肉捐	一一〇	一三〇	一八〇	九五	一一〇	一二五	七五〇
商捐	二四五	三三五	三五〇	一七五	二九五	三五〇	一、七五〇
車牌捐	〇	八九六	八九〇	四二四	一四〇	〇	二、三五〇
粮捐	三〇五	一七〇	八二	六〇	四五	九〇	七五二
婚書捐	六六	六〇	七二	四六	五六	五〇	三五〇
街基捐	一五〇	一八〇	二一五	一〇五	一三五	一〇五	八九〇
總計	一、三三七	二、一二三	一一、五六二・四〇	一二、〇九五・五〇	一九、五四七	六、九九九	五三、七六三・九〇

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]				[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]					[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]
[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

第四節 財政政策

[illegible]

[illegible]

[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]	[illegible]

参考表(四)　大同元年七月至十二月支出明細表

月別＼機關	總務科	警務局	財務局	電話局	教育局	總計
七月	一、七三五・九八円	三五四・二八				二、〇九〇・二六
八月	三、一七四・一三	五、三七六・四六				八、五五〇・五九
九月	四、六八六・二五	五、七〇二・六七				一〇、三八八・九二
十月	七、七七二・三四	五、五一〇・三九	四四六・〇八	三、二八七・〇七		一七、〇一五・八八
十一月	四、一七五・四一	四、九四一・七五	一、二九六・五三	二五六・八八	二、〇六三・五〇	一二、七三四・〇七
十二月	四、七五五・四二	九、七五八・二七	一、二〇二・六五	三五〇・七一	一五五・〇〇	一六、二二二・〇五
計	二六、二九九・五三	三一、六四三・八二	二、九四五・二六	三、八九四・六六	二、二一八・五〇	六七、〇〇一・七七

参考表(五)　大同元年七月至二年四月支出明細表

月別＼機關	總務科	警務局	財務局	電話局	教育局	總計
大同元年自七月至十二月	二六、二九九・五三	三一、六四三・八二	二、九四五・二六	三、八九四・六六	二、二一八・五〇	六七、〇〇一・七七
大同二年一月	三、六四〇	五、七〇八	九四二	二八七	一、五〇二	一二、〇七九
二月	三、七三五	五、八〇六	一、〇一九	二七三	一、六〇二	一二、四三五
三月	三、六七二	五、六九〇	一、〇〇五	二六七	一、五五二	一二、一八六
四月	三、七四五	五、三二五	一、〇二五	二四七	一、五七八	一一、九二〇
計	四一、〇九一・五三	五四、一七二・八二	六、九三六・二六	四、九六八・六六	八、四五二・五〇	一一五、六二一・七七

第四節　財政政策

以上の項にて述べし如く、本縣の財政は收支相償はず財政整理は今日の急務なりとは云へ、支出の大半は警務費である故に治安の維持確立せられざる限り警務費の削減覺束なく、之以外の一般行政費を整理することは却つて事務能率の減退を來し而も其額は甚だ僅少である。勿論整理に當つては各方面に渉るとしても財源の捻出には餘りに小額である。斯く論じ來れば現在の行政費削減は小額を除きては不可能である。故に財源を他方面に求めざるべからず、今農業的見地より土地を見るに相當の未耕地あるも概ね荒地にして開拓の餘地少く、而も遼河流域の肥沃地は常に水害を受け、其の他は「アルカリ」性を多分に含む不毛の地多き爲め、現今の耕作方法を以てしては開墾の餘地幾何も無く從つて品種の改良に俟つの外なし。唯本縣は濕地多く滿洲に於ては低地は惡地なるを以て、此濕地を水田に利用し得ば又好結果を得る事必しも難事ではない。其の他水產業を除いては見るべきものなし。

臺安縣土地劃分一覽表

村分／區別	一　區	畝　數
主村	八角台	三二一六・一三
摘要	副村九	一三九・九　一三九一・八四
主村	柜子洞	二〇九四一・七三
摘要	副村三一	九・二　九〇五三・一四
主村	栁子屯	二〇三〇七・四九
摘要	副村一三	一　一〇八五六・八七
主村	四道河子	二四四六三・二三
摘要	副村二	二四八五〇・一六
主村	搭連泡	一七一三七・三一
摘要	副村八	七一四二・六四
全區	總數	一〇四九六五・八七
全區	各則總計	一五〇・一　五五〇九三・六五

	二區	畝數	三區	畝數	四區	畝數	五區
	柤子洞	三三五三六·五五	西佛牛	三三〇八〇·二一	新開河	一九八四八·一	桑林子
二四三五·九八 六三四八·四	副村三	六三·六 一三一二四·二八 四六九四·七九 一五六五三·八八	副村三	四三·四五 一五八八六·八四 二八六六·八 四三八三·〇二	副村三	二三·七 一〇四四八·六五 三三一八·七 六一五八·〇五	副村二
	白其笸	三二七二二·八五	鴨子廠	三三〇七二·一一	鄭三家子	三六九〇〇·八八	黃家窩堡
一〇一〇·四 一〇八七九·九八	副村三	一七 一六四五一·九一 五八五四·五三 一〇三九九·四[illegible]	副村二	二四七·七 一三五七九·五四 五一九六·〇三 五〇四八·八四	副村二	一·五 一七〇〇七·八三 一九七五·三 七九一六·二五	副村五
	九間房	三六二七六·一三	姜荒地	二七〇三五·五一	沙坨子	一六七三〇·四六	曾家窩堡
一七五四·〇四 七六九五·五八	副村二	一三·六四 八七二七·八三 七一三五·二八 一〇三九九·三七	副村二	一〇三·六五 一八三五四·七二 三三三一·三八 五三四六·七六	副村二	一〇三一五·三四 二三六〇·五九 四一五四·五三	副村六
	祁木坨	四九二五·八四	拉拉河	二七一三六·三五			茨榆坨
二八三三·四四 六七八〇·六三	副村五	二·五 [illegible]八〇一·六六 三三三·四四 一七九八·二四	副村三	六七·六五 一九三八八·〇六 五七一八·五四 一一九六三·一			副村二四
二四一五·八二 七五七八·八五							
		九七四六一·三六		一一〇三二四·〇八		六三四七九·四四	
一〇四三八·六八 三九二八三·四四		九六·七四 四一一〇五·六八 一八〇〇八·〇三 三八二五〇·九一		四六一·四五 六六一〇九·一六 二七一二一·七五 二六六四〇·七二		二四·二 三七七七一·八二 七四五四·五九 一八二二八·八三	

畝數	六區	畝數	七區	畝數	八區	畝數
三四六一八・三八	富家莊	二八二〇五・〇三	高力房	二〇〇一三・一三	黃沙坨	三七七七一・九二
一〇・七 七五九五・二 三九〇九・八四 二三一〇二・六四	副村一七	二四〇・六五 一九〇〇七・八四 一六〇九・八二 七三四六・七二	副村二	二八・一 一三〇九九・一三 二六九三・〇三 四一九一・八七	副村三	三・一 二〇一五二・九一 七三六七・〇二 一〇二四八・八九
三五六二七・七七	轉彎台	二三八八一・三八	張家窩堡	二六九六六・六九	紅其養子	二四七五〇・六六
四九三〇・三四 二九二四・一九 二七七七三・二四	副村二四	一三三・二三 一一三一一・三七 一一二四・九三 一〇三二一・八五	副村四	三九・三 一六四三一・一九 三三二二・八七 七一四三・三三	副村二	一〇三・七 八六六八・七七 七四三三・三四 八五四四・八五
三一一三八・三五	三道溝	二二五七三・一	六間房	三〇三七八・六九	小黃沙坨	二九一〇八・〇〇
六 一四八一四・七二 三六二四・四六 一二六九三・一七	副村二四	一五七・〇七 一二九四二・六五 一四四九・五三 八〇二三・八六	副村四	九 一七九五四・二七 三二五六・六八 九一五八・七四	副村一八	三七三・六四 一三〇一八・八七 四七九九・六三 一〇九一五・八六
二九三五二・四八	雙岔子	二三三五八・二三			五間房	三八二〇六・六八
五〇・六 六〇一八・三五 二三三四・九八 二一〇四八・五五	副村一五	五 一三四九一・二 一七〇七・〇三 八〇五四・九			副村三〇	一八二〇七・五七 六五四二・八四 一三三五六・二七
一三〇七三六・九八		九六九一七・七五		七七三二七・五〇		一二六七三七・二六
六七・三 三三三五八・六一 一二六九三・四七 八四六一七・六〇		五三五・九五 五六七五三・一六 五八九一・三二 三三七三七・三三		七六・四 四七四八四・五九 九二七二・五七 二〇四九三・九四		四八〇・四四 六〇〇四八・一二 二六一四二・八三 四三〇六五・八七

全縣土地共	八一〇九五〇・二四畝
全縣各則總計	
上則	一八九二・五八
中則	三九七七二四・七九
下則	一〇七〇一四・三三
城則	三〇四三一八・六四

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

公安局の原名は警察所と稱せられ公安局は現在の警務局に相當する。民國十三年法令により警察所及保甲隊（現在の自衛團）は合併し警甲所と改名した。次いで民國十八年五月警甲所は改名せられて公安局となり内容も行政保安兩部に分れ、行政部には公安分局八所、分駐所二十一を置き、保安部には一大隊を置き、一大隊を二中隊に分ち一中隊には三步分隊あり、他の一中隊は騎馬隊にして二騎分隊、一砲分隊を置いた。尙各公安分局及公安大隊は皆公安局に隷屬し、各公安分駐所は各公安局、步騎砲各中隊分隊は大隊部に屬し、之と同時に局内に總務課行政司法課を置いてゐた。

然しながら建國後大同元年七月打虎山假縣公署にて警務局を組織し各區警察署を除いては悉く新人を採用した。次いで十月入縣後は治安維持の必要にせまられ行政警察方面は幾分疎に流れたる傾向ありたるも、大同二年三月以降は治安

も維持され行政警察の能力も發揮し大いに內容の充實を計つた。

今之を民國二十年九月事變以前と比較するに行政警察員數は半減し戰鬪員卽ち警察隊も亦半減し而も以前に倍する能力を發揮してゐる。

第二項　組　織

警務局長は縣長の命を承けて警察事務を一切管理する。警務局に警務課保安課の二課を置き、縣下を八區に區分し各一區に一個所警察署を置き警務局長の命を受けて區內行政警察を管理してゐる。但し、縣城街には警察分署四個所を置く。其の他警務局長直下に警察隊あり、之は第一中隊第二中隊第三中隊より編成され縣城にありては常に縣內の警備にあたつてゐる。

一　行政警察

(1)　總員　百五十二名

(2)　編成配置

(イ)本局　局長一名、課長二名、督察員一名、課員三名、通譯一名、庶務一名、書記二名、夫役五名。

(ロ)警察署　署長八名、署員十六名、警士百零四名、夫役八名。

(3)　裝備略す。

二　警察隊

(1)　總員　二百四十九名

(2) 編成配置

(イ)大隊本部　大隊長一名、大隊副一名、通譯一名、文牘一名

(ロ)三ケ中隊編成

一中隊には中隊長一名、分隊長三名、兵八十一名、夫役二名

二中隊には中隊長一名、分隊長三名、兵八十一名、夫役二名

三中隊には中隊長一名、分隊長二名、兵五十名、騎馬隊長一名、馬兵十五名、夫役二名

(3) 裝備略す。

第三項　警察官吏

- 警察隊
  - 大隊副
  - 步兵一中隊
    - 第一分隊―二十七名
    - 第二分隊―二十七名
    - 第三分隊―二十七名
    - 夫役二名
  - 文牘一名
  - 步兵二中隊
    - 第一分隊―二十七名
    - 第二分隊―二十七名
    - 第三分隊―二十七名
    - 夫役二名
  - 通譯一名
  - 步兵三中隊
    - 第一分隊―三十名
    - 第二分隊―二十名
    - 騎兵隊―十五名
    - 夫役二名

警務局組織表

- 縣長—警務指導官
  - 警務局長
    - 督察員一名
    - 警務課
      - 課員二名
      - 會計、庶務 一名
      - 書記貳名
      - 夫役三名
    - 保安課
      - 課員一名
      - 通譯一名
      - 書記一名
      - 夫役二名
    - 警察署
      - 一區縣城警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十四名
      - 二區垣子洞警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十名
      - 三區西佛牛警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十名
      - 四區新開河警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十名
      - 五區桑林子警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十名
      - 七區高力房警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十名
      - 八區黃沙坨警察署
        - 內勤署員一名
        - 外勤署員一名
        - 警士十名

台安縣警務局所屬警察署官員薪餉及駐在地點一覽表

項別／機關別	駐在地點	官職	警官數	薪餉月俸	薪餉總數	備考
第一警察署	縣城	署長	一	三五	三五	
同上	同上	署員	二	二〇	四〇	
同上	同上	警士	三〇	一〇	三〇〇	
同上	同上	警長	四	一四	五六	
同上	同上	夫役	一	八	八	
第二警察署	坨子洞	署長	一	三五	三五	
同上	同上	署員	二	二〇	四〇	
同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇	
同上	同上	夫役	一	八	八	
第三警察署	西佛牛	署長	一	三五	三五	
同上	同上	署員	二	二〇	四〇	
同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇	
同上	同上	夫役	一	八	八	
第四警察署	新開河	署長	一	三五	三五	
同上	同上	署員	二	二〇	四〇	
同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇	
同上	同上	夫役	一	八	八	
第五警察署	桑林子	署長	一	三五	三五	
同上	同上	署員	二	二〇	四〇	

同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇
同上	同上	夫役	一	八	八
第六警察署	富家庄	署長	一	三五	三五
同上	同上	署員	二	二〇	四〇
同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇
同上	同上	夫役	一	八	八
第七警察署	高力房	署長	一	三五	三五
同上	同上	署員	二	二〇	四〇
同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇
同上	同上	夫役	一	八	八
第八警察署	黃沙坨	署長	一	三五	三五
同上	同上	署員	二	二〇	四〇
同上	同上	警士	一〇	一〇	一〇〇
同上	同上	夫役	一	八	八
合計		員數	一三六	一ヶ月俸給	一七二〇
年計					二〇、六四〇

警務局本部官員薪餉及駐在地點一覽表

機關別／項別	駐在地點	官職	官警數	薪餉月俸	薪餉總數	備考
台安縣縣署	縣城	局長	一	一〇〇	一〇〇	
同上	同上	課長	二	五〇	一〇〇	

機關別	駐在地點	官職	警官數	薪餉月俸	薪餉總數	備考
台安縣上	縣城	課員	一	三三	三三	
同上	同上	同上	二	二五	五〇	
同上	同上	督察員	一	二五	二五	
同上	同上	通譯	一	三五	三五	
同上	同上	庶務	一	二〇	二〇	
同上	同上	書記	二	一八	三六	
同上	同上	夫役	五	八	四〇	
合計			一六		四四一	
年計					五、二九二	

台安縣警務局所屬警察隊及警察大隊部官員駐在地點月俸一覽表

項別 機關別	駐在地點	官職	警官數	薪餉月俸	薪餉總數	備考
警察隊部	縣城	大隊長	一 中隊長兼	〇	〇	
同上	同上	大隊副	一	四五	四五	
同上	同上	文牘	一	二五	二五	
同上	同上	通譯	一	三五	三五	
同上	同上	步中隊長	三	四〇	一二〇	
同上	同上	步分隊長	八	三〇	二四〇	
同上	同上	馬兵分隊長	一	二六	二六	
同上	同上	步兵班長	二三	一四	三二二	
同上	同上	步一等兵	九五	一二	一、一四〇	

同上	同上	歩二等兵	九四	一一	一、〇三四
同上	同上	馬兵	一五	二四	三六〇
同上	同上	夫役	六	八	四八
合計			二四八		三、三九五
年計					四〇、七四〇

第二節　治安

第一項　概況

純然たる村自身の自衛たるべき自衛團は漸次武力的勢力を増し、村公署は勿論縣當局に於ても押へることの出來ない強力なる團體となりたるため、縣に於いては此れが懷柔策と縣自身の自衛のため縣公安隊を編成したのである。隨つて公安隊と自衛團とは密接なる關係に結ばれてゐたのであるが、時恰も時局騷然と成るに從つて自衛團の多くは匪賊化するに至り公安隊も亦之に化する者漸次增加するに及んで、大同元年七月打虎山假縣公署當時警察隊兵募集を營口と奉天に於て行ひ縣警察隊を組織したのである。次いで大同元年十月入縣後の種々工作により歸順馬賊より編成されたる公安隊（警察隊とは別なり）及自衛團は表面平靜なる如く見えたれども土匪と密接なる關係を有するため縣內至る所小匪出沒し討伐しても不明に終る事多く、而も公安隊、自衛團の月俸支給は遲延し、大同二年一月當時は彼等約千二百名は殊に叛旗するとの流言頻りに飛び陰鬱なる空氣は縣當局の處置運動中にも懸らず縣內を支配し再び慘事を豫想し縣民は續々逃難する有様であつた。斯る時幸ひに四角地帶の大討伐となり、之を機會に公安隊及自衛團約一千名を整理し而も縣

內より奉天に之を移住せしめた。其の後縣警察隊の員數にては縣內警備不充なるため、餘儀なく純然たる自衛團を組織し各區主要都市に駐屯せしめた。其の員數も以前の自衛團に比較すれば半數以下となり名稱も聯庄會と改名した。又各區聯庄會中より十二名づゝを選び縣城に集結せしめ、八區九十六名を二分し、半數を騎馬隊、半數を步兵隊に編成し遊動隊とし、之を清鄉局騎步兵隊と命名した。聯庄會は常に區內の治安に當り、清鄉騎步兵隊は縣內を遊擊し、縣警察隊は縣城にありて討伐に際しては以上三機關共同し擊滅を計つた。此の他日本軍は大同元年十月十五日より大同元年二月十七日まで台安縣城に駐屯し、一月末には四角地帶に大討伐を行つたので大同二年二月以降は縣內に團體匪影を見ず、偶々他縣より侵入し來るも二日以上縣內に止るを許さゞるの狀態に迄こぎつけた。斯るが故に例年になく治安は維持され七月を迎ふるに至り、現在第二期警備工作に全力を盡し、縣城壁の大修築を實行し九分通り完成するに至つてゐる。

第二項　機　關

(一)警察隊

1 員數編成配置は前記したれば之を略す。

2 武器彈藥數略す。

(二)清鄉騎兵隊

1 總員　六十四名

2 駐在地點　全部縣城

3 裝備略す

4 給與　總額及明細は別表の通り（但し隊長及分隊長、書記、號兵、夫役、傳達は縣費である）

（三）清郷步兵隊

1 總員　六十名

2 駐在地點　全部縣城

3 裝備　略す

4 給與　總額及明細は別表の通り（但し隊長及分隊長、書記、號兵、夫役、傳達は縣費である）

（四）聯庄會

1 總員　四百二十六名

2 編成配置　全縣八區主要都市に駐屯し其の明細は別表の通りである。

3 裝備　略す

4 給與

總額月計　五千八百六十二元

年計　七萬三百四十四元

騎兵清郷隊員數一覽表

項別／機關	駐在地點	官職	警官數	薪餉月俸	薪餉總數	槍數	彈藥數

機關　項別	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數	彈藥
騎兵隊	縣城	隊長	一	四〇	四〇		
同上	同上	分隊長	二	三〇	六〇		
同上	同上	班長	四	一八	七二	四	五〇〇
同上	同上	騎兵	四四	一六	七〇四	四四	三、五〇〇
同上	同上	書記	一	一六	一六		
同上	同上	號兵	二	一八	三六		
同上	同上	夫役	九	八	七二		
同上	同上	傳達	一	一〇	一〇		
合計			六四		一〇一〇	四八	四、〇〇〇

歩兵清郷隊員數一覽表

機關　項別	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數	彈藥
歩兵隊	縣城	隊長	一	三五	三五		
同上	同上	分隊長	二	二五	五〇		
同上	同上	班長	四	一四	五六	四	五〇〇
同上	同上	歩兵	四四	一〇	四四〇	四四	三、五〇〇
同上	同上	書記	一	一六	一六		
同上	同上	號兵	二	一〇	二〇		
同上	同上	傳達	一	一〇	一〇		
同上	同上	夫役	五	八	四〇		
合計			六〇		六六七	四八	四、〇〇〇

機關（項別）	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數	彈數
一區聯庄會	縣城	隊長	一	四〇	四〇		
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五		
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇		
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六	二	一〇〇
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四	二	一〇〇
同上	同上	騎兵	一八	一六	二八八	一七	八五〇
同上	同上	步兵	一八	一〇	一八〇	一八	九〇〇
同上	同上	夫役	四	八	三二		
合計			**四七**		**六六五**	**三九**	一、九五〇

機關（項別）	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
二區聯庄會	垣子洞	總隊長	一	四〇	四〇	一		三〇	
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六	二		五〇	
同上	同上	騎兵	一八	一六	二八八	二	一五	三五	四一〇
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五	一		二〇	
同上	同上	步兵分隊長	四	三〇	一二〇	一	三	二五	六〇
同上	同上	步兵班長	八	一二	九〇	二	八	八〇	一五〇
同上	同上	步兵	六二	一〇	六二〇	二	六二	四〇	一、九〇〇

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
二區聯庄會	垣子洞	夫役	八	八	六四				
合計			一〇四		一、二九三	一一	八八	二八〇	二、五二〇

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
三區聯庄會	西佛牛	總隊長	一	四〇	四〇	一		三〇	
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五		一		五
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇		一		一〇
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六		二		五〇
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四		二		九〇
同上	同上	騎兵士	一八	一六	二八八		一八		八〇〇
同上	同上	步兵士	一八	一〇	一八〇		一八		八〇〇
同上	同上	夫役	四	八	三二				
合計			四七		六六五	一	四二	三〇	一、七五五

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
四區聯庄會	新開河	總隊長	一	四〇	四〇	一		五〇	
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五	一		五〇	
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇	一		五〇	

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
同上	同上	騎兵	一六	一六	二五六		一六		一二〇〇
同上	同上	步兵	一六	一〇	一六〇		一七		一三六〇
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六		二		二〇〇
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四	一	二	五〇	二〇〇
同上	同上	夫役	四	八	三二				
合計			四二		六一三	四	三七	二〇〇	二、九六〇

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
五區聯庄會	縣城	總隊長	一	四〇	四〇	一		三五	
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五	一		三五	
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇	一		二〇	
同上	同上	騎兵班隊	二	一八	三六		二		四〇
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四		二		四〇
同上	同上	騎兵	一六	一六	二五六		一七		一、〇〇〇
同上	同上	步兵	一六	一〇	一六〇		一七		六〇〇
同上	同上	夫役	四	八	三二				
合計			四三		六一三	三	三九	九〇	一、六八〇

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
六區聯平會	富家庄	總隊隊	一	四〇	四〇	二		三五	
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五	二		五〇	
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇	二		五〇	
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六	二		四〇	
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四	二		四〇	
同上	同上	騎兵	一八	一六	二八八	一	一一	二〇	四三〇
同上	同上	步兵	一八	一〇	一八〇	一	一七	二〇	七〇〇
同上	同上	夫役	四	八	三二				
合計			四七		六六五	一二	二八	二五五	一、一三〇

機關	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
七區聯庄會	高力房	總隊長	一	四〇	四〇	一		四〇	
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五	一	一	四〇	一〇〇
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇	一	一	四〇	一〇〇
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六		二		一〇〇
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四		二		一〇〇
同上	同上	騎兵	一八	一六	二八八		一九		九〇〇
同上	同上	步兵	一八	一〇	一八〇		一九		九〇〇
同上	同上	夫役	四	八	三二				
合計			四七		六六五	三	四四	一二〇	二、二〇〇

機關別	駐在地點	官職	員數	薪餉	薪餉合計	槍數 手槍	槍數 長槍	彈數 手槍	彈數 長槍
八區聯庄會	黃沙坨	總隊長	一	四〇	四〇	一		六〇	
同上	同上	騎兵分隊長	一	三五	三五	一		六〇	
同上	同上	步兵分隊長	一	三〇	三〇	一		六〇	
同上	同上	騎兵班長	二	一八	三六		二		二六〇
同上	同上	步兵班長	二	一二	二四	一	二	六〇	二六〇
同上	同上	騎兵	一九	一六	三〇四		一九		一、〇〇〇
同上	同上	步兵	一九	一〇	一九〇	一	一九	六〇	一、〇〇〇
同上	同上	夫役	三	八	二四				
合計			**四八**		**六八三**	**五**	**四二**	**三〇〇**	**二、五二〇**

第三項　匪賊狀況

此の數年來縣內は至る所大小匪賊蟠踞し縣民は彼等の跳梁に極度に自由を拘束されて來た。第一章にて述べし如く當時の匪首周文奇は大同元年三月歸順と共に干芷山軍に編入され、又本縣公安隊として歸順せし王殿以下約一千名は大同二年二月干芷山軍に編入せられ、其の他當時の大小頭目一時干芷山軍に歸順して叛軍せし猛練長及當山、双山、專山、老來好、青山、全好、天助等は縣外へ逃亡し或は殺され大同元年十月には全く其の匪影を沒するに至つた。但し匪首老北風のみは本縣南方海城縣大高力房に蟠踞し、大同二年一月二十一日よりの四角地帶大討伐の結果遂ひに西方熱河方面へ逃亡した。爾後磐山縣境及磐山寄黑山縣境及海城縣境方面に月二、三回五六十名の集團匪賊の出沒を見るのみにして

縣內より集團匪賊の發生を見ず、例年に比較すれば不氣味な程靜寂を保ちつゝ高粱繁茂期を迎へてゐる。
斯如く縣內の匪狀は案外靜寂を保たれてゐるので、高粱繁茂期には一時に跳梁するにあらずやとの懸念あるため、今期の警備工作及び宣撫工作に全力を注いでゐる。

第六章　原始產業

第一節　農業

第一項　概況

南滿地帶の中央を貫流する大遼河は幾千年の歷史を檢ひて、玆に廣漠たる南滿平野を構成し以て流域地帶を潤してゐる。本縣は南滿平野の中央に位し遼河の河流々域地帶を占め十一萬天地の面積を有し、縣內二萬二百〇四戶二十萬一千八百五十人をして生活せしめ、內農民は九割五分を占め既耕地は約八萬天地に及んでゐる。現在農民の平均一人當所有面積は〇、四二天地の割合にして土地に對する人口は甚だ稠密である。故に本縣の主產業は農業にして他の產業としては何等見る可きものなく貧農のみ多くして人氣荒み、其の上に遼河の氾濫は三年に一回位ありて農作物に甚大なる災害を被むらしめ農民生活をいやが上にも急迫せしめ、遂には農民中に匪化するもの多く馬賊搖籃の地とまで稱せらるるに至つたのである。農耕地は野草の蔓延するに任せて省みられざる土地多く、尙一般農民の生活は遼河の水害及匪賊の被害を受け疲弊窮乏其の極に達して民心甚だ荒怠してゐるが、幸に王道政治の恩惠に浴する處漸次民意和らぎ向上の道を

辿らんとする機運に向つてゐる。

第二項　農業經營

一般農家は同一血統の者數家族一劃内に生活するが故に全部數家族の者共同して農耕に從事してゐる。農業經營法は大農中農小農によつて各々之を異にする。大農經營者は普通一戸當り百天地より四百天地位の耕作地を有し農業勞働者を約二、三十人使用して經營し或は又小作農に一部分を貸付けてゐる。中農經營者は一戸當り十五天地乃至百天地の耕作地を所有し概ね自作し農業勞働者を五人―十人位一年中雇用する。又農繁期にのみ臨時農業勞働者を雇用し或は若干を小作農に貸付くる者等あり。小農經營者は一天地―十五天地位を耕作し家族全員をして勞働に從事せしめ尚餘裕あれば日雇勞働者を雇用する。大、中、小農の區別法は家内一人平均一〇天地以上所有し居る者を大農と云ひ、一〇〇天地に二〇人位の家内を有する者又は一人當り四天地―一〇天地位所有する者を中農と云ふ。一天地より四天地位所有する者を小農と云ひ、小農にして自家所有の耕地にて不足なる者又は全然土地を所有せざる者は小作農を經營する。小作農は一人にて四天地―五天地位を借りて耕作し、契約期間は全部一ヶ年である。

小作料は	一天地當り	上	中	下
	金錢	十圓―十二圓	八圓位	三圓―四圓
	作物	作物を以て支拂ふ時は全部半分宛支拂ふ		

農業勞働者賃銀表（男普通一人分）

季節	期間	賃銀	季節	期間	賃銀
春季	五ヶ月	三十圓―三十五圓	夏	一ヶ月	六圓
	二ヶ月	八圓―十圓位		一日	三角五分
	一日	三角五分・四角			
秋季	三ヶ月半	三十圓―三十五圓	冬季	四ヶ月	二十圓
	一ヶ月	十圓		一ヶ月	六圓―八圓
	一日	五角		一日	二角

春秋二季は農繁期にして冬季は農閑期である。一ヶ年使用すれば六拾圓位なるも半ヶ年宛に之を清算する。

而して農民の經營法は穀物に對しては半粗放的にして野菜類に對しては作物の性質上半收約的である。耕作上の勞働は馬、騾、驢馬、牛等をして勞役に服せしめ其れに使用する農具は舊來より中耕用に使用せられたる犁にして(一臺三圓位)他の農具は除草機、播種器、鎭壓器、調製器等である。之等は至極簡單にして安價にして且つ使用法簡單なれば十五六歲位の子供にても容易に使用し得らる。然しながら作物に對する農耕法の實際に關しては更に之れを改良せず依然舊態に甘じてゐる。肥料は動物の排泄物を根氣よく集め肥土と混じたるものを堆積して施用し、生活上副產物たる灰は全く生活殘渣として省りみられず肥料は之を求めて買ふ事なし。尙副業として養豚養鷄は全般的に飼育せられ一部第五區より高粱稈の皮を以て笠叉敷物を製造する程度にして養豚養鷄も殆んど放飼なり。故に家畜に依る恩惠の大半は省られず、西洋の諺に「家畜なければ農業なし」と言はれるも農民は家畜の恩惠に浴すべき方法を知らざるものの如くである。故に一見甚だ經濟的にして流動資本の僅少額を以て足るものの如き觀あるも、半人工的恩惠の大部分を失ひ尙農業

經營上の主體となる可き肥料及家畜に對する觀念を甚だ等閑に付し、消極的なる方法に依り自然の恩惠に依り農耕するが如き情態なれば、寧ろ實質的に言へば甚だ不經濟と言ふ可きである。農耕用種子は自家用にて不足のものは或は買入たり借りたり交換したりして補ふて播種するも、概ね土質に應じて作物を耕作し別に市場との關係を考察して栽培するに非ず、從つて奉天營口磐山等の市場は近くに存するも殊に特定市場に對する特別なる農作物を考慮する所なし。此の點につきてはやがて治安の確實に維持され世運の進展につれ諸業興隆の曉には市場に於て競爭する事は當底出來ない、故に今後は農會をし一農民に品種改良優良種子を普及せしめ、尙調製を改良し叉對市場農作物の稱類等を充分に考究せしめ以て市場に確實なる位置を占むべく對策中である。土地の利用の爲めには一毛作多くして棉、高粱、黍粺、麻等なり。然し叉小麥の中に豆類を栽培するが如き二毛作あり。農家の金融は專ら穀物播種期に借入れ收穫後之を支拂ふを例とし、高粱に於ては利率は一斗につき三升、金錢の貸借には土地を抵當し、然らざれば貸借關係は成立しない。利率は年三割位極めて高率である。一般農民の素質は非常に荒んでいる反面に反撥力消失し、向上の精神も現れず隨つて文盲が多い。然し乍ら甚だ朴訥を缺き寧ろ農民に似合しからざる感を深くするも之は專ら地勢の關係に依る處多きによるが尙自然的災害及人爲的災害等の爲め甚だしく生活に餘裕を缺いて來た事が大きな原因をなすであらう。故に農民には十分溫情を以て宣撫し生活に餘裕を生ずる樣に經營法を指導し、以て人心の和氣を招き新國家の恩惠に浴せしめ王道政治の何物かを彼等の生活そのものから見出させねばならない。

第三項　農業團體及市場

各村に村農會各區に區農會中央に縣農會なるものを組織して農作物家畜の品種の改良及良品種の普及等を計り、農業

上の諸般に亘る調査等を目的として活動してゐるが事實は有名無實に近く、隨つて產業組合等に對しては何ら統制的機能を有しない。故に農民は各個に縣下主要部落卽ち第一區は台安縣城內に第三區は西佛牛象第四區は新開河第五區は大桑林子第六區は富家莊第八區は黃沙坨部落に一ケ月の中四、五日目に一回宛日を定めて市場を開き、其處に於て農產物の賣買をなすのみである。又遠く黑山縣打虎山或は遼中縣磐山營口方面に馬車或は船に依り運搬し賣出する。

第四項　一般農民生活

「笛吹けど踊らず」とは宜なり本縣下の農民は水害及匪賊の害と不景氣の爲めに一船生活は唯疲弊の極に落され、衣服食物住屋等總ては程度甚だ低い。然して又土地の割合に人口稠密なるが故に益々氣は荒み、農耕法は舊法を其の儘繼承し耕地は一見老年期と見るも敢て過言ではない。然して日常生活に於ける衣服は春は紺色の木綿物の綿入で上下約四圓し耕地は一見老年期と見るも敢て過言ではない。

肌着は木綿しやつ一枚を着用し、夏は單衣服上下約二元程度の物を着用し、秋は春に同じく、冬は上下五圓程度の綿入と三元位の長衣と一枚八拾錢位のシヤツを三枚位着用する。

食物は平常高粱、粟、黍を主食物とし、味噌(自家製)野菜類の外は豆腐、卵、豚肉等殆ど年末及五月と八月の節と家長の誕生日のみ食す事になつてゐる。年中行事は正月元旦、元宵節の同月十五日、淸明節の三月三日娘々祭の四月十八日及二十八日、五月五日端午の節句、七月十五日盂蘭會、八月十五日中秋節、九月九日山登節十月十一日、鬼節十二月二十三日であつてその日は掃房をする。

農家の生計費は食代一ケ年に二十四五元位(小中農)成人四名子供四名の食費は百圓位である。衣服代は平均四五拾圓位にして建築物維持費及諸雜費等三、四十圓程度である。然して農閑期中婦女は多く自家用に紡績機織を營み一人一期

間に二疋位織るのが通例である。又第五區方面の婦女は春季副業として高粱杆を原料として笠を製造し奉天營口方面に盛んに販賣する。一般に衛生思想が普及されてゐないので家畜を同一室內に飼養し、爲に排泄物も處嫌はず散在し、又村落等の凹地は汚物の棄場と化し降雨に依り其の汚物は腐敗し汚水となつて流出し、恰も病原の貯水地かと思はしめる。滿洲に傳染病の多い今日誠に歎息すべきである。

第五項　耕地及農產物

本縣の土質は民國十七、八年頃の記錄に依れば數種類に分類される。卽ち東南一帶は遼河の沖積地であつて之の土質甚だ膏沃である。而して第八區は本縣境の中部を占め昔日柳河の流域地であつたが、此の地は平坦ではあるが土質砂土頗る多く遼河の土質と比較すれば甚だ劣つてゐる。又西北の一帶は柳河の流域に當り年毎に氾濫するので泥砂は氾濫する每に之の地方を埋め從つて土質の變化を再々起し穀物の生產も減ずる一方である。現在に於ては之の地方の大部分は耕作されず雜草の廣野にして、本縣に於ては縣下の最惡地と稱せられ別名馬廠とも云はれてゐる。卽ち最良質の地は東南にして西北地帶を最惡土質となす。本縣土質分布及產業價值の分作圖表を揭ぐれば次の如くである。

種類	所在地帶	每畝之產量（平均計算）				每畝ノ價値―以銀圓爲本位	對於全境地面之百分數
		大豆	小麥	棉花	高粱		
瘠土	七八兩區全部及三四六三區六東部	四、五斗	三、〇斗		七、〇計	三十―四十	三九%

沙壤土	一區大部及四區西部五區東南西北部	二、八計	二、二計	三二斤	四、〇計	二十―三十	三五%
沙土	二五兩區大部及一三兩區六西北部	二、〇計	一、〇計	一、九斤	二、〇計	五―二十	二七%
沙城土	二區北部及五區之東北西南部					一―五	三%

大體前記表に依る通り七八兩區全部及三四六三區之東部は殖土にして土地肥沃且つ黑色を帶び一般作物の生育狀態最も優良である。一區の大部及四區西部六區西北部五區東南西北部は砂壤土にして一般作物の生育狀態良く、二五兩區大部及一三兩區の西北部は砂土にして作物の生育甚だ不良である。而して圃場面に所々白色を呈するはアルカリ性鹽類の現出せる所にして小麥及黍粟は生育せず高粱のみ生育す。二區北部及五區の東北西南部は「アルカリ性鹽類」土壤地帶にして作物の生育は高粱稗を除いて他は概ね不良である。一般農作物の病氣は氣候の關係上、育期間の短かきに依る事及空氣乾燥して發病條件に適恰せざる事等によつて些程問題を惹起してゐない。而して現在含有「アルカリ性鹽類」土壤の土地は全部荒廢地にして野草のみ生育し、此の面積三萬天地にして現在は省みられてゐないが柳河の水を導きて灌漑排水の法を講じ、又一方農作物の種類に依り又は肥料に依りて理化學的に改良し、尚又農耕技術を改良せば如何なる種類の作物も栽培し得と判斷さるゝ故に、此の地點に內地人か朝鮮人の一千名位の移民を移住せしめて開拓させたならば相當效果を擧げ得るものと思考される。

第二節　林　業

本縣に於ては林業として特筆すべきものはない。卽ち森林と云ふべきものもなく唯路傍及農耕地の境界線及部落の附近等に少しづゝ楊樹があるのみにして林業（絶無とするも可なり）は文字通り微々たるものである。故に建築材料たる主要のものは皆奉天或は營口より買ひ入れて居る情況である。然し乍ら將來は所用木材の自給自足を目標として適當なる樹木の研究及植林につき充分の考慮を以て指導する方針である。

第三節　牧　畜

本縣の家畜は主として馬、騾驢、牛、豚、羊にして其の數は左表の如くである。（大同元年十二月調査）

項目	馬	騾	驢	牛	豚	羊	雞	鴨	鵝
事變前頭數	二六六六	三一九二	四五二〇	二七五〇	一九、四五九	一一三			
現在頭數	八七四	一一二九	二〇六三	八八二	八〇九七	六七	四四一五〇	一六四七〇	六八〇

以上の中家禽及豚は放飼である。

一般に馬の體格は不良にして勞役を課するには相當改良を必要とする。奉天、營口の市場に送るべき爲めには交通機關の發達を促進させねばならぬが牛及豚の體格重量に就ては尙改良の餘地は充分に殘されてゐる。又家禽にしても從來のまゝの種類にして産卵率低く卵型も小さい。一般農民は自然放飼が最も經濟的であると云ふ觀念から一歩も脫してい

ない爲に先づ範を示して品種改良の實績を如實に教へねばならない。故に現下の家畜政策は體型を大にして多産型に改良し以て農閑期迄に利用せしめ又は夏季金融の停頓期を補救する等に飼育法經營法を指導し又管理法も半放飼的にして飼料の經濟及排泄物の利用につきても出來得る限り合理的に近く向上せしめる可く指導するを可とする。尙本縣下の一ケ年間の宰殺數は割合に少いが此は販賣すべき市場の數も少く且亦一般農民の不況に依るの結果であると思考される。而して現在本縣下の宰殺場は大同二年三月本縣城内に一個所開場せるのみであつて其稅率及手數料は次の如くである。

種類／項目	牛	豚	羊
屠殺稅	二、四〇圓	一、〇〇	〇、五
肉捐	一、一〇	〇、五〇	〇、二五
手術料	〇、八〇	〇、五〇	〇、三〇

而して屠殺情況を見るに最初は牛が第一位を占めてゐたが漸次豚の頭數が增加し現在牛は最初三分の一に減じ豚は最初三位に增加し現在では牛の頭數の三倍に達してゐる。屠殺數も都邑の人口の增加及生活程度の向上するに從ひ尙加工品の技術の進歩及大都會市場に販路の拓かるゝに依り正比例的に增加するが故に家畜の改良及飼養管理の改良に就ては充分なる指導を試みなければならない。

第四節　鑛業

現在本縣に於ては何らの鑛物も產出されず從つて特に記すべきものなし。

第五節 水産業

柳河及渾河遼河より鯉、鯽、鯰、鯿、船釘魚、蝦、蟹、鼈、烏貝等を産するも其の數量は豐富ではない。然し乍ら加工法及捕獲法飼養法等を指導改良するならば相當振興の餘地あるものと思考される。

第六節 鹽業

鹽業は現在及將來に於ても產出無きものと認むるを以て論ずるを得ず。

第七節 蠶業

蠶業は以前には若干柞蠶が飼養されて來たが現在では殆ど皆無である。故に將來は充分に研究して有望と認められるならば之を夏季農閑期利用の副業として奬勵する豫定である。

第七章 工業

民國二十年九月事變以前の工業は小規模ながら多少存在してゐたが事變後は特に工業と目すべきものは殆ど無し。民國十八年の調査による縣內の主なる物を上げれば燒鍋一軒、銀匠鋪十軒、熟鐵爐十三軒、錫鋪七軒等存在してゐたが今日に於ては以上の營業者は一人も無く隨つて工場は勿論其他の工業或は工業團體等皆無である。

第八章　交通

第一節　鐵道

本縣は地勢に於て述べた如く南滿線と奉山線の中間に位し以上二線の何れにも接せず、隨つて本縣を通過する鐵道は存在しない。唯々奉山線、打虎山驛（黑山縣）を利用し得るのみである。

第二節　水運

遼河、柳河、渾河等大河の流域に接する本縣に於いては今日漸く水運業の衰微を來したるも光緖末期の昔日に於ては一時隆盛を極め本縣に於ける主要都市の過半數は之等河川の水運によりて發達したるものである。隨つて從來本縣にとりては之等の水運が唯一の交通機關であると共に文化は只に水運の發達に伴ふて啓發された。併し乍ら南滿線架設後は水運の利用頓に減ずると共に本縣の主要都市の商業狀態は漸次衰微し延ひては縣全體に迄影響を及して來た。換言すれば近代的交通機關の發達に依つて水運は衰へ隨つて鐵路を利用し得ざる本縣に於ては之に依りて啓發される處極めて少く寧ろ文明に逆行するの方向を辿らしめた。一例を擧ぐれば隆盛時代の商人は概ね個人の船を所有し營口との間に貿易を開き投機事業を行つて來たが隣縣に鐵道が附設されて以來今日に於ては純然たる水運業者の他に斯る個人の船舶を所有する必要は毫も存しなくなつて來たのである。現在船舶と稱しても極少數にして僅かの雜貨穀物の運搬に供するの

み、詳細は調査未完了の爲統計を以て明示し得ざるは遺憾である。航路としては殆んど營口との間ではあるが遼河利用の開河場としては第七區小高麗房荒地第六區鴨子廠、三台子等である。尙柳河利用の市場は第三區西佛入第四區新開河第六區富家莊等である。渾河は遼陽縣との縣境をなし本縣に接する部分が短距離であるが爲利用も亦少い。

第三節　通　信

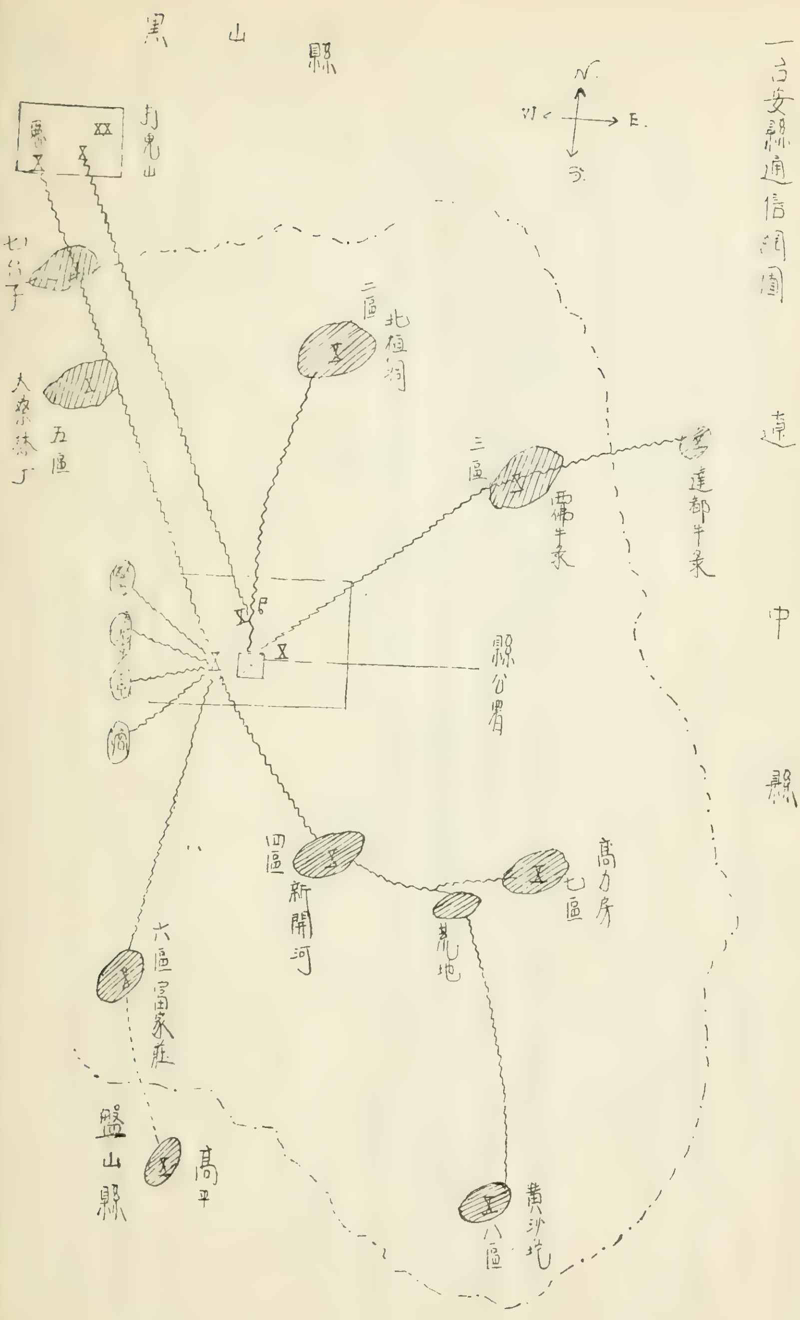
第一項　概　況

大同元年五月縣城放棄により電話線は悉く破壞せられしも十月入縣直後は台安、打虎山間の電話を急速に架設した。其他各區との連絡は概ね騎馬に依つてなされていたが其の後電話網計劃は實現され今日に於ては各主要都市に連絡され六月には遼中縣との間に電話連絡が實現した。又台安磐山線も近々實現の豫定である。郵政にしても縣城に一ヶ新分局あるのみにして電報も取扱はず唯手紙及小包の運搬に當つてゐる。冬期には打虎山台安間に自働車の連絡あり幾分其の機能を發揮する事が出來た。

第二項　郵　政

以上概況にて述べし如く縣城に一ヶ新分局あり、各區との通信連絡方法としては各區警察署に連絡員あり、連絡員は隔日に縣公署に來り種々連絡と共に郵便物の連絡を取る。郵便物等の發着狀態を見るに奉天差出しは早くて三日にして往々一週間を經過することあり一般に冬期雨期等に至れば通信杜絶すること稀ではない。內地との通信發着狀態は五日乃至八日にして南滿洲內は大差なく電報は打虎山との電話連絡に依つてなされる。

一、台安縣通信網圖



黑山縣
台安縣通信網圖
遼中縣
盤山縣
縣公署
N.
E.
二區
三區
四區
新開河
五區
六區
富家莊
七區
高力房
荒地
八區
黄沙坨
高平
達都牛录

一、河川の景況

2、遼河本流の狀況（縣東方面）

障碍を爲すも新開口及白家房子は渡河點に適す。



一、河川の景況

3、繞陽河下流（I）及双台子川上流

I、は障碍を爲す。

II、は趙家窩堡上流は大なる障碍を爲さず所々に徒橋あり。



一、河川の狀況

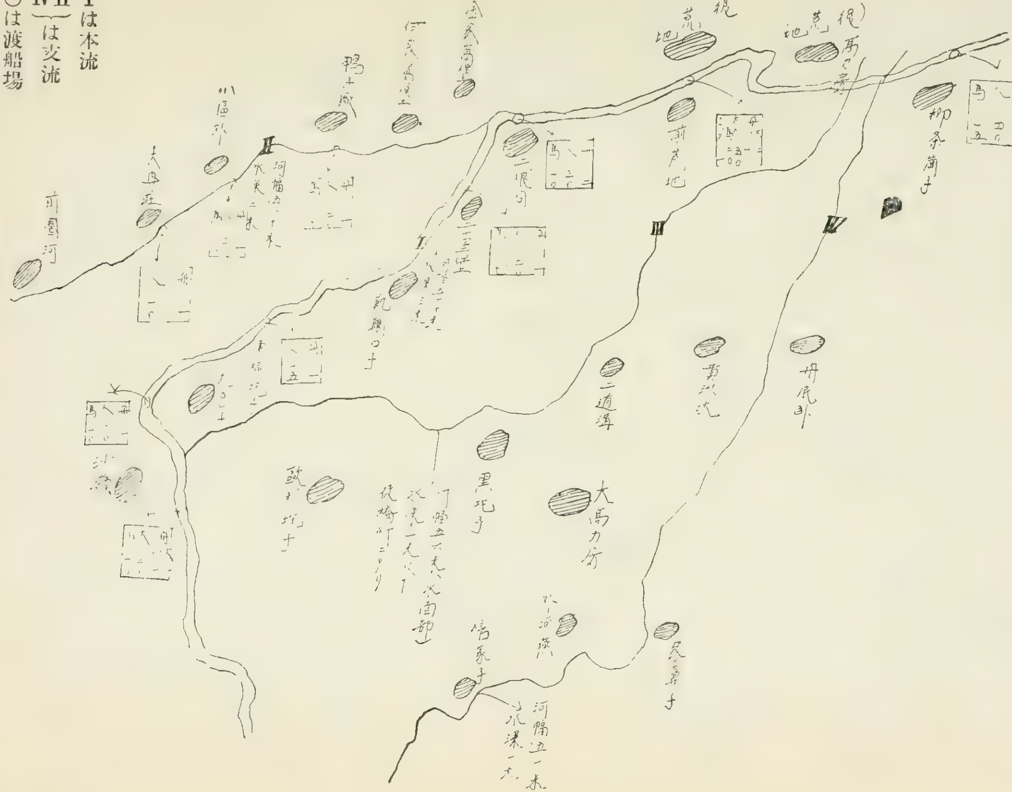
1、遼河本流　支流（縣南方面）

I （本流）は河幅五六十米（水面部）水深三米以上になるを以て大なる障碍となる大高力房方面に策動するためには荒地若しくは支流より上流に於て渡河するを要す。

II 其の景況本流に略同樣にして障碍となるも所々渡船場あり。

III 黑坨子より上流は大なる障碍を爲さず諸兵の通過を許す。

IV 信家子より上流は大なる障碍を爲さず諸兵の通過を許す。



備考

1、I は本流

2、II IV は支流

3、○は渡船場

4、人員馬數は一艘一色渡河員數を示す。

一、河川の景況

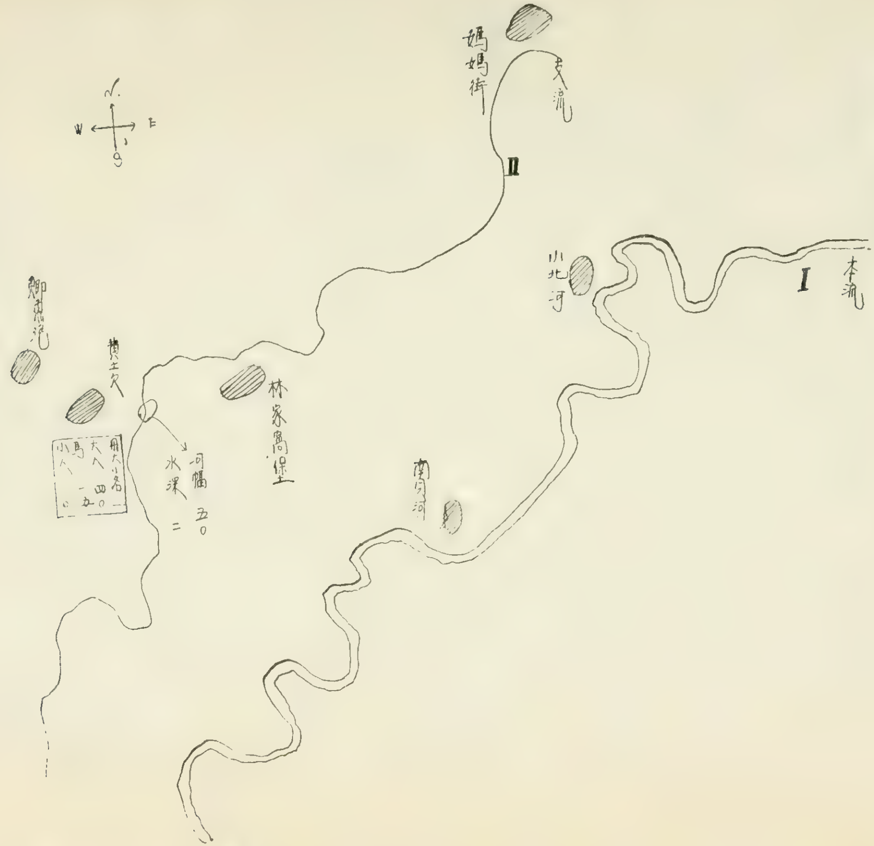
4、渾河の狀況（縣東方面）

I、II、共障碍をなす、三尖泡に渡船場あり。



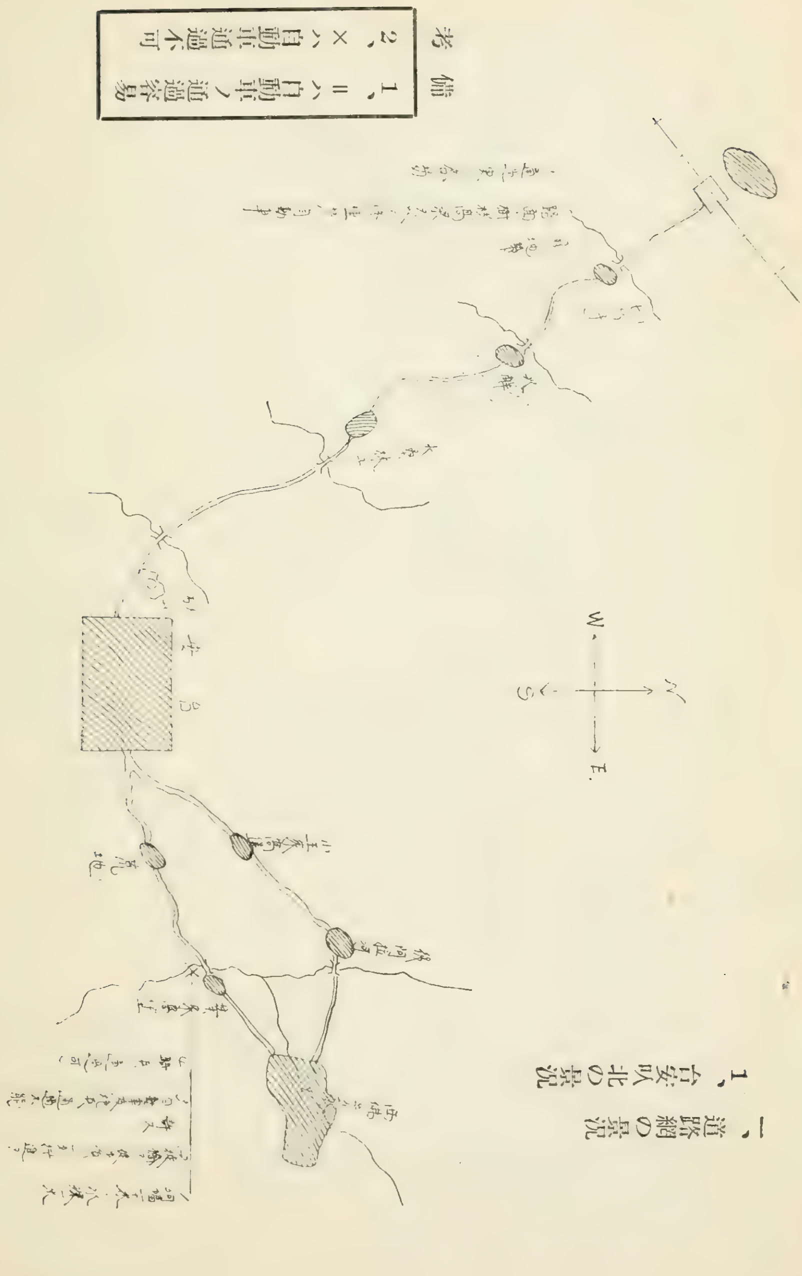
一、河川の景況

5、渾河の景況（縣東方面）



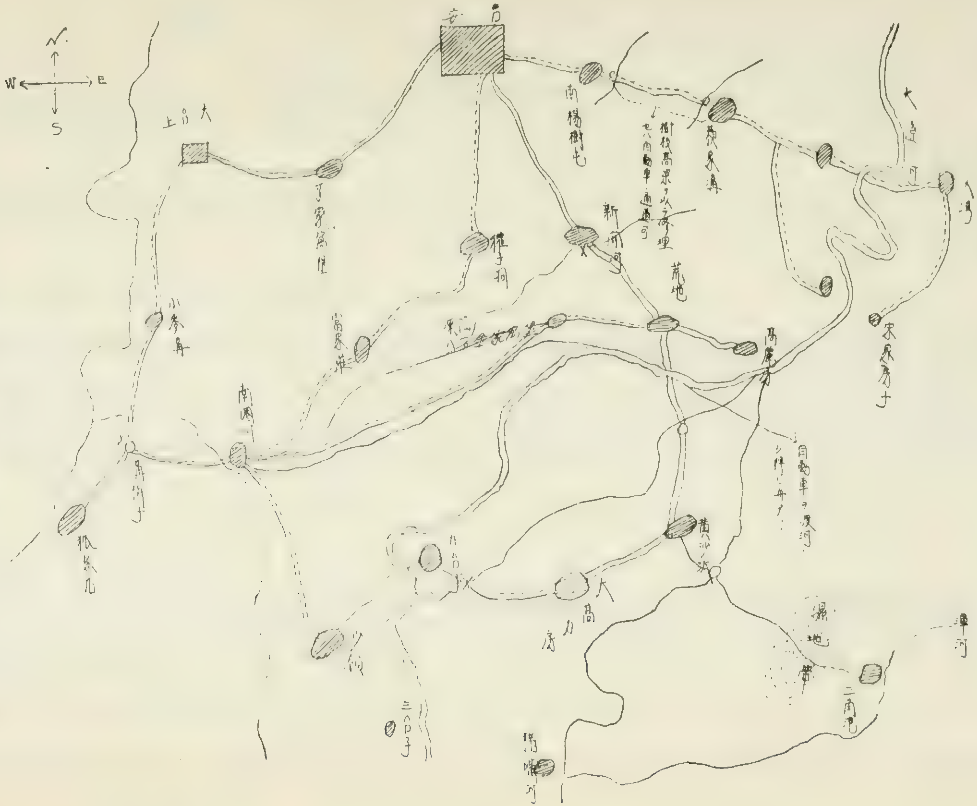
一、道路網の景況

1、合安以北の景況



一、道路網の景況

2、台安以南の景況



備考

1、＝自動車通過容易

2、┆自動車通過可

3、―自動車通過不可

4、○は樹枝高粱を以て修理を要する點

5、×は自動車の通過不可

第三項　航　　空

航究關係、航空場設備無き本縣では大同二年六月第二期の警備工作によつて廣さ三十天地の飛行場を建設した。大同元年五月中旬匪賊は愈々縣城を落すべく積極的に活動し縣城包圍の形勢を取つたので縣當局は戰鬪力なき公安隊に賴るを得ず、指導員は打虎山駐屯の友軍部と連絡し奉天より飛行機の出動を依賴し茲に數ヶ月ならずして飛行機の來台を見た。其の結果は飛行機を最も恐れる匪賊の反感を益々强め縣城擁護とならずして襲擊時日を早めさせる反對結果を生んだ。

第四項　通　　路

本縣は縣城を中心とし黑山縣打虎山に至る打台線、途中に至る台逵線、海城に至る台海線、磐山に至る台磐線の四縣道を有してゐる。台安を中心とし何れに至るも距離の大差はないが現在最も好く使用され且つ便利なる道路は打台線である。次は台逵線にして台逵約七十支里に達するも途中奉天間は自動車を利用する。以上參考の爲に縣道調査表、電話網圖兵要地誌に關する道路網圖河川網圖を記載せり。

第九章　商業及金融

第一節　商　　業

第一項　概　　況

繰言せし如く本縣の九五%以上は農民にして殊に水運は衰へ之に加へて匪賊の跳梁は商業の發達を極度に萎縮させ殆んど見るべきものはない。大同元年十月入縣當時地方の商家は殆ど見當らず縣城も上叙せし如く商家の設立を見たとは云へ殆んど小規模なる雜貨商のみにて他の主要都市も之と略々同樣である。斯るが故に縣民の殆んどは十日に約三回開かれる市場によりて用を足す狀態である。現在台安に於ける最大商舗の資本を見ても一千圓を越ゆるものなく最大店舗たるの名に相應しくない。

第二項　商業機關

本縣の商務會及農務會は商民及農民の代表機關とするも他縣に比し何等積極的行動を示さず實力もなく隨つて機能も發揮出來ず有名無實の感がある。

各區分會に於ては各村の代表機關たるの性質を有するものもあるが商業の發達しない地方都市に於ては何ら特記すべきものを見ない。

第三項　物價

本縣は交通の不便と治安の不維持の爲め、輸入品の物價は未だ物價調査を施行せざるを以て正確には發表し得ないが一般他縣より約三四割高價である。

第四項　商事慣習

本縣の商業不振は金融緊縮となり一般取引に際しては概ね現金取引である。普通藥房等は五月節句及八月節句或は年末に於て集金するを例とするも一部分に限られてゐる。都市に於ける開市場も昔日の習慣に依り一ケ月十回或は九回の

期日を定めて開設する。本縣主要都市の開市日は一區縣城は二、五、八、十日、三區は三、六、九日、四區は三、五、七、九日、五區は一、四、七日六區は三、六、九日、八區は三、六、九日である。

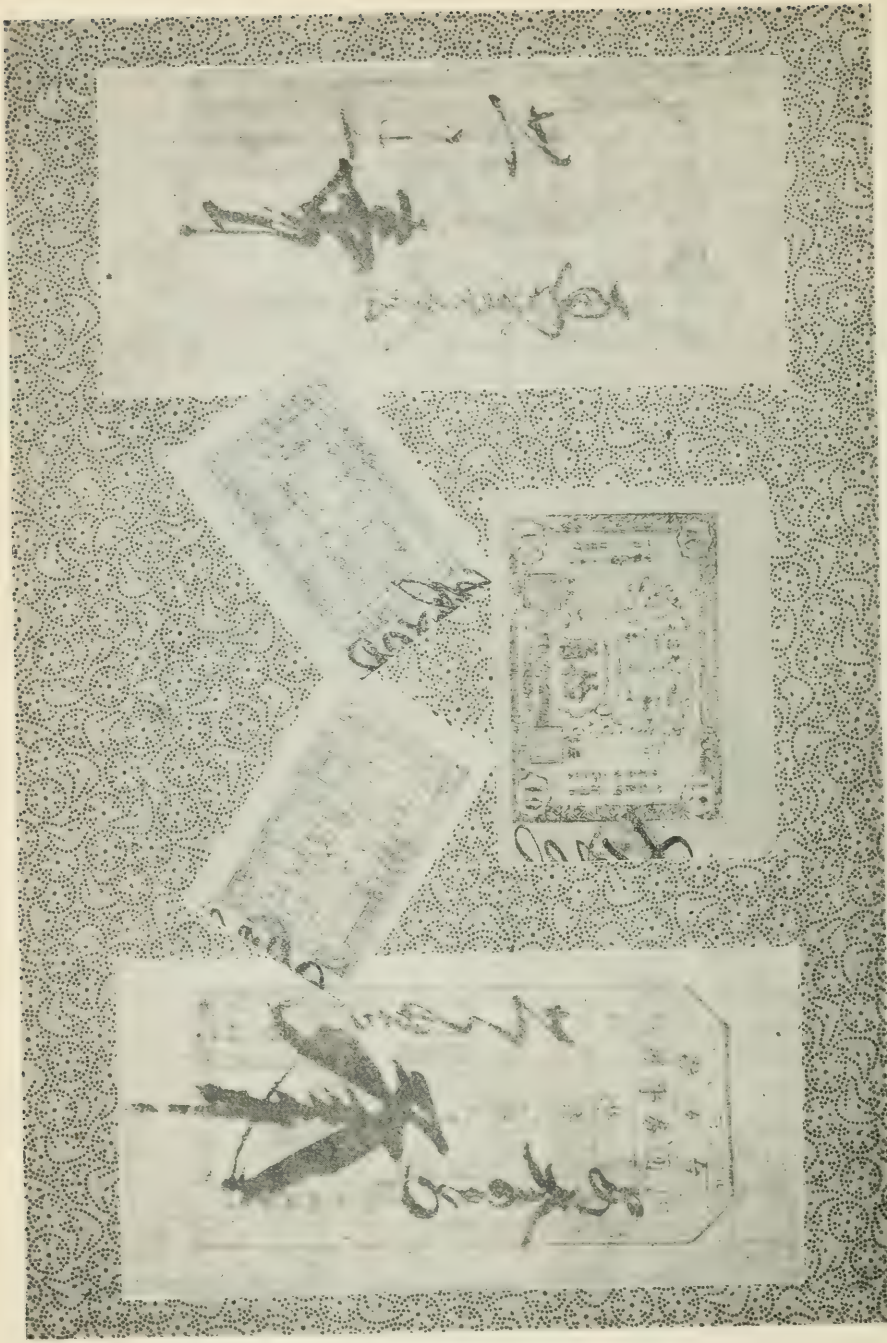
第二節　金融

第一項　概況

質屋を除いては金融機關なく、又各農村には金融組合の制度なきを以て本縣に於ては奉天票の暴落以來地方の資財極度に縮減し自己資本にては事業を營むことを得ざるは勿論、治安の不維持と銀行等金融機關なき爲め借款も出來ざる狀態である。故に資本の不足なる場合は農民相互に貸欵をなすを例としたが、此の二三年は財政極度に逼迫した爲にそれすら利用されず、爲に縣民代表により流通券の發行を見たが準備金なき爲め縣城を匪賊に占領されし當時は全然無價値となり現在では全く使用されてゐない。現在の通貨狀態は奉天票最も良く磐山紙幣之に次ぐ。國幣は漸時舊紙幣を回收してゐるが未だ僅少である。以前は黑山紙幣が多少流通したが今日では流通してゐない。

第二項　通貨

本縣の流通劵が流通しなくなつた今日では主に使用される通貨としては第一奉天票、第二現大洋、第三盤山票、第四が國幣にして金票は殆んど流通してゐない。換算率は現大洋磐山票は大洋と一樣である。奉天票は國幣一圓に對し六十元である。尙本縣代表者發行の流通劵に對し概略說明すれば次の如くである。



縣名	奉天省台安縣
私帖名稱	流通券（台安縣地方善後委員會流通券）
發行許可及發行年月日	民國二十年十一月十日前遼寧省政府の許可。
發行の目的	民國二十年九月十八日事變直後匪賊の襲撃により縣城を占領されしことは事變前既に舊軍伐時代の苛斂誅求と匪患及び水災に加へて地味の不良は人心の惡化と共に疲弊を極度に助長した。而も縣城回復に際し約一千名を歸順させ公安隊を編成した爲に益々財政的窮乏を來し流通券發行を以て一時的に之を救濟せんとしたるものである。
發行機關	地方善後委員會流通券事務所。
券種別及發行額	一角、二角、三角、五角、一元、二元、五元、の七種。總額二十六萬九千六百元。
既收回額	七萬三千二百八十二元四角發行後大同元年五月初旬まで縣稅として回收。
現在流通額	殘額十九萬六千三百十七元六角の筈なるも現在流通せず。
未發行額（燒棄有無）	無し。
流通區域	本縣區域內を有效とする。
回收又は償還期限	一ケ年以內に回收（發行日より）。
引換準備及保證準備の內容（物件評價）	流通券發行等に際し準備金なきため地方善後委員會決議により本縣畝捐地數八萬二千天地を擔保とした。
今後の回收又は償還方法	流通券發行後大同元年五月頃縣城は匪賊に占領されし爲め縣政も放棄するに至り大同元年十月十五日漸く恢復し治安の不完善と縣財政の困難に伴ひ現在償還力全然なく、故に今後の對策も何ら具體的に進んではゐない。

右に要する時日	未定。
現在の國幣との兌換率	現在價値なし。 本縣流通劵發行は準備金なきため大同元年四月には兌換不能に陷つた。三月當時の流通價値は國幣一圓に對し流通劵二元となり、四月は五元となり五月中旬には二十元にして既に無價値狀態となり而も五月二十八日には再び匪賊の爲め縣城を匪賊に占領された爲め流通劵の價値は全然なく今日に至つてゐる。

第三項　農村金融

本縣は金融機關としては質屋を除いては鄕村に於てはお互に融通し合ふを例としてゐた。其の貸借關係は平素の信用を最も重大視し多くの場合土地を擔保にし、利率は月利六分乃至一割である。借用時期は概ね春期にして返還期は秋末である。民國二十年九月事變以前は土地を擔保にして質屋より借用していたが現在では行はれてゐない。又近時高糧の貸借がよく行はれてゐる。卽ち農民は連年の水災に依つて穀物の收穫は極度に減じ爲に毎年春期三月頃は食物の缺乏を來すを以て春期に穀物を借用し秋の收穫後、借用糧の約三分の一の利息を附けて返還するの風を生じた。以上の如く本縣の農村金融は文字通りに解しては餘りにも悲慘である。

第十章　教育及宗教

第一節　教　　育

第一項　概說

民國二年台安縣設置と同時に勸學所を成立し所長一名勸學員一名備員二名を置いたが民國五年勸學所と改名、次いで民國十二年又教育公署と改名更に民國十八年五月教育局と改名し局長一名督學一名課長一名課員二名教育委員四名を置いた。民國十九年七月又學差を六名增員し現在では左表の如くである。

縣長　教育局長
　督學
　學務課長　文牘課員　僱員三名
　教育委員一名　會計課員　學差一名

民國二十年九月十八日事變後縣內の學校は悉く閉鎖され大同元年十月入縣後縣民の努力により十一月末には縣立第一、第三、小學校を開校し其の後漸時縣立以外の村立も開校し五月には豫定の學校全部を開校し學生數も漸時增加した。

第二項　機關

民國十九年六月調査の統計と大同二年五月調査の統計を比較すれば次の如くである。

調査期日	學校數			兒童數
	縣立	村立	計	
民國十九年六月	九	一、六六	一七五	一五、七三九
大同二年五月	十	七五	八五	三、二五六

大同二年五月調査の村立學校の少なきは村立の多きに過ぎたるため縣當局の指示に基く結果である。學生數は日に增し增加しつゝあるも殊に師範學校初級中學校生徒數、頓に增加してゐる。

次に全縣學校縣立村立二種の分布表を掲げる。

台安縣立學校一覽表

校別	校址	級數	學生數	成立年月日	事變後開校日
縣立師範講習科	縣城西街路南	一級	二〇	民國十三年二月	大同二年二月
縣立初級中學校		一級	三四	民國十三年二月	大同二年三月
縣立第一小學校	縣城西街路南	五級	一八二	民國元年三月	大同元年十一月
縣立第二小學校	第三區西佛牛	三級	一一〇	前清光緒三十四年正月	大同元年十二月
縣立第三小學校	縣城東街路南	三級	一一〇	民國二年四月	大同元年十二月
縣立第四小學校	第四區新開河	三級	一一〇	前清光緒三十四年正月	大同二年一月
縣立第五小學校	第八區黃沙坨	三級	八五	前清光緒三十四年正月	大同二年二月
縣立第六小學校	第六區富家莊	三級	七五	民國二年	大同元年十二月
縣立第七小學校	第五區桑林子	二級	六〇	民國二年	大同二年三月
縣立第八小學校	第七區高力坊	三級	七五	民國十八年七月	大同二年正月
總計		二七	八六一		

台安縣村立小學校一覽表

校別	校址	級數	學生數	成立年月日	事變後開校日
樊家屯村立小學校	第一區樊家屯	一	三〇	民國十四年二月	大同二年二月
李家窩堡村立小學校	第一區李家窩堡	一	三五	民國十二年二月	大同二年三月
荒地村立小學校	第一區荒地	一	三五	民國三年二月	大同二年四月

陸家窩堡村立小學校	第一區陸家窩堡	一	三〇	民國十一年二月	大同二年五月
杜搭連泡村立小學校	第一區杜搭連泡	一	三〇	民國十一年二月	大同二年四月
四道河子村立小學校	第一區四道河子	一	四〇	民國十五年七月	大同二年三月
楊樹屯村立小學校	第一區楊樹屯	一	三五	民國十四年二月	大同二年四月
民集屯村立小學校	第一區民集屯	一	三〇	民國元年二月	大同二年五月
稚化堡子村立小學校	第一區稚化堡子	一	三八	民國二年二月	大同二年四月
蓮花泡村立小學校	第一區蓮花泡	一	三〇	民國十五年二月	大同二年三月
老邊村立小學校	第一區老邊	一	三〇	民國十二年二月	大同二年六月
西桓洞村立小學校	第一區西桓洞	一	三〇	前清光緒二年二月	大同二年三月
黑魚泃村立小學校	第一區黑魚泃	一	三〇	民國十四年七月	大同二年四月
北桓洞村立小學校	第二區北桓洞	一	四〇	前清宣統三年七月	大同二年三月
李家房村立小學校	第二區李家坊	一	三五	民國九年二月	大同二年五月
燕山屯村立小學校	第二區燕山屯	一	三〇	民國十四年八月	大同二年四月
龍鳳泃村立小學校	第二區龍鳳泃	一	三〇	民國十四年七月	大同二年三月
潘家崗子村立小學校	第二區潘家崗子	一	四〇	民國十六年二月	大同二年四月
小紅旗堡村立小學校	第二區小江旗堡	一	三〇	民國三年二月	大同二年二月
大紅堡旗村立小學校	第二區大江旗堡	一	三〇	民國十二年三月	大同二年三月
大搭連泡村立小學校	第二區大搭連泡	一	三〇	民國十四年七月	大同二年五月
西平坊村立小學校	第二區西平坊	一	四五	民國十四年八月	大同二年三月
高窩堡村立小學校	第二區高窩堡	一	三〇	民國十年二月	大同二年四月
西北窩堡村立小學校	第三區西北窩堡	一	三〇	民國六年二月	大同二年六月
龍鴨子廠村立小學校	第三區龍鴨子廠	一	三〇	前清宣統二年二月	大同二年二月
前阿拉河村立小學校	第三區前阿拉河	一	三〇	前清宣統二年六月	大同二年三月

古洞崗子村立小學校	第三區古洞崗子	一	三〇	民國十二年二月	大同二年四月
大三家子村立小學校	第三區大三家子	一	三〇	民國十三年二月	大同二年二月
蘇家溝村立小學校	第三區蘇家溝	一	三〇	民國十年二月	大同二年三月
後古家子村立小學校	第三區後古家子	一	三〇	民國十七年二月	大同二年四月
姜荒地村立小學校	第三區姜荒地	一	三〇	前清宣統二年六月	大同二年三月
通江子村立小學校	第三區通江子	一	三〇	民國十二年二月	大同二年四月
前紅廟子村立小學校	第三區前紅廟子	一	三〇	民國十六年七月	大同二年二月
沙坨子村立小學校	第四區沙沱子	一	四一	前清光緒三十四年二月	大同二年三月
雷家屯村立小學校	第四區雷家屯	一	三〇	民國三年二月	大同二年三月
康家窩堡村立小學校	第四區康家窩堡	一	三〇	民國十四年二月	大同二年二月
鄭二家子村立小學校	第四區鄭三家子	一	四〇	民國十四年七月	大同二年三月
李家窨村立小學校	第四區李家窨	一	四〇	前清光緒三十二年二月	大同二年四月
小榆樹子村立小學校	第四區小榆樹子	一	三〇	民國十四年七月	大同二年三月
馬家窩堡村立小學校	第四區馬窩堡	一	三〇	民國十六年七月	大同二年五月
大興崗子村立小學校	第五區大興崗子	一	三四	民國十四年七月	大同二年二月
魏家窩堡村立小學校	第五區魏窩堡	一	三〇	民國十四年七月	大同二年三月
胡窩堡村立小學校	第五區胡窩堡	一	三〇	民國十六年二月	大同二年四月
殷家窩堡村立小學校	第五區殷窩堡	一	三五	民國十三年二月	大同二年二月
六間房村立小學校	第五區六間房	一	四〇	民國十四年二月	大同二年三月
小双臺村立小學校	第五區小双臺子	一	三〇	民國十三年二月	大同二年三月
三家子村立小學校	第五第三家子	一	四〇	民國十二年二月	大同二年二月
黃窩堡村立小學校	第五區黃窩堡	一	三〇	民國十四年二月	大同二年四月
蔣坨子村立小學校	第五區蔣坨子	一	三〇	民國十六年七月	大同二年五月

南樓村立小學校	第六區南樓	一	四〇	民國十四年二月	大同二年三月
西双岔子村立小學校	第六區西双岔子	一	四二	民國元年二月	大同二年二月
荒地村立小學校	第六區荒地	一	三〇	民國十一年二月	大同二年三月
薄家窩堡村立小學校	第六區薄窩堡	一	三〇	民國十五年二月	大同二年四月
六間房村立小學校	第六區六間坊	一	三〇	民國十二年二月	大同二年三月
何窩堡村立小學校	第六區何窩堡	一	三〇	民國十四年二月	大同二年二月
東站村立小學校	第六區東站	一	四〇	民國十五年二月	大同二年二月
三合屯村立小學校	第六區三合屯	一	四〇	民國十五年九月	大同二年三月
符三道溝村立小學校	第六區符三道溝	一	四〇	民國十五年九月	大同二年四月
毛家崗子村立小學校	第六區毛家崗子	一	三五	大同二年二月	大同二年二月
轉灣臺村立小學校	第六區轉灣臺	一	四〇	前清宣統二年七月	大同二年三月
大臺村立小學校	第六區大臺	一	三〇	民國十三年二月	大同二年四月
後荒地村立小學校	第七區後荒地	一	三〇	民國十四年八月	大同二年三月
白泡子村立小學校	第七區白泡子	一	四〇	民國元年二月	大同二年二月
鐵匠爐村立小學校	第七區鐵匠爐	一	三〇	民國十五年二月	大同二年四月
前荒地村立小學校	第七區前荒地	一	四〇	民國十四年二月	大同二年五月
六間房村立小學校	第七區六間坊	一	三〇	民國元年二月	大同二年二月
茨榆崗子村立小學校	第七區茨榆崗	一	三〇	民國十四年八月	大同二年三月
小北屯村立小學校	第七區小北屯	一	三〇	民國三年二月	大同二年四月
六唐屯村立小學校	第七區六唐屯	一	四〇	民國六年二月	大同二年三月
小龍灣村立小學校	第八區小龍灣	一	三〇	民國十二年二月	大同二年五月
下薄村立小學校	第八區下薄	一	三〇	民國十六年七月	大同二年四月
張窩堡村立小學校	第八區張窩堡	一	三五	民國十六年七月	大同二年三月

校名	所在地			創立	開校
新發屯村立小學校	第八區新發屯	一	四〇	民國十二年二月	大同二年二月
金家橋村立小學校	第八區金家橋	一	三〇	民國十四年八月	大同二年三月
劉家窩堡村立小學校	第四區劉家窩堡	一	三〇	民國十四年二月	大同二年二月
		計七五	二四九五		

第三項　建國後に於ける教育方針の確立

教育方針の確立に基き建國前と變つた事は縣立初め村立に於ても先生の採用に際して縣當局にて試驗の結果採用したること、學費徵收の輕減を計つた事、村立は未だ實現しないが日本語の學科を置いた事、新教本を配布した事等であるがいまだ充分なる改革を見たとは云へない。村立に於いても未だ新教本の普及せざる所もある。大同元年十一月當時縣民に對して新國家成立の意義及王道政治の如何なるものかを認識させる爲め各村に各一名を一ケ月の豫定で宣撫工作を行つた。其の當時失業狀態にあつた全縣下の學校職員を縣公署に集合せしめ採用試驗を行ひ、總人員八十五名より三十一名（台安縣下三十一村なり）を選び、其の卅一名に對し工作すべき事項を一週間に亘つて認識せしめて各村に派遣したが、その結果は極めて好良にして今後の職員採用に關しては主要なる參考を提供した。

第四項　社會教育

現在社會教育機關と目すべきものはなく目下圖書館設立の運動中である、强いて記述すれば各學校先生の集合の機會を利用して縣參事官は一般社會狀勢に就いて座談的に講議し社會教育の普及を計つてゐる程度である。

第二節　宗教

第一項　概況

近年一般民衆生活の疲弊困窮せる爲に生活に對する慾求を除いては、彼等にとりて宗教もなく、道徳もなく、隨つて僅か一部分の人々を除いては宗教に據る者もなく廟、教會等は漸次荒廢をよぎなくせられてゐる、但し迷信に近い雜教を信奉する者相當あり、例へば迷々教等も其の一つである。

第二項　種類別

民國十九年及大同二年五月の調査比較表

民國十九年調査		大同二年五月調査	
教名	數	徒	備考
1 佛教	信者	一〇〇四人	僧侶 十餘人
2 道教	信者	四人	道廟 二三ヶ所
3 回教	信者	二六七人	禮拜寺三ヶ所
4 天主教	信者	七人	天主教堂一二ヶ所
5 耶蘇教	信者	二十五人	縣城西佛入、富家莊等耶蘇教堂あり 居氏信教者約二、三十家
6 雜教	名稱員數不明		名稱員數不明

第十一章 社會事業

第一節 概說

縣民の六分一が極貧者に依つて占められてゐる本縣に於ては、社會事業に着手する程餘裕ある人は殆んど無く隨つて現在一時的機關として成立してゐる貧民救濟委員會を除いては他に見るべきものはない。之の事業のみではないが社會事業が縣民に及ぼす影響は極めて甚大である。以前は縣當局に信を置かず自治本位に解決されて來たが今日では一小事件に至るまで解決を縣當局に依賴するの傾向を生じて來た。

第二節 施設機關

1 名義のみの紅十字會施療所あり。

2 遊民收容所。

本縣淸鄕委員會にて決議せしものにして全縣下遊民、主に鴉片、モヒ中毒者を收容し施療或は簡單なる仕事を與へるを主旨としてゐるが未だ實現に至つてゐない。

3 台安縣貧民救濟委員會。

本縣公署は省公署に懇請し大同二年四月二日台安縣救濟貧民募捐委員會を成立した。

組織

A、縣長を委員長とし縣參事官及農務會長を副委員長とし其の他屬官、總務科長、財務局長、警務局長、教育局長を委員に定む。

B、委員會に募捐、調査、會計、文牘以上四股を置いた。

イ、募捐股員は本縣代表者崔駿聲、趙彩亭、曹子揚、周賡忱

ロ、會計員財務局長兼任

ハ、文牘股員淸鄕委員左貴儒及縣公署各課員一名づゝ兼任。

ニ、調査員　縣內貧民調査。

募捐金總額

國幣一萬六千圓

高粱四百石

救濟方法、極貧民、普通貧民、及働き得る貧民、等に分別し極貧民、普通貧民は金錢高粱の支給程度の增減により、働き得る貧民には仕事を與へて日給を支給してゐる。

第十二章　衞　生

第一節　概　說

地理的に觀察すれば一般に砂地なること、土地の低くて濕地なること、水質の不良等が拍車をかけて民衆の生活は極めて非衞生的である。而も衞生機關は無く最惡の條件の下に置れてゐると云つても過言ではない。現在統計記錄なき爲め傳染病狀況に就ては不明であるが、地方人の談によれば大同元年八月乃至九月中は相當流行せしもの丶如く、病名はチブス或は又コレラかとも想像されるが、病狀はあつても醫師がゐない爲め救濟の餘地は全くなかつたのである。九月は匪賊の縣城占領時代であつたので其の對策等も全然講ぜられなかつたのであるが、大同元年十月入縣後の調査によれば今日まで傳染病中最も一般的な病氣は眼病であつて共數縣民の七割を占むと云はれてゐる。次に咽喉、及結核病等相當あるらしく原因は塵埃の爲である。大同二年一月はこの點を留意し、大討伐宣撫班は藥品を給與し引續き縣公署よりも一般に支給した爲に多大の効果を治め近來各所より病人の屆出と共に藥給與を請願するに至つてゐる。

第二節　機關及醫藥業

本縣には正式の醫師免狀ありて醫業を營めるは一軒にして、他は藥品店二三あるのみである。尙縣公署に於ては診察を受けしめて藥品を支給してゐるがその他は全く存在せず、紅十字會施療所の如きも名のみにして實績は見られない。日本人側に於ては藥品店一軒あるも之は正式の手續を經ず簡單なる藥品賣買を業としてゐるのみである。

第十三章　結論

滿洲國と王道政治卽ち王道なる高遠にして高尙なる理想の「モツトー」も、之が實際に則せず理論化せんとするならば無智なる地方民には之が何たるかすら解するものなく、況んや地方民の實生活には何等の反響も與へ得ない。古來民衆は仁政を謳歌す、而も共の仁政たるや人民の實生活に直接影響するものでなくてはならない。卽共の理想の高遠否高尙は問ふ所ではない。國民の實生活に卽したる納稅の減免、治安の維持、生業の繁榮等が直に國民の生活に實現するこそ卽仁政と稱し王道政治と稱されて來たのである。然るに建國以來王道政治が盛に吹聽され宣傳されて來たが未だ地方民の實生活より見る時は治安の維持すらならず、地方民の財政を潤すべき阿片の栽培は嚴禁され、縣長警務局長警察署長等の貪官の弊尙熄まず、司法の嚴正すら保持されず、加ふるに之れ等重職にある滿系官吏の淨財搾取は依然として繼續し、王道政治の餘榮未だ地方民の生活に及ばざる狀態である。從つて共の思想たるや何等舊來の無思想狀態と變ることなく只治安上に關し日本軍に對する畏怖的信賴と、縣行政に關し日系官吏に對する微なる信賴とを腦裏に想起する程度の變化に如かない。縣制度は大同元年七月五日敎令第五十四號に依り縣制發布され共の理論のみは確立せしも實際は既に敍述の如く甚だ之れと一致せず殆んど縣長の專行の如き狀態である。玆に於て爲政者としては速に縣制度確立され縣公署內官吏を日滿兩系相半ばせしめ、司法の獨立を確立し、文明的なる行政警察官を養成し官吏の舊弊を矯正し、以て王道政治の何者たるかを實際に地方民の生活に直接具體化し、之に對する地方民の思想を自然的に確定せしめむ事を希望するものである。

奉天省本溪縣

屬　小曾根盛彦

第一章　總説

第一節　縣の歴史

清朝光緒三十二年九月(今から二十八年前)本溪湖に政治局を設け總辨一名を任命し、遼陽縣の東部、鳳城縣の北部新賓(舊名興京)の南部の各一部分を削き本溪縣と稱し奉天省直轄として總辨をして一般行政を執らしめた。即ち本溪縣の歴史はこれより始まる。未だ二十有八年の短日月なるを以て歴史として特筆す可き事蹟はない。尚當縣は民國三年馬賊の襲撃を受け縣公署は勿論各主要機關は全燒の厄に遭つた。故に民國三年以前の記錄皆無にして甚だ不都合を來すこと多く、縣誌編纂の必要を認め之が作成に當り近く脫稿の運びに至つてゐる。

本篇起稿中の時日甚少にして詳細なる調査不可能なるを以て縣誌の參照を乞ひ、唯茲に縣公署の沿革を概說するに止める。

光緒三十二年九月本溪湖に政治局設置せられ翌年四月政治局を縣署とし總辨を知縣と改稱す。

宣統二年八月省令に依り三班制度を廢止し司法、行政、會計の三科に改め各科に科長一名、科員數名を置く。三班制

度とは捕班、馬班、快班と三種に別れ左の職務を執行す。卽ち今日の警務局に相當す。

1捕班　盜賊の逮捕及賭博の取締をなす、

2馬班　公文書の送達、官吏の保護、秘密事件の偵察。

3快班　民事訴訟事件の裁判。

更に民國元年知縣を知事に、行政を第一科に、會計を第二科に、司法を第三科に改む。

民國十三年八月には第三科を分離せしめ司法公署を別に設く。

民國十八年には縣公署を縣政府に縣知事を縣長、警察所を公安局に、教育公所を教育局に、公款處を財政局に改む。

滿洲事變突發し滿洲國建設せらるゝや、大同元年三月縣政府を又縣公署に、公安局を警務局に、財政局を財務局に改め同時に農務局、總務科を增設し今日に至る。

第一節　建國以降現勢一般

建國以來早や一週年を迎へ其の間幾多の難問題に遭遇したるも國民一致、隣邦日本の援助を受け滿洲國の基礎愈々堅實味を加へ來つた。

吾々が事變直後縣公署に入り縣一般行政に携はりたる當時は前途の暗憺たる感を懷かざるを得なかつた。其れは張學良全盛時代の餘波尙殘り居ると、且つ餘りに滿洲國が急速度的に進展したる結果、一般民衆が一種の不安に驅られたる事實に起因する。然れ共滿洲國は日々堅實味を加ふる反面に於て一般民衆も張學良の沒落を認識し尙且つ日本軍及各機

關に於ける白系滿洲國人の氣持も充分知悉する所となり今や本溪縣下は充分なる理解の下に各自業務に從事して居る。

新國家を謳歌せるも滿洲名物たる匪賊は盛んに横行し參事官、屬官並に指導官は各縣に危險を犯して入縣し日夜縣政に精進して居る。當縣は温厚德實手腕共に優れたる陳縣長、小島參事官の筆舌に絶する努力に依り現在匪賊と稱する數は僅か二百に足らざる現狀となつた。

治安に關しては後章に讓る事として唯當縣は奉天省中最も治安の維持されたる縣と謂はざるを得ない。治安の恢復は加速度的に民衆に對し滿洲國の認識を得せしむる基礎となる。昨年八月三十一日拂曉當縣街は一部分の匪賊（現在歸順せる張永財、黃錫山、黃錫霆等）の襲撃を受けたりと雖も、これを契機として署員一同一禪奮發、縣下山岳多くして危險多きに拘らず、數回に渉り縣下の政治工作を行つた。其の結果は一般農民に充分なる滿洲國の認識を與へ一方に於ては匪賊に一大脅威を與へたることは言を俟たざる所である。

唯縣爲政者のみの努力に依りては如斯急速に運行するものに非らず、內助の効ありて始めて初意を貫徹し得るものである。然り當縣は商務會、協和會、地有力者並に日本各機關の絶大なる後援ありたるは勿論、筆舌に表現し得ざる守備隊の努力を寸時も吾々は忘るゝことは出來ない。第一回第二回と縣下村長會議を開催せる時も一人の缺席者なく熱誠以て議案を審議した。此の事實は當縣の一般民衆が縣行政に關心を持ち滿洲國を理解し、尙治安維持は彼等をして易々本溪湖との交通の保障を得たる結果なりと信ずる。

治安及縣行政は斯くの如く反面に於て商取引は驚くべき活氣を呈してゐる。彼の横暴を極めし張學良軍閥政治下にありては正月と雖も今日の如き活況は見ざりしと聞く。即ち前々年と比較し取引額は二、三倍の多きに達し大商店にあり

ては一日現大洋五千元を突破してゐる。吾々は此現實を直視せる時一種の感に打たれざるを得ない。

滿洲の曠原に數多の尊き血を流し屍を埋めし今日日滿協力以て專横、暴虐極りなかりし張學良に天誅を加へ、地下に眠る靈に些かの禮を報ひ得たると同時に五民族協和、共存共榮、東洋永遠の平和をモツトーに着々基礎を固めつゝあるは吾人のみならず滿洲國全民衆の歡喜感激して止まざるところである。

最後の問題たりし熱河も、日本軍及滿洲國軍の勇猛果敢神速なる討伐宣撫に依りて熱河住民が保境安民其の業に從事し得るは、獨り彼等のみならず熱河問題に依りて一時民心の動搖を來せし當縣も、平和の風は熱河を風靡し本溪縣の上空にも現出し來り今や滿洲國謳歌も心より叫ばるゝに至つた。

治安の囘復も殆んど完成の域に達し今後の重點は經濟の囘復に在り、當問題の解決せられたる時こそ本溪縣全民衆のみならず滿洲國全體の幸福であろと共に滿洲國モツトーの實現せらるる秋なりと信ずる。

當縣は既に述べたるが如く最近匪首張永財、黃錫三、王堂等の歸順に依つて殆んど大なる匪賊なく治安の基礎堅りたりと云ふも過言に非らず、依つて縣行政に携はる縣長、參事官は經濟的方面へ主力を注ぎ以て使命の達成に日夜奮闘を續けられつゝある。

第三節　縣制及官公吏

本縣制を表示すれば次の如くである。

本溪縣公署職員一覽表

- 委員長兼縣長　陳蔭翘
  - 參事官　小島龍像
    - 屬官　宮崎惣平
    - 屬官　小曾根盛彥
  - 秘書兼承審　沈權中
  - 外事秘書　葛菊生
  - 總務科
    - 科長　王悅安
  - 財務局
    - 局長　劉惟一
  - 教育局
    - 局長　鐘秀崎
  - 警務局
    - 局長　常庚堯
      - 指導官　小林清治
      - 指導官　小野修三
  - 農務局
    - 局長　劉萬俊
  - 村制調查員
  - 清鄉委員會
  - 交涉
  - 委員會
    - 委員會
      - 常庚堯
      - 鐘秀崎
      - 劉惟一
      - 劉萬俊
      - 王源學
    - 參議
      - 苑清海
      - 馬春霖
      - 張克明

第二章　地誌　風俗

第一節　地　誌

第一項　位置　地帶

本縣は曩きに述べたるが如く清朝の光緒三十二年(明治三十九年)遼陽、鳳城、興京、(現在の新賓縣)の三縣の一部を割きて新設せられたる縣にして民國に至りて初めて東邊道に屬せしめられたるものにして、東は新賓縣(興京)桓仁縣に、南は鳳城縣に、西は遼陽縣に、北は撫順瀋陽の兩縣に境す。東西最長二二〇支里、南北最長二〇〇支里、周圍八〇〇支里餘、其の全面積は一三、〇六八方支里なるも安奉線に沿ひ長白山脈の裾は眼前に迫り來り、是等大小數百の山岳重疊し沿線外は實に僻陬の地にして僅かに太子河沿岸及山腹の傾斜を利用して田畑の耕作をなし居る狀態である。

太子河の支流は本縣下到る處を縫ひ遼陽縣に向ひ遼河に通ず。特に支流中高麗營河(本縣第五區西廠戸に溝を發す)沙河(南は北大嶺及び韓二谷の山麓、北は撫順縣高官寨に源を發す)清河(第五區北大嶺下に源を發す)の三川沿岸は水田盛んに行はれ本溪縣に利する所甚だ多し。

第二項　戸　口

總人口三二三、七九一人にして總面積一平方支里に對する人口密度二五七人、奉天省內各縣に比し三十七位に有り。

本縣は二等縣の甲に屬するも人口稀薄且つ一人の耕作地も他縣に比し劣れる理由は地勢に關係する所が多い。耕作地等

に就ては農業の章に於て述べることゝし左に簡單なる調査表を掲げる。

本溪縣村制及戸口數調査表

區別	村名	村長名	副村名	全村面積以方里計	全村戸數	全村人口 男丁數	全村人口 女口數	男女合計
一區	本溪縣街			四	二、六六二	八、九六四	六、三九九	一五、三六三
	太子河治	張慶福	裴慶豐	五二	六一六	二、一七九	二、一八六	四、三六五
	朴家灣村	苑廣蘭		一〇〇	四六五	五、四一四	四、四三九	九、八五三
	梨樹溝村	高慶功		二五〇	三三一	一、四五四	一、三一五	二、九六九
	南三家子村	韓慶璞		二三〇	四五二	二、〇〇〇	一、七〇〇	三、七〇〇
	上孤山子村	鄭慶綿		一五〇	二三五	一、五〇〇	一、四〇〇	二、九〇〇
	紅臉溝村	高海林		一五〇	三一三	一、三四一	一、一三二	二、四七三
	三王玫村	李萬祿	唐烈周	三〇〇	三九二	一、九八七	一、二八九	三、二七六
	火連寨村	趙萬太		一五〇	四一九	二、七七二	二、一八七	四、九五九
	下牛心臺村	趙殿文	王士臣	九〇	三〇九	一、四二八	一、三九八	二、八二六
	梁家屯村	梁玉樓		八〇	二二二	九八四	九八〇	一、九六四
	鄭家屯村	趙福慶		一五〇	二二〇	九八五	九四三	一、九二八
	唐家庄村	程永環		三五〇	四〇一	一、九七七	一、七六九	三、七四六
	大堡村	王玉彬		七〇	四八五	二、一八六	一、五三五	三、七二一
	大南溝村	趙海日	趙振邦	一〇〇	二四一	八八七	七四八	一、八一五
	臥龍村	伍萬貞	鄭萬山	一五〇	三〇五	一、八四二	一、六六〇	三、五〇二
	西三家子村	劉克春		一二〇	三七三	二、一八〇	一、九一四	四、〇九四

	打魚堡村	趙成庭		九〇	三五四	一、八三六	一、六七六	三、五一二
	彩家屯村	常世祺		一五〇	二五二	九三三	九四四	一、八七七
	威寧營村	唐振謙		一二〇	三〇三	九五八	八四九	一、八〇七
	興隆山村	黃慶生		一五〇	三〇二	九八八	六〇〇	一、五八八
	奚家堡村	林文閣		一〇〇	三二〇	一、八六〇	一、〇二〇	二、八八〇
	前廠子村	楊德生		八〇	一八八	一、三九九	一、〇〇三	二、四〇二
	上牛心臺村	吳永利	趙玉崑	一七〇	二四〇	一、九三〇	一、四八三	三、四一三
	高台子村	霍萬秀		二五〇	四四八	一、三五一	一、〇一九	二、三七〇
二區	小市村	王恆彬	李萬俊 王忠林	一二〇	五一八	一、九六四	一、七四二	三、七〇六
	謝家崴村	謝成清	張學謙 張九倫	二〇〇	三九五	一、五一〇	一、四〇〇	二、九一〇
	朴家堡村	呂志遠	朴文衡	一二〇	三〇九	一、二四七	一、〇七二	二、三一九
	磨石峪村	鮑中業	鮑大名	五〇〇	六五〇	二、一九四	二、〇五八	四、二五二
	胡家堡村	宋春茂	朴玉璋	六五〇	四三三	一、六四八	一、五八二	三、二三〇
	久方峪村	朴玉財	馬元賡 田長春	三〇〇	四三七	一、七九二	一、五一四	三、三〇六
	蜂蜜砬村	李長君	孟子善 王君亮	三二〇	四七九	一、八六一	一、六一三	三、四九二
	山城寨村	張萬山	趙永亮	五〇〇	四六二	一、七八九	一、六一一	三、四〇〇
	賽梨寨村	程遠懷	王廣大	三五〇	四七二	一、八二一	一、六五〇	三、四七一
	泉水河村	蕭文萃	李廉溪	二五〇	三七八	一、八一五	一、六〇七	三、四二二
三區	賽馬莱村	王福林	張秉福	五〇	四一一	一、六六二	一、三三七	二、九九九
	南乾溝村	張秉公	尙繼英	二〇〇	三三六	一、二八四	一、一三六	二、四二〇
	岔路子村	鄧繼周		三〇〇	五二二	二、一二六	一、八九八	四、〇二四
	四棵楊樹	戀建章	鄂曉春	二〇〇	一二七	六三五	五六三	一、一九八
	四方砬村	黃富文	孫荊南	二五〇	三二三	一、二六三	一、一七三	二、四三六
	温洞村	曹學午	賚振邦	三五〇	四七五	一、九九九	一、六八五	三、六八四

	灤河峪	秦祥林	孫鳳山	三二〇	六〇四	二、五七〇	二、二一九	四、七八九
	南營坊村	趙連陞	胡慶福	三〇〇	二九〇	一、二一二	九〇九	二、一二一
	黑峪村	周化南	黃履謙	二〇〇	三七一	一、七五二	一、五四三	三、二九四
	白水寺村	栗文鈞	詹福林	三五〇	四三七	一、七七八	一、五九〇	三、三六八
	草河城村	姜仁棠	屈寶德	三〇〇	四一一	一、六九五	一、四九二	三、一八七
	紅蟻溝村	黃經藝	干魁德	二〇〇	一六三	七五四	七〇三	一、四五七
	草河掌村	黃陞三	苑壽春	三〇〇	四八〇	二、一〇三	一、八八三	三、九八六
	北乾溝村	萬殿興	翁榮濤	三〇〇	三〇六	一、三四二	一、一〇一	二、四四三
	套岫峪村	郭香圃		三一〇	二七四	九二三	八六九	一、七九二
四區	城廠村	王殿義	劉喜	二四七	六八七	二、二六五	二、〇九〇	四、三五五
	東荒溝村	劉永德		三〇〇	五三四	一、九三三	一、六八二	三、六一五
	大陽村	張德善	李長德	六〇〇	五七九	二、一〇〇	一、九一九	四、〇一九
	馬家城村	崔兆明	王貴新	四〇〇	三四四	一、四九八	一、三八七	二、八八五
	田什夫溝村	崔兆恩	張鳳元	三〇〇	四四五	一、八七一	一、四〇五	三、二七六
	全家堡村	韓清溪		四〇〇	三四九	一、七五六	一、五三九	三、二九五
	八棵樹村	孫香九	張德五	四五〇	四八七	一、九二二	一、四六九	三、三九一
	杉松河村	謝成元	張純義	七〇〇	五六〇	一、八八二	二、〇九一	三、九七三
	才子窖溝村	鄒忠儉	孟繼漢	四〇〇	四八六	一、八八五	一、八五八	三、七四三
	東臺溝村	白仁芳	周海清	四〇〇	三九四	一、六四七	一、三三三	二、九八〇
五區	高麗營村	包仁芝	趙富廷	三〇〇	五一一	一、七三六	一、八六四	三、六〇〇
	西麻戶村	張國君	王海廷	二五〇	二二七	一、三〇七	一、三四二	二、六四九
	泥岔村	金新德	韓文彩	一八〇	二六八	二、一六四	二、一八〇	四、三四四
	小夾河村	馬王馥	王慶彬	二〇〇	二五二	六四四	五七二	一、二一六
	法台堡村	霍文山		一〇〇	三二五	八六五	一、〇二九	一、八九四

	小甸子村	黃寶賢	徐占林、富廣德	三八七	四二四	一、八八五	一、八九四	三、七七九
	東蔴戶村	高殿五	孟繼春	二七五	三一〇	一、一二四	一、一五一	二、二七五
	馬家溝村	邢永德	邢永江、劉廣恩	二〇〇	二六四	一、一一五	一、一三四	二、二四九
	望城崗村	揚青雲	朱孔陽	二八四	三九六	一、四八六	一、五一一	二、九九七
	羊草峪村	黃寶川	富振王	三〇〇	三九四	一、六七〇	一、七三八	三、四〇八
	富家樓村	劉玉彬	孟繼義、孟兆彬	一二八	二八一	一、三〇四	一、三一三	二、六一七
	中寨子村	李成海	于德海、李鳳林	二〇〇	二四二	七八六	八四九	一、六三五
六區	石橋子村	劉恒專	王錫元	一五〇	三一二	一、〇三三	一、〇〇六	二、〇三九
	平臺子村	高鳳寶	呂恩奎、王德英	二五〇	三四二	一、一八〇	一、一七一	二、三五一
	邊牛象堡村	戰殿李	花占貴	三〇〇	三〇二	一、一二四	一、〇七二	二、一九六
	松木堡村	黃萬章	李永發、王慶挈	三〇〇	二三二	七七七	七六八	一、五四五
	响山子村	龍廣富	程福德	二八〇	三二七	一、二五六	一、一六二	二、四一八
	高家堡村	裴萬喜	白玉林、王世彥	三五〇	二六二	一、〇六三	九六〇	二、〇二三
	侯家屯村	張殿英	劉繼武、白廣信	四〇〇	二九八	一、〇四九	一、〇〇三	二、〇五二
	張其寨村	趙德林	李春滙	三七〇	三〇七	一、一四七	一、一〇〇	二、二四七
	達貝溝村	董志榮	趙國慶	五〇〇	三五五	一、四四七	一、三八八	二、八三五
七區	上白雲寨村	楊慶彬	金永春	一五〇	四五八	一、八八七	一、三五七	三、二四四
	下白雲寨村	何文相		二五〇	四八八	一、四〇六	一、二九九	二、七〇五
	江廟子村	馬葛順	趙春陽	四五〇	五五七	二、二四八	二、〇五九	四、三〇七
	爾子峪村	文善一	洪秀央	三〇〇	四六〇	一、六三四	一、三八〇	三、〇一四
	三臺子村	于子清	陳萬山	二三〇	五二三	二、〇二六	一、九一三	三、九三九
	東石河寨村	周秀	兆長貴	二〇〇	四一六	一、四七九	一、四七九	二、九五八
	西石河寨村	喬永情		一五〇	三一二	一、〇一四	九六三	一、九七七
	寗家寨村	周廣興	孟憲卿	三八〇	六〇七	一、八五六	一、七三二	三、五八八

八區							
下馬塘村	張天旭	王豐澤	一二〇	五二五	二、一一八	一、七六一	三、八七九
南坎村	陳玉衡	馮喜鈞	一〇四	三二〇	一、〇四〇	九一四	一、九五四
廟溝村	趙殿仁	郭崇山	一八〇	三四五	一、一六三	九九五	二、一五八
臥龍溝村	龍慶海	那惠卿	一三六	四一三	一、四六六	一、三八三	二、八四九
黄栢峪村	陳景雲	孟憲君	一二一	三一八	一、二四六	一、〇七四	二、三二〇
東石哈嘌村	李維章	王殿三	二〇〇	三四四	一、五二八	一、四四五	二、九七三
秀石溝村	程煥文	施有思	三〇〇	三三四	一、四五四	一、三二四	二、七七八
太平山村	楊寶田	劉彭會	三〇〇	四三〇	一、九一三	一、七九六	三、七〇九
西不哈嘌村	王克範	周玉印	二二五	三四三	一、五一〇	一、四七八	二、九八八
連山關村	祁振廷	張鳳新	二三〇	四八九	一、三八六	一、二二五	二、六一一
吉祥峪村	李慶德	呂豐年	三〇〇	四七〇	三、三一四	三、二二二	六、五三六
下萬兩河村	劉清凱		二七四	三〇八	一、四二四	一、三〇五	二、七二九
上萬兩河村	顧洪章	韓品一	二六〇	三三四	一、五五七	一、三八九	二、九四六
合計			二五、六〇七	四一、二一一	一七一、六六四	一五二、一二七	三二三、七九一

第三項　主要都市

1、本溪湖

清朝光緒三十二年九月當地に政治局を設け縣を本溪縣と稱せしに始まり、地形は東北西三面より長方形の山を以て繞らし南は太子河に臨み攻防概して可なるを以て城壁なし。

清朝乾隆時代初めて鐵礦を採掘す、以來咸豐時代に至る間は商工業最も繁榮せし時代である。其後數回兵匪の襲撃に遇ひ一時衰微を來せるも、日露戰爭も日本帝國の勝利に依りて終局を告ぐるに及び、安奉線の敷設並に煤鐵公司の

設置を見たる關係上安東、奉天間に於ける重要都市として工業は俄かに繁盛を來した。當縣街は河東、河西の兩街に別れ河東街の長さ約八町餘にして各官廳及び商務會所在し縣下に於ける政治、商取引の中心をなす。經濟的關係に關しては第九章を對照せられたし。尚河西河街は南北約半里ありて主として小さき商取引が行はれてゐる。

2、城　廠

城廠は市街東西約三支里本溪湖東方百八十支里の地點に位し本溪湖、桓仁間の咽喉をなせり。地形極めて平坦にして太子河は市街西方を貫流し水運極めて便利にして船舶往來し同地方に於ける唯一の商取引中心地にして百支里の遠くより來り賣買なし市鎭として縣下第二位を占む。南に古城ありて舊邊門衙署所在す。市內には商店約百軒、住家千戶に達す。機關としては第四區分所、警察第四分局、第三區保甲所、稅捐分局、三等郵政局、商務分會、高級小學校、女子小學校、電話支局等存在す。

3、橋　頭

縣街の南方約三十支里の地點に在りて細河は市街を東北に、安奉線は西南に貫通し水陸の交通便にして邑南、遼陽東邊道各方面に通ずる要所である。

安奉線敷設さるゝに及び當村に停車場設けられ交通の重要地點となつた。警察七區分局、第七區公所、三等郵政局、電話分局、稅捐分所、商務會、高初小學校所在し市街は東西約三支里、商店七十餘軒住家二百八十戶ありて市街の商取引等は縣下第三市鎭に屬す。

4、賽　馬　集

縣街より南方約百八十支里を距て市街は四方山を繞らし甚だ狹少にして商店は僅か數十軒民家二百五十餘戸に過ぎず。市街の北方に古城あり其の周圍二支里餘にして城中には今尙十餘軒の民家在り。

市街は中央を貫流する太子河に依りて東西二つに別れ河東街に保甲分所、商務會、高初級小學校、稅捐分所、電話郵政代辦所、舊縣佐署あり。河西街には女學校及多數の民家ありて該地方に於ける商取引の中心をなし縣下第四市鎭に位す。

5、小　市

縣街の東方九十支里の處に位し市街の東方に湯河、北方に太子河蜿流し地形平坦にして商店約二十軒主として線香製造に從事し盛んに他縣と商取引を行つてゐる。他に特筆すべき商工業なし。機關として警察第二區分局、第二區公所、電話支局、保甲分所、初級小學校等所在し縣下第五市鎭に屬す。

6、石　橋　子

縣街を距つること西北三十支里、村は上下の二つに別れ、上石橋子には商店十餘軒、尙機關として警察第六區分局、第六區公所、商務分會、電話郵政代辦處、初級小學校等あり、下橋子は安奉線驛を有し商店十餘軒なるも交通便利なるため上石橋子に比し稍々商業盛んなり。機關としては稅捐分局所在す。

7、望　城　崗　子

縣街東方百支里、淸河城より五支里の距離にあり、當街に土崗ありて此處より淸河城を望み得るを以て此の名あり商店は約十軒、民家二百戸在り、東北一帶の各村及縣街への要道をなす。機關として警察第五區分局、第五區公所、

高初級小學校、郵政電話代辦所、税捐分所等あり。

8、牛　心　臺

縣街の東方三十支里の地點に在りて溪城鐵道の終點である。上下の二村に別れ下牛心臺の西部は太子河に臨み船舶及筏は當地に碇泊す。東は煤炭出產地の紅臉溝に接す。機關として第一區公所、警察一區分所、電話郵政代辦處、税捐分所、林務分局、小學校等あり。商店僅かに十軒餘に過ぎざるも牛心臺一帶の炭田は彼の二十一個條々約中に含まるゝ權益の一に屬し、現在小資本家に依りて日滿合同、又は獨營せるも大資本なきため有利なる權益も徒らに埋藏せらるゝかの感がある。

溪城鐵路も主として是等の貨物を取扱ひ居り旅客の往來は稀である。事變後匪賊討伐のため並に日本警察署此處に派出署を設け牛心臺在住の日本人を保護せらるゝ關係上是等の軍警輸送には現今缺く可らざる交通線をなしてゐる。

今や製鐵所合同の問題も起りつゝある今日、牛心臺に埋れたる寶物も近き將來に於て有効に利用せられ、重大なる活動を來すことあるを確信する。

9、連　山　關

縣街の南方約百二十支里の地點に在りて安奉線の停車場が設置せられてゐる。當地は細河の上流に位し摩天嶺への要道である。古來此の地は軍事上重大なる土地にして日本軍も一ケ大隊沿線警備のため駐屯して居る。

商店約十軒にして市街餘り繁榮ならざるも地形的關係上縣下に於ける市鎭に加へられてゐる。機關として郵政局、小學校がある。

第四項　氣　象

本縣は山岳特に重疊し寒暑の差烈しく最高溫度華氏の百度最底溫度は氷點下二十度に達し、嚴寒期は凡そ十月より翌年の二月迄約百五十日間、酷暑期は七月下旬より八月上旬に至る約二十五日間にして、春夏秋に於ける溫暖期は約六七十日である。春夏秋冬の季の北京より遲るゝこと五六日である。

第二節　風　俗

第一項　概　況

縣民一般は概して性質溫和にして好く農業に從事し衣食住も滿洲全體と異る所なし。然れども當縣は曩きに述べたるが如く全體山岳重疊し交通極めて不便、從つて時代文化の輸入も遲く科學文明と稱せらるゝ今日彼等の生活狀態並に文化智識狀態は他の國民に比し大なる距離がある。滿洲國の充實も日一日と完成し各縣到る所に自動車網並に鐵道等敷設せらるゝに及び文化は漸次輸入せられ列國に伍して遜色を見ざるに到達すべく、其時こそあらゆる缺點不備は補はれ科學文明時代に呼應して諸舞臺に活躍し得るであらう。

第二項　種　族

縣內に於ける住民は漢族最も多く次に回々族滿族の順にして、往時は多數の蒙古族來縣し農業に從事し居れるが漸次彼等は滿族と接近し現今にては兩者殆ど識別し難く、行政上その他すべて一般滿族として取扱ひ居る狀態である。

三民族の分布狀態を左に列記する。

分局	地名	回々族	漢族	滿族
第一分局	縣街	四、二八五	八五、七八七	一、八一八
第二分局	小市	四六九	二九、五三五	一、七四五
第三分局	賽馬集	三、六〇五	三八、一二六	九七七
第四分局	城廠	三、三六三	三〇、三六三	一、六八八
第五分局	望城崗子	三、二二〇	二七、八五七	一、五四四
第六分局	石橋子	一、三四一	一七、三三五	九四〇
第七分局	橋頭	三九二	二三、八九八	一、三八〇
第八分局	下馬塘	二、七八七	三、五一五	一、二七二
合計		**一九、四六一**	**二八八、〇八六**	**一一、三六四**

第三項　衣食住

縣民一般に衣服極めて質素にして食住も敢て華美を求めず、多く木綿を纏ひ、高粱を常食とし、住居は元來の草瓦房にして、唯極く少數の上流社會人のみ華衣美食を求むるに過ぎず。

左に上中下流社會人一ケ月の生活費を簡單に揭げて此の項を終る。

上流社會人一個月收支一覽表

項目	收入額	項目	支出額	備考
俸給	三〇〇、〇〇元	衣服費	一〇、〇〇元	家族五人として各經費を五人に平均したるものなり
其他	七〇、〇〇	飲食費	八、〇〇	
		房租費	四、〇〇	

合計	三七〇、〇〇	
子女教育費	八、〇〇	
交際費	一六、〇〇	
醫藥費	四、〇〇	
娛樂費	一二、〇〇	
婚喪費	六、〇〇	
雜費	六、〇〇	
合計	七四、〇〇	

中流社會人一個月收支一覽表

薪俸	九〇、〇〇	
合計	九〇、〇〇	
衣服費	五、〇〇	家族三人とし各經費を平均に三分せしものなり
飲食費	五、〇〇	
房租費	三、〇〇	
交際費	一〇、〇〇	
醫藥費	二、〇〇	
雜費	五、〇〇	
合計	三〇、〇〇	

下流社會人一個月收支一覽表

	九、〇〇	
合計	九、〇〇	
衣服費	三、〇〇	一ケ月一人の經費
飲食費	三、〇〇	
房租費	二、〇〇	
雜費	一、〇〇	
合計	九、〇〇	

家屋は誰しも最初滿洲へ第一步を踏み入れたるものの物珍らしく感ずる所であらう。都會地は近來多分に歐洲の建築方法を取入れ在來の滿洲式家屋は追々其影を潜めつゝあるも、田舍に於ては未だ文化の程度低き爲め實に吾々にとりて不思議に感じ又不便に思ふ點が多い。家屋の周圍には城壁を廻らし、其の角々に炮臺ありて銃眼を造り四方の展望並に匪賊襲來に備へ十字火を以て其の保全を期する。如斯一個の家が立派なる城をなし常に匪賊に對抗し得る如く建築しあるは滿洲否支那に於てのみ見る現象である。大小家屋に拘らず城壁を造りて自衛手段を講じ、彼等は何にはさて置き銃器彈藥を最も要求しゐる。其結果は新聞紙上に於て大々的銃器の密輸入團檢擧の報導が滿洲並に支那に於てより多く散見するは上述の原因に基くものである。一方內部は實に嚴寒に耐へ得る樣室は殆んど火坑（オンドル）になし壁少く煉瓦、石等にて建築し內部は全部紙を以て張り繞らしてゐる。

吾々が田舍に行つて最も困却するのは風呂のない事と便所のないことである。唯女子の便所はあるが男子は大抵野、畑等に於て用を濟ます。野には飼ひ放しの豚や犬が居て處理して呉れるから心配は要らぬ。

未だ充分なる衞生觀念なく非常に凡ゆる方面に於て不潔である。卑近な例は風呂に幾年か浴さない故、滿洲名物とも云はれる虱と南京蟲が非常に多い。諸君も旅行の時、日當りのよき所にて是等を退治してゐるのを散見せらるゝことがあると思ふ。

第四項　家族關係

滿洲人は家族に對し非常に親密觀念を有し一般社會、國家觀念よりも家族觀念の著しく强きは日本人の最も奇異に感ずる所にしてこれ國民性の然らしむる所である。卽ち滿洲人のみならず中國人は幾千年來常に戰禍に見舞はれ國家に對

する感謝又社會一般の恩澤には毫も浴する所なく、常に武力に依りて抑壓せられ社會、國家を呪ふことにのみ依つて育成せられたる國民なるが故に、國家社會觀念の薄きも又止むを得ざるものと言ひ得る。此の家族觀念よりして親子全部同居し家族の如きも多くは百人以上に達し五十人餘の同居家族を見るは珍らしき事に非らず。之は永年に亘りて前述の如く常に戰亂ありて各地には匪賊峰起し、掠奪、虐殺は隨所に行はれ、國家社會頼むに足らず自力に依りて身を護るの外なき爲め、出來得る限り多くの家族は共に同居し事ある時に對抗せざるを得ざるに至つたものである。此の永き事實はやがて觀念の變移を見たるものと考へる。

第五項　娛樂　趣味

在來支那は詩歌の國とまで呼ばれ、趣味も多分にある筈なるも、現今滿洲人には趣味なるもの殆んどなしと言ふも過言でない。娛樂趣味として特筆すべき事項なし、唯娛樂として又經濟的關係より彼等は非常に賭博を好む。主として賭博は「チーハー」「麻雀」等に依りて行はれる。一般に滿洲人は投機的な事を好む關係上彼等の歡迎を受けるものは「玉ころがし」とか前述のチーハー、麻雀である。

縣街並に縣下には娛樂場等の設備全くなく、縣民は朝から晩迄熱心に働き、其の貯えた金は一攫千金を夢みて賭博をなすのである。縣街には某公司ありて其處に使用せらるゝ幾千の苦力及一般下流社會人が安き賃銀にて貯えたる金は大部分官憲の目を盜みて賭博に費消せらるゝのである。賭博鴉片の弊害の大なることは本縣に於て之れが宣傳をなし嚴重に取締り方通告せるも、急速に且つ徹底的に取締り皆無の情態に達することは不可能である。鴉片、モルヒネ、賭博の中毒にかゝれる彼等の覺醒を促すことも反面に於ける急務であると思ふ。話は橫道に入るが鴉片の弊害は叙述する迄も

なく、曩きに鴉片栽培禁止の布告は出され、爾後專賣制度が實施せられ中毒者にのみに販賣し、嚴重に密飲者の取締をなすことになつた。而れ共悲しい哉數年の仕來りは一つの禮儀とまで化したのである、卽ち某者を訪問するとき其の某者は來訪者にこれが吸飲を勸めるのである。此の勸めを拒絕するは反つて禮儀に失するといふに至つては甚だ迷惑千萬な話である。王道政治に邁進せる滿洲國は如斯舊陋を破り健全なる禮道に進まなければならぬ。

第六項　祭禮　儀式

一、婚姻　結婚の話が兩家に起りたる時、媒酌人は男女及其の兩親を互に訪問せしめ、其の結果に依りて歲を尋ね愈々結婚の可否を決定する。結婚決定したる時は結婚式を擧げ結納金を取交はすのであるが、早や結納金を取交はしたる時は其の日より一ヶ月以内に結婚式を擧げなければならぬ。大體に於て日本と同樣なるも異る點を擧ぐれば左の如し。

1、女は午前二時乃至四時の間に新郞の宅に行くのである。

2、女は結婚の時より一ヶ月外出することは絕體に出來ない。

3、結婚式へ招待されても新婦と挨拶することは出來ない。新婦を見るためには又金を包みて差出す、そして始めて新婦が出て來て煙草に火をつけて吳れ、唯火をつけたのみで奥の室へ歸つて行くのである。

4、媒酌人は男女兩家にある。

以上の如きものであつて滿洲人は結婚と葬式に最も多額の費用を消費する。中產階級に於ける結婚式だけの平均費用は六百元以上に達する。上述は舊式に據る式にして、近代歐洲各國の文明を取り入れた主要都市に於ては洋式結婚が流行してゐる。但し本縣は殆んど舊式に依る。

二、葬式　衷は主として漢民族の慣習を行へり。絕息と同時に死人の口中に穴のある古錢を入れ、顏は白木綿等を以て覆ひ、手及脚には赤い紐を捲き付ける（口中へ古錢を入れるは又此の世に出て來る時福の有る所に生れて來ると謂ふ意味又赤い紐を捲き付けるは子孫代々續くと謂ふ意味）そして家族は三日間朝晝晩三回廟へ參拜し紙を神前にて焚く、家に歸へりては其度每に家族全部が死人を圍み聲をあげて泣くのである。之れを送漿水又は送盤川と謂ふ。廟前に於て紙を焚く意味は紙には銀貨が全面に燒き付けてありて之れを焚くは死人に金錢を贈ると謂ふのである。又死人を圍みて泣くは唯儀禮であつて殆んど淚を出して泣く者なく聲を出して泣いてゐる風態をするのである。

以上を終りて下流社會に在りては三日に出棺し人家離れた野原へ置放しにする。中流階級に於ては七日又は廿一日に、上流階級は七日、廿一日、四十九日目に出棺す。此の日時は占者（滿洲人は陰陽先生と呼ぶ）に聞く。又土葬になすべきか野原へ置放しにすべきかも占者の言に依りて決定するのである。

最も上流社會に於ては百日目に出棺するのもあるがこれは極めて稀れである。其間死體は上流階級に在りては大抵廟に預ける。一室を借りる時は一ヶ月十元の室料を支拂ふ、從つて一室に二乃至三棺を置く時は室料も其れに比例して安くなる。出棺する迄は七日每に僧侶を招じ讀經し死人の罪を減ずるのである。

三、祭　本縣に於て主として行ふ祭は祖先祭にして他に特筆すべき祭なし。每年淸明節（今年は四月五日）に墓地に參拜し前述の如き紙を焚くのである。凡ゆる家に天地神竈神を祭り天地神は舊曆十二月三十日の除夕の晩に、竈神は舊曆十二月二十三日黍飴を供へて祭をなす。外に子供神を祭れる家も稀にある。

御參考迄に正月に於ける祭の概略を記述して見ることにする。正月は滿洲人にとつて最も樂しい時である。商店街は

約一ヶ月も休業し一ヶ年間の勞苦を淸算するのである。一ヶ月も休業する關係上縣公署としては最も稅金の少い月である。

日本と大體に於て同樣であるが異る點を擧ぐれば、正月の間彼等は盛んに爆竹（花火）を上げて樂しむ。昨年及本年は匪賊の關係もありて一切禁止した。これは一月一日の午前零時彼等は雨戸全部を開放し神を迎へるのである。此の時爆竹を盛んに打上げ、又薪炭等を焚いて盛大なる歡迎をなす。事變以來匪賊は往々此の機を促へて襲來することがあるのは之れを憂慮てし禁止した。

漸次治安も維持され新興滿洲國も漸く其の基礎充實するに當り、盛大なる正月の祭が慣習通り行はるゝ時も近き將來に於て實現することであらう。

第七項　其　他

一、漢族と滿族とは結婚をなすも回々族とは絕對に結婚せず。回々族の多くは肉屋を營み居るも滿洲人の最も好む豚を彼等は最も嫌ふ。又彼等は自分で家畜を殺すと云ふ事をしない。例へば鷄を殺すにしても各部落に在住する主司に殺して貰ふ、決して自分で殺すやうなことはしない（主司とは回々敎の僧侶の稱なり）彼等は夏は羊を食し冬季は牛を食す。

回々族の面白き性質は決して漢滿族と共に寢ないし又水茶等を出しても決して飮まない。其れは上述した如く滿漢族は回々族の最も嫌惡する豚を常食とする故なり。又面白き慣習としては男子十八歲に達すれば性殖器の尖端へ刀で以て疵をつける。これは性殖器は元來子孫繁榮のため天より授けられたるものなるが故に濫用しないと謂ふ意味かららしい。

詳しい事を書けば限りなく、紙數にも制限があるので此れ位にして筆を止める。唯滿洲人の稱する所では回々族は昔

からの滿洲人ではないと謂つて居る。滿族と回々族と異る點は言葉であり眼である。眼は歐洲人と似たる點あり、五族協和の今日差別は云はざるも御參考迄に。尙回々族の乞食も面白い、彼等獨特の言葉がある、丁度日本に於ける仁義と云つたもので、此の言葉を使用する時は富豪と雖も乞食を招じ同じ席に於て食をなすのである。此の點は滿漢族とは非常に異る點である。又回々族は非常に團結心に富んでゐると云ふ善い性質も有つてゐる。

二、古來支那は纒足の盛んに行はれてゐる國であるが、近來歐洲文明の輸入と共に此の慣習も隨分廢さるゝに到つた。元來纒足なるものは滿族はなさず、漢族のみに行はれたものである。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

本縣は行政上全縣を八區に別ち、各區に警務分局を駐在せしめ、左の系統に據り行政及其他一般公文等を處理せしむ。

1、縣公署→村公所へ

2、縣公署→警務局→各區分局→村公所へ

以上の二系統に據る。

尙行政區劃左の如し。

區別	警察分局駐址	所屬村
一區	縣街	大堡村、西三家子、火連寨、梨樹溝、太子河沿、打魚堡、朴家灣、三王坟、彩家屯、鄭家屯、唐家莊、下牛心台、上牛心台、南三家子、興隆山、紅臉溝、臥龍村、孤山子、大南溝、梁家屯、威寗營、奚家堡、高台子、前廠子
二區	小市	小市村、謝家崴、上山城寨、賽梨寨、泉水河子、蜂密砬、朴家堡、磨土峪、城廠堡、故家堡
三區	賽馬集	賽馬集、溫洞、草河城、四方砬、南干溝、岔路子、四棟楊樹、草河掌、泉寺、套岫峪、黑峪、紅蚊溝、北平溝
四區	城廠	城廠村、大陽村、馬家城、才子峪、全家堡、田什夫溝、八棵樹、杉松河、東荒溝、東台溝、藍河峪、南營坊
五區	望城崗	警城崗子、東麻戶、羊草峪、小甸子、富家樓子、馬家溝、西麻戶、高力營子、泥岔、小夾河子、法台堡子、中寨子
六區	石橋子	石橋子、响山子、高家堡、平台子、邊牛象堡、松木堡、侯家屯、張其寨、達貝溝
七區	橋頭	上白雲寨、下白雲寨、西石河寨、甬子峪、寗家寨、東石河寨、紅庙子、三台子
八區	下馬塘	下馬塘、秀賞溝、太平山、黃栢峪、庙溝、南坟、上臥龍溝、連山關、東石哈寨、西萬兩河、上萬兩河、下萬兩河、吉祥峪

第二節　鄉村制度

事變前に於ける郷村制度は舊村制大綱に據るもの多かりしが、事變後是等の制度は殆んど全廢せられ、昨年の冬當縣公署總務科に於ては村制暫行規定草案を作製せるも實行せず中止の狀態に在り、依つて左に現情を簡單に述べる。

1、縣公署に縣長直屬の村制視察員(一名)を置き縣長の命を受け各村に於ける行政の進行を督促す。

2、各區警務分局及分所をして各自區管轄内の村政を監視せしむ。

3、主な村に村公所を設け村長及村長副を置き村政を掌らしめ僱員一名を雇ひ會計並に支書を掌理せしむ。但し重要なる件案は村長は村董を招集し會議に於て決定し之を處理す(村董とは其村に於ける有力者にして日本の村に於ける教育委員及村會議員を兼ねたる者)――(第二章一節二項參照せられたし)。

第三節　自治制度

本縣は自治制度を施行せず、僅かに農、商、教育は自治機關たるも規定一致せず、舊規定に據りて實行せる現情にして詳細は後章に於て記述す。

第四章　財政

第一節　概況

本縣は曩きに述べたるが如く山岳重疊し農作地は他縣に比し非常に少く、將來農業を主として立つ時は年々縣は赤字

の補塡に苦しむ狀態である。農業に關しては第六章に於て詳述す、唯本縣は礦業豐富なるを以て道路網の完備を期し其の反面に於て財政の確立を期せざる可からず。後章と財政狀態と比較對照せらるゝ事を望む。

第二節、第三節　歲入　歲出

租稅一般收入（大同元年度收入豫算表）

稅目	豫定收入額	算出來源數	確定收入額	摘要
畝捐	七四、六五二・一四元	畝捐全縣計上則二〇、三七六畝、每畝收大洋一四六、中則二七三、三七九畝、每畝收大洋一四〇、下則一七九、二五九畝、每畝收大洋一三四、域則一四〇、〇五二畝、每畝收大洋〇、六七、計共收入大洋七四、六五二、一四〇	五八、七一一・七二元	
田賦		上則每畝一五分四厘、中則每畝一一分、下則每畝六分六厘、域則三分三厘、各則總畝數右と同じ	一、三三四・一四	大同元年十月一日より國庫收入に入る
車牌	一〇、五〇〇・〇〇	車牌四套五〇〇片每片收大洋八元、三套一、〇〇〇片每片收大洋五元、二套五〇〇片每片收大洋三元計共收入大洋一〇、五〇〇元	一〇、五〇〇・〇〇	
營業稅		營業稅按商號賣錢分類收稅每一〇〇元收一元、七五分、五〇分三種計共收入大洋七〇、二〇〇元	一二、七一九・二二	大同元年十月一日より國庫收入となる
煙酒牌照		煙酒牌照計甲種一張年收入大洋四〇元、二種一二張每張年收大洋二〇元、丙種九四張每張年收大洋一五元、酒牌照整賣二張每張年收大洋一〇〇元、乙種一〇張每張年收大洋二〇元、丙種五八張每張年收五元、計共收入大洋一、四四〇元	八〇五・〇〇	同右
牲畜稅		牲畜稅牛一、五〇〇頭每頭收大洋二、九八〇、羊一、五〇〇隻每隻收大洋二五〇、猪三、一五〇口每口收大洋九四〇、計共收入大洋七、八〇六元	一、〇八六・三四	同右

屠捐	九、〇九〇・〇〇	屠捐牛一、五〇〇頭每頭收大洋三、二〇〇、羊一、五〇〇隻每隻收大洋五五〇、猪三、一五〇口收大洋一、一〇〇、計共收入大洋九、〇九〇元	九、〇九〇・〇〇
妓捐	二、〇〇〇・〇〇	妓捐三等妓女每名月收入大洋一、二〇元、四等每名月收大洋〇、六〇元、全年共收入大洋二、〇〇〇元	二、〇〇〇・〇〇
班捐	五〇〇・〇〇	班捐三等一處月收大洋四元、	五〇〇・〇〇
公產租	一、七〇三・〇〇	公產租在公有地皮建房三五七間每間年收大洋二元、寺廟四六處年收廟產租大洋九八九元、兩項全年計共收入大洋一、七〇三元	一、七〇三・〇〇
馱捐	五〇〇・〇〇	馱捐騾馬一頭年收大洋一元、驢一頭年收大洋五角、全年共收入大洋五〇〇元	五〇〇・〇〇
包徵屠捐	七七〇・〇〇	包徵屠捐城廠大洋二八〇元、橋頭大洋三五〇元、石橋子大洋六〇元、火連寨大洋二五元、下馬塘大洋二五元、南坟大洋一五元、連山關、初家堡大洋一五元全年計共收入大洋七七〇元	七七〇・〇〇
商捐	三、〇〇〇・〇〇	商捐按商號資本每一〇〇元收大洋六角、全年計共收入大洋三、〇〇〇元	三、〇〇〇・〇〇
妓館房租	四、〇七五・二〇	妓舖房租瓦房四六間每間月收大洋三元、草房五四間每間月收大洋二、四元、民有房七二間每間月收大洋一元、全年計共收入大洋四、〇七五・二〇	四、〇七五・二〇
戲樓租	二〇〇・〇〇	戲樓租每天收大洋二元、全年計共收入大洋二〇〇元	二〇〇・〇〇
戲捐	三〇〇・〇〇	戲捐按戲價收一〇〇分一〇、全年約收大洋三〇〇元	三〇〇・〇〇
婚書費	一、八〇〇・〇〇	婚書費、婚書三〇〇〇張每張收大洋六角、全年計共收入大洋一、八〇〇元	一、八〇〇・〇〇
學田租	一、四三一・七五	學田租三會廠學田七七畝、青石嶺學田三三九畝、年得租粮一二四石五斗、按市行折合大洋一、四三一、七五	一、四三一・七五
羊小腸	一〇・〇〇	羊小腸捐小腸一隻作價二〇〇、按値百抽五、計全年收大洋一〇元	一〇・〇〇
猪毛血泡折價	四七二・五〇	猪毛血泡折價猪三、一五〇口每口收大洋一五〇、全年收入大洋四七二・五〇	四七二・五〇

款項目	金額	備考	金額
公款息	一〇〇・〇〇元	公款息按月息二厘一毛、計三年收入大洋一〇〇元	一〇〇・〇〇元
包徴橋捐	四、〇〇〇・〇〇	（包徴橋捐牲畜毎套收大洋五分、全年豐共大洋四〇〇〇元）	四、〇〇〇・〇〇
合計	一一五、一〇四・五九		一一五、〇九八・八七

備考　田賦、營業稅、煙酒牌照、牲畜稅は大同元年十月一日より國庫收入となりたるを以て大同二年度豫算にはなし、從つて一五九三四元七〇の減額を來す大同元年度は大同元年七月一日より大同二年六月卅日に終る。

新縣制に依る大同元年度支出豫算表

款	項	目	金額	備考
縣公署（國庫支拂）			二八、〇五六・〇〇	
	俸給		二〇、〇四〇・〇〇	
		薦任俸給	一一、五二〇・〇〇	
		委任俸給	八、五二〇・〇〇	
	事務費		八、〇一六・〇〇	
		事務費	八、〇一六・〇〇	
縣公署費（地方費支拂）			二一七、六九八・七〇	
	俸給		三〇、九二八・〇〇	
		俸給	二五、〇二〇・〇〇	
		給料	七、九〇八・〇〇	
	事務費		一三、一五三・四〇	
		物品費	二、六三七・四〇	
		通信運搬費	一、四〇〇・〇〇	
		旅費	九〇〇・〇〇	
		差役工費	四、〇五六・〇〇	
		招待費	一、五六〇・〇〇	
		雜費	二、六〇〇・〇〇	
	警察費		一一〇、五四四・八〇	
		俸給	一二、三三六・〇〇	
		給料	五、四〇六・〇〇	
		差役工賃	一、九二〇・〇〇	
		警察餉項	七四、七八六・〇〇	
		服裝	七、一一四・四〇	
		子彈	六〇〇・〇〇	
		戶口	五八四・〇〇	
		郵金	一、二〇〇・〇〇	
		修繕	一一二・〇〇	
		辦公費	六、六八六・四〇	

教育費	四一、〇七二・五〇
俸給	二〇、〇八九・五〇
給料	九一八・〇〇
差役工賃	九六〇・〇〇
辦公費	一、五四一・〇〇
補助費	一七、四六四・〇〇
房租	一〇〇・〇〇
特別費	二〇、〇〇〇・〇〇
特別費	二〇〇・〇〇
合計	二四五、七五四・七〇

一ケ月間の支出豫算表を掲ぐれば（大同二年四月）

各机關別	薪俸	辦公費	臨時費	摘要
縣公署	一、七三八・〇〇	四四二・五〇	—	
清都局	二三二・〇〇	一三八・〇〇	—	
交際費	—	—	—	
自治委員會	—	—	—	
村制視査員	—	—	—	
警務局	七、五七九・〇〇	七三一・四〇	一五〇・〇〇	
財務局	五二八・〇〇	一八六・〇〇	—	
教育局	六六〇・〇〇	一三一・八三	—	
農務局	二七一・〇〇	八六・〇〇	—	
屠獸場	一一一・〇〇	三〇・〇〇	—	
師範校	四六九・六〇	一八四・九〇	—	
初中校	四三七・二〇	—	—	
女師校	二一五・七〇	六七・七〇	—	

各机關別	薪俸	辦公費	臨時費	摘要
縣一小校	二一三・五〇	三・〇〇	—	
縣二小校	二四五・五〇	—	—	
縣三小校	一六八・五〇	—	—	
縣四小校	二〇七・〇〇	—	—	
區立高小校	四六八・五〇	—	—	
警備隊	一、四一七・〇〇	四四・〇〇	—	
民衆館	二八・〇〇	—	—	
情報處	一五〇・〇〇	—	—	
特別費	—	—	—	
合計	一五、一三九・五〇	二、〇八五・一三	一、五〇一・〇〇	未だ新縣制度を實施せず舊制度に據る豫算
總計		一八、七二五・八三		

大同二年三月支出決算表

各機關別	薪俸	辦公費	臨時費	摘要
縣公署	一、七三八・〇〇	五六・〇〇	—	
清郷局	二三三・〇〇	一七八・〇〇	—	
交際費	—	—	—	
自治委員會	—	—	—	
村制視查會	—	—	—	
警務局	七、五七九・〇〇	九二一・四〇	一七〇・七〇	
財務局	五二八・〇〇	二七六・〇〇	—	
教育局	六六〇・〇〇	一三八・八三	—	
農務局	二七一・〇〇	一〇一・〇〇	—	
屠獸場	一一一・〇〇	三七・〇〇	—	
師範校	四六九・六〇	一八四・九〇	—	
初中校	四三七・二〇	—	—	
女師校	二一五・七〇	六七・七〇	—	
縣一小校	二一三・五〇	三・〇〇	—	
縣二小校	二四五・五〇	—	—	
縣三小校	一六八・五〇	—	—	
縣四小校	二〇七・〇〇	—	—	
區立高小	六六〇・〇〇	—	—	
警隊	一、四一七・〇〇	九二・〇〇	—	
民衆館	二八・〇〇	一七・〇〇	—	
特別費	—	—	一、四三三・三七	
情報處	一五〇・〇〇	—	—	
合計	一五、三三一・〇〇	二、五六九・三三	一、六〇四・〇七	

大同二年三月の收支決算表を揭ぐれば左の如し。

大同二年三月收支決算表

稅目	收入豫算金額	收入決算金額
畝捐	一五、三九二・〇〇	五、〇二三・九六三
事牌捐	一〇〇・〇〇	二一五・〇〇
屠捐	三二四・〇〇	三〇〇・七〇
班捐	四〇・〇〇	四六・〇〇

妓捐	一〇八・〇〇	一五〇・六〇
房捐	二一六・〇〇	二三五・九一
樓租	—	二四・〇〇
戲捐	二〇・〇〇	三一・八〇
婚書費	一〇〇・〇〇	—
商捐	—	—
猪毛血泡捐	一八・〇〇	九・三〇
包征屠捐	—	七〇・〇〇

公産租	一〇〇・〇〇	三〇・〇〇
駄捐	五〇・〇〇	七三・〇〇
學用租	—	—
公欵息	—	—
停泊捐	—	—
包征橋捐	一〇〇・〇〇〇	一、二四〇・〇〇〇
合計	**一六、五六八・〇〇〇**	**七、四四九・二七三**

租税外收入一覽表（大同二年自一月至三月）

種目＼月別	一月	二月	三月
積谷貸欵	二九四・六二〇	—	一四四・六三〇
自衞團經費	五、〇八六・〇〇四	一、二九三・八七四	四、二二四・七一三
積谷	九四四・一六六	二一三・二六九	六八八・一一四
師講貸欵	二五三・〇〇〇	一〇〇・〇〇〇	五六二・五〇〇
教養工廠貸欵	一、八一八・五〇〇	三〇〇・〇〇〇	五〇〇・〇〇〇
借欵	—	—	一〇、〇〇〇・〇〇〇
省撥按濟費	一〇、五六〇・〇〇〇	—	—
合計	**一八、九五六・二九**	**一、九〇七・一四三**	**一六、一一九・九五七**

第四節　財政政策

本縣は東邊道に位し土地肥沃ならず、山川は當縣を廻繞し全面積の十分の六を占め、平地は僅か十分の四に過ぎざる状態である(第七章參照)。

前述の如く年收僅か十一萬五千元にして支出は之れに倍する二十四萬五千元なり。事變前に於ては年收十二萬五千元にして支出は之れを基準として定め收支漸く相償ひ居たるも(省より補助ありたり)事變後營業稅田賦其他二三國庫收入たりし租稅は究然地方稅となりたるに伴ひ一般官吏の俸給は增額せられ、尙百政改善に伴ふ支出は增加を來した。反面に於て匪賊橫行し地方不安は收入減を招來し縣財政は益々切迫した。此の事實の切拔策として借款の止むなき狀態に立ち至り遂に全借款額は十二萬元に達した。

其の理由は上述の如くなるも半面に於て昨年十月一日より又營業稅、田賦、牲畜稅、印花稅、煙酒牌照は國庫收入に改められたるに據るものである。

苦境を脫するために加稅をなすことは王道の精神にも反し、又地方民負擔輕減の眞意よりして減稅せられたる今日兩者相反し、一般行政政策に一大蹉跌を來すを以て、概ね左の主目に重點を置き徐々に改革と經濟の充實を圖らねばならぬ。

一、警察隊並に各區自衞團、鄉團の整理

二、官吏の整理

以上を最も緊要なる事項と思惟す。然れ共是等の改革を實行するに當り、急激なる斷行は國民性及一般事情に鑑み到底望むべくもなく、堅き決心と萬全の注意を以て徐々に改革せらる可きである。

本縣は治安確立せりと雖も經濟の恢復未だにして稅金滯納額は二十萬元以上に達せり、仍つて是れが對策として次の如き規則を設け、義務は義務となし縣民に充分なる理解と覺醒を與へ之れを徵收することに決定し省公署へ規則施行の許可方を申請した。

畝捐田賦獎勵徵收辦理規則

一、畝捐田賦を整理するため舊徵收法を改定す
二、縣公署より田賦徵稅員八名財務局より畝捐徵收員八名を任命し各區と協力其の催收に之を當らしむ
三、畝捐田賦の徵稅員の待遇は同じ
四、委任されたる各徵稅員は各自の任務に忠實なる事
五、各區の自衞團總隊長、分局長及び村長は徵稅員補佐の責任あり
六、徵稅期間は四月一日より六月三十日迄の三ヶ月とす
七、徵稅したる金は十日毎に縣に納めること、尙縣より集金員を派遣す
八、徵稅員は十日毎に經過報告をなすこと
九、徵稅員の俸給旅費は前に同じ

十、各區の殘高（未徵收）に依りて月の徵稅額を制定す

十一、每月各區の徵稅額に依り奬勵金を支給す

1　五千元　百五十元

2　五千元―七千元　徵稅額の三％

3　七千元―一萬元　〃　四％

4　一萬元―二萬元　〃　五％

5　四千元以上五千元未滿は賞與なし

十二、以上は自衞團總隊長、警務分局長、分所長に支給す

十三、前述の奬勵金は徵稅員に五割自衞團に三割分局分所へ二割とす

十四、奬勵金は縣公署より直接支給するものにして差引を許さず

十五、月に四千元に滿たざる場合は徵稅員及各關係者に左の罰金を課す

1　四千元に滿たざる場合は　一―五元の差引

2　三千元　〃　五―十元の差引

3　二千元　〃　十―十五元の差引

4　一千元　〃　十五元―二十元の差引

十六、罰金は財務局より受取る可き俸給より差引く

十七、本規則は會議の決議に依り四月一日より施行す

附記　本規則は筆者原稿整理中省公署より不許可の旨通知に接す

第五章　警察　治安

第一節　警　察

第一項　概　況

本縣警察は行政警察及警察隊の二種とす。行政警察は縣下を八區に別ち各區に分局を、更に各分局内には一ケ所又は數ケ所の分所を設置し、各其の所管内に於ける戸口調査、衛生施設等行政警察に屬する業務を分掌す。尚治安維持上必要なる場合は附近の自衛團又は郷團に必要の指示を與ふ。

警察隊に就いては第二節に説明せり。

行政警察及警察隊共に警務局長に隷屬す。

第二項　組　織

警務局の組織左の如し。

- 督察員
- 警務科長

警務局
- 保安科長
- 庶務科長
- 外事科長
- 公安大隊長
- 警備隊長

第二節　治安

第一項　概況

本縣は安奉間の要衝に當り東は新賓、桓仁の各縣と境し西は瀋陽の各縣と連る。事變以來匪賊蜂起し多きは千名に達する團體をなし民有銃器を掠奪し警區を占據し、攻城破鎭の事實さへ敢て爲す等其の行動たるや言語を絶せり。其最も甚しき時期に於ては殆ど安住の地なき狀態であつた。而かも縣內鐵道沿線に於ける警區及百名の警察隊員を以てしては如何とも爲す能はざるを以て、警察隊二百名の增員を行ひ縣內を八警區に分ち專ら匪賊討伐に當つた。大同元年十月項日滿の軍警協力討伐を敢行し、一方同時に地方有力者の手を經て歸順せしむるに及び縣內始めて肅淸成り占領されたる警區も恢復し地方秩序も漸次安定するに至つた。而して不良分子の蠢動を慮り各警區を督勵して每區に自衛團二三百名を組織せしめ、各要地に駐在せしめて警察と連合警備に當り治安を維持す。現在自衛團數は全縣を通じ二千名に達せり。

其後匪首鄧鐵梅の部下にして副指揮たる傳思深は五湖、中山、路明林、張錫山等の小帮匪と結び二、三、四の各警區一

帶に於て暴行をなす爲め警察隊は自衞團と協定して討伐をなし、日滿人質を奪還し、各帮匪の首領を擊死せしめ、殘餘は紛々と潰散し、現在地方の治安秩序は全く恢復するに至つた。

第二項　機　關

一、警察隊　警察隊は大隊長統率の下に三ヶ中隊より編成せられ治安維持匪賊討伐を以て主要なる任務とす。之れが爲め縣街には大隊部以下主力を駐屯せしめ、橋頭に一ヶ分隊(二十五名)を常駐せしめ治安維持に任ぜしむ。而して匪賊の情勢如何に依りては地方主要地點に其の一部を駐屯せしむることあり(現在城廠に五十名駐屯す。)現在三三三名。

二、自衞團　各區に自衞團を置く。自衞團辦事處長縣下八區の自衞團を統率す。合計一、三四七名。

この他に遊擊隊あり、大隊長統率の下に五ヶ中隊約五〇〇名、又新遊擊隊あり。最近歸順せしものにして約三四〇人あり。

第三項　匪賊狀況

縣內匪賊は數次の包圍討伐により大體肅淸を告げた。然れども少匪賊尙遊動しつつあり。六月廿八日の情報に依れば五湖、鹿鳴林部下六〇名、靑山部下三〇名、葦山紅衞國部下四〇名、第三區又占東洋部下八〇名あり。

一般に匪賊は縣境を往來し蟠踞地一定せず。

第四項　軍と治安

現在軍人なし。

第五項　行政警察一般

一、保安に關する事項

禁制品の販賣又は製造　法律に禁止せられたる私營事業又は商取引、金融の防害、營業により他人の特權の侵害、僞物を以て詐僞すること、其の他公共安寧秩序の妨害と認むる事は隨時取締ることとせり。尙民有銃器彈藥を調べ自衛證明書を發給す。又警務局規定により嚴重なる取締を以て火藥販賣を取締り、公用には官憲の、民用には村長の捺印せる證明を必要とす。商務會に消防隊を設け組長一人常備防守十四名、豫備防守三十四名を置きポンプ水車及び消防器具一切を備へ各商店前に水桶を準備させ非常に備へてゐる。

二、風俗取締に關する事項

僧、尼僧等の流言蜚語を捏造し、秘密の會合、各種の不正宗敎を以て良民を誘惑し、或は金錢を欺詐するが如き事は元年三月に規定されたる取締辦法により嚴重に取締ることとなつた。

縣街宿屋、木賃宿、飮食店及び娛樂場等は每日局より警察を派し風俗を害する行爲賣淫行爲等を取締り、劇場等の風紀の取締をなすこととせり。

一、交通の整理及び行政計劃

縣街より大堡に至る道路東側長十二里、幅一丈六尺の道路は元年三月頃附近住民を督促し修築せしめた。縣街より後什溝への道を元年四月頃商務會と協力して修築した。

河西街は長さ二百四十餘丈幅一丈八尺を河東街に倣ひ石を敷く豫定である。

第六項　司法警察

一、警察に拘留所あり、男女拘留室及び要犯室に分ち衛生と秩序を重ず。
一、縣民の紛爭があらば公平に仲裁し、若し解決不能の時は訟訴法を指導す。
一、刑事現行犯は拘票なきも逮捕す。非現行犯の逮捕及び被告の呼出は調度司法警察章程及び刑事訴訟法により取扱ふ。
一、刑事犯を訊問するに公正なる態度にて調べ犯罪證據の搜査と犯罪行動の調べを目的とす。

第六章　原始產業

第一節　農業

第一項　概況

本縣至る處山嶺起伏して平地に乏しく、唯だ牛心臺、高麗營子、小市、韮菜峪、城廠、小甸子、望城崗子等の附近に些少の平甸耕地を有するのみ。其の他は山岳の斜面にして、急峻なる山嶺と雖、苟も耕耘を加へ得べき地點は叮寧に耕作せられ傾斜せる耕地層々相重りて山頂に及び甚だ奇觀を呈せり。而も豐年と雖も自給するに足らず。然かるに數年來の豐作飢饉及び一昨年度の凶作飢饉と加ふるに昨今の匪賊の跳梁等天災人過相繼ぎて迫り農業恐慌は益々深刻化し二、三、四、五區の飢饉特に甚しく全縣の飢饉民は實に四分の一卽ち八萬人を超へ、草木の葉を喰べ根を掘り、其の毒草たるを知らず中毒して死すものあり、或は餓に耐へず毒を飲み死すものあり、酸鼻の極見るに忍びず。當局は春耕貸款或は義金を募集し救濟を施せどもこの大飢饉に對しては恰も杯水を以て車薪の火を消すが如く充分ならず。

第二項　農業移民

本縣農業移民は僅に鮮人の水田を經營するのみなり、人口數を擧ぐれば

區名	地名	戸數	人員	區名	地名	戸數	人員
一	本街	四	三八	五	望城崗子	五五	四二五
二	小市	六	四二	六	石橋子	五七	三九五
三	賽馬集	七四	五〇〇	七	橋頭		
四	城廠	七	四七	八	下馬塘	三七	二四八
計		二四〇	一六六〇				

第三項　農業團體

縣農會、區農會、村農會等あれども現今は經費の都合上名のみにして何等活動をなさず、目下之が復興計劃中なり。

其の他に何等の團體もなし。

第四項　農村生活一般

肥料問題　本縣は早くより開拓せられたる地方なれば從て施肥率も他縣に比し大なり、加ふるに人口密度大にして地味瘠せたれば特に本問題は重大なる役割をなす。三年乃至四年毎に一天地に對して六車乃至八車(三十六貫―九十貫)を施すものと見らるべく、該肥料は純粹なる糞類に非ずして常に雜草、家畜敷藁、人糞、灰、木葉、臺所廢物等を混入せり。右の如き廢物の蓄集は家族内の非勞働者が之に一年中當るを普通とす。この混合肥は之を堆積するか或は地下に一

ヶ年間蓄藏し、然る後之を冬期若くば春耕期に搬出し棋盤の目形に之を小積となし播種期之を散布耕耘をなす。施肥をなす主なるものは大豆の如き豆類である。

斯の如く肥料に關しては未だ幼稚にして人造肥料等の如き金肥を施肥するまでに至る科學的發達を見ず、勞力を要することと大なるも經濟的支出は僅少なるを普通とする。

副業　（一）冬期農閑期に牛馬を以て運搬業に從事するも、大車の數は地勢上甚だ僅少にして稍開濶せる平甸地に在する村落と雖も每村三、四輛を有するに過ぎず、冬期縣街に出入する車輛數も最も頻繁なる時に於てすら一日四十輛を出づること少なく、主として自己の收穫物を販賣する目的を以て市場に運搬するものにして賃銀を得て所謂運送業に從事するものは稀なり。之山岳重疊して大車を通ずる道路なく地形上生產物の少なき爲め斯業の發達を見ざる所以である。

（二）次に城廠附近に於ける麻業あり、即ち太子河上流地域は東山麻の一產地として古來より名あり。該地方の產出にかゝる綫麻は上は城廠より下は小甸子、望城崗子、高麗營子等の小市邑に集散し、或ひは撫順縣の千金寨並びに奉天に移送せられ、又牛心臺を經由して遼陽に、又幾分は鳳凰城に向ふ。何れも個々たる小市場に過ぎざれども其の集散年額は城廠約五萬斤內外、小甸子十六萬斤、望城崗子二十一萬斤、高麗營子四萬斤、即ち合計四十六萬斤餘に上る。小甸子は僅か四十數戶の小市邑に過ぎず、麻は永泉長と云ふ一商舖の取扱に係る。買入れたる麻は更に一梱九十斤位に荷造をなし冬期陸路奉天へ移送せらる、其の間二百四十支里、行程三日間大車二十斤を積載し往路百斤當六角を要し、千金寨へは百三十支里、行程一日半往路百斤當三角五分を要すと云ふ。望城崗子は戶數僅に六十戶餘附近一帶の產出高最も多きも更に東方葦子峪（興原縣）地の麻も此處に集散し主として奉天に直送する。

(三)第二區小市附近の農家に於て線香を產出す、主として太子河を下りて縣街に搬入する。年額約一千個、一十個約三二三元なるを以て之が產額三萬三千元に達する。

第五項　耕地及農產物

耕地　本縣は前述せる如く山岳重疊し、僅に溪谷に沿ひ或ひは山腹の傾斜面を利用して田畑の耕耘せらるゝのみにして、地相上より見るも既に此の如き地帶に於ては農產物の豐穰を望むは難く、山岳に關係する利用に終始すべき運命を擔ふものと謂ふべし。

總人口三二四〇四七人にして一平方支里に對する人口密度二五七人、奉天省內各縣に比し第三十七位に位し之が密度大ならざれども既耕地一平方支里に對する人口密度は四八二人の多きに達し、營口縣の其れに對比するに夫れに勝ること四六八人にして實に奉天省第一位である。奉天省總人口一五、一五一六三〇人總面積一平方支里に對する人口密度三五一人、既耕地一平方支里は一三七、九人なり。之を本縣と對比するに卽ち總面積に於ては本縣稍劣ると雖も、其の既耕地に於ては實に三倍六の數字を示す。之を以てしても本縣が如何に山岳重疊し平地に乏しく農耕に不利なるかを適切に物語るものである。かかる情況に加ふに山岳を利用し匪賊の被害頻々として起り、農夫はかゝる山岳地帶に植付するを厭ふ狀態にある。

農產物　本溪縣經濟調查七頁參照。

第二節　牧畜

牧畜としては論ずるに足らず、屠殺場は縣街に一ケ所あるのみ。詳細は經濟調査商農編三七頁參照。

第三節　鑛　　業

本縣鑛業は現在盛大なりと云ふを得ざれども鑛石の埋藏量無盡藏にして將來その發展を期せられてゐる。鋭意之が調査中である。

第四節　水　產　業

なし。

第五節　鹽　　業

なし。

第六節　蠶　　業

本縣には山地多く柞蠶飼養の好適地にして、例年柞蠶飼養に從事するもの二百名、成績頗る良好にして將來治安確立せんか斯業の發達は期して待つべきものがある。現在主として副業として飼養され、繭のまゝ安東へ移送し其數約八、〇〇〇梱と稱せらる。繭の賣買は商慣習として繭一千個建にして、日本內地の如く斤數に依るに非ずして個數に依る。

一千個約二元内外にして一梱約七、八千個を容ると謂ふ。其價格約十五元より十八元程度にして年產額約一三六、〇〇〇元、主要產地は第二、第三兩區の山岳地一帶である。

第七章　工業

特記すべきものなし。

第八章　交通

第一節　鐵道

安奉鐵道は本縣の西部を經て縣境を貫通する。延長二百支里、十ヶ所の驛あり。卽ち歪頭山、石橋子、火連寨、本溪湖、宮ノ原、橋頭、下馬塘、連山關、新家堡とす。溪城鐵道は縣街太子河より起り城廠に終る。政治、經濟、軍事の各項に於て實に重要なる位置を占む。惜らくは現在未完成にして僅に牛心台迄通ずるに過ぎず、其の延長三十支里、牛心台炭田より發掘さるゝ豐富なる石炭は之により移出される。此の路程甚だ短しと雖も貨客の便至大で、從つて完成の曉には城廠は大都市となり、東邊の桓仁、興京の諸縣に大なる影響を及ぼすであろう。更に南坟より汪家街に至る輕便鐵道あり煤鐵公司の經營に係り鐵礦運搬に專用する。

第二節　水運

第一項　概　況

本溪縣は內陸にして山巒磚疊し沿海なく、又長江大河無し。故に水運極めて尠し。ただ太子河により城廠朴家灣村間の一部分には五千斤載量の木製船通行するのみ。本縣東部一帶の地は偏僻にして道路は荷車の通行すら難く、貨物の輸入、穀物の輸出の場合は皆此の太子河に依る。

第二項　船　舶

太子河は水量少く、船行するには筏によることが多い。春秋水量多き季節には筏により流下する。船舶は甚だ少く、貨物の運搬に筏を利用する。其の大なるものは長さ四丈、幅一丈に達す。木船は概ね槽船式で、大なるもの幅三尺長さ二十尺、少にして幅二尺長さ十尺穀物五六石を積載する。城廠より本溪湖迄の航行には約一晝夜を要し、溯航には三四日を要す。毎年四、五月頃に本溪湖に到着する木船一日約十隻である。

第三項　航　路

太子河の源は興京に起り桓仁を貫通して本溪縣、城廠、小市、牛心台、本溪湖を經過し、本溪境の朴家灣にて遼陽界の注小北河に流る。城廠より本溪湖の間水深五尺、增水の時は三十尺に達する。水速は每分八〇尺乃至一八〇尺である。航行經過次の如し。城廠―馬家城―富成峪―賽梨寨―小市―泥盆―牛心台―梁家台―威寧營―河沿。

第三節　通　信

第一項　概　況

本溪縣は光緒末年頃に中華郵局附設開始し縣下各村鎭に分局、郵務代辨所、信柜を設けた。民國十三年電話局を建設し各區との通信益々敏速となつた。然れども建國以來地方財政困難となり本溪湖日本郵便局に賣却した。郵便は大同元年七月我滿洲國に引渡された。目下縣下各村の治安已に回復し、郵便配達人の往來に異狀なく、電話も開通し、電報は日本郵便局之を取扱つてゐる。

第二項　郵政

郵便局は縣街、橋頭、連山關、城廠の四ケ所にあり、奉天郵務局の直轄するところである。更に各村鎭に郵便代辨所がある。

第三項　航空

なし。

第四項　道路

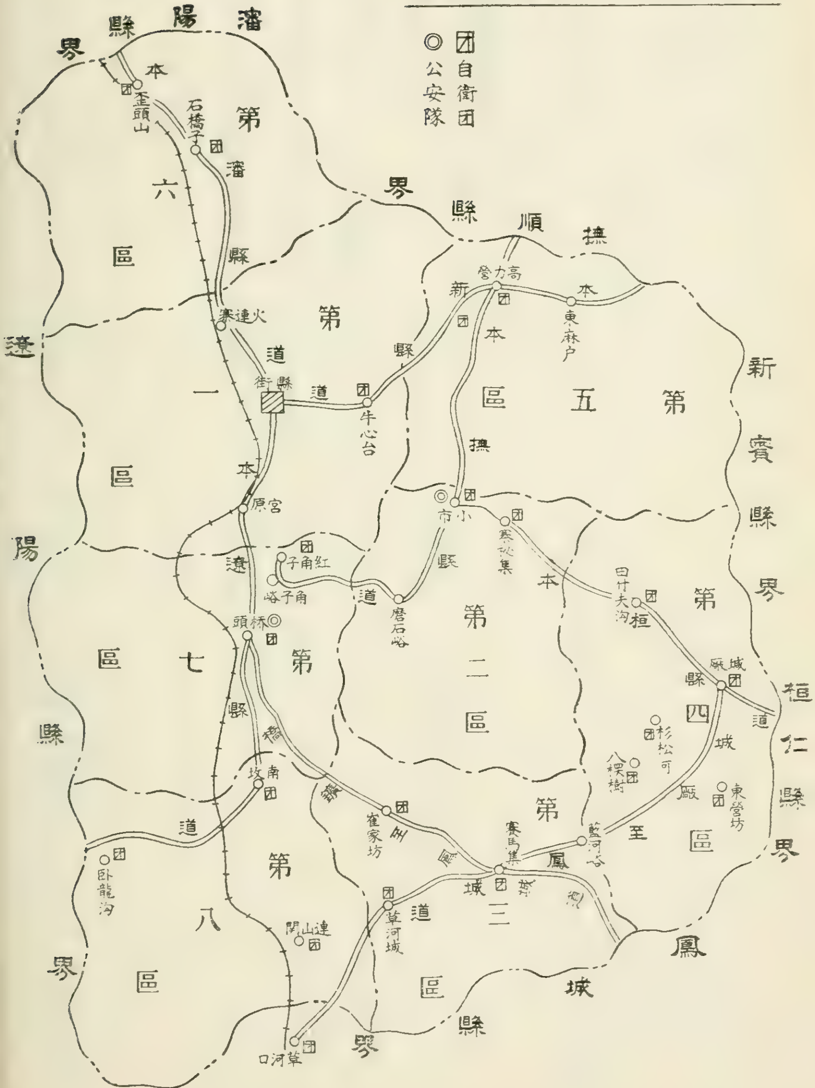
縣內は山川間阻にして交通に不便なり、而して民國十三年以來一度の修築をしたることもない。主要道路は本瀋、本遼、本鳳、本撫、本新、本桓の六線である。昨年春季村長會議の際修理案を決議して、各村はその通ずる道路を修築することとなつた。(地圖添付す)

道路名稱	起點終點	通過都市	道路幅員	載重馬車	現在狀況
本瀋縣道	本溪縣街—瀋陽	火連寨、石橋子、歪頭山	長一百二十里 寬一丈八尺	平均每日通過大車二十輛 冬季最高度五十輛	道路平坦通行無阻

本遼縣道	本溪縣街—遼陽	營原、橋頭、南坟	長一百三十里 寬一丈八尺	平均每日通過大車二十輛 冬季平均每日四十輛	山嶺起伏迄未修手
本鳳縣道	本溪長岑子—鳳城	下馬塘、草河岑	長一百七十里 寬一丈八尺	每日平均通過三十輛 冬季最盛時爲六十輛	同
本撫縣道	本溪紅庙子—撫順	小市、高力營子	長一百六十里 寬一丈八尺	每日平均通過大車二十輛	同
本桓縣道	本溪賽祕集—桓仁	城廠、田什夫沟	長一百九十里 寬一丈八尺	同	同
本新縣道	本溪縣街—興京	商力學、東痲戶	長一百四十里 寬一丈八尺	同	同
橋頭至鳳城道	橋頭—鳳城車家堡	崔家坊、賽馬集	長一百十里 寬一丈八尺	同	同
城廠至鳳城道	城廠—草河口	藍河峪、賽馬吅	長一百三十里 寬一丈五尺	平時每日平均通過大車三十輛 冬季最勝時爲六十輛	同

附　道路網暨駐軍

本溪縣路晉沿路警団配備



第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　概　説

本縣は安奉線に沿ふと雖も平地に乏しく其の他は山間僻地に介在し商業一般に沈衰す。生産物の僅少なると、交通の不便なると、匪賊の被害頻出すると雨期の交通杜絶等とは相俟つて、特殊なる事情の發生により經濟狀態を融和せざる限り、今日以上の隆盛は先づ期待し得ないであろう。

大小の商舗各地に散在するもの多數なるも本街及城廠の二市邑を除けば云ふに足るもの殆ど無し。資本微弱にして且現銀乏しく加ふるに奉票の下落等商業狀態一般に不振なり。一萬元以上の資本を有する商店全縣を通じ十數戸に過ぎず。

地方住民殊に其の八割を占むる農民は現在殆ど購買力を有せず、交通運輸並びに通信機關の不備により商店の資金融通不活潑となり、農民との賣買は主として掛買とし秋の收穫期に於て年一回の清算をなすもの多く、從つて商店の一業に固執するもの稀にして多くは他の數種の營業を兼ぬるものあり、即ち孜々として如何なる小業をも出來る限り兼營せんとするものの如く、且他地方に見るが如き獨立せる大粮棧は一戸だになし。

會社、商店の形態は次の如し。

一、個人出資單獨經營

二、個人出資共同經營
三、共同出資共同經營
四、株式組織

第二項　商業機關

本溪縣商會。

第三項　物價及生計

物價表添付す。（別表）

第四項　商事慣習

滿洲尺は日本尺の一尺四分にあたる。
日本量一斗は滿洲石六升七合强なり。
日本秤百匁は滿洲國百十匁に當れり。

第二節　金融

一、錢舖及び商舖

普通錢莊と稱するも或ひは銀號、錢舖とも謂ふ。各種貨幣の賣買、兩替貸出を之が目的とし又爲替業をも營むものである。法規の命ずるところに依る設立屆出をなす外、設立開業に際しては同業者の一致承認を得ざれば開業をなし能は

ざる慣習である。資本金は壹千元乃至一萬元內外にして、營業上の權限を擧げて支配人に一任し、個人經營及共同出資の樣態を有す曾て莊票飛子と稱する各戶の信用手形樣のものを發行したが濫發の結果甚大なる弊害を來たし倒產するもの數知れず各自の相互的救助に依りて命脈を繫ぎ漸時改善せられた。當舖は日本の質屋營業にして下級細民の金融機關として缺くべからざるものである。往時に於ては嚴重なる監督主義を採りしも爾來之が方針を一變し現在は自由主義を採れり、尙貸金の利息普通一率に百元に付月四元前拂にして期限六ケ月なれども、昨今の不況による反響は殆ど流質するものの如し、然して月の前半に於て受拂をなす場合は之が利息は半減する。

二、銀　行

本溪縣滿洲中央銀行分行は官銀行分行の後身にして官銀行分行は民國十年一月の開業に係る。營業狀態を見るに總て特殊階級の預金貸出にして極く僅少なる一部分に限られ、他は全く銀行を利用せず有名無實の狀態にして銀行本來の使命又薄弱なる觀あり。僅かに農商借欵あれども之奉天省の出資救濟にかかり、其の目的も貸出と稱すれども救濟金にして返欵する者殆ど無き有樣である。銀行は單に事務的帳簿の保管者に過ぎずして何等勸業的政策味を帶びず、貸出には確實なる保證人を要し、擔保を提供するときは貸出限度三割である。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概況

(a)學校教育　事變前に於ける本縣內學校數は二三八校にして學級數二九五級、職員三三八人、生徒一二、五二八人たりしも目下開校せし學校一七〇校、學級一九九、職員一二七、生徒六八七六人なり。

(b)本縣民約卅萬人の內文盲者約半數を占め學齡に達せる兒童二萬七千人の中失學者約二萬人なり。

(c)失學者に對する救濟　失學者を救濟する唯一方法は卽ち民衆教育の普及にして、廣く民衆學校を設け普通教育を注入す。校舍は學校に附設し、器具も共用し、職員も兼任す。

第二項　教育機關

本溪縣全境教育狀況統計表

項目別 / 機關別	事變前狀況 校數 男	事變前狀況 校數 女	事變前狀況 級數 男	事變前狀況 級數 女	事變前狀況 學生數 男	事變前狀況 學生數 女	現在狀況 校數 男	現在狀況 校數 女	現在狀況 級數 男	現在狀況 級數 女	現在狀況 學生數 男	現在狀況 學生數 女
師中學校	二	一	六	一	三二五	三五	二	一	六	一	一九八	三二
小學校	二二九	六	二七七	一一	一〇、四四七	一、七二一	一六三	四	一八三	九	六、四五〇	四九八
民衆學校	—	一	—	一	—	四五	—	一	—	一	—	六五
合計	二三一	八	二八三	二九六	一〇、七七二	一、八〇一	一六五	六	一八九	一一	六、六四八	五九五

教育經費

事變前全年教育經費五萬五千四百五十五元、現在全年教育經費五萬零零五十七元五角。

第三項　社會敎育

(a)方　針　社會教育の方針は一般民衆に普通常識を獲得せしむるにありて、且つ不良習慣及び風俗を改革し以て忠孝仁愛信義和平の諸美德を養成せしむ。

(b)機　關

(1)　民衆教育館　之を三部に分ち

一、民衆校部　一學級あり、生徒數六五人、悉く學齡を過ぎ就學機會を逸したる者を收容す。

二、書物新聞閲覽部　各種新聞雜誌を備へ一般の閲覽に供す。

三、講演部　日曜每に或は休暇を利用して教員に常識の講演をなさしめ、並びに王道建國の精神を宣傳す。

(2)　社會教育に對する唱導の機關は民衆教育館の外に本局より協和會と密切なる連絡を取りて各種講演宣傳をなさしむ。

第二節　宗　教

第一項　概　況

(a)宗教に對する縣民思想　住民は宗教に對する關心深く、各村に廟の無きは殆どなく、農家は恒に天地、皇王、關羽財神、張仙、胡仙等の寫眞を供養し罹病せば附近の廟に祈願するを常とす。

(b)僧侶の生活　僧侶生活は一般に困難にして甚しきものは乞丐するものあり。

(c)僧侶の風俗習慣　僧侶は悉く獨身にして粗食、酒、煙草等を禁じ、誠朴勤勞の習慣を養ふ、回々教は他宗教の者と婚姻せず、豚肉を食せず。

第二項　種　　別

(a)釋教、(b)道教、(c)回々教、(d)耶蘇教、數に於ては釋教最も多く、道教之に次ぎ回々教、耶蘇教は極少數なり。

第三節　建國に關聯する教育方針の變化

(a)建國以來の教育方針

- 王道主義之教育方針
  - 鍛練全體格
    - 衛生
      - 個人的
      - 公衆的
    - 運動
      - 紀律化
      - 團結化
      - 競爭化
  - 注重公共道德
    - 養成協和民族之精神
    - 了解親仁善隣之眞諦
    - 除去自私自利之觀念
    - 達到共存共榮之目的
  - 授以公民知識
    - 常識之灌輸
    - 私德之修養
    - 自治之訓練
    - 公約之遵守
    - 社交之指導

- 養成勤勞習慣
  - 學習要職業化
  - 作業要藝術化
  - 生活要平民化

(b)事變前教育方針

事變前教育方針
- 1 充實一民生活
- 2 扶殖社會生存
- 3 發展國民生計
- 4 延續民族生命
- 5 養成忠孝仁愛信義和平美德
- 6 增加國民生產
- 7 陶冶建全德性
- 8 發展鄉村教育
- 9 陶融服務社品格

（以上1〜9）促進世界大同

第十一章 社會事業

第一節 概況

(a)平民教育　縣立民衆教育館の中に民衆校部を附設し專ら一般の學齡を過ぎ就學の機會を失せる者に普通教授をし、地方の學校にも民衆校を附設し以て讀書機會を逸したる一般市民の救濟をなす。

(b)饑饉の救濟　縣民の饑饉を救濟し、又貧民に對し貸款春耕資金、民食貸款等をなす。

(c)衞生事項　公共衞生に對しては肺結核、コレラ等種々傳染病の豫防宣傳をなす。

第十二章　衞生

第一節　概況

一、每年春秋二季清潔大掃除を行ひ、集合所、商民街、家屋、溝渠、便所並に一切の物品器具に對し清潔掃除を行はしめ、當局より衞生檢査員を派し嚴重檢査を行はしむ。

二、每春警務廳より天然痘苗の頒布を受け縣下各學校に於て縣民の種痘を行へり。

三、衞生課長以下各課員は地方を巡回し結核豫防法を宣傳す。

第二節　機關及醫藥業

警務局の衞生事務は保安課長兼任し其の下に課員一名、衞生檢査員一名、衞生班長一名、衞生警士六名、夫役十三名を置き全縣の衞生を管理施行す。各分局長は保安課長の命により部下を監督し各分局の衞生事務を行ふ。醫藥業は漢醫二九軒、西洋醫八軒である。

第三節　衞生思想普及

縣民は淸潔及掃除に對しては自ら爲すと雖も飮食物消毒等に對しては知識乏しく縣警察の强制により漸次その目的を達成しつつあり。

第四節　傳染病及地方病

縣內地方病無し。

第五節　飮　　料

水質よし。

第六節　上水　下水

上水を輸送する上水溝渠あり、下水は町の西側に下水を輸送する暗溝を作り太子河迄流入せしむ。

盤山縣署圖



八區界ヲ示ス
八分局所在地
八駅ヲ示ス
至奉天
黒山縣界
奉山鉄路
北鎮縣界
台安縣界
七区
五区
六区
八区
一区
二区
三区
四区
湖
盤駝駅
高平
溝帮子
胡家窩鋪
胡家窩鋪駅
盤山
駅
鉄橋
鎮家田
大窪駅
馬帳房
至錦州
錦縣界
大凌河
渤海
減河
運河
鄭家店
水門
沙嶺
遼河支流
海城縣界
營口縣界
至營口

奉天省盤山縣

屬　石丸三郎

第一章　總説

序説

本縣は縣の歴史新しく且主として河北省方面よりの移民多く、人口の八割は農民で民度極度に低く基礎となる可き文献も亦全然無いわけである。剩へ匪賊は非常に多く水害も亦多く住民は疲弊し從つて人心も亦荒廢し居る。永年如斯き生活を送つて來た住民の間には向上心、進取の氣象無く唯其の日暮しをやつて居るに過ぎない次第で御註文の通りの答案は到底書けない。唯私は大同元年十月入縣以來の經驗並びに諸調査を基礎として判明して居る範圍内に於て事實を陳述する迄である。請ふ其の足らざる所を諒とせられよ。

第一節　縣の歴史

本縣は清朝光緒三十一年北馬廠、五段官等の未開懇地を開拓する爲め溝幇子に於て縣役所を組織したのを始めとして居る。其の後康家段に役所建築を提議したが地勢低矮たる爲め水害の虞れあり、且縣政運用上不便なることを理由とし

て中止し現在の盤山（舊双臺子）に移轉したものである。當時縣衙は農民信仰の中心たる寺廟及宮等の外淋しき寒村であつたが縣役所移轉と共に繁榮し物產の集散地となつた。移轉當時は南大廟及天仙宮院內に於て執務して居たが其の後現商務會同興隆院內（現在糧棧）に縣役所を設置し民國元年縣長馬俊顯の提議に依り盤山縣公署（現在日本軍駐在）を建築したものである。

第二節　建國以降現勢一般

1、指導員入縣當時の概況（舊指導員記）

前縣公署吏員は勿論各官衙役員及公安隊員其の他商人等大多數は逃亡して居らず廳舍學校等は破壞し盡され一脚の椅子すら無く悲慘の實狀見るに忍びざるものがあつた。昭和七年一月八日着任の安齊指導員と一月九日着任の廣吉指導員とは連日縣衙の一般調査と善後措置に付き協議を續行したが財源は事變以來交通杜絕し、人馬の往來も稀にして物資も枯渴し盡され餘裕なく、財政當局者逃亡の爲め徵收關係不明にして帳簿の據る可きなく、殆んど手の下し樣がなかつた。警備駐屯部隊第七十八聯隊第一大隊も完全なる家屋無き爲め縣衙商家に分宿の有樣にして不便此の上なく、指導部委員會も亦步兵第一大隊本部事務室の一室を借り辛うじて事務を執るの實狀であつた。茲に於て一月六日牧野指導課長の手に依つて組織せられたる縣自治執行委員會委員と協議し縣公署其他の官衙修理を督勵しつゝ、他面財政の難關に直面せる本縣として其復舊費の目標さへ立たず徵稅不可能と認めた爲一月十二日廣吉指導員をして出奉せしめ、指導部に其實際情況を訴へ緊急補助費として奉天省財政廳より大洋五千元を借入れ舊縣公署及新縣公署とを晝夜兼行にて補修せしめ

漸く一月二十二日舊縣公署の完成を待つて一月二十三日二十四日の兩日を以て駐屯部隊第一大隊の移轉を完了し新縣公署も一月三十一日完成に付き指導委員會も同興隆より移轉し二月一日より正式事務を新縣公署内にて執る事となつた。

右五千元の借入れにより家屋の補修は出來たもの丶縣街に物資缺乏し事務用器具暖房用具等他より購入せねばならぬ實狀にあつたので一月十九日自治執行委員會より二名を選び奉天に急行、机、椅子、文具類、紙等の必要品を購入し來り辛うじて支障無きを得た次第である。而して人口壹萬人を有する本縣街に於ける當時の復歸人員は僅かにその五分の一に過ぎず、又村落の疲弊に至つては之よりも甚だしく物資の缺乏就中燃料及食料の如き殆んど之を得るに由なく、其の不便は三月二日河北線の普通列車運輸開始直後迄持續し之がため甚だしく物價の騰貴を招來した。

2、自治指導員着任と自治執行委員會組織及委員の選定

一月八日着任

指導委員長　安齊金治
指導委員　廣吉辰雄
事務員　首藤幸祐
外通譯及密偵等數名

自治執行委員會

委員長　李虛堂
副委員長　胡筱瑗
委員　齊芸葛
同　佟伯文
同　張蓂莢

同　紀　炳　華

委員會組織と同時に左記各頭書の通り任命委員兼務各處長となる。

總務處長　揚　寶

財務處長　齊　芸　葛

警務處長　佟　伯　文

實業處長　張　萬　荚

教育處長　紀　炳　華

舊委員中不正當なる者、或は赴任せざる者或は其職責を盡さゞる者等があるため、前記の委員會を解散し新規改組左記の通り任命した。

委員長兼實業處長　張　萬　荚

副委員長兼財務處長　揚　寶　衡

委員　兼務警處長　佟　伯　文

委員　兼教育處長　紀　炳　華

3、縣長及總務科長の着任

三月四日盤山縣長孫咸熙は新たに任命され、同時に總務科長として董心源の着任を見る。

4、指導員の交代

舊指導員安齊、廣吉兩氏離盤され四月四月日指導委員長として中尾優赴任前記指導各機關を引繼ぐ。當時縣政の外廓

稍整理されたりと雖も未だ各專司其の職に忠實ならず、自治執行委員等も縣政を見るに私利私慾に走り、理想の國王道施政を完ふするの職責を充分盡さゞる者有り、執行機關の改組を必要とせしを以て五月二十五日附舊執行委員を解散し六月一日附左の通り縣長を主體とする委員を新規任命した。

委員長　縣長
委　員　總務科長
同　警務局長
同　財務局長
同　教育局長

其他各界士紳六名を委員に加ふ。

5、成立以來の日記概說（四月以前の日記省略す）

四月廿一日　貧民救濟（金二百圓及精麥十六俵）
四月廿八日　縣財政豫算會議及自衛團組織會議開催。
五月三日　匪首局勝歸順し兵器全部を沒收す。
五月十六日　第七區盧家店を匪首打的好襲擊、損害自衛團死者三名、負傷六名、賊團損害死者三名、負傷一名。
五月卅日　各村長を招集、縣政全般に亘る行政會議及自衛團關係者を招集連絡に關し協議す。
六月一日　匪賊來襲の報警戒を嚴にす。自治執行委員改組任命。

六月三日　第二區に匪賊來襲、日本軍出動し沙嶺を灰燼に歸す。

六月四日　匪首青山の部下二百名、匪首打的好部下百名、匪首榮三部下二百名　計五百名、第八區各村を掠奪す。

六月十五日　自治委員會、財政監査委員會條例に付き協議。

六月十七日　第七區に數百の匪賊來襲。自衛團と一晝夜交戰。自衛團損害團長右腕負傷、住民負傷男女七名。

六月廿四日　警察隊員匪賊に射撃せられ一名死亡、一名負傷。

六月廿七日　盤山を去る南方十八支里匪賊出現鐵道を破壞し列車を襲撃乘客百餘名を拉致。

六月卅日　縣城北門外匪賊來襲人質二十名を拉致。

七月七日　匪賊討伐に出動の馬隊二棵樹に於て賊に包圍さる。警察隊全部應援に向ふ。

七月八日　警察隊日本軍の應援に依り援軍と共に攻勢に移る。

七月十一日　虎列拉豫防注射を行ふ。

七月十三日　衞生班組織。

七月十八日　大窪驛を匪賊襲撃電信を破壞し包圍す。日本軍直ちに出動。

七月廿六日　日本軍出動により人心動搖せる爲め自治委員を招集、治安の維持民心安定の措置虎列拉防疫の對策市內溜水排除に關する件等協議。

七月廿八日　郵便局員全部北平に引揚ぐ。

七月卅日　縣城外に匪賊四百名來襲、警察隊は日本軍と共同交戰す。
七月卅一日　匪賊及義勇軍縣城を襲擊相互發砲す。
八月一日　各區分局長招集警備會議開催。
八月二日　午後十時匪賊來襲交戰す。
八月五日　自治委員會招集、城內自衞團組織に關する件及築城壁防備に關する件協議。
八月八日　大窪驛附近に於て列車襲擊さる。
八月十五日　自治委員會招集治安維持財政問題協議。
八月十七日　鐵道南北破壞さる。日本軍出動。
八月十九日　第七區高平に於て日本軍飛行機五臺匪首靑山結婚式場に三十數個の爆彈を投下し多大の損害を與ふ
八月廿六日　自治委員會招集、小學校移轉及公設市場設置問題開議。
八月卅一日　大窪驛南方匪賊三百名に襲はる。日本軍出動す。
九月二日　自治委員會招集、墓地移轉、防疫廢止及貧民救濟に關し協議。
十月七日　幸神丸人質日本人岩本友一を奪還し來る。
十月十八日　拉致され居たる新川芳太外鮮人一名を奪還し來る。
十月廿日　匪首北霸天に拉致され居たる英國人二名を救出し休養せしむ。
十一月四日　政府派遣の宣傳員講演會開催。蘗家舖に在りし幸神丸を本縣城河南迄廻漕す。

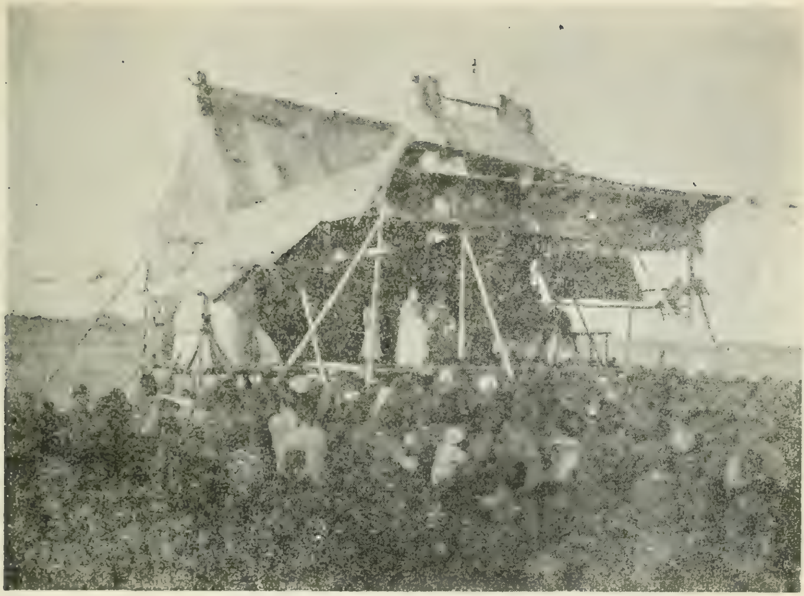
十一月十二日　日本軍藤田中佐溝帮子より來盤、午後三時裴東閣以下の歸順を行はんとせしも武裝解除に應ぜず双方交戰匪賊に死者百數十名を出す。日本軍損害なし。
十一月十四日　遼河地區警備司令王殿忠部隊の中百三十六名を本縣警察第二大隊に改編、午後閱兵式擧行、
十二月十六日　幸神丸人質船長荒木喜太郎外二名本日救出、一泊休養せしめたる上營口に送る。
十二月廿三日　徵稅捉進問題及始政記念日に付き協議。
大同貳年
一月五日　縣長、參事官、各局長集合の上縣公署新築、貧民救濟、電柱購入、師範學校設立、徵稅、自衞團改組等の諸案件に付き協議。
一月十日　盤山縣始政一週記念日に付き式典擧行。
一月廿一日　葛綿副參事警兵二十名を率ゐ第八區に政治工作のため出發。遼西一帶の大討伐は日滿兩軍協力の下に行はる。
二月一日　石丸副參事政治工作の爲め第二、第三の兩區方面へ警兵三十名を率ゐ出發す。
二月十日　清鄉委員會設置に關し協議す。
二月十二日　警察第二大隊を檢閱す。
二月十四日　本縣々政概誌成る。
二月十五日　遼西十縣聯合治安平靖慶祝大會を本縣に於て執行、奉天より日滿要人を迎へ各縣代表參集の上盛大



盛大なる遼西十縣聯合治安平靖慶祝大會余興　其の一高脚踊



其の二　音樂隊



其の三　演戯



坂口指導官の追悼大會

に擧行。餘興として演戲、高脚踊、龍燈會、提灯行列等晝夜を分たず開催。

二月十七日　熱河討伐の爲め軍より馬車徴發の依囑があり、坂口指導官は第四區田家鎭方面に徴發に赴き歸途八里舖村に於て匪團の急襲に遭ひ交戰の後警兵三名と共に戰死した。

三月一日　建國祭擧行。

三月二日　孔子祭擧行。

三月二十四日　故坂口指導官の追悼大會を擧行、近縣各地より參列者多數。

三月三十日　營口より王殿忠司令並に顧問部勦匪の爲め來盤さる。

三月卅一日　警察隊、日本軍の援助を得第五區へ討伐に向ふ。

四月三日　警備工作計畫成る。

四月八日　日本軍に領置しありし元匪賊の所持にかゝる舊式銃百五十挺を受領す。

四月十二日　春耕資金借款の爲め出奉中なりし縣長歸盤す。

四月十七日　縣長は縣下近況巡視の爲め第八區に向け出發す。

四月廿日　戶口調査警の採用試驗を行ふ。

殖樹節に付き記念植樹を行ふ。

清鄉委員會の豫備會議を行ふ。

四月廿一日　各區分局長、自衛團長、村長を招集治安確立並に清鄉章程に付き協議す。

四月廿四日　縣長地方巡察の爲め第二第三兩區方面に向ふ。

四月廿六日　川崎指導官着任。

四月廿九日　葛綿屬官長白縣に轉勤。

五　月　三　日　警備工作に關し協議會を開く。

五　月　八　日　營口より憲兵隊員及海邊警察隊員來盤英人人質救出問題に付き協議す。以來今日に至る迄本事件に付き折衝し尚二、三日中には解決の見込みあり、事件落着と同時に經過は發表する豫定。

五月二十三日　縣立小學校聯合大運動會を開催す。

6、縣政一般

過去一年本縣に於ける住民は縣城を除く外第一第四の兩區には匪首裴東閣操從の一派あり、東方第二第三兩區には老北風蟠踞し、東北方第七第八の兩區には青山、打的好等、大小の匪徒全縣下に跋扈し、白晝公然と掠奪暴行あり、附和雷同の徒盛んに横行する等民心の歸する所を知らざる狀態にして縣政の運用は有名無實に陷り、財政の難澁を招來し收拾出來ざる情勢に遭遇したのである。全縣下百三十部落に對し大小匪首の同樣數が跋扈せし實狀に徵するも何如に各區部落民の被害甚大なりしかを察するに難からずと思考される。然るに昨夏日本軍の援助に依り第七第八兩區に蟠踞せし青山一派の勦匪を始めとし裴東閣以下の全滅せし等漸を追ひて縣下の治安確立せしを以て月と共に地方平靜に歸したのである。且又今回は日滿兩國軍による遼西一帶の討匪成り政治工作員施療班の出動及警備工作員等一致協力による、宣傳講演に滿洲國の大志を說き、貧民は之を救濟し以て地方平靜の時を迎へ　農民又易々として職に樂しむを得るに至り

たる次第である。

第三節　縣制及官公吏

- 縣公署
  - 總務科
    - 電話處
    - 經征處
    - 收發處
  - 警務局
    - 警務科
    - 保安科
    - 警察大隊
      - 歩隊　一二〇名
      - 馬隊　三〇名
    - 臨時警察隊
      - 歩隊　六〇名
      - 馬隊　三〇名
    - 第一分局・・・第八分局
      （各分局は十名乃至十五名）
  - 財務局
    - 司計課
    - 税務課
  - 教育局
    - 學務課
    - 社會課

縣公署職員氏名

縣長　孫威熙
參事官　中尾優
副參事官　石丸三郎
事務員　石司茂太郎
翻譯員　祁國義
總務科長　董心源
縣長秘書　王滋岡
財務局長　崔蔭棠
教育局長　紀炳華
警務局長　佟伯文
警務指導官　川崎末喜
大隊長　張潤身



縣公署職員

地方士紳
教育會長　張瀛州
商務會長　張蓂炎
盤臺稅捐局長　馬世福
農務會長　齊芸葛
電報局長　紀子茹

第二章　地誌風俗

第一節　地誌

第一項　位置地勢

本縣は西に營口、東に錦州を控え南は渤海に臨み北は奉山鐵路本線に接し其他北鎭、黑山、臺安、海城の各縣に接してゐる。縣內山無く一面の平坦地で遼河の支流は本縣を縱斷し其他小河川多く海岸地は一面の葦草地帶をなして居る。樹木又少なく僅かに疎林を有するのみである。

縣城は双臺子河（遼河支流）と奉山支線の交叉する地點に位し全縣の地勢上最も宜しき所に位して居る。

第二項　戶口

本縣總面積　一、五二〇、一九二畝

總戶數　三〇、八四二戶

總人口　二〇八、五九七人（男　一〇七、九一一人
女　一〇〇、六八六人）

城内戸數　一、〇〇〇戸餘
城内人口　五、〇〇〇人餘
日本人居留民　二戸
朝鮮人居留民　一〇戸餘

縣下全體の戸口調査は未だ行はれて居ずこれ以上の正確な數字は擧げることが出來ない。如何なる事業計畫を起すにしても統計的調査がその立案の基礎をなすものである。この見地よりして今回の警備工作を機として戸口調査を第一とし凡ての產業調査も逐次行ふ豫定にて目下調査員を試驗の結果採用し三十餘名を十日間訓練し之を各地に分派し調査の任に當らしむることにして居る。

第三項　主要都市

縣城の所在地が僅か人口五千を有する位だから本縣内に主要都市と言ふ可きもの無く各區分局の所在地が人口一千乃至二千位のもので別に言ふ可き程のものは無い。

第四項　氣　象

南滿に位し渤海に面せる爲め氣候は溫暖である。春は風強く砂塵を吹き上げること一般他縣と同樣である。雨亦比較的多い。河川は十二月中旬結氷し三月下旬解氷する。

第二節　風　俗

第一項　概　況

建國以前は排外思想甚だしく日本人の居住者無かりしため、從つて日本人に對する認識極めて稀薄であつたが最近漸く日本人を理解するやうになつた。又水害、匪害共に多く民心離反荒廢し淳風美俗は地に墜ち明るさ、正しさ等の感じは全然無い。住民は河北、山東地方の移民多く縣を愛するの精神乏しく又極度の個人主義である。改良進取の氣性亦乏しい。

第二項　種　族

漢民族である。他に特記す可きもの無し。

第三項　衣　食　住

別に特記すべきもの無く、只民度低級卽ち生活狀態は極めて簡素と言ふのみである。

第四項　家　族　關　係

親族を相互に世話する觀念がある。

第五項　娛樂　趣味

高尙な趣味とて勿論無く吸煙、賭博等が例に漏れず娛樂であらう。趣味の轉換を計り民心に新鮮潑溂の精神を吹き込み健全なる精神と體育とを奬勵す可きであるが、現在は治安の維持と財政の確立の爲め斯かる方面に迄手は出しかねて居る狀態である。

第六項　祭禮　儀式

住民の崇拜する寺院廟等が無く特記すべき材料は無い。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

全縣を八區に分ち、各區に警務局の分局を置いて居る。以前は分局の下に更に分所もあつたが現在は之を中止してゐる。自衞團が整理されゝは又復活するやもしれぬ。

第二節　鄉村制度

全縣の小村は百三十餘あり、四個の小村を合して大村となし、大村は村公所を組織し村長、副村長村董を署き、縣長の指揮下にある。村の經費は村自體で負擔して居る。

自衞團として各大村が二十名乃至四十名を有して居る。全縣下には八百有餘の團員があり、長銃は六百餘挺に上り、警務局長の監督下にある。

自衞團の經費は當該各村の負擔であるが縣警務局は之を監督して居る。

第三節　自治制度

鄉村制度に於て述べたる所と同じ。

第四章　財　政

第一節　概　況

本縣は前述の如く水害と匪害多く、且つ地味瘠せ收税額は、年の豫算が十五萬圓内外なるに拘はらず其の半ばに過ぎぬ。就中田賦等の國税編入後は益〻苦しき財政狀態で租税外收入としては特記す可きものなく、大同元年度は三萬圓の赤字を示し大同二年度も若干の赤字は出るであらう。治安囘復と共に收税額は增加の傾向を示しつゝあるが又縣の支出も同時に增加するわけで自給自足の原則に歸るには相當の努力を要する。今日我々の日常の業務は治安維持と財政の確立と精神作興の三つが其の眼目をなし、就中最も革正を要すべきは財務關係事項にして忌はしき事は殆んど財務に關する事であつた。爲政者として勿論此の點に留意すべきであるが永年の慣習は一朝一夕にして改まるものに非ず、漸を追ふて矯正す可く努すべきであらう。

第二節　歳　入

大同元年度下半期收支狀況

月別	收入	支出	月別	收入	支出
七月	三、九六一、〇七八	一四、〇三五、二八〇	八月	二、五四四、五六三	一三、三四五、四四〇

九月	一、七五二、四五一円	一三、三四四、九一七円
十月	一、四八八、三五九	一三、四七四、五五三
十一月	二、五四一、二三九	一三、五八七、一四七
十二月	八、三三一、八三二円	三、九三二、二〇〇円
合計	**二〇、六一九、三二二**	**七一、七一九、五三七**

第三節 歳出

大同元年度下半期支出狀況

機關＼月別	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
總務科	二、四六七、〇七	二、一二八、六三	二、三一九、七三	二、三〇一、二一	二、六二四、四七三	八六三、二九
委員會	一八八、六〇	一八四、八五	一八四、四〇	一八六、六七		
清鄉局	一九四、一五	一八四、五五	一八八、五五	一八六、二八	一五三、三〇	四六、一三
電話所	二六九、八七	二一四、七二	二二〇、三五	二六七、〇一	二五二、九三	九三、〇五
警務局	一、一九六、四九	一、一三九、一三	一、〇一五、四七	一、〇〇五八九	一、一七二、四三四	四〇〇、四八〇
警務各分局	四、二六二、〇〇	四、一三六、〇〇	四、一三六、〇〇	四、一三六、〇〇	四、一三六、〇〇	
警察隊	二、四二四、〇〇	二、六八五、〇〇	二、六七三、九九	三、六五五、〇〇	二、六五五、〇〇	一、八三七、〇〇
財務局	九七五、七五	九二一、七五	八一〇、五三	九三九、六九三	七七一、五五	五一一、一八
教育局	五〇三、七六	四九九、九六	五〇〇、〇四七	五〇〇、九五	五〇五、六一	八三、一九
縣立學校	一、三一六、〇〇	一、〇二三、〇〇	一、〇六八、〇〇	一、〇六八、〇〇	一、〇六八、〇〇	五八、〇〇
教育會	七七、八五	七七、八五	七七、八五	七七、八五	九七、八五	
情報處	一五〇、〇〇	一五〇、〇〇	一五〇、〇〇	一五〇、〇〇	三九、八八	
合計	**一四、〇三五、二八**	**一三、三四五、四四**	**一三、三四四、九一七**	**一三、四七四、五五三**	**一三、五八七、一四七**	**三、九三二、二〇**

借款明細表

期日	貸出所	金額	利息	備考
一月二日	省公署	五、〇〇〇円	月利一分三厘	興滿洲銀行、訂立合同
三月十五日	省財政廳	二〇、〇〇〇		救濟費無利息
五月十七日	省總務廳	二〇、〇〇〇	月利一分三厘	興滿洲銀行、訂立合同
七月十二日	省警務廳	六、〇〇〇	年利八厘	右同
九月二十日	右同	二〇、〇〇〇		
九月十三日	省民政廳	一五、〇〇〇	年利八厘	興滿洲銀行、訂立合同
十月十三日	省總務廳	八、〇〇〇	年利八厘	右同
十月二十二日	右同	一〇、〇〇〇		興滿洲銀行、訂立合同
十一月七日	右同	六、〇〇〇		右同
十二月十八日	省公署	六、〇〇〇	無利息	右同
合計		一一六、〇〇〇		

第四節　財政政策

右借欵の外警備工作費、春耕資金、政治工作費、等を下附されたが夫々目的の爲めに使用し各別に上司に會計は報告濟みである。

㈠逆產に關する說明

遼西地方は舊軍閥首腦の出身地なる關係上逆產も相當あり、目下夫々調査中にして、既に申請認可となつた張學良、

馮庸、朱慶蘭等の土地は委任管理權を附與されて居り之が利用に就ては考究中であるが、荒地多き爲め本年は不敢取一年の期間を限つて小作契約をなす事に逆產處理委員會の認可を受けて居る。尙今後の逆產の處理及利用に付ては其都度委員會の指示を受けることにしてゐる。

○縣財政に對する見解

大同二年度の豫算は十七萬圓を要するも見積收入は十萬圓に過ぎず七萬圓の赤字で、この赤字の補塡には是非とも國庫の補助を必要とする立場にある。本縣の稅收入中商人階級が少い爲め專ら畝捐がその大部分を占めて居り、其他の收稅は僅少なるに水害匪賊の害の多きため他に財源を見出すに由なく、王道精神から言ふも到底これ以上人民の負擔を增す事は出來ないので、自給自足の方針に向ひつゝはあるが一擧にしては出來ない次第である。さればとて縣政に與る者として只徒らに晏如たるわけには行かず收稅の督促は怠るを得ない。現在農民の苦しき立場はよく了解し得るが收稅の手をゆるめる事は尙更出來ない。何となれば高粱繁茂期には收稅は激減するから秋から冬にかけて農民の苦しき事は解りつゝも淚を振つて督促し、而して高粱繁茂期に於ける縣職員の給料支拂ひに充て、以つて一ケ年の縣財務を立てゝ行かねばならぬからである。從つて納稅の義務を履行せしめつゝある反面、稅以外には原則として滿洲國は徵發する事無き旨を說いて居る。爲政者は取る可き物は取り、而して與ふ可き物は與ふる方針をとるべきである。卽ち收稅はしたが之を以つて縣の一ケ年の政費を賄ひ成る可く之を又他の具體化された事實的方策に依つて農民に還元せんとするものである。さすれば稅源を枯渴せしめる事もないと思ふ。稅源の枯渴は財政の還元を計らない爲であり、之が惡政の大なるものである。

第五章　警察治安

第一節　警察

本縣の警察隊は大部分本縣々民を以つて組織されて居り其の質は比較的良好で好成績を擧げつゝある。次の表に依つて簡單な説明を見られ度い

- 警務局
  - 警察大隊
    - 歩隊　百二十名
    - 馬隊　三十名
    - 臨時警察隊　六十名
  - 警務科——六十名
  - 保安科
    - 縣内を八區に分け各區に分局を置き、縣の連絡機關とする。
    - 全縣に約百名の局員有り。

警察大隊は專ら匪賊討伐にあたる。

臨時警察隊は之と協力するが主として縣城の防衛に當る。

警務科は犯罪の豫防並に之が檢擧に當り、日本に於ける警察署の任務と略同樣である。從つて司法警察の仕事もしてゐるわけである。保安科は行政警察を掌り風紀、交通、衛生等に當つて居る。

司法科は縣公署內にあるが組織上は縣行政と別個であり、警務科が協力はして居るが裁判は承審員に依つてなされて

居る。犯罪人は留置場に留置するが重罪人は奉天の法院に移管するものである。民事は非常に少い。之は金が無ければ訴訟しても負ける爲め訴訟を起さないのであり、長い物には卷かれろのあきらめ主義であるから一日も早く司法機關が確立され正しき公平なる裁判が實施されんことを熱望せねばならぬ。

行政警察の方では隨時妓屋、飮食店、門口等を臨檢して匪人の混入を防ぎ且清潔檢査をして居る。

第二節　治　安

大同元年には前項日記概況にもある通り匪賊の大頭目が數名縣內及縣境に蟠踞して居た爲め、治安は著しく亂れ且民心は動搖して居たが、現在では大頭目は旣に無く僅かに小頭目が二、三あるのみにして、元年に比すれば著しき恢復の跡がある。本縣出身の匪首もあるが又隣縣より侵入して來る者もあり、高粱繁茂期には數も增加するものと見て居る。

治安の機關としては日本軍隊があり、縣の警察隊は之に協力し、自衞團は又警察隊に協力し、三者一體となつて治安の維持に努力して居る狀態である、自衞團は縣內に八百名位あるが警察隊とは全然之を區別して飽く迄も民團として、警察局長の指揮に應ずる樣にして居る。

自衞團の改編問題も聞くが之は住民が自から衞る爲めに自然に發生したものであるから之を無理に解散せしめる事は却つて危險である。縣に依つては必要以上に多數の而かも職業的な自衞團があり、且惡質で通匪濟匪等の者もあり之が統制に困難を感じて居るとも聞いて居るが之は問題外として通常の自衞團であれば縣の警察に威力があり、且治安が維持されゝば時の力に依つてはその必要は消滅するものである。この時に當つて自衞團を整理し、日本に於ける消防組或

は在郷軍人團式のものにすれば甚だ好結果を來たし農村の自治に益すると思ふ。依つて現在は之が準備時代として無理な壓迫はせず銃器の調査、身分の調査等をなし來る可き改編の時に備ふ可きであると信ずる。住民に不安を與へることが最も不可である、從つて良質の者はそのまゝ警察隊に收容しても宜いと思ふ。山東の苦力上りの者よりは縣の者の方が餘程熱心に働くからであり、之が政治の要諦だと信ずる。

匪賊の狀況は毎月變るから書いた所で何にもなるまい。現在は北鎭縣の方から流れて來た建國軍の解散兵らしい者が七十名居たが、警察隊と自衞團が協力して多大の損害を與へた。縣の東部には二、三の小頭目が常に移動してゐる。南方渤海灣には遼河口で汽船を襲撃し英國船員人質三名を有する一團が蟠踞してゐる。

日本軍は是非駐屯して貰ひ度い。討伐は警察でやつてゐるから只駐屯さへしてもらへばそれだけで既に威力がある。現在縣民は日本軍を絶對的に信頼しその駐屯を熱望して居る。若し軍が去れば折角平靜になりつゝある現狀が又元の樣に動搖を來たす事になると思ふ。今軍と治安とは絶對不可分の關係にあり、縣民は軍の爲めには如何なる勞力も惜しまないと常に言つて居る有樣である。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

本縣產物の大宗は前述の如く高粱にして鹽之に次ぐ。其他は特記す可きものなく出來本縣は水質惡く各種工業には勿論適せず、各村落井戸の設備無く地下悉く鹽分多く住民は河水を飲用して居る狀態である。斯る生活に終始して居る縣民は之を改善するの道を構ぜず成行に放任してゐる有樣で產業の發達思ひも寄らず、農耕地と雖も改良の跡を見ず、荒地隨つて多く、改良の餘地不尠、要するに全縣悉く平地にして水田に適する地域も相當廣く耕地改良を施せば美田たり得可く其の可能なるは勿論である。縱横に河を擁する本縣は將來有望にて且電氣を城街に起し河川を拓き、水道を完成せしめ道路を設けるに於ては產業自ら發達して福利增進自ら明かである。その前提要件として是非農事試驗場を設立し現實的に王道施政の慈光を表現すべきである。王道理論を振り翳して鐘や太鼓で宣傳する事も結構であるが農業立國の滿洲に於ては農事の改良機關を設立することが急務であると信ずる。

鐵道以北の地は勿論肥沃では無いが高粱は出來る。而して鐵道以南の地は渤海に近く鹽分多く、葦草地帶をなし匪賊の蟠踞地となつて居る。尙五區、六區の海岸線には鹽の生產稍見る可きものがある。

第二項　農業團體

縣內に農業團體は無い。現在田庄台に鮮農の水田經營が企てられて居るが、本縣下も同樣の地質であるから水田の可能性は充分にあるわけで、鹽分が多い爲め灌漑さへよくすれば必ず出來ると思ふ。此の意味に於て滿鐵からでも何處からでもドシ〳〵調査に來られる事を熱望して居る。

第三項　農村生活一般

本縣の作物は地質上鹽類に抵抗强き高粱、包米、稗子、油草等を第一として、大麥、水稻、綿花等殆んど雜穀類に過

ぎず、從つて農民の生活狀態は只低級と言ふより外に言葉は無い。三年に一度は水害があり、匪害は絕えず、農民の苦痛忍びざるものありと思ふ。故に農村に對する最大恩惠は治水と治安の二大事業だと信ずる。

アルカリ性土壤に於ける各種作物の生育狀態を記せば次の通りである（滿鐵調査）。

作物	アルカリ性に對する强弱	生育	發芽	
高粱	强健	老實早し	不良	播種期早過ぎれば發芽惡し
包米	稍强	乾燥すれば萎縮す	不良	高粱に比し被害多し
黍	弱	發芽後枯死す	不良	氣溫高き時最も被害多し
粟	弱	右同	不良	右同
大麥	稍强	比較的良好	不良	發育不良にして成熟期早し
稗	强健	良好	良好	發育最も良し
水稻	强	稍良好	稍不良	掛流し灌漑法に依らざる可らず
陸稻	弱	不良	不良	枯死するもの多し
大豆	弱	右同	右同	右同
馬鈴薯	弱	右同	—	
油草	强健			老成し易し

物資調査表

區分／品目	年額收容數量				年額移出數量		
	移入數量	現地生產		計	移出數量	現地消費數量	計
		時期	數量				
米	縣外より移入四百石	九月	現地生產百石	五百石		五百石	五百石

小麥			二千五百石		千二百五十石	千二百五十石	二千五百石
牛			五百頭			五百頭	
豚			一萬六千四百頭			一萬六千四百頭	
鷄			五萬七千匹		三萬五千三百匹	二萬一千七百匹	五萬七千匹
鷄卵			二十八萬四千個		十四萬二千個	十四萬二千個	三十八萬四千個
生魚			七千二百斤			七千二百斤	
白菜			八百六十萬斤			八百六十萬斤	
鹽			四百二十五萬五千斤		二百五十五萬三千斤	百七十萬二千斤	四百二十五萬五千斤
大麥		五月	四千四百石		二千二百石	二千二百石	四千四百石
高粱		九月	二十一萬石		三萬五千石	十七萬五千石	二十一萬石
粟		八月	三萬一千七百石		一萬六千石	一萬五千七百石	三萬一千七百石
大豆		九月	三萬一千七百石		一萬六千石	一萬五千七百石	三萬一千七百石
谷草		九月	百二十五萬斤		六十二萬五千斤	六十二萬五十斤	百二十五萬斤
薪村		九月	一萬五千梱			一萬五千梱	
酒	二十八萬四千斤					二十八萬四千斤	
稗子		八月	十萬石		四萬石	六萬石	十萬石

第二節　牧畜

本縣は一面の平坦地であるから牧畜には適して居るが多年匪賊の横行ありて之より被る掠奪のため現在其數著しく減少し盛なりし頃と比較すれば三分の一に減じて居る。羊、山羊等の牧畜でなく、牛、馬、豚、家禽等の家禽類に最も適して居ると思ふ。

市場其他の施設機關はなく、屠場も城街に一個所あるのみで、密殺も行はれて居る樣に思はれる。

第三節　鑛　業

本縣內には地下に埋藏さるゝ鑛物無し。唯北票、新邱等の炭山が開發さるれば鐵道運般に依り本縣地域も若干の餘惠に浴し得るものと思ふのみである。

第四節　水產業

第一項　概　況

冬河川より鯉、鯰、鰡、鰕等を產する。渤海沿岸には諸魚介類產するものと思はれるが、匪賊が橫行する爲めに天產の物資も之を採取することが出來ない有樣である。治安が平定すれば漸次放棄されて居た天產物の開發も行はれることと思ふ。

第五節　鹽　業

滿洲に於て鹽は蒙古附近からも少しは出るであらうが南滿が第一である。海岸線少き滿洲は特に之を利用して每日使用する鹽業の發達を計る可きであらう。鹽業は就中本縣の特色をなすもので年產額は前表の通り約四百二十五萬五千斤でその中百七十萬二千斤は縣外に移出されて居る。從來鹽業も匪害の爲め振はず現在も尙昔のまゝであるが之は國家產

業の上から言ふも殘念至極の事であるから國家が之を保護奬勵す可きである。さすれば貧乏なる本縣民も大いに潤ひ縣産物の大宗となり得ると思ふ。

第六節　蠶　業

本縣には蠶業全然無し。

第七章　工　業

本縣は水惡く、且動力無く工業に於て何等見るべきもの無し。農家の副業としては葦製のアンペラがその主位で縣外にも多量移出して居るが現在單なる家内手工業に過ぎない。之は滿洲家屋に於ては絶對的必需品にしてその需要多き爲め之を統一奬勵すれば又縣民も潤ふ事と思ふ。

又更にイタチハギの栽培を奬勵し籠編みを副業として加へ度いと思つてゐる。その爲め現に鞍山の滿鐵苗圃よりその苗木を分讓してもらひ堤防に植ゑ付けを行つた次第である。

第八章　交　通

第一節　鐵　道

鐵道は地圖に示す通り溝幇子、營口間の支線が本縣內を橫斷し多大の便利を與へて居る。混合車が一日二往復するのみで本縣よりは高粱及雜穀を出し日用雜貨を移入してゐる。

台安縣方面とは極めて交通不便で「バス」が便利だと思ふが河川に橋梁無く、且雨期は泥濘で非常な不便があり交通發展上大なる障碍をなして居る。

第二節　水運

本縣渤海沿岸は葦草泥濘地なるため外來船舶の出入は無く縣內の減河(双台子川)運河(新川)、遼河(支流)の三河川が專ら水運の便に供せられてゐる。併し年々泥土を堆積する爲め水深淺くなりこのまゝ放任するなれば遂には航行不能に陷るであらう。現在右三河川共主として高粱の運輸に使用されつゝあるのみである。

第三節　通信

第一項　概況

昨年は電話破壞され僅かに縣衙のみに設置してあつたが、昨年末より今年に亙り各區に電話線を架設した爲め治安連絡上資する所が多い。現在縣內に電話機は三十八個を有する。尚最近は北鎭縣、台安縣、營口縣との縣外連絡電話架設費に付き省に共補助方を申請中である。

第二項　郵政

電報局があつて歐文、滿文の電報を取扱つてゐる爲め便利である。

郵局は縣街にあり一日二回の發送をなしてゐる。縣城以外の地には分所があるが三日に一回の發送である。此の發送回數を增す樣申請中である。その他の通信機關に就いては無し。

第三項　航　空

縣內一面の平地であるから飛行場を造るとすれば直ちに出來るわけで又水上飛行機にしても減河には着水出來る。

第四項　道　路

平坦地だから道路を造るには易々たるものであるが土質が粘土である爲め壞れるのも早い。殊に雨期になれば馬車の車輪は其半以上を沒するのである。かゝる土地の道路を完全にするには基礎工事に莫大な資金を要するものと思ふ。道路は公共的のものであるから之を愛護す可き精神は說いて居るが住民は我々が思つてゐる程の不便は馴れてゐる爲感じて居ない樣である。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

本縣は農業が主で商業に就いては言ふべきものは無い。會社、商店等勿論無い。日用雜貨を小賣する小賣商人はあるが商店と言ふ可くあまりに貧弱である。大きな商家としては唯糧棧が城街に四、五軒あるのみで農民との間に金融機關

の役割を勤めて居る。商務會は勿論あつて政治的にも相當の力を有して居る。

第二節　金　融

金融機關は何も無い。銀行は元官銀號の支店と民間の銀行が以前あつたが今は無い。質屋は糧棧がやつて居る。庶民金融機關の設置を熱望して居る。就中農工銀行の設置は必要なもので奉天省内は他省に比して政治工作も進んで居て現在では抽象的な王道理論のみでは農民は助からない。早く具體的な産業助成機關が必要であると信ずる。今回春耕資金貸付の爲め中央銀行の出張所が出來たが元來中央銀行はかゝる事は勸業銀行或は興業銀行を成立せしめて其機關を通じて間接的に働く可きものではなからうか。就中今回の春耕資金貸付は既に時期遲く、且條件が煩雜で處罰嚴なるため農民は之を恐れて近寄らず又一人當りの金額も僅少であり、來年を約束されて居ず地方に居る我々としては不滿足だらけである。如斯資金を借る農民が無いのは當然で須らく産業金融機關を通じて働く可きであらう。

本縣は五萬圓の正貨を準備して七萬圓の流通票を發行して居る。固より正貨と同價値を以つて圓滑なる流通をして居る。

第十章　教育及宗教

縣立小學校	九校	學童數	一、二〇〇人
區立小學校	三八校	學童數	八〇〇人

事變前は一二三〇校であつたが昨春は六九校になり現在は三八校に減じた。區立に對しては經費を縣より半年貳拾圓宛を補助してゐるが原則として授業料に依つて居る。

私塾は六個所ある。日本語の夜學には四十餘名を收容して居る。師中校が一校あつたが現在は閉鎖して居る。

城街の學童二百五十人、教師五名

高級一學級、初級二學級、各程度に應じ數組に分つ、高級に對しては一週三時間の日本語を課す。

新教科書は教育廳より送付して來た爲め安價に提供して居る。月謝は半年三圓である。

全縣教師數		
	縣立	二十九人
	區立	三十八人

現在は中等學校は無い。まして高等教育に於てをや、社會教育機關亦無し。差當り農業學校と師中學校が設立されねばならぬと思つてゐる。

宗教に就いては語る材料はない。何宗教を信じて居るのか聞いても解らない。回教は殆んど無い位である。

第十一章　社會事業

匪害と水害に年々見舞はれて居る本縣には社會事業の如き全然無い。文化事業固より無く淋しいものである。電燈が無いから之を營口から引き込まうと思つても多額の費用を要するし、住民は多年ランプの生活に馴れて居る爲め我々が想像する程不自由は感じてゐない。従つて高い費用を出して文化生活を樂しむが如き思ひも寄らぬ事で無理をして電燈

を設けても住民は却つて之を喜ばないのである。何れ之を望む時期は來るであらうからそれ迄待たねば駄目だと思ふ。

第十二章　衞　生

水が非常に惡い。濾過器をと思つても永い間河水で生活して居る住民はその必要を感じてゐない。衞生觀念固よりなし。病院は一軒ある。目下種痘を奬勵して居るが之に應ずる者は少い。

傳染病及地方病は割合に少い。昨年もコレラは本縣に侵入しなかつた。

第十三章　結　論

永い間古い生活をして來た民衆は政治には無關心で王道政治になつたからとて民衆の政治に對する關心は依然として無い。唯產業さへ助成してやれば之が一番喜ばれ且効果的である。



黑山縣公署正前



上　帝　廟

財務局長　　參事官
總務科長　　縣長
實業局長　　警務局長
教育局長代理





黑山縣城內市場

奉天省黑山縣

參事官　村上輝文
屬　美濃豐吉

第一章　總說

第一節　縣の歴史

黑山縣の名は民國二年に始まつたもので唐時代には顯德府、明時代には鎭遠堡と呼ばれ清朝の初、小黑山と云ひ光緒庚子年義和團事變の後縣制を布き鎭安縣と稱されて居たのである。

事變前後の情況

昭和六年九月十八日、奉天で突發した日支の衝突は約半ケ月位は何等の影響もなかつたが九月下旬から十月の中旬に至つて各地に匪賊が現れ黑山縣も漸時不安に包まれて來た。そこで自衞團組織の必要が議せられ縣城では王奉璋（現警務局長）北部無樑殿方面では楊子新（現自衞團副團長）南部姜家屯方面では王翰臣（現奉天警備司令部　上校）等が主となつて全縣自衞團が出來た。

十一月になつて錦州の黃顯聲（當時張學良の憲兵司令官）の命で各地に抗日義勇軍の編成を見新民縣白旗堡には司令部があつて黑山縣にも耿繼周を第四路司令に馮亞超（當時縣公安局長）を第一路司令に任命した。

命を受けた兩名は早速義勇軍の編成に着手し附近の匪賊を招撫し縣の自衞團も全部其中に編入せんとしたが縣民の輿論を代表した田賀年。朱陟丹。王奉璋等が決然立つて極力反對したので遂に黑山縣には義勇軍の成立を見るに至らなかつた。

其間にも日本軍は奉山縣に沿ふて南進して來て十一月二十七日縣境、饒陽河を占領した。此時我板倉少佐の戰死が傳へられた。

此報に接した當時の縣長蘇勛は縣公金五萬餘元を懷に公署の主な役人や公安局の兵を全部引具して錦州目指して逃走した。縣の首腦者は逃亡し治安の維持に當るべき公安局もがら空となり匪賊は四方に起る日本軍は目近に迫る縣内は全く混亂の中に陷ち入らんとした。其難局に敢然進んで治安維持會を組織し推されて委員長となつたのが現黑山警務局長王奉璋氏である。

十一月二十四日黑山縣地方自治維持會は左の委員で成立した。

委員長	王奉璋	副委員長	李寶言
參議處主任	趙尊五　閻玉麟	防務處主任	李子新　馬潤普
文書處主任	孫冠斌　麻笑天	賞罰處主任	王樹辰
庶務處主任	李世昌　何榮九	稽査處主任	李芳園

昭和〇年〇月〇〇日、大虎山に日本軍が到着、更に黒山縣城に向つた。日本軍を理解しない一般人民は恐怖して動搖した。幸に當時唯一人の日本人として且つ支那人間に非常な人望を保つて居た醫師田中勇藏氏が病軀を挺して奔走、日本軍との連絡、民衆の慰撫に務め皇軍の眞意を宣傳せられたので漸く事無きを得た。同氏の功勞は黒山縣としては永久に忘れる事は出來ないのである。同氏は岡山醫學校の出身で大正二年三月撫順より當地に來住、病院を開設し他の邦人が禁制品を取扱ひ一攫千金を夢見て居るのに飽迄正業に精進し仁術を施して終始した結果縣民の信を聚め大正四、五年來の支那官憲の極端な排日で六戸約十餘名の邦人が壓迫に堪へかねて悉く旗を捲いて引上げた後も醫業の傍ら牧羊等にも手を染め二十餘年間城内に居住されて居たのである。

昭和七年一月十六日に奉天自治指導部より税所、近藤、牟の三指導員は櫻井參謀、武藤憲兵大尉等と黒山に入城、人心混沌たる中にあつて幾多の困難を排して活躍、遂に自治執行委員會の成立を見たので二十日午後一時三十分軍部代表村井旅團長代理加藤大尉、武藤憲兵大尉、指導部代表于靜遠、竹内節雄、省政府代表陳玉銘氏等の參列を得て縣公署内で執行委員會並に指導委員會の發會式を擧行した。

自治執行委員及指導委員の役割姓名と其章程は次の通り

自治執行委員長	王　奉　璋	副委員長總務處長	李　成　善
委員　警務處長	李　銘　三	委員　財務處長	閻　佩　章
委員　教育處長	張　仰　三	委員　商工處長	王　棟　忱
委員　農務處長	徐　海　洲		

指導委員　稅所謹助　指導委員　近藤平次郎
指導委員　牟世民

黑山縣自治組織章程（原文）

第一章　總則

第一條　本縣區域仍為原有區域

第二章　縣自治執行委員會

第二條　本縣設置縣自治執行委員會縣自治執行委員會綜理根法令所定縣之行政事務及其他公共事務

第三條　縣自治執行委員會以委員長一名副委員長一名委員五名組織之

委員以有名望識見者充之其選擧法另定之

委員長副委員長由委員互選並得經由自治指導部轉報省府委員長遇有事故事由副委員長代理之

第五條　縣自治執行委員會議決事項由多數決定之如何否兩數相同時由委員長決定之

第六條　縣自治執行委員會得執行左列各事項

但須得縣自治指導委員會之同意

一、關於發布縣令及其他規則事項

二、關於任免重要縣吏事項

三、關於縣之預決算

四、關於其他重要事項

第七條　縣自治執行委員會爲處理縣之行政事務設置左列各處

總務處、商工處、農務處、警務處、教育處

第八條　各處執掌事項如左

總務處　文書人事會議及其他不屬於各處事項

商工處　關於商工事項

農務處　關於農業事項

警務處　關於治安事項

教育處　關於教育事項

警察署隸屬於警務處指揮警察署員及警察隊員擔各區內治安責任

第九條　各處設處長一名處員若干名處長得爲縣自治執行委員

第十條　關於區村組織另定之

本章程自公布之日施行之

黑山縣自治指導委員會章程

第一條　本縣設置自治指導委員會以便指揮監督縣自治執行委員會

第二條　縣自治指導委員會以自治指導部長任命之縣自治指導員組織之
委員長由指導部指定之

第三條　縣自治指導委員會之意見依多數決定之如何否兩數相同時委員長決定之

第四條　縣自治執行委員長及委員在職務上如有違法瀆職行爲或認爲不勝任時暫時得由縣自治指導委員會罷免之
前項罷免縣自治執行委員長時須經由自治指導部轉報省政府

本章程自公佈之日施行之

其當時自治指導本部の意見として在來の縣に於ける區制を其儘に區自治委員會を設け民衆との連絡を計る事になつて居たので指導員は縣自治執行委員會が成立すると引續き不眠不休の努力で區自治委員會の設立運動に從ひ一月三十日に左の通り委員の任命を見翌三十一日には各區警察署長も任命され玆に始めて縣全體の統制がとれる事になつたのである。

第一區委員長　李寶霖　　委員　王文啓
委員　尤作霖　　委員　王蔭槐
委員　魏光前　　委員　趙冬翩

第二區（大虎山）
委員長　龐廣漢　　委員　李雅忱
委員　李貞元　　委員　高樹森
委員　賈魁嶽

第三區（姜家屯）

委員　李秀林　（他の委員未決定）

第四區（無梁殿）

委員長　安伏波　　委員　邱長裕

委員　方玉貴　　委員　周德晋

委員　張凱旋

第五區（芳山鎮）

委員長　劉春台　　委員　王昇九

委員　劉恩波　　委員　王慶恩

委員　陳益之

第六區（新立屯）

委員長　何濬洲　　委員　張義忱

委員　王盡忱　　委員　張化宣

委員　韓康候　　委員　范租培

第一區警察署長　牛繼唐

第二區警察署長　徐慶文

第三區警察署長　蔣　聚　寶
第四區警察署長　麗　國　風
第五區警察署長　張　雨　滋
第六區警察署長　王　輔　廷

尙、經費の節約を計るため從來の九區を六區に變更した。斯くて陣容は整ひ更新の意氣に滿ちた人々は新らしい政治を求めて其現實に邁進した。

二月六日附で縣長に李銘三氏が任命された。

日本軍一個大隊が縣城内に駐屯し師範中學校内に本部が置かれた。人心は一層安靜に歸し商舖の開店するもの日に増加し市中は頓に活氣を呈して來た。

二月二十二日新國家建設の氣運が濃厚になつて來たので縣公署及各團體聯合の建國促進大會を城内火神廟境内で擧行した。來集の民衆約四千警備司令官嘉村少將は幕僚と共に來臨一場の演説をされた。

二月二十四日には錦州で遼西建國促進大會が催され、二十七、八、九の三日間は奉天で全滿建國促進大會が行はれ近藤指導員が各機關の代表を引率して出席した。

第二節　建國以降現勢一般

三月一日堂々たる建國の大宣言に歴史的大事業である滿洲國は三千萬民衆の歡呼の中に生れ出た。

民衆の心から湧く愉悦と歡喜は三月十日、十一、十二日の連續三日に亘る祝賀大會となり黑山城內は無論大虎山、新立屯等に於ても數萬の群衆が街頭に旗行列を催し未曾有の賑ひを見せた。新國家の成立と共に李銘三を縣長に王奉璋を警務局長に正式の任命があつた。自治指導部は三月十五日に解散となり事務は資政局が引繼ぎ三月末稅所指導員と牟指導員補は解任となり四月二日、中川壽雄、鳳城縣から指導委員長として來任したが五月辭任、村上輝文、民政部からの任命で黑山縣指導委員長として、六月十八日に來縣した。此日張學良二十五旅軍の黑山襲擊の情報があつたので城內は恐怖に脅え各商舖は皆門を閉して警戒した。高粱の伸びるに伴れて匪賊や義勇軍は盛に橫行し、三、四百から千、二千の大部隊で縣城間近までやつて來る、七月から十月迄は殆どこれが討伐に當つて居た。

十月一日附で村上指導員は滿洲國參事官として正式の任命を受け近藤指導員は待命となり美濃豐吉屬官として十六日來任、橋爪武幹屬官として十九日着任した。

爾來官民一致の努力に依り我黑山縣の行政は着々として改善され匪賊の討伐も効を奏して、影を絕ち民は漸く德政を謳歌し棉花奬勵、綿羊の改良等產業の開發に來るべき安居樂業を願ひ希望にもゆる生活を祝福してゐる。

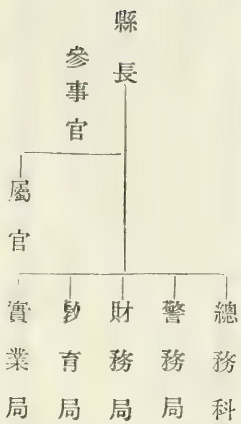
第三節　縣制及官公吏

昭和七年二月一日附奉天省政府訓令奉字第六九號で奉天省各縣公署組織暫行條例が發布された。それに依つて事變以來自治執行委員會委員長で處理して居つた縣政は縣長が委員長を兼任して、自治委員會の決議事項を左の六處を置いて執行し自治指導員はこれを指導監督して居たのである。六處及處長の氏名は

總務處長　李　成　善　　警務處長　李　銘　三
財務處長　閻　沛　霖　　教育處長　張　純　景
商工處長　王　奉　鎭　　農務處長　徐　登　瀛

三月十五日自治執行委員會は自治委員會と改まり各處は局に總務處は科に改稱されたが人員には何等移動は行はれなかつた。

五月一日商工農務の兩局を合併して實業局とし、局長に農務處長を任命した。現在の縣公署の組織は



縣長は縣內行政事務を管理する、參事官は縣長を輔佐すると共に一面指導監督の立場にあり又民意を代表する機關ともなつてゐる。

總務科　には秘書課、地方課があつて左に關する件を管掌してゐる。1、文書の撰稿、2、會議事項、3、文書の收發保存、4、會計庶務、5、官印取扱、6、其他他局に屬せざる事項。

警務局　には督察課、警務課、保安課、司法課があつて、1、警察區劃職員配置、2、戶口調査、3、保安の豫防取締

4、衛生施設、5、司法の協助、6、違警處罰、7、其他警務に關する事項。

財務局 には會計課、捐務課を置き、1、縣の豫算決算、2、賦課及縣稅徵收、3、人民の土地家屋典賣稅契及公證、4、土地山場の登記、5、其他財務に關する事項を處理する。

教育局 には學務課、社會課があり、1、中等以下各級學校教育、2、社會教育、3、圖書館、博物館の管理、4、古跡天然記念物の保存、5、其他教育に關する事項。

實業局 には商工課、農林課を設け、1、土地改良及荒地整理、2、農業會及其他產業會に關する事項、3、倉穀登記4、水利河堤に關する事項、5、植樹運輸の保護取締、6、縣商工業の保護獎勵、7、商工業團體に關する事項、8、市場に關する事項、9、其他農商工業に關する事項を各々分擔してゐる。

縣長の下に一科四局長あり、科長局長の下に課長が居る。課には課員と傭人夫役が居る。

公署内の人數は左の通りである。

	課員	傭員	夫役
總務科	一七名	一八名	九名
警務局	一三名	六名	七名
財務局	二一名	九名	五名
實業局	九名	三名	四名

教育局　九名　四名　五名

第二章　地誌風俗

第一節　地誌

第一項　位置地勢

本縣は奉天省の西部熱河省との境に在り遼河の西に位置する隣接數縣と共に遼西と總稱されて居る。

全縣面積一万五千五百七十三方里東は新民、北は彰武及熱河省の阜新、西は北鎭、南は遼中、台安、盤山の各縣に接してゐる。北部は閭山支脈の山々連り、二台子山、韮邊屯山、芳山等著名なる山あり中央部は概して平坦であるが尖山、碯子山等瘤の樣に突出してゐる。

東部は平坦南部遼中縣寄りは低地である。

東新民縣との境には饒陽河。西、北鎭縣境には羊腸河が又中央部には二道河、子沙河、老河、身河等を集めた柳河、東邊河の二河が何れも北から南に流れてゐる。平時水量極めて少く渡渉容易であるが雨期には氾濫して縣民を水害に泣かせる。縣の南端饒陽河の流域に蓮花泡、東邊河の流域に滌漲湖と云ふ湖がある。夏期には蓮の花が見事なもので張作霖在世の時には屢ゝ遊びに來たといふ。

第二項　戸口

戸籍が不完全なため正確な數字を擧げる事が出來ないが民國十三年二月の調査には二十六萬五千となつて居る。最近の調べに依ると六萬百八戸（大同二年三月警務局調査）男十七萬六百四十七名女十五萬九十四名合計三十萬八千八百二十名、日本人（軍人官公吏を除く）が六十六戸、二百七十二名（内鮮人百〇七名）となつて居る。

これを各區別にして見ると

區別	戸數	人口	
第一區	九、〇七四	男	一八、九六六
		女	一五、七九四
第二區	六、三九三	男	一九、九三六
		女	一五、〇三三
第三區	八、四八六	男	三〇、六六七
		女	三〇、九三四
第四區	一四、八八九	男	四二、五二七
		女	四一、八四二
第五區	一〇、三九七	男	二七、八八九
		女	二四、一九九
第六區	一〇、八六九	男	三〇、六六二
		女	二三、一三八

第三項　主要都市

縣内に於ける主要都市と云へば縣城の黑山を始め新立屯、芳山鎮、八道壕、無梁殿、大虎山、姜家屯位いのものである

黑山縣城

黑山縣縣公署の所在地で人口貳萬五千と稱せられて居る。縣內の中央部に位置し往時北京と奉天（盛京）との驛路に當り北方より南に斜面をなした山麓の市街地で道路は凹凸屈曲不規則で路巾も狹い。大同元年春、四圍に土塀をめぐらし東西南北の四方に城門を設け城內外の交通は總て此等の門を通るのである。

東門を鎭安、西門を積慶、南門を養正、北門を天祐と名づけてある。

官衙は縣公署、遼西地區司令部、電報局、稅捐局があり商務會、農務會、電話局等の公共團體、天主教會、耶蘇教會、紅萬字等の宗教社會團體もあり市の中央樂王廟附近は商店街で大小の商舖軒を並べて取引き殷盛を極めてゐる。

城內に於ける主な商店名、種類、資本、執事者氏名所在地表左の如し

商號名稱	商業性質	商業資本	執事姓名	商設地址
增裕公	粮業	現洋壹萬元	李維周	後大街
惠發德	粮業	現洋壹萬元	趙調年	東大街
德順湧	粮業 燒鍋	現洋六千元	王步雲	東粮市
春興和	粮業	現洋六千元	郭雲途	東大街
新德厚	粮業	現洋參千元	郭耀先	後大街
德茂昌	粮業	現洋參千元	郝鳴嵐	東粮市
順發東	粮業	現洋參千元	吳彩廷	西南街
廣升東	粮業	現洋參千元	張致中	西南街
利源達	粮業	現洋貳千元	劉子丹	南大街

榮昌厚	糧業	現洋貳千元	韓希侯	西南街
榮昌茂	糧業	現洋貳千元	杜秉乾	南大街
德興湧	糧業	現洋五百元	孫升遠	後大街
振德亨	糧業	現洋五百元	邸子彬	後大街
惠增祥	糧業	現洋壹百元	王聲遠	西南街
仝盛和	糧業	現洋壹百元	劉蔚然	大南街

以上十五戶均係糧業

福升慶	綢緞絲房	現洋五百元	馬慶祥	南大街
增盛東	綢緞絲房	現洋四百元	蕭濟舟	南大街
瑞春和	綢緞絲房	現洋壹千元	馮煥章	南大街
海源湧	雜貨	現洋貳千元	何榮九	中街
萬勝湧	雜貨	現洋貳千元	張耀先	中街
恆泰東	雜貨花店	現洋壹千八百元	蕭魁五	中街
瑞興永	雜貨花店	現洋壹千元	劉瑞廷	後大街
永增盛	雜貨	現洋捌百元	陳裕恆	南大街
大興隆	雜貨	現洋七百五十元	袁玉廞	中街
東升合	雜貨	現洋四百五十元	傅雲鵬	東糧市
德盛興	雜貨	現洋五百元	楊國尊	南大街
天增永	雜貨	現洋貳百元	齊子臣	南大街
福記	雜貨	現洋貳百元	王治民	南大街
四合盛	雜貨	現洋貳百元	趙恩波	南大街
復裕興	雜貨	現洋貳百元	許貴軒	南大街

榮盛昌	雜貨	現洋參百元	萬榮三	南大街
萬發號	雜貨	現洋五百元	高樹林	南大街
吉順長	雜貨	現洋貳百元	張泮挢	南大街
協盛福	雜貨茶莊	現洋五百元	劉允中	東大街
廣興永	雜貨	現洋參百元	湯廣瑞	中街
東順長	雜貨	現洋壹百元	周連善	後大街
永成號	雜貨	現洋參百元	陳子安	南大街
恆記	雜貨	現洋貳百五十元	張恆久	南大街
廣源合	雜貨	現洋貳百元	董化宣	南大街
萬發德	雜貨	現洋四百元	王豐年	南大街
廣巨興	雜貨	現洋四百八十元	邢廣有	南大街
增記	雜貨	現洋貳百元	馮憲章	南大街
玉順昌	雜貨	現洋五百元	蕭化雨	西粮市
古香齋	雜貨	現洋貳百元	劉啓	西大街
義順和	雜貨	現洋五百元	趙文增	後大街
趙震明	雜貨	現洋貳百元	趙震明	廟胡同
新華盛	雜貨	現洋參百元	王永春	廟胡同
鼎臣貨莊	雜貨	現洋壹百五十元	周鼎臣	廟胡同
華興盛	雜貨	現洋四百五十元	田翼芝	廟胡同
振升號	雜貨	現洋參百元	常振明	廟胡同
魁記	雜貨	現洋壹百元	楊九魁	廟胡同
東興華	雜貨	現洋貳百元	杜化廷	廟胡同
同記	雜貨	現洋五百元	孫乃庚	廟胡同

福厚德	雜貨	現洋五百元	楊濟先	西菜市
世興永	雜貨	現洋貳百元	張治安	西粮市
福增源	雜貨	現洋參百元	劉俊忱	西菜市
陳鳴山	雜貨	現洋五十元	陳鳴山	西菜市

以上四十二戶均係雜貨業共資本大洋貳萬〇一百八拾元

天成德	藥局	現洋壹千二百元	汪澤浦	後大街
復昌恆	藥局	現洋六百元	封捷廷	後大街
裕和堂	藥局	現洋壹千五百元	安文選	南大街
天裕堂	藥局	現洋五百元	田俊聲	西大街
德成堂	藥局	現洋四百元	李成厚	西菜市
中西達藥房	西藥房	現洋貳百元	車餘三	西大街
大北醫院	西藥房	現洋五百元	楊春辰	中心街
華英醫院	西藥房	現洋五十元	楊本芝	廟胡同

以上八戶均係藥行共資本大洋伍千四百元

泰和祥	金店	現洋五百元	喬祥遠	後大街
永興利	金店	現洋參百元	王鶴年	南大街
雙盛興	銅舖	現洋壹百元	周福廷	南大街
天合公	金店	現洋貳百元	王仲三	中街
福合金店	金店	現洋貳百元	魏星齋	中街
聚發成	鏵爐	現洋四百五十元	宋鴻波	南大街
義發爐	鐵爐	現洋五百元	周君廷	西粮市

長發爐	鐵爐	現洋五百元	謝凌雲	西粮市

以上八戶、資本合計大洋貳千七百五十元

福記公司	紙烟代理業	現洋壹百五十元	郭荐紳	南大街
同合盛	菸業	現洋壹百元	孫永芳	東粮市
裕與盛	菸業	現洋壹百元	穆林厚	南大街
王菸房	菸業	現洋五十元	王賀臣	東粮市

以上四戶、資本合計大洋四百元

慶增永	木廠	現洋四千元	楊品一	西南街
順發東	木廠	現洋六百元	馬峻峰	南粮市
大林春	木局	現洋貳百元	李奉三	南大街
泰林森	木局	現洋四百五十元	劉雨潤	南大街
義發木	木局	現洋壹千元	杜雨恩	南大街
魁發木局	木局	現洋貳百元	王魁五	東大街
廣與東	木局	現洋壹千貳百元	錢廣學	南大街
德與永	木局	現洋壹千七百五十元	崔慶魁	西粮市
天勝增	木局	現洋壹千元	紀暢槐	東大街
王木舖	木舖	現洋貳百元	王白林	西粮市

以上十戶木業資本合計大洋九千五百貳拾元

乾德亨	茶食店	現洋七百元	苗潤芝	中街
福興華	茶食店	現洋五百元	張化宜	南街

三義成	茶食店	現洋五百元	蘇奉春	中街
稻香村	茶食店	現洋五百元	郭劢忱	中心街
興記	茶食店	現洋五百元	王•名遠	中街
鴻昌泰	茶食店	現洋四百元	齊濟武	中街
中興利	茶食店	現洋壹百元	劉雲廷	東大街
鴻升茂	茶食店	現洋五拾元	李志元	南大街
以上八戶茶食業資本合計大洋參千貳百五拾元				
福合永	鞋莊	現洋貳百元	王永才	後大街
同亘和	鞋莊	現洋貳百元	李會臣	後大街
棟臣鞋廠	鞋莊	現洋參百元	李棟臣	中心街
福興久	鞋莊	現洋五百元	趙德安	後大街
以上四戶鞋靴業資本合計大洋壹千貳百元				
孫鞭杆舖	皮行	現洋壹百元	孫文浦	後大街
山皮舖	皮行	現洋貳百元	山化民	後大街
泰豐和	皮行	現洋貳百元	王煥廷	後大街
王皮甫	皮行	現洋貳百元	王連江	西大街
以上四戶皮業資本合計大洋七百元				
萬增源	書局	現洋五百元	康永昌	南大街
蕭春記	書局	現洋五百元	蕭裕恒	南大街
魁榮成	紙局	現洋貳百元	江魁一	南大街

同勝泉紙局	現洋參五元	王德升	西卡內
以上四戶紙書類業合計大洋壹千五百元			
德慶隆海貨莊	現洋五百元	王漢卿	商會胡同
德興湧海貨莊	現洋四百元	牛德昶	中街
以上二戶海貨類資本合計大洋九百元			
大德興香局	現洋壹千五百元	張際春	西大街
鴻勝香香局	現洋參百元	許鴻儒	商會胡同
吉順香香局	現洋參百元	劉漢臣	南菜市
以上三戶香房資本合計大洋貳千臺百元			
春育興估衣局	現洋四千元	張尊賢	後大街
華興久軍衣莊	現洋壹百元	李修武	後大街
大有豐軍服店	現洋貳百元	鐘秀坤	後大街
源記成衣局	現洋壹百元	李繼棠	廟胡同
美麗源軍服莊	現洋貳百元	王秀山	中心街
以上五戶衣服業資本合計大洋四千六百元			
源記酒局代理賣酒	現洋貳百元	陳澤民	南大街

奉山本線と打通線との交叉點で一寒村に過ぎなかつたが打通線の開通以來活氣を呈して來た。

舊名を打虎山と云ふ。前清同治二年今を距る六十七年に大虎山と改稱された。

戸數六百三十五戸、人口男一千九百五名、女一千七百七十八名、雜貨店十七軒、穀物問屋八軒、旅館十二軒、藥店六軒がある。一ケ年間の輸出は穀物十五萬四千五百石、棉實九萬七千斤、青麻三萬斤を主なるものとする。

官衙は警察第二署、電話局、郵政局、税捐分局、遼西警備軍顧問部があり、日本側では十三聯隊本部、憲兵隊、日本警察署がある。

公共團體では農商務會、日本人民會、日本小學校がある。

姜家屯

黑山縣第三區の中央、奉山本線勵家窩棚驛から東方約二邦里の所にある部落で戸數七百五十、人口約三千五百、警務局第三區分局、財務分局がある。毎月三、六、九、の日が市日で相當賑ふ。附近の長崗子村は縣内第一の地味肥沃地で村内富家揃ひであつたが昨夏（大同元年）匪賊の掠奪を蒙つて現在は復興の力もなく衰微して居る。

商務會は民國十八年に設立され現在會員四十三軒で其内譯は左の通りである。

穀物商	八	雜貨商	拾五	藥店	六
鹽店	二	靴店	二	鍛冶屋	二
其他	六				

村落の東端に蓮花泡と云ふ蓮池があり名所になつて居る。

無樑殿

第四區に於ける首鎭で警察分局と警察隊の歩兵第二隊が駐屯してゐる。乾隆初年頃まで王家屯と呼ばれて居た。乾隆三十四年千山より一僧侶が來て町の中央に關帝廟を建立し横に九聖祠を建てたが其祠に樑が無い處から無樑殿と云はれ遂に地名となつたのである。

戸數四百、人口約五千、大小の店商二十六軒、毎月一、四、七の日が市で遠く新民縣内からも物資の購入に來る。

芳山鎭

打虎山驛から打通線で北行すると黑山驛を過ぎた頃から前方右手に異樣な姿をした巍峨たる山が見える。蛇山と呼ばれ、山中に一廟があり雙泉寺と云ふ。道光十四年の創立で寺内の鐵燈籠は誰も知らぬ間に出來て居たと云ひ傳へられて居る。此の山麓にある小部落が芳山鎭で今を距る百二十八年、嘉慶十年までは荒山子と稱されて居た。

戸數三百八十八、人口二千五百、毎月三、六、九の日が市日で附近の村落から出て來る農民相手の商賣を主とし、雜貨店十三、藥店六、菓子店三、銀細工店三、其他に約十四軒の店がある。一ケ年間の輸出穀物四千五百石、實棉三萬八千觔。

官衙は警務局第五區分局、税捐分所、財務分所、郵政局があり、遼西警備隊の歩兵一連も駐屯してゐる。

新立屯

黑山縣の北端阜新縣との境にあり、新立屯驛より九丁、戸數二千五百五戸、人口約二萬、以前は曹家窩棚と稱されてゐた。前清の道光五年今を距る百八年前に新立屯と改稱せられたのである。對蒙古貿易が盛な所で時局前までは縣城の

黑山より商業は繁昌して居たので稅捐局や官銀行等は當地に支局があつて縣城には分局が置かれて居たやうな有樣であつた。

警察第六區分局、電燈廠、電報局、電話局、稅捐局、財務分局、屠宰場を始め耶蘇教會、回々教、萬國道德會があり。現今は遼西地區の騎兵團や月本軍も一個大隊駐屯して居る。

商業は特產商を主として雜貨商之に次ぎ一ケ年の輸出穀物は約九萬五千石、實棉二百二十五萬觔である。

當地の取引地帶は殆ど阜新縣であるから阜新の治安が維持されると、將來の新立屯は極めて有望な土地である。

商業名稱	營業種目	資本	執事人姓名		
德順昌	糧業	一萬五千元	李凌霄	立德堂	二八人
育陞源	糧業	一萬五千元	梁秀峯	張凌閣	一四人
義合成	糧業	八千元	張步瀛	雷翰臣	一六人
魁發成	糧業	七千元	藏春堂	史寶山	二五人
德順西	糧業	六千六百六十元	王尊善	立德堂	二五人
德成廣	糧業	六千元	張左臣	宋鴻遠	三〇人
萬順增	糧業	五千元	李聚川	那耀亭 張化宣	三〇人
永和泰	糧業	五千元	董萬里	劉子聲	一七人
永生達	糧業	五千元	王華國	田雨辰	一六人
聚豐久	糧業	五千元	王榮久	楊濟普	一〇人
有福增	糧業	壹千元	鄭恩溥	栁柏臣	一五人
廣和泉	燒當	二萬八千元	劉向陽	王韓五 宮楓亭	六〇人
德順源	燒焗	二萬元	劉香圃	立德堂	二〇人

德順當	當局	五千元	劉香圃	立德堂	一〇人
富增當	當局	七千元	郭東郊	實業廳經理	二六人
廣記	油房	壹萬元	劉欣普	王韓五	一五人
法治新	黑油房	壹千元	張澤普	王荊山	四人
慶泰昌	雜貨舖	八千元	吳耀廷	忠厚堂、祥順堂	二七人
德裕慶	雜貨舖	六千元	李翔雲	立德堂	六〇人
萬興湧	雜貨舖	六千元	趙香閣	張耀先	一八人
源盛長	雜貨舖	五千元	楊占清	崔化宣	一五人
三裕成	雜貨舖	六千八百元	劉振廷	劉書元	二二人
東興泰	雜貨舖	四十五百元	田香齋	王雲亭	一二人
益成合	雜貨舖	四千元	奚蓬萊	廣興堂、仁和堂	一二人
萬發和	雜貨舖	三千三百元	張輔廷	劉煥章	七人
福合祥	雜貨舖	三千二百元	傅聘卿	傅聘卿	一〇人
廣成永	雜貨舖	三千元	張樹勳	雷孟宗	一六人
福德祥	雜貨舖	三千元	劉國賓	劉國賓	一七人
德慶昌	雜貨舖	二千元	武步雲	武步雲、劉弼堂	一四人
德順合	雜貨舖	二千七百元	喬凌雲	一順堂、永祥號	一六人
裕成永	雜貨舖	二千元	蘇蔭清	何新三	一二人
三合齋	雜貨舖	一千五百元	王蓮芸	葛廷奇	一五人
瀛升合	雜貨舖	一千五百元	溫秀芳	溫佐周	一一人
同裕合	雜貨舖	一千五百元	李萃然	劉景祺	五人
福增和	雜貨舖	一千元	杜化陽	杜化陽	一五人
永泰長	花舖	五千元	王祥	朱英廷	四人

通集公錄荘	一千元	張景祺	張景祺	八人
益增興紙局	四千元	劉憲文	劉憲文	二三人
德順福菓局	一千元	張佐卿	立德堂	八人
德順店糧棧	二萬元	郭馨名	立德堂	一〇〇人
興順店糧棧	二萬元	張化宣	興順堂	九〇人
天增福糧棧	八千元	郭俊儒	王名耀	二〇人

當地の東北方約一里半五台子は不破騎兵少佐以下十五名の勇士が力戰奮鬪の末彈丸盡き刀折れ遂に枕を並べて戰歿した所で目下山頂に忠魂碑の建設準備中である。

第四項　氣象

北方に山を圍らしてゐる關係で比較的暖かく冬期は西北風夏期は東南風が多い氣溫平均七度二分で各季別にすると、

大同元年度　（攝氏）

季別	最高	最低	平均
春	三〇、三	不詳	一、三
夏	三九、五	同	二〇、八
秋	三七、一	同	一六、六
冬		零下三二、二	零下三二、二

降水量一ヶ年間、雨　六四八、九粍　雪　一一粍

初霜及終霜、初雪及終雪期

初霜　十一月四日　　終霜　四月二十七日

初雪　十一月五日　　終雪　三月二十六日

地面凍結及融解期

凍結開始　十一月二十二日　凍結完了十二月七日

融解開始　三月二十一日　融解完了　四月五日

凍結深度

十一月　一尺　　十二月　二尺五寸　　一月　三尺

風は一ケ年を通じ北風が一番多く冬季は西北風、秋季は西北南風、夏季は南風、春季は東北風である。

雨は七月下旬から八月上旬頃が一番多い。

第二節　風　俗

第一項　語　言

縣内の語言は普通の支那語で北京官話に訛りが交つて居る。文字は漢字で稀に回々敎徒で回文を滿洲族で滿文を使用して居る。

第二項　種　族

漢民族が大部分で回滿蒙の民族も交つて居る。由來軍閥の發生地と言はれて居る程、昔から武を練つたもので、三、四十年前まで英雄會と云ふ靑年の修行機關があつて火中に投じたり寒中水を浴びたりして身心を練磨したものだそうで一般に性質强悍粗暴の風があるが一面樸篤な點がある。佛教が一番多く紅卍字教、耶蘇教、天主教、回々教等それぞれ相當信者を有してゐる。

第三項　衣食住

大體支那服を着てゐる最近洋服や洋服のズボンに支那服を着る者が增加して來た。食事は高粱を主として粟、白麵を混食して居る。白米も上流家庭には常用されて居る。副食物の主なる物は豚肉で牛羊が之に次ぐ。住家は土屋根、煉瓦又は土建平家で石材を使用したものも多い。

第四項　家族關係

大家族主義で親兄弟皆一世帶で暮してゐる。近來西歐の個人主義的教育を受けた者が多くなつたので段々分家して行く傾向がある。

第五項　娯樂趣味

智識程度が概して低いので娯樂や趣味も極めて低級で賭博に芝居位である。

第六項　祭禮

各地に孔子や關帝を祭つた廟や天地廟、藥王廟があつて每年左の期日に祭典を執行して居る。

三義廟　　四月十八日　　娘々誕日

	四月二十八日	藥王誕日
上帝廟	三月三日	玉皇誕日　演戲五日
火神廟	二月十九日	聖宗誕日
龍王廟	七月十五日	盂蘭會
淸眞寺	九月	教主誕日
基督教堂	三月	耶穌復活
	十二月	耶穌生辰
天主教堂	三月	耶穌復活
	五月	聖神降臨
	八月	聖母昇天
	十二月	耶穌生辰

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

全縣を六區に分け、六區が百十三主村、八百八十副村になつて居る。

第二節　鄕村制度

主村に村長、副村に百家長が居り村長は村公所で村政に當つてをる。村長は村民の選擧により任期は二ケ年、村の經費は土地の面積に應じ按分して據出して居る。

利己的觀念にとらはれた滿洲國人の事とて實際村内の有力者や資產家は村長等になるのを嫌ひ無職者か或は村長の名を利用して利益をはかる者か、月月二、三十元の手當の欲しい者が運動してなるので種々な弊害がある。村民に不當の出費を負擔せしむるのも之等惡村長で縣政改善の第一步は村長の選擇である。

第三節　自治制度

形式上自治制度を持つてゐるので村民は選擧によつて村長を選出し縣からの命令連絡は總て村公所を通じて村民に傳へて居る。事變以來匪賊の横行で村を擧げて他に避難した所もあるので目下復舊を計つてゐる。

黑山縣全縣各區村長姓名一覽表

區別	村名	村長姓名	村名	村長姓名
第一區	下灣子	張芝芳	山東堡	牛希貢
	十里崗子	張如宣	額家窰	傳成九
	羅燒鍋	王振聲	包屯	高鴻禮

第一區	第二區	第三區
江臺	高山子	姜屯
北邊壕	蛇山子	藍也
營坊	二道溝子	符家窩棚
羊腸河	五台子	孟小蛇子
拉拉屯	羊圈子	西三家子
亂泥泡	楡樹蛇子	曹家窩棚
崔屯	十八家子	平坊
		半拉門
江恩久	李貢九	李雨辰
王紹藩	李華林	楊廣蔭
張銳	張玉懷	鄭惠元
宗子元	劉福堂	馬樹成
張雲程	張德一	袁炳文
宋允協	石萬榮	劉聘三
楊占襄	李鴻桂	王會山
		鄧奎舉
望北樓	吳家窩堡	長崗子
東邊壕	王家窩堡	張家窩棚
司屯	段家窩堡	崔家窩棚
水泉子	連城堡	大興庄
楊屯	大虎山	朱家窩棚
哈屯	牛家窩堡	叢家窩棚
王炮屯	十七戶	婁家窩棚
		九間房
孔繁學	張振邦	周敬亭
王會豐	李子明	張智豐
李玉祓	鹿顯周	王萬鎰
程彩章	郭化一	高萬玉
李義	徐天忍	王永年
姚景太	梁禎	陳廣馥
羅錫銘	湯文秀	董富
		常聯藩

	大西荒	呂景陽	富有屯	王佐廷
	翟家窩棚	霍向陽		
第四區	無樑殿	崔玉和	大崔屯	吳占一
	大民屯	趙元會	孟屯	張儒昌
	薛屯	王韶九	卡拉木	張廣惠
	胡家窩棚	孫希儒	大孫窩棚	孫裕光
	大馬架子	劉澤民	小謝屯	常耀林
	小荒山子	楊秀峯	北小屯	楊振功
	茶棚菴	劉玉清	大曹崗子	劉廣玉
	東王崗子	關恩榮	十七戶	賀連芳
	陳家窩棚	趙星橋	二道境子	段德潤
第五區	芳山鎮	張芳霖	四臺子	宋岳山
	石柱子	賈照民	瓦盆窰	李寶山
	小菸溝	劉雅亭	劉二金屯	王海龍
	大謝屯	王福禎	廟崗子	于文彬
	老河深屯	包佐廷	北水泉	劉濟周
	南新屯	王鶴亭	大夏窩棚	程天心
	小夏窩棚	聶指南	大菸溝	吳萃亭
	耿屯	田世昌	韋城子	李景山
	婁井子	楊榮九	白土廠門	鞠滄川
	頭台	王潤身	二台	張青山
	三台	王品卿	大康屯	周恩溥

第五區	光會屯	檀仲三	大三家子	韓聚廷
第六區	新立屯	朱泉如	王莊屯	李泮橋
	大石嶺子	翟瑞三	羅屯	王忠良
	白廟子	張崇閣	荒地	王恩奎
	隻山子	陳松山	六合屯	王化民
	于家窩棚	張聚源	朝北營子	姚紹唐
	歪脖山	李尙選	大民屯	史延有
	小三家子	邵璽延	後房申	馬恒軒
	王家崗子	田百川	大黑山	王瑞芝

第四章　財政

第一節　概況

縣財政は多年軍閥の搾取と水害、加ふるに時局以來匪賊の横行に一般農民は疲弊困憊の極に達し各種税金の徵收は不良となり一方支出は警備費の增加、人件費、經常費の尨張で每月の俸給支拂ひにも支障を來す事となり漸く補助金と借款とで糊塗して居る有樣であるが本夏季の治安さへ維持する事が出來たら縣の收入も增へて大同三年度には充分自立が出來る事と思はれる。

第二節　歲入

歳入の主なるものは畝捐である。

大同元年度に於ける各種收入は左の通りである。

科目	收入數
畝捐	一〇九、八八九・八一四元
營業捐	一、三一一・三〇〇
車牌捐	一七、八〇〇・〇〇〇
屠宰捐	三、九二八・四〇〇
營業許可證	一七〇・〇〇〇
市廛捐	三、六八九・一五〇
斗秤捐	三、〇九〇・五五〇
妓捐	二〇七・五〇〇
婚書費	三六四・〇〇〇
經紀捐	一、〇三〇・五五〇
轎車捐	三二七・五〇〇
小腸捐	一〇〇・〇〇〇
毛血捐	三、九四一・〇〇〇
肉捐	四、四九七・九五〇元
祀典捐	九七六・五〇〇
奉天税務監督署退還票照工本費	一二七・〇二二
扣回前墊發本縣警務局亡警棺殮費	三三二・六九〇
教育局繳還溢支鄉村補助費	二八一・〇〇〇
田賦	三、一二〇・六六九
營業稅	九、二二一・八三六
牲畜稅	一、六一一・七八〇
菸酒牌照	八一〇・〇〇〇
屠宰印子稅	三〇七・七〇〇
田賦加罰	九三六・二〇〇
牙帖	一〇二・〇〇〇
警務局繳還槍證工本費	三〇〇・〇〇〇
合計	**一六八、四七五・一一二**

黑山縣大同元年度收支決算對照表 由元年七月起 至二年六月底

月份別	收入數	支出數	比較		備考
			盈	虧	
七月份	一五、七二六・六一〇 元	二三、〇八一・九一九		七、三五五・三〇九	
八月份	五、四〇一・七九六	二一、〇七四・一四〇		一五、六七二・三四四	本月份收入之内十九年度標收捐款大洋二千八百四十六元ヲ含ム
九月份	一〇、六八八・五九一	二二、〇五五・二四五		一一、三六六・六五四	
十月份	二、一一五・九一九	二四、二四一・〇七三		二二、一二五・一五四	
十一月份	一五、四七八・八七五	二二、三七七・七〇九		六、八九八・八三四	
十二月份	九、一三六・二八三	二四、三〇九・四八五		一五、一七三・二〇二	
一月份	二三、四四三・七二七	一九、九六一・八九八	三、四八一・八二九		
二月份	一一、七一七・七二一	一八、四三八・九二〇		六、七二一・一九九	
三月份	二一、七〇五・四八七	一八、七二一・四四四	二、九八四・〇四三		
四月份	一四、九八〇・四八七	一七、七八八・六〇五		二、八〇八・一一八	
五月份	二一、一八九・八六九	一八、五四〇・三九九	二、六四九・四七〇		
六月份	一六、八八九・七四七	四四、五六九・六四六		二七、六七九・八九九	支出欄之内元年度建築費大洋一萬六千元ヲ含ム
合計	**一六八、四七五・一一二**	**二七五、一六〇・四八三**	**差引**	**一〇六、六八五・三七一**	

以上の中、省より借款せるもの及補助費をあげると、

警備費　大洋三萬一千元

行政費　大洋　五千元

服裝費　大洋　五千元

國庫補助費　大洋一萬九千八百元

地方補助行政費　大洋一萬五千元

本縣代款所　大洋二萬　元

借入及補助合計大洋九萬五千八百元

第四節　財政政策

民國十九年度に於ける決算は

歳入　八萬七千六百六十九元六十六錢九厘

歳出　十五萬三千九十八元五十五錢

差引　不足六萬五千四百一元八十八錢一厘

民國二十年度

歳入　十六萬四千九百九十一元四錢三厘

歳出　二十二萬四千四百五十元一錢四厘

差引　不足五萬九千四百五十八元九十七錢一厘

大同元年度

歳入　十六萬八千四百七十五元十一錢二厘

歳出

差引　不足

右三ヶ年間の收支を見ても每年六、七萬程度の不足を來して居る。此原因は大同元年度は事變の爲と云ひ得るが、民國十九年度に於ても其收入は僅か八萬七千餘元で、畝捐の收入が四萬七千元となつて居て、事變最中の民國二十年や、建國當時の大同元年度に比較しても全く問題にならない。官公吏の腐敗が明らかに示される。

節約緊縮が盛に唱へられてゐるが、之等の點を考へて、合理的に縣財政を建て直す事が必要である。

本夏季に於ける工作によつて大小の匪賊が影をひそめ、警備費の支出が幾分節減出來る事になれば、縣財政は餘裕を示す事になる。

逆産其他、電燈、電話、鑛山事業等の縣營も考へられるが、根本財源の土地を整理し、確定收入の基礎を確立する事が焦眉の急と思ふ。

今參考迄に民國十九年度及二十年度の決算表を示せば

項目／年度	十九年度（自民國十九年七月 至民國二〇年六月）	二十年度（自民國二十年七月 至民國二十一年四月）
畝捐	四七、〇七一・八六六元	
稅契公費	一、六〇五・六三四	二五六・二三〇元
田賦		三三、二五九・四三八
田賦加罰		二、七〇八・八九四
居宰捐	四、一七二・九〇〇	
祀典捐	一、〇五三・八五〇	八〇二・〇〇〇

肉捐	四、八〇九・二〇〇	三、七〇六・〇〇〇
市圖捐	三、七〇六・三〇〇	二、六一二・一〇〇
斗秤捐	五三〇・〇八一	八五五・四三一
經紀捐	一、二一八・九〇〇	七八七・七〇〇
妓捐	六四五・〇〇〇	三一七・〇〇〇
小腸捐	二五〇・〇〇〇	六〇・〇〇〇
商捐	七四〇・六〇〇	三七四・三〇〇
轎車捐	一八〇・〇〇〇	二三四・〇〇〇
婚書捐	七一一・六〇〇	一〇・八〇〇
毛血捐	二、九三〇・〇〇〇	
戲捐	二六五・三三〇	
棉捐	九七一・〇六五	一、二八七・二四〇
車牌捐	一三、二五六・〇〇〇	一三、八〇〇・〇〇〇
票照費	二、〇一一・三三七	三、三四二・四七〇
雜捐息金	五四一・五三六	一四・九四六
畝捐息金	一四五・九七三	三・九七二
車捐息金	二二〇・二五二	七・七〇四
公正費息金	四七二・三七二	
活期利息	四五・一五〇	
牲畜税		二、三三七・三五〇
營業税		一、六八六・〇〇六
屠宰印子税		一三三・二〇〇
菸酒牌税		一、一六〇・〇〇〇

田房公證費		五三・四〇〇元
廣告捐		一〇〇・〇〇〇
契稅		八七・〇〇〇
合計	八七、六九六・六六九	一六四、九九一・〇四三

民國十九年度收支決算對照表

區別／月別	收入額	支出額	超過或不足	
七月份	三、〇〇三・六九九元	一〇、六三八・三七三元	不足	七、六三四・六七四元
八月份	一、六七〇・七二八	一〇、五二八・〇一三	不足	八、八五七・二八五
九月份	一一、三六三・八九五	二四、〇二九・三八九	不足	一二、六六五・四九四
十月份	二、六二〇・七八三	一五、一六二・五〇三	不足	一二、五四一・七二〇
十一月份	二、三八六・七九六	三、〇四七・九六二	不足	六六一・一六六
十二月份	三、七一〇・七八六	三、〇六七・八七八	超過	六四二・九〇八
一月份	三、五三〇・三一六	四一、三八二・一〇八	不足	三七、八五一・七九二
二月份	六、〇一六・三〇二	一三、三三二・三七二	不足	七、三一六・〇七〇
三月份	六、八七〇・六三一	三、七九九・六九五	超過	三、〇七〇・九三六
四月份	一九、九四三・〇三六	一〇、一七四・八七七	超過	九、七六八・一五九
五月份	一二、三九三・〇九七	一七、五四七・六六三	不足	五、一五四・五六六
六月份	一四、一八六・六〇〇	三八七・七一七	超過	一三、七九八・八八三
合計	八七、六九六・六六九	一五三、〇九八・五五〇	實虧	六五、四〇一・八八一

民國二十年度收支決算對照表

區別／月別	收入額	支出額	超過或不足	
七月份	五、四一二・〇七六元	六、八九〇・七〇二元	不足	一、七四八・六二六元
八月份	四、八九六・七〇四	七八、八三〇・〇九五	不足	七三、九三三・三九一
九月份	二、〇一一・七二九	一三、九八四・一一八	不足	一一、九七二・三八九
十月份	三、一八一・六六五	六、九二一・六七八	不足	三、七四〇・〇一三
十一月份	一二、七五六・一二六	二〇、八九六・八〇四	不足	八、一四〇・六七八
十二月份	四、二九五・〇二四	四一、一九五・〇一三	不足	三六、八九九・九八九
一月份	一四、四七四・六三〇	二、八四三・二四〇	超過	一一、六三一・三九〇
二月份	四〇、八四六・四三六	一四、九一〇・三七四	超過	二五、九三六・〇六二
三月份	三二、四四一・一七八	一七、八五六・五六六	超過	一四、五八四・六一二
四月份	四四、九四五・四七五	二〇、一二一・四二四	超過	二四、八二四・〇五一
合計	一六四、九九一・〇〇〇	二二四、四五〇・〇一四	實虧	五九、四五八・九七一

第五章 警察治安

第一節 警察

第一項 概況

全縣警察は縣長の命を受け警務局長が統率して居る。

警務局長の下に警察隊長と警察署長があり、警察隊は主として匪賊の討伐に當る强力警察で警察署は行政警察に當つて居る。

第二項　組織

警務局は警務、保安、司法、督察の四課と警察隊、警察署により組織されて居る。警察隊は騎馬隊百三十名歩隊九十三名迫撃砲隊三十一名、警察署は全縣六區、各區毎に一署があり署から分所が派出されて居る。其分布狀態左の通り。

黑山縣警務局全部官長姓名曁警隊人數一覽表

機關別＼類別	職別	姓名	警額 馬	警額 歩	駐在地點	備考
警務局本局	局長	王奉璋		七十名	縣城	歩警額之中
	指導官	小關泰吉				僱員八名
	督察官	張鳳書				傳達一名
	警務課長	巴玉麟				夫役六名
	保安課長	龐桴萫				衛生隊警二十名
	司法課長	王象賢				守衛隊警二十名
	督察員	蕭如林				消防隊警十五名
	教練員	王述唐				ヲ含ム
	繙譯員	譚廣盛				
	課員	王仲三				

機關		職名	氏名	所在地	備考
警務局	本局	課員	高文著	縣城	
		課員	丁雍忱		
		課員	趙榮九		
		課員	文璽臣		
	衛生隊	衛生隊長	崔廣俊		
	縣衛守署	守衛隊長	劉逢泗		
	消防隊	消防隊長	馬清和		
第一分局		分局長	劉永順	縣城南街	警額之内
		内勤局員	劉俊軒	縣城南街	傭員一名ヲ含ム
		外勤局員	戴純一	縣城南街	
		羊腸河分所長	馬鳳舞	羊腸河	
		下灣子分所長	王藎忱	下灣子	
		東關分所長	趙文富	縣城東關	
		西關分所長	裴樹臣	縣城西關	
第二分局		分局長	龐廣漢	大虎山	
		内勤局員	張炳光	大虎山	
		外勤局員	劉相廷		
		高山子分所長	劉樹勛	高山子	
		七台子分所長	王鳳鳴	七台子	
第三分局		分局長	耿文卿	姜家屯	警額之中
		内勤局員	牛秀林		傭員一名ヲ含ム

第三分局	外勤局員	白芳洲				
	牛拉門分所長	譚淸霖			牛拉門	
	勵家窩棚分所長	李景和			勵家窩棚	
第四分局	分局長	牛繼唐			無梁殿	警額之中傭員一名ヲ含ム
	內勤局員	趙英琦				
	外勤局員	周玉琦				
	胡家窩棚分所長	陳尙武			胡家窩棚	
	茶棚菴分所長	李鳳翱			茶棚菴	
第五分局	分局長	張雨滋			芳山鎭	警額之中傭員一名ヲ含ム
	內勤局員	郝振春				
	外勤局員	吳錫宸				
	八道壕分所長	包振山			八道壕	
	白土廠門分所長	李文華			白土廠門	
第六分局	分局長	王德勝			新立屯	警額之中傭員一名ヲ含ム
	內勤局員	劉良才				
	外勤局員					
	小三家子分所長	劉成勛			小三家子	
	朝北營子分所長	楊尙榮			朝北營子	
	北車站分所長	么子祥			北車站	
警本	大隊長	張向辰			縣城北街	警額之中傭員一名
	文牘員	安惠卿				

察	部	會計兼庶務員	張炳學			夫役二名ヲ含ム
隊	騎兵隊	騎兵第一隊長 騎兵第二隊長 騎兵第三隊長				

第三項　警察官吏

警察官吏は常に直接民衆に接觸して居る關係で弊害も生じ易いので其待遇を好くすると共に一面精神の陶冶に特別の注意を拂つて居る。現在警察隊步兵二等兵は月十元、一等兵十一元、騎馬隊二等兵十四元、一等兵十五元、で警察署の二等警士は十元、一等十一元、班長十三元、分所長二十元、署長四十五元で被服は下士卒は官給である。戰死又は負傷其他公務に依る傷害に對しては左の待遇法を講じてある。

救卹金ヲ分チテ左ノ三種トス

一、終身救卹金

二、遺族救卹金

三、一次救卹金

官吏ニシテ左記各項ノ一ニ該當スルモノハ其退職ノ奉給ノ五分ノ一ヲ期ニ按分シテ終身救卹金ヲ支給ス

一、公傷ニヨリ身體殘廢職ニ堪ヘサルモノ

二、公傷ニヨリ精神喪失職ニ堪ヘサルモノ

三、在職十年以上ニシテ身體衰弱職ニ堪ヘサルモノ
四、在職十年以上ノ精勤者ニシテ六十歳ヲ越ヘテ自ラ退職スルモノ
官吏ニシテ左記ノ一ニ該當スルモノハ其最後在職時俸給ノ十分ノ一ヲ以テ遺族救卹金トス
一、公傷ニヨリ死亡シタル時
二、在職十年以上ノ精勤者ニシテ死亡シタル時
三、終身救卹金ヲ受ケテ五年ニ滿タスシテ死亡セル時
官吏在職三年以上十年ニ滿タスシテ死亡シタルモノハ最後ノ在職時ノ二ケ月份ノ俸給ヲ以テ遺族ノ一次救卹金トシテ支給ス

第四項　行政警察一般

行政警察は全縣を六署に分ち更に分署を置いて一般行政に當つてゐる。

第五項　司法警察一般

警務局司法課から廻される司法に關する事件は縣公署の司法廳に於て審理する。奉天高等法院より任命の承審員一名と書記一名、科員三名、雇五名、承發吏二名、檢驗吏一名が居り毎月の經費は奉天高等法院より支給される。
毎月受理する民刑及盜匪事件は四、五十件である。
尚、司法看守所があつて看守長以下、巡官や看守が八名居る。在獄者平均五十名で大同元年七月一日から本年六月末日までの受付件數及判決上訴數は左の通り

民事	五三
刑事	二九七
判決徒刑	一三二
死刑	一四
無罪	一五一
上訟	三三

第二節　治安

第一項　概況

事變以來遼西各地共治安は亂れ、匪賊は横行掠奪を恣にして居たが、黑山縣は最初義勇軍を募集せず、自衛團を編成して只管縣内の治完維持に勉めたのと、警務局長王奉璋が自衛團團長を兼任、揚子新を副團長として全縣二千八十五名を統率し、縣警察隊と共力一致して、或は討伐に防衛に勇名を四隣に轟かせた爲、僅に縣の邊傍を一時荒されたのみで大體に於て縣内の治安は維持せられた。

本縣自衛團の實力表を示す。

監督者姓名及階級	指揮者姓名及階級	全團人數	全團槍數
黑山縣警務局長兼全縣自衛團々長 王奉璋	縣城自衛團ヲ五路ニ分チ毎路ニ練長ヲ置キ縣自衛團長直接之ノ指揮ニ當ル	一五三	一五三
	北路騎兵自衛團團長 楊子新	一〇六	一〇六
	東路騎兵自衛團團長 譚清霖	七六	七六
	第一區自衛團團長 李寶林	四二二	四二二
	第二區自衛團團長 龐廣漢	二四九	二四九
	第三區自衛團團長 袁國光	三〇五	三〇五
	第四區自衛團團長 安伏波	二九五	二九五
	第五區自衛團團長 劉春臺	二九〇	二九〇
	第六區自衛團團長 何濬洲	一八九	一八九

合　計　全縣自衛團人數　二千八十五人
　　　　銃數　二千八十五支

第二項　機　關

警察隊、警察署、自衛團の討伐機關と匪賊の動靜を探ぐる密偵機關、情報の集聚に當る情報處、それに治安維持會が出來て日本軍、憲兵隊、領事館警察との連絡も密接に採られてゐる。

第三項　匪賊狀況

警察隊や自衛團の努力によつて縣內には殆ど匪賊の影なしと言つてよいが、阜新縣には賈、田等の率ゆる約二千の義勇軍が蟠踞して虎視眈々と黑山縣を窺つて居るし、新民縣との境には老梯子が蠢動して居る。

大同元年度に於ける警察隊の討匪回數表を示せば

大同元年	出動回數	出動延人數	出動經費	死傷者數	彈消耗數	備考
四月	三	四二			四二三	傷匪一名
五月	二	七六		陣亡警士二名	九九七	斃匪一名
六月	七	一五八		陣亡官警四名 傷警一名	三、四八〇	斃匪八名 傷匪三名
七月	六	三八七		陣亡官警四名 傷三名 自衛團三人	二、〇〇一	斃匪九名 傷匪十名
八月	一四	四五一		傷警一名	七、三一九	斃匪四名 傷匪十五名
九月	一三	二一七			一一、一八四	斃匪一百五十餘名 傷匪二十餘名

十月	二	二一七	陣亡官警二名 傷二名	六、〇〇七	斃匪十四名
十一月	二	四五		一四三	
太同二年三月	二	三八		九一〇	
合計	五一	一、六一〇	死三 傷七	三二、四六四	斃一八六名 傷四九名

第四項　軍と治安

縣城から僅か二里半の大虎山に日本軍の駐屯して居る事は縣城が氣强いばかりでなく、警察隊が出動するにも後顧の虞なく、全力を縣境の討匪に向ける事が出來た。

背後に日本軍が居ると云ふ事は精神的にも非常な力で日本軍と治安とは甚大な關係がある。

少くも二、三年間は治安維持には日本軍の直接、間接の援助を籍らねばならない。

第六章　原始產業

第一節　農　　業

第一項　概　　況

縣民の大部を占むる農民の盛衰は直ちに縣の行政に影響を及ぼして來る。多年の搾取と事變以來の匪賊の蹂躪、加ふるに農產物の價格の低落は、農民を艱窘の淵に陷らせて居る。

第二項　耕地及農産物

全縣耕地面積七十六萬一千八百八十畝で作付種別は左の通りである。

大同二年度作付種別及面積

穀物種別	作付面積	穀物種別	作付面積
高粱	三九二、九七五畝	稗	三五、二七〇畝
大豆	一二三、八五九畝	棉花	四〇、四〇〇畝
粟	一三五、六五二畝	其他雜穀	三三、七三一畝

計　三六一、八八八畝（一畝ハ　弓）

黒山縣一個年產出農作物（大同元年度）

種類	產額	種類	產額
高粱	二二七、〇〇〇石	小豆	二〇〇石
大豆	一七、五〇〇石	吉豆	一〇〇石
粟	三一、二〇〇石	雜穀	二〇四〇石
包米	四、五〇〇石	棉花	二二〇〇、〇〇〇斤
大麥	二三〇石	甘薯	一三五〇、〇〇〇斤
小麥	二〇〇石	干草	一八〇〇〇、〇〇〇斤
陸稻	一、二五〇石	高粱酒	二五、〇〇〇斤
芝麻	三六〇石		

第三項　農業團體

縣城、新立屯、芳山鎭、無樑殿、姜家屯等に縣農會及區農會があるが無力で何等事業らしい事をしてゐない。

第四項　農村生活一般

農民の生活は極めて低く粗衣粗食に甘んじ孜々として働いて居るが穀價の低廉と諸費の負擔が多いので働いても働いても赤字が出ると云ふ有様である。

農閑期に匪賊が増へるのも這箇の事情を物語るものではなからうか。

農家經濟調査表

農戶種別	姓名	一年收入	一年支出	一年相差 增	一年相差 減
地主	閻寶琪	一四〇三元	一五八九、五七八		一八六、五七八
自作戶	徐國賢	一九九三四元	九六二、六七	一〇三、〇七三	
小作	韓名遠	九九七、四五元	一四五一、八七七		四五四、四二七

第二節　牧畜

第一項　概況

牛馬騾驢は農家の耕作及輓車用とし羊豚は副業として飼養せるのみで專業として牧畜を經營して居るものはないが昨年公主領より綿羊メリノー種羊二十頭を購入、縣實業局で飼養し希望者にも貸與配布し奬勵して居るが匪賊其他の關係で借受希望者少く成績不良である。

第二項　家畜　家禽

全縣内に於ける家畜、家禽頭數は大略左の通りである。

家畜

種別	牛	馬	豚	羊
數	一〇、七六二	九、九六八	八七、三五三	一一、九一三

家禽

種別	鷄	鴨	鵝
數	一二〇、〇〇〇	一、五〇〇	一二〇

第三項　市場其他施設機關

縣城では上帝廟前の廣場で毎日其他の各地では市日に牲口市と云ふて家畜買賣の市が立つ。仲介人が買賣双方から貰ふ口錢は一頭に付馬驢騾牛二角、豚一角半及豚の群の時は五錢となつて居る。

第四項　屠場　屠畜

屠宰場は縣城内に總場を新立屯に分場を大虎山、姜家屯、芳山鎭、無樑殿、八道壕、小三家子、牛拉門等に分所が設けられてゐる。

黑山縣屠宰場簡章

一、黑山縣立屠宰場ハ財務局ニ附屬ス
二、黑山縣ニ屠宰總場一處ヲ設ク
三、新立屯ニ屠宰分場一處ヲ設ク
四、大虎山、姜家屯、無樑殿、芳山鎭、牛拉門、八道壕、小三家子ニ各分所ヲ設ク

一、總場組織

イ、場長　一名　場全般ノ事務ヲ掌ル
ロ、獸醫　一名　屠畜ヲ檢査ス
ハ、司事　一名　庶務會計事務ニ任ス
ニ、巡査　二名　密殺者ヲ取締ル
ホ、夫役　四名　屠宰其他ノ勞役ニ服ス

屠宰手數料

牛　一圓二角（國幣）

豚　八角（同）

羊　三角（同）

懲罰規則

牛ヲ密殺或ハ密殺肉ヲ密買隱匿セル者ハ百元以下十元以上ノ罰金ニ處ス

羊豚ヲ密殺又ハ密殺肉ヲ密買隱匿セシモノハ五十元以下三元以上ノ罰金ニ處ス

黑山縣各屠宰場屠殺數表

場別	總場			新立屯			姜家屯			芳山鎮			半拉門		
畜類	牛	豚	羊	牛	豚	羊	牛	豚	羊	牛	豚	羊	牛	豚	羊
十二月	八六	一六三	五一	一〇〇	六六	二五六	七	九	一	二	一四	二三			
一月	一一八	二〇〇	二八	二〇〇	三三[illegible]	三〇六	二三	五八		一〇	八四	一〇	六	一〇	
二月	四五	八七	一一	八八	四九	七四	一一	九		二	五		五	一一	
三月	四二	一八七		六一	一二三	六一	九	二〇		二	一二	三		三	
四月	一一	一七五		四〇	一八七	一七	二	三二			二		一	三一	
五月	三	二三六	一	一五	二八三	二二		三六	一		三五			四四	
六月		一六三	九四	二	一八一	一三二		一八	三		三三	八		二二	

第四節　鑛業

第一項　概　況

縣內には鑛產物が少く僅かに八道壕の石炭が現在採掘されて居るばかりである。

第二項　鑛區埋藏量產額

八道壕炭坑は黑山縣城を距る西北約三十滿里の所にある。民國八年に發見されたのである。炭層は數十層もあるが採掘の出來るものは僅か其最下部の五層で北東から西南に向ひ傾斜平均四十五度である。

主な層の厚さ及上層との距離を示せば

層	厚さ	上層との距離
第六層	約五尺	
第五層	五尺乃至八尺	三百尺以上
第四層	六尺半乃至七尺	五十餘尺
第三層	四尺乃至八尺	百尺乃至百四十尺
第二層	約五尺時に第一層と合する事あり	十四尺乃至三十餘尺
第一層	六尺乃至九尺半第二層と合することあり	或は相合併し或は二、三尺乃至十餘尺

石炭の埋藏量は垂直下三尺公尺迄に約六千萬噸と稱され每日の產額約二百五十噸優劣炭相混雜し炭質は概して不良

第三項　鑛山勞働者

坑內の勞働者一日百三十名。

第七章　工　業

第一項　概　況

經濟界不況の爲、工業も不振從來の燒鍋、油坊等も休止の狀態である。

第二項　工場及勞働者

工場は繰棉二五、燒鍋三、油坊十三、製線香工場十一、製紙二、織布一、煉瓦工場五、陶器工場八あつて工場內の勞働者五百十六名である。

第三項　主要工業

燒鍋は其地方に於ける代表的店舗で燒鍋の大小盛衰によつて其土地の繁閑をトする事が出來る。數年來の經濟不況と事變とで現在は僅か三軒而も漸く門戸を開いてゐるに過ぎない。

黑山縣燒鍋

所在地名	店名	一ケ年製造能力	現在の産出量
黑山縣城	德順湧	一三五、〇〇〇斤	九八、五九〇斤
新立屯	德順湧	九七、五〇〇斤	七八、四三〇斤
新立屯	廣和泉	一二四、六〇〇斤	九三、五四〇斤

油坊も燒鍋に次ぐ經濟的に有力な機關である。

黑山縣油坊

所在地名	店名	一年製造能力	現在の産出量
黒山縣城	憲發德	豆油 五九、三五〇斤 豆粕 一二、五〇〇片	三六、〇〇〇斤 七、九二〇片
	增裕公	豆油 五一、四一五斤 豆粕 一〇、八九〇片	三二、九〇〇斤 七、五六〇片
新立屯	德順湧	豆油 三〇、九五〇斤 豆粕 七、二五〇片	二四、五〇〇斤 四、五二〇片
	利源達	豆油 三八、九五〇斤 豆粕 五、四三〇片	二二、四〇〇斤 三、五九四片
	榮昌厚	豆油 三四、三二〇斤 豆粕 五、二五〇片	二一、二五〇斤 三、五四〇片
	德茂昌	豆油 三五、九〇〇斤 豆粕 四、一〇〇片	一四、二五〇斤 二、三五〇片
	天海興	豆油 三三、七五〇斤 豆粕 五、八九〇片	二四、五四〇斤 三、九六〇片
	魁發成	豆油 三四、二五〇斤 豆粕 七、五四〇片	二九、七八〇斤 六、二三〇片
	興順長	豆油 三四、二五〇斤 豆粕 七、五四〇片	二九、七八〇斤 六、二三〇片
	德成廣	豆油 三一、二三〇斤 豆粕 七、一五〇片	二八、二五〇斤 五、二四〇片
	德順店	豆油 二九、五四〇斤 豆粕 六、四七〇片	二一、五〇〇斤 四、五九〇片
	德順昌	豆油 一八、九〇〇斤 豆粕 四、二五〇片	一二、五九〇斤 三、四一〇片
	天福增	豆油 一九、三六〇斤 豆粕 四、五二〇片	一二、六八〇斤 三、五〇〇片

縣內八道壕に電燈廠がある。張學良時代に設立したもので現在は關東軍で管理して居る。四千キロワット發電機二臺を据へ付けて居るが機械の惡い故か故障頻出改革が叫ばれてゐる。平常の負擔電力約三百キロワット、一日の石炭消費

量約三十八噸である。黒山、新立屯、大虎山、北鎮、溝帮子、新民に支廠を出してゐる。電力分配率は左の如し。

配給箇所	分配率
八道壕炭坑用	三三、〇
新民線（黒山、大虎山、新民、白旗堡等）	二五、〇
北鎮線（北鎮、溝帮子）	九、二
新立屯線（新立屯、芳山鎮）	六、五

繰棉業は縣内主要工業の一つで現在の繰棉業者及繰棉機の臺數左の通り。

區別	住所	氏名	繰棉機數	創業年月日
第一區	本城東街	惠發德	五〇	民國十七年三月
	南街	廣盛東	五一	民國十八年四月
	東南街	恩厚昌	一七	民國十八年八月
	西南街	郭仲三	二	民國十七年十一月
	南街	榮昌茂	二〇	民國十六年八月
	〃	杜雨亭	七	民國二十年一月
	東南街	德昌厚	五	民國二十年十月
	東大街	趙洛品	二	民國十九年七月
第二區	大虎山	德興合	四	民國十八年五月
		王嶽五	三	大同元年十月
第三區	姜家屯	義興和	三〇	民國十五年

第三區		東興長	一〇	民國十九年
〃		天成發	一〇	民國十二年
第四區	無梁殿	德裕永	七	民國十七年八月
第五區	芳山鎮	德興久	五	不詳
		恒發號	三	不詳
第六區	新立屯	氷發成	三四	民國三年三月
	東記		三二	民國十八年七月
	永興長		三〇	民國十九年七月
	天復興		三一	民國十八年八月
	萬順當		三五	民國二十年七月
	東興泰		二五	大同元年七月
	奎升元		二八	同　六月
	興順長		三二	同　八月
	德順永		三六	民國二十年七月
計			五〇九	

附記一日一臺平均繰棉能力實棉二百斤

黒山全縣一ケ年の產額は約四百萬斤で全國產額の二割弱を占めて居るし纖維の長い事は全國に比を見ないとの事將來國策上からも重要視されて居る。

第八章　交　通

第一節 鐵道

第一項 概況

縣內の鐵道は奉山本線と打通線とにより丁字形に結ばれて居る。奉山本線は新民より來て饒陽河驛から縣內に入り勵家窩棚・唐家窩棚、大虎山、高山子驛を經て北鎭縣內に至る四十三粁。打通線は東北軍閥が滿鐵線を經濟的に壓迫を加へんと條約を無視して敷設した思出多い鐵道で五十八粁、大虎山驛に首まり黑山、姜家屯、芳山鎭、新立屯に至り阜新縣に入つて居る。

第二項 運輸（旅客及貨物運送狀況）

縣內主要驛に於ける大同元年四月より大同二年三月までの貨物乘降客取扱數

大虎山驛

貨物		旅客	
發送	三五、四四〇噸	乘客	六八、四九三人
到着	三六六噸	降客	七七、九八五人

黑山驛

貨物		旅客	
發送	一四、二六〇噸	乘客	三〇、四三六人
到着	六、七九七噸	降客	二八、九〇〇人

第二節 通信

通信機關は郵便、電信、電話の三種で郵便は宣統二年に縣城と新立屯に民國年間には八道壕、大虎山に郵政局が設け

られ其他の主要地に代辦所が出來た。時變後局長の逃亡等で一時停止して居たが大同元年八月に全部復活して左記局長の任命を見縣內村落に郵便の集配を行つて居る。

郵局	局長	配達村名
黑山郵政局	莽遜鄉	正安堡、白土廠門、胡家窩棚
新立屯郵政局	苗東生	朝北營子、小三家子、大黑山、泡子阜新哈、拉火
大虎山郵政局	佐藤廣壽	勵家窩棚、無樑殿、姜家屯、唐家窩棚、中安堡
八道壕郵政局	馮玉書	

電報局は民國六年に新立屯に同八年九月に設立された長距離電話も電信線を利用して取扱つて居る。

黑山縣城電報局長　吳銘旅
新立屯電報局長　杜謙益

長距離電話地名及料金

營口	一、三五	哈爾套街	一、一〇
溝帮子	六〇	錦州	九〇
盤山	七〇	打虎山	七五
北鎮	六〇	新立屯	六〇

電話は民國十二年三月十二日に始めて開通した。縣下農民の據金で出來たもので投資額十七萬圓、本局を縣城に新立

屯、大虎山、八道壕に分局があり、小三家子、芳山鎭、白土廠門、拉々屯、胡家窩棚、無樑殿、七台子、高山子に通話が出來る。

縣外は北鎭、台安に通じ近く彰武縣との間にも開通する。事變以來加入者も少く且つ經營者が惡かつたので每月欠損從つて補修もせず内容極めて亂脈になつてゐたので本年五月から縣の經營に移して目下諸設備に改善を加へつゝある。

第三節　道　路

往時北京と盛京（奉天）との往來になつて居た本街道が北鎭縣から縣内の羊腸河を經て縣城を過ぎ、胡家窩棚、半拉門を通つて新民縣に這入つて居る。將來國道となる線である。此の外、王永江時代に計劃された縣内主要市街間に通ずる道路があるが其後補修もしないので破壞して僅か形が殘つて居るばかりである。縣城と大虎山間の道路は民國七年縣城商務會が作つたもので道幅二丈、兩側には街路樹を植えてあつたが水害で橋は流失し殆ど交通も出來なくなつて居たのを大同元年六月から縣公署と大同汽車公司とで架橋や補修をして現在では自動車の運轉が樂に出來る樣になつて、縣城、大虎山間を二十分で馳つて居る。大虎山、台南間も昨年自動車道路を作つたが途中不良の個所があつて解氷期には運轉が出來ない。此道路は省道に豫定されて居る。此の他、縣城から八道壕、芳山鎭を經て新立屯に至る道や、無樑殿に至る道等もあるが冬は所謂田舍道で支那馬車が通ふのみである。

治安の維持、産業の發達に甚大な關係ある道路の開通補修は緊急幹要な事であるが縣財政の現狀では甚だ覺束ない。

第九章　商業及金融

第一節　商業

第一項　概況

世界的不況と奉天票の暴落、更に事變の影響を受け、加ふるに穀價の低落は一般農民の購買力に及ぼして商取引は不振を極めて居る。

それに好況時の負債に禍されて殆ど再起不能の大打撃を蒙つて居る。

第二項　會社　商店

會社は縣城に資本金貳萬圓の大同汽車公司がある。

大同元年六月の成立で縣城大虎山間の自動車營業をして居る。商店は大小數百軒あるが取引不振である。

第三項　商業機關

縣城及新立屯、無樑殿、大虎山、姜家屯に各商務會があるが、新立屯商務會の外は萎靡して存在を認められない位である。

第四項　物價及生計

黑山縣物價表

（大同二年四月調査）

貨物種類	量數	原買貨價	税捐額數	車力運費	售出價格	平抑價額
大米	每斗	二二二、〇〇〇	一、一四〇	三、〇〇〇	二四一、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
粳米	每斗	二二一、〇〇〇	一、一四〇	三、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	二三九、〇〇〇
小米	每斗	七〇、〇〇〇	四〇〇	三、〇〇〇	八〇、〇〇〇	七八、〇〇〇
秫米	每斗	四二、〇〇〇	二〇〇	三、〇〇〇	四八、〇〇〇	四六、〇〇〇
紅粮	每斗	四〇、〇〇〇	二〇〇	三、〇〇〇	四五、〇〇〇	四四、〇〇〇
元豆	每斗	七八、〇〇〇	二、二五〇	三、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
綠豆	每斗	一五〇、〇〇〇	一、五〇〇	三、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
穀子	每斗	四四、〇〇〇	二二〇	三、〇〇〇	五五、〇〇〇	五二、〇〇〇
大麥	每斗	二二、〇〇〇	一〇〇	二、〇〇〇	二八、〇〇〇	二六、〇〇〇
串綢	每尺	五四、〇〇〇	七〇〇	六〇〇	六六、〇〇〇	六四、〇〇〇
線春	每尺	四五、〇〇〇	五〇〇	六〇〇	五四、〇〇〇	五二、〇〇〇
青市布	每尺	八、〇〇〇	一七	四〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇
白市布	每尺	六、〇〇〇	一二	四〇〇	八、〇〇〇	七、〇〇〇
灰坎布	每尺	六、五〇〇	一四	四〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇
青坎布	每尺	八、〇〇〇	一六	四〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇
白面	每斤	五、〇〇〇	九〇	二〇	五、五〇〇	五、二〇〇
棉花	每斤	二〇、〇〇〇	六〇	二〇	二四、〇〇〇	二二、〇〇〇
猪（豚）肉	每斤	八、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇	一四、〇〇〇	一三、〇〇〇
羊肉	每斤	八、〇〇〇	三、〇〇〇	二〇	一二、〇〇〇	一一、〇〇〇
大葱	每斤	三〇〇			六〇〇	五〇〇

香　菜	毎斤	八〇〇			一、二〇〇	一、〇〇〇
韮　菜	毎斤	三、〇〇〇			二、〇〇〇	一、五〇〇
大　柴	毎百斤	三六、〇〇〇			四〇、〇〇〇	三九、〇〇〇
秫　稭	毎百捆	四〇、〇〇〇			四六、〇〇〇	四五、〇〇〇
塊　煤	毎噸	七八〇、〇〇〇			八〇〇、〇〇〇	七九五、〇〇〇
穀　草	毎百斤	三六、〇〇〇	二〇〇	四、〇〇〇	四五、〇〇〇	四四、〇〇〇
煤　油	毎斤	一〇、〇〇〇		一〇	一一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
火　柴	毎包	二、八〇〇		一〇	三、五〇〇	三、三〇〇
大　鹽	毎斤	三、〇〇〇			四、〇〇〇	三、八〇〇

第五項　貿易

據るべき統計がないので正確な數字を示し難いが、大體年額約四百五十萬圓見當で輸入百五十萬圓、輸出三百萬圓見當である。稅捐局に於ける一ケ年間收稅額は左の通りである。

出產粮稅　國幣、一萬一千三百十二元二角
出產貨稅　國幣、一萬四千六百零六元三角四分
豆　稅　國幣、二萬四千四百六十二元一角九分
油粮稅　國幣、九千八百四十元零零二分
酒舫稅　國幣、八千三百八十二元五角八分
酒公賣費　國幣、四千二百二十元零五角八分

酒特稅　國幣、十六元

鑛　稅　國幣、二千二百元

營業稅　國幣、二萬四千九百八十八元五角二分

牲畜稅　國幣、九千八百二十元零二角二分

菸酒牌照　國幣、二千三百三十五元

牙帖稅　國幣、一百八十元

普通印花稅　國幣、八千一百六十二元六角

雙喜印花稅　國幣、五十八元四角

以上合計　國幣、十二萬零五百八十四元六角五分

第二節　金　融

第一項　概　況

硬案其極に達し堂々たる大商店が數百元の現金調達に數日間を要すると云ふ狀態である。

第二項　機　關

貸款所

最近中央銀行の出張所が出來たが春耕資金の貸出しを僅かやつたばかりで貸出はしない。

民國二十年一月に成立農民に對し土地擔保で四十萬元の貸附をしたが回收の見込なく擔保の地劵は事變の時に官銀號が全部持つて逃げたので今では元金を返されても困ると云ふ有樣である、隨つて現在では利子を取り立てるばかりで積極的活動は望めない。

市中當鋪（質屋）

縣域内に一軒、新立屯に二軒、無樑殿に一軒、あるが資金不足の爲貸出も充分出來ない。利子は月三分である。

第三項　通　貨

奉天票と現大洋が主として流通して居る。滿洲國中央銀行紙幣も市中には相當流通して居るが田舍地方は現大洋が喜ばれる。金票も稀れに使用されて居る。

相場は奉天に順じてゐる。

小額紙幣が不足して居るから滿洲中央銀行の小額紙幣を發行して流通せしむる必要がある。

黑山縣境内流通之紙幣種類及發行之高度調查表

銀行名稱	種類 幣別	種類 票額	發行之高度	發行年月	摘要
滿洲中央銀行	紙幣大洋	一百元	五萬元	大同元年六月	
		十元	三十萬元	同上	
		一元	二十萬元	同上	
		五角	二萬元	同上	

發行機關	種類	面額	發行額	發行年	備考
東三省官銀號	滙兌券奉大洋	一百元	五百萬元	民國十三年	
		五十元	二百五十萬元	同上	
		十元	五十二萬元	同上	
		五元	十二萬五千元	同上	
		一元	二萬五千元	同上	
	紙幣大洋	十元	八萬元	民國十八年	
		五元	三萬五千元	同上	
		一元	四萬元	同上	
		五角	五千元	同上	
		二角	一千五百元	同上	
		一角	一千元	同上	
交通銀行	紙幣大洋	十元	五萬元	民國七年	
		五元	二萬元	同上	
		一元	五千元	同上	
奉天公濟平市錢號	銅枚紙幣	一百枚	三百萬枚	民國十一年	查該號所出之一百枚計核時價奉小洋一元五十枚核五角二十枚核二角十枚核一角
		五十枚	三十萬枚	同上	
		二十枚	十萬枚	同上	
		十枚	三萬枚	同上	
邊業銀行	紙幣大洋	十元	六萬元	民國十四年	
		五元	三萬元	同上	
		一元	二萬五千元	同上	

發行者	種類	券面	金額	年次
中國銀行	紙幣大洋	十元	四萬五千元	民國七年
		五元	二萬五千元	同上
		一元	一萬元	同上
八道壕礦務局	紙幣	五角	一千五百元	民國二十年
	大洋	一角	五百元	同上

第四項　金融と諸問題

王道滿洲國の提唱する安居樂業の標語は地方治安の維持によつて着々其實を擧げて來て居る。然し民衆の受けた經濟的打擊は容易に恢復出來ない。それかと云ふて救濟だ補助だとの憐愍は徒らに依賴心、乞食根性を養はせる事になる。彼等の所有せる不動產を擔保として彼等に仕事の出來る種子を與ふる事が最合理的救濟法である。

農村と都市とを問はず資金の凋渴が叫ばれて居る。

今次の春耕貸款等最も時機に適した濟民の善政であつたが當事者の地方事情の認識不足の爲豫期の效果を擧げ得なかつた事は遺憾に堪へない。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項 概況

縣內の治安が比較的に保たれたので教育は非常によく普及せられて居る。就學熱も旺んで適當の校舍がないのと經費の都合で全部收容する事が出來ない。校舍の建築が焦眉の急である。設備や教材等も不備不足である。

全縣現在校數は二百七十七校、生徒數一萬一千六百名其內譯は左の通り

區別	校名	級數	職教員數	學生數	備考
縣城	師範講習科	一	三	一九	
	初級中學	五	一〇	二一四	
	師範附屬小學	一	一	七七	
	縣立第一小學	五	七	一八四	
	縣立第二小學	七	九	三一九	
	縣立第三小學	二	二	九九	
	縣立第四小學	四	六	一六六	
	縣立第五小學	四	七	二一三	
	縣立第六小學	七	八	三三三	
	縣立第七小學	三	四	一六七	
	縣立第八小學	三	三	一二五	
	第一民衆校	一	一	四〇	
	第二民衆校	一	一	八八	
	第三民衆校	一	一	四一	在新立屯
	紀氏私立校	一	一	三五	在五區

孫氏私立校	一	一	三五	在五區
第一區				
羊腸河小學校	三	三	一〇七	區立
江臺河西校	一	一	六五	
大邊壕小學校	一	一	四二	
白臺子小學校	一	一	三四	
下灣子小學校	一	一	六四	
東邊壕小學校	一	一	三一	
十里崗子小學校	一	一	三六	
尤屯小學校	一	一	一八	
菅坊小學校	一	一	三〇	
大菅盤小學校	一	一	三八	
包屯小學校	一	一	二四	
南邵屯小學校	一	一	三八	
北邵屯小學校	一	一	三〇	
崔屯小學校	一	一	四四	
朝陽寺小學校	一	一	四〇	
張姚屯小學校	一	一	二七	
王炮屯小學校	一	一	一八	
望北樓小學校	一	一	一四	
司屯小學校	二	二	六五	
亂泥泡小學校	一	一	二五	
西嶺小學校	一	一	二九	
小菅盤小學校	一	一	二四	

第二區

泰屯小學校	一	一	三二	
拉々屯東校	一	一	三三	
山東堡小學校	一	一	一五	
頭道境小學校	一	一	三四	
孔屯小學校	一	一	二七	
顏家窖小學校	一	一	三八	
尖山子小學校	一	一	二五	
李油房小學校	一	一	二五	
康屯小學校	一	一	二〇	
薛屯小學校	一	一	三四	
五間房小學校	一	一	二一	
哈家山小學校	一	一	二四	
魏嶺小學校	一	一	一八	
谷屯小學校	一	一	一五	
沈屯小學校	一	一	四三	
顏屯小學校	一	一	二一	
羅燒鍋小學校	一	一	一四	
江臺河東學校	一	一	三二	
塘坊小學校	一	一	二四	
拉々屯學校	一	一	二三	
江臺女校	一	三	二三	
前大虎山小學	三	三	一二一	區立
高山子小學校	五	四	一七四	區立

後大虎山小學校	一	一	三七
萬家墻小學校	一	一	四〇
么臺子小學校	一	一	五六
麗家街小學校	一	一	三二
二道勾子小學校	一	一	四五
前吳窩棚小學校	一	一	四五
後吳窩棚小學校	一	一	三四
大王窩棚小學校	一	一	三二
南四臺子小學校	一	一	四三
南五臺子小學校	一	一	四二
老泡子小學校	一	一	二九
范窩棚小學校	一	一	二三
蛇山子小學校	一	二	七一
義合庄小學校	一	一	二〇
青苔泡小學校	一	一	二二
十四戶小學校	一	一	二五
羊圈子小學校	一	一	五〇
段家窩棚小學校	一	一	三四
苗窩棚小學校	一	一	二五
楡樹硫子小學校	一	一	一八
兩家子小學校	一	一	三七
十八家子小學校	一	一	三六
後十八家子小學校	一	一	二五

曺家坨小學校	一	一	二〇	
三臺子小學校	一	一	二六	
七臺子小學校	一	一	二八	
姜屯第一校	三	三	六四	區立
姜屯第二校	五	四	一六八	區立
半拉門小學校	六	五	二一一	區立
長崗子小學校	一	一	五四	
藍屯小學校	一	一	五四	
張家窩棚小學校	一	一	五三	
杜屯小學校	一	一	四二	
灌家窩棚小學校	一	一	三一	
婁家窩棚小學校	一	一	三〇	
太平庄小學校	一	一	五〇	
前邢家小學校	一	一	三一	
王家窩棚小學校	一	一	三五	
南邦窩棚小學校	一	一	一一	
厲家窩棚小學校	二	二	七九	
康窩棚小學校	一	一	二八	
大奐庄小學校	一	一	三〇	
么三家子小學校	一	一	五〇	
平坊小學校	一	一	五八	
崔崗子小學校	一	一	二七	
大李窩棚小學校	一	一	五五	

土城子小學校	一	一	四四
大李崗子小學校	一	一	四二
揚屯小學校	一	一	三九
崔窩棚小學校	一	一	二〇
九間房小學校	一	一	三八
長奐屯小學校	一	一	二一
白窩棚小學校	一	一	一八
張燒鍋小學校	一	一	一九
狼洞崗子小學校	一	一	三〇
甕圈崗子小學校	一	一	一六
連屯小學校	一	一	二〇
王甸子小學校	一	一	四三
葛窩堡小學校	一	一	二七
唐窩堡小學校	一	一	三一
關窩堡小學校	一	一	三一
吳窩堡小學校	一	一	四〇
黃代窩堡小學校	一	一	四二
宴窩堡小學校	一	一	二七
翟窩堡小學校	一	一	三七
尹窩堡小學校	一	一	一八
双崗子小學校	一	一	二一
富有屯小學校	一	一	二〇
自窩堡小學校	一	一	一二

第四區	史窩堡小學校	一	一	二一
	民圈小學校	一	一	一三
	郭樹林子小學校	一	一	一八
	張窩堡小學校	一	一	三〇
	北郑屯小學校	一	一	一五
	無樑殿小學校	三	三	一三七
	二道壕子小學校	一	一	四二
	前黑山子小學校	一	一	三四
	四間房小學校	一	一	一四
	馬架子小學校	一	一	三〇
	前孫窩堡小學校	一	一	二〇
	刘屯小學校	一	一	二〇
	小屯小學校	一	一	二四
	胡窩堡小學校	一	一	四〇
	小謝屯小學校	一	一	三七
	甄窩堡小學校	一	一	三〇
	薛屯小學校	一	一	三三
	水泉子小學校	一	一	四六
	大崔屯小學校	一	一	三八
	茶棚菴小學校	一	一	五九
	大民屯小學校	一	一	七六
	薛買屯小學校	一	一	三六
	卡拉木小學校	一	一	二五

後孫窩堡小學校	一	一	四〇
北張窩堡小學校	一	一	二二
碏子山小學校	一	一	四一
東岔勾小學校	一	一	二三
西岔勾小學校	一	一	一八
北甸子小學校	一	一	三七
孤家子小學校	一	一	二四
小荒山子小學校	一	一	四〇
後黑山子小學校	一	一	二一
紅石頭小學校	一	一	三〇
大毛屯小學校	一	一	四〇
小曹崗子小學校	一	一	一八
大曹崗子小學校	一	一	二七
石獅子小學校	一	一	二四
刘油坊小學校	一	一	二三
張刘窩棚小學校	一	一	三七
河沿張窩棚小學校	一	一	一八
胡窩堡第二小學校	一	一	四四
揹戶營子小學校	一	一	二七
偏坡子小學校	一	一	二四
賀窩棚小學校	一	一	二〇
安家河小學校	一	一	二六
後荒山子小學校	一	一	四二

第五區				
廖屯小學校	一	一	二五	
蔣屯小學校	一	一	二一	
山西頭小學校	一	一	三二	
王柴窩堡小學校	一	一	一八	
于家窩堡小學校	一	一	四一	
孟屯小學校	一	一	三一	
無傑殿第二小學校	一	一	四二	
三道勾子小學校	一	一	一六	
謝窩堡小學校	一	一	二〇	
十五戸小學校	一	一	二〇	
芳山鎮小學校	四	五	二一〇	區立
白廠門小學校	三	三	九九	區立
刘二金屯小學校	一	一	二二	
公廠小學校	一	一	一九	
侯貝子屯小學校	一	一	二五	
大夏窩堡小學校	一	一	四一	
小夏窩堡小學校	一	一	四七	
南新屯小學校	一	一	五三	
瓦盆窰小學校	一	一	二三	
耿屯小學校	一	一	四六	
北四臺子小學校	一	一	四〇	
北迎屯小學校	一	一	一四	
大謝屯小學校	一	一	四四	

大曹屯小學校	一	一	二三
二臺小學校	一	一	三九
三臺小學校	一	一	四八
韋城子小學校	一	一	三六
光會屯小學校	一	一	二五
黃馬窩堡小學校	一	一	一六
郭屯小學校	一	一	四四
大李屯小學校	一	一	三九
西康屯小學校	一	一	二八
劉屯小學校	一	一	二〇
前紅槽小學校	一	一	二七
後紅槽小學校	一	一	一八
紀屯小學校	一	一	一六
羅臺小學校	一	一	二四
北佛堂小學校	一	一	三〇
大菸勾小學校	一	一	三四
王現屯小學校	一	一	二八
小菸勾小學校	一	一	一七
邱屯小學校	一	一	三〇
佟屯小學校	一	一	二四
小楊屯小學校	一	一	二五
牛蹄窪小學校	一	一	一三
戴屯小學校	一	一	三六

	西水泉小學校	一	一	三〇	
	藥王廟三家小學校	一	一	二〇	
	石柱子小學校	一	一	二二	
	頭臺小學校	一	一	二二	
	下蔡勾小學校	一	一	三七	
	白屯小學校	一	一	一八	
	北秦屯小學校	一	一	三〇	
	四間房小學校	一	一	三五	
	四合屯小學校	一	一	一八	
	韮菜哇子小學校	一	一	二五	
	東藍屯小學校	一	一	二四	
	四家子小學校	一	一	二一	
	八間房小學校	一	一	二二	
	北水泉小學校	一	一	一五	
	偏坡子小學校	一	一	二三	
第六區	新立屯第二小學校	二	二	四三	區立
	新立屯第三小學校	四	五	一七一	
	新立屯第四小學校	一	一	四五	
	新立屯第五小學校	一	一	三八	
	新立屯第六小學校	二	二	七八	
	新立屯第七小學校	一	一	三五	
	小三家子小學校	三	三	一〇四	
	歪脖山小學校	一	一	二九	

小三家子女校	一	一	四一
朝北營子小學校	一	一	五一
錢屯小學校	一	一	二八
廟坨子小學校	一	一	二〇
大黑山小學校	一	一	四二
北五臺子小學校	一	一	二五
萬糊山小學校	一	一	三二
王庄屯小學校	二	二	七二
双山子小學校	一	一	六一
火石嶺子小學校	一	一	四四
泉眼小學校	一	一	三四
荒地小學校	一	一	七五
長嶺子小學校	一	一	三五
新立屯小學校	一	一	二五
上營城子小學校	一	一	一六
下營城子小學校	一	一	二六
後房身小學校	一	一	二〇
小碾子小學校	一	一	三五
六合屯小學校	一	一	五八
唐家泡小學校	一	一	三七
羅屯小學校	一	一	二五
孟屯小學校	一	一	三五
靠山屯小學校	一	一	二六

二道崗子小學校	一	一	二八
羊乃坨小學校	一	一	二五
林燒鍋小學校	一	一	二五
東八家子小學校	一	一	四〇
迷子山小學校	一	一	二五
老官窩小學校	一	一	一七
興隆臺小學校	一	一	三一
大黃臺小學校	一	一	二四
小黃臺小學校	一	一	二三
合計	**二七七校**	**三四三**	**三六四**	**一一六二五**

第二項　社會教育

民衆學校　縣城內と新立屯にあり、其規則と組織は次の樣なものである。

黑山縣民衆學校簡章

一、宗旨　以增進民衆知識爲宗旨

二、學額　每級以四十名爲足額

三、年齡　十三歲以上四十歲以下

四、學費　一概免收

五、修業　四個月畢業成績及格者由本校發給畢業證書

六、書籍　由學校自備
七、教員　由學校聘請
八、課程　千字課算術珠算習字平民書信音樂

組織

所在	代表者	學級數	職員數	生徒數
縣城基督教會內	孫益三	一	二	四〇
縣城紅卍道院內	王棟臣	二	四	八〇
新立屯教會內	董雲亭	一	一	三〇

日本語講習會　縣城と大虎山とにあり。縣城內は縣公署內で、大虎山では日本小學校內で教授をして居る。
新聞閲覽所　圖書館內にあり、新聞の種類は五種、入所者一日約十五名平均。
圖書館　縣立圖書館は城內西糧市にある。藏書二千二十五冊、入館人員一日二十名。

第二節　宗　教

第一項　概　況

文化の度低きため宗教は各種共に信者を有し、中には極端な迷信が一般民間に流布されて巫女の言に隨つて治病を誤り、貴重な生命を失ふ者も相當に居る。

第二項　種類別

佛教、耶蘇教、回々教、天主教、紅卍字教等がある。一番多いのは佛教徒で六割を占めて居る。

宗教別	
佛教徒	約一八五、〇〇〇人
回教徒	五、二〇〇人
耶蘇教	一、二〇〇人
天主教	八〇〇人
其他	一二七、〇〇〇人

第三項　地方的迷信

種々な迷信が言ひ傳へられて居るが縣城内上帝廟内の鐘樓の下に岩がある。其岩に小黑山の三字が現はれるが心の好い者には三字共見え、心の悪い奴には二字若しくば一字より見えないと云はれてゐる。

第三節　建國に關聯する教育方針の變化

排日教育は勿論の事、形式的教育を廢し王道的民族協和の精神を鼓吹し實業教育に力を注ぎ日本語を課し、親日氣風を助長し、學校園を設けて自然に親しむ様指導してゐる。

第十一章　社會事業

第一項　概　況

紅卍字敎が貧民救濟事業として冬期に施粥をやる外、商務會が道路の補修をしたり、「モヒ」中毒者の收容所を設置したりして居る。

第二項　機關施設

紅卍字の施粥廠、商務會の中毒者收容所、縣警務局の消防隊、衞生隊がある。

第三項　文化事業

縣公署で奬學金を以て優秀學生の中、貧困なるものに學資を貸與して居る。

第十二章　衞　生

第一項　概　況

衞生的觀念等は全然問題にならぬ。傳染病も流行するが之に對する豫防等全く從來試みられた事がないので、昨夏虎列拉流行の時豫防注射には非常な苦心をした。

水質も惡い。飮用水は大體小川の流れ水を飮んでゐる。完全な鑿井は保健衞生上極めて必要だ。

第二項　機關及醫藥業

縣內に於ける衛生機關としては日滿醫師を會員とした黑山縣醫藥研究會がある。傳染病豫防、種痘等は此會が無料で施療して居る。

縣內に於ける洋漢の醫師、藥劑師及產婆の數は、

醫師			藥劑師		產婆		備考
西洋醫	漢法醫	齒科醫	洋方	漢方	新式	舊式	
二三	八〇	二	四	六一	一一	八三	洋醫ニハ日鮮人ヲ含ム

第三項　衛生思想普及

傳染病豫防に對する宣傳、種痘の勵行、共同廁の設備、塵埃箱の設置、下水溝の浚渫、驅蠅等衛生思想の普及に努めて居る。

第四項　傳染病及地方病

特殊の地方的病氣はない。傳染病も比較的に少く、大同元年に於ける罹病並に死亡者左の如し

病名	羅病者	死病者	病名	羅病者	死病者
虎列拉	九〇	六五	猩紅熱	四	
天然痘	三二	一四	水痘	四四	
赤痢	六〇	一四	疹疾	四八	
白喉	四四				

第五項　飲　料

掘井戸と川水であるが水質も惡く、且つ水量が少ないので縣民は飲料水に苦しんで居る。

第六項　上水及下水

上下共に設備なし。

第十三章　結　論

第一項　王道政治を通じて見た地方民の生活及思想

健國僅かに一年有餘、然も此間匪賊の跳躁跋扈、軍馬の徵傭等で農民には依然として王道の惠が普かぬ。田賦は免除されたが此恩典に浴したものは地方の土豪劣紳だ。眞の細民の救はれる日が來なくては樂業安居の聲は聽かれない。隨つて王道政治から地方民の生活を見るのも聊か焦せり氣味だと思ふ。王道政治を押し賣りする事は考へものだ。由來支那民族は馴れ易く增長し易い。王道政治は一朝一夕に出來るものではない。民衆の頭に幽にでも明るい感じを與へて居るのが現在としては大なる收獲だと云へる。

其思想の如きは今俄かに斷じ難い。

興京縣全屬輿圖



奉天省興京縣

屬　岡部善修

緒言

南嶺の學院生活も正に終らうとする昨年十月六日夕刻、突如命を受けて東邊道の宣撫工作に使することとなり、堯舜の民に仇なす不逞の徒を追つて南雜木（瀋海鐵路の一驛）から東行すること四日で興京に入つた。それから半歳以上の月日が流れて、全縣下の一木一草にも深い思ひ出が刻み込まれて、離れ難い愛着が生れ、自分の故里となつてしまつた興京、その興京の地に就て自分が今日までに見聞したことどもを以下概念的にではあるが、とりまとめて全貌を書き現すことは自分にとつて大きな喜びであるとともに、この拙ない筆の運びが滿洲國地方事情編纂の趣旨に副ひ、いくらかでも同志諸氏の御參考になれば幸ひとするところである。

柳絮紛飛の興京縣公署にて記す

第一章　總說

第一節　縣の歷史

興京の地は唐虞時代は息愼に、周泰兩時代は肅愼に、漢時代は挹婁に、南北朝時代は勿吉に、隋朝時代は高麗國に屬し、唐初に於ては燕州となし、後渤海に屬し、また定理府と改稱せり。遼金兩時代には瀋州に、元時代には瀋陽路に、明時代には建州衞に屬し、清朝初年ホトアラ（滿語にして京を興すとの意なり）を漢字に意譯して興京と改稱せり。興京の地方官制は清朝以前には何等據るべきものなきも、清朝天總七年滿蒙漢兵の一定員を駐屯せしめたるに始つて、康熙二十六年に城守尉及び防校（共に武官名なり）を置き治安の維持に任ぜしめたのである。雍正九年に永陵總管（公署跡は永陵街西堡にあり）關防（公署は永陵街後堡にあり）及び永陵八旗（老城にあり）を置いて、乾隆二十八年理事通判一名を置き詞訟の事務に當らしめた。光緒元年副都統を增添し、光緒三年に至つて通判を撫民同知と改稱した。この頃文官たる通判と武官たる副都統との間に衝突絶えざりしため、通判の事務を執る場所、俗に民衙門と稱せるものを現在の新賓堡（新賓なる語は滿族の興兵（シンピン）より同音のため轉じたるもので新兵とも書く）に移つた。その場所は現在の女子師範學校である。この時より通化、桓仁兩地方も統轄して、また同時に城守尉を協領と改稱し、同年經歷一名教諭一名を置き教育を掌らして、通化、桓仁をも兼ねしめたのであつて、光緒二十九年盛京將軍增祺より興京撫民同知をして臨江、輯安の二縣をも兼轄せしむる旨上奏し裁可を得た。宣統元年撫民同知を廢し興京府となして知府（俗に正堂（チヨンタン）と呼ぶ）一名を置き、民國元年府を改めて縣となし知府を改めて知事（俗に監督（チエントー）と呼ぶ）と稱したのであつて、其後東三省全體にわたつて五色旗より靑天白日旗に易へたる民國十八年四月興京は帝制の臭氣ありとして、新賓と改稱せるものを、新國家建設後大同二年三月第十回國務院會議の可決通過を經て興京と復稱した。

上記の各機關、管掌事項並びにその首腦者に就て以下やや詳しく說明すべし。

第一項　副都統公置

前記の如く光緒元年に設置されたるものにて、公署の地點は現在の永陵街東堡中央道路の北側に在りて、既に置かれたる城守尉、永陵總管、關防の三署並びに開原、鳳城、鐵嶺、撫順等の旗署を統轄し千有餘の兵を統率した。民國に至つて所管の都統は縣公署に移り、僅に永陵の祭祀、典禮、營繕、禁山、陵寢の守護及び旗署の官地等を管掌するに過ぎなかつた。その人件費其他の經費は淸皇室の下賜し給ふところなりしも民國十四年四月に至つて廢止された。この機關の首腦者は左記の八名にして、もと〳〵副都統は滿缺（滿人のみに限られた官職）なれば全部滿人であるのは勿論である。

副都統

阿　啓　泰

色　楞　阿　　石　友

同　吉　　綺　樓

　　　　　　　　　燮　霱　　慮　亭

靈　熙　　子　貞

墨　麟

恩　澤　　浴　九

德　裕　　仲　克

第二項　協領公署（元城守尉公署）

この機關は設置當初は滿漢兩族に關する一切の事項を管掌し居りたるも、前記の如く乾隆二十八年理事通判を置いてから漢人關係はこれに委ね專ら滿人に關する事項のみを管掌したのである。

城守尉とは滿皇族淸凱のみ記錄に殘るも他は不明であつて、協領は滿缺たること副都統に同じく次記の如く奇車布以下六名何れも滿人である。

（公署跡は老城東門裡に現存す。）

協　領

奇車布　瑞亭
連壽　鶴亭
恩善　雨南
景祿　星垣
毓英　修五
成友直　諒臣

第三項　八旗六署

城守尉の初めて設けられたるときは八旗を分ちて左右二翼として、各翼に長を置き、左翼は鑲黃・正白・正藍・鑲白の四旗に分ち、各旗に長・防禦一名宛置き、右翼には正黃・正紅・鑲藍・鑲紅の四旗に分ち各旗の長を驍騎校と呼ぶ。

以上八旗合計の兵員を民族別にすれば、滿洲兵三八一名、蒙古兵六七名、漢人兵三四名にして、八旗には各旗毎に旗署

ありて協領六署の轄下にありたるものにして、各旗署は何れも老誠に設けられたものであるが、日露戰役に若干燒失して、其他殘存せる分は匪亂と風雨にさらされて現存するは僅に正白旗署のみである。

次に文官たる通判・同知・知府・知事及び教育方面の敎諭・教授は滿蒙漢各民族の消長を知る上に興味多きものなれば左に列記することとした。

通　判

佛　全　滿洲旗人　乾隆二十八年任
世　昌　滿洲鑲白旗人　乾隆三十年任
邁圖拉　滿洲鑲紅旗人　乾隆三十一年任
百　紹　蒙古正白旗人　乾隆三十三年任
福　慶　滿洲鑲藍旗人　乾隆三十四年任
書英額　滿洲鑲黄旗人　乾隆三十五年任
春　普　蒙古鑲紅旗人　乾隆三十九年任
文　敏　蒙古鑲紅旗人　乾隆四十五年任
多托里　蒙古鑲白旗人　乾隆四十七年任
（乾隆四十七年より同治三年に至る間の通判姓名は據るべき文獻なく、不明である。）
劉　景　醇　字　伯　甫　江蘇擧人　同治三年任

同知

許之泰	字子山	江蘇人	光緒三年任
馮士懋	字勉之	浙江人	光緒五年任
錢開震	字少如	浙江人	光緒六年任
張寅	字釆廷	浙江人	光緒九年任
姚鎔	字治如	浙江人	光緒十一年任
徐鏡第	字英卿	浙江人	光緒十六年任
徐慶璋	字璵齋	浙江人	光緒十七年任
陶守愚	字伯明	安徽人	光緒二十年任
達崇阿	字遠峯	北京旗人	光緒二十一年任
張瑞三	字省五	京兆人	光緒二十二年任
林宗奇	字幼瀛	福建人	光緒二十三年任
陳璋	字東山	湖北人	光緒二十四年任
孫壽昌	字芝齋	浙江人	光緒二十五年任
孫長青	字紹卿	浙江人	光緒二十八年任
高暄陽	字樸菴	江西人	光緒二十九年任

馬俊顯　字積卿　吉林人　光緒三十四年任

知府

廖柄樞　字紫垣　福建人　宣統元年任

都林布　字雲卿　北京人　宣統二年任

金衍海　字戢經　浙江人　宣統二年任

張鳳臺　字鳴岐　河南人　宣統三年任

知事

忠芳　字仁齋　北京人　民國元年任

戴裕忱　字葵甫　奉天人　民國二年任

鄒健鵬　字子方　四川人　民國三年任

高寶忠　字子儒　奉天人　民國八年任

沈國冕　字觀澄　江蘇人　民國九年任

蘇顯揚　字鎭卿　遼陽人　民國十三年任

經歷

陳嘉謨　字亮卿　紹興人

蔣有棟　字錫三　浙江人

德　凱　字韻泉　北京人
王仁恕　字殿卿　保定人
楊寶仁　字壽岩　安徽人
恩　祿　字荷亭　德州人
楊光第　字子培　浙江人
劉奎錫　字佐瑞　直隷人

教　諭

傅　襄　字燮廷　直隷人　光緒四年任
徐　端　字小村　直隷人　光緒十一年任
徐學深　字魯泉　直隷人　光緒十五年任
李振鐸　字聲路　復州人　光緒二十一年任
孫乃鼎（不詳）

教　授

韓大廷　字藎臣　直隷人　光緒二十三年任
劉熙春　字績卿　本縣人　宣統三年任

第二節　建國以降現勢一般

九・一八事件の突發せる當時は、衣文深氏縣長の職にあり、舊政の崩壞後も直接には政治的形響なく平常通り縣政を運行して居たのであつたが、ただ省との連絡は無く、奉天に於て九月二十四日奉天地方自治維持委員會組織されて、引續いて十二月十六日臧式毅氏を首席とする奉天省政府正式に組織さるるに及んで省との連絡もとられ、新政權の命に服することとなつた。これより先に舊政權下に東邊道鎭守使なりし于芷山中將は、二月某日東邊道十七縣より各縣一名宛の代表者を山城鎭に招集して、東邊保安委員會を組織し、自ら東邊保安司令と稱した。この保安委員會に出席せし十七名の委員の内本縣代表として當時縣農會長現縣長張耀東氏出席した。于司令の新國家建設運動への合作が決するや山城鎭に集合せる本縣張代表を始め東邊各縣代表は奉天に赴き、二月二十八日紀念すべき奉天全省聯合大會に參加し決議に署名したのである。その後公文書延着のため三月一日の建國日におくるること半ケ月にして、三月十五日縣政府を始め各機關の檣頭高く新國旗を掲揚した。かくて興宗の民は軍閥苛政より王道善政の世に更生せしも、早くも軍閥の殘骸分子の間に反滿運動を醞釀した。當時新賓駐屯の第一團第三營々長李春潤は新國旗の掲揚をせざるのみならず、桓仁にある第一團々長唐聚伍と共にしきりに匪賊を懷撫し、大刀會匪と暗に連絡する等不穩の行動は、日に甚だしく遂に四月二十八日季は青天白日旗を掲げ自ら遼寧民衆自衛軍第六路司令に就任し、各機關に命じて强制的に新國旗を下し青天白日旗を掲げしむると同時に官民の武裝を解除し公安隊も自衛軍に編入した。事の急を豫知したる衣縣長はその前日山城鎭を經て奉天に脫出した。依て李は縣公署第一科々長梁國棟をして縣長の職務を代行せしめた。當時山城鎭にあつてその變を

知りたる于司令は直ちに軍を西より進めて早くも五月二日上夾河に到着し、翌三日永陵街にて李軍と交戰しこれを敗つて、五月四日李をして老城より南方桓仁に走らして、五日六日于軍縣街に入れり。同七日さきに奉天に出て新國家建設運動に參加せし張耀東氏を推して縣長代理となし、同日陳臨時縣長より事務の引繼を受けた。五月十三日奉天省公署より派遣されたる康濟氏縣長として着任し張代理縣長より引繼を完了したのである。五月十六日李軍縣街の西方より襲擊し來り、三晝夜にわたつて激戰の結果これを擊退した。五月十九日山城鎭危險に瀕したるため于司令は一兵をも殘留せず全軍をひきいて新賓を出發した。その結果新賓は空しく匪手に委ねらるるを豫想したのではあつたが、康縣長を始め農商會長其他各界の有力者はこれに從ひて脫出した、かくて無政府狀態となつて五月二十一日大刀會匪頭目王桐軒は部下三百餘名を連れて入城、ついで二十四日には李春潤歸來した。六月二日李は何程九を縣長に任命した。同月十六日靖安遊擊隊來りたるため李、何縣長ともに逃亡せるも、十九日同隊の徹退とともに復歸來したのである。八月七日何僞縣長を免じ楊慶賢をして第二の僞縣長となした。斯の如くして匪權下に在ること約半歲の長きに及び、良民塗炭の苦に泣けるも、遂に十月日滿兩軍の共同作戰と僞り正義救民の現はれるに至つた。十月十三日の日本軍入城に先だち匪賊の命を聞きたる官公各機關の首領は逃亡し、入城と同時に日本軍憲兵の手により同處は嚴守され、治安は漸々維持されたのである。同十五日瀋陽縣參事官中山一淸氏は省公署派遣新賓駐在員として王友三大隊長の率ゆる三百名の警察隊と共に到着、前縣長代理張耀山氏も今回は省公署より縣長として正式に任命せられて到着し、又省公署聯絡員として警務廳衛生科長謝秋濤氏同廳督察官島田吉五郎氏も到着、當時既に日軍とともに着賓せし關東軍宣撫員としての筆者等の間に緊密なる連絡をとり、各自の任務に據り興京復興への第一步をふみ出したのである。二十日には歸來せる舊縣吏の數四十

名に及びその職名事務分掌表を公表した。日一日人心は安定し、政治工作は進行した。十一日初頭宮本部隊とともに筆者先づ山城鎭へ向け興京を去り、ついで中山氏歸奉の後、島田氏縣政に參與しおられたが、十一月十九日鹽塚武氏及び筆者共に縣屬官として正式着任したのである。その後の情況は以下各章節に於て述べる事とする。

第三節　縣制及官公吏

現行（大同元年十二月一日より實施）の縣公署組織並びに各科局の事務分掌は左表の如し。從來の縣公署とは總務科のみを指し、各局は別個獨立の特別地方官廳なりとの觀念は非常に根强く、これが打破には甚だしく困難を感じた。公文書の取扱方法から改めてこの目的の到達を計るとともに、事務能率の增進と、縣政の統一とを目指した。

官公吏は縣長の自由裁量により任免されるもので、內務、教育、實業の各局長は經費節減の見地から縣長の兼任とした。教育程度をみるに科員以上は大體中等教育の修了者にして、專門教育を受けたるものは殆どない。次に俸給月額は縣長四〇〇元、科局長一七〇―一四〇元、股長六〇―五五元、科員五〇―三〇元、雇員二五―一六元、夫役一〇元である。而して俸給の未拂或は減額支給等のことなく全額支給をなしつつある現況である。

縣公署組織

- 總務科
  - 庶務股
  - 文書股
- 內務局
  - 行政股
  - 財務股――經徵係

- 縣長
  - 警務局
    - 警務股
    - 保安股
    - 司法股
    - 警察大隊
      - 第一中隊（各中隊に三ヶ分隊）
      - 第二中隊
      - 第三中隊
      - 第四中隊
      - 特務隊
      - 騎馬隊
      - 砲隊
    - 警察分局（自第一至第九）
      - 分所
  - 教育局
    - 學務股
    - 禮教股
  - 實業局
    - 農林股
    - 工商股
  - 情報分處
  - 清鄉委員會——清鄉局

事務分掌表

庶務股（主計、會計、用度、人事、物品保管、機密、其他庶務事項）
文書股（文書ノ收發、印信ノ保管、文稿ノ撰擬、編譯、統計、其他各局に屬せざる事項）
行政股（地方自治行政、戸籍、社會事業、救卹、地方團體、土木建築）
財務股（出納、公債、土地、官產、稅捐ノ征收、各機關ノ豫決算）
警務股（警察官吏ノ任免賞罰撫卹、警察ノ敎練紀律、戸口庶務、會計、文書、收發、印信）
保安股（特務、消防、違警、衞生、集會、結社、毒物危險物ノ取締）

司法股（司法警察）
學務股（教育人員ノ進退懲奬、普通專門教育、學術團體、留學、會計、庶務、文書、收發、印信）
禮教股（禮俗、宗教、社會教育、圖書館）
農林股（農業、漁業、畜產、水田、林業、柞蠶）
工商股（工業、商業、度量衡、礦務）

第二章　地誌風俗

第一節　地誌概況

瀋海鐵路南雜木驛から南行すること約十五粁にして、清源縣と本縣との境たる聶兒庫嶺を越え、更に進めば、上夾河にて營盤より興京に通ずる本道に出る。この本道により馬連墩、太平、羊祭臺の諸嶺を越え、或は、懸崖の蘇子河に迫る狹道を行き、或は橋なき河を渡涉して東行すること約七十三粁にして興京の縣街に到着する。興京より更らに東方東昌臺を經て通化に、東北方五鳳樓を經て柳河に、西北上しては灣甸子を經て龍崗の嶮を攀り清源に、或は東南下して桓仁に到達するを得。斯く述べ來れば交通四通八達せるが如く解せらるゝも實は上記の如き幹線道路は、重々たる山岳地帶に抗して鬪ひ取りたる力の時間的蓄積であつて、その他の地方に至つては全く自然界の制約のもとに生存するを餘儀なくせしめらるる現狀である。縣域は他の諸縣に比し大きく蝶の雙羽根をひろげたるが如き形にして、隣縣を擧ぐれば、

東通化、東南桓仁、西南本溪、西撫順、北清源等である。

戶口は治安の不安定により甚しく動搖するため適確なる數を得ざるも大約三十萬前後と思推する。これを沿革的に見るに、こゝ數年間は大なる增減なかりしものと察せらるゝも今回の戶口調査に依れば、居住五十年以上の者は三割內外にして他は日露戰爭頃並びにその以後移住し來りたるものの樣である。

主要都市としては興京に次いで永陵街、灣甸子、木奇、葦子峪、平頂山等なるもいづれも農村相手の規模小なる市場程度の田舍町に過ぎず、但し興京のみは日本軍の駐屯、警察隊の駐防等により治安保たれをるをもつて、鄕下の大地主連は自己の土地を小作にまかせて、生命財產を匪賊の危險に晒されをる地方より脫れ縣街に集り來たるため、人口三萬に近くとなり甚しき家屋の拂底を惹起した。

第二節　風俗

縣住民約三十萬の內四、五萬の滿洲族及び、二、三萬の朝鮮族を除いて他は全て漢民族なれば、從つて縣下の風俗は概して漢民族の風俗そのものなりと云ふを得る。滿洲族を興味深く觀察せしに、老城に時の明廷より獨立の旗を揭げたる龍虎將軍怒兒哈赤（ヌルハチ）三軍を叱咤して薩爾滸（サルボ）に明軍を敗り長驅して北京を擊きたるの雄圖既になく、亦民族的意識見るべきものなし。滿洲語を話し得る者は全縣下に二、三名に過ぎず總て漢語にて意思を表示し漢服を纏ひ漢風の姓名を名のり僅かに漢人と差別せられる程度は現在の日本內地にて士族の平民に比するが如き程度である。朝鮮人は水田に從事し風俗は鮮內におけると全然同一にして支那語に疏通し朝鮮人間にては勿論鮮語にて意思を表示す。當地方における家族關

係は南支において見るが如き大家族制度なし、尙各戸は分散的部落をなし集合せず。

永陵には、年三回の大祭あり。祭儀は總て滿洲風にて滿洲語を用ひ、祭禮官は總て滿洲人と同様なる儀禮である。一方縣街の文廟關岳廟の祭禮は漢風にして支那本土と異るところがない。

第三章　地方制度概況

全縣を大體自然的境界によつて九個の行政區域に分ち、更に區を主村、副村に分つ。主村數は全縣計九十五個村にして、各區には區長並に區公所なきも區立の小學校あり。各主村には村長、副村には村副、其他村董學董等あり。これ等は各村の選擧により決定せるものを縣長より委任する慣しである。

鄕村制度の改善確立のために、元年十一月廿一日、第一次全縣紳商村長大會を開催、參集する者百餘名二日間にわたり、廿六件を討議し、更に本年二月二十五日第一區村政會議を開き、(一)縣村の聯絡を緊密にする件、即ち從來の縣行政の大部分をして警察に委ね、その結果常に訓令は曖昧となりしが如きを排し、縣公署と村公所の機能を發揮せしめこの間に緊密なる上下關係を結び、訓令の如きも縣長より直接村長宛に發し、一般行政の徹底を期せんとす。この件は直ちに翌日より實施した。(二)、村屯を合併して負擔の輕減を計るの件、本件は各村戸數地積何れも小にして、村經費の負擔過重なるものあれば、聯村聯財政策を以て村屯の合併をなし、負擔の輕減を計らんとして、十一個村を七個村になす案を得たるも尙審査中にて未だ實施を見ず。(三)、各村公所にて戸口簿編製の件、戸口調査は從來警察官の職務なりしも常に一時的調査に終り、戸籍の性質を欠きたるにより、村の事情を最も詳知せる村民中より、一名を選びて村吏となし村

公所に於て戸口簿の編製記入抹消等戸籍事務を取扱はしむる事とした。
戸口用紙は印刷して先づ第一區各村に配布の豫定なり。之等の諸案を協議決定し村制の發達に資したのである。

第四章　財　政

昨秋縣公署接收當時に於ては一分の現金もなきのみならず、流通券の形にて、合計十萬餘元の負債を背負ひ込みたり。前財政局長逃亡したるにより、其後彼の就任期間數年間の歲入歲出を再清算したる結果總收入八九〇、二二八・八九三元總支出九三四、五六八・八五九元の差額四四、三三九・九六七元は私服したるものと推定し（内一九、〇〇〇元は確實なる證據あり）これを前局長の保證人に國幣にて返還するやう要求せるも、今日にいたるもなほ言を左右にして納入せず。斯る狀態の下に縣財政の運用を開始したのであるが、縣下の疲弊その極に達し諸稅の徵收容易ならず、支出の大部分は省よりの地方補助金にて支辨した。なほ最初より流通券を國幣同樣に收入したるも、流通券の回收に當てるべく考へ居る。卄年度の畝捐約四萬一千元免稅となりたるにより、大同二年一月一日より車牌捐を除くの他一切の稅捐は國幣にて納入すべき事を決定實施したのである。

大同二年度預算は歲出二十八萬元に對して確定收入二十四萬元（含縣公署補助費）である。然れどもこの確定收入額も現在の治安狀態にては實現困難なりと思はる。

次に現行各種雜捐率及年收額表を示す。

興京縣現行各種雜捐率及年收額表

捐目	徴收率	大同元年度豫算收入額	省へ送附縣に留む	備考
畝捐	毎畝大洋 上則地　〇・一四六元 中則地　〇・一四〇元 下則地　〇・一三四元 減則地　〇・〇六七元	八一、七九五・〇〇元	縣に留む	民國十四年奉天省の令による
車牌捐	四頭引以上　八元 三頭引　五元 二頭引　三元 一頭引　一元	二〇、〇〇〇・〇〇	同右	民國十八年十一月奉天省財政廳令による
營業捐	年額 甲等商　一二〇元 乙〃　九六元 丙〃　四八元 丁〃　二四元 戊〃　一二元 己〃　六元	一三、一六〇・〇〇	同右	民國十八年十一月許可濟 春秋兩季征收す
粮捐	油粮、粳米、小麥は毎年大洋〇・〇四元、其他の雜粮は毎年大洋〇・〇一元	一三三、一六〇・〇〇	同右	民國十五年九月地方各機關の議決により申請し、財政廳の許可濟
妓捐	毎名月額大洋二元	一、〇〇〇・〇〇	同右	民國七年五月十五日より施行

婚書捐	毎份大洋一元	五〇〇・〇〇元	縣に留む	民國十八年四月奉天民政廳令による
屠捐	毎頭 豚　〇・五元 牛　二・五元 羊　〇・一元	三、八六五・〇〇	同右	
肉捐	毎頭 豚　〇・五元 牛　一・〇元 羊　〇・二元	三、〇一三・〇〇	同右	
祭費	毎頭 豚　〇・一元 牛　〇・二元 羊　〇・〇五	七〇〇・〇〇	同右	
地租		一一一・〇〇	同右	
房租		一〇〇・〇〇	同右	
雜捐罰款			五割を省に送り五割を賞與とす	民國十八年八月奉天財政廳の令による

第五章　警察治安

第一節　警察概況

當縣の警察は、治安警察及び行政警察とよりなり、前者は縣政接收當時に着任せる營口部隊、王友三の率ゐる二百五十名及び、十一月五日桓仁より到着せる鴨江勦匪軍魁益臣の率ゐる二百七十名とをもつて、警察大隊となし王友三を大隊長に任じたのである。大隊を四個中隊、迫擊砲騎馬隊とに分つ、各中隊は三個分隊に分ち、全縣下に各分隊宛の分散配置をなし、縣城には大隊本部、騎馬隊、迫擊砲隊並びに、各中隊十名宛選拔し教育訓練中の特務隊を置くのみである。繁茂期に至れば、最小限二個分隊を集中し主要地點の確保を計り、他方大匪團の襲擊による警察隊の武裝解除を被ることを避けてゐる。警察隊の銃器は、總て新式七九式にして新品であり、彈丸も他の縣に比すれば豐富である。警士の被服は、今夏より新制定の制服の着用となりて、目下奉天警察被服廠に注文中なり。騎馬隊の馬は全部官馬にして縣より購入して、これを騎兵隊に貸與せるもの及び討伐にて捕獲せしものである。總て官馬とせし理由は、戰鬪中に於て私馬なるが故にこれを惜み、戰鬪能力を減殺せんことを怖れしに依るものなれども、手入惡く、乘潰し等のこと多く、官馬を貸與して騎馬隊を組織するは、警士の個人所有馬を以て組織するに比して彼等の現在の素質を以つてしては成績の良好なるを期待する事は出來ない。

行政警察は、警務局の指揮監督下にあり、全縣を九區に分ち（一般行政區に同じ）各區に分局を置き、各分局には數

個の分所を置く。警務局長は、桓仁部隊の隊長魁益臣任じ、局員及び各分局長は縣接收當時の于海濤警務局長の決定せしものを踏襲し大なる移動なし。人員は治安警察に重きをおきたるため、大同二年一月十五日より縮少せり。なほその構成は次ぎの表の如くである。

機關別	局長	股長	股員	督察員	差遣隊長	班長	分局長	局員	分所長	僱員	一等警	二等警	三等警	夫役	合計
警務局	一	二	五	二	一	一				六			一〇	四	三二
第一分局							一	一	八	一	一	一	九		二二
第二分局							一	一	六	一	一	一	七		一八
第三分局							一	一	四	一	一	一	五		一四
第四分局							一	一	三	一	一	一	三		一一
第五分局							一	一	四	一	一	一	四		一三
第六分局							一	一	四	一	一	一	四		一三
第七分局							一	一	四	一	一	一	五		一四
第八分局							一	一	四	一	一	一	四		一三
第九分局							一	一	三	一	一	一	三		一一
總計	一	二	五	二	一	一	九	九	四〇	一五	九	九	五四	四	一六一

治安警察の臨時的補助機關として各區に自衛團を設置す。その目的とするところは、あくまで縣民の自衞にあつて地理に精通する故を以て警察隊の討匪に協力する事あるとも、決して積極的且攻擊的なるものにあらず。さらに歸順匪賊の收容による職業的自衞團にあらず。組織當初は山東人（本縣にては山東人を當地人と區別し異端者扱ひをなし渡り者

として信用せざるが如き風習あり）の團丁たるものありたるも、漸次これを陶汰し今日にては全部本地人となれり。自衛團の設置は縣民に少からざる負擔となるものなれば、治安の回復を待つて可及的速かに廢止すべきものである。縣下の各自衛團の內容は次表の如くである。

興京縣自衛團一覽表　大同二年三月二十一日調査

名稱	團長名	分隊數	團丁數	銃器數	彈藥數	馬匹數	駐屯地址
第四區自衛團	佟寶琛 王長勝	六	五四	雜色快槍三一枚	五一五粒	○	平定山、那爾吽、橙廠、杉木廠大北溝
第五區自衛團	楊景春	六	二一一	同上二七枚	六三三粒	○	葦子峪、上夾河、徐家大溝、西廂小堡、西廂通溝、李麻子溝
第六區自衛團	林符	五	一九八	同上一二六枚	不詳	○	南彰黨、鄭家堡子、五路口、金斗峪、五百牛象堡子
第七區自衛團	崔明軒	三	五七	同上六〇枚	八二三粒	○	倉圖伙洛、買馬集、花家溝
第八區自衛團	王永春 吳桂芸	四	九六	同上九六枚	二、六四六粒	○	木奇、石人溝、馬爾墩、下艾河
第九區自衛團	干清 呂子祥	四	一〇〇	同上七一枚	二、八二三粒	二〇	灣甸子、土門子、大蘇河、石廟子
備考	一、本縣一、二、三、區の自衛團は現在未だ成立せず 二、各區自衛團の銃器の不足分は洋炮を使用す 三、彈藥數は編成當時の調査によれば費消せる數少なくない。						

第二節　治安概況

大同元年秋季の東邊道討伐においては、原則として歸順を許さざりしため、全東邊道に汪溢せし遼寧民衆自衛軍の全部

隊は、日滿兩軍の進攻につれ武裝せるまゝ四散し知友緣者をたよりて潜伏せり。かくして生活の途を失ひたる此等の份子は、今更正業に復歸することも出來ず隱匿せる武器を携帶しては、三々伍々處々に惡事をなし治安を害してゐたのである。これ等匪賊の思想傾向は反滿抗日と云ふにあらず政治的色彩なく舊來の馬賊と異なるところなし。然れども繁茂期に、有力なる思想的宣傳者侵入して各匪團の連絡をとらばその勢力侮るべからざるものがある。當縣下には、昨秋以來日本軍一個中隊駐屯し（一個小隊は柳河縣三間房に分遣す）警備に任じたのである。國軍側としては奉天省警備軍中央地區司令本部をおき、縣内各地に大隊中隊を配置し治安の維持に任じたるも本年四月中頃奉吉省境方面討伐に出動して引揚げた。おもふに當縣は前節に記述せしが如き相當有力なる治安警察隊を有するも、それのみにては甚だ不安にして人心の安定を齎らす事を得ず、地方民にとつて神兵としての存在たる日本軍の駐屯は眞に何物にも譬へ難き巨大なる力にして信賴敬崇の的たり。この日本軍なくしては治安の維持は勿論全縣下に渉る一切の新建設工作は不可能なりと謂ふも敢へて過言ではなく、反つて日本軍の守備によつて完全であると言ふ事が出來るのである。今夏繁茂期には關東軍各縣分散配置案が實施さるるときくが、眞に時宜に適したることと思惟す。治安維持にあたつては、迅速なる情報の蒐集はまた必要事なものであつて、縣長直屬參事官指導のもとに情報分處を組織しその主任には、當縣人にて土民の地理、事情に通ずる有能なる活動的人材を任命す可きであつて、毎日各村長より各村下の情況を一定の報告書式に記入の上遞送式により提出せしめ、或は積極的調査等による情報及び各分局、各中隊分隊よりの電話報告を集め、これを整理して判斷に依る參考意見を加へて日滿軍警各機關に轉報しその行動の一機關としてゐる。かかる情報分處組織のもとに調査したる大同元年十二月より二年四月に至る匪賊情況別表の如くである。

匪賊狀況表

月別	事件數 函捐	事件數 槍掠	事件數 合計	討伐回數	討伐隊之傷亡	斃匪數目	傷匪數目	獲匪數目	綁去人票數目	人民傷亡數目
大同元年十二月	〇	〇	一八一	二六	〇	二二	八	〇	一九	〇
大同二年一月	一八	一三四	一五二	二六	〇	四六	三	一三	五一	一八
同　二月	三五	一一六	一五一	二三	三	二〇	〇	六〇	三二	一
同　三月	七九	一五一	二三〇	二五	〇	四三	七	八	七三	二七
同　四月	七六	一六七	二四三	三八	五	一三	一一	一三	一二〇	一六

匪賊團人數調査表

月別 ＼ 匪賊人數 ／ 夥數	一—五	六—一〇	一一—二〇	二一—五〇	五一—一〇〇	一〇一—二〇〇	二〇一以上	不詳	合計
大同元年十二月	三三	二九	三八	四六	一一	九	〇	一五	一八一
大同二年一月	三一	四三	二〇	一八	一二	一〇	四	一五	一五二
同　二月	三三	二二	二八	二〇	一三	五	七	二三	一五一
同　三月	四九	四四	二七	二八	九	五	〇	七二	二三〇
同　四月	四二	三六	五三	四一	一〇	九	七	四五	二四三

匪賊所持武器兇器調査表

月別 ＼ 槍械別 ＼ 掠奪回數	小銃ノミ	洋炮ノミ	木(刀)棒	小銃ト洋炮	洋炮ト棍棒	小銃ト棍棒	小銃、洋炮、棍棒	不詳	合計
大同元年十二月	七一	二	九	二二	六	〇	三一	四〇	一八一
大同二年一月	五三	七	九	二三	九	三	二七	二一	一五二
同　二月	四六	四	一〇	二八	一一	五	一九	二八	一五一
同　三月	六三	一	一五	二三	一五	九	一九	七五	二三〇
同　四月	一〇一	四	一三	三四	二三	三	一八	四七	二四三

但し、以上の三表は事件發生數によつて計算作製したものである。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

縣民の約九割九分は農民にして農業は本縣產業の大宗たり。よつて縣下農村狀態の正確なる認識は縣政に資益するところ甚大なるも、充分なる調査現狀にては不可能にある。よつて不完全なれども各區農會の最新調査を基礎として記述せん。該調査は大同元年十二月より二年二月までに爲されたるものである。

第二項　耕地及農產物

イ　自作地と小作地との比。第一表に示すが如く自作地は小作地の約半分で、小作契約は收穫高の等分を普通とし畝捐、田賦は地主より負擔するも村會經費は小作人その耕作面積に按じて負擔するを通常とするのである。

第一表　自作地と小作地の比　（各區農會調査）

區別	田別	自作地	小作地	合計
〃	旱田	二、五八七畝	八、九二四畝	一一、五一一畝
	水田	三、七二六	四、四五六	八、一八二
〃	旱田	三八、二四一	五三、二一七	九一、四五八
	水田	四、二八〇	四、八四〇	九、一二〇
〃	旱田	一二、五一六	二八、九三四	四一、四五〇
	水田	一、三五七	五、一三五	六、四九二
〃	旱田	三、四一五	二二、四一四	二五、八九二
	水田	五二四	七〇七	一、二三一
〃	旱田	一五、七七四	三七、二五四	五三、〇二八
	水田	〇	七二	七二
〃	旱田	一二、一六六	一五、七六四	二七、九三〇
	水田	二三一	七六五	九九六
〃	旱田	一三、三八六	一九、三四四、一九	三二、七〇三、一九
	水田	一八四	四四五	六二九
〃	旱田	九、二二八	三四、三九五	四三、六二三
	水田	〇	二五五	二五五
〃	旱田	二〇、九一七	四一、八三五	六二、七五二
	水田	二四八	〇	二四八
〃	旱田	一二八、二三〇	二六二、〇八一、一九	三九〇、三二二、一九
	水田	一〇、五五〇	一六、六七五、一	二七、二二五、一
計		一三八、七八〇	二七八、七五七	四一七、五三七

ロ　自作農家數對小作農家數。第一表により自作地對小作地の比を知りたるも、更に農家數によつて自作農家對小作農家の比較を見るに第二表の如く、小作農家は自作農家の倍に近く小作農家の多きを知るを得るのである。

（自作農家對小作農家數）

第二表

區別	自作農家	小作農家	自作兼自作農家	合計
〃	六〇〇	一、三〇〇	五一〇	二、四一〇
〃	二、八三〇	三、一二一	八三二	六、六八三
〃	九三七	一、一三九	一二五	二、二〇一
〃	九二一	一、二〇九	〇	二、一三〇
〃	九〇一	二、二七九	二一九	三、三九九
〃	一、九四九	二、〇一一	六一二	四、五七二
〃	四四二	一、六二六	三一四	三、八三二
〃	四〇六	二、〇三一	四三一	二、八六八
〃	五一五	九七八	一三七	一、六三〇
計	九、五〇一	一五、五九四	三、一八〇	二八、二七五

ハ　土地所有形態。第三表は土地所有形態を表すも土地非所有者は計上せず。

第三表　土地所有の形態表

區別	五天地未滿	五天地以上	十天地以上	二十天地以上	三十天地以上	五十天地以上	百天地以上	合計
〃	三八〇戸	四二〇戸	二〇〇戸	一五〇戸	二二〇戸	一八〇戸	九六戸	一、六四六戸
〃	八六七	一、一一二	三、八八四	六四〇	一八〇	〇	〇	六、六八三
〃	三一四	三二五	一三七	七二	二七	三	〇	八七七
〃	一、一〇〇	五二〇	三〇二	一八八	一五	一四	二〇	二、一五九
〃	六八六	二八四	一五九	五五	五	七	〇	一、一九六
〃	七三一	八二三	五三四	一七六	五二	二五	七	二、三四八
〃	一九三	二二四	一一七	三八	二二	一一	三	六〇八
〃	五五二	四三四	一〇八	二九	七	八	三	一、一四一
〃	一八三	三七	一七四	一三二	一二六	〇	〇	六五二
計	**五、〇〇六**	**四、一七九**	**五、六一五**	**一、四八〇**	**六五四**	**二四八**	**一二九**	**一七、三一一**

第四表　土地耕作形態

區別	五天地未滿	五天地以上	十天地以上	二十天地以上	三十天地以上	五十天地以上	合計
〃	一六四戸	二〇〇	一〇〇	一〇〇	一二〇	八〇	七六四
〃	八七六	一、一〇一	三、八八四	六四〇	一八〇	〇	六、六八三
〃	三一四	三二五	一三七	七二	二七	三	八七八
〃	一、〇〇二	五三一	四〇七	一八	五二	二〇	二、〇三〇
〃	二、三四九	六八四	一九三	二七	三	〇	三、五二六
〃	一、四一二	一、六七一	一、二三四	二二一	二五	九	四、九七二
〃	九八八	八三一	四八四	七三	六	〇	二、三八二

〃	一、八二五	七二七	一七五	四四	一三	一	二、七八二
〃	三七六	三二八	一六三	一〇九	二	〇	九七八
計	九、二九七	六、四〇六	六、七七七	一、三〇四	四二八	一一三	二四、三二五

耕作用家畜數。耕作に使役する牛、馬數は第五表の如くなれども機械の使用は未だないのである。

（第五表）耕作用牛馬數　（各區農會調査）

區別	牛	馬	合計
〃	一、五八〇	三、五四二	五、一二二
〃	一、八八七	一、二二七	三、一〇四
〃	九五三	七三五	一、六八七
〃	一、二四二	五八四	一、八二六
〃	一、一二四	八五九	一、九八三
〃	九九三	四五六	一、四四九
〃	九六四	八〇三	一、七七三
〃	九三五	三四六	一、二八一
計	一一、五八四	九、七八六	二一、三七〇

へ、農產物種類。大豆最も多く高粱、包米、小米、大米等これに次ぎ、總收穫高平作にて約五十萬石なり。大米は鮮人のみ耕作するものなり。

ト、移出と經路。高粱、包米、小米は縣民の常食を滿すのみにて縣外に移出さるゝは少量なり。大豆、大米は縣外移出の兩大宗にして興京より營盤もしくは撫順に搬出さる。その年量約二十五萬石にしてこの出廻期は交通の比較的便利なる冬季なり。橋梁（臨時的高粱橋）稅の徵收に際して調査せる出廻車輛數は第六表の如し。

第六表　興京稅出廻車輪表（但し西部のみ）

月日＼出發地點		新賓堡	後街	木奇	上夾河	古樓	合計	一日平均
大同元年	十二月十五—三十日	三、〇〇六	一、九八七	一、三七二	三〇八	一七四	六、九三七	四三、三五六
大同二年	一月一日—十五日	三、〇九六	一、〇三五	一、一四三	三一四	一六三	五、七五一	三八、三八〇
〃	一月十六日三十一日	三、八八五	六七七	四八九	一六六	三六	五、二五三	三二、八三一
〃	二月一日—十五日	一、八七一	七六一	五八九	〇	六八	三、二八九	二一、九二六
〃	二月十五日三十一日	九五〇	一七七	二六七	〇	五六	一、四五〇	一、二五三
〃	三月一日—十五日	三六五	〇	〇	〇	一二七	四九二	三、二八〇
計		一二、一七三	四、六三七	三、八六〇	七八八	六二四	二三、一七二	二一五、六〇

第三項　農業團體

縣街に縣農會、各區に區農會あれども組織力弱く何等積極的活動を爲さず。その運用發展は今後の指導如何に依る。

第四項　農業移民

陽曆三、四月の頃、山東方面より來り小作人或は日雇農夫として働き秋の穫入を終へて歸鄉する移民も皆無とは云ひ

得ないが極めて少數にして千名内外に過ぎず。殊に新しく移住し來りて永住するが如き者は全然なく、寧ろ貧農は離村するもの少くない。亦朝鮮人の移民も無視し得ず、無一文にて移住し來り藁で小屋を急造し水道を開いて畑を美田と化し、或は耕して山頂に至る大田等、營々として弛まざる白衣の民の努力は誠に敬帽に價する。次に昨今唱導されてゐるが如き日本人の移民は全くない。

第五項　農村生活一般

大同元年春、李春潤の反逆あり諸所に匪賊横行したるため播種し得なかつたもの、或は除草不能に陷り若しは匪馬のため食ひ荒される等の原因から收穫甚だ惡く、平年の六割以下である。高粱、包米、民食たる小米は本年の收穫高にては到底足らず、各個農民之を自覺せないのではないが、負債のため現金を求める事急にして止むを得ず最も安價なるときこれを賣り離す狀態にて、加るにこれを買ふ糧棧は兵匪に荒されて全部閉鎖し現在は只難を關内に避けたる一商家來りて獨占的買占をなし暴利を擅にした。縣としては民食の缺乏より來る秋の飢饉を防止するため民食の縣外移出禁止をしてゐると共に他方、大麥、小麥、馬鈴薯、豌豆等一般民食に比して早く收穫し得るものの耕種を各村民に向つて奬勵した。

第二節　林業概況

多年の濫伐に往年の林區たりし面影を偲ぶ由もなき有樣にして、興京にて需要する木材は奉天より搬入する方がむしろ土地材より安價なるが如き奇現象を呈し、日常の燃料にすら窮するが如き現狀にあるのである。然れども本縣は蘇子河によつて奉天まで直接筏として流し得て運費を少ならしむる特點あれば、農業に次ぐ產業として有望である。殖造林

を奬勵しもつて縣としては民生を豐にせんとの見地より、さきに滿鐵撫順炭鑛事務所の厚意に據つて、五萬本の三年生落葉松の寄贈を受け、各村に配布殖林してゐる。

第三節　牧　畜

第一項　概　況

家畜は匪賊掠奪の目的物となり易きため、その受けたる慘害亦甚大なりき。治安の確立と共に漸次增加し今日に於ては豚の如き二、三百頭群をなして數名の豚追ひによりて數日を費して撫順へ賣りに出る狀態である。縣內には市場其他の施設機關なし。

第二項　屠　場

屠場は縣內永陵街、縣街の二個所にあり、何れも縣營にして兩屠場合せて屠畜數は每月平均豚三二五頭、牛一五頭、羊一五頭である。屠宰方法はまことに原始的非衞生的にて而も市中にありその設備改善は一日もゆるがせに爲す事を得ず。

第四節　鑛業概況

本縣產業の第三は鑛業である。金、銀、鐵、石炭、硫化鐵等の鑛山諸處にあり。殊に柜石哈達の銀山、金廠溝の金鑛、興京南方地帶の砂金、紅廟子一帶の鐵、石炭、賣馬市の硫化鐵等は世人熟知する所なるも何れも現在採掘し居らず

尙今後の發見に待つべきもの少からずと思惟す。

第五節　水產業概況

水產業としては何等觀るべきものなく、縣民の需要する水產物は一切奉天、撫順より之を購入す。

第六節　鹽業

本縣に於ては鹽業は皆無である。

第七節　蠶業

三角地帶東邊道の一部に盛んなる野蠶業は桓仁及び通化との縣境に若干あるのみである。

第七章　工業

工業も亦微々たるもので、機械力に依らざる油房、燒鍋等あるのみ、從つて勞働者の數も少なく、工會の組織もなし。但し鮮人の經營する精米所は縣街に五戸、永陵街に五戸あり、相當大規模の石油發動機にて精米をなしつゝあり。

第八章　交通

第一節　鐵　　道

全縣下に一尺の鐵道もなく、南雜木（淸源縣）に出て始めて近代文化の恩惠に浴する事が出來る次第で、現在豫定せられておる處の南雜木から興京を經て通化に至る鐵道が完成すれば、騎馬で二日を要する行程が二時間足らずで到達されることゝなり、縣民の享受する經濟的利益は決して少しとせず、たゞ山岳地帶のことなれば平地に比べて多額の建設費を要し、採算に合ふや否やは疑問なるも、他方治安上よりみれば等閑に附すべき性質のものでない。

第二節　水　　運

降雨期蘇子河に流材可能程度にて、他に水運の便なし。

第三節　通　　信

通信機關としては、郵政、電信、電話の三者がある。郵政は縣街と永陵街に局を、各主要村落に郵寄代辦所を置き、郵便物、小包、爲替（局のみ）の取扱をなす。每日正午遞送夫奉天からの郵便物を肩にして南雜木を發し、その夜は上夾河に泊り、第二日は永陵街に、第三日午前縣街に到着直ちに配達する。電信は電報局縣街にあり、內外電報を取扱ひ電信線は西は撫順、東は通化に通ず。電話は縣民の出資による電話局縣街にあり、縣內各區分局に通ず。加入者數戶に過ぎず、殆ど警察電話の如き觀がある。

第四節　航空

縣內に正式の飛行場未だなし。昨秋日本軍患者輸送のため縣街及び永陵街に急設飛行場を建設したるも、何れも試驗的に着陸せし飛行機を破損したのみである。其後永陵街は着陸可能となりたるも、河岸を臨時的に利用したるものに過ぎず。軍用機一週一回奉天通化を往復し居りたるも、それ以外には定期航空路現在の處では無いのである。

第五節　道路

本縣道路の概況は既に第二章一節にて說明したるところである。南雜木に發して興京を經て通化に至る道路は以前奉天、撫順、營盤よりなりしも、瀋海鐵路の建設されたると、第二に營盤、上夾河間河流多く交通困難なる理由により、起點を南雜木に變更した。元來この道路は清朝各代皇帝の永陵參拜にしば〳〵用ひられたるものなれば規模宏大なるもその後荒れるに委せられ甚だしく破損した。この補修は目下國道局奉天事務所の手にて昨冬關東軍特務部道路建設事務所時代より着手され、派出所を木奇に置きて、前述の各嶺を三米內外開鑿し、又其他道路の修築に努めつゝあり。なほ大河には橋梁架設の豫定であるとの事なれば、今秋の完成期には立派に自動車の運行が保證されるに至るであらうと思はれる。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

本縣の商業は、大豆、大米等農產物の移出と雜貨類の移入とよりなるものであるから、あくまで農業に依存しその繁榮すると否とは、農作の豐凶、ひいて購買力の有無によつて決せられるのである。大同元年春以來の匪政治下の暗黑期に掠奪、强要或は更に巧妙なる流通券―それは奉天撫順に於て商品仕入の反對給付となし得ざる―政策により商家は再起しあたはざる迄にたゝきのめされた。幸ひにして地獄道東邊道への救ひの手が早く、元年度の收穫は平年に比して少量乍らも人民の手に正しく歸したるため、舊正に於ては相當回復し、商況活氣を呈した。然れどもその全身に受けたる損害を回復するには少くとも二三個年の歲月を要するものと思惟される。

商會は縣街と永陵街の二個所にあり、何れも該街の商家を以て組織し、その間の團結相當堅固にして、共同仕入をなす等積極的に働きつゝある。

第二節　金　融

農業商業何れも資金の必要に迫られ居るも、放資、貸付する機關個人共になく、甚だしく金融逼迫し旱天に雨を望むが如き狀態である。今年の中央政府の英斷的試みたる春耕貸款も物的擔保たる地券皆無のため、垂涎三尺空しく指を啣へて傍觀の止むなきに至つた。本縣の割當られたる豫定融資金額十萬元なるも、今日迄の貸付高二千元餘に過ぎず、今後に於てもこれ以上の貸付は不可能なりと思はれる。通貨としては匪政期に軍需品の購入のため、或は資產者の脫出の

ため奉票、現大洋票、大洋、等悉く奉天方面に出て殘留せず、復興後縣公署が省より受領せし救濟金補助金等、或は元年度移出物の代價として國幣入縣し來り縣下全般に流通するに至りしもなほ小額紙幣缺乏のため取引に困難を感じたれば、省公署よりの補助金を一角、五角、一元等の紙幣にて受領し入縣せしことも屢々なのである。

次ぎに縣流通券の問題であるが、縣の民生に關係する處多大なれば、煩雜をいとはずやゝ詳細に記す。

縣財政局發行地方流通券及び臨時接濟券調査表

名稱	發行日	發行の目的	種類	回收期限
地方流通卷	大同元年八月	警察教育其の他一般行政費不足補助	一角、二角、五角	期限の制定なし
臨時接濟券	民國二十一年一月	〃	五角、一元、二元	

垣保品二十年度以前に於ける畝捐

發行額數	二、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	三〇、〇〇〇・〇〇	八〇、〇〇〇・〇〇
印刷額數		〃		〃	〃	〃	七〇、〇〇〇・〇〇
未發行燒却 大同元年十二月六日			五、二〇〇・〇〇				五、二〇〇・〇〇
盜難	二、〇〇〇・〇〇		二、八〇〇・〇〇				四、八〇〇・〇〇
第一次回收燒却 大同元年一月六日						九、〇〇〇・〇〇 二八・〇〇（盜難）	九、〇〇〇・〇〇
第二次回收燒却 同 二月二十日		二、〇〇〇・〇〇	一	八、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇

現在捐通額	八、〇〇〇・〇〇	一二、〇〇〇・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	一五、〇〇〇・〇〇	合計 四一、〇〇〇・〇〇

昨秋接收當初合計十四萬七千七百餘元にて、額面の半額にて通用してゐた。縣財政局發行の分は建國前二ケ月に發行されたるものなるも當然繼承すべく、一方農商貸款所發行の分の内容を調査したるに次の如し。

縣地方農商貸款所發行流通券調査表

名稱	縣農商流通債券
發行日	大同元年九月
發行目的	田畝畝捐徵收及地方民への貸付
種類	一角 一元 五元
回收期限	六ケ月

垣保農商財産

印刷額數	二、〇〇〇・〇〇円	二六、〇〇〇・〇〇円	七〇、〇〇〇・〇〇円	一〇〇、〇〇〇・〇〇円
發行額數	五二九・五〇	二三、六九七・〇〇	五三、五〇〇・〇〇	七七、七二六・五〇
未發行額數燒却 大同元年十二月十日	一、四七〇・五〇	四、三〇三・〇〇	一六、五〇〇・〇〇	二二、二七三・五〇
第一次回收燒却 大同二年三月二十六日	九四・四〇	一二、八五三・〇〇	二九、七〇〇・〇〇	四二、〇七七・四〇
現在流通額	四三五・一〇	一一、四一四・〇〇	二三、八〇〇・〇〇	三五、六四九・一〇

即ち縣公署負擔額は五元餘で、匪政期に消費したるものなれどもこれも縣內の悲慘なる當時の事情に照し繼承する事となしたり。かくて縣の收入は全額何れの流通劵を以て納入するも國幣同樣受領したるにより流通價格は昂騰した。其後財政の項にて述べたるが如く、二十年度未納畝捐四萬元餘免除されたるにより、この計畫に齟齬を來し二年二月一日から流通劵を受領せざることとなし實施してゐる。

この農會流通劵の發行を深く考察するに、軍費の膨脹或は無軌道財政のために困却せし爲、縣政府は發行の手數を借用する他、地方民救濟に名を借り、各村接濟と稱し、畝捐納付力なき各村民をして貸款所に對し納付すべき畝捐に相當する借用證をしたためて提出せしめたる上畝捐納入濟證を與へ、流通劵は貸款所より直接縣政府に手交され斯くて、農民はかね——たとへ流通劵であつてもゝ——の顏もみずに借金を背負ひ込み、然も月一分五厘年一割八分の利子は容赦なく重加した。なほその發行額七萬七千元餘は左記の如く貸付或は費消された。

貸付の部

縣政府財政局へ	四七、三〇〇・〇〇元
縣政徵糧處へ	三、一九一・〇〇
商務會へ	一、二〇〇・〇〇
各區接濟	一四、一〇〇・〇〇
各村接濟（利子付）	一一、七〇〇・〇〇
支應局へ（李の接待費其他に費消されし返還の見込なし）	一〇、〇〇〇・〇〇

費消の部

貸款所開辦費	五三〇・五〇
貸款所經費	一、四〇五・〇〇

各村接濟の割當は

北四平街村	四三〇・〇〇
五鳳樓村	四九〇・〇〇
灣甸子村	一、七〇〇・〇〇
石廟子村	三五〇・〇〇
中江道村	九八〇・〇〇
嘉木勾村	一、一一〇・〇〇
沙寶湯村	九〇〇・〇〇
土門子村	一、三三〇・〇〇
七道河村	一〇〇・〇〇
小蘇河村	一、一二〇・〇〇
江南村	一、九五〇・〇〇
北四平街村	八〇〇・〇〇

五道卜村　四四〇・〇〇

合計　一一、七〇〇・〇〇

であり、この流通券の回收を急ぐことは、實益なくして――（市場に流通し得ざれば）――徒らに窮乏の極にある農村を苦しめるのみであり、現在流通券の回收を見越して買占めせし一部投機業者を利することとなるので、一時放棄の姿勢をとり、負擔の割合に輕き機を見て回收することとした。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

昨年五月當時開校されてゐた本縣の教育機關、縣立男女師中各一校、職業學校一校、縣立小學十三校、區立小學一百二十校、村立小學二十校、私立初中一校、私立小學七校合計一百六十校二百五十一級は匪亂の結果一切停止された。同年秋回復後直ちに教育機關を復興し人心の安定を圖ると共に王道精神の普及、地方文化の向上を企圖したるも縣財政これを許さず、またたとへ無理に開校するも再び財政上閉鎖するが如きは避くべきところにして、ついに止むなくその機を待てり。本年一月末に於て大體開校の見込つきたれば、小學校教員採用試驗を行ふ事となり、二月一日より二月十三日迄受驗願書を受付た。その志願者數合計一百九十二名であつた。二月十四日より試驗を開始し國文、教育、算術、常識等筆記試驗を二日にわたりて行ひ、その結書正取者（六十點以上）九十名、副取者（五十點以上）二十六名及び落第

者十三名を決定した。同月十六日縣長、筆者、總務科長等數名で口答試問を實施した。主に滿洲國建國の所以、建國宣言に表はれたる滿洲國教育方針等新國家に對する認識狀態を聞きたるも、建國の宣言を見た事もない者大部分をしめ滿足なる答をなしたる者なし。結局百十三名を採用し成績順に希望校を選定せしめ先づ赴任し各村の學董協議し開校の件を決定したる上縣に申請しその實狀を縣より調查の上正式開校を許し教員を任命した。五月中旬における學校再開狀態は左の如くである。

興京縣大同二年春季開辦學校一覽表

校別	級數	學生數	職教員數	每月經費數	校址	備考
縣立師範講習科	一	二八	四	二四五	縣街	
縣立初級中學校	一	三六	三	一八二	同	
縣立女子師範講習科	一	二七	四	二四〇	同	
縣立女子初級中學校	一	二六	三	一八〇	同	
縣立第一小學校	七	二九六	九	二二八	同	
縣立第二小學校	六	二九九	八	二〇一	縣街女學	
縣立第三小學校	五	二一八	七	一八七	陵街	
縣立第四小學校	六	二四七	八	二〇九	陵街女學	
縣立第五小學校	二	八四	三	九四	木奇	
縣立第六小學校	三	一一六	四	一一六	旺清門	
縣立第七小學校	三	一一八	四	一一六	灣甸子	
縣立第八小學校	四	一五六	六	一六〇	鄭家堡	

縣立第九小學校	四	一六八	六	一六〇	葦子峪	
縣立第十小學校	四	一六一	六	一六〇	平定山	
縣立第十一小學校	二	六三	三	九四	馬國子	
區村立小學校	四〇	一、一二八	四〇	四〇〇	各區村	四〇校毎委教員一人毎人月發補助費十元
合計	九〇	三、一七一	一一八	二、九七四		

第二節　宗教

佛教及道教の外英米人の殉教的傳道により天主教及新教の兩基督教會あり。前者には滿人後者は鮮人が多い。

第十一章　社會事業

社會事業機關としては、興京縣慈善會あり。縣內有志の寄贈により貧民救濟（主に施粥）死體の埋葬、無料種痘、丸散藥の配布等をした。他にこの種の機關及事業はない。

第十二章　衞生

市中には漢方醫多く醫師公會を組織す。然れどもその醫藥治療機關は誠に幼稚にして衞生思想普及せず舊來の迷信にとらはれてをり、特別の傳染病及地方病なく飲料水も良質なるにかゝはらず衞生狀態甚だ不良である。英人の經營する病院縣衙の東端にあるも、その枝術素人同樣であり、名付けて慈善事業と云ふも診察料藥價決して安價ならず貧民は藥

石を知らずして死すの止むなき現狀である。今後滿洲國に於て衞生官の配置を希望して止まぬ。

筆をとつて第一章をやうやく終へた五月二十日諸縣政連絡打合せのため上奉した處、突如開原への轉任が人事科から云ひ渡され、一日も早く赴任せよとの事で、取敢ず興京とは通信連絡をとつたゞけで開原へ來た。斯くして興京を書き表すべき一切の資料から離れてしまつた私は、想ひ出すまゝに、然も繁茂期を前にして治安策の樹立と實施等に追ひ立てられ乍ら、誠に意に滿たないものをしたゝめることとなつたのは、至極殘念とするところであり、今後懷しの興京を再び語る日のあらん事を祈つて筆を擱く。


鐵嶺縣輿圖
開原界
清原界
撫順界
瀋陽界
法庫界





鐵嶺縣街市圖
附屬地
中央北大街
中央南大街



龍首山上東南端より柴河の本流を望む



附屬地松島町の盛況



城內中央街の一部

奉天省鐵嶺縣

屬　楠見省吾

第一章　總説

第一節　縣城及都市の位置

鐵嶺の位置

鐵嶺は北緯四十二度二十五分東經百二十三度五十五分の地點に位して、大連を距る北方二百九十二哩新京の南方百四十五哩の南滿本線に沿ふ市街にて、東に龍首山を負ひ柴河の清流は、その麓を洗ひ西に遼河の本流に面してゐる風光明媚の土地である。

縣城の位置

鐵嶺縣城は鐵道の東方に沿ひ、附屬地の東北に隣屬して市街の中央に位す。

縣の歷史

鐵嶺は古西紀前二百二十五年秦の始皇帝が燕を滅したる後望平縣と稱へられ、後漢時代より三國時代を經て、西晉時代に至る迄は、玄鬼郡に屬し大安元年高麗の侵略を受けて、建興三年之に併合されたが、後唐時代に渤海大氏興つて、

此の地に銀治を置き富州と改め、更に遼の太祖に至つて銀州と改稱したが、遼の滅亡の後は、新興縣と稱し、咸平府に屬することとして、明時代に及んで初めて鐵嶺縣と改め遼東郡司の下に置かれ、清の康熙三年今の鐵嶺縣を定めて今日に及んだものである。

而して鐵嶺の對外的交渉の起りは、明治三十一年「ハバロフスク」條約によつて、東支鐵道の敷設權を得たる、露國が現今の南滿鐵道の敷設を起したるに初つたのである。翌三十二年鐵嶺を建設し鐵道の開通と共に露國警察署及露淸銀行出張所を設立して、更に西門外一帶の地に一大市街を建設せんとしたのであるが、日露戰爭勃發し明治三十八年三月十六日我軍の占領によつて從來露國の有したる特權並に經營は悉く我軍の手に歸することとなり、爾後軍政の統治下にあること一年有半、明治三十九年八月に至つて軍政署は撤廢されて、之に代つて奉天に領事館の出張所が設けられ、次で同年九月二十一日日淸間の新條約に基いて、初めて商埠地として開放さるる處となつたのである。

第二節　建國以降現勢一般

玆に於て邦人の來住する者遽かに增加して、西門外一帶は化して、日本町となり次で明治四十二年以後は滿鐵會社が鐵道附屬地の市街經營に着手し、鐵嶺市街は自ら城内居留地附屬地の二區に分轄されて以後、市面を一新して今日に及んだものである。

第三節　縣制及官公吏

縣公署は縣長の下に左の如く一科三局を置き各般の行政事務を扱つて居るのである。

- 縣長（參事官）
  - 總務科
    - 總務股
    - 審計股
    - 實業股
  - 警務局（指導官）
    - 總務課
    - 司法課
    - 行政課
    - 督察課
    - 警察隊
  - 財務局
    - 主計課
    - 會計課
  - 教育局
    - 第一課
    - 第二課

總務科に於ては各局の文書及庶務を統轄して、且實業關係其の他局に屬せざる内務行政事務を扱ひ、警務局に於ては警察行政を掌り、討匪治安に任ずる警察隊を區處して居るのである。

財務局は收稅及一般會計事務を、教育局は一般教育行政に關する事務を夫々取扱つて居る。日系官吏は參事官副參事

官及警務指導官、各一名宛である。

第二章　地誌　風俗

第一節　地　誌

鐵嶺は遠く海面と隔絶せる奥地にある爲め、氣候は純然たる大陸的であり、寒暑の差著しく空氣は常に乾燥し夏期の濕度は攝氏三十八九度にも達するも、冬期は寒氣凛烈を極め最低零下三十餘度に及ぶことがある。春秋の期間は頗る短く、夏期之に次ぎ、冬期は最も永く殆んど半歲に亙る感あり。風位は毎年五月より九月に至る五ヶ月間は、中部亞細亞に發生する低氣壓の襲來によつて、南風強く十月以後は之と反對の現象を呈して、四月頃迄は北風又は、西北風が最も多い。雨量は日本内地に比べて遙かに少く、一ヶ年約六百粍に過ぎず普通七、八月頃を雨期としてゐるのである。

鐵嶺縣全戸數及全人口

全戸數―五三、六〇七―内城内　八、一〇〇

全人口―男―一八二、〇四七
　　　　女―一六四、七八五

總計―三四六、八三二人（内城内　四二、四八一人）

第一項　市街の状況

鐵嶺附屬地は鐵嶺城の西南に隣接して、驛を中心に東は龍首山麓西は遼河畔に至り、其の面積は六二九二、〇二八坪を有して道路、公園、水道、電燈等の近代的設備完備して所謂近代都市の形式を整へ、邦人の大多數は此所に居住し日本側各機關も亦此地に在るのである。

日露戰爭後、最も早く邦人の來住を見たる爲極めて落着のある住み良き土地として讃美されて居る。附屬地に接續して居留地があり、明治三十九年九月二十一日鐵嶺が、各國通商市場として開放せられた後は邦人の來住者遽かに增加して、西門外一帶の地は日本町名を附けて、頗る隆盛を呈したるも其後附屬地の發展と財界の影響に因つて漸次衰微し、僅に櫻町敷島町方面が今尙當時の俤を傳へ、日本民居留民會、朝鮮人民會を始め公會堂及主なる料亭を此の地に留めるに過ぎぬ有樣である。

鐵嶺城内は東西に長い市街である。此地は元來渤海時代の建設にかゝつたものであり、爾後今日に至る迄千二百年の間都市としての面目を保持してゐたものであるが、近來支那側各機關此處に設立されてより人家稠密し東西南北の各門に通ずる街路には各商家軒を並べ車馬の通行は織るが如く頗る殷賑を極めて居る。尙舊來の城壁は既に數年前撤去せられて其の煉瓦は市街道路修繕に使用せられたのである。

第二項　人　口

附屬地の人口　　　昭和七年三月末現在

國籍	人口		
	男	女	計
内地人	一、四九九	一、四二六	二、九二五

朝鮮人	一、四三五	一、二六一	二、六九六
計	二、九三四	二、六八七	五、六二一
滿洲人			一二、五八六

城內及接壤地

滿洲人人口　男　二二、六一八人　女　一六、〇五三人　計　三八、六七一人

第三項　縣の地勢都市

鐵嶺縣の東半部は所謂山岳地帶に屬し、西半部は概ね平原であつて、遼河は其の中間を北より南に貫流し、柴河及茫河の二支流が之に注いでゐる。

南滿洲鐵道は縣の中央部を南北に貫通す。山地帶は山岳甚しく急峻ならざるも地形錯雜して、山間の平地には所々に耕地あり、最近鐵嶺附近及其の東南方に水田の開發を見るに至つたのである。都市として擧ぐべきは、唯人口三萬八千七百を有する鐵嶺市街あるのみである。

第二節　風　俗

鐵嶺縣內に居住する人民の大部分は、山東其の他中支の各地より渡來せる漢人種にして、風俗慣習亦從つて滿洲古來のものを觀ること稀であり、民情は一般に敦厚淳朴にして勤勉であつて、特に記すべき長所短所を有せず、而して住民の九〇%は農業に從事し約五%は商業を營んでゐる。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

本縣の行政區劃は次の如く九區に分けて居る。

區別	位置	區署設在村	距城里程
第一區	縣境の東北隅	宿老屯	三十支里
第二區	縣境の東方	大甸子	六十支里
第三區	縣境の東方	大派河	三十支里
第四區	縣境の東南方	范家屯	四十支里
第五區	縣境の東南方	大鮑家崗子	五十五支里
第六區	縣境の西方	鎮西堡	二十支里
第七區	縣境の西隅	夏家樓	四十五支里
第八區	縣境の西南方	阿吉堡子	距城八十支里
第九區	縣城內	市內に管轄す	

第二節　鄕村制度

民國成立當初に於ける行政組織は各縣を數鄕に大別し、其の下に村制を設けて居つたのであるが、民國十八年に至り區制度に改め、更に村に細區分することとなつて、同時に本縣に於ては縣內を九區(九區の中一區は城內)に分ち、八區を更に百卅三個村に區分し、各區に區分局(現在は區警察署と改稱)及區農會を設け、主要村に警務局分所(現在は警察分署と改稱)を設置し各村に村公所農會を設け今日に至つたのである。

區分局及警察分所は警察行政を掌り、區及村農會は夫々各區及各村の徵稅其の他一般行政を掌つてゐる。

各區の村數は左の如くである。

第一區	十七ケ村	第六區	十六ケ村
第二區	二十一ケ村	第七區	十三ケ村
第三區	十八ケ村	第八區	十四ケ村
第四區	十八ケ村	第九區	城內
第五區	十六ケ村	合計	百三十三ケ村

第三節　自治制度

自治制度に對する滿洲民族の好奇的研究心の勃興は、淸の光緖維新に端を發して居ると言はれて居るが、本縣に於て

も自治制の確立に對し腐心の結果、他縣に先んじて鄕及村に夫々鄕及村會議員を公選し、預決算を初め一切の行政を監督することとなつて、清末にまで及んだのであるが、民國になつて袁氏の帝政の影響に依り、自治の根本觀念に動搖を來し、準官治的な狀態になつてゐた。然し民國十六七年に至つてこの準官治制の弊害は極度に達したため、民國十八年區及村制度に改めると同時に、區農會長及村長を公選することとした。夫々の擔掌する事務は前項に述べた通りであつて、事變後各村に村董（村會議員）及監査員を設けて村政の方策を議決し、監査することとし今日に及んでゐるものである。

第四章　財　政

第一節　概　況

鐵嶺縣の財政狀況を一覽せば、大同元年度は匪害及水害等によりて徵稅成績甚だしく不良にして、上半期（元年七月より十二月迄）は殊に不成績なりしも、下半期（二年正月より六月末まで）に至り督促の結果やゝ良好であつたのである。ことに五月以降は豫想以上の稅收なりしも、決算に於て支出三十九萬六千六百十九元に對し、稅收入は二十四萬二千七百十九元のみにして、差引不足額十五萬三千九百元は、省貸欵四萬六千元、行政補助金二萬七千九百元、省補給費八萬元を仰いで辛うじて給料不拂等の醜態を暴露せずに過ぎたと云ふ現況であつて、誠に遺憾とする處である。

第二節　歲　入

經常部　大同二年度

款	項	豫定收入額	確定收入額	摘要
畝捐		三七〇、〇八四・〇〇〇	三〇九、八三六・〇〇〇	
	畝捐	二三一、三〇三・〇〇〇	一九八、五四二・〇〇〇	
	畝捐陳缺	一三八、七八一・〇〇〇	一一一、二九四・〇〇〇	
園圃捐		四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇	
	園圃捐	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇	
剪捐		四、一八〇・〇〇〇	四一八・〇〇〇	
	剪課	四、一八〇・〇〇〇	四一八・〇〇〇	
房捐		三、〇〇〇・〇〇〇	二、〇〇〇・〇〇〇	
	門戶捐	三、〇〇〇・〇〇〇	二、〇〇〇・〇〇〇	
營業商捐		四六、五三八・〇〇〇	四一、六三八・〇〇〇	
	糧捐	二〇、〇〇〇・〇〇〇	一八、九三〇・〇〇〇	
	窰業捐	一二〇・〇〇〇	一二〇・〇〇〇	
	戲捐	六五〇・〇〇〇	六五〇・〇〇〇	
	木炭捐	一、五〇〇・〇〇〇	一、五〇〇・〇〇〇	
	營業捐	二三、五〇〇・〇〇〇	二〇、〇〇〇・〇〇〇	
	營業照捐	三〇〇・〇〇〇	三〇〇・〇〇〇	
	廣告捐	三六・〇〇〇	三六・〇〇〇	
	肥料捐	三六〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇	
	經紀捐	七二・〇〇〇	七二・〇〇〇	

車捐		四二、〇五七・〇〇〇	二七、八三三・〇〇〇
	車牌捐	三八、〇〇〇・〇〇〇	二四、九二六・〇〇〇
	人力車捐	一、八〇〇・〇〇〇	一、二五〇・〇〇〇
	轎車捐	一五〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇
	皮棚馬車捐	一、八〇〇・〇〇〇	一、三〇〇・〇〇〇
	脚車捐	三〇七・〇〇〇	三〇七・〇〇〇
屠宰捐		一五、三七〇・〇〇〇	一三、〇〇〇・〇〇〇
	屠宰捐	一五、三七〇・〇〇〇	一三、〇〇〇・〇〇〇
妓捐		四、九〇〇・〇〇〇	四、四〇〇・〇〇〇
	班捐	四〇〇・〇〇〇	四〇〇・〇〇〇
	妓捐	四、五〇〇・〇〇〇	四、〇〇〇・〇〇〇
渡口捐		一六一・〇〇〇	六一・〇〇〇
	渡口捐	一六一・〇〇〇	六一・〇〇〇
雜捐		一八、一五四・〇〇〇	一七、五七四・〇〇〇
	婚書費	一、三〇〇・〇〇〇	一、三〇〇・〇〇〇
	河防捐	一八〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇
	學費	一三、八〇〇・〇〇〇	一三、三二〇・〇〇〇
	電話局配當金	一、二〇〇・〇〇〇	一、二〇〇・〇〇〇
	縣有財產租金	一、三一四・〇〇〇	一、三一四・〇〇〇
	氷床捐	三六〇・〇〇〇	二六〇・〇〇〇
罰金提成		五二五・〇〇〇	五二五・〇〇〇
	違警罰金提成	三七五・〇〇〇	三七五・〇〇〇
	行政罰金提成	一五〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇
國庫補助金		一二、〇〇〇・〇〇〇	一二、〇〇〇・〇〇〇

國庫補助金	一二、〇〇〇・〇〇〇	一二、〇〇〇・〇〇〇
合計	五一七、三六九・〇〇〇	四二九、六八五・〇〇〇

第三節 歳出

經常部

大同二年度

科目 款	項	目	金額	摘要
公署費(股長以上)			三七、二〇〇・〇〇	(內一二、〇〇〇圓國庫負擔)
	俸給		二七、四八〇・〇〇	
		俸給	二七、四八〇・〇〇	
	事務費		九、七二〇・〇〇	
		事務費	九、七二〇・〇〇	
公署費(縣吏員)			三八二、九五五・〇〇	
	俸給		二六、七三九・〇〇	
		俸給	二六、七三九・〇〇	總務、內務、警務、教育各局之股員並傭員總數七五人、一人當月額二九、七一
	事務費		一九、九四四・〇〇	
		物品費	一、七三一・〇〇	
		消耗品費	三、〇三〇・〇〇	
		通信運搬費	六〇六・〇〇	
		旅費	一、二九八・〇〇	

費目	細目	金額	備考
	差役工資	二、〇四〇・〇〇	一七人一人當月額一〇、〇〇
	接待費	四三三・〇〇	
	雜費	二、六〇七・〇〇	
	房租	一、二〇〇・〇〇	
	電話局費	三、八八八・〇〇	
	屠獸場費	一、五三六・〇〇	
	解雇手當	一、五七五・〇〇	新豫算施行ニ伴フ整理人員五三人解雇手當一箇月分一人當平均二九、七一
警務費		一八七、四七五・〇〇	
	俸給	一五七、〇三〇・〇〇	大隊長以下八九〇人一人平均月額一四、七〇
	差役工資	一七四・〇〇	
	辦公費	五、五八三・〇〇	
	雜費	五、一二七・〇〇	
	服裝費	一二、八一二・〇〇	
	子彈費	一、五〇〇・〇〇	
	撫恤費	四、〇〇〇・〇〇	
	解雇手當	一、二四九・〇〇	新預算施行ニ伴フ整理人員八五人解雇手當一箇月分一人當平均一四、七〇
教育費		一一一、七五一・〇〇	
	俸給	七〇、〇九二・〇〇	
	給料	四、四二八・〇〇	
	差役工資	五、〇五二・〇〇	
	辦公費	一〇、一七九・〇〇	
	補助金	二二、〇〇〇・〇〇	
勸業費		二、三六二・〇〇	
	辦公費	二、三六二・〇〇	

款	項	金額
積立金		二五、七六四・〇〇
	積立金	二五、七六四・〇〇
豫備費		八、九二〇・〇〇
	豫備費	八、九二〇・〇〇
計		四二〇、一五五・〇〇

臨時部

科目 款	科目 項	科目 目	金額	摘要
公署費（地方費）			九、五三〇・〇〇	
	警察費		九、五三〇・〇〇	
		教練費	九、五三〇・〇〇	
	計		九、五三〇・〇〇	
臨經部合計			四二九、六八五・〇〇	

流通票の狀況

私帖名稱	商會にて發行の豫定なりしを以て「鐵嶺縣商會流通劵」と墨書し通稱「縣流通劵」と爲せるも財務局にて發行のことに變更したるを以て、右墨書の上に朱印にて「鐵嶺縣政府執行委員會公布」と押捺せり。
發行年月日	第一回發行大同元年四月十五日（五萬元）

發行の目的	第二回發行大同元年六月一日（二萬元） 税收不足のため之れが補塡策として
發行機關	鐵嶺縣公署財務局
券種別	一元券のみ
發行額	七萬元
既回收額	九千四百八十元（內九千元燒棄）
現在流通額	六萬五百二十元
未發行額（燒棄の有無）	無し（商會にて印刷せるものを財務局に於て受領せるものに付未發行額として現存せるもの無し）
流通區域	鐵嶺縣全境及法庫縣の一部
回收又は償還期限	大同二年一月一日
引換準備及保證	引換準備及保證無し
準備の內容（物件は評價格）	但し引換の要求ありたる時は何時にても財務局に於て之れに應ずることにしてゐる
今後の回收又は償還方法	税收に餘裕を生じたる場合は出來得る限り多額を迅速に回收する方針にして、税金として財務局に收納せる流通券は再使用を最少限度に止め居るのである、事實に就いて看るに紙質不良にして毀損せるため再使用不可能のもの相當數に上り居るを以て所謂自然回收となる額不

尠、前記九千餘元も全部之れに依りて回收の止むなきに至り燒棄したるものである。從而稅收の餘裕と相俟つて回收容易なる見込に付殊更に方法を設け居らないのである。

右に要する時日	大同四年六月末迄には回收出來得る見込
現在の國幣との兌換率	國幣と同樣價格
備考	商會にて印刷せる流通券は五十萬元なりしも、內七萬元を財務局に於て發行し殘餘は商會に於て燒棄したのである 全部一元券のみなるため商民間に歡迎されて、流通狀態極めて良好にして信用を維持し居り未だ流通價格に變動を來したることは無い

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

滿洲事變勃發前卽ち舊軍閥跋扈時代に於ける縣警察の實態は名は警察なりと雖朋黨伐異の走狗たるに過ないもので、一般庶民の膏血を搾取する手先としての存在のみ意義を有しをり、所謂近代國家の社會生活の秩序と安全とを保持すべき一作用としては殆んど有名無實に近かりしものである。

然るに事變突發し幾何もなく滿洲國成立して諸般の制度相次いで新設せられる樣に爲つて、警察亦從來の面目を一新して漸次近世警察の形態並に實質を具有せんとする緒に就いたとはいゝながら、建國匆々各地の治安未だ全く恢復するに至らず先づ治安の確保は國家萬端の施設に先行せざる可らずとの見地より、現下尙討匪其他の治安維持に關する施措は地方政務就中警察方面の主要なる業務となりつゝあるもので、從て今後地方の匪情全く終熄して萬民安堵し各其の生業に從ひ得べき目途立つに及べば玆に正常なる警察の形態並に精神を完成擴充すべき時機始めて到來すべく、縣下現在の狀勢は恰も此の過渡期に立つてゐるのである。

第二項　組　織

縣警察の組織は官制に明示せられある如く縣長の旨を承けて警務局長警察業務を統轄してゐる。警察は之を二大別して行政警察及警察隊となす。行政警察は各區に警察署を置き、更に警察署より三乃至五個の分所を派出す但し鐵嶺城內は例外にして十四ヶ所の分所を設置したるものである。

警務局內に督察處、情報分處、總務課、司法課、行政課を置きて事務を分掌せしめ又別に警察練習所を設置して、八ヶ月を期間とし約四十名の學警を收容して、一般行政警察に必須の學術を講述して有爲なる警察官の養成に努めてゐる。

警察隊は卽ち舊公安隊にして專ら治安維持に任じ警備及討伐を主要なる任務とす、其の編成は大隊組織にし大隊長（或は總隊長と稱す）統率の下に大隊本部及七個の中隊より第一第二第三中隊は礮（迫擊砲）第五第六第七中隊は徒步編成とす。兵力徒步隊は一中隊約八十名、騎馬隊は約四十名總兵員約五百名なりとしてゐる。

第三項　警察官吏

警察官吏は概ね事變前より引續き勤務せるものにして、教育素質一般に低劣なる者で幹部中嘗て警察專門の教育を受けたるもの無きに非るも或は姻族其他の因緣關係又は金力に依りて相當の地位にあるもの珍しくはなく、下級警察官中には全く教養なきもの及文盲のもの等今尙相當の數に上つてゐる。是等は早晚整理を受くべき運命にあるものと見るを至當とす。去る五月當縣警察練習所第一回修了者約四十名は夫々城內或は各區の警察署に配置して勤務せしめ一般的素質向上に資しつつあるのであつて、本年始めて中央警察學校を卒業せる警佐二名は督察長及第六區警察署長として着實に服務中である。然れども翻て警察官吏の俸給々料を見るに課長は六十五元乃至八十元、署長四十五元、分所長二十四元又大多數を占むる警士は十二元及十三元にして如何に滿人が生活程度低しと言へ斯かる薄給を以て警察官に優秀なる人材を充てんことは、蓋し至難の業に屬するものであるから、縣當局者に於ても這般の事情を知らざるに非るも如何せん枯渇せる財政現狀を以てしては警察官吏の待遇改善も今直ちに實施すべき時期に達せず當分現況に甘んぜざるを得ざる狀態である。

第四項　行政警察一般

警察に關する法令は未だ制定せられざるもの多く、從て服務の準據となるべきもの少きが故に、概ね事變前に存せし規定を差支なき範圍に於て準用しつつあり而して警務局にありては緊急を要する行政法規の立案を急ぎつつあるが其の大部分は關東廳にて施行せるものを根據として居り、保安及風俗に關しては後節述ぶる所と關聯し、將來多大の努力を以て改善或は矯正すべき餘裕あること爭ふべからず、就中阿片吸食と賭博常習は國民生活と密接なる關係より、前者は阿片法及其附帶法規により律せらるることとなれるも、其の實施は尙尠からざる困難を伴ふべきこと豫想に難からず、

隱者に對する方策も重要なる社會問題として取扱はるべき縣案なるべく、最近一隱者の母が警務局の拘留場に該隱者を收容して矯正に資せんことを願ひ出でたる例あり、又賭博は數千年來國民の常習となりたるものにして之が絶滅には尙多大の年月を要するものである。警務當局は其の情狀輕易なるものに對しては、訓誡と共に輕易の罰金を科し旣に常習の域に達せるものは假借する所なく之を檢擧して重罰を加へつつあり唯富裕、有識階級者が隱微の間に行ふ賭博の根絶は最も困難とする所であるが、苟くも公然之を行ふ者に對しては是亦寬假することなく嚴罰主義を以て之に臨む方針である。

交通警察は道路の不良と市民の交通道德の皆無なると交通巡警の訓練未だ不充分なる等のため成果甚だ擧がらず。根本となるべきものは道路の改善にあり將來は其の施設の向上に伴ひ、交通警察の本分を發揮せしむべき方針の下に現下は現在の狀況に於て爲し得る限り交通事故の防止に努めつつあるのである。

全縣下を八區に分ち更に鐵嶺市街を第九區とし各區に署長を置き各署より分所を派し分所長を駐在せしむること嚮きに述べたる如し、而して各區警察署は素より各分所に至るまで電話を以て連絡し命令報告の傳達に不便を感ぜず但し電話の路線は完全ならず大雨或は烈風の際時々不通となる虞がある。

第五項　司法警察一般

監獄は法院の管轄に屬するを以て之を省略す。

民事及刑事を問はず訴訟法未だ完からず從て事變前の法令に依り僅に事件を處理しつつあるのみであつて、警察に於て犯罪人を逮捕したる時は被疑者として拘留場に留置して證據物件を蒐集し、調査をなし罪跡明瞭なるものは其の輕重

に從ひ或は法院に送致し或は局に於て即決刑を科してゐるが、犯罪の最も多きものは賭博、强竊盗、鬪爭、阿片法違反、違警罪等である。

第二節　治　安

第一項　概　況

あらゆる平和的諸建設の先決問題として、一日も速かに之れが解決を要するものは玆に說く迄もなく治安の恢復及維持である。而して本縣下に於ける治安は着々として改善せられあることは事實であつて、例へば事變後特に滿洲國成立前後に於ては縣下到る處に大小の匪賊蟠踞せるのみならず、時として數千と註せらるる匪團或は東邊道山地帶より遼河下流域に向ひ或は之れと反對に本縣下を横ぎり縣警察隊は殆んど其の應接に遑なき有樣であつたのであるが、大同元年に於ける其の討伐回數は七十六回延日數二百三十餘日に達したのである。然るに大同二年に入りてより是等匪賊は日に月に其の勢力を失ひ或は遠く邊陬に逃れ、或は自然に壞崩解散して討伐回數も亦從て激減し八月下旬に至るまで約二十回に達せず、又全縣下に於ける盜匪即ち匪賊と稱すべき程の兵力なく數名一團となりて民家を脅す匪徒の出現回數及び昨年一月より七月末に至るまでの統計を本年の同期間に比較するに昨年の九十四回に比し本年は四十二回即ち半數以下に減少した、是等は本年に入りてより治安が如實に恢復しつつある確證なりと認め得べきものである。

第二項　機　關

治安維持機關の主なるものは即ち警察隊にして各地の自衛團は之れを補助するものである。

警察隊は大隊本部並に七隊より成る第一乃至第三隊は乘馬編成にして一隊の定員五十四名、第四隊は迫擊砲隊にして徒步の定員八十六名を有す又第五乃至第七隊は徒步編成にして定員八十六名とす。兵器は各種小銃拳銃の外に輕機關銃、迫擊砲である。

現在は徒步隊三隊を縣下主要の地に駐屯せしめ他を縣城に留めて、隨時直ちに出動し得る如くす。是等諸隊は討匪に際し勇敢にして未だ敗戰の例なく、治安維持上の活動見るべきものあり、又警察隊には歸順匪なく團結統制概ね良好に保持せられ人民の信望は甚だ厚いものがある。

自衞團は六百餘名あり第二區の一部に元趙亞洲なる匪首より分離歸順せる約二十名を自衞團として配置しあるも、討匪及警備上相當活動せり。職業的自衞團として他鄉より來れるもの甚だ尠く給與はすべて各區に於て負擔をしてゐる。行政警察警察隊並に自衞團を通じ給與の不渡り絕對になく、自衞團の勇敢なる一例として最近田、英の率ゆる匪團約五百名新民縣より本縣第四區に侵入するや同區の自衞團の一部十七名は命に從ひ敢然之れを迎擊して、遂に包圍せられて彈藥悉く盡くるまで奮鬪し死傷三名の外全員敵匪のために拉致せられる迄擊戰を繼續してゐたのである。

然れども將來各地自衞團の任務一層重大を加ふべきこと豫想に難からず、目下縣城に自衞團丁の一部を一ケ月間召集し訓練しつゝあり漸次全員に及ぼす計畫であるが、十家連坐法及保甲制度の實現近きの日必ずや相當の成果を擧げ得べきを信じて疑はない所である。

第三項　匪賊狀況

本年高粱繁茂期以前より引續き縣內に蟠踞する匪賊の大なるものなく、僅かに撫順縣境附近に山東好の一團約十七、

八名、地勢の嶮岨を恃み時々部落に出現して良民を脅せると開原縣境附近に平海島を匪首とする十四、五名の一團存在してゐて、時々良民を脅迫するありしのみ然るに前者は近縣連合の討伐を受くるに先ち七月上旬内訌を起して匪首山東好以下七名は射殺せられたのである。卽ち殘黨共の跡を絕ち後者は七月中旬守備隊及開原、鐵嶺兩警察隊の急追を受け遠く西北方に遁逃して全く踪跡を絕つに至つたのである。

七月下旬田英匪の一團約五六百名は阜新より漸次東進し巧みに討伐隊の警戒網を突破して二十四日遼河を渡り、翌日滿鐵本線を橫ぎりて本縣下に入り屢々討伐隊の攻擊を受け多大の損害を蒙り遂に淸原縣下に入るに及び、全く鬪志を失ひ殘匪百數十名は殆んど殲滅せらるるに至つたものである。

現在は前述せる如く縣內に大なる匪賊なく、僅かに法庫縣境附近に小數の匪賊出沒すると瀋陽縣下の匪賊及開原縣境附近の匪賊のため協同討伐の主旨に基き他縣下に出動すること多き狀態である。

此の一般情勢より推すれば今夏繁茂期も漸く終り收穫期に入らんとする今日豫て憂慮せられたりし治安上の不安も格別の事なく、大體良好なる狀態の下に推移すべしと豫想せられてゐる。

第四項　軍と治安

獨り鐵嶺縣のみならず滿洲國の治安が急速に恢復しつつあるは主として日本軍隊の功によることが多大である。特に先般治安維持會を設けられ統制ある區署系統を以て全機關を活躍せしめつつあることは一面匪賊をして跳梁を斷念せしめ續々歸順匪の現はるるによりても效果の尠からざるを思はしめて、軍の分散配置が所在の匪賊の脅威となり彼等の活動の範圍を狹めたるは疑ふべからず、然れども鐵嶺縣下には何等分散配置の餘慶を直接蒙らざる故に今冬分散配

置撤去に際しても本縣下に限り何等影響する所なく憂ふるに足らざるべしと信ぜられてゐる。

第六章　原始產業

第一節　農業

廣漠たる平野も今や大部分耕地となり、山嶽丘陵の頂上に至る迄殆んど開拓され盡してゐる、而して農作された大豆、高粱、粟其の他の雜穀は悉く其の搬出の距離に依つて夫々中心市場へ集散するは經濟上の原則である、即ち鐵道の關係に依り其の中心市場は自ら變遷して行くのは又自然の理である。

當鐵嶺は滿鐵線開通以前即ち遼河貿易旺盛なる時代は良碼頭を有する關係上南滿に於ける唯一の集散市場として繁榮を極めた土地であるが、其後滿鐵線開通し遼河貿易の衰微と運命を共にし其の殷盛は隣接開原に奪はれ、審海鐵道の完成に依り東山方面の出廻りも亦減じたるも依然遼河西法庫、康平の大背後地を控へ大豆、大麻子類の製油原料を初め高粱、玉蜀黍、粟等の出廻高多く今尚沿線有數の特產物集散市場としてその名を保つてゐる。

而して滿洲に於ける耕作法は所謂輪作法に依つて行はれ又經濟の方則に從つて、翌年度需要豫想に依つても農作物の種類を異にするものであり、從つて作付反別の豫想並に收穫豫想は滿洲に於ては最も困難とする處である。更に滿洲に於ては耕地整理と言ふべきもの無く大體の基準は農務會の調査に俟つの外無きも之れとて稅金其の他の關係等に依り正鵠は期し難しとされてゐるのである。

爾來鐵嶺は河川に閉し居る爲に土地肥沃なり殊に遼河の西部は其の土地膏腴にして大豆、高粱の産量極めて多し。東部は山地多く西部に比べて産量少し。尙近來一般農民は水田に注目し沿河流域の土地は大部分水田に化しつゝある。

鐵嶺の作柄概況を略示せば左の如し。

種類	作付反別	收穫總量
大豆	四九一百・五〇天地	二四三〇百・〇〇石
高粱	五〇〇・三〇	三五〇〇・〇〇
粟	二三〇・六〇	一八〇〇・〇〇
其ノ他	三三五・〇〇	二一〇〇・〇〇
合計	一五五七・四〇	九八三〇・〇〇

第二節　畜産業

當縣一般農民は農作を主業とし、副業として牧畜を營み居り各農家は尠くとも數頭の牛馬を飼養し牧畜業としての牛馬の飼育よりも耕作用或は運搬用として飼養されて居る。由來當地は蒙古牛の集散地として名あり、鄭家屯に集合したる蒙古牛は各地に移出されるが其の一部は當地に運出される。鐵嶺には滿洲側北門外に、附屬地にては鐵道西に夫々居牛場あり邦人獸醫檢查の下に屠殺されてゐる。尙近年生牛の儘移出されるもの漸增の傾向がある。

更に滿人の主要食である豚は至る處に飼養され半放牧的にして滿人街を行くとき街路上に數頭の豚が餌をあさりつゝあるは珍らしからず、田舍を旅行する者の一度は驚かされるものは厠に豚の集り來ることである。豚は他地に輸出され

ること尠く專ら其の土地に需要されてゐる。

尙滿鐵會社に於ては是等農牧の發達を圖る爲に當地にも種豚場を設置して優良種の增殖を圖りつゝある。

鐵嶺種豚場は滿洲在來種豚の改良の爲め優良種豚と配合した仔豚を飼育して日滿人に配布するを目的とし、大正十四年十二月より事業を開始し種豚として「バークシヤ」十七頭を購入し爾來之が增殖に主力を注ぎ當地附近をはじめ沿線の日滿人に改良豚を分布し之が普及增殖に努力してゐるが、更に昭和四年度より例年改良豚の品評會を開催して極力之が飼育を奬勵してゐるのである。

次に當縣下の畜產狀況を示せば左の如くである。

種類	匹數	種類	匹數	種類	羽數
馬	八九・二〇	騾	一五六・九〇	鷄	一七八五・九〇
牛	二三・五〇	羊	七七・九二		
驢	三五・八五	豚	三五四・九五		

第三節 礦業狀況

本縣の東南部は山嶽連亙し寶庫の蘊藏又尠なからず。されど未だ調査するに至らず且一般民は其の智識に乏しくして礦物の發見に留意せず又其の採掘方法を知らざるは甚だ遺憾なり。事變前は石炭石灰其の他の礦產業を經營する者二三ありしも事變後其の業を停止し其の影を沒したる狀態であつて、只現在礦產物と稱するものは靑石、石炭位にて產出量は極めて少量である。

第四節　林產狀況

本縣の東南部は殆んど山地なるも山は皆禿山にして綠樹乏しくして林產として擧ぐるものなく、殊に人民は林業の智識を缺き樹木みだりに伐採する爲縣公署に於ては林業の重要なるを力說して、其の奬勵をなしたるも無效なる爲に當局に於ては一般民衆に對し積極的に林業の智識を普及し林業を奬勵すべく之が對策を考究中である。

第五節　精穀業

滿洲に於ける邦人の精米業は明治四十二年大連に於ける大矢組精米所の設立を嚆矢とするが、爾來滿洲米の收穫が鮮人の移民增加に伴ひ著しく增加し精米業は年と共に進展を遂げたり。當地に於ける重要工業であり殊に朝鮮向粟の輸出は滿鐵沿線に於ける屈指の供給市場である。

今當地に於ける精穀事業の大要を示せば次の如し

工場名	資本金	動力 種類	動力 馬力數	一年精穀高 製品	一年精穀高 數量	開業年月
大矢組株式會社	一、〇〇〇・〇〇〇	瓦斯發動機 電動機 リーゼル機關	九〇 二五〇 二五	白米 壓搾麥 粟	二三、〇〇〇 二四、九〇〇 七〇、〇〇〇	大正九、四
能地精米所	二〇・〇〇〇	電動機	二〇	粟 白米	四六、〇〇〇 四四、五〇〇	大正九、四
共益公司	一〇・〇〇〇	同	一五	粟	五、〇〇〇	昭和六、九

朝鮮精米所	六・〇〇〇	同	一五	白米 粟	七、〇〇〇 一〇、〇〇〇	同	三、六
徳一號精米所	一二・〇〇〇	同	一五	白米 粟	八、〇〇〇 一一、〇〇〇	同	二、八
廣隆洋行	—	同	三〇		—		—
共益精米所	九・〇〇〇	同	五	白米 粟	五、〇〇〇 七、〇〇〇	同	二、九
益昌洋行	一〇・〇〇〇	同	一五	粟	五、〇〇〇	同	二、三

第六節　織布業

當地の織布業は特産物の集散市場たりし關係上古くより盛にして、現今尙沿線樞要の綿糸布集散市場なるが近來各財界共著しく閑散を極め從つて織布業亦昔日の影なく、大部分休業の狀態に城内外に存在する大小工場五百餘戶機械臺數實に二千餘を數ふるも現在運轉せるもの五百臺に充たない狀態であり、原料糸は主として遼塔牌を使用し製品は大尺布及土布なるが最近斯くの如く不振となりたる原因は製品安並に一般購買力減退に依るものであり、更に當地には大正十年滿洲織布株式會社（資本金六十萬圓）の設立を見一時相當の成績を擧げたるも財界の不況襲來と共に製品の賣捌き惡く他面金利に追はれ業績擧らず、終に大正十五年休業の已む無き狀態に陷り現在尙同工場は荒廢に委せつつあるも目下の財界不況特に綿糸布界の不振にては同工場の再興は至難と見做してゐる所である。

滿洲側機房の主なるものを擧れば次の如し。

工場名	資本金（銀）	設備 動力	設備 臺數	一ケ月製産能力	開業年月
怡華工廠	三・〇〇〇元	七、五電動機	二〇	一、六〇〇疋	明治四二
成記工廠	五・〇〇〇	七、五同	二〇	一、六〇〇	昭和三
公聚號	二・〇〇〇	五、〇同	一〇	八〇〇	明治三七
重盛工廠	三・〇〇〇	五、〇同	二〇	一、六〇〇	大正一二
趙機房	一・〇〇〇	二、五同	一一	七三〇	大正九
義記織布	六・〇〇〇	五、〇同	一五	一、二〇〇	大正一五

第七節　窯業

鐵嶺に於ける窯業は戰後日本側の諸官其他の建築隆盛なりし爲頗る繁盛を呈し、次で大正八、九年の好況時代再び建築界の振興に伴ひ窯業界亦大いに隆昌を極めたるも近年財界不況の影響を受け生産過剩となり窯數は漸次減少を來しつつある。

現在當地に於ける主なる窯業者を示せば次の如し。

種別	名稱	使用人員	資本金	所在地	生産高
煉瓦	三盛商會	一二二人			四〇〇萬個
同	曾家窯	一五	二、〇〇〇元	張芽子溝	一〇〇
同	王家窯	一五	一、〇〇〇	同	四〇

同	翟家窯	五〇	三、〇〇〇	瓦鐘子胡月	一五〇
同	韓家窯	五〇	二、五〇〇	同	一二〇
同	官窯	二〇	五、〇〇〇	南大街	二〇〇
同	吳家窯	三〇	二、〇〇〇	沙子溝口	一二〇
瓦盆	楊家窯	八	五〇〇	南關	一
同	王家窯	一四	二、〇〇〇	同	二

第八節　皮　莊

滿蒙の地は由來牧畜に適し、從つて皮革工業の原料は頗る豐富なるも、未だ邦人經營の工場なく滿洲人側にて製產し居るも何れも家內工業の域を脫せず從つて優良品見られないのである。

當地に於ける主なる皮莊を擧ぐれば左の如し。

名稱	使用人員	資本金	所在地	生產高
春發東	七	五・〇〇〇元	東門外	一、〇〇〇枚
目成永	七	五・〇〇〇	同	七、〇〇〇
福興德	八	五・〇〇〇	同	六、〇〇〇

第九節　染　房

當地に於ける染物業は織布業と共に頗る隆昌を呈したるも、近年斯界不況の結果何れも不振に陷り困窮しつつある模

樣なり。左に現在に於ける主なる經營者を示せば

名稱	使用人員	資本金	所在地	生産高
永合彩	二一	三・五〇〇元	北門裡	一五・〇〇〇元
慶昌源	一七	一・五〇〇	東門裡	一二・〇〇〇
慶裕祥	二〇	三・〇〇〇	北門裡	一七・〇〇〇
合源祥	二一	四・〇〇〇	北門裡	二〇・〇〇〇
滙泉湧	一四	一・〇〇〇	天主堂	一〇・〇〇〇
廣源彩	六	二・〇〇〇	高臺廟南	七・〇〇〇
永隆右	一六	一・〇〇〇	高公廟南	一二・〇〇〇
永慶泉	二二	二・〇〇〇	北大街	一八・〇〇〇

第七章　工業狀況

當地に於ける工業は好景氣に際し一時隆昌を極めたるも財界パニックの影響を受けて大正十四年末南滿洲製糖當地分工場の繰業休止を皮切りに滿洲製紛會社、滿洲織布會社等陸續として工場の閉鎖を見、現在當地工業界は往時に比すべくも非ず。尙油房、精穀業、織布業を初め製麵業、煉瓦製造業等あり。今各種別に就き其槪況を述ぶれば次の如くである。

油房業

一時旺盛なりし油房界は世界的不況と銀の暴落が輸出市場に投げたる暗影に依り、全滿的油房界不振の因を作り玆數年來不況を續け來りしが當地方は大豆含油量他地の夫に比し多量等の好條件を具備せる關係上漸く事業を繼續して來た

のである。

今當地に於ける油房業經營者の主なる者を示せば

名稱	資本金	壓搾機臺數 水壓式	壓搾機臺數 螺旋式	壓搾機臺數 楔式	一晝夜製造能力 豆粕	一晝夜製造能力 豆油	創業年月
廣順隆	大洋二〇、〇〇〇元		三〇		九〇〇枚	六、三〇〇斤	昭和二年
世合油房	二〇、〇〇〇		三〇		九〇〇	六、三〇〇	暇和二年
承天生	一〇、〇〇〇		八		一六〇	一、一二〇	
同益涌	一〇、〇〇〇		一二		三六〇	二、五二〇	
德潤油房	二〇、〇〇〇		三〇		九〇〇	六、三〇〇	昭和元年
興紀油房	二〇、〇〇〇		二八		八四〇	五、八〇〇	大正九年
福承涌	一五、〇〇〇		三〇		九〇〇	六、三〇〇	昭和四年
廣源水	二〇、〇〇〇		二〇		六〇〇	四、二〇〇	大正十一年
廣源公	二〇、〇〇〇		一六		四〇〇	二、八〇〇	昭和元年
泰記油房	金一〇、〇〇〇圓	一六			一、〇〇〇	七、〇〇〇	大正十年
合計		一六	四〇四		六、九六〇	四八、六四〇	

豆粕及豆油製産高（暦年度）

年度	豆粕（發送高）	豆油 發送高	豆油 製造高
大正四年	一四、一九五・〇米噸	一、五三九・〇米噸	一、九七五・〇米噸
大正五年	二〇、〇七一・〇米噸	二、二四二・〇米噸	二、七九九・〇米噸

大正 六年	二一、二一六・〇米噸	二、四三七・〇米噸	二、九五二・〇米噸
七年	一六、二八八・〇	二、七三四・〇	二、二七五・〇
八年	一八、八五八・〇	一、九三〇・〇	二、六二六・〇
九年	一四、二八二・〇	三五五・〇	一、八五九・〇
一〇年	一六、六八二・〇	四二〇・〇	二、三二六・〇
一一年	一五、八七二・三	七七一・二	二、二一三・〇
一二年	二六、九〇四・一	二、一一五・〇	三、七五一・〇
一三年	二二、六八三・一	一、七〇八・八	三、一六三・〇
一四年	一五、五九四・四米噸	一、二〇四・三米噸	二、一七四・〇米噸
昭和 元年	二二、〇二七・五	一、三九二・二	三、〇三八・〇
二年	二四、七九一・九	一、八四三・六	三、四五七・〇
三年	三二、五五六・九	二、九九二・〇	四、五三九・〇
四年	二九、四一九・二	二、二八七・五	四、一〇二・〇
五年	二二、九四五・五	二、三六九・四	三、一九九・〇
六年	一九、三三六・一	一、六四二・六	二、七〇〇・〇

豆粕一米噸は二二枚半とす　豆粕一枚の重量四六斤半

鐵嶺縣鑛區一覽表

已成鑛區

鑛別	處數	鑛區所在地
土灰	三	四冲村、三岔子村、小三冲溝
青石	一	王千總堡
煤	一	駱駝山村

官留鑛區

鑛別	處數	鑛區所在地
鐵	一	帽峰山
煤	五	武家溝、洪家屯、想兒山、營盤溝、黃金溝

未成鑛區

鑛別	處數	鑛區所在地
金	四	牧養鎭、柴河溝、柏家溝、又家溝
銅	一	銅鐵背
建築石	一	汎河站
煤	六	大寶山、西營盤、上氷窪、大臺山、小窰溝、楊士屯

第八章　交通一般

交通は本縣の中部を略南北に貫通せる滿鐵線を基幹として、其の東方これに平行して、奉天街道あり、北方開原を經て新京に至る。又縣城より法庫門に至る道路は最近修築の結果著しく面目を改めて、定期乘合自動車を通ずるに至つたのである。

其の他縣内の道路は依然として舊態を脱せず、辛ふじて馬車を通ずるの狀態より脱することの出來ない程不完全なるものである。

遼河の水運は未だ、旅客を便するに至らず、又橋梁なく渡船により渡河しつゝあるのである。

イ、道　路

鐵嶺附屬地の道路は驛前中央通を中心に碁盤型を爲して、其の主要道路は概ね「タールマカダム」式にて、左右に樹木を植へ幅員は車道八間人道二間を有して、通行は極めて至便である。而して當地附屬地は居留民地を狹み城市に隣接し

てゐる爲め、此の間の往來は常に雜踏を呈してゐるが、滿洲側の道路は未だ完全ならず春季雪解け、或は夏期雨天に際しては、泥濘に惱されてゐると云ふ狀況である。市内の交通は大部分人力車、乘用馬車に依つてゐるもので附屬地出入の數は人力車七十四臺乘馬車數二十八臺である。

ロ、陸　路

鐵嶺縣城より南北各城邑に至る交通の大半は鐵道を利用されてゐるが、東西奥地の各邑に至るには依然道路に依る外ないのである。河川は概ね徒渉を要するものであるから、夏期は交通の自由を缺き、一朝大雨の際は泥濘車輪を沒する有樣である。冬季に入つて地上凍結すれば水陸共に平坦なる良道と化し、市外の交通は遽に殷盛となつて農家の馬車は絡驛として續き、往路に穀物を運び歸路雜貨を積んで歸るを常としてゐるのである。

次に鐵嶺を中心として四門に通ずる道路に就き、大略を示せば左の如きものである。

1　奉天街道

鐵嶺城の南門に通じ南方八里庄、遼河屯、防家窪子、汎河站、蘇家屯、里石山及懿路寺を經て縣界に出て遼寧省に入り奉天に至る道路で車馬の往來は自由である。

2　開原街道

鐵嶺城北門に通ずる道路であるが、普通奉天街道より東門外を經て北方柴河を渡り、高力站、平頂堡、山頭堡を過ぎ開原に至る。沿路に樹木を植へて道路は稍々良好である。

3　興京路及柴河溝道

興京路は東門外より龍首山を越し東南に脈絡せる諸丘の間を繞つて茨城臺、蘇牙屯、張家桜子、李千戸屯其の他の村落を經て興京に至り柴河灘道は柴河に沿ふて溯行し、熊宮屯、興隆店、宿老屯、徐家溝、大盤嶺等を經て開原に入るのである。

4 法庫門街道並に新民屯、通江口街道

鐵嶺城西門外の居留地元町を西に向つて、鐵橋下を通り馬蜂溝を經て遼河を溯り北方に向ふは通江口街道にて、西南に赴けば新民屯路に出て、遼河を渡り眞西に蜿蜒としたる道は法庫門街道である。河夾心、本廠、賣家瓦房、戴三家子、大靑堆子、夏家樓、娘々廟、調兵山を經て法庫門に入り、街路には植樹をなして、良く人工を加へられ坦々たる良道にて、以前は冬期のみなりしも現在は四季を通じて乘合自動車の便あり。次に新民屯街道は陣家窩棚より遼河を渡り楊威樓、小康家屯、鮑家崗子、達連屯、石沸寺、馬門子を經て新民に至る。由來滿洲にては陸路の交通機關として荷馬車と客馬車の二種あり、荷馬車は大車と稱し極めて堅牢なる兩輪車で普通三頭より多きは九頭を以て輓き、其の最も往來の繁しき穀類の出廻り旺盛季に於ては途上鞭聲と車輪の響と相和して喧噪を極め實に壯觀を呈す。客車は俗に小車又は轎車と稱へ一頭乃至二頭輓の鉾馬車にて、一日裕に十五邦里以上を驅走し奧地に於ける重要なる交通運輸機關である。

八、水　路

鐵嶺縣内には遼河を首め汎河、懿路河、柴河等の流れがあるが水運の便は遼河だけであつて、他は全く利用されてゐない。卽ち當地を去る西方二十町の處を緩流する遼河は、その源を一は東方遙かに西安、西豐兩縣の間に發するものと、

一は遠く内蒙古内に發するものとが、遼源縣で二者相合し南流して開原縣に入り、更に下つて鐵嶺縣内に至り、縣城の北五支里の地點隻岔口に至つて柴河と合し、西南に流れ七支里の地點にて馬蜂溝に達し、更に西南に流れては汎河、懿路河等を合せ瀋陽、海城の各縣を貫通して、營口に至り海に注ぐ。南滿平野を縱貫したる大河であつて、鐵嶺縣下に於ける遼河の沿岸には馬蜂溝、劉柏松、石沸寺等の繫船所があり、船舶の航行は頻繁であるが冬季は結氷して舟航は全く杜絕する缺點がある。而して鐵道敷設以前には遼河航行の船舶は每年一萬餘艘に達し、帆檣は林立し頗る盛況を極めたものであるが、鐵道の開通に依つて之が水運は漸次衰へ、今日では到底往時の盛況を認めることは出來ないが、今尙營口間の貿易は高粱、大豆等の輸送を首め燐寸、陶器類、其の他雜貨の輸入相當行はれ侮り難き潛勢力を持つてゐるのである。

二、鐵　道

南滿鐵道は本縣の西部を南北に縱貫して當市に至つてをり、鐵嶺驛は縣城を去る西南約三支里の地點で附屬地の中央に位してゐる。本鐵道は周知の如く明治三十一年東清鐵道會社に依つて起工されたものである。同三十四年竣工後日露戰役の結果我有に歸し、同四十年四月より滿鐵會社の經營する所となつたものである。

第五項　鐵嶺驛

南滿線の建設當時は現在の鐵嶺構内附近一帶の地は廣漠たる沼地であつたが、大整地を施して明治三十三年鐵道の敷設と俱に始めて鐵嶺驛を新設し、翌年全線開通と同時に運輸營業を開始したのである。同三十五年同驛舍は火災の爲めに烏有に歸したので、直ちに再築して營業を經續したるが偶々日露戰役に直面して、明治三十八年三月露軍は總退却の

際驛舍を放火焼却し、我軍の占領後其の基外壁を再用修築して急に使用し、爾後野戰鐵道提理部に於て經營し專ら軍用に使用されたものである。明治三十九年二月當地が各國の通商市場として開放さるゝに至つて始めて運輸營業を開始し、次で同四十年四月一日滿鐵會社經營に移管さるゝに及んで、一般旅客貨物の取扱をなし爾來驛舍の增築を圖り面目を一新して今日に及んだものである。

第六節　輸出入狀況の一般

當地に於ける輸出品の主なるものは大豆、豆粕、高粱、粟、籾、其他製油原料等何れも農產物にして、之れが當地に出廻る地域は淸源縣界の大林子、夏家堡の兩村、南は撫順縣界の富哈嶺村、年馬撫村及哈達村、西は康平縣の一部及法庫縣の東部、昌圖縣、通江口附近、北は西豐縣伏柳溝村の以南及開原縣の村樹咀村以南を圈內として、之れが出廻り品は殆んど鐵嶺驛より輸送され、一部遼河の水運を利して營口に仕向けらるゝものもあるが、極めて微々たる模樣である。

第七節　通信狀況

第一項　概　況

當地に於ける日本側の通信機關としては、附屬地宮島町に關東廳直屬の郵便局及、北五條通りに郵便所城內に日本電報取扱所があり、滿洲側には城內に鐵嶺郵政局、電報局及電話總局があつて一般の通信事務を取扱つてゐる。

第二項　鐵嶺郵便局

滿洲に於ける日本の遞信制度は、日露戰役の際施設したる野戰郵便局に胚胎し、後關東都督府通信管理局にて繼承せられて、始めて一般的遞信制度を布くに至つたもので、鐵嶺局は元關東都督府郵便局鐵嶺支局と稱せられてゐたが、明治四十年十一月一日鐵嶺郵便局は改稱して今日に及んでゐる。

次に電話は日露戰後當地商工業の發達に鑑み一般在留者の利便を圖る爲めに、關東都督府は明治四十年十二月之れを開設し更に長距離電話の施設を爲して、城內滿洲側の加入するものも漸次增加し、現在日支總加入數は三百餘戶に達し當局に於ても六年度より交換局を廢して、自動交換臺を新設し今日に至つたのである。

第三項　郵政局

鐵嶺郵政局は遼寧省郵務管理局の管轄に屬し、光緒二十三年三月牛莊分局として設置されたるもので、同三十年奉天總局より英國人を派して之を管理してゐたが、宣統二年より中國人之れに當り、民國三年郵政局と改稱せられ今日に至つてゐる。

第四項　電報局

當局は光緒十六年官の專用として開設し爾來一時之れを停止したが、三十二年八月再設し現在一般の使用に共してゐる。

第五項　電話總局

當局は民國四年に設立されたもので目下の加入者百餘戶、不況の結果漸減の傾向にある。

第九章　商業及金融

類別	資本總數	戸數
滿洲中央銀行奉字鐵嶺支行	二千萬元	一
兩替屋	一萬一千零五十元	一二
質屋	一萬五千五百元	三

第十章　教育及宗教

第一節　滿洲に於ける教育施設

第一項　概況

鐵嶺縣は昔より教育の盛んな縣にして、附屬地と接近し日本の文化に浴してゐる關係上日本語もよく普及し、滿洲建國に際しても幾多の人材を送つてゐる。何故に當縣は教育が他縣より普及發達してゐるかと言へば、清朝の初期に湖北省の巡撫(省長格)郝仲山氏が悪臣の讒により失脚し、餘生を當縣の教育に捧げたによるもので、氏は一切の私財を投じ各學校を作り、現在の二中學校及三、四の小學校も郝氏の私財によつて出來たものである。全縣の學校數及施設の大略を示せば次の如くである。

第二項　鐵嶺縣全境學校統計表（大同二年七月二十一日）

奉天省　鐵嶺縣

開學校數	未開學校數	開學學校之級數	生徒數 男	生徒數 女	職教員數 男	職教員數 女
二六〇	三〇	三八二	一二七一八	六三五九	四四四	二五

第三項　鐵嶺縣全境學校調査表

區別	校名	學校數	職教員數 男	職教員數 女	學生數 男	學生數 女
城廂	縣立中學	五	三〇	一	五五一	二四五
	縣城小學	一六	六〇	二六	二五七一	一一五三
第一區	區立小學	一	二		二九六	四
	村立小學	三一	四五		九九七	六二四
第二區	區立小學	一	二		二七	五
	村立小學	三一	三八		一〇四三	五三一
第三區	區立小學	一	三		七三	六
	村立小學	三五	四八		九五一	五〇九
第四區	區立小學	一	二		二六	六
	村立小學	三三	四九	一	一三〇二	六九二
第五區	區立小學	二	六	一	一四八	五九
	村立小學	二五	三七		一二二四	七二一

第六區	區立小學	一	二		四三	七
	村立小學	二五	三四		一四四一	四三九
第七區	區立小學	一	二		二五	六
	村立小學	二七	三三		九五九	四四五
第八區	區立小學	一	二		三六	五
	村立小學	二一	四四	一	一二六二	五三四
計		二五八	四三九	三〇	一二八〇五	五九九〇

第四項　鐵嶺縣全境男女學生之就學率及出席率一覽表

男生就學率	女生就學率	學生出席率
百分之八十五	百分之五十八	百分之九十七弱

第五項　鐵嶺縣學校教授課目表

師範學校	中學校	小學校
修身、經學、國文、日語 英語、數學、歷史、地理 教育學科、博物、理化、圖畫 音樂、體育、法制經濟、實業科	修身、經學、國文、日語 英語、數學、歷史、地理 博物、理化、圖畫、作業 音樂、體操	修身、國語、日語、算術 歷史、地理、自然、圖畫 作業科、唱歌、體操

第六項　鐵嶺縣各校教科用書表

師範學校	中學校	小學校
教科書遵照、教育廳頒布中學教科書刪正表教授	同上	教科書適用奉天教育廳出版之小學教科書

第七項　鐵嶺縣學校經費擔負表

縣立師中學校	縣立小學	區立小學	村立小學	私立小學
縣款發給	縣款發給	縣款發給	常年經費除縣款發給及收學生學費外其餘不足之數由村會擔負	常年經費除縣款發給及收學生學費外其餘不足之數由創設人擔負

第八項　鐵嶺縣學校教師俸給表

特別	縣立師中學校	縣立小學	區立小學	村立小學	私立小學
最高	七四、〇〇	三四、〇〇	三四、〇〇	二八、〇〇	三〇、〇〇
最低	六〇、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二三、〇〇	二〇、〇〇
平均	六七、〇〇	三一、〇〇	三一、〇〇	二五、〇〇	二五、〇〇

第九項　鐵嶺縣民衆教育將來計劃書

鐵邑民衆學校於事變後以經濟關係卽行停辦局長屢催開學終以經濟奇緊亦未生效故民衆教育表式碍難塡造茲將將來計劃列後

查民衆教育最關重要擬於本年下季農暇之時詳加調查男女失學民衆使之分期入校讀書如有推諉不入者函請該管警者依法德處並詳擬辦法呈請縣公署及　教育廳備案如此辦理民衆似局普及

第一〇項　鐵嶺縣學校日語教育概況表

學校數	教員數 日人	教員數 滿人	學生數	日語教授時間	教科書
一二		三	一七七一	師中每週四小時 高小每週三小時	速成日語讀本

第一一項　鐵嶺縣教育委員會調查表

教育會有正副會長各一名處理會內一切事宜並設幹事八名研究教育進行及開會閉會等事夫役一名保管各種器械及洒掃會場等事項

第一二項　新國家認識程度

人民對於新國家之認識可分三層（一）最上層純爲知識階級對於新國家完全認識（二）中層受過初等教育者對於新國家之認約佔十分之七（三）下層未受過教育者對於新國之認識約佔十分之二要之人民對於新國認識程度之增進的速率實屬驚人蓋亦由於宣傳得法云爾

第二節　附屬地に於ける教育施設

第一項　概　　況

鐵嶺地方在住邦人子弟教育機關には鐵嶺尋常高等小學校、鐵嶺實業補習學校、鐵嶺家政女學校、鐵嶺幼稚園あり。外に滿洲國人に對し日語學堂あり、共に滿鐵會社の經營にして地方事務所長之を管理してゐる。

尙鮮人子弟敎育の爲め普通學校ありて、內容詳細に說明せば左の如くである。

第二項　鐵嶺尋常高等小學校

本校は元公立鐵嶺小學校と稱し、明治四十年四月鐵嶺居留民會に依り設立されしものであるが、大正元年八月滿鐵會社が附屬地に現校舍を新設し繼承したるものであつて、爾來生徒の增加と俱に校舍は增築を重ね今日に至つたものである。

第三項　鐵嶺家政女學校

大正元年十月一日鐵嶺小學校內に鐵嶺實科女學校を設置し大正十一年四月一日家政女學校と改稱し今日に及んだものである。

第四項　鐵嶺實業補習學校

小學校卒業生の增加に伴ひ是等卒業生に對する補習敎育の必要を認め創立せられたるものにして、前身は明治四十三年七月居留地小學校內に於ける夜學實業補習學校なりしも、大正元年十月一日附屬地小學校に移管し現在に至つたもので、敎授科目は華語、國語、算術科に分れてゐる。

第五項　鐵嶺の幼稚園

大正元年八月鐵嶺小學校内に幼兒運動場を開設したるに始まり、爾來幼兒の激增の爲め大正十一年四月一日幼兒運動場を幼稚園と改稱し、大體内地幼稚園を模して開園し大正十五年十二月十三日小學校内に園舍落成と同時に收容したるものである。

第六項　鐵嶺日語學堂

日語學堂は中國人子弟に對し華國語並に必要なる科目を敎授する機關にして、明治四十五年七月十日舊商品陳列館内に校舍を開設したるものであつてそれより小學校内に移り、更に大正八年八月一日北五條通りに現堂舍落成と共に今日に至る。尙其の間大正二年八月研究生科を併置し、大正七年八月本科修業年限を二ケ年に改正し今日に至つたものであつて昭和六年七月に修業年限を三年に改めたものである。

第七項　鐵嶺普通學校

鐵嶺附近在住の鮮人子弟敎育機關として張宇根氏發起の下に大正六年五月十日鐵嶺育英學校を設立し、同氏が校長に就任し假校舍を滿鐵演武場とし、更に綠町の滿鐵舊倉庫を改築して校舍とせり。大正八年七月舊朝鮮敎育會に準じて學制を制定し總督府、滿鐵會社より各派遣敎員一名と經常費全部の補助を受けることとなり、玆に經營の基礎確立せるを以て改めて學制を變更し修學年限四ケ年の普通科と、二ケ年の補習科とを併置し、更に大正十二年四月學則を朝鮮敎育令による普通學校規則に準ずることとなり生徒數も益々增加し大正十五年十一月二十九日現校舍落成と共に移轉し今日に及んでゐるものである。

第八項　鐵嶺圖書館

明治四十三年十一月十日滿鐵經營の下に滿鐵俱樂部內に設置したもので、大正二年三月十日小學校內に移轉し、更に大正四年五月中央街演武場附屬家屋を充當し、六年六月鐵嶺簡易圖書館と改稱、大正九年五月現在の所に移轉し、大正十一年六月鐵嶺圖書館と改稱し今日に至つてゐるのである。

第三節　宗　教

第一項　滿　洲　側

鐵嶺に於ける宗教の沿革は詳ならざるも當地に於ては回教を除いて他に秩序整然たる宗教を認めない。回々教は實に强固なる信者を有する宗教にして當地に於ても回教寺院である淸眞寺は堂々たるものである。大體に於て同教は淸潔を重んじ豚肉、酒、煙草等を禁ずるを特色としてゐる。鐵嶺に於ける信徒は約一千名を數へると言はれてゐる。

紅卍字會は一種の慈善團體にして當地に於ても昭和五年その支部が設立され相當活躍せる模樣である。更に「キリスト」教としては舊教である天主敎々會が佛蘭人の手に依り龍首山麓に設立されて居り多數の孤兒を收容保育してゐる。新教として英國人の經營する禮拜堂あり夫々布教傳道に努めてゐる。尙滿人間には日本內地と同じく種々の傳說並に歷史に基く寺院或は廟の數多く滿人間には相當の信仰を集めてゐる。

即ち當地に於ける滿洲側の主なる寺院名を擧ぐれば次の如くである。

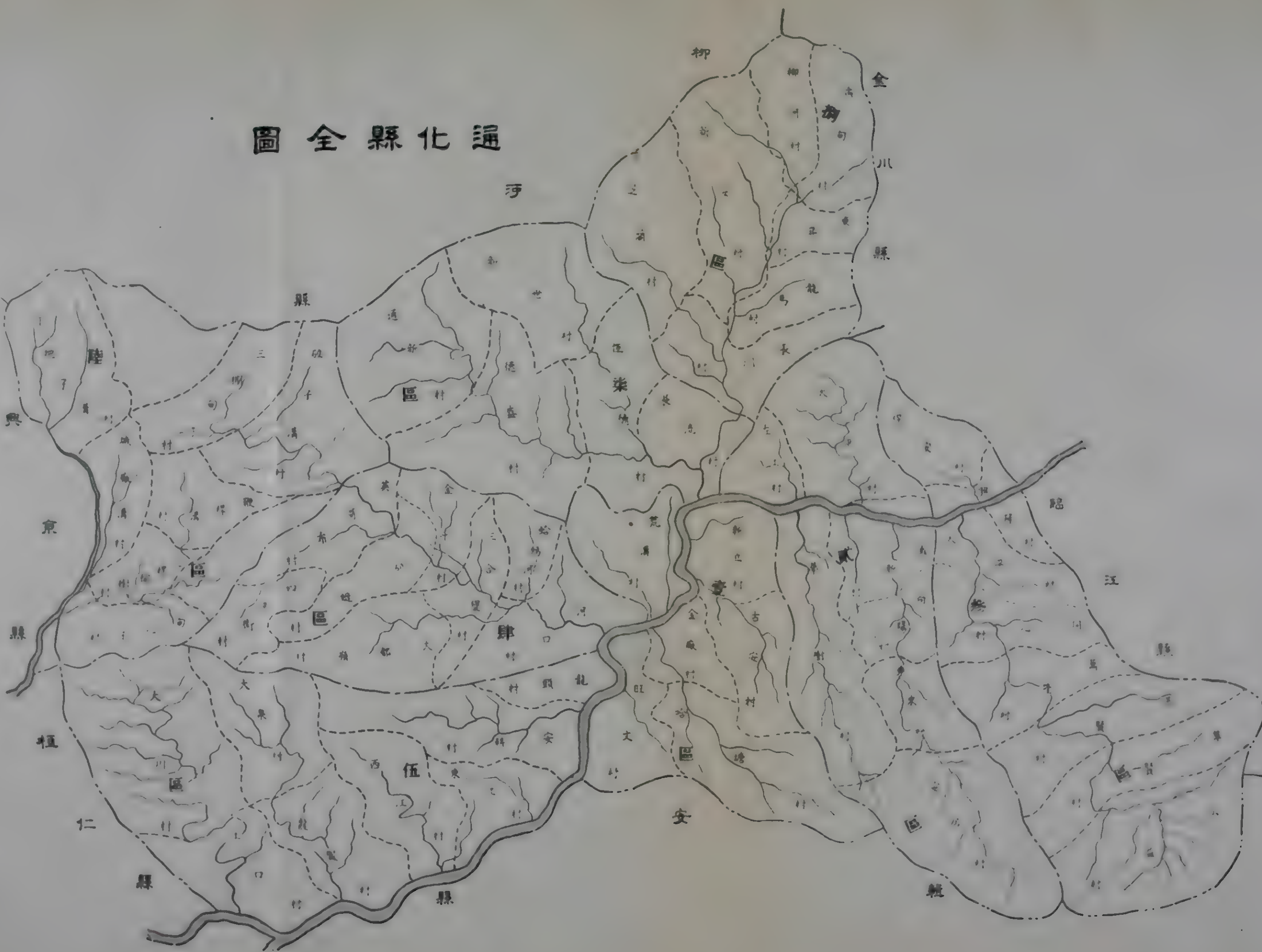
朝陽寺、大安寺、孔子廟、關帝廟、山神廟、慈淸寺、圓通寺、老爺廟、銅鐘寺、城皇廟、豐神寺、娘々廟、火神廟

元宗廟、聖廟、龍王廟、高臺廟、祖師廟、三虎廟、三清廟、老母廟、藥王廟、三官廟、三議廟、財神廟、祖越寺。

第二項　邦人側

鐵嶺に於ける本邦宗教の起源は明治卅七年七月日露の戰役に從軍せし本派本願寺石黑布教師が戰後當地に踏み止り、殘留部隊の慰問部を設立せしに始り、明治四十四年櫻町に些細なる「キリスト」教會堂の建設を見、大正時代に入りて日蓮宗妙法寺假布教所が居留民會內に置かれ、爾後居留民の增加に連れ禪宗觀音寺、天理教、金光教、高野山大師教會等宗各の布教所設立され現今に於ては各百戶內外の檀家及百名乃至二百名の信徒を有してゐる。

通化縣全圖



奉天省通化縣

屬　山代千代藏

第一章　總說

第一節　縣の歷史

通化縣は周秦時代には肅、漢晋時代には挹婁、南北朝には勿吉、康代には渤海の新領にして、契丹の東平郡、宋代には完顏の婆沙郡、時代には建州衞、淸代に至りては興京府に屬したりしが、光緒三年大面兒溝（通化縣城の南十五里）に於て金鑛の發掘に關し民間に爭議を生じたるを以て、時の提督左寶貴之を鎭撫し、奉天都督張錫鑾を委員として縣を設置し、翌年通化に城壁を構築したのである。

光緒二十九年長白、臨江、輯安、柳河の諸縣を設置して土地の劃定が行はれた。當時通化縣は東二、三道溝（現長白縣境）より西富爾江（現興京縣界）に至り、南は新開河（現輯安縣）より北は柳樹河（海龍縣界、柳河縣に屬す）に及んでゐたが、其後再び區劃を變更されて面積半減し、更に第五區の一部を分割して金川縣を分つたのである。分割前の縣內は城廂（縣城）恭梓（四道江）惠柳（二密）敏樹（三棵楡樹栗）寬（崗山二道溝）信木（快大尖子）の六㑹三堡（二六七方邦里）に區分せられてゐた。

而して縣政の布かるゝや、監獄を設け附屬工場を起し、小學校が增設された。民國に入り、縣城に平康里を修築し、其家屋を住民に貸下げ、道路を擴め、下水道を掘り、西門內に積穀倉四棟を作り、更に民國五年二棟を增設し、每鄉の警區院內に各二倉を設けた。又保團を改編して地方警備を嚴にし、通奉間及び通桓間、通安間の交通の要衝に快大尖子を建設した。此の間木業の發達は移民の來住を促し、日鮮人の移住するもの少からず、民國六年日本領事館分館の設置及び支那側交涉員の駐在を見るに至り異常の發達を遂げ、中學校、電灯公司其他の設備も完備して縣城の面目一新し、玆に一大市場を形成するに至つたのである。

第二章　地誌風俗

第一節　地　誌

管內は渾江上流の高原に位し、縣の中央部を渾江が貫流してゐる。哈呢河は北より、二密河は西より、其他幾流の支流が渾江に注いでゐるが、丘陵、山嶽所々に起伏し、河畔の溪谷に多少の平野を有するに過ぎない。域內には長白山脈の餘脈たる新開老嶺、靑嶺、龍崗等あり、又西部には南崗嶺、板山面嶺、覯喜嶺等あり、概して山地が多い。八道江下流は舟運の便あり、其他支流は木材の管流をなし得べく、又一般に灌漑の便あり、最近水田の開拓大に見るべきものがある。

各區面積分類表

區別	面積 平地	面積 山林	面積 河	面積 合計	備考
第一區	一八、五三一・九八三畝	二九、八三八・〇七畝	九、五六九・八五	五七、九三九・九〇三	
第二區	一八、五七八・八	二八、〇〇〇・〇〇	七、九〇〇・〇〇	三四、四七八・八	
第三區	二四、七一七・七	二八、九七四・五	一九、八三五・〇〇	七三、五二七・二	九區附屬三區
第四區	二八、七六七・九	四一、〇〇〇・〇〇	一五、八七九・〇〇	八五、六四六・九	
第五區	三九、六三〇・六五	五八、一二四・二	二四、九八〇・二	一二二、七三五・〇四五	
第六區	三六、二三八・四	一〇二、二七五・〇〇	四九、四五八・二	一八八、〇四九・六	
第七區	一五、二二八・〇〇	二二、二七三・〇〇	一二、五二一・〇〇	五〇、〇二二・〇〇	
第八區	一一、〇八〇・七三	一五、一三七・五二	一三、八一三・〇〇	四〇、〇三一・二五	

月別	雨雪日數	晴天日數	溫度 最高	溫度 最低	雨量
一月	二	二九	(-)八、八	(-)二六、〇	｜
二月	三	二五	(-)四、四	(-)二三、一	｜
三月	一〇	二一	(-)四、一	(-)一一、三	｜
四月	六	二四	一五、三	(-)三、四	二一、六
五月	一四	一七	二四、九	九、〇	九四、二
六月	八	二二	三四、二	一四、〇	七九、〇
七月	一〇	二一	三四、二	一六、六	一一二、五
八月	一五	一六	二九、〇	一六、二	二七、三四

九月	九	二一	三三、〇	九、六	七〇、〇
十月	六	二五	一七、一	(一)一、〇	三〇、二
十一月	七	二三	(一)七、二	(一)一二、二	九、五
十二月	七	二四	(一)一〇、七	(一)一七、九	—

第一項 戸口

参考のため従前の記録を擧ぐれば

宣統元年調査

戸数 一三、四六一戸

人口 男 六九、六八六

女 四五、〇六七

計 一一四、七五三

大正七年度調査

	戸数	人口 男	人口 女	計
滿洲人	三一、九七五	一〇九、九九五	六九、二一六	一七九、二一一
外國人 日人		九	三	一二
外國人 鮮人	一、七三五	四、五八五	三、六〇二	八、一八七
計	三三、七一〇	一一四、五八九	七二、八二一	一八七、四一〇

大正十四年度調査

戸　數　三四、六二四

人　口　一九九、六三六

大正十五年通化領事分館調査

	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
日本人	一七	一九	二〇	三九
朝鮮人	二、〇四六	七、一八九	五、七四二	一二、九三一
計	二、〇六三	七、二〇八	五、七六二	一二、九七〇

大正十五年度に於ける人口密度は一方邦里六八四（鮮人を加ふれば七九六）にして、本年度に於て、第五區の一部分割されたるため、人口著しく減少し、密度に於ても多大の減少を免れない。

大同二年七月調査に依る本縣戸口は左の如くである。

	戸數	人口 男	人口 女	計
滿洲人	三六、〇三一	一一四、六四一	九〇、八九五	二〇五、五三六
外國人（鮮人を含む）	一、四五四	四、七五三	三、七八一	八、五三四
計	三七、四八五	一一九、三九四	九四、六七六	二一四、〇七〇

即ち現在の總人口は二二四、〇七〇人で、この人口密度は一方邦里八五六人である。

これを職業の有無に依て分てば

	有職業者			無職業者		
	男	女	計	男	女	計
滿洲人	七六、八七二	五一、四〇五	一二八、二七七	三七、一八一	三九、四三五	七六、六一六
外國人（鮮人を含む）	三、三四三	三、七八一	七、一二四	一、四〇八	一、一一六	二、五二四
計	八〇、二一五	五五、一八六	一三五、四〇一	三八、五八九	四〇、五五一	七九、一四〇

更に職業別に區分すれば左の如くである。

農業	九七、五六三	鑛業	六七七	商業	六、三〇一
工業	四、三三四	漁業	七九	雜業	七、八五二
勞力	五三、九三二	娼妓	八一	無職業	一四二

本縣は概して生活程度低く、人情輕浮にして、官民一般に排日氣勢少からず、建國精神の普及せざるは甚だ遺憾とするところである。

大同元年戸口調査表

區別	戸數	人口			備考
		男	女	計	
一區	七、一五一	二三、五八〇	一六、三六六	三九、九四六	
二區	四、七六六	一六、五八七	一一、四一九	二八、〇〇六	

三區	四、七一四	一八、〇二四	一一、八五八	二九、八八二
四區	五、〇五一	一八、六九九	一二、三一五	三一、〇一四
五區	五、三九五	二一、二四六	一六、〇四六	三七、二九二
六區	六、一〇四	二二、七二六	一三、六八四	三六、四一〇
七區	三、六三八	一四、二八三	八、五七三	二二、八五六
八區	三、九一二	一四、一五三	八、一二六	二二、二七九
九區	一、四八三	四、六八八	二、九五一	七、六三九
合計	四二、二一四	一五三、九八六	一〇一、三三八	二五五、三二四

第三章　地方制度

第一節　行政組織

本縣は三等縣にして、置縣以來數次管轄區域の改廢が行はれて現在に至つてゐる。縣公署は左の組織により縣下行政を管理し、科局に科局長を、股に股長を置き、二名の科局員が事務を擔任してゐる。

- 總務科
  - 庶務股
  - 文書股
  - 行政股
  - 財政股

- 縣長
  - 内務局
    - 教育股
    - 實業股
  - 警務局
    - 警務股
    - 司法股
    - 警察大隊

縣内を五區に分ち、各區に警察分所及び分駐所を置き、所管事務を分掌せしめてゐる。又各區内の主村には村公所を置き、村長、村副、村董を選任して、縣長監督の下に地方自治に當らしめてゐる。

警察分所

第一區	通化	所員四〇名
第二區	熱水河子	四〇名
第三區	快大尖子	二〇
第四區	三棵榆樹	四〇
第五區	二密	二〇

分駐所

第一區分駐所	一五名	南河沿	一五名
第二區分駐所	東江沿	一五名	

第三區分駐所　二道溝　二〇名
第五區分駐所　小荒溝　二〇名

第二節　官公署

一、日本側

1、通化領事分館　奉天總領事館の分館にして、通化、桓仁、輯安三縣の在留邦人關係事務を管掌してゐる。
2、日本赤十字社救療所
3、朝鮮人普通學校　南關河沿にあり、當地在留鮮人子弟を收容してゐる。
4、日本軍守備隊及憲兵隊　通化に駐屯してゐる。

二、滿洲側

水上警察分署
署長一、書記二、檢査一、巡警二〇。
分駐所　熱水河子、江甸子、紅石砬子。
通桓稅捐徵收總局
局長一、傭員八、稽查一、巡查五、其他三。
分局　桓仁。

分所　通化、崗山、頭道溝、三棵楡樹、四道溝、紅石砬子、羅卷溝、半拉脊。

通化郵政局

局長一、其他九。

通化電話總局

局長一、其他二〇。

屠獸場

場長外四。

木業事務所

所長以下二。

業　務

一、科機對把頭の伐採契約。

一、把頭、木把等の爭議。

一、漂流木の調査。

一、伐木數量の調査。

一、市場に於ける木材賣買監視。

水利分局

四等局にて局長一、助理員三、巡査六、夫役二。

檢木所　所長一。

教育公所　所長外一〇、各學校の監督官廳である。

商務會

城外東關にあり、附設として商會公斷處がある。分事務所は六道溝、快大尖子、三棵楡樹、上砬古河、凍昇堡。

農務會

城內にあり、宣統二年設立に係る、農事奬勵機關である。正副會長一、共に名譽職にして任期二ケ年、重任を妨げず、評議員六、庶務二、有給書記一。

山東同鄕會

會員相互の親睦、救恤及び子弟の敎養を目的とす、維持費寄附、入會金二元

硝礦局

奉天の分局にして、通化、桓仁、輯安、臨江、撫順、柳河、長白、安圖各縣の火柴專賣を管理す、局長以下五。

第四章　財　政

本縣に於ける諸税の狀況は左記の如くである。

税種別	内譯	現在實數	單位	課税	總金額
畝捐	上則地	三、三九七畝	毎畝	〇、三四八	一、一七五・三六二
〃	中則地	四一〇、九〇四		〇、三四〇	一三九、七〇七・三六〇
〃	下則地	一四五、七四七		〇、三三四	四八、六七九・四九八
〃	沙減地	三二、四七九		〇、二六七	八、六七一・八九三
〃	龍崗不分則地	八三、〇七〇		〇、一七〇	一四、一二一・九〇〇
車牌捐	四套車	五〇〇輛	毎輛	八、〇〇〇	四、〇〇〇・〇〇〇
〃	三套車	四五〇		五、〇〇〇	二、二五〇・〇〇〇
〃	二套車	三〇〇		三、〇〇〇	九〇〇・〇〇〇
〃	一套車	二四八		一、〇〇〇	二四八・〇〇〇
營業捐		毎月賣上一千圓ニ對シ	月	二、〇〇〇	二、八〇〇・〇〇〇
妓捐		四一人	毎人毎月	〇、五〇〇	一六六・四〇〇
城市房捐	上等房	一、一五〇間	毎間	〇、五〇〇	五七五・二五〇
〃	中等房	二、〇〇八		〇、二五〇	五〇二・一二五
〃	下等房	五、四八三		〇、一三〇	七一二・七九〇
居宰捐	豚	五、四七五匹	毎匹	〇、二五〇	一、三六八・七五〇
〃	羊	三〇五		〇、一五〇	四五・七五〇
〃	牛	八六二頭	毎頭	〇、五〇〇	四三一・〇〇〇
駄捐		五六頭		一、〇〇〇	五六・〇〇〇
粮捐	油粮、細粮	七五、〇〇〇石	毎石	〇、二〇〇	一五、〇〇〇・〇〇〇
〃	雜粮	四六、六〇三		〇、一〇〇	四、六六〇・〇〇〇
轎車營業捐	轎車	八輛	毎輛毎月	一、〇〇〇	六四・〇〇〇

肉捐	豚	五、四七五匹	每匹	〇、二五〇	一、三六八、七五〇
〃	羊	三〇五		〇、一五〇	四五、七五〇
〃	牛	八六二頭		〇、五〇〇	四三、〇〇〇
婚書捐		四一〇枚	每枚	一、〇〇〇	四一〇、〇〇〇
同民居宰捐	羊	三〇五匹	每匹	〇、〇五〇	一五、二五〇
〃	牛	八六二頭		〇、三〇〇	二五八、六〇〇
學田公産租	共房	一一五間	每間年收	二三、〇〇〇	二、六四五、〇〇〇
〃	地皮	一九五號	每號年收	一〇、〇〇〇	一、九五五、〇〇〇
〃	租粮	六三三石	每石	五、〇〇〇	三、一五七、〇〇〇
公地皮租	建房	三七七間	每間年收	二、〇〇〇	七五四、〇〇〇
市樓房租	樓房	五間	〃	五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
平康里房租	共房	五六間	〃	一、五〇〇	八四〇、〇〇〇

第五章　警察治安

土匪　柳河、濛口、輯安等の縣境には一群四五十名位の馬賊所々に散在せるが、特に北東部に多い。縣城以西は馬車の往來繁く、土匪の被害比較的僅少であるが、縣城以東はその出沒常ならず、八道江の如きは屡々馬賊のため燒打せられ、今夏調査旅行中も燒打のため全市全滅の慘害を蒙つた。

不逞鮮人　當管內には桓仁縣界に多少出沒するようであるが、最近著しく其數を減じた。目下桓仁、輯安兩縣の岺沼、覇五溝附近に本部があるらしく、一部は柳河方面に移動せりとの說もある。江岸一帶に於けるもと參議府其の他の

鮮人幹部は年々四散し、現今に於ては往時の如き潛勢力をを保持せず、その活動頗る微弱となつたようである。

日鮮人の狀態　在留邦人は領事分館員を除いては、概ね賣藥、雜貨商等を營んでゐるが、大した勢力のあるものはない。在留鮮人は殆ど農民にして、たまたま商業を營むものあれども微力いふに足りない。城內には少數ながら相當店舖を有するもの有りて、一般の信用を博してゐる。

第六章　原始産業

第一節　産業上の地位

本縣は東邊道の東部、渾江の上流に位し、東は紅土崖河にて臨江縣に、南は板届嶺にて輯安縣に、西は富爾江にて興京縣に、北は龍崗にて柳河縣に接してゐる。縣城は奉天の東約五二〇里、安東の北東六八五里の地點に位置してゐる。

本縣の開墾を許されたのは同治七八年の頃で、光緒二年縣治を設け、同三年城池を修築せられたのである。宣統元年四月五道江以東を臨江縣に分割し、大正十五年四月第五區を割きて、柳河縣の一部とともに新設の金川縣に分屬せしめられた。分割後は面積二五〇方邦里の小縣に過ぎざるに至つた。

通化以東の各縣は、交通不便なる山間の僻地にして市場の發達遲く、特産物は地方に於ける大都邑たる通化縣城を集散地として奥地に消費せらるゝを以て、市勢頓に發達せるのみならず、縣內の産業亦漸次振興の趨勢にあり。將來治安の保持と、交通の整備とを得ば、その隆盛は又以て期すべきものがあると信ずる。現在、奉海鐵道は當地方と奉天との

商取引を一層近接ならしむるものであり、又目下山城鎮との間に自動車道路の修築を急ぎつゝあれば、之が完成の暁には當地方の産業開發に多大の寄與をもたらすものと期待される。

第二節 産業の狀況

本縣に於ける産業狀況を表示すれば左の如くである。

民地及耕地の最近價格調査表

名稱	上則地毎畝價格	中則地毎畝價格	下則地毎畝價格	城則地毎畝價格
城內宅地	一五〇元	一〇〇元	五〇元	無
西關耕地	八〇	六〇	四〇	〃
一區耕地	三〇	二〇	一〇	五
二區耕地	三〇	二〇	一〇	五
三區耕地	無	二〇	一〇	五
四區耕地	〃	二〇	一〇	五
五區耕地	三二	二〇	一〇	五
六區耕地	無	二〇	一〇	五
七區耕地	〃	二〇	一〇	五
八區耕地	〃	二〇	一〇	五

各區農耕地狀況

區別＼耕地別	畑 一等地	畑 二等地	畑 三等地	畑 四等地	水田
第一區	二九、五畝	三七、一九五、二四畝	一九、一五一、五五畝	九二一、〇畝	三、二二九畝
第二區	七、六	三八、四五一、二	一五、六三二、〇	三八八、〇	三、八七六
第三區		五三、六八九、四	三、三八九、七	五四〇、七	
第四區		四八、六一五、五	一六、六三四、四	二〇、三九七、〇	九、八五七
第五區	三、三五六、五	九一、八六九、〇四	一八、二六五、二	九、二四四、三	一〇、八七〇
第六區		七三、八二五、七	三一、二六二、九	八三、	五、七一九
第七區		二九、〇〇九、八	二〇、五二二、二	四九〇、	二、二四四
第八區		二〇、九八五、〇五	一八、七二一、七	三二四、五	七六八
第九區		一三、六九九、六	二、〇七七、八一	八六、三	
合計	三、三九三、六	四〇七、三四〇、五四	一四五、六〇一、一五	二二一、四七四、八	三六、五六三
事變前	二五〇円（一天地ノ價）	一八〇円	一二〇円	六〇円	二五〇円
事變後	一八〇円（一天地ノ價）	一五〇	一〇〇	五〇	二〇〇

田圃及市街の面積並各等地の農作生産状況

種別	一等地	二等地	三等地	四等地	水田
田圃	六、四四九、七畝	四一、一五一、八	一六、九五一、五		
市街	六四二、六一三				
高粱	一天地ニ付 四石	三石	二石	一石	
包米	四	三	二	一	

大豆	三、五	二	一	〇、八	
粟	三、五	二	一	〇、七	
稻					六
黍	四	三	二	一	
其他					

糧別　項別	耕地面積	一年生産額	每石價格	本縣消去數	向外售出數	摘要
高粱	二一、五一八晌	四一、六六〇石	五〇元	四一、六六〇石	無	六畝成晌
包米	四三、七七八	六二、四九〇	四五	六二、四九〇	〃	
黄豆	一六、九八九	三一、一四五	一〇	一二〇	三一、〇二五	運安東、千金寨、山城鎭等處
大米	六〇四	二〇、八三一	一八	四一〇	二〇、四二一	〃
小米	一六、九八九	三二、二二四	一一	三二、二二四	無	
其他	一四、八五二	六四、一〇五	六	六四、一〇五	〃	

家畜、家禽調査表（大同元年四月現在）

種類	數目	每頭價格	每年生產數目	每年宰殺數目	每年疫患死亡數目	供求情形
馬	五、四一一	六〇	五四七			不足
騾	二、七四七	七〇	三一二			
牛	九、六三一	四〇	五〇一	九〇〇		
羊	八〇五	八	八五	七六〇	三〇	
驢	二、一〇二	一二	一五〇			

猪	三六、九五八	一〇	三八、〇〇四	四五、〇〇四	三五〇	充裕
鶏	六三、〇〇九	四	一二〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	〃
鴨	二三、一九五	四	三〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	三二、〇〇〇	
鵝	二、二八四	七	二、一〇〇	一、五〇〇	六〇〇	

以上の內病害多きは、牛、猪、鶏、鴨なれども、現在、その防禦治療方法なし。又家畜、家禽に對する改良方法を講ずるものなし。

家畜飼料調査表

家畜種類	飼料名稱	每頭每日需用若干	價格若干	家畜移動狀況
牛	谷草豆餅及香料	每日每頭需用谷草一五斤豆餅二斤半	每頭四〇元	本地產生並不移動
馬	谷草豆餅及紅粮	谷草一四斤豆餅三斤	八〇	〃
驢	〃	谷草一四斤豆餅三斤	一七	〃
騾	〃	谷草一四斤豆餅三斤	三〇	〃
羊	夏草食青草 冬季食豆稭	豆稭二〇斤	八	〃
猪	包米及糠等	需包米一升	每斤一角五六分	〃
雞	包米谷子紅粮等	一碗	每匹五角	〃
鴨	青菜山草等	二斤	每匹六角	〃
鵝	〃	三斤	每匹八角	〃

鑛產調査表

鑛質名稱	鑛區面積	產地距縣方向里數及村屯名	鑛發權者姓名	每月產額	每日工人數目	銷售價值	備考
煤	八一〇畝	正東距縣六〇餘里　几密溝	蕭大勛	三二、〇〇〇斤	八	每千斤二元	
〃	一、〇八〇	正東距縣七〇里　五道江高福溝	劉文閣	四五、〇〇〇	八	〃	
〃	四六六	正東距縣六五里　四道江鐵廠子西山	陳尙賓	三四、〇〇〇	一二	〃	
〃	五一六	正東距縣六五里　四道江鐵廠子小南溝	湯閣忱	三六、〇〇〇	一三	〃	
〃		通化縣城東九〇里　安居村楊木橋子	採金局	三〇〇、〇〇〇	二〇	每千斤元	
〃	二七五、五	通化縣城東五三里　白楊村棒瘧砬子	陳秉太	二〇〇、〇〇〇	一五	〃	
金	周圍一里	縣城南二〇里　一般金廠村	官　　檡				現已停採

林業調查表

種類	生產地	生產量	價格	售出地點	摘要
杉	一區龍頭村白鷄腰子	約產量一、三〇〇餘株	每株四元	運至安東出售	
赤松	一區龍頭村蛤塘溝	約產一、二〇〇〃	〃	〃	
楊	一區金廠村刀殼背	約產七〇〇〃	〃	〃	
柞樹	一區旺文村夾皮溝	約產九〇〇〃	〃	〃	
柳	九區羅圈八道溝	約產三〇〇〃	二	〃	
櫱	〃	〃	〃	〃	
白樺	九區撓頭溝	〃	〃	〃	
楸	〃	〃	〃	〃	

第三節　度量衡

本縣に於て用ひらるゝ度量衡は左の種類がある。

度

裁尺一尺　我曲尺一尺一五

緞子、個子、毛織物、大幅物等に用ひらる。

布尺一尺　我曲尺一尺七

小幅木綿物を度るに用ひらる。

木尺一尺　我曲尺一尺〇四

建築又は地積用に用ふ。

量　一平　我一斗四二

衡　平（銀塊を計る）

一兩は我九匁六三、一斤は我五四匁に當る。

秤（一般貨物を計る）

一兩は我九匁一六六、一斤は我一四六匁六五六

戥（藥材其他を計る）

一兩は我九匁一六三、一斤は一四六匁六〇八に當る。

第七章　通貨及金融

第一節　通貨の概況

本縣下に流通せる通貨は主として奉票にして、其他硬貨として銅錢、小洋錢がある。奉票は中國銀行、東三省官銀號等の發行せるもので、大洋票、小洋票の二種類がある。銅錢は一錢二錢の二種あり、奉天省の鑄造に係るもので、縣公署では他に移出することを禁止してゐる。小洋銀は多く富豪の私藏にかゝり、市場に流通するものは稀である。其流通高は、東三省官銀號票約八十萬元、奉天興業銀行票十五萬元、中國銀行票五十萬元、交通銀行票五萬元、奉天公濟平市銀號票一萬五千元合計百五十一萬五千元及び銅錢約五萬五千元、小洋錢十萬元である。以上の外、縣公署債券所に於て發行せる流通債券十八萬元があり、商務會に於ても四萬元の債券を發行してゐる。

第二節　金融機關

中央銀行分行

設立年月　民國八年十月二十日

營業科目　爲替、貸付、預金

準備資金　四〇萬元

爲替は普通一分五厘、電報送金は普通料金に電報料を加算す。取組高平均五〇萬元

貸付は信用貸付多く、一期を六ヶ月とす、利息　日歩一分六厘―一分八厘

東三省官銀號（解消せり）

設立年月　民國二年五月十日

爲替は同號發行の鈔票を以てする場合には東三省內は料金を要せず、他省への送金は料金二分、

取組高八〇萬元

貸出高三〇萬元

預金高一〇萬元

貸出金利其他は中央銀行に同じ。

郵　局

普通爲替事務を取扱ふも、其額極めて僅少なり。料金五分。

通化儲蓄會（營業せず）

沿　革

民國三年四月鳳凰城右軍統領馬龍潭及通化官民の主唱により、通化商會の監督の下に、資本金八萬元を以て、合資組織の大通銀號を創設し、地方金融界に重きをなしたが、官銀號、中國銀行支店の進出により壓迫を蒙り、資金の不足を告げたるを以て、商會主唱の下に其組織を變更して今日に至つてゐる。

設立年月　民國九年一月

組　織　株式一萬株（一株五〇元）五十萬元、目下減資四十萬元

營業科目　イ、貸出（日歩一分八厘―二分）ロ、穀類委託販賣、ハ、貨物取扱（大通當をして取扱をなさしむ）

決算期　三ケ年一回

當　舖

大通當

通化儲蓄會の一營業科目として營業せるもの、運轉資金三萬元、一般の信用厚し。本店東門大街、支店城內。

通興當

本店北關、支店西關。資本金三萬元

德化當

本店東門內、支店南門外。資本金九千元

裕通當

南門外、資本金一萬九千元

裕豐當

南門外、資本金一萬元

以上何れも、利子月三分、流質期間十ケ月とし、三ケ月以內は延期期間とす。

右の外日鮮人の金融機關として、通化貯蓄組合、農商組合がある。通化貯蓄組合は、大正十二年七月在留邦商の共存共立を主旨とし、組合員相互の營業資金を補助するため、廣濟堂主細戸庄三郎氏の發企により設立せられたもので、株式（一株百元）組織とし、資本金は三萬元である。

農商組合は在留鮮人の金融機關にして、大正十三年二月の設立に係り、資本金はもと五千元であつたが、後奉天勸業株式會社より五千元を借入れ、現在は一萬元を有してゐる。その目的とするところは、在留鮮人の農商業に從事するもののため、低利資金を給し、組合員の預金を奬勵し、一般鮮人經濟狀態の改善を計るにある。

第八章　交通通信

第一節　道　路

本縣は所々に山嶽起伏し、峻坂多く蔽在せるも、最近道路修築を勵行せるを以て、隣縣に比すれば良好である。解氷期及び雨期に於ては、道路、河道は泥濘の惡路と化し、舟車の交通一時杜絶することがあるが、結氷中は河道は坦々たる道路となり、馬車の往來最も頻繁を極める。

縣城より各地へ通ずる道路は次の如し。

一、通化奉天街道　五二〇里

快大尖子、英額布、班情門、興京、永陵、木奇格順を經て奉天に至る。（興京へ一二三〇里、格順へ四五〇里）途中

幾多の峻峰あるも馬車の往來自由にして、通化管内は殊に良好である。

二、通化桓仁街道　二〇五里（八道一九五里）

快大尖子にて奉天街道と分岐し、楞樑子を經て渾江を渡りて桓仁に至る。二三の峯あるも、通化管内に於ける道路は良好である。嵓岺以南の桓仁管内は、道路の修工充分ならず、砂礫道にして交通不便、且驛宿の設備不良である。

三、通化悄兒山街道　三〇五里

八道江、林子頭に至るものにして、途中まで馬車を通ずるも、老爺岺以東は道路惡しく、駄馬により貨物を運搬するのみである。

四、通化柳河街道　二〇五里

馬車を通ずるも、途中一二の峯あり、道路良好ならず。山城鎭まで乘合自動車を運行してゐる。

五、通化輯安街道　二六五里

楡樹林子を迂回するものと、直ちに南下するものとの二線あり。前者は馬車を通ずるも、途中老爺岺其の他の峻峰あり。往路は下り路となれるを以て、輯安よりの復路に比し馬車の交通困難ならず。後者は馬車を通ぜず、多く駄馬により運搬せり。殊に土匪の蟠踞せる地方を通過するを以て、旅行者は本線によらず、比較的安全なる前者（南路）を執り、楡樹林子に出づるものが多い。

所要日數（馬車行程）

通化桓仁間　二―二・五日　通化格順間　五―七日
通化八道江間　二日　通化輯安間　三―四日
通化柳河間　二―三日　自動車一日にして山城鎭に達す。

第二節　交通機關

一、陸運

縣下に於ける交通機關としては左の如きものがある。

イ、華軲轆　ロ、大車　ハ、轎車　ニ、牲（馬牛騾驢）　ホ、橇（冬期）　ヘ、自動車（通化山城鎭間のみ）

大車は三頭引乃至七八頭の多數を使用するものあり、積載量一五〇―二〇〇斤である。縣城內には人力車代用の一頭車驕車數十臺あり、專ら城內の交通又は城外近距離の旅客輸送のみに限られてゐる。

二、水運

渾江は河幅比較的廣きに拘はらず、水量少なく、且水勢急にして急灘難消所々に伏在せるを以て舟筏の航行困難である。その利用期間も夏季に於ける出水期に限らるゝ狀態なれば、水運の便は極めて僅少である。例年出水期には八道江下流、特に通化より艚子及び筏を流下し、その遡江は渾江口より約一〇〇里上流の砂尖子に限られてゐる。小舟又は高瀨舟は遡江し得れども、多くの費用と日數を要するを以て、現在は吃水五寸內外の小形艚子が、稀に砂尖子より遡江するを見る程度である。

所要日數

筏

通化桓仁間　約四日　恒仁砂尖子間　約六日

砂尖子渾江間　約二日半　渾江口安東間　約七日

艚子

筏の所要日數の約三分の二

航行機關

艚子　長二丈二尺　幅一丈三尺　吃水二尺七寸餘

建造費約五〇〇元

積載量豆粕一四〇〇枚、雜穀一八〇――二〇〇石

乘組員五――八名

船に關する諸掛

稅捐局徵收　一隻大洋二五元

縣公署徵收　〃　〃　三――八圓（積石量に依る）

第三節　通　信

一、郵　便

城内に二等郵便局あり、毎月取扱件數四萬通、其料金千元に上る。縣內に左の郵寄代辦所がある。

快大尖子、英額布、四道江、熱水河子、正岔、二密縣城よりの遞送路は左の諸線である。

一、撫順、奉天に出づるもの、二、八道溝を經て臨江、長白に至るもの、三、三源堡を經て柳河、海龍に至るもの、四、桓仁に至るもの

郵便物發送回數

通化――奉天、臨江、長白　一日一回

通化――海龍、柳河　二日一回

但桓仁行は快大尖子にて留置

快大尖子――桓仁通化　四日一回

小包郵便物は一馬車仕立の重量に達するまで留置くを以て、發着不定である。

二、電　信

城内に二等電報局あり、毎月取扱數平均四五〇通、收入約六〇〇元に達す。遞送路は次の諸線である。

一、興京を經て撫順、奉天に至るもの、二、柳河を經て海龍に至るもの、三、八道江を經て臨江、長白に至るもの、四、桓仁縣城に至るもの

三、電　話

電話は最近急速なる進步を遂げ、城內は勿論、縣內の主なる都邑及び隣縣各都邑に連絡し、重要なる通信機關を形成してゐる。通化外四五ヶ所の電話所あり、城內に於ける加入者一二一軒、料金は一ヶ月小洋六元にして、電話總局の月收約六五〇元である。

長距離電話の通話區域及料金は次の通りである。

區　域

一、東　路　臨江、長白に至るもの、頭道江、二道江、熱水河子、四道江、五道江

二、東南路　熱水河子、小羅圈溝、砬子溝門、五、六、七、八道溝

三、南　路　二畝地、夾皮溝

四、西　路　快大尖子、金斗伙洛、英額布、三棵楡樹、興京、撫順、奉天

五、西南路　小橫道河子、郭家店、半截、荒泊門、小荒溝、八里消

料　金

興　京	一、一〇	旺清門	、八〇	東昌臺	、九〇	永陵街	一、三〇
桓　仁	一、〇〇	柺磨子	、八〇	胸水河	、九〇	沙尖鎭	一、二〇
輯　安	一、二〇	葦沙河	、六〇	保甲七區	、七〇	東橫路	、七〇
花甸子	、八〇	荒岔溝	、九〇	七區二保	、八〇	臨　江	一、四〇
八道江	、七〇	仁土崖	、八〇	林子頭	、九〇	山盆山	一、〇〇

六、七道江一、四〇　柳　河一、二〇　柞木臺　、七〇　小進溝　、八〇
馬鹿溝　、八〇　藍　山　、九〇　三廣室　、九〇

此外、官設電所あり、鴨綠江岸輯安より城內官署に連絡す。又採木公司には專用電話線を架設し、八道江、三岔山、林子頭に連絡してゐる。

第九章　教育、宗教、衞生

第一節　教　育

本縣に於ける教育狀況は、事變前に於て、全縣學校五三校、教師一一八名、學級一〇八、學生五、三〇〇名（大正十五年六月調）を有したりしが、現在開校せるものは左表の如くである。

縣立全學校數　一八校　學生總數　一、五五二名
教師總數　五六名　學級總數　三八級

學校名	教師數	學級數	學生數	所在地	經費
通化縣立師範講習科	三	一	三五	東江沿	二、四七一・〇〇〇元
通化縣立女子師範講習所	二	一	三〇	附縣女校內	二、八七一・〇〇〇
通化縣立初級中學校	二	一	三五	附師講校內	一、六八〇・〇〇〇
通化縣立第二小學校	二	一	二六	四區快大尖子	一、〇三二・〇〇〇

通化縣立第三小學校	二	一	二五	二區熱水河子	一、〇三二・〇〇〇
通化縣立第五小學校	二	一	二六	八區西集場子	一、〇三二・〇〇〇
通化縣立第六小學校	四	二	五五	縣城內東門裏胡同	一、〇三二・〇〇〇
通化縣立第十小學校	二	一	二六	三區四道江南	一、〇三二・〇〇〇
通化縣立第十一小學校	三	二	七二	南垻外	一、六八〇・〇〇〇
通化縣立清眞小學校	八	六	三八〇	清眞寺胡同	三、七四四・〇〇〇
第一區立第一小學校	五	四	二一五	西門裏路內	二、一一二・〇〇〇
第一區立第二小學校	八	六	二三〇	東江沿	三、四三二・〇〇〇
第一區立第四小學校	五	四	一七〇	附縣立六校內	二、〇六四・〇〇〇
第一區立第十一小學校	四	三	一六三	附縣立十一校內	一、六五六・〇〇〇
第二區立第十一小學校	一	一	三七	附縣立三校內	四〇八・〇〇〇
第三區立第五小學校	一	一	三七	附縣立十校內	四〇八・〇〇〇
第四區立第一小學校	一	一	四〇	附縣立二校內	四〇八・〇〇〇
第八區立第一小學校	一	一	五〇	附縣立五校內	四〇八・〇〇〇
總計	五六	三八	一、六五二		三〇、六九〇・〇〇〇
省立第六師範學校	六	二	六〇	通化城南江沿附	一〇、〇〇〇・〇〇〇
滿洲國協和會日語學校	三	一	八五	通化東門裡	
通化普通學校	四	四	一六五	通化城南江沿附	四、二〇九・〇〇〇

第二節　宗　教

本縣に於ける宗教は佛教最も盛にして、住民の殆どは佛教徒であるといつてよい。寺院には、城隍廟、關帝廟、清英

寺等がある。

回教は其の勢微弱にして信者も約一千名を有するに過ぎない。

縣城に天主堂、耶蘇堂があるが、外國人教師常住せず、隨時興京方面より來りて布教する程度である。從つて其の普及狀態も微々として振はず、信者も前者約一五〇名、後者約三八〇名を數ふるに過ぎざる狀態である。

第三節　衞生

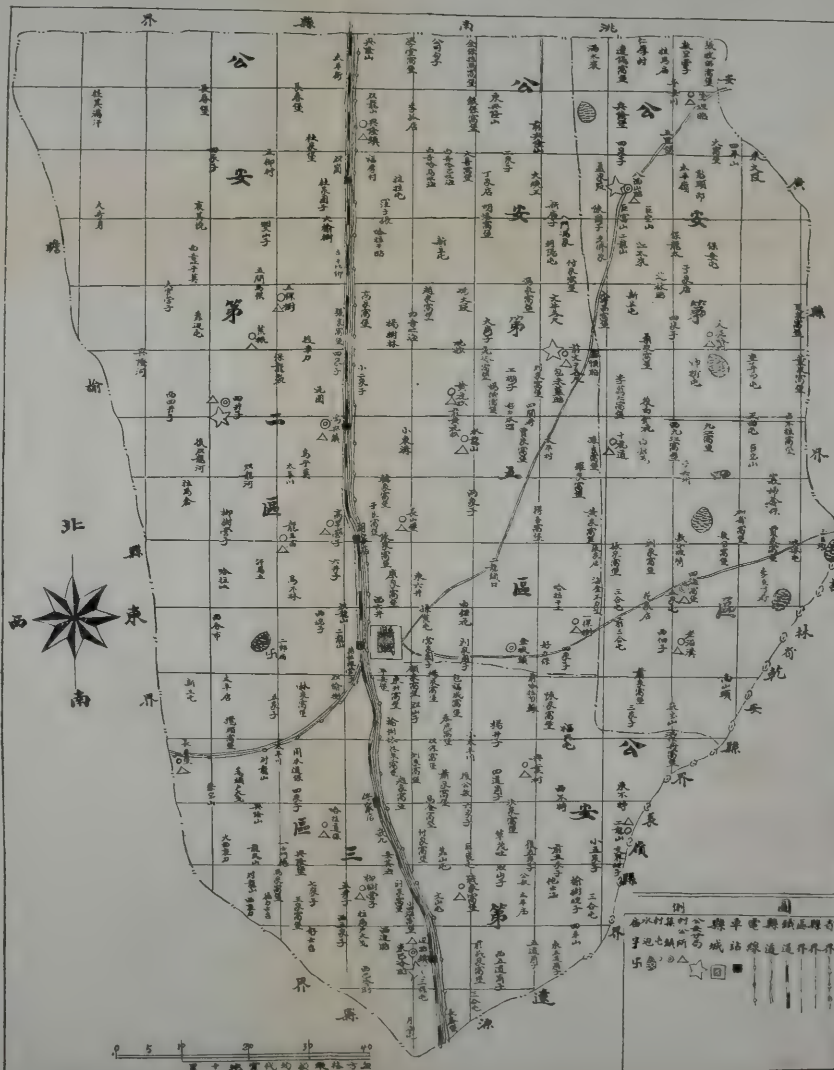
縣城の內外道路は側溝其の他の設備充分ならず、市街は概して不潔である。淸潔法を施行しつゝあるも、衞生思想普及せざるを以てまだ實績を擧ぐるに至らない。

縣城には官立病院の設備はないが、開業醫數軒あり、邦人には鮮人病院がある外、賣藥店數軒ありて、醫療には不便を感ぜざるも、用水たる井水は水質惡しく、寒暑の差甚だしく不順にして、健康他とはいひ難い。

城內外に左の醫院があるが、施設、技術ともに幼稚なるを免れない。

日本赤十字病院通化診療所（醫長鮮人）通化醫院、興亞醫院、仁濟醫院、育東醫院、北洋藥房

開通縣地圖


圖例
縣界
區界
鐵道
縣道
電線
車站
縣城
公安局
村公所
集鎮
村屯
水泡子
廟
北
東
南
西
公安第一區
公安第二區
公安第三區
公安第四區
公安第五區
洮南縣界
安廣縣界
遼源縣界
每方格約代實地十里

奉天省開通縣

屬　新井　清

第一章　總說

第一節　縣の歴史

本縣は元蒙古の哲里木盟札薩克圖王旗の一部に屬してゐたものである。簡單にその沿革を述ぶると次の樣な變遷を經て來た事が解る。

泰漢時代は匈奴の東部に屬して居たが、その後は東單干の管轄に歸した。更に魏晉以後は東胡と稱してその所屬明かでなく、宋時代には遼金の屬下にあつたのである。遼は契丹と稱して今の熱河省及察哈爾省地區であつて、金は女眞と稱し今の吉林省松花江流域であつた。

そこで今の開通縣は、當時遼の勢力が强大なときは遼の權力下に在り、又金の勢力盛んなるときは金に屬してゐたものであつたらしい。その後間もなく元が起つて金を滅ぼし宋を併せて、東亞及歐洲一帶をその馬蹄にかけた際に、論功行賞として封官制度を行つた。卽ち功績のあつた者共に官位と領地を與へたのである。札薩克圖旗も此の時下賜制定されたのである。ところが順帝の時に、帝自ら北方に馬を進めて狩をしたことがあるが、その際順帝は此の封官制度を如

何なる理由か廢止する事にしてしまつたものである。

間もなく明の英宗の當時、蒙古のセ先と云ふ男が起つて韃靼と稱し、彼が撫臺（邊境司令官の樣なもの）に就任すると同時に、札薩克圖旗は扶餘衞（今の扶餘縣）に屬することになつた。その後淸の太祖が滿洲に起つて以來、內蒙古の王旗の大部分は淸に歸順したので、淸の世祖は關內に入ると同時に從來の諸制度を改正し、內蒙古は東四盟、西二盟に分つことゝした。札薩克圖旗は卽ち東四盟中の哲里木盟に屬することとなり、郡王を以て旗爵としその領地を治めしめることに決めたのである。

光緖二十九年盛京將軍增旗は、當時露西亞が南下政策のため盛んに蒙古及北滿方面に侵入するので、此の對策として移民政策をとることにした。卽ち札旗所屬の土地を開墾し、產業を開發する旁ら植民を行ひ、同時に之に依つて邊防を有利にし露西亞の南下に備へようとしたのである。翌光緖三十年、土地開發並に邊防に關する諸官制を完成し、直ちに實行に移した。これによると該地方を一府、二縣に分ち、その所管を分擔して地方事務に當らしめることゝなり、洮南府、（今の洮南縣）淸安縣（今の洮安縣）開通縣の三行政區に區劃したのである。

民國二年に縣境東北の乂干他拉（アイカンタラ）及び洮南西の愛其撓（アイチョウ）の二地方に關して、洮南縣と開通縣との間に管轄爭が惹起した爲め、縣長劉蔭楟氏は民政長の命によりて洮南署に會し、興隆鎭以北を洮南縣に、乂干他拉以南及愛其撓の全區を開通縣に編入することゝし現在に至つてゐるのである。

次表は本縣の疆域沿革を示すものである。

開通縣疆域沿革表（開通縣誌歷代疆域沿革圖による）

時代	部屬	位置及名稱
周	肅愼に屬す	肅眞の西部
秦	東胡に屬す	東胡の東北部
前漢	東胡に屬す	東胡の東北部
後漢	挹婁に屬す	挹婁の東部
三國	挹婁に屬す	挹婁の東部
晉	挹婁に屬す	挹婁の東部
南北朝	靺鞨に屬す	靺鞨の西北部にして矢韋と稱す
隋	靺鞨に屬す	靺鞨の西北部にして矢韋と稱す
唐	靺鞨に屬す	靺鞨の西北部にして矢韋と稱す
五代	契丹に屬す	契丹の東部にして韃靼と稱す
宋	遼（即契丹）に屬す	遼の東部
南宋	金（即女眞）に屬す	金の西部
元	蒙古契丹の舊部に屬す	蒙古の東部にして太寧と稱す
元明間	蒙古に屬す	蒙古の東部にして兀梁哈と稱す
明	韃靼に屬す	韃靼の東部にして喀爾沁と稱す
清	內蒙古の哲里木盟札薩克圖旗に屬す	札旗の南部
清季	奉天洮南府に屬す	洮南府南部にして開通縣と稱す
民國	奉天洮昌道に屬す	洮昌道北部にして開通縣と稱す

第二節　建國以降現勢一般

大同元年三月一日を以て滿洲國は將來に大きな希望と光明とを以て生れたのであるが、幸ひ本縣には同年二月二十四日當時の自治指導部より宮崎專一（現鳳城縣參事官）赤石清三（現本縣參事官）の兩氏が當縣自治指導員として着任してゐたので、三月十日の建國紀念祭も日滿兩國人の手によつて盛大に擧行する事が出來た。滿州事變以來各縣の行政、並に治安、財政等は殆んど破壞されるか或は停止せざるを得ない狀態にあり、開通縣も同樣此の災を受けた事は云ふ迄もない。然かも事變前よりその職にあつた地方官吏の大部分は、滿洲國の將來に不安を懷き、事務を抛擲して自己の進退安全のみを顧慮してゐる有樣であつたから、當時入縣の指導員も仕事などは手に着かず、先づ滿洲國の成立の意義や滿洲國の將來、さては、日滿兩國の關係等を說明し、以て滿洲國に對する信賴と、將來への希望を持たせることに努めざるを得なかつたのである。

當時は未だ新政府の縣官制もなく、地方行政の元締とも云ふべきものは奉天の自治指導部であつたので、事變直後の地方行政は殆んど皆自治指導部が各縣に任命した自治指導員の手を通して各縣々長の名に於いて執行されたのである。三月中旬より開通縣自治委員の詮衡を開始し次の諸氏を適當と認め推薦決定した。

氏名	職籍	年齡	略歷
鄭　巽	開通縣々長	五十二歲	日本法政大學出身、縣長たる事既に六回。
張鳴堯	商務會長	三十一歲	興和盛糧棧主、農商貸款事務所理事、地方維持會委員。
李相臣	農務會長	四十一歲	稅務署事務員、農會副會長、農商貸款事務所理事。
王卓吾	教育會長	四十三歲	師範學校卒、民國四年以來開通にて教員。
陶文彬	紳士	六十八歲	巡警總局董事、縣議員、保衞團長、地方公款經理主任、近縣聯合自衞團督練。

解璧清	紳士	三十九歲	醫學研究會長、地方維持會委員、農商貸款事務所理事。
茹沛然	自衛團長	五十歲	鄕團督練、地方財政監査委員長、地方維持會委員長。
陳廣德	蒙古民代表	三十九歲	蒙古農民中の德望家。

此の八名の委員の互選の結果縣長鄭巽氏が委員長となり、四月上旬縣公署自治委員會々議室に於て日滿官民參列のもとに盛大なる自治委員會發會式が擧行された。

事變後各縣で最も頭を痛めた問題は何と云つても治安方面並に財政方面のものであつたことは云ふ迄もないところである。

四洮鐵路沿線の洮遼地區は滿洲事變後張海鵬將軍（現執政府侍從武官長、兼熱河省警備司令官）の賢明にして適切なる考察と行動によつて、辛ふじて大きな戰禍を蒙ることなく滿洲國の王道治下に入ることが出來たのは、洮遼地區民衆の幸福であつたばかりでなく、大滿洲國の爲め最も慶賀すべきことである。然しながら親の心子知らずで、張海鵬の此の行爲も素質の惡い不心得な部下のために、その後の警備工作に幾多の芳しからざる問題を惹起し、王道政治實現を沮害するに至つた事は實に遺憾なことである。何しろ、洮遼軍は軍隊と云ふもの丶、元を洗えば親分の張海鵬を始めとして何れも馬賊上りの兵隊であり、彼等にはとても軍規肅正を望めないと云へば、それまでであるが、縣の責任者としては之をそのま丶にして置くことは斷じて出來ないので差し當り何んとか此の對策を講ぜざるを得なかつた。

當時開通縣には唐豫森少將を支隊長とする騎兵一ケ支隊が駐屯して居り、直接の責任者は唐少將であるから、先づ彼の手に依つて之を改良、改善せしめければ、これに越したことはないし、それに斯くすることが此の際最も穩當であり

適切であつた爲め、四月二十五日、開通縣、瞻楡縣、遼源縣、雙山縣の聯合警備會議を開催し左の事項を決議し唐支隊長に手交したのである。

1. 軍隊の行動に對して、支隊長絶對の責任を持つこと
2. 軍隊の給養方法を具體的に決定し卽時實行あること
3. 兵匪、胡匪の討伐に際しては縣警務局と密接なる連絡を執こと
4. 農村に於ける軍隊の加害行爲は分局長、又は村長をして直ちに報告せしめ卽時支隊長の適切なる處置を受くこと
5. 隊兵は兵營內に起居せしむることを原則とすること
6. 宿營地に於ける宿泊料は完全に支拂ふ可きこと
7. 洮遼警備司令部より隨時檢閱を爲すこと

以上の要求を提出し、唐司令の諒解を得て銳意素質の進步改善を計り、專心治安の維持に任ずることにしたのである。

近縣聯合警備會議は此の日別に次の事項を決議し警備上の缺點を補ひ改善に努めることにした。

1. 各縣は自衛團を改良訓練して警備を嚴にすること
2. 地方農村の戶口調査を行ひ掃匪に便ならしむること
3. 十家連作（十家連坐法）を實施せしむる事
4. 軍隊、警察隊、自衛團の緊密なる連繫を保つ事
5. 滿洲國の眞義を徹底的に理解せしめ、反滿行動を防ぐ事

6.討伐に際して論功行賞を實施する事

斯くして警備工作も着々好成績を納め、治安も日に〳〵維持さるゝに至つた。

地方農村の經濟的疲弊と云へば想像外で、治安問題に次いで此れが對策及び救濟に如何に努力を費したかは想像するに難くない處である。

縣公署は取り敢へず省公署を通じて春耕資金を請求し、四月下旬資金交附を見ると同時に農村に分配貸與し一時しのぎをすることにした。次に示すものは當時の自治指導員の春耕資金貸付に關する報告書である。

開通縣春耕資金貸付の件

春耕資金貳萬五千圓也

右春耕資金貸付方法に關しては奉天省公署より

一方（四十五晌）に對し貳拾五元

二方（九十晌）に對し五拾元

とすと指示ありたるも本縣の如く次年砂塵によりて荒廢する農地にありては元來「一方」四十五晌たりし耕地も漸時荒廢し現在旗蒙地の如きは「一方」の耕地面積は三十一晌を標準となし居り且つ農地賣買に際しても「方」を以てせず晌を單位とせる實際耕地を以てなすを常とし又地方に依りて「方」の實際耕地面積も一定せず。「一方」（四十五晌）を標準となすことは實際上多大なる不公平を來たし、到底單位と爲す能はざるを以て當縣に於ては「晌」を單位と爲し前年度實際耕地を考慮に入れ「上に薄く下に厚く」を原則として最高五十元（六十六晌）最低二十五元とし、最低

額に達せざる晌所有者は該額に達する迄數戸連合して一口と爲し六十六晌以上の者と雖も一律に五十元に止めたり。

右は當縣春耕救濟委員會に於いて愼重考慮協議の結果更に張奉天省公署委員の承認を得て實行せるものなり。

貸付明細書次の如し。

開通縣春耕資金貸付明細書　（單位江洋）

區別	村別	口數	晌數	貸付金額	備考
第二區	四井子村	一一口	三三五晌	二六九元	
同	龍王廟村	九〇	三、八五七	二、九一二	
同	高于營子村	一八	七一一	五四〇	
同	鴻興鎭村	五三	二、六〇八	一、七六一	
同	荒根村	三三	一、〇六〇	八〇四	
同	五棵樹村	八六	二、九三五	二、二一四	
計	六ケ村	二九一	一一、五二六	八、五〇〇	
第三區	哈拉道保村	二一	八一九	六〇〇	
同	長春堡村	三六	一、六七三	一、一四八	
同	柳樹營子村	二七	八六三	六四八	
同	戰家窩堡村	二六	一、三〇九	九九四	
同	二龍山村	三四	一、三五六	一、〇二九	
同	興業村	二四	九三九	七一四	
計	六ケ村	一七八	六、九五九	五、一三三	
第四區	八面山昭村	四四	一、五一七	一、一四六	

同	大呢哈戝村	四〇口	一、五七三晌	一、一七六元
同	十花道村	三四	一、二五〇	九四五
同	老泊溝村	四一	一、七八四	一、三〇六
同	四海窩堡村	二七	一、〇八五	七九二
同	坐坦昭村	四六	一、九九四	一、四七六
計	六ヶ村	二三二	九、二〇三	六、八四一
第五區	興隆鎭村	二〇口	一、〇二五晌	七六六元
同	一棵樹村	二七	一、二四〇	八三七
同	水龍山村	三二	一、〇一五	七〇四
同	文牛各尺村	三一	一、四三六	一、〇二八
同	長山堡村	三四	一、一〇七	八三二
同	黄花抄村	八	五三〇	三五九
計	六ヶ村	一五二	六、三五三	四、五二六
總計	**二十六ヶ村**	**八五三口**	**三四、〇四一晌**	**二五、〇〇〇元**

これを「上に薄く下に厚く」の見地より驗するに六十六晌以上の晌所有者にして最高額（五十元）に止められたるものは五十三口にして其の土地總晌數四千五百七十九晌、貸付金額二千六百五十元なり。一晌當り平均率は五角八分强に當れり。

六十六晌以下の晌所有者は八百口にして其の土地總數二萬九千四百六十二晌、其の貸付金額二萬二千三百五十元なり一晌當り平均率は七角五分九厘に當れり。

但し右八百口の内には最底額二十五元に達せざる晌所有者は前述の如く聯合貸付方法を採りたるを以て實際恩惠を受けたる戶數は千三百餘となるものなり。

右の如き決定率に依り貸付たり、尙貸付後の實際上の效果については實地調の上報告する筈なり。

此の春耕資金交附は、一戶當り或は一晌地當りの金額は僅少ではあるが結果は惡るからう筈がなく、少なくとも新滿洲國に於ける王道政治の具體的表れの一つとしてまことに有意義であつたわけである。

縣の財政並びに縣下の金融狀態のごときも同樣何れも苦境にあつたことは言ふまでもなく、縣公署では省公署より補助金を仰ぎ、民間では金融機關の設置並に維持會等を設立して苦しいながらも對策を講じて來たのである。これ等の具體的事實に關しては後述の財政並に金融の項に讓る。

滿洲國成立と共に從來の遼寧省開通縣政府は奉天省開通縣公署として更生したのである。事變後並びに縣公署成立後の本縣々況の概況を知るに最も便利なのは自治委員會議事錄であらう。こゝに大同元年度に於ける該委員會決議事項の主なるものを示して參考とする。

開通縣自治委員會第一回會議錄（五月三十一日）

一、失業青年收容或は救濟の爲め貧民學校（又は工廠）設立を期する事

二、胡匪並に兵匪の撤底的掃滅を期する爲め自衛團の實力增加（人員增加と銃器補充並に訓練）を期すること

三、近縣聯防の實を擧げること

四、縣經費不足の爲め國稅の一部委讓を計ること

五、農民救濟並に地方金融の爲め農興銀行の設立を期すること

六、將來本縣開通驛附近に農事試作場並に「アルカリ土壤試驗所の設立さる可きを以て農業發展の見地より農業學校の設立を期すること

七、自治指導委員會並に自治委員會月豫算七百元は縣公署豫算に編入す

八、避難民歸農の對策として滯納田畝税の減税又は免税を計ること

九、自治委員會書記一名採用すること

第二回自治委員會々議錄（六月二十四日）

一、實業局新設の件は本縣の縣狀よりして新に一局を設ける迄に至るものと認めず、當分總務科內に併存せしむるを可とす

二、教育科內に文教課を新設し社會教育、並に社會事業の指導と宗教に關する事項を司らしむ

三、文教課の一業務として縣城內に公衆新聞雜誌閱覽所設置に着手すること

四、上半期收支決算書は次回本委員會に提出の事

五、警務局第一分局を市內に移轉せしむ

六、洮南逆產保管委員會より寄贈を受けたる材料を以て縣公署諸辦公室並に房舍を修理改築し新たに參事公館を建設すること

第三回自治委員會々議錄（七月十八日）

一、市内の小賣商人に對し營業許可證を與へ監督に便ならしむ
二、牛馬市場を速かに設立すること
三、市内道路の修理改築に着手すること
四、上半期收支決算後縣公署各局科員並に巡警、雇員等職員一律に增給すべし
五、毎月各戸より一定の衞生費を徵收し衞生課の費用の一部に當つ
六、當縣畝捐徵收方法改善の爲め各自治委員は分擔して現在耕地の實地調査を爲すこと

第四回自治委員會々議錄（八月四日）

一、衞生課の經費は月二百元とす。各戸より徵收する清潔費は之を五級に區分し毎月一級一元、二級六角、三級四角、四級二角、五級五分とす
二、資本金七萬元を以て株式組織の電氣會社を設けること
具體案は滿洲電氣株式會社と協定の上審議す
三、『コレラ防疫の件』
イ、省公署に豫防注射藥の交附を請求す
ロ、强制豫防注射
ハ、市内外嚴重檢疫
ニ、下車旅客の檢疫

八月下旬より九月中旬にかけて反滿義勇軍の勢盛んとなり、本縣の如きも兩三度に渉る大襲擊を受けし爲め、行政機關も一時停止するの止むなき狀態に至つたので、月一度の自治委員會も八月以降は開催することが出來ない有樣になつた。然し上述の議事錄で吾々は當時の開通縣は何に困り何を要求してゐたかと云ふことを幾分なりと知ることが出來ると考へる。



縣公署正門

大同元年七月には新縣制も發布され、惡逆の限りを盡してゐた反滿義勇軍も漸時熱河方面に追はれ、治安も稍安定したので、十月下旬頃に至つて縣城內の商家も漸次開店する程度に回復した。その後滿洲國の急速な躍進と共に本縣も着々王道政治の光を追ふて進みつゝある。

第三節　縣制及官公吏

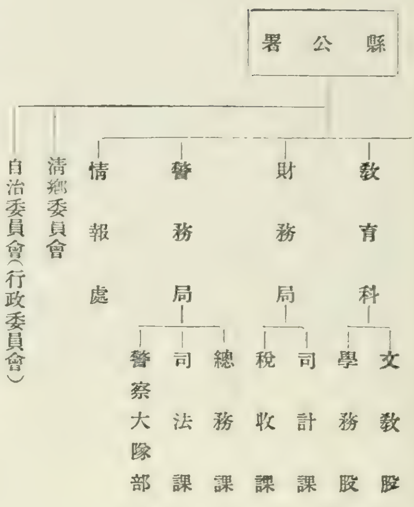
事變前より大同元年に至る迄の本縣縣制は民國十八年四月六日公布の「遼寧省縣政府暫行組織條例」に基いて組織されたものであるが、本縣は他縣に比して行政的にも財政的にも小規模のものであつた爲め總務科の第三科、及び建

設局、土地局、社會局、衛生局並びに糧食管理局の如きものを置かず、次表に示すやうな縣組織の下に地方行政を行つて來たのである。

- 縣公署
  - 總務科
    - 第一課
    - 第二課
  - 教育局
  - 財務局
    - 司計課
    - 稅收課
  - 公安局
    - 總務課
    - 司法課
    - 公安隊
  - 教養工廠

大同元年七月新縣制が發布されたが本縣は從來の組織をそのまゝ改變せずにゐた。大同二年舊正月を期して奉天省々公署より內示された案により左の通り改編し現在は次表の縣組織を以て縣政を行つてゐる。

- 總務科
  - 文書股
  - 行政股
  - 財政股
  - 實業股
  - 會計股
  - 收發股



現在本縣に奉職せる官公吏の官姓名を擧げると次表の如くである。（但し股長以上の者）

開通縣公署官公吏官職姓名表

官職名	姓名	備考
縣長	鄭巽	
參事官	赤石清三	
副參事官	新井清	
總務科長	游鴻鈞	兼任秘書
總務科財政股長	劉義泰	
總務科行政股長	劉勁	

總務科文書股長	沈詮	
總務科會計股長	鄒豐	
總務科實業股長	鄭晉	
總務科收發股長	賈蘊孫	
教育科長	車雲陞	
教育科學務股長	安錫三	薦任縣督學官
教育科文教股長	馬慶雲	
財務局長	鄭巽	縣長薦任
財務局司計課長	孫正之	
財務局稅收課長	郭傳序	
警務局長	趙力田	
警務指導官	那須皓	
警務局總務課長	趙道榮	
警務局司法課長	張宏義	
警察隊長	缺員	警察隊附姜錫鄉代理隊長
情報處主任	李國興	薦任通譯官

第二章 地誌風俗

第一節 地誌

第一項 位置地勢



四井子村（第二分局 村公所所在地）

本縣は東は東經七度十分より西は六度四十分まで、南は北緯四十四度五十五分より北は北緯四十五度四十一分の内に在る。但し經度は北平を起點としての度數であり緯度は赤道を起點として計つたものであることを附言して置く。

滿鐵本線の四平街驛より四洮鐵路で西北へ約七時間三十分行くと縣城のある開通驛に着く。奉天省の西北方に位して東は乾安縣、長嶺縣と吉林省に接し南は遼源縣に、東北は安廣縣、北は洮南縣、西は瞻楡度縣を經て興安省に連なる。東西約一百十支里、南北一百五十支里、總面積一萬三千一百方支里の洮遼地區に於ける小縣である。

邊界一覽表（開通縣々誌に依る）

方向	邊界地名	隣接縣名	縣城ヨリノ里數(支里)
正東	三王泡	吉林省乾安縣ニ接ス	六十五里

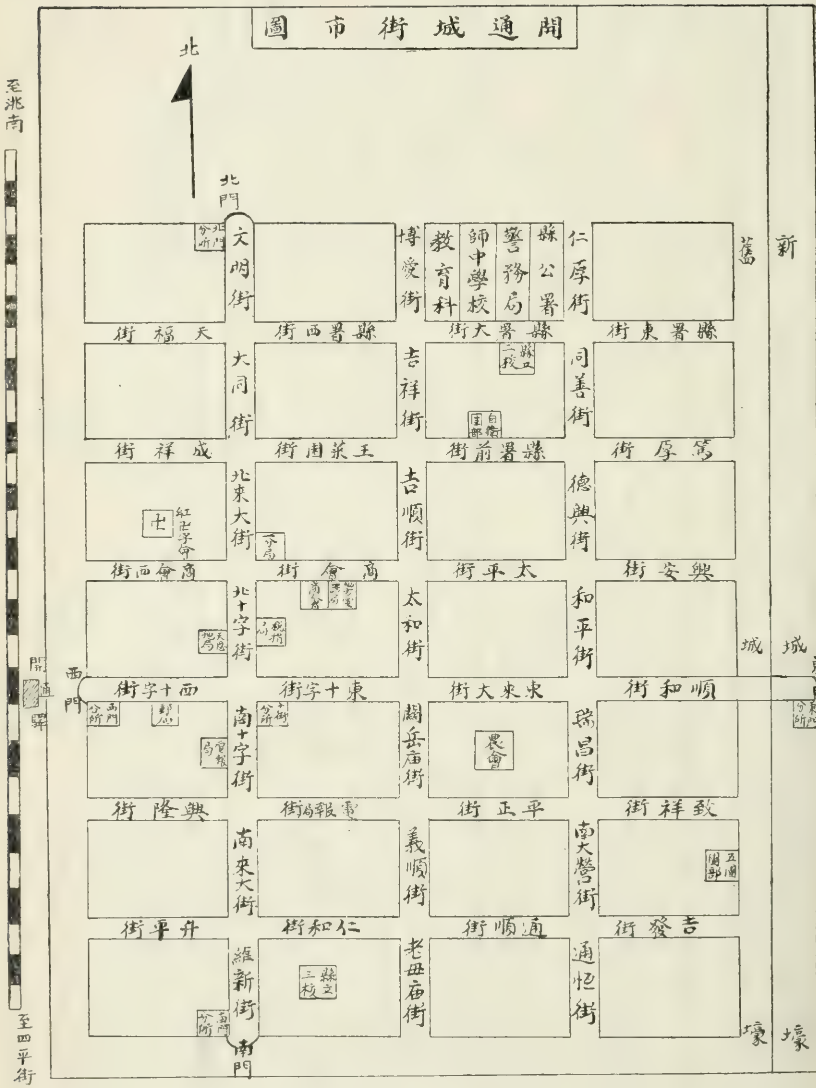
東南	他士海屯	吉林省長嶺縣ニ接ス	五十里
東北	張木匠窩堡	奉天省安廣縣ニ接ス	七十里
正南	老邊昭	奉天省遼源縣ニ接ス	六十五里
正西	泥毛攬頭屯	奉天省瞻楡縣ニ接ス	三十五里
正北	興隆山屯	奉天省洮南縣ニ接ス	八十五里
西北	城坨子屯	奉天省突泉縣ニ接ス	九十八里

地勢は一望千里の砂質草原地帯で一本の木、一流の河川、一つの山嶽もない大曠野である。四洮鐵路を西北に進み鄭家屯の遼河を過ぎれば汽車の窓から見えるものは只一面に廣い平原、此の外には何もないのに驚くであらう。

第二項　戸口

本縣内の各都市及び村鎭は、昔時蒙古民族の家畜遊牧の溜り場として、或は隊商等の交易場所として存在してゐた地點が、漸次、時代の變遷とともに、その地に永住し、或は農牧業、或は商取引をやるに至り、四洮鐵路の開通につれて徐々に發達したものである。

縣城の在る開通は昔時「七井子」と稱され、蒙古民族が遊牧するに當つて滯在、或は家畜の賣買、又は物々交換をする際の場所としてあつたのである。「七井子」とは第七番目の井戸のある所と云ふ意味で、砂質土壤草原地帯では、井戸と樹木は遊牧民族の憧れの的であつて、恰も當時存在してゐた、小部落（後の開通）には此の井戸があり、興安嶺以東此處が第七番目の井戸のある部落であつたので、人々は此處を七井子と呼んだのである。此の井戸も現在はその所在が不明であるのは、惜しむべきことだと思ふ。


開通城街市圖
北
至洮南
至四平街
開通驛
北門
南門
西門
東門
新城壕
舊城壕
文明街
博愛街
教育科
師中學校
警務局
縣公署
仁厚街
天福街
縣署西街
縣署大街
縣署東街
大同街
吉祥街
同善街
成祥街
縣署前街
篤厚街
北東大街
吉順街
德興街
紅卍字會
商會西街
商會街
太平街
興安街
北十字街
太和街
和平街
西十字街
東十字街
順和街
南十字街
關岳廟街
瑞昌街
農會
興隆街
平正街
致祥街
南東大街
義順街
南大營街
升平街
仁和街
通順街
吉發街
維新街
老母廟街
通恒街

光緒三十年頃に於ける縣城內の戶數は約五百戶で、內農民三百戶、商工業者二百戶位であつたが、その後次第に發達して四洮鐵路の開通するに至つて一躍一千戶を超ゆるに至り、現在では約二千戶の農商工民家を有する城市にまで躍進するに至つた。

滿洲事變以前縣內戶口、人口調査表（民國十九年一月調）

區別 / 戶口人口	一區	二區	三區	四區	五區	合計
戶口	八八六	一、一〇一	二、五九二	二、六二〇	一、八四二	九、〇四一戶
人口	六、二七五	一二、五八五	一五、九三〇	一三、五三五	一三、〇五六	六〇、三八一人

滿洲事變後縣內戶口、人口調査表（大同元年七月調）

區別 / 戶口人口	一區	二區	三區	四區	五區	合計
戶口	一、三七二	一、七五二	一、七八二	一、二二〇	一、六六〇	七、七八六戶
人口	七、三八四	一二、二一一	一三、五六五	八、七六六	一二、五九〇	五四、五一六人

右の滿洲事變後に於ける戶口、並びに人口數は、大同元年九月の義勇軍事變及び打ち續く匪賊の變により多少の變化を示してゐる。縣城を含む第一區は地方農民の避難所であつた爲め漸次增加し、現在（大同二年三月）では戶口二、二一八戶、人口一二、〇七〇人となつてゐるが、縣內全戶數及び全人口數に於いては右表の示す通り減少を見てゐる。こ

れは急激なる國家變革に伴ふ不安と、滿洲事變以來激增した兵匪、反滿不良軍の横行との結果で止むを得ないところである。

第三項　主要都市

縣内には都市と稱せらるゝ程のものは一つもない。村鎭とか、村屯とでも云つた方が適切である。縣城の在る開通でさへも都市と云ふにはあまりに邊僻であり、文化に遠ざかつてゐる。

開通は縣公署、税捐局、天恩地局、電報局、電話局、その他第二團本部、商務會、農務會、師範學校等諸地方行政機關の所在地、縣内第一の都市？である。四洮鐵路の通過驛、高粱、大豆、牛、馬、豚、等の特產物集散地であり、從つて商工業の中心地となつてゐる。現在の戶口數二、二一八戶、人口男六、七九一人、女五、二七九人男女計一二、〇七〇人で二十町四方の土城にとり圍まれた開通縣の首都である。

邊昭鎭。第三區に於ける優秀部落、第三分局、郵局分所、税捐分所、等を有し、邊昭驛は特產物の積出し地となつてゐる。人口約三千足らずである。

八面山昭村。第四區分局所在地、第二團派遣隊駐屯地で、安廣縣との交通の要地をなし、燒酒商、糧棧等の有力なるものがある。爲めに商務會分會を置いてある。戶口四百戶、人口約二千五百、縣城まで七十支里である。

四海窩堡村。第四區第二位の村落で、警務局獨立分所、及自衞團大隊部を置く。吉林省乾安縣との連絡地點である爲め、他村鎭に比して商取引及び農產物の集散盛んである。人口約二千人餘。

四井子村。第二區分局所在地で、昔時は七井子（開通）と共に盛んなる村鎭を形成してゐたが、近時漸く衰へて住民

も殆んど各地に散じ、今は昔の面影を認められない。

鴻興鎭。第二區第一の村落で、四洮鐵路の通過驛を持つ爲め、特産物の出廻り時季には相當繁榮を示しつゝある。人口二千人足らずである。

此の外、五家子。長春堡。五井子。双山堡。太平山。興隆鎭。王家圓子。柳樹屯等の諸村鎭があるが、大同小異の中級村落である。

第四項　氣候

北緯四十五度にある本縣は、これに大陸的諸影響を受けて寒暑の差甚だしく、加ふるに西は興安嶺に續く砂質草原地帶であるため、三、四、五月の頃に至れば蒙古風の發動地となりて、春耕季の農民を苦しませるのである。雨、霜、雪は比較的少なく爲めに空氣は乾燥して農作物の成育に、又住民の呼吸器衞生に多大の障害を與へてゐる。天氣は殆んど晴天續きで夏から秋にかけて、連日赤い夕陽の滿洲を如實に見ることが出來る。

開通縣氣象表（大同元年警務局調査）

類別＼月別	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	年
平均氣温（攝氏）	零下一八・〇	零下一三・八	零下二・九	五・八	一三・七	一九・七	二三・六	二一・三	一四・一	六・二	零下五・八	零下一四・九	四・一
最高氣温ノ平均（攝氏）	零下一八・八	零下六・九	零下五・六	一四・〇	二一・三	二六・七	二九・七	二六・八	二一・一	一三・七	〇・五	零下八・八	一一・一
最低氣温ノ平均（攝氏）	零下二五・〇	零下二一・〇	零下一〇・七	零下一・六	六・七	一三・六	一八・六	一七・〇	八・九	零下〇・四	零下一一・八	零下二〇・九	零下二・二
最高氣温（攝氏）	零下〇・七	五・三	一七・〇	二七・一	三五・八	三五・七	四〇・〇	三七・〇	三一・一	二七・〇	一六・六	二・七	三九・七

最低氣温(攝氏)	零下三六・二	零下三・九	零下二八・二	零下一一・四	零下一・九	四・〇	一三・六	九・〇	零下一・六	零下一一・七	零下二三・〇	零下三〇・八	零下三六・五
降水量(粍)	一・七	二・五	三・二	一一・九	二〇・〇	六〇・七	一三三・四	一三七・七	五六・〇	八・二	五・八	一・三	四三二・五
降水日數	四	三	二	三	八	一一	一三	一五	一一	三	三	二	七七
快晴日數	一七	一三	一三	六	五	三	三	四	六	一五	一三	二〇	一一七

第二節　風　俗

風俗習慣は殆んど滿洲の他の縣と大同小異であるが、只此の地方は住民の中に蒙古民族を含んでゐるため、所によつては往々蒙古樣式の點も認められる。

住民の大部分は漢民族で縣民の約八割を占めてゐる。他は蒙古民族一割强で、滿洲族（女眞族）は殘念ながら見る影もない迄に極めて僅少なる存在である。

從つて衣食住も他と異つたところはない。常食としては高粱又は粟を用ひ、農民階級は殆んど一飯一菜、殆んど生葱に味噌で間に合せてゐるのであるが、此の地方は牧畜が盛である爲め牛、豚、羊肉は他地方の住民に比して度々食膳に供せられるわけである。

衣類も大差はないが、冬季は寒氣が甚だしい爲め羊皮や、犬の皮を毛の付いたまゝ衣類にしてゐる者が多い。殊に冬季目立つものは蒙古靴である。牛皮又は布製で外面を作り内面には犬又は羊の毛を以て防寒用に製作して着用してゐる。

家屋の殆んど全部は土小屋で、これは樹木を有せざる蒙邊地帶の共通家屋である。土煉瓦を積み重ねて屋根は高粱の

莖を以て葺き、更に壁土を以て塗り固める。雨量が少ないのでこれで充分居住出來ると云ふ話である。屋内は寒氣に對する爲めオンドル式で、北面には決して入口又は窓を造らない。そして土匪、馬賊に備へるために、家屋には必ず土壁を廻らしてある。どこでもさうであるが、殊に此の邊は貧富の差が甚だしいので、娯樂や趣味なども階級によつて相違がある。中産階級と云はれる者がないのであるから共通的な娯樂など出來やう筈がない。強いて求めるならば「マージヤン」であらうが之も貧乏人と大人とはやり方が違ふと云ふ話だ。一般縣民の娯樂としては麻雀、牌九、紙牌、それに女と賭博であらう。上流階級は麻雀や競馬、裝身具趣味と云つたところである。住民の大部分は鴉片吸飲者である。

漢民族が大部分である爲め祭禮、儀式、その他の習慣も別に變りはないが、蒙古民族や回々教徒は小數ではあるが多少異つた樣式でやつてゐる。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

縣内を五區、一城二十四ケ村に分けてゐる。各區に警務分局を、各村には村公所を置き、警務分局には分局長を、村公所には村長及村副を置いて所管事務の責に任じさせてゐる。これを表示すると次の如くである。

區名	城村名	村長名	備考
一區	開通城		城内ハ縣長直轄

二區	四井子村	寶青山	
	龍王廟村	常錫庚	
	高罕營子村		村長、村副缺員
	鴻興鎮	袁興祥	
	荒根村	李恩溥	
	五棵樹村	屈萬貴	
三區	戰家窩堡村	陳秉春	
	柳樹營子村	陳鶴亭	
	哈拉道保村	孫相臣	
	興業村	張德生	
	長春堡村	王恩魁	
	二龍山村	徐鴻翺	
四區	四海窩堡村	于振江	
	老沿溝村	張明榮	
	十花道村	劉雨索	
	八面山昭村	赫長清	
	坐坦昭村	張金鈞	
	大泥哈戈村	趙德才	
五區	一棵樹村	張秉文	
	長山堡村	許忠恕	
	水龍山村	楊俊	
	興隆鎮	荆殿閣	

區	文牛各尺村	于澍元
	黄花抄村	劉全成
備考	全縣五區一城二十四ケ村。	

第二項　鄕村制度及び自治制度

縣公署の組織は先きに述べた通りであるが、その職能を簡略に述れば次の如くである。

(イ)縣長。縣長は省長の指揮監督を受けて法令を執行し、縣內の行政事務を監理し、部下の官吏を指揮監督する。委任官以上の官吏の進退に關しては省長に申請し、それ以下の進退は縣長自ら之を專行し得る。

(ロ)參事官。參事官は縣長を補佐し、縣行政の機務に參劃し事務を掌理する。縣長事故あれば參事官は縣長の職務を代行するもので、官制上では縣長の指揮を受けることになつてゐるが、實際の仕事は殆んど參事官の手によつて行はれてゐる。

副參事官は參事官を補佐し參事官事故あるときはその職務を代理する。

(ハ)總務科長。總務科長は左の事項を管掌する。

1、典守官印及文書に關する事項
2、官吏の進退賞罰及身分に關する事項
3、會計に關する事項
4、內務に關する事項

5、實業に關する事項

本縣には內務局及び實業局を置かないため、此の二局に屬する事項は總て總務科に一括包含して總務科長をして管掌させてゐる。

(ニ)教育科長。教育科長は文教、學務の二股を管掌し教育に關する事項を司る。

(ホ)財務局長。財務局長は縣長之を兼任し徵稅並びに司計に關する事項を管掌する。縣長の財務局長兼任は下級縣なるを以て主として經費の關係に原因す。

(ヘ)警務局長。警務局長は警察、衞生、消防に關する事項を管掌し、自衞團を指揮監督する。

(ト)情報處主任。情報主任は部下をして治安並びに政治、經濟、人事等の情報を集めしめ以て上級(奉天情報處)監督官廳に速かに連絡すべき各種の事項を管掌する。

(チ)淸鄉委員長。淸鄉委員長は縣長之に當り、委員長は各委員を指揮監督して兵匪馬賊、その他縣內に於ける不良分子の淸掃に關する事項を管掌する。本縣の淸鄉委員會は元、治安維持會と稱せしものを改稱せるものである。

(リ)行政委員長。行政委員長も縣長之を兼任し滿洲事變直後成立せる自治委員會機能をそのまゝ執行してゐる卽ち、その事項は左の如くである。

1、縣の豫算決算の審議、

2、縣條例の判定及改廢、

3、縣稅及使用料、手數料、夫役並に現品の賦課、

4、縣債の募集、或はその條例の改變、
5、豫算外支出の審議、
6、縣の基本財產の置設及び其の管理處分、
7、不動產の購入及び其の處分、
8、倉穀の設置並びに其の管理、處分。
9、其の他縣長、參事管の重要と認めたる事項。

各區には警務局の管轄に屬する警務分局を置いて間接的に區內の各村公所を監督させてゐる。元來村公所は縣公署直轄のものであるが、地理的に、或は手續の關係で不便が多いので、分局をして縣公署の行政的事務の一部分を擔任せしめてゐる。分局には分局長及分局員を置き管下の事務を執らしむる。

村公所は村長、村副、村董及村書記によつて成立してゐる。村長は縣長の命を受け部下を指揮監督し村公所の總ての事項を司る。村副は村長の補佐並びに代理をなす。村董は村內の有志、卽ち日本內地に於ける村會議員に當るもので、村落自治の根幹をなすものである。

村書記は村公所に於ける吏員にして村公所の事務に當るものである。村長、村副、村董は村民の選擧に依つて縣長之を任命する。

村內の行政事務は村長、村副、村董合議の結果多數決を以て之を決し村長之を執行する。

左に第四區八面山昭村の大同元年に於ける支出豫算を示し參考とし度い。（收入豫算書見當らず）。

八面山昭村公所大同元年一月起至十二月底止支出豫算書

科目	上年份豫算	本年份豫算	比較 增	比較 減	備考
第一款村公所費	六二四、〇〇元	六二四、〇〇元			
第一項、薪資	五五二、〇〇	五五二、〇〇			
第一目、薪資	四五六、〇〇	四五六、〇〇			
第一節、村長薪金	一九二、〇〇	一九二、〇〇			村長一人月支十六元年支如上數
第二節、村副薪金	一四四、〇〇	一四四、〇〇			村副一人月支十二元年支如上數
第三節、僱員薪金	一二〇、〇〇	一二〇、〇〇			僱員一人月支十元年支如上數
第二目、工資	九六、〇〇	九六、〇〇			
第一節、村丁工資	九六、〇〇	九六、〇〇			
第二項、辦公費	七二、〇〇	七二、〇〇			
第一目、文具	七二、〇〇	七二、〇〇			
第一節、紙張	二四、〇〇	二四、〇〇			紙張月支二元也
第二節、冊簿	一二、〇〇	一二、〇〇			冊簿月支一元也
第三節、筆墨	一八、〇〇	一八、〇〇			筆墨月支一元五角也
第四節、雜支	一八、〇〇	一八、〇〇			雜件月支一元五角也
說明	本村並無公款收入所有各項費用呈報核准向民戶按地攤派本書所列經費均按現洋計算以元爲單位至釐爲止本表上年份豫算數與本年豫算數相同並無增減特合聲明。				

村公所に於いて辦理すべき事項は「遼寧省村公所章程で左の通り規定されてゐる。

1、村界の整理
2、警察と共同して戸口の調査
3、衛生團の設置
4、警察と協力して匪徒搜捕
5、盜案凶災及外國人居住者の調査並に特別發生事項の報告
6、賭博及遊民の禁止取締
7、學務の提倡及整頓
8、實業の發展
9、農田水利の改良
10、道路橋梁の修築
11、植樹造林の提倡
12、救濟事業の辦理
13、種痘及衛生事項の提倡
14、邪教硯の禁止
15、古蹟古物の保存
16、會の管理及公費負擔の割當事項

17、村民會議決議事項の執行

18、上級官廳よりの命令宣布

19、縣政府の委任及警區委託事項の執行

20、警察を幇助して税金徴收

21、其の他各種公益に關する事項

規定の上では以上の如く間然するところはないが、本縣の村公所に於ては遺憾ながら右の事項が完全に實行されてゐるとは云へない。現在比較的行はれてゐるのは、2、3、4、5、7、17、18、19、20の各項であるが、これも各村々によつて一樣でない。然し現在の如き疲弊其の極に達し全く活動力を失つた農村狀態に於いてはあまり無理な注文も出來ないわけで、或は此處暫らくは致し方のないところであるかも知れない。

第四章　財政

第一節　概說

從來の開通縣は年豫算十萬元を以て請負はれたものである。財務局の手によつて徵收される畝捐以下數十種の諸稅は强制的に完納せしめられ、縣下の狀態が何うであらうと、敎育、治安、產業、交通、文化の施設或は治績がどうであらうと更に問ふところでなく、飽くまで請負主義の原則の下に縣の財務行政が行はれてゐたのである。然かも縣公署の下

には更に警務局、財務局、教育局と云ふ下請負がありて、官制の上では縣公署の一部分であり、縣長の指揮下にあるべき筈の、之等の各局は財政的には各々獨立的立場にあると云ふが如き實に變態的な制度であつた。

一體縣の財政局はどんな規定の下に組織されてゐるかと云ふに、お恥しい極みだが開通縣には財政局辦理章程といふべきものは一つもない。我々としては殆ど了解に苦しむところであるが、從來は兎に角これでやつて來てゐるのだから驚くの外はない。

民國十八年八月の遼寧財政廳訓令第二十七號によると「業查各縣財政局業已先後組織成立所有該局對於縣政府及本廳之地位極應及早規定以憑遵守查縣財政局組織條例第一條規定縣財政局管理縣政府所屬一切財政事宜是縣財政局所管理者既在縣長管轄範圍之內自應完全受縣長之監督但縣財政局係屬獨立機關與前之公款處不同其內部事項如請領票照委任課長等倘均縣長代轉往返多費用折且縣財政局長若不直接本廳則關於地方財政興革辦法深恐與縣長意見分岐致碍進行殊失立法本旨應即明白規定凡關於地方現行財務行政均應稟承縣長辦理如向本廳請示文件亦須呈由縣長轉呈至關於其內部事項得逕呈本廳但與縣長有關係者仍須分呈其他關於興革計畫亦得由局逕呈本廳核示並分呈縣長似此辦理庶權責分明事無隕越地方財政自不難日臻上理也除分行外合令該局長即便遵照辦理勿違此令」とあるから恐らく此の訓令に示すところの縣財政局組織條例に依つてやつてゐたものらしい。

縣財政の基礎を爲す租稅の種類及び稅率も各縣一樣でないが、開通縣に於ける現行各種稅捐及罰金稅率は次の通りである。

開通縣現行各種捐名、罰金及捐率表

捐名	徵收率	解省或留縣	備考
畝捐	不分等地每畝年收大洋一角	全部留縣	前清光緒三十三年正月核准
營業捐	按資本千分之二收入	全部留縣	民國十五年七月核准
斗用捐	按入市雜糧價值每元收大洋一分二厘	全部留縣	前清宣統三年五月核准
皮捐	按價值每元收大洋一分	全部留縣	民國十五年七月核准
甘草捐	按價值每元收大洋一分	全部留縣	民國十五年七月核准
妓捐	按娼妓三等一人月收大洋一元、二等一人月收大洋二元	全部留縣	民國十二年十月核准
屠宰捐	按宰猪一口收大洋六角、羊一雙收大洋三角、牛一頭收大洋一元	全部留縣	前清宣統三年六月核准
肉捐	按宰猪一口收大洋五角、羊一雙收大洋二角、牛一頭收大洋一元	解省留縣各五成	民國三年一月核准
脚車捐	按車戶拉脚費百元收大洋五元	全部留縣	民國十三年七月核准
婚書費	按每份收大洋一元內扣工本費二角徑售費二角	每份除解省、工本二角外其餘留縣	前清宣統二年三月核准
車牌捐	按四套車牌每片收大洋八元、三套車牌每片收大洋五元二套車牌每片三元、一套車牌每片收大洋一元	每片除解省鑄本一角五分外其餘留縣	前清光緒三十三年四月核准
過路執照	按車牌價值四分之一收入	除解省百分之五工本外其餘留縣	前清光緒三十三年十月核准
牲畜捐	按牧養牛馬騾每頭匹收大洋二角、羊每雙收大洋五分均按年核收	全部留縣	民國九年十二月核准
學田租	按學田熟地出租收料照時價核收	全部留縣	於民國元年九月由人民捐助專辦學校
畝捐罰款	按畝捐有滯納者逾一期加收一成、二期加收二成、三期加收三成爲止	解省留縣各五成	民國十三年九月核准
雜捐罰款	按偷漏價值一倍至五倍爲止	解省留縣各五成	民國十八年十月核准
違警罰金		解省留縣各五成	
說明	查成縣所收各種捐款均係專案具文呈請省署核准並無何項章則辦法省頒現行地方捐收條例惟表列係二十年度實收入額數四二、一五七元五角五分合併聲明。		

第二節　歳入及歳出

右に民國十九年度卽ち滿洲事變直前より直後に渉る事變最中の歳入、歳出決算書を示し當時の縣財政狀態を明かにして見る。

民國十九年收入決算書（民國十九年七月起至二十年六月底止）

項目別／月	畝捐	營業捐	斗用捐	皮捐	甘草捐	妓捐	屠宰捐	肉捐	脚車捐	婚書費	車牌捐	過路車執照	牲畜捐	學田租	合計
七月	四、四七五・九八	三二三・〇〇	四一・六七	―	三〇・〇一	一三・〇〇	五〇・一〇	二〇・一五	―	五・四〇	二、八〇九・六〇	―	―	―	七、九六八・九一
八月	九、七〇〇・一七	三九五・〇〇	八・八一	―	―	九・〇〇	一九・〇〇	七・四〇	―	二六・四〇	―	―	―	―	一〇、一六六・二八
九月	一、三三八・九八	九〇二・〇〇	五・二七	三・九八	―	二八・〇〇	一一七・四〇	四六・〇五	―	―	―	―	―	―	二、四四〇・六八
十月	五一七・一五	六七六・〇〇	―	―	―	二七・〇〇	六三・三〇	二七、三〇	―	三・六〇	―	―	―	―	一、三一四・三五
十一月	四〇二・五〇	九三二・〇〇	六六九・五八	―	一〇五・五六	二七、〇〇	一〇五・〇〇	四五・八〇	―	二〇・四〇	―	―	―	―	二、三〇七・八四
十二月	三三七・二〇	七一五・〇〇	四、〇〇四・二二	三三・六二	―	二四・〇〇	三七・九〇	一七・〇〇	―	一〇・八〇	一、二〇〇・〇〇	九五・〇〇	―	―	六、四七四・七四
一月	三三五・一〇	六九六・〇〇	六、九〇〇・九九	一二・八〇	―	二七・〇〇	九〇・三〇	二九・八五	―		二〇〇・〇〇	九五・〇〇	―	―	八、三八七・〇四
二月	二六二・二二	五九八・〇〇	五、七一四・七一	二七・〇〇	―	二四・〇〇	八一・九〇	三七・八五	―	―	四〇〇・〇〇	―	―	―	七、一四五・五八
三月	二六三・九五	六四七・〇〇	一、九二四・一四	二〇・三五	―	二七・〇〇	四・五〇	一・八五	―	三・六〇	五、一三三・六〇	九五・〇〇	―	―	八、一一九・九九
四月	一四、四九四・〇二	四四八・〇〇	三、一二七・六八	一三・五〇	―	二八・〇〇	三一・七〇	一三・八五	―	一四・四〇	―	―	二、一七八・九五	―	二〇、三五〇・一〇
五月	一五、二三五・六六	五九四・〇〇	六三五・九九	―	―	一〇・〇〇	四六・[illegible]	一九・二五	―	三・六〇	―	―	八六〇・二〇	―	一七、四〇五・〇〇
六月	二、七三八・八三	五四二・〇〇	二二二・〇五	―	二八・九一	一七・〇〇	五一・〇〇	二〇・八五	二八・九一	二〇・二〇	―	四五・六〇	二六七・八〇	七四・八七	四、〇四八・〇二
年	四九、九七〇・六六	七、六三八・〇〇	二三、二四五・一〇	一〇九・二四	一六九・四八	二七一・〇〇	六九八・八〇	二九七・二〇	二八・九一	一〇八・四〇	九、七四三・二〇	三三〇・六〇	三、三〇七・〇五	七四・八七	九五、八八二・五一

項目＼月別	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	年
縣公署	九八五•七〇	九八五•七〇	九八五•七〇	一、〇八五•七〇	一、〇八五•七〇	一、〇八五•七〇	一、〇八五•七〇	一、〇八五•七〇	一、〇八五•七〇	一、〇八五•七〇	九八五•七〇	九八五•七〇	
薪俸	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	四六二•〇〇	
酬金	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	二一七•七〇	
各項津貼	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
旅費	二九•七〇	二五•三四	三六•二〇	五〇•二〇	四五•五〇	六三•三〇	三九•一〇	五五•六〇	六一•七〇	三九•八〇	三六•四〇	三四•一〇	
物品費	—	—	—	一一〇•〇〇	—	—	—	—	—	一〇〇•〇〇	—		二〇〇•〇〇
文具費	七八•六〇	六八•四九	一〇〇•三五	八二•七〇	五二•七〇	六七•〇〇	八七•〇〇	八七•八〇	七七•五五	七九•五〇	九九•一〇	一〇六•六六	
消耗品費	六三•一〇	六五•一〇	六五•三〇	七七•三〇	二二二•五〇	二〇五•二〇	二〇〇•三〇	一七五•五〇	一九四•四〇	一〇七•八〇	九五•四〇	七三•七五	
修理費	一八•〇〇	九•〇〇	三〇•〇〇	一九•八〇	一〇•二〇	—	—	—	—	二三•〇〇	一八•八〇	二四•三〇	
印刷圖書費	四四•二〇	四一•八〇	四四•七〇	五一•五〇	五五•八〇	四七•八〇	三三•七〇	五七•七〇	四九•一〇	三四•六〇	三三•一〇	二九•六五	
交通通信費	五〇•〇〇	六〇•六一	二五•六五	二四•五〇	一五•〇〇	一六•〇〇	一五•〇〇	一五•〇〇	一四•九五	一四•一〇	一九•四〇	二五•九四	
臨時費	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	
雜費	二三•三〇	三五•六六	三•八〇	—	四•三〇	六•七〇	三〇•九〇	一四•四〇	八•三〇	七•三〇	一四•八〇	一一•六〇	
教育局	二、〇四四•〇〇	二、六七八•〇〇	二、五六六•〇〇	二、三四一•四五	二、一五二•〇〇	二、三六七•〇〇	二、〇九五•〇〇	二、二二二•〇〇	二、一三七•〇〇	二、一[illegible]八•〇〇	二、四七〇•〇〇	二、九六八•〇〇	二八、一五五•四五
薪俸	一、六七〇•〇〇	一、七四五•〇〇	一、六七〇•〇〇	一、六七〇•〇〇	一、六五〇•〇〇	一、六七[illegible]•〇〇	一、六七[illegible]•〇〇	一、六四八•〇〇	一、六七[illegible]•〇〇	一、六七〇•〇〇	一、六七[illegible]	一、七四七•〇〇	
酬金	二三八•〇〇	二二八•〇〇	二二八•〇〇	二三八•〇〇	二二八•〇〇	二二八•〇〇	二二八•〇〇	二三八•〇〇	二二八•〇〇	二二八•〇〇	二二八•〇〇	二二八•〇〇	
各項津貼	二五•〇〇	五八五•〇〇	二五•〇〇	二五•〇〇	二五•〇〇	一六•〇〇	二五•〇〇	一六〇•〇〇	二五•〇〇	二五•〇〇	二六五•〇〇	一五五•〇〇	
旅費	四〇•〇〇	四〇•〇〇	四〇•〇〇	四〇•〇〇	四〇•〇〇	一五•〇	四〇•〇〇	四〇•〇〇	四〇•〇〇	四〇•〇〇	四七•〇〇	一〇〇•〇〇	
物品費	—	—	一五•〇〇	—	一〇〇•〇〇	一〇〇•〇〇	—	六八•〇〇	—	四八•〇〇	四八•〇〇	三三〇•〇〇	

文具費	二三・九〇	一八・六〇	二三・六〇	一七・一〇	二一・四〇	一九・五〇	二〇・〇〇	二〇・七〇	一四・七〇	一五・一〇	一三・二〇	二四・八〇	
消耗品費	三五・七〇	二五・八〇	一四八・〇〇	三一・九〇	四六・四〇	五〇・五〇	四九・九〇	三九・八〇	一二四・五〇	四三・四〇	二七・三〇	八四・三〇	
修理費	—	二六・〇〇	二六五・〇〇	二九五・四五	—	三〇・〇〇	四八・〇〇	—	六・〇〇	一八・〇〇	二〇・〇〇	二八〇・〇〇	
印刷圖書費	一七・七〇	七・六〇	八・六〇	二八・二〇	一八・四〇	一八・二〇	九・七〇	一三・五〇	一四・八〇	一四・五〇	七・五〇	二四・七〇	
交通通信費	二・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	二・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	
臨時費	—	—	—			—	—				一五〇・〇〇	—	一五〇・〇〇
雜費	二・七〇		四・八〇	二・八〇	〇・八〇	二・八〇	二・四〇	二・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	—	三・二〇	
警務局	六、二六五・三〇	四、七八九・六〇	四、八四七・三〇	五、〇五二・三〇	四、九四八・六〇	七、二八四・八三	五、三六二・二一	四、九五〇・七四	四、九八三・三六	五、二一二・三二	五、二一二・六三	六、八九五・九一	六五、八〇五・一〇
薪俸	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	一、〇六〇・〇〇	
酬金	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	三、五〇〇・〇〇	
各項津貼	四二五・〇〇	—	—	二七五・〇〇	—	二四・〇〇	二七五・〇〇	—	—	二七五・〇〇	—	—	
旅費	二八・五〇	一二・三〇	—	—	二五・〇〇	一五・四〇	四六・六〇	一七・八五	三四・八六	二〇・四二	七五・五五	四一・九〇	
物品費	—	—	—	—	—	二、三二一・八三	—	—	—	—	—	一、二二六・八四	
文具費	八五・六〇	八五・六〇	八五・六〇	八五・六〇	八五・六〇	八五・六〇	一一八・五三	九四・八九	一一〇・五〇	八五・六〇	八五・六〇	八五・六〇	
消耗品貸	一、〇八九・八〇	五五・三〇	五五・三〇	五五・三〇	二〇一・六〇	二〇一・六〇	二〇一・六〇	二〇一・六〇	二〇一・六〇	五五・三〇	五五・三〇	五二〇・八〇	
修理費	—	—	七〇・〇〇	—	—	—	八四・〇〇	—	—	一三九・六〇	三五九・七八	—	
印刷圖書費	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	四九・五〇	
交通通信費	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	二六・九〇	
臨時品	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
雜費		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三九四・三七	三九四・三七
財務局	一、〇三三・三三	七三三・三三	七三三・三三	八一七・三三	八七七・三三	九〇九・六六	一、三三九・三八	八七七・三三	八七七・三三	七三三・三三	七三三・三三	七三三・三三	一〇、三九八・三六
薪俸	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	一六〇・〇〇	
酬金	七二・〇〇	七二・〇〇	七二・〇〇	一五六・〇〇	一五六・〇〇	一五六・〇〇	一五六・〇〇	一五六・〇〇	一五六・〇〇	七二・〇〇	七二・〇〇	七二・〇〇	

各項津貼	旅費	物品費	文具費	消耗品費	修理費	印刷圖書費	交通々信費	臨時費	雜費	合計
六四三・三三	二〇・〇〇	—	三六・〇〇	二六・〇〇	一四・〇〇	三八・〇〇	一二・〇〇		一三・〇〇	
三四三・三三	二〇・〇〇	—	三六・〇〇	二六・〇〇	八・〇〇	三八・〇〇	一二・〇〇	—	一六・〇〇	
三四三・三三	二〇・〇〇	—	三六・〇〇	二六・〇〇	—	四四・〇〇	一二・〇〇		二〇・〇〇	
三四三・三三	二八・〇〇	—	三六・〇〇	二六・〇〇	—	三六・〇〇	一八・〇〇		一三・〇〇	
三四三・三三	二八・三三	—	三六・〇〇	八六・〇〇	—	三八・〇〇	一八・〇〇	—	一三・〇〇	
三四三・三三	二八・〇〇	—	三六・〇〇	八六・〇〇	—	三八・〇〇	一八・〇〇	—	一三・〇〇	
八〇五・三八	二八・〇〇	—	三六・〇〇	八六・〇〇	—	三八・〇〇	一八・〇〇	—	一三・〇〇	
三四三・三三	二八・〇〇	—	三六・〇〇	八六・〇〇	—	三八・〇〇	一八・〇〇	—	一三・〇〇	
三四三・三三	二八・〇〇	—	三六・〇〇	八六・〇〇	—	四六・〇〇	一〇・〇〇	—	一三・〇〇	
三四三・三三	一〇・〇〇	—	四〇・〇〇	二六・〇〇	二〇・〇〇	三四・〇〇	一六・〇〇	—	一三・〇〇	
三四三・〇〇	一〇・〇〇	—	四八・〇〇	三〇・〇〇	一〇・〇〇	三三・〇〇	一五・〇〇		一三・〇	
三四三・三三	二八・〇〇	—	四一・〇〇	二六・〇〇	—	三三・〇〇	一八・〇〇	—	一三・〇〇	

次に滿洲國成立以後の財政狀態を明かにするためには、先づ大同元年度歲入、歲出豫算を檢討せねばならない。

大同元年度歲入、歲出豫算書（大同元年七月より同二年六月まで）

歲入之部

經常部

科目 款	項	目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減（△印減）
縣稅			一三三、四六〇・〇〇	一二四、五四四・〇〇	八、九一六・〇〇
	一、地稅		四四、八〇〇・〇〇	五七、八四四・〇〇	△一三、〇四四・〇〇

奉天省　開通縣

	一、田賦	四、八〇〇・〇〇	七、八四四・〇〇	△三、〇四四・〇〇
	二、畝捐	四〇、〇〇〇・〇〇	五〇、〇〇〇・〇〇	△一〇、〇〇〇・〇〇
二、營業稅		三四、〇〇〇・〇〇	一八、〇〇〇・〇〇	一六、〇〇〇・〇〇
	一、營業稅	三四、〇〇〇・〇〇	一八、〇〇〇・〇〇	一六、〇〇〇・〇〇
三、雜種稅		五四、六六〇・〇〇	四八、七〇〇・〇〇	五、九六〇・〇〇
	一、營業捐	六、〇〇〇・〇〇	七、六〇〇・〇〇	△一、六〇〇・〇〇
	二、斗用捐	二三、〇〇〇・〇〇	二三、〇〇〇・〇〇	—
	三、皮捐	二三〇・〇〇	二〇〇・〇〇	三〇・〇〇
	四、甘草捐	二三〇・〇〇	二〇〇・〇〇	三〇・〇〇
	五、妓女捐	三〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	六、屠宰捐	八五〇・〇〇	七〇〇・〇〇	一五〇・〇〇
	七、肉捐	六〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	—
	八、脚車捐	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	—
	九、婚書費	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—
	十、車牌捐	一四、〇〇〇・〇〇	六、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇・〇〇
	十一、過路車執照	一五〇・〇〇	一〇〇・〇〇	五〇・〇〇
	十二、牲畜捐	二、八〇〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇	△八〇〇・〇〇
	十三、學田租	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—
	十四、牲畜稅	四、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇	—
	十五、牙帖稅	二〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇	—
	十六、菸酒牌照稅	一、八〇〇・〇〇	一、八〇〇・〇〇	—
經常部計		一三三、四六〇・〇〇	一二四、五四四・〇〇	八、九一六・〇〇

歲入合計	一三三、四六〇・〇〇	一二四、五四四・〇〇	八、九一六・〇〇
備考	查本年度原編豫算稅目共收大洋拾參萬叁千四百六拾元嗣因奉令將田賦營業稅牲畜稅牙帖稅菸酒牌照稅五種於十月一日拔歸稅捐局征收應核減大洋四萬餘元合併聲明。		

歲出之部

經常部

科目 款	科目 項	科目 目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減（△印減）
一、縣公署費（總務科）			二二、〇五六・〇〇	一二、五二九・〇〇	九、五二七・〇〇
	一、俸給		一一、二八〇・〇〇	五、五四四・〇〇	五、七三六・〇〇
		一、縣長俸給	四、八〇〇・〇〇	二、一八四・〇〇	二、六一六・〇〇
		二、科長俸給	一、四四四・〇〇	一、三四四・〇〇	九六、〇〇
		三、科員俸給	五、〇〇〇・〇〇	二、〇一六・〇〇	三、〇二四・〇〇
	二、雜費		六、二一六・〇〇	二、九二五・〇〇	三、二九一・〇〇
		一、傭員薪金	二、五二〇・〇〇	一、四二八・〇〇	一、〇九二・〇〇
		二、旅費	一、五〇〇・〇〇	三一二・〇〇	一、一八八・〇〇
		三、政務警薪餉	一、一八八・〇〇	八三二・〇〇	三五六・〇〇
		四、夫役工資	七六八・〇〇	三五三・〇〇	四一五・〇〇
		五、賞與	二四〇・〇〇	—	二四〇・〇〇

	三、需用費		四、〇六〇・〇〇	三八二・〇〇	二四〇・〇〇
		一、備品費	三九二・〇〇	三九二・〇〇	—
		二、消耗品費	一、三二八・〇〇	一、三二八・〇〇	—
		三、印刷費	六八四・〇〇	六八四・〇〇	—
		四、通信及運搬費	五五二・〇〇	五五二・〇〇	—
		五、燈火費	五二八・〇〇	五二八・〇〇	—
		六、電話費	二四〇・〇〇	—	二四〇・〇〇
		七、雜費	三三六・〇〇	三三六・〇〇	—
	四、修繕費		五〇〇・〇〇	二四〇・〇〇	二六〇・〇〇
		一、修繕費	五〇〇・〇〇	二四〇・〇〇	二六〇・〇〇
二、財務局			三六、二七九・〇〇	三〇、六〇四・〇〇	五、六七五・〇〇
	一、俸給		二、四〇〇・〇〇	一、九二〇・〇〇	四八〇・〇〇
		一、課長俸給	九六〇・〇〇	七二〇・〇〇	二四〇・〇〇
		二、課員俸給	一、〇八〇・〇〇	九〇〇・〇〇	一八〇・〇〇
		三、稽査員俸給	三六〇・〇〇	三〇〇・〇〇	六〇・〇〇
	二、雜費		三、九一二・〇〇	二、七二四・〇〇	一、一八八・〇〇
		一、傭員薪金	二、一六〇・〇〇	一、四五二・〇〇	七〇八・〇〇
		二、旅費	三六〇・〇〇	三六〇・〇〇	—
		三、巡差工資	一、一五二・〇〇	六七二・〇〇	四八〇・〇〇
		四、夫役工資	二四〇・〇〇	二四〇・〇〇	—
	三、需用費		三、〇七二・〇〇	二、三二八・〇〇	七四四・〇〇

一、備品費	二四〇.〇〇	一二〇.〇〇	一二〇.〇〇
二、消耗品費	一、〇九二.〇〇	七九二.〇〇	三〇〇.〇〇
三、印刷費	六〇〇.〇〇	四九二.〇〇	一〇八.〇〇
四、通信及運搬費	三八四.〇〇	三三六.〇〇	四八.〇〇
五、燈火費	三六〇.〇〇	三〇〇.〇〇	六〇.〇〇
六、電話費	九六.〇〇	七二.〇〇	二四.〇〇
七、雜費	三〇〇.〇〇	二一六.〇〇	八四.〇〇
四、修繕費	一二〇.〇〇	六〇.〇〇	六〇.〇〇
一、修繕費	一二〇.〇〇	六〇.〇〇	六〇.〇〇
三、教育科			
教育課	三、九四八.〇〇	二、八七七.〇〇	一、〇七一.〇〇
一、俸給	二、二八〇.〇〇	一、五六〇.〇〇	七二〇.〇〇
一、科長俸給	六六〇.〇〇	六〇〇.〇〇	六〇.〇〇
二、課員俸給	一、〇八〇.〇〇	四八〇.〇〇	六〇〇.〇〇
三、教委俸給	五四〇.〇〇	四八〇.〇〇	六〇.〇〇
二、雜費	七九二.〇〇	七二〇.〇〇	七二.〇〇
一、僱員薪金	四三二.〇〇	三六〇.〇〇	七二.〇〇
二、旅費	一二〇.〇〇	一二〇.〇〇	—
三、夫役工資	二四〇.〇〇	二四〇.〇〇	—
三、需用費	八一六.〇〇	五四二.〇〇	二七四.〇〇
一、備品費	四八.〇〇	—	四八.〇〇
二、消耗品費	四五六.〇〇	三六四.〇〇	九二.〇〇

三、印刷費	七二・〇〇	五五・〇〇	一七・〇〇
四、通信費	三六・〇〇	二五・〇〇	一一・〇〇
五、燈火費	七二・〇〇	五四・〇〇	一八・〇〇
六、電話費	四八・〇〇	—	四八・〇〇
七、雜費	八四・〇〇	四四・〇〇	四〇・〇〇
四、修繕費	六〇・〇〇	五五・〇〇	五・〇〇
一、修繕費	六〇・〇〇	五五・〇〇	五・〇〇
師範講習科	三、六五九・〇〇	三、三三五・〇〇	三二四・〇〇
一、俸給	二、七〇〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
二、雜費	四五四・〇〇	四三〇・〇〇	二四・〇〇
三、需用費	四七五・〇〇	四七五・〇〇	—
四、修繕費	三〇・〇〇	三〇・〇〇	—
縣立第一高級小學校	一、四六〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇	△五四〇・〇〇
縣立第二高級小學校	一、〇七〇・〇〇	九八〇・〇〇	九〇・〇〇
縣立第三高級小學校	一、〇七〇・〇〇	—	一、〇七〇・〇〇
三區第一高級小學校	八一六・〇〇	—	八一六・〇〇
二區第一初級小學校	六四八・〇〇	六〇〇・〇〇	四八・〇〇
二區第二初級小學校	三三六・〇〇	三一二・〇〇	二四・〇〇
二區第三初級小學校	三三六・〇〇	三一二・〇〇	二四・〇〇
三區第一初級小學校	六四四・〇〇	一、二四四・〇〇	△六〇〇・〇〇
三區第二初級小學校	三三六・〇〇	三一二・〇〇	二四・〇〇
三區第三初級小學校	三三六・〇〇	三一二・〇〇	二四・〇〇
四區第一初級小學校	六四四・〇〇	六〇〇・〇〇	四四・〇〇

四區第二初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
四區第三初級小學校	三三六.〇〇	六〇〇.〇〇	△二六四.〇〇
四區第四初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
四區第五初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
四區第六初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
四區第七初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
五區第一初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
五區第二初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
五區第三初級小學校	六四八.〇〇	三一二.〇〇	三三六.〇〇
五區第四初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
五區第五初級小學校	三三六.〇〇	三一二.〇〇	二四.〇〇
補助村立初級小學校	四八〇.〇〇	四八〇.〇〇	
補助留學學費	一、三五〇.〇〇	一、三五〇.〇〇	—
四、警務局	六三、五八二.〇〇	五五、八二四。〇〇	七、七五八.〇〇
行政警察 一、俸給	三四、二九八.〇〇	九二、二九二.〇〇	五、〇〇六.〇〇
一、局長俸給	一〇、八八四.〇〇	八、四六〇.〇〇	二、四二四.〇〇
二、課長俸給	一、二〇〇。〇〇	九六〇.〇〇	二四〇.〇〇
三、督察員俸給	一、二六〇.〇〇	一、〇二〇.〇〇	二四〇.〇〇
四、分局長俸給	四二〇.〇〇	三六〇.〇〇	六〇.〇〇
五、課員俸給	二、一〇〇.〇〇	一、八〇〇.〇〇	三〇.〇〇
六、局員俸給	一、四四〇.〇〇	一、二〇〇.〇〇	二四〇.〇〇
七、分所長俸給	一、五八四.〇〇	一、二〇〇.〇〇	三八四.〇〇
	二、三五二.〇〇	一、九二〇.〇〇	四三二.〇〇

	八、偵緝員俸給	五二八・〇〇		五二八・〇〇
二、雜費		二〇、二〇八・〇〇	一七、七八二・〇〇	二、四二六・〇〇
	一、傭員薪金	一、二九六・〇〇	一、〇八〇・〇〇	二一六・〇〇
	二、旅費	二四〇・〇〇	二五八・〇〇	一八・〇〇
	三、馬警薪餉	九、五七六・〇〇	八、八五六・〇〇	七二〇・〇〇
	四、步警薪餉	八、五二〇・〇〇	七、一七六・〇〇	一、三四四・〇〇
	五、夫役工資	五七六・〇〇	四三二・〇〇	一四四・〇〇
三、需用費		三、〇六六・〇〇	二、九一〇・〇〇	一五六・〇〇
	一、備品費	六〇・〇〇	—	六〇・〇〇
	二、消耗品費	一、四八八・〇〇	一、四八八・〇〇	—
	三、印刷費	四二〇・〇〇	四二〇・〇〇	—
	四、通信費	一三二・〇〇	一三二・〇〇	—
	五、燈火費	五一〇・〇〇	五〇六・〇〇	四・〇〇
	六、電話費	三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇	
	七、雜費	一五六・〇〇	六四・〇〇	九二・〇〇
四、修繕費		一四〇・〇〇	一四〇・〇〇	—
	一、修繕費	一四〇・〇〇	一四〇・〇〇	—
警察大隊		二九、二八四・〇〇	二六、五三二・〇〇	二、七五二・〇〇
一、俸給		三、七二〇・〇〇	三、〇六〇・〇〇	六六〇・〇〇
	一、大隊長俸給	六〇〇・〇〇	四八〇・〇〇	一二〇・〇〇
	二、大隊附〃	四二〇・〇〇	三六〇・〇〇	六〇・〇〇
	三、中隊長〃	八四〇・〇〇	七二〇・〇〇	一二〇・〇〇

	四、分隊長俸給	一、五六〇・〇〇	一、二六〇・〇〇	三〇〇・〇〇
	五、文牘員〃	三〇〇・〇〇	二四〇・〇〇	六〇・〇〇
二、雜費		二四、六三六・〇〇	二二、五三六・〇〇	二、一〇〇・〇〇
	一、書記薪金	八一六・〇〇	六九六・〇〇	一二〇・〇〇
	二、馬警薪金	二二、七六四・〇〇	二一、〇四八・〇〇	一、七一六・〇〇
	三、夫役工資	一、〇五六・〇〇	七九二・〇〇	二六四・〇〇
三、需用費		九二八・〇〇	九三六・〇〇	△八・〇〇
	一、備品費	二四・〇〇	―	二四・〇〇
	二、消耗品費	四八六・〇〇	五四二・〇〇	△五六・〇〇
	三、印刷費	一二〇・〇〇	一二〇・〇〇	―
	四、通信費	一八・〇〇	一八・〇〇	―
	五、燈火費	一九六・〇〇	一九六・〇〇	―
	六、電話費	六〇・〇〇	六〇・〇〇	―
	七、雜費	二四・〇〇	―	二四・〇〇
五、通俗圖書館費		二、〇四〇・〇〇	四〇〇・〇〇	一、六四〇・〇〇
六、家畜市場費		五〇〇・〇〇	―	五〇〇・〇〇
七、屠獸場費		五〇〇・〇〇	―	五〇〇・〇〇
八、淸鄉委員會補助費		一、四四〇・〇〇	一、四四〇・〇〇	―
九、日語講習會費		一、二〇〇・〇〇	―	一、二〇〇・〇〇
十、實業費		五〇〇・〇〇	五〇〇・〇〇	―
十一、自治指導委員會		七、〇〇〇・〇〇	―	七、〇〇〇・〇〇
	一、俸給	三、二四〇・〇〇	―	三、二四〇・〇〇

		一、事務員俸給	一、二〇〇.〇〇	―	一、二〇〇.〇〇
		二、秘書〃	一、二〇〇.〇〇	―	一、二〇〇.〇〇
		三、諮議〃	八四〇.〇〇	―	八四〇.〇〇
	二、雜費		一、五四四.〇〇	―	一、五四四.〇〇
		一、書記薪金	三六〇.〇〇	―	三六〇.〇〇
		二、旅費	八〇〇.〇〇	―	八〇〇.〇〇
		三、夫役工資	三八四.〇〇	―	三八四.〇〇
	三、需用費		二、〇一六.〇〇	―	二、〇一六.〇〇
		一、備品費	一二〇.〇〇	―	一二〇.〇〇
		二、消耗品費	七五六.〇〇	―	七五六.〇〇
		三、印刷費	二四〇.〇〇	―	二四〇.〇〇
		四、通信費	四八〇.〇〇	―	四八〇.〇〇
		五、燈火費	二四〇.〇〇	―	二四〇.〇〇
		六、電話費	一二〇.〇〇	―	一二〇.〇〇
		七、雜費	六〇.〇〇	―	六〇.〇〇
	四、修繕費		二四〇.〇〇	―	二四〇.〇〇
十一、自治委員會費(行政委員會費)			二、四〇〇.〇〇	―	二、四〇〇.〇〇
經濟部計			一三七、四九七.〇〇	一〇一、二九七.〇〇	三六、一九九.〇〇

臨時部

科目 款	科目 項	科目 目	本年度豫算額	前年度豫算額	增減（△印減）
一、縣公署（總務科）			八〇〇.〇〇	—	八〇〇.〇〇
	一、建築費		八〇〇.〇〇	—	八〇〇.〇〇
二、教育科			五八〇.〇〇	五八〇.〇〇	—
	一、特別費		五八〇.〇〇	五八〇.〇〇	—
		一、教員加俸	六〇.〇〇	六〇.〇〇	—
		二、學校建築費	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	—
		三、教育出資	一二〇.〇〇	一二〇.〇〇	—
		四、學校添級費	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	—
三、警務局			八、一〇〇.〇〇	七、九八〇.〇〇	一二〇.〇〇
	一、雜費		八、一〇〇.〇〇	七、九八〇.〇〇	一二〇.〇〇
		一、服裝費	三、六〇〇.〇〇	三、五五〇.〇〇	五〇.〇〇
		二、子彈費	三、〇〇〇.〇〇	三、〇〇〇.〇〇	—
		三、郵金	一、三〇〇.〇〇	一、二三〇.〇〇	七〇.〇〇
		四、豫備費	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	—
臨時部計			九、四八〇.〇〇	八、五六〇.〇〇	九二〇.〇〇
歲出合計			一四六、九七七.〇〇	一〇九、八五七.〇〇	三七、一二〇.〇〇

備　查本年度豫算才入大洋十三萬三千四百六十元才出大洋十四萬六千九百七十七元出入相抵不敷大洋一萬三千五

考
百十七元撥厥原因實緣地方災歉頻仍人民大半流離棄地荒蕪甚多以故田賦畝捐二項比較上半年豫算減少大洋一萬三千四十四元又以歲出各項均關需要雖經切實縮減仍難適合所有此項劃款現在地方困苦無法籌措惟有懇新體念邊陲瘠苦特殊情形准予暫由省庫拔款補助以利進行合併聲明。

滿洲事變後の豫算は一躍五萬圓の增加を示して居るが、右表備考欄にもある通り收入豫算が頗る僅少である爲め、省公署の補助を仰ぐより方法がない。約十三萬入るべき筈の歲入は、實際に於いてはその半額にも足らず、爲めに縣公署に補助金や借款によりて漸く縣政を維持せる狀態である。

左に示す大同元年度歲入、歲出實行豫算を見ると、あまりにも歲入歲出の差の甚だしいのに驚くであらう。

大同元年度支出實行豫算表

經常部				
款	項	目	金額	說明
縣公署費（國庫支辦）			二三、八五五・七六	
	俸給		一七、〇三九・七六	
		薦任俸給	九、八九九・七六	（縣長月俸三二五元、總務科長一人、內務局長一人、警務局長一人月俸各一六六元六角）
		委任俸給	七、一四〇・〇〇	（總務科股長二人、月共支一五〇元、內務局股長四人月共支二九五元、警務局股長二人月共支一五〇元）
		事務費	六、八一六・〇〇	（總務科月支二五六、六六、內務局月支一八四、六六、警務局月支一二六、六六
縣公署費（地方費支辦）			一七、六四二・四〇	

款	項	目	金額	備考
	俸給		一一、九一六・〇〇	
		俸給	七、五〇〇・〇〇	總務科股員四名月共支一〇〇、譯員一名月支一〇〇、內務局股員八名月共支二〇〇、教育委員一名月支四〇、財務股稽查一名月支二五、警務局股員四名月共支一〇〇、督查員一名月支三〇、指導官譯員一名月支三〇
		給料	四、四一六・〇〇	總務科僱員四名月共支六八、內務局僱員十名月共支一七六、警務局僱員六名月共支一〇四、參事官室僱員一名月支二〇
	事務費		五、七二六・〇〇	
		物品費	七二〇・〇〇	
		通信運搬費	六〇〇・〇〇	
		旅費	一、九二〇・〇〇	
		差役工賃	一、四四〇・〇〇	
		雜費	六八六・〇〇	
		接待費	三六〇・〇〇	
警察費			六一、〇八七・〇〇	
	俸給		四九、六二〇・〇〇	
		俸給	八、八九二・〇〇	分局長五名月共支一五〇、局員六名月共支一二〇、分所長十名月共支一七六、大隊長一名月支四〇、大隊附月支三〇、中隊長二名月共支六〇、分隊長五名月共支一〇五、文牘員一名月支二〇、偵緝員二名月共支四〇
		給料	四〇、七二八・〇〇	一等馬警二十八名月共支三九二、二等馬警百七十五名月共支二、一〇〇、一等步警十六名月共支一四四、二等步警二十名月共支一七〇、三等步警四十名月共支三二〇、政務警察二十名月共支二一〇、書記四名月共支五八
	事務費		一一、四六七・〇〇	

款	項	目	金額	備考
		差役工賃	一、〇五六・〇〇	夫役十一名月共支八八元
		辦公費	一、九一一・〇〇	（指導官年支二四〇、警察隊辦公費及爐火費年支九一八、警五分局及分所辦公費及爐火費年支七四三元）
		服裝費	三、六〇〇・〇〇	
		子彈費	三、〇〇〇・〇〇	
		郵金	一、三〇〇・〇〇	
		豫購費	二〇〇・〇〇	
		修繕費	四〇〇・〇〇	
教育費			二一、二五一・〇〇	
	俸給		一七、二〇八・〇〇	
		俸給	一七、〇四〇・〇〇	（校長六名月共支二〇九、教員四十七名月共支一、二一一元）
		給料	一六八・〇〇	師中校僱員一名月支一四元
	事務費		三、〇四三・〇〇	
		差役工賃	一、七二八・〇〇	夫役三十名月共支一四四元
		辦公費	二二五・〇〇	
		修繕費	一八〇・〇〇	（師中校三〇元、第一小校五〇、第二小校五〇第三小校五〇元）
		補助費	七三〇・〇〇	（補助區村立初級小學校費年支四八〇、補助師中生膳費年支二五〇元）
	日語講習會		六〇〇・〇〇	教授二人月支各二〇、辦公費月支一〇元
	通俗圖書館		四〇〇・〇〇	
勸業費			一、〇〇〇・〇〇	

款	項	目	金額	說明
	屠宰場費		、五〇〇・〇〇	
	苗圃費		五〇〇・〇〇	(每年購植樹苗三〇〇、舉行植樹典禮年支五〇、補助苗圃費年支一五〇元)
清鄉費			一、四〇〇・〇〇	
	清鄉委員會		一、四〇〇・〇〇	
		俸給	一、〇八〇・〇〇	
		辦公費	三六〇・〇〇	
情報分處			一、〇八〇・〇〇	
		俸給	一、〇八〇、〇〇	主任一名月支六〇、處員一名月支三〇元
		給料	二四〇・〇〇	僱員一名月支二〇元
		辦公費	四八〇・〇〇	郵電費月支一五、紙筆墨其之他月支二五元
祭孔費			一五〇・〇〇	
祭關岳費			一〇〇・〇〇	
合計			二八、三二六・一六	

臨時部

款	項	目	金額	說明
縣公署費(地方費支辦)			七、九九一・〇〇	
	縣公署		八〇〇・〇〇	

	建築費	八[illegible]	
警察費		五、九一五.〇〇	
	警務局修城費	五、九一五.〇〇	
教育費		四〇〇.〇〇	
	建築費	二〇〇.〇〇	
	添級費	二〇〇.〇〇	
內務局			
	臨時僱員費	五七六.〇〇	查糧捐僱員四人月支各一六元、徵收臨時僱員二人月支各一六元
	調查費	三〇〇.〇〇	調查畝捐川資
	工本費	七〇.〇〇	票照工本年支四〇〇、元車牌工本年支三〇〇元
	借款利息	九六〇.〇〇	由中央銀行借款利息年支九六〇元
合計		九、六五二.〇〇	
支出總計		一三七、九七七.〇〇	

大同元年度實收入豫算表

稅目	豫定收入額	算出來源數	確定收入額	備考
畝捐	五〇、〇〇〇.〇〇	不分等則地四〇〇、〇[illegible]〇畝每畝一角	五〇、〇〇〇.〇〇	按本年度畝捐收入因匪患不息人民經濟仍在困苦中故確定全年收照五成編列

營業捐	八、〇〇〇・〇〇	按營業資本每月征收千分之二分	六、〇〇〇・〇〇	
斗用捐	二五、〇〇〇・〇〇	按價征收百分之一分二厘	二〇、〇〇〇・〇〇	
皮捐	二三〇・〇〇	按價征收百分之三分	二三〇・〇〇	
甘草捐	二三〇・〇〇	按價征收百分之一分	二三〇・〇〇	
妓女捐	三〇〇・〇〇	二等妓女每月收二元、三等妓女每月收一元	三〇〇・〇〇	
屠宰捐	八五〇・〇〇	牛收一元、豬收五角、羊收二角	八五〇・〇〇	
肉捐	八〇〇・〇〇	牛收一元、豬收六角、羊收三角	六〇〇・〇〇	
脚車捐	一〇〇・〇〇	按車脚費内收百分之五分	一〇〇・〇〇	
婚書費	二〇〇・〇〇	每月收一元除提工本二角、辦分四角收實收	二〇〇・〇〇	
車牌捐	一五、〇〇〇・〇〇	四套一、一四片、三套三〇片二套二五片、一套一五〇片	九、〇〇〇・〇〇	因地方災難農民遷從牲畜損失甚多大車減少故較預定之額
過路車熱照	一五〇・〇〇	按車牌捐征收四分之一除提百分之五工本	一五〇・〇〇	
牲畜捐	二、八〇〇・〇〇	按收養牛、馬、騾、每頭年收二角、羊收五分	二、〇〇〇・〇〇	
學田租	二〇〇・〇〇	按熟地五十晌每晌租粮五斗	二〇〇・〇〇	
合計	一〇三、八六〇・〇〇		五九、七六〇・〇〇	

収入不足額は殆んど省公署よりの補助又は借款の形で補足してゐる。幸本縣には電話架設費として約八萬圓ばかり積み立ててあつたので、これを一時行政費に流用して俸給の支拂などに當てることが出來た。

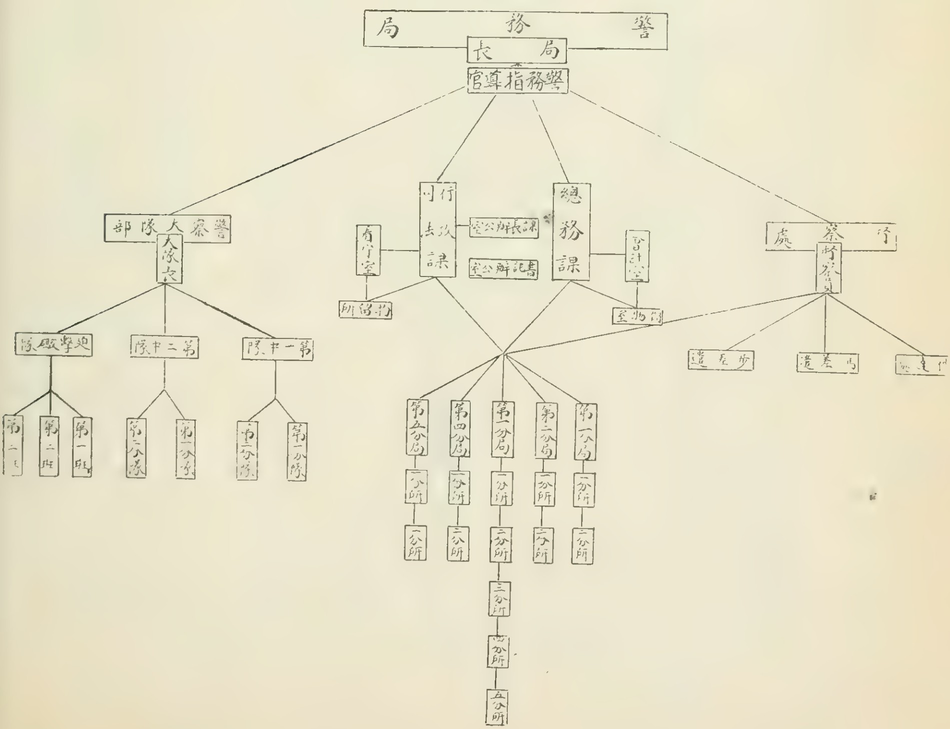
第五章　警察及び治安

第一節　警察



開通縣警務局

開通縣警務行政組織系統表



開通縣警務局の組織は次表の通りである。

警察官吏は行政警察官吏と警察隊員とに區分し、行政警察員は匪賊討伐以外の總ての警察事項を執行し、警察隊員は匪賊討伐に委任するものである。

行政警察官吏一覽表（大同二年四月）

官職別	姓名	次章	年歳	籍貫	現支薪俸（月支）
警務局長	趙力田	心齊	三六	盤山	一〇〇・〇〇
指導官	那須晧		二八	日本	一四〇・〇〇
總務課長	劉勁	錚僧	三九	寶慶	四五・〇〇
總務課員	李懷仁	常一	三三	盤山	二五・〇〇
總務課員	王啓明	文宣	二六	開通	二五・〇〇
行政兼司法課長	張宏義	永齋	四四	昌圖	四〇・〇〇
行政課員	吳樹芳	冥階	三七	海城	二五・〇〇
司法課員	劉忠恕	貫一	二八	開通	二五・〇〇
督察員	趙海山	鳳梧	三八	新賓	三〇・〇〇
第一區分局長	于津深	海濤	四〇	盤山	三〇・〇〇
同分局員	鄭廷樓	雲超	二三	遼陽	二〇・〇〇
東門分所長	李潤普		三六	藍平	一六・〇〇
西門分所長	李松亭		三四	鄖西	一六・〇〇
南門分所長	王秉彧		三一	扶溝	一六・〇〇
北門分所長	張子芳		四三	梨樹	一六・〇〇
十字街分所長	張顯廷		三六	昌圖	一六・〇〇

第二區分局長	李德明	樹森	三〇	昌圖	三〇・〇〇
合分局員	李秉樞		四二	開通	二〇・〇〇
雙山子分所長	李向陽		三七	錦西	二〇・〇〇
第三區分局長	張朝凱	職陞	三九	鐵嶺	三〇・〇〇
同分局員	魏藩中	樹屏	二七	康平	二〇・〇〇
五家子分所長	吳鳳山		二五	新民	二〇・〇〇
第四區分局長	喬蔚廷		三八	新民	三〇・〇〇
同分局員	張鳳山		二三	開通	二〇・〇〇
四海窩堡分所長	劉永年		三六	開通	二〇・〇
同分局員	陳潤身		三五	遼陽	二〇・〇〇
一棵樹分所長	劉丕彥		二五	新民	二〇・〇〇

警察大隊職員名（分隊長以上ノ者、大同二年四月）

官職名	姓名	次章	年歲	籍貫	現支薪俸額（月支）
大隊長	缺員				四五・〇〇
大隊附	高清玉	寶軒	三五	瀋陽	三〇・〇〇
文牘員	張裕權	仲平	四〇	遼陽	二〇・〇〇
第一中隊長	孫世顯	庚颺	二八	懷德	三〇・〇〇
第一分隊長	劉榮三		三一	懷德	二〇・〇〇
第二分隊長	吳繼祥	玉衡	四八	平泉	二〇・〇〇
第二中隊長	方貫之		二四	遼陽	三〇・〇〇
第三分隊長	王海林		三二	昌圖	二〇・〇〇

第四分隊長	柴振廷	三二	吉林	二〇・〇〇
追撃隊長	缺員			三〇・〇〇

別に警察隊員訓練所を置き、約四ヶ月の期間を以て學科及教練を行ひ、此の終了者を以て將來警察隊員の幹部にする筈である。現在第一回の訓練生四十名で、五月末日を以て警察隊に編入される。六月一日より新たに二十名採用、第二回の訓練に當る筈である。行政警察は主として保安、交通、衛生、風俗並びに掃匪に關する事項を行ひ、司法警察は犯罪人の檢擧、搜索、逮捕、拘留並びに處分を行ふ。警察隊は、自衛團、軍隊及び日本軍隊等と連絡を保ち匪賊討伐の任に當り縣内を游動し掃匪に務むるのである。

第二節　治安

治安に關する機關としては警務局の外に、自衛團、軍隊及び日本守備隊等がある。

自衛團は各村二十名宛を以て組織し、全縣四百八十名の團員を有する。縣城内に團本部を置き、重要村鎭に大隊部を置く。原則として游動せず、匪賊襲來の際自衛行動に出るのである。然し現在の治安狀態では、自衛團を、保守的立場に置くを許さぬので、狀況によつては警察隊や軍隊と協同して積極的に出動することも往々ある。從つて自衛團は警務局長の監督の下に組織化されその編成も軍隊に類してゐる。

開通縣自衛團編成表

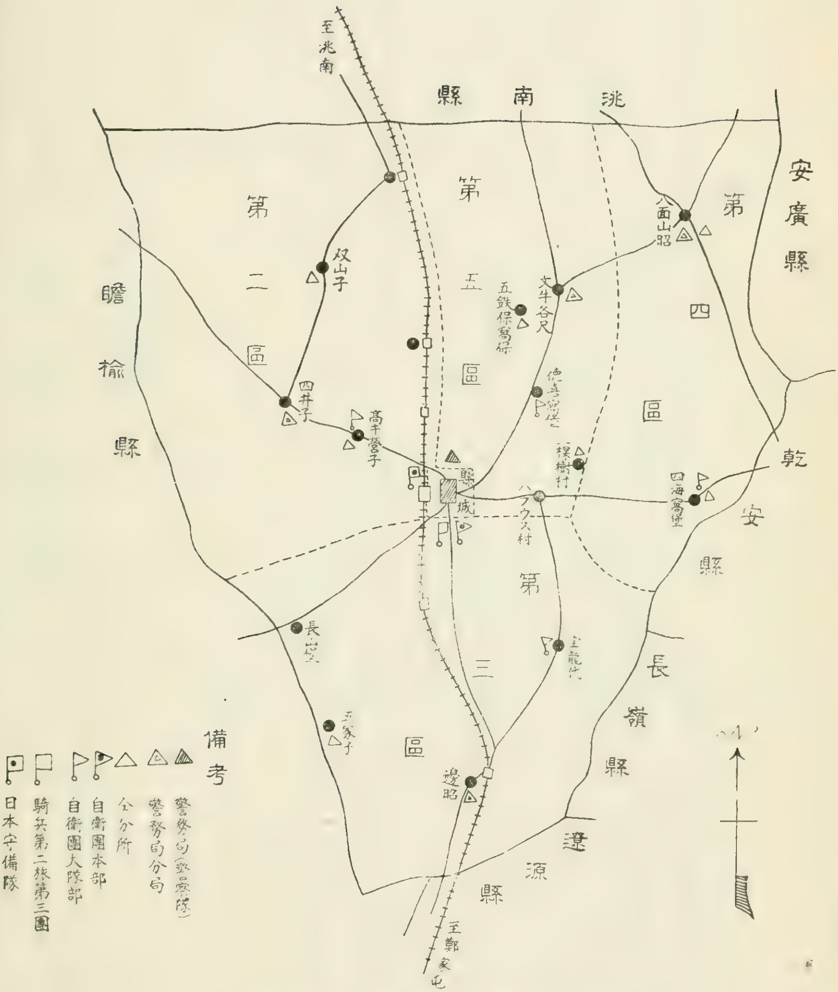
- 自衛團指揮部
  - 第一大隊
    - 第一中隊
      - 第一分隊
      - 第二分隊
      - 第三分隊
    - 第二中隊
      - 第四分隊
      - 第五分隊
      - 第六分隊
  - 第二大隊
    - 第三中隊
      - 第七分隊
      - 第八分隊
      - 第九分隊
    - 第四中隊
      - 第十分隊
      - 第十一分隊
      - 第十二分隊
  - 第三大隊
    - 第五中隊
      - 第十三分隊
      - 第十四分隊
      - 第十五分隊
    - 第六中隊
      - 第十六分隊
      - 第十七分隊
      - 第十八分隊
  - 第四大隊
    - 第七中隊
      - 第十九分隊
      - 第二十分隊
      - 第二十一分隊
    - 第八中隊
      - 第二十二分隊
      - 第二十三分隊
      - 第二十四分隊

開通縣自衛團に丁銃器數（銃器及び彈藥數は完備す）

團部及大隊名	總指揮名及大隊長名	分隊數	團丁數	馬匹數
團本部	高文慶	六	四八	四〇
第一大隊	張文祿	六	一二〇	一〇〇
第二大隊	華永德	六	一二〇	一〇〇
第三大隊	張立堂	六	一二〇	一〇〇
第四大隊	鄭子彬	六	一二〇	一〇〇

此の外滿洲國軍隊は奉天省警備軍洮遼地區騎兵第二旅第三團ノ團本部及第二、第四二ケ連が縣城内に駐屯してゐる。一ケ連は百二　名を正規とするもので、その兵力は團本部を合して三百名足らずである。開通驛に駐屯する日本守備隊は一ケ小隊で、主として縣内の四洮鐵路警備に當つてゐるが、滿洲軍或は自衛團その地と連絡を保ち縣内の掃匪にも當る。

滿洲國成立以來開通縣に接近する熱河省は匪賊及反滿軍の根據地となつてゐたため、開通縣もその餘波を受けて絶えず治安を亂されてゐたが、三月の熱河大討伐完了と同時に大部隊の匪賊並びに反滿分子は全く影を沒し、最近では警察隊員五十名位引率せば縣内の全村落を安全に巡視出來る程になつた。左に最近の縣内匪賊狀況を示せば次の如くである。


至洮南
洮南縣
安廣縣
瞻榆縣
乾安縣
長嶺縣
遼源縣
第二區
第五區
第四區
第三區
縣城
八面山昭
双山子
四井子
邊昭
ハウス村
至鄭家屯
備考
警務局(警察隊)
警務局分局
分所
自衛團本部
自衛團大隊部
騎兵第二旅第三團
日本守備隊

開通縣內警備配置圖

大同二年四月中縣内匪賊移動圖



開通縣内匪賊行動月報（大同二年四月）

出沒日	匪首名	兵力	出沒地名	匪行情況
四月一日	五洋 双合 徳字	七〇	第二區四井子村	瞻楡縣方面より侵入す。警察の討伐のため第四區方面に逃走す
四月三日	萬金 萬銀	二〇	第四區八面山昭村	洮南縣警察隊のため萬金は射殺され萬銀及部下四名は捕へられ洮南に護送さる
四月五日	打七縣 金家樂	八〇	第二區鴻興鎭村	洮金品掠奪後双崗子方面ニ逃亡、遼軍第一分隊に追撃され西方に逃る
四月十四日	反護國軍	七〇〇	鴻興より八面山昭へ	開魯方面より瞻楡縣を經て第二區に入り、第四第五區を經て安廣縣に入る。掠奪行爲殆んどなし
四月十五日	徳字	一〇	第四區八面山昭村	掠奪後第五區分局員及自衞團のため撃退さる
四月十六日	趙振芳（又は哉九洲）	不明	第二區西分市屯	警察隊員のため撃退さる
四月二十二日	天一	三〇	長嶺縣境	盤据中なるを以て討伐中

第六章　原始產業（農業及び牧畜）

本縣は一流の河川なく、一つの山岳なき砂質草原地帶であるため、その產業も地理的制限を受けて農業と牧畜に限られてゐる。鑛產、林產、水產、鹽業及び是等を基礎とする工業は本縣に於いては皆無である。

開通縣の全面積は一萬一千九百方支里で、此の內耕地面積は約五萬天地（約六十萬畝）と稱されてゐるが、實際作付面積は約四萬五千天地である。縣民の約八割弱は農牧畜業を營んでゐる。

本縣の主要農産物は高粱、大豆、粟、包米及び甘草等でその他の雜穀類は産額僅少である。

開通縣主要農産物産額表

農産物	産額(石)	産額(元)	一斗當り價格
大豆	三〇・〇〇〇	三六〇・〇〇〇元	大洋一元二角
高粱	三〇・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	〃 五角
粟	二五・〇〇〇	一五〇・〇〇〇	〃 六角
包米	二〇・〇〇〇	一二〇・〇〇〇	〃 六角
糜子	一〇・〇〇〇	五〇・〇〇〇	〃 五角
合計	一一五・〇〇〇	八三〇・〇〇〇	

尙蒙邊地方の特産物である甘草はその産額約二十萬であり、薪柴も約六十五萬斤程産出されてゐる。この外雜穀類の年産額約二萬石で小豆、綠豆等が大部分を占めてゐる。

四洮鐵路が開通縣を南北に通過してゐるので近縣の農産物は大部分開通に於いて集散されてゐる。大豆約八萬五千石高粱五萬石、包米三萬石、粟三萬石、雜穀三萬五千石、甘草五十萬斤、これ等は何れも乾安縣・瞻楡縣、安廣縣等より搬出され、開通の産物と稱して各地に移出されてゐるが、事實は開通縣のものではなく、唯單に開通に於いて集散されてゐるものに過ぎないのである。

牧畜の産額はその大部分は牛、馬、豚、羊であつて此の總頭數約二十五萬頭に及んでゐる。その類別は次表の通りである。(大同元年七月・日調査)



特產物賣買

馬	四、一四五頭
騾	一、一〇〇
驢	二、三五〇
牛	四、一五〇
羊	六、〇〇〇
豚	七、二四〇
鷄	六、二〇〇羽

右の數字は大同元年七月一日の調査である。滿洲事變前は此の數倍以上であつたのであるが、事變以降大同二年三月にかけて縣下は匪賊、兵匪の横行甚だしく、農民の所有する家畜は多數彼等の掠奪に遭ひ、加ふるに大同元年夏の水災による農產物の減收の爲めに、農民達は、その所有する家畜を賣却して生活費に代へ、或は自ら食用に供するに至つたために現在では縣下の家畜數は大減少を示し殆んど事變前の十分の一乃至甚だしき村鎭は皆無の狀態に陷つてゐる。左に縣内に於いて最も多數の家畜を有してゐた第二區**鴻興鎭に就いて見るに、その現狀は想像の外で、**農民の慘前を目のあたりに見ることが出來る。

鴻興村事變前後家畜數比較表（大同二年四月二十日調）

家畜	事變前の頭數	現在頭數
馬	三・五〇〇頭	六三頭
騾	四五〇	三一
驢	五七〇	一一二
牛	四・七〇〇	二一〇
豚	八〇〇	一九
羊	三・二〇〇	―
合計	一八・三五〇	四三五

農業團體としては農務會があるのみで、購賣組合、販賣組合或は利用組合その他牧畜方面では家畜組合及びこれに類する組合若しくは團體は一つもない。開通縣農務會の組織職務並びに農民との關係は農會章程に左の通り定められてゐる。

一、農會組織及職務

査本會依據農會組織法由各區農民以選擧手續組織成立會內正副會長各設一人設文牘一人辦事員一人書記一人會兵二名夫役一名至所負職務係提倡辦理地方上一切農事之改良以圖農業之發展凡關於農事上之興革進展等事槪由本會領導進行代表民衆以圖農民公共利益之發達

二、與農民之關係

査本會係農民之代表機關、其一切之公共利益以及農事進行之事項由本會提倡代理代表一切而農民對於本會尤須竭誠輔助

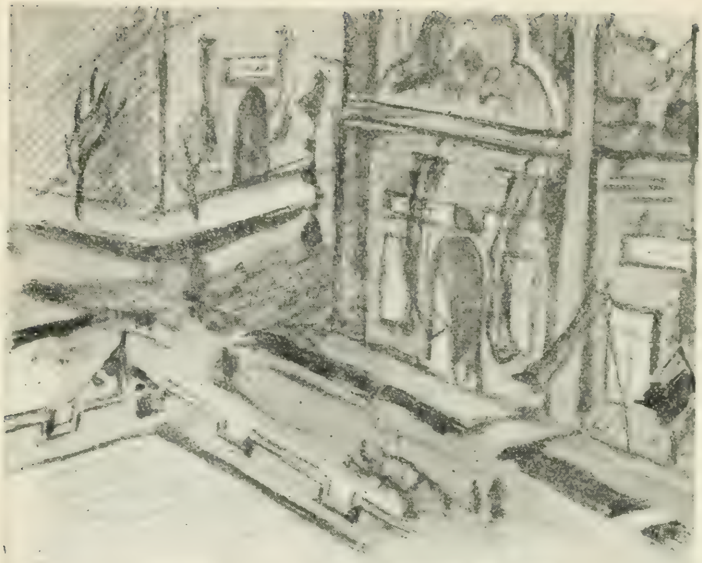
其中實有聯絡營業之關係

家畜市場及屠場は縣の大同元年度豫算にも計上して、可成速かに之れが設置を期したのであるが、地方財政の項に於いて述べた通り、實際の收入は豫算に比して莫大の相違を示し、現狀ではこれ等の諸設備を實施する經費がないので、止むを得ず設置を不可能ならしめられてはゐるが、之等の設備は早晩實施さるべき性質のものである。

滿洲國成立以來日滿は相提携して文化の向上に、産業の開發に、或は治安の完成に努力してゐるわけであるが、此處に問題となるのは開通縣に於ける農業移民である。本縣内の大部分は砂質地帶である上に、「アルカリ性」を多量に含む悪質土壤である爲め、農業の發展を害すること甚だしきものがある。然かも農民の大部分は牧畜六分農業四分といふ狀態であつて、蒙邊地方獨特の放牧を行ひ、殆んど遊牧の民に近い生活をしてゐる。その生活狀態も滿洲農民の中で最下位に近くむしろ蒙古人に近い生活狀態なのである。斯く生活抵抗が強く而かも收入僅少な方面に果して農業移民が出來得るか否か頗る疑問に思ふのである。勿論生活樣式をその縣の農民同樣に低下すればよい筈であるが、これは言ふべくして實行困難である。筆者は開通縣の現狀では農業移民は當分不可能（或は不利）と考へてゐる。滿鐵では開通に近き將來アルカリ土壤試驗所及同試作場を新設することになつてゐるが、農業移民（殊に日本よりの）は此の研究發表後でも決して遲くはないと推意するものである。

第七章　商工業及金融

第一節　商工業



開通城内大通り

縣民の大部分が農牧業を以て生活してゐるため商業及工業は他縣に比して甚だしく貧弱である。

本縣に於いて商取引の客體となるものは、特産物の大豆高粱、粟、雜穀、牛、馬、豚、羊、等と日用雜貨品及び砂糖、鹽、麥粉等がその主要なものである。前者の特産物は殆んど縣外に移出される。即ち農産物の移出合計二十五萬石で、此の大部は四平街を經て大連に搬出される。牛、馬豚、羊も四洮鐵路によつて、四平街、奉天、大連、營口等に移出される。滿洲事變前は此の數二萬頭に上つてゐたが、現在は皆無と云つてもよい。僅かに蒙古牛が月に七八十頭出るに過ぎない。

移入品は前記の通り生活必要品及日用雜貨類であるが、その大部はチ、ハル、奉天、大連等より仕入られてゐる。魚類は營口、大連、洮南より來る。その數年約二十萬斤で、

砂糖、鹽、麥粉の一年移入高は合計六十五萬斤(砂糖一萬二千斤、鹽六十萬斤、麥粉一萬五千斤)である。縣から出るものは原料品であり、これに反して縣民の必要とするものゝ大部分が製品又は加工品であるために物價は極めて高い。日用品及その他の雜貨類でも滿鐵沿線の都市に比して三割乃至五割は高價である。

商店は殆んど全部個人商店であり、會社組織のものは皆無と云つてもよい。縣城內に會社として存するものは國際運輸會社の出張所があるのみである。個人商店では、大商店と云はれてゐるものでその資本金二萬乃至五萬元であり、其の大部分は特產商である。

開通縣には工業らしい工業は見當らない。只燒酒業者あるのみである。燒酒は高粱と粟がその原料となつてゐる。燒酒の年產額十六萬五千石で殆んど縣內で消費される。油房も數年前まではあつたが現在は一軒も無い。

商業機關としては商務會がある。商務會の外に特產物賣買同業組合と雜貨商同業組合がある。工業團體としては燒鍋組合があるのみである。

次に商取引に最も重大な關係を有する度量衡を簡單に紹介しやう。現在開通縣內に於ける度量衡の種類は次の通りである。

一、度　器

曲尺、摺尺、捲尺、裁尺、瓦木匠尺、米突尺、其の他

二、量　器

斛、斗、升、合、十斤量器、五斤量器、二斤量器、一斤量器、半斤量器、四兩量器、二兩量器、一兩量器、五錢量器、其の他

三、衡器

臺秤、磅秤、三百斤秤、一百斤秤、三十斤秤、十五斤秤、十斤秤、五斤秤、盤秤、二十兩戥、四兩戥、一兩戥　法碼、其の他

度量衡の單位は次の通りである。

斤　一斤は百六十匁（之を公斤と云ふ）

公斤六十斤を以て百斤とす

斗　高粮一斗は四十四公斤

粟一斗は四十九公斤

石　斗、升、合は十進法に依る

尺　華尺八寸を以て英尺一尺とし一米突は華尺三尺三寸なり

丈、尺、寸は十進法による。

第二節　金融

事變前には東三省官銀號開通分號があり、これが本縣に於ける唯一の金融機關であつたが、事變後これは閉鎖され現在では縣內には金融機關は全く無い。質屋、錢荘その他の庶民金融機關も皆無である。大同二年一月以來滿洲國中央銀行の出張員が來て、舊東三省官銀號開通分號の整理に當つてゐるので、中央銀行の分行は近い將來設立されるであら

う。

縣內に於いて使用されてゐる通貨の大部は舊大洋票、滿洲國の新國幣及流通票並に張學良の奉天票である。吉林官帖ハルピン太洋及び金票は殆んど通用してゐない。

此處で少しく說明を要するのは流通票である。開通縣でも他縣同樣財政の困難と從來の差額甚だしき各種通貨に對する對策として、民國二十年十二月一日を以て開通縣流通票が發行された。此の總額九萬五千元で發行主體は縣公署及び、金融推持會に依つて認められた信用ある商店或は富豪である。然して縣公署は地方稅收入を以て擔保とし金融維持會は各發行者の不動產を以て擔保としてゐる。

流通票發行額及回收額表（大同二年五月一日調査）

發行年月日	發行者名	發行額	回收額	現存發行額
民國二十年十二月一日	縣公署財務局	二〇・〇〇〇元	一〇・〇〇〇元	一〇・〇〇〇元
同　年十二月十五日	永遠興	二〇・〇〇〇	五・〇〇〇	一五・〇〇〇
同　年同月十日	福元恒	二〇・〇〇〇	七・〇九五	一二・九〇五
同　年同月一日	興和成	二〇・〇〇〇	八・九二〇	一一・〇八〇
同　年同月十五日	福元湧	五・〇〇〇	一三〇	四・八七〇
同　年同月二十八日	公興源	五・〇〇〇	一・四〇〇	三・六〇〇
同　年同月二十六日	鴻興泉	五・〇〇〇	八三三	四・一六七
合計		九五・〇〇〇	三三・三七八	六一・六二二

右の表でも明かである通り發行總額九萬五千元の內回收額は三萬三千三百七十八元で、現在尙六萬一千餘元の流通票

が存在してゐる。大同元年十月末日以來新たに發行することを禁じ極力之が回收に努めてゐるから、遠からず流通票はその姿を沒するに至るのであらう。現在此の流通票は國幣一圓に付一圓で全く同價値で流通してゐる。金票の流通は殆んど見ることがないので、流通票は金票とも又同價値に取り扱はれてゐる。然して金票と國幣とは本縣では同様に取り扱はれ從つて金票所持者は幾分損失を免れない。

現在のところ縣內には金融機關が皆無である爲め、通常金融業者の立場に立つものは大きな特産商或は燒酒屋、雜貨商の有力者又は村の豪農達である。金利は一ケ月四分乃至五分で最も甚だしきものは七分と言ふ高利もあるが七分を超える高利は殆んどない。然し金利は相當高いと見て差し支へないのである。

第八章　交　通

鐵道。縣の中央を南北に通過してゐるのが四洮鐵路である。開通、邊昭、双崗鴻興、胡家店の五つの停車場を置き旅客及び貨物の運輸に當つてゐる。大同二年五月以降開通洮安間に輕油動車を運轉して旅客輸送の便を計つてゐる。

通信。開通縣城內に郵局を置き、邊昭と八面山昭に郵局分所を設けて郵便事務を取扱つてゐる。

電信は縣城內の電報局より北は洮南局、南は鄭家屯局、西は瞻楡局へ通じ、全滿各地並びに外國へも通報の便がある。電話は電信と同様の線路であるが、此の外縣城內には市內電話が設置されてある。大同二年秋迄には縣城より各警務分局の所在地へも電話を架設する豫定で、既に工事に着手してゐるから、完成の曉には治安上、情報連絡上、及通信上多大の便利を齎すであらう。



四洮鐵路開通驛

道路、道路は縣道、郷道の二つに分け、縣道は六條、郷道は二十七條で合計三十三條である。此の外野原の中や砂地の中を勝手に歩く不定の通路もあるが之等は道路には違ひないがいつの間にか出來て知らない間に無くなつたりしてその存在が不定である。縣道は次の六條である。

(イ)開通―安廣縣間。開通縣城より第一區丁家窩堡、第五區文牛各尺、第四區八面山昭等の各村を經て安廣に至る八十五支里(開通、安廣間百六十支里)、道路幅員五丈の道路。

(ロ)開通―乾安縣間。開通より第一區王家窩堡、第五區哈拉勿蘇、四家子、第四區三合屯、四海窩堡等の各村を經て吉林省乾安に至る道路で、六十五支里(開通、乾安間百四十支里)、道路幅員五丈。

(ハ)開通―長嶺縣間。縣城より第一區劉升窩堡、第三區六家子、五道崗子、故撓屯等の各村を經て吉林省の長嶺に至る道路、六十五支里(開通長嶺間二百支里)、道路幅員五丈。

(ニ)開通―遼源縣間。縣城より第一區佟家窩堡、第三區安其海、邊昭等の各村を經て遼源縣鄭家屯に至る道路。七十五

支里（開通鄭家屯間三百六十支里）、道路幅員五丈。

（ホ）開通―瞻楡縣間。開通城より第一區王滿窩棚、第三區毛頭戸、大吱泥、毛攬頭等の各村を經て瞻楡に至る。三十支里（瞻楡、開通間百十支里）、道路幅員五丈。

（ヘ）開通―洮南縣間。縣域より第一區于林窩堡、第二區鳩興鎭、第五區興隆鎭、張帽舗等の各村を經て洮南に至る道路、八十支里（開通、洮南間百四十四支里）、道路幅員五丈。

以上六條の縣道合計四百支里で、東西に通ずるもの計百八十支里、南北に通ずるもの二百二十支里である。

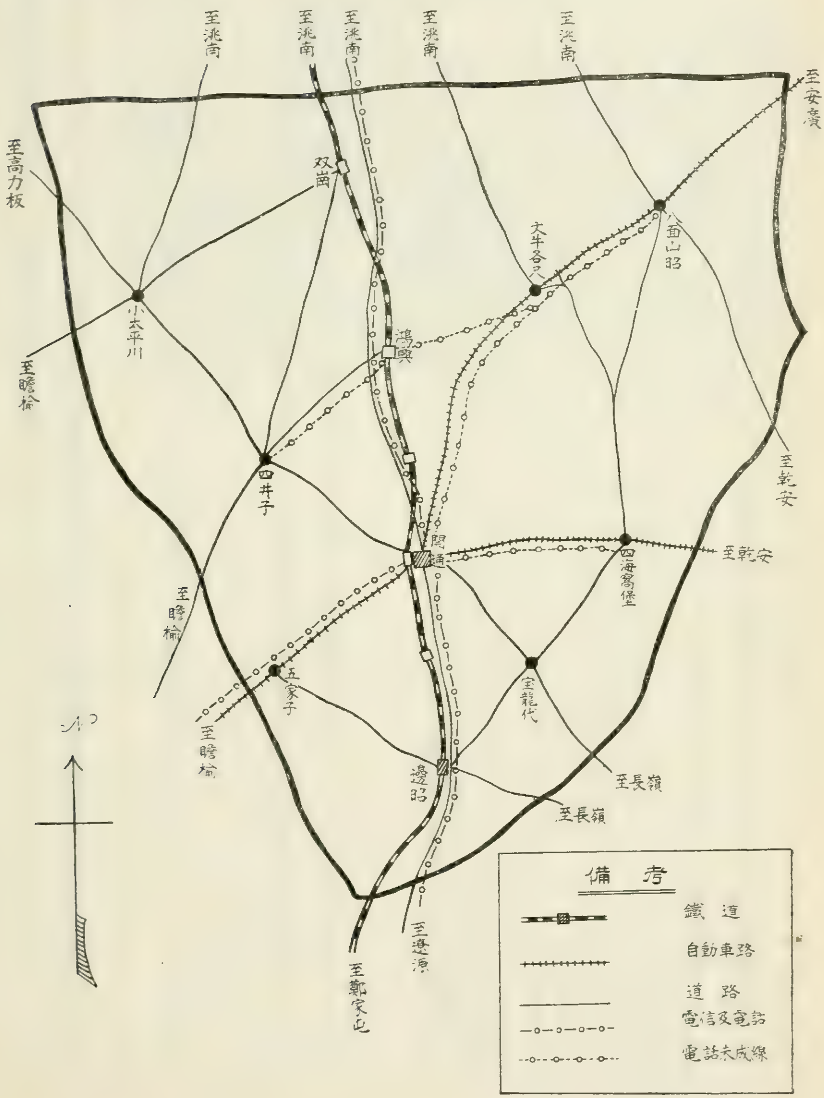
次に郷道は縣内二十七條全長一千十五支里で、其の内譯を示せば次の如くである。

各區別郷道一覽表（民國十九年調査）

區別	郷道條數	郷道寛度	毎區郷道合計支數
第一區	三條	四丈乃至五丈	三五（支里）
第二區	三條	四丈強	一七五
第三區	三條	五丈	二三五
第四區	七條	五丈	四五五
第五區	一一條	四丈乃至五丈	一二五
合計	二七條		一・〇一五

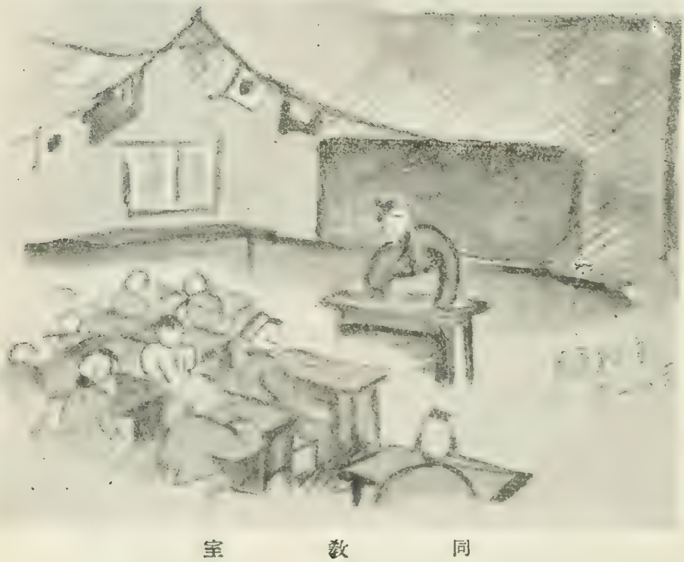
乗合自動車。開通安廣間、開通乾安間には、冬期間及び道路が自動車運轉に耐えられる場合は乗合自動車を運轉してゐる。六七八の道路不良時期は殆んど運轉休止す。開通縣交通地圖を示せば概略次の如し。

開通縣交通地圖


至洮南
至洮南
至洮南
至洮南
至洮南
至安廣
至高力板
双崗
八面山昭
小太平川
至瞻榆
鴻興
四井子
開通
四海窩堡
至乾安
至乾安
至瞻榆
五家子
寶龍代
至瞻榆
邊昭
至長嶺
至長嶺
至遼源
至鄭家屯
備考
鐵道
自動車路
道路
電信及電話
電話未成線



縣立第一高級小學校



同　教室

第一節　教育の狀況

開通縣に於ける教育機關としては初級小學校、高級小學校及師範學校がある。初級小學校は七歲又は八歲で入學し修業年限四ヶ年、高級小學校は初級小學校卒業者を入學せしめ修業年限二ヶ年である。師範學校は高級小學校卒業及同資格者を入學させ修業年限三ヶ年で、卒業後は初等學校教員として兒童の訓育に當るものを養成する。滿洲事變前は高級女學校（高等女學校）が一校あつたが現在は廢校となつてゐる。

開通縣學校一覽表（大同二年四月調査）

學校名	所在地	職員數	學級數	生徒數	設立年月日	備考
縣立師範學校	縣城内	四	一	五〇	民國十六年八月	
縣立第一高級小學校	同右	三	二	五二	清宣統三年	
縣立第二高級小學校	同右	二	一	三六	民國十六年二月	
縣立第三高級小學校	同右	二	一	三七	大同元年二月	
縣立第一初級小學校	同右	四	三	一七五	清宣統三年	
縣立第二初級小學校	同右	五	四	二三二	民國八年八月	
縣立第三初級小學校	同右	五	四	二八四	民國十六年二月	
三區第一高級小學校	邊昭鎭	二	一	一五	民國二十年八月	
四區第一高級小學校	八面山昭	二	一	一五	民國十八年二月	
二區第一初級小學校	四井子				民國六年二月	未ダ開校ニ至ラズ
二區第二初級小學校	花園				民國十六年八月	未ダ開校ニ至ラズ

二區第三初級小學校	龍王廟				民國十九年八月	未ダ開校ニ至ラズ
三區第一初級小學校	邊昭鎭	二	二	一一九	民國六年二月	
三區第二初級小學校	西南五家子				民國八年二月	未ダ開校ニ至ラズ
三區第三初級小學校	三合屯	一	一	三〇	民國十八年二月	
四區第一初級小學校	八面山昭	二	二	六二	民國元年八月	
四區第二初級小學校	老沿溝	一	一	三一	民國六年二月	
四區第三初級小學校	四海窩堡	一	一	三〇	民國七年二月	
四區第四初級小學校	遼陽窩堡	一	一	三〇	民國九年二月	
四區第五初級小學校	八面山昭				民國十八年八月	未ダ開校ニ至ラズ
四區第六初級小學校	十花道				民國十八年八月	未ダ開校ニ至ラズ
四區第七初級小學校	坐坦昭	二	二	五五	民國十八年八月	
五區第一初級小學校	德喜窩堡	一	一	三〇	清宣統三年二月	
五區第二初級小學校	王家園子	一	一	三〇	民國二年八月	
五區第三初級小學校	黃花捞	一	一	二八	民國六年八月	
五區第四初級小學校	一棵樹				民國十六年六月	未ダ開校ニ至ラズ
五區第五初級小學校	文牛各尺				民國十七年八月	未ダ開校ニ至ラズ
總計		四二	三一	一・三四〇		事變後ノ休校八校

滿洲事變以來地方の治安は頗る不安である爲め農民の多數が縣城內に移轉し、或は匪賊の被害や大同元年夏の水害により罹災者の大部分が縣城內に避難した爲め、地方の小學校は現在に至るも八校は休校の止むなき狀態である。縣城內の小學校は大同元年五月二學級を增設してこれが收容に努めた。

滿洲國成立以後は中華民國時代の排日教育を打破し、新たに文教部に於いて制定された教科書を使用せしめ、王道思

想を理解せしむる方針である。現在では滿洲國民の第二世が眞に王道政治の理解者として立つべく教育されつゝあることは教育方針の一大變化であると云へる。



ラマ寺

開通縣內には私立學校、私塾或は社會教育等の機關は今のところ一つもない。農業學校の設立運動もあつたが結局經費の關係で實現を見るに至らない。

第二節　宗教

宗教は佛教、道教が最も多く、此の外ラマ教、回々教、キリスト教等がある。特殊な宗教團體としては紅卍會がある。

次の表で見ると宗教を信ずる者は約三萬二千人であるが、其の他雜教の信教者を合すれば縣民約六萬の三分の二は宗教を信じ無宗教者は三分の一と見て差し支えないと云へよう。

開通縣宗教調査表（大同元年七月調査）

宗教別	布教所名及び數	布教者名及び數	信者數
佛教	道院又は寺院 二	僧侶 二一人	一〇・六七一人
道教	宮又は廟 二	道士 八	一四・〇七一
喇嘛教	廟又は寺 一	喇嘛僧 一九	六・八〇〇
回教	禮拜寺又は堂 一	阿訇 一	二八〇
基督教	教堂 一	牧師 一	六七
紅卍會	道院 一	開通分會長 一	八五
其の他	不明	不明	不明
合計	會堂 一〇	布教者 五一	三一・九七四

第十章 衞生及社會施設

文化の程度が極めて低い爲め、衞生思想及その施設は頗る幼稚である。左の統計はその貧弱、不完全さを物語るものである。

開通縣醫師病院數（大同元年七月調べ）

區別	中醫	西醫	齒科醫	病院
第一區	一五	三	二	一六
第二區	一〇			一〇
第三區	一五		一	一三

第四區	六			六
第五區	七			五
合計	五三	三	三	五〇

開通縣藥劑師産婆數（大同元年七月調べ）

	藥劑師 新式	藥劑師 舊式	産婆 新式	産婆 舊式	合計
第一區	二	一〇	｜	四	一六
第二區	｜	｜	｜	三	三
第三區	｜	二	｜	四	六
第四區	｜	一	｜	二	三
第五區	｜	｜	｜	三	三
合計	二	一三	｜	一六	三一

開通縣藥店數（大同元年七月調べ）

	西藥	中藥	計
第一區	四	八	一二
第二區	｜	三	三
第三區	一	四	五
第四區	｜	四	四

第五區	—	二	二
計	五	二一	二六

大同元年六月縣職員及び民間の醫師有力者を以て防疫委員會を組織し、傳染病の豫防、癩病者の罷離、治療等に關する施設及事業を行つてゐる。警務局では縣民の衞生檢査を春秋二回行ひ合格戶には檢查濟證を與ふ。此の地方の傳染病としてはコレラ、赤痢、腸チブス、天然痘、トラホーム等があり地方病としては特に異つたものはない。上水道、下水道の設備全くなく、只縣城內の大通りだけは形ばかりの下水路が堀つてあるに過ぎない。飲料水は多量のアルカリ分を含んでゐる爲め白色ににごり飲料には適しない。上流階級の者は藥を飲むに際し、沸かした湯をマホー瓶に入れてアルカリ分を沈澱させ、然る後茶瓶に入れて飲むと云ふ有樣であるが、下流（一般住民）の者は何れもそのまゝ飲料に供してゐる。

社會施設として見るべきものはない。滿洲國成立以來通俗圖書館、新聞閱覽所、縣立病院等の設立案が計畫されてゐるが、經費の關係で當分實現の望はない。慈善事業團體としては世界紅卍會開通分會が可成り活動して居り成績も極めて良好である。社會施設とか或は文化施設などは縣民の生活が安定した上のことで、治安に脅され、財政に行きつまれる縣民にとつては、先づ望むものは生活の安定と生命の安全とである。開通縣に於ける文化施設や社會事業と云ふ高級政治政策は將來の事に囑するものと見るべきであらう。

終り

寬甸縣輿圖



奉天省寛甸縣

副參事官　江口渉

第一章　總説

第一節　縣の歴史

本縣は鳳城縣の屬にして古代には濊の舊地であつた。禹貢時代には冀州の地となり、戰國時代には燕の京邊道となりて、漢以來は沃沮の據々所となつたのである。

唐の貞觀年間、唐太宗韓族を驅逐して鴨綠江を渡り唐の蕃主となりて、宗之時代には邊隆と稱して居た。高句麗、渤海時代には地方に九城を構築したが、現今其遺跡として殘つて居るのは九連城、湯山城、安東縣、桓都城、輯安城、寛甸城、團甸城、永甸城、長甸城、蘇甸城等である。

明の萬曆時代の六甸を駐六の地とし總督、參將各一員を置き之を守らせてゐた。

清時代となりて、太祖宗に入開されし頃、即ち十六の歲撫順清河、寛甸、靉陽の四關にて出產品の人蔘、皮革、藥草等を以て明と互市を開始し、爾來寛甸の名稱始めて世に知れるやうになつたのである。同治十三年朝延より開墾を許されて庶民漸く來り住み、光緒二年に至り始めて縣治を布くに到つたのである。寛甸縣城は萬曆三十六年の建築に係り、

東門を安阜、西門を服遠と稱し、光緒二十七年七月榮禧知事來任以來大に縣治を改革し、諸政漸く緒につき治蹟見るべきものあつたが、張家の暴政時代に到り民治再び亂れ、人心ために其の歸趨を知らざりしも、大同元年七月現縣長佟賓璋氏赴任以來日本軍の援助、協和會の努力と相俟ち民心漸く安定するに至つたものである。縣政府を縣公署と改め、其の組織も總務科及內務局、警察局、實業局、教育局に更めて事務の簡捷を計り、地方には地方開發、物資需給の圓滑を目的に十一月中旬より安東、寬甸間の通路改修に着手、現在自動車の交通を見るに至つた等治蹟大いに見るべきものがある。

第二節　面　積

寬甸縣は東方渾江河口にて輯安縣に境し、寬甸城を距る二百二十支里。西方百十支里の臺溝嶺にて鳳城縣に接し、南方百支里の長甸河口により鴨綠江に面し北方百二十五支里にて馬鹿溝嶺を境として桓仁縣と相對し、總面積七十四萬七千九百八十天地（二百九十八方邦里）である。

第三節　地　勢

縣內中央を影壁山脈江岸方面に向ひて走り、之より支脈四方に岐れ縱橫に連らなりて蒲江河、長甸河、靉河上流、渾河支流等の各沿岸に狹まれて耕作地が散在するのみにて、殆んど平地らしきものなく、通路は山谷の溪流に沿ひて開かれてゐる。大車は江岸の山丘相連る間を縫ふて交通する狀態である。

第四節 氣象

經度、緯度、温度左表の如くである。

經度		標高	緯度		地上高
極東	極西		極南	極北	
九、二〇	八、〇〇	八〇米	四〇、二〇	四一、二〇	一、九米

氣温

月別	最高	最低	平均
一月	零下八、二	零下二四、二	零下一三、〇
二月	〃三、二	〃二六、二	〃九、六
三月	一五、〇	〃一七、三	〃二、〇
四月	二四、三	五、七	九、二
五月	二九、〇	五、七	一七、一
六月	三一、一	九、二	二一、五
七月	三九、四	一七、二	二五、五
八月	三五、九	一二、七	二六、八
九月	三〇、六	三、三	一八、三
十月	二七、四	六、三	一一、一
十一月	一二、七	零下一九、七	零下一、一

十二月	五、七	零下	一九、二	八、三

第五節　人口

戸口（外國人ヲ含ム）

區別	國籍及男女別		大同二年三月	大同元年末	民國二十年	民國十九年
第一區	滿洲人	戸數	五、四八八	五、四八八	五、四八六	五、五〇二
		人口 男	二四、七七六	二四、七七六	二四、七四一	二四、五一七
		人口 女	二一、三四二	二一、三四二	二一、三〇九	二一、一四〇
	朝鮮人	戸數	三六	三六	三六	三九
		人口 男	九三	九三	九三	一〇一
		人口 女	一〇七	一〇七	一〇七	一二一
第二區	滿洲人	戸數	五、一二九	五、一二九	五、一三八	五、一三八
		人口 男	二二、六〇九	二二、六〇九	二二、六〇八	二二、六一五
		人口 女	一九、五二七	一九、五二七	一九、五四二	一九、五四五
	朝鮮人	戸數	七一	七一	七九	七六
		人口 男	二八二	二八二	三一一	二六七
		人口 女	二二四	二二四	二四三	二〇六
	滿	戸數	四、七一二	四、七一二	四、七〇八	四、七一七

第三區 滿洲人 人口 男	第三區 滿洲人 人口 女	第三區 朝鮮人 戶數	第三區 朝鮮人 人口 男	第三區 朝鮮人 人口 女	第四區 滿洲人 戶數	第四區 滿洲人 人口 男	第四區 滿洲人 人口 女	第四區 朝鮮人 戶數	第四區 朝鮮人 人口 男	第四區 朝鮮人 人口 女	第五區 滿洲人 戶數	第五區 滿洲人 人口 男	第五區 滿洲人 人口 女	第五區 朝鮮人 戶數	第五區 朝鮮人 人口 男	第五區 朝鮮人 人口 女	第六 滿洲人 戶數	第六 滿洲人 人口 男	第六 滿洲人 人口 女
二二、二一一	一七、七六八	七二	二六一	二三〇	五、三七八	二三、七八二	二〇、四一三	一八五	六一一	四七〇	四、〇〇〇	一七、〇六二	一三、二二八	七〇一	二、五四四	二、三〇一	四、三一三	一七、九三一	一五、二四六
二二、二一一	一七、七六八	七二	二六一	二三〇	五、三七八	二三、七八二	二〇、四一三	一八五	六一一	四七〇	四、〇〇〇	一七、〇六二	一三、二二八	七〇一	二、五四四	二、三〇一	四、三一三	一七、九三一	一五、二四六
二二、一五四	一七、七一一	七二	二六一	二三〇	五、四三五	二三、九二八	二〇、四九三	一四九	四三五	三九一	四、〇〇二	一七、〇五二	一三、一九五	七〇一	二、五四四	二、三〇一	四、三一〇	一七、八八〇	一五、二一五
二一、五八一	一七、二三四	八二	二九三	二五四	五、四六三	二七、八六六	二〇、三七四	一二九	三六一	三三三	四、一〇一	一七、二八七	一三、四三〇	七〇一	二、四六五	二、一四七	四、二六二	一七、六七〇	一四、九七九

區 朝鮮人 戶數	區 朝鮮人 人口 男	區 朝鮮人 人口 女	第七區 滿洲人 戶數	第七區 滿洲人 人口 男	第七區 滿洲人 人口 女	第七區 朝鮮人 戶數	第七區 朝鮮人 人口 男	第七區 朝鮮人 人口 女	第八區 滿洲人 戶數	第八區 滿洲人 人口 男	第八區 滿洲人 人口 女	第八區 朝鮮人 戶數	第八區 朝鮮人 人口 男	第八區 朝鮮人 人口 女	總計 滿洲人 戶數	總計 滿洲人 人口 男	總計 滿洲人 人口 女	總計 朝鮮人 戶數	總計 朝鮮人 人口 男
七四	二八六	二五九	四、六三三	一九、三一八	一七、〇四九	三〇	三九	四八	四、八九三	二六、二〇五	二一、三六五	三八	一三三	一四二	三八、五四六	一七三、八九四	一四五、九三八	一、二〇七	四、二四九
七四	二八六	二五九	四、六三三	一九、三一六	一七、〇四五	三〇	三九	四八	四、八九三	二六、二〇五	二一、三六五	三八	一三三	一四二	三八、五四六	一七三、八九四	一四五、九三八	一、二〇七	四、二四九
八一	三一三	二八八	四、六三二	一九、三〇八	一七、〇四五	四〇	一五一	一三〇	四、八九〇	二四、四四七	二二、九八〇	四〇	二四一	二一七	三八、六〇一	一七二、一三八	一四七、四九〇	一、二一八	四、三四九
八一	三二〇	二八〇	四、六五六	一九、二一八	一七、〇二三	四〇	一五一	一三〇	四、八八七	二〇、三〇七	二二、八一七	一一一	四一六	三二六	三八、七六六	一七一、〇六〇	一四六、五四二	一、二五八	四、三七四

口/女	三、七八一	三、七八一	三、九〇七	三、八〇七

注記 A ×〇〇　四區現有同人二戸男二名
×〇〇　第一區縣境に現在有傳教丹麥人男二名女一名

右戸數中大同二年度を基準として見るに

商工家　四二五戸　農家　三八、一三三戸
人口總數　三一九、七九三人（丁抹人男一女一）
人口密度　一邦里一、〇七三人強

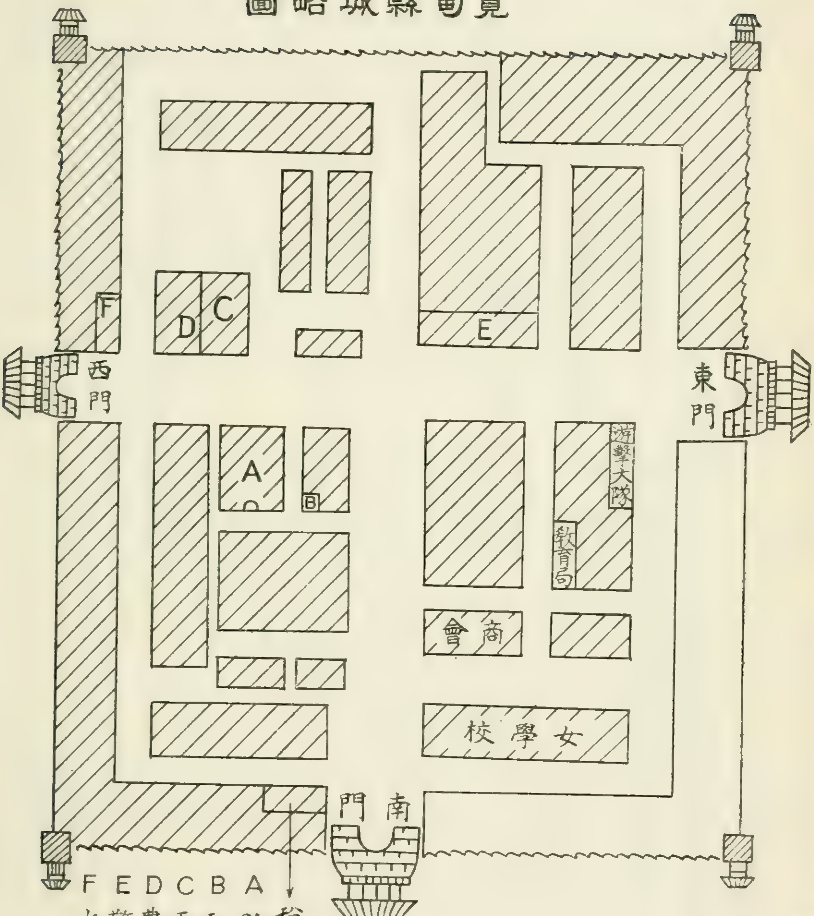
となるわけである。

第二章　行政組織一般

第一節　行政的位置

寛甸縣城は寛甸縣の略中央、寛甸平原の盆地を占め、東北に娘々頂山を脊負ひ、鳳凰城の東約百八十支里。鴨綠江々岩を距る北一百支里に位置してゐる。縣治の興りは明朝の萬歷三年に寛甸堡を設置して方一里の城壁を築き、戍兵を置きて東邊防守の任に當らしめたのが始りである。清朝に至つて互市場となり、人參、毛皮類の取引市場として知らるゝに至り、其後封禁の制破れ移民續々入城するに及び光緒三年縣治となりて鳳凰城、直隷廳に屬し隆盛を極むるに至つ

寛甸縣城略圖



A 縣公署
B 郵便局
C 電話局
D 農會
E 警察隊
F 水利局

た。縣城は其後土匪の亂に遭ひ城を燒かれ隣境亦土匪禍に災せられて、市況振はず、又昔日の旺盛を見るを得ない狀態にある。市街の內容を示せば左の如くである。

第二節 官公署

一、縣公署

南大街西に在つて共行政系統を表にして示せば左の如くである。

- 縣公署
  - 縣長
  - 參事官（日人）
    - 總務科
      - 庶務股
      - 文書股
    - 內務局
      - 行政股
      - 財務股
    - 警務指導官（日人）
    - 警務局
      - 警務股＝警察隊
        - 第一中隊
        - 第二中隊
        - 第三中隊
      - 保安股＝教練所
      - 司法股＝各分局
        - 第一分局ヨリ
        - 第八分局マデ
    - 教育局
      - 學務股
      - 禮教股
        - 師中學校
        - 職業學校
        - 各小學校
        - 圖書館
    - 實業局
      - 農林股
      - 工商股

- 法團
  - 縣商會
    - 小蒲石河分會
    - 太平哨分會
    - 下漏河分會
  - 長甸河口商會
  - 縣農會
    - 各區ニ分農會
    - 八區郷農會
  - 教育會
- 其ノ他
  - 情報分處
  - 承審員―助理員
  - 秘書―秘書員―繙譯
  - 村政視察員

縣長佟寶璋氏は上海大學の出身にして新式施設に意を盡し、其の成績相當見るべきものがある。縣內を八區に分ち、各區に區分所を設け區內の行政、徵稅事務を分掌してゐる。

區名	所在地	區名	所在地
第一區	赫甸	第五區	石柱子
第二區	井峪	第六區	老爺面
第三區	中毛塢	第七區	蘇甸
第四區	太平哨	第八區	楊木川

寬甸縣公署內務局辦事暫行規定

第一條　本局ハ左ノ二股ニ分ツ

一、行政股

一、財務股

第二條　行政股ハ左ノ各事項ヲ管掌ス

一、地方自治事項

二、地方行政事項

三、戸籍調査事項

四、社會事業事項

五、救恤事項

六、地方團體事項

七、土木及建築事項

第三條　財務股ハ左ノ各事項ヲ管掌ス

一、地方欵出納稽核事項

二、文書收發印信事項

三、公債事項

四、土地事項

五、官產事項
六、稅捐徵收事項
七、各機關豫決算書事項
八、地方各機關交代事項

第三章　治安狀態

第一節　縣內匪賊跳梁及損害の概況に就て

縣下一般に山岳丘陵起伏せるため絕えず馬賊來の聲に脅かされ、太平哨、縣城、白菜地、長甸河口の如きは土匪のため屢々襲擊を受け燒打せられたこともあるが現在では皇軍駐在により安定を保つてゐる。其他村落には各自衞團を組織して自ら防禦の策を講じてゐる。現在では東北部輯安、桓仁各縣界几城には小匪賊が多少出沒せるも、公安隊は治安維持のため之が討伐に決死の努力を續けてゐる。

事變當時の避難民は九分通り歸還して、各自業務に從事してゐるが今日まで寬甸縣の蒙れる損害を示せば、

(1)　大同元年三月十九日義勇軍司令張海川の部下于某の率ひる軍により縣城を占領せられ、同軍は公安隊、警察、機丁を城內に招集して警戒の任に當らしめ商務會に命じ一萬元を支給せしめた。

(2)　張司令部第一連及第四連が駐在して約三千元を前同樣支給することを要求した。

(3) 安鳳聯合公安大隊除某が匪賊討伐のために縣駐在中、食料品の代として約四千元支給せしめた。

(4) 義勇軍三五路李春光張敎司令が部下三千人を率ゐて約三ヶ月間滯在し、縣政府を占領して行政を行ひ、軍隊の服裝及食料品代として約一萬圓を要求した。

(5) 義勇軍丁國長は參謀長外數名を代表として寬甸に派遣し、總商會を强要して義勇軍の慰勞品と給料の立替を要求し、商會は已むなく約六百元を支給した。

(6) 唐聚伍の部下たる唐玉振司令が大平哨より約三連の軍隊を城內に移駐せしめ司令部を設置するや、軍服の調製其他の雜費として約四千元を費消した。

(7) 唐聚伍の第五路司令張宗周が部下馬隊步兵約二千を率ひて入城し商會より約一萬元を支納せしめた。

(8) 其の後唐聚伍部下第七路軍司令（姓名不詳）部下一千を率ひて入城し、前駐第五路を追放して占領後同隊の食費其の他に約三千元を費消した。

(9) 唐聚伍部下たる元寬甸公安隊李月林隊長の率ひる部下約一千名入城し、同隊の費用約三千元を消耗した。

(10) 唐聚伍部下たる第六路司令及副團長外部下左　名を率ひ來り食費三百元を使用した。

以上匪賊に對する諸費用は大同元年三月二十九日より今日に至るまでの立替金額にして、小洋四萬八千二百三十四元の多額に上つてゐる。其の他各商店の被害物品借出金の金額に達するも正確なる數字は判明せない。城內の商人丈にても其の被害約五萬元を超えるといはれてゐる。

第二節　警務一般

(一)警務局

一、警務局長　趙　惠　卿　二十八歳　初級中學軍士教導隊卒業

指導官　豐　田　勇　二十七歳　豫備役砲兵少尉

指導官　西　島　利　助　三十一歳　後備役憲兵伍長

警察隊長　趙　惠　卿　局長兼任

(二)行政警察

一、總　員　三百五十九名

二、編成配置

イ、本局　局通一、督察長一、股長四、股員以下六十四名

ロ、分局　分局長以下八十四名

ハ、分所　分所長以下二百〇六名

ニ、分局　八ヶ所、分所　六十八ヶ所

三、裝　備　小銃（略す）乘馬二十五頭（私物）

四、給　與　局長百七十五元、督察長四十元、股長三十六元、股員、督察員三二元、繙譯員四〇元、騎馬隊長三〇

元、分局長二七元、局員一八元、分所長一二元六〇、騎警班長十六元五〇、騎警一四元五〇（飼料自辨）、警長一〇元、警士七元四、

五、素　質

イ、治安維持上の活動、各分局及分所には兵器なき爲匪賊討伐困難なるも警察隊の討伐に連絡し又住民擧動を監視しつつある。

ロ、一般行政警察のみ。

ハ、警務局、警務局分局、分所。

ニ、歸順匪賊なし。

ホ、採用方法、要保證人。

ヘ、警士の教育程度惡きと、中華民國法規を滿洲國法規に變更されたるため警察講習所を開設し、約三ケ月間二十五名交代にて講習を實施しつゝある。

（三）警察隊

一、總　員　三百五十四人

二、編成配置

イ、大隊本部大隊長以下十八名

ロ、大隊副官一名

八、三ケ中隊編成（歩兵）各中隊百十二名

ニ、全部縣城集結

三、裝　備　一三式小銃三七挺、七九式小銃一七三挺、俄式小銃八〇挺、卅年式小銃七挺、小銃彈一二、一七八（七九式）四、〇八〇（俄式）六〇三（卅年式）

四、給　與　大隊長局長兼任給料なし、上尉八〇元、中尉四五元、小尉四〇元、准尉三〇元、上士二〇元、中士一五元、下士一四元、上等兵一二元、一等兵一一元、二等兵一〇元、伙夫八元

五、素　質

一、治安維持上の活動、主要人物の護衛、城內の警備、歸順匪賊の監視

一、討匪上の活動は非常に功績を擧げ現在集團組織の匪團なし

一、團結統制、警務局長警察隊長を兼任し居り爲めに部下の團結統制充分なり

一、人民の信賴程度は討伐良好なると軍紀嚴正なる爲非常に信賴し居れり。

一、採用方法保證人を必要とす

（四）自衞團

一、總　員　壹千六百七拾人

二、編成置署　全村六十七ケ村中自衞團を有する村三十九ケ村

三、裝　備

イ、從來自費にて着用してゐた鼠色被服を漸次改善、冬服は黒色木綿服を、夏服はカーキ色軍裝を官給し服裝を統一せり。

ロ、兵器來復銃（略す）買收せんとす

ハ、彈藥補充方法現在なし

四、給　與

一、名譽職　縣長　給料なし

一、團長　有給約二十元　卒不定有給のもの約六元

一、各村に於て費用捻出負擔

卒は平時林農業に從事し有事自衛團となる

（五）自衛團郷團

一、總　員　五百十二名

二、編成配置裝備

イ、武俊成（舊民衆自衛軍營長）

部下　百三十八名（大同元年十一月十三日歸順）

小銃百四十二挺　拳銃十一挺　子彈二、〇八三

第五區郷團石柱子

監督者　縣長

ロ、于海成（舊唐聚伍部上校）

部下　五十一名（大同元年十二月五日歸順）

小銃二十八挺　拳銃一挺　子彈一、一九七發

第一區

ハ、何民宰（民衆自衞軍團長）

部下　百四十六名（大同元年十二月二十一日歸順）

小銃　拳銃　（略す）

第三區牛毛塢

ニ、中山（匪首）

部下　七十一名（大同元年十二月二十五日歸順）

小銃　拳銃　子彈　（略す）

第六區三岔子

ホ、伊樂山（唐聚五部下團長）

部下　三十八名（大同二年一月十日歸順）

小銃　拳銃

第八區楊木川

ヘ、孫雲汁（匪首）

部下　二十八名（大同二年二月九日歸順）

小銃　子彈

第四區夾皮溝

ト、靑山（匪首）

部下　四〇名（大同二年二月十二日歸順）

小銃　子彈

第一區坦甸村

三、給　與　各歸順の時保證せる村長の負擔とし團員平均約小洋五元支拂居れり。

四、素　質

イ、治安維持上の活動、時々通匪又は匪賊嫌疑人を送局し來たるも自己の功績を誇らんがため匪賊に非ざるものを拉致する傾向あるためかへつて治安上害あり。

ロ、討匪上の活動、日本軍及警務局長の命令あれば出動するも常に匪賊を逃亡せしむるのみなり。

ハ、各村長の保證を有すれども進んで保證せしに非ずして强迫を恐れ保證せる如し。

ニ、村民は不服なるも强迫を恐れ密告者なし。

(六)日本軍隊

一、太平哨第二越境部隊平井大尉以下百四十名(大同二年四月廿日全部引揚ぐ)

一、小蒲石河第二越境部隊福良中尉以下二十名

(七)憲兵隊

太平哨永野憲兵軍曹外二名

(八)其の他警察隊

鴨江水上警務分局、長甸河口、鴨江水上警務分所、小蒲石河

(九)治安上に於ける寬甸縣の連絡狀態

一、郵便、電信、電話

イ、郵便局設置所　寬甸、長甸河口、小蒲石河

ロ、郵便所設置所　太平哨、東陽嶺、白菜地、大荒溝、石柱子

ハ、長途電話設置所　寬甸、長甸河口、小蒲石河、石柱子

ニ、他縣との連絡　安東縣、外岔溝、輯安、臨江

ホ、電報局　寬甸、各縣へ通ず

へ、縣營電話局　縣內諸官衙、學校及各分局分所へ通ず

二、其他連絡

一、騎馬連絡

一、縣公署自働車現在冬期安東、長甸河口へ通ず

一、使者

三、道路

一、主要道路　安東―寛甸、寛甸―長甸河口、寛甸―牛毛塢―桓仁、寛甸―太平哨、小蒲石河―太平哨―桓仁

各主要道路は結氷期に於ては比較的良好なるも、夏期は非常に惡し、但し野砲兵の通過可能なれども、安東、寛甸間は靉河の徒渉困難なり。

(1)　乘合自動車

乘合自動車なし、入城者は長甸河口對岸の朝鮮清城鎭より荷馬車に依るを便とし、結氷期は自用自動車にて安東又は長甸河口より入城するを便とす。

(十)各區匪賊狀況及對策

現在の匪賊は鳳城縣界に楊華當約五十、第一區管内に要的寛二十、桓仁縣界黑虎双山約四十蟠踞せるも勢力なし。

目下討伐中なるが、成るべく歸順を勸告し武裝解除す。

(十一)防禦施設

縣城は東西南北約二支里の城壁（高さ二丈）を以て防禦施設となせり。

其の他壘壁所在地永甸城、長甸城、坦甸城、赫甸城

(十二)淸鄕施設

大同二年三月一日滿人聯合の淸鄕委員會設立

(十三)警察隊と財政との關係

一、豫算

イ、歲出入　二十二萬八千元

ロ、行政警察費　六萬四千元

ハ、警察隊費　五萬九千元

ニ、警務局費全歲出に對する割合給料五割四步弱

ホ、給料遲滯狀況　遲滯なし

(十四)寬甸縣公署警務局辦事暫行規定

一、警務局に警務、司法の兩股を置く

二、警務股は左の各事項を管掌す

イ、警察官の任免賞罰

ロ、警察の撫邺、敎練及規律

ハ、戶口、庶務、會計、文書の收發及特務通信

ニ、消防及毒物危險物の取締

ホ、一般衛生

三、司法般は司法警察及違警事項を管掌す。

(十五)寛甸縣城郷自衛團組織規定

一、全縣を八區に分ち七十一ケ村を共管す。

二、自衛團長各一名を置きて村長及村副は各村戸數により、毎村四十名乃至八十名の團丁を置くも各村の大小により等しからず。

三、各村の自衛團にはライフル銃及火薬を備へ之が訓練には分所長之を擔任し事あれば則ち之に當り、以て官兵の不足及活動を補助す。

(十六)寛甸縣警務局防禦盜匪之辦法

一、警察大隊を分ちて三個中隊とし毎中隊は官兵百十二名より成る。

二、一個中隊は縣城に在りて之が防守に當り二個中隊は四郷に遊擊す。

三、各村自衛團に令して各村の要防を擇し、以て匪患の剿滅に便ならしむ。

四、各區警務局分局分所に令して戸口調査をなし游民を取締り被盜の根源を清掃せんとす。

(十七)寛甸縣公署警務局造送官員長警薪餉數月及駐在地點一覽表

機關別	駐在地點	官長職銜	官警數目	薪餉月俸	薪餉總數	備考
寛甸縣	縣城	局長	一	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇	由國庫支付

寛甸縣	縣城	股長	二	一人月支九十元 一人月支七十五元	一六五、〇〇〇	由國庫支付
同	同	督察長	一	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	地方費支辦
同	同	督察員	二	月各支三十元	六〇、〇〇〇	同
同	同	股員	六	月各支二十五元	一五〇、〇〇〇	同
同	同	繙譯員	一	同	三五、〇〇〇	同
同	同	騎兵隊長	一	月支同十五元	三五、〇〇〇	同
同	同	消防隊長	一	月支二十五元	二五、〇〇〇	同
同	同	僱員	七	月各支十二元	八四、〇〇〇	同
同	同	馬班長	二	月各支十七元	三四、〇〇〇	同
同	同	馬警	一六	月各支十五元	二四〇、〇〇〇	同
同	同	夫役	三	月各支七元	二一、〇〇〇	同
同	同	警長	二	月各支八元	一六、〇〇〇	同
同	同	警士	一七	月各支七元五角	一二七、五〇〇	同
第一區分局	同	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	一	月支十八元	一八、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	南青溝	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	大水溝	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	坦甸	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	亮子溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	西城門分所	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	南城門分所	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	全區	警長	七	月各支八元	五六、〇〇〇	同

同	同	警士	一七	月各支七元五角	一二七、五〇〇	同
第二區分局	双山子	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	一	月支十八元	一八、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	歡水溝	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	八河川	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	柏林川	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	全區	警長	四	月各支八元	三二、〇〇〇	同
同	同	警士	一二	月各支七元五角	九〇、〇〇〇	同
第三區分局	牛毛塢	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	一	月支十八元	一八、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	青山溝	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	三道溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	鐵路子	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	全區	警長	四	月各支八元	三二、〇〇〇	同
同	同	警士	一三	月各支七元五角	九七、五〇〇	同
第四區分局	太平哨	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	一	月支十八元	一八、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	關門砬土	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	白菜地	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	夾皮溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同

第四區分局	步達遠	分所長	一	月支十二元	一二、〇〇〇	地方費支辦
同	仝區	警長	五	月各支八元	四〇、〇〇〇	同
同	同	警士	一五	月各支七元五角	一一二、〇〇〇	同
第五區分局	石柱子	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	二	月各支十八元	三六、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	下漏河	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	渾江口	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	大荒溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	大青溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	仝區	警長	五	月各支八元	四〇、〇〇〇	同
同	同	警士	一四	月各支七元五角	一〇五、〇〇〇	同
第六區分局	小蒲石河	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	二	月各支十八元	三六、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	蒿子溝	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	久財溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	碑溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	小長甸子	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	仝區	警長	五	月各支八元	四〇、〇〇〇	同
同	同	警士	一四	月各支七元五角	一〇五、〇〇〇	同
第七區分局	蘇甸	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	二	月各支十八元	三六、〇〇〇	同

同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	長甸	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	古樓子	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	碑碣子	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	東洋河	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	全區	警長	五	月各支八元	四〇、〇〇〇	同
同	同	警士	一四	月各支七元五角	一〇五、〇〇〇	同
第八區分局	楊木川	分局長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	局員	一	月支十八元	一八、〇〇〇	同
同	同	僱員	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	太平川	分所長	一	同	一二、〇〇〇	同
同	安平河	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	望賓石	同	一	月支十二元	一二、〇〇〇	同
同	大荒溝	同	一	同	一二、〇〇〇	同
同	全區	警長	五	月各支八元	四〇、〇〇〇	同
同	同	警士	一六	月各支七元五角	一二〇、〇〇〇	同
警察教練所	縣城	教務長	一	月支三十元	三〇、〇〇〇	同
同	同	夫役	一	月支七元	七、〇〇〇	同
總計			二七八		三、三四五、〇〇〇	
說明						

第三節　衞生及消防設備

縣下各地方住民は割合に衞生思想普及し、縣城內には共同浴場の設備もあり、道路附近も淸潔を保たれてゐる。流行病の豫防は時に應じ相當の設備を以て施行されつゝある。

消防設備は縣城內に於ては警務局員によりて常備され、地方は縣長の布告により各自治團體によりて消防設備を設けて居る。

第四章　交通通信狀態

第一節　概況

縣內は槪して山岳多きため寬甸を中心として鳳凰城、桓仁、長甸河口、小蒲石河に至る道路は孰れも峠難所多く良好と云ひ難し。僅に冬期結氷中は安東より長甸河口、永甸河口、小蒲石河等の通行は鴨綠江上を通行し得る關係上交通容易となり、陸路を行くもの極めて稀である。

從て解氷中と雖も海路を利用するもの多く陸路より貨客を運送するもの少なき所以は道路の難行なるが爲である。之が改修には相當の費用を要するは勿論なるも、土質は岩石地帶なれば永久道路として使用し得る見込は充分である。

第二節　交通機關

解氷中は大小民船を使用する以外、陸路による旅客運送及貨物運搬には主として馬車を、郵便物輸送には人背を使用しつゝある。馬車は一日行程大凡六十支里にして大概五六頭立（一車）である。積載量は二千斤又は二千五百斤位にして、旅客は安東間一車小洋錢十四元、一人分七元位の見當である。貨物は一千斤一元四角、長甸河口寛甸間は一千斤八角位の見當である。

第三節　寛甸縣城を中心とせる交通狀態

管内比較的山地多く道路は溪谷を縫ふて通ずるを以て坂路及河床、礫石の箇所多く、走行困難である。縣城を中心とする主要道路を示せば左の如くである。

一、縣城＝長甸河口間　百十支里

該道路は對安東との物資の通路にして夏冬を問はず其交通は頻繁である。車行多く途中盤兒嶺、長甸嶺、揚虎嶺の三嶺あり、長甸嶺がその大なるもので道路は大體不良である。

二、縣城＝鳳凰城間　百八十五支里

縣城より鐵道沿線に出づる最短路にして靉陽邊門を經て石頭城、大堡より鳳凰城に達す。縣内道路良好ならざるも、鳳凰城は稍々良道にして馬車往來比較的容易である。

三、縣城‖太平哨　百支里

太平哨を經て桓仁に至る大道にて途中三嶺あるも左程大きなものでない。馬車一日行程としては道路不良なる爲め餘程困難である。

四、縣城‖安東縣　百八十支里

縣城より安東に通ずる唯一の自動車道路として、縣よりも改修を施し昨年末より開通せるも、螞蟻嶺ありて結氷中は左程困難ならざるも雨期に至らば相當難路である。

五、其他

(イ)縣城より中毛塲に出て桓仁に至るもの

縣城‖中毛塲間　百支里

中毛塲‖桓仁間　百四十支里

(ロ)縣城より小蒲石河に出るもの　百五十支里

等あるも概して道路は良好でない。相當の改修を施さざれば産業道路としての價値はない。

交通機關は大車を主として驕車は稀である。大車一日行程運賃は大洋七、八元、見當である。

第四節　寛安道路

寛甸安東間自動車道路第一次調査

別紙圖面參照

寛甸縣公署發　二月六日午前九時三十分

安東縣城　着　同日午後三時四十分

所要時間六時間十分

進路及各區間哩數

七哩　　四十八哩

寛甸葡萄架嶺――王包甸子――金廠嶺――狹河口――九連城――安東縣城　全區間距離　六十七哩强

道路狀況

寛甸葡萄架嶺間　修理完成　道幅七米

葡萄架嶺金廠嶺狹河口間　所々修理を要す、道幅一定せず。

狹河口九連城間　靉河氷上を通過す。

九連城安東間　改修を要せず　道幅五米

全區間架橋を要する箇所十三ケ所

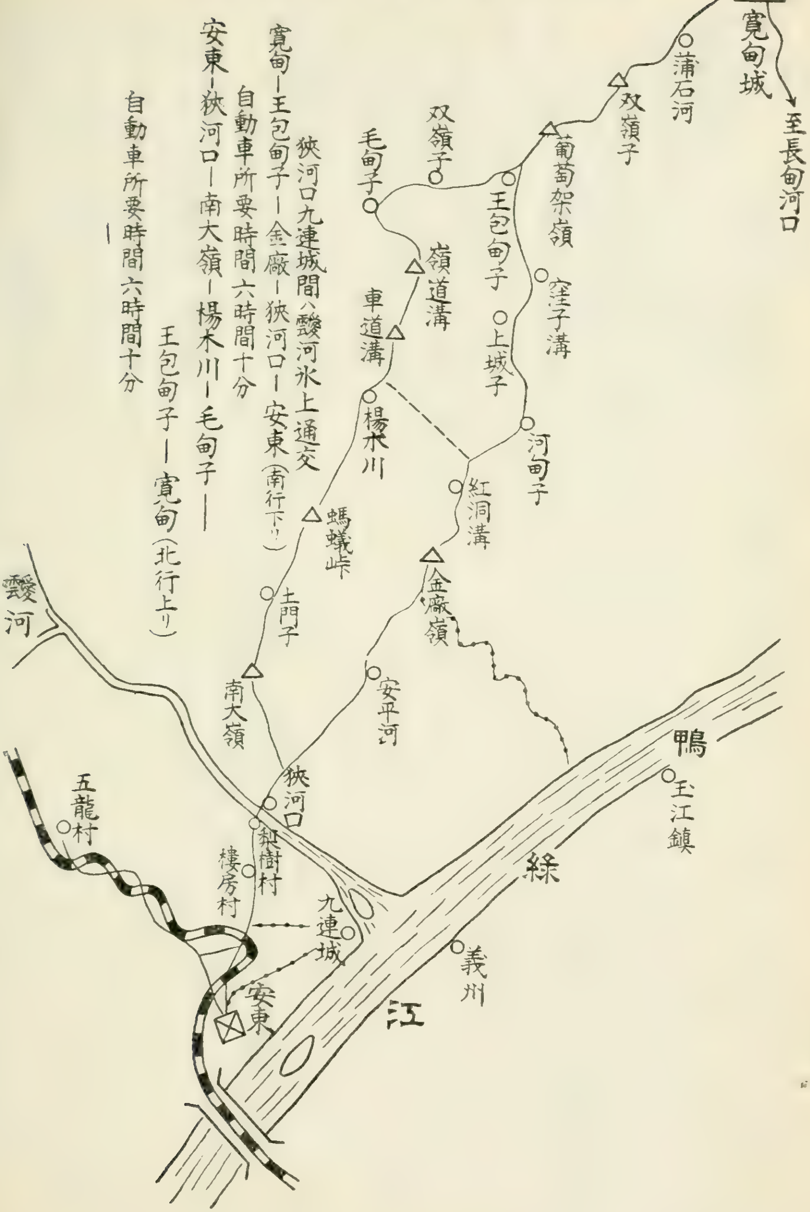
安東縣城發　二月十二日午前十一時

寛甸縣城着　同日午後四時四十分

所要時間五時間四十分

進路及各區間距離

寛甸安東間自動車道路圖



安東縣城—九哩—樓房村—六哩—梨樹村—十一哩—螞蟻嶺—七哩—揚木川—五哩—車道嶺—八哩—双嶺子—十哩—双嶺子—八哩—寛甸

全區間距離　六十四哩

道路狀況

安東梨樹村間　修理を要する箇所多少あり、道幅一定せず。

狹河口南大嶺土門子間　未修理、辛じて交通するを得（几城縣に屬す）

全區間架橋を要する箇所九ケ所

車道嶺は標高三百八十米　螞蟻嶺は標高三百十米

備考　圖面中○印は主村、△印は峠、點線は自動車路、辛じて通行し得るもの。

第五節　電信電話郵便

一　電　信

縣城郵便局內に電報局の設備あるも直接に他地方に打電する能はず、先づ鳳城に輸送し然る後各方面に打電す。最近之等の不便を痛感し目下申請中である。

二　電　話

寛甸電話局は縣城內諸官衙商店合計一七架設されてゐる。　各區に分局を設け現在通話し得るは牛毛塢分局、太平哨分局、歩達遠分局等で、之より高嶺地を經て砂尖子、桓仁とも連絡して居る。電話使用料は一ケ月大洋五元〇〇〇元、

安東間通話料一元二〇圓、鳳城間一元一〇である。現在は城内の電話は官衙のみ架設されてゐるが、將來は地方各商店の申込者にも架設する方針である。

三　郵便

寬甸郵路集配狀況表（大同二年四月上旬）

郵路名稱	村發次數	經過村鎭	里數	郵路名稱	封發次數	經過村鎭	里數
几寬郵路	毎月一次	台溝村	二〇〇里	外太郵路	毎日一次	關門砬子村	一八〇里
		望寶石村				歩達遠村	
		大水溝村				高嶺地村	
		亮水溝村		桓下郵路	毎四月ニ一日	下漏河（餘者爲恒仁）	二六五里
		楊木杵子村		寬桓郵路	毎六月ニ一次	大川頭村	
寬太郵路	毎月一次	石湖溝村	一二〇里			北三道溝村	
		羅圈甸子村				牛毛塢	
		下蒿子溝村				鐵路子（餘爲恒仁）	
		泡子沿村		輯蒲郵路	毎二月ニ一次	庫倉溝村	三〇五里
		太平哨街				白菜地村	
几長郵路	毎五月ニ一次	楊木川村	二〇〇里			大荒溝村	
		樺樹甸子村				秋里碧村	
		玄洋砬子村				石拄子村	
		長甸				大青溝村	
		長甸河口街				碾子溝村（餘爲輯安）	
		（餘爲几城街）					
安蒲郵路	毎二月ニ一次	砬子溝村	二四〇里				

古樓子村	蘇甸村	碑碣子村	久射溝村	小蒲石河街

寛甸未通郵政村鎮（大同二年四月上旬調）

赫甸村	邊山子村	四平街村	大邊溝村	長嶺子村
歡水洞村	岔溝村	八河川村	牛皮開村	南青溝村
車古魯泡村	柘林川村	井峪村	四道溝村	坦甸村
永甸村	雁脖溝村	高坎子溝村	夾河口村	泉山溝村
滾子溝村	南吊幌村	大平川村	青山溝村	錯草塔村
三岔子村	北吊幌村	安平河村	轎頂子村	

第五章　產業及財政、經濟

第一節　商業の概況

寛甸縣は南に大江、東に渾江、西に靉河を控へ、共に船運の便あるも、山脈は管內を縦横に走りて、陸路車馬の交通頗る不便なる爲め、各地に小市場を分立する狀態で大なる中心市場はない。縣城は四面峻嶺を以て圍まれ所謂盆地にし

て、其の背後地としては僅に東西五六十支里、南北四、五十支里に亘る狹少なる地域に限られてゐる。

長甸河口、小蒲石河口、白菜地、石柱子、渾河口、大荒口、太平哨、蒲河口、牛毛塢等孰れも小市場を形成して相互に商圈を分割して居る。各地共船揖により又は結氷中河道を利用して直接安東との取引を行つてゐるが、近時は朝鮮側の貿易が漸次に隆盛に向つてゐる。縣内の商業は今次の事變の爲め著しく不況に陷つたが、治安の安定に伴ひ逐次復舊しつゝある。移出品たる特產物は直接產地より最寄江岸の糧棧に運搬せらるを以て、城内には僅に雜貨店に於て其附近より出廻る雜穀を取扱ふに過ぎず頗る不振狀態である。縣城方面より安東に移出する貨物の大半は長甸河口を經由し、太平哨より出るものは、總て小蒲石河へ、牛毛塢、大雅河方面は沙尖子に搬出され、更に民船又は馬車により安東へ移出されてゐる。

縣城内に於ける移入品は長甸河口の糧棧の手を經ず直接安東より自運し來るものもある。其他營口、京城、奉天地方より鳳凰城を經由して移入せらるるが、其額は少量である。

要するに寬甸城としては商業地にあらずして、寧ろ政治地と云ふべきである。將來縣城の發展を期せんとせば、金融機關を設け、交通路の完備を計り、寬甸をして商業機關の中心地たらしめなば或は糧棧の開店を見るに至り、相當の特產物も出廻るものと豫想される。さなくば寬甸縣に於ける商圈は分割狀態に終るものと見るべきである。

二、商業機關

イ、商會

縣内に二ケ所、一は城内、他は長甸河口に設けられてゐる。寬甸城内商會は縣内諸分會を監督して居る。

分會所在地は太平哨、牛毛塢、楊木川、歡水洞、半拉嶺、夾皮溝、石柱子、小蒲石河、大荒溝、不大遠、下漏河、永甸、長甸河口の十三ヶ所である。

設立年月日……光緒三十二年七月

組織　役員　會長……一　常置委員……四　執行委員……十名　監察委員……七名

任期　二ヶ年（重任を妨げず）

改選期七月

會員　一五五名（全縣なるも長甸河口を含まず）　城内　五三名

會費等級　十二級に分ち經費は會員の營業成績により按分比例して分擔するものである。

以上の如く十三ヶ級に分會（事務所）を有するも、今次の事變の爲め大部分は匪賊により荒廢され、完全に其業務を實行し得たるは僅に小蒲石河、寛甸城、大荒溝、長甸河口の四ヶ所に過ぎず。何れも日本軍隊、特に城境部隊の直接恩惠を蒙るものにして、商民の日本軍隊に對する信賴は實に大なるものである。

次に商會役員の顏觸れを窺へば下の通りである。

役員名	人名	原籍	屋號	業種
主席	鄒恒坤	寛甸縣	德茂慶	雜貨
常務委員	趙思寛	鳳凰城	福德厚	〃
〃	玉裕德	山東黄縣	公順勝	〃
〃	鄒啓武	山東蓬萊縣	萬興源	〃

常務委員	張克信	鳳凰城	同和德	雜貨
執行委員	范廷調	山東黃縣	福利順	〃
〃	高福禎	〃	天成厚	〃
〃	季善智	寬甸縣	公記號	〃
〃	王航寶	山東黃縣	順懋德	〃
〃	劉桂之	山東蓬萊縣	湧利泉	燒酒
〃	王金璽	遼陽縣	寶興厚	燒鍋
〃	靳連衡	河南武安縣	恒發德	醫藥商
〃	陳志海	寬甸縣	永盛長	木浦
〃	陳德思	〃	三合棧飯店	旅館
〃	王時選	山東黃縣	寶興湧	燒鍋
監察委員	張壽仁	山東核縣	德茂慶	雜貨
〃	鼎　鈞	山東縣	福合成	〃
〃	孫禮臣	山東核縣	億盛國	〃
〃	張功令	寬甸縣	福順成	〃
〃	揚宗込	〃	萬盛厚	〃
〃	林紀綱	蓋平縣	福德盛	〃
〃	史廣運	河北樂亭縣	寶和長	燒鍋
〃	王子經	寬甸縣	公興泉	〃
〃	家治臣	山東縣	會仙泉	〃

目的　商業の改良及發展を計る事。經費五千元

ロ、主なる店舖

城内店舗……一五五軒にして其主なるものを示せば

商號	業種	設立年月日	資本金	出資者	賣上高	仕入先	販賣先
福德成	雜貨	民國十一年	八、一〇〇元	福德厚	一〇〇、〇〇〇元	安東縣	四郷
福德厚	〃	光緒廿二年	七、〇〇〇	本分堂	九〇、〇〇〇	〃	〃
萬興源	〃	〃 卅一年	四、〇〇〇	姚子厚	八〇、〇〇〇	〃	〃
同和德	〃	民國七年	六、二〇〇	姜吉和	四〇、〇〇〇	〃	〃
義增福	〃	〃 二年	五、〇〇〇	季善智	四〇、〇〇〇	〃	〃
公記號	〃	〃 十四年	四、〇〇〇	義增堂	五、〇〇〇	〃	〃
恒發德	材	光緒廿一年	三、五〇〇	揚林	一五、〇〇〇	營口	〃
福順成	雜貨	民國十七年	三、〇〇〇	張功珍	二〇、〇〇〇	安東	〃
德茂慶	〃	〃 元年	四、〇〇〇	鄒慶堂	八〇、〇〇〇	安東縣	〃
志和茂	材	光緒廿二年	一、二〇〇	范守義	一二、〇〇〇	〃	〃
公順勝	雜貨	民國十二年	四、〇〇〇	姜心伸	四〇、〇〇〇	營口	〃
福利順	〃	〃 元年	四、〇〇〇	王子玉	四〇、〇〇〇	安東縣	〃

八、聯號

大都市との聯號關係を有する者極めて稀である。所謂分割市場たる所以にして僅に福德成と福德厚が聯號であるのみである。

二、取引慣習

一、存棧せる青豆の圓用は一石に付四十仙、五月節句以後は六十仙

一、存棧せる雜穀の圓用は一石に付四十五仙。三月一日以後は圓用六十仙

一、存棧せる豆粕の圓用は十枚に付四十五仙

一、存棧せる絲箱の棧用は二元とし諸費は客持の事

一、存棧する繭、挽手一包に付棧用二元五十仙

一、存棧する繭一籠に付棧用二元

一、存棧する雜貨石炭石油は毎梱に付棧用四十仙

一、代金仕拂は相手方の信用程度により一箇月後又は二箇月後拂等あるも普通は現金拂で、事變後特にその傾向が多い。所謂帳付けは五、八、十二月に決算するが、漸次改良されて此の期間を短縮するに至つた。

奉天とは五、八月に決算し、安東縣とは移出品と相殺計算の上殘金を一ケ月間位に清算してゐる。

三、輸移出入貨物狀況

移入之部（民國十九年度）

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價額	發送地	製造地
大尺布	德記	件	四一	一三〇	五、三四三元	安東	無沙
中尺布	慶香仁	〃	一三〇	一二〇	一五、六〇〇	〃	上海
棉花	天保	包	九四	七〇	六、五八〇	〃	湖北
海紙	又和	籠	四二	一二五	五、二五〇	〃	上海
箔	登寶	箱	七六	一四	一、〇六四	〃	〃

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價格	發送地	製造地
白麵	寶星	包	三、二〇〇	三二〇	一〇、二四〇	〃	〃
花旗布	金城	付	一一	二四〇	二、六四〇	〃	〃
白宮紙	斑寫	梱	四〇	一一	四四〇	〃	〃
網連	宜興敬	簾	二一	五	一〇五	〃	北平
石鹼	香茂	箱	二五	一二	三〇〇	〃	安東
火柴	玉手	〃	一四三	一二	一、七一六	〃	〃
洋烟	長城	包	二四〇	九	二、一六〇	〃	上海
計					五一、四三八		

移入之部（民國二十年度）

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價格	發送地	製造地
大尺布	德記	件	二九	一三〇元	三、七七〇元	安東	無沙
中尺布	慶香仁	〃	一二	一二〇	一、三三二	〃	上海
棉花	天保	包	八三	七〇	五、八一〇	〃	湖北
海紙	又和	籠	三一八	一、二五〇	三、九七五	〃	上海
箔	登寶	箱	六二	一四	八六八	〃	〃
白麵	寶星	包	一、〇二四	三二〇	六、四七七	〃	〃
花旗布	金城	付	六	二四〇	一、四四〇	〃	〃
白官紙	斑寫	梱	六	一一	六六	〃	〃
網連	宜興敬	簾	一〇	五	五〇	安東	北京
石鹼	香茂	箱	一〇	一二	一二〇	〃	安東
火柴	玉手	〃	一二五	一二	一、五〇〇	〃	〃
洋烟	長城	包	二五〇	九	二、二五〇	〃	上海

計					二七、九五七元		

移入之部（大同元年度）

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價額	發送地	製造地
大尺布	德記	件	一一	一三〇	一、四三〇	安東	無沙
中尺布	慶香仁	〃	三一	一二〇	三、七二〇	〃	上海
棉花	遠花	包	四〇	七〇	二、八〇〇	〃	遼陽
海紙	六合	籠	三〇〇	一、二五〇	三、七五〇	〃	安東
箔	登寶	箱	三四	一四〇	四、七六〇	〃	上海
白麵	寶星	包	一、五〇〇	三二〇	四、八〇〇	〃	〃
白官紙	斑寫	槓	二	一一	二二	〃	〃
綢連	宜興敬	簍	八	五	四〇	〃	北京
石鹼	香茂	箱	三	一二	三六	〃	安東
火柴	玉手	〃	一〇六	一二	一、二七二	〃	〃
洋烟	長城	包	一一〇	九	九九〇	〃	上海
計					一九、三三六		

輸入品之部（民國二十年度）

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價額	發送地	製造地
膠皮鞋	太陽	箱	一〇〇	一〇〇元	一〇、〇〇〇	安東	日本
小斜文	三反	疋	一、五〇〇	九	一三、五〇〇	〃	〃
眞工呢	三反	〃	八四九	九	七、六四一	〃	〃

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價額	發送地	製造地
斜文布	美人	〃	一、四〇〇	五	七、〇〇〇	〃	〃
白細布	軍用票	〃	九〇	一一	九九〇	〃	〃
白割線	双燕	梱	一二〇	八	九、六〇二	〃	〃
雪花膏	平尾	打	一三	五	六五	〃	〃
保險盆	美人	〃	一一	五	五五	〃	〃
火油	龍虎	箱	七四五	九五三	七〇七、七五〇	〃	英米
洋燭	僧帽	〃	七八	三四〇	二六、五二〇	〃	日本
梗子	天紅	連	一三〇	三	三九〇	〃	〃
平菓		斤	八二四	一〇仙	八二四	〃	〃
計					五、七四〇、九七〇		

輸入品之部（大同元年度）

品名	商標	單位	數量	單位價格	總價額	發送地	製造地
膠皮鞋	太陽	箱	一二〇	六六	七、九二〇	安東	日本
小斜文	三反	疋	一、五〇二	九	一三、五一八	〃	〃
眞工呢	三反	〃	八五〇	九	八、六五〇	〃	〃
斜文布	美人	〃	一、四〇四	五	七、〇二〇	〃	〃
白細布	太極星	〃	一八〇	八	一、四四〇	〃	〃
〃	軍用票	〃	一四八	七五〇	一、一一〇	〃	〃
白割線	双燕	梱	二二〇	六	一、三二〇	〃	〃
洋麵	三菱	包	一、五〇〇	三	四、五〇〇	〃	〃
雪花膏	平尾	打	一四	二	二八	〃	〃

品名	單位	數量	單位價格	總價額	仕向地	發送地
保險盆 美人	打	一七	三	五一	安東	日本
洋鋏子 麻雀	〃	一二〇	一四〇	一六八	〃	〃
火油 龍虎	箱	六〇〇	九五〇	五、七〇〇	〃	米英
洋燭 僧帽	〃	六三	三四〇	二一、四二〇	〃	日本
梗子 天紅	連	一二	三	三六〇	〃	〃
平菓	斤	一三〇	一〇	一三〇	〃	〃
計				五、一八〇、五二〇		

移出品（民國二十年度）

品名	單位	數量	單位價格	總價額	仕向地	發送地
元豆	石	七一三	一七元	一二、一二一元	安東	寬甸
小豆	〃	二一三	一九	四、三八九	〃	〃
包米	〃	一〇三	一〇	一、〇三〇	〃	〃
紅粮	〃	九八	一〇	九八〇	〃	〃
梗子	〃	四五	一〇	四五〇	〃	〃
大蔴	千	七六〇	一	七六〇	〃	〃
猪毛	斤	七四三	一	七、四三〇	〃	〃
豹皮	張	六七五	一	六七五	〃	〃
元皮	斤	二四六	一五〇	三七五	〃	〃
蔴	〃	二一三	一〇	二一三	〃	〃
計				二、一〇六、七三〇		

○移出之部（大同元年度）

品名	單位	數量	單位價格	總價額	仕向地	發送地
元豆	石	六二〇	一七元	一〇、五四〇元	安東	寛甸
小豆	〃	一九五	一九	三、七〇五	〃	〃
包米	〃	四五	一〇	四五〇	〃	〃
紅粮	〃	四二	一〇	四二〇	〃	〃
粳子	〃	四〇	一〇	四〇〇	〃	〃
大繭	千	六二〇	一	六二〇	〃	〃
猪毛	斤	五五二	〇、一	五五、二	〃	〃
狗皮	張	四〇〇	一	四〇〇	〃	〃
元皮	斤	二八四	一、五	四二六	〃	〃
麻	〃	九二七	〇、一	九二、七	〃	〃
計				一七、一〇八、九		

注記

従來滿洲側には確實なる統計的數字を得る事困難であるが、該統計は税捐局徴税額を基準としたものである。

四、輸入品の經路及狀況

輸入品の大半は日本製品にして、其の主なるものは砂糖、大尺布、鐵製品、罐詰、花旗布、其他加工布、膠皮鞋、石鹼等で、其他雜貨物も相當あるが、綿布類は安東の滿洲商人の手を經て仕入れられ商標による大口取引は皆無である。

仕入の方法は安東に駐在員又は出張員、代理店等を有するものは之等を經由して、購買し、其他は出張の都度現金購買してゐる。安東より購買する外、長甸河口の糧棧雜貨商を經由して仕入る商店も相當ある。之等の決濟は移出の雜貨

の代金を引當購入するもので、安東同樣に相殺的に決濟してゐる。
事變前迄は相當在庫品もあつたが、例の唐聚伍軍の入城により在庫品の大部分を荒され、現在では常用品のみの購入にて一般にストック品は少ない。
然共今春解氷と同時に特產品も豫想以上出廻る模樣なれば、銀高につれ購買力も著しく增大するものと豫測される。移入品は上海、營口、奉天方面より仕入られる現狀にて、上海よりは土布襪子、綢緞、卷煙草、奉天よりは赤鋼瓶、帽子、綢緞、化粧品、棉花等が移入され、營口よりの移入品は靴下位のものである。
奉天、營口方面は鳳凰城、上海方面は安東經由で購買されてゐる。其他移入品は取引の關係上安東より移入されてゐるものが多い。
今左に輸移入品の主要品別に其の經路を示せば

◎輸入品

イ、膠皮鞋（ゴム靴）太陽又は月星印
主として安東縣滿洲人側の商人の手を經て仕入れらるるも、近時長甸河江の對岸たる淸城鎭より長甸河口の雜貨問屋を經由して、購入せらるるものが增加して來た。

ロ、綿布、綿絲類
綿絲は十六番手が多い。綿布類は安東滿洲商人の手を經て購買せられてゐるが、一般に儉素な生活をなす關係上高級品は不向にして、比較的安價なものにて糊氣の多い、變色せざる、地質の堅固のものを好む傾向がある。

ハ、靴下

安東、營口製の安價なる土産品が最も多い。

ニ、罐詰

罐詰は近時結氷期の副食物として、又滿洲料理向の高級罐詰の用途が著しく增加した。殆ど、日本品獨占舞臺であつて、其の主なるものはパイナツプル、モモ、サケ、アワビ、タケノコ、カヒ類等である。最近銀安時代に中國品が漸次移入されたが中味腐敗の憂あるため歡迎されていなゐ。

ホ、砂糖

砂糖は日本製糖及明治製糖の品物が多いが、寬甸は日本製糖及太古砂糖が輸入されてゐる。

ヘ、麥粉

銀安當時より上海ものが主として移入されていたが、近年三菱ものが漸次輸入せられてゐる。

ト、海產物

海產物は主として長甸河口を經由して淸城鎭より輸入され、鹽魚、コンブ等であるが下級品が多い。

チ、石油

石油はテキサス及アジヤ油にして、安東怡隆洋行代理店たるアジヤ石油（龍印）が多い。其他スタンダード石油（虎印）が輸入されてゐる。

リ、其他雜貨

雜貨類は洗面器、化粧品等は日本品で占め、安東經由にて仕入れられてゐる。

◎移入品

イ、煙草

南洋兄弟製煙草（聯球牌）が多く、次で英米煙草會社製の（長城牌）其他哈德門等が賣行良好である。農民は葉煙草を常用してゐる。

ロ、綿布類

上海品が多く土布襪子、綢緞等にして、マークは德記慶、仁春牌、等が歡迎されてゐる。奉天より鳳凰城を經由して若干の綢緞が移入される。

ハ、マッチ

マッチは主として玉手牌の安東華公司製品が多く、日本マッチは朝鮮淸城鎭、長甸河口を經由して移入されてゐるが數量は少ない。

ニ、其他商品

鹽、安平、海紙等は安東經由にて、赤銅、化粧品、棉花等は奉天より鳳凰城經由にて仕入られてゐる。

市場卸賣小賣値段

（イ）棉布類

品名	商標	製造地	單位	卸値段	單位	小賣値
色小斜文	頂發財	日本	疋	一一、〇〇〇元	毎尺	一、五角
花眞工呢	三友國	〃	〃	一一、〇〇〇	〃	一、五
白細布	軍人票	〃	〃	一一、〇〇〇	〃	一、二
旗布	太乙星	〃	〃	一〇、〇〇〇	〃	一、一
斜文布	雙美人	〃	〃	六、五〇〇	〃	〇、九
條布	金釜	〃	〃	六、五〇〇	〃	〇、九
花細	梅蘭芳	〃	〃	七、〇〇〇	〃	一、〇
大尺布	大同	〃	〃	四、〇〇〇	〃	〇、七
小尺布	金剛山	〃	〃	三、〇〇〇	〃	〇、五

(ロ)食料品、罐詰類

品名	商標	製造地	單位	卸値	單位	小賣値
蟹肉	鳳	大阪	小一罐	〇、五元	一罐	五、五角
干貝	〃	〃	〃	〇、五	〃	五、五
蝦仁	〃	〃	〃	〇、五	〃	五、五
蝶螺	〃	〃	〃	〇、五	〃	五、五
鮑魚	〃	〃	〃	一、〇	〃	一、二元
タケノコ	旗唛	〃	〃	〇、四	〃	四角五

(ハ)調味料類

品名	商標	製造地	單位	卸値段	單位	小賣値
醬油	母子	安東縣	一瓶	七、六(元)	每斤	二、八(角)
洋醋	眼鏡	大阪	一本	〇、七	一本	八、〇
洋醋	地球	安東縣	一本	四、五(角)	一本	五、〇
〃	三環	〃	〃	四、五	〃	五、〇
本醋	N・M	寛甸	〃	四、〇	〃	四、〇
味ノ素		大阪	一ケ	八、〇	每斤	四、五

(ニ)飲料及嗜好品類

品名	商標	製造地	單位	卸値	單位	小賣値
白蘭地	三星	煙臺	每瓶	三元八	每瓶	四元〇
汽水	〃	安東	〃	二角	〃	二角五
卷煙草	哈德門	英美公司	每大箱	三元四	一ケ	八分
〃	織女	〃	〃	一元五	〃	七分
〃	金寶洋烟	〃	〃	一元四	〃	六分
〃	大號烟	〃	〃	〃	〃	六分
〃	翠鳥	〃	〃	二元四	〃	六分
〃	紫山	〃	〃	二元二	〃	五分

(ホ)燃料類

品名	商標	製造地	單位	卸値	單位	小賣値
火柴	玉手	安東	每包	七分	每包	八分

燈油	羽鹿	大阪	〃	七分	〃	八分
石油	龍虎	米國	毎罐	五元	毎罐	五元五
薪			百斤		百斤	三元

五、度量衡

滿洲國に於ては未だ度量衡法の施行なきため、從來の慣習によりて廣く行はれ、其の名稱、量目、單位等は各地區々にして殆ど歸一する處なき狀態である。寬甸縣に普通行はるるものの概要を示せば

一 種類

(イ)度　裁尺　大尺　木尺　營造尺

(ロ)量　一斗桝　一升桝　一合桝

(ハ)衡　秤　臺衡(貫文)　天秤(戥子)　斤

日本品との比較

裁尺　一尺は　我が曲尺の一尺〇三

大尺　一尺は　一尺一五

木尺　一尺は　一尺二八

營造尺　一尺は　一尺〇四

距離の單位たる一支里は〇、一四一六三七邦里にして、面積の單位たる天地は我一、〇八〇坪に當り、其の六分の一を

畝と稱せられて居る。又土砂計量の單位たる我立坪に類するものはない。量器を我檢定桝に比較すれば、滿洲桝一升は一升八合五勺餘に當り、一斗以上總て之に準じ十進法に依てゐる。當酒及油類の大口取引には罐を(鐵葉製)を用ひ、日本桝の九升に相當する。

衡器は兩匁(我約九匁七分に相當し)を單位とし、十六兩を一斤となし、一斤の量は我百五十五匁、百斤を以て一擔として居る。兩以下は錢分厘毛の稱を用ひ、毛より兩迄は十進法に依て居る。

二、用途

(イ)尺度

裁尺は主として大巾織物を、大尺は小巾織物を丈量するに用ふ。營造尺は大尺と同樣に用ひらるゝ外、專ら土地家屋の丈量に用ひらるゝ場合もある。木尺は營造尺を指稱する場合多きも、木税局に於て鴨綠江木材のみに使用する爲め、當初十六戸の料棧に官尺と稱する木材專用尺を下附し、之に依り納税の基礎を算出せしめたるに濫觴し、特に長大なるものである。

(ロ)量

量器は一般商人の用ゆるものを斗と稱する。斗とは一升桝を意味するも一般の習慣は量器の代名詞となつてゐる。又一升桝は普通財の中央に隔板を附し、五合桝兼用となし得る構造である。此等は何れも穀物類を量るに用ひられる。尙一合桝は普通の商家には常備して居ない。

(ハ)衡

衡器は普通之を秤と稱し、我國の桿秤に類しその量目は前記の如く兩を單位としてゐる。又戥子と稱する一種の天秤あるも、概して少量のものを量るに用ひらる。又日本人對滿洲人の取引には、近時日本式臺秤（貫文）を用ふるものもある。之は使用簡易にして量目正確なりと云ふ理由である。

第二節　農業の概況

寛甸縣は東西平均二百六十支里、南北平均二百四十支里にして、周圍は五百九支里である。而して面積一五、九四〇支里なるも、一般に山岳多きため農民は相當山腹を利用し耕作してゐる。

雜穀

昨年は事變の影響を受け例年に比し若干の減少を來たした。其の狀態を表にて示せば左の如くである。

號數	種類	大同元年種植付數	每（一天地）「每天地」收穫量（單位斗）大同元年度豫料數	每（一天地）「每天地」收穫量（單位斗）民國廿年實收量	大同元年度縣內ノ總收穫數量（單位石）	本年春種産品年成比例前年トノ百分ノ比 民國二十年	本年春種産品年成比例前年トノ百分ノ比 大同元年	大同二年收穫期ニ於ケル縣內穀物消費高	縣外ニ移出シ得ル豫想數量
一	綿花	一〇	一二〇斤	三一斤	五〇〇斤	一〇〇	九九	五〇〇斤	二〇、〇〇〇斤
二	菸葉	四二六	二四〇	三四五	一七〇、〇〇〇	一〇〇	九九	一五〇、〇〇〇	七、一〇〇
三	線麻	四八五	六〇	五九	四八、五〇〇	一〇〇	一〇一	四一、四〇〇	二、〇〇〇
四	菁麻	二七〇	六五	六二	二八、〇〇〇	一〇〇	一〇一	二、六〇〇	〃
五	莔麻	八〇	一五	一石五斗	一二〇石	一〇〇	一〇〇	一二〇石	〃
六	芝麻	九〇	八九五	八斗九	一四〇	一〇〇	一〇〇	一一五	二五石
七	落花生	七〇	三五〇	三五〇	四一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	三六、五〇〇斤	四、五〇〇斤

八	外子	七〇	三五〇	三五〇	四一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	三六、五〇〇斤	四、五〇〇斤
九	柞蠶繭	〃	全縣總計百萬斤	一八〇萬斤	一百萬斤	一〇〇	六〇	〃	〃
總計		一、四三一			二八八、〇〇〇斤 二六〇石 百萬斤			二五四、四〇〇	三三、六〇〇斤 二五石

號數	種類	大同元年度種植付數	毎(一天地)收穫量(毎天地)單位斗		大同元年度縣内ノ總收穫數(單位石)	大同元年各種産品ノ前年ト成比例百分比		大同元年度一石ニ對スル換算斤數	大同二年度收穫期ニ於ケル縣内穀物消費豫想高	縣外ヘ移出ナシ得ル豫想數量
			大同元年度豫想數量	民國二十年實收數		民國二十年	大同元年			
一	黄豆	一五、七九四	約三石三斗	三五	八三、四九七	一〇〇	九八	四〇〇	五、八四九	五、〇〇〇
二	小豆	三、六八五	〃三石一斗	三二	一九、一六二	一〇〇	九七	四三七、五	一七、一六二	二、〇〇〇
三	青豆	二、六九五	〃二石八斗	二九	一二、九三六	一〇〇	九九	四三八	一二、一三六	八〇〇
四	其他豆類	二〇〇	〃三石	三一	一、〇〇〇	一〇〇	九九	〃	八〇〇	二〇〇
五	高粱	七、三六八	〃三石四斗	三五	四二、九五九	一〇〇	九九	四〇〇	四〇、七二五	二、二三〇
六	粟	三、六八四	〃二石八斗	三〇	一四、四二〇	一〇〇	九八	四〇二	一四、一七〇	二五
七	包米	二九、八六二	〃三石五斗	三五	一七四、一九九	一〇〇	一〇〇	四〇五	一七三、六九九	五〇
八	小麥	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九	大麥	七三七	〃五石	五〇〇	五、七〇〇	一〇〇	一〇〇	二七八	五、七〇〇	〃
一〇	麥	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一	黍子	一、九四九	〃一石一斗	一一	三、八九八	一〇〇	一〇〇	四〇二	三、八四八	五〇
一二	稗子	四、八七五	〃三石	二九	二四、三七五	一〇〇	一〇一	四〇〇	二四、三七五	〃
一三	蕎麥	三八〇	〃二石	二一	一、二〇〇	一〇〇	九九	三五〇	一、二〇〇	〃
一四	稻子	一、一二二	〃六石	五五	一一、一二〇	一〇〇	一〇三	三五〇	一〇、一二〇	一〇〇

一五 雜粮	六三〇	〃三石	三〇	三、一五〇	一〇〇	一〇〇	四〇〇	三、一五〇	〃
一六 粮子	四〇〇	〃四石	三九	二、七〇〇	一〇〇	一〇〇	四一〇	二、七〇〇	〃
總計	七三、五七九			四〇〇、三一六				三六八、二七四	三四、〇三四

大同元年度は五六月苗の成長順調なりしも七八月より大雨あり、約二十日間程連續降雨に遭ひ、玉蜀黍、高粱、小豆、大豆、粟等相當の水害を蒙り、一方五六月頃匪賊の横行により農民多數避難せる結果、農事工作を放任したる傾向にあり、秋の收穫は多少の減少を見てゐる。

寛甸縣內家畜頭數

種　數	牛	馬	猪	驢	騾	羊	雞
牝ハム（牡）（母）	三一、八七二頭	一三、四二〇頭	八一、三〇〇頭	二三、二一〇頭	九、五〇〇頭	四二、五〇〇頭	二二五、七五五隻
一ケ年生產頭數	一、五六二頭	五八五頭	二五、七二一頭	三八二頭	二五五頭	一、二四三頭	四七、一二八隻

屠殺頭數

種　數	牛	馬	羊	豚	驢	騾
頭數	九五頭		五〇〇頭	一、〇八〇頭		
平均段値	三〇元		五元	一八元	一二元	六〇元
屠稅	一元		二角	五角		

第三節　農民の經濟狀態

農民の經濟狀態の一例を表にて示せば左の如くである。

イ、所有地面積……五十天地以上　第三區泉山社村王有

家族數	男	女	計
十六歲以上	一〇	九	一九
十六歲以下	八	六	一四
使用人 計	二人	二人	

△收入之部

一、雜穀收入（總計一千五百二十一元六分）

A

種別	單位數量	總收入量	單位價格	總收入額
包米	二一天	六四石	每石 九元	五七六元
高粱	八〃	二四〃	一〇〃	二四〇〃
黃豆	七〃	一六〃	一五〃	二四〇〃
小豆	四天	一二石	每石 一六元	一九二元
谷子	三〃	一石八斗	一七〃	三、〇〇六
雜糧	七〃	二一石	九〃	一八九元
小計				一、四六七、〇〇六

B　副業收入…一八元

C　小作物收入…三四元

D　其の他…二元

計…五四元

△支出之部

(1)　支出總額計一千四百四十五元

公租稅	民國十八年	民國十九年	民國二十年	大同元年
村費	一二〇元	一〇〇元	一三〇元	二一〇元
雜費	八〇〇〃	九〇〇〃	九〇〇〃	九三五〃
兵匪招費	五〇〃	三〇〃	七〇〃	一五〇〃
計	九七〇〃	一、〇三〇〃	一、一〇〇〃	一、二九五〃

負債全額…五〇〇元、利息…一五〇元

(イ)大同元年の支出一、二九五元にして、利息一五〇元を加算すれば計一、四四五元となる。

差引七六元六角の純利益となり（負債は依然返還出來ざるものである）

(2)　二例

(ロ)所有地面積一二天地　第二區岔溝村張前禮

家族數	十六歳以上			十六歳以下			使用人
	男	女	計	男	女	計	
	四人	三人	七人	六人	七人	一三人	無

△收入之部

(1) 雜穀收入（總計三百七十一元）

種別	單位數量	總收入量	單位價格	總收入額
包米	七天	二一石	每石 九元	一八九元
高粱	一〃	三〃	一〇〃	三〇〃
黃豆	二〃	六〃	一四〃	八四〃
小豆	半〃	一一〃	一六〃	一七元六
谷子	半天	四斗	每石 一八元	七元二
雜粮	一〃	二五石	九〃	二二元七
計				三五〇元五

(2) 副業收入　三元
(3) 小作地收入一八元　｝計二一元
(4) 其他　ナシ

△支出之部

總計三百六十一元三角（大同元年公租稅利息の計）

公租税	民國十八年	民國十九年	民國二十年	大同元年
村費	一四元	一二元	一八元	二七元
雜費	二四〇〃	二五〇〃	二四九〃	二七〇〃
兵匪招費	五元	一二元	一三元	二〇元
計	二五九〃	二八四〃	二八〇〃	三一七〃

負債一五〇元、利息四五、三元

差引八元七角（負債一五〇元負債返還不能）

四、寛甸縣農耕地狀況

全縣總面積二萬五千九百四十支里（一天ハ我國ノ一四四[illegible]坪）

區別	可耕地	不可耕地荒蕪地山地	未耕地	柞場面積
第一區	二六、四六二天	五〇天		
第二區	一六、〇七四〃	三〇〃		
第三區	七、四九六〃	一一〃		
第四區	一一、四六五〃	一四〃	七、三七四把半	一一、六一七畝
第五區	七、四一七〃	二五〃		
第六區	一二、六二五〃	一八〃		
第七區	一二、八七九〃	二一〃		
第八區	二三、三三七〃	二八〃		
計	一一七、六四七〃	一六七〃		

第四節　工業

寛甸縣城は從來工業地として見るべきものなく、僅に雜貨商の兼業に營む豆粕工場二軒、煉瓦工場二軒、燒鍋工場六軒を有するに過ぎない。其の主なるものの内容を示せば

イ、油房

商號	福合成（雜貨兼業）
所在地	寛甸縣城裡
營業者名	慶余堂
資本金	一萬元
設立年月	民國十二年
一ケ年賣上高	三萬元
販路先	四鄕（寛甸縣中心トスル各農村）
一ケ年生產高	豆粕五、〇〇〇枚（一日平均能力二〇枚位） 豆油三〇、〇〇〇斤（一日平均能力百斤位）
使用勞働者	三人
勞働時間	十二時間
給料	小洋八元ヨリ十九元迄住宅食料持

ロ、油房

商號	義興永（雜貨兼業）
所在地	寛甸縣城裡

營業者名	組合（五名匿名組合）
資本金	一萬元
設立年月	民國十八年
一ヶ年賣上高	五〇〇〇元
販路先	四鄕
一ヶ年生產高	豆粕　二、〇〇〇枚（一日平均五枚） 豆油一二、〇〇〇斤（一日平均二六斤）
使用勞働者	二人
勞働時間	七時間
給料	小洋十九元（食料持）

八、磚瓦竈

商號	王家竈工廠
所在地	長陰子
營業者名	王家仁
資本金	三、〇〇〇元
設立年月	民國十五年三月
工場面積	二畝
一ヶ年生產高	磚一萬塊（一日平均五〇〇塊） 瓦一萬塊（一日平均一千塊）
賣出價額	磚二元六角 瓦一元三角

工場日數	大同元年四十天
使用勞働者	三人
販路先	四鄉

二、燒鍋工場

名稱	店主	所在地
湧利小燒鍋	劉桂之	第四區（太平哨）
寶興厚燒鍋	玉金璽	第二區（歡喜洞）
會仙家燒鍋	宋治臣	第五區（不大遠）

第五節 財政

一、寬甸縣公署內務造送大同元年度及二年度地方收支豫算一覽表

科目 款	項	目	年度 大同元年度	大同二年度	附記
歲出經常費			一五九、九四五.〇〇円	一五九、〇二三.〇〇円	
	縣公署		二七、四九六.〇〇	三七、五二八.〇〇	
		俸給		一〇、三二〇.〇〇	
		給料		八、八〇〇.〇〇	
		事務費		一八、四〇八.〇〇	

警察費		九二、七六五·〇〇	八七、九三六·〇〇	
	俸給	一六、六〇八·〇〇	九、三三六·〇〇	
	給料	六八、〇五三·〇〇	七一、六四〇·〇〇	
	事務費	八、一〇四·〇〇	六、九六〇·〇〇	
內務局		六、九八四·〇〇		大同二年度經費已編列縣公署經費數目之內故未另行列
	俸給	一、一五二·〇〇		
	給料	一、八七二·〇〇		
	事務費	三、九六〇·〇〇		
教育費		三二、七〇〇·〇〇	三二、四七九·〇〇	
	俸給	二五、三〇八·〇〇	二三、四〇〇·〇〇	
	給料	三、六九六·〇〇	三、〇〇〇·〇〇	
	事務費	三、六九六·〇〇	六、〇七九·〇〇	
勸業費			一、〇八〇·〇〇	
	薪金		四八〇·〇〇	
	夫役工資		二四〇·〇〇	
	辦公費		一二〇·〇〇	
	事務費		二四〇·〇〇	
歲出臨時費		一五、五三二·〇〇	六四、〇九〇·〇〇	
	警察費	一五、五三二·〇〇	二七、〇〇〇·〇〇	
	臨時討伐隊費		二九、八九〇·〇〇	
	土木費		七、二〇〇·〇〇	
歲出經常臨時合計		一七五、四七七·〇〇	二二三、一一三·〇〇	

二、寬甸縣公署內務局造送減免賦稅雜捐表

捐目	遵令減免月日	十九年度	二十年度	附記
田賦	大同二年二月一日	一、七八四・〇五円	七三、五〇二・〇八円	遵令陳欠免征大同元年度減半征收
畝捐	大同二年二月一日	二、五五三・九一	一〇〇、八六八・八八	遵令陳欠免征大同元年度仍照舊章中則每畝收大洋一角四分下則每畝大洋一角三分四厘減則收大洋六分七厘
地基捐	同			每畝仍照舊稅率上則收大洋二元四角中則收大洋一元二角下則收入大洋六角
商捐	同			仍照舊章按資本每百元收大洋二角
營業捐	同			已撥歸稅局征收
剪課	同		一〇、〇一二・〇〇	上則照稅率每把收大洋三元五角中則收大洋二元五角下則收大洋一元五角
剪捐	同		一二、二〇四・〇〇	仍照舊章每把剪子大洋二元

一、上年度地方豫算收入較往年減收太多有關支政費完全借墊谷欵及公證費並發行流通券以資維持

二、大同元年度地方豫算收入各捐數目僅收至四月分尚有五六兩月分應收之數未曾列入欲考查實在收入數目終須年度終了時再行切實結算即知盈虧確數合併說明

三、寬甸縣公署內務局造送地方新舊稅率豫算收入比較表（大同二年四月分）（單位圓）

捐目	上年度豫算數	上年度實收額	大同元年度豫算數	大同元年度實收數	比較	備考
畝捐	九一、四七五・八九円	二、〇五三・六八円	一〇一、六三六・〇〇円	二〇、八七〇・〇〇円	增 一八、八一六・三二円	中則每畝收大洋一角四分下則每畝收大洋壹角三分四厘減則每畝收大洋六分七厘
營業捐	二〇、〇〇〇・〇〇	一六、二三七・〇二	一〇、〇〇〇・〇〇	四、二五三・三二	減 一一、九八三・七〇	按照商號資本數目每百九月收大洋二角
妓捐	一〇〇・〇〇	一六〇・〇〇	一〇〇・〇〇	二二八・〇〇	增 六八・〇〇	每張妓捐票收大洋二元
肉捐	八〇〇・〇〇	二一五・五四	六〇〇・〇〇	五二一・九〇	增 三〇六・三六	牛每頭收大洋一元猪每口收大洋五角羊每隻收大洋二角

豆捐	八、〇〇〇・〇〇	四、三五七・一九	五、〇〇〇・〇〇	七、七〇九・七一	增 三、三五二・五二	每石收大洋一角
剪子捐	一三、七五〇・〇〇	五四六・〇〇	一三、七五〇・〇〇	一、九五〇・〇〇	增 一、四〇四・〇〇	每把收大洋二元
韓僑戸捐	三、六〇〇・〇〇	ナシ	ナシ	ナシ		
韓僑證書費	一、二〇〇・〇〇	一、二四〇・〇〇	ナシ	ナシ		
繭蠶捐	二、〇〇〇・〇〇	一、五四七・六〇	二、〇〇〇・〇〇	二、五三一・八四	增 九八四・二四	每十千收大洋五分
祀典費	二〇〇・〇〇	九〇・四九	二〇〇・〇〇	七四・二五	減 一六・一九	牛收大洋二角猪收大洋壹角羊收大洋五分
婚書捐	一、八〇〇・〇〇	五四四・〇〇	一、五〇〇・〇〇	一七一・二〇	減 三七二・八〇	每套收大洋一元
橋梁捐	一、〇〇〇・〇〇	五四二・三〇	五〇〇・〇〇	一、七九九・八一	增 一、二五七・五一	每車行一次收大洋三角
街基租	一、八〇〇・〇〇	一七二・二六	一、八〇〇・〇〇	二七八・六二	增 一〇六・三六	上則每畝收入大洋二元四角中則收一元二角下則收六角
街基加捐	三〇〇・〇〇	五八・五二	三〇〇・〇〇	一三・〇二	減 四五・五〇	每畝附收大洋五角
義學租	三〇〇・〇〇	ナシ	三〇〇・〇〇	一五八・八六	增 一五八・八六	每石收大洋六角
學租變價	七〇〇・〇〇	ナシ	五〇〇・〇〇			
車牌捐	八、〇〇〇・〇〇	一三、四八〇・一五	一、五〇〇・〇〇	一六、二四四・〇〇	增 三、七六三・八五	四套收大洋八元三套收大洋五元二套收大洋三元一套收大洋一元
剪課			一〇、三〇〇・〇〇	一、六〇七・五〇	增 一、六〇七・五〇	上則收大洋三元五角中則收大洋二元五角下則收大洋一元五角
浮房租				二〇四・〇〇	增 二〇四・〇〇	每間收大洋八角
居宰捐			四〇〇・〇〇			
合計	一五四、〇二五・八九	四〇、二三四・八五	一六二、八八六・〇〇	五八、六〇六・〇三		

四、寛甸縣流通票の狀況

寛甸縣に於ける通貨は國幣現大洋票、銅錢等にして、其の外に縣公署及總商會、農會の保證の元に流通票を發行してゐる。其の大略を示せば次の如くである。

流通票種類……五元、一元、五角

發行額……五元……二五、〇〇〇元

一元……二六、五〇〇元

五角……一〇、〇〇〇元

計……六一、五〇〇元

現在回收額……五元……一六、七四〇元

一元……一五、九九四元

五角……七、〇三七元五角

計……三九、七七一元五角

現在流通額……五元……八、二六〇元

一元……一〇、五〇六元

五角……二、九六二元五角

計……二一、七二八元五角

之等の流通票は民國二十年より、大同元年の間に發行せられたるものにして、其の後鋭意之れが回收に努力せる結果、大同二年五月末には殘額五千元までに減じた。六月末日迄には完全に回收し終る見込である。

五、通貨

縣城内の通貨は現在殆んと大洋票一式で、小洋錢は多少流通してゐるが殆ど富家の私藏に係り市場にはあまり現れない。唯江岸一帶の諸港に於ては總て小洋を使用せられ、田舍筋に對しては當日の相場に依り大洋票を以て換算の上賣買してゐる。銅錢は補助貨として市場に流通するのみである。江岸地方に於ては送金等は對岸日本郵便局を利用するものが增加して、特に鴨綠江中流以上に於て利用程度が多い。

六、金融機關

本縣は商業漸次發達の域に向いつゝあるも、送金爲替を取組むべき機關は郵便局あるのみ、其の郵便局すらも日に依りては百元の現金も有せざる狀態である。目下中央銀行の分局の設置を要望しつゝあるが、現在の狀態では該銀行の開業を最も急務とするところである。其他質屋一軒あるも金融機關としてはその存在は誠に微々たるものである。

第六章　教育及宗教

第一節　教育

本縣は邊境の一縣にして交通不便の地なるも、教育思想は相當に發達し、縣當局者もその施設に努力しつゝある。未だ完全とは云ひ難きも施設の大略を示せば左表の如くである。

學校別	校數	級數	教員數	學生數	學校別	校數	級數	教員數	學生數
縣立師範學校	一	二	六	二九	巳立小學校	一三	二二	二九	一〇〇一

縣立初級中學校	一	三	七	一四五
縣立職業初中學校	一	三	八	一〇〇
縣立小學校	四	一三	一八	五四六
村立小學校	九〇	一八九	一八九	六三五七
私立小學校	二	三	三	一二四
合計	一一二	二三五	二六〇	八三六二

俸給支給實況

一、現給

	小學校	中等學校	其他學校
最高	三一、五〇元	六一、二〇元	
最低	二三、四〇	三六、〇〇	
平均	二七、四五	四八、〇〇	

二、支給狀況

イ、未拂之有無

縣立區立各學校は縣より支拂ひ、大同元年一月末に至り村立各學校は村會より支給せられてゐるが、大多數は未だ支給してゐるとは云へぬ。

ロ、支給方法

國幣大洋票で支給してゐるが、地方各村には未だ多少流通票で支給してゐる個所がある。

ハ、支給時期

毎月末に支拂ひ、今日では大體未拂はない。

三、初任給

何種の師範卒業生たるを問はず擔任課目の輕重により多少の別がある。中等學校教員の月給は三十六元、四十元、五十元の三種に分ち、小學校教員の月給は三十一元、二十八元、二十七元、二十六元、二十五元、二十三元に分つてゐる。

四、學校經費

學校經費之來源

縣立區立各級學校の經費は地方により之を支辦し、村立學校經費は村會から支給されてゐる。

五、縣教育經費

イ、一般經費と教育費の比較

教育費は一般經費の約百分之二十三に相當す。

ロ、教育費と俸給之比較

俸給は教育費の百分之八十三を占めてゐる。

六、縣教育費

- 縣費
  - 教育局費
    - 事務費　七百二十元
    - 俸給　五千六百二十元零八角
  - 學校補助費
    - 辦公費　一千七百九十四元三角
    - 職教員俸給　二萬二千一百八十四元四角

七、教職員生活狀況

僅に生活を維持する程度であるが、從前の如く時に不渡りになることさへあつた時代に比ぶれば多少安定したといひ得よう。

八、未開教職員生活狀況及未開校數並未開校事由

イ、生活狀況は極めて困難である。

ロ、未開校數十九校

ハ、未開校理由は或は校舍が軍隊に占用されたるまゝ未だ返還されず、或は地方に匪賊の出沒常ならず、或は又校舍が破壞されてその使用に堪へざるため開校の運びに至らないのである。

九、教科書配給使用狀況

イ、編纂者、奉天教育廳圖書編審委員會

ロ、發行所、奉天省教育廳

ハ、小學校教科書一、三、五、七、九、十一、各册均しく不足せる狀態である。

十、學校資產

イ、學田を有する學校數、僅に白菜地村立小學校一校あり。大水泃村及青山泃村の學田は均しく內務局及教育局辦理に歸し教育費の專款と爲つてゐる。

ロ、學田全面積、一百七十九畝六分

ハ、學田收入及其運用、白茶之學田は該村の辦理に歸し年收入約國幣三百五十元、該村學校經費に充て、大水溝村及靑山溝村學田は內務局及教育局の辦理に歸し縣教育費に充られてゐる。

十一、教員學生の滿洲國に對する思想及認識

教員學生は完全に滿洲國王道精神を理解して、强固なる信念と、絕大なる信賴により、一步一步確實なる認識を持するに至つた。

十二、教育會現狀

イ、組織　會長一人、幹事六人

ロ、活動狀況　每月一回研究會を開き每學期通常會一回を開き以て教育の振興發展を期してゐる。

ハ、將來計劃　現在教育會としては何等基金を有せず、僅かに會費により該會を維持してゐるが、將來法を設けて相當の基金を備へ、教育講習會及各種研究會を組織して縣教育の向上に資せんとする計劃である。

十三、日語教育狀況

本縣高小以上各校には均しく日語一科を課してゐる。城內縣立職業學校及長甸河口第七區高級小學校に於ては日語補習學校を設け、日夜日語教授に特別なる努力を傾け、現在に於ては相當の成績を收めてゐる。

其外未だ開校に至らざる學校多少あれども、關係者を督勵して順次開校せしめつゝある。有之內最も特色あるものは縣立職業學校にして、高等小學校卒業者を入學せしめ、終業期間を三ヶ年とし、養蠶科、印刷科、織科の三科目を教授してゐるが、地方に適切なる學校として推賞されて居る。

第二節　宗　　教

縣內に最も廣く行はれて居るのは道教にして、住民の大部分は之を信仰して居る。基督教の布教は久しきに亘つてゐるが、信者の數は割合に僅少である。縣內に福音堂並に附屬學校を設け布教子弟の教養に努め、且又簡單ながら施療所を設ける等相當熱心に普及に務めて居る。其の他回回教信者も多少見受けられる。

第七章　寛甸縣朝鮮人の狀況概略

第一節　戶口消長

新に滿洲國成立し舊官憲の壓迫より脫せる今日、滿洲國王道精神發路によりて民衆の態度改り、將來相當望みあるものと見做されたる結果、匪賊の脅威の少なき場所には移住朝鮮人の戶口人口著しく增加せる傾向である。之れに反し、事變勃發以來匪賊各地に蟠踞し保護の及ばざる奧地は、全然生命財產の安全を期待し得ざる爲め、衷心より在滿生活を望みつゝも、已むなく市街地方面に移居し、日稼勞働に轉業したる者も相當數に上つてゐる。寛甸縣在住朝鮮人の戶數人口を示せば次の如くである。

地	名	戸數	人口 男	人口 女	人口 計
第一區	長陰子	一二	三一	二八	五九
〃	庫倉溝	八	二〇	一九	三九
〃	大川頭	八	三一	二七	五八
〃	三頭几	六	二二	二七	四九
〃	河甸	五	一二	八	二〇
〃	土川頭	八	二七	二六	五三
〃	龍瓜溝	一三	三七	三二	六九
〃	計	六〇	一八〇	一六七	三四七
第二區	流荒溝	一六	三五	三〇	六五
〃	五道河子	八	二八	二三	五一
〃	權水溝	一六	五二	四七	九九
〃	二道溝	一二	四二	四〇	八二
〃	計	五二	一五七	一四〇	二九七
第三區	大吉砬子	五	八	九	一七
〃	三道溝	一七	五八	五七	一一五
〃	揚柳子	一二	四一	四五	八六
〃	滴水砬子	二九	七二	七七	一四九
〃	青山溝	二一	五二	五〇	一〇二
〃	鐵山杜	三一	九二	一二〇	二一二
〃	砬子溝	六	一九	一七	三六
〃	計	一二一	三四二	三七五	七一七

第四區	四平街	一四	五二	五[illegible]	一〇三
〃	泡子沿	三	三	四	七
〃	南吊幌子	五	一二	一五	二七
〃	北吊幌子	一一	三二	二八	六〇
〃	羅圈甸子	一二	四七	三二	七九
〃	三道溝	一八	六七	五四	一二一
〃	中湯溝	二〇	八五	七九	一六四
〃	大木大遠	三八	八九	九一	一八〇
〃	關門砬子	一三	七七	六三	一四〇
〃	湯溝	一七	五一	五七	一〇八
〃	計	一五一	五一五	四七四	九八九
第五區	大楊溝	三〇	九三	八四	一七七
〃	二道溝	二一	五一	五三	一〇四
〃	一道陽岔	三八	九八	九一	一八九
〃	二道陽岔	四五	一一二	一三〇	二四二
〃	白菜地	三〇	九八	九一	一八九
〃	小荒溝	二七	七五	七二	一四七
〃	大荒溝	二一	六一	五七	一一八
〃	砬子溜	九六	一五一	二四一	三九二
〃	三道溝	二一	六一	五七	一一八
〃	浮方溝	四二	一一一	一二八	二三九
〃	土花城溝	二三	六八	六二	一三〇
〃	小荒城溝	二二	六八	六〇	一二七

〃	馬架子	一二一	一九三	一八一	三七四
〃	下漏河	九八	一一二	一三七	二四九
〃	高嶺地	三七	一二一	一一七	二三八
〃	大頭陽岔	四二	一二一	一二〇	二四一
〃	二過陽岔	三二	九四	九一	一八五
〃	三道陽岔	六二	一〇一	九八	一九九
〃	秋國必	三三	一一二	一〇七	二一九
〃	陽子溝	四二	一一七	一一〇	二二七
〃	藏子溝	七一	一〇〇	九八	一九八
〃	石柱子	五三	一三八	一二七	二六五
〃	大淸溝	二〇	五〇	四八	九八
	計	一、〇八九	二、四三六	二、五一七	四、九五二
第六區	小長甸子	一三	三二	三一	六三
〃	蕎子溝	八	二九	二八	五七
〃	紅石砬子	三	八	九	一七
〃	磙子溝	三	八	九	一七
〃	大久財溝	二四	七二	七八	一五〇
〃	小久財溝	六	一八	一七	三五
〃	小蒲石河	五	一九	一三	三二
〃	庫倉溝	一五	四七	三六	八三
	計	七七	二三三	二三一	四五四
第七區	三岔子	八	二〇	一八	三八
〃	永甸河口	四	九	一二	二一

第七區	大江口	三	一〇	八	一八
〃	山城溝	一〇	三三	三〇	六三
〃	蘇甸	三	七	一〇	一七
〃	長甸城	二	一二	一二	二四
〃	樺樹溝	五	一五	一二	二七
〃	計	三五	一〇六	一〇二	二〇八
第八區	揚木川	一一	三五	三二	六七
〃	川上洋	一一	三〇	二五	五五
〃	粒碭砬子	七	三六	一八	五四
〃	毛甸子	一七	五四	四九	一〇三
〃	右門嶺	八	二二	二一	四三
〃	大午嶺	七	三二	二六	五八
〃	計	六一	二〇九	一七一	三八〇
寬甸縣	總計	一、六七九	四、二六九	四、二五四	八、五二三

第五區及第四區は朝鮮對岸にして、最も近き距離にあるため入滿鮮人も多數である。而して事變後歸還せるものの大部分は平北道が斷然多數を占めてゐる。

之等の農村在住者の大部分は小作農で、移住する最初より借財生活に端を發し、年々之を繰返して辛ふじて生活をなせるに加へて、今回の匪賊により莫大の損害を蒙らざるものなき狀態である。

之等小作人にして、一戸當平均三十圓内外の借財を有し、一戸五人家族の小作農の一ケ年の生活費は普通百圓内外で、農業生活に依る一ケ年の收入は籾及雜穀一石七圓五十錢と見て九十元乃至百五十元見當に過ぎざる有樣にして甚だ

しき困憊狀態である。以上は單に農家の收入より見たる生活狀態なるが、尙滿洲國人に於ては之等貧弱なる鮮農に對し事變後特に農糧共の外資本の貸付を躊躇せるため、愈々經濟的に孤立の狀態となつた。又一方匪賊の强要共の跡を絕たず、苟もこの難を避けんとすれば忽ち生活の根底を覆され、一家破滅は勿論、生命すら失ふが如き有樣となり、已むを得ず、食を絕ち、肉を削りて、尙匪賊等の脅迫に應ずると云ふが如き悲慘な情況であつたのである。

共の後滿洲國成立と共に日を追て官憲の壓迫去り、無情なる地主等の搾取的傾向も著しく緩和されたる結果、一般鮮農も更生の思をなし、日本官憲を信賴する態度極度に濃厚となつたが、一面滿洲人を輕視するが如き言動を耳にする事あるは寒心に堪へざる所である。

第二節　朝鮮人敎育狀況

朝鮮總督府の補助を受けつゝある地點は經費稍足れりとするも、寬甸縣各地の如きは移住民等の經費負擔が十分でない爲め、敎師その他設備完備する能はず、學校の設立も不可能の狀態であるが、蒲石河にては最近治安回復と共に敎育熱高まり、就學の希望者も增加せる爲め私立學校の計畫が進行しつゝある。

第三節　鮮人宗敎の槪況

鮮人宗敎は米國系基督敎（特に長老派）と天道敎の二宗派である。天進敎は從來信仰方面は名のみにして、稍もすれば社會運動を起す事比較的多く常に警戒されてゐる。

	基督教	天道教
布教所	一	二
布教師	一名	三名
信徒	二二名	七一名

第四節　鮮人一般農業狀況

鮮農一般は知能的にも物質的にも最下層級に屬してゐる。事實以後奥地居住の鮮農は過半數匪賊の脅迫を避ける爲め、多年の住居地を捨て比較的安全地帶に轉居し、最近に至り漸次歸農するに至つたが、耕種法の改善施肥等に意を注がず、所謂掠奪農法と云ふべき實情なれば現在以上の發展は望み難い。又奥地は地方の秩序回復せざる間は、鮮農の發達改善は固より、副業の如きも當分期待し得ざるものと思はれる。

寛甸縣鮮農經營水田面積及籾收穫高を示さば

水田作付面積	三六三九反
同籾收穫高	八五五九石
一反當收穫高	二三五升
滿洲人耕作水田面積	五三一反
全籾收穫高	一二四〇石

將來水田可耕面積　四九三二反

二、鮮農畑作面積及主要農産物收穫高表

品別	作付面積	收穫高	反當收穫高
粟	六、〇〇二反	八、九九五石	一五〇升
大麥	八七六	一、二三二	一四一
小麥	六三五	九九二	一五六
麥	七五三	七五五	一〇〇
高粱	一、五七四	一、六七五	一〇六
玉蜀黍	七、三〇一	八、一一九	一一一
蕎麥	三九二	七五九	一九五
大豆	六、一二九	六、七九五	一一一
小豆	九五二	一、〇二三	一〇七
糸豆	一四九	一五九	一〇七
葉煙草	四二	七九九貫	一九
棉花	二九六	二、八二三貫	九貫
蔬菜數	五二一	六、七三〇	一三

三、土地小作の區別

寛甸縣に於ては滿洲國人より直接小作をなす者にして、小作條件は種子及農耕期間の生活費を地主より貸與し、收穫物は蕎稈と雖も總て折半するを通例としてゐる。

農貸金の貸金に對する利子は五分又三分位にして、新規開墾地の場合は築堤水灌等の工作物の材料は地主に於て負擔

し、勞役は小作人に於て提供してゐる。

小作料は二三年間無料とするもの、初年より若干の小作料を取り爾後或限度迄逐年增加するもの等一定せざるも、三年乃至五年目より熟地同樣に小作料を取立つるを一般の慣行としてゐる。

第五節　金融及經濟

一、農業資金

鮮人公認金融機關を示せば左表の如くである。

名稱	所在地	設立年月	稧長名	員數	昭和七年度農資貸付金
小荒泡	寶何縣小荒泡	昭和七年六月三日	朱恒鍵	三五	六〇、四〇〇
庫倉泡	庫倉泡	〃	李永燁	一八	二九、一〇〇
大久財泡	大久財泡	〃	金在奎	三〇	四一、〇〇〇
秋國秘泡	秋國秘泡	〃	朱炳胄	二七	二〇、六〇〇
小長甸	小長甸	〃	伊慶化	一九	二九、五〇〇
白菜地	白菜地	〃	崔熙九	二七	四七、四〇〇

（金利八日步五錢見當デアル）

二、商業資金

商業資金は個人金融の途なく、大部分は朝鮮側の銀行會社又金融會等より融通を受けてゐる狀態である。金利は貸付

資金の性質、擔保の種類、債務者の信用、資金の用途により差異あるも、最低日歩三錢五厘より最高五錢位のものである。

農業勞働者　男（農業期節付五十錢乃至四十錢普通四十錢
（農閑期節付四十錢乃至三十錢普通三十錢
自由勞働者　女（五十錢乃至三十五錢普通三十錢

三、滿洲國成立前よりの賦課金にして現在繼續徵收し居れるもの

小利税	毎畝	半額	五角乃至九角
木税	毎天地	〃	小洋二元
出産税	從價額	〃	一分五厘

第八章　結論

寛甸の經濟的地位及將來の對策に付て

寛甸城は北に娘々嶺の峻峰を負ひ、東に虎溝の高嶺を望み、南方湯木埠に向つて展開する自然の險要である。歴史によれば此の地方は昔時濊族の占據した所で、唐の貞觀年間に北部韓族を鴨綠江以南に驅逐したとある。然し邊關として知らるゝに至つたのは清朝勃興後で、太祖が未だ關內に入らぬ前に、撫順、清河、靉陽と並んで境內防備の四關を置いた。寛甸は其の一つである。結局興京を中心として、南方の種族侵入を防禦したので、この政治的傳統を築いた縣城

所在地である丈け經濟的には甚だ貧弱である。その證據には安東縣界からの沿道に相當廣面積に養育されてゐる柞蠶も毎年四十萬石に上る農產物も縣城の商民とは關係淺く、遺憾ながら、人口約五千を有する城內には糧棧もなく、加工業もない。その大部分は長甸河口と古樓子と、南滿鐵道開設後の鳳凰城とに吸收されてゐる有樣である。ただ狹いながらも土地は一帶に能く肥えてゐる。山側水畔に點在する樹木を見ても、松、ドロ楊、樅類の生育振りは非常によく、牧畜に適はしい地域も少くない。藉すに歲月を以てすれば植林畜產共に好成績を收め得るものと信ずる。

これが對策として、地方的に則した實業敎育の振興と、交通の開發が二大急務なることを思考し得られる。現在の寬甸縣としては漸く財政建直しの途上にあつて、產業振興の基礎としての實業敎育の改善促進は急務中の急務である。昨年末より匪患に惱まされた縣下の各學校の囘復には相當な留意をして來たと共に、時代の刺戟は各方面に向學心を高め、漸く東邊道の明るみに一步を踏み出した我が寬甸縣として愈々より一步高く伸びんとする原動力をなすものは卽ち敎育の力である。仔細に地方的情況を思惟するとき、無駄のない地方產業に則した實業敎育、就中民生の基礎たる農林、畜產等の智見が養成されねばならない。此の見地からして、寬甸縣は養蠶などは以前から各地で獎勵されて居り、土地原有の產物からして家蠶と同時に、野蠶の飼育に關する常識も進步されねばならぬ。今日世界の蠶絲國は或る惱みを持つてゐる。

それは一方に人絹他に野蠶その他低廉なる競爭者の殖えたことである。勿論生絲は生絲として特色の需要領域を占めては居るが、野蠶絲の利用範圍の益々擴大するのは確かな事實である。東邊道の柞蠶と日本の織物業とが、年々密接なる關係を持して來たのもこの爲めと思ふが、我が寬甸縣は殊に良質の繭絲を產出する。又生產費に大なる關係のある氣

候と勞力とに惠まれてゐる。只殘された問題はこの惠まれたコンデイションの下に一層の良質に、且大量に生産す可きことである。殊に山地には必要な造林問題が殘されてゐる。放漫な柞蠶飼育法が集約的になれば、普通植林と柞蠶林とを互に交錯して、多角的な富源を形成し得ると信ずる。又普通農産物にしても、東邊道中殊に山岳の多い土地であつて、人口は稀薄で、穀菜の產出も大した望みを持ち得ない狀態である。この點桓仁、通化縣の樣に平原地帶と接近する地方とその趣を異にしてゐる。我々の苦心を要する自然情形であつて、これを我々日本人が卽ち山溪水邊の寸地も技巧化せねば已まぬ日本人の眼には、尙多くの農耕適地が殘されてゐる樣に思へる。安東縣と、鳳城縣と、我寬甸縣の隣接する地方は、相當展開された砂礫の多い瘠土と云はれてゐる。實見しても事實その通りであるが、これを又何とか利用の方法はないものかと考える時、曾て關東洲內に土城子會があつて、唐時代の放牧場であつたといふ傳說さへある磽确の地だ。それが日本の統治下となり、當局者の苦心した結果、落花生の栽培を紹介してから面目を一新して、當時隻株の影もなかつたこの地方が、今日年々百數十萬石に上る落花生を產出する樣になつたと云ふことを聞いてゐる。尤も江南の橘は江北の枳穀と云ふ、關東州內の先例は直ちに我寬甸縣に適用されるかどうか尙硏究の餘地は十分にあると思ふ。斯く觀來れば更に各方面に農業的努力の尙不足なことを痛感する。これが根本觀念を農民の腦裡に植付け、實則的實業教育に一段の拍車をかけ、これに對して一日の步を進めんが爲め、今日教育局と圖り、此の方面に多少乍らも努力を試みてゐる。

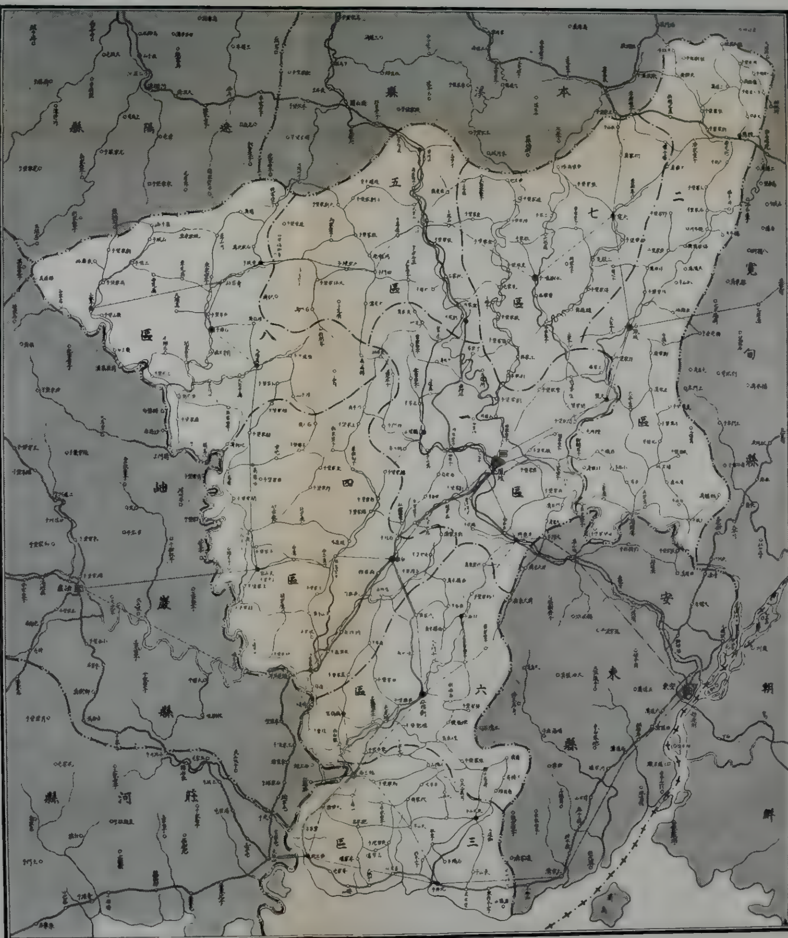
最後に寬甸縣の經濟的地位より見て、究極之が解決の鍵となるものは卽ち交通である。一縣の產業的發達は交通機能の整否如何にある。官民は既に積年唱導し來る處で生等入縣以來第一番に之が改修に手を盡し現在尙絕えざる努力を拂

つてゐる次第である。

前述せし通り、寛甸縣は經濟的よりも、政治的により意義づけられてゐた關係にあり、今日寛甸の發達の遲々ならしめたる大きな原因である。封建政治は稍もすれば行政機能を領域の不便な地域に置く、それは中心種族の勢力を擁護する防備のためと、今日の如く文明機關が進歩しなかつた爲めである。その意味に於て、要塞の地寛甸は偶々經濟的に四塞の狀態となりて、一度治安が亂れると孤立を餘儀なくさせられる。最近に至り寛甸に於ては殊に這般の不便を痛感する、これを一瞥するに寛甸縣には實に川流が多い、西方輯安縣との間には修江、卽ち渾江がある、これに注入するに小雅河、羊拉江の二流があり、更に南方鴨綠江に朝宗するものに小溝石河、永甸河、長甸河、安平河、靉河及其の他の小溪谷があつて林產、農產とは之等の河川により結び付けられ、長甸河口、永甸河口、古樓子等の市邑を基礎付けたのである。然し斯くして富の集れる所に秩序紊亂時の草賊は橫行する。東邊道の過去と現在ともそれだ。隨て殆んど諸川の分水嶺間に介在するとも云ふ可き標高二百七十尺の山都寛甸は道路通信の機能を整頓させずしてその險惡と政治の威嚴とを保持し難い狀態にある、隨て道路政策さへ確立すれば治安問題の大部分も消滅される故に、今日寛甸城を中心として經濟的に考える時、どの方面への出路か最も先決問題なるか、又其處には地方各人の利害關係もある、里數と沿道の地勢との關係から見れば寛甸安東間よりも寛甸長甸河江との間が餘程よい、しかし同時に長甸經由の貨客は勢ひ安東と新義州との競爭目的となるであらう。安東の直接背後地として、引いては東邊道に背後地を有する關係上安東寛甸間の道路は決して輕視出來ない、されぱこそ　第一に手を下したのも此の道路である。更に長甸河口の道路を修復し、鴨綠江に沿ひ國防的な意義ある、國防經濟道路として長甸河口より九連城を經て安東に達結する一條の道路の改築により、

所謂外面的に國防經濟道路を完成し、此れが內面的に寬甸縣の三角道路として、縣內治安上大いなる意義を持つて來る。これと同時に東北桓仁縣との縣道、鄉道を修築し、更に、西北鳳城縣及本溪縣との舊大路を復活利用が必然的に要望される。就中後者は安奉線に連絡す可き溪咸鐵道の基本路をなすもの、前者は遠く通化に延び瀋海鐵道と連絡するものと見て理想的な計劃ではある。先づ吾人はかゝる大劃的より小規模ながら縣內各路の道路改修を完成し、以て將來の國防經濟道路建設の一助ともなれば幸である。

鳳城縣地圖





滿洲國承認慶祝運動大會



同上

奉天省鳳城縣

屬　海老澤　清

第一章　總說

第一節　縣の歷史

本縣は滿洲國東極邊を扼し、山岳重疊、河川此の間を縫ひ、交通不便なりしため、清初數百人の人口を有するに過ぎなかつた。唐（西曆前九二年）時代に於ては靑洲之城に屬してゐた。星霜幾十度を經て此の間、夏起り、周に移り、後唐、遼の時代を迎ふ。高勾麗の治下に屬すかと思へば、反擊明代、淸代漢人の令下に在る。幾變遷鮮滿の唯一の交通路として選ばれ、元時代遼陽路に屬して開洲と呼ばれ高洲―彰武―遼陽―開洲（鳳凰城）―安洲―平壤の通路中重きを爲してゐたのである。康熙年間鳳城の地に城を修造し田野を開き四民漸く集り、光緒初年始めて廳を以て治め、漸を轄ちて規模を具へたのである。安奉鐵路設置せられて交通頓に開け民國年間、新に制度改まるに及び、當地方の發展は日を追ひて增大したのである。大正十二年頃國民政府の抗日排日政策は漸次激烈となり、縣內に居住せる日韓人も漸減するに至り、遂には附屬地を除く外その姿を消すに至つたのである。

滿洲事變突發するや神速日本軍に依り兵火の起る間も無く占領せられ、自治指導委員會設立により縣政を維持せられ、滿洲國設立と倶に今日に至つたものである。

（一）　建置沿革

唐西暦前九二――八九

虞　西暦前八八――八七

禹王九州を定め貢賦の地として青洲の域に屬す。

舜の時、青洲の地域廣大なる爲東北遼東等十二洲に分ち營洲と爲し縣境を設定せり

漢　西暦七三――四九

秦の燕王、盧綰を此の地に封じ、綰の死後　蒙古の領土となり、衞滿に侵略せられ、漢の武帝は將を派遣して其の孫右渠を討滅せしめ、樂浪、玄菟、眞番、臨屯の四郡を置きその四郡の中、玄菟に屬したのである。

北　魏

營洲をして遼東を領せしめ、縣境は遠く南方に迄及びその後高麗に侵さるるに至つた。

北齊　高麓の地として治下に在り。

北周　同

隋　高麗度洲の領域に屬す。

唐　西暦六一八――九〇六

總章年間高麗を平げ安東都護府を置き、後渤海大戰起りて此地を領し、東京龍原府を設定す。

遼　西暦九三七——九四六

太祖、神冊四年渤海、遼陽を得て東平郡に屬せしめたり。

金　西暦一一一五——一二三四

遼の東京路に屬し、遼陽縣石城縣と稱す。

元　西暦一二八〇——一二七九

元六年に至つて東京總管府を置き、二五年遼陽路に屬せしむ。

明　西暦一三六八——一三九八

洪武四年定遼都衛生を置き、八年遼東都指揮使司をして定遼中衛（即ち元の遼陽路）を治めしめた。當時朝鮮使臣貢賦の爲、往來の地であり、開洲と稱し彰武→遼陽→開洲（鳳凰城）→安洲→平壤の遼陽路に屬したのである。

【註】明史に依れば定遼中衛を置きし時代鳳凰山（現縣城南十里三百尺）の東南に城堡あり、成化十七年建築なりと。

顧祖禹著述　讀史方輿紀要に、城堡東南方三五〇里に鳳凰山あり、（註現在の高麗城址ならん）山上に古城の遺跡あり、大軍兵十萬を駐し得ると、亦傳說に依れば唐の大祖、高麗を征むる時此處に駐屯せりと。明朝の成化十七年此の朝鮮の使臣、貢賦の爲都に赴く途次山下を過ぎ賊徒の拉致する處となりし爲、舊路の南方に一路を開拓し、人車の通行に便ならしめたのである。是れ撫臣王宗彝が天子に奏上して曰く「此の鳳凰山の前後を要道なりとし遼東に隔たる事三〇〇

里、肥沃の地なりと、土地廣漠にして、舊は烽火臺無し、請ふ、鳳凰山東北方より鐙陽の間に烽火臺二十有餘個所の建設を許可せられたしと。依てその築造を許されたり。此の山の西北方に十五里にして古城あり、所謂鳳凰城なり、古城より六十里の地點列站宜に一堡を建築し鎭寧鎭と名付く、鳳城より六〇里新遠堡に堡壘を建て寧夷堡と命名、各堡に軍隊を置き鳳凰城を防禦せしめたのである。遼陽より朝鮮に至る間烽火臺を造り邊外よりの旅客、馬匪賊の侵入を防いだのである。又朝鮮の使臣を以て往來に便ぜしめたのであつた。

清　西一六一六――一六二六

天總八年、通遠堡に駐屯軍を置き、崇德三年鳳凰城に移駐せしめた。康熙二十六年、鳳凰城に滿漢蒙の兵民を關内より移民せしめ田野の開拓に從事せしむ。光緒元年鳳凰直隸撫民齊（後の鳳凰廳なり）を設置し治めしむ。

中華民國

初め清制に沿ひ、民國二年鳳凰縣と改め、三年鳳城縣と改稱せり。

(二)　職　官

官職は一樣ならざるを旨とし多岐多樣であつた。縣の區域は他の有司の治下にあつたが、明朝に至るまでは專任の司無く、前清朝に於て朝鮮に備ふる爲に邊防の要地として始めて城守尉を置き、之の下に九旗巡檢を設けた。民刑は習慣法に依り之を裁きたるも、その後盜匪增加し荒蕪地多くなりしため、開懇を申請し直接に人民を治むる事に改革し、撫民府を設け、州縣を統轄したのである。又經歷、敎諭、巡檢の諸官を設け、駐在して縣内を巡視し、その官制は完備したものであつた。斯くて政治の實績は擧り、政體共和體となるに及んで、舊官制は廢止となり名稱

は變更せられた。又軍隊を移駐せしめて、動亂、外寇に備へた。

一、城守尉（西曆一六三九年）

淸初通遠堡に設置せられ、崇德三年鳳凰城に移轉せり。乾隆二十五年（西曆一七六一）關防專司、催科及旗藉戶婚等を司さどつたのである。

二、九　旗

城守尉鳳凰城に設置せられしも軍兵僅に三〇〇、依つて順治元年（西曆一六四四年）初めて、正黃、鑲黃、正白、鑲白、正紅、鑲紅、正藍、鑲藍の八旗を設け、康熙二十五年（西曆一六八七年）巴爾虎を設けて合計九旗と爲した。兵力は滿洲兵五二九、蒙古兵九四、爾虎蒙古兵四八、漢軍兵三四の七〇五名に達した。

三、東邊鎭守使（在鳳城）

民國三年六月成立

安東、輿京、通化、寬甸、桓仁、臨江、輯安、長白、安圖、撫松、撫順、本溪、海龍、輝南、柳河、金復、岫巖、莊河、鳳城の十九縣を統轄せり。

四、奉天右路巡防統領部（在鳳城）

宣統三年十月成立（西歷一九一一年）東邊鎭守使の兼任であり。專ら軍隊の訓練に當つたものである。馬隊一、步隊七營を有した。之等軍隊は第三、東邊鎭守使の統轄縣二十縣に分駐したのである。

五、東邊兵備道署（西歷一八七五）

光緒元年成立せり、

稅務、發審、營務、戸札兵刑士等の各處六科を設定した。

二十一年安東に移轉せり。

六、鳳凰直隸撫民府（西歷一八七七）

淸光緒二年に成立、岫巖、寬甸、安東の一洲二營を統轄せり、民國元年撫民府を改め、鳳城縣行政公署を設置し、縣知事制を執るに至つた。

七、鳳凰城巡檢署（西歷一七七七年）

淸乾隆四十一年叵流河の地に設けたるも後鳳凰城に移置せり。岫巖縣に署員を派し、巡檢せしむ。光緒二年（西歷一八七七年）に鳳凰廳を設け之を廢止した。

八、鳳城縣公署

民國元年鳳凰廳を改め鳳凰縣知事をして統治せしめ、民國三年鳳城縣と改稱した。

縣八ケ署には統計、行政、執法、會計の四科を設置した。

宣統二年地方收捐處を廳內に設定し、民國元年收捐事務所、五年捐務處等々に改稱せるも、徵稅事務に當つたものであつた。

(三) 民　治

民を治むるに官を以てす、民の法を守るの自發的なるを以て法治と爲す、憲法が制定せられたのは試驗制度を廢止

して選擧制度を執り、代議士を選出して民の苦惱を省くに在つた。宣統年間縣議會には市鄉村から代議士を選出するに地方の人口の多少に依る比例制を採用した。之が爲め民の苦惱の減じたこと幾何かを知らず、頗る有効適切のものであつたが、遂に中止せられたのである。之に代ふるに警察制度を以てし、保甲制度を布きて保安に任じた。民國七年省に參衆兩院制復活し、縣より一名の省議員を選出することゝなつた。即ち之は戶口、選擧、警察、保甲の制度が完備せられたを動機とするものである。以て民治の良く行はれたることを稱するも、省議員制度は舊張家政權に至るまで存し、甚だ怪しい疑問とする處も少なくないのである。

警察制度を執る爲に鳳城縣警察事務所を設置したが原名巡檢總局と稱し、現代の縣警務局の前身である。全縣を六區に分轄し一區にその派出所を置いた。現在は八區に分轄せられてゐるが、此の制度を踏襲したるものである、附屬するに警察隊を有し、縣下二十三ケ所に分駐せしめて治安に任じたのである、總計費小洋六萬五千餘元。

尙民國五年警察事務所內に警察敎練所を設置した。人員三〇名、常年經費千元餘。

附日語傳習所。

民國四年設置、每區より二名を選拔入所せしめ、半ケ年訓練の上、卒業後各敎育機關、縣公署に採用したものである。附モヒ療養所

阿片患者療養所である。年經費三千元、罰金により捻出して經費を維持せり。

以上各機關の大別を述べたが、今は凡て廢止せられ、改稱して現存するものも二三に止まつてゐる。

第二節　建國以降現勢一般

昭和六年秋九月、張家政板の虐政極まり無きに對し下されたる天譴は滿洲建國となつたが、反滿分子、土匪の跳梁は依然三千萬民衆を暗黑界に彷徨せしめたのである。鳳城縣も此の例に洩れず、舊鳳城縣警務局長鄧鐵梅を首とせる一大匪團は、縣內龍王廟大營子の要害に據り、不良分子を叫合し掠奪暴行の限りを盡し、勢盛にして全縣を被ひ、爲に縣政の普及は、安奉鐵道沿線及縣城周圍の一少部にのみしか及ばなかつたのである。

自治指導員仙波中川（壽）兩氏の奮鬪後友田參事官來任して、鳳城縣再建の大任を遂行しつゝあつたが、本縣城に遠隔なる數區は全く匪徒の蹂躙に任せ、中にも鄧匪に對しては微弱なる縣警察隊を以てしては如何とも爲す能はず、徒に彼等の暴行を傍觀する狀態であつた。之がため、縣財政は極度に逼迫し、辛うじて省よりの借款に依り維持せられ、警察隊の俸給の如きも二箇月三個月の不拂は珍らしからぬ狀態で、縣官吏、有力者中には、依然滿洲國の將來に對し危虞の感を抱き、鄧鐵梅と內應するもの二三に止まらなかつた。鄧鐵梅を歸順せしむることは、之等反滿分子の一掃、縣財政の復舊、まして四十五萬縣民の福祉を與ふるものであるとし、大同元年八月以降旬月の歸順交涉を手緩るしと爲し卒先身を挺して直接說服せんがため、敢然龍王廟に向つた友田參事官、西屬官、白井警務指導官、劉通譯、鳳凰城日本警察署前井、賀門兩部長が敵匪の奸計に陷り憤死したのは世人の耳に新しいところである。

大同元年冬十二月十日、日本軍並に滿洲國軍に依る破邪の聖軍は鄧匪群小匪を討滅し、大營子龍王廟の要地に王道善政の大刹竿を樹つるに至つたのである。大同二年度に於ける再三の討匪行は再び彼等を起つ能はざらしめ、現在十月に

於ては二三の邊境を除いては縣令全區に通達し、財政は漸次鞏固となり、歳出の六割餘を占むる警備費を勸業費、文化事業費に振替へられるのも、治安の確立と倶に近き中に在る。警備方面に於ては、最高審議機關治安維持委員會成り、警備工作、討匪工作に萬全を期しその効果は著しく、治安維持會宣撫小委員會宣傳班は遍く縣下に活躍して王道滿洲國の眞精神を知らしめ、官民一致鳳城縣再建に努力を致し、効果を具視しつゝある現狀である。

第三節　縣制度　官公吏

縣制度は一科三局制である。(圖參照) 未だ舊軍閥時代の各局獨立したる當時の觀念にとらわれ、財政的方面に於ても請負制度を脱しつゝあれども、尚その年月を經ざれば、この觀念の根絕は望み難い。

此の惡習慣に依り各科局の機能を充分發揮し得ざるは、之亦滿洲各縣と共通なる弊害なるは言を俟たない。鳳城縣は古來軍人に有力なるもの輩出し黃顯聲等の反滿分子の搖籃の地なる爲か、排日的氣風著しく、現在の如く滿洲國の基石の重みを加へし今日に於ても、反滿抗日分子の絕へぬ有樣である。此の氣風縣官公吏に深く浸透し、表面上の態度と裏面に於ける言行は、吾等の良く窺知し得ざるものがある。唯至誠を以て之に當り、制度の完璧と倶に寬嚴宜ろしきを得て、拔く可からざるかの如き暗流も淨化し得るものと思考せられるのである。又鳳城縣は鳳城縣出身者に非ざれば、之を排斥し、中傷し、密告し、縣長の變轉極り無く遂に當縣出身者にあらざる者は、縣政に當るを得ずと思はれて居たが、現縣長董氏の手腕に政良く民心を捉へ、日本軍の絕對的支援に依る警備工作、討匪工作は治安を維持し、制度亦良く改ると共に官民ともに排外的思想を除き、心より縣當局者を信賴するに至り、向上の一路に邁進しつゝある現狀であ

る。

總務科定員表

科	股員	僱員	計
庶務股	庶務股員　一名	僱員　二名	三
	主計股員　一名 統計股員　一名	僱員　二名	四
	用度股員　一名	僱員　二名	三
行政股	股員　一名	僱員　二名	三
文書股	擬稿月報股員　一名	僱員　一名	二
	收發文股員　一名	僱員　二名	三
實業股	商工股員　一名	僱員　一名	二
	農股員　一名	僱員　二名	三
合計	股員　九名	僱員　十四	二三

警務局定員表

科	股員	僱員	計
警務股	庶務股員　一名	僱員　三名	四
	衞生股員　一名	僱員　一名	二
	特務股員　一名	僱員　二名	三

股	股員	僱員	計
司法股	司法股員一名	僱員一名	二
	保安股員一名	僱員一名	二
合計	股員五名	僱員八名	十三

財務局定員表

司計股　股員二名　僱員二名
稅務股　股員二名　僱員三名

共計（股員四名 僱員五名）

教育局定員表

科	股員	僱員	計
學務股	視學二名		二
	學務股員二名	僱員二名	四
	宗教社會兼一名	僱員一名	二
兼庶務股	股員一名	僱員一名	二
合計	股員六名	僱員四名	十

一科三局

合計　職員　二十三名
　　　僱員　三十二名

此外秘書二名　統計五十七名

第二章　地誌

第一節　地誌

第一項　位置地勢

位置、東經八度十二分二八秒　北緯四〇度

縣內中央を安奉鐵路縱斷し、奉天に五小時、安東に二小時にて達し得られ、東寬甸、南安東、北本溪、西岫岩、莊河の諸縣に接して居る。

面積は安東縣の三倍を有してゐる。

地勢、鐵道沿線及縣城附近、三區黃海沿岸に平原を有する他は、何れも山岳重疊、此の間を大小河川縱橫に流れて、討匪上最も困難を極めて居るのである。此の爲、山地に於ては柞蠶の飼養盛にして、柞蠶は農家の副業として最大のものであり、黃海沿岸方面は平地多く、大洋河の灌漑を利して一大水田の經營に適してゐる。風致安奉沿線中最も優れ、鳳凰山の絶景は夙に國立公園の候補地として推稱せられてゐる處であつて、鐵道沿線東側に高さ三千餘尺壓するが如くそびへて、山中に三官廟等の遺跡を有してゐる。此の他帽盔山、廟岑の高山あり、寬甸縣岫岩遼陽の縣境は凡て山脈複疊として天然の要害を爲してゐる。現在治安道路の完成に全力を擧げ、縣城より黃海沿岸龍王廟に國道の建設を急ぎつゝあり、此の他道路工作の完成と共に地形に依る交通道路の不備漸次解消せられるものと見られてゐる。

第二項　戸口

前淸以前は調査數歴然とせず、旗戸、漢戸、驛丁、臺丁等に分轄せられてゐた。民國年間六區、宣統年間八區に區畫せられたが、人口數も表の如く僅少のものであつた。現在約四十五萬を算してゐる。旗戸、漢戸、驛丁、臺丁の區別はもとより失はれ、朝鮮人の移住は年を追ひて繁く、事變後の激増は實數一萬に達するものと見られてゐる。その分布地は第一區縣城、大堡、石頭城、三區大樓房及鐵道沿線に發展して居る。

今之等の戸口と現在を比較して見るも興味ある事であり、民國年間に入つての人口の増加は安奉鐵路の敷設せられた事に據るものである。

第二項　統計表（縣誌記載）（一）

項目		男	女	計	備考
旗戸	滿洲	二一、三五〇名	一四、七八〇名	三六、一三〇名	
	蒙古	一〇、五〇〇名	六、七三二名	一七、二三二名	
	西粳	五、八四六名	四、〇三〇名	九、八七六名	
	漢軍	二二、八二〇名	一八、四二五名	四一、二四九名	
漢戸		一二四、五九〇名	一〇三、五〇六名	二二八、〇九六名	
驛丁		八八五名	五六五名	一、四五〇名	通達堡、鳳凰驛、雪裡站三驛
台丁		一二五名	九七名	二二二名	鳳凰邊門、靉陽邊門所轄
總計		一八六、一一六名	一四八、一三五名	三三四、二五五名	

説明 右統計數ハ清朝以後ノ數ニシ清朝以前ハ未詳ナリ

光緒三三年調査

男女數	戸數
二四一、二〇五名	三四、二一一戸

宣統二年

區別	戸數	男	女
一區	三、九八七	一四、六三七	一〇、五八七
二區	五、四七四	二二、〇五七	一八、四三九
三區	九、七七八	三二、四三八	二三、一二二
四區	六、二〇二	一八、七六六	一三、五四五
五區	五、九六七	二一、三三六	一六、四二五
六區	六、二九五	二五、〇四九	一九、七〇四
七區	四、〇四一	一六、六八五	一二、七一五
八區	一、七一二	一四、三六一	一一、三〇八
合計	四三、四五六	一六五、三二九	一二五、八四五

民國二年

區別	戸數	男	女
中路一區	七、六三九	二八、五四四	二三、六八五
東路二區	七、〇七九	二八、三六四	二二、五二一
南路三區	一六、六〇六	五二、二三〇	三七、二六一
西路四區	六、〇四五	二一、九八三	一六、五五六
北路五區	六、七八一	二五、九五六	一九、九四四
合計	四四、一五〇	一五七、〇七七	一一九、九六七

鳳城縣戸口統計表（縣誌より）（二）

民國七年調査

總合計

區別＼種類	戶數	男	女	學業	壯丁	公共處所 戶	公共處所 男	公共處所 女
中區	一〇、一一六	四〇、四五七	二八、〇八七	四、四九二	一一、三〇〇	五九	二、一二九	四九
東鎮	一〇、一四〇	三八、五三〇	三一、三五〇	一、九六五	二二、三七八	五一	一、八八九	五六
南一鎮	一一、四六五	四〇、八六七	三四、七三五	一、九六五	一一、二二〇	六二	二、三一五	二九
南一鎮船戶	三五	一一〇	八一		二五			
南二鎮	八、一六九	三一、〇八九	三〇、〇九〇	一、八四一	九、三六〇	四八	一、九二五	一二九
西鄉	七、〇二三	二三、二七五	一八、三九八	四、五九二	七、〇八四	四四	二二一	三
北鎮	九、六〇三	四一、八三五	三三、九二〇	九、七八六	一、六七九九	三二	一、一七四	九八
合計	一六、五五一	二一六、一六三	一七六、六六一	二四、六四一	七八、一六六	二九六	九、六五三	三六四

外國人ノ部

區別＼種類	丹麥公共處所	戶	男	女	日本戶數	男	女	韓戶	男	女
中區	一		三	二	二六	三三	二四	一八	五五	五一
東鎮								二二八	七〇一	五七五
南鎮					二	七		一一一	三一八	二九五
西鄉					一	一	一			
北鎮					一八	三二	二八			

戶數	男	女	學童	壯丁	船戶 戶數	船戶 男	船戶 女	船戶 壯丁	公共處所 戶數	公共處所 男	公共處所 女	丹麥公共處所 戶	丹麥公共處所 男	丹麥公共處所 女	日本 戶	日本 男	日本 女	朝鮮 戶	朝鮮 男	朝鮮 女
五六、五一六	二二六、〇五三	一七六、五八〇	二四、五八八	七八、一四一	三五	一一〇	八二	二五	二九六	九、六五三	二七四	一	三	二	四七	七三	五三	三五七	一、〇七四	九三二

鳳城縣警務局調査各區戶口統計表　五月份

區別	面積數	村數	戶數	男數	女數	男女合計
第一區	八、七〇〇	二〇	九、七七六	三六、二二六	三〇、六八四	六六、九一〇
第二區	八、二〇〇	一八	六、六八九	二七、三八六	二二、二九六	四九、六八二
第三區	九、五〇〇	四二	一六、三七七	六三、三三九	五二、八七五	一一六、二一四
第四區	八、九〇〇	一九	八、一八八	三二、五七二	二八、〇〇五	六〇、五七七
第五區	七、九〇〇	九	四、〇四三	一六、一二〇	一二、二二八	二八、三四八
第六區	八、七〇〇	二四	八、一四〇	三〇、四一九	二四、六七八	五五、〇九七
第七區	八、〇〇〇	一一	四、八八一	一八、九七四	一五、六九五	三四、六六九
第八區	八、三〇〇	一二	六、三七二	二五、八四六	二一、二二九	四七、〇七五
合計	六八、二〇〇	一五五	六四、四六六	二五〇、八八二	二〇七、六九〇	四五八、五七二

鳳城縣警務第一分局調査縣街戶口統計表　五月分

分所別	戶數	男數	女數	男女合計	附記
東街分所	一〇五六	四二〇五	三一二八	七三三三	
西街分所	五八四	二〇二三	一八四〇	三八六三	

南街分所	三八四	一九一一	一一七六	三〇八七
市場分所	五六六	二三四二	一八七八	四二二〇
大橋分所	一四五	四一六	三五八	七七四
合計	二七三五	一〇八九七	八三八〇	一九二七七

鳳城縣各區面積及戶口統計表

實業關係ノ部

大同二年十二月四日

區別	面積	戶數	男	女
一區	八、七〇〇	九、七七六	三六、二二六	三〇、六八四
二區	八、二〇〇	六、六八九	二七、三八六	二二、二九六
三區	九、五〇〇	一六、三七七	六三、三三九	五二、八七五
四區	八、九〇〇	八、一八八	三二、五七二	二八、〇〇五
五區	七、九〇〇	四、〇四三	一六、一二〇	一二、二二八
六區	八、七〇〇	八、一四〇	三〇、四一九	二四、六七八
七區	八、〇〇〇	四、八八一	一八、九七四	一五、六九五
八區	八、三〇〇	六、三七二	二五、八四六	二一、二二九
合計	六八、二〇〇	六四、四六六	二五〇、八八二	二〇七、六九〇

第三項　主要都市

本縣に於ける主要都市は安奉鐵路沿線及南黄海沿岸に多く存して居る。各區分所、分局所在地は當然主要なものであるが、何れも交通の要路に當つてゐる。

鳳城　鳳城縣の中央に位し、交通の中心地として、古くより道院あり、東邊鎭守使署あり、政治商業中心として東邊道一帶に臨んでゐたものである。日露戰爭後安東の急激なる發展を見るに及んで、殷盛を奪はれるに至つたが、安奉線の中心として岫巖、寬甸の中繼地點を爲してゐる。古蹟名所も隨所に見られ、古都京都の如く風光明媚、日本内地に遊ぶの感がある。事變後より現在治安維持せられるに及んで日を追ひて舊に復し、鳳城より大孤山、黄海沿岸に至る國道建設の完成せらるる時は、その發展は想像に難くない。縣誌に於ても鳳城を語る事は鳳城縣を語る事である。

龍王廟（第三區分局所在地）

黄海沿岸に大洋海の流れを利し舟運陸道の便あり。岫巖、莊河との連絡要地である。大孤山と共に海岸線方面に於ける唯一の都會、三千餘の人口を有してゐる。三區六區岫巖の物資は大約此地を通過し、船にて安東に出る經路を踏んでゐる。事變後鄧鐵梅匪の根據地となり荒廢その極に達したが、大同元年十二月日本軍此地に駐屯して以來舊態を復し今は事變前を凌ぐ有樣である。海運の便あり、特產物農產物の集散地である。第三區方面よりの地方收入は鳳域縣收入の三分の二を占めてゐる、本縣に於ける寶庫である。

通遠堡　安奉線沿線に在り、草河口と共に本溪縣、第七區第八、五區の物產の集散地である。草河口は鳳城に次ぐ沿線第二の都會、本溪縣の南部物產は寨馬條を通り草河口に出で鐵道に依り各地に至る、此の間本縣と本溪縣を通過するため、通路の關係上特產搬出稅を二縣にて課せられ、當縣は本溪縣物產に對する課程のため相當の稅收入を擧げ、之が

爲本溪縣に編入の聲も一度ならず起つてゐるところである。

此の他大營子、石頭城、白旗、高麗門、石廟子等あるも何れも特産の小集散地であり、百戸内外の部落である。縣沿安維持のため之等の地點に警察隊を分駐配置せしめ小匪の討滅に當らしめてゐる。

第四項　氣象

滿洲國に於ける唯一の河岸地帯に接するため、その氣溫高く、朝鮮新義州附近と異るところは無い。降雨量は比較的多く、農耕上多大の天惠を受けてゐるものである。

氣溫及雨量統計（昭和四年）

月別＼項目	溫度	降雨量
一	零下一一、五	一四、五
二	零下六、五	一一、五
三	三、五	〇、三
四	一一、〇	三三、八
五	一七、一	六二、四
六	二四、四	五四、〇
七	二六、三	二一八、四
八	二六、一	一一四、五
九	二〇、八	八五、五
一〇	一二、四	六八、三
一一	二、一	二二、七
一二	零下五、六	三九、五
平均	一〇、〇	七二五、三
備考		

無霜平均日數

北半分　一六〇日――一四〇日以上

第二節　風　俗

第一項　概　況

鳳城縣は遠く中國の荒睡の中に在つて四千年來經營せられず、清初に始めて開かれるに至つたのである。文明未だ備はらずと雖も一二の先覺の士あつて禮風を執り、古來の慣習を根幹として二三の點を改めたに過ぎない。民風は淳朴であり、男女とも廉恥を重じ、士は文雅を尙び、農は朴誠を貴しとする。商は各々信義を重ずる等々の美風を以て名高いものだつたが、中華民國十二三年頃より排日抗日の教育興り、漸く民氣衰へたりとは古老の談である。然しながら勤儉の美風は依然として行はれ、相當の士に至つても尙農民と同じく藍衣をまとうてゐる。纏足は禁止令以後漸減し、男は髮を切り、滿漢蒙三族互に婚して一樣に漢風に同化されてゐる。

種族　種族としては漢人最も多く滿人、蒙古人、漢軍旗人、臺灣人、站人等が古來より存してゐる。最近鮮人の增加おびたゞしいものがある。

順治元年、城守尉駐城した時は甲兵僅に三百餘名であつたが、九旗を設けて邊防の固とした。此の旗に仕へた者の子孫を旗人と呼稱したものである。漢人にして九旗に務めた者の子孫を漢軍旗人と云ひ、その數は明でない。蒙古人は乾隆二十九年一旗を增加した時、之に採用したのが源である。臺灣人は本縣の西南地區に多く、清國建國に際して功勞ありしかどに依り王位を賜り相當の勢力を有してゐた由であるが、今は識別し難きまでに同化し去つたものであるか、或

は他に故事あるのか判然しない。站人又の名は驛丁とも云ふ。通遠堡、鳳凰城驛、雪裏站驛に在住し、交通の衝に當つてゐたものである。民國十年の調査に依ると種種別戸に數が記載されてある。

旗戸、	滿洲、	男	二一、三五〇名
		女	一四、七八〇名
	蒙古、	男	一〇、五〇〇名
		女	六、七三二名
	西麩、	男	五、八四六名
		女	四、〇三〇名
	漢軍、	男	二二、八二〇名
		女	一八、四二五名
	漢戸、	男	一二四、五九〇名
		女	一〇三、五〇六名
	驛丁、	男	八八五名
		女	五六五名
	臺丁、	男	一二五名
		女	九七名

註、台丁は鳳凰邊門、靉鎭邊門に居住してゐた樣である。

第二項　衣食

縣內最上等の衣服は葛紗之類である。紕、綢、布も多く用ひ、冬期は綿を入れ、毛皮を附けることは一般と變りはない。農民は藍布短衣を用ひ寒暖により綿を入れ或は拔くを常としてゐる。禮帽禮服は殊に多くを見ない。近時洋服を用ふる者少くないが官職に在る者以外は殆ど稀である。

食普通食糧は玉蜀黍、高粱である。包米を挽きたる粥を食し、白米を混入するのは、上流家庭にのみ見られる位である。祝宴或は慶事でなければ鳰肉豚肉は食さぬのが普通である。現在の如く匪賊の横行甚だしい地方にあつては、食糧品の缺亡を來し、包米の中に草を混じて粥と爲してゐる悲慘さである。肉類は豚を概として牛羊之に次ぎ馬は殆ど食用に供さない。酒類としては燒酒を主として黃酒紹酒の順である。

縣內の房舍は城內に瓦葺きを見るを得るも鄕村に在つては、草を以て屋根としてゐる。岩石多きため壁は石を以て築き、坑を有し暖房としてゐる。岩あり樹あり家屋建築材料に事かかぬため縣民の生活は、山水の美と共に極めて朗らかである。

第三項　家族關係

嚴然たる家族制度下に在りて、一族の聚落は密居制を取つてゐるが、最近匪賊の横行は避難の困難に原因して分家を爲す者が多い。

滿人一體に對し評せられる如く、婦女子は結婚前は身を持するに固く、一度嫁ぎたる後は男女間の交際は甚だしく亂

雜を極むると。斯かる例は少くないと思はれるが、一般の考へる事程でもないようである。兄は弟の妻に對して何等の權利を有せず、日本に於ける如き長子相續法を執つて居らぬため財産關係遺産關係に爭議を生ずる例少しとしない。一夫多妻制も農民間に於ては餘り行はれず、特權階級の例に見る事が出來る。現在の諸人士の間に於ては一夫一婦制を唱する者多く、高等敎育を受けてゐる者は凡て同意見を有してゐるが、行ふ處は依然一夫多妻主義たるに啞然とするところである。けだし飮酒家の禁酒を說く類でもあらうか。

第四項　娛樂趣味

大約妓樓、賭博、芝居の三つに盡きてゐるやうである、妓樓は鳳城、草河江の如き市町に於て見るのみだが、賭博に至つては老幼婦女に至るまで仲々盛なものである。花會局と稱する賭博で富籤の簡單にしたようなものであるため、小供も行ひ易く、此のため家産を蕩盡する者多く、ひいては滯稅する者大部分にして縣當局に於ても取締に腐心してゐるところである。一體に働くよりか漫然と河水の流れるを見、雲の流るを見て時間を空費するを好む國民性なる爲か農民等には特記する娛樂趣味は無いもの丶ようである。

第五項　祭禮儀式

神道山地多き爲山神を祀るもの多く、至る處石廟神牌の祭るのを見ることが出來る。

七聖九聖神道の爲に廟の建立するは多くあり、之に加ふるに藥王、蟲王、苗王、牛王、馬王及財神共七聖と爲し、山神、土地神を加へて九聖と爲す。正月十五日或は二十九日には花を供へるを常としてゐる。

禱雨（雨乞ひ）龍神廟に參拜して、龍神に祈るものである。縣下名高きは三區龍壬廟を第一としてゐる。以祈甘雨不

於不酒不撑傘不戴笠概以柳圈單頭剪紙爲旗各執一上書すれば豪雨沛然と下るとしてゐる。此の外愿心。燒香。跳神。請茅姑等々の儀式禜禮あるも未だ詳にしてゐない。

婚娶婚禮の始め求婚を爲し、求婚終りて後男より種々禮物を結納金を持參して、新婦側の家族を訪問する、その次に黃道吉日を撰んで新婦を迎へて新郞側の家庭にて結婚式を擧げる。此の時吹手と云ふ音樂師は終日庭に小屋掛けした露臺にて音樂を奏する。新婦は日本に於ける如く綿帽子を冠ぶるを以て新郞は之が手を引いて部屋に入る。此處にて酒をかはし――之を合卺と云ふ――親族知己を招じて尙も酒宴を開き新郞新婦の幸福を祝ふものとする。結婚式當日は新婦側に對し約束の額の金品より結納金を差引きたる殘額を渡すのである。

喪葬死者の生じたる時、その家族（遺族）は號泣して哀哭する。然る後に遺骸を靈牀と稱する板の上に安置し、約一晝夜の後棺に入れるも蓋をせず、喪主は遺骸にとりすがつて哀哭する事前と同じ。蓋を爲したる後に棺を室內に置き遺族は棺側にあつて寢食を共にし白服を着る。次で親友知已に訃告し一日を指定して告別式を擧行、當日は茶を酌み飯食を接待する。告別式の翌日を發引と云ひて、遺骸を墓地に葬送して喪葬を終るのである。

祭祀縣民は祭祀を年二回に分つ、卽ち三几は淸明、七月は十五日の中元及十月一日、之の三日を鬼節と謂ふて祖先の靈前に酒肉を饌し、香をたき祖先の靈を慰さめるのである。滿人間の良習慣の一である。

第三章　地方制度

第一項　行政區劃

鳳城縣に於ける行政制度は各縣と對比して格別の差異特色としては有して居ない。總て縣長中心主義を執ることは勿論にして、各科は縣長の下に統制せられてゐる。參事官の(現在にては)權限は縣長を補佐し、縣行政の機務に參劃し、及命を受けて事務を管理し、且つ縣長事故ある時その職務を代理するにある。舊制度時代の參事は縣長の指導、顧問機關であると共に縣行政の執行機關で、その地位縣長と同格或は以上のものであつたが、新制度、新々制度の下では縣長に隷屬する一機關である。縣現在にして最も活動するは第一に警務局にして、殊に本縣の如き匪賊の横行甚だしき處は、他の各科及財務局存在を少しく認められ、餘は有つて無き如きであるが、治安維持の確立せざる現狀にては致し方もない。

第二項　鄉村制度

支那に於ける行政區劃は縣を以て最下級と爲してゐる。城市鄉村の區劃は慣習に依り自ら定まつてゐると雖も法制上の區劃として存するものではない。清末地方自治の新制を施行するに當つて府廳洲縣衙門の在る城廂地方を城とし、その他の市鎭村落等は人口五萬以上のものを鎭とし、人口五萬以下のものを鄉とし、各その固有の境界を標準として市鎭鄉の區劃を形成した。

民國三年法制上の區劃に對する根據を失つたが、民國十一年自治制を認めぬ區村制を施行し、區村の區劃を定めたものである。支那歷代の鄉村に對する地方施設として最も著名なるものは、國家が警察行政の不備を補ふの目的を以て人民の隣保團結を利用し、以て警察機關の補助たらしめる保甲制度である。然しながら支那には國初以來耆老なるものがありて鄉里の事務を處理したことは文獻の明示する處である。福惠全書選保甲長の條下に「鄉に別に長ありて錢穀の事を

管理する處」とあるを見ても保甲制度以外に鄕村自治の制度が行はれたのを知ることが出來る。又奉天省各縣區村制試行規則緒言にも「民間の庶事は村長會首の自爲に一任し、民苟も擧げざれば官卽ち問はず、世界人民我が百姓の如く放任自由なるものあるなし」と云ふ語がある。以て民間に村會なる制度ありて隣保相助の精神により地方公益の業を處理するものあるを知り得るのである。以上は「滿鐵庶務部調査科奉天省に於ける鄕村制度」の拔載であるが、吾が鳳城縣に於てもこの制度が行はれ、事變後匪賊の跳梁と村長の人格的下落にあり、幾分破壞せられてゐるところがあるが、依然舊態を存してゐるものである。

現行の奉天省區村制に依る如く縣下を八區に分ち、區に區長を置き（鳳城縣にては存せず）若干村を管轄せしむ。本縣では警務分局あり、分局長をして區長の職を兼ねしめてゐる。村內の住民二百戶以上ある町は村長一、村副一を設け二百戶に滿たざる小村は之を合して主村を指定し、指定の主村に村長を設け、その餘の聯合小村には情形を酌量して村副を配するのである。但し民國十一年省公署通令一七一號に於ける如く區村制を地方自治と誤認し、濫擾する事を得ざる者を通令してある。奉署令五一三號にある如く區村長は行政官の委任事項に關しては獨任制であるが、義倉積穀の辦理、學校の整理、道路橋梁の修築、樹目の種植、農田の改良その他公益事項に關しては合議制を兼攝して村長會議を召集し、區長は區會長の身分を以て（本縣は分局長）主席となり、村長は區會員の身分を以て討議し、多數の意思を以て表決したる後に實行すべきことに定められてゐる。

分局長は警務局長選任し縣長の裁決を經て任命されるものとしてゐる。

村長副の責任

（一）村長副たるの資格

村長副は年令三十才以上五十五才以下にして繼續して三年以上本村に居住し且つ左記の資格を有するものなる事を要す。

一、辦事公正にして鄉望厚く、文理に精通する者。

二、二千元以上の財産を有する者

左記の事情の一あるものは村長副たる事を得ず。

一、權勢をたのみ橫暴なる行爲を爲して人民を威壓する者又は阿片を嗜好する者。

二、村會の金錢を橫領して訴へられたる者。

三、曾つて刑事處分を受け未だ公權を回復せざる者。

（二）村長副任用の手續

村長副は先づその慣習五原有の村長副に付きて之を任用し、若し更迭の要ある時は、分局長に於て各該村內の前記の資格を有する者に就き三人を指定して、縣公署に申請し、縣長之を任命するものとす。村長副は義務職とす。

（三）任期、一ヶ年とす、連任し得るも三年を超ゆるを得ず。

（四）職務

村長は分局長の命を承けて本村の一切の事實を辦理し、村副は之を協助するものとす。但し縣長は緊急の場合は直接村長副に命令する事あり。村長副の職務として區村制施行規則に記する概目左の如し。

一、分局長の職務に關する各事項
二、本村の公益に關する事項
三、本村の公安に關する事項
四、生死婚嫁遷移に關し隨時分局長に對する報告
五、外國人の來村僑居又は調査事項に關する隨時報告
六、本村の水旱等に關する事項
七、本村の公金管理に關する事項

此の外村長副の職務として注意すべきものは公證事務なりとす。

右の如き制度を略ゝ本縣に於ても踏襲し居り、村長副は各村自衞團長を兼任するものとしてゐる。各村の保安に就ては大約二〇名乃至三〇名の自衞團丁を有してゐる。各村二、三〇名の團丁にては自衞し得る町は隣村と連絡し、協同匪賊に當るものである。現在にては凡て聯合し、保安の任務に當り、分局長は聯合自衞團長を兼ねてゐる。現在本縣の情況は言行不一致の狀態にして、各村の村長は何れも大小ともに匪と通じ、逃亡匪は村長自ら之を隱まひ、自衞團丁よりも匪賊（村出身の）數が多い等、主客顚倒の形にある。之等は他村に出でゝ匪行爲を爲し、自村にては匪を働く、甚だ寒心すべき現狀ではあるが、日滿軍の討伐着々効果を得るに從ひ、匪と通じ或は匪行爲を爲す等の迷夢より覺めるものと信じて居る。

第三項　自治制度

前述の如く郷村に於ては或程度迄縣命に依り制約せられて居るが、事實上は各區各村とも自治制を執つてゐるものである。今後治安の維持せらるるに從ひ、各區各村共に縣命に依り拘束せらるるであらうが、現在にては縣令が充分に徹底せず各村は村長副及百家長十家長に依り統制せられて居る。

第四章　財　政

第一項　概　況

本縣に於ける財政上特徴とすべき問題は昨年九月の事變後、鄧鐵梅を首とせる民衆僞勇軍の跳躁により、全縣下の九分までを蹂躙せられたことに起因する財政の極端なる窮迫にある。大同元年度に見るに、月支出二萬餘元に對し收入百餘元といふ慘狀であつたが、同年度前に於ける滯納稅を免除したることを遠因とし、本年度に於ける徵稅員の組織的運用は漸次財政的破端の淵より縣財政を救出しつゝある。昨年冬以來の討伐は効果著しく樂土の建設を夢見得られたが、高粱繁茂期に至り、小匪の橫行甚しく、加ふるに阿片の栽培は之に拍車を懸ける現狀にあり、徹底的討伐に依りて治安を維持し、小匪の掠奪に依る財源の枯涸を防止すべく、各村自衞團は勿論縣警察隊を擧げて、日滿軍の指導の下に討匪に當つてゐる。匪賊の通過繁き地方にては、食物家財凡て掠奪せられて糧食無く草木の根を食し、特に栽培を本年限り限定されたる阿片も匪賊の覗ふ處となり、來年度の稅收入に對しては早くも悲觀論の擡頭を見る位である。本縣は地味豐にして山海の資に富み、副業の一たる柞蠶は收入の槪を爲して居り、事變前裕福を以て聞へて居たのであるから、唯治安の維持のみが縣財政を樹て直す一途である。

第二項　歲　入

歲入の主位は他縣と等しく畝捐に指を屈す可く九萬元を數へてゐる。然しながら十九年度に比する時は今尙少く前年度の二萬元に至つては如何に匪害の甚大であつたかを物語るものである。山蠶は東邊道一帶の各縣に於ける收入最も大なる副業であり、繭指は第二位に位してゐる。繭指は三年度殆ど收入せず、本年度も種蠶の缺乏により恢復至難にして豫算額の收入は夢想に終るのではあるまいかと思はれてゐる。租稅外收入としては學校授業料の八千元、委讓國稅の一千百二十元の少額を見るのみである。

第三項　歲　出

本年度歲出は二八六、七一〇元で警察費一五三、〇二四元は現在の治安上よりして當然にして尙少額に過ぎる憾がある。のである。教育費の五萬餘元は歲出の二割に當り民國年間より教育盛にして、その結果教育費の縮少し得ざる狀態にあるものである。本縣の如く教育の片寄りて發展し、二萬の縣城人口に六百人餘の有識階級の失業者を有する現狀では、高等教育の振興も考慮の餘地を有し、財政上にも一つの惱みを有するものである。警察費中子彈四五〇〇元は現在の如く匪賊の跳梁甚だしく討伐に次ぐに討伐を以てする時期に於ては過少にして、最も苦しむものである。一方徵稅費を臨時支出し、豫算額以上徵稅能率を擧ぐる豫定でもあるが、左記表に依り略々簡明するものであらう。

第四項　財　政　政　策

治安の項を參照すると一日判然する如く、匪賊の橫行は農村を極度に疲弊せしめ、如何に徵稅員を督勵しても無い袖は振られぬの例に直面してゐるのが現在縣財政である。現今迄に警察隊員の俸給は各月遲滯なく、不渡無く支給し來た

つては居るが、本年度下半期は甚だ疑問とされ、唯々治安の維持せられるのを希ふてゐるのみである。

財政政策としては、當分消極的方針を執らざるべからず、冗員の整理、脫稅の防止、滯納稅の徵收、自衞團整理に依る農村財政の恢復策等多々である。

冗員の整理は最も重要にして舊軍閥時代の請負制度の惡弊は依然として存在し、盜吏の拔扈に依る財政的缺點は徐々に人員を整理する事に依つて取除かれる事であらう。所謂龍頭小尾の方法等と稱する脫稅は、會計簿等帳簿の整理改善無くしては絕へない事、濱の眞砂同然たるものがある。地方收入の概たる畝捐の如きも、土地臺帳の整理更新と共に耕地の實測を爲すに非れば、稅收入の增加は望まれぬものである。淸國年間に作製せる原簿を變更することなく年々書き送るのみであるから、上則地は年月の移ると共に下則地に變ずるやも知れず、下則地は上則になり、土地收獲遞減の方則等は等閑に附してゐる次第である。本年度より土地臺帳の更新、地權の書替に着手しつゝあるが、大事業たるに背かず、帳簿上の登記人は既に無く三代目四代目の子孫が之に代つてゐる現狀にて、進步甚だ遲々たるものがある。

財源を爲す農村は、職業自衞團の過重維持費支出の爲に自己の食糧さへも賣拂ひ、團費に充當するの止むを得ざる狀況にして、納稅等は思ひも依らずと陳情する村落少なからず、有給自衞團の整理改編は治安維持上よりしても、財政上よりしても焦眉の急に迫られてゐる。主なるものは以上に歸するが副業の獎勵に依る農村の振興、農村產業の合理化、行政事務の合理化等枚擧にいとまがない程である。

。　。　。　。　。　。　。　。

科目	十九年度	二十年度	大同元年度	大同二年度	摘要
總務科		三二、一二八、三六六	二六、二六一、八八〇		
委員會		四、八九七、七一五	二、八二八、〇五〇		
指導委員會		五、五五五、〇一一	八、九四七、五一〇		
警察費	七八、二八八、〇〇〇	七九、九五六、四四八	一三九、五三二、四九六		
教育費	五一、九二七、〇〇〇	四三、九一〇、六四〇	四〇、一七八、〇二四		
實業局		三、二七五、四五三	六、四八三、八五四		
財務局	九、五三九、〇〇〇	一四、七三三、七五九	一四、三五二、四九五		
苗圃	一、四〇〇、〇〇〇	一、三一二、〇五〇	六九〇、三八〇		
印刷所	一、八三六、〇〇〇	一、五〇二、四〇四	一、一二四、〇〇〇		
屠獸場	三二四、〇〇〇	一七二、〇〇〇			
祀典費	四〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇			
清鄉局	二、四〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇			
佐治員	八四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇			
財務費			一、六六七、二二〇		
交際費	八四〇、〇〇〇				
補助醫院	九八〇、〇〇〇				
補助農會	一二〇、〇〇〇				
教育會	一二〇、〇〇〇				

小計		一八八、二七三、八四六	二四二、〇六六、九〇九		
服裝費	五、二四〇、〇〇〇	七、七三四、六五〇	一〇、一四三、六六四		
恤金	五〇〇、〇〇〇	一、四六八、六三〇	一、二二三、七三〇		
緝捕費	一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、三八四	二、〇一七、一三〇		
警務週刊	三一二、〇〇〇				
教育臨時費	二、一四〇、〇〇〇				
捐稅	七〇、〇〇〇				
普通預備金	六、〇〇〇、〇〇〇	三三、五七二、九二五	三、五〇六、七〇〇		
修繕費	五、〇〇〇、〇〇〇		六五一、三八八		
獎金		一、二六四、九三〇	五三二、八九〇		
槍彈費		六八三、〇四八	一、一九九、六九〇		
醫藥費		四四一、八二〇	六八一、〇八五		
開辯費		七〇五、二三〇			
工本費			六三二、〇〇〇		
拘留費			二二〇、〇〇〇		
犯人飯費			七七一、二〇〇		
借款利息			七二〇、〇〇〇		
補助農會			二四〇、〇〇〇		
慶祝費			一八七、九七〇		

祀典費			一五〇、一六〇		
貧民救濟費			五〇九、三五〇		
慰勞金			四五〇、〇〇〇		
犯人照像			一二、四〇〇		
解縣税契款			三四六、八五三		
小計	一九、三六二、〇〇〇	四六、九七一、六一七	二四、一九六、二七〇		
縣署費（國庫支）				二八、〇五六、〇〇〇	
縣署費（地方支）				二五六、三一〇、〇〇〇	
俸給				三〇、二四〇、〇〇〇	
事務費				一一、〇四〇、〇〇〇	
旅費				二、四〇〇、〇〇〇	
祀典費				六〇〇、〇〇〇	
慶祝費				六〇〇、〇〇〇	
交際費				二、〇〇〇、〇〇〇	
情報處費				一、八〇〇、〇〇〇	
警察費				一四三、七六〇、〇〇〇	
教育費				五七、三一二、〇〇〇	
勸業費				二、二五〇、〇〇〇	
財務費				四、三〇八、〇〇〇	

	十九年度	二十年度	大同元年度	大同二年度	摘要
（臨時費）警察費				一五、七〇〇、〇〇〇	
總務科費				九、〇〇〇、〇〇〇	
財務費				五、三二〇、〇〇〇	
合計	一六八、三七六、〇〇〇	二三五、二四五、四六三	二六六、二六三、一七九	三一四、三八六 〇〇〇	

鳳城縣收入表

捐目	十九年度	二十年度	大同元年度	大同二年度	摘要
屠捐	二、二五〇、〇〇〇	一、一九六、三〇〇	九六〇、二〇〇	一、一六〇、〇〇〇	
肉捐	一、五〇〇、〇〇〇	一、四四五 六〇〇	一、一九七、四〇〇	一、五六〇、〇〇〇	
羊稅		五二、五〇〇	五九、一〇〇		
猪稅		二七七、三五〇	一〇七、四〇〇		
酒牌照		一、〇八七、五〇〇	七五、〇〇〇		
木炭捐	八一〇、〇〇〇	二二二、六〇二	二四四、六一七	三六〇、〇〇〇	
妓捐	五四〇、〇〇〇	四一一、五〇〇	二八二、〇〇〇	三六〇、〇〇〇	
馬車捐	三二四、〇〇〇	三四八、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	三八四、〇〇〇	
商捐	九、〇〇〇、〇〇〇	八、八八七、〇〇〇	五、四八五、九一〇	七、五六〇、〇〇〇	
剪捐	一九、五五〇、〇〇〇	七、七三九、六〇〇	三、〇〇一、六〇〇	一六、八〇〇、〇〇〇	
蠶繭捐	二、一〇〇、〇〇〇	九六七、四五〇	三七五、二〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	
票費			六、〇〇〇		

婚書費	一、〇〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	九六、〇〇〇	三五〇、〇〇〇
車牌捐	一七、八二〇、〇〇〇	四、一〇一、〇〇〇	一九、九三一、〇〇〇	二七、九〇〇、〇〇〇
畝捐	一二三、六四八、九八〇	五、一五三、九三〇	六五、〇六五、二三二	九六、八九九、〇〇〇
剪課		九、六〇〇	一、四〇七、二〇〇	八、四〇〇、〇〇〇
闤闠捐	二八八、〇〇〇	三二四、五四〇	二八〇、九八一	三二〇、〇〇〇
廟產捐	一、六二〇、〇〇〇	六二八、〇〇〇	二四一、九〇〇	七二〇、〇〇〇
船捐	一、八〇〇、〇〇〇	一、二七〇、六〇二	三七九、九二〇	七二〇、〇〇〇
汽車捐	一八、〇〇〇	二、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	四八、〇〇〇
礦產捐	九〇〇、〇〇〇	二〇五、〇七五	四七七、八七五	一七五、〇〇〇
罰款		二三、五八四	二七。二五五	四二〇、〇〇〇
利子收入		四、八〇〇	五一、一〇〇	
營業稅		一八、七二一、八六六	六、七四〇、三五七	
田賦		一、三六一、八二三	七六八、五一二	
印子稅		六九、八〇〇	七二、八〇〇	
契稅			五六、〇〇〇	
菸牌照		九四〇、〇〇〇	二、〇四七、五〇〇	
牲畜稅		二九六、六〇〇	七三二、四〇〇	
學田租	二、七〇〇、〇〇〇	五五九、二八〇		二、一〇〇、〇〇〇
廣告捐		一五〇、〇〇〇		

戲捐		六、〇〇〇			
馬捐		三、〇〇〇			
苗圃收入	六七、五〇〇	一一七、〇〇〇			
滯納畝捐				二七、〇〇〇、〇〇〇	
學校授業料				八、一三六、〇〇〇	
變讓國稅				一、一二〇、〇〇〇	
合計	**一八六、〇七一、四八七**	**五六、八一九、一二一**	**一一〇、六九〇、〇五九**	**二〇四、五九二、〇〇〇**	

鳳城縣各區田賦等別畝數一覽表

區別＼等則	上則	中則	下則	城則	合計
一區	二二五、一九〇 畝	一六、八四八、一〇〇 畝	一二一、八五三、三五〇 畝	二一、二二四、六五〇 畝	一六〇、一八一、二九〇 畝
二區	二〇四、九六〇	八、八三四、五二〇	七四、一三〇、一五〇	三四、七七四、〇九〇	一一七、九四三、七二〇
三區	六五、六五〇	八三、二四八、八〇八	一七一、六六九、一六二	四九、七〇三、二二〇	三〇四、六八六、八四〇
四區		一六、八八二、四一〇	九八、〇一五、四五〇	一〇、一一四、五六〇	一二五、〇一二、四二〇
五區	六九、一二〇	一〇、五〇三、三六〇	五四、九五三、一五〇	一六、二一〇、一七〇	八一、七三五、八〇〇
六區	二六、四八〇	二一、一〇六、四四〇	一二一、〇八〇、八一八	三五、五一〇、九七〇	一七七、七二四、七〇八
七區	三〇六、三三〇	五、五三六、一二〇	五三、三四六、九三〇	三一、五五一、五三〇	九〇、七四〇、九一〇
八區	二三九、〇〇〇	一〇、一三〇、二四〇	五〇、九六二、七八〇	一〇、一五四、九六〇	七一、四八六、九八〇
合計	一、一六六、七三〇	一七三、〇八九、九九八	七四六、〇一一、七九〇	二〇九、二四四、一五〇	一、一二九、五一二、六六八

雜損系徵收各項捐款一覽表

捐別	摘要	捐別	摘要
車牌捐	四套每片八元三套五元二套三元	園圃捐	每畝一角八分按春秋兩季征收
商捐	二八月兩季徵收每季每人一元三角五分	木炭捐	每百斤徵收五分
肉捐	牛一元猪五角羊二角	婚書費	每張一元
屠宰捐	牛一元猪三角羊二角	縣苗圃	附屬品及樹苗
妓捐	每名月收一元	船捐	按船之容量每十石征收二角
剪課	每把徵收八角由四月一日開征至九月底止逾限一月加罰一成逾限三月加罰三成	廟產捐	按產酌收
剪捐	每把一元六角開征期隨剪課並征加罰同上	汽車捐	每車月收一元
蠶籠捐	每籠征二角每把剪作一籠	鑛產捐	石灰百斤徵收五分
學田租	秋後凭租照市價變賣	畝損	上則每畝一角四分六厘中則每畝一角四分下則一角三分四厘城則六分七厘
馬車捐	每車月收二元	合計	二十種
戲捐	按十元牧二角		

鳳城縣公署財務局徵收稅率一覽表

課別	系別	稅目	稅率	徵收時期	徵收方法	關係臺帳	摘要
稅務課	雜捐系	畝捐	上則一角四分六厘中則一角四分下則一角三分四厘城則六分七厘	十一月一日起至四月底止	由局頒發佈告通知人民勒令來局繳納	畝捐臺帳與田賦同共七十二本每年度更換一次	全縣田賦與畝捐數同共計一一、二一九、五一二畝六七

車牌捐	四套八元三套五元二套三元	每年發放一次	派員釘放或分發各村	元年度臺帳及明細簿各一本每年更換一次	
商捐	每人一元三角五分	二八月兩季繳納	屆期佈告商民來局繳納	臺帳明細簿各一本每年度更換一次	逾限一月不納加罰一成三成爲止
肉捐	牛一元猪五角羊二角	隨宰隨納	佈告通知各屠宰戶來局繳納	同	
屠宰捐	牛一元猪三角羊二角	同	同	同	
剪課	每把八角	四月一日起至九月底止	佈告人民迅速遵令來局繳納	同	全縣剪數一五、五一四把半屆期不納逾限一月加罰一成三成爲止
剪捐	每把一元六角	同	隨剪課併徵	同	同
籠捐	每籠二角	同	同	同	同
妓捐	二等二元三等一元	每名按月徵收	遵令來局繳納	臺帳明細簿各一本每年度更換一次	本街妓女一三名草河口七名
學田租	按產酌收	每年繳納一次	同	同	全縣學田租計各色粮石三九八、六五升
馬車捐	每臺月收二元	按月繳納	同	同	全城馬車計三十四臺
戲捐	每日一元	由演戲日起停戲日止	同	同	
園圃捐	每畝一角八分	二八月兩季繳納	同	同	全城園地九四七畝逾限一月加罰一成三成爲止
木炭捐	每百斤五分	隨時繳納	遵令來局繳納	同	
婚書費	每張一元	同	同	同	
苗圃	售賣樹苗及附屬品	每樹秧賣出即時繳局	同	同	
船捐	每粮十石收二角	開河粮石運轉時隨時收捐	在龍王廟分所徵收	同	

	廟產捐	按產酌收	每年徵收一次	頒發佈告來局繳納	同	全縣廟產計一、八七六、六〇〇
	汽車捐	每月一元	按月徵收	同	同	
	礦產捐	石灰百斤五分	隨時徵收	同	同	
合計	二十宗					

第五章　警　察

第一項　概　況

本縣に於ける警察行政の沿革は清初通遠堡に城守尉の駐せられるに初まる。（第一章縣の歷史職官之部參照）

現在縣警務局を一見するに行政司法倶に大別し得るも、事實上混屯として嚴格なる差別無きようにも見られるのである、警察隊五個中隊を有し殆ど伐討に專心し、行政司法方面は行政警察員ありて、之等は各區八分局に駐在し縣下の行政指導司法警察の事務に當つてゐるが、現在の匪賊情勢は彼等をも武装せしめ警察隊と協同討伐に當らしめてゐるのである。

第二項　組　織

警務に關しては他縣に比し格別の差異は無く、警務局に總務、司法、行政、衞生の四科あり、各地に第一より第八迄の八個所の警務分局を置き衞生保安風紀等々の行政警察を掌り、各分局に平均四個所の分所を派遣してゐる。警務局に

は日系指導官ありて萬端の指導に當つてゐる。指導は特に警察隊の討伐、教練の方面に意をそゝぎ行政方面に於ても參事官と密接な連繫を保ち、縣の治安維持に當りつゝあり。本縣には前出、羽根田兩指導官ありて活躍しその業績見る可きものがある。行政警察に對しても武裝せしめ討伐の援助を爲さしめ、且つ各分局長の下に自衛團ありて區の治安維持に當つてゐる。分局長は區長の職を兼ね鄕村自治を指導するものである。分局長は警察隊中隊長と同等であつて、警務局より推薦し縣長之を任命し上司に報告するものである。

尙縣警察隊の詳細は別記する如くである。

鳳城縣調査表

大同二年十月一日現在

警察費豫算年額　一五七、一〇四元〇〇

月額　一一、五二三元八七

警務局	人員	人件費月額	備考
一、俸給			
局長	一	△一八〇元	△局長股長夫役ノ給與ハ縣公署豫算トス
股長	二	△一四〇	一、股長　警務　一名　七〇元
科員	五	一六五	司法　一名　七〇元
傭員	八	一四〇	二、股員　庶務　一名　四〇元
夫役	二	△二〇	衛生　一名　三〇元
	五	△三四〇	特務　一名　三〇元
計	一三	三〇五	司法　一名　三五元

二、辦公費	
紙簿費	一五、一一三
筆墨費	九、一一六
印刷費	八、〇〇五
郵政費	八、〇〇〇
電話費	六、〇〇〇
報紙費	一〇、五七
備品費	二、一二
接待費	四、四三
電燈費	四九、九七
旅費	一二〇、四六
柴炭費	一八、一七
雜費	四一、七七
犯人寫眞費	一一、六〇
計	三〇五、四三
合計	八五〇、四三

三、備員

保安	一名	三〇元
一級	二名	二〇元
二級	二名	一八元
三級	四名	一六元

行政警察費	人員	人件費月額	備考
一、俸給 署長	八	三六〇元	
一級	一	六〇元	

署員	一八	四六〇
分駐所長	二九	五八〇
警長	二〇	二四〇
警士	二〇〇	二、〇〇〇
夫役		
計	二七五	三、六四〇

二、辦公費

紙簿費	三五、三五
筆墨費	一三、一一
印刷費	一五、一七
郵政費	三、五〇
電話費	一五六、〇〇
報紙費	二、〇〇
備品費	六四
茶水費	三、七四
電燈銀	三九、三四
柴炭費	三〇、四五
雜費	一〇、一四

一、署長	二級	二	五〇元
	三級	五	四〇元
二、署員	內勤	一〇	三〇元
	外勤	八	二〇元
三、分駐所長		二九	二〇元
四、警長		二〇	一二元
五、警士		二〇〇	一〇元

計	三〇九、四四
合計	三、九四九、四四

警察隊費	人員	人件費月額
一、俸給		
隊長	局長兼任	
副官	一	六〇
通譯	一	四〇
中隊長	五	二五〇
中隊付	五	一七五
馬隊長	一	五〇
分隊長	一〇	三三〇
班長	四三	六三二
班付	四三	五四六
警士	三四七	三、七四〇
號兵	一二	一六四
督察員	二	九〇
文牘員	一	四〇
事務員	七	一五〇
書記	八	一二〇

備考

一、警察隊長　局長兼任ナルヲ以テ支給セズ
一、中隊長　五人　五〇元
一、馬隊長　一人　四〇元　馬糧一〇元
一、中隊付　五人　三五元
一、分隊長　一〇人　三三元
一、班長　四〇人　一四元
　　三人　一四元　馬糧一〇元
一、班付　四〇人　一二元
　　三人　一二元　馬糧一〇元
一、號兵　一〇人　一二元
　　二人　一二元　馬糧一〇元
一、警士　三二〇人　一〇元
　　二七人　一〇元　馬糧一〇元
一、文牘員　一人　四〇元
一、督察員　一人　五〇元
　　一人　四〇元

傳達	二	二四
夫役	二〇	一八〇
計	五〇八	六、五九一
二、辦公費		
紙簿費		一三、九四
筆墨費		五、五二
印刷費		一〇、五一
郵政費		一、四〇
電話費		一二、〇〇
報紙貸		一、二〇
茶水費		四、二〇
電燈費		六四、七〇
柴炭費		七、七〇
旅費		一、〇〇
雜費		一〇、八三
計		一三三、〇〇
合計		六、七二四、〇〇
總計		一一、五二三、八七

一、事務員　大隊部　二人　二五元
　　　　　中隊部　五人　二〇元
一、書記　八人　一五元

臨時費		
雜費	二一二、六九	醫藥費 六〇、〇六 五分局旅費 三、八〇 拘留費 一二〇、〇五 情報處費 一二八、八三
服裝費	二七七、四〇	子彈帶 五五〇條
子彈費	五〇、一八	修理銃器費用
撫恤費	一二〇、〇〇	第七分隊李占福戰死恤金費
計	七六〇、二七	

裝備

個所	一三式	七九式	同子彈	三八・三〇式	同子彈	輕機關銃	同子彈	自動短銃	同子彈	モーゼル拳銃	同子彈
警務局			守備隊保管 一〇、三〇七		同上 三、五八三				二、一八四		
行政警察	三七	二二	二、〇六八								二〇
警察隊	三六〇	八〇	三〇、五八三	一九	一、一四〇	一	九七〇	六	二、〇九五	一〇	一八〇
計	三九七	一〇二	四二、九五八	一九	四、七二三	一	九七〇	六	四、二七九	一一	二〇〇

警察官練習所費	人員	人件費月額	備考
一、俸給			
所長	一	四〇元	
教官	一	二五	
書記	一	二〇	

夫役	一	一〇
計	四	九五
二、事務費		
筆墨紙費		七、〇〇
消耗品費		九、〇〇
計		一六、〇〇
合計		一二一、〇〇

鳳城縣警察隊概歷

一、事變勃發當時舊政權統制下ニ在リシ公安隊及其ノ他治安維持團體並ニ治安狀況

本縣駐屯公安第十九大隊長徐文海以下步騎砲兵三ヶ中隊人員三百二十四名アリタルガ、大隊長徐文海ハ事變直前步兵二百五十名ヲ率ヒ、第五第八區方面ノ討伐ニ出動中ニシテ、九月十八日事變勃發ノ消息ヲ聞知スルヤ恐怖ノ餘リソノ去就ニ迷ヒ當時ノ縣長公安局長ノ勸告アリシニ係ハラズ遂ニ歸城セズ、漸次第二第七區方面ヘ移動シツヽ小匪團ヲ糾合並ニ各地鄉團ヲ集メ其ノ數六百餘名トナリ寬甸縣內ヲ襲ヒ石頭城附近ニ集中スルニ至レリ。

本縣駐屯東北陸軍第一團長姜全我以下步騎砲兵約五百名ハ九月十九日朝獨立守備步兵第四大隊ニヨリ武裝解除セラレ奉天ニ向ケ輸送セラレタルモ當時出動中ナリシ中隊長李常潤ハ部下一ヶ中隊ヲ率ヒ尖山窩ヲ脫出シ新賓縣城ニアリ

シ李春潤ノモトニ走レリ。

事態斯クノ如クナリシ爲縣下ノ治安ハ甚ダシク亂レ城內警備部隊ノ僅少ナル爲、一般商民ノ避難スル者續出シ辛ジテ日本守備隊ノ援助ニ依リ、當時ノ公安局長張益三ハ行政警六十九名ヲ以テ城內ノ取締リニ任ジタリ。張局長ハ熱心商民ノ慰撫ニ勉メ極力百般ノ善策ヲ計リ、大隊長徐文海ニ對シ電話ヲ以テ誠心彼ノ歸城ヲ勸告セルモ武裝解除ヲ虞レ遂ニ應ゼザル爲、卽時縣長戴常箴ニ圖リ地方紳士ヲ召集シ、治安維持ニ關スル會議ヲ開催シ有力者曲明允ヲ推シテ自治委員會ヲ組織ソノ委員長ニ推擧セリ。同時ニ公安第十九大隊騎兵二十八名迫擊砲隊四十七名ノ武裝ヲ解除之ヲ守備隊ニ交付シ隊兵ハ其レ〲歸鄕セシメタリ。然ルニ城內警備ノミニテモ行政警六十九名ヲ以テハ如何トモ成シ難キヲ以テ委員會ノ決議ニ依リ附近十ケ村ヨリ五十名ノ壯丁ヲ撰拔シ當時ノ商團消防隊長刻常淸ヲ自衞團長ニ任命、十一月二十日ソノ成立ヲ見タリ。尙騎兵隊二十八名ヲ以テ行政警察騎馬隊ヲ編成行政警九十名及ビ自衞團五十名ヲ以テ治安ノ維持ニ任ゼシメタリ。

二、奉天省獨立ヲ宣シ自治指導部設立ニ伴フ縣治安機關ノ狀況

自治指導部設立ニ伴ヒ自治指導部員仲川壽雄、仙波淸ヲ派遣サレ前記委員會ノ決議ニ依リ自衞團五十名ヲ以テ城內警備ニ當レリ。

三、新國家ノ建國成リ警務廳設立ニ伴フ正式警察隊ノ成立狀況（當時公安隊ト稱ス）

匪首何成猷以下四百餘名ハ民國二十年十二月五日獨立守備步兵第四大隊ノ歸順認可ヲ得テ暫編公安隊長ニ任命セラレ守備隊ノ指導監督ノ下ニ討匪ニ從事シ、其ノ成績良好ナルヲ認メラレ、大同元年五月一日板津大隊長ノ推薦及自治

委員會ノ斡旋ニ依リ何成猷以下三百八十八名ヲ警察隊ニ改編何成猷ヲ以テ警察隊長ニ任命シ縣長ノ統制下ニ入ラシム。

四、正式警察隊成立後ノ統制、改編及主ナル活動狀況

1. 統制及改編

正式警察隊成立後大同元年八月九日警務廳ノ任命ニ依リ警務指導官白井成明ヲ同年九月六日同羽根田國輔ヲ派遣サレ白井指導官殉職後同年十二月六日警務廳ノ任命ニ依リ警務指導官前田定雄着任シ警察隊ノ指導統制ニ當レリ。

縣下全般ニ渉ル匪賊ノ橫行甚ダシク特ニ三角地帶ニアリテハ匪首鄧鐵梅李子榮列景文等ノ大集團アリ十二月中旬ヨリ日滿兩軍警ニ依リ大討伐ヲ敢行シ漸ク平穩ニ歸シタリト雖モ將來ニ對スル治安維持ニハ當時ノ警察隊三ケ中隊ヲ以テシテハ僅カニ城街附近ノ警備ニ充當サレ充分ナル活動出來ザル現況ナルニ鑑ミ警務局長楊開明指導官前田定雄合議ノ結果警察隊二ケ中警增設ヲ縣公署ニ意見具申シ協議ノ結果大同二年二月二十日第三區各村ヨリ壯丁百十名第一區ヨリ同百十名ヲ撰拔採用シ斯ニ二ケ中隊二百二十名ヲ編成警務局長ノ指揮下ニ入ラシメ鳳城縣警察第二大隊トナス同時ニ騎兵隊一ケ分隊三十六名ヲ編成警務局騎兵隊トシ行政警察ニ協力セシム同年三月八日同第一中隊ヲシテ第三區龍王廟ニ派遣常駐セシメタリ。

正式警察隊トシテ編成以來縣長ノ統制下ニ入ラシメ第一大隊何成猷以下三百八十八名ハソノ素質劣等ニシテ警察隊ノ面目一トシテ向上スルナク上長ノ命ニ服セズ漸次橫恭ヲ增ス狀態ナルニ鑑ミ大同二年六月一日獨立守備步兵第四大隊長ト圖リ時恰モ募兵中ナリシ王鐵相軍ニ應募セシメ何成猷以下三百五十名ヲ同月三日灤州ニ向ケ出發セシメタリ

警察隊三ケ中隊改編ニ伴ヒ直ニ新編成ニ着手シ縣下ノ優良自衞團タル第五七八區ヨリ選拔シ之ニ各區ヨリ村長ノ保證セル者若干名ヲ加ヘ二百七十三名ヲ以テ三ケ中隊（一ケ中隊九十一名）ヲ編成シ第二大隊ヲ解消シ鳳城縣警察隊トシテ五ケ中隊トナシ之ニ騎兵隊ヲ四十名ニ增員シ合計五百八名ヲ以テ警察隊ヲ編成シ警察隊長ハ警務局長之ヲ兼任スル事トシ大隊副官ヲシテ訓練教育ヲ主管セシム

改編ニ際シテ從來ノ分隊長中隊長ノ內無學ナル者アリシニ鑑ミ總テ試驗採用トナシ人物學識兵式教練ノ能力ヲ檢討シ人選ノ上採用セリ

2. 主ナル活動狀況

A 事變以來排日ノ巨頭黃顯聲ニ關係深キ鄧鐵梅李子榮等縣下西部ニ蟠居シアリテ所謂善政ヲ布キ之ニ農民ノ共鳴馳參ズル輩日ニ增シ其ノ數三千ヲ算スガ如ク傳フ、爲ニ縣政行ハレズ滿洲國獨立ヲ宣言スルニ及ビ益々反滿工作ニ出デ橫暴比ナク策略ヲ用ヒ歸順ノ甘言ヲ以テ友田參事官白井指導官西秘書劉通譯ヲ彼等ノ勢力範圍內タリシ第四區ニ誘ヒ遂ニ大同元年十月十三日刁窩堡子山中ニ於テ慘殺ス尙事變以來縣城域ヲ襲擊スル事四回ニ及ビ之ガ撲滅ヲナサズンバ縣政ノ運用國際鐵道ノ安全期シ難キヲ以テ遂ニ大同元年十二月十日ヨリ三角地帶ノ大討伐ヲ敢行ス、參加援助ヲ受ケシ部隊獨立守備隊ヲ始メ滿洲軍靖安游擊隊奉天警察隊國境警察隊等約三千ヲ算セリ、此ノ間縣警察隊ハ日滿軍警ノ先達トナリ電話線ノ復舊工事ニ宣撫工作班ニ情報蒐集ノ爲便衣隊ヲ組織スル等其ノ功績燦トシテ輝キ一月末彼等ニ一大打擊ヲ與ヘ再ビ立ツ能ハザル窮境ニ陷レ討伐完了スル迄五十日間嚴寒烈風ニ堪ヘソノ職責ヲ全フセリ

B、三角地帶討伐ニ會ヒ安鳳縣境ニ遁入セシ海蛟匪ハ主トシテ安東縣內ヲ橫行シ爲ニ良民ノ疲弊著シキヲ以テ安東警

察隊及當縣派遣中ナリシ遼河地區警備軍ト協力三月十四日之ガ討伐ニ出動シ該匪ヲ擊破四散セシメ同月三十日歸城ス

C、一時鳴リヲ潛メシ匪首鄧鐵梅ハ四月ニ入リ再ビ地方攪亂ノ擧ニ出デシヲ以テ守備隊ト協力四月十八日第二次ノ征匪ニ出動ス疾風迅雷ソノ本據タリシ尖山窩ヲ陷レ僅カニ數時間ノ差ヲ以テ匪魁ノ逮捕出來ザリシモ彼等ニ策應セシ不逞輩ノ檢擧ニ或ハ隱匿兵器ノ押收ニ騎兵隊ノ活動見ルベキモノアリ五月卅日警察隊一部歸還マデ約四十日間ニシテ鄧匪ニ再起ノ餘地ナカラシメ後顧ノ虞ヲ除キタリ

D、七月二十七日失地奪還ノ企圖ヲ以テ在北平舊東北軍閥ヨリ多數ノ武器彈藥及正規兵ノ援助ヲ受ケ之ヲ安鳳縣境海岸ニ陸揚ゲスルヤ匪首李子榮李春潤ハ縣下及安東縣ニ潛伏中ナル小匪賊ヲ叫合之ニ分配ヲナシ直ニ翌二十八日紅旗街第六分局ヲ占領シ且ツ龍王廟第三分局竝ニ市中ノ掠奪ヲ目的トシ襲來スルヤ龍王廟駐屯第一中隊長李常潤ハ能ク守備隊ト協力約一千ニ餘ル該匪ニ對シ五日間ニ渉リ交戰シ增援隊ノ後方ヨリノ攻擊ト相俟チ之ヲ安鳳縣境ニ擊退セリ、事件起ルヤ直ニ守備隊ト協力セシムベク第貳第四中隊騎兵隊ヲ出動セシメタリ、警察隊ハ勇敢ニ各地ニ匪賊ヲ擊破、匪首李春潤ヲシテ海路遁走セシムル結果ヲ生ジタリト雖モ今ヤ縣下大匪帮ノ影ヲ見ザル情態ニ至ラシメタリ

E、大同元年四月一日以降大同二年八月末マデ縣警察隊ノ討匪ニ出動スル事、實ニ百十三回參加人員五千七百六十名ヲ算ス、射耗彈數六萬四千〇八十六發警察隊ノ損害戰死五負傷五ヲ出セリ今尙ホ蠢動シツヽアル匪賊未ダ少シトセズ之ガ撲滅ヲ期シ新編警察隊ノ活動見ルベキモノアリ、精神的素質又良好ナルモ充分ナル訓練ノ及バザルヲ遺憾ト

ス編成直後分散配置ヲ行ヒ高粱繁茂期ニ備エタル結果ニシテ將來此處ニ主點ヲ置キ素質ノ向上ニ努メツヽアリ

五、主要人物ノ移動及主功

一、白井指導官

大同元年八月九日着任以來專ラ警察隊ノ統制指導ニ當リソノ素質向上ヲ念トシ漸クソノ緒ニツキシ時宛カモ當時縣內第三第四第六區方面ニアリテ反滿行動ヲナシ縣令ニ應ゼサリシ鄧鐵梅ヨリ歸順交涉ノ爲苗景墨來ルヤ種々協議ノ結果大局的見地ヨリ歸順交涉ニ應ジ速カニ縣政ヲ復活セシムベク希望ヲ懷キ、友田參事官一行ノ列ニ加ワリ同年十月十日縣城出發龍王廟ニ向エリ、會見場所ヲ決定セシメ向ワントスル途中鄧ノ部下蔡文耀張明元ノ爲不法ニモ捕縛サレ遂ニ十月十三日第四區刁窩堡子山中ニ於テ友田參事西秘書劉通譯及ビ日本領事館警察巡査藤井、賀門、兩氏ト共ニ三角地帶ノ鬼ト化セリ、好漢二十九歲ヲ一期トシ此ノ兇手ニ斃ル、惜ミテ盡キル莫シ、

二、羽根田指導官

大同元年九月六日警務指導官ニ任命サレ爾後一ケ年間能ク警察隊ノ匪賊討伐實地指導ニ當リ身ヲ以テ隊員ニ模範ヲ示シ熱心事ニ當リ縣警察隊ノ面目躍如タルアリ、卽チ大同元年七月滿鐵保線區員匪賊ノ爲拉致セラルヽヤ以後一ケ月ニ涉リ該匪ヲ追跡シ遂ニ全員ノ奪還ニ成功セリ斯ノ如キハ別人ノヨクセザル處兵ト共ニ寢食ヲ共ニシ炎暑ノ候能クソノ艱難ニ堪エタリ僚友白井指導官ノ其ノ職ニ殉ズルヤソノ悲憤ハ遂ニ三角地帶討伐ニ於テ警察隊ヲシテ充分ナル活動ヲナサシメ匪輩ニ對シ極度ニ恐怖ノ念ヲ與エ延イテ警察隊員ノ自信ヲ向上セシメ將來縣下ノ警備力ニ大ナル收獲ヲモタラセリ

三、前田指導官

大同元年十二月六日白井指導官ノ後任トシテ着任スルヤ時宛モ横暴限リナキ鄧匪李匪ノ討伐ノ機熟シ同月十日宣撫班長トシテ守備隊ニ隨行海岸線ヲ第三區方面ニ向フ、便衣隊トシテ守備隊員ヲ卒ヒ能クソノ能力ヲ發揮セシメ同年十二月十八日第三區　兒山附近ノ戰鬪ニ際シテハ非戰鬪員乍ラ守備隊長ノ意圖ノ如ク連絡勤務ニ服シ約七倍ノ匪賊ニ對シ交戰實ニ十時間宣撫班及便衣隊ヲシテ能クソノ任務ヲ全フセシメタリ、爾後現地ニアリテ警備工作ニ從事シ一月二十五日歸城ス續イテ第二次第三次ノ討伐ニ際シテハ警察隊ヲ卒ヒ能ク日本軍トノ協同作戰ニ偉功ヲ表ハシメタリ着任以來警察隊ノ素質改善ニ努力シ縣民ノ警察隊ナル標語ヲ以テ今ヤ漸ク上下ノ信望ヲ得タルヲ以テ將來精神教育ニ重點ヲオキ益々優秀ナル警察隊タラシムベク努力中ナリ。

四、警　察　隊　長

初代警察隊長何成猷ハ大同元年五月一日任命サレ討伐ニ當リテハ勇敢ニ行動シ特ニ同年七月中滿鐵保線區員奪還ニハ部下ヲ卒ヒ寢食ヲ忘レ努力セシ爲成果ヲ納メ亦十月二日夜鄧匪ノ爲縣城夜襲セラルヽヤ寡兵ヲ以テ能ク防ギ縣城ヲシテ安全ナラシメシハ偉勳トナス大同二年六月一日王鐵相軍ニ改編セラレ、部下三百五十名ト共ニ辭職セリ同年七月一日警察隊編成ト共ニ警務局長楊開明兼職シ今日ニ及ベリ。

六、警察隊ノ豹變狀況

鳳縣警察隊正式編成直後大同元年五月九日警察第三中隊第二分隊班長刻德珍以下七名ハ第一區鷄冠山ニ討伐ノ爲出動中當時編成ニ當リ隊長何成猷ニ對スル不滿ヨリ突如豹變シ睡眠中ヲ窺ヒ銃器十六挺ト彈藥百七十發ヲ奪取逃走ス、處

置ニ就イテハ何等ノ文獻無キ爲不明ナリ、隊長何成猷ハ他兵ニ及ボス影響大ナルヲ憂ヘ之ヲ秘密ニセシモノト思料ス、然レ共翌月三十日第二中隊第四分隊班長吳相閣以下十一名ハ城內南河沿ニ歩哨勤務中銃器携帶ノ儘逃亡ス、當時編成間無ク教育訓練充分ナラズ隊長ノ處置又遺憾ノ點多カリシ結果ナリ亦治安狀況混沌タル有樣ニテ、匪賊ヨリノ誘惑著シク、計十八名ノ逃亡兵ヲ出ダシタルモノト想像ス

七、其ノ他警察概歷上必要ナル事項

1. 指導官制度發令前自治委員會ノ決議ニ依リ自衞團組織以來、何成猷ノ歸順スルアリ、守備隊認可ヲ得テ臨時公安隊長ニナルニ及ビ教練官トシテ起居ヲ共ニセシメ以テ監督機關トシテ行動ヲ監視セシムル爲羽根田國輔大平三郎小野瀨照三名ヲ任命シソノ任ニ當ラシメタリ。

2. 正式警察隊成立後警務廳ヨリ銃器彈藥ノ下附ヲ受ケタリト雖モ充分ナラズ歸順匪ノ押收銃器ノ借用ヲナシ漸ク充當セシメタル狀況ナリシガ縣下ニ濫滿セル匪賊ハ迫擊砲機關銃等所持スル準軍隊的ノモノニシテ、警察隊ナルモノ却ツテ劣勢ノ立場ニアリタリ討伐ニ當リ輕機銃壹挺ヲ鹵獲シ爲ニ警察隊ノ士氣ヲ鼓舞スル亦大ナルモノアリ、苟モ縣政ノ擁護ニ任ズル警察隊ニシテ匪賊等ノ壓迫ヲ受ケンカ憂慮スベキ現象ニシテ裝備ノ充實ハ精神教育ト倶ニ不離ノ緊急要件ナリ。

3. 「衣食足リテ禮節ヲ知ル」縣政行ハレズ僅ニ補助ニ依リソノ窮乏ヲ切拔ケツヽアリシ當時ハ自然警察隊ノ素質ニ惡影響ヲ及ボシ面目ノ維持サヘ難ク、被服ノ支給モ亦充分ナラズ不足分ヲ各自ノ負擔トナスニハ餘リニソノ給與額僅少ニ過ギル現狀ニアリシ縣警察隊モ漸次縣政復活スルニ及ビ刷新サレツヽアリ、宜シク縣財政ノ狀況ニ依ラズ規定

通リノ支給ハ必然事ナリト思料ス、現今軍隊ノ給與及裝備規定サレ實行サレツヽアル際同一情態ノ警察隊ニ甚ダシキ差違アルハ甚ダ遺憾トスル處ナリ、卽チ現在ノ給與額ヲ現狀維持トスルモ被服類ノ支給ハ充分ナルヲ要スト思考スル處ナリ。

以上

第三項　警察官吏

中華民國特有の民情の一として、軍警を賤しむ惡弊あり、之がため高級武官は例外として下級軍警士には人材を得がたい。警察隊員の平均俸給十元では人材、良質の警士を期待するのも無理かも知れない。沒法子で警察隊員になるのも、惡弊と給與の不充分が最大原因でもある。本年度より警官養成所を復活し此の畢業生を警士に採用の方針であり、その前提として警察隊の改編を六月擧行し嚴重なる體格檢査、試問を經て採用したものである。素質、耐久力、等に於て有數な警察隊である。論功行賞、負傷者戰死者の遺族扶助にも力を致した結果目立つて活働力旺盛となり、最近の討伐成績は軍隊に匹敵する程見る可きものがある。警察隊員の素質向上は給與の充足、定期の俸給支給、戰死者遺族に對する保證（或程度の）論功行賞の如何に歸するのは何處も同じであるが、匪賊横行の貧乏縣で現在の良成績を納め得たのは一に警務局長の手腕に他ならないのである。行政警察方面に於ても漸時改善せられつゝある。舊軍閥時代の遺風を繼承せるが如き分局長ば全般にわたり更迭され、分所長も之に準じ、之の影響は不良村長の漸少を見るに至つたのである。治安維持の當事者たる警察官吏の改善と共に、縣下の匪輩も減少し、治安の回復せられて行くのは日に目覺しい現狀である。

第四項　行政警察

行政警察一般に關する諸規定の完備せるもの無く、又よしあるとも嚴格なる適用は期待されず、適時適當に處置されてゐる狀態である。諸營業、阿片專賣法施行せられてより、專賣鴉片館四軒あり。妓樓に滿人、鮮人の二種ありて、後者は日本領事館の許可にて開業され、前者に對しては適時公安風俗を害するを取締る可く臨檢を擧行してゐる。他に密賣鴉片を取締る可く務めて居る。治外法權の撤廢無きため日本領事館の證明の下に遊戲場を開設する者一二あり。滿人に對しては不許可の方針を取りつゝあるが、此の點予盾を生じ不便少しとしない。

風俗警察、妓樓は各處に散在せしめざる方針を取りつゝあるも、由來自由放任政策の結果、公安風俗を害する處少なからず、鮮人娼妓は一個所に集結せしめ之は領事館側にて適宜取締つてゐるようである。射倖行爲。射倖行爲は最も滿人の嗜好する處にして、玉コロガシ等の出願あるも許可せざる方針であるが、外國人方面にて治外法權の下に行ふあり、滿洲國人に對しての取締は最も徹底してゐる。近來花會局賭博行はれ、之がために資産を蕩盡する者あり、之の檢擧には賭博方法の探票式なるため困難を感ずるのである。治安維持の確保と共に之の方面にも力を致すことが出來るであらう。興行及興行場、なし。高等警察としての機能を發揮すべく、餘りに人材少く、引ひて弊害多く、現在にては日本側憲兵隊の補助援護を受け適時活働を見るのみである。匪賊情勢は密偵により素仆なる情報蒐集が行はれて居る。未だ高等警察の充分なる活動を見るまでに機關が完備してゐない現狀である。

第二節　治安

第一項　概況

古來より東邊道三角地帶一帶にかけて治安最も治らざる歴史を有してゐる。民國年間に於ても土匪の横行を以て鳴り亦地勢上山岳連なり匪の潜伏するに最適なるため討伐至難にして現在にても、東北民衆僞勇軍鄧鐵梅匪李子策匪等跳梁し、日滿軍の絶えざる痛撃を以てしても尚剿滅し難い現狀である。昨年冬第一期第二期と連續討伐せしため、大集團匪は何れも潰滅し小匪となりて四散した。中には歸順するもの相次ぎ或は歸農し、三角地帶名物も全滅し樂土建設もその緒に就きたる觀あり、各機關俱に分散配置に移つたものであつた。本年七月二十六日、李春潤匪、南京政府の反滿工作の走狗として潜入、多數武器彈藥を本縣海岸に陸上げし、小匪を糾合して三角地帶を攪亂せんと企劃したが、迅速なる日滿軍神兵に敵する術も無く、今は全く潰滅に瀕し第六區山岳間に遁入潜伏中であるが、近く逮捕せられる事とならう。

加ふるに治安維持會の設立は甚だ機宜に適したる處置と云ふ可く、日滿各警備機關の統制的行動はその全能力を發揮して所期の目的を達成すべく、治安維持に關する最高機關の諮問機關として、且つ又治安維持に關する立案審議機關として成立されたものである。日本軍は絶大なる支援を爲しつゝ多大の犧牲を忍び、全縣樞要地に軍の分駐配置を敢行し以て治安維持に當らんとし、此處に全く諸般施政の基礎なり、眞の安居樂民は遠からず此處より發するものであると云ふも過言でない。

第二項　機　關

現在本縣に於ける警備各機關は、獨立守備步兵第四大隊の一部駐屯し、縣警察隊、地區軍は此の指導下に本縣及安奉地區全般の治安維持に當つてゐる。

安奉地區司令部、安奉地區軍は勇將赫司令の下に一絲亂れざる統率を以て、日本軍行動を協助し、各地に分駐して著

着討匪の實を擧げつゝある。

縣警察隊は前述せし如き組織を以て各地に分駐し、地の利を知悉するの特性を發揮して日滿軍を援助し、又その指導下に潜伏匪、逃亡匪の潰滅に當り行政警察と相俟ちて、その功績甚大なるものがある。殊に今夏高粱繁期に備ふ可く、實施せる宣撫遊撃隊は着々その目的に猛進しつゝある現狀である。

治安維持會

概況に述べし如く治安維持に關する最高機關にして、之を中心として統制ある指導の下に一致協力して匪賊の剿滅を期すると共に、縣治安維持機關の强化を策し、更に軍の分駐配置撤收後に於ても治安に動搖を來さしめざるよう遺憾なき對策を講ずるものである。卽ち治安擾亂の最大原因は匪賊の跋扈にあり、匪賊の剿滅を期せんには軍警に依る討伐を主とすべしと雖も、尙之に伴ひ治安擾亂の由つて來る諸原因の排除を計らざれば、治安の確保の徹底は期し難い。之の根本原因の排除對策をも指導考究する機關である。

自衛團、左記に示す樣な組織にして、縣下各地に駐屯し、職業自衛團は、鄉團と協同、小匪より各村を防衛してゐるが、歸順匪より組織したる職業（有給）自衛團の素質に就ては甚だ遺憾とする點も少なからず、治安の確保せらるると共に、整理の必要は切實に感ぜられてゐる。

第三項　匪賊情況

各項にわたつて述べし如き狀況であつて、匪賊一覽表は何れも小匪團であつて、此の他鄧鐵梅五百餘名、李子榮李春潤匪五百餘名あつたが現在では討伐軍のため潰滅の狀態にある。縣下提村の被匪損失情況は左記表の如くである。匪賊

排除の一要因は阿片の栽培禁止と何れも生活苦より生じてゐる匪賊であるがため、農村に副業の奬勵指導及產業の振興にある。此の點に於て警備司令部築道部にて歸順匪を以て工兵隊を編成したるは、最も良策と云ふべきである。匪賊は一面社會問題の一として研究さるべきものでもある。

治安維持に關する方針に就きては、

(一) 自衞團の統制、治安維持會の指導の下に、兵匪より改編せられたる自衞團の處置は可及的速に武裝解除し解散の方針。有給自衞團も同樣の處置を執る可く考究中であり、無給の義勇奉仕的自衞團の養成組織に努力しつゝある。

(二) 銃器殊に民有銃器の整理、民有銃器の取締不徹底は匪賊跳梁の原因を爲す、之のため民有銃器所持許可證を交附し登錄せしめ、機を見て沒收の方針である。

戶口調査、保甲連店法の實施の前提として戶口調査の完全を要するは言を俟たざるところであつて、前項銃器の取締りに關しても、戶口調査の完璧は必要缺くべからざるものである。現在にては行政警察を督勵して、分散配置期間中に極力進展せしむる方針である。此の他保甲連店法、警察隊の素質向上に關しては治安維持會にて研鑽琢磨萬遺憾なき指導方法を考究中である。

鳳城縣民團調査表

區別	總練長	分隊長	分隊數	民團數	銃器數	駐在地	備考
1	分局長兼	各村團董兼	二〇	一、四一一	一、四一一	各村	分局長 李文陸
2	同	同	一八	一、〇八〇	一、〇八〇	同	夏天職

3	分局長兼	各村團董兼	四二	七四二	八二四	各村	孫瑛
4	同	同	九	一九七	二〇六	同	崔慶和
5	同	同	九	二六四	二六四	同	何錦堂
6	同	同	二一	六四二	六四二	同	曹文軒
7	同	同	一一	七〇七	七一八	同	盧潤升
8	同	同	一一	三〇四	三〇四	同	赫貴斌
合計	八		一四一	五、三四七	五、四四九		

歸順匪改編自衛團調査表

區別	隊長名	年齡	原籍	現住所	人員	銃器數	備考
1	新要／干和	三三	本縣	一區社屯	一九	一六	右側匪號 左側本名
1	綠林好／李升遠	二四	同	一區大堡	一八	一五	
2	孔十七子／孔廣慶	二〇	同	二區白廟子	三〇	三〇	
2	信義俠／吳國珍	二八	同	二區東湯	二七	二七	
2	愛國／王家禎	三三	同	雙陽邊門	五六	五〇	
2	義勇軍／李國安	三〇	錦西縣	石頭城	八四	八〇	
4	鄧匪第八團／關笑貴	三六	本縣	沙力塞	五〇	五〇	
6	干慶新	二八	同	楊木溝	三八	二一	

4	双龍 夏福亭	四二	本縣	沙子崗	六〇	六〇
7	五龍 趙奎五	四二	同	松樹咀	五〇	五〇
計					四三二	三八九

鳳城縣縣內各區自衞團人數表（縣公署編成）

區別	隊名	隊長名	人數	駐防地點
第二區	自衞團南路隊長 自衞團北路隊長	李國安 王家禎	一六〇	東湯、石頭場、各五十人、邊溝、梨樹甸、各三十人、
第三區	自衞團隊長	李常潤	一〇〇	東尖山、大珠山、各三十人、馬家堡、四十人、
第五區	同上	王渭東	一八〇	劉家河、通遠堡、草河口、四棵楊樹、櫻桃園、四門子、各三十人、
第七區	同上	趙奎五	一五〇	松樹咀、公安村、教家堡、三家子、三股流、長山子、各二十五人、
第八區	自衞團西路隊長 自衞團東路隊長	趙九峯 洪俊文	二四〇	大湯溝、青河口、黃花甸、三家子、青苔峪、七甬碑、各三十五人、石廟子、三十人、
合計			八三〇	

一縣街商團隊長、劉永淸、五〇名、再消防隊、由商團兼辦、

十一月分匪賊情報

月	日	匪首名	匪數	被害狀況	武裝有無	襲來方向	移動方向	摘要
一一	一	三省公平	三〇	物品强要	整齊	鳳岫界王家隈	北方	一中隊ニ擊退サレタリ
同	二	不詳	一二	人質六名	同	城外艾家堡子	大梨樹	

一一	二	太山好 五州	三〇	女子一名	同	二區影壁山村	移動セズ	
同	同	愛國	二〇	人質三名	同	一區時家隈子	卡厄嶺	
同	三	三軍	三〇	夕飯强要	同	四區 王家溝	四區吳家堡子	
同	同	金龍飛	七〇	物品强要	同	四區名恢密子	一區媽々嶺	
同	同	新要	三〇	同	同	一區舍屯村	二區吳家堡子	
同	四	不詳	一〇	人質三名物品强要	同	一區關家堡	二區艾河屯	
同	同	郝司令	八〇	物品强要	同	四區楊鉎廟	移動セズ	
同	同	趙慶吉	一〇〇	同	同	六區叢家大溝		
同	五	不詳	七〇	同	同	一區岔路子	四區拉古溝	
同	同	三軍	四〇	同	同	四區老虎溝	移動セズ	
同	六	不詳	二〇〇	同	同	六區蔡花嶺	二道洋河	
同	七	鐵山	五	人質一名	同	一區前徐家堡	高力城	
同	八	鄧匪	六〇	物品强要	同	四區拉古溝	移動セズ	四中隊ニ撃破サレタリ
同	九	金龍飛	七〇	物品强要	整齊	四區拉古溝	六區叢家大溝	楊團ニ撃破サレタリ
同	一〇	三軍	三〇	軍服强要	同	四區廟溝	四區沙山子	
同	一一	九省	四	警士二名射殺ス	同	四區三清觀	北方	
同	一一	三軍	五〇	物品强要	同	四區張模嶺村	四區大楡樹村	
同	同	不詳	七	小洋三百元强要人質一名		一區大堡街	二區境內	
同	一二	愛國	一〇	ナシ	不整	一區八岔溝	一區蔡家溝	

月	日	匪首名	匪數	被害狀況	武裝有無	襲來方向	移動方向	摘要
一一	一二	雙合	一〇	ナシ	不整	二區石椿子	二區湯伴城	
同	同	三軍靠山	一〇〇	ナシ	整齊	四區刀窩堡	四區拉古溝	四區自衛團ニ撃退サル
同	一五	春山青	三〇	人質二名	同	一區拉古溝	一區蘿蔔地	
同	同	不詳	二〇	人質一名	同	一區二龍山	一區八岔溝	
同	同	中山好	二〇	ナシ	同	一區小四台子	一區羊草溝	
同	同	武俠	二〇	ナシ	同	六區草家堡子	移動セズ	
同	一七	三省	六〇	ナシ	同	四區王家溝	六區楊木溝	四中隊ニ撃退サル
同	同	春山青	三〇	ナシ	同	四台子房身溝	移動セズ	
同	一八	五州太山好	三〇	ナシ	同	二區金家溝	移動セズ	
同	同	盛林	二〇	物品脅迫	整齊	一區舍屯	安東縣内	
同	一九	愛國	一〇	同	同	一區二台子	一區八岔溝	
同	二〇	龍景太	一〇〇	同	同	四區沙子崗	四區葛滕峪	
同	二一	不詳	三	人質一名	不整	四協黃旗村	四區關家溝	
同	二二	五洲太山好	四〇	稅務分所撃人質三	襲名整齊	一區關家堡	二區艾河屯	
同	同	不詳	二〇	人質四名	整齊	六區老虎營	西方	
同	同	東滕	二〇	人質四名	同	四區刀窩堡子	四區大揄樹	
同	二三	愛國	一	小洋五十ブロ一二元強要ス拳銃一	同	一區鳳凰山附近	鳳凰山裡	
同	同	戰日本	三〇	ナシ	同	一區四台子	移動セズ	

宣撫游擊隊

月	日	匪首名	匪數	被害狀況	武裝有無	襲來方向	移動方向	摘要
一一	二三	不詳	一七	ナシ	整齊	一區小歪	一區舍屯	
同	二四	仁義軍	二〇	ナシ	同	前四區王家溝	移動セズ	
同	同	愛國	六	大洋百五十元强要	同	一區二台子	一區老牛溝	
同	同	不詳	一〇	人質三名	同	四區二道洋河	四區張家堡子	
同	二五	三省	四〇	人質四名	同	一區郎家堡子	南方	
同	同	王大姑娘	四〇	ナシ	同	一區大營子	移動セズ	
同	二六	不詳	二〇	ナシ		二區土城子	移動セズ	
同	二七	勝林	一〇	ナシ		一區舍屯	移動セズ	
同	二八	武俠	二〇	ナシ		六區英家堡子	移動セズ	
同	同	三省	四〇	ナシ		一區大營子	移動セズ	
同	二九	天鵬	三〇	ナシ		六區鵰々窩	西方	一中隊ニ擊破サレタリ
同	同	平東洋	一八	ナシ		四區艾家東湯	南方	四中隊ニ擊破サレタリ
同	同	愛國	六	ナシ		一區城子溝	移動セズ	一分局員ニ擊破サル
同	同	海蛟	九〇	ナシ		六區德奎堡	六區紅土地	
同	三〇	海蛟	九〇	ナシ		六區駱駝嶺	東方	一中隊ニ擊破サル

1. 警察隊　五ケ中隊ヲ五班ニ分ツ、（中隊長指揮）

2. 宣撫隊　縣公署派遣一名、（班長）

分局員　一　名

區選出　二　名

計　四名ヲ以テ一班トシ、五ケ班トス

警察隊一班ニ宣撫班一班ヲ付シ、宣撫游撃隊一班トシ、五ケ班ヲ編成スルモノトス

一、配置（責任分擔區域）

1. 第一班　第三區及第六區（駐屯地、龍王廟或黄土坎）
2. 第二班　第一區（同　縣城）
3. 第三班　第二區及第七分南部（同　石頭城或東湯）
4. 第四班　第四區及第八區南部（同　尖山窩或葛藤峪）
5. 第五班　第五區第七、第八區北部（同通遠堡或松樹咀石廟子）

一、期間　一ケ月二十日間ヲ出動工作ス

一、任務

日軍、滿軍、自警團、警務分局及村公所ト連絡シ、匪賊ノ討伐ヲ續行シツヽ宣撫政治工作ヲ爲ス、

1. 民有銃器ノ調査（隱匿銃器ノ押收）

2. 匪賊ノ歸順及歸農
3. 戸口調査ノ督勵
4. 阿片集貨ノ應援
5. 電話線ノ新設及保護
6. 道路修築ノ督勵
7. 忠實且ツ敏速ナル連絡並情報
8. 不良分子（主トシテ賭博者）ノ檢擧

一、經　費

1. 人件費

イ、日　當　縣派遣員、八角、其ノ他五角

五班十一元五角三ケ月六十日間六百九十元

ロ、旅　費　實費支給トス、豫備費一班全期間二十元トシ計百元　其他

馬車賃一臺一日三元五班全期間九百元

2. 事務費

集會、連絡、救濟其ノ他ノ豫備金一班全期間百元トシ、計五百元

3. 密偵費

一班ニ參名ヲ付シ一人一日五十錢一班一元五十錢五班全期間計四百五十元

4. 總計經費大洋二千六百四拾元

以上

最近匪賊狀況

縣警務局調査

匪首名	部下數	武器數	馬匪數	盤踞地	現在行爲
青山好	三十餘人	三十四餘挺	ナシ	一區薛禮站	人質掠奪
張老五	四十餘人	三十餘挺	ナシ	一區顏家堡	掠奪
劉鐵雷	二十餘人	十餘挺	ナシ	一區大黑山	同
打的好	二十餘人	三十餘挺	ナシ	一區趙家堡	掠奪、戰鬪、
古東好	三十餘人	三十餘挺	ナシ	七區揚家屯	掠奪
靠山紅	二十餘人	二十餘挺	ナシ	二區東湯	同
中央樂	二十餘人	十八挺	ナシ	一區薛禮站	同
寶山龍	四十餘人	四十餘挺	ナシ	一區赫西溝	同
靠山好	二十餘人	二十餘挺	ナシ	一區社屯	同
竄山	二十餘人	二十餘挺	ナシ	一區社屯	同
九龍山	二十餘人	二十余挺	ナシ	七區石橋子	同
王大姑娘	四十餘人	三十餘挺	ナシ	六區大李家堡子	同
海蛟	五百餘人	五百餘挺	ナシ	六區大學李家堡子	同
占山	二十餘人	二十餘挺	ナシ	一區范家堡子	同

戰日軍	三十餘人	三十餘挺	ナシ	一區八岔溝	同
二狼	二十餘人	二十餘挺	ナシ	一區社屯	掠奪人質
仁義	二十餘人	十餘挺	ナシ	一區小四臺子	同
訪友	三十餘人	三十餘挺	ナシ	一區人岔溝	同
古中好	十餘人	九挺	ナシ	一區白菜地	同

討匪月別表（自大同元年四月至大同二年六月）　鳳警務調査

月別	出別回數	出動人員	死傷者數	射耗彈數	摘要
大同元年四月	四	二八〇		三、八五五	匪一捕二死三傷、銃一馬六人質一、奪回、
五月	六	二七三		一、八〇五	匪一捕、銃一、人質三奪回、
六月	三	一三四		二、三九九	匪一捕、人質一、作蠶絲十絹、
七月	三	三六一	職死二名 負傷一名	五、七一二	匪七死、一捕、人質二五、銃二奪回
八月	六	三〇三	戰死一名 負傷一名	三、〇五九	匪三捕、四死、人質一奪回
九月	二	一一四		三、六六七	人質三、馬四奪回、
十月	一	一三	戰死一名	一一五	匪三捕、四死、人質一奪回、
十一月	三	三七二		一四、〇八〇	匪一死、九傷、一捕、銃一、馬三奪回
十二月	三	一〇七		二、五二〇	匪一五死、人質四、馬四銃八奪回
大同二年一月	八	三〇一		四、〇七四	匪四捕、人質三馬一七、銃四奪回

二月	二	一〇〇		一、四七五	匪三捕、二死、銃四奪回
三月	五	一七七		一、八六八	匪七死、一傷、銃五、馬四、奪回
四月	十	四五〇	戰死一名	三、三八一	匪壹死四傷、人質一二名、銃一四、馬八奪回
五月	九	三一五		四、四二〇	匪四死、三捕、人質三、銃五、馬二奪回
六月	六	一七九		二、一四二	匪一死、人質一〇、銃四、丸一二〇奪回
計	七一	三、四七九	戰死五名 負傷二名		

鳳城縣警務局調査

警察隊及警務局員戰死者名簿

機關別	職別	姓名	任官月日 戰死月日	月給	戰鬪場所
警察大隊第二大隊	警士	齊文明	民國二十年七月 大同元年七月	八元	第一區南大街
同第三中隊	同	周福田	民國廿年三月 大同元年七月	八元	縣城
同第二中隊	班長	安萬客	民國廿年十月 大同元年八月	一二元	第六區紅旗街
警務第一分局	警士	劉萬吉	民國廿年一月 大同元年十一月	八元	縣城
警察第三中隊	同	李古福	大同元年三月 大同二年四月	八元	第七分公安村

鳳城縣境內各區農村被匪損失情況調査表

區別	戶數	村數	每戶損失平均金額	每村損失平均金額	匪害損失總金額
一	九、七七六戶	二〇村	二五元	一二、二二〇元	二四四、四〇〇元

二	六、六八九	一八	四〇	一四、八六四	二六七、五六〇
三	一六、三七七	四二	六〇	二三、三九六	九八二、六二〇
四	八、一八八	一九	七五	三二、三二一	六一四、一〇〇
五	四、〇四三	九	二〇	八、九八四	八〇、八六〇
六	八、一四〇	二四	八〇	二七、一三三	六五一、二〇〇
七	四、八八一	一一	四〇	一七、七四九	一九五、二四〇
八	六、三七二	一二	三〇	一五、九三〇	一九一、一六〇
合計	六四、四六六	一五五	三七〇	一五二、五九七	三、二二七、一四〇

表列損失金額係指農戸財物牲畜一切動産及一切生産而言

鳳城縣暫行保甲條例

修補左記ノ如シ

準備指令ヲ發布シタル後實施ニ決ス

一、第三條　懲罰ハ百圓以下ノ罰金ヲ、懲罰ハ六拾圓以下ノ科料ト訂正ス、

二、保董ナル語句ヲ保長ト改ム、

三、第八條第一項「故意ニ毎朝ノ報告ヲ怠リタル時ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス」ナル字句ヲ除去ス、

四、第十六條、應援要求ヲ受ケタル云々以下三行ヲ除去ス、

鳳城縣暫行保甲條例

第一條　舊來ノ慣習ヲ基トシ保甲ノ制ヲ設ケ、地方治安ノ確保ヲ期ス、
第二條　縣管內ヲ保甲牌ニ分チ保甲牌ノ住民ヲシテ各連座ノ責任ヲ有セシム、
第三條　保甲牌ノ役員又ハ自衞團長ソノ職務ニ違背シタル時ハ縣長之ヲ徵罰ス
徵罰ハ百圓以下ノ罰金、剝職及譴責ノ三種トス、役員又ハ自衞團員ニシテ匪行爲ニ類似或ハ匪行爲ヲ爲シタル者ハ匪賊ト同罪タル事
第四條　縣管內ヲ八保ニ分ツ
保長　警務分局長任
甲長　村長或ハ村副兼任
牌長　十家長兼任
第五條　甲、牌長ハ一年以上ソノ地ニ定住シ識見德望高ク且ツ相當財產ヲ有スルモノタル事
甲牌長ノ選任ハ別記鄕村制度村長及村副ノ選任規定ニ準ズ
第六條　甲長牌長ハ保長ノ指揮監督ヲ受ケ甲牌內ノ安寧秩序ノ確保ニ任ス
第七條　家長ハ門戶見易キ處ニ門牌（同居家族同居者及使用人ヲ記載）揭示スベシ
第八條　左ノ事項アリタル時ハ各家長ハ卽時之ヲ牌長ニ報告スベシ
1.　每朝自家ニ異常ナキ事ヲ牌長迄報告ニ出ルベシ、萬一報告ニ牌長迄出頭セザル時ハ牌長ハ異常ナルト認メ救護ニ向フモノトス、故意ニ每朝ノ報告ヲ怠リタル時ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス、

2. 犯罪人又ハ擧動不審ノ者アルトキ、
3. 謠言蜚語又ハ地方ノ安寧秩序ヲ紊亂スベキ行爲アル者アル時
4. 變死者アリタル時
5. 無許可ノ銃器ヲ所持スル者ヲ發見シタル時
6. 戶口ニ異動ヲ生ジタル時
7. 他所ノ者ヲ宿泊セシメ、又ハ自家ノ者一泊以上他家ニ旅行スル時、ソノ出發又ハ將來ノ時又同ジ、

第九條　家長ノ匪盜ソノ他ノ犯人牌內ニ潛伏シ若ハ牌內ヲ通過スル事ヲ認知シタル時ハ牌長ニ急報シソノ警戒防禦搜査逮捕ニ助力スベシ、

第十條　道路愛護村ニ於テハ特ニ家長及牌長ハ共同シテ牌內ノ保護道路橋梁、渠溝及道路並木ヲ保護シ、牌內通過ノ電話線ニ對シ常ニ注意ヲ怠ラズ破損シタルヲ發見シタル時ハ直ニ應急修理ヲ爲スト共ニ甲長保董ニ屆出ズベシ

第十一條　牌長ハ第八條第九條ノ報告ヲ受ケタル時ハ其ノ輕重緩急ニ應ジ甲長保董ニ卽報スル等最善ノ處理ヲ講ズベシ

第十二條　保、甲、牌ハ卽自衞團タルモノトス。
牌ノ自衞團ハ各戶ヨリ二十歲以上四十五歲以下ノ男子一名ヲ選出シ（官公吏、學生及不良廢兵者ヲ除ク）凡テ義務服役トシテ牌內ノ保安自衞ニ當ラシム

第十三條　牌　自衞ハ甲長ノ指揮監督ノ下ニ甲內各牌ト連繫シテ甲內ノ自衞保安ノ任ニ當ル、

各甲ハ各々連繫シテ保内ノ自衛保安ニ當ル、數甲ヲ合シテ一自衛團ヲ合成スル事ヲ得

第十四條　自衛團ハ互ニ應援スルモノトス

應援要求ヲ受ケタル自衛團ニシテ正當ノ理由ナク、之ニ應ゼザル時ハ暫行保甲條令第八條ニヨリ、縣長之ヲ懲罰ス

第十五條　自衛團員ニ選出セラレタル者ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ム事ヲ得ズ

第十六條　自衛團員ハ隣甲牌ト連繫出動スル時ハ甲長ノ指揮監督ヲ受クルニ非レバ出動スベカラズ

第十七條　自衛團備付ノ銃器彈藥ノ件

1. 自衛團備付ノ銃器彈藥數ヲ甲長保董迄屆出デ民有銃器許可證ヲ受クル事

2. 保董甲長ハ毎月二回以上銃器彈藥數ヲ調査シ、上司ニ報告スベシ、

3 分局、分所、村公所ニハ管外内ノ自衛團銃器彈藥名簿ヲ備付ケ常ニ實數ト對照シ嚴重監督ヲ怠ルベカラズ

第十八條　牌長甲長保董ハ管轄内自衛團ノ銃器藥彈ニ對シテハ保管及出納ニツキ其ノ責ニ任ズ

第十九條　自衛團召集命令ヲ受ケタル時ハ遲滯ナク指定ノ位置ニ參集スベシ

第二十條　各牌甲ニハ警鐘ヲ設ケ符號ヲ規定シテ團員ノ召集集合ニ便スベシ

第二十一條　自衛團ハ義務服役ニシテ無報酬トス但シ必要アリト認メタル時ハ實費ヲ給ス

第二十二條　職業自衛團義務自衛團ニシテ公益ニ害アリト認ムル時ハ縣長ハ解散ヲ命ズ

第二十三條　左ノ場合ニ於テハ情狀ニヨリ、牌內ノ各家長連座ノ責ニ任ジ保董ノ認可ヲ得テ警務局長之ヲ決定スルモノトス

但シ事前ニ上官ニ申告シ、若ハ自ラ警防ニ從事スル等時宜ヲ失セズ害惡ヲ輕易ナラシメタル者ハ連座ノ責ヲ免ズル事ヲ得

一、匪盜ソノ他重罪犯人ヲ出ダシタル時
二、犯罪者ヲ隱匿シソノ他之ニ便宜ヲ與ヘタル者アル時
三、列車、又ハ鐵道線路ニ危險ナル障碍ヲ與ヘタル時
四、電線ヲ切斷シ電柱若ハ郵便函ヲ毀損シタル者アル時
五、材木ヲ盜伐シ又ハ濫ニ山林、原野ニ於テ火ヲ焚キタル者アル時
六、銃砲火藥類ノ無許可所持者又ハ製造者ヲ出シタル時
七、ソノ他縣當局ノ布告禁令ニ違反セシ時

第二十四條　自衞團員中左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ縣長ハ警務局長及保董ノ意見ヲ徵シ償與ス

1. 匪賊ソノ他重罪犯人ヲ逮捕シタル時
2. 犯罪人ソノ他保內ノ公安ヲ害スベキ事件ヲ探知シ、警察官吏又ハ保甲牌ノ長ニ急報シ、逮捕ヲ容易ナラシメ、若ハソノ事件ヲ未然ニ防止スルヲ得セシメタル者

3. 德行卓絶又ハ公共ノ利益ヲ起シ、ソノ成績顯著ニシテ住民ノ模範タル者

4. 道路愛護ノ實ヲ擧ゲ又破損電線ノ修理ニ努ムル等功勞顯著ナルモノ、

第二十五條　保、甲、牌ノ長及團員ニシテ職務ノ爲死亡シ又ハ負傷シタル時ハ弔慰金又ハ見舞金ヲ給ス

第二十六條　本令施行ニ要スル一切ノ經費ハ凡テ各家長ノ負擔トシ、縣長ノ許可ヲ受ケ保董之ヲ賦課徴收ス

第二十七條　保董甲長、及牌長ハ經費ノ收支ヲ明ニシ、毎月ニ於ケル支出收入明細書ヲ作製シ牌長ハ甲長ヲ、甲長ハ保董ヲ經テ警務局長及縣長ニ提出スベシ

第二十八條　本令ヲ施行スルニ必要アル規定ハ縣長之ヲ定ム

以　上

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

地圖に示す如く山岳重疊として平野少く、諸河川の流域及黃海沿岸地方に限られてゐる。此等地方地味肥沃、耕作に適し山林には柞蠶を營み、正副業共に豐であり、農民の生活は潤澤そのものであつたが、連年の匪賊の横行は農村財政を極度に疲弊せしめてゐる。且つ鄧鐵梅、李春潤匪を首魁とする東北民衆自衞軍（現在は土匪と何等異らず）の虚言に欺滿され農村青年の之に走る者少なからず全村壯年者は凡て匪賊の地方もあつた。之等は必然的に農村を窮迫せしめ、

加ふるに匪賊の横行と討伐に依る戰火の巷となり、再び立つ能はざる慘狀と云ふも過言でない。斯かる狀況にある匪害、金融の硬塞の影響により村鄕の糧食は缺乏し、本年度救濟費三萬餘元を以て穀類を購入施したが、各村隈無く配給することも匪徒横行のため圖どらず、夏枯れ時を糊塗する鴉片の栽培も匪賊の軍用金を唆むるのみ、農村産業の復興は一に治安の維持に望みを懸けてゐるが、最近討匪行の效果着々として進み、王道平天下を唱するも間近く農本立國の實を擧げ得るものと信じてゐる。

第二項　耕地及農産物

全縣農耕地面積百參拾貳萬九千五百餘畝、水田耕地三萬四千七百五十七畝餘あり、農産物は高粱包米を大宗として大豆、粟稗等之に次いでゐる。副業として夙に喧傳せられる如く煙草の栽培盛にして年産拾餘萬斤を産し、滿人經營は三萬餘斤副業としては柞蠶に次ぐもの、逐年增加の線を辿りつゝある。煙草に關しては後記の情況にして滿洲國成立以來、栽培地貸借關係も順調に日鮮滿の融和良く行はれ、黄煙組合の指導の下に活氣を呈しつゝある。水稻は草河沿岸、主として大堡附近に宏大なる水田あり、大洋河、靉河兩河川沿岸に多く産出する。水田に從事するものは鮮人を主としてゐる。最近草河沿岸李家堡子（鳳凰城より十六支里）に滿鐵の水田試驗場――以前城子疃にて經營せるもの――の移轉し來る計畫にて河川の豐富は水田開墾の增加を豫想されてゐる。鐵道沿線附近は山迫り耕地の僅少に加へて、對匪上高作物の植付禁止は沿線附近の農民に多大の犧牲を拂はしめてゐる。高粱、包米の代作物として大豆を栽培するも一天地三元の損失にして年三萬餘元の負擔を農民に課してゐる。當地方は地質が綿花の栽培に不適であるため他に副業を與ふるを要し、目下朝鮮人參の栽培、高野豆腐の産出（冬期に於て、煙草乾燥場を利用す）。植林事業等に着眼考究中である。

鴉片の栽培は春耕期より刈取期に至る間の農民生活を支ふるの資であるが、本年は氣候不順のため收獲量少く亦匪賊より掠奪せられる向も少なからず、鴉片の栽培は匪賊の着目するところでもあり一利一害である。全縣八區共三七四九畝餘一畝十兩の產出と見るも四萬兩足らずであり、之を專賣收買價格で納入する時は密栽培密賣價格に比して計四萬元以上の損失である。收貨の困難も此の邊に存在するのであらうと見られてゐる。然し本縣の收貨成績は比較的良好のように豫想されてゐる。

耕作地一天地に對する高粱收獲高約四石より五石、包米五石、稗子五石、大豆六石、陸稻四石の平均である。左記に滿鐵調査科に各年號呈出の農耕調査表を附記するが、大約本縣の農耕情況を説明し得るものであらう。

大同元年鳳城縣全縣谷類收穫數目表

區別	谷類別	各等則所種畝數			各等則毎畝收穫數目			各等則收穫數目			收穫總數目
		上則	中則	下則	上則	中則	下則	上則	中則	下則	
一區	大豆	二四	三、四六八	二九、八四九	四斗	三斗	二斗	九六斗	一〇、四〇四斗	五九、六九八斗	七〇、一九八
	包米	四八	六、九三七	五九、六九八	七	四	三	三三六	二七、七四八	一七九、〇九四	二〇七、一七八
	高粱	一二	一、七三四	一四、九二四	五	三	三	六〇	五、二〇二	四四、七七二	五〇、〇三四
	其他谷類	三六	五、二一三	四四、七七三	四	三	三	一四四	一五、六〇九	一三四、三一九	一五〇、〇七二
	合計	一二〇	一七、三四二	一四九、二四四				六三六	五八、九六三	四一七、八八三	四七七、四八二
二區	大豆	二三	一、八四一	二三、六八八	四斗	三斗	二斗	九二斗	五、五二三斗	四五、三七六斗	五〇、九九一

	包米	四五	三、六八二	四五、三七七	七	四	三	三一五	一三、七二八	一三六、一三一	一五〇、一七四
	高粱	二	九二〇	一一、三四四	五	三	三	五五	二、七六〇	三四、〇三三	三六、八四七
	其他谷類	三四	二、七六〇	三四、〇三三	四	三	三	一三六	八、二八〇	一〇二、〇九九	一一〇、五二五
	合計	一一三	九、二〇三	一一三、四四二				五九八	三〇、二九一	三一七、六三八	三四八、五二七
三區	大谷	一四	一七、五五二	四五、二八六	四斗	三斗	二斗	五六斗	五二、六五六斗	九〇、五七二斗	一四三、二八四
	包米	二八	三五、一〇四	九〇、五七二	七	四	三	一九六	一四〇、四一六	二七一、七一六	四一二、三三八
	高粱	七	八、七七六	二二、六四三	五	三	三	三五	二六、三三八	六七、九二九	九四、二九二
	其他谷類	二〇	二六、三二六	六七、九三〇	四	三	三	八〇	七八、九七八	二〇三、七九〇	二八二、八四八
	合計	六九	八七、七五八	二二六、四三二				三六七	二九八、三八七	六三四、〇〇七	九三二、七五二
四區	大豆		三、五一七	二二、五二七		三斗	二斗		一〇、五五一斗	四五、〇五四斗	五五、六〇五
	包米		七、〇三四	四五、〇五四		四	三		二一、一三六	一三五、一六二	一五六、二九八
	高粱		一、七五九	一一、二六四		三	三		五、二七七	三三、七九二	三九、〇六九
	其他谷類		五、二七六	三三、七九〇		三	三		一五、八二八	一〇一、二七〇	一一七、一九八
	合計		一七、五八六	一一二、六三五					五二、七九二	三一五、三七八	三六八、一七〇
五區	大豆	四	二、一二六	一四、八八八	四斗	三斗	二斗	一六斗	六、三七八斗	二九、七七六斗	三六、一七〇
	包米	九	四、二五一	一九、七七六	七	四	三	六三	一七、〇〇四	八九、三二八	一〇六、三九五
	高粱	二	一、〇六四	七、四四四	五	三	三	一〇	三、一九二	二九、三三二	三二、五三四
	其他谷類	七	三、一八九	二二、三三二	四	三	三	二八	九、五六七	六六、九九六	七六、五九一

區	種類										
	合計	三三	一〇、六二九	七四、四四〇				二一七	三六、一四二	三五、四三二	四六七、〇三二
六區	大豆	一	四、一〇九	三三、六〇四	四斗	三斗	二斗	四斗	一三、三二七斗	六五、二〇八斗	七七、五三九
	包米	一	八、二一八	六五、二〇八	七	四	三	七	三二、八七二	一九五、六二四	二二八、五〇三
	高粱	一	二、〇五四	一六、三〇二	五	三	三	五	六、一六二	四八、九〇六	五五、〇七三
	其他谷類		六、一六三	四八、九〇六					一八、四八九	一四六、七一八	一六五、二〇七
	合計		二〇、五四四	一六三、〇二〇				八	六九、八五〇	四五六、四九六	五二六、三三二
七區	大豆	四四	一、〇九一	一七、七五〇	四斗	三斗	二斗	一六斗	三、二七三斗	三五、五〇〇斗	三八、九四九
	包米	八八	二、一八二	三五、五〇〇	七	四	三	六五六	八、七二八	一〇六、五〇〇	一一五、八八四
	高粱	二三	五四五	八、八七五	五	三	三	一一〇	一、六三五	二六、六二五	二八、三七〇
	其他谷類	六五	一、六三六	二六、六二五	四	三	三	二六〇	四、九〇八	七九、八七五	八五、〇四三
	合計	二一九	五、四五四	八八、七五〇				一、二〇二	一八、五四四	二四八、五〇〇	二六八、二四六
八區	大豆	四三	二、〇九六	一二、七七二	四斗	三斗	二斗	二七二斗	九、二〇七斗	二五、五四四斗	三五、〇二三
	包米	八六	四、一三八	二五、五四四	七	四	三	六〇二斗	一六、五五二	七六、六三三	九三、七八六
	高粱	二一	一、〇三四	六、三八六	五	三	三	一〇五	三、一〇二	一九、一五八	二二、三六五
	其他谷類	六四	三、一〇三	一九、一五七	四	三	三	二五六	九、三〇九	一七、四七一	二七、〇三六
	合計	二一四	一〇、三四四	六三、八五九				一、二三五	三八、一七〇	一三八、八〇五	一七八、二一〇

以上八區谷類收穫總數目、大豆共計五十萬零七千七百五十九斗包米共計一百四十七萬零五百四十六斗、高粱共計三十五萬八千五百八十四斗、其他谷類共計九十萬零三千九百九十五斗、以上谷類共計三百二十四萬零八百八十四斗合計三十二

萬四千零八十八石四斗

鳳城縣城附近に於ける黃烟栽培情況

一、種　類

現在栽培され居る烟草は主として、米國種、黃色エロ、オロノコ（一名バージニア）が流行し、在來の支那種は質の不充分なると、安價の爲、年々減少し、近年其の影を見ず、然れ共、縣城を遠く離れたる不便の地に致りては、未だ其の改革を見ず。

一、栽　培　區　域

湯山城、高麗門、鳳城、四台子の滿鐵沿線、

縣下全體に亙り、小量の栽培を見るも、私用なす程度にて、輸出購賣なす程の量産出なし、

一、栽培區域に於ける、栽培地面積

黃烟組合、五百七十八天地	栽培種、エロ、オロノコ	
黃烟同業組合、三百天地	栽培種、エロ、オロノコ	
其の他　二百四十天地	栽培種半分、エロ、オロノコ	半分在來種

一、從　業　者

內地人	壹百七拾八天地三畝	二十二名
鮮　人	三百四拾天地三畝	六十七名

滿人　六百余天地不詳

一、收穫高

一天地平均、壹百三十五貫の收獲あり、良作の收穫高は百七八十貫、最下良收穫は八九十貫、平均壹百三十五貫の內販賣し得る良質なるもの約百貫內外にして、殘三十五貫は不良なるものなり。

在來種の成績は、平均九十貫にして、良質なるもの約七十貫內外とす、右收穫高は平均せるものにして、雨量氣候等の關係上、統計記錄を得る事は困難なり。

鳳城烟草耕作事業の特殊性に關する私見　安東地方事務所　阿比留乾二

右書籍より拔載

一、南滿黃烟組合事業遂行の概況

鳳城地方の氣候風土が、葉烟草の生產に適することを認めて、滿鐵は大正七年に烟草試作場を鳳凰城に設置し、翌大正八年東亞烟草會社が、滿鐵諒解の下に、東亞烟草南滿黃烟組合を組織したが大正拾壹年に至り、該組合は、東亞烟草會社を離れ獨立し、爾來かなり迂餘曲折を經て今日に及むで居る。

現在に於ては、滿鐵は技術の指導、並に資金の調査について、相當積極的の援助をなし、非役社員を組合理事に特派し、組合の內容の改善と、事業經理の合理化とに努めしめて居る。

現在の組合員は內地人二十七名、朝鮮人四十七名、中國人三十六名、計百拾名であつて、此の三つの異分子をして各〻一の中組合を組織せしめ更に各中組合中に六箇乃招九箇の小組合を分立せしめ段階的に連帶責任を負はしめ、以て

共同の目的達成に精進せしめて居る、耕作面積竝に收穫量は年に依り、異動あるを免れないが、最近は五百乃至六百天地（當地方の一天地は約四反歩に相當す）を耕作して、六、七萬乃至拾萬貫金額にして十五、六萬圓乃至二十余萬圓の收穫を擧げて居る。

二、該組合使用耕地賃借可能の諸理由

該組合は其の烟草耕作に當り、主として、滿鐵附屬地外の中國の土地を使用して居る、而して烟草其のものが作物として、連作を忌む關係上、毎年異つた土地を借入れなければならないので、一年毎に契約を新に締結する譯ではあるが、耕作に必要なる相當廣大な土地を無事に賃借して農耕に使用しつつある事は注目に値する事象であると謂はなくてはならぬ。

何が故に、黃烟組合のみが獨り、異例の土地借受を爲すことが出來得るのであらうか、私は之を次の諸點に歸し度いと思ふ。

（イ）該組合が、内地人朝鮮人の外に中國人を包擁して、之に全く同一の待遇と發言權とを付與し、組合の經濟的基礎を强固ならしめる爲毎年組合員をして、醵出せしめつゝある出資金についても、同一の取扱をなして、中國人をして組合員たることを强く自覺せしむると共に、組合に對して一種の愛着と親しみとを感せしめつゝある事

（ロ）使用土地の價値を正しく評價して、妥當なる賃借料を確實に支拂ひ、土地所有者に何等の不安をも抱かしめざること。

（ハ）該組合の成立と其の後の發展とが、直接には、多數の組合員竝に其の家族の生活の安定を結果し、間接には該

組合の刺戟に依つて中國側の煙草耕作團體（鳳城縣官督紳辦烟草同業會）の創立を見るに至つたばかりでなく、朝鮮人組合員の増加に伴ひ、是等の組合員と共に又は是等の組合員を頼つて、當地方に移住し、他の事業特に水田經營に從事する者激増せるが爲めに該組合の存續と順調なる發達とが當地方の經濟的開發に寄與貢獻しつゝあることは尠少ならざること、（現在鳳城縣知事が最近私等に對して政治關係の事項は別として實業には全く國境がないのだから、該組合については出來る丈けの御便宜を計る積り）なる旨を確言せるが如きは、此の點を明かに認識して居る一つの證左であると看做し得ると思ふ。

註五　鳳凰城ニ於ケル、煙草耕作者ヲ中心トシテノ朝鮮人分布狀態

年次	戸數	年次	戸數
大正八年	六	大正一四年	一二二
同九年	一九	同一五年	一四六
同一〇年	四二	昭和二年	一五三
同一一年	七一	同三年	一六九
同一二年	一〇八	同四年	一八〇
同一三年	一一三	同五年	一八七

即ち大正八年に於ては僅かに六戸三十人内外に過ぎざりしものが現在に於ては約一〇九戸、家族を併せ大略臺千人に達して居る、更に鳳凰城驛より一里以外五里以内の地域に於て農耕に從事しゝある朝鮮人は約七百戸、家族を併せ三

千五六百人の多數に及んで居る（因に大正八年烟草耕作開始以前に於ては鳳城驛附近に居住する朝鮮人は一戶も存しなかつたと云ふ）

四、結　言

實質的には、極めて意義深き內容を有する事業であるに拘はらず、內地人、朝鮮人、中國人といふ三つの異分子を包擁して居て此異分子間の協調に尙ほ遺憾の點があり、各個人の組合員としての訓練が未だ完全でない爲に共同的團體的に行動することを本旨とすべき折角の組合組織の目的に副はない事態を往々にして見受けることがある、耕作地の借入、肥料の選擇購入苦力の使役等についても、組合員各自が、今少しく團體意識を旺盛にし、自己のみの利便よりも、組合共同の利益を先づ尊重することに留意したならば、冗費を省いて、同じ資金でも遙かに之を有效に使用し、生產費を著しく低減せしめることが出來るのではないかと思ふ、是等の點の改善に關しては、監督指導の任に膺るべき箇所の一員として、私自身も大なる責任を感じては居るが組合諸氏の眞面目なる反省と研究とを切に希望して已まないのである。然し乍ら、改善攻究の餘地尠くないにしても、兎に角、私は此組合員の事業は單に耕作從事者の人數や運用資金の多寡などの表面的の事實のみに捉はれて、一顧の價値もないやうに片附け去らるべきものでは斷じてないと確信する。此の組合が其の缺陷を匡正して、追々は經濟的の基礎を固め組合員間の意思の疏通を計つて斯道に精進し、純乎たる中日共同の烟草耕作團體を拵へ上げて、安奉線沿線の一地域に規模大ならずと雖も、一つの東亞民族共存のパラダイスを現出せしめる事は軈て之を擴充南北滿州其の他に及ぼすことの能否は別として洵に欣快にして慶賀に値することであると謂はなくてはならぬ。

（イ）大正十二年度以降の組合員及び耕作天地數

年度	內地人 員數	內地人 天地數	朝鮮人 員數	朝鮮人 天地數	中國人 員數	中國人 天地數	耕作 員數計	耕作 天地計
大正一二年	一三	一七八	一〇	六八	九	一一六	三二	三六二
同一三年	一五	一七二	二一	一〇五	二八	二〇六	六四	四八〇
同一四年	一五	一七〇	二二	一〇〇	三三	二三〇	七〇	五〇〇
同一五年	二八	二二五、五	六五	二七一	三五	二一六	一二八	七二二、五
昭和二年	二五	一八六	五五	三〇九	三三	二〇四	一一三	六九九
同三年	一九	一三二	四一	二五二	二七	一五六	八七	五四〇
同四年	二一	一四八	三七	二二七	三〇	一七二	八八	五四七
同五年	二七	一八三、五	四七	二三一、五	三六	一九〇	一一〇	六〇五

（ロ）大同十二年度以降の營業成績　△印は缺損を示す

年度	收入	支出	差引損益
大正一二年	七七、〇六七、八四（円）	六三、六二八、〇四（円）	一三、四三九、八〇（円）
同一三年	一七二、七〇六、五四	一〇九、九二三、一四	六二、七八三、四〇
同一四年	二三二、六三一、五三	一八四、六八七、八三	四七、九四三、七〇
同一五年	一二八、二二六、五四	一六六、九四〇、五四	△三八、七一四、〇〇

昭和二年	二〇三、六三四、一九	一七六、三一六、六六	二七、三一七、五三
同三年	一八三、八一六、〇〇	一五七、六〇七、〇〇	二六、二〇九、〇〇
同四年	二三三、二五五、〇〇	一四七、一八一、六五	八六、〇七三、三五

（八）組合設立以來の耕作面積、收獲量及び價格表

年次	耕作地面積	總收量	一天地當收量	平均單價	總金額
大正八年	天地 一四四、〇	石 一一、〇五〇、〇〇	石 七六、七	金 三、五〇円	金 三八、六七五、〇〇円
同九年	四二〇、〇	二七、八三六、〇	六六、三	小洋銀 二、三六元	小洋銀 六五、六九二、九六
同一〇年	四二〇、〇	四〇、五六八、三	九六、六	同 二、九六	同 一一九、九八四、七五
同一一年	四二〇、〇	三〇、八五八、三	七三、五	同 三、三七	同 一〇三、九六七、三四
同一二年	三六〇、〇	二三、五五三、五	六三、八	金 二、九五円	金 六九、四六〇、五九円
同一三年	四八〇、〇	五〇、一三四、二	一〇四、四	同 三、二〇	同 一六〇、四二九、四四
同一四年	五〇〇、〇	七四、六六九、三	一四九、三	同 二、八九	二一五、七九四、二八
同一五年	七一三、〇	七一、四九五、二	一〇〇、三	同 一、八〇	一二八、六九一、三六
昭和二年	六九九、〇	七九、四一二、九	一一三、六	同 二、四〇	一九〇、五九〇、九六
同三年	五四〇、〇	七一、五〇八、二	一三二、四	同 二、四四	一七四、二八六、三〇
同四年	五四七、〇	一〇三、〇八八、四	一八八、四	同 二、二八	二三四、五五七、四六

（二）年度別耕作天地所要資金、出資額表

鳳城縣下水稻耕地調査表

民國十九年調

年度	耕作天地	所要資金	出資區分		
			滿鐵貸付	銀行貸付	組合員出資
第一年度	六〇〇	一八〇、〇〇〇	三六、〇〇〇円	一〇八、〇〇〇円	三六、〇〇〇円
第二年度	六〇〇	一八〇、〇〇〇	二七、〇〇〇	一〇八、〇〇〇	四五、〇〇〇
第三年度	六五〇	一九五、〇〇〇	九、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	五七、〇〇〇
第四年度	六五〇	一九五、〇〇〇	〇	一一九、二五〇	六六 七五〇
第五年度	六五〇	一九五、〇〇〇	〇	一一八、五〇〇	七六、五〇〇
第六年度	七〇〇	二一〇、〇〇〇	〇	一二〇、七五〇	八九、二五〇
第七年度	七〇〇	二一〇、〇〇〇	〇	一〇八、四五〇	一〇一、五五〇
第八年度	七〇〇	二一〇、〇〇〇	〇	九六、一五〇	一一三、八五〇
第九年度	七五〇	二二五、〇〇〇	〇	九五、七〇〇	一二九、三〇〇
第一〇年度	七五〇	二二五、〇〇〇	〇	八二、五〇〇	一四二、五〇〇
第一一年度	七五〇	二二五、〇〇〇	〇	六九、三〇〇	一五五、七〇〇
第十二年度	八〇〇	二四〇、〇〇〇	〇	六三、六三〇	一七六、三七〇
第一三年度	八〇〇	二四〇、〇〇〇	〇	四五、二一〇	一九四、七九〇
第一四年度	八〇〇	二四〇、〇〇〇	〇	二六、四三〇	二一三、五七〇
第一五年度	八五〇	二五五、〇〇〇	〇	三四、六二〇	二二〇、三八〇

區別	村數	稻戶數目	稻畝數目	備考
一　區	二六	八五九	一一、七〇八、六〇	草河沿岸
二　區	一七	三四八	一、七七四、五〇	靉河草河沿岸
三　區	三一	九五八	五、五五九、三〇	大洋河沿岸
四　區	二〇	二五六	二、〇九六、〇〇	
五　區	九	八〇	一、一六〇、五〇	
六　區	二五	九一〇	一一、三〇〇、五〇	大洋河沿岸
七　區	六	七一	七八八、〇〇	
八　區	一二	四一	三七〇、〇〇	
	一四五	三、五二三戶	三四、七五七、四〇	

水利局大同元年度逐月水利收入一覽表

年月	每月收入額	備考
七　月	元 五、四〇	匪徒ノ橫行甚ダシク豫定收入額ニ達セズ
八　月	二、三五	上述ノ如キモ大同二年三、四月ハ討伐ノ結果匪徒ノ漸滅ヲ見タル爲收入增大
九　月	二、七二	シタリ
十　月	四、二九	
十一月	〇	水利稅一畝ニツキ大洋五〇錢
十二月	四二、九〇	

一月	〇
二月	二三、〇〇
三月	四四八、二五
四月	一、二三〇、二五

大同二年六月調査

農耕狀況表

全縣人口總數	四十五萬七千八百三十四人
被匪擾害之人口數目	十五萬二千六百十一人
全縣耕種地總數	一百十二萬九千五百零八畝
受匪害之耕種地數目	三十七萬六千五百零三畝
擬接濟之耕種地數目	三十七萬六千五百零三畝
擬接濟春耕困難者每畝之金額	現大洋二元
擬接濟春耕困難者之總金額	七十五萬三千零零六元
備考	現査全縣各區農民被匪擾害遷徙流離兼各歲歉收正值困難春耕事非仰接濟不足以維生計査被害最重之戶以全縣人口計算約佔三分之一以全縣地畝計算亦佔三分之一官家若能每每畝貸給大洋兩元減輕利息緩期償還尙可救濟災民而維農業

鳳城縣警務局造報調査私種罌粟畝數表

區別	畝數	生長狀況	播種理由
一區	二六七、五五	苗出平均十分之六七	因事變後人民遭胡匪之蹂躪謀補之法以濟民生不得已栽種罌粟較比種莊田能多得利益
二區	三一三、四	苗出平均十分之五六	同
三區	七〇〇、九八	同	同
四區	四三二、三	苗出平均十分之五六	同
五區	二一九	同	同
六區	三四八	苗出平均十分之六七	同
七區	六四七	同	同
八區	八二一	苗出平均十分之五六	同
合計	三、七四九、二三		
說明	全縣八區共三千七百四十九畝二分三厘		

(1) 農業第二項統計表（參謀本部編纂）昭和五年調

一、既耕地に對する人口密度

一方里に對して　三、一五四名　自一、〇〇〇 至五、〇〇〇　省内通遼縣ニ次グ、第二位

二、可耕地　既耕地 未耕地 を含む　二、七三八、八八〇反

奉天省第二位（第一位通遼縣）

總面積比率（60%——40%）迄

三、不可耕地　　三、五二八、五八〇反

總面積比率　60%——40%

四、既耕地　　一、九四八、八五〇反

奉天省第三位（昌圖、瀋陽に次ぐ）

可耕地に對する比　80%——60%

五、未耕地　　七九〇、〇三〇反

奉天省第七位

可耕地に對する比率　40%——20%

作付	面積	等位	備考
大豆	四二三、八〇〇反	省内二五位	鐵道東側ニ多シ
高粱	三〇八、八〇〇反	同二六位	鐵道西側ニヨシ
包米	七二六、三〇〇反	同一位	縣北、西、東方ニ多シ、（玉蜀黍）
小麥	四、六〇〇反	同三八位	同　西方
粟	七五、五〇〇反	同二六位	
水稻	一八、一〇〇反	同九位	二區大堡、及北方面ニ多シ
陸稻	九、六〇〇反	同一七位	鳳城附近

農産物收獲高	一、九四八、八五〇石	三位 昌圖瀋陽ニ次グ
棉花作付面積	二、二八〇反	在來種多ク省内一五位（内一五縣ハナシ）

鳳城縣公署實業局調査農村農戸所有形態表

地主總戸數	地主總畝數	自作農		小作農		説明
		戸數	畝數	戸數	畝數	
六三、〇九〇	一一七一、四三六	一八、九二七	三五一、四三一	四四、一六三	八二〇、〇〇五	

第三項　農業團體

農業團體として組成せられたるもの無く、農務會あれども無きに等しく、農本立國の滿州國として最も補助指導を要するものである。農務會の歴史は古く民國二年縣參事會院内に設立せられ參事員會長を兼任したが、三年之を取消し四年より自治制を取つた。觀學所を附設し農林水産牧畜諸事の振興を計つた。會長一、會副一、評議員八調査員二。會計一、常年經費約百餘元であつたが、現在は左記表の如くであり、縣より年貳百四十元を補助し、漸く形態を保持してゐる。農業の補助指導、或は農村金融の機關として活動すべき農會が斯の如くであるため、農村副業は舊態より進化せず金融に於ては徒に停頓し、然らざれば商務會或は商人の手より短期高利の借款を爲さゞるを得ぬ現狀である。現在行はれる賴母子講をより强化せしむるか、信用組合等を設立し農村金融の圓滑を計るは之等農業團體の本務にして、縣當局としても適當の補助を與へ統制ある指導の下に便法すべく考究中である。又農業倉庫を設置し、倉荷證劵を以て賣買取

引を爲し得るようにし、相場を顧慮せざる現金取引より、より有利に農民の農産物取引を誘致して行く方法を講ずべきであらう。序々に漸進的に農民を誘導し、無智より來る新施設に對する恐怖心を除去し耕作法、農産物の販路等、統制的、合理的農業へ導くは農會の任務にして、農務會の改革は要務中の要務であらねばならない。

鳳城縣農會狀況表

名稱	職員		資金機關或其聯絡關係	組織	備考
	會長	會員			
農務會	正會長一人 副會長一人	五人	無	公共組合	會長由會員內推擧全會職員皆無薪俸
說明	農會向無的款除正副會長在城內居住其餘會員散在各區有事時臨時招集均自備旅費事變前對於各倡辦農業事自事變後地方不靖匪患未平諸事未能進行				

第四項　農業移民

従來より朝鮮人の移住し來る者多く、縣下大樓房、大堡等は最も代表的なものである。大堡な鮮人の現地保護のため領事館駐在所の設置あり、縣下水田の大部分は之等移住鮮人の手に依つて經營されてゐる。大堡には約二千七百名餘の鮮人農戶がある。此の他煙草試作場に於て煙草耕作に從事する者、縣城にて藥種業を營む者等である。煙草耕作者は事變前より日滿鮮三者が組合を構成し三者融和し、鮮滿人間の紛擾絶え間無き時代に於ても一特異現象を呈してゐた。他朝鮮人中には阿片、モルヒネの密賣を以て生計の費となす者もあり、之等は鮮滿親善を害するものとして日滿各機關協同にて排除に務め縣下殆どその影を見ない。

第五項　農村生活一般

農民の生活は淳朴、質素そのものにして常住藍衣を着し禮裝とても之が垢の着かざるものを着するに過ぎない。高粱包米を常食とし、燈火としては洋燈を用ふるは上流階級にあらでは用ひず、土器に油を容れ高粱の心を燈心として用ふるのである。事變前後より兵匪賊匪に苦しめられその生活は疲弊困憊の極に達し、財物は有る限りのものを掠奪せられ逃げる費用のある者は全部逃亡し、殘れる者は無一物となり止むなく馬賊兵匪の群に投じ殘るは老衰した男女のみが部落を守り各所に戰慄しつゝ匪賊の足音を送りては草粥をすゝり、討伐軍殊に日本軍の到來を半ば恐怖半ば歡喜の眼を以て迎へたものであるが、現在にては日本軍滿洲軍の眞意を諒解し救世主として歡迎してゐる。生活狀態は何等異るところなく食するに高粱も無き慘狀である。之が爲に日滿軍の援助保護の下に包米、高粱等を缺食部落に配給してゐるのである。鐵道沿線附近村落は之等奥地に比して幾分餘裕ある生活を營みつゝあるが、日滿軍の保護の下に安居樂業を營むことを唯一の念願にして居るのは何處も同樣である。

本縣に於ては貧富の差甚だしく、事變後殊に不在地主の增加を來たしてゐる。地主は殆ど縣城鐵道沿線に避難してゐる故であるが、小作農は地主に對し易々諸々として小作料等に關しては不當利得を與へてゐる。卽ち七石の包米の收獲（一天地に就き）あつた場合は四石、六割以上の小作料を納入し畝捐は小作人負擔、自衛團費も亦小作人の負擔である。自衛團費は畝捐の十倍に及んでゐる。一天地について十圓餘を徴收されてゐる現狀から見て地主階級の横暴を取締る必要を認めらるゝ所以である。

此の地主對小作人の貸借關係を合理的に改善し得た時は、農村生活も一段の向上を得るであらう。尙亦將來に就て考察するに（第二項統計參照）

一、前途洋々たる生産增加の可能性を有する事

即ち可耕面積の二分の一が未墾地なる事

二、技術の進歩に依る增收

三、交通網の完備、治安維持の確保に依る耕作從業者の安全性の增加は必然的に生産增加の道を辿る事

四、販路の擴張、道路交通の完成は生産品の運搬を便ならしめ對外性を增加する事

五、歐洲方面の需要增加、之は全滿的の問題であるが、滿蒙方面の生産品が歐洲方面に紹介せられ需要數が增加する事、之の爲には對外農作品展等も、考究さるべき問題である。

六、豆糟用、食用等々の需要關係種類を考慮して、生産方面に改善策を考究するの要あり、之に依り需要の增加をも刺戟する。

第二節 林業

縣下五分の三は山岳を以て被はれ氣候風土上よりするも、殖林事業には最適の地勢を有してゐる。山地に於ては唐松河沿には白楊の殖林に適し、草河艾河の流域には古來より殖林行はれ夏期水涸れ等の記録は有しない。

面積、蓄積、生産額は詳細判明せず、唯山林より採出せる際、山林局に於て課税する稅收入額によりて知るべきのみ。之とて匪徒の横行により確たる調査資料無く詳にするを得ない。

鳳城縣林務局大同元年度管理費收入表

月	金額	月	金額
七月	一〇〇・六〇〇元	十二月	三二一・六八〇元
八月	五八・六四〇	二年一月	三二六・五〇〇
九月	三二・〇六〇	二月	三二九・五八〇
十月	五三・九六四	三月	四六八・九二〇
十一月	一〇〇・七六〇	四月	三四五・五三六
合計	二、一三八・二四〇		

第三節　牧畜

牧畜に對する補助改善策は未だ執られた例無く、唯農民の副業として漸次家畜數を增加したに過ぎぬ狀態である。豚、馬、牛、騾、驢、山羊の順次を以て分布されてゐるが、本縣の如く山岳地帶に於ては山羊の飼養は最も適當とせられ、皮革、食糧の方面より大いに奬勵方法を考究してゐる。

馬市、豚市と云ふ如き設備全くなく、價格より云ふも騾は馬よりも高價であり驢も又同樣である。即ち馬は匪賊の横行當時、匪の掠奪する處となり、之に比して騾等は乘用とならぬ爲掠奪を逃れたことに起因してゐるものと見られる。

屠場、屠畜

縣城に貳個所あり。他の地方邊境に於ては概ね密屠殺の現狀である。屠場の增設は縣收入の增加を來すと共に密殺を僅少ならしむる利あるものであるが、現狀の如く屠捐、肉捐等高率に過ぎ、地方税、國税の重課は密殺を奬勵する如き觀

がある。國税も低下せしむるは地方財政の點よりして、緊急事にして、牛頭を屠殺して十餘元を納税する如きは、特に考慮の點ありと認められるものである。尚畜産改良のため優良種の配布、飼育上の指導、防疫の方法等を講じ、或は家畜品評會を開催し成績優良者を褒奬し、或は畜産經營上確實なりと認むるものには、補助金を下附し、或は畜産經營者の需要物資購入に便益を與へる等の方法を講じ、斯業の改良と奬勵に力を盡す可く縣財政を顧慮し鋭意考究中である。

今參謀本部編纂の家畜分布表を見るに、次の如くである。

種類	等位（省内）	數	備考
牛	八位	一八、三二〇頭	安奉線西側ニ多シ
馬	十二位	三四、二〇〇頭	全縣ニ須布サル
豚	九位	九三、二〇〇頭	鷄冠山西南西北ニ多シ
羊	二十九位	五、七〇〇頭	同　西方ニ多シ
合計		一五一、四二〇頭	

鳳城縣屠宰調査表

大同二年六月十四日　調査（實業局）

種別／月別	每月屠殺數 牛	羊	猪	備考
元年七月	—	一五九	一四	
八月	七	二六〇	一五四	
九月	三五	一九二	一七一	

十月	四六	二〇	九五
十一月	四二	—	一四三
十二月	二九	—	一九
二年一月	六七	三五	一五八
二月	一四	二	一五
三月	二〇	五	三九
四月	一四	—	七一
五月	一五	四四	一四四
六月	二	一五一	七七
合計	二九一	八六八	一、一〇〇

第四節　鑛業

農業鳳城縣は亦鑛業立縣とも云ひ得るものである。縣下至る所金鑛銀、鉛、石炭、銅、鐵を產出し殊に砂金に至つては出でざる所無しと云ふも過言でない。

但し鑛區、埋藏量に至つては正確な調査は出來て居らず、又現に採鑛し得る處も匪賊情勢上少部分に止まり、大理石通遠堡の石灰の如きがその一例である。縣下を產鑛別に分けて見るに、

一區、大理石　（鷄冠山）

鐵　　鑛　（松岑溝）
二區、石　　炭
鐵　　鑛
銅　　鑛
三區、マンガン鑛（大黄旗）
砂　　金
四區、未　　詳
五區、砂　金　鑛（鑛床十邦里）
鉛　　鑛
八區　鉛　　鑛（青城子）
銀　　鑛（青城子）
砂　金　床（全區　百餘個所）
六區　未　　詳
十區　砂　　金（草河沿）
石　　炭（二區、寛、本縣側）
以上に大別し得るものであるが、五、八區の砂金床に至つては通遠堡より西南に岫巖縣に向ひ、五里（日本里）餘に

して砂金床の入口に達する。砂金床の長さ十邦里或は七、八邦里に及び幅員は谷間を埋めて兩側の山地は何れも、鉛銅を産するものと見られてゐる。三區のマンガンも亦製鐵に缺く可からざる要素、之が多量に産出するは、力强よい限りである。七區方面第二區、本溪縣寄りにかけて優良なる無煙炭を産出するは、夙に喧傳せられる處であつて、之が調査に日本人の踏査あり、歸路匪賊に捕へられる等耳新らしいものである。殊に五、八區等地味肥沃ならざる地方は、砂金の産出する個所百餘に上り、地方民の盜掘して通遠堡に賣出す額は相當なものがある。之は亦農民の一副業たるを失はず、天の配劑の妙に感嘆するものがある。八區青城子は事變前日本人の經營する鉛山あり、現在同地附近は銀、鉛、砂金の産出を以て鳴り、同鑛山の一日も早き復活は八區農民の待望の的である。埋藏量、鑛區面積産出量等は不明である點遺憾であるが、爾後精密なる調査も治安の維持と共に進むものと見られてゐる。

鳳城縣鑛山營業狀況（一）

省縣別	鳳城縣
代表者名	盧崇常公司同合盛
權別	自有權
資本關係	合資營業
鑛區地點	鳳城縣第五區通遠堡
鑛區數	一
鑛區總面積	五十畝
工人數目	七人

日時作工	
全年工作日數	三〇〇日
一日工作時數	午前六時より午前十一時半、午後一時より午後五時迄

種類	數量	價格	總計
石灰	一五〇吨	大洋七元	一五〇元

需要地	前年度 數量	前年度 價格	去年度 數量	去年度 價格	本年度 數量	本年度 價格
安東	一八〇噸	一四四〇元	一五〇噸	一二〇〇元	一〇〇噸	七〇〇元
鳳城	一〇〇噸	八八〇元	八〇噸	六四〇元	五〇噸	三五〇元

摘要	
領照年月日	民國十七年九月十日
事業開始年月日	民國十七年十月二十日

鳳城縣鑛山勞働者從事狀況（二）

鑛區所在地	鳳城縣第五區通遠堡村
鑛種	石灰一種
代表人及公司名	盧崇常、公司同合盛

事業開始年月日	民國十七年十月二十日

種別		員數 十六才未滿	員數 十六才以上五〇才未滿	員數 五〇才以上	作業總工數	平均毎日勞働數	工資總額	毎日工資
坑内	採鑛夫		一		三〇〇日	九小時	六三〇元	大洋三元
	工作夫		一					
	計	ナシ	二	ナシ				
坑外	採鑛夫	ナシ	一	ナシ				
	運搬夫	ナシ	二	ナシ				
	計	〇	三	〇				
製練	製練夫		二					
	合計		二					
總合計			七					

鳳城縣鑛山調査表（三年七月調査）

姓名	區別	鑛産區域	鑛別	種類	面積	毎期鑛税	期數	共欠鑛税
王巨川	七	弟兄山	鐵	良質ナリ	四七一、一七	七〇、六八	三	二一二、〇四
本溪湖煤鐵公司	五	通遠堡	同	一	二六六、六七	四〇、〇〇	三	一二〇、〇〇
王福海	二	荒溝	煤炭	一	五二〇、〇〇	七八、〇〇	六	四六八、〇〇

湯閣枕	五	石斗嶺	石炭	一	五四〇、〇〇	八一、〇〇	一九	一、五三九、〇〇
張元愷	七	新開嶺	石炭	一	五四〇、〇〇	八一、〇〇	八	六四八、〇〇
金鼎臣	八	蓋家溝	鉛	一	三六〇、〇〇	五四、〇〇	五	二七〇、〇〇
王正鏞	三	黄家大嶺	マンガン	一	一、三〇〇、〇〇	一九五、〇〇	五	九七五、〇〇
好在榮	五	小王大溝	硫化銀	二	一、〇二〇、〇〇	七六、五〇	三	二二九、五〇
陳和瑞	五	乾草甸子南紀家崴子	同	二	一一七、五〇	八、八一	一	八、八一
趙子榮	五	于西溝中四道溝	同	二	三〇、〇〇	二、二二五	二	四、五〇
同	五	北土江草甸子	同	二	三〇、〇〇	六、〇〇	四	二四、〇〇
王聖達	三	北井子村亂石山	大理石	二	八、〇〇	六〇	五	三、〇〇
王火昌	一	傳家溝	同	二	五四〇、〇〇	四〇、五〇	五 1/6	二〇九、二五
孫善堂	五	石灰窑子	石灰石	三	二四、〇〇	一、二〇	三 1/3	四、〇〇
芦崇常	五	通遠堡石灰窑子	同	三	二〇、〇〇	一、〇〇	三 1/8	三、三三
靳明忠	五	仝	同	三	五〇、〇〇	二、五〇	三 1/8	八、三三
李春華	四	黄草溝	同	三	一三、四五	六七	二 1/2	一、六八
	八	青城子	鉛	三				

第五節 水產業

本縣に於ける水產業は、漁獲方法は至つて原始的であつて、農家の副業として行はれてゐる爲、その發展は慢々的そ

のものである、加ふるに黄海沿岸は水深淺く大船の入るに足る良港無く、水產業發達の主要要素を缺いて居る點最も遺憾である。日本に於ける網元とも稱する組織ありて、地主の主となり基金を集め、帆船網等漁獲具を購入して之を行ひ、或は共同出資に依る漁獲具購入等の組織を見るに至るが、冬季結氷の爲、資本の流動を缺き極めて少數である。之に關する詳細なる調查の未了なる爲、今後の補助指導は之を俟つて爲す可く準備中である。

鳳城縣水產調查表

事項	說明
水產之出產地點	黄土坎、礁石、棗兒溝及井子四處
漁戶及漁民數目	漁戶六十家漁民約五百人
現在所有漁船數目	共約帆船六十艘舢板四十隻
出產種類	石首魚刀魚鱭魚比目魚偏口魚紅娘子鰟鱉面條魚鏡魚鏟子魚鮻魚胖頭魚青劍鮁章魚河豚墨斗青蝦對蝦烏賊
自本年一月至現在之出產數目	面條魚一萬五千斤偏口一萬斤比目魚八千斤鮻魚一萬二千斤鏟子魚一千五百斤羊魚八百斤青蝦一萬斤對蝦六千斤烏賊八百斤
現在出產魚類單•價	面條魚每斤四分偏口每斤三分比目魚每斤一角鮻魚每斤一角鏟子魚每斤四分羊魚每斤二分青蝦每斤一角五分對蝦每斤二角烏賊每斤三分
現在出產魚類總數及總價額	共出魚蝦六萬四千一百斤共值現小洋五千八百四十四元
水產製造名別	大海米（係將青蝦曝乾去皮食味鮮美爲本邑之特產）
水產製造品數目及價額	現在共出大海米千餘斤每斤售現小洋一元左右共植現小洋千餘元
備考	所有價額皆以現小洋計算至於重量則以斤爲單位鳳城產魚地點皆在三區屢經匪亂漁戶被害竟已減少

實業部水產調査表（第一表）

大滿洲國大同二年十二月十六日

一　省縣名稱　奉天省鳳城縣

二　沿海域江河湖泊名稱　龍態河

三　漁港　北井子龍態河沿

四　漁場

名稱	獐島漁區及黃海沿
地址	獐島南方深海距獐島百里
面積	
主要產物　名稱	黃花魚刀魚梭魚同鑼魚瓶魚牙叉魚
主要產物　出產量	三十餘萬斤
漁期漁船	每年四月至十月
漁船數目	三十隻
漁夫數目	六十五名

五　特殊漁區

名稱	北井子漁區窩篷山漁區獐島漁區
地址	北井村小島子瓦窩子村叢家屯窩篷山海沿獐島
所有者姓名及住址	北井子漁葦高殿有窩篷山漁葦柳子厚獐島甯學官
面積	東至窩篷山西至龍態河南至獐島周圍五十里
所納金額	北井子窩篷山獐島等處漁灘每年租價約三千餘元

許可手續　經財政廳許可發給網榜帖

許可日期及期間　每年三月更換一次

主要產物
- 名稱　黃花魚梭魚同鑼魚瓶魚牙叉魚小青皮魚小魚卽魚及草蝦
- 本年出產量　北井子漁區每年產魚約十三萬斤草蝦約二萬斤
- 已往三年平均出產量　平均十二萬斤

漁具及漁網
- 種類　快鈎反榜網張網扒網
- 數目　扒網約十餘盤榜網十五家張網四五家快鈎五六艘

漁期　四月至十月

漁船及漁夫數目　漁船三十隻漁夫百餘名（計網手十五戶每戶約八九名）

六　魚圈

名稱

地址

所有者名姓及住址

面積

沿革及構造

七　漁具

種類　榜網張網扒網及快鈎

各類價格　榜網每盤約八百餘元張網每盤約百餘元扒網每盤約十餘元

名類使用方法　榜網與張網用網樁張掛依潮水漲落捕魚扒網及快鈎駕魚船捕魚

八　漁網

名稱　椃網張網扒網快網

數目
- 本年　椃網十五戶張網五戶快鈎六戶
- 上年　同上
- 比較增減　並無增減

各類價格　椃網每盤八百元張網每盤百餘元扒網十元

各類使用方法　與七欄漁具使用法同

各類使用目的　椃網捕獲小青皮小魚鯽魚同鑼魚梭魚等類張網捕獲毛蝦快鈎捕獲牙叉魚刀魚扒網紅魚

九　漁船

名種　漁脚子箄子等類

數目
- 本年　三十隻
- 上年　同
- 比較增減　並無增減
- 增減原因　無

各種價格　漁脚子約百餘元箄子約二三百元

各種使用方法　看守椃網及運送魚類

一〇　漁戶

住址　獐島及北井子窩篷山等處

數目
- 本年　五十餘戶
- 上年　同
- 比較增減　無

二 漁民數目
本年　一百五十餘名
上年　同
比較增減　無

三 備考

實業部水產調査表（第二表）

大滿洲國大同二年十二月十六日

一 主要水產物出產名稱　銅鑼魚黃化魚梭魚鯽魚刀魚青皮魚紅魚毛蝦牙叉魚

二 漁期
初期　每年二月至四月
盛期　每年五六七月
末期　每年八九月

三 主要水產物出產量
主要出產地　窩鏠山黃花魚
出產量
本年　二萬斤
上年　二萬五千斤
比較增減　減五千斤
增減原因　因雨水失調致出產減少

四 主要水產物價格
現在出產地價格　黃花魚每斤四分五

現在各大魚棧發行價格　同　上
現在市場出售價格　每斤四分
本年最高價格　每斤五分
本年最底價格　每斤三分
本年年均價格　每斤三分
上年平均價格　同　上
平均價格比較增減　並無增減

五　水產製造品

名稱
製法
原料
時期　製造
　　　販賣
出產量數　本年
　　　　　上年
　　　　　比較增減
價格　原料價
　　　發行價
　　　市場出售價
銷路　主要銷售地

數量
- 本年
- 上年
- 比較增減

六　備考　縣境漁場每日所獲水產品隨時銷售並不製造

實業部水產調查表（第三表）

大滿洲國大同二年十二月十六日

一　水產物銷路

主要銷售地　本漁區安東皮口大連等處

主要魚名
- 鮮魚　黃花魚梭魚紅魚刀魚小青皮魚卽魚
- 凍魚　小梭魚
- 鹽乾魚　小青皮魚卽魚黃花魚刀魚紅魚

各種數量
- 鮮魚　本縣三區銷黃花魚一萬五千斤安東皮口銷五千斤
- 凍魚　本縣三區二千斤
- 鹽乾魚　本縣三區銷八萬斤　安東皮口七萬斤

各種價格
- 鮮魚　黃花魚每斤三分
- 凍魚　小梭魚每斤一角五分
- 鹽乾魚　黃花魚每斤七分刀魚每斤一角

總數量
- 鮮魚　銷鮮十五萬斤
- 凍魚　二千餘斤
- 鹽乾魚　十五萬斤

- 總價格
  - 鮮魚　三千五百餘元
  - 凍銷　三百餘元
  - 鹽乾魚　一萬餘元
- 出售時期
  - 鮮魚　隨獲隨銷
  - 凍魚　十二月及一月
  - 鹽乾魚　隨時出賣
- 運輸方法
  - 鮮魚　船運及肩擔
  - 凍魚　零售
  - 鹽乾魚　船運及肩擔
- 運輸費用
  - 鮮魚　船每百斤約三角及捐費秤用約二分
  - 凍魚
  - 鹽乾魚　同上
- 其他水產物
  - 名稱　對蝦海蟹盧子魚及火龍魚
  - 數量　對蝦二萬對海蟹五萬個盧魚二萬斤火龍魚一萬斤
  - 價格
    - 本年最高價　對蝦每對五分海蟹每個二分盧魚每斤一角火龍魚每斤一角
    - 本年最低價　對蝦每對二分海蟹每個一分盧魚五分火龍魚五分
    - 本年價平均　各類平均價格按原價七成核算
    - 上年價平均　同上
    - 平均價比較　同上
  - 主要銷產路地　本縣三區皮口安東等處

運輸費用
- 主要出産地　獐島北井子漁區窩篷山漁區
- 運輸方法　肩擔
- 出售時期　四五六月
- 運輸費用　秤用每百斤約四分

二　備考

實業部水産調査表（第四表）

大滿洲國大同二年二月十六日

水産物販賣機關

市場内之營業狀況市

市場名稱　北井子漁區

市場地址　北井子街

市場沿革

入場習慣
- 許可手續
- 借用地性質
  - 買價
  - 相價
  - 期間

監督機關
- 名稱　保護局
- 地址　安東
- 監督範圍
- 徵稅數目

- 漁商營業狀況
  - 漁商數目
    - 本年　一戶
    - 上年　一戶
    - 比較增減　無
  - 營業狀況
    - 本年　二千元左右
    - 上年　一千五百元
    - 比較
  - 水產物銷售數目
    - 鮮魚
      - 本年　二萬斤
      - 上年　同上
      - 增減比較　無
    - 凍魚
      - 本年
      - 上年
      - 比較增減
    - 鹽乾魚
      - 本年　三千斤
      - 上年　同上
      - 比較增減　無
    - 其他水產物
      - 名稱
      - 數目
        - 本年
        - 上年
        - 比較

主要魚商
名稱　春和盛
執事人　李春山
資本　一千元
成立日期　民國十八年

市場外之營業者
名稱
地址
執事人
資本
營業狀況
本年
上年
比較
成立日期
販賣水產物名稱
水產物販來地點
備考

實業部水產調査表　（第五表）　大同二年十二月十六日

一　漁業組織

獨營漁業者

自家經營者

名稱	地址	人員數目	組織內容
福生網	北井子	八名	
新春網	窩鏠山	九名	
新盛網	北井子	九名	

傭人經營者

名稱	地址	人員數目	組織內容
阜豐網	北井子	八名	
新增網	北井子	八名	

合營漁業者

名稱	地址	人員數目	合資方法	利益分配法	所營漁業之種類	組織內容

代理漁業者

名稱	地址	代理漁商之名稱	代理條件
春和盛	北井子	李春山	扣收辛用

- 利益分配法
- 代理漁業之種類　批發
- 組織內容　資金一千元

官營或官商合營漁業者
- 名稱
- 地址
- 人員數目
- 合資方法
- 利益分配法
- 組織內容

二　漁業金融

官商金融機關
- 名稱
- 地址
- 資本數目
- 貸款條件
- 營業狀況

私營金融機關
- 名稱
- 地址
- 資本數目
- 貸款條件
- 營業狀況

官商合營金融機關
- 名稱
- 地址
- 資本數目
- 合資方法
- 貸款條件
- 營業狀況

三　漁業監督機關

許可機關
- 名稱　安東漁業保護局
- 地址　安東
- 許可條件　發給網片票
- 漁業取締
  - 漁具漁網　細網之取締
  - 時期
  - 罰則

徵稅機關
- 名稱　漁業局稅捐局
- 地址　黃土坎銷售場北井子稅捐局
- 稅名及稅率　網片稅及秤用網片稅每片二角秤用按買主賣主各四分
- 罰則

四　備考

第六節　鹽業

奉天省　鳳城縣

本年出産高	六三〇石	一二四八石	六三〇石	一二〇貫	六四〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東

經濟關係

全區不動産見積高	約値一千萬元
全區動産見積高	約値三十萬元
人民債務概算額	約有一百萬元
銀行其他金融機關	祇有中央銀行支行一處並無其他金融機關

其他一般

六十歲以上 男數	六十歲以上 女數	七十歲以上 男數	七十歲以上 女數	八十歲以上 男數	八十歲以上 女數	九十歲以上 男數	九十歲以上 女數	百歲以上 男數	百歲以上 女數
八〇〇	二九〇	一三〇	二〇〇	一一〇	一〇〇	一九	一〇	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	縣城一處	五百人
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行	兒童口述者十三名	妓女	十六名
民謠種類	編詞者四五種		

（第二區）

種別	摘要
産業關係	

主要特産物	包米	大豆	亦稲	黄菸	山繭
本年出産高	五七〇石	一二八〇石	五七〇石	一二〇貫	五七〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東

經濟關係

全區不動産見積高	約八百萬元
全區動産見積高	約三十萬元
人民債務概算額	約有五十萬元
銀行其他金融機關	無

其他一般

六十歳以上		七十歳以上		八十歳以上		九十歳以上		百歳以上	
男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數
一八〇	二八〇	一二〇	二〇〇	一〇〇	一一〇	二〇	一〇	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行民謡種類 無　妓女 無

種別	摘要	（第三區）

產業關係

主要特産物	包米	大豆	水稻	黄菸	山繭
本年出産高	一二七〇石	二八六〇石	一二七〇石	二四〇貫	一三〇〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東

經濟關係

全區不動産見積高　約一千萬元
全區動産見積高　約五十萬元
人民債務概算額　約有一百萬元
銀行其他金融機關　無

其他一般

六十歳以上		七十歳以上		八十歳以上		九十歳以上		百歳以上
男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數	男女數
九〇〇	七〇〇	一五五	一四〇	一二〇	一〇〇	三〇	一二	共無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	無
電影院	無	無
公會堂	無	無

地方に於ける流行
民謠種類　無　妓―女　無

種別摘要　（第四區）

産業關係

主要特産物	包米	大豆	水稻	黄菸	山繭
本年出産高	六〇〇石	一二六〇石	六〇〇石	一一〇貫	六〇〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東

經濟關係

全區不動産見積高　約七百萬元

全區動産見積高　約三十萬元

人民債務概算額　約有十萬元

銀行其他金融機關　無

其他一般

六十歲以上 男數	六十歲以上 女數	七十歲以上 男數	七十歲以上 女數	八十歲以上 男數	八十歲以上 女數	九十歲以上 男數	九十歲以上 女數	百歲以上 男數	百歲以上 女數
六一〇	五一〇	一四〇	一三二	一〇〇	九九	二八	二〇	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行 民謠種類　無　　妓——女　無

種別摘要　（第五區）

產業關係

主要特產物	包米	大豆	水稻	黃菸	山繭
本年出產高	二八〇石	六四〇石	二八〇石	五〇貫	二八〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東

經濟關係

全區不動產見積高　約五百萬元

全區動產見積高　約二十萬元

人民債務概算額　約十一萬元

銀行其他金融機關　無

其他一般

六十歲以上		七十歲以上		八十歲以上		九十歲以上		百歲以上	
男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數
六五〇	六〇〇	一三五	一二〇	一〇八	一〇〇	二七	二〇	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行民謠種類　無

妓—女　十七人

種別	摘要				
產業關係					
主要特產物	包米	大豆	水稻	黃菸	山繭
本年出產高	七七〇石	一七二〇石	七七〇石	一五〇貫	七〇〇石
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東
經濟關係					
全區不動產見積高		約五百萬元			
全區動產見積高		約二十五萬元			
人民債務概算額		約十萬元			
銀行其他金融機關		無			
其他一般					

六十歲以上		七十歲以上		八十歲以上		九十歲以上		百歲以上	
男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數	男數	女數
六七〇	六〇〇	二〇〇	一八〇	九一	八〇	一二	一〇	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行民謠種類　無　　妓女　無

種別	摘要				
産業關係					
主要特産物	包米	大豆	水稻	黄菸	山繭
本年出産高	三八〇石	八五〇石	三八〇石	七〇貫	三九〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東
經濟關係					
全區不動産見積高	約六百萬元				
全區動産見積高	約二十値萬元				
人民債務概算額	約十一萬元				
銀行其他金融機關	無				

其他一般

六十歳以上 男數	六十歳以上 女數	七十歳以上 男數	七十歳以上 女數	八十歳以上 男數	八十歳以上 女數	九十歳以上 男數	九十歳以上 女數	百歳以上 男數	百歳以上 女數
六四〇	六一〇	二九〇	二〇〇	二〇	二一	七	五	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行民謠種類　無

妓——女　無

種別　摘要

産業關係

主要特産物	包米	大豆	水稻	黄菸	山繭
本年出産高	三八〇石	八五〇石	三八〇石	八〇貫	三九〇千
縣外出廻先	安東	安東	安東	奉天	安東

經濟關係

全區不動産見積高	約五百萬元
全區動産見積高	約二十一萬元
人民債務概算額	約十萬元
銀行其他金融機關	無

其他一般

六十歳以上 男數	六十歳以上 女數	七十歳以上 男數	七十歳以上 女數	八十歳以上 男數	八十歳以上 女數	九十歳以上 男數	九十歳以上 女數	百歳以上 男數	百歳以上 女數
五四〇	四九〇	三〇〇	二九〇	二五	二〇	一〇	九	無	無

集會所種類	位置	收容人數
劇場	無	
電影院	無	
公會堂	無	

地方に於ける流行民謠種類　無　妓女　無

第七章 工業

第一項 概況

工業は未だ家內手工業の域を脱せず、工場も普通民家を以て之に當つる狀態であつて、工場衞生、勞働者保護等に就き云々すべき現狀でない。從つて工會商工會等の工業團體も存在して居ない。燒鍋、柞蠶機織業、油房等至つて原始的な形態で行はれてゐる。將來を豫約せられて居るのは、柞蠶機織業であつて、柞蠶試驗場の設立と共に組織設備の完全なる工場の設立は、歸順匪、或は農家の子弟にして遊民たらざるを得ない無職者救濟となり、警備工作の完了に從ひ最も留意して工業の勃興を圖り、無職者失業者を救濟することが、一面治安工作の窮極の目的でなければならないと思料せられるのである。

縣內諸種の工場を列擧すれば次の如くである。

農具製造業	三
電燈會社	一
煉瓦製造業	二
靴下製造業	三
染職業	一
機織業	三

油房	二
釀造業	二
火藥製造業	二
線香製造業	一
合計	二〇

何れも家内手工業にして、工場設備完全なるもの絶無に近く、先づ從業者の保健衞生に一大改善を爲さねばならぬ現狀であるが、之等に留意する時は利益を擧ぐること困難に陥り、且つ亦勞働者の補給容易なるため、充分に指令の行き屆かぬ憾がある。機織業も柞蠶の價格暴落により現在三戸を止むるのみにして相當盛業を誇つてゐた者も、見る影無き狀態である。電燈會社は民國十四年設立、五萬元の資本を有するも、電燈料金の高價なるため需要者減少し缺損又缺損にて、加ふるに主要設備たる發電機舊式にして利潤を擧ぐる餘地無く、安東の某電力會社に買收せられんとする狀態である。大規模なる工場會社は、上級社員の瀆職等に依り豫期の收益を擧げ得ざる缺點あり、之等は最も戒心すべきことであらう。勞働時間、勞働者保護法等も亦當分實施し得ず、例へ施行するも實行し得ざるのが現狀にして唯斯業の發展を策しその後に考究せらるる問題である。但し防疫その他傳染病等に對する衞生設備は之亦別問題であること言を俟たない。

鳳城縣工場調査票

事業種類

一 地址（所在地）　鳳凰城東大街

二 工廠名（工場名）　要福具

三 經營者國籍　姜言齡（滿）

四 開辦年月（開業年月）　民國十六年六月

五 休業　｜

六 經營形態　合資

七 資本金
- 貨幣種類　大洋
- 總額　五、〇〇〇元
- 繳款額（拂込額）　｜

八 製造品目　豆粕、油

九 製造能力　粕一五〇枚

十 製造額數（生産額）
- 數量
  - 粕　二三、〇〇〇枚
  - 油　四〇、五〇〇斤
- 金額
  - 粕　四一、四〇〇元
  - 油　六、二七五元

十一 主要設備
- タンク一ケ
- 螺旋式十五ケ
- ローラー一ケ

十二 原動機
- 電力機
- 汽力機　一臺　十五馬力
- 火油機
- 瓦斯機

十三 原料
- 產地　鳳凰城
- 數量　大豆　三、四五〇石
- 金額　小洋　五五、二〇〇元

十四 燃料電力
- 煤炭（石炭、）　六〇屯
- 焦炭（骸炭）　｜
- 煤油（石油）　｜
- 瓦斯　｜
- 電力　｜

十五 工人數（職工數）
- 長工（常時員）
  - 滿人　十人
  - 日人　｜
- 使用總工數（延人員）
  - 滿人　一、八〇〇人
  - 日人　｜

十六 工資（勞銀）
- 最高
  - 滿人　月小洋二五元
  - 日人
- 最低
  - 滿人　月小洋八元
  - 日人

平均 滿人 月小洋一二、一元
　　 日人

十七 每日工作時間(一日作業時間) 六時間

十八 每年工作日數(一年作業日數) 一八〇日

事業種類

一 地址(所在地) 鳳凰城南街

二 工廠名(工場名) 革具號

三 經營者國籍 蔡秀沈(滿)

四 開辦年月(開業年月) 民國十三年二月

五 休業

六 經營形態 個人

七 資本金 貨幣種類 小洋
　　　　 總額 一〇、〇〇〇元
　　　　 繳款額(拂込額) —

八 製造品目 豆粕 豆油

九 製造能力 粕 三〇〇枚

十 製造額數(生產額)
　數量 粕 六、九四〇枚
　　　 油 三三、八〇〇斤
　金額 粕小洋 一一、七九八元
　　　 油小洋 五、〇七〇元

十一 主要設備 タンク三
　　　　　　 螺旋式 二十臺

十二 原動機 電力機
　　　　　 汽力機 一臺二〇馬力
　　　　　 火油機
　　　　　 瓦斯機

十三 原料 產地 鳳凰城
　　　　 數量 大豆 一、〇〇〇石
　　　　 金額 小洋一六、〇〇〇元

十四 燃料電力 煤炭(石炭) 六〇屯
　　　　　　 焦炭(骸炭) —
　　　　　　 煤油(石油) —
　　　　　　 瓦斯 —
　　　　　　 電力 —

十五 工人數(職工數)
　長工(常時員) 滿人 九名
　　　　　　　 日人 —
　使用總工數(延人員) 滿人 一、三五〇名
　　　　　　　　　　 日人 —

最高 滿人 小洋月三五元
　　 日人

十六　工資（勞銀）	最低	滿人	小洋月七元
		日人	
	平均	滿人	小洋月一三、二元
		日人	
十七　每日工作時間（一日作業時間）			七時間
十八　每年工作日數（一年作業日數）			一五〇日

事業種類

一　地址（所在地）		鳳凰城山東街
二　工廠名（工場名）		双和成
三　經營者國籍		王漢章（滿）
四　開辦年月（開業年月）		光緒十八年四月
五　休業		—
六　經營形態		合資
七　資本金	貨幣種類	小洋
	總額	五〇〇元
	繳款額（拂込額）	—
八　製造品目		農具双先
九　製造能力		一、五〇〇斤
十　製造額數（生產額）	數量	三〇、〇〇〇斤
	金額	小洋一、五〇〇元
十一　主要設備		爐一ケ
十二　原動機	電力機	—
	汽力內	—
	火油機	—
	瓦斯機	—
十三　原料	產地	鳳凰城
	數量	三〇、〇〇〇斤
	金額	小洋　三〇〇元
十四　燃料電力	煤炭（石炭）	七屯
	焦炭（骸炭）	—
	煤油（石油）	—
	瓦斯	—
	電力	—
十五　工人數（職工數）	長工（常時員）　滿人	五人
	長工（常時員）　日人	—
	使用總工數（延人員）　滿人	一、五〇〇人
	使用總工數（延人員）　日人	—

十六 工資（勞銀）	最高	滿人	小洋月七元
		日人	—
	最低	滿人	小洋月七元
		日人	—
	平均	滿人	小洋月七元
		日人	—
十七 每日工作時間（一日作業時間）			八時間
十八 每年工作日數（一年作業日數）			三〇〇日

事業種類

一 地址（所在地）			鳳凰城西街
二 工廠名（工場名）			陳家爐
三 經營者國籍			陳喜朋（滿）
四 開辦年月（開業年月）			光緒十九年四月
五 休業			—
六 經營形態			個人
七 資本金	貨幣種類		小洋
	總額		一〇〇元
	繳款額（拂込額）		—
八 製造品目			農具一式
九 製造能力			四十斤
十 製造額數（生產額）	數量		七、〇〇〇斤
	金額		小洋 一、五〇〇元
十一 主要設備			爐二ケ
十二 原動機	電力機		—
	汽力機		—
	火油機		—
	瓦斯機		—
十三 原料	產地		鳳凰城
	數量		七、〇〇〇斤
	金額		小洋 一四〇元
十四 燃料電力	煤炭（石炭）		一〇、〇〇〇斤
	焦炭（骸炭）		—
	煤油（石油）		—
	瓦斯		—
	電力		—
十五 工人數（職工數）	長工（常時員）	滿人	五人
		日人	—
	使用總工數（延人員）	滿人	四五〇人
		日人	—

十六	工資(勞銀)	最高 滿人	小洋月十四元
		最高 日人	—
		最低 滿人	小洋月三元
		最低 日人	—
		平均 滿人	小洋月七、六元
		平均 日人	—
十七	每日工作時間(一日作業時間)		十時間
十八	每年工作日數(一年作業日數)		九十日

事業種類

一	地址(所在地)		鳳凰城電灯胡同
二	工廠名(工場名)		義盛爐
三	經營者國籍		陳文盛(滿)
四	開辦年月(開業年月)		民國九年一月
五	休業		—
六	經營形態		個人
七	資本金	貨幣種類	小洋
		總額	五〇〇元
		繳款額(拂込額)	—
八	製造品目		農具一式
九	製造能力		三十斤
十	製造額數(生產額)	數量	—
		金額	小洋三千元
十一	主要設備		大爐二ケ
十二	原動機	電力機	—
		汽力機	—
		火油機	—
		瓦斯機	—
十三	原料	產地	安東
		數量	六、〇〇〇斤
		金額	小洋 三〇〇元
十四	燃料電力	煤炭(石炭)	—
		焦炭(骸炭)	二五、〇〇〇斤
		煤油(石油)	—
		瓦斯	—
		電力	—
十五	工人數(職工數)	長工(常時員) 滿人	五人
		長工(常時員) 日人	—
		使用總工數(延人員) 滿人	一、六〇〇人
		使用總工數(延人員) 日人	—

項目			内容
十六 工資(勞銀)	最高	滿人	小詳月十二元
		日人	―
	最低	滿人	小洋月九元
		日人	―
	平均	滿人	小洋月十元
		日人	―
十七 毎日工作時間(一日作業時間)			十二時間
十八 毎年工作日數(一年作業日數)			三三〇日

事業種類

項目		内容
一 地址(所在地)		鳳凰城東大街
二 工廠名(工場名)		乾德洤
三 經營者國籍		薛竹銘(滿)
四 開辦年月(開業年月)		光緒卅一年四月
五 休業		―
六 經營形態		個人
七 資本金	貨幣種類	大洋
	總額	二萬元
	繳款額(拂込額)	―
八 製造品目		燒酒

奉天省 鳳城縣

項目			内容
九 製造能力			一、二〇〇提
十 製造額數(生産額)	數量		二一六、〇〇〇提
	金額		大洋四七、五二〇元
十一 主要設備			四石樽三ケ
十二 原動機	電力機		―
	汽力機		―
	火油機		―
	瓦斯機		―
十三 原料	産地		鳳凰城
	數量		高粱 二、八八〇石
	金額		大洋 二八、八〇〇元
十四 燃料電力	煤炭(石炭)		二四〇屯
	焦炭(骸炭)		―
	煤油(石油)		―
	瓦斯		―
	電力		―
十五 工人數(職工數)	長工(常時員)	滿人	一二人
		日人	―
	使用總工數(延人員)	滿人	四、三二〇人
		日人	―

十六　工資（勞銀）
- 最高　滿人　日給大洋五毛
- 最高　日人　—
- 最低　滿人　日給大洋四毛
- 最低　日人　—
- 平均　滿人　日給大洋四、四六毛
- 平均　日人　—

十七　毎日工作時間（一日作業時間）　十一時間

十八　毎年工作日數（一年作業日數）　三六〇日

事業種類

一　地址（所在地）　鳳凰城燒鍋胡同

二　工廠名（工場名）　德豐泉

三　經營者國籍　劉錦堂（滿）

四　開辦年月（開業年月）　民國二十年二月

五　休業　—

六　經營形態　合資

七　資本金
- 貨幣種類　大洋
- 總額　三〇、〇〇〇元
- 繳款額（拂込額）　—

八　製造品目　燒酒

九　製造能力　一日九〇〇提

十　製造額數（生産額）
- 數量　三二〇、〇〇〇提
- 金額　大洋一八、四〇〇元

十一　主要設備　四石榨三ケ

十二　原動機
- 電力機　—
- 汽力機　—
- 火油機　—
- 瓦斯機　—

十三　原料
- 産地　鳳凰城
- 數量　高粱　三、三五八石／包米　七七一石
- 金額　大洋　三三、五八〇元

十四　燃料電力
- 煤炭（石炭）　三〇〇屯
- 焦炭（骸炭）　—
- 煤油（石油）　—
- 瓦斯　—
- 電力　—

十五　工人數（職工數）
- 長工（常時員）　滿人　一二名
- 長工（常時員）　日人　—
- 使用總工數（延人員）　滿人　四、二三六名
- 使用總工數（延人員）　日人　—

十六 工資（勞銀）

最高	滿人	月大洋一六、五元
	日人	—
最低	滿人	月大洋一三、五元
	日人	—
平均	滿人	月大洋一四、七元
	日人	—

十七 每日工作時間（一日作業時間） 八時間

十八 每年工作日數（一年作業日數） 三五三日

事業種類

一 地址（所在地）		鳳凰域電燈胡同
二 工廠名（工場名）		鳳城電燈公司
三 經營者・國籍		王銘玉（滿）
四 開辦年月（開業年月）		民國十四年四月
五 休業		—
六 經營形態		株式
七 資本金	貨幣種類	大洋
	總額	五〇、〇〇〇元
	繳款額（拂込額）	—
八 製造品目		電氣
九 製造能力		六〇KW
十 製造額數（生產額）	數量	不明
	金額 大洋	一三、六六一、七二元
	金額 小洋	五、六六八、三三元
	金額 金	四、六三六、四五圓
十一 主要設備	發電機	三臺
	ボイラー	一臺 二〇〇馬力
十二 原動機	電力機	一臺一〇〇KW
	汽力機	一臺一三五馬力
	火油機	—
	瓦斯機	—
十三 原料	產地	—
	數量	—
	金額	—
十四 燃料電力	煤炭（石炭）	八三九、五屯
	焦炭（骸炭）	—
	煤油（石油）	—
	瓦斯	—
	電力	—
十五 工人數（職工數）	長工（常時員） 滿人	九人
	長工（常時員） 日人	—
	使用總工數（延人員） 滿人	三、二八五人
	使用總工數（延人員） 日人	—

十六　工資（勞銀）

最高	滿人	月大洋　三八元
	日人	—
最低	滿人	月大洋　六元
	日人	—
平均	滿人	月大洋　一五元
	日人	—

十七　每日工作時間（一日作業時間）　九時間

十八　每年工作日數（一年作業日數）　三六五日

事業種類

一　地址（所在地）	鳳凰城山東街
二　工廠名（工場名）	恒慶源
三　經營者國籍	王書文（滿）
四　開辦年月（開業年月）	民國十七年二月
五　休業	—
六　經營形態	合資
七　資本金　貨幣種類	小洋
總額	一、二〇〇元
繳款額（拂込額）	—
八　製造品目	染物
九　製造能力	不明
十　製造額數（生產額）　數量	不明
金額	不明
十一　主要設備	甕　四個
十二　原動機　電力機	—
汽力機	—
火油機	—
瓦斯機	—
十三　原料　產地	安東
數量	四百斤
金額	小洋　一千元
十四　燃料電力　煤炭（石炭）	—
焦炭（骸炭）	—
煤油石油	—
瓦斯	—
電力	—
十五　工人數（職工數）　長工（常時員）　滿人	三人
日人	—
使用總工數（延人員）　滿人	一八〇人
日人	—

十六 工資（勞銀）

最高	滿人	小洋月 十元
	日人	―
最低	滿人	小洋月 六元
	日人	―
平均	滿人	小洋月 八元
	日人	―

十七 每日工作時間（一日作業時間） 十時間

十八 每年工作日數（一年作業日數） 六〇日

事業種類

一 地址（所在地） 鳳凰城山東街

二 工廠名（工場名） 恒慶源

三 經營者國籍 國書文（滿）

四 開辦年月（開業年月） 民國二十年三月

五 休業 ―

六 經營形態 合資

七 資本金

貨幣種類	小洋
總額	一、二〇〇元
繳款額（拂込額）	―

八 製造品目 尺布

九 製造能力 四疋

十 製造額數（生產額）

數量	九〇〇疋
金額	小洋 二、〇〇〇元

十一 主要設備 織布機四臺

十二 原動機

電力機	―
汽力機	―
火油機	―
瓦斯機	―

十三 原料

產地	安東
數量	綿糸 一、八〇〇斤
金額	小洋 一、二〇〇元

十四 燃料電力

煤炭（石炭）	―
焦炭（骸炭）	―
煤油（石油）	―
瓦斯	―
電力	―

十五 工人數（職工數）

長工（常時員）	滿人	五人
	日人	―
使用總工數（延人員）	滿人	一、二〇〇人
	日人	―

十六 工資（勞銀）	最高	滿人	月小洋七元
		日人	―
	最低	滿人	月小洋五元
		日人	―
	平均	滿人	月小洋六、二元
		日人	―
十七 每日工作時間（一日作業時間）			七時間
十八 每年工作日數（一年作業日數）			二四〇日

事業種類

一 地址（所在地）		鳳凰城
二 工廠名（工場名）		洪具工廠
三 經營者國籍		徐相成（滿）
四 開辦年月（開業年月）		民國十八年六月
五 休業		―
六 經營形態		個人
七 資本金	貨幣種類	小洋
	總額	三〇〇元
	繳款額（拂込額）	―
八 製造品目		尺布
九 製造能力		十疋
十 製造額數（生産額）	數量	一、〇〇〇疋
	金額	小洋 二、八〇〇
十一 主要設備		織布機四臺
十二 原動機	電力機	―
	汽力機	―
	火油機	―
	瓦斯機	―
十三 原料	産地	安東
	數量	三、〇〇〇斤
	金額	小洋 二、〇〇〇元
十四 燃料電力	煤炭（石炭）	―
	焦炭（骸炭）	―
	煤油（石油）	―
	瓦斯	―
	電力	―
十五 工人數（職工數）	長工（常時員） 滿人	八人
	長工（常時員） 日人	―
	使用總工數（延人員） 滿人	二、四〇〇人
	使用總工數（延人員） 日人	―

十六　工資（勞銀）

最高	滿人	小洋月	十二元
最高	日人	—	
最低	滿人	小洋月	二元
最低	日人	—	
平均	滿人	小洋月	七元
平均	日人	—	

十七　每日工作時間（一日作業時間）　十時間

十八　每年工作日數（一年作業日數）　三〇〇日

事業種類

一　地址（所在地）　鳳凰域山東街

二　工廠名（工場名）　瑞和隆

三　經營者國籍　李春瑞（滿）

四　開辦年月（開業年月）　大同元年十月

五　休業

六　經營形態　個人

七　資本金

貨幣種類	小洋
總額	五〇元
繳款額（拂込額）	—

八　製造品目　靴下

九　製造能力　十打

十　製造額數（生產數）

數量	不明
金額	不明

十一　主要設備　機械四臺

十二　原動機

電力機	—
汽力機	—
火油機	—
瓦斯機	—

十三　原料

產地	安東
數量	不明
金額	不明

十四　燃料電力

煤炭（石炭）	—
焦炭（骸炭）	—
煤油（石油）	—
瓦斯	—
電力	—

十五　工人數（職工數）

長工（常時員）	滿人	三人
長工（常時員）	日人	—
使用總工數（延人員）	滿人	六〇〇人
使用總工數（延人員）	日人	—

十六 工資(勞銀)

最高	滿人	小洋月八元
	日人	―
最低	滿人	小洋月八元
	日人	―
平均	滿人	小洋月八元
	日人	―

十七 每日工作時間(一日作業時間)　十時間

十八 每年工作日教(一年作業日數)　二〇〇日

事業種類

一 地址(所在地)		鳳凰城山東街
二 工廠名(工場名)		玉隆長
三 經營者國籍		戴玉隆(滿)
四 開辦年月(開業年月)		大同二年六月
五 休業		―
六 經營形態		個人
七 資本金	貨幣種類	小洋
	總額	一〇〇元
	繳款額(拂込額)	―
八 製造品目		靴下

九 製造能力		七打
十 製造額數(生産額)	數量	不明
	金額	不明
十一 主要設備		機械 三臺
十二 原動機	電力機	―
	汽力機	―
	火油機	―
	瓦斯機	―
十三 原料	産地	安東
	數量	不明
	金額	不明
十四 燃料電力	煤炭(石炭)	―
	焦炭(骸炭)	―
	煤油(石油)	―
	瓦斯	―
	電力	―
十五 工人數(職工數)	長工(常時員) 滿人	五人
	長工(常時員) 日人	―
	使用總工數(延人員) 滿人	一、〇〇〇人
	使用總工數(延人員) 日人	―

十六 工資（勞銀）

最高	滿人	月小洋 八元
	日人	—
最低	滿人	月小洋 五元
	日人	—
平均	滿人	月小洋 七元
	日人	—

十七 每日工作時間（一日作業時間） 十時間

十八 每年工作日數（一年作業日數） 二〇〇日

事業種類

一 地址（所在地） 鳳凰城山東街

二 工廠名（工場名） 成記

三 經營者國籍 史履成（滿）

四 開辦年月（開業年月） 大同二年七月

五 休業 —

六 經營形態 個人

七 資本金

貨幣種類	小洋
總額	二〇〇元
繳款額（拂込額）	—

八 製造品目 靴下

九 製造能力 四打

十 製造額數（生產額）

數量	不明
金額	不明

十一 主要設備 機械 六臺

十二 原動機

電力機	—
汽力機	—
火油機	—
瓦斯機	—

十三 原料

產地	安東
數量	不明
金額	不明

十四 燃料電力

煤炭（石炭）	—
焦炭（骸炭）	—
煤油（石油）	—
瓦斯	—
電力	—

十五 工人數（職工數）

長工（常時員）	滿人	二人
	日人	—
使用總工數（延人員）	滿人	一八〇人
	日人	—

十六　工資（勞銀）
- 最高　滿人　小洋月　二〇元
- 最高　日人　—
- 最低　滿人　小洋月　二元
- 最低　日人　—
- 平均　滿人　小洋月　一一元
- 平均　日人　—

十七　每日工作時間（一日作業時間）　十時間

十八　每年工作日數（一年作業日數）　九〇日

事業種類

一　地址（所在地）　鳳凰城

二　工廠名（工場名）　成盛行

三　經營者國籍　王志學

四　開辦年月（開業年月）　大同二年六月

五　休業　—

六　經營形態　合資

七　資本金
- 貨幣種類　小洋
- 總額　三〇〇元
- 繳款額（拂込額）　—

八　製造品目　磚

九　製造能力　二〇、〇〇〇ケ

十　製造額數（生產額）
- 數量　八〇、〇〇〇ケ
- 金額　小洋　八〇〇元

十一　主要設備　馬蹄窯　二ケ

十二　原動機
- 電力機　—
- 汽力機　—
- 火油機　—
- 瓦斯機　—

十三　原料
- 產地　—
- 數量　—
- 金額　—

十四　燃料電力
- 煤炭（石炭）　三十屯
- 焦炭（骸炭）　—
- 煤油（石油）　—
- 瓦斯　—
- 電力　—

十五　工人數（職工數）
- 長工（常時員）　滿人　二五人
- 長工（常時員）　日人　—
- 使用總工數（延人員）　滿人　七五〇人
- 使用總工數（延人員）　日人　—

十六 工資（勞銀）

最高	滿人	月小洋	十元
	日人	同	
最低	滿人	月小洋	九元
	日人	—	
平均	滿人	月小洋	九元五毛
	日人	—	

十七 每日工作時間（一日作業時間） 十二時間

十八 每年工作日數（一年作業日數） 三十日

事業種類

一 地址（所在地） 鳳城

二 工廠名（工場名） 同合窯

三 經營者國籍 薛廣寶

四 開辦年月（開業年月） 民國八年四月

五 休業 —

六 經營形態 個人

七 資本金

貨幣種類	不明
總額	不明
繳款額（拂込額）	—

八 製造品目 磚瓦

九 製造能力 半ヶ月 一八、〇〇〇ヶ

十 製造額數（生產額）

數量	一〇八、〇〇〇ヶ
金頭	不明

十一 主要設備 馬蹄窯 一ヶ

十二 原動機

電力機	—
汽力機	—
火油機	—
瓦斯機	—

十三 原料

產地	—
數量	—
金頭	—

十四 燃料電力

煤炭（石炭）	一二〇噸
焦炭（骸炭）	—
煤油（石油）	—
瓦斯	—
電力	—

十五 工人數（職工數）

長工（常時員）	滿人	十六人
	日人	—
使用總工數（延人員）	滿人	二、八八〇人
	日人	—

十六	工資（勞銀）	最高	滿人	月小洋　九元
			日人	―
		最低	滿人	月小洋　七元
			日人	―
		平均	滿人	月小洋　七五元
			日人	―
十七	毎日工作時間（一日作業時間）			十二時間
十八	毎年工作日數（一年作業日數）			一八〇日

第八章　交通

第一節　鐵道

縣內中央を安奉線縱斷し、草河口以南、高麗門驛迄計九個所の停車場あり。此の安奉鐵道より受くる利益は莫大にして數目に表し難い程である。縣行政系統は凡て此の鐵道沿線を中心として放射し治安工作亦之に依てゐる。明治三十七年、安奉輕便鐵路開設せられてより漸次人文開け運輸貨客增加し、鳳城の道尹所在地當時の殷盛を安東に奪はれるに至つたのである。鐵道沿線居住の日本人は一時鳳城に於ける滿洲街居住者三百餘、沿線附屬地に數百を數へたが、事變前に於ける排日政策のため、絕滅の狀態に在つたけれども最近日鮮人の復舊は目覺ましいものがある。

安奉線は日滿歐の國際聯絡線にして、事變後旅客に於て二倍、貨物に於て數倍の增加を示してゐる。(鳳城驛)旅客激增は鳳城の發展にも依るか、奧地住民の沿線に被匪害に原因して避難して來たためである。乘降客の增加率が、落着きある鳳城の發展よりする增加と見られるのは、尙兩三年後治安の全く鎭定した時こそ眞の姿であらう。

第二節　水運

長白山脈系の裳裾は眼前に迫り來り、大小數百の山岳溪谷と縫ひて數十里、奥地一帶の耕地は僅に山腹の傾斜面を利するの地勢なれば、舟行に便なる河川は一二を除いて他に見ることを得ない。

大洋河、本縣第八區韋山河、山城子より源を發し五十日本里鳳岫縣界を流れるも、舟行に堪えるは僅に下流半里に過ぎない。靉河は本縣に始まり蜿蜒四十日本里鴨江に注ぐ。之とても亦小舟に便するのみ。

轉じて黄海を見るに、海岸は多く瀉にして船舶の泊する良港少く、隣縣莊河大孤山に寄り、大洋河流出の物貨を安東大連方面に搬出してゐる。之等水運は夏期雨期陸路運搬の不可能なる時に用ひられ、結氷期に於ては大孤山安東兩港倶に使用し得ざるため、冬期水運は途絶しその用にたへない。

第三節　通信

第一項　概況

事變勃發と同時に、反滿抗日分子の策動と、匪賊の輩出により縣下通信網を遺憾なく破壞するところとなつたが、三有餘年を經る現在、總て復舊し、安東に無電臺設置せられ、縣電話を以て安東に通じ、無線電信を以て迅速各所に通報聯絡し得るに至つた。亦安奉地區軍に於ても無線電信を有し、匪賊情報その他緊急事項は之に寄ることが出來る程である。縣下電話網は日滿軍援助の下に縣警察隊の活動あり、事變前に增して充實さを示してゐる。郵便制度も亦滿洲國郵

政管理局の統制下の一として、萬々遺憾なきを期してゐる。殊に郵政夫に對しては匪徒も之を害すること無く、普通人であれば隣接縣岫巖寛甸に護衛その若干を有せざれば從來不可能なるに、易々として郵政の重務を果たして居る。鳳城縣の通信網は安奉鐵路之が根幹を爲し、鐵道を基幹として、滿洲電話が支脈を形成してゐるのである。郵便、電話網は上圖に示す通りである。

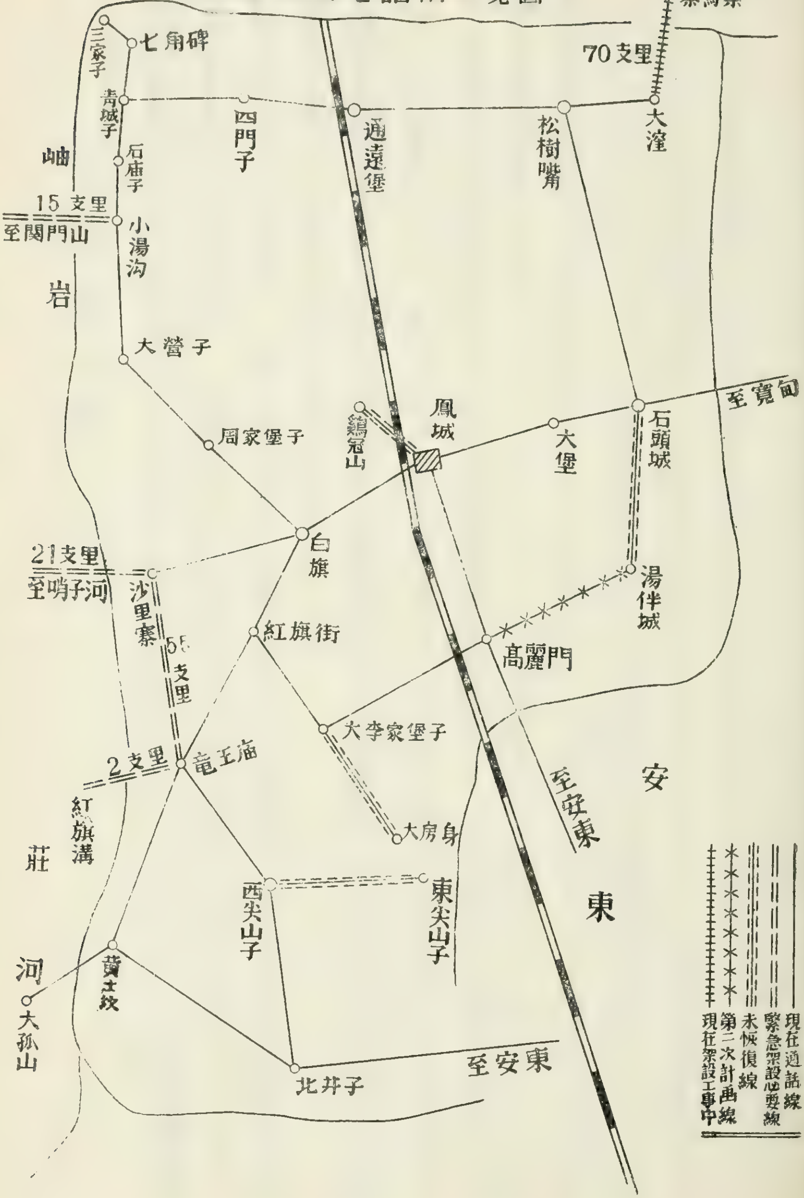


第四節　航空

滿洲國航空會社その他日滿聯絡航空路の通路に當つてゐる。安東に出で新義州飛行場に至つて、之を利用する時、一日の中に大連奉天九州（日本）に到達し得る。

此の他鳳城、龍王廟、大營子縣下三個所に飛行場を有し、匪賊討伐その他に於て充分に利用せられてゐる。今後東邊道各縣との連絡、鐵道無き縣との聯絡は航空に依るべくその時の一岐點たることは疑ひないものである。

鳳城縣電話網一覽圖


寨馬集
70支里
七角碑
三家子
青城子
四門子
通遠堡
松樹嘴
大溼
石廟子
15支里
至關門山
小湯溝
岫
岩
大營子
周家堡子
鷄冠山
鳳城
大堡
石頭城
至寬甸
白旗
21支里
至哨子河
沙里寨
湯伴城
紅旗街
高麗門
55支里
大李家堡子
2支里
竜王廟
紅旗溝
至安東
安
大房身
莊
西尖山子
東尖山子
東
河
黃土坎
大孤山
北井子
至安東
現在通話線
緊急架設必要線
未恢復線
第二次計画線
現在架設工事中

る。

第五節　道路

道路網、通信網の完成は現在滿洲國に於ける最緊要なる施設である。道路の完成が治安の上に及ぼす影響の重大なるは今更喋々するを要しないものである。鳳城縣大同二年一月に至るまで剿匪事業を以て縣事業の全部としてゐたため、道路工作に就ては實行の餘地無かつたが、爾後日本軍竝各機關の援助の下に、道路網の完成に努め、道路愛護村を作り修築規定をも制定して縣東北部は着々と進捗を見てゐる。

殊に鳳城龍天廟大孤山間は幅員六米の自動車道路が國道局の手に依り着工せられつゝあり、來大同三年度には完成の豫定である。又安東大東溝を經て黄土坎大弧山を通過し城子疃に至る河岸道路は完通し國道局經營バスの運行さへ見るに至つた。之がため縣下特産物は縣中央を貫通する警備道路及産業道路により、一段と鳳城中心に出廻り活潑となることと推測されてゐる。

道路網完成の治安に關する貢獻は無限大にして、道路修築規定に依る道路の完備した時は、トラックを以て討匪を遂行し得られ、匪影は加速度的に消滅するものと確信せられる。目下考究實施中の鐵道沿線集中道路が峻成せば、七八區の鑛産、四六三二各區の特產は沿線に集中し、與地農家の收入增加と共に引いて生活の向上、滿洲國情勢の認識を深め宣撫工作五、保甲制度の實施五、等々凡ゆる點で形勢を一變するであらうと見られてゐる。

道路修築規定

第一條　改修スベキ道路ハ縣長之ヲ指定ス

第二條　指定道路ニ沿フ各區各村ハ、區內區間ノ道路ノ修築ニ對シ全責任ヲ持ツテ指定區間內ニ完成スルモノトス

道路改修方法ニ關シテハ、後記ニ指圖スル如ク爲ス可シ

第三條　各區道路修築擔任區域ハ、區、村境間タル事、修築前ニ「何區何村擔任修築道路」ノ標識ヲ樹テ道路修築監視官ノ便宜ヲ計ルコト

第四條　表彰並賞與

修築工事ノ迅速、完全ニシテ成績良好ナリト認ムル區村ニ對シテハ、縣長及ビ治安維持會ヨリ之ヲ表彰シ賞金ヲ交附ス

第五條　罰　則

修築工事ノ成績劣惡ナル區村ニ對シテハ、縣長ソノ區村長ヲ罰シ、五百元以下ノ罰金ヲ科ス

第六條　特ニ縣當局ニ於テ直接工事ヲ爲ス區間ハ縣長之ヲ指定シ、區ノ負擔外トス

但シ該區ハ區村民ノ義務勞役トシ、規定ニヨル勞銀ヲ支拂フモノトス

義務勞役及支拂勞銀ニ關シテハ左記規定ヲ適用ス

第七條　鳳城縣道路修築工事ニ關シテハ、指揮指導凡テ縣公署之ヲ發令シ、各區分局之ヲ受ケ各村之ガ實施ニ當ルモノ

トス

第八條　修築道路ニ對シテハ担當區村ヲシテ道路愛護村トシテ適宜補助金ヲ下附ス

第九條　縣指定修築道路ハ特ニ迅速完成ヲ要スル爲村民ノ勞役義務負擔ニ對シ、左記規定料金ヲ交附ス

一、完成期日內ニ工事ヲ完了シタル村ニ對シ報酬ヲ下附スルヲ原則トス

二、勞銀、一日一名、國幣二角

三、義務勞役ニ對シテハ各戶男子一名ヲ出シ工事ニ從事セシム

四、十家長ヲ一單位トシ、百家長村長之ガ實施指揮シ、分局長之ガ總監督ノ任ニ當ルモノトス

道路修築工事仕樣書略圖

一、道路幅員　三間トス

二、車馬道ヲ六尺、自動車道ヲ十二尺トシ、兩者ヲ區別スル爲間ニ小溝ヲ設ク

三、側溝ハ道路ノ兩側ニ深度三尺幅二尺ヲ原則トス

四、道路面ヲ掘下ゲ石砂利ヲ埋メ表面ニ赤土粘土ヲ撒クモノトズ

鳳城縣道路修築豫算概要

修築道路一支里ニ對スル費用人員日數

人員　五〇名

日數　二日

勞　銀　　　一名一日二角　　20倍×50名×2日＝10.00円

第一期修築道路中、國道建設計畫路線ハ除外スルモノトス（鳳城—白旗—紅旗街—龍王廟—黃土坎—大孤山間）

（一）　白旗大營子間六五支里

白旗—周家堡子	10円×30里＝300円	
周家堡子—大營子	10円×35里＝350円	計　650円

（二）　高麗門紅旗街間五五里

高麗門—大李家堡子	10円×40里＝400円	
大李家堡子—紅旗街	10円×15里＝150円	計　550円

（三）　鳳城石頭城間五五支里

鳳城——大堡	10円×37里＝370円	
大堡—石頭城	10円×18里＝180円	計　550円

（四）　鳩冠山雪裡坫間八支里

鳩冠山——雪裡坫	10円×8里＝80円	計　80円
		總計　1,830.円

第二期計畫區村負擔道路

（一）　通遠堡松樹咀子間　四〇支里　　10円×40里＝400円

(二)　松樹咀子雪裡站間　三六支里　10円×36里＝360円

(三)　石頭城高麗門間　九五支里　10円×95里＝950円

(四)　靉陽邊門石頭城間　一一五支里　10円×115里＝1,150円

2,860円

第二期計畫區村負擔道路ハ修築完成後成績ヲ考査シ適宜補助奬勵金ヲ交附ス

道路愛護村規定

第一條　道路修築規定ニヨル、修築道路ニ對シテハ、擔當區村ヲシテ道路愛護村トシテ適當補助金ヲ下附ス

第二條　道路愛護村トシテ指定セラレタル村ハ擔任區域ニ對シ「何區何村保護道路」ノ標識ヲタテル事

第三條　保護道路ニ破損個所ノ生ジタル時ハ直ニ修理ヲ爲ス事

第四條　愛護村ニ對シテハ成績ヲ毎月道路監視官ヲシテ考査セシメ補助金ヲ適宜交附スルモノトス

第五條　愛護村ニ於テ橋梁ヲ架設スル時ハ縣當局ニ於テ補助金ヲ下附スルモノトス

第六條　愛護村ニ對シテハ壁新聞ヲ設置シ、滿洲國機關新聞ヲ無償ニテ配給スル他カ諸般文化的施設ニ於テ優先權ヲ與フルモノトス

第九章　商業及金融

第一節　商業

第一項　概況

本縣は安奉線に沿ふと雖も平地に乏しく生産物は特殊のものを除きては豐ならず。商業一般に沈衰狀態にして、交通の不便と、匪賊の被害頻出すると、雨期の交通途絶とは相俟つて鑛山の開發等特殊の事情を發生せざる限り、卽ち經濟狀態の融和せざる限り、今日以上の隆盛は先づ期待し得ない。鳳城は古くより道尹その他諸官廳ありて政治的商業的の中心を爲して居たが、安奉線の開設せらるると共に、安東に殷盛を奪はれたものである。物價の點よりするも安東本溪湖等より一割の高率なるため、諸必需品、高價品は總て安東市場により供給せられ、生産企業の設立せられぬ限り鳳城の發展は、さしたるもの無しと見られる。大小の商舖各地に散在するもの多しと云ふも鳳城龍王廟草河口の三市邑を除いては云ふに足るもの殆ど絶無である。資本亦微弱にして且つ奉票の下落以來商業狀態一般に不振であるが、一萬元以上の資本を有する商店は三四十あり、五萬十萬元に至ると僅少たるは爭へない。治安維持の確保、諸工業の（主として鑛山）復興は之等商店をして回生せしめるのに難事でない。唯、地方住民殊にその八割は農民にして現在程購買力を有せず、交通運輸並に匪徒の絶へざる出沒は農商に莫大なる被害を與へてゐる。商店の資金融通不活潑は農民との賣買の基本を爲す掛け賣りを廢するの止む無きに至り、加ふるに、農民に對する前年來の掛け金は回收不能にして金融難資金難に拍車を加へるものである。

農民に對する掛け賣り回收期は年一回秋の收獲期にあるため、一業を固執するもの稀にして多くは數種の營業を兼營する。卽ち雜貨商にして糧棧或は油房を兼ね、錢鋪燒鍋を兼ねる等孜々として如何なる小業をも出來る限り兼業するものの如く、且つ他方面に見る如き獨立せる糧棧は殊に見當らない。斯くの如く本縣の商業は沈衰し特に記すべきもの

が無いのを遺憾とするものである。

第二項　會社　商店

本縣に於ける商業組織は出資經營の形態より見る時、次の如く區別し得られる。

一、個人出資單獨經營
二、個人出資共同經營
三、共同出資共同經營
四、株　式　組　織

(一)は、比較的小資本を以て經營し得られ、小商店、露店商人は凡て之に屬す。商務會員に推薦せられるは(二)項以下にして個人出資單獨經營者はその勢力甚だ微々たるものである。

(二)個人出資共同經營、此の營業形態は比較的多くを見るものであつて、錢股(現金出資の謂)なるものあつて資本を出し、經理人一切の責任を負ひて營業を處理するのである。又一方此の經理が勞力のみを出資する時は身股と稱す、

(三)共同出資共同經營、之の形態は滿洲に最も多しとされてゐる。土匪政匪等の跳躁は一個人の出資に對し危險を與ふるために損害負擔を最少限度に止めんが爲に此の形態が生れたのであらう。

イ、數人の出資者が單に出資するのみで經營は經理に一任する。
ロ、出資者等しく經營に當るもの、之は餘り大店舖に於て見當らぬ。
ハ、出資者と身股と共同經營のもので無限責任である。

(四) 株式組織　說明する迄も無く日本に於けると同樣である。

一體に共同出資共同經營の多きは、滿洲古來の社會情勢より生れたることは疑ひもない、一、匪害、經營上の損害分擔等より來たる事、(二)親族間の共同出資は、經營の確固たる事、(三)支那の財產相續は長子相續に非ず子女の數全體に分配するため、子女互に協力せざれば、一個の商業の經營不可能なる事、(四)官吏の利殖方法として、大官要人は等しく商業を經營して經理人を置き之を一任せしめ、反面自己の權力を行使して一層の利益を得る、等々の諸原因に起因するものである。鳳城縣に於ける各別の代表的なるものは、次の如くである。

(一) 小商店、露店商人に多し、

(二) 鄕雲樓(旅館兼料理店)

(三) 大商店に多し、電話局

(四) 電燈會社

第三項　商業機關

本縣は第一章縣の歷史に記述せし如く、東邊道道尹、東邊鎭守使署の存せし地にして、安奉鐵路開設するや人車物貨の交通頻りとなり、政治商業の中心地となつたのである。安東にその繁榮を移すの止む無きに至りても尙昔時の盛代を忍ぶべきものあり、殊に大正十二年頃より排日排貨の聲高くなりしために、日貨を主要取引とせし者の倒產あり一時衰微せしも政治的都市であると、寬甸岫巖本溪各縣の物資の集散地である事に依り市況に活氣を保有し得たのである。之等の關係上本縣商務會は隱然たる一大勢力を有し、龍王廟、草河口、通遠堡鐵道沿線各市邑に商務分會を置き正副會長

制をとり、商務會長は市井に於ける縣長同樣の勢力を握るに至つたのである。

本商會は商會法に依る一般事務を取扱ふ以外に私設小學校の經營（龍王廟他分會に於て商民子弟の教育をなすを目的とし）或は消防隊商團をも設立して市城の消防、防備に努力しつゝあり。

商務會は政府の條令の下に設立せられたる團體にして組織内容は章程に依りて規定せられ、内部的行動としては各國にみる商業會議所と同樣である。商務會特有の行動としては、

一、匪害防禦の方法に關するもの、兵亂及土匪の害に腦まさるるものは農工商當事者である。殊に匪徒の目ざすところ、物資の集中せる都市である以上、對匪策を講ずるも又止むを得ない。兵匪の跳踝が物貨の運輸を杜絶せしめ、原料の仕入を不可能ならしむることは商工業者をして致命的困難に陷入らしめるものである。爲に商會は兵匪に對し、彼等の暴行による損害を僅少ならしめるため、裏面より種々策動を行ふを普通とする。討伐軍、土匪兩面に對し軍用金を提供し、自己の財產生命を彼等の蹂躪より免れんとするのであるが、之等は昔時舊軍閥時代なれば許容するものである が、王道滿洲國成立後の今日に於ても尙此の惡習慣を存し鄧鐵梅匪の侵略から免れんがために種々軍資金を供したとの風評がある。然し現在日滿軍の討匪陣堅固にして縣下集團匪の存在を許さず、縣令至る處に及び、商會有力者も漸く滿洲國の眞意を知るに至り日本軍慰問に物資を寄贈し、或は進んで教育に、社會事業に參與し、その活動見る可きものあるに至つた。舊來の觀念より見れば、軍閥勢威を張るも、道義滿洲國起つも、自分の生命財產を護る者、之れ味方なり——の觀念に支配されてゐたがためであるから、あながち責むるに當らぬのかも知れない。

(二)として商會の政治上に占むる立場は、絕大なるものがあつた。本縣に於ける暗流に南北兩派あり、鳳城を中心に

南北と分ち之よりの出身者を指すの謂であるが、その何れかの出身者に非れば、縣施政者は排斥せられ、寸時も職を全ふするを得ざるが如き排外思想旺盛のところである。現に事變前は素より事變後現在に至るまで縣長の變轉幾人かを知らず、前縣長康氏は本縣高麗門（南派）の出身であるため、無事職責を全うしたものであつた。事實法律も實體的には殆ど價値無き舊來の支那に於ては商會の（二大潮流の代表者は商會である）運動又當然起り得るものである。地方の實權は商會にあると云ふも過言では無く舊來の地方政權に於て縣長は形式的行政權を掌握するのみで實體は、……土匪と交渉、產業施設、租稅の實際的徵收、その他自治に關する一切は——商務會が掌握してゐるのである。民衆の聲は之等商會有志の聲大なるため、一部の智識階級である商會、官吏員等で代表せられ、眞の全縣八割を占むる農民の聲は表はれ出なかつたが、今後に於て眞の民衆の聲が聞けるものと云ひ得よう。けだし施政者の留意を要し改善を要するのは商會である。

第四項　物價及生計

物價は大約奉天より二割高、安東市場より一割高と云ふことが出來る。汽車便その他輸送費を要すると中間に利益を得る者多き爲とに依るものである。然しながら民國年間末に比する時二割五分方の物價下落を來たしてゐる。之は一に排日排日貨の絕滅に依り商務會又は輸入商の中間不當利得が失はれて正常に立ち歸へつたためであらう。尚爲替變動に依る日貨の安價輸入と最近銀の騰貴に原因するものである。今左記判明する物貨に就て見ると、（民國十九年を一〇〇とす）

品名	民國十九年	民國二十年	大同元年	大同二年現在	總指數
洋面	一〇〇・〇〇	一〇二・五〇	八五・〇〇	七五・〇〇	九〇・六三
石油	一〇〇・〇〇	一六三・三三	一四六・六七	一四六・六七	一三九・一七
大鹽	一〇〇・〇〇	九七・〇〇	一〇〇・〇〇	九四・〇〇	九七・七五
尺布	一〇〇・〇〇	一〇五・〇〇	一一〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇三・七八
白糖	一〇〇・〇〇	九〇・〇〇	八〇・〇〇	七〇・〇〇	八〇・五〇
膠皮鞋	一〇〇・〇〇	六二・五〇	五〇・〇〇	四三・七五	六四・三四
豆油	一〇〇・〇〇	九五・〇〇	九〇・〇〇	八〇・〇〇	九一・二五
火柴	一〇〇・〇〇	一一〇・〇〇	八〇・〇〇	六〇・〇〇	八七・五〇

全體的に甚だしきは半減以下に下落して居るものもある。石油の四割六分餘の騰高は、日本産石油の當地に僅少或は絶無を示すもので、總て米國油に依つて市場を占められてゐることを證するのである。その他日本製品は指數の示す通り排日貨の絶滅に依り蘇きかへり、反發的に怒濤の如く流れ込んでゐることが分る。材料の少いため廣汎に渉り證するを得ないが目覺ましい躍進振りである。之がため生活必需品は下落し生活の安易を思はせるが、反面土匪の横行掠奪に依る損失、掛金の回收不能等は商民を困窮のどん底に陷入れ、金融逼迫は農民の購買力の減少に相加つて一朝一夕に復舊を許さぬ現狀にある。農村を基準として樹てられたる商業形態であるため、農村の恢復せられざる限り商業は繁榮を期し得ない。商工業者も亦田畑を有し地主階級を形成してゐるため、農村の生活狀況は村費自衞團費、匪賊への食料供

給等に依り民國十九年度の約三倍を數ふるの狀態である。農村生活に比すれば商戶の負擔たるや無きに等しと云ふを得るのである。純商戶少なきため農村の暗影は被ひ來るとするも、商戶の生活程度は遙か上位にして、衣食住に於て判別し得る處である。

今農商業者の經濟狀態を比較して見るに、(本縣は本溪縣と略同狀況にある爲本溪縣經濟調查農商論より拔載す)

綜合的に見たる農商業者の經濟狀況比較

先づ農民及商家の負擔比較を見る、所有地十畝內外の農戶

大豆	六畝	三石六斗	九角	三二・四〇元
高粱	二畝	一石七斗	六角	一〇・二〇元
谷子	二畝	一石四斗	七角	九・八〇元
高粱桿		一〇〇捆		二・〇〇元
谷子草		四〇〇斤		四・〇〇元
			合計	五八・四〇元

即ち十畝內外の耕作農家の自作に依る收入五八・四〇元なり、而して農戶が收獲物を縣街に持ち來り賣却する時は約一割二三分の高價にて販賣せらるるも、春耕期に多少なりとも糧棧より融通を受け居るため高價の賣買を爲し得ずと云ふ。此の點速に農村金融の機關設立を希望す、次に彼等の生活費は勿論その收入より支出すべきも今その負擔のみを示せば

目別	民國十九年	民國二十年	大同元年

錢糧	六・〇〇元	六・〇〇元	六・〇〇元
村費	三・〇〇元	一五・〇〇元	二〇・〇〇元
雜費	二・五〇元	二・〇〇元	
軍草	五〇元		
兵匪招費			一〇・〇〇元
計	一二・〇〇元	二三・〇〇元	三六・〇〇元

右表に依る錢糧とは畝捐田賦の意、兵匪招費とは匪賊への食料を主なるものとし、村費の増加は自衛團費及匪賊への獻金なり、即農産物は暴落するに拘はらず彼等の負擔は公課に於て増減なきもその他に於て非常なる負擔を爲す、各年の收入に對する比率を見るに、次の如し。

民國十九年	一八%一八
民國二十年	三四%八四
大同元年	五四%五四

村費自衛團費は小作人、小自作農に於て事實上の金額も多く負擔し地主階級に於て反つて少ない。即ち地主は不在地主であつて、匪害を蒙らぬ沿線縣城に住居し、匪害を常に受ける小作人階級は避難し度くも爲し得ず、兵匪招費等は凡て小作人或は自作農負擔であり、加ふるに公課の中畝捐は小作人負擔で五分の小作料中には地主六分の小作料を徴收する者もある。商工業者は地主階級より利益を見てゐる點丈け、農戸（小作自作）より遙に負擔が少ない事が判然するので

ある。實に一驚せざるを得ないと同時に憤りをも感ずるのである。殊に最も重き負擔に喘ぐ農民は兵匪招費なる特別負擔あり、且つ匪徒の迫害の中に在りて治安の恩惠なし、商工業者官公吏は安閑として匪害の外に超然としその負擔は輕し、農民の匪化亦止むを得ないのであつて施政者の再考の餘地ありとするのである。

奉天省鳳城縣各地日用必需品平抑市價表　大同二年九月份

品名	品質牌號	單位	原擬售價	平抑市價
大米		一斗	三元一角	三元零五分
高粱米		一斗	一元三角三分	一元三角
小米		一斗	一元八角	一元七角七分
色米		一斗	一元零五分	一元零三分
麵粉	竹印	一袋	三元五角	三元四角八分
包米麵		一斤	三分五厘	二分五厘
切麵		一斤	六分	六分
機器麵		一斤	一角三分	一角二分
精米		一斗	三元二角	三元一角六分
大豆		一斗	一元三角八分	一元三角五分
乾豆腐		一斤	一角一分	一角
豆腐		一斤	三分六厘	二分六厘
大葱		一斤	二分二厘	二分
蒜		一斤	六分	六分
大頭菜		一斤	六分	五分五厘
白菜		一斤	一分	一分
韮菜		一斤	四分五厘	四分
豆芽菜		一斤	二分三厘	二分二厘
辣椒		一斤	一角	八分
地豆		一斤	三分五厘	三分二厘
麵筋		一斤		
鮮魚		一斤		
茶葉	大方	一斤	三元八角五	三元八角
啤酒		一瓶	四角	三角八分
汽水		一瓶		
黃菸	大把	一斤	六角	五角八分

火油	美孚	一斤	一角六分	一角六分
白木炭		一斤		
黑木炭		一斤	二分二厘	二分一厘
無烟煤		一噸		
有烟煤		一噸	十四元三角	十四元三角
火柴	玉手	一包	六分	六分
洋燭	地球	一包	一角六分	一角五分
白色棉線	雙雁	一斤	八角	七角八分
同		一斤		
藍色棉線	細	一斤	一元五角	一元四角八分
同	粗	一斤	一元	九角八分
白色綿線粗布	不老草	一尺	一角一分	一角一分
同	雙駿馬	一尺	八分	八分
藍色綿線粗布	不老草	一尺	一角四分	一角四分
同	雙駿馬	一尺	九分	九分
粉條		一斤	一角五分	一角五分
棉花	遼陽花	一斤	六角二分	六角
細線洋襪	高腰羅菊	一雙	三角九分	三角八分
粗線洋襪	雙底短腰	一雙	二角一分	二角

陰丹土林布	十丈月桼	一尺	一角六分	一角五分
鹹魚	大日哈	一斤	一角七分	一角七分
猪肉		一斤	三角三分	三角三分
羊肉		一斤	二角八分	二角六分
牛肉		一斤	三角三分	二角二分
雞		一斤	二角四分	二角二分
蘿蔔		一斤	一分	一分
小菜		一斤	一角一分	一角
小豆		一斗	一元六角	一元五角五分
吉豆		一斗	一元七角六分	一元七角
粗鹽		一斤	七分	七分
醬油	上	一斤	三角二分	三角一分
大醬		一斤	七分	七分
豆油		一斤	一角六分	一角五分
猪油		一斤	三角三分	三角二分
醋		一斤	一角八分	一角七分
紅糖	·	一斤	一角四分	一角四分
白糖	尖白	一斤	一角四分	一角四分
燒酒		一斤	一角八分	一角七分

黃酒		一斤	一角七分	一角六分
紙烟	粉刀	一小盒	一角	九分
同	前門	一小盒	一角	一角
禮服呢鞋	紅皮底	一雙	三元五角	三元四角
布沙鞋		一雙	六角二分	六角
藍市布	雙魚	一尺	一角三分	一角二分
白洋布	軍人細布	一尺	一角	九分
牙粉	苦林大包	一包	一角	九分
牙刷	中和永	一把	一角	九分
肥皂	鷄卵	一塊	六分	六分
香皂	三彩皂	一塊	一角七分	一角七分
毛邊紙	美大仁	一疋	五元五角	五元四角五分
冬紫毫筆		一枚	二角三分	二角二分
舊報紙		一斤	六分	六分
醬油	次	一斤	一角	九分
雨傘	布油傘	一把	六角	五角八分
鹼		一斤	六分	六分
洗衣毛刷	圓頭帶把	一把	二角	二角
粗磁花碗	藍花無把	一個	五分	五分
粗磁茶壺		一把	六角三分	六角
六寸粗瓷盤		一個	一角七分	一角六分
洋傘		一把	一元二角	一元一角六分

鳳城縣街家賃調查

大同二年六月警務局調查

類別 分所別 等差	每間賃貸價格 甲等 最	甲等 次	乙等 最	乙等 次	丙等 最	丙等 次	平櫥價格 甲等	乙等	丙等	備考
東街分所	四五	三七	三五	三〇	三〇	二四	二五	二〇	一五	
西街分所	四〇	三六	三五	三四	二四	二二	二五	二〇	一五	

南街分所	最	三七	最	三〇	最	二五	二五	二〇	一五
	次	三四	次	二七	次	二一			
市場分所	最	四五	最	三二	最	二五	二五	二〇	一五
	次	四〇	次	三〇	次	二〇			
大橋南分所	最		最	二七	最	一八	二五	二〇	一五
	次		次	二二	次	一五			

第五項　貿　易

本縣内從斷の安奉線各驛に就て見るに、草河口、通遠堡鳳凰城高麗門の四驛を主としてゐる。冬期結氷期に高粱包米の出廻り多く、十一月は殊に柞蠶の移出際立つて多い。商業取引は十一、十二、一の三ケ月最も殷盛を極め、解氷期之に次ぎ、雨期七月は交通杜絶に起因して最も閑散である。

輸出は高粱、包米、大豆、柞蠶であつて包米（唐黍）は全滿一を以て稱せられる。又日過し得ないのは煙草にして年額二〇萬貫を產して安東奉天方面に輸送せられる。

三區及四六區の一部は解氷期には大洋河を利用し、大孤山龍王廟より海路安東大連に移出される。他は凡て鐵路に依り占められてゐる。移入は九割迄安東より輸送し來り他は馱脊に依る。石油衣類その他文化的消耗品は凡て安東より移入し、奉天方面との關係は稀薄である。

第六項　度　量　衡

元來度量衡制度は貨幣制度と相俟て現代經濟生活の基本を爲すもので取締りを忽にすべきものではないが、未だ社會公衆に於て度量衡の取締法規の制度を要望する向（鳳城縣々民の）少ないためか檢定制度はもとより採らず、器物の製作修覆及販賣は依然之を自由にしてゐる現狀である。

清代光緒末年度、度量衡劃一の必要を認め制度を發布したのであつたが、民國四年に之が實施を一部分に行はれたのみで、滿洲は舊慣習に依つて行はれてゐたのである。官用度量衡器に於ても公平なる筈が舊軍閥時代或はその前に於ては中央官府は收納に大なる斗（枡）を用ひ支出に小なるものを用ひ、地方官署は人民に對するに中央に對する送銀遭米の際用ふるものより大なるを以てする如き惡弊があり、民間に惡習慣の殘つたのも無理からぬことであると云ひ得る。

度

營造尺　本縣に於ては營造尺を用ふ、營造尺は一般に小幅支那產布類及建築工藝用に供せられる、關東州內で蘇尺と稱し用ひられるもので絹布類の小巾物を計るのに使用せられてゐる。その長さ概略日本の鯨尺八寸、直一尺に相當する。

五尺桿子、丈尺繩子、之等は木材商が材木を計る時、土地の測量を爲す時に使用せられるのであつて、大明の制度に依れば營造尺と測地尺とはその種類を異にし多少の差はあるが、淸制に依る時は此の區別は無く、土地度量には弓尺を用ひてゐる。鳳城縣も弓尺に依る。長さ五尺にしてその五尺は營造尺に依り定めたるものであり、弓尺一尺は營造尺一尺に相當するものとされてゐる。

寸　十分を一寸とす

尺　十寸を一尺とす

丈　十尺を一丈とす

土地を測定するに多くは一複步を以て五尺とし五尺平方を一弓とす、

地積	稱呼	鳳城	日本面積
	弓	五尺平方	七合四一
	畝	三六〇弓	八畝二六步七六
	天地	六畝	五反三畝十步五六

地積の測定は丈量法極めて粗雜で畦數と畦の長さで簡單に之を算出する。一畝を步數で丈量するのに一畦を（二尺五寸）を以てする時は二畦、包米或は高粱の莖二千本を以て一畝としてゐる。通常一畝と稱するも實測より大なる事當然にして、浮土地を加へてゐるため實測一畝七分餘位になるのを一畝として居り、小作人對地主間の土地貸借は之に依り、土地登記に對する時は一畝（實測）は二畝以上に出るもの敢へて珍らしくないとされてゐる。之がため日本人對滿人の土地賣買交涉に最も困難を來たすのは、此の點で土地評價に誤算を生じ種〻紛擾の種をかもす所以である。

量

量制は他地方と異なること尺度よりも甚だしい。命位は勺、合、升、斗、何れも十進法であることは日本と異ならぬが、何れも大きく日本の一斗は當地方に於ける七升位で換算されてゐる。

官斗、戶部の制度に準じて製造したるもの、旗衙門製造規定に依るものとされてゐる。官用以外のものは民間の自由製

造に委されてゐる。商務會、農務會に各ゝ備へ付けられるが、容積大小不揃ろひであることも敢て不思議とされてゐない。

衡

衡もその種類一定せずして稱呼は

擔	百斤	十五貫二〇〇
斤	十六兩	一五二匁
兩	十錢	九匁五
錢	十分	九分五
分	十厘	九厘五

正確な所は一斤一五二匁であるが正確さを豫期することは、秤の製造取締を嚴にしなければ望み得ない。官秤は旗衙門、城守尉の規定製造に依るものであつたと云ふ。

第二節 金融

本縣に於ける金融機關と稱し得るもの皆無と云ふも過言でない。主たる金融は凡て粮棧によつて行はれてゐる。農業金融は極めて幼稚であつて、農を本とする本縣は、當然金融機關の存在を見る事が出來ぬのである。現在滿洲國中央銀行支行存在するが單に奉天新京より到來する爲替の現金交換所に過ぎない。農民に對する金融機關は當然設置の要にせ

まられ、大商戸は安東の諸銀行と取引を爲し、僅に金融の途を講じてゐる。滿洲特産物の配給系統については、諸〻の機關が要素となつて構成されてゐる。卽ち地方仲買人糧棧、輸出商の如き直接機關と、銀行運送業倉庫業等の間接機關がありて重要構成分子の一つを爲すが、本縣では之等の間接機關の存在無く、農民地方、糧棧——集散地（安東）糧棧油房があるのみである。農民は小量づゝ糧棧に持ち込み、糧棧は之等を集結して安東に輸出するのである。之等糧棧は（大商人の副業の如く經營せられる）地方農民の金融の途を開拓して農民と輸出業者の間を繫ぐものである。本縣油房は直接農民より穀物を購入し自家にて消費し或は移出の途を執る糧棧と同樣の事をも爲してゐる。然しながら倉庫業者の存在無きため相場を考慮せずして賣却し利益の增收をみす〳〵取り逃がし、又は不慮の損害を蒙むる等の例は少なくない。

農業金融は元來商業金融に比して一般にその發達の度は幼稚であり、殊に當地方の農村金融は見る可きもの皆無であつて、强ひて擧げれば賴母子講の如きものを云ひ得るのみである。卽ち賴母子講、當舖、商務會、糧棧等であつて純然たる銀行その他金融機關よりは一顧だにされてゐない。農民の資金需要な春耕期に於て耕地の費用、家畜購入或は借入に要する費用、種子及小量肥料の購入等に當てるもので、借款期は春耕期、秋收獲期に農産物を賣却し依つて之を返濟するのが通常である。

滿鐵調査課、中國人農業者の農業金融及その機關に就て（拔萃）

滿洲に於ける滿人農業者の農業金融機關は頗る不備なる狀況にある。一般農業者は農企業を營む目的を以て資金の融通をはかるが如きは甚だ稀にして、多くは生活費その他冠婚葬祭等の臨時費を支辦する爲に、都會の雜貨商當舖より典、押、當、批賣、稀に收獲物を擔保として資金の融通を仰ぐのである、然れども春耕期播種夏中耕除草期の苦力

費支辨の爲に資金の借入を爲す事少しとせぬ、――（本縣に於ては皆無と云ふも過言に非ず）――その際にも月利二分及至三分四分の高金利を徴せられ貸借期間は一年を越ゆる者は殆ど無き有樣にして、普通秋期收獲期後返濟するを常とする。近代的の中國金融機關に不動産を擔保とする資金の融通を圖るものに奉天興業銀行あり、各地に支行を有して月一分七八厘にて貸出に應じてゐるが、その融通は必ず農務會の保證を必要とした爲に低利の割に不便多く夫も今は亡びて解散してゐる。中國人農業者の金融機關の二三代表的なるものを擧げて見る。

一、當舖　當舖は日本に於ける質屋にして財政部の特許證を受けた後開業し主として動産を質物として金錢貸付に應ずるは云ふ迄もない。眞正のものは財政部の制限を、貸付利率期限質物の種類等に就て受けるものであるが、現存せるものは所謂當舖のみである。現在の當舖は一般に婦人の裝身具、家財道具を質物とし金錢を貸與するものにして、貸出額、貸出條件に依つて大中小の三種に分つ事が出來る、大當舖は流質期限一ヶ年半乃至二ヶ年、月利三分内外にして五百元以内を貸出し中當舖は流質期限一ヶ年内外、月利五分二百圓迄の貸出を行ひ、小當舖は流質期間三ヶ月利息一元に付き日歩半個子兒、四、五元以下の貸出を行ふものである。

二、粮棧その他特産物商、農村の小粮棧が特産物擔保金融を僅に行ふ他に重要なのは粮棧その他特産物商が行ふ農業金融として青田賣買がある、之は批賣とも謂はれ資金融通の一方法である。批賣の起源は土地の富豪が村方の農民に對する種子資金、農具買入資金、生活費等を貸與し收獲後穀物を以て償還を受くる事に始まつたのであるが、今日に於て複雜化したものである、即ち自己の耕作する青田を賣つて耕作費、生活費を得るのであつて農業者は青田の賣却後も引續きその耕作に從事し收獲後一定の期限に於て糧穀を買方に引渡すものである。陽曆九月頃になれば粮棧その他

の特産商が外櫃と稱する外交員を農村に派遣して靑田賣買契約を結ばしめ（靑田賣買の禁令ありてより支那官商を介して行ふは當然であつた）以て自己の商略を維持するのであるがその價格は現物引渡の時の豫想價値の八掛を以て普通とし契約成立後價格の三分の二を支拂ひ、殘りの三分の一を現物受授と共に交附するものである。批賣は以上の如き賣買契約（或は貸借契約とも云ふ）であるが價格低き爲農業者は餘り好まない。又收獲後も現物を引渡さず、殊に豫想した價格が引渡の當時非常なる開きを見せて騰貴した場合は爭を生ずる原因となり、輓近は之が中止を嚴達されてゐたが、官商は之を行ひ特産商も官商を介して實行してゐた處である要之批賣の方法は特産物取引の重要なる一方法なると共に農業者にとりても必要の前に一筋の道を與へられてゐるものと評する事が出來る。

通貨は國幣　小洋銀を主とし奉天票が之の間に通用されてゐる。一般に幣制に對しては無關心なる如く、即ち官鑄あり私鑄あり外來の貨幣（朝鮮銀行券）あり、各貨幣は金、銀、銅の各種ありて統一なく、自然の貨幣流通の原則に支配せられてゐるのみである。貨幣相場は日毎に變轉し、取引を爲す毎に換算を要し手數甚だしいが、反つて之に慣れ相場變動に依り利益を占むる者あり何等不自由を感ぜぬようである。

現在私票は鄧匪の軍票樣のものが一時あつたのみで、今は流通して居ない。鄧鐵梅の勢力日本軍滿洲國軍の討伐に依り壞滅してより、價値は素より所有そのものが危險視され、回收等の手數を要せずして消滅してしまつたのである。

斯く見斯く說き來る時、庶民金融、農村金融の爲に金融組合の設置は治安の斯く平定したる今日、焦眉の急を要するものにして、黃煙組合（煙草耕作者に對して）よりするも、農民に對するも最も要望されてゐるものは、金融組合と農業倉庫の設置である。

第十章　教育及宗教

第一節　教育

鳳城縣は清朝咸豐、同治年間（日本の萬延明治年間に當る）に於ては甚だ質朴粗野であり人民は書に親しむ事が稀であつた。依つて觀察使陳公（植本植）は文化教育の目的を待つて辦學を創設したのである。然るに後幾何もく、鳳城より幾多の人材を輩出するに到り、人鳳城縣を稱するに「多士」（學者）の地方と呼ぶに至つた。誠に之は辦學の功績に歸一する處と云はねばならぬのである。此の爲現在本縣に於ては師範學校一、中等學校二、女學校一、縣立小學校五、區村立五八校の多きに達して居る。人口貳萬餘の鳳城市街に八百餘の高等ルンムペン態のものを有して教育禍を叫ばれてゐる。之れ一に大人教育に依る弊とし、縣教育局の教育方針は適地教育を主として勤勞主義を標望してゐるのである。卽鳳城縣の如く農業を主としてゐるに對し、從前通りの大人教育は實情に合致せぬものであり、農業教育に意を注ぎ、形を捨て實質を採るものとしたのである。尙事變後日本語研究に志す者增加し、各中等學校、小學校及民衆學校に日本語教員を配し、且つ日語學院を縣公署經營として開き、百餘名の學生を收容せるも益擴大の必要にせまられてゐる。事變後匪賊の橫行は各區小學校の閉鎖を餘儀なくせられたが、現在に於ては殆ど開校し四、六、區の匪徒の跳踉甚だしい地方二三が、未開校として殘されてゐるのみである。

教育者某は「三民主義は宣揚良く縣下全般に行き渉れる様であるが、眞底迄撤底せず」と、之れ王道主義の撤底は同斷の結果に陷るものとの意を有するものか、之を撤底的に打破す可く縣下各教員を動員し講習會の開催、教職員に依る

宣撫工作班の組成、夏期に於ける休暇を利し討伐軍一個中隊に教職員より爲る宣傳班一個班を附屬せしめ　宣傳遊擊隊五ヶ班を編制し各地を討伐並宣撫に努めし結果、その効果大いに擧り、現在に至つて之の影響が具現して來てゐるのである。本縣は奉天省教育會聯合分會の所在地として定められ、之の教育會を根幹として縣教育界の向上に努める可く、故友田參事官育英資金を以て人材の涵養を圖る外、適地教育を主として、專門學校卒業者の就職難緩和に努め『農村に歸れ』を標傍せしめてゐる。

民衆教育、社會教育として民衆學校の存在は重要なるに拘らず、老朽教員の失業救濟の觀あり、從來之が撤底せる方針無きため事績の擧がらぬ憾があつたのである。之に對しては、縣より補助金を下附し廣く民衆の教育を爲す可く新進氣鋭の教員を配し、亦半日學校を樹て婦女の未就學者を收容することとし成績甚だ良好である。民衆學校に對しては日語教員を配し縣城以外に龍王廟に日語學院あり、龍王廟商務會之が經營に當つてゐる。之等日語普及に關しては省立第二師範學校日語教授東槃人氏、日語學院關口重藏氏の努力に負ふ處が多い。氏の獻身的努力は滿洲人一般の渴仰の的であり、明春に於ける農商學校の開設も亦同氏等の盡力に依るもの多く、適地教育に範をたれるものと期待されてゐる。

教育制度、學校體系等は改善せられたと雖も尙民國年間に於けるものを踏襲する者多く、教科書殊に歷史教科書に於て排日排外思想を含みたる點あり、應急の處置として口述筆記の方法を執つてゐるが、編制を新にする要あり、滿洲國定教科書の普及（殊に中等高等教科書）は最大の急務である。

尙大同二年七月調査表を附するが之は調査不備にして未開校數が相當數に上つてゐるが、教育局の調査が、治安靜定直後であつたため、現に開校せるものを未開校として算定せられてゐる爲である。現在は九割近くの開校率である。

狀況一覽表

數				教職員數及薪俸					備考
高級			計	教職員數			薪俸		
1	2	計		男	女	計	總額	平均類	
				1	4	5	1368.	273.6	教職員數係己開學數
			175						
			175	1	4	5			
			11137	58		58	1670.4	288.	
			160						
			11297	58		58			
			732	11	1	12	3456.	288.	
			23						
			755	11	1	12			
			11869						
			358						
			12227	70	5	75			
135	71	206	528	12		12	3528.	293.3	
135	71	206	528	12		12			
554	567	1121	3122	24		24	6912.	288.	
554	567	1121	3122	24		24			
85		85	403	13		13	4056.	312.	
85		85	403	13		13			
774	638	1412	1412						
774	638	1412	1412	49		49			
59	56	115	327	9	10	19	5184.	273.	
58	31	89	368						
117	87	204	695	9	10	19			
59	56	115	327						
58	31	89	368						
117	87	204	695	9	10	19			
833	694	1527	16249						
58	31	89	726						
891	725	1616	16975	128	15	143			

徒														
未					開				計				
初			級		高	級		計	初				級
1	2	3	4	計	1	2	計		1	2	3	4	計
									56	39	38	42	175
									56	39	38	42	175
2614	2735	2290	2004	9643				9643	3136	3115	2596	2290	11137
24	85			109				109	75	85			160
2638	2820	2290	2004	9752				9752	3211	3200	2596	2290	11297
70	74	62	64	270				270	240	203	205	84	732
									23				23
70	74	62	64	270				270	263	203	205	84	755
2684	2809	2352	2068	9913				9913	3376	3318	2801	2374	11869
24	85			109				109	154	124	38	42	358
2708	2894	2352	2068	10022				10022	3530	3442	2839	2416	12227
									143	90	65	24	322
									143	90	65	24	322
421	380	408	415	1624	310	425	735	2359	571	469	496	465	2001
421	380	408	415	1624	310	425	735	2359	571	469	496	465	2001
									124	72	77	45	318
									124	72	77	45	318
421	380	408	415	1624	310	425	735	2359	838	631	638	534	2641
421	380	408	415	1624	310	425	735	2359	838	631	638	534	2641
									58	52	50	52	212
									111	61	60	47	279
									169	113	110	99	491
									58	52	50	52	212
									111	61	60	47	279
									169	113	110	99	491
3105	3189	2760	2483	11537	310	425	735	2359	4274	4001	3489	2960	14722
24	85			109					265	185	98	89	637
3222	3274	2760	2483	11646	310	425	735	2359	4537	4186	3587	3049	15359

大同二年七月調査

省城及縣名		學校數及級數 已開 校數	已開 級數	未開 校數	未開 級數	計 校數	計 級數	學年	生 已開 初級 1	初級 2	初級 3	初級 4	初級 計	高級 1	高級 2	高級 計	計
初級	縣立	1	4			1	4	男									
								女	56	39	38	42	175				175
								計	56	39	38	42	175				175
	區村立	46	46	209	212	253	258	男	522	380	306	286	1494				1494
								女	51				51				51
								計	573	380	306	286	1545				1545
	私立	7	10	5	6	12	16	男	170	129	143	20	462				462
								女	23				23				23
								計	193	129	143	20	485				485
	合計							男	692	509	449	306	1956				1956
								女	130	39	38	42	249				249
		54	60	214	218	266	278	計	822	548	487	348	2205				2205
高級	縣立	2	9			2	9	男	143	90	65	24	322	135	71	206	528
								女									
								計	143	90	65	24	322	135	71	201	528
	區村立	10	20	19	57	29	77	男	150	89	88	50	377	244	142	386	763
								女									
								計	150	89	88	50	377	244	142	386	763
	私立	4	8			4	8	男	124	72	77	45	318	85		85	403
								女									
								計	124	72	77	45	318	85		85	403
	合計							男	417	251	230	119	1017	464	213	677	1694
								女									
		14	28	19	57	33	85	計	417	251	230	119	1017	464	213	677	1694
完全	縣立	2	13			2	13	男	58	52	50	52	212	59	56	115	327
								女	111	61	60	47	279	58	31	89	368
								計	169	113	110	99	491	117	87	204	695
	區村立							男									
								女									
								計									
	私立							男									
								女									
								計									
	合計							男	58	52	50	52	212	59	56	115	327
								女	111	61	60	47	279	58	31	89	368
		2				2	13	計	169	113	110	99	491	117	87	204	695
總合計								男	1167	812	729	477	3185	523	269	792	3977
								女	241	100	98	89	528	58	31	89	617
		70	101	233	275	301	380	計	1408	912	827	566	3713	581	300	881	4594

教員數及薪俸狀況一覽表

徒								數					備考	教職員數及薪俸				
開					計									教職員數			薪俸	
3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計			男	女	計	總額	平均額
					153 46 199	53 47 100	36 36				242 93 335		係初級中學職業中女師講科各一校	18 18	1 1	19 19	17255	908
					153 46 199	53 47 100	36 36				242 93 335			18 18	1 1	19 19		
					153 46 199	53 47 100	36 36				242 93 335			18 18	1 1	19 19	17255	908

大同二年七月調查

奉天省鳳城縣中學校生徒

省城及縣名		學校數及級數 已開 校數	已開 級數	未開 校數	未開 級數	計 校數	計 級數	學年	生 已開 1	已開 2	已開 3	已開 4	已開 5	已開 6	已開 計	未開 1	未開 2
初級普通科	縣立	3	8			3	8	男	153	53	36				242		
								女	46	47					93		
								計	199	100	36				335		
	區村立							男									
								女									
								計									
	私立							男									
								女									
								計									
	合計							男	153	53	36				242		
								女	46	47					93		
								計	199	100	36				335		
高級普通科	縣立							男									
								女									
								計									
	區村立							男									
								女									
								計									
	私立							男									
								女									
								計									
	合計							男									
								女									
								計									
完成普通科	縣立							男									
								女									
								計									
	區村立							男									
								女									
								計									
	私立							男									
								女									
								計									
	合計							男									
								女									
								計									
總合計		3	8			3	8	男	153	53	36				242		
								女	46	47					93		
								計	199	100	36				335		

數及薪俸狀況一覽表

徒											數		教職員數及薪俸				
未開					計						計	備考	教職員數			薪俸	
3	4	5	6	計	1	2	3	4	5	6	計		男	女	計	總額	平均額
					66						66	係日語研究所一處	3		3	200	66.67
					4						4						
					70						70						
					58	52					110	係基督教設立一處朝鮮人設立一處	2	2	4	2200	550.
					27	34					61						
					85	86					171						
					124	52					176						
					31	34					65						
					155	86					241		5	2	7		

省城及縣名	學校數及級數						學年	生								
	已開		未開		計			已開								
	校數	級數	校數	級數	校數	級數		1	2	3	4	5	6	計	1	2
日語學校	1	2			1	2	男	66						66		
							女	4						4		
							計	70						70		
外人設立學校	2	4			2	4	男	58	52					110		
							女	27	34					61		
							計	85	86					171		
私塾							男									
							女									
							計									
其他							男									
							女									
							計									
總計	3	6			3	6	男	124	52					176		
							女	31	34					65		
							計	155	86					241		

鳳城縣縣內學校調査

學生數 校數 \ 校別 類別		縣立學校	區立學校	村立學校	私立學校	民衆學校
初級中學	校數	1				
	學生數	124				
職業中學	校數	1				
	學生數	120				
女子師範	校數	1				
	學生數	96				
縣立小學	校數	5				
	學生數	1384				
幼稚園 縣街私立	校數	1			4	3
	學生數	18			417	187
一區	校數		2	5	3	
	學生數		148	161	225	
二區	校數		2	2		
	學生數		172	87		
三區	校數		4	5	3	
	學生數		193	132	199	
四區	校數		4	6		
	學生數		132	160		
五區	校數		2	5	1	
	學生數		194	180	102	
六區	校數		3	5		
	學生數		161	170		
七區	校數			1		
	學生數			41		
八區	校數		3	6		
	學生數		189	156		
備考						

教員俸給調査

校別		項目 職別	最高	最低	平均	備考
中等學校	初中	校長	70.00	70.00	70.00	縣街各校教員薪俸已發至六月底
		教員	52.00	48.00	50.00	
	女師	校長	70.00	70.00	70.00	
		教員	52.00	48.00	50.00	
	職業	校長	70.00	70.00	70.00	
		教員	52.00	48.00	50.00	
小學校	縣立	校長	36.00	26.00	31.00	
		教員	24.00	22.00	23.00	
	區立	校長	36.00	26.00	31.00	
		教員	24.00	22.00	23.00	
	村立	校長	36.00	26.00	31.00	
		教員	24.00	22.00	23,00	
	私立	校長	36.00	26.00	31.00	
		教員	24.00	22.00	23.00	

民國年間に於ける敎育機關狀況

一、文　廟

古來の聖賢人を祭る廟の謂にして光緒三年に設立せらる。東邊觀察使陳本植資金を募集して聖殿（孔子を祭る）崇聖殿（孔子親屬を祀る）廡を兩個所（廂廟）孝子祠、節婦祠、名宦祠、鄉賢祠、戟門（門名）靈星門、禮門、義門、聖城、賢關等門、以上殿二、廡四、祠四、門六、等を完備し、毎年春舊曆二月、秋舊曆八月上旬に縣學敎官敎諭を集め學生を列席せしめて祭禮を爲し敎を說いたものであつたが、甲午之亂以後漸次廢絕し民國初年その跡を斷ち、民國三年に至つて名宦、鄉賢、節婦孝子の四祠の復興を見た。

附　儒　學　所

文廟內に設置せられ清光緒三年、陳本植（東邊兵備道署使）募捐して創建す、安東、寬甸、鳳凰縣の考試に就きては、當處に於て之を司さどつたのである。日露戰爭に於ては共に、日露軍の宿營舍となつた。爾後幾星霜を經て省立第二師範學校となつて現在に至る。

勸　學　所

清光緒三十三年設立、鳳凰廳勸學所と稱す。勸學總董一名（敎育局長に當る者）書記一名上帝廟を學舍とせり。光緒三十三年儒學衙署に移り（現省立第二師範學校校址）宣統二年文牘（現在の文書收發股）會計各一名書記一名を置き、全縣を五區に分ち毎區に觀學員一名を置き、第一區は勸學所直轄とし宣統三年勸學總董を勸學員長と改稱す。勸學員長を學務員長と稱せり、第一區を除きて毎區に區學員一名を添設す、民國二年鳳凰城勸學所と改名、又十一月鳳凰城敎育

公所と改めた。又同五年五月鳳城縣勸學所となる、勸學員二、會計一、書記二、學務委員六、

每年辦公費三二七〇元

教育會

勸學所内に附設せられ、清光緒三十四年に創立す、每年春秋兩期に開會各學科の發達改良に就きて研究するを目的とせり、正副會長各一名、三年を以て任期とす、文牘會計一名、會員二百餘名、常年經費は各會員分擔、每人會費一元、春秋兩期に納入、又鄉鎭敎育會五個所を設け各區學校に附屬せしむ。

民國七年調査鳳城縣教育機關

校名	校員數	學生數	級數	所在數	
縣立中學	十二	一三五	三	一	
縣立高等小學	六	一六二	四	一	
縣立乙種農學校	四	三四	一	一	
城鎭鄉立國民學校	一四一	五、三四九	一二九	一〇六	常年經費　五八、二一九元
附設高等小學	四九	八九五	二四	二三	
私立國民學校	一二四	三、八五七	一一六	一一三	
統計學校	三四〇	一〇、四六二	二七八	二四六	
奉天省立第一師範	職員　四	二五七	六	一	民國三年九月成立、原名奉天省立第二師範　常年經費　一六、六五一元
附屬小學校	教員　一二	八〇	二		民國八年六月師範生實習の爲設立す

キリスト教會小學校	一	二二	光緒三十三年設立、キリスト教會附設
同　女學校	一	二四	宣統元年設立　同　同
同　幼稚園	一	一五	民國七年設立　同　同

第十一章　社會事業

第一項　概況

人口の增加社會樣態の複雜化に伴れ之が施設の必要自ら生ずるの理であるが、之等幾多の條件を備へながら社會事業及公共施設の見る可きものの無いのは、社會組織、風俗習慣の中にその事實の根底を見出す事が出來る。即ち相互扶助精神の下に團欒する大家族、之を一細胞として鄕村自治の實を擧げ、あらゆる社會的災厄は一鄕一村の中で吸收して來たのであつたが、鳳城縣城の如く人口二萬を數へ、安奉鐵路より來る近代文化の風潮は、遂に二三の公共施設を設置せしむるに至つたのである、が然し奉天大連等の文化都市に比較する時は、ほんの申譯程度のものであつて、その活動も微々たるものである。以上は民國年間より現在に至る間の狀況で明日以後を云々するものではない。王道政治の眞面目は社會事業公共施設の方面に躍如してこそ眞であり發揮されるものであらう事を信じて疑はないのである、本縣の社會組織は家族制であつて、農村舊社會と都市舊社會の二形態に分析し得られるが、九十パーセントは農村舊社會であり、彼等に政治、經濟、社會の大勢を察知せしめてゐるのは、理教會、崇儉會、萬國道德會等々の修養團體

の活動に依るもので、之とても有るか無きかの狀況であるが、農民の之等の團體人類愛善會及各宗教團體に對する信賴は根强きものがあり、此等機關を利用して社會事業に對する關心を養成せしめ公衆道德を普及せしめることは相當考慮に入れねばならぬ事である。

終りに民國時代に存在した社會施設を記するのも興味深いものがあらう。

簡易識字學校

淸宣統三年創立、通俗圖書館內に設置せられ每夜二時間貧家の子弟、無敎育者に敎育を施し一級約三〇名經費五十餘元、二個所に設置せられてあつたが民國六年に廢止となつた。

醫學硏究會

民國七年成立、淸眞學校（回々敎徒學校）內に附設せらる。每週一回開會し醫術の改良に努め、正副會長各一人、會員四百餘、每人納入會費二元を以て辦公費としたのである。

應用音樂會

民國七年成立、正副會長一名、春秋曆祭前三日に開會、一切の音樂を硏究するものとす、會員約五〇〇名、會費二元（一ヶ年）

瞽者補助社會敎育硏究會

民國六年成立、正副會長各一名會員五拾餘名、舊曆四月八日に開會するを常とし、社會事業の改良につきて硏究するを宗旨とした。年會費二元、

禁煙酒會、舊名を理敎會と稱し、民國七年に改名す。阿片吸飲、酒飲を斷絕するを目的とし惡劣風俗を改良するに努める。會長一名、會員には無制限に許容入會せしめ、年四回開會し會費は一名五拾錢を納入し維持費とせり、

通俗圖書館

民國三年成立、館長一名講演所所長兼任、藏書約三百冊、每日報章三種、全年閱覽者萬を數ふ、購置費雜費年百五十餘元

講演所

鳳城縣第一講演所と稱し光緒三十四年に創設、初め宣講所と稱し民國三年改稱して講演所と爲す、所長一名、經費四百五十元民國二年に增設し三十九個所に設立す、每區各校に之を設け主任講員一名を附屬せしめた、經費年十元、

第二項　建國に關聯する敎育方針の變化

本縣は多大の地方と稱せられ幾多の人材を出だし、武人關係に於て傑出せる者多き爲に、之が系統を引く者あり、排日的氣風深く排外的思想亦旺盛、縣長の變轉する事他縣に比し甚だしく、一に地方民の排外思想に起因するものとして、難治の縣とされてゐたのである。之の惡弊は敎育に依らざれば改善する事能はず、然るに從來は大人敎育を重じ、徒に青年子女を敎育せしがため農本鳳城縣の實情に適せず、就職の途を塞がれながら、土に還るを快しとせぬ者のみ增加しつゝあり、之等輩は徒に驕激なる言辭を弄して縣衙を騷がすため、大人敎育を廢止するに至つたのである。代ふるに適地敎育を推して弊害の減少に努め、敎育界の人材を拔擢し不適任者は之を廢する等、人事行政に力を盡くす可く方針を樹立したのである。

第三項　宗　教

本縣に於ける宗教は道教、佛教（大教）回々教、大本教、キリスト教等が布教せられてゐるが、道教、大教、回々教の順次に於て信徒を有してゐる。回々教徒は團結最も固く相當な實勢力を有して居り、他は日本に於ける佛教と同じく新興宗教としての潑剌さを見せてゐない。

キリスト教徒は極く少數であるが丹國人宣教師も在住しキリスト教學校もあり布教に就ては最も活氣を有してゐる。

大刀會に關しては本縣七區五區二區等東北部に本據を有してゐたが、元年冬以來討滅せられ今はその勢力殆ど失墜の狀況である。殊に銃彈に對しては絕大の効果を有し、鐵砲では死なぬと云ふ迷信も破壞せられ、今は警察隊に於ても之を信ずる者無き狀態である。

宗教團體

名稱	所在地	人數	備考
佛教會	縣城山東街關帝廟內	一二	
道教會	城西地藏菴內	一二	
理教會	城裡[illegible]神廟內	六	
基督教會	縣城南河沿	三八二	
回教會	市場街	一〇〇〇	

名稱	年中行事	備考
佛教會	1.與各教會聯絡事宜 2.本教會改善事項 3.各寺廟財產之經營調查及管理 4.保管各寺廟古物古蹟之法物 5.誦經及生徒募集並登記事項 6.葬儀唪經及超渡 7.督促指導會員修行嚴守清規及戒律 8.辦理設壇說法宣講慈悲宗旨佛家妙諦及生徒受戒事項 9.招集臨時會董事會及定期會員會 10辦理廟會及其他事項	各宗教團體所行事項並不按月份施行即將所計劃事項在一個年中次第施行之
道教會	1.與其他教會聯絡事項 2.本教會改良事項 3.古剎古社寺古蹟法物等之保管及調查 4.各寺廟財產之經營及調查 5.其他辦理事項與佛教會大致相同	
理教會	1.與各教會聯絡事項 2.本教會改進事項 3.督促信徒謹戒煙酒嗜好 4.會員募集事項 5.隨時宣講教義及戒律 6.招開臨時布道大會	
基督教會	1.與各教會聯絡事項 2.本教會改善事項 3.每禮拜招開會員大會宣講教義及博愛宗旨並誦念聖經 4.每禮拜招集民衆講演聖經大旨及耶穌事蹟 5.督促信徒遵奉聖經及讚拜巡禮事項 6.招開臨時布道大會 7.信徒募集及領洗事項 8.辦理會費募集事項 9.研究經典渡化衆生	
回教會	1.與各教會聯絡事項 2.本教會改良事項 3.每禮拜招開布道大會宣講古蘭經宗旨及教祖謨罕默德事項 4.督促信徒嚴守戒律 5.每禮拜施行參拜及宣講巡禮事項 6.教徒聯絡事項 7.會費募化事項	

寺院數

全境寺院數爲十八處

民衆教育機關

名稱	地址	代表者	成立年月	備考
鳳城縣第一民衆學校	城西翰墨街	姜振昌	大同二年四月	
鳳城縣第二民衆學校	魏家胡同	馬慶貴	同	
鳳城縣第三民衆學校	文廟後街	孟廣居	同	
鳳城縣崇儉會	縣城南大街	張欽舫 鮑相齊	大同二年五月	係初創性質各種事項均在進行中附設民衆學校一處正擬呈報備案中

鳳城縣下宗教信徒各教パーセント

佛教を第一とし、次に回々教にして回々教信徒は一致團結をなす習慣あり、善惡共に强き教團である、次に禮教、道教にして、基督教は交通機關の便なる地點には相當信徒を有すと言へ、僻地に到りては、稀である。

縣下宗教信徒パーセントを以て表せば次の如し、

佛教	四五
回々教	二五
禮教	一三
道教	一〇

宗教的迷信

宗教的迷信は古より、種々と行はれ居るも、其の悪用せるものは、大刀會にして、諸民一般の良く、知る處なるも、其の一片を此處に書かん、彼等大刀會員は、大刀會を信ずるに於ては、何物たり共恐るゝに足らずと深く信じ、萬一他の部隊及敵と交戰せんとする時は、神の前に集り廟主は神に向ひ祈禱し、他の一方に於て油を大釜に入れ、薪炭にて煮上げ廟主の禱が終れば、各大刀會員を裸體にし、煮上げたる油を廟主は一々塗擦し身體を清めるものならん、此れが濟めば神前に供しある紙切（紙切には五六字印刷せるもの）を取り出し、念經し乍支那酒と共に呑み一同揃ひ神前に祈禱なす。これより戰鬪の準備をなし、各員、各手に武器を取りて、狂へるが如き行態にて戰鬪に向ふなり、彼等の使用なす神前の紙切は、興奮劑の着せるものにして、支那酒と興奮劑の刺戟により腦裡彷彿となるものにして、一見狂人に外ならず。

其の他宗教的迷信としては種類多くあるも、病症の治療に關する一例を擧げん、此の種の迷信は廣く一般に行はれ居る樣たるも、全く危險の極である、生死の間にある重患者を神佛の前に座さしめ祈禱を受け、治療方法を聞き、迷信的治療をなす中に病勢進行し、取り返しの付かざる事再三である。

例へば、Aなる患者あり、諸藥を服するも病勢何等變りなく尙重態に向はんとする憾あり、人より聞けば、Bなる祈禱者は神佛を祈禱し、病者を全快せしめたりとて、Bなる祈禱者の家に到り、右旨を通ずれば壁に貼りたる神佛の前に香、花を供し、B祈禱者は兩眼を輕くとぢ、念經なす、數分にして、Bの身體振動し始め其れと同時に、Bの口より俺

は○○地○○山○○神なり、何なりと問ひて見よとの事にてAは自己の病氣の治療法を聞けば、此れに對し、Bは藥品の名或は其の方法を教授す、Aに於ては右言を確信し、其の治療方法を實行なす中に病勢は益々惡化し明日の生命にも安ぜざるを以て、醫師の診察を受けたる時には早や時機を失し、取り返しのつかざる結果となり、迷信の社會に及ぼす惡影響尠なからず。

名稱	所在地	祭典日期	參加人數
三宮廟	三宮廟村	舊四月十三日	約二百餘人
文廟	縣街文廟胡同	舊二八月上丁日	一百餘人
文昌宮	縣立第一小學內		
東湯廟	二區東湯村	舊四月十八日	六七百人
老爺廟	河屯村	舊五月十三日	二百餘人
關帝廟	大子溝村	舊五月十三日	一百餘人
關帝廟	紅旗溝村	舊五月十三日	一百餘人
娘娘廟	石頭城村	舊四月十八日	五六百人
鐵佛寺	鐵佛寺村	舊四月十八日	一二百人
娘娘廟	子洞村	舊四月十八日	三四百人
關帝廟	陽城村	舊五月十三日	一二百人
關帝廟	三道溝村	舊五月十三日	二百餘人
玉皇廟	子村	舊正月十五日	一二百人

關帝廟	犬子村	舊五月十三日	一二百人
關帝廟	新開嶺村	舊五月十三日	二百餘人
娘娘廟	三區李家嶺	舊四月十八日	五百餘人
聖水宮	柜山村	舊五月十三日	約二百餘人
成應宮	大李家堡村		二百餘人
三官廟	正白旗村	舊四月十三日	一百餘人
小塔子廟	碍龍窖村		三百餘人
龍山寺	東大溝	舊四月十八日	三四百人
娘娘廟	七區山城子村	舊四月十八日	三百餘人
關帝廟	下草河村	當	二百餘人
關帝廟	陳家堡	舊五月十三日	一百餘人
關帝廟	上三家村	當	四五百人
關帝廟	長山子	當	二百餘人
娘娘廟	長山子	舊四月十八日	三百餘人
聖水宮	山岔子村	當	三百餘人
聖水宮	馬鹿甸村	當	四百餘人
聖水宮	下三寶子	當	三百餘人
三清觀	八區大湯溝	當	五百餘人
朝陽寺	青冷甸	舊四月十八日	七百餘人

關帝廟	大湯溝	舊五月十三日	一百餘人
娘娘廟	土門子村	舊四月十八日	五六百人
望海宮	依藍藍蘇村	舊四月初三日	四五百人
背陰寺	北井子村	舊四月十八日	二百餘人
關帝廟	北井子西頭	舊五月十三日	一百餘人
三宮廟	東尖山村	舊四月十三日	四百餘人
太平寺	雙山東村	舊四月初三日	一百餘人
雙塔寺	雙山西村		二百餘人
娘娘廟	西木山村	舊四月十八日	四五百人
娘娘廟	臥虎山村	舊四月十八日	三百餘人
龍王廟	龍王廟街	舊六月二十三日	五百餘人
娘娘廟	東上坡村	舊三月二十三日	一百餘人
三宮廟	四區沙子崗村	舊四月一八日及二八日	二百餘人
王母宮	四區沙子崗村	舊四當	二百餘人
安福寺	黃旗堡村	當	一百餘人
楊廟	黃旗堡村	當	二百餘人
沙里寨廟	王家嶺	當	二百餘人
聖水宮	石廟子村	舊四月十八日	約二百餘人
關帝廟	青城子	舊五月十三日	四百餘人

小寺廟	山河村	舊四月十八日	五百餘人
雙峰寺	當	舊四月二十八日	三百餘人
西大嶺廟	牧牛河付	舊四月十八日	六百餘人
青龍觀	三家子村	舊四月十八日	八百餘人
雲峰寺	雲峰嶺	毎月朔望日	六七十人
玄都宮	大湯溝	當	五六十人

第十二章 衛生

第一項 概況

衛生に關して何等顧慮せられた事無しと云ひ得る程滿洲人間に衛生思想の乏しい事は衆知の事である。縣誌その他縣の記錄を見るも衛生に關する項目、事項の記せられてあるを未だ見ないのである。と共に現實に於ても云々するに足る機關、施設も亦見當らぬを遺憾としてゐる。

コレラ、チブス、天然痘等の傳染病の全盛期に於ては商務會を督し無料診療を爲さしめ、縣下各都市に防疫委員會を設置して種痘、豫防注射の强制施行を實行したが、之等も臨時的のものであるは言を俟たない。天然痘の如く生命に直接影響するものに對しては比較的覺醒して來た樣でもある。天然痘發生時に縣下巡回防疫班の施療者數が豫想以上に增加したのでも證するに足るのである。

然し一般上水、下水、その他の衞生的施設には無頓着で、安東邊の醫院の藥局見習生が二三年の玄關番を勤め上げると、一角の開業醫として生計を營み、世人も何等奇異の感を抱かないのである。大同二年十月縣立病院の設立は之等の曖昧醫院に一大痛棒を與へると共に、縣民の期待は素晴らしいものがあり、討伐部隊に生じた戰傷者も輕少の經費にて治療し得られ、死を免れて生色を新にする等漸次この方面の認識を新にして來たようである。

第二項　機關及醫藥

縣立病院一、

創　立　大同二年十一月一日

開　業　同　年十二月十日

院　長　橋下二三男　京城醫科大學畢業

專門科、外科

打ち續く討匪に依る犧牲者は大同元年十二月以降のみにても莫大なる數に上り、之等に支出する縣醫藥費は年三千餘元を超過する狀態である。縣警察隊戰傷者にして重傷者は安東醫院に收容するを待たず幽明界を異にする悲慘の續出に鑑み、且つ縣民及附屬地日本側の要望もあり設立に至つたものである。縣公署官吏及家族は實費診療、公傷者は施療とし開院旬日に滿たぬ今日に於てさへも、診療者百餘名を超過し經營も順調に行はれてゐる。

其他醫院、鳳城縣城に九個を數へ、何れも洋醫兼漢法醫である。開業資金五百元以下にして、醫療設備の完備を期待されないものが多い。中には洋醫と稱するも檢溫器を所持せぬ態のも存在する。醫院開業に對しては暫行的に許可主義

を採つて來たが將來は醫師法の發令を待ち取締りを嚴にする必要が叫ばれてゐる、尙民國三、四年頃より民國十九年頃迄、阿片中毒者救濟の禁酒禮會あり、道德方面より之が禁止を說いてゐたが効果無く、今は廢絕の狀態にある。現在阿片の專賣制度布かれ、從來暗黑に在つた阿片を明るみに出し、白日の下に於て吸煙者の漸減を圖かるは、實に大英斷であり、効果あるものと信ぜられる。

第三項　衞生思想普及

衞生思想の普及は、討匪工作と比して優るとも劣らぬ難事業であり、防疫事業の完備と相まつて、教育方面より百年の大計を樹てゝ「慢々的」にするを要するのである。

コレラ天然痘の脅威は充分に都市附近居住者を目覺せしめしが如く、此の點防疫事業は比較的容易であると思はれるが、迷信宗教的加持祈禱に油斷のならぬ大敵で防疫事業を防碍する主要原因である。

賣藥等の奧地に迄汎布せられて、藥石効ある事を知つて後に徐々に衞生思想も普及せられるであらう。殊に宣撫工作上賣藥に宣傳文を記載する等は甚だ當を得たものである。鳳城縣も治安工作進展し、平和鄕の建設の後に、衞生思想の普及に當然行はれる可き工作の一であらう。特に花柳病に對しての知識を普及せしむる必要あるは、蒙古に限らず鳳城縣でも相當要求されてゐる事實である。

第四項　傳染病及地方病

本縣は氣候溫和であり、河川清流にして、上水として遺憾なきため、チブス、コレラ等の流行傳染病は稀である。唯天然痘が流行する時は一ケ村全滅し、村民皆が赤布をまとつて天然痘患者である事を示すが如き光景を現出する。之と

ても日本警察署側と協力、鐵道沿線を基幹として防疫陣を張り、巡廻施療に當つて最近特に好成績を擧げてゐる。

地方病は特に云ふものなし。

第五項　飮　料

寒國滿洲の一部を爲す鳳城縣は酒類の釀造は甚だ盛である。税捐局の統計に出る數倍のものが産出せられてゐると稱される。

山間僻地に於ては密造酒のみと云ひ得られ、縣下を通じて燒鍋は四ヶ所に上り、相當の營業利益を擧げてゐる。主として高粱酒、本酒の釀造である。ビール、サイダー等は安東方面から移入せられるが、滿人（鳳城縣）一般の嗜好に適せず少額に過ぎない。夏期に於ては未だ飮料檢閲制度を執らぬため、いかゞはしい飮料横行し、衛生上甚だ憂慮に耐へぬものも散見する。

飮料に對する取締りも警察制度の完備、衛生思想の普及と共に徹底され、漸次改善の道を辿るものであらう。

第六項　上水及下水

未だ設置の域に達せず、上水は河水淸らかなるため、又山岳多きため岩淸水を飮用として、上水道設置の要を痛感してゐない。附屬地に給水（鐵道にて汽罐車用として）の餘を一般住宅社宅に引用してゐるが極く少部分である。

下水は設置の要は充分あるが、追つて之等社會施設に對しても着手せらるるであらう。地質は岩砂を容易に入手し得られるため、道路の改修も容易にして、從つて下水道も施設し易く近年中にその着工を考慮せられてゐる。

第十三章　結　論

第一項　王道政治を通じて見た地方民生活及思想

王道政治は古來支那に於て考へられた理想的政治であつて未だ實行の存しなかつたものである、物質主義權利主義の資本主義社會中に道德主義精神主義の王道政治を吾が滿洲國に於て實現せしめんとするのである、王道政治の最も重要な基礎的要素である道德を實行し以て政治上に現れた事のない滿洲に、王道政治を布き人民を安民養民の本義に安じせしめようとするものである、王道政治にあつては王者卽ち君主は天命を受け民の父母として人民に君臨し、天は云はず天命は民意のある處に歸するのである、然かるに現實は何うかと見る時、未だ軍閥時代の弊風に民生はおのゝき父母である執政の聲を傳ふるも信をおかず恐れるのみである、一に縣政に足らざる處があつたのである、之を打破するため、努めて地方民の生活に觸れ彼等の聲を聽き共に悲しみ共に樂しむように諸施政の方針を變へたのであるが、足らざる處餘りに多きに驚くのである。けだし直接地方民に觸れる警務分局長、分所長（縣公署を基準とする時）に人材有德の士の餘りに少く、人材の少きに嘆ぜしめられるのである。王道政治の實行者が少いのである。地方民の生活は、思想は

日出でゝ作し日入つて息ふ
井を鑿つて飲み田を耕して食ふ
帝王我において何かあらんや

と古代支那民族の自己滿悅を歌つたものより遠くを出てゝゐないのである。之に近代資本主義の色彩を與へ排外思想を

加へた所謂國民政府張家政權の走狗として自己利害から打算して純良なる農民を僞滿搾取して來たのが、上中流階級であり、幾分擊壤の歌に歌はれた農民を近代化したのが現在の地方民であると云ひ得るのである。農民は論語にある「國を有し家を有する者は寡きを患へずして均しからざるを患へ」貧しきを患へずして安からざるを患ふ、蓋し均しければ貧しき事無く和すれば寡き事無く安ければ傾く事なし」孟子の均田的の井田制度を、卽ち家毎に五畝の宅百畝の田を與へて數口の家を飢へざらしめ五十歲、七十歲の老人に絹を着せしめ肉を食はしむる樣にする事を理想的善政としてゐる、――之等善政に近き事を希望してゐるのである、未だ舊軍閥時代の弊風に染みたる自衛團、警務分局所員中の脊德行爲を爲す者の爲に苦しめられる事少しとしない。唯ゝ治安が維持せられる時に、王道政治の眞隨堯舜の民たらしめる可く百官は君德を體して道德禮教を以て人民を教化訓導し至治至平の實現が期せられるのであり、皆安業を願つて、匪徒の横行の中に征軍の來たるのを待つてゐるのである。但し王者の師の來たるを大旱に雲霓を望む如く希望してゐるが、軍閥時代の、張學良同樣の軍の來たるのは決して望んでゐないのである、要するに天道政治に凡そ反對な政治に苦しめられてゐるのが地方民の生活であり、之を反撥爲し得ないで觀念の眼を閉じ凡てを「沒法子」の一言に盡くしてゐるのが地方民の思想であつた。そして軍閥政治に迎合して不法行爲脫稅密輸を爲して不當の利益を得て來た上中流階級にのみ覇道の生活思想があつたのである。

現在鳳城縣は王者の師を以て匪の盡くを政匪商匪土匪の凡てを征ち、縣民全體の幸福を得るを目的とし衆と共にせざる幸福を幸福とせず、生を養ひ死を喪して憾み無からしめるを期して教育財政行政を革め地方民の生活思想も、之の目的に近づきつゝある事を信じてゐるのである。

洮南縣全圖



奉天省洮南縣

第一章　總説

副參事官　岩尾精一

第一節　縣の歴史

當地方一帶は蒙古科爾沁右翼前旗札薩克圖郡王の放牧地であつた。今より百六七十年前までは見渡す限り涯しなき大荒野には人家は固より木の影さへ無く、游牧の民蒙古民族が羊や馬を逐ひながら時たま通る位でそれ以外視野を遮ぎる何ものもなかつた。されど今より百五六十年も昔の頃からであつたらう、現在の當洮南城内大北門内の地に一楡樹が自然に生え（恐らくは鳥に依つてか或は游牧の民によつて運ばれたものであらう）、それが年と共に大きくなつた。段々大きくなると自然游牧の民の目につく様になり、喜雀は日夜群り集つて憩ふ様になつた。それからづつと後の事であるが、此の楡樹は自然すべての目標となり、その頃既に滿洲地帶に侵入して居た漢民族は時を定めてこゝに集り、市場を開きて蒙古民族と取引をする様になつた。これが當地方一帶の開發されるに至つた起りである。

又前記科爾沁右翼前旗（札薩克圖郡王旗）の開墾が始まつたのは光緒十七年（西歴一八九一）で蒙古最近の歴史に於て有名な烏泰は此の科爾沁右翼前旗の札薩克圖郡王で年班入直の際の京邸の費用が嵩み借金の返済が出來ず、そのため喀喇

沁士默特（チントメット）の蒙古を私招し洮河夾心の荒地（現在の洮南、洮安縣）を墾放するに至つた。然るに乾隆の頃既に滿洲に侵入しこゐた漢人の流民は此等の外蒙古人の佃戸（小作人）となつて該地域に侵入し來り其の數が次第に增加するに從つて一般家古人に對する弊害も亦甚だしくなつて來た。それで光緒二十五年（一八九九）頃には該旗臺吉、壯丁等の之が驅逐に關する理藩提訴となつたのであるが、既に農民は久しく安住して耕種に從事して居たので到底驅逐する事は出來なかつた。それでも止むなく此等の農民の定住を認めて既墾地の耕種を許し、以後新に私放した場合は其の王公と共に之に從つて私墾した流民をも等しく嚴罰に處すると云ふ事を理藩院に奏定し、而して該提訴は一先づ其の落着を見るを得たのである然るに同二十八年（一九〇二）に至り該旗の郡王や臺吉等は札賚特旗の出放に促がされたものか、或は叉露西亞の勢力の南下を虞れたためか、何れにせよ一致して其の旗地の出放を希望するに至つた。玆に於て盛京將軍增旗は札賚特旗の例に倣つて該旗の開墾規則を奏定し政府は蒙行局を設置して移民の招來、荒地の丈放に關する事務を辨理することとなつたのである。卽ち光緒二十八年開墾の奏准を經、二十九年開放實施、三十年五月府治の新設を奏請し六月裁可を經翌三十一年之を實行して洮南府となし靖安（洮安）開通安廣、醴泉（突泉）鎭東の五縣を管轄せしめた。而して民國二年二月府制は廢されて洮南縣となつたのである。之と同時に北路道卽ち北路觀察使衙門を設置し、舊洮南府所管各縣、昌圖府所轄各縣及法庫縣を管轄することゝなり、同三年二月北路道を洮昌道と改め、觀察使衙門を道尹公署と改稱するに至つたのである。

之より先宣統三年には洮兒河の大水害、民國元年には烏泰の亂、次で同五年蒙匪巴布札布の叛亂があつたので洮南地方は始終其等の脅威を受けて居た。それで民國六年に至り洮昌道尹衙門は之を遼源に後退せしむると共と同地駐屯第地

十九師を洮南に移駐せしむることとなつた。爾後駐洮第二十九師（師長吳俊陞中將）は第一次奉直戰後北滿へ移駐し同時に奉天騎兵游擊隊統領部が代つて洮南地方の警備の任に當つて居たが、更に民國十四年春張海鵬少將を洮鎭遼守使に任命し、同公署を遼源より洮南に移した。

當地方が開放せられて僅か四十二三年の歲月しか經て居ないのであるが、その始め僅々二三家族の漢民族が此の地方に移住してよりその數は年と共に激增し、激增するにつれ次第に勢力を增し、駐屯軍の力と相俟つて、もと／＼耕種農としてその技能を有せず、經濟戰に無能な蒙古族を壓迫し驅逐して漢民族により洮南縣今日の繁華富盛を築くに至つたのである。

第二節　建國以降現勢一般

一昨年九月十八日柳條溝の鐵道爆擊に所謂滿洲事變が勃發するや、色々な流言が亂れ飛ぶので以前排日の最も盛んであつた當地方は爲に極度の不安に脅かされて居た。今日、日本軍が襲來するであらうと云ふ樣な事が傳へられて民心は動搖し、縣公署の事務も一時停頓の狀態となつた。時たま／＼屯墾軍の叛亂があつたので之を鎭定すると云ふ口實で○○少佐を隊長とする○○技隊は遂に當地に出動するに至つた。さあこうなつては大變である、洮遼鎭守使張海鵬將軍のもとには五六千の兵が集結されて居る、一戰を交ふれば必ず莫大な犧牲を双方に出だし洮南が烏有に歸するは必然である。然るに張海鵬將軍にはもと／＼皇軍に對し何等敵意もなく又抵抗の意志もなかつた。故に時の滿鐵公所長河野氏が雙方の仲に立ち種々皇軍の眞意を充分に傳へたので、張將軍も大いに感激し以後相協力して事の解決に奮勵努力せんこ

とを誓つたのである。かくて事は無事に落着した。以前排日の煽動者であつた二三の者は逸早く逃亡したので、民心の動搖も靜まるに至り何等の犧牲を拂ふでもなく又一滴の血潮も流さずに新國家の誕生を迎ふるを得たのは誠に喜ぶべき事であり、此の間苦心慘澹されたる河野所長の功績も決して見のがす事は出來ない。

建國と共に當地には洮遼警備司令部設置され、張海鵬將軍がその司令官に任命されて洮遼地區の警備の任に當る事となつた。これより先自治指導部が洮南に置かれ、こゝを中心として開通、洮安、突泉に指導員が派遣されて自治委員會を指導しつゝ建國の聖業に奮鬪を續けた。又縣公署の方は一時事務の澁滯を來して居たが警務局長、教育局長の更迭と共に局員、科員にも大分移動あり昨年五月頃からはすつかり陣容を整へる事が出來て、指導委員並びにその後の參事と相協力し着々と縣政の改善に努力して來たので、縣政の全般に亘つて大いに面目を一新する事が出來た。又建國後は獨立守備隊も一ケ大隊當地に駐屯する事となり、治安の維持に全力を盡された。事變後直ちに憲兵も派遣されたが建國後はそれが憲兵分隊となりて間接に治安の維持に力を盡して來た。事變前二十四時間以内の退去命令を食つてほう〳〵の態で引き揚げて居た領事館分館も直ちに出來た。一昨年で僅か三十二人だつた日本人、五六百人だつた朝鮮人は現在では日本人二百七十名、朝鮮人約八百名と云ふ激増振りを示し、居留民會も出來た。唯併し此等の人々が本當に祖國を愛し眞面目な心にて眞劍に滿洲國の向上を助長して吳れる時に、始めて我々は心からの喜びの辭を呈し度い。でも不幸にして我々は屢々我々の期待を裏切られ勝ちである。實に慨歎に堪へない。でも私は眞に祖國を愛し、滿洲國を愛し而して同胞をも熱愛するが故に、二三の不眞面目な同胞の發展を助けるが爲に、今後十人の否百人の眞面目な人々の發展を阻害させる事は出來ない。私は過去に於て此の氣持にて戰ひ今後に於ても此の氣持にて戰ふ積りである。

昨夏は不幸にして大降雨の爲當縣を貫流して居る洮兒河が氾濫して農耕地の大半は浸水してしまつた。故にその被害は甚だしく之に因り農村は極度に疲弊して實に憐むべき狀態に陷つた。でも官民一同は中央、省の援助を俟つて極力此の救濟に努力し來り、又今春、春耕資金を十萬圓借款する事が出來たし、今の新氣候も順調だから今秋の豐作を豫想して一同愁眉を披いて居る。

もと／＼洮南縣は總人口十四萬六千餘でその内の五萬二千餘が城内に居住して、主として商業を營み隣接四五縣の商工業の中心をなして居るので農村の疲弊の甚だしき割合には縣の財政狀態は逼迫して居ない。それに建國以來少くとも城内の治安だけは極めてよく維持されて居るので、城内は常に活氣を呈して居る。

こゝにちよいと書いて置かねばならない事は、縣公署並びに縣官舍新築の件である。事變ずつと前に萬福麟は當地に歩兵第二十旅の兵營を造るべく莫大な建築材料が集められてあつた。そして未だ工事に着手せず材料は雨露に曝されて二ケ年半を經た。その時事變が勃發し莫大な材料は最初軍部次に軍政部の管理する所となり、いよ／＼處分されることになつた。ところが前指導員は此の莫大な材料も要するに此の地方一帶の住民の膏血を搾りあげて買ひ求めたのであるから、その一部だけなりと縣に寄附して戴き度いと軍部當局に交渉し、その許しを得て僅か一部分の材料を分讓して貰ひ直ちに工事に着手して今日の縣公署、並び縣官舍が出來上つたのである。建築費もその材料の内から工面したので直接縣民の負擔になつたものは如何程もない。

本年二月熱河討伐開始せらるゝや、洮遼警備司令官張海鵬將軍は前敵總司令となり部下を率ゐて熱河に出動し、討伐一段落つくや熱河省々長兼同警備司令官に任命された。故にその警備管轄は變更され當地方は奉天省警備司令部の管轄

内に編入された、即ち舊洮遼軍の第二支隊長王之安氏が暫編洮遼地區警備軍第二旅長に任命されて此の地方の警備の任に當る事となつた。

現在當地方は獨立守備隊を交代した第十四師團第十五聯隊の混成一ケ大隊が治安の任に當つて居る。

「天の將に大任を其の人に下さんとするや先づ其の身、其の志を勞せしむ」とか、昨夏の大洪水は天の我が滿洲國に與へた尊い試練であつたであらう。治安も次第に確立されつゝあり、我々は眞劍に相勵み相協力してこれからは全力を窮乏に苦しみつゝある農民の救濟に注がなければならない。虐げらるゝ者の解放、沈める者の向上に我々の全靈を傾注して健闘を續くる事こそ我々が肯途の昔叫んだ誓言であるが故に。

第三節　縣制及官公吏

從來縣政府には縣長一名を設け省政府各主管廳の指揮監督を受けて全縣の行政事務を處理して居た。即ち縣長の下に第一科、第二科ありて之を補佐して居た。第一科は、公安保衞、土地、戸籍、衞生、救濟、風俗、典禮、宗教、地方自治、社會事業、著作出版、古物保存、農礦、交通、土木(城外)水利及他科の主管に屬せざる事務を掌理する事になつて居り、第二科は、徵收、公債、金融、官有財産、倉穀、登記豫決算の編制及會計、庶務統計、文書の收發、官印官物の保管、書類の編存に關する各事項を掌理する事になつて居た。而して縣長の統制下に財務公安、教育局並びに市政科が存在して居たが、此等は縣政府とは別個獨立の特別地方官廳の性質を有して居た。即ち所謂縣政府の觀念中には此等の各局、科は包含せられず且つ之等各局各科一切の費用は地方費を以て支障し、從つて財務局は地方税の徵收を行ひ現金

の保管收支を管掌し各局は財務局より定額の現金を受取りて經費に充てゝ居た。然るに事變の突發により地方行政機關は一時停頓狀態に陷りたるを以て、自治指導部は縣に自治指導委員會を設けて（十一月二十九日）縣自治執行委員會を指導監督せしめた。而して民國二十一年二月一日より縣政府は縣公署と改稱せられ、奉天省各縣公署組織暫行條例により縣公署の組織を改めた。即ち縣公署には縣長を置き省長の指揮監督を承け縣の政務を綜理せしめ、各局、各科の局長科長に其の事務の一部を分擔せしむる事にした。一方縣の自治執行委員會は縣長を委員長として、縣自治行政に關する重要事項を審議決定せしめて居たが之には大同元年十一月解散せしめられた。

現在當縣公署の組織は左表の如くにして、從來の各局は縣公署とは別個獨立の地方官廳と云ふ觀念を打破しつゝ行政全般の改善改革に努力して居るが未だ滿足とは云ひ得ない。幸ひにして大同元年十一月新縣公署が落成したので、各局

- 總務科長李輯五
  - 秘書蔣紹顏
  - 繙譯郝慶草
  - 總務股長佟萬珍
  - 內務股長楊榮林
    - 村政視察員一人
    - 科員共四人—僱員十八
- 市政科長趙博霖
  - 市政股長閻玉斌
    - 技士一人—僱員三人
    - 科員五人—檢查員二人
    - 醫官一人
- 財務局長王廼武
  - 總務股長唐振玉
  - 捐務股長邊際陞
    - 局員五人
      - 僱員十一人
      - 巡査五人

縣長申振先
- 教育局長于香九
  - 學務股長王寶琦 — 局員二人 — 僱員三人
  - 督學馬明良 — 教育委員二人
- 實業局長孫炳輝
  - 實業股長安振瀛 — 局員一人 — 僱員二人
  - 調査員一人
- 警務局長許越衡
  - 警務股長李芳辰
  - 行政股長鄭恒學 — 局員四人 — 僱員十七人
  - 司法股長高鵬擧
- 情報處主任王文超 — 處員一人 — 僱員一人
- 清鄉局主任趙秉仁 — 助理員二人 — 錄事一人
- 經理處主任蔣紹顏
  - 稽核系長唐振玉
  - 會計系長閻玉斌
  - 庶務系長崔東峰
  - 用度系長李鐵珊
  - 處員三人 — 僱員三人 — 以上人員均係由各科局調充
- 地方電話局 — 局長孫炳輝

科を縣公署内に纏め左記洮南縣公署事務細則を規定して行政財政の刷新に大いに力を入れて居る。

兆南縣公署事務細則

第一章　總則

第一條　本細則は省公署暫行條例に依據し之を規定す

第二條　は本署省令に依り總務科、財務局、警務局、教育局、實業局を設立するの外省令に依り市政科、清鄉辦事處情報處並びに會計統一の爲に經理處を設置す。

第三條　本署各科局は縣組織條例に依り事務を執るの外悉く本細則に依據し之を辦理す、各特設科及處も亦之に同じ

第二章　職務

第四條　各科、局長は縣長の命に從ひ本科、局一切の事務を管理し並びに所屬職員を監督す。

第五條　各科、局は事務の進捗を計るため若干股を設く、毎股に股長一人を置く。股長は科局員の內より之を選み、縣長及本科、局長の命に從ひ本股の事務を辦理す。

第六條　各科局員は科局長及股長の命に從ひ本股の事務を辦理す、傭員は股長及科員の命に從ひ文章を淸書す。

第三章　掌管

第七條　總務科に總務、內務兩股を置く、その職掌左の如し。

以下七章四十二ケ條よりなるものなるが之を省略する。

現在縣公署に縣長以下百五十數名の職員並びに傭員及び夫役が居るが何れ新制の公佈と共に大整理を行ふ豫定である

第二章　地誌風俗

第一節　地誌

第一項　位置地勢

洮南縣は奉天省の最西北方に在り東經百二十二度五分から百二十三度二分、北緯四十五度四十五分から四十六度五十五分に亙つて居る。而して東には安廣縣、西に突泉縣あり、北は洮兒河を以て洮安縣に境し南は開通縣に接壤して居り、東西八十乃至百四十支里、南北六十乃至二百支里、面積約一萬五千方支里を占めて居る。

管內東南部一帶は概して平坦であるが、西北部一帶は突泉縣管內と等しく興安嶺支脈蔓亙せるを以て山岳多少あり。但し何れも高峻ならず、而も森林地帶皆無なるは此の地帶の特質である。

河流には洮兒河、及其支流數條あり。洮兒河は大興安嶺、索岳爾濟山に發源し突泉縣の東北端に於て歸流河と合して更に洮安、洮南兩縣境界に入り、東南流すること五十支里にして洮南縣城東北六支里附近に於て交流河と合し、東北に折れて嫩江に注ぐ。交流河は源を圖什業圖旗界に發し東南に流るゝこと七八十支里それより洮南管內の中央部を橫斷し東流すること百餘支里にして道藍火灼にて洮兒河の分流なる龍華吐の下流に合する。那金河は管內西北隅敖牛山より發源し龍華吐に入れるも解氷又は降雨期以外の季節には流水を見ず又河床の消滅して居る所もある。

第二項　戶口

前記の如く當地方は元來札薩克圖鎭國公の游牧地にして日露戰爭前までは殆ど民家とてはなく僅に十指に滿たぬ土屋の點在して居た一圓の地を薩維街茅土（シヤチガイモト）（蒙古語にして喜雀樹と云ふ意なり。附近一帶大草原にして樹木甚だ稀に唯當地北大門內に一老楡樹あり、毎夜喜雀群宿せしより斯く名付けしものなりと）と云ひ或は牝牛鎭とも稱したのである。これが抑ゝ當縣に於て部落を形成した最初のものである。光緒二十八年清國政府と札薩克圖群王とも商議の結果放牧地を開

放するに及び此の地を選びて市街豫定地とし、荒務局を設けて雙流鎭と改稱した。當時戸數四十戸、內商舖三軒であつたが時恰も日露戰爭勃發せし時にして、北滿よりする家畜の需要は著しく其の數を增し、長春農安伏龍泉、長嶺懷德縣各地方との往來漸く繁く畜產取引市場として急激な發達を見るに至つたのである。之と前後して漢民族の開墾者は年一年とその數を增し洮兒河、交流河河岸一帶の比較的肥沃な土地を開墾して定住するに至り遂に經濟的に全々無能且又耕種農に殆ど智識も技能も持たざりし蒙古民族を驅逐し、蒙古民族は元來彼等の土地なりし、此の一帶の地方よりその壓迫に耐へ兼ねて次第に後退するに至つたのである。光緒三十一年(明治三十八年)市街豫定地なりし雙流鎭が洮南と改稱され洮南府を置きて靖安(今の洮安)醴泉(今の突泉)と蘇鄂公及圖什業圖旗の開放地に設立されたる鎭東、安廣及開通の三縣(計五縣)を管轄させた。そして同年此の地に於ける札薩克圖旗の代表機關として天恩地局を創設した。(元來田賦はすべて縣公署に於て徵收するのであるが、もと〳〵此の地方は蒙古王の開放地であるが故に、田賦の十分の六を此の天恩地局に納め之が蒙古王旗卽札薩克圖旗の收入となるのである。そしてその十分の四の田賦の內より百分の七を引き去つたものを稅捐局に納める。此の百分の七は縣公署の收入となる譯であるが、事實之は縣長の懷中に入る事になつて居た)宣統二年には警察所が洮南に設置され民國元年には旣に洮南の戸數は五百數十戸、內商舖二百餘戸を算するに至つた。斯くの如く洮南が商業地として發展するに從ひ、此の一帶の地方の土地肥沃なる土地には各方面より農業移民移住し來り開墾日に進み、漸次部落を形成しつゝ全縣下に及んだのである。而して交通機關の發達は土地の開墾に拍車をかけ今日の繁榮を來たした。卽現在の人口次の如し。

人口調査表

城内

區別＼國籍・人口	滿人（主ニ漢民族）男	滿人（主ニ漢民族）女	蒙古人 男	蒙古人 女	日本人 男	日本人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	英國人 男	英國人 女	米國人 男	米國人 女	露國人 男	露國人 女
第一區	一八、一六九	一三、一一九	六	七	一三五	八六	一八五	一四二						
第二區	一三、三七一	一〇、〇六一	七	九	三	二	五	四	三	四	二	一		
第三區	六、六八七	四、九五三	一四	一〇										
第四區	四、八六一	四、六六〇	三	九										
第五區	一三、一一一	一〇、〇七九	一九	五四										
第六區	一七、三八七	一三、七六四	一一五	二五三			二三〇	二〇〇						
第七區	九、五七五	八、三九二	一六三	二六九										

蒙古人の人口は正確を缺く

城内戸數九千五百九十九戸、全縣戸數二萬四千五百九十戸

此の外日本守備隊一ヶ大隊と憲兵分隊とあり。

第三項　主要都市

洮南縣は全人口十四萬六千餘にしてその內の五萬四千餘が城內に居住して居る。即ち全人口の三分の一以上城內に居り殘りの約九萬人が縣城外の各區に散住して居る形である。從つて洮南を除いては町らしき町とてなく、多くて五六十戶少き所は僅か數戶にて一部落をなして居る有樣である。たゞ瓦房鎭のみは二百數十戶の集團をなし人口も一千三百餘である。

◎洮南　洮南は縣公署の所在地にてして市內は商業殷盛を極め、隣接五縣の政治、經濟、交通の中心地をなして居る。城內は戶數九千五百九十九戶人口五百四千五百八十六人である。賣買業一千百六十八戶に上り若干の製造工業も營んで居る。

◎主なる機關としては

縣公署、奉天省警備軍洮遼地區警備司令部、洮昂洮索鐵路局、地方法院、稅捐局、奉天第九監獄、中央銀行支行、交通銀行、郵便局、行通電話局（電信＝有線、無線）地方電話局、商務會、農務會、大同日報社、阿片專賣支處。

◎日本側の機關

滿鐵事務所、守備隊大隊本部、憲兵分隊、領事館、國際運輸出張所、滿貿貿易館、居留民會、洮昂鐵路局顧問部、滿鐵公醫

學校は敎育の項に商工業はそれ〴〵の項に讓る。

◎瓦房鎭

第六區にあり。洮南縣第二の人口集結地にして戶數二百五十人口一千三百六十一人（男七百二十七女六百三十四）

である。賣買業約八十戸、機關としては、農會、商會第六分局(警察局)第六自衞團々部、税捐分局、村公所電話局第一校、警備軍第二旅騎兵第一團第三連

第四項　氣　象

寒暑共に嚴しきも冬季は攝氏零下三十五六度、夏季は攝氏三十六七度を以て其の限度とする。冬季は十一月より翌年四月上旬に至る間にして一、二月の頃を酷寒期とする。但し降雪は極めて稀にして河川の完全に凍結するのは十二月初旬からであり解氷は概ね四月上旬である。

解氷期頃より後二ケ月間は所謂黄塵萬丈の蒙古風吹き荒び住民を惱ます事甚だしい。

夏季は六月中旬より八月下旬に及び七月を以て酷暑期とする。八月に入らば雷鳴と共に豪雨に見舞はるゝこと多く恰も我が雨期に相當する。四季を通じて雨量は少く乾燥勝ちである。洮南を中心とする地方の氣候は頗る大陸的であり、降水量及氣温は七・八月の候を以て共に最高とする。

氣温、日照時間及び降水量次の如し。

月別	氣温(午前十時)	日照時間(百分率)	降水量	月別	氣温(午前十時)	日照時間(百分率)	降水量
一月	(一)一五・六	六六	一・六	八月	二四・三	五四	五三・〇
二月	(一)一二・一	六六	二・八	九月	一七・七	六一	二七・八
三月	(一)〇・二	六一	七・八	十月	八・二	六六	八・九
四月	八・〇	五九	一〇・四	十一月	(一)四・〇	五四	九・八

五月	一七・八	五七	二四・四
六月	二三・七	五四	四九・二
七月	二五・九	五六	八一・五
十二月	(一)一三・〇	五七	二・七
平均	五五	六一	合計 二七八・七

第二節 風俗

第一項 概況

本縣は住民の大部分が漢民族であり、而もその出身地は河北、河南最も多く、山東之に次ぐ有樣であるので、その風俗も北支殊に北平を中心とする河北一帶のそれと似かよつて居る。而も本縣が開放せられてより僅か四十年にすぎず、未だ地方的特異性として特記する程のものも無い。蒙古族アリアン族滿洲族も小數づゝは居るが主要種族たる漢民族の影響を受けて日常生活に於ても全く漢族化せられ種族的特種風俗を見出し難き有樣である。

その言語は、南滿地方の特色ある方言口調を混ずる事比較的少く、却つて河北語に近い。これ等も當地に移住して未だ年月が經つて居ない爲であらう。之は本縣についてのみではないが移住後僅々二三十年でありながら先住者蒙古民族を自然且つ徹底的に驅逐し、その生活樣式を漢民族化せしめ、その言語まで滿洲語(支那語)を話すに至らしめた漢民族が如何に力强い「何物」かを持つて居るかに驚かざるを得ない。

民國十二年末に於ける四洮及び十五年末に於ける洮昂兩鐵路の開通は本縣と南北滿洲の先進諸都市との距離を縮め、

各方面に渉つて此等諸都市の影響を直接に受けしむるに至つた。之を一劃期として本縣は此の十年足らずの歳月の間に長足の進歩發達を遂げ、風俗上に於ても中心都市の一般的傾向を取り入るゝ事が敏速となつた。

第二項　種　族

本縣内に居住する種族は漢族を主とし、蒙古族、滿洲族、アリアン族之に次ぎ、其の他内鮮日本人及皮革商を營む白系露人、キリスト教の傳導に從事する佛系加奈陀人並びに英國人等の僅少なる白人である。漢民族に比し滿洲族アリアン族は甚だ少く滿族は漢族の一割内外と稱せらる。アリアン族は人口約一千内外と見てよい。各種族に就いてみるに漢族は縣城内外到る處に居住し各種の生業に從ひ、且つ官公の顯職にあるものは主として之等漢族である。

滿族は祭禮其の他特種風俗を異にするのみで、日常生活に於ては滿漢兩族全く異る所なきのみか、兩族各人に於てすら相互間に滿族なるか、漢族なるかを知らざる有樣で、滿族も漢族同樣各種の生業に從事して居る。

アリアン族は凡て回教を信じ、從つて種族的特種風俗と云ふより、回教の戒律を基礎とする宗教上の特種な習慣を有する。縣城内に居住する、アリアン族は人口約三百内外にして、回教寺院を中心に集團し、牲畜(豚を除く)の賣買、屠殺に從事する者が多い。以前は嚴重なる回教の戒律に從つて生活し、他宗信者との交際さへ忌み、之との婚姻等は極めて少なかつたが、現在では戒律も其の嚴格さが幾分緩和され、各種の營業に從事し官公職に在るものさへある。回教徒が豚肉を絶對に食せざる爲、料理店を他宗信者と異にする事は各地と異る所がない。

蒙古族は縣城内に居住し營業を營むものはなく、多くは縣を貫流する洮兒河流域に蒙古人部落を形成して、耕種農業に從事して居る。而して本來の生業たる遊牧狩獵を專業とするものは本縣内には全くない。斯くその生業からして漢族

化せられた蒙古人がその日常生活に於て多分に漢族化せられたるは勿論である。

日本内地人は事變前に於ては一二營業者を除き、他は十數名の滿鐵關係者及共の家族に過ぎなかつた。所が事變後は新國家成立と共に急激に人口增加し、各種の營業を營む者も漸次增加しつゝあり。

朝鮮人は事變前より洮兒河沿岸にて水田を經營する者が多少あつたのであるが、現在ではその數が數百を算するに至つた。縣城內に居住するものは各種の職業に從事して居る。

第三項　衣　食　住

1　衣服その他

兩鐵路開通後に於ける當地方の服裝は中央都市のそれと大差なくなつたが、一般に華美を避け實用に重きを置くは單に原料品の高價と云ふ經濟的理由のみではなく黃塵萬丈の所謂蒙古風のまへには華美な衣服は一たまりもないからでもであらう。

城外の蒙古人の衣服は寬濶素朴にして一見識別せらるゝが、漢滿アリアン各族共所謂支那服を着用し、衣服に民族的特徵はない。冬季は防寒用として貧富を問はず凡て衣服の裏に毛皮をつける。毛皮には狐、愛狐、羊の毛皮最も多く、其の他高價なる猯低廉なる狗の毛皮等種々ある。又近來洋服着用者も共の數增加しつゝあるが、女子には未だそれを見ない。男子も防寒具の關係上冬季には便衣を着用するを常とする。女子は三四十歲以上の者を除けば殆ど全部斷髮で、且つ纏足はして居ない。結髮も南滿にて見受くるが如き、特種の髷を有するものは少く、髮飾り等も亦少く且つ簡單である。男子の辮髮も殆ど之を見ない。

本縣城内に於ける一人當り一ヶ月の平均食費は、特種の人を除き上流階級で約十元、中流で約五元、下層階級に至つては僅々二三元内である。地方農村に在りては、より以上に簡易粗食なるは勿論であるが、自家製品を用ふるので農村に於ける食費は明かでない。

2　飲食物

普通食に於ては高粱、粟等の飯を主食とし、副食として野菜の鹽漬、酢漬等を多く用ふる。肉類の湯(ツユ)等は中流、上流では多く用ふるが農村にありては殆ど之を用ひない。豆腐、寒豆腐類は非常に好んでたべる様である。冬季生菜の缺乏する時豆腐や漬物は重要なる副食物となる。洮兒河より漁獲せらるゝ鯉、鮒　鯰、ライ魚等の淡水魚は夏季は生魚として冬季は凍魚として四季を通じ廣く食用に供せらる。酒類は地方農村にも燒鍋卽ち燒酎屋があつて、白酒老酒は容易に手に入れる事が出來る。紹興酒類の高等酒は一流料理店にも殆ど見ない。

3　住居

洮遼一帶の地は降雨量が少いのと、木石材等の建築材料、及び煉瓦屋根瓦製造に用ふる薪炭の得難き等の原因から、土を主要建築材料とする所謂滿洲家屋が極めて多い。洮南に始めて來た人は泥の都の感を深くするのであらう。

繁華なる商街を除いては悉く、家屋の周圍には防匪を目的とする堅固なる土壁を周らして居る。土壁は高さ七尺より丈餘に達するものあり、更に又四隅に銃眼を備ふる砦を設けて居るものもある。

地方農村に於ては一部落、又は數軒の農家が共同して、大なる土壁を構築するを常とする。各土壁内には蒙古系の俊敏なる番犬數頭を飼つて居るが、之等の番犬が丈餘の土壁の上を悠々漫歩して居る様は實に一種の珍景である。

商店街には煉瓦、屋根瓦を使用せる家屋又は洋式建築、折衷式のものも少くない。廟寺は各々個有の建築法に依つて建てられて居る。

所謂滿洲家屋は南面を除く三方を塗りこめ、之には防寒上窓を設けない。之の壁の上に數本の梁、及垂木をならべ秫子とする高粱稈にて作つたアンペラにて之を覆ひ、その上に高粱稈を重ね更にその上に土を塗つて、蒲鉾型の屋根にするのである。奥行三間、間口二間の一部屋を一間房子と稱し、左右に長く三間房子、五間房子七間房子等がある。一見汽車の客車に似たる形で南に窓があるのみである。各房子内は北方一半を炕とし溫突を設けて補溫に供し、南方一半を土間とする。燃料は乾草を主とし高粱稈、粟稈、牛糞等之に次ぐ。石炭、薪を用ふる事は一般家庭に於ては極めて少い。降雨量多き地方の滿洲家屋の建築には練土に多量の鹽を混じて龜裂を防ぐのであるが當地方に於ては雨量少き爲鹽は混じない。雨期前の農閑期を利用して年一回上塗り又は修理を行ふのであるがこれにて永年の使用に堪へるのである。

第四項　家族關係

本縣は沿革未だ淺く移住者の多くは單身乘込みたるか、或は一小家族共に移住したものであつて、單身移住したる者は生活の安定を得て後ぼつ／＼と家族を呼び寄せる狀態で、南滿地方にて見受くるが如き所謂大家族の形成は之を見る事は出來ない。其の大なるものと雖二十人内外にすぎず、而も此の如き事例は極めて僅少である。本縣の平均家族數は六・五人である。城外の居住者は殆ど農民で其の家族數の比較的多いのは移住者が既に土着せるからであり、城内の居住者の家族數の比較的少いのは俸給生活者自由勞働者等多く未だ家族を招致するに至つて居らざる者多きが故である。

蒙古部落に就いて見るに血族は多く同一部落に住居して居るが小家族に分れて各々一戸を構ふるを常とする。

第五項　娯樂趣味

本縣は氣候と自然の美とには全く惠まれて居らず、一年の半分は寒氣に苦しめられ、解氷後は所謂黃塵萬丈の蒙古風に見舞はれる。そして四圍は茫漠たる荒野多く、樹木とては殆どない有樣であるからして、風流子を生むには遙かに縁遠い環境に置かれて居る。此等自然の猛威を緩和する爲種々の文化的施設、娯樂機關を設立するには經濟的に餘裕もなく、又さうするには住民は餘りに實利主義的である。自然の力の前には總て沒法子である。でも一般民衆は演劇を好み書畫を愛する高尙なる趣味は、心の中には常に持つて居る樣である。婦女子は精巧なる手藝をよくし、下層階級の者と雖忙中雲雀の美聲に聞き惚るゝ餘裕は持つて居る。要するに極端なる實利主義者は、自ら進んで幾何かの金錢まで出して、娯樂趣味に浸らうとはしないだけのことであつて、本心から不風流無趣味なのではない。

前述の如く娯樂機關とて殆ど見るべきものが無いので、半歲に近い結氷期間は徒らに閑居して賭博、阿片吸煙等の惡癖に陷り易い。併し近來は民衆も餘程目覺めつゝあり、城內には二ケ所に劇場類似のものも出來、又機會ある每に縣立俱樂部に於て映畫觀賞會、演劇會を催し住民の娯樂に供せしめて居る。所謂小偷兒市場と稱する古物市場附近に於ては、講談落語ノゾキ等の大道娯樂が下層住民の歡迎を受けて居る樣である。又近來スポーツの流行を見るに至り、靑年學生間に於ては諸種の競技殊に球戲が盛に行はれ、學校•官衙等に於て之が指導助成をなしつゝある。

一方農村地方は土匪の橫行と農事に忙殺さるゝことに依つて、到底娯樂趣味を云々すべき餘裕を有して居ない。

第六項　祭禮儀式

祭禮儀式は日常生活と異り各種族の傳統に從つて、その種族の特徵を表はすものが擧行せられるのであるが、何れの

種族も近來は煩瑣なる形式を廢し、漸次簡易化されつゝある様である。

漢民族の儀式祭禮に就いて最も一般的なるものを述ぶれば

1 冠禮　學齡に達せる男女は幼名を改む。儀式は之を廢する場合多くて只家族内の内祝に留まる。

2 婚禮　婚期は普通男子二十歳前後女子十七歳前後であつて、媒妁人に依つて婚約が整へば男子より結納として、主として金子を女の家に送る。

婚禮に際しては男子の家は前日頃より、庭の中にアンペラ小家を建てゝ式場の準備をする。結婚當日は男子は早朝輿を携へて新婦の家に赴き之を迎ふる。婚禮に相互は結婚の誓約をなし、相携へて新夫の祖先の靈を拜し、新婦は媒妁人に依つて、新夫の兩親近親等に紹介さるるのである。又結婚の印として新夫新婦の手を紅絲にて結ぶ事もある。

式後は披露宴に移るのであるが招待されたる知友は祝意を表して物品又は金錢を送る。結婚當日は門邊に樂人を招き終日奏樂せしめる。アンペラ小屋とこの奏樂に依りて婚禮の行はれて居る事を知る事が出來る。以上は古風を傳へたる婚禮であるが、近頃は中流階級以上に於ては洋風を加味し更に簡易化された婚禮法が流行する様になつた。之は先づ披露宴場を兼ねた式場を一流の料理店に設けるを普通とする。結婚の誓約の指環の交換等の簡單なる式を濟ましたる後別室にて直ちに披露宴に移るのであるが、之を一般では文明結婚式と呼ぶ。

3 葬儀　人死せば遺族は直ちに死屍を清め翌日僧侶を招きて入棺式を行ふ。巫女に依つて入棺の日を定める事もある。大棺は貴賤貧富に依つて色々差はあるが、多くの費用を費すのが普通で數十元より數千圓にも及ぶ事がある。

きな棺には高粱稈等を敷き屍を入れ衣服を以て之を被ふ。富者にありては種々死者の遺愛品を棺中に入れる。
埋葬は六七日後に行ふのを普通とするが一定して居ない。富貴の者に在りては一ケ月も室内に安置する。之が爲棺は密閉され惡臭等の發散するを防ぐ。埋葬は近時は直ちに土中に埋めるものが多いが、墓地に棺を安置し三年後之を土中に埋めるものもある。埋葬式には一種の紙を燃すが常である。幼兒の死したる場合は、之を不孝の子として葬儀を行はず、路傍等に淺く埋め、獸類の食ふに委す事もある。

4 祭禮　佛教徒は大人死せば、一週毎に第七週迄僧を招きて、死者の冥福を祈り、其の後第一週、第二週、第三週年に祭禮を營み、以後は多く之を略する。

當地方に於て行はるゝ行事には左の如きものがある。

一月一日

三元とも云ひ一年中で最も目出度き日にして、前日より家の內外、及び大門壁等に春聯を張り、早朝天神地祇、竈神及祖先を祭る。正月の三日間は蛟子を食ひ雇傭人に賞錢を與ふ。

一月五日

破王と稱し米飯を食ふ。五日以前は飯と犯の音が同じであるから米飯を食はぬ習慣がある。

一月十五日

元宵と稱し青年等は高脚踊等を催し、街中を練り歩き人出が多い夕刻、元宵と稱する一種の餅を煮て食ふ。

二月二日

農家に於ては土神を祭る。

二月二十四日(前後)

晴明節と稱して祖先を祭り墓參をなし、又此の日植樹をなすのが普通であるが、當地方は氣候未だ寒冷なる爲植樹祭は四月以降に之を行ふ。

四月十八日

關帝廟に於て娘々祭を行ふ、早朝より參詣者頗る多し。

五月五日

端午節にして知友は相互に物品の贈答を行ひ、雇傭人に賞錢を與ふ。

七日十五日

鬼節として佛前に供物を供へ、先祖の靈を迎へて接祖先の儀を行ふ。

八月十五日

仲秋節にして知友は互に物品の贈答を行ひ、雇傭者に賞錢を與ふ。各家庭に於ては月餅を食ひ月神を祭る。

九月十五日

重陽節にして青年の郊外に行遊するものが多い。

十二月八日

當年の收穫物を神に供へ又自ら之を食ふ。

十二月三十日
　除日で天神地祇祖先を祭り一方新年の準備に忙殺され夜に入つては爆竹を鳴らして新年を迎ふ。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

本縣は之を七區に分轄す。第一區、第二區は縣城内で城内の東部半分が第一區、西半部が第二區である。縣城外を五區に分ち、第三區は縣城の東南部、第四區は西南部第五區は西北部、第六區はその東北部、第七區はその又西部を占めて居る。各區には警務分局があり、各分局はその區の情報蒐集、並びに駐剳警察隊と協力し、治安維持の任にあたり、且つ縣公署と各區との連絡の任に當つて居る。併し各區には區長又は區代表なるものも無く、區としての積極的の活動は各區に自衛團を組織し、自衛的活動をなして居る以外に見るべきもの無く謂はば地理的區劃すぎぬ。

第二節　鄕村制度

本縣には二十二ケ村と一鎭あり各村に村公所を置き・村長村副を各村より選出して村内の事務を擔當せしめて居る。村長は一村を代表し、一村内の事については責任を負ふ。村長・村副の任期は二ケ年であり別に五名乃至十一名の村董を選出して村政を會議せしむ。

第三節　自治制度

自治制度として特に見るべきもの無きも唯一つ各區自衛團が稍々自治的な活動をなして居るにすぎない。本縣に自治制度の余り發達して居ないのは移住後日尚淺きが爲であらう。各區自衛團は縣長の命に從ひ、警務局長之を指揮監督すると云ふ事になつて居る。特に洮南縣自衛團章程なるものがあるがこゝでは省略する。各團に團長、團佐、會計員、隊長、隊付班長等があり、之等は各區民が推薦又は選擧して定める。又團丁は義務的に一定の期間（貧富により期間に差違あり）その任務につかねばならない。各區自衛團員、及その經費は左表の加し。

洮南縣自衛團配備統計表（大同二年六月十六日調）

團別	駐址別	團長	團佐兼教練員	會計員兼文牘	書記	隊長	隊附	班長	團丁	夫役	合計	槍	彈	砲	彈	馬匹
第三團	第三區五家子屯	一	一	一	三	二	二	六	六〇	四	八〇	六一	二、五九九			七三
第四團	第四區安定公司	一	一	一	二	一	一	四	四〇	二	五三	四八	九六〇			四八
第五團	第五區小老爺廟	一	一	一	三	二	二	八	八〇	四	一〇二	九四	五、六四〇			九四
第六團	第六區丸房鎮	一	一	一	三	二	二	八	八〇	四	一〇二	九四	四、〇〇一			九四
第七團	第七區二龍索口	一	一	一	三	二	二	八	八〇	四	一〇二	九四	二、八二〇			九四
總計		五	五	五	一[illegible]	九	九	三四	三四〇	八	四三九	三九一	一、八二〇			四〇三

團名	經費	賦課金（一天地ニツキ）	備考
第三團	六百五拾圓	拾錢（一ケ月）	
第四團	四百五拾圓	拾錢（〃）	
第五團	七百五拾圓	拾錢（〃）	
第六團	七百五拾圓	拾錢（〃）	
第七團	七百五拾圓	拾錢（〃）	

經費は全部各區住民が之を負擔する。團長は月給三十三元、團佐二十四元、書記兼會計二十四元、隊長二十四元、隊副十八元、班長十元、團丁は食費として五圓五十錢、團本部書記十六元小使十元。併し現在の所各區自衛團は眞の自治制度ではなく、半職業的なものであり從つて經費徵收その他の事にて、往々區民に却つて迷惑をかける事もあり、多少の弊害あるは事實である。何れ治安の充分なる維持を俟ちて、之等自衛團は解散せしむべきものであらう。併し現在の所縣警察隊及警備軍を以てしても治安の確立充分とは云ひ得ない。故に幾分の弊害は伴つても、今暫くは、自衛團の存續は蓋し止むを得ない事と思ふ。

第四章　財　政

第一節　概　況

建國前の本縣財政は御他聞に漏れず、實に亂脈を極めて居り不可解なるものであつた。現在でも幾分その感無きにしも非ずだが。建國前は縣公署費は全部省より支給され、縣公署外の各局は地方に收入によつて賄はれて居た。民國十七年頃よりの歲入出豫算書を見るに少き時は十八萬圓余、多きときは二十五萬圓位になつて居る。尤も、事變前は公安隊の幹部を除いた兵隊の一切の費用は、地方民が負擔する事になつて居た、それが四五萬圓見當である。水害や風害等の影響もあつたであらうが、人口は年々增加して居るに拘らず、豫算は年々非常な差異があり、或る年は激增し、或る年は激減して居ると云ふ有樣で實に伸縮自在である。是れ卽ち請負制度の一つ現れであらう。でも實際收入は予算書の上に表はれた數字より余程多かつたのに違いないが。吾々は數回樞要の位置に居る人が、實に巧妙なる手段で、私腹を肥して居た事實を知つた。而も此等の人は、之は從來の習慣だからと云つて恬然として居る。以て如何に財政の整理が困難であるかを伺ふ事が出來るであらう。

建國後昨年十一月よりたとへ消極的とは云へ不正行爲を少しでも無くする目的から經理處を設けて會計の統一を計つて居る。故に支出に於ては殆ど間違ひを起す樣な事は現在ではない、でも不幸にして昨夏大水害に見舞はれたので年々七萬圓以上の收入を見て居た畝捐が僅か三千圓しか入つて居ない。これも耕地面積の半分近く水害を免れて居るから少くとも三分の一位は入るべきであるが、匪害の爲到底望みなしと云つて居る。恐らくは納められないのでは無く納めないのであらう。而も相當の權力あり且つ裕福な人程納入を肯ぜない樣である。これも集まらないのではなく或は集めな

いのであらう。我々は財務局員に吾々と同じ氣持ちになつて眞劍に奮闘して呉れる人が欲しい。そして財政の整理に不撓不屈の努力を續け度い。それにしても農民の負擔は余りに過重である。本縣は地方收入の第一位を占むるものは糧捐である。之は穀物が城內に入る時に課せらるゝ税金で價格の百分の二で例年ならば約九萬圓位入る。次が畝捐で之が約七萬圓次が貨捐で之は一般貨物が城內に入つて來る時に課せられるので約五萬圓、之も間接には大部分農民に轉嫁されて居る。以上の三つが縣收入の大部分を占めて居り、此の外農村は自衛團費村公所費等を負擔しなければならない。一方城內の富豪連中（商賈を營んで居る者は幾分課税されるが）には殆ど税らしい税はかゝつて居ない狀態である。勿論未だ研究の余地はあるのだが吾々は一日も早く斷乎として此の不合理を打破し、生活線上をすれ〲に辿りつゝある農民の負擔を輕減し農村經濟を幾分にても潤澤にし以て農民の心に餘裕を與へ王道國家の恩澤に浴せしめねばならない。

洮南縣收入預算表　大同元年度

税目	預定收入額		算出來源數	確定收入額		比較	備考
畝捐	七八、六〇〇	〇〇	按熟地七萬八千六百晌每晌按一元徴收	三、〇〇〇	〇〇	九〇%	
車牌捐	一七、七三九	〇〇	按四套一千四百片三套一千片二套四百片一套三百三十片計算年收如上數	一五、〇〇〇	〇〇	七五%	
居宰捐	一五、六〇〇	〇〇	計宰牛一頭收捐一元五角猪一口八角羊一支二角	一一、四八〇	〇〇	六〇%	
糧捐	九一、二八六	〇〇	値百抽二	五五、九〇二	〇〇	九〇%	
貨捐	五四、一一四	〇〇	値百抽一	四八、七〇三	〇〇	五〇%	
毛棕捐	二、七〇〇	〇〇	値百抽二	一、三五〇	〇〇	九〇%	

馬車捐	三、〇〇〇	〇〇	每輛月收一元	二、五三〇	〇〇	九〇%
皮革捐	七、二〇〇	〇〇	值百抽三	二、一三〇	〇〇	三〇%
妓捐	二、〇〇〇	〇〇	一等月收六角五分二等四角三等三角四等二角	一、五〇〇	〇〇	七五%
槍印捐	一二六	〇〇	改造快槍砲母猪砲每桿五角換窠三角洋砲沙槍三角換窠一角	二六	〇〇	二〇%
廿草捐	五〇	〇〇	值百抽三	五〇	〇〇	一〇〇%
經紀捐	四二〇	〇〇	每名年收五元	二七五	〇〇	六五%
婚書捐	二四〇	〇〇	每份收洋六角按四百份計算	二四〇	〇〇	一〇〇%
汽車捐	五〇	〇〇	每輛月收一元	五〇	〇〇	一〇〇%
狳血毛賸捐	三、〇〇〇	〇〇	每年招商投票一次	二、〇〇〇	〇〇	六六%
市政營業捐	一五、二六一	〇〇	按照商號資本五十元月收捐一角資本五百元月收捐一元餘類推	一五、二六一	〇〇	一〇〇%
市政馬車營業捐	三四八	〇〇	每輛馬車於新營業時收捐二元	三四八	〇〇	一〇〇%
市政馬路捐	三、〇〇〇	〇〇	每輛馬車月收捐一元	二、五三〇	〇〇	九〇%
市政妓捐	一、五九六	〇〇	一等每名月收一元三角二等月收八角三等六角四等四角	一、五九六	〇〇	一〇〇%
市政許可捐	一五、〇〇〇	〇〇	按資本五十元於新營業時報納一元	一二、五二〇	〇〇	八五%
市政建築捐	五〇〇	〇〇	市樓房每間一元磚房八角土房六角住樓房五角磚房四角土房三角磚墻每丈二角土墻每丈一角	一一二	〇〇	二二%
市政經紀捐	一六八	〇〇	每名年納二元分兩季繳納	一一二	〇〇	六五%
市政汽車捐	五〇	〇〇	每輛月收一元	五〇	〇〇	一〇〇%
市政洋井租	二五五	〇〇	每年投標一次最低價二百五十五元	二五五	〇〇	一〇〇%
合計	三一二、三〇三	〇〇		一七七、〇一八	〇〇	

經常計 洮南縣收出預算表 大同元年度

款	項	目	金額	説明
縣公署費（國庫支付）			三一、二〇〇〇〇	
	俸給		二二、一五九九二	
		薦任俸給	一二、五五九九二	薦任相當官縣長外三人年支俸給
		委任俸給	九、六〇〇〇〇	委任相當官八人年支俸給
	事務費		九、〇四〇〇八	
		事務費	九、〇四〇〇八	縣公署内委任官以上年支事務費
縣公署費（地方庫支付）			二三二、九八四〇〇	
	俸給		三五、七七二〇〇	
		總務科俸給	八、三二八〇〇	總務科科員七人通譯一人僱員十人夫役六人共二十四人平均每人月支二十八元九角二分
		内務局俸給	一一、五八〇〇〇	内務局役員十人視查員一人技士二人醫官一人僱員十人臨時僱員四人屠夫三人園丁一人夫役四人共三十六人每人平均月支二十六元七角八分
		警務局俸給	九、七九二〇〇	警務局内股員四人督察員二人繙譯二人衞生隊長一人僱員十七人夫役六人共三十二人每人平均月支二十三元三角一分
		教育局俸給	四、五七二〇〇	教育局内股員三人督學一人教育委員二人僱員三人夫役二人共十一人每人平均月支四十元一五角六分
		情報分處	一、五〇〇〇〇	主任僱員各一人月支一百二十五元
	事務費		一三、六三八〇〇	

物品費	七、〇七〇	〇〇	總務科年支二千二百八十元內務局年支二千五百十五元警務局二千二百六十七元共年支如上數
通信運搬費	六九八	〇〇	總務科內務局警務局年支通信運搬費
旅費	一、三三六	〇〇	委任相當官以上年支旅費
招待費	二、五八〇	〇〇	縣公署年支招待費
雜費	九五四	〇〇	總務科內務局警務局年支雜費
預備費	一、〇〇〇	〇〇	縣公署預備費
		〇〇	
警務費	一一四、四一四	〇〇	
俸給	九二、〇一八	〇〇	警務局公安隊教練所游擊隊共分局長分所長教員隊目僱員班長隊兵砲兵步警衛兵行政警察巡查馬警傳達夫役共五百五十人平均每人月支十三元九角四分
辦公費	一、四四二	〇〇	警務局游擊隊公安隊教練所年支辦公費
子彈費	四、〇〇〇	〇〇	
服裝費	六、三二六	〇〇	警務年支六千一百五十元游擊隊年支一百七十六元
戶口費	六〇〇	〇〇	
緝捕川資	五〇〇	〇〇	
獎卹費	一、六二八	〇〇	
醫藥費	五〇〇	〇〇	
煤爐費	二、三〇〇	〇〇	各分局公安隊（炭價南滿沿線之二倍）
爐筒費	一〇〇	〇〇	
防疫費	五、〇〇〇	〇〇	此項專為防疫設備之用

教育費		六九、四六〇	〇〇	
	俸給	六一、六五八	〇〇	師範校女師範校初中校女子中學校日語校職業校第一校第二校第三校第四校第五校第六校第七校及區立各校圖書館共十校長教員僱員工師營業員夫役共一百八十一人每人平均月支三十四元零六分
	辦公費	四、二一二	〇〇	各校及圖書館年支物品費四千一百十六元修繕費九十六元
	房租費	二、八四〇	〇〇	
	購買費	二〇〇	〇〇	各種購買費年支二百元
	師中校數員旅費	四五〇	〇〇	
經常計合計		六六四、四八四	〇〇	
臨時費				
地方臨時費		二六、七〇〇	〇〇	
縣公署臨時費		一〇、〇〇〇	〇〇	
	修路費	一〇、〇〇〇	〇〇	此項專爲修路及一切建設開支之用
警察臨時費		一一、五〇〇	〇〇	
	公安隊費	一一、五〇〇	〇〇	中隊一個計六十人平均每人月支十六元
勸業臨時費		五、二〇〇	〇〇	
	灌漑費	一〇〇	〇〇	

臨時僱工費	一〇〇	〇〇	
防風水植林費	五、〇〇〇	〇〇	此項專爲防風防水造林之用
臨時合計	二六、七〇〇	〇〇	
歳出預算總計	二九一、一八四	〇〇	

二項歳入、三項歳出　は大同元年度收支豫算書を參考にして戴き度い。

第四節　財政政策

一、不良財務局員及經理處員卽ち徵稅員、會計員を徹底的に淘汰し、收入支出を明ならしむる事、之が爲には參事官は常に地方財政の確立こそ緊急事中の緊急事と心得て細心の注意を拂ひつゝ努力を怠らざること。

二、中央は地方財政確立にもつと積極的に活動し援助を與ふること。地方の實情も知らず權威なき資料、統計表等に依りて財政問題の解決を計らんとするは策の最も拙なるものと云はなければならぬ。

三、地方財政確立に密接なる關係をもつ國稅徵收機關たる稅捐局に一日も早く、あながち日系官吏とは云はざるも清廉潔白なる官吏を入れること。稅捐局吏員の醜聞を一度ならず耳にする。目のあたり大金を見れば目が眩むらしい。又實際帳簿をのぞいた丈でも可笑しいと思ふ節が屢々ある。こう云ふ事があつた。建國後幾度目かは知らないが稅務監

督署から會計の檢査にやつて來た。そして帳簿を調べてみた所現金の方が一萬幾何か多い。恐らくはその始末をするのを忘れて居たのであらうが、税捐局員の周章狼狽振りと云つたらなかつた。中央財政部の某氏は税制の統一を計るは目下の急務である、然れども當分の間は國庫收入の內直接税は色々な事情(水害、匪害)にて餘り期待出來ない。唯間接税のみは之等の事情に大して關係なしに徵收する事が出來る。故に間接税は現在での最大財源である、と云ふ樣な事を昨年ある所にて云つて居られた樣であつた。こんな考へからして若し地方の税捐局を放任して居るのならとんだ間違ひである。

四、税率の改正と課税方法の改革

現在地方税の税目を見てみるに直接間接に農民より搾取するものが大部分である。又農民たらずとも、例へば賣買業では資本金の少い者程その者に課せらるゝ税率は高い。若し資産家に色々な名目で課税されて居るのなら別問題であるが、現在では之等の人には殆ど税らしい税は課せられて居ない。故に從來の下層民に過重に課せられて居た税率を改めると共にもう少し資產家に負擔のかゝる樣課税方法を改革する事が又最も必要だと思ふ。

四、贅員の淘汰と質の向上を計ること。

永い間の習慣で掌をかへす樣な改革は却つて弊害があるかも分らないが、各官廳各機關に不用な人のごろ〳〵して居るのはどの縣も同じであらう。局長とか主任とか云ふ地位の人は決して自ら仕事に手を出す筈のものではないらしい、若し斯うした觀念を改めてもらつて人員の大淘汰が出來れば歲出の大部分は人件費であるから歲費の大削減が出來るわけである。

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

民國改元後本縣に於ては警察制度を施行し、その統轄機關として警察所を設けた。民國十八年四月に之を公安局に改め而して二十一年二月警務局と改名した。警務局には七つの分局が附隨し、之に又四十四の分所が附隨して居る。その他衞生隊、差遣隊、馬差遣隊、又縣公署には馬隊等ありて實に雜然として複雜を極めて居る。近く此等を全部統一する事になつて居るが未だその運びに至つて居ない。又警務局の一分派に警察大隊がある（以前公安大隊と云つて居たもの）警務局員、各分局、分所員それに、衞生隊、差遣隊等々にて行政及び司法警察一般の事務を擔當し、警察大隊は剿匪の任に當つて居る。

地方財力の窮乏　警察官吏の待遇を改善する餘裕なからしめたのか、或は從來の觀念からして待遇を改善するに値しなかつたのか、よくもこんな狀態でやつてゆけたものと思ふ。勿論結果に於てよかつた筈がない。食はんが爲又上のなす所下之に見ならふで、月給はたとへ如何樣に安くとも結構やりくりをつけて居たらしい。その裏面にどれだけ良民を泣かせたか分らない。勿論兵隊よりは餘程ましであつたが。建國後は一致協力、質の向上と待遇の改善に充分の力を注いで居る。自衞團費を合せて人口十四萬餘の縣に警察費が十八萬圓を突破せんとする有樣で、而も治安その他の事務が

未だ充分でないのは如何にその質が底級であるかが分かる。幸ひ現在では月給も幾月にも渡つて滞ると云ふ事もなく指導官も派遣されたので、力を合せて組織の改革、訓練による質の向上、贅員淘汰による待遇の改善等々を計つて居るので何れ遠からず、面目を一新する事が出來るであらう。

第二項　組　織

別紙一覽表を參考にせられ度し。

第三項　警察官吏

警察官吏の意味を廣義に解釋す。

從來の警察官吏は經驗、訓練、資格の有無を問はず任意に採用して居たのであるが、現在では事務員、警察隊員を除き他の巡警、差遣隊員、衞生隊員は必ず教練所に於て四ケ月の訓練と學修とをなさしめて、資格を與へる事になつて居る。

本縣の警察官吏を七級に分つて居る。警務局長を一級となし月給百五十圓を支給す。而して縣長の命を受けて全縣警察官を統轄し、警察事務一般を擔當せしむ。各股長、分局長、督察長には三級を委任し、月給五十五圓を給す。但し第三乃至第七分局長には四十五圓を給す。局員、督察員、分局員には四級を委任し月給二十八圓を給與す。各分所長を五級とし月十八圓を給し、警察隊員、巡警等の古參者を六級とし之に月十二元、新參者には七級十一元を支給す。

股長、分局長、督察長等の任用には必ず警察知識の有無をたゞし、相當の資格ありと認むる者を局長より推薦し縣長之を任用すると云ふ事にして居る。勿論一切の任免權は縣長にあるのであるが、從來の慣習上分局員以下の任免は油斷

をして居ると往々警務局長獨斷にて之を行つて居る事がある。警察隊員の任用には考選委員會を開き考試の結果優秀なる者より之を採用すると云ふ事にはなつて居るが、實際には此の通りには行はれて居ない。

第四項　政行警察一般

（保安風俗、交通警察及警察行政區劃）

◎保安　保安の目的は一般社會に及ぼす危害を豫防するにあるので、左記列記事項につき警察官を督勵しつゝ所期の目的を達する樣努力して居る。

一、集合或は結社の取締及びその監視等に關する事項
一、書畫に關する檢査及び取締りに關する事項
一、軍用機具及び爆發物並びにその他各種の危險物の取締りに關する事項
一、新聞並びにその他各種の出版物取締りに關する事項
一、素行正しからざる者、行跡疑ひある者、及び失業者の監督及び規戒
一、旅館の炊事場及び公共的設備ある場所に關する注意事項
一、戒嚴に關する事項

右列擧の各事項は保安の最重要事務なれど、その他の些細なる事柄は枚擧に遑あらず、苟も保安に關係ある事柄なればは臨機應變の處置を以て事に當つて居る。

◎風俗　風俗に關しては左記の事項につき取締りを勵行して居る。

一、巫覡、邪教に關する取締事項
一、賭博及びそれに類似せる行爲の取締り事項
一、暗娼（賣春行爲）に關する取締事項
一、廣告、文書、圖畫及び碑誌に關する取締事項
一、遊藝及服裝に關する取締事項

右の列記事項は風俗に關し警察の最も力を入れて居る所にして、各その部所を分擔し良俗に反せざる樣最善を盡して居る。

◎　交通警察

一、道路の修理及び橋梁建築等の監督
一、軒出店門牌の造作及び置石の設置に關する取締事項
一、車馬及び人畜類の往來整理に關する事項
一、滿載車（積載量の制限）に關する事項
一、停車場の整理
一、城壁修理街道保持に關する事項
一、貯水の排洩に關する事項

以上列記事項中、市政科の擔當すべき事務も含まれて居るが、現在の所警察の力を俟ちて始めて事が進捗する狀態に

あるので交通警察方面は市政科と共力してやらせて居る。
その他行政警察事務としては戸口調査による人口統計表の作製。外僑(外國人)の調査及保護、取締り等を日本憲兵隊及領事領と連絡を取りつゝ實行して居る。殊に事變後は日本人、朝鮮人急激に増加しその中には不良分子も居り、日本官憲の威力の蔭にかくれて賭博場開設、禁制品の密賣等をなす者あるを以て、安寧秩序はもとより國家の圓滿なる進展上面白からず、寧ろ日本官憲を積極的に援助しつゝ取締りを嚴にして居る。

◎ 警察行政區劃

全縣警察行政區劃は分つて七區とす。城內を二區に分ち四鄉を五區に分つて居る。各區に警務分局を置き分局の下に分所を置いて居る。城內には三十三の分所あり、城外に十一の分所がある。その配置は二節「治安」の二項「機關」の項に讓る。

第五項　司法警察一般

監獄　民事　刑事　犯罪人

一、監獄　洮南監獄は奉天省高等法院の直轄にして洮南地方法院の監督を受け、縣とは關係がない。洮南監獄及び地方法院に就いては未だ充分に調査して居ないので、縣管轄の司法警察の範圍內に留めて置く。

縣に屬する司法警察の範圍內では拘留所が一ヶ所あるのみである。即ち之は警務局の直轄に係り司法股より人を派して指揮看守して居る。之を長警と云ひ合計五名にて拘留所內の犯人の秩序、清潔、衛生、等の事を掌つて居る。

現在の拘留所は家屋狹小且つ不潔なるを以て今新建築に取りかゝつて居る、新建築は舊拘留所に十五間を增築し、

內部は重犯室、輕犯室、女犯室、嗎啡療養室、特質室、炊事室、看守室等の七種に分れて居る。建築方式は何れも天窓に空氣拔き圓窓を設け且又室の內外は何れも石灰を塗り衞生に適する樣注意して居る。

◎一、民事、洮南地方法院が設立されてからは、一般民事訴訟は何れも法院に歸して理を辦じて居る。人民の印象も已に深く警察官も亦皆法に依りて理を行ひ敢て濫行しない。たゞ民事の繫爭にして些々たるもの、例へば喧嘩、毆打の程度のものは安寧秩序を維持するため隨時警察權にて解決して居る。比較的問題の大きなものは警察權にて一時その爭ひを制止し卽時法院に赴き訴訟を起す樣命令して居る。場合に依りては警察官を派して法院まで監送する事もあり、而して民事の紛爭に對し警察權により臨時處理する事件數は一ケ月平均十數件を下らざる有樣である。

◎一、刑事　本縣警察は刑事部門に對しては是迄干涉主義を採用し且つ法に依り勿論檢證し檢視し何れも三日間を期限として警察分局より直接法院檢察廳に送り裁判に附して居る。該事件の處置如何に關しては縣規定の旬報の表式に依り、分局より每期報告し責任を明かにして居る。督察員は每日分局に到り事件の處置の合法なりや否やを考查し、その考查の結果を縣に報告して居る。刑事案件の全縣統計は一ケ月間約百餘件に及んで居る。

◎一、犯罪人　本縣の司法警察は犯罪人に對しては此迄以下二種の事を行つて來た。

(一)犯人を逮捕したる時は逮捕人より報告あり次第、警察官を派して實地檢證をなし、證據物件の獲得に務むる事。共犯人あればそれが逮捕に務め、犯人は分局に於て直ちに訊問に附し、證據物件及び一件書類と共に檢察廳又は軍法處に送る。

(二)未だ逮捕されざる犯人に對しては勿論法の定むる手續きに從つてではあるが、犯人逮捕を速かならしむる爲、一

種の懸賞法を取つて居る。例へば眞犯人を逮捕せし者には金一封を與へるとか、又階級を昇進せしむる等慮考を拂つてゐる。

第二節　治　安

第一項　概　況

第一章第二項建國以來現勢一般の項にて既に書いた如く、事變前は當地に蒙邊警備軍が駐在し此の地方の警備の任に當つて居たのであるが、それが引續き建國後は洮遼警備軍となつた。而してその司令部を當地に置いたので、常に四五千人の滿州國軍が駐屯して居た譯で、その爲か未だ一度も大部隊の義勇軍又は馬匪賊の襲來を受けた事はない。只昨年九月當地道德會の會長趙萬里が抗日義勇軍と密通し、大陰謀を企てたが幸ひ事前に發覺し事無きを得た。以上は城內の話であるが、各村落には他の縣同樣馬匪害は相當に甚だしく、一昨年九月以來百數十件に及んで居る。然し被害の程度は大した事なく、昨年の大洪水にてその生活の糧を奪はれたる農民が食ふに道無く止むなく惡戯を働いて居るのが大部分らしい。從つて反滿的な感情の爲に馬匪賊を働いて居るのは殆どなく、たゞ職業的に、之も小馬賊に過ぎないが洮南、開通突泉を股にかけて馬賊を働いて居るのが一組居る。然し高粱繁茂期迄には三縣聯合して徹底的に討伐し、治安の維持を全からしむる豫定である。

第二項　機　關

◎　以前當地方の治安維持の任に當つて居た洮遼警備軍はその第一、第二支隊を除いて今度熱河省の警備軍となり、

殘存支隊が奉天警備軍に編入され洮遼地區警備軍となつて當地方の治安の維持に任ずる事となつた。現在洮南縣には城內に第一旅の司令部と第四團の二ケ連、迫撃砲連、機關銃連が駐在し居り、瓦房鎭に第五團の一ケ連が駐在して居る。

◎ 皇軍は第十四師團第十五聯隊の一ケ大隊（混成）が駐屯して居るが、近々騎兵集團と交代するとの事、又日本憲兵分隊ありて間接に治安維持の任に當つて居る。

◎ 縣の機關としては(1)縣警察大隊あり四ケ中隊（一ケ中隊六十名）より成り主に城外の治安の任に當つて居る。

(2)各區自衛團

(3) 各區警務分局及びその分所

城外各區分局及分所員は行政事務を擔當するの外各區駐防の警察隊及自衛團と連絡し、區內を巡邏し、匪賊の出現に遇はば則ち之が逮捕に務むると共に軍隊に報告して出兵を請ひ、又鄰區鄰縣にも通知して一體となり之が撲滅を計ることゝなつてゐる。

洮南縣警務局城內警備勤務配備表

警隊名稱	出勤人數	出勤地點	出勤時間	備考
步差遣隊	四十九名	老爺廟前南鐵公所西張家油房南頭双盛合門前潘粉房門同樂門前全盛堂門前計十四名縣公署門岡六名本局前後門岡九名拘留所五名衛隊六名傳達二名偵緝科一名交通岡休息四名帶班二名參事公館北口陳公館南十字街公消當西口元興永南頭禮拜寺西口北菜市縣署後邊計十四名練習所院內岡三名帶班班長二名寫講義一名	六時より十二時迄	
警察練習所	二十名			

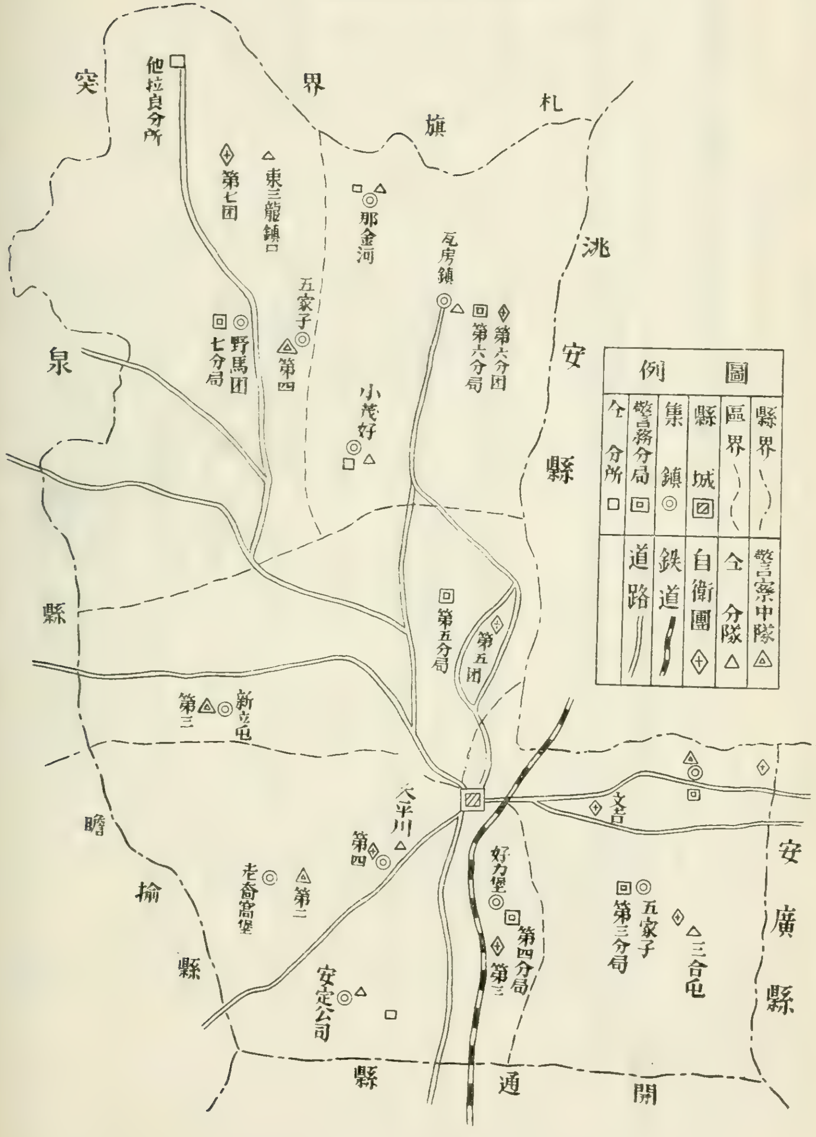
分隊			
砲分隊		亞細亞後邊郎家小舖萬字會電燈廠後邊七間房十字街魚市南十字街陳柵舖西十字街陳柵舖南十字街基督教會北大門恒來源北十字街女學校十分所計十一ヶ處計二十二名號令兵二名夜間院心勤務四名帶工二名管庫値日三名督辦公館守衛三名	六時より十二時迄
第一中隊	十六名	八人は一分局に在りて大興街から南大街迄を巡回し八人は二分局にあつて大興街以南を巡回する	午后六時より十二時迄
第二中隊	十六名	一分局管界にあり亘有街以北計横街九道より毎四人二道街に出勤し巡回して歸つてくる	午后六時より十二時迄
第三中隊	十六名	二分局管界にあり亘有街以北計横街九道より毎四人二道街に出勤巡回して歸つてくる	午后六時より十二時まで
大隊部	十二名	分ちて三組となす二組は一分局に管轄界にあり街に順じて巡回して歸つてくる	午后六時より十二時至
騎馬隊	十六名	分ちて三組となし二組は一分局管界にあり街に從つて遊動し一組は督察員王宗周に從つて出勤時ならず	午后六時より十二時至
一分局	三十二名	分ちて八組となし前半夜の四組は各分所を分査し後半夜の四組は各分所勤務を分査す	午后六時より十二時至午前一時より六時至る
二分局	二十四名	分ちては六組となす前半夜の三組は各分所を分査し後半夜は各分所勤務を分査す	午後六時より十二時至午前一時より六時至る

城内警備勤務及配備並びに全縣警備機關配置狀況は右表の如し

第三項　匪賊狀況

既に概況の項で書いた如く、未だ城内を襲撃された事は一度もない。併し部落は隨分その被害を蒙つて居り四日に一

洮南縣警備要圖



圖例
縣界
區界
縣城
集鎮
警務分局
分所
警察中隊
分隊
自衛團
鉄道
道路
突泉縣
界旗札
洮安縣
瞻榆縣
開通縣
安廣縣
他拉良分所
第七团
東三龍鎮
那金河
瓦房鎮
五家子
野馬团
七分局
第四
第六分团
第六分局
小茂好
第五分局
第五团
新立屯
第三
太平川
第四
老奇窩堡
第二
安定公司
好力堡
第四分局
第三
五家子
第三分局
三合屯
文吉

度位の平均で荒されて居る。併し之等馬匪賊の中、常習的惡戯を働いて居るのは一二の者に過ぎず、他はすべて食ふに困つた良民が一時の出來心にて惡戯を働いて居るに過ぎない。從つてその被害の程度はいつも輕微である。

之を要するに事變以來急に匪害が多くなつたと云ふも本縣に關する限り、思想的背景を持ち或は又反滿的感情の爲馬匪賊を働いて居るものは殆どなく、只昨年の大水害の結果物資缺乏し、之がため止むなく三三五五一組となりて掠奪を働いて居る程度のものなれば(一組の例外あり)、本年若し現在の豐年豫想が裏切られずそのまゝ實現すれば、その時こそ馬匪賊も影をひそめ治安も全きを得るであらう。

第四項　軍と治安

從來の滿洲國軍は統制も規律もなく雜然として出鱈目なものであつた。ある意味に於て治安の維持に大いに貢獻もして居るが、又或る意味に於て却つて治安を亂して居ると云つてもよからう。當縣が建國後未だ大部隊の義勇軍の襲來を受けた事のないのは、當地に四五千人の警備軍が駐在して居たお蔭であるが、城內に居てこそ、そして馬匪賊の襲來を受けないと云ふ消極的の効果こそあれ、此等の兵隊も一度び討伐に出れば到る所農村を食ひ荒し物資を缺乏させて却つて農民に迷惑をかけて居たのは事實であつた。よく軍隊警備軍は馬賊よりも惡いと云ふ樣な事を聞いた。それは馬賊ならば目ぼしい物を掠奪すればさつさと引き揚げて行く、所が軍隊が出動すれば一物もなくなるまで食ひ盡して次から次へと移動して行く。從つて馬賊が出ても警備軍には來て貰ひ度くないと。恐らくは或る程度まで之は事實と云つてよからう。地方農村のみでなく例へば城內であればその商務會に迷惑をかける事夥しい。でも軍は力を持つて居るので商農民は泣寢入の有樣であつた。我々は此の有樣であつては軍の存在が却つて厄介であり延いては治安を亂す事を恐れ、且つ

は軍の威信にもかゝはる事なれば、商務會對軍隊、農民對軍隊の間に立つて出來る限りの努力はして來た。幸幹部級の自覚と顧問部の人々の奮勵と相俟つて次第に統制もとれ質も向上されつゝあるのは事實であり、農商民の負擔は激減しつゝあるので一般民衆と共に喜んで居る所である。時勢は次第に變遷して行く。不斷の訓練と努力とを以てすれば蛇蝎の樣に、嫌はれ却つて治安を亂すものと云はれて居た滿洲國軍も、質の向上につれ住民より大歡迎を受ける時も來るであらう。滿洲國軍の整理と質の向上は實に治安維持に重大なる影響を及ぼす。友軍の此の點に絶大の援助を與へる事こそ治安確立の捷徑である。

第六章　原始產業

第一節　農　業

洮南縣に於ける原始產業としては僅かに農畜產業を敎へるのみであるが、本論に入る前に之等原始產業と密接なる關係を有する氣候土質につき少しく述べよう。

氣候土質は農作物生育上最も重要なる天然要素にして、其の良否は原始產業特に農作物の成育に決定的影響を與ふるものである。南滿沿線より四洮線へ乘り換へたる旅行者は、誰しも四圍の狀況の急激なる變化に驚くであらう。四平街より鄭家屯までは南滿沿線と大差なく充分に耕作され、樹木も生育し、農家も散在して居るが鄭家屯より洮南を經、チチハル近くに至るまでは實に廣漠たる大草原にして、山を見ず樹木を見ず、人家とて殆ど無く地平線の彼方まで打ち續

く大原野の雄大なる光景は、人をしてアンビシヤスならしめる。

洮南縣は勿論斯の如き狀勢の一區域で蒙邊地帶一帶に見受けらるゝ氣候と土質とを有して居る。一九二八年より三〇年に至る三ケ年間の氣象觀測の結果は次の如し（洮南滿鐵事務所の調査による）

快晴日數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八	一三	一二	一三	七	四	一	二	一	一二	一一	九	二一	一〇六
一九二九	一九	一〇	一〇	七	四	一	二	二	六	一三	一七	一五	一〇六
一九三〇	二一	一三	一〇	四	三	五	三	三	四	一八	一一	一九	一一四
平均年	一八	一二	一一	六	四	二	二	二	七	一四	一二	一八	一〇六

降水日數

一九二八	二	一	一	五	三	一〇	一五	一七	一二	六	一	一	七四
一九二九	五	四	一	五	九	八	一五	一三	八	二	二	二	七四
一九三〇	四	二	二	三	九	九	一二	一八	一〇	二	六	四	八二

降雪日數

一九二八年	九	五	四	一	〇	〇	〇	〇	一	三	四	三	三〇
一九二九	六	六	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	二	二	四	二三
一九三〇	三	二	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	二	六	四	二一

降水量

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全
一九二八	二、一	〇、二	一、八	一八、八	四、六	三二、二	一九八、八	九三、八	六四、一	一〇、七	〇、四	〇、三	四二六、八
一九二九	二、三	五、一	〇、三	一一、二	十、九	五六、九	一五〇、二	九八、一	二三、一	二、二	一、五	二、五	三五八、七
一九三〇	一、四	〇、八	六、〇	七、一	一一、〇	四二、八	一〇〇、〇	二一八、二	三八、八	一五、九	一九、五	一、一	四六二、六
平年	一、六	二、〇	二、一	一二、四	八、八	二七、〇	一四九、七	一三八、七	四二、一	九、六	一、一	一、三	―
最大日量	一、一	四、五	四、五	六、二	四、〇	三七、〇	五七、七	五一、三	三四、五	一二、八	七、三	二、二	五七、七

日照時數

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一九二八年	一五三、八九	二三八、二〇	二三七、七九	二六八、六〇	二六五、四二	二五九、八四	二五一、四九	二三一、八四	二一九、九九	二〇五、六一	一七一、五八	二一三、三六
一九二九年	二一六、〇五	二〇四、九九	二六八、三六	二七三、一一	二五五、六三	二七三、二六	二七二、八一	二五三、七九	二七二、五七	二五一、〇〇	二一七、〇〇	一八三、一三
一九三〇年	二二一、七三	二二三、一七	二六六、七〇	二七〇、五七	二九〇、七一	二六七、五〇	二九三、五三	二〇〇、二〇	二四六、七一	二四八、六七	一七六、一八	二〇四、四七
平年	一九七、三三	二二五、一三	二五七、六三	二七〇、四三	二六九、九三	二六六、八七	二七三、六三	二三五、二八	二四七、〇九	二三五、〇九	一八八、三五	二〇〇、三三

氣溫　×ハ零下

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八年	×一七、七	×一二、〇	×三、五	六、五	一二、八	一九、九	二三、七	二一、九	一四、六	五、六	×六、三	×一四、六	四、二
一九二九	×一七、七	×一三、一	×三、二	五、二	一四、八	二〇、八	二三、三	二〇、四	一二、七	五、九	×四、四	×一四、六	四、二
一九三〇	×一六、五	×一一、七	×一、六	七、二	一五、〇	一九、八	二四、一	二一、一	一四、九	六、九	×九、〇	×一六、五	四、五
平年	×一七、三	×一二、三	×二、七	六、三	一四、二	二〇、二	二三、七	二一、一	一四、一	六、一	×六、六	×一五、二	四、三

最高氣溫　×ハ零下

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	
一九二八	×一〇、九	×四、八	七、二	一五、五	二一、〇	二七、〇	二九、五	二七、〇	二一、六	一二、五	×〇、五	×八、三	一一、四
一九二九	×一一、一	×六、四	四、四	一三、五	二二、六	二八、四	二九、四	二六、〇	二〇、二	一三、五	二、八	×八、一	一一、二
一九三〇	×八、九	×四、四	六、六	一四、八	二二、六	二六、四	三〇、二	二六、二	二一、二	一四、八	×三、三	×一〇、六	一一、四

最低氣溫　×ハ零下

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八	×二五、〇	×二〇、六	×一一、七	×二、九	四、八	一二、八	一八、六	一七、七	九、八	×〇、五	×一二、一	×二〇、七	×二、五
一九二九	×二四、四	×一九、八	×一〇、七	×一、九	七、九	一四、三	一八、六	一六、〇	六、九	×一、二	×一一、五	×二〇、三	×二、五
一九三〇	×二三、〇	×一八、一	×八、七	〇、六	七、九	一三、六	一九、一	一七、四	九、五	〇、四	×一四、〇	×二二、四	×一、五

地面溫度　×ハ零下

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八	×一六、五	×一〇、三	×一、二	八、六	一五、三	二三、五	—	—	一五、八	六、四	×五、一	×一六、一	—
一九二九	×一七、九	×一一、五	×〇、九	七、六	一七、二	二四、六	二六、四	二二、六	一七、七	七、三	×四、七	×一四、八	六、一
一九三〇	×一六、九	×九、九	〇、六	九、七	一七、三	二一、五	二六、四	二二、八	一六、四	七、九	×六、九	×一五、九	六、一
平年	×一七、一	×一〇、六	〇、五	八、六	一六、六	二三、二	二六、四	二六、七	一六、六	七、二	×五、六	×一五、六	六、四

地中溫度　〇・三米　×ハ零下

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八	×一三、六	×一〇、七	×四、三	五、二	一二、三	一八、九	二二、八	二三、五	一七、六	八、六	〇、二	×八、〇	六、〇
一九二九	×一一、三	×九、八	×三、八	二、七	一一、〇	一九、二	二二、五	二一、四	一五、九	九、二	〇、四	×六、五	五、九
一九三〇	×一〇、八	×七、五	×一、五	四、二	一一、七	一九、四	二二、九	二一、六	一六、九	九、二	×一、二	×八、八	六、三
平年	×一一、九	×九、四	×三、二	四、〇	一一、七	一九、二	二二、七	二二、二	一六、八	九、〇	×〇、二	×七、八	六、一

最低地溫　×ハ零下

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八	×二四、九	×二〇、六	×一五、八	—	—	—	一七、一	一六、三	六、九	×二、九	×一五、五	×二四、四	—
一九二九	×二七、四	×二二、八	×一三、二	×四、五	五、六	一二、六	一六、七	一三、八	三、六	×三、〇	×一四、七	×二三、一	×四、八
一九三〇	×二六、四	×二〇、九	×一一、〇	×一、一	五、八	一一、五	一七、二	一六、〇	六、九	×一、六	×一五、五	×二三、九	×三、六
平年	×二六、二	×二一、四	×一二、一	×二、八	五、七	一二、一	一七、〇	一五、四	五、八	×二、八	×一五、二	×二三、八	×四、六

濕度　%

	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
一九二八	七八	六五	五三	四八	四五	六〇	七二	八九	七二	六五	六四	六六	六五
一九二九	六八	六七	四九	四八	四八	四八	七〇	七六	六四	四九	五四	六一	五八
一九三〇	六九	七二	五三	四〇	三九	六二	七一	八一	六九	五九	七二	七九	六四
平年	七一	六八	五二	四五	四四	五七	七一	八二	六八	五八	六三	六九	六二
最少	二二	二六	九	一〇	一五	一五	二八	二一	二〇	七	八	一七	七

	洮兒河以南砂丘上層土	洮兒河以南多數平地上層土
水分（風乾土百分7）	〇、七二〇〇	一、三五〇〇

腐植質	○、七五五四	二、○二七四
全窒素	○、○九六六	○、一六六六
硅酸合計	二、九四三三	三、九六八二
酸化鐵	一、七六二七	一、六七二六
石灰	○、九一九四	一、九六四一
苦土	○、五一四七	○、七六四二
加里	○、一一三四	○、一六七三
曹達	○、二四六九	○、一八七七
燐酸	○、○六四三	○、○七七五
硫酸	○、○二九七	○、○四一七
炭酸	○、○三七五	○、○三一四
鹽酸	○、○○二六	○、○○○九
全鹽類	○、○五八四	○、○五八四
	洮兒河以南多數濕地上層土	洮兒河以南地下一尺ノ土
水分	三、四五○○	二、六三○○
腐植質	一、八一二五	○、七七○三
全窒素	○、一一三四	○、一四○七
硅酸合計	二、五四七三	八、三二五八
石炭	四、三九六五	一○、○三五九

苦土	〇、九七六〇	一、三二五二
加里	〇、三四〇八	〇、二〇一四
曹達	〇、四二三〇	〇、一七四三
燐酸	〇、一一三六	〇、一〇〇九
硫酸	〇、〇一四二	〇、〇三一七
炭酸	〇、〇四五〇	〇、〇二八七
鹽酸	〇、〇〇〇九	〇、〇〇三五
全鹽類	〇、一九六八	〇、〇六九八

洮兒河西岸と交流河東北岸地方の上層土

水分	四、四一〇〇	石灰	一、九五五〇	燐酸	〇、〇八一一
腐植質	二、九二九二	苦土	一、一四八九	硫酸	〇、〇四五九
全窒素	〇、二三九三	加里	〇、二三三五	炭酸	〇、〇三二四
硅酸	九、八九五四	曹達	〇、二六七五	鹽酸	〇、〇〇一八
合計				全鹽類	〇、一一三〇

土壤は大部分第四紀層に屬するレス土壤卽ち所謂黃土より成り、砂漠地方より吹き送られた砂塵の堆積したるもので風成沖積土と稱すべきものである。土壤分析の結果は前揭の如し。（縣公署依賴滿鐵試驗場分析）

第一項　農業概況

前記の氣象、土質よりして本縣の農業が如何なる自然的要素の下に置かれて居るかを見れは左の如し。

一、農業を經營し得る期間は四月より十月迄にして比較的短かきも此の間に於ける氣溫高く、殊に成長期である七・八月の兩月は平均前者二十四度後者二十一度の高溫となり日照時間多く作物成育に適し冬季十二・一・二月は零下二十度より三十數度に下るため病蟲害の撲滅に効多く、農作に好結果を與へ、且つ河川、平原の凍結は農産物の市場出廻りに至大の便を與へてゐる。

二、降水量は至つて少くせい〴〵四二〇――四五〇粍位であるが、夏季七・八の兩月中に年降水量の三分の二を占めその の高溫と相俟つて作物の生育を旺盛ならしめる。且つ成熟期、收穫期に降雨少なくよく乾燥するため、農業上好影響を與へてゐる。

三、蒸發量は空氣乾燥するため甚だ多く作物の新陳代謝を盛んにし生育上甚だ良好である。

四、但し播種期には雨量少く、加ふるに所謂黄塵萬丈の蒙古風吹き荒ぶ爲播種頗る困難である。

五、土壤は炭酸石灰炭酸苦土多く可容成分中最多量なるは曹達である。卽ち白色アルカリー土壤にして鹽基性である。

以上により大略察せらるる如く本縣は播種期に於ける降雨量少きと、土壤悪しきとの二大原因により農業地としては不適當と云はざるを得ない。洮兒河、交流河那金河等の流域は相當肥沃にして農家戸數多きもその他は極めて少數の農家が散在して居るに過ぎない。且つ段當收穫量の如きも縣平均は南滿地方の半ばにも及ばない。

第二項　耕地及農産物

洮南縣の耕地總面積は七萬六千餘晌（天地日本の七段二畝）となつて居る。尤も之は畝捐が熟地一天地に付一圓であり畝捐總額が七萬六千餘圓となつて居るから、耕地も七萬六千餘天地と云ふ事になつて居るのであつて、耕地は上則（熟

地）中則、下則、砂地と分れて居り、下則三天地或は四天地を以て上則一天地分の畝捐を納めて居るので、恐らく耕地總面積は十五六萬天地位はあるであらう、丈量が正確でないのではつきりした數字は殘念ながら分らない。

今農家所有段別を示せば左の如し

	五天地未滿	五天地以上	十天地以上	二十天地以上	三十天地以上	五〇天地以上	計
戶數	二〇一	三七二	二一九〇	三五六〇	五七二〇	八八九〇	二〇九四二

（大同元年度末調查）

自・小・自兼小作農戶數

	自作農	小作農	自作兼小作農	計
戶數	一三五八〇	四〇二二	三三四〇	二〇九四二

各種作物作付段別及收穫高を示せば左の如し

普通作物

種類	作村面積（大同元年度）	每天地收穫高（平年）
黃豆	一一六三五天地	一石五斗（當地の一石は日本の二石一斗）
小豆	四八五　同	一石〇
吉豆（綠豆）	一一四五　同	八斗
其他豆類	五六五　同	四斗

高粱	二五四〇〇天地	二石〇斗
谷子（粟）	一九三九〇　同	二石
包米	六六六〇　同	一石
小麥	四二〇　同	一石
大麥	三〇　同	五斗
糜子	六七八〇　同	二石
蕎麥	二四九〇　同	一石五料
稻子	四八五　同	四石
雜穀	五八〇　同	一石
計	七六〇六五天地	

特用作物

種類	作付面積	每天地收穫高
菸葉	三〇天地	三五〇斤
綫麻	一六五　同	四〇〇斤
青麻	九五　同	五〇同
蓖麻	七五〇　同	一石

瓜子	四〇〇天地	一石
芝麻	六〇〇　同	八斗
計	二〇四〇天地	

元來蒙古接讓地帶には黍の栽培多く其の他支那料理にて賞味せらるゝ瓜子兒。藥用又は工業原料として重要視せらるゝ蓖麻の栽培を見る。

當地方一帶に栽培せらるゝ大豆、粟はすべて在來種なれば今後は改良品種の普及宣傳に力を注ぎ市場品としての價値を高め以て農家收入を多からしむるは農業政策上最も重要なる事である。

第三項　農業團體

農業團體と稱すべきものには縣農會、區農會、村農會あり、而して之等は民國五年四月一日に設立され、その主旨には下級農會より經費を徵收し以て縣農會に實際的活動をなさしめ下級農會の一切の指導をなし農畜產業の改良開發土地の開墾、水利、植林奬勵、農業金融等の事を司るとあるが、之等は名のみにして未だ嘗て積極的の活動をなしたるためしなく、農民を稗益する所殆どなくして今日に至つて居る。

縣農會構成員は左の如し

正會長	一名	副會長	一名	文牘	一名
庶務	一名	夫役	一名	以上の如くであつて、	

農業技術者は一人も居る譯ではなく斯樣な有樣では何のため農會を組織し存續せしめて行かねばならないのか、諒解に

苦しむ次第である。現在では農會に收入皆無とかで、每月縣より百圓づゝの補助を仰いで居る。目下縣實業局の充實をはかり、改良品種の配布植樹の奬勵等々大いに努めて居るが、何れ縣、區、村農會の組織をも改め、實業局と協力し積極的の活動をなさしめて、産業の開發に大いに努力して貰ふ考へである。

第四項　農業移民

農業移民と云へば本縣の人口の大部分を占むる漢人農民は全部今より四十二年前からぼつり／＼移住して來たのであるから謂はば之等は全部農業移民であるが、本項に於ては外國人の農業移民、それとても僅か朝鮮人のそれのみしかないが之について少しく述べてみやう。

民國十二年時の洮南縣知事愈氏は洮南を距る西北約百二十支里瓦房の北方龍華吐沿岸に通遼より鮮人六家族三十餘名を容れて數町歩の水田經營に從事せしめた。爾來水稻栽培を目的とする鮮農の洮兒河沿岸地方へ移住し來るもの次第に增加し現在では次の如き數にのぼつて居る。

地名	戶數	人員	耕作段別
慶遠村	七〇	三三五	四五〇天地
七道嶺	五	二三	一〇〇　同
小茂好	二	八	五二　同
五家子	六	二八	二〇〇　同

以上は何れも洮兒河、及其の支流たる交流河龍華吐河の流域にして一天地につき四石餘の收穫を得て居る。

第五項　農村生活一般

前に數回記述したる如く本縣は殊に農村は、僅々二三十年來漸次村落の形態を形造りつゝ開發されしものにして而し大村落と雖、五六十戸に過ぎず。その上散在して居る爲諸種の制度組織の發達を防げ、風俗、習慣、自治制度等特に見るべきものは無い。而して匪害に苦しめられ水災に禍され、剰へ苛斂誅求を恣にされ來つた農村民がその生活に於て決して樂な筈はない。いち〱書いて居たら限りが無いから今彼等の消費生活の一斑を窺つて此の項を結ぶ。

農家一ケ年平均消費量

		大農	中農	小農	單位升
主食物	高粱	六六・七	八三・五	一〇六・三	
	包米	六・七	六・七	七・三	
	谷子	三四・四	二五・六	六・五	
	黍子	・三	一・二	二・五	
	計	一〇八・一	一一七・九	一二二・五	

		大農	中農	小農	單位升
副食物	味噌	三四・一	二〇・〇	一〇・〇	
	醬油	・六	・二	〇	
	豆腐	六・七	四・〇	三・〇	
	麥粉	二七・三	一〇・〇	三・〇	
	豆油	一〇・四	一〇・〇	一〇・〇	

	燒酎	六・六	四・〇	二・〇	
	稻米	四・六	〇	〇	
	粳米	三・一	四・〇	一・〇	
副食物	青菜	一三四・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	以下單位斤
	牛肉	二四・〇	二〇・〇	一〇・〇	
	羊肉	三・四	一・〇	〇	
	鷄肉	一〇・〇	五	〇	
	猪肉	三五・〇	一〇・〇	五・〇	
	魚肉	一六・〇	一二・〇	一〇・〇	
	鹽	二三・〇	二四・〇	二五・〇	
	糖	一・三	・八	・四	
	菸葉	四・〇	四・〇	二・〇	
	茶	・六	・四	・〇	

第二節 林業

第一項 概況

當地方一帶は一望千里の大原野にしてその比較的肥沃なる土地が耕作されて居る様な有様で、山と云ふ可き山もなく

森林も無く材木の叢生地帯とてない。縣の西北部には多少の丘陵地帯があり從つてこゝには幾分樹木の散在して居るのを見受けるが林業と云ふ觀點よりすれば、一顧の價値もない。故に林業としては別に記述すべき事はないが本縣としては植林による防砂、防水、水源の涵養地力の維持、燃料の供給等々の目的にて近年植林事業に力を注ぎつゝあり、尤も實際に植樹に着手したのは今年からであるが、その施設としては民國十四年に設立されたる縣立苗圃(面積六天地)民國十七年に設立されたる壽洮桐林業公司(當地有力者三氏の合辦事業、その資本の大部分は吳俊陞氏のものなれば恐らく逆産とならん)の二つがある。苗圃等に於て今日までの成績を見るに白楊、柳、楡等は當地方にてもその生育の極めて良好なるを知る事が出來る。今後は毎年五萬乃至十萬本づつの植樹を續け荒凉の氣漂ふ當地方を二十年後には欝蒼たる森林地帶と化す積りである。

第三節　牧　畜

第一項　概　況

本縣は氣候、土質の關係上農耕地となすべき地域は割合に少なく、廣大なる原野は野草の繁茂するに委せられて居る。之等の原草は洮南地方に於ては缺くべからざる燃料であると同時に、豐富なる家畜の飼糧を供給して居る。之等の野草の内家畜の飼糧となし得るものは、羊草、城草、水稗子草、撈道秧、灰菜、香馬料、救兵草等であるが、量に於て豐富なりとは云へ質に於ては決して上々とは云ひ得ない。前述の如く土質の關係上本縣は耕種農業の將來は大して無いものと思はれるが、背後地に蒙古を控へて居る關係上、今後は牧草の研究と相俟つて、牧畜方面の將來は大いに期待して可

なるものがあると思ふ。併し今迄の所、牧草の試験栽培に於ては僅かにルーサンのみが稍々見る可き成績を擧げて居るに過ぎず。故に今後餘程の努力を拂ふに非ざれば所期の目的を達するは困難であらう。

第二項　家畜、家禽

大同二年四月縣公署の調査による家畜、家禽數を擧ぐれば次の如し

牛	四七、六四一
馬	五八、六六六
騾	一、四二一
驢	二、二二二
羊	八三、一二〇
豚	五五、五七九
家禽	八七、一一二

牛、馬、羊、はすべて蒙古種にして牛馬は蒙古ウヂミチン系のもの比較的多く、羊は頭部、脚部に黑斑を有するもの多く約五〇%黑毛を混じて居る。メリノー種は二回雜種の所謂固定種と雖、尙未だ當地方の氣候風土に合はざるもの丶如く、要は當地方に於て交配をなして固定種を造るより外ないであらう。豚は在來種にして中型のもの最も多し。

前記の家畜、家禽數と農家の數とを對比して本縣の農業は所謂有畜農の模範的のものたるを知る事が出來るであらう。

第三項　市場其の他施設機關

洮南は家畜市場として殷盛を極めて居るとよく云はれるが、實際はそれ程でも無い。市場としての特別の設備もなく只馬、騾、驢等は毎日稅捐局前の廣場に於て賣買が行はれて居り、又城內に七軒の牛店、馬店、牛馬店があり何れも相當數の牛馬を繋いで居る。牛店、馬店は牛馬賣買の仲介人であつて賣主より牛馬をあづかり濃厚飼料を與へつゝ之等を管理し一旦賣買成立すれば双方より手數料として賣價の百分の一を取り別に賣主よりは、管理料を受取つてゐる。又牛、馬店それ自身が買ひ占めて大量の需要に應ずる事もある。牛店は回敎徒の獨占事業である。牛、馬店にて取扱ふ家畜の正確なる數字は明かでないが最近一ヶ年間の數量は大約次の如し。

牛　四千二百頭　馬　六百頭　羊　壹千頭　尤も馬は大部分が稅捐局前の廣場で賣買される爲、馬店にて取扱ふ數はほんの僅かである。

此の內牛は大部分、奉天、遼陽、鐵嶺等に積み出され之等の地方にて牛肉として販賣される。馬は昨年度のみにても軍馬として一千數百頭を積み出して居る。

是は此項に入れるのは如何かと思ふが、本縣には城外西方四十五支里の包藍沼に奉天省立洮南牧場があり牧畜の研究と該事業の奬勵に當つて居る。是は元々舊軍閥第二十旅長黃顯聲等數名の者が遼北牧場と名付けて經營して居たものを大同元年八月一日逆產處分に付して接收したものである。現在該牧場には

羊	在來種	五六四	牧場員としては
	雜種	四三九	場長　一名
			技士　一名

	メリノー改良種	三四	助理員	二名
牛	當地産蒙古種	二〇三	牧夫	二十四名
馬	ウヂミチン産蒙古種	四七		

以上の如くにして現在は主として緬羊の改良増殖を計つて居り成功の曉は附近一帶の地に改良種を配布する事をその目的として居る樣であるが、經費その他の關係で未だ充分の成績は擧げて居ない樣である。併し將來は大いに期待して可なりであらう。

第四項　屠場、屠畜

縣城内に縣立の屠場一、回教徒の經營せる屠場一、あり、而して前者は豚の屠殺後者は牛、羊の屠殺を行つて居る。屠場と稱するも設備の見るべきものもなく、實に不完全不衛生極るものである。或は徵稅機關として設立されたものかも知れぬ。豚は屋内にて屠殺して居るも、牛は屋内或は屋外にて截頭法による屠殺を行つて居る、一度屠殺場(殊に夏)をのぞいた人は暫くは肉に箸がつけられないであらう。事程左樣に不潔極まるものである。衛生的見地からするも或は又密殺防止策から云ふも、設備の完備された屠場を作り獸醫官にいち／＼檢査せしめる事が急務である。併し現在地方の財政狀態に於ては僅か一萬圓足らずの資金をも捻出する方法なく、計畫は立てゝ居るものゝ未だ實際着手するに至つて居ない有樣である。

名ばかりの屠殺場にて屠殺したる牛、豚、羊は之に捺印し市場に持出されて販賣される。今大同元年一月より十二月に至る一ヶ年間の屠殺數量を示せば次の如くである。

		屠殺捐(地方收入)	牲畜稅	印子稅	印花(國稅)
牛	二、二六五	一元五角(一頭につき)	二元四角	一角	八角(二頭につき)
羊	二、六九五	二角(同　右)	一角二分	一角	一角(同　右)
猪	六、八六二	八角(同　右)	百角五分	一角	四角(同　右)

右の外牛、羊には回教經營の淸眞校學捐として一頭につき牛八角、羊二角を納める事になつて居る。

以上は正式に屆出て屠殺場にて屠殺されたる數量であるが、此の外密殺が殆ど之と同數程あるらしい。如何に口が酷つぱくなる程密殺を取り締る樣にと叱咤しても少しも効果がない。その原因は果して如何、次の一二は恐らくその原因の主なるものであらう。

1、餘りに稅が高い事、例へば二十圓以下の牛一頭を屠殺するに六圓近い稅金がかゝる、豚、羊の、場合も亦同じ。

（牛一頭の相場は十四五圓から四拾圓位）

2、從來から密殺は夥しく、屠殺者と結託し吏員の懷を肥す事が一つの習慣となつて居る事。

3、現在の所日本人（朝鮮人も同じ）ならば如何なる營業をなさうとも營業稅を一文でも納めることなく、地方稅でさへ鐚一文納め樣としない。要するに日本人でありさへすれば少しの負擔もかゝらない。從つて屠殺稅等もとより納めない。我々は常に領事館に談じ込み、嚴重なる取締りを依賴し、時には實力に訴へるのであるが、常に彼等の逃げ口上は、我々は治外法權を有する我々を取締る前に滿洲國人の不正行爲を取締れと。利に敏い滿洲國人は文句等餘り言はない。所謂不言實行でゆく、暗々裏に聯絡を取りつゝ。滿洲國設立されたりと雖、眞の建國は是からである。こゝ三四年が一番大切な時である事を痛切に感ずる。心をゆるすべき時に非ず。日本は滿洲國建設の爲に如何

なる犠牲を拂つて居るかを冷靜に考へてみるがよい。國歩艱難なる時我々は正義の爲に戰鬪員も非戰鬪員も擧國一致鬪つて來たではないか。而も現在我々は偸安の夢に今將に直面しつゝある。國難否是から直面せんとする國難を忘れてよからうか。四五の奸商を救ふが爲に我々は國家を犠牲にする事は出來ない。生るべくして生れたる滿洲國は王道を國是とする正義の國である。「笛吹けど踊らざるを如何にせん」等と云ふ逃避的な言辭を弄する事はやめよう。我々は鬪はう、正義の爲に、而して興亞の礎石とならう。

第四節　鑛　業

縣内第六區黑頂山と二龍索口附近に石炭を產すれども、質惡しく、附近の住民が少しづゝ採掘して燃料として居るに過ぎない。又五區交流鄂博山の南に石灰を產出すれども、是亦良質ならず、且つ埋藏量不明にして、果して鑛業的價値ありや否やは未知數である。

第五節　水產業

第一項　概　況

水產業と稱する程のものではなく洮兒河、交流河に於ける河水漁業であるが、河の水量僅かにして且つ淺く大規模なる漁撈の行はるゝことなく極めて粗雜且つ原始的漁法の投網、タマ網、釣等にて漁獲して居るに過ぎない。

第二項　水　產　物

主なるものは鯉、鮒、鯰、鴨、魚、黑魚、白魚、スッポン等で最も多きは黑魚、白魚である。黑魚は隨分大きなものも獲れる。體は圓味を帶び鱗は少さく、色黑くして美味である、白魚は青白色にして體は扁平、鱗は細く、肉の中に小骨多きも味はよい。スッポンは當地の名產である。

水產業者として專業に之を爲して居るものは僅か數戶を數へるのみにして、他はすべて農民の副業である。一年間の漁獲高は五萬斤と稱せられて居る。今後は之等を奉天、大連の市場に移出する積りである。

第六節　鹽　業

第七節　蠶　業

共に全然無し。

第七章　工　業

第一項　概　況

當地の工業はすべて家內工業の域を脫せず舊來の加工法に據り行はれて居るもので、其の製造品は多く市內で消費されるか、奧地へ供給せらるゝかを普通とする。

第二項　工場及勞働者

工業種目	工場數	職工數	（全員）	工業種目	工場數	職工數
鐵器製造業	三六	一四四		製粉業	五〇	一五〇
油房業	一二	四〇		毛織物業	三	一〇
靴製造業	一四	一四〇		仕立屋	五〇	二〇〇
帽子製造業	三	五〇		印刷業	一〇	一五六
皮物製造業	五〇	二〇〇		酒釀業	二	二九
菓子製造業	三〇	六〇		煉瓦製造業	二〇	一〇〇
木器製造業	三〇	二〇〇		泥盆窯業	三	一八
銀器製造業	四	二八		其他	五〇	一〇〇

當地の習慣として職工の食事はすべて工場主が支給し、普通午前五時から午後七時に至る十四時間勞働である。賃銀は工業種目に依り種々差異があるが、木器製造工の二十六圓位が最高で油房工、煉瓦工、等の六圓が最底である。

第三項　主要工業

特に主要工業と稱する程のものは無い。強いて求むれば鐵器製造業、及木器製造業、皮革業、油房、燒鍋（高粱酒釀造）等を擧げる事が出來るであらう。

第四項　工業團體

各工業共資本金は四五百圓から精々二萬圓位であるが、同業者は集つて專業工會なるものを組織して居る。現在の所

專業工會は九つあるが、その內の主なるものは鐵業工會、鞋業工會、帽業工會、皮業工會等である。各工會から一人の代表者を選出して專業工會の事務を取扱つて居る。

第八章　交通

第一節　鐵道

第一項　概況

洮南は四洮線の終點であり、洮昂線、洮索線の起點である。四洮線は四平街より洮南に至るものにして、全長百九十五哩（鄭家屯洮南間百四十哩）その終點が卽ち南站である。同線は民國十二年の春、鄭家屯より洮南に至る延長工事に着手し、同年末開通を見るに至つた。洮昂線は洮南より昂々溪を經て齊々哈爾省城に至るもので、全長百四十四哩、その發車驛が卽ち東站である。同線は民國十四年三月起工し、同十五年末迄に大略竣工を見たものである。南站東站間は今迄も聯絡して居たのであるが、今度鐵路總局となつてからは南站を貨物驛とし東站を乘客驛とするらしい。

洮索線ば洮南より洮安を經、索倫に至るのであるが、現在は葛根廟迄（五〇哩）しか運轉して居ない。尤も一時は王爺廟まで通じて居たが洪水の爲鐵橋が落ちて不通となつた。斯の如く洮南は四洮、非昂、洮索、三鐵路の終點或は起點となつて居るが、以上の三線は洮南縣圖にても明かなる如く縣內第三區、第四區の一部分を通過して居るに過ぎない。然し此の四洮、洮昂兩鐵路の開通が如何に洮南の盛衰に重大なる影響を與へ、一時衰勢を辿つた洮南を今日の殷賑さにな

したかは九章の商業の項に譲りこゝには省略する。

現在洮南には洮昂、洮索鐵路局があり、近き將來には洮南、安廣、大賚、農安を經て新京に至る洮新線が出來る事と思ふ。

第二項　運輸（貨物及旅客）

屢々記した如く洮南は隣接五六縣の中心都市であり且つ四洮、洮昂、洮索鐵路の終點及び起點となつて居るので、從つて一般貨物及特產物の移出入も相當の數量に上り、又乘降客も甚だ多い。當地から移出するものは大部分、高粱、大豆、粟等の特產物であり、移入されるものは日用雜貨等の一般貨物である。今其數量を示せば次の如くである。（次頁に有り）

是は當地南站より積出す特產物雜穀及びその他であるが、移入貨物は石炭、白糖、鹽、木材、安平(アンペラ)、麥粉、石油、煙草紅粮（警備軍用）小米、白米、白菜、木炭、鐵製品、生果、古新聞紙、ビール、サイダー、菓子、綿絲布。花生、鐵鍋、洋火（燐寸）麻袋、昆布、陶器、蜜柑、紙、海菜等々で每月平均八十貨車餘である。之が建國前は每月平均三十四五貨車であつたのであるから、建國後如何に激增しつゝあるかがうかがはれるであらう。その第一原因は銀爲替相場の暴騰に依ること勿論であるが、その一般消費經濟が如何に豐富になりつ、あるかが判る。即ち生活程度の向上を示して居ると云つてもよからう。もう一つ顯著な事實は建國前は、移入貨物の過半は河北（石油、鹽、白糖）、天津、北票（石炭）、溝幇子、開平、綏中、唐山、張台子、山海關（生果）等々より仰いで居たのであるが、現在は之等の地方より來るものは全然無く、以下列記する諸地方より之を仰いで居る。奉天。大連（埠頭）、營口、四平街、盛平、大平山、開通、葛根廟、開原、熊

自民國二十年十月一日　至大同元年九月卅日　（南站積出シ貨車數　東站ヨリ積出シタルモノ無シ）

品名＼行先	大連埠頭	營口	安東	奉天	長春	四平街	鐵嶺	沙河鎮	開原	周水子	旅順	釜山	元山	咸興	文官屯	通遼	鄭家屯	羅南	天津	開通	海城	大石橋	
大豆	1.261	118				43		.1	1														1.434
高粱	11	9				4										2							26
青豆(サヽギ)	11	9				7		9															36
元米(糯)	4					27		2				1	1					1	1				37
粟	2		20			543		5						2									618
包米	[illegible]8	1				1.		1															71
蕎麥	144					53																	204
谷子						1																	1
迷子	3					7																	10
蘇子	2					1																	3
大麻子																							
小麻子	30					5																	35
瓜子	41	4		1	1			1															48
甘草		1		1			1																3
小豆	2	1				2																	5
生米				1		6																	7
江豆(ウノラ豆)	3																						3
活牛(生牛)		2	1	37	2	6		.		4	4				1	3	1				1		65
活馬		1			3	3																	7
活洋				:																		1	2
胡麻						4		1															5
羊毛	5																						5
魚				1																			1
大麥							2	1															2
麥粉																				1			1
大板																				9			9
	1.577	146	21	42	6	723	3	86	1	4	4	1	1	2	1	5	1	1	1	10	1	1	2.638

岳城、鄭家屯、沙河口、吾妻、本溪湖、撫順、金滿子、付家屯、沙河鎮等々である。

次に乘降客の數を示せば左の如し

自大同二年一月　至大同二年六月　每月由洮南東站乘降客數

月別	乘客	降客
一月	四八三八	四七一七
二月	五三三七	四九三七
三月	六五九八	五六二一
四月	六四〇六	五〇四三
五月	五八六八	六三九九
六月	七三七七	四三六七

右の表にては乘客に比し降客著しく少きも、之は降客の幾割かは南站にて下車するからである。南站での乘降客數明かならざるも相當數ある見込であり、南站に於ては乘客に比し降客が甚た多い。之は南站は四洮線の終點ではあるが南行する乘客も主に東站を利用するからである。

第三項　鐵道地圖

鐵道地圖は縣圖を參照され度し

第二節　水運

第一項　概況

縣內には洮兒河、交流河、西北方より東南方に向つて貫流して居るが、僅かに灌漑に役立つのみにて水運の便は少しもない。但し渡し舟類似のものは少々ある樣である。

第三節　通信

第一項　概況

通信網の完備は治安の維持と相俟つてその地方の向上發展に重大なる影響を及ぼすものであり、關係各機關に於て之が完備に出來る限りの力を注いで居る樣であるが、未だ充分とは云ひ得ない。但し現在では電話は殆ど全縣下に行き渡り、電信も、日文、歐文、滿文の何れも取扱ふ樣になり、近々無線電信も滿洲國の機關として二箇据へつける事になつて居る。然し從來文化的施設の恩惠に餘り浴して居なかつた滿洲國地方人は之等の施設の必要を切實に感じて居る樣でもない(一部分の人を除いては)。要するに文化の向上は文化的施設の完備を俟つて初めて實現されるものであり、民度の向上を計るは刻下の急務なれば我々は之等の施設の恩惠を一般民衆に光被せしむる樣務めなければならない。

第二項　郵政

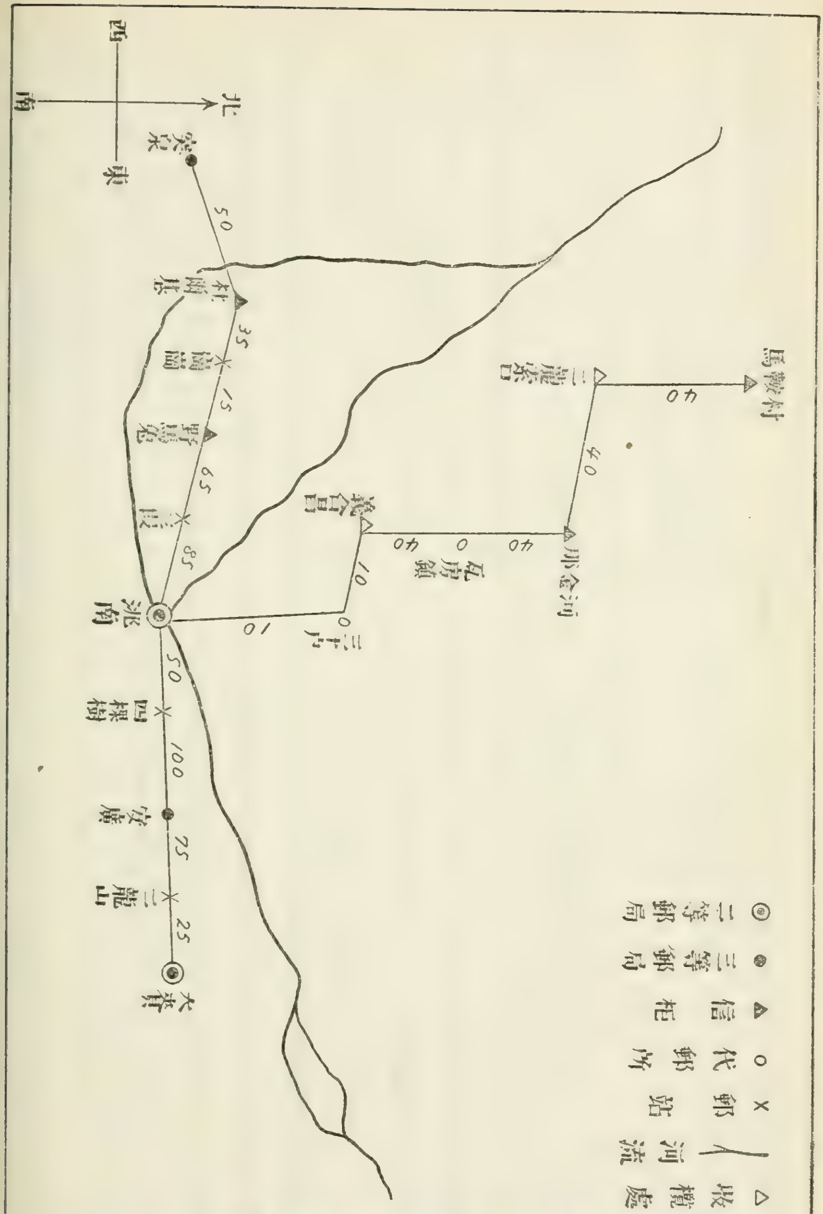
前述せる如く本縣は人口十四萬六千餘にして、その内五萬四千餘が城内に居住して居る。縣内第二の部落は瓦房鎭で人口一千三百餘、之を除いては多くて五六十戸少い所は僅か五六戸の部落が散在して居ると云ふ有様である。故に現在では他のすべての事柄と同樣、城内本位であつて郵便、電報等もその遞送の恩惠に比較的潤澤にあづかつて居るのは城內居住民のみで、他は別紙に示せる遞送路中にあるいくつかの部落の住民が時々その恩惠に浴するに過ぎない。現在は城内と唯一日一回の配達である(但し郵便物)。是は近時郵便物激增し、日本憲兵隊の檢査が遲れ勝ちなのでどうしても一回しか配達出來ないとの事である。是も何とか方法を講じてせめて二回位配達する樣取計らはねばならぬ。

次に洮突郵路即ち洮南より突泉に至る遞送路であるが、之は三日に一度しか出ない。又、洮大(大賚)、洮馬郵路は一週に三回である。而して代辦所、信櫃、信筒所等の所在地は左圖の通りであるが、之等のない部落民即ち遞送圈内に入つて居ない部落民は、若し音信の必要ある時は遞送路中信櫃のある部落まで出かけて行つて投函せねばならぬ。實に不便極まる話しではあるが現在の所、經費その他の關係で少しづつ遞送範圍を擴張するより外仕方ない。

別に日本野戰郵便局ありて軍人並びに日本人の郵便物を取扱つて居る。

第三項　其他通信機關

電話局としては交通電話局及地方電話局の二つがある。交通電話局は電政管理局の經營して居るもので主に諸官署、大商店等之を利用して居り、地方電話の通じない隣接縣公署との聯絡は矢張り之を利用して居る。地方電話局は縣にて經營して居る。設立の第一目的は城内商工業の繁榮の爲であつた。現在之を利用して居るものは城內各大小商店、縣立



洮南二等郵局所轄洮大洮安馬洮三郵路略圖

中小學校、警務分局及び分處、村公署等々相當廣範圍に利用されて居る。現在、洮安縣、安廣縣との聯絡は地方電話を利用して居る。

從來電信は漢文又は羅馬綴のみであつたが、日本人が段々多くなるにつれ種々不便を感ずるに至り、本年三月より交通電話局內にて日文電報を取扱ふ樣にし、在住日本人の爲に便宜を計つて居る。

又此の度、交通電話局內と滿洲國の警備司令部內に無電が設置されたのであるが、未だ利用はされて居ない。

第四節　航　空

軍事上の必要に迫られて昨年十二月縣城の西南方二粁の地點に飛行機の離着陸場を造つたのであるが未だ一度も使用された事はない。

第五節　道　路

縣內隅なく探しても殆ど石ころ一つ見あたらぬと云ふ樣な土地柄だけあつて道路の惡るい事はお話にならい。公益事業などには鐚一文の出費さへ惜んだ從來のやり方が道路を荒廢に委せて顧みない一番大きな原因であらう。一つには前述の自然的條件の爲縣財政を以てしては手がつけられなかつたのかも分らない。それに十一月から四月中旬までの凍結期間は他の諸縣同樣坦々たる道路が自然に形成されるので、地方人は春先きから夏にかけての道路の荒廢にはさまで痛痒を感じて居ないのかも知れない。夏期の最も道路の荒廢して居る時たま〳〵洮南にやつて來た某人が一水上で人の溺

れると云ふ事はよく聞く事だが陸上で水に溺れたかつたら洮南に行け」と云つたさうだ。事程左樣に當地方の道路は不完全極まるものである。縣內道路網の完成がその地方の產業開發殊に治安の維持に重大なる關係ある事は今更云々するまでもない。此の不完全極まる道路が皇軍、並びに滿洲國軍の敏活なる活動を如何に阻止して居るかを思ふ時、そして先づ治安第一主義で行かうとする時、我々は此等の道路の完成に最大の努力を拂はねばならぬ事を痛感する。此の度滿洲國國道局では洮南を起點とし興安省索倫に通ずる國道を建設する事になり、目下著々と工事をすゝめて居る。當縣としては先づその中心地である洮南城內の道路の完備を計る目的にて今年から十年計畫にて主要道路に每年二百貨車づゝの砂利を敷く事にした。來年度からは地方費に剩餘を見出す樣に努め縣內各村落に通づる道路は勿論の事、隣接各郡への道路をも大いに修築する考へである。

第九章　商業及び金融

第一節　商　業

第一項　槪　況

洮南はもと〳〵日露戰爭頃より漸次畜產市場として發達し來たのであつて、洮南の勃興以前には鄭家屯に來集しつゝあつた蒙古の畜類が日露開戰當初より鄭家屯地方へ迂回することなく捷路を經て哈爾賓及齊々哈爾兩地方へ向ふ關係上、洮南は之が仲介地となり、對蒙貿易市場として頓に急速なる發展を遂ぐるに至つたのである。是より先同地方一帶地味

良好なる蒙古王領地の續々開放せられ農耕地の増加するにつれて、畜産市場は一轉して遂に農産市場と化するに至つた。蓋し此の間屢次の匪亂は東蒙に於ける牲畜の増殖を害し、又露國の革命は北滿に於ける家畜の需要を激減せしめたる外、開墾の進捗に伴ひて漸次放牧地の減少を來たした事等の原因に依り、洮南市場に於ける畜産出廻もその後は漸減の傾向を辿るに至つたのである。而して屢次の水災の蒙匪の反亂は著しく當地の發達を阻害し、更に民國九年以降一般財界の不況は漸次當方面奥地へも波及し來れる折柄、地方農民は民國十年前後の旱害と第一次奉直戰の釀成したる匪賊の跳梁とに惱まされて中には一村擧つて逃亡したるものさへあるに至つた。如上の情況にて自然洮南市場の商勢は不振の道程を辿り、縣下に一千餘戸（市内主要商賈約二百戸を含む）は倒産或は逐電の止むなきに至つた。然るに民國十二年春鄭洮線の起工と共に市勢漸く活況を呈し、他の地方へ逃避中の農民も亦漸次歸來して農耕を勵むに至り、同年末上記新線の開通を見るや市況頓に活氣を呈し、農産市價の如きも年餘にして二十割以上騰貴し爾來順調に發展を續け來つたのである。

第二項　會社商店

本縣（縣城内）で會社組織になつて居るものは滿鐵の傍系會社滿蒙貿易館（雜貨類）がたゞ一つあるだけであつて滿洲國人の經營にかゝるものは一つもない。たゞ商店は大小合計約一千戸を算し商店街は活況を呈して居る。その主なるものは糧業（七〇軒）雜貨商（二百八〇軒）藥種商（三〇軒）鐵器商（五〇軒）鐘表（時計）店（三〇軒）靴店（三〇軒）帽子商（十三軒）銀器商（四軒）皮革商（七〇軒）材木商（四一軒）果實、並菓子商（七〇軒）醤油販賣店（七軒）書店（七軒）呉服商（三〇軒）毛織物商（三軒）石灰販賣店（四軒）等々である。

第三項　商業機關

商業機關としては洮南縣商務會がある。本縣には粮業公會雜業公會。店業公會。皮業公會。木業公會。菓業公會。銀業公會。藥業公會。鞋業公會、帽業公會、染業公會、鐵業公會の十二の同業公會（組合）があり、同業公會に所屬して居る人々が商務會を組織して居るのである。商務會の組織は主席一名、常務委員四名、執行委員八名、候補執行委員六名で會員は前記同業公會に屬して居る人々である。

第四項　物價及生計

當地にて產出するもの卽ち雜穀類、肉類、皮革、羊毛等は割合に低廉であるが移輸入一般貨物は頗る高價である。從つて移輸入輸貨物を餘計に消費する者程生計は困難な譯であるが、一般民衆は收入の範圍內でどうにでも生計をきりつめて行く事に慣れて居るので食ふてゆくに困つて居る者は餘りない樣である。城內の中流以上の商民は比較的餘裕のある生計を營んで居るが農民はその耕地を昨年の大洪水にて荒された爲、昨年あたりから餘程困つて居る。それに引きかへて有產階級は所得稅、財產稅等々の賦課なき現在では大變樂に且つ贅澤に暮して居る。

第五項　貿　易

本縣も他の諸縣と同樣、一般特產物及雜穀類及び生牛、生馬、生羊、皮革、羊毛等を積み出し、日用雜貨類を殆どすべて移輸入して居る。その數量については運輸の節にて述べた通りである。城內ではその取り引きはすべて現金を以て行つて居るが村落では未だに物々交換をやつて居る所が多々ある。

第六項　度　量　衡

（一）一方地は日本の三十二町四反强に當り、四十五晌を以て一方地とす。晌は天地とも云ひ日本の二千百六十坪に當る

(二)市街地は丈を單位とす。支那尺にて幅一丈長さ六十丈の矩形面積を一丈と稱し日本の百六十七坪弱に相當す。

裁尺一尺＝日本の曲尺一尺一寸四分五厘

大尺一尺＝曲尺一尺九寸二分

(三)洮南桝一石は日本の二石強に當り、土桝にて大豆三石一斗五升は約一米噸に相當す。一斤は日本の百四十五匁なり。

第七項　商業習慣

商業習慣としては別に大して變つた事はない。民國十一、二年頃までは五月の端午節、八月の中秋節及歳暮の三期に掛賣代金の徵收、帳簿の整理をして居た樣だが、奉天票の暴落及び金票の暴騰の爲商家の損失甚だしいのでその後漸次現金取引きに改め、現在では例外を除き殆ど現金賣買を行つて居る樣である。又當地には出撥子と云ふ行商人が居て手車や驢馬車に雜貨(主に蒙古人の日用品)を滿載し附近の村落は勿論のこと、遠く未開放地の札賚特旗、札薩克圖旗、索倫、圖什業圖旗、東西烏珠穆沁あたりまで行商に出かけて居る。

第二節　金　　融

第一項　概　　況

事變前洮南市場の最大缺陷とも稱すべきものは新式の金融機關が設立されて居なかつた事で、之が爲一般商取引きは勿論事業上不便不利を感ずる事甚だしく、各商家の流通金は變則的な銀行貸金に依り、どうにかやり繰りをつけて居た狀

態であつた。所が事變直後、之等の銀行は次第に休業するに至り金融俄かに逼迫し、商況日に増し衰微するに至つた爲、縣公署監督の下に金融組合を組織し主要商店より流通券を發行せしめて以て一時金融恐慌の危機を脫せしめ商況の維持に務めしめたのであつた。流通券の發行は色々な意味に於て弊害を伴ふのは事實である。何れ全部回收すべき性質のものではあるが現在尚、中央銀行、交通銀行共に一般貸し付ける見合はせて居る情況に於ては、急激に之を回收する事はなかなか困難である。それでなくてさへ流通資金の缺乏に困難を感じて居る有樣であるから國家の監督の下にある金融機關の活動を今少しく活潑ならしめ、而して金融を緩漫ならしめて流通券の卽時回收をなすべきであると思ふ。事變後、流通券の發行總額は三十六萬元であつたが昨年十一月その三割を回收した結果現在の流通券額は二十萬元餘である。左表を參照され度し。

洮南縣流通票ニ關スル調査

發行年月日	發行日	發行總數	回收數	現在流通票	現在の價値	稅として當收の有無	保證準備	今後の對策
民國廿年十一月二十七日	德興合	三萬元	九千元	二萬一千元	與現洋同	無	保證德興永慶泰興準備押品値七萬二千六百七十五元五角	
十一月二十三日	同盛昭	八萬元	二萬四千元	五萬六千元	同	同	保證双義泰豫貞慶準備押品値十五萬八千四百六十八元二角	
十一月三十日	正心和	三萬元	九千元	二萬一千元	同	同	保證德興和同盛和準備押品値六萬二千三百四十五元七角五分	
十二月十日	永泰長	一萬五千元	四千五百元	一萬零五百元	同	同	保證同盛和順興永準備押品値三萬二千零五元	

十二月十日	福順棧	五千元	一千五百元	三千五百元	同	同	保證德興合福昌泰準備押品值一萬元	
十二月十日	順興號	一萬元	三千元	七千元	同	同	保證廣生堂廣泰號準備押品值二萬零零三十元	
十二月二十三日	慶泳興	二萬六千元	七千八百元	一萬八千二百元	同	同	保證純蓋公德興合準備押品值五萬六千三百六十一元	
十二月三十日	豫貞慶	二萬元	六千元	一萬四千元	同	同	保證正心和同盛和準備押品值六萬二十七百九十元	
十二月二十六日	永泰盛	三萬元	九千元	二萬一千元	同	同	保證東泰盛純蓋公準備押品值六萬零百十一元	
民國二十一年一月十六日	德興成	一萬五千元	四千五百元	一萬零五百元	同	同	保證德興號德興洪準備押品值三萬一千四百八十六元四角	
同	德興洪	同	同	同	同	同	保證德興成東興昌準備押品值三萬二千六百九十一元	
同	永慶隆	一萬元	三千元	七千元	同	同	保證慶泰興豫貞慶準備押品準備押品值二萬零七百二十八元五角	
一月二十日	福昌泰	七千元	二千一百元	四千九百元	同	同	保證福順棧德興永準備押品值一萬四千六百七十六元五角	
同	祥發和	同	同	同	同	同	保證泰發和福昌泰準備押品一萬四千二百九七元	
二月二十四日	惠濟當	六萬元	一萬八千元	四萬二千元	同	同	保證同義錢號双義泰準備押品值十二萬一千五百元	
同	財務局	十二萬三千元	六萬九千元	五萬四千元	同	同	全縣地方收入為保證	

第二項　機　關

中央銀行洮南支行(貸付け停止)交通銀行(貸出し停止)庶民金融機關としては惠濟當、公濟當、雲昇當、東昌當等の質屋あり。又農民に對しては各粮棧に於て幾何づゝかの貸し出しをなして居る。

第三項　通　貨

滿洲中央銀行發行の國幣及び天津中交銀行發行紙幣、現大洋、縣財務局發行流通票、各商店發行流通券、吉林及黑龍江官銀號發行の官帳(但し之は一般には餘り流通して居ない)、奉天票位のものである。財務局及各商店より發行せる流通票は常に國幣と同價値で流通し、未だ一度も下落した事はない。奉天票は大洋五十元、小洋六十元を以て國幣の一元として流通して居る。

第四項　金融と諸問題

近來移輸入雜貨の激增、城內商勢の活況は必然的に金融逼迫を來し、洮南市場の將來に一沫の暗影を投じて居る。是が自然農村にも影響し農產物價格及び土地價格の低落をきたし、農村民をして苦境に陷れつゝあり。幸ひ今春の春耕借款が此の窮境を幾分なりとも緩和し、人心も一時定安して居る。今後の對策については目下講究中である。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概　況

蒙地開放後光緒三十年縣城內に小學校（現在の縣立第一小學校）の設立せられたるを初めとし其の後學童の增加、教育思想の普及するにつれ漸次學校も增築さるゝに至つた。

本縣發展の一新紀元たる四洮線着工の年卽ち民國十二年縣立男子師中學校設立せられ、續いて民國十五年縣立女子師中學校が設立された。民國十八年吳俊陞夫人李助君は城內に助君女學校を設立した、同校は規模廣大、設備完備し、四洮、洮昂沿線の中流以上の子女の入學するもの多く、將來を期待されて居たが、事變にて吳夫人李氏が關內に逃亡した爲遂に閉校するの已むなきに至り、一回の卒業生も見なかつたのは殘念であつた。更に民國十九年縣立女子職業學校設立され女子の職業教育に當つて居る。

地方農村に於ては各區に區立小學校あるの外必要に應じては、村立小學校も設立されて居る。從前は私塾の類も存在して居たが、縣當局は之を縣立小學校と併合する事に努めた結果、現在縣城內には私塾の存在を見ない。但し農村に於ては廣範圍なる地域に小部落散在して居る關係上兒童の通學に困難を感じ、爲に私塾の存在するも亦已むを得ずとして之を許して居る。中等學校及び私立小學校には寄宿舍を有するものがあり、農村子弟のみならず、縣外からの子弟の勉學に便ならしめて居る。

現在本縣に於ける學齡兒童數は約八千名にしてその中就學兒童數は四千百餘名、卽ち五割强の就學率を示して居る。縣城內、外の就學率を比較するに縣城內は約八割五分の就學率に對し、城外の村落に於ては三割五分强を示すに過ぎない。之は城外農村民に教育思想の普及して居らざるにも由るが、兒童の通學を不可能とする邊陲の地に小部落の散在し

て居るのが其の最大原因である。

就學兒童數は年々增加の傾向を示し、城內に於ける現在の小學校數十三校を以てしても尙校舍の狹小を感じて居る有樣である。

第二項　機　關

本縣は初級中等學校以上の學校を有しないのであるが、上級學校への入學者數を見るに之は極めて少ない。

左表參照を乞ふ。

洮南縣境所屬各學校一覽表

學校名稱	教員數 男	教員數 女	教員數 合計	生徒數 男	生徒數 女	生徒數 合計	學級別		學校地址
縣立師範講習科	三		三	三二		三二	師範	一	城內東南隅
縣立女子師範講習科		三	三		五七	五七	師範	一	城內小北門裡
縣立初級中學校	八		八	九九		九九	中學	四	城內東南隅
縣立女子初級中學校		三	三		一四	一四	中學	一	城內小北門裡
縣立女子職業教員養成班		四	四		四三	四三	職業	一	城內富文街
縣立女子職業學校		五	五		八〇	八〇	職業	二	城內富文街
縣立第一小學校	一〇	七	一七	四九八	一二二	六二〇	小學	一二	城內富文街
縣立第二小學校		七	七	八五	二一〇	二九五	小學	五	城內富文街

縣立第三小學校	一	五	六	一三一	四七	一七八	小學	四	城内日盛中衚衕
縣立第四小學校	六	四	一〇	二四九	六五	三一四	小學	七	城内福順街
縣立第五小學校	六	五	一一	三三〇	八六	四一六	小學	八	城内太興街
縣立第六小學校	四	二	六	一二四	三二	一五六	小學	四	城内興隆四街
縣立第七小學校		三	三	七八	五〇	一二八	小學	二	城内官署西街
縣立師範附屬小學校	四	三	七	一六八	七七	二四五	小學	五	城内寶華街
縣立日語講習所	七		七	八九	三一	一二〇	小學	二	城内富文街
清眞私立小學校	三		三	一〇四	一六	一二〇	小學	二	城内清眞寺街
慈善私立小學校	三		三	八〇		八〇	小學	二	城内九如衚衕
光代私立小學校	六	三	九	一四〇	一一〇	二五〇	小學	九	城内裕氏街
第三區區立第一小學校	一		一	二七	一三	四〇	小學	一	三區門德屯
第三區區立小學校	一		一	一四	七	二二	小學	一	三區文吉干昭
第三區區立第三小學校	一		一	二三		二三	小學	一	三區五家子
第三區區立第四小學校	一		一	二三	三	二六	小學	一	三區振興村
第三區區立第五小學校	二		二	七八	一三	九一	小學	二	三區張家園子
第三區區立第六小學校	一		一	二〇	四	二四	小學	一	三區二龍索口
第三區區立第七小學校	一		一	[illegible]	九	二五	小學	一	三區楡樹村
第四區區立第一小學校	一		一	三〇	二	三二	小學	一	四區好力保
第四區區立第二小學校	一	一	一	四一		四一	小學	一	四區黑水村

第四區區立第三小學校	一		一	二三	五	二八	小學	一	四區安定公司
第四區區立第四小學校	一		一	三七		三七	小學	一	四區小太平川
第五區區立第三小學校	四		四	四八	六	五四	小學	三	五區小老爺廟
第六區區立第一小學校	七	一	八	一三九	四八	一八七	小學	六	六區瓦房鎮
第六區區立第二小學校	二		二	五一	一二	六三	小學	二	六區三段屯
第六區區立第三小學校	一		一	三一	九	四〇	小學	一	六區郡金河
第六區區立第四小學校	一		一	三三		三三	小學	一	六區葦塘
第七區區立第七小學校	一		一	二九	四	三三	小學	一	六區富貴村
第七區區立第一小學校	四		四	九六	一二	一〇八	小學	三	七區野馬圖
第七區區立第二小學校	一		一	一四		一四	小學	一	七區二龍索口
第七區區立第六小學校	一		一	五二	六	五八	小學	一	七區他拉良
第七區區立第七小學校	一		一	三九		三九	小學	一	七區二龍索口

第三項　社會教育

本縣の社會教育機關としては縣城内に縣立圖書館、及縣立日語講習所あり、民國二十年秋に公民教育の目的で民衆校を設立したのであるが、之は現在休校して居る。又縣立公會堂には講演場、映寫場を設け、機會ある每に講演會、映畫觀賞會等を催し、民衆の指導教化に務めて居る。圖書館には約三千冊の圖書を藏して居るが、新聞の閲覽者を除いては之が利用をなす者を殆ど見受けない狀態である。

縣立日語講習所は建國後日語講習希望者の爲め大同元年四月之を設立したのであるが、成績頗る良好で講習生も日に增し增加しつゝあり、講習生には商人、學生、教育關係者が最も多い。

第二節　宗　教

第一項　概　況

佛教、回教、道教は移住の漸く盛となり始めたる、光緒末期より宣統初期にかけて城内にそれ等の寺院がぼつ〳〵設立され、基督教は民國十七年四平街より一英人が來洮し、教會を設立して布教に從事したのがその初めで、現在では城内に四ケ所の分教所を有するに至つた。

續いて民國十八年佛系加奈陀人が城内に天主堂を設立し羅馬カトリック教の布教を初め、一方病院を經營して施療を行ひ、又小學校を經營して兒童の教育に從事するに至つた。

道教の一分派たる紅卍字會はその熱心なる信仰者である張海鵬將軍が民國十二年來洮してより會員次第に增加し、氏自ら首席會長となり慈善事業に積極的の活動をなしつゝ同會の擴張に務めて來た。現在は同將軍不在の爲交通電話局長王氏が後を繼いで居る。

喇嘛廟は縣城内には無く地方農村に一二、小喇嘛廟あるに過ぎず信者は蒙古人である。

又在裡教、同善社等の佛儒混合教がある。信者は主として中流以下の階級に多い樣である。信者は禁酒、禁烟、相互扶助等の戒律を守り、表面的な運動はなさないが、相當潛勢力を有して居る。

大同元年末に滿洲國人に布教する目的で聖潔教會（ホリネス）（福音使日本人）が設立されたが未だ定つた信者は居ない。

各宗派の信者數は最多數を占むる佛教徒、道教徒及喇嘛教徒について詳細なる數字を知る事を得ないが、之等での信者は統人口の約七割餘を占むると云はれて居る。その外基督教（新教）約二百人、天主教、約三百人、回教約一千二百人である。

第二項　種類別

佛教二ケ寺、道教一ケ寺、喇嘛教二ケ寺、基督教（新教二、舊教一）佛儒教三ケ寺。

第三項　地方的迷信

當地方は自然の變化に乏しく、住民の生活は單調、且つ縣の沿革が極めて淺い故か、未だ地方的に特種な迷信と云ふ樣なものはない樣である。併しながら一般的な迷信は勿論行はれて居る。

第三節　建國に關する教育方針の變化

滿洲國建國の由來及びその理想、即ち王道建國精神を養し而して其の普及に務め、日本に對する認識を深からしむる事を現在の教育方針として居る。

第十一章　社會事業

第一項　概況

社會事業として特に書くべき程の事もない。是は一般に民度低く且つ利己本位の民族性が之等の事業に對して極めて冷淡であるが故であらう。要するに社會事業とか公共施設とか云ふ事は今後の問題である。併し昨年は大水害に見舞はれた爲、罹災民救護の爲に水害救濟委員會を組織し中央、及省公署より救濟金を仰ぎ、又一般商民より義捐金を募るなどして農村民の救恤に務めた。

第二項　機關施設

紅卍會がその慈善事業として、時々炊き出しなどして、貧民救濟をなして居る。

◎天主教にては病院を經營し貧民に對する施療をなして居る。

◎臨時防水會及救濟委員會

之は昨年の水災に對し臨時に組織したもので防水作業災民救助をなしたのであるが現在では既に解散して居る。

◎防疫會

之も昨年の悪疫流行の際臨時的に組織したもので恆久的なものではない。

◎共同墓地の經營

第三項　文化事業

◎縣立圖書館

七十種約三千冊の圖書を藏するも閲覧者は極めて少い。

◎縣立公會堂

講演會、映畫觀賞會等を時々催して居る。

◎縣立公園

目下工事に着手中。

◎日語講習所

日本語の講習をなすと共に青少年に對し新國家意識の涵養につとめて居る。

第十二章　衞生

第一項　概況

十月中旬から四月中旬までが所謂冬期であり、殊に十一月から三月末までは零下二三十度に降るので一般に住民は部屋の内に引籠り勝ちであり、而も住宅が非衞生的で、且つ全體として不潔極まる生活を續けて居るので健康を害して居る者非常に多く、特に呼吸器病患者が多い樣である。又春先きから雨季に至るまでと十月から結氷期に至るまでは所謂黃塵萬丈の蒙古風が吹きまくり爲に眼を傷める事甚だしく、それに對する手當も充分にしないので次第に惡化し、傳染性のものとなり、トラホーム患者は住民の七八十%も居ると云ふ事である。併し嚴寒にも酷署にも又不潔極まる生活にも慣れ切つて居るので不健康體の割合には抵抗力强く、少々位の疾患は意にもみせず放任して居る有樣である。一口に云へば未だ衞生狀態は無茶苦茶で、夏になれば蠅は飮食物を眞黑にしてしまふ程にたかり、小兒は水たまりの中で豚と仲よく水遊びをして居る有樣で、衞生と云ふ文字はあつても實際その意味はどう云ふ事かを解しない人が大部分ではな

いかと思はれる位である。

第二項　機關及醫藥業

南滿醫院（滿鐵公醫）、天主堂醫院その他城内に十五名の所謂洋醫が開業して居るが、醫學專門學校卒業者はその内のほんの數名であとは皆得業士である。之等の人が醫學研究會を組織して居る。一方漢方醫は四十三名居住し、皆開業し、漢醫學研究會を組織して居るのであるが、果して醫者として診療する資格ありや否や甚だ疑問である。然し一般民衆は此の漢醫に對する信頼の念存外厚く、外科ならば洋醫に通ふが内科だつたら漢醫にかぎるとさへ云はれて居る。その外助産婦三十數名居り、藥種商が三十軒ある。

第三項　衛生思想普及

相當の教育を受けた人は衛生と云ふ事にも餘程注意を拂つて居る樣だが、一般民衆に至つては出鱈目である。文化的施設、衛生的施設の殆ど見るべきものゝない現在すべてが無茶苦茶で、如何に衛生を重んじようとしても知らず〱の間に非衛生的な事を平氣でやつて居る、否やらねばならぬ有樣である。幸ひ、兒童の就學率も次第に多くなりつゝあり學校に於て衛生思想の普及に大いに努めて居るので、今後衛生施設、文化的施設の完備と相俟つて衛生思想普及の實を擧げる事が出來る事と思ふ。

第四項　傳染病地方病

傳染病としては、トラホーム、結核、赤痢、天然痘、猩紅熱、チブス、コレラ、（尤もコレラは昨年流行したのみであるが）それに花柳病等をあげる事が出來る。天然痘等は我々の風邪をひいた位にしか考へて居ないので始末におへない。

風土病としては「スクリウム」（パセトー氏病）位のものであらう。之が病原についてはまで完全な研究がなされて居ない事と思ふ。南滿醫大の戶谷銀次郎氏の說に依れば、生水の中に居る一種の菌の作用に依るものとされて居る。之に罹れば甲狀腺の傷害をきたし喉のあたり一體が膨れあがる。多く破爪期に此の病氣に犯されやすく殊に婦人に多いとの事である。

第五項　飲　料

地下水は非常に良質の樣である。まだ科學的な試驗はして居ない事と思ふが水質は確かに良いに違ひない、然し三十米以上掘拔かねばならないのでその作業に費用が嵩み、未だ洋井の普及を見るに至つて居ない。故に一般住民の飲料水は普通の井水であつて、飲料水としては危險極まるものである。

第六項　上水及下水

未だ上水及下水について仰々しく述べる程度に至つて居ない。ほんの一部を除いてはすべて、捨て散し、流し放しである。廢物を利用して豚はよく育つて居る。

第十三章　結　論

第一項　王道政治を通じて見たる地方民の生活及思想

地方經濟は資本主義初期の段階に位して居るが、其の特殊の傳統よりして功利思想は極度に發達し殊に軍閥、官僚、職業的匪馬賊團等の重壓に依つて、大衆は光明なき暗黑の生活のなかに呻吟して來た。信賴するに足る國權なき所。自

ら特殊の自治思想と相互扶助的精神とが發達して來たのは事實であるが、それは極めて限定的な而も變態的なものであつて其の根幹をなすものは利己主義と絶望的諦觀思想とであつた。事變以來軍閥は打倒され匪賊亦以前の如く其の暴威を逞しうする能はず、大衆の最大の重壓の一は排除されたりと雖、官僚の弊は今猶舊態依然である。建國早々にして徹底的の變革は困難であり不可能であるが、今後軍規を嚴肅にし匪賊掃討の徹底を期すると共に、官吏に對する嚴重なる綱紀肅正をなす事が急務である。

前述の如く、軍閥は打倒されて一般大衆の最大の重壓の一は排除された。民衆は今や漸く生色を恢復しつゝあり。併し何と云つても建國後一年有半、治安の確立に全力を注ぎ他を顧る餘力を有しなかつた現狀に於て、而も大衆は生活の爲にあへぎ、如何にしてより安樂に生活すべきかと云ふ事のみ考へ、如何にしてより人間らしく生くべきかと云ふ事は全く關心の領域外に捨てゝ顧みられない狀態にあり、經濟的に大した恩惠に浴するを得なかつた。今日王道政治を通じて見た地方民衆の生活及思想を論ずるは早計にして、假に今一、二年の月日を以てすべきだと思ふ。併し地方民衆が王道を以て國是とする新興滿洲國に少なからぬ關心を持ち初めたのは事實である。

第二項　縣制度の理論と實際

縣制度については兎角の議論の行はれて居るにも拘はらず、各縣は諸政の改善改革の意氣に燃へ、縣長統轄下に各局各科を組織し、區村制度又その體裁を次第に整ふるに至つた。然れども其の運用は結局其の人に依らなければならぬ。怠惰と紊亂と私腹を肥やす事に慣れ切つた從來の官吏を良く活用せんとせば、又良き制度の力を籍る事も必要な事である。地方の實情に則した縣制の制定こそ最も望ましき事ではあるが完全を求めて徒らに逡巡するは不可である。速かに

新縣制を公布して積極的且つ徹底的に縣行政の改革を計る必要を痛感する。

第三項　爲政者としての希望

一、友軍の援助に依つて徹底的に匪賊を掃討する事。

「食へざるが故の匪賊團」も、もとよりだが先づ職業的匪賊團を殲滅し、治安の確立を計る事が急務である。之が爲には友軍の徹底的援助を俟たなければならぬ。

一、地方への資本の流入を計つて積極的に産業を開發する事。

地方産業開發に不可欠なるものは資金である。

資本家をして投資せしめ、地方産業を積極的に開發し、農村民をして經濟的に潤ほはしめる事。資本家の投資には勿論嚴重なる監督が必要であるが。

一、司法官吏の養成と共に、司法方面に日本人官吏を多數採用し、速かに治外法權を撤廢する事。

一、稅捐局に速かに日本人官吏を入れる事。

その經費は日本人が入る事に依つて生ずる脫稅防止にて償ふて餘りあり。

一、稅制の整理及び確立

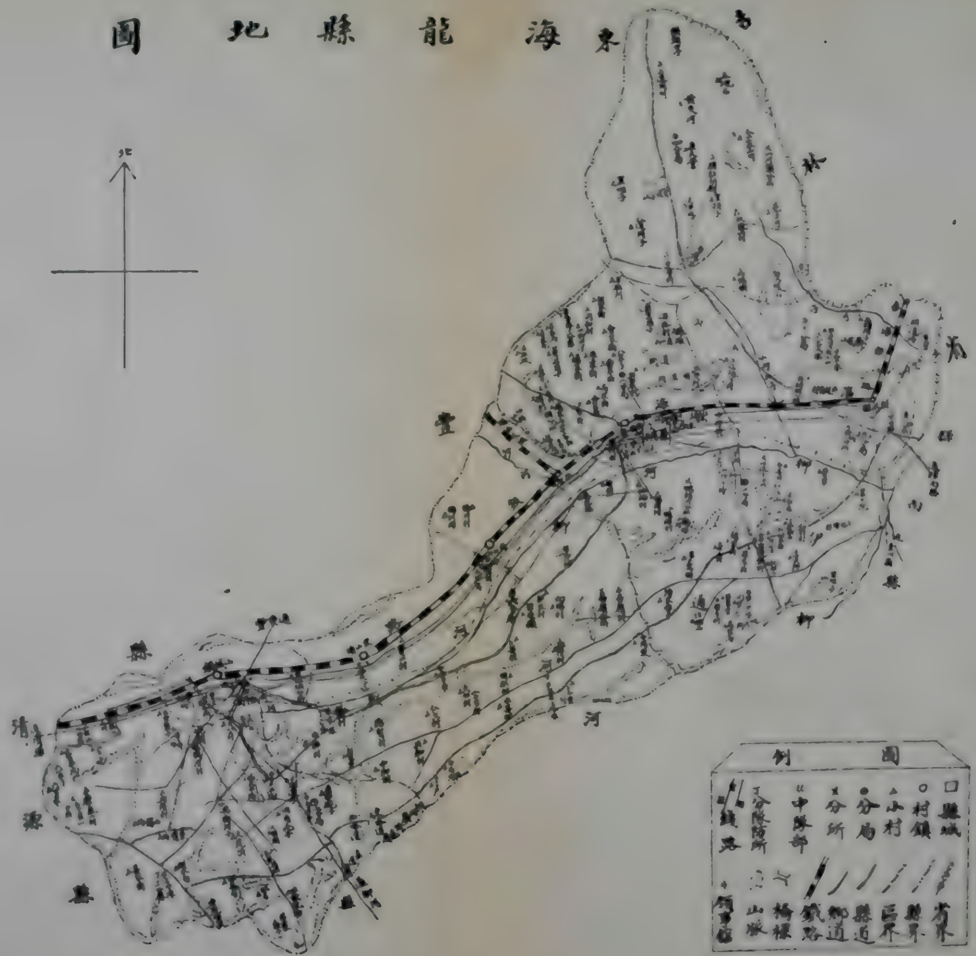
稅制を整理し、確立する事が最も急務である。

之を書き始めたのは五月で事務繁忙のため遲々として進まず、又父死亡の爲歸國する等の爲書き上げたのは八月下

旬となりました。従つて皇軍の配置、人口統計その他色々と訂正せねばならぬ所が出來たのでありますが此原稿を讀み返へす暇だになく出張せねばならなくなりました。幾分事實と相異した點のあるのを知りながら、訂正もせず、送附するのは眞に殘念ではありますが、餘り提出が遲れても係の方々に御迷惑をおかけしますので此の度はこのまゝで提出致します。そして又機會を見つけて書き直す事に致します、杜撰極るものですから。

東海龍縣地圖

北



奉天省海龍縣

屬　蜂谷貞雄

第一章　總　說

第一節　縣の歷史

本縣元來の疆域は東は輝南の蛟河鄉、西は淸源東境の土口子門、西南は孤山子鄉に、南は柳河縣北境の廟嶺山分水に至つてゐる。淸の宣統元年に輝南直隸廳を設立するに及んで遂に縣屬の朝陽鎭以東の團林子、蛟河、蛤螞河、大陽孤、頂子、樓上、東平、安川等の八縣を輝南に分割したのである。其後民國十五年に至り、新に淸源縣を設立したる爲め二龍山以西の白銀河、土口子、孤山子、六官巷の四鄉を淸源縣に割讓した。此の年柳河縣は淸源縣の設立に依り該縣の西境を淸源に割讓したる爲め、官紳は「東隅に失ひ桑楡を收めん」と冀ひ省縣に呈請して海龍南鄉の保安鎭、域水河子二鄉を該縣の管轄に歸せしめた。然るに該縣は元來幅幀廣大なるため遂に我縣官紳の公憤を惹起し、理に據りて爭へる爲め遂に省憲は調査吏孫委員を派し調停せしむる所あり遂に縣南柳河縣界に接近せる、減水河子、大荒溝二鄉の南部大部分を撥歸せしめたのである。同年東豐縣より該縣南鄉の十灣龍溝及び柳樹河子等の八村を海龍管轄に歸せしめ稍々彌補に資せりと雖も、尙失を補ふに足らずと稱することが出來る。蓋し海龍は元來一等縣にしてその實土地面積は尙東豐の

三分の二に及ばず、從來差搖ある每に面積狹きため負擔必ず重く、困累は免れざる處にして調劑の法無き有樣である。

海龍地方誌を考稽するに海龍は淸の初代封禁の圍場であつた。康熙十六年長白山を發祥の重地となし、奇蹟甚だ多く封號を加へ禮典を垂れた。興京以東伊通州以南圖們江以北を培壅封堆禁民採樵の地となした。これを以て考ふるに海龍西豐西安東豐柳河輝南等の縣は全部斯の年より封禁の圍場となり、淸の光緖六年盛京の岐將軍は圍場廣大にして多く流民の私墾地と化せるを觀、測量の上人民に分讓し管業せしめた。而して海龍廳に通判員一員を設け光緖二十七年東流水の大圍場を開放し荒務局を設立した。二十八年東平（現今の東豐）、西豐、西安の三縣並に柳河縣を均しく海龍管轄に屬せしめ、海龍廳を府治となし四縣を管轄し奉天巡撫に隷屬せしめたのである。民國二年臨時組織令により府を改め縣となし東邊道に屬せしめ民國十八年五月海龍縣を改め縣政府となし、大同元年新國家成立後改稱して縣公署と改め現今に及べるものである。

第二節　建國以降現勢一般

海龍縣は開墾以來六十餘年にして平原、山地盡く熟田となり、從前より開墾に從事せるものは皆恒產ありて、衣食豐かなるを以つて榮辱を知つてゐる。故に風俗は醇厚にして義を守り經に遵ふ。新國家建設以來王道主義を實行し人民の治を望むこと甚だ殷である。只昨年春夏の間、柳河金川、輝南の落伍軍土匪民衆を煽惑し山林に嘯聚し聲勢浩大滿洲打倒を以て名となし搶却略奪を事とし蔓延して海龍に侵入し、村落に到り放火を恣にし益々烏合を糾合して縣城を包圍したのである。友軍救援痛剿し、地方警團又追襲したゝめ匪勢漸く跡をたち、地方も稍々平安に復した。人民旣に鉅災に

罹り昔日の積蓄蕩然として散じ、存するもの無き狀態となつた。金融方面も滯塞し生活方面も又凋落した。納税の義務に闘しても均しく無力を患つてゐる。この時新國家建設され地方事務施設比較的遲く、人民の生活狀況も困苦にして如何にしてこれら窮民を救ふべきかは一に當道者の責任である。

第三節　縣制及官公吏

海龍縣公署の組織は左の如くである。

1. 治安維持會
2. 財務局　イ、第一課
　　　　　ロ、第二課
3. 教育局　第一課
4. 警務局　イ、總務課
　　　　　ロ、行政兼衞生課
　　　　　ハ、司法課
5. 總務科　イ、第一股
　　　　　ロ、第二股
6. 苗圃

7. 電話局

說明

縣總務科　科長一　秘書二　承審一　科員二　統計一　辦事員二　傭員長一　政務警長一

警務局　局長一　督察長一　總務課長一　行政、司法課長各一　督察員一　繙譯員一　課員五　分局長一〇　分局員二〇　分所長二〇　教練所主任一　管理員一

財務局　局長一　課長二　課員二

教育局　局長一　課長一　課員二　教育委員三

第二章　地誌、風俗

第一節　地　誌

第一項　位置地勢

位置、海龍は東經九度四十二分北緯四十二度三十分縣の西境より東境迄は東經九度三十分より九度四十三分までである。奉天省の東北隅に位し、東は輝南縣に接し縣城より三十支里、南は柳河縣に接し五十支里、西は清源縣に接し一百三十支里、西南また清源縣に接し一百八十支里、西北は東豐縣に接し三十支里、北部は東豐縣に接し二十五支里、東北は吉林省の盤石縣に接して各々縣城より一百支里を距つてゐる。

地勢、東北は長白山の餘脈で西は興安嶺に續く。故に西部と東北部とは稍々高く、縣西と淸源縣境の分水嶺より源を發する柳河、伊通河等の水は皆東に流れ、又縣の西北より流れ來る梅河、西沙河子、縣の東北より流れ來る東沙河、子亮子河等の水は皆東南に流れ輝發江に合流して松花江となつてゐるのである。縣の形勢は南北に狹く東西に長きため水平線より考ふれば西北兩部は高く東南は稍々低い。

第二項　戶口

海龍縣は淸代末季攻獵の地であつたゝめ固定住民なく、後に光緖六年盛京の岐將軍が始めて人民に拓墾を許したりと雖も住戶のみるべきものなく、民國の初年に至りて戶口章程を發したれど又精密なる調査がない。民國十八年内政部より戶口規則及び人事登記等を發令し調査せし處によると海龍の居民は三萬六千七百十五戶で男十四萬三千一百〇二名、女十一萬三千〇八十九名であつたが、新國家成立するに及び尙舊則により處理してゐるのであるが最近の調査によると全縣の滿人は三萬七千八百七十四戶で男十五萬三千七百六十一名、女十二萬〇九百十一名で逐次增加してゐる。その後戶籍の精確を期せんことを冀ひ調査上必要なる登記を行ひ考査に資してゐる。

第三項　主要都市

一、縣城　縣城は縣境東半部にあり瀋海、吉海兩鐵路の中にあり交通便利にして東に朝陽鎭、西に梅河鎭、山城鎭あり。縣公署、地方法院、奉天第八監獄の所在地にして、中等學校四校、小學校六校で、商業また殷盛である。

二、山城鎭　縣西部にあり縣城より一百十支里距る。街道寬濶にして人口稠密商業また發達してゐる。鎭南と金川縣柳河縣二縣の日用品の大半は此の地より購入してゐる。鎭守使署、海柳稅捐局警察十分局及び學校等ありて實に東邊の

重鎭海龍の要衝である。

三、朝陽鎭　縣東部に位し縣城より三十五支里距る。瀋海吉海兩鐵道の終點にして東は吉林省の濛江縣里石鎭に通じ南は輝南縣金川縣と連る。該地の出產物と日用品は多くこゝより移出入する。警備司令部の軍隊駐在し警察九分局と學校あり。吉奉兩省交通の樞紐にして海龍縣東部の咽喉である。

この他梅河鎭、保安鎭、雙泉堡鎭等は皆農民交易の地である。

第四項　氣　象

海龍縣は亞細亞大陸の東北隅にあり、東經九度四十二分北緯四十二度三十分にあたり北溫地帶である。四季溫和にして唯夏季稍々酷熱を覺ゆるも十數日を出でず、渤海の影響を蒙り甚だしく熱からず、冬季また大陸氣象の影響を受け北西よりの寒風により稍寒氣を感ずるのみである。雨量は秋季に稍多く、河水漲り、冬季雪量尺餘の深さである。

第二節　風　俗

第一項　概　況

海龍は前淸時代攻獵の地であつたゝめ土着の居民がない故に治を設けて以來旗人民人は殆ど義州複州海城蓋州より來り或は遼陽瀋陽開原鐵嶺より遷り又は山東より來る等、來たる處皆同じからず、ために性情習慣自ら異れども勤儉朴實堅忍耐勞は皆同じである。蓋し遠く故鄕を離れ移住し來れるもの多くは貧民にしてその勤儉朴實なるは當然である。その子孫相次いでその風を成し今日海龍一般民衆は猶この通りである。

第二項　種　族

海龍地方開墾前は遊牧の民にして考査の根據なく、清の光緒四年開墾し、金州の難民移住し來り義州等の旗兵海龍に駐在しこれを防護してゐた。光緒六年に至り海龍治を設け、漢族來り商を營み或は田を墾す者ありと雖も尙寥々たり。光緒甲午年避難民引續き移住し來り海龍の戶口驟かに增加し各種族又漸く揃ふに至つた。卽ち各族を列記すれば

漢族　多くは金、復、海　蓋等の縣及び直隸山東より移住し來れるもの

滿族　卽ち滿洲人にして通古斯族なり、旗兵と田を拓墾せるもの

蒙古族　卽ち蒙古人

回族　卽ち阿拉伯族（多くは天主敎徒）

日鮮民族　日人と朝鮮人（多くは商農を營む）。事變以來建國輔導の者少からず

英米民族　卽ち英國人、米國人、多くは商を營み或は傳敎のものである。

第三項　衣　食　住

海龍は土地廣く沃田が多い。穀物と大豆の出產極めて豐富にして每年大豆の賣出しにより衣住の費に足る。又穀物は充分食用に足る。然れ共民智未開にして僅かに食足り衣暖かく居安んぜばそれにて足ると知るのみにして、貯蓄その他を知らず故に一旦意外のことに遭遇すれば忽ち手を束ねて茫然たる有樣である。昨年匪賊の害などはその一例なり。

第四項　家　族　關　係

海龍の縣民は多く滿族と漢族とである。故に滿漢兩族に就いてその家族關係を言へば一般人民は孔聖禮敎を崇尙し、

幼は老の訓を敬ひ、父子親あり、長幼序あり、夫婦別あり、父子慈み、兄弟和合す、弟子はその勞に服し酒食あれば先生に餞す。故に家庭和睦にして風俗醇美である。一般に大家庭を崇尙し互に相提携して昌榮する。故に五世同居九世同道の美談をなしてゐる。

第五項　娛樂趣味

海龍縣民は農人多く耕作の暇の際は、或は秋冬の收獲の日にあたりては高歌鼓腹し人生の樂趣を極める。新國家建設し一般人民は水火盜難の憂より離脫し更に一層の娛樂を增したのである、

第六項　祭禮儀式

漢族滿族同居同化してより旣に久しい。唯祭禮は同じものあり同じからざるものあり、大祭典には太牢少牢の牲を用ひ三獻の儀三拜九叩首の禮（或は三鞠躬禮）を行ふ。元旦、上元、端午、仲秋等の節季にありては祖先を祀る。これ滿漢の同じ所なるも滿人は祖を祭る外兼ねて索倫媽媽を祭るの擧がある、猪二匹皮を剝するあり毛を取るありその上之を祭る。餘りは之を分贈す、その他竈祭奥祭は滿漢族の普通の風習である。

第七項　そ　の　他

婚禮は媒酌の言、父母の命に依りて、男女當事者多くは意志を交へず、男女均く幼少より終身の伴侶を定めために罷婚離婚等の事件多く、これ改善を要すべきところである。

第三章　地　方　制　度

第一節　行政區劃

十區に分かち各區に警察分局一處を設け局に分局長一人局員二人行政警兵若干人を置き縣公署警務局の命をうけ辦理する。各區内に行ふべき一切の行政事務はこゝよりとる。十區の所在地方次のごとくである。

第一區　縣城　第二區　霍家燒鍋（八家崗）
第三區　雙泉堡　第四區　黑咀子
第五區　梅河口　第六區　南保安鎮
第七區　南下水道子　第八區　北小灣龍溝
第九區　朝陽鎮　第十區　山城鎮

第二節　鄉村制度

地域遼濶住戶星散し四十四村に分かつ。縣城に四關村（卽東關村、南關村、西關村、北關村）、朝陽鎭に一街村を設けその他三十九村は各鄉にあり、各村に村長村副各一人村董五人乃至十一人を置き縣公署警務司の命令により各村の事務を辦行す。三十九村の村名次のごとくである。

灣龍溝村　中山堡村　金峯村　雙頂村　和睦村
福增村　太平村　安樂村　鴨綠村　江源村

東鳳舞村	西鳳舞村	牛心頂子村	雙泉堡村	腰駐所村
雙鳳山村	一座營村	二道崗村	梅河口村	連山村
寶山村	三合堡村	杏嶺村	四合堡村	樺樹村
太安村	蓮花村	堿水河村	頭八亘村	興隆村
磨盤山村	大荒溝村	二龍山村	姜家街村	興農村
大安村	同和村	東山城子村	大楊樹河子村	

第三節　自治制度

教育農商各界に均しく自治組合がある、教育界に教育會ありて正副會長各一人をおき會員は卽ち教育に從事する者皆會員たり得としてゐる。地方教育に對し努力し教育行政の不足を補ふ。農界に縣農會あり、會長一人をおき全縣農務行政事項を行ふ。行政區劃に按じ區農會十ケ處を設け各區村農務事項を辦じ農民を指導し農業を改良す。商會は各市鎭にあつて各商會一ケ處を設け商家一切を督辦しこの外各村には自衞團がある。四區隊を設け區隊長率領す。各村には村隊長を設け共に縣公署警務局の命をうけて匪賊討伐に從事し以て地方を安んじてゐる。

第四章　財政

第一節　概況

本縣地方稅收入は地租が大部分を占め雜稅がこれに次いでゐる。納稅狀態は比較的成績良好である。民國十八年以前にありては奉天票を本位としてゐたが農產物の價格漸次高くなり十戶の中八九戶位までは富者であつたゝめと奉天票の法價が不定で地租稅率も隨つて激增したにも拘らず、一般人民は納稅を怠ることがなかつたので年度內の實收稅目は豫算を超過する程で每年の警政各費の支出をなすも尙剩餘ある狀態であつた。只地租は十一月にならなければ徵收することと出來ず、七、八、九、十各月各機關の經費は先に支給しなければならなかつたのでこの點困難を感じてゐた。九、一八事變以來土匪烽起し金融逼迫し物價下落したゝめ人民安生すること出來ず、一切の稅收は前に較べ激減し警學薪餉を支給する能はず、地方各法團機關の首領及び士紳の臨時金融維持會を組織することを議決し商會長及び財務局長を正副會長となし、省憲に實狀を呈請して現洋流通劵十萬元を發行し、現狀を維持する事にしたので地方の財政も稍々この難關を切り拔けることが出來た。大同元年兵匪各處に出沒し掠奪を擅にし先に輝南金川等の縣を陷れ次いで海龍の三鎭に攻め寄せた。當時鄉村の九分まで空屋となり地方の秩序大いに亂れ只軍警孤城を堅守するのみで、交通斷絕し稅收の途無し。兵匪の相對峙せること久しきに及べるため防匪に關する費用已に四萬九千九百〇四元の多きに及び、時たま〳〵仲秋節にあたつたが何等お祝する事が出來ず士氣不振となり如何ともすることが出來ない狀態であつた。この時團長及縣長は地方各界の首領を招集して、財務局より印刷未發行の五角流通劵六千元を發行し薪餉にあてることに決議したのである。漸く匪賊討伐後も稅收思はしからず、財政の困難極度に達してゐた。元年度の實收三十四萬一千元餘で實支出

四十一萬二千元餘であつて人民の地租五萬元餘を以てしても尚七萬〇九百元餘の超過をみた。幸に省より警政補助各費及び中央銀行より借欵等ありて縣內の庶政を救濟するを得て、政務常の如く進行するを得たのは不幸中の幸である。但し九、一八事變以來地方の負擔は二十餘萬元に達し、この後國基定まり建設時代に入りたるため各種稅務に對しても免除すべきは免除し大いに整頓しなければならない。

第二節　歲入（租稅一般及び租稅外收入）

本縣地方歲入をみるに租稅に屬するものは地租並に雜稅である。この外の收入卽ち田賦は財務局より櫃を設け徵收してゐる。尙山城鎭に分櫃を設け人民の便を計つてゐる。其の他の雜稅各屠獸場より收稅し、車牌稅は尙警區に於いて代辦してゐる。稅の種類次のごとし

一、畝　捐　一畝につき年一角四分。現洋二十二萬九十餘元あり
二、車牌捐　四套牌。一片に八元、三套に五元、二套に三元、一套に一元、全年三萬四千三百餘元
三、屠　捐　牛一頭二元五角、豚一匹一元、羊五角、全年一萬八千元
四、肉　捐　牛一頭、一元、豚一匹五角、羊二角、全年八千元
五、妓　捐　妓女一等月四元、二等三元、三等二元全年六千元
六、妓館房捐　妓女一人月一元八角全年三千元
七、戲　捐　晝二元、夜三元全年六百元

八、斗　　捐　　雜穀每石五分、全年二萬餘元
九、營業商捐　　資本の千分の二徵收す
十、馬車　捐　　馬車一臺月一元全年三千元
十一、馬路　捐　　馬車一臺月五角全年一千五百元
十二、婚書　捐　　一套一元、全年四百元
十三、廣告　捐　　年收四百元
十四、毛血　費　　豚一匹五角、年收四千五百元
十五、學田　租　　年收約二千元位
十六、地　　租　　年收一百元位

其の他

罰　　金　　多きは五倍を標準とす。每年の例に照らし一百元位の額である。

第三節　歲　　出

一、縣公署政費　　全年支出四萬二千八百七十四元四角
二、警務局政費　　全年支出十五萬一千六百四十二元九角
三、教育局政費　　全年支出四萬六千六百六十九元五角

四、財務局政費　全年支出一萬七千七百五十六元二角
五、苗圃政費　全年支出一千五百二十三元五角四分
六、特別費　全年支出十五萬二千四百四十四元八角

第四節　財政政策

我が縣は昨年刀匪匪刼の後より今に至る迄地方は尙困苦の時代にして財力極めて不足を感じ實に現狀維持に困難せる有樣で今後財力の充裕を計らんとして、

(一) 財　の開發　地方欵の來源は地租雜稅であり皆商民より出でつゝあつたものであるが　現今の如き狀態では加稅の可能なく只將來地方の秩序恢復、人民安居して業に就いた上にて、必要に應じ家屋稅を徵收する事が出來る。城鎭の房間につき確かな調査はないけれ共各鎭の房間は二萬は下らず、一間につき每月二角收稅して公疑に補充すれば每年四萬八千餘元を得べく地方欵の充裕するをまちてこれを取消し人民をして長い負擔より免れしめんとするものである。

(二) 財流の節制　年度豫算を實行して豫算以外の支出は差控へしめること、尙區立學校は皆遼濘各縣辦法にならひ村立となし、其の經費は各村公所の負擔として公款より支出せず卽ち區立學校の補助費も又年に四五千元省減することが可能であること。

(三) 舊稅の整理　今後屠肉稅を整理し私宰を取締まり、各警區に嚴令して放釘車牌に注意して萬遺漏なからしめること。畝稅の如きも催促を嚴行し田賦にてらし加罰の辦法を講ずる樣にすること。

（四）警察隊を酌裁し自衛團を整頓すること。騎兵警察隊の經費巨額なるに鑑み、本縣は元來、騎兵一中隊を編成してゐたのであるが昨夏刀匪騷擾以來尙一中隊を加へたが、この騎兵一中隊を解編すれば一萬二千六百九十八元四角を節約することが出來る。各村自衛團を整頓し警察隊を補助して匪賊を勦滅し各村の治安維持を擔任せしめること。

以上四項を切實に施行することが出來たならば地方の財力自ら富裕となり再び租稅滯納の弊なからしむるに至るであらう。

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

海龍全境に十個處の行政警察分局を設立し官員長警三百步騎砲中隊六個とし、專ら地方行政及治安維持に關する一切の事項を辦理させる。

第二項　組織

警務局の組織は局長一人、指導官二人、繙譯一人、督察長員各一人、並びに總務行政司法三課を設け各課に課長一名課員五人を置く。十個の分局を分設し各分局には分局長一人、局員二人、分所長一人乃至五人を置く。

第三項　警察官吏

全縣行政警察官吏合計六十二人である。專ら一切行政公共安寧維持及び人民の生命財產保護に關する各事項を辦理する。

第四項　行政警察一般

本縣は步騎砲六個中隊を設け專ら保安を司つて居るが、その行政警察は戶口調査地方安寧の維持公共危害の豫防に關してであつて未だ交通警察の設けなきため交通事項に關して迄も行政警察これを擔任し辦理してゐる。

第五項　司法警察の一般

縣警務局には從來固定した司法警察の設置はない。司法事件あるごとに警察より辦理せる傳訊逮捕搜査贓證等のごときは皆普通行政警察よりこれを辦理してゐる。本縣に奉天第八監獄あり刑事犯人一百二十餘名未決八十餘名計二百十餘名入獄中であつて、現在のところ民事犯は一名もない。

第二節　治　安

第一項　概　況

海龍縣は奉天省の東北邊地にあり、東北は吉林省の盤石縣と境を接し、東南は輝南縣金川縣柳河縣と連る。該三縣との交通は梗塞し山嶺多く土匪常に潛伏する。故に海龍縣東北・東南等の邊境には時々匪賊の出沒するありて、海龍內部にまゝ竄入して、掠奪することがある。今年は全く平定し大匪賊の襲來するを見ず、地方警團各處に進勦し友軍守備隊また協力して匪賊を討伐せしため地方安寧に歸せりと言ひ得る。

第二項　機　關

海龍縣治安機關警務局の下に、警察分局十ヶ處設けあり、第一分局、縣城裡、第二分局、縣南二區八家崗、第三分局縣東北三區雙泉堡、第四分局、縣北四區黑咀子、第五分局、縣西五區梅河口、第六分局、縣西南六區保安鎭、第七分局縣西南七區下水道子、第八分局、縣西北八區、十灣龍溝、第九分局、縣東朝陽鎭、第十分局、縣西山城鎭、地方の秩序を維持し地方行政一切の事項を辦理する。且つ電話の設備ありて匪情を報告し聯合警團軍隊に追撃に便ならしめる。この外警察大隊部の下に三個步中隊二個騎中隊一個礮中隊を設け專ら勦匪を司りて地方の安寧を計るのである。

第三項　匪賊の狀況

本縣は奉天の東陲にあり一九三一年、九・一八事變後東北一帶の一般無智の徒、煽惑を受けこれに盲從し、到る處で殺傷掠奪を爲し民屋を燒失し縣城を攻圍したので人民は東逃西走安息の地無きの狀態であつた。昨年八九兩月瀋海の交通匪賊のために斷絕され、海龍縣城も匪賊のため攻圍され、この二ヶ月間警團士卒一日として奮鬪せない日なく、東邊の于司令傳團韓營の軍隊も共同して縣城を死守したので全きを得たのである。友軍が來たりて始めて圍みを解き後地方の警團も攻守に盡力し友軍守備隊もまた長期駐在して東邊を守り勦匪に協助して餘力を遺さない有樣であるから縣內に三五の小帮匪賊は殲滅せずと雖も地方を害する程の大したものでない。

第四項　軍と治安

海龍治安固より警察の維持に賴よるけれども昨年匪賊縣城を包圍せし際より考ふれば、多くは于司令官の軍隊が輔助して始めて安全を保つことが出來、友軍の力があつて始めて圍みが解けたのであるし、今年縣境の安寧も多くは各軍隊

の協助に依り勤匪に努力し今日の狀態となることが出來たのである。

第六章　原始産業

第一節　農　業

第一項　概　況

海龍縣の開墾は今より五十餘年前に始まつたが、開墾當時は土地肥沃にして農作物もよく生長し收穫豐富であつたため施肥等の一切の農事知識は疏略であつた。故に耕作すること數十年の久しきに至りては漸次收獲も減少して來たのである。今後農業の進展を望むならば一般農民に農業知識を授け土壤改良種子改良或は肥料の利用といつた智識と能力を具へしめなければならない。

第二項　耕地農産物

耕地、本縣は上則の田は少く、多くは中則下則の地と少數の鹽地である。全境地は百九十餘畝で農作物の出來る地百五十六萬八千三百畝の外は田園、宅地、墓地及び少數の菜蔬地である。

農産物、海龍は溫帶にあたつてゐる關係上農産物は多く此地の氣候に適する。一般農民は農業知識に乏しく作物の改良移植、雨量の調節氣溫の變更等の事は皆自然に任かせて何んらの方法を講ずることも知らない。がこゝに百五十六萬八千三百畝の物産量を計算すれば左の如くである。

農産物類別	播種畝數	毎畝平均產量	總・産額
高粱	二七五、八〇〇畝	四斗	一一〇、三二〇石
穀子	二四五、四〇〇	四	九八、一六〇
大豆	五六九、八〇〇	三、五	一九九、四三〇
玉蜀黍	二三五、〇〇〇	四、五	一〇五、七六〇
糜子	二二、五〇〇	三、五	七、八七五
稗子	二四、五〇〇	六	一四、七〇〇
吉豆	一五、〇〇〇	二	三、〇〇〇
小豆	二五、〇〇〇	三	七、五〇〇
蘇子	七五、〇〇〇	三	二二、五〇〇
大麥	六、〇〇〇	五	三、〇〇〇
小麥	一五、〇〇〇	三	四、五〇〇
蕎麥	六、〇〇〇	四	二、四〇〇
線麻子	五、〇〇〇	三	一、五〇〇
大麻子	二、〇〇〇	三	六〇〇
水稻	二〇、三〇〇	六	一二、一八〇
芝蔴	二、〇〇〇	二	四〇〇
黄菸	二四、〇〇〇	六〇斤	一、四四〇、〇〇〇斤

以上面積百五十六萬八千三百畝、穀物五十九萬三千八百二十五石煙草百四十四萬斤である。

第三項　農業團體

海龍縣農人八萬餘人で農事の進歩を計る意味より縣城に縣農會の組織あり、各區に區農會、各鄉村に鄉農會ありて一

船農民集合の場所として、農業の進歩を計つてゐる。

第四項　農業移民

本縣農民は清の光緒六年治を設けたる項より移住し來れるものである。其大部分は金州より移り來つた窮民にして墾田するものが多數を占めてゐる。この外直隸、山東義州、復州、遼陽海城等より移り來りたるものまた少くない。近年山東省より避難して來た者また夥しい。最近の調査によれば海龍の田地百五十六萬八千三百畝にして農民八萬餘人であるが、此の二を比較するときは地廣く人少なき關係上每年他處より移り來る者絕えず、また近年匪害のため農民はその擾に堪えず、自然他省他縣に移り行くものまたあるべきである。

第五項　農村生活一般

本縣民農村生活程度は甚だ低く衣食住には多少餘裕があるけれ共、知識關係上改良進步の能力無く終生艱苦勞作をこととしながら非常時に處する覺悟と準備に全く無智なる爲、一旦意外のことに遭遇すれば何ら施すべき術を知らず、昨年刀匪の襲擊に逢へる際の如き農村の住民は悉く餓えに啼き寒に泣いてゐる有樣で見るに忍びない狀況であつた。今年討伐に依つて安靖に歸し匪賊跡を絕つた爲め一般農民は漸く蘇がへり業に安じて働く樣になつた。

第二節　林　業

第一項　概　況

本縣の林業は大半天然林で、人造林は極めて少數である。楊柳楡樺柞椴槲楸等が主である。次は人工栽培の槐、糖槭

水曲柳、梧桐である。其の分布區域は一五九十區を除いて二、三、四、六、七、八各區内には殆ど天然林と少數の楊柞林とがある。八區内には尙少數の糖槭林があり木の生長極めて旺盛にして、只皆幼林なるため薪炭の用に足るのみで、建築材の用に足るもの極く少數である。近年林地を耕して耕地とし兼ねて燃料としてゐるので、林業も日益しに衰微の狀態である。林業の不振に鑑み縣城に苗圃を設け各種の造林苗を培養して林業の發展策を提唱し、每年春期には苗木を各區に分布して造林を奬勵してゐる。

第二項　面積、蓄積

各區に總計四千餘畝の天然林がある。この外に人造林百餘畝ある。これらの林木は薪炭材で、河流兩岸又は村落附近にあるものは確實な測量は爲し難い。

第三項　生　産

每年の供給はこの地の燃料と少數の器具用材とに消化され、建築用材に迄は足らず從つて輸出の如きは全然ない。

第三節　畜　産

第一項　概　況

現在縣下に養殖してゐる家畜家禽は以來移民の挽連れ來れるもので漸次繁殖してゐるが、畜産方面の知識なき爲め農耕使役の動物と食用に供する動物とは各々如何に辨別して養殖すべきか、如何にすればその種族を改良すべきかを知らず、從つて畜産專門の企業者は無い。

第二項　家畜、家禽

家畜　縣民飼養の家畜類は次の如くである。

馬　本縣に産するものは雜種であり高さは四尺許りで土地駕車挽き用又は騎馬の用に供す。

牛　田を耕す際に車を挽かしめるために飼畜し又は乳を搾りバタを製造するものもある。

騾　牝馬と牡驢との交尾に依つて生ずるもので其の力大にして主として車挽に使用する。

驢　褐色、灰色白色等あり、騾に似て小さく、糀挽く等の雜用に使用する。

羊　綿羊と山羊との別あり、肉及び乳は食用に供せらる。皮と毛とは絨氈或は衣服の用に供せらる。

豕　俗名は猪と云ひ、食料となす。豕の毛製品の毎年輸出高は相當に多い。

犬　俗に狗といひ、夜番に使川するを主とする。

猫　多く鼠とりのために畜ふ。

家禽　家禽類は次の二三種にすぎない、改良を加へその繁殖をはかることを知らない。

一、鷄　一、鶩　一、鵝

本縣には家畜家禽の賣買を業とするものや市場がないので一般市場で行ふてゐる。

第三項　屠場、屠畜

海龍縣城、山城鎭朝陽鎭保安鎭等には屠宰場の設備ありて猪、羊の屠宰を取扱つてゐる。屠牛は回族に於て少しく行はれる。

第四節の鑛業に付ては未だ鑛業に關する詳細なる調査なきため之を省略し、第五節の水產業に到つては縣內に大河無く從つて水產を業とするものも亦ない。

第四項　蠶　業

海龍は北溫帶に位し氣候稍寒く桑の栽培出來ず故に蠶の飼養困難である。春季繭は薄く秋季繭は不成績であつた。柞蠶は飼育する者多きも、絲質比較的粗惡であり、縣內に製絲工場なきため、遠く他縣に賣り出さねばならぬ不便ありて餘り採算上有利とは思へない。

第七章　工　業

第一項　概　況

工業方面は從來保守的で、現代向の雜貨品の如きは他處より購入してゐる。主要工業は木器製造、鐵工場等で金物類煉瓦、燒物製造場、皮革廠、染色業、織布業印刷業、釀造業、製油業等あるも大規模のものなく在來の方式を守り、改良進步の機構なく、殊に昨大同元年の匪賊の害を受けて一層業績は振はない。

工業家は五十五戶あるも小資共同經營に依るものにして大した大規模のものがない。只燒物、製酒業に比較的大きいと思ふものが粗末舊式な機構にて人力のみに藉つてゐる狀態である。

從來工業組合の團體無く工業進展上甚だ遺憾の點が多いと思ふが現在では一切の興隆改革せしむべき事は商會に之を行はしめてゐる。

第八章　交　通

第一節　鐵　道

第一項　概　況

縣內に瀋海、吉海兩鐵道が貫通し西は瀋陽に至り、東は吉林に通じ、交通極めて便利である、朝陽鎭は瀋海吉海兩線の終點にあたつてゐる。瀋海線は西より來りて二龍山より入り山城鎭黑山頭、梅河口、沙河、海龍を經て朝陽鎭に至つてゐる。吉海線は東より吉林の磐石を經て朝陽鎭に至り瀋海線と連絡してゐる。創辦以來數年に過ぎず、單軌である。

第二項　運輸（貨物客）

鐵道驛は山城鎭、黑山頭、梅河口、沙河、海龍、朝陽鎭等ありて、その運輸狀況を本縣の首街海龍、海龍驛に就て調査するに、每年の發出貨物は五萬五千噸で積み下し貨物は約一萬噸である。積み荷は粮石が主でありその中でも大豆が主であり玉蜀黍小豆之に次ぐ、下し荷では石炭雜貨（棉布・水菓）多く麵粉、食鹽之に次ぐ。

海龍驛に於ける乘降旅客は每年平均八萬餘人に達し每月平均七千人に達してゐる。每日の平均は二百二十人で內滿洲人百分の九十を占め鮮人百分の六日人と歐米人百分の四を占む。

行李、郵便、小包は每年三千件を積出し三千五百件に達してゐる。

海龍驛の旅客收入は每年平均八萬元で貨物收入は年三十一萬元で雜費共に每年約四十萬元の收入がある。

第二節　水　運

第一項　概　況

柳河、伊通河、沙河等の河流あり、水量乏しく僅かに柳河のみは夏秋の雨量多き時のみ帆船の航行を見る程度未だ瀋海鐵道の敷設以前は馬車道泥濘の時に多くは水路により運行してゐたものである。一般河川の水量少なき爲柳河筋に少數の帆船と小舟を存する位である。

第三節　通　信

第一項　郵便電信

瀋海線未通の時代にありては地方に郵便局の設置ありたりと雖も、道路開けず降雨等の惡路の場合全く交通杜絕の狀態にて傳達にも時日を要してゐたものであるが、鐵道敷設されて以來縣城、山城鎭、朝陽鎭、梅河口、保安鎭等沿線に郵便局ありて地方民に利便を與へて居る。

郵便局の外に地方電話局、無線電信局、電報局、長距離電話局各一ヶ處がある。

縣内に航空機關として無けれども海龍驛北廣場に飛行場有り。他地よりの飛行機着陸場に使用されてゐる。

第四節　道路（道路と治安）

道路は南通北達各鎭區村は皆相連絡し警備工作施行後、各道路は皆修築され匪賊討伐治安維持上便利となつた。各區分局長各村長をして縣鄕里各道路を保護せしめ泥濘を免れる爲めに、將來は石疊に依つて道路の改修をなし交通の利便を圖り治安工作に便ならしめんとしてゐる。

附交通の管見

縣內は瀋海鐵路の直通により便利となつたけれ共、道路は修築を加へつゝあるも未だ完全でない、道路の保護困難にして、幾度修築を施すも通行頻繁に騾馬大車が數千斤の貨物を輓行し、加ふるに土質堅固でない爲めに忽ちにして壞れて仕舞ふのである。もし道路の完全を期さんと欲せば馬車は馬一頭立に制限し、寬輪の車にのみ通行を許可する事に改め狹輪の大車には通行を禁止することにし、之を徹底的に行はんが爲めには、車鋪に車の製作制限を命じ狹輪の大車を作らしめず、一律に寬輪大車となせば、道路は再び軋壞の憂ひ無いと思ふ。尙各村長をして隨時修補せしめるならば、自ら完全なる道路となり、市街道路に對しては石疊式を以て修築を行ひ、溝渠を掘りて、下水道を設け汚水を流通せしめることゝすれば交通上の利便のみならず、衛生上にも莫大の利益ある譯で何より急務として敢行せねばならぬ。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　商業の狀態

交通不便住民稀薄の本縣は古來商業の興隆は餘り見られなかつたが、近來瀋海、吉海兩線の開通してより、人烟漸次增加し商業も亦漸次興隆し來つた折柄、昨年刀匪の影響を蒙り一時的金融の大逼迫の爲、市場不振諸業皆委徴沈退した。昨今漸く除々に恢復の芽を吹きつゝある狀態である。

山城鎭、朝陽鎭は縣城よりもやゝ繁盛の樣である。今縣城の大小商店の模樣を見るに次の如くである。

雜貨布店	十軒
雜貨布店兼代理糧棧油房	十軒
油房	二軒
粮業	七軒
製菓兼藥種商	十五軒
賣酒業	二軒
質業	一軒
金店	二軒
鮮貨業	十五軒
藥種業	十軒
旅館業	十軒
雜貨業	四十九軒

計　百三十三軒

產出の糧穀は土地の食料需用を除いては大部分移出販賣されてゐる。他の日常生活必要品の綿紗、布帛、食鹽雜貨等は物價の高き物を他地方より買入ねばならず米價は安く一般地方民の生活は組織的に非常な不利の立場にあるが生產の豐富なると民人純朴、日常の生活程度低き爲めこれに甘んじ孜々として稼いでゐるが　　の項にも述べた如く非常時の分別なき爲め平素の貯蓄もせず一旦事變又は匪族の襲來に遇ふと一溜りもなく困つて仕舞ふを常例としてゐる。

第二項　貿易

本縣は大豆の產出地にして年產十九萬九千餘石である。他各地の商人は糧穀その他產物の買付には人を派し亦た海龍商人も大豆を購入し之を他所地へ賣り出し布帛等の地方民に捌ける物品を購入し之を賣り捌いてゐる。近來は時局と金融關係から此の種貿易は稍々衰へてゐる狀態である。

第三項　度量衡（度量衡器及び日本度量衡との比較）

本地方度量衡と日本の度量衡との比較は次の樣である。

度	海龍一尺	日本一尺、〇四〇
	日本一尺	海龍〇、九六二尺
量	海龍一升	日本二、〇五〇升
	日本一升	海龍〇、四八八升
衡	海龍一斤	日本〇、一四二貫

日本一貫　　海龍一、〇四二斤

第四項　商習慣

本縣の一般商人は殆んど舊習に從つて行はれてゐる。卽ち一般取引は陰曆の三節期（三節とは端午、中秋、陰曆の年末）に決算されてゐるが、近頃財界不安定の爲め現金取引が行はれてゐるから新國家の建設の爲め、諸制度の改革と相俟つて今後は一般に舊習も漸次改善されるものと思ふ。

第二節　金融

縣金融の概況は、九、一八事變と、昨大同元年の地方不安の影響を受けて、金融全く流通力を失ひたる爲め、農村は疲幣し、商工業不振其の度を失ひたる爲め、金融救濟券を發行して、地方一時救濟に當てた。其後昨冬漸く平靜狀態に歸し、續いて中央銀行券を現銀市場に出して始めて今日漸く平靜狀態に向つて來たのである。

機關としては、僅かに滿洲中央銀行分行一と公濟質屋一軒あるのみである。

通貨種類は

1. 滿洲國幣　拾元、伍元、壹元、伍角、壹角、五分等の六種
2. 東三省官銀號の現金並に札、拾元、伍元、壹元、五角、二角、一角等の六種
3. 東三省官銀號奉大洋票　壹百元、伍十元、拾元、伍元、壹元の五種
4. 奉天公濟平市錢號奉小洋票　壹百枚、五拾枚、二十枚

5. 中國銀行と交通銀行の現洋票の拾元、伍元、一元、並に交通銀行の奉大洋票十二元六元の兩種である。
6. 邊業銀行の現洋票　十元、伍元、一元の三種ある。
7. 地方と商會の流通券　十元、伍元、一元、五角、三角、二角等の六種（現在では殆ど回收された）
8. 現銀、主として一元
9. 銅元、二十文、十文の貳種

換易政策、現洋、現洋票、奉小洋票、地方券は皆十進位で換算する、銅元十文は奉小洋一角にあたり、十枚票一枚にあたる奉大洋五十元は現洋一元にあたり、奉小洋六十元は現洋一元にあたる。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

教育の概況は事變前縣立男女初、中三校男女師講三校共に十級縣區村私立小學六十三校計二百級民衆校十六處十九級で學生九千八百十一人であつたが、九、一八事變と匪襲不況の爲一時休校の狀態なりしが事變後辛じて全校復活開校するに到つた。昨夏昨秋の土匪四方に起り各處で擾害せるため、各校は一時休校のやむなきに逢着、本年に入りて掃匪後地方稍平安に歸り縣立各校も恢復し開校するもの師中校小學十四處民衆學校二處區立小學僅かに二處であつた。其の他の鄉村も未開の學校なかりしも本年夏季休暇内に地方も全く平靜に復せし故逐次開校する運びとなるであらう。

今縣內の教育機關を示せば左表の通りである。

教育機關一覽表

校名	校址	職員數	級數	學生人數	每月經費	成立年月
日語教員養成所	縣城東門裏	四	一	二	二二三、二〇〇	大同二年二月成立
縣立第一師範講習科	縣城南門裏	四	一	三〇	二八七、二〇〇	民國十八年三月成立
縣立女子師範講習科	縣城南門裏	四	一	三〇	二四一、二〇〇	民國六年三月成立
縣立第一初級中學校	縣城東門裏	五	二	四一	二九七、二〇〇	清光緒三十二年三月成立
縣立第二初級中學校	山城鎮中街	三	一	四二	一四八、六〇〇	民國十七年八月成立
縣立第一小學校	縣城南門裏	一七	一三	五三八	四四八、〇〇〇	清光緒三十二年九月成立
縣立第二小學校	縣城南門裏	五	四	二九九	一三八、〇〇〇	清光緒三十二年十一月成立
縣立第三小學校	朝陽鎮街	一七	一二	四八五	四四八、〇〇〇	清光緒三十四年二月成立
縣立第四小學校	山城鎮中街	一七	一三	六七八	四四八、〇〇〇	清宣統元年二月成立
縣立第五小學校	山城鎮北門裏	七	五	二八九	一六八、〇〇〇	清宣統二年二月成立
縣立第六小學校	朝陽鎮街	六	四	一九四	一六二、〇〇〇	清宣統二年二月成立
縣立第七小學校	山城鎮西街	六	四	一九五	一六二、〇〇〇	民國十五年四月成立
縣立第八小學校	山城鎮東門裏	六	四	二三五	一六二、〇〇〇	民國十五年四月成立
縣立第九小學校	縣城東北關	四	三	一七〇	一一四、〇〇〇	清光緒三十四年三月成立
縣立第十小學校	縣城西大街	四	三	二一〇	一一四、〇〇〇	民國二年二月成立
縣立第十一小學校	朝陽鎮街	三	二	六八	五七、〇〇〇	民國十五年三月成立
縣立第十二小學校	縣城東大街	七	五	三三〇	一八六、〇〇〇	民國十三年二月成立
縣立第十三小學校	山城鎮街	三	二	一〇五	五七、〇〇〇	民國十七年四月成立
縣立第十四小學校	朝陽鎮街	六	四	二一三	一六二、〇〇〇	民國十七年三月成立

縣立第一講演所	山城鎮街	一	一	四八	四九、六〇〇	民國十四年七月成立
縣立第二講演所	朝陽鎮街	二	二	五五	七三、六〇〇	民國十四年六月成立

第二節　宗　教

第一項　宗教の概況

宗教は耶蘇教、天主教、回々教の佛教、道教等である。何れも無智なる民衆は、迷信的に宗教を信じてゐるのである。キリスト教布教師は、各地に講演、布教に力め、相當勢力あるも、回々天主の兩教は甚だしく衰微してゐる。地方の寺廟が漸く教徒の生活を維持してゐると云つた狀態が宗教の概況である。耶蘇教堂三、男女信徒九五三人天主教堂一、男女信徒一五七人、回々教二、男女信徒二三二人、佛教、道教の信徒が一番多い。

第二項　地方の迷信

本縣地方民の迷信の風習は由來久しく男子は比較的智慮あるも、婦女に至つては全く迷信の度甚だしい。毎年四月十八日及二十八日は娘々祭と云つて大いに賑はひ、男子は總じて遊覽に出かけ婦女老媼はお祈りをしたり、胎兒を求めて祈願するもの、(廟の前で香を焚き祈禱をするのである)。又小兒を連れて廟に詣でる者は道士に請ひて刀を以て髮を刈つて貰つて、道士は口に法語を誦してその子の長久を祈る。又小兒の患へるものはその父母紙或は布を以て人形を作り斯の日廟に赴きその人形を焚くのである。俗に身替りを燒いて、その兒の死に替へるといふ意味からである。そしてその兒が長生出來るものと信じて一心に祈る。

その他種々の迷信あるもこの種迷信は皆人民の無智蒙味による爲めで、今後敎育の普及發達を計り民衆の智識の向上を計らば自然迷信の弊風潮は漸次薄らぐものと思ふ。

第三節　建國敎育方針の變化に關して

一、孔教の振興

滿洲國人民は舊軍閥時代にありては虐政に苦み道德は一切お構ひなしの狀態であつた。新國家建設さるるに當り孔教を崇尙し人心を維持し老校は經審を添設して正課となし漸次國民精神の振興を計つてゐる。

二、道德教育に力を注ぎ親仁善隣の習慣を養成

滿洲國の成立は東隣友邦の協助の力に依る所多いは云ふまでもない。故に教育方針は須らく道德教育に基き親仁善隣の習慣を養成する必要がある。誠に滿洲國人民は暴戾なる軍閥の壓迫を受け人心渙散し思想分岐し、道德教育を重んずるに非ざれば公をなさず、道德の修養を心がくる必要がある。誠意正心は、道德の修養である。弟子入れば孝出れば悌これ道德の近境である。齊家治國はこれ道德の效果である、故に我が滿洲國の教育方針も確實に道德教育に力を注ぐべきである。

三、實業教育の急務

滿洲國は氣候溫和にして土地肥沃、農產豐饒で久しく世界の驕稱であつた。然るに只工業は一向に重んぜられないで供給の應ぜられていない姿である、從前教育を主持せる者は實業教育を輕んじたれば學びを致すも實用に迂遠であつた。

今や滿洲の建國に際し教育方針の樹立されるに當り實業教育の方面に意を盡し、各縣に職業學校を增設すると倶に工業を振興し以て商工業の改良進歩を計るべきである。

四、學塾を保存し改良を計る。

東邊各縣は匪害のために凋敝し鄕村公學を恢復するの餘裕無く、鄕學停頓し遂に兒童は失學の餘儀なきに至つてゐる。東邊の村落幅員廣く急に公學を編設する事の出來ぬ場合、學塾を保存することにせなければ鄕村兒童求學の機會なきものと思ふ。但し私塾も亦須らく章に遵ひ法を變へ成規を墨守するを得ないであらう。管理の責を負ふ者其敎授管理を督飭せば公學と同一の効果を收め得る事が出來るであらう。

第十一章　社會事業

從前交通不便な時代にあつては民智も開けず、地方欵も少く社會事業に對しても何等の實績も無く僅かに救恤事業に對し施捨業を施した位。歉收饑饉の年等の如きは公共組織により臨時に救恤し或は施捨機關を施し之を辦理したのである。亦私人より出資捨を施す者あつた。新國肇興し一切は正に着々進行中である。

現在のところ軍事救護罹災救護等の機關は地方款少き關係上、長期機關の施設無く只饑饉等の際或は、時疫流行の際臨時に救濟事業を行ふのみである。

海龍地處邊陲政治を設けてより數十年の歷史がある。然れ共從前交通不便の爲め民智開發は遲れ文化事業の施設亦た不備で僅かに圖書館、閱報社、講演所各新聞支局等の設備あるに止まる。山城、朝陽、兩鎭に劇場の設備あれども民識

開發の機關と云ふに到らず甚だ不完備にして今後相當の改善を要するものである。

第十二章　衞生施設

第一項　概　況

公共衞生に關しては經費の關係上何等の施設も無い。僅かに陋に因り簡に就き數事を擧行するのみで、衞生水桶を設置し街道に撒水して塵埃を防ぎ、塵芥箱衞生車を設け任意に汚物を傾倒するを防ぎ、民衆の飲食に關しては其の注意を促し衞生上有害なる食品を避けしめ、又各攤床（瓜果を賣る小商人）に腐爛せる瓜果の賣買を取締り以て傳染病の發生を豫防し衞生の重んずべきを知らしめてゐる各警察分局をして民衆衞生思想の普及に力めしめて飲食物に對する衞生上の注意を促し、春秋兩季に大掃除を一度宛執行し疫痢の傳播を防いでゐる。

醫院十四と滿人藥商三十五家醫者一百四十八名ある位で未だ官公立の病院はない。

第二項　衞生思想の普及

海龍一般の民衆の智識は低く字を識る簡易なる圖書或は新聞を讀み得る者多からず、故に衞生雜誌等に對し通曉せる者も少なく、故に一般民衆に衞生思想の普及を圖らんと欲せば常に集會を催し講演をなし宣傳物を作製し警察局にも督促して普及を計らねばならぬと思ふ。

第三項　傳染病及び地方病

海龍全境は比較的土地廣く民人少く林木繁茂し空氣清新なるため傳染病の發生比較的少なく只九、一八事變後鄕下に

土匪の襲來を受け城鎭に避難し一室に多人數群居したゝめに病氣に罹つた者が增加した。水土關係より婦女の虛癆症に罹る者が相當にある。

第四項　飮　料

海龍には柳河貫通しある爲め水淸らかにして飮料に適し、僅かに多少の腐植質を含むのみである。一般の居民は槪ね井戶を掘りて之を飮み居れりと雖も衞生常識に乏しい。農業に從事するもの多くは生水を飮用するの惡風止まず、未だ上水道の設置なく一切の用水は人力を用ひて井水を使用し居り下水（一切の汚水）は溝渠に流出せしめてゐる狀態である。今後公衆水道を設置し一般民衆の用に供するを得るに至らばよいと思ふ。

第五項　衞生上の所見

本縣地方は土地遠僻にして文化の程度も著しく低く、又經費の關係上衞生施設の之れと云ふ程のものがない。幾分の費用を要するものは計劃あるも經費の上で實施伴はず、差しづめ衞生施設の普及を計らんとせば公立醫院を創設し疫癘流行の折は救治し消毒を行ひ隔離してその傳染を防ぎ公私の厠所の如きも亦た普設奬勵し、常に消毒掃除を行はしむると共に道路の兩側には溝渠を掘り、汚水の流出容易ならしめ然る上衞生宣傳、講演會開催等一般民衆に個人衞生と公共衞生の關係を解說して衞生卽ち健康の道なることを熟知せしめ、警察よりは時々指導取締を行ひ、種痘及び大淸潔檢査を執行して民衆をして淸潔を守らしめたならば、自ら健康となるばかりであろう。

第十三章　結　論

海龍縣は奉天の東北隅に位し東は輝南縣に接し縣城より三十九支里、東南は柳河に接し縣城より六十支里、東北は吉林省、磐石縣に接し同じく一百支里、西は清源縣に接し縣城より一百三十支里、北は東豐縣に接し同じく六十支里、で村制は既に確立せるも、區制は未だ成立ず、警務局は分ちて十區となし學區は分ちて四區とし、全境の土地面積約五萬三千八百三十六方里である。

一、王道政治の施行と地方民の生活及思想對策

王道政治を垂行して地方人民に對し充分の生活及愛民の思想を施すべきである。民衆は前に東北軍閥の重縛を受け火熱の中に呻吟してゐるためであるから、王道政治を以て人民生活に向ふには刑罰をゆるやかにし税を少くし以て生活をうるほし不飢不寒ならしめば民心之に歸すること水の低きに就くが如くで然る上に相當の教育を施しその知識を増進したならば、人民自ら軌道に復し所謂衣食足りて榮辱を知るに到るであらう。

一、縣制度の理論と實際

縣制は一科三局制にして縣公署には縣長以下總務一科を置き總務科長一人を設け、縣長の相談を受け、縣公署一切の事項を辦理する。此の外三局を並設し（一）警務局、局長一人、課長三人（二）財務局局長一人、課長二人（三）教育局局長一人、課長一人、現在一科三局にして理論と實際方面とを合してゐる。三局の各分職は總務科ありて之を綜合し

て事務を辦理する、蓋し便利と稱すべきである。

三、爲政者への希望

爲政者は民の上にあり、希ふ所は福國科民のみ。我は王道を實行し、爲政者は仁を施し、民恩澤を受け、是に於いて民心大いに作興するであらう。東鄰の友邦と親善し世界各國と相提携して我が滿洲國をして東亞の樂園たらしめ、人民安居して業に樂み鼓腹擊壤せば國運の興隆期して待つべきである。

奉天省西豐縣

屬　倉橋健之助

第一章　總　說

第一節　縣の歴史

西豐縣は俗に掏鹿と稱し、元清朝の狩獵地として、康煕年間以來荒蕪に委してあつたのを、光緒二十二年奉天將軍の奏請に基き、之を開放して移住開墾を奬勵してより、人口漸次增加し來り、その後同二十六年總管衙門を設置し、旗民の統轄並に市街の建設を爲すや、著しく繁盛に赴き、同二十八年西豐縣の創置となつたのである。

第二節　建國以降現勢一般

本縣は一帶に森林多く、平地少なく、元來匪賊出沒の地であつた。特に事變勃發當時は東豐、淸源、伊通の隣接縣に屢々土匪猖獗を極め、頻りに本縣内にも侵入擾亂を企てんとする狀勢にあつて、度々危機に瀕し爲に縣民安堵の日なく業に就かず、恐怖に日を過ごす有樣で、縣當局亦寧日匪賊討伐、防備に專心餘念なく縣財政、縣民經濟力甚だしく疲弊困憊の極にあつたが、日を經るに從ひ建國後の諸政、諸施設漸く侵潤するに到りたると、治安全く恢復したる今日縣民

は王道政治の恩惠に悅服し、各自業に勵精、將來の王道樂土帝國の興現に全く昨日を忘却したるの感がある。官民合同して昔時の西豐の盛大に復るべく復興の氣運を漲らし前途に一大光明を認めながら進みつゝあればやがては百花撩亂の春が來るであろう。

第三節　縣制及官公吏

第一項　概　況

現在執行しつゝある行政制度は、大同元年七月五日教令第五十四號、五十五號自治縣制及縣官制の公布と同時に假縣公署が設立され、舊制度の廢止と共に、舊官吏は更迭された爲に、形式的に或は實質的に、新制度に據るべきは明らかではあるが、事實內部の組織は依然として總務科、警務局、財務局、教育局の以上一科三局制を採用した。然れ共假縣公署時代の一科三局は、有名無實であつて、何等組織の實態を持たず、爲すべき事務も殆んど無かつたのである。大同元年十月初めて入縣するに及んで、各自主管事務を開始したりとは云へ、縣內の渾沌たる狀態は、整然たる行政組織を樹立せしめる餘裕を與へずして、唯治安のみに邁進せざるを得なかつたが、縣公署新設されるに及んで、內容の不充實は中央官廳の指示によつて、漸次確立するを得、爲めに新官制に基き、漸次內容は組織化されるに至つたのである。

第二項　縣公署の組織及權限

第一組織

縣長を最高長官となし、次に縣長を補佐し縣行政の機務に參劃する參事官を置き、其の下に總務科、內務局、警務局

財務局、教育局各科局に分れ、更に總務科は文書股、庶務股、會計股、に分れ內務局は行政股、實業股に分れ財務局は征收股、理財股に分れ教育局は學務股、理敎股に別れ、更に縣立中學校、縣立師範學校、縣立各初級高小學校を統括してゐる。警務局は警務股、保安股、司法股に分れ、各警察署、分駐所、警察大隊、中隊、各分隊、各自衞團を統括する。

當縣公署の組織は左の如し，

西豐縣公署組織表

- 西豐縣公署（縣長）
  - 參事官
  - 總務科（科長）
    - 庶務股（股長）—科員
    - 文書股（股長）—科員
    - 會計股（股長）—科員
  - 內務局（局長）
    - 行政股（股長）—科員
    - 實業股（股長）—科員
  - 警務局（局長）
    - 指導官
    - 警務股（股長）—科員
    - 保安股（股長）—科員
    - 司法股（股長）—科員
    - 各警察署（署長）—分駐所（分所長）

- 警察隊（大隊長）—各中隊（中隊長）—各分隊（分隊長）
- 財務局（局長）
  - 征收股（股長）—科員
  - 理財股（股長）—科員
  - 屠獸場（委員）
  - 各征收分所（主任）
- 教育局（局長）
  - 學務股（股長）—科員
  - 理敎股（股長）—科員
  - 縣視學

西豐縣公署

- 參事官
- 情報分處—處員
- 承審員—辦事員
- 內外事務員
- 市政科—調査員—僱員
- 總務科
  - 第一股—科員
  - 統計員—調査員—傭員
  - 第二股—書記長
  - 政務警長—警士
- 警務局
  - 指導官
  - 總務課—課員
  - 行政課—課員—僱員
  - 司法課—課員
  - 各分局　內外勤局員　戶籍員—各分所—警士

- 督察員
- 衛生隊—警士
- 差遣隊—警士
- 大隊部—各中隊—各分隊—班長—警士
  - 警務隊共四步中隊騎砲各一中隊每中隊分三分隊共十八分隊
- 教育局
  - 課長—課員—僱員
    - 縣立各小學校
    - 區立各小學校
    - 村立各小學校
    - 私立各小學校
  - 教育委員
  - 民衆義務教育委員會辦事員
  - 師中學校
  - 女師中校
  - 職業學校
  - 貧兒義務學校
  - 縣督學
- 財務局
  - 第一課—課員—僱員
  - 第二課—課員—僱員
- 電話局
  - 文牘員
  - 會計員—技師—僱員—司機生
  - 庶務員
  - 各分局
- 苗圃—僱員

新組織表

- 縣長
  - 參事官
  - 春耕貸款監理委員會分會
  - 清潔委員會
  - 情報分處
  - 總務科
    - 庶務股
      - 用度系　股員二人
      - 會計系　股員二人
    - 文書股
      - 收發系　股員四人
      - 文書系　股員二人
      - 統計系　股員一人
  - 內務局
    - 行政股
      - 區村系　股員二人
      - 市政系　股員二人
    - 財務股
      - 經征系　股員三人
      - 稽核系　股員二人
    - 實業股
      - 農林系　股員二人
      - 商工系　股員一人
  - 教育局
    - 文教股　股員二人
    - 督學股　股員三人
  - 指導官
  - 警務局
    - 警務系　股員二人
    - 保安系　股員二人
    - 督察系　股員二人

- 警務局
  - 司法股
    - 預審系　股員二人
    - 特務系　股員二人
  - 警務分局
  - 警務大隊
  - 自衞團

當縣公署職員名は左表の如し

西豐縣公署及所屬各局官員一覽表

署局別	職別	姓名	職別	姓名	備考
縣公署	縣長	馮廣民	總務科長	孫萬善	
	內事秘書	尙其萃	外事秘書	餅文富	
	第一股股長	胡紹瑗	第二股股長	朱同龢	
	市政科長	陳天元	承審員	吳慶準	
	統計計員	何澤民	總務科員	尙裕榮	
	總務科員	李玉瑄	總務科員	王紹宗	
	總務科員	鄭賀平	總務科員	杜立華	
	總務科員々淸鄉辦事員	尹維時	總務科員	尙蔭棠	

警務局

職名	氏名
總務科員	蔣士良
辦事員	魏長治
市政科調査員	王家楨
局長	魏魁文
督察員	陳郁文
行政科長	王錫臣
總務課員	呂志遠
行政課員	王中和
司法課員	魏世英
第一區西門外分所長	周雲亭
第一區東南門分所長	高鵬飛
第一區西門分所長	苑仙圃
第一區小什學街分所長	常星橋
第一區新設東門分所長	劉世哲
第一區局員	李紹曰
第二區對商面街分所長	楊乙東
第二區局員	劉振東
第三區分局長	劉彭緒
第三區鳳城樹川分所長	張維第
調査員	王金山
淸鄉局辦事員	汪潤文
市政科助理員	劉股祿
督察員	蘇德元
總務課長	夏志崑
司法課長	呂鏡宇
總務課員	賈治宇
行政課員	王申芳
第一區分局長	傅希林
第一區東北門分所長	祝煥文
第一區南門分所長	任致和
第一區西北門分所長	陳廣泰
第一區新開小西門分局員	陣少懷
第一區局員	班志招
第二區分局長	沙鍾鈞
第二區四頂溝分所長	徐慶澍
第二區局員	景忠義
第三區關家街分所長	張履泰
第三區局員	傅致和

第三區局員	蔡自强
第四區北大溝分所長	潘海洋
第四區局員	卜恩波
第五區分局長	汪子元
第五區二導崗分所長	趙德恩
第五區局員	趙鳳雲
第六區松泉村分所長	喬仰霄
第六區局員	蔡觀芳
第七區分局長	顧士元
第七區蒙古貨郎分所長	金殿漢
第七區局員	劉轉俊
第八區南石門分所長	劉成山
第八區局員	黃寶田
第九區分局長	程世綿
第九區天德泉分所長	林玉堂
第九區局員	陳德麟
大隊部	
警察大隊長	李長林
文牘員	那靜軒
騎兵中隊長	劉寶書
第四區分局長	陳尙元
第四區寶妙村分所長	膺富春
第四區局員	朱成章
第五區田家街分所長	周德普
第五區局員	張鴻文
第六區分局長	秦士魁
第六區平定村分所長	趙子銓
第六區局員	費翰卿
第七區釣魚台分所長	黃榮久
第七區局員	王文榮
第八區局長	孰成哲
第八區太平嶺分所長	王會臣
第八區局員	劉配仁
第九區楊木村分所長	張鶴年
第九區局員	蘇英
衛生隊長	邱化長
大隊附	曹業洵
會計員	李東林
騎兵一分隊長	劉海籠

騎兵二分隊長	王禧山
砲兵中隊長	琿瑞章
砲兵二分隊長	王佐川
第一步中隊長	張宣普
第一步中隊二分隊長	張羽
第二步中隊中隊長	蒔振
第二步中隊二分隊長	邱殿元
第三步中隊中隊長	孟級三
第三步中隊二分隊長	汪佾海
第四步中隊中隊長	榮國才
第四步中隊二分隊長	王岐山
財務局	
局長	卜雲書
第二課長	金如昇
第一課員	張連擧
稽査	孟繁陞
催征員	趙慶有
催征員	劉振民
分所征收員	馬耀宗
屠獸場委員	才德修

騎兵三分隊長	岳玉山
砲兵一分隊長	王國祥
砲兵三分隊長	王德陳
第一步中隊一分隊長	唐寶春
第一步中隊三分隊長	劉麟閣
第二步中隊一分隊長	韓景陽
第二步中隊三分隊長	高興林
第三步中隊一分隊長	劉殿英
第三步中隊三分隊長	陳玉德
第四中隊一分隊長	溫海山
第四步中隊三分隊長	錢富恒
第一課長	仲連英
第一課員	徐福
第二課員	高元濤
催征員	王明菴
催征員	馬鴻書
分所征收員	執仁智
分所征收員	馮國秀

教育局

局長	高鳳翰
股長	程慶弟
課員	劉宗漢
教育委員	呂正國
教育委員	韓宗芳
民衆教育館館長	桂承榮
女子師範中學校校長	宋肇殷
縣立第二小學校主任	張俊良
縣立師範附屬小學校主任	劉成雅
一區區立第一校校長	趙文若
一區區立第三校校長	劉成善
二區區立第二小學校長	張紳
二區村立第三校校長	孫錫印
二區村立第十四校校長	汪瀛洋
三區區立第二校校長	李天策
三區村立第二校校長	張子中
三區村立第八校校長	呂聚源
五區區立第一校校長	于德勇
五區村立第七校校長	胡玉璽

督學	姜世顯
課員	吳宗策
教育委員	徐寶璠
教育委員	李秀林
民衆義務教育委員會辦事員	孫鴻儒
師範中學校校長	朱成德
縣立第一小學校長	馮佐卿
縣立第三小學校長	張承良
縣立貧貧小學校長	桂承榮
一區區立第二校校長	王之慶
二區區立第一校校長	趙國麟
二區區村立第二校校長	紀維緒
二區村立第十二校校長	孫作霖
三區區立第一校校長	王保民
三區村立第一校校長	徐慶廉
三區村立第五校校長	劉福魁
四區區立第一校校長	孫海宗
五區區立第二校校長	徐梓
五區村立第八校校長	徐勇達

職	氏名
五區村立第十校校長	王貴陞
五區村立第十二校校長	吳鳳超
六區區立第二校校長	申紹堯
六區村立第四校校長	李舒棻
七區村立第三村村長	王遠山
七區村立第十二校校長	范懋春
八區村立第一校校長	屠凱如
八區村立第六校校長	陸占武
九區區立第二校校長	王選士
五區村立第十一校校長	谷永茂
六區區立第一校校長	張　顯
六區村立第二校校長	李文山
七區區立第一校校長	湯執中
七區村立第四校校長	程紹先
八區區立第一校校長	程海樓
八區村立第三校校長	張儒林
九區區立第一校校長	宋愼學

第二章　地誌風俗

第一節　位置地勢

第一項　位置地勢

當縣は三角形にして、西角及び東北角は縣城より九十支里、東南角は百五十支里である。縣內は到る處丘陵起伏し（長白山支脈）、著名なるものは白雲頂子山、成子山がある。東方は西安、東豐に連り、南は清源、西及西南は開原に、北は伊通に接してゐる。河流は當縣の中央部を貫流し西方に流れ、河及縣河及縣の南方を西流する碾盤河ありて共に遼

河に注ぐ。

地質は漿羅紀、白堊紀及び後期(酸性)火成岩にして山地は砂石質、平坦地は砂質、壌土及腐植土なるも、地下拾五尺以下は砂質土である。

縣內は所謂丘陵地にして、その面積は全面積の五分の三を占む。全面積は九千方支里にして、北緯四十二度二十九分より四十三度十分に亘り、東經七度四十八分より八度五十分に亘る。縣城の位置は北緯四十二度五十一分、東經八度二十分である。

第二項 氣象

當縣は丘陵地なるを以て冬期には寒風遮られ、比較的同緯度に位する地方に比し幾分溫暖である。

極寒期は一、二月にして、毎年十一月中旬より翌年二、三月頃迄は河川全く結氷し、解氷期は三月下旬である。六月に入りて暑氣頓に加はり、極暑季は七月及八月中旬迄にして九月に入り冷氣を加へ十月初旬初霜を見る。

雨量は全年約四百六十餘公里、平均毎月三十餘公里である。

氣溫及風の方向は左の如し。

	氣溫	風向
立春	拾度 ― 四拾度	西南風、西北風
立夏	四拾度 ― 八拾度	正南風
立秋	八拾度 ― 四十五度	西南風、西北風

立冬　四拾五度　―　零度　西北風

第三項　面積

本縣の面積は左の如し

總面積	九千方支里　二十九萬一千六十五天地

熱地天地數	水田天地數	山頂地天地數
一九一、三六一天地	一、七〇四天地	七八、〇〇〇天地

耕地天地數

上則天地數	中則天地數	下則天地數	減則天地數
一、〇四〇天地	一三三、三八五天地	一三、六二〇天地	四一、六一二天地

第四項　人口

1、當縣の總戶數及人口は左の如し

戶數		三萬九千三十戶
人口	男	十五萬七百五十四人
	女	十一萬九千二百四人

	日本人	朝鮮人	佛國人	中國人
戶數				
人口	四十六戶	三百十三戶	一戶	

人口　男九十八人　九百五十三人　二人　二百五十九人
女三十九人　九百二人

第五項　都市及村落

1、西豐

當地は所謂東山地方に於ける屈指の都市にして北山城子・朝陽鎭等と竝び稱せらる。北方は山に圍まれ南は寇河を隔てゝ沃野が展開してゐる。

主なる大街は東西に通ずる順城街　これと丁字形をなし北南に走る大通街、又順城街と平行して東西に通ずる德興街にして、道路は良く修理せられ洋式建築物多く大小商店ありて頗る繁盛である。

市内には電燈、電信の設備あり人力車、及馬車は各四十臺ありて通行の一助となつてゐる。

2、冷水泉子

西豐の南方四十支里に位し農村の大なるものにして戸數二一六戸（農一七四戸　商五二戸）、人口一、三二〇人（男七四九人　女五七一人）を有し警務分局・小學校・税捐分所あり。

日人　一戸男一人　鮮人　十二戸（男四三人　女三六人）居住する。

產物は農產物なるも、多くは生產者直接に開原に運出するを以て此の地に集散するものは少ない。

商業には認むべきものはない。

3、房木鎭

西豐の西南四十五支里にして貂皮屯を經て開原又は鐵嶺に達する街道上に在りて戸數一六七戸　農一三九戸　商二八戸　人口一〇五七人　男五六七人　女四九〇を有し小學校あり、附近一帶は大豆豐富なる爲め其の出廻期には一時集散地となり商況活氣を呈してゐる。

4、部家店

西豐の西方五十支里、開原に至る九十支里の地點にありて戸數一四六戸（農商一〇六戸　商四〇戸）、人口七四八人（男　三八六　女　三六二）を有し警察分局、稅捐分所、小學校あり

日人　一戸　男　一人　女　一人　鮮人二六戸　男　七六人　女　九〇人

產物は大豆、水稻等である。

平崗鎭

西豐の北方五十支里西豐より伊通に通ずる街道上に有り、縣下有數の大部落にして戸數七六五戸（農六五〇　商一一五）人口六三〇五人（男三六七一　女二六三四）日人一戸　男一人　鮮人十戸（男四九人　女三四人）居住してゐる

警察分局・稅捐分所・小學校あり。產物は大豆等にして商取引は盛である。

双河鎭

西豐の東南五十支里に位し西豐、山城子街道にあり、附近には高麗時代の古城趾及古墳多し、現在は戸數三一五戸（農二三〇　商八五）人口二四六〇人（男一三五〇　女一一一〇）鮮人十三戸（男四三人　女三五人）を算す。警務分局稅捐分所、小學校等ある。

産物は大豆を主とする農産品にして直接開原、西豐に移出する。商業は相當に活氣がある。

7、野鶏背

西豐の南方六十支里にありて、往時繁華なる一邑なりしが火災の爲めに過半烏有に歸してより頓に衰退してゐる。戸數は三五六戸(農二八五　商七一)(人口三九〇五人(男一九九三　女九一二)にして、警務分局、税捐分所、小學校等ある。

主なる産物は大豆にして、其の出廻期には馬車の來往頻繁なる爲め、盛況を呈し、亦商家も附近村落と取引行はれ稍々盛況である。

第六項　外國人側

日本側は左の如し

領事館は大正四年五月に締結に係る、日支條約實施の結果、當地方に日本人居住する者、漸次增加するの傾向あるを以て、大正五年十月十日に開館し、現在に至る。署長は齋藤警部の外、部長二人巡査十七名在勤する。

日本人會は明治四十五年一月、會員相互の共濟及和親を計る目的として組織し今日に至る。會員四六名を有す。

附記　西豐は從來未開放地の故を以て、日本人の在住は不可能であつたが、日露戰役後一定の職業を保たない日本人續々と入込、明治四十三年に至りて有名なる掏鹿事件を惹起し、縣長は日本人に退去を逼りしも之に應じなかつたが、支那人をして日本人との來往を禁じたる故、日本人激昂し、遂に縣公署に押寄せたれば、縣長は日本人を監禁するに至り事端漸く重大ならんとするや、縣長は遂に之が居住を許可するに至つたが、その後日本人商の發展は

甚だ振はない。

朝鮮人會　大正九年五月に會員の和親を目的とし、組織したるものにして、會員　名を有す。在留朝鮮人子弟の教育の爲め大正十一年に開校し、現在に及んでゐる。教師二人　生徒數九十五人。

各區人口及農商職業別は左の如し

分別 區別	家屋數	人口數 男數	人口數 女數	農業數	商業數
一區	三、六七九	一二、六三九	七、五九五	五四五	二八五
二區	四、六九七	一七、二六五	一四、五八一	四、五三二	一〇五
三區	四、四〇〇	一六、八五八	一三、二〇〇	三、九五三	三六
四區	五、三三五	二一、六六五	一六、四八八	四、四八〇	三二
五區	五、一六〇	二〇、二八九	一六、五四九	四、六六五	六四
六區	四、二二四	一五、一五四	一二、六九六	四、三〇三	五四
七區	四、八一三	一八、六三七	一五、一二〇	三、九二五	六六
八區	三、八五八	一六、二八五	一二、五四八	五、一八三	三八
九區	二、八六四	一一、九六二	一〇、三二七	三、七六五	六
合計	三九、〇三〇	一五〇、七五四	一一九、二〇四	三五、三五一	六八六

各區職業別表

職業別	一區 性別 男	一區 性別 女	一區 合計	二區 性別 男	二區 性別 女	二區 合計	三區 性別 男	三區 性別 女	三區 合計	四區 性別 男	四區 性別 女	四區 合計	五區 性別 男	五區 性別 女
學	一、三二八	七二四	二、二五二	一、二一九	一六三	一、三八二	二、二一五	一九七	、四一三	三二五	四二	三六七	二、〇四二	一、〇二七
軍	四〇〇		四〇〇											
政	一七六	二〇	一九六	三八		三八	四六		四六	二一		二一	五一	
農	三、一六〇	二、七八一	五、九四一	一〇、三三五	九、〇七九	一九、四一四	一三、四〇八	一二、九二八	二六、三三四	二〇、〇五〇	一六、四三三	三六、四八三	一三、〇二九	一一、四三三
工	一、〇三九	八九八	一、九三七	四六	一二五	一七一	二〇一		二〇一	一〇三	三	一〇六	二七	三
商	五、三八七	一、九四三	七、三三〇	九五	二〇二	二九七	二二七		二二七	一三三		一三三	四八四	二三〇
漁	二		二											
其他	七一九	四〇四	一、一二三	八四	一五	九九	一五三		一五三	三一三		三一三	五〇六	
無業	二二八	八二五	一、〇五三	五、四四八	四、九九七	一〇、四四五	六一〇	一七五	七八五	七三〇	一〇	七四〇	四、一五〇	三、八三七
合計	一二、六三九	七、五九五	二〇、二三四	一七、二六五	一四、五八一	三一、八四六	一六、八五八	一三、三〇〇	三〇、一五八	二一、六六五	一六、四八八	三八、一五三	二〇、二八九	一六、五四九
備考	住城廟			八村			十二村			九村			十四村	

區別	性別											
別	合計	三、〇六九		五一	二四、四六二	四九	七一四		五〇六	七、九八七	三六、八三八	
六區	男	九二四		四二	一〇、八八二	一、二五六	三八〇		五〇三	一、一六四	一三、一五四	九村
	女	六二			八、三七二	一、〇七六	一、〇九二		五六三	一、五三一	一三、六九六	
	合計	九八六		四二	一九、二五七	二、三三二	一、四七二		一、〇六六	二、六九五	二七、八五〇	
七區	男	一、〇四六		一三	一三、六一〇	六五	二四七		二二七	三、三二九	一八、六三七	七五村
	女	一八七			一〇、六八二	七一	二〇三		四七	三、九三〇	一五、一三四	
	合計	一、二三三		一三	二四、二九二	一三六	四五〇		二七四	七、三五九	三三、七五七	
八區	男	六二六	一七	六一	九、七六六	八〇一	九〇〇		一、三四五	二、七六七	一六、二八五	十五村
	女	二〇三			九、二九四	二八	一三		五	三、〇〇六	一二、五四八	
	合計	八三一	一七	六一	一九、〇六〇	八二九	九一五		一、三五〇	五、七七三	二八、八三三	
九區	男	七二二		三〇	一〇、八八三	一〇一	五八		七四	九四	一一、九六二	八村
	女	六〇			一〇、一四八	四二	三三			四二	一〇、三二七	
	合計	七八二		三〇	二一、〇三一	一四一	六三		七四	一三六	二二、二八九	
	男	三、六四九	四一七	四七八	一〇二、二三四	三、六三九	七、九〇一	二	三、九二四	一八、六二〇	一五三、七五四	
	女	二、六六[illegible]		二〇	九一、一二〇	二、二六二	三、七一七		一、〇三四	一八、三五三	一一九、二〇四	
	合計	三、三一四	四一七	四九八	一九六、二七四	五、九〇四	一一、六一八	二	四、九五八	三六、九七三	二六九、九五八	

	日本			朝鮮			佛國			中華國		
	性別 男	性別 女	合計	性別 男	性別 女	合計	性別 男	性別 女	合計	性別 男	性別 女	合計
農				九〇〇	八四八	一、七四八				五一		五一
工				七		七				九六		九六
商	三六	一	三七	八	五	一三				九二		九二
學	一		一	二一	一一	三二				四		四
政	一六		一六	一七	七	二四				六		六
無	五	三八	四三		三一	三一				一〇		一〇
宗							二		二			
合計	五八	三九	九七	九五三	九〇二	一、八五五	二		二	二五九		二五九

西豐縣屬境內主要市鎮名稱及其現住戶口數目表（大同三年一月末日）

地址	市鎮名稱	現住戶口數目 日本 戶	日本 男	日本 女	朝鮮 戶	朝鮮 男	朝鮮 女	滿洲 戶	滿洲 男	滿洲 女
第一區	西豐縣城內	二四	六二	三四	三三	九二	五八	四四一一	一四二八七	九七一七
第三區正東五十里	雙河鎮	二	二		三	一二	一〇	三六七	一六四四	一一〇二
第四區東南七十里	野鷄背	三	四	一	三	六	七	一六六	五七三	五五〇
第五區正南五十里	涼泉鎮	二	二		三	三		一九七	九七六	二九四
第六區正西六十里	郜家店	一	一	一	一	三	三	一三五	三九九	三〇八
第八區東北五十里	平崗鎮	一	一		三	四	一	五〇〇	一五九〇	六〇〇
合計		三三	七二	三六	四六	一二〇	七九	五七七六	一九四六九	一二五七一
備考	查本表地址欄方向里數均係以縣城為標準合併聲明									

第二節　在住朝鮮人現況

一、沿革

朝鮮人の移住は何時頃なるやは確信すべき文獻なきため不明なれども、大正二年春咸世熙外二戸移住したるを以て嚆矢とする。爾來次第に増加し、大正五年鐵嶺領事館掏鹿分館を開館せられたる當時は、居留朝鮮人戸數五十戸、人口二百六十人にして、主に水田開墾に從事したのである。

大正九年に至り鮮農の福利增進の目的を以て、朝鮮總督府と、領事分館との了解のもとに、掏鹿朝鮮人會の設立を見て現在に及びしものである。

二、一般現況

事變當時は東邊道一帶より、避難鮮人多數移住したれども、其の後漸次治安囘復したるを以て原地に歸還した。然れども當縣の事變後匪害なきため、當地に留まる者、又は新移住者增加して(內鮮)、本年六月中旬には戸數四三八戸。人口男一、二六三人、女一、一四四八人計二、四〇七人に及んだ。

在縣鮮農は、凡て小作人にして、生活程度は滿人農民と同樣である。

當縣在鮮人戸數及人口在住地は左表通りである。

在掏鹿朝鮮人戸數及人口表　　(昭和八年六月末現在調査)

三、教育及宗教に關する現況

區別	戸數	大人 男	大人 女	小人 男	小人 女	合計
掬鹿	二三	三三	四九	四三	三〇	一七九
小扣河	三〇	四三	四一	三二	三〇	一四六
譚家爐	二三	四二	四一	三一	三二	一四六
二道溝	一九	二六	二六	二一	一四	八七
高麗墓子	二二	三三	二九	二二	二一	一〇七
冷水泉子	三七	五五	五二	四四	四八	一九九
雙橋子	八二	一一七	一一七	一〇九	八六	四二九
郜家店	三四	七三	三三	三六	四七	二一一
艾辛溝	七九	一四〇	一二九	八三	九一	四四一
松樹村	四六	七〇	三九	四七	四三	二二一
平崗	一六	二八	二三	二六	一七	九四
二溝崗	三	一三	一三	一二	三	四一
越巒廟	二二	三〇	二四	二四	二四	一〇二
總計	四三八	七二九	六三六	三三四	四八八	二、四〇七

（掬鹿領事分館調）

イ、移住者少數にて學校等の設立なく、初め寺小屋式にて、教授をなしたる處もありたれ共、大正九年朝鮮總督府並に、南滿洲鐵道株式會社補助の下に、私立東山學校を創立し、(六學年制)朝鮮同樣の科目を教授し、內地人校長を招聘し今日に及びたるものである。

目下生徒九十三名(寄宿及通學)、教員二名にして尙僻地又は、貧困者は寺小屋式にて教育しつつある狀態である。

ロ、一般鮮農は生活に追はれ、宗教に關しては極めて無關心にして、信仰はない。

四、產業に關する現況

居住者の殆んど全部水田を經營し、畑作としては見るべきものもない。近來滿洲人地主との折合良好にして、漸次發展しつつあると共に、年々改良せられ、目下鮮內地米を產出するに至つた。當縣在住の鮮農は、大部分無資力にして、水田小作を勵み、土地契約は一年―五年にて貸借料は一天地に付き年額上四〇元中三五元下三〇元である。

叢蘭は一般に行はれる方法にして、定法は地味の良否により一定せない。

分益法は內靑、外靑の二種あり。

耕作天地及農家戶數は左の如くである。

耕作天地農家戶數　(大同二年六月中旬調)

地名	戶數	作付天地數	地名	戶數	作付天地數	地名
掏鹿	二三戶	六〇天地	麗家爐	二六戶	一一〇天地	麗家爐
辛崗	三〇戶	一三七天地	二道溝	一六戶	一〇〇天地	二道溝
房木鎭	三二	一〇〇	老虎林子	三二	一六〇	老鹿林子

平岡	二〇	一〇〇	岔溝	二七	一三〇	岔溝
鮮橋子	三七	一九〇	大穴	一二	六〇	大陽
古龍村	三二	一二〇	小柘河	二九	一四〇	小柘河
松泉村	三八	一六〇	高麗墓子	一八	九〇	高麗墓子
部家店	三七	一七〇	二道崗	四	三〇	二道崗
老螢廠	一六	八三				

（掏鹿朝鮮人會調）

水稻一天地の播種量は五支升一支にして、一天地の收穫高は十支石－十五支石である。（支石は斤量は一百五十斤）。品種は天落租（有芒白色にして八月二十日前後に出穗し、九月中旬頃から成熟を見つつあり）光頭（日之出と同樣品種。無芒白皮及赤皮の二種あり兩種共早生に屬し例年八月十五日後出穗九月中旬より成熟す）以上の外麥租、北海、大邱、山頭あれども、極めて小量にして其の品種は當地方には不適當の觀がある。

一般に資力乏しく、小作農を以て終始一貫の現狀である。

五、金融に關する現況

移住者の多くは無一物にして、耕作資金は知人又は滿人地主より融通を仰ぐの外なき狀態なれば、一昨年當縣を十七區に分ち、各區に農務組合を組織し、域內に掏鹿農務組合聯合會（組合員は二七三名）なるものを設立し、次後播種期には奉天東亞勸業株式會社より、農耕資金（利息は日歩三錢、期間は七ケ月位）を借入れ、低利を以て農務組合加入者に買付け農耕に便ならしめて居る。

大同元年貸付高五千七百圓（一人最高貸付高百圓、最低貸付高拾圓にして、利息は日歩六錢、期間は七月より十二月

迄）にして、本年は二千圓貸出の豫定である。

六、衞生に關する現狀

朝鮮總督府より補助を受け、朝鮮人民會囑託醫を設けて、春季には種痘を勵行し、傳染病流行時に於ては、豫防施設をなし、又は朝鮮總督府より衞生材料の交付を受けて、各地區長に分配し、區民の應急處置をなさしめる等。衞生施設は比較的完備すれども、一般鮮農は衞生に關する知識は滿人農民同樣低度のものである。

七、朝鮮人團體に關する現況

當地居住朝鮮人は、一般に低級者にして共產黨又は不逞團體に加入する者なく純然たる農民である。從前は農務組合（金融機關として）、青年會なるものありたれども、何れも解消せられ、現在は掏鹿朝鮮人民會（六百名內外……會員は十六歲より六十歲までの男子にして會費は一圓）と農務組合（金融組合として二七三名）及、農務組合（農民相互の便利を計る爲めの團體）とある位である。

八、朝鮮人と他民族との關係

農務組合を組織して、在縣朝鮮人農民全體を主體とし、日本領事分館主任を監督官とし、滿洲國側の主要人物を顧問とし、特に滿人側との諸般の關係を良好ならしむるを以て滿、鮮人間は凡て圓滑に處理せられつゝある狀況である。

第三節　風　俗

第一項　概　況

縣民一般は概して性質溫和にして、好く農業に從事衣食住も滿洲全體と異る所なし。然れども本縣は丘陵起伏多く、道路粗惡、交通不便、從つて時代文化の輸入も遲く、科學文明と稱さるゝ今日彼等の生活狀態並に文化智識狀態は、他國民に比して大なる距離がある。

滿洲國充實も日一日と完成し帝制實施の今日、縣下到る處に自動車網並に鐵道の敷設されるに到らば、文化は漸次輸入せられ列國に比し遜色を見ざるに到達するであらう。

第二項　種　族

縣内に於ける住民は漢族最も多く、回々族滿族の順にして、往時は多數の蒙古族來縣し、農業に從事し居りしが漸次彼等は滿族と接近し、現今にては兩者殆ど識別し難く、行政上その他すべて一般滿族として取扱ひ居る狀態である。

第三項　衣　食　住

一、衣服

一般に質素にして衣服に何等の模樣なく老若男女殆んど一樣である。住民の衣服は夾襖、袍子、袗子、掛子、馬掛、褌子、衛生衣褪帶子等を用ひ、下流は主に木綿衣（灰色、青藍色）を着し冬期は綿入を纏ひ、上流社會は袧子、褂子、襦子の衣服を冬期は毛皮の附きたる物を用ふ。

帽子は春秋の季に於ては布製庇なきを、夏期は麥藁帽子を冬期は毛皮製を用ひ又は四季共に布製を用ふ。

二、食物

一般民は高粱、粟、メリケン粉を主食とし韮菜、葱、白菜等の一般野菜類及乾魚肉類を副食物とし夏期一日三回冬期

は二回とす。上流民は主食として陸稻、水稻、副食物としては魚肉類及一般野菜を用ふ。

川魚類の漁獲なき爲め關東州、北滿より來る乾魚又は鑵詰を用ふ。一般に脂肪質を好み副食物の如きは主に油類を用ひて調理する。

酒は高粱酒、黄酒、紹興酒、梅桂酒、麥酒なれども一般に高粱酒、黄酒は廉價なるを以て一般に嗜用せらる。

三、住居

家屋は粗製煉瓦及木材を以て構造され、一般に平家にして內部は土間及炕の二部に分ち、土間には椅子、テーブル等を具へ、炕上には花莚、毛布又は「アンペラ」を敷き寢具、衣服箱其の他諸道具を竝べ、冬期は素より夏期に於ても濕氣を防ぐ爲め時々炕を燃く、燃料は高粱稈、薪、石炭を用ふ。

又日常多くは履物(靴)を穿ちて土間に居るを常とし時として炕上に坐することがある。

住宅建築材料の價格は左の如し

品名	材種	材料		價格
		切口	長さ	
梁材	松・杉	一尺	二丈二寸	二〇元
棟材	松・杉・楡	七寸	一丈	四元二角
角材	柞	三寸	一丈五寸　二丈	一元—二元
板材四分	松・杉	七尺五寸	一丈	四元
〃　五分	〃	〃	〃	五元

〃一寸	〃	〃	〃	九元
桁材三寸	楡・柞	七尺	一尺	二元七角

ロ、其他の主なる建築材料價格

品名	數量	價格	備考
煉瓦	一、〇〇〇ケ	四、五〇	黑色の漸洲煉瓦
疋子	一、〇〇〇ケ	〇、三五	內壁及炕築造ニ約五千ケ內外
粘土	一車	〇、四〇	
砂	〃	〇、三〇	一間の築造に五―六車
寸莎塗壁芝	一〇〇斤	〇、七〇	
基礎石	一方	〇、四〇	大小取混ぜ一尺五寸四方の高さ八寸
瓦	一〇〇枚	〇、四五	一間の屋根四千枚內外
葺草	一〇〇ケ	一、一〇	一間の屋根に一千ケ
壁紙天井紙	一疋	〇、二八	一間の壁及天井二四疋　一疋―九十枚

ハ、一間の建築に要する金額は左の如し

瓦　房每間	三百五十元	洋灰瓦房每間	二百二十元
草灰平　房每間	一百元	房每間	八十元

右は大體の標準を示せるものなれば、使用材料の良否により多少の差異あるべきこと勿論である。

第四項　家族關係

本縣人家族關係としては別段特筆する程のものなし。一般滿洲人家族關係と異るところはない。

第五項　娯樂と趣味

智識程度低き彼等として勿論高尚な趣味も娯樂もない。一般お定まりの賭博と芝居(戯)位のものである。

第六項　儀　式

諸祭典、諸儀式は滿洲內一般他縣のそれと大同小異であるからこゝには之れを省くことゝする。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃鄉村制度自治制度

第一項　當縣組織及村名村長名

當縣は九十一村にしてその組織は村長一名、副村長一名、僱員一名村董、五名―七名、監察員一名にして各村民より村公公錢を徵收し、又自衞團は兵餉費として村民に課す。

當縣の駐在官衙は左の如し

官衙名	代表者名	官衙名	代表者名
掏鹿領事分館	齊藤孫治	電話局	姚延椿
稅捐局	高國柱	電報局	朱九光
中央銀行西豐支行	崔馨山	郵政局	文斌
西豐審判分庭	任廷模	水利局	趙英魁
西豐檢察分綸	何思綸	硝磺局	張鴻蔭

當縣の新舊地名は左表の如し

西豐縣各區村鎭及村長姓名一覽表

新	舊
三槐村	三石
如意村	大濟溝
復興村	天德泉
吉祥村	西祿林背
天來村	廟嶺溝
平崗村	平崗
福合村	鹿當叉溝
三合村	老泉眼
福山村	東鐵河
西川村	車道溝
金山村	冷水泉
太平村	太平嶺
新開村	新開嶺
平嶺村	老虎洞溝
東昌村	東岔溝
楡樹村	大楡樹溝
和厚村	六家子
中陽村	東大靑秧
田太村	鴿子窩
神樣村	頭營子
平原村	神樹堡
松樹村	松樹咀子
松泉村	涼水泉子
山合村	西大荒溝
天祐村	大于甸子
福寧村	楊木林子
長柳村	小牛河
高亮村	高麗泉眼
棟梁村	釣魚臺
沙河村	風倒樹川
聯合村	鹿洞子溝
房木村	老龍頭

小河村	拉子溝	釣魚村	大楡樹溝	振興村	賒背	涼泉村	涼水泉子河南
柏楡村	大楡樹溝	福臨村	小翁山	雙河鎭	高麗墓子	和興村	馬圈子
祿房村	草帽子	門戶村	下老虎林子	善文村	集廠子	實妙村	寺廟子
寶來村	牛拉貝子	烏魯村	烏魯嶺	寶興村	城廠溝	和隆村	馬頭嶺子
雙合村	考頭溝	石橋村	雙橋子	高山村	鹿圈子溝	聚成村	大灣子溝
施德村	大碗溝	古龍村	營口窩棚	永安村	砲手營溝	樂圃村	大老婆溝
房身村	房身咀子	泉河村	三合泉	阜豐溝	阜豐溝	德賢村	十八道背
向陽村	南石門子	白石村	白家堡子	中和村	小條背	朝陽村	馬路溝
城廠村	快當文	大營村	大營	雙盛村	大城廠溝	普安村	大石頭溝
雙廟村	雙廟子	更刻村	元寶山	林城村	蛇翅	富民村	寨子溝
馬義村	螞蟻溝	新昌村	腰岔溝	幽雅村	紅鞦鞡草溝	石廟村	石廟子
德興村	石頂山	公合村	公合屯	雙城村	小拉子溝	同臺村	王媽媽寨子
石陽村		營和村	老營廠	平山村		樺樹村	
成平村	金寨溝						

西豐縣各區村鎭及村長姓名一覽表

區別	村	鎭	村長姓名	村	鎭	村長姓名
第二區	泉河村		薰朝臣	古龍村		劉煥清

	大營村	張恭	楡樹村	汪永發
	石橋村	張世清	烏魯村	鄧永生
	平嶺村	張玉春	更刻村	孟昭寬
第三區	棟梁村（雙河鎮）	楊德成	沙河村	孫德福
	高亮村	詹慶春	振興村	亘文閣
	善文村	李繼武	白石村	陳自元
	寶興村	尙子申	聯合村	趙廷秀
	高山村	王仲三	成福村	黃萬邦
	永安村	楊榮坤	林城村	閻景雲
第四區	營和村	夏允甲	樺樹村	劉尊生
	和興村	馮百祥	寶妙村	馮凌雲
	石陽村	馮墨林	平山村	鄭榮芝
	聚成村	高殿一	和隆村（興隆鎮）	李景元
	阜豐村	馬海雲		
第五區	德隆村	張錫亭	房木村（房木鎮）	陳德智
	普安林	李紹宇	富民村	丁德春
	鳳樓村	楊興邦	幽雅村	胡潤堂
	城村	鄧明祥	盛村	于蓬洲
	德賢村	劉彬	保安村	楊化東

	朝陽村	周子岩	樂園村	劉長慶
	涼泉村（涼泉鎮）	孟慶祿	中和村	于國恩
第六區	平原村（頭營鎮）	李上林	山合村	李恩溥
	松樹村	林聚山	榛嘉村	劉青山
	神樹村	常世鐸	田太村	李永惠
	成平村	趙明德	石廟村	于金波
	岡苕村	佟連三		
第七區	福寧村	王君榮	長柳村	吳殿元
	福臨村	霍銘山	甕山村	龐德貴
	安吉村	任德權	西川村	姜德興
	玉書村	劉錫山	門戶村	李永春
	中陽村	高紀周	天祐村	石明文
	東昌村	曲雲海	和厚村	蕩雲麟
	公和村	楊青山	新昌村	姜文昌
	釣魚村	高兆豐		
第八區	施德村	曾昭穆	馬義村	陳萬德
	向陽村	王成貴	房身村	朱海山
	德興村	劉萬國	雙合村	梁宣廷
	雙廟村	任世惠	祿房村	齊春山

第九區	三合村	賀廷相	太平村	姜維倫
	新開村	陸廣裕	保來村	崔聚民
	平崗村（平崗鎮）	高福全	城廠村	高紀峻
	金山村	高旗昌		
	天來村	汪育春	吉祥村	徐國琦
	柏榆村	武興周	福和村	由長青
	小河村	李忠君	如意村	金萬鎰
	三槐村	陳貴麟	復興村	閻寶瑛

當縣紳士姓名表は左表の如し

西豐縣士紳姓名一覽表

姓名	次章	出身及略歷
劉錫侯	漢臣	經商現充商會會長
佟樹三	樹三	經商現充商會副會長
邵廣義	文溥	經商現充農會會長

趙連仲	喜三	曾充縣署科員屠獸場長現充農會副會長
馮佐卿	燮揚	西豐縣立初級師範本科畢業曾充高初教員現充縣立第一小學校校長兼教育會常務幹事
屈克仲	華封	漢教習師範檢定畢業曾充教育會長電話局長教養工廠廠長現充苗圃主任
姚廷椿	壽宸	西豐縣立師範講習科畢業曾充教育會長教養工廠廠長畢業學校校長現充電話局長
陳天元	錫銓	岫岩縣師範學校畢業曾充地方公款主任教育公所董事縣署籌備市政委員現充縣署市政科長
張東閣	東閣	曾充農會副會長現充農商貸款事務所常務理事
關定安	振寰	曾充開豐汽車公司辦事員現充肥田清潔所經理

西豐縣城廂警察署造送公共處所機關戶處數附屬人口數調查表

機關名稱	官銜及主官姓名	附屬人數
西站 教育局	局長 高鳳翰	男九名 女
西站 西豐車站	站長 伊文藻	男一百零三名 女
西站 西站分所	分所長 王雲鵬	男六名
西站 西豐醫院	院長 黃耀坤	男十四名 女三名
西站 警察三中隊第三分隊	分隊長 陳玉德	男二十三名 女
西站 區立第三校	校長 劉耕一	男四名 女

西站	財務分所	主任	杜紹詩	男	二名
東門	稅捐分所	主任	于憲章	男	二名
東南	門縣立第三校	校長	趙文若	男女	八名七名
東	南門分駐所	分所長	高鵬飛	男	四名
南門	縣公署	縣長	谷金聲	男	六十七名
南門	檢察分庭	監督檢察官	何恩綸	男	十六名
南門	縣農會	會長	邵廣義	男	十三名
南門	水利局	局長	趙英奎	男	二名
南門	女師範學校	校長	宋肇殷	男	三名
南門	附屬小學校	校長	劉自然	男	四名
南門	分駐所	所長	蒲化南	男	四名
大西門	警察大隊部	大隊長	李長林	男	一百零五名
西站	稅捐分所	主任	孟繼符	男	三名
東門	分駐所	分所長	金德文	男	四名
東南門	屠獸場	場長	張東閣	男	四名
南門	分駐所	分所長	蒲化南	男	四名
南門	地方分庭	監督推事	任延謨	男	三十五名
南門	看守所	所長	胡永齡	男	十名
南門	電話局	局長	姚廷椿	男	二十五名
南門	師範中學	校長	朱成德	男	二名
南門	圖書館	主任	蒲文珊	男	一名
南門	城廂警察署	署長	傅希林	男	二十八名
南門	苗圃	主任	屈克仲	男	一名
大西門	游民習藝所	所長	曲允中	男	名

大西門警察練習所	趙鳳珊	男	三十三名
大西門分駐所	所長　苑仙圃	男	四名
西北門硝黃局	局長　劉同文	男	五名
西北門分駐所	分所長　朱玉臣	男	四名
西北門區立一校	校長　楊葦蘆	男	六名
小西門縣商會	會長　劉錫侯	男	三十二名
小西門縣立學校	校長　馮佐卿	男	二十名
小西門電報局	局長　朱國卿	男	六名
東北門騎中隊	隊長　劉寶書	男	六十八名
同稅捐分所	主任　蘇春山	男	二名
東門分所	分所長　劉世哲	男	四名
大西門第二女校	張學前	男	一名
西北門稅捐局	局長　高國柱	男	二十五名
西北門郵政局	局長　高元璧	男	十一名
小什字街分所	分所長　徐慶樹	男	四名
小西門分所	分所長　邸潤田	男	四名
小西門民衆教育館	館長　徐寶番	男	七名
小西門西豐支行	行長　姜淑滋	男	九名
小西門道德會	會長　侯輔彥	男	十六名
同稅捐分所	主任　蘇春山	男	四名
同區立二校	校長　王乃玉	男 女	八十八名 三十五名

第四章 財政

本縣財政は左表の通りである

一、西豐縣大同二年度歳入歳出豫算表

奉天省西豐縣歳入預算表

經常部　大同二年度

款	項	預定收入額		確定收入額		摘要
畝捐		二四一、五二八	三五	二二四、一八六	九四	
	畝捐	二二九、八二八	三五	二一八、三三六	九四	
	特殊畝捐	一一、七〇〇	〇〇	五、八五〇	〇〇	
學產及地皮租		八、三八〇	〇〇	六、二〇四	〇〇	
	學田租	五、〇〇〇	〇〇	三、五〇〇	〇〇	
	學產租	一、四〇〇	〇〇	一、一二〇	〇〇	
	地皮租	三六〇	〇〇	二八八	〇〇	
	公產租	一、六二〇	〇〇	一、二九六	〇〇	
剪捐		四、二三〇	〇〇	三、三八四	〇〇	
	剪捐	四、二三〇	〇〇	三、三八四	〇〇	

馬路捐		二五八	二五	二五八	二五
	過路執照捐	二五八	二五	二五八	二五
營業商捐		四二、七二一	四三	四一、一二一	四三
	商捐	一六、〇〇〇	〇〇	一四、四〇〇	〇〇
	糧捐	二六、七二一	四三	二六、七二一	四三
車捐		五五、七〇〇	〇〇	五五、五二〇	〇〇
	車牌捐	五四、八〇〇	〇〇	五四、八〇〇	〇〇
	人力車捐	二〇〇	〇〇	一六〇	〇〇
	轎車捐	二〇〇	〇〇	一六〇	〇〇
	皮棚馬車捐	五〇〇	〇〇	四〇〇	〇〇
屠宰捐		八、七九〇	〇〇	八、七八〇	九六
	屠宰捐	四、六〇四	六六	四、六〇四	六六
	肉捐	三、九一一	三〇	三、九一一	三〇
	獸血費	二七五	〇〇	二七五	〇〇
妓捐		二、四〇〇	〇〇	二、一六〇	〇〇
	妓捐	一、二〇〇	〇〇	一、〇六〇	〇〇
	遊客捐	一、二〇〇	〇〇	一、〇八〇	〇〇
公費		七二〇	〇〇	五七六	〇〇
	醫院掛號費	七二〇	〇〇	五七六	〇〇

雜捐		三二、〇一二	〇〇	二五、七一五	〇〇
	婚書費	一、五三〇	〇〇	一、二四四	四〇
	祝典經費	四四〇	〇〇	四四〇	〇〇
	學費	三〇、〇四二	〇〇	二四、〇三三	六〇
陳欠		一八、一六二	一八	二、九七四	五二
	陳欠畝捐	一七、三一六	一八	二、八八九	九二
	陳欠剪課	八四六	〇〇	八四	六〇
雜收入		一、二〇〇	〇〇	九六〇	〇〇
	貧民習藝所收入	一、二〇〇	〇〇	九六〇	〇〇
罰款		一、一二〇	〇〇	九九六	〇〇
	雜捐罰款	一二〇	〇〇	九六	〇〇
	違警罰款	三〇〇	〇〇	二七〇	〇〇
	行政罰款	五〇〇	〇〇	四五〇	〇〇
	清鄉罰款	二〇〇	〇〇	一八〇	〇〇
提成		三、〇四〇	〇〇	二、八四六	〇〇
	田賦提成	二、二〇〇	〇〇	二、〇九〇	〇〇
	契稅提成	八四〇	〇〇	七五六	〇〇
國庫補助費		一二、〇〇〇	〇〇	一二、〇〇〇	〇〇
	國庫補助金	一二、〇〇〇	〇〇	一二、〇〇〇	〇〇

計	四三二、二六三	一七	三八七、八九六	一〇

西豐縣歲出豫算表

經常部　大同二年度

科目 款	科目 項	科目 目	金額		摘要
公署費（股長以上）			二八、〇八〇	〇〇	（一二、〇〇〇國庫負擔）
	俸給		二〇、〇四〇	〇〇	
		俸給	二〇、〇四〇	〇〇	
	事務費		八、〇四〇	〇〇	
		事務費	八、〇四〇	〇〇	
公署費（縣吏員）			三五三、九一六	一〇	
	俸給		二四、八六三	〇〇	
		俸給	二四、八六三	〇〇	總務內務警務教育各局之股員僱人五七人月各支三六、三五
	事務費		三三、七八六	〇〇	
		物品費	一、六五三	〇〇	
		消耗品費	二、八九三	〇〇	
		通信運搬費	五七九	〇〇	

	旅費	一、二四〇	〇〇	
	差役工資	一、六八〇	〇〇	一四人月各支一〇
	接待費	四一三	〇〇	
	雜費	一、四八八	〇〇	
	房租	二、〇三二	〇〇	
	衛生費（病院）	一四、八一六	〇〇	
	屠獸場費	八八八	〇〇	
	財務費	五、一二五	〇〇	
	解雇手當	九八一	〇〇	新豫算施行に伴ふ整理人員解雇手當二七人月額各支三六、三五
警察費		一三四、九六〇	〇〇	
	俸給	一〇一、三四五	〇〇	大隊長以下八一五人一人平均月額一〇、三六
	差役工資	三、一五五	〇〇	
	辦公費	五、〇五一	〇〇	
	雜費	六、一八八	〇〇	
	服裝費	一四、五九八	〇〇	
	子彈費	三、〇〇〇	〇〇	
	撫恤費	九〇〇	〇〇	
	解雇手當	七二五	〇〇	新豫算施行に伴ふ整理人員七〇人解雇手當一箇月分の一人當一〇、三三
教育費		一八九、二四四	〇〇	

款	項	金額		備考
公署費		五、七○○	○○	

臨時部

款	項	金額		備考
	俸給	三五、四○四	○○	
	給料	四八○	○○	
	差役工資	一、四四○	○○	
	辦公費	二七、二九六	○○	
	留學費	一、○○○	○○	
	雜費	一○、九二四	○○	貧民習藝所七、一八四貧民養老所、三五八民衆教育及圖書館二、五六二
	補助金	一、七○○	○○	
	年功加俸	一、○○○	○○	
勸業費		二、七四一	○○	
	辦公費	二、五七五	○○	
	公園費	一六八	○○	
積立金		一八、三二二	一○	
	積立金	一八、三二二	一○	
豫備費		一○、○○○	○○	
	豫備費	一○、○○○	○○	
計		三八一、九九六	一○	

(地方費) 修繕費		四、五〇〇 〇〇
	修理費	四、五〇〇 〇〇
印刷費		一、二〇〇 〇〇
	縣誌	一、二〇〇 〇〇
計		五、七〇〇 〇〇
臨經部合計		三八七、六九六 一〇

二、當縣税率表は左表の如くである

西豐縣公署財務局征收各種捐款一覽表

捐目	捐率	征收方法	征收時期	備考
畝捐	上則每畝現洋一角四分六厘中則每畝現洋一角四分下則每畝現洋一角三分四厘山荒每畝一角一分二厘沙減每畝六分七厘	按年隨糧併征	由十一月一日開征起至翌年四月底閉征止	
營權捐	甲等十二元乙等十元丙等八元丁等六元戊等四元己等二元庚等一元辛等四角	直接回商戶征收	每月一日起至月底輸納	
屠宰捐	牛每頭一元五角猪每口一元羊每隻三角	縣城由屠獸場同屠商征收外區或由分所或警務分局征收	隨時同屠商征收	
肉捐	牛每頭一元五角猪每口一元羊每隻二角	同	同	
糧捐	每斗五厘	縣城直接同售糧農民征收外區或歸分所分局征收	隨時堵征	

剪捐	不分等則每把一元	直接向民戶征收	由四月一日開征起至九月底止	
剪課	不分等則每把八角	同	同	
妓捐	一等三元二等二元三等一元	按月直接向妓女征收	每月由一日起至月底止	
遊客捐	同	同	同	
人力車捐	每輛月收現洋五角	按月直接向拉夫征收	同	
馬車捐	每輛月收現洋一元	同	同	
婚書費	每張現洋一元	由縣公署督飭各分局經售	按月呈由縣公署令發	
車牌捐	四套以上每片現洋八元三套以上五元二套以上三元不及一套一元	由各分局訂放解交財務局	每年九月一日訂放至翌年八月底止	
過路執照	四套二元三元三套一元二角五分二套七角五分一套二角五分	同	同	
學田租		投票包租	每年新糧登場繳納	
學房租	每間年收現洋四元	由教育局征收解交財務局	每年二八月解交財局	
繭場畝捐	每畝收現洋一分五厘	按年隨畝捐照山頂地征收	由十一月一日開征起至翌年四月底閉征止	

轎車捐	每輛月收現洋一元	按月直接向拉夫征收	每月由一日起至月底止

三、稅捐局收入表は左表の如くである。

西豐稅捐局大同元年三月一日起至大同二年二月底　比額數實收數表

稅目	比額數	實收數	附記
出產稅	一九、九三〇元	二一、六二九、四七〇元	
豆稅	二二、五九〇	六〇、四七六、〇八〇	
油糧稅	一、六九〇	七八七、五六〇	
繭絲稅	七、九八〇	一二、一二〇、五五〇	
菸稅	一、三八〇	二、〇八三、四九〇	
酒稅	八、二〇〇	一三、六五二、三八〇	
菸酒公賣費	六、六一〇	八、六六二、一六〇	
酒特稅	四二二	一二四、二〇〇	
礦稅		六三二、六七〇	
合計	六八、八〇二	一二〇、一六八、五六〇	

査以上各稅係列於預算比額內者

税目	實收數
牲畜税	七、〇七四、一一〇元
營業税	二三、三六八、四九〇
牙紀税	一六二、〇〇〇
菸酒牌照税	二、二〇七、五〇〇
合計	三二、八一二、一〇〇
説明	以上四項未列預算比額以内係於大同元年十月一日起由地方撥歸本局征收至二年二月底各税共收之數合併説明

水利局收入表は左の如くである。

	豫算額	實收入額
水利税	八五一六元四角	五三〇元

税率は水田一畝に付き五角

イ、農業に關する税捐

收税に關しては其の種類多岐多様なるを以て、今農業に關する税捐率を示せば左の通りである。

縣の取扱に係る主なる諸税

田賦　日本の地租にして地味の良否により税率同じからず。

上則地　一畝に付き　七錢
中則地　同　五錢
山則地　同　四錢
下則地　同　三錢
沙則地　同　一錢五厘

附收經費　地租徴收手數料にして各地租の十分の一を徴收する。

畝捐　土地所有者に賦課するものである

上則地　一畝に付き　一角四分六厘
中則地　同　一角四分
山則地　同　一角一分二厘
下則地　同　一角三分四厘
沙則地　同　六分七厘

ロ、買契稅……謄本の登記手數料

買地　買價百元に付き六元を買主より徴收す。
典地　典價百元に付き四元を典主より徴收す。

ハ、戸管……證書下付手數料にして證書一枚に付き手數料二元とす。

ニ、典稅執照……典稅の證明書にして下附手數料として一枚に付一元を徵收す。

ホ、典買官契紙……買地、典地の買賣の證明書用紙にして一枚に付き一元とす

ヘ、營業捐……商家に課する稅にして資本及び營業狀況に應じて八等級に分つ

甲等	毎月十二元	乙等	毎月十元
丙等	同　八元	丁等	同　六元
戊等	同　四元	己等	同　二元
庚等	同　一元	辛等	同　四角

ト、車捐……車牌捐……四頭以上は一車輛に付き八元、三頭以上は一車輛に付五元、二頭以上は一車輛に付き三元、一頭の車輛に付き一元

過路車捐執照　奉天省外に車籍を有する車輛が、奉天省内を通過する時四頭の一車輛は二元、三頭の車輛は一元二角五分を賦課し納付後一年間を有効とする。

チ、糧捐……穀物賣買の際に一斗に付き五厘を賣主より納付する。

リ、妓捐……藝娼妓に課する稅にして等級により差異がある。

一等	毎月一人に付	三元
二等	同	二元

三等　　同　　一元

ヌ、遊客捐……妓捐と同一にして藝娼妓に課し左の三等級に分つ。

一等　　毎月一人に付　　三元

二等　　同　　二元

三等　　同　　一元

ル、戲捐……劇場に課する税にして、開演一日に付二元を徵收する。

ヲ、屠宰捐……屠宰手數料として牛一頭に付二元五角、豚一頭に付一元、羊一頭に付三角を徵收する。

ワ、典禮費……典禮の費用にして屠宰牧畜に加附しあるものである。牛一頭に付二角、豚一頭に付一角。羊一頭に付五分を屠宰料と共に徵收する。

カ、獸血費……前記と同様に屠宰料と共に徵收す。一頭に付き一角五分

ヨ、肉捐……屠宰牧畜の肉を販賣時に徵收するものにして、牛一頭に付一元五角、豚一頭に付一元、羊一頭に付き二角

タ、課税……柞繭生産高六千個の土地を一割とし、一割毎に八角を徵收す。

レ、剪捐……剪課税の附加税にして一割より一元を徵收す。

ソ、繭場畝捐……柞樹林の荒地の地租にして、一畝に付年六分七厘を徵税す。

水利局の取扱に係るもの

ツ、水利税……水田一畝に付き五角を徵收す。

ネ、税捐局の取扱に係る諸税

税捐局は日本に於ける税務署に類似するものである。

ナ、出產貨税……地方產物を縣外に輸出する税である。從價の百分の一、五を課す。

ラ、菸酒税……酒、煙草に課せらるゝ税にして從價の百分の十一を課す。

ム、菸酒公賣費——從價の百分の六を徵收す。

ウ、牧畜税……家畜税にして賣買毎に賦課し、買主より徵收す。牛、馬、騾は百分の六、豚、羊、は百分の三。

ヰ、繭税……繭に賦課する税にして從價の百分の二・二五を課する。

其の他左の諸税がある。

雜粮税	千分の五	佃粮税	百分の一
豆税	百分の二・五	油粮税	百分の二・五
礦税	百分の五・五	牙恰税	每年十二元
營業税	千分の六	印子税	一頭に付一角
菸酒片税			

各村の取扱に係る諸税

村公公錢　日本の村税に當るもので比率は一定せない。

兵餉税　警備費用にして各村に於て徵收使用し税率一定せない。

契稅

契稅　賣契稅及典契稅の二種を包含し、前者は不動産賣買契約に課する稅金にして、後者は不動産質入契約に課する稅金である。其の稅率は左の如し。

賣契稅……賣買價格の六分

典契稅……質入價格の四分

契紙費　賣典、契約者は當該官署より契紙を請領せざるべからず契約費は一枚一元とす。

戸管　戸管は賣契稅納付濟證明書であつて、契稅を納付後、當該官署より所有者の姓名、不動産の數目等を記入したる。戸管原契約書と共に下附する。戸管下附の爲め證明書一通に付き二元を徵收す。

典契執照、典契執照は典契稅納付濟證明書であつて、證書一通に付き一元を徵收す。

不動産登記費

上記契稅は登記費と混同せざるを要し、契稅は一種の登錄稅なれども、徵收を主なる目的となし、各種權利移轉の證明を爲すに不充分である。

い、贈與又は無償にて、所有權を取得したるものは千分の六十、公益團體にて取得したるときは千分の二十。

ろ、時効により所有權を取得したるものは千分の四十。

は、相續は千分の十二なれど相續者なきときは千分の三十。

に、前三項の外は千分の十。

ほ、分割によるものは千分の六。
へ、契約により永小作權又は地上權を取得したるものは千分の十。
と、抵當により抵當權を取得したるものは千分の五。
ち、賃貸によりて賃貸權を取得したるものは地上權を得たるものは千分の二。
り、所有權登記本條例施行前は不動産價格の千分の四。
ぬ、所有權以外の登記は、本條例施行前は千分の二（十一年九月一日施行）
る、所有權變更又は制限處分の登記は、千分の四。
を、所有權以外の權利變更、又は制限處分の登記は千分の二。
わ、不動産權利の消滅の登記は、千分の二。
か、暫時登記、更正登記、回復登記は一件につき八十錢。
よ、預告、登記人變更の登記、登記消滅の登記は一件につき四十錢。
た、登記手數料は八十錢。
れ、登記應用紙は一枚五錢。
そ、登記簿謄本は百字に付き四十錢。
つ、登記簿閲覽手數料は八十錢。

第五章　警察治安

第一節　警察組織、警察官吏

當縣警務局は、行政警察三一二名及び警察隊六三八名を合し九四〇名にして、何れも思想穩健なるも、警察的能力に乏しく、熱心に各任務を遂行しをり、指導官は行政警察の要素及び軍隊的訓練を加味し、將來の向上を圖りつつある。

一、當縣は九區に分ち、行政警察は各區に一分局を置き、行政警察本來の機能を發揮し、其の總數は三一二である。

給與は左の如し

課長　七〇元、課員　四五元、督察員　五〇元、分局長　六〇元、外務局員三〇元、內勤局員二七元、衞生隊長二三元、分所長二二元、僱員二〇元、戶籍員二〇元、一等警一二元、二等警一一元、三等警一〇元

素質は當縣警察員の採用に就ては分局長、分隊長以上の推薦人一、保證人一を要し實行したるを以て、背反者なく給與も完全に支給すると共に戰死、傷災難等に於ても確實なる救護法の設けあるを以て、各任務遂行に忠實である。

二、警察大隊は、その總數六三八名にして、專ら匪賊の討伐に從ひ、平時には行政警察の補助として活動す。

給與は左の如くである。

大隊副官　六〇元、中隊長　六〇元、分隊長　三二元、班長　二一元、一等警　一一元、二等警　一〇元

三、自衞團は各村に設け、其の數一、一二名にして、警察大隊及行政警察と共力して、村內及縣內の治安維持に任じ成

績可良である。
民國十八年五月に組織し、經費は各區各村の負擔としてゐる。
給與は左の如し
總隊長六〇元、分隊長二四元―十八元、班長十四元、團丁九元、馬費六元
四、民國は城内農民より組織し、經費は農務會より支出、その數は五一名にして、專ら城内治安維持に對し警察大隊と共力す。
五、商團は經費商務會の負擔にして、その數一〇〇名民國と同じく、城内の治安に努力し消防隊を兼務してゐる。
消防隊の組織は隊長二名、班長八名、消防隊員は九十名にして、一隊は商務會内に、一隊は城西門外西豐站附近に駐在し、月經費は一千二百元である。
器具は噴水車一輛、輕便銅噴水筒二具、劈斧五把、大鋸二條、火鈎子十三把である。
尙縣下各處に百十數洋炮臺を築き、晝夜警戒に任じてゐる。

當縣内警察事故は左の如くである。（大同元年六月―十二月）

	盜案	火災	緝獲強盜偸竊財物	救護人數	豫審刑事犯	檢擧檢失物	違警犯	自殺
六月	十件	一件	二件	三件五名	五三名		四四名	―
七月	八	―	三	一件二名	五四	―	三九	三名
八月	一三	二	一	―	七四	―	四三	―
九月	三	一	一	―	五二	―	二九	―

十月	二	｜	二	｜	五八	｜	一五	｜
十一月	｜	｜	｜	｜	五八	一件	八四	二名
十二月	六	｜	一	｜	六二	｜	一〇四	｜
合計	四二	四	一〇	四件七名	四一一	一件	三四八	五名

警察大隊、行政警察、自衛團、民團、商團の編成及配置、兵器數は左表の如し。

行政警察

區分（村名）	人員	馬匹	局長名	長銃數 種類	挺數	彈數
警務局（城內）	四九	無	閻魁文	七九槍	二六	二四六〇
				三十年式槍	八	一七二七
				湖北造槍	一四	
				俄國步槍	一三	五〇〇
第一分局（城內）	七九	同	傅希林	七九槍	三三	四二六三
				三十年式槍	三二	五五四六
				湖北造槍	二四	
				俄國步槍	四	七八〇

第二分局（石橋村）	二三	同	沙鐘鈞	七九槍 三十年式槍	二 一三	八〇 九六五
第三分局（雙河鎮）	二三	同	劉彭緒	七九槍 三十年式槍	四 一三	八九七 一〇一四
第四分局（野鷄背）	二三	同	王錫臣	七九步槍 三十年式槍	二 一六	一〇五 一七四五
第五分局（涼泉鎮）	二三	同	汪子元	七九步槍 三十年式步槍	六 一〇	八六三 三九七
第六分局（鄧家店）	二三	同	秦士魁	七九步槍 三十年式槍	一三 二	一〇〇九 三二八
第七分局（大慶陽）	二三	同	顧士元	七九步槍 三十年式槍	一一 二	一一三九 二〇一
第八分局（平崗鎮）	二三	同	孫成哲	七九步槍 三十年式槍	一七 三	二三七六 二四二
第九分局（東大溝）	二三	同	程世綿	七九步槍	一五	一六八九

合計	三一二		合計局長一 分局長九		二八四	二八、三二六

警察大隊

區分（配置）	人員	馬匹	隊長名	長銃數 種類	長銃數 挺數	長銃數 彈數
大隊部（城內）	一九		李長林			
特別中隊 迫擊砲隊（城內）	一一四	八	邱瑞章	三十年式槍	四	二二四二
				七九式槍	四	四八一三
				湖北造槍	一九	
				俄連珠槍	一〇	二一一
				迫擊槍	四門	二七〇
騎兵中隊（城內）	八五	五	劉寶書	三八式槍	四九	二一七七
				捷克式槍	三	
				一三式槍	五	
				七九槍	六	四九三
				七米里改造槍	四	
				三十年式槍	三	五一二〇
				湖北造槍	一	

步兵第一中隊（沙河村）	一〇五		張惠普	三十年式槍	一八	二七九一
				七九槍	二六	八五三四
				湖北造槍	五〇	
				俄連珠槍	九	六八五
步兵第二中隊（一個分隊脊和村 一個分隊平山村）	一〇五		蔣振	三十年式槍	七	八八一
				七九槍	二二	五四四九
				湖北造槍	三二	
				俄連珠槍	二三	一三一一
				韓麟春式槍	一	
步兵第三中隊（門戶村）	一〇五		孟級三	三十年式槍	一八	三八五一
				七九槍	二四	二九二六
				湖北造槍	五〇	
				翻子槍	一	三四
步兵第四中隊（柏榆村）	一〇五		佟國才	三十年式槍	一四	一八二五
				七九槍	二三	六四一九
				湖北造槍	五〇	
				俄連珠槍	一六	

合計	六三八	一三	計 大隊長一 中隊長六	迫擊砲	五〇二 四	四九七六二 砲彈

備考　特別中隊は舊名迫擊砲中隊に機關銃班を編入し、更に小銃一分隊を増加す。

自衛團

區分（配置）	人員	馬匹	氏名	長銃數 種類	挺數	彈數	駐屯地
自衛團總隊（城内）	一一八		總隊長陳文閣	七九槍	五三	八五〇	第一、第二、第四分隊縣城
				俄槍	三五	二五〇	第三分隊松泉村
				日槍	三一	三二三	
第二區	一二六	三〇	團董張純一	七九槍	四五	二二五〇	第一分隊泉河村
				俄槍	四六	二三〇〇	第二分隊烏魯村
				日槍	二九	一四三〇	第三分隊榆樹村
							第四分隊石橋村
第三區	一三六	三〇	團董陳希享	七九槍	四三	一二九〇	第一分隊高亮村
				日槍	四四	一三二〇	第二分隊雙河鎮
				俄槍	三三	九九〇	第三分隊和興村
							第四分隊樺樹村

第四區	一二六	三〇	團董李成林	日槍	三三	一六二〇	第一分隊老營廠
				七九槍	四四	二二〇〇	第二分隊野鷄背
				俄槍	四七	一四〇〇	第三分隊實妙村
							第四分隊老營廠
第五區	一二六	三〇	團董楊世昌	日槍	二七	五四〇	第一分隊普安村
				七九槍	四六	一三八〇	第二分隊富民村
				俄槍	四七	一四〇〇	第三分隊達士村
							第四分隊房木村
第六區	一二六	三〇	團董李上林	日槍	三三	一三〇〇	第一分隊松泉村
				七九槍	四四	一七〇〇	第二分隊松樹村
				俄槍	四三	八六〇	第三分隊平原村
							第四分隊成平村
第七區	一二六	三〇	團董石明文	日槍	二七	八〇〇	第一分隊西川村
				俄槍	四七	九四〇	第二分隊新昌村
				七九槍	四四	一三二〇	第三分隊天枯村
							第四分隊東昌村
				日槍	二四	九〇〇	第一分隊祿房村

				種類	挺數	彈數	
第八區	一二六	三〇	團董齊春山	七九槍	四八	一四〇〇	第二分隊雙廟村
				俄槍	四八	一四〇〇	第三分隊房身村
							第四分隊城廠村
第九區	一二六	三〇	團董沙元崑	日槍	二八	八四〇	第一分隊天來村
				俄槍	四八	一四四〇	第二分隊如意村
				七九槍	四四	一三二〇	第三分隊小河村
							第四分隊天來村
合計	一一二六	二四〇	計 總隊長一 團董八		一〇八五	三三八四五	

民國商團

團別	人員	隊長名	長銃數 種類	挺數	彈數
民團（城内）	五一	趙玉珠	日槍	三	一五〇
			七九槍	一五	七五〇
			俄槍	二一	一〇五〇
			單響毛斯槍	二	四〇
			十響毛新槍	二	四〇
			匣槍	二	一〇〇
			八音槍	一	五

合計				四六	二一三五
商園（城內）	一〇〇	呂萬山	三十年式槍	一三	六五〇
			七九槍	一七	一〇二〇
			俄槍	一五	三〇〇
			二十二年式槍	一	二〇
			七米里槍	一	一六
			手提式槍	一	三〇
			拾槍	三四	火藥一〇二斤
			技術・槍	二	三〇
			唯心砲	二	一〇〇
			匣槍	三	九〇
合計				八九	二、二五六（火藥一〇二斤）

附記　逆產に關する件

當縣にて既に申請認可となりたる張學森の所有地畑六八〇三畝山地九三五畝は委任管理權を附與せられたるに付きその利用方につき適當なる方法を計るべく目下考思中である。

第二節　治安

事變後に於ける縣下治安狀況の概說

本縣の位置は吉林省の伊通に接し、東は東豐南は海龍淸原、開原の各縣に圍まる、一帶に森林多くして、平地少なく元來匪賊出沒の地區である。

特に滿洲事變勃發するや、東豐及淸原及伊通の各縣に、土匪猖獗を極め、之等匪賊は頻りに縣內に侵入、擾亂を企てんとする形勢常にして、危機に頻したることも數回に及べり、此事變以來に當り特に住民を督勵し武器を購入せしめ、自警團の增員を計り、而して警備機關の充實を計る一方縣境、其他防禦設備を强制的に構築せしむる等、治安維持の必要の前には積極的に、凡ゆる手段を傾盡したるところにして、一昨年全滿各地が、殆ど總て匪賊の跳梁に侵されたる際、本縣が克く斷呼匪團を擊退して、縣下の治安を維持し、匪賊間に西豐縣の名を恐れしむるに至りたるもの卽ち此の努力警備の賜である。

ここに少しく具體的に述ぶれば次の如くである。

一、通信網の施設

當縣の通信網は以前警察防備のみなりしが、地方情報の蒐集に不便尠なからざる爲、民國十九年秋電話機關の增設を計るべく縣下八區に各電話分局を設け、各村並に其他行政警察は勿論、警察隊本部、中隊分隊にも合計百三十六機を設備し、警戒網を構成した。

之が爲め情報の遺憾なきを期し、警備團體の行動を迅速ならしめたのであるが、一半の恩惠は、此の縣內通信網に負ふと云ふも過言ではない。

二、官警

縣公署警務局關係には、行政警察及警察大隊あり、行政警察は城内に第一分局、及九ケの分所を置き、縣下八區に各分局（分局には二分所を有す）を置く。警察隊は大隊部騎兵一ケ中隊、歩兵四ケ中隊、迫撃砲一ケ中隊より編成せられ其數事變當時は警察隊五八九名、行政警察三一二名、其後逐次整備せられ現在では警察隊四六三名、行政警察三二五名計七八八名となつてゐる。而して警察隊は一部を縣城に、主力は情況に應じ縣境の要點に配置し、縣境警備を嚴にすると同時に、徹底的掃匪に任じつゝある。

三、自衛團

事變直後自衛團は民團八三名、商團一三三名、臨時警務隊八三名、臨時自衛團總隊一二四名計四二三名を縣城に、其他城外八ケ區の各區に平均一二四名（編成は四隊に分れ内一隊は馬隊である）

合計九九二名を有し、各區要點の警備、並に討伐に任じた。尚此の外縣下には、五、六千近くの散在丁（各村の自衛團の一にして無給である。武器は殆ど洋砲を所持する）あり、以上警備團體は縣防に任じてゐたが、其後財政の打撃と逐次治安の確立に伴ひ、臨設團體を解散すると同時に、其他整備せられ現今に於ては城内に商團八一名、民團四一名、城外八區の各區に自衛團一〇一名、（四隊に分れ一隊は馬隊である）合計九三〇名を以て警察に協力して縣治安を遺憾なからしめたのである。

四、防禦設備

縣城周圍に高さ一米半の、強固なる石墻を修築し、銃眼を穿ち、土嚢を置き、萬一に備へ、背後の山嶺には塹壕を掘

開し、日夜城内自衞團を以て警戒せしめて居る。縣境要點には殆ど塹壕を構築し、當縣下山上に約百數十の洋砲臺を構築し、晝夜自衞團、或は散在丁を配置し、警戒を嚴にし、匪賊の來襲に備へてゐる。

五、住民に通達し武器を購入せしむ

四圍匪賊跳梁の折治安を確保するがためには、銃器の必要上縣は住民に通達し、銃器彈藥を購入せしめた。之がため住民の所持する銃器は新舊合せ長銃二、五六二挺拳銃一、二二一挺洋砲一、七二六一挺に達してゐる。而して此等銃器は、皆自衞團或は散在丁に於て、有効に利用せられたるものである。

六、淸鄕委員會の活動(大同二年二月六日設置)

1　取保

苦戰の危險に陷るや部下そのものより、寢返り、若しくは逃亡等の爲めに、慘憺たる敗亡を來せるは幾多事變の敎示するところである。此の内部的崩壞を防止する爲め、本縣にありては、警兵は官民何れを問はず、一兵につき二家の確實なる保證人を要することゝし、而して調査員を派遣して嚴重なる取調、及監視をなし、兵變通敵を防止する。

2　戸口調査並に連座法

警備と戸口調査とは密接なる關係あり、戸口調査を行はざれば制限ある警備を以て、凡ゆる匪徒の侵入、匪賊の蜂起は防止し得ることが出來ない。戸口調査は從來の警務分局が擔當してゐたが、範圍、及大事情蒙昧にして、完全を期し得難いので、各村分所に、戸口調査員を特に設け、精密調査を行はしめてゐる。卽ち村責任制をとり、村

長をして戸口移動狀況を分局に報告せしめ、之が徹底を計り來れるが、此の結果は戸口調査法確立の著に至りたると同時、互保連座法をこれによつて、益々强化せられたのである。

3　旅行者檢査

昨年六月より縣内に、匪徒遊民を流入せしめない爲め、　特に之が調査を嚴重にしてゐる。

4　高植物禁止

鐵道及び重要道路沿線に、高植物栽培を禁止すべくも、本縣にありては山嶽重疊し、一般重要道路沿線を禁止することは、農民の打撃大なるを以て、最少限度に止め、最も重要にして交通の動脈とも稱すべき開豊鐵路沿線のみ二百米を禁止してゐる。

5　彈丸保持委員會

自衞團の彈丸は自給せなければならぬ、然も經費困難なる各區自衞團に委ては、緊急に應ずべき彈丸の準備、貯蓄は困難なるのみならず、匪賊に供給する虞れあり、かゝる見地より縣城に清鄕委員より成る彈丸保持委員會ありて、縣費の融通を受けて、子彈を購入保管し、各區自衞團の所要に應じて供給することにしてゐる。

6　貧民遊民習藝所

大同二年五月中旬より復活せられたるものにして、遊民を取締りて、匪源を絶つの計畫である。以來相當の收容を有し、效果を收めつゝあるところにして本施設は機宜に適したるものと云ふべきである。

7　地方團體の巡閲

大同二年五月中、縣長、參事官、指導官に於て終了した。地方警察隊、自衞團（散在丁、常駐丁）を悉く檢閲して（警備工作）武器兵能を檢査、並教練、及射擊、訓授等を行ひ警備力の向上を計つたのである。

七、救恤

本縣に於ける一般警團の給與は、月八元―十元の少額である。かゝる薄給に甘んじつゝ生命の危險に從事するもの、有事の際如何なる保護を與へむとするか、此の法を得ると得ざるとは士氣に及すところ大である。

1　西豐縣立病院

年額一萬四千餘圓を以て經營せらるゝ、縣立施療病院ありて、無料診察投藥をなす。警團公傷を受けたるときは、西豐病院に入院せしめて、一切無料で治療せしめる。西豐病院にて不可能なる場合は滿鐵病院にも送る用意を有する。

2　遺族慰藉

警團公死の場合は恤金を以て（金額大なるときは募集す）救恤す。一般隊兵は五百元とし、他は官級功勞に依りて定む。

3　慰靈祭も盛大に執行せられたものである。

八、治安維持會の活動

1　警備機關の指揮統制

縣内には官警察以外に、各種自衞團がある。然も之が命令系統の判然たらざるものありて、警備能力發揮上遺憾の

點あるを以て、左記に依ることゝした。區を以て警備單位とし、警察署長を以て、區に於ける警備責任者となす。警察署長の下に自衛團長、薫及村長ありて夫々常駐丁及散在丁を指揮するものである。城内にありては特に、警務局長を以て指揮者となす。

2　連坐法勵行に關する件

連坐の組合せは略ぼ實情に適すべく實施せられあるも、更に村長を以て責任を負はしめ、確實なる實施をなさしむることゝしてゐる。

3　銃器取締に關する件

民間銃器の取締に關しては、上司の訓令もあり、此際徹底的に調査登錄し、通匪の患を除去する爲め銃器取締法に照し、各區警察署長をして之が實施を嚴重ならしめてゐる。

4　連縣電話架設の件

東豐、清源との警備電話なく、且又開原縣、新邊附近との電話不能のため、警備上の支障尠からず極力之が設置に努められたる結果、既に之が完備を見るに至つた。

5　道路修繕に關する件

剿匪上最も必要なる事項の一は、道路交通の便にあるを以て極力之が改修に努め、現在に於ては主要五道路は自動車の通交可能、尙其他警備用道路も、逐次面目を改むるに至つた。

6　功勞者に對する表彰具體案決定の件

治安維持の確保には其の關係者の信賞必罰を明らかにすること肝要であるから、功勞者表彰規定を設け之を施行してゐる。

7　戸口牌勵行に關する件

連坐法の施行及戸口調査の徹底を期する爲め、各戸門頭に居住者戸口牌を貼符することゝせるが、大同二年九月十日を以て之が完備を見たのである。

8　連坐法制定に關する件

連坐法は既に實施しつゝあるも、其の組織は尙不充分なるを以て、改めて互保連坐法の辦法を制定し、大同二年八月より實施してゐる。

9　宣撫小委員會の制定及之が實施に關する件

西豐縣宣撫小委員會は、中央宣撫小委員會の趣旨及指示に則り、大同二年九月之が制定を見實施してゐる。

九、結言

以上記述したる處は、本縣警備實施の概況であつて、治安之に依つて今日をあらしめたのである。周到なる警備計畫と、嚴格なる實施に依つて治安を確立するは、立國治政の根本義にして、國は國民、縣は縣民、總動員努力達成すべきものである。

「必勝の信念は光輝ある歷史と周到なる訓練と、而して尙卓越せる統師に俟つ」もの日夜縣政治安に粉骨碎心、全縣を統師する馮縣長（同縣長は大同二年八月轉勤し翌月谷縣長來任さる）ありて、後大同元年十一月參事官、指導官の

配屬あり、政治に警務に又餘念がない。從來最も缺點とせられたる訓練に當り、且又討匪の先頭に立つ、滿洲國當創二年、此の間に於て數回の縣襲大匪團を完全に擊退して、茲に西豐縣警備史の第一頁を最も華やかに飾りしものである。益赫々たる傳統の完成を目圖し、以て本縣を不變の安穩におき、王道樂土を先づ此の地に建設せんと欲するのである。

二、縣警察隊活動狀況の概說

警察隊の本領は威力警察にあり、卽ち威力を以て匪賊の討伐、騷擾の鎭壓、强力犯罪の搜索に任じ、餘力を以て地方警察を補助し、警察執行の圓滑を圖りて、治安の維持に任ずるを使命とする。

故に事變以來全滿各地に匪賊跳跟を極むるや、縣民の警察機關、就中警察隊に期待をかくること切である。故に警察隊の責、重且つ大なる所以である。

顧ふに事變以來彼の殘虐、橫暴を逞しくせる當縣四圍の匪團は、頻りに縣內を侵害せんと企圖し、虎視膽々たるものあり、幾度か縣襲の擧に出たるも縣警備に遺憾なく、斷呼として之を擊退し、縣治安をして今日の安泰に置かしめたのである。

之勿論縣長の統制よろしきを得たのに外ならないが、特に警察隊の奮鬪努力、積極的討伐が大功の過半を占めたるものと言はねばならぬ。左に最も顯著なる二、三、を述ぶれば、

1 當縣第三區縣境附近に現はれたる匪賊約二千名擊退す。

大同三年六月二十五日第三區縣境古年嶺、拉門嶺附近に匪首金山好、北斗、二虎の匪團約二千名蟠居し、縣襲を企

圖しあるを知るや、勿論縣は自衞團の全力を擧げて防備せしめたが特に警隊は大隊長李長林以下騎兵中隊、迫擊砲中隊、步第一中隊、步第四中隊、步第四中隊出動該附近に於て激戰實に十二時間、遂に敵に多大の損害を與へ之を擊退した。

イ、本戰鬪に於て彼我の損害

匪賊側、遺棄死體一九、負傷約五〇

我方　戰死步第四中隊一分隊三班一等兵張德有、負傷七名左記

步第四中隊長	儘國木	(頭部負傷)
同第二分隊長孟	級三	(腕部負傷)
同第二分隊第六班長	溫海山	(足部負傷)
同傳令兵	王慶發	(足部負傷)
同第二分隊一等兵	蘇振芳	(頭部負傷)
同第一分隊一班二等兵	陳百厚	(頭部負傷)
同第二分隊六班二等兵	田升階	(足部負傷)

ロ、鹵獲品

槍　六、雜囊　三、刀　二、手榴彈　一、血衣　二一、

2　第四區和隆村、馬道嶺附近に襲來せる匪團約千名を擊退す。

大同元年十月二日西豐縣第四區和隆村馬道嶺附近に四海、双龍等約千名來襲せるを以て警察隊李大隊長以下歩第二中隊、騎兵中隊に於て、二日に亘り交戰の後、敵に多大の損害を與へ之を擊退した。

イ、彼我損害

匪賊側　遺棄死體　二五　負傷相當ある見込み

我方　戰死なし、負傷、歩第二中隊第一分隊二等兵　賈祥一名

3　伊通縣雲盤溝に於て、匪賊約千名と遭遇交戰し之を擊退す。

大同元年十月十五日當縣北方伊通縣雲盤溝、袁字屯附近に匪首帳五營、海字、戰中華等の匪團約千名蟠居し、縣襲を企圖しある の情報を知り、警察隊は大隊長李長林は、騎兵中隊、迫擊砲中隊、歩第三中隊を率ひ、直ちに同方面に急進するや、十六日恰かも該地附近に於て前記匪團と遭遇開戰した。

匪團有勢にして、容易に退却せなかつたが警察中隊は自衛團と協力奮斗、勇敢に行動せし結果遂に匪賊に多大の損害を與へ、之を北方に擊退した。

イ、彼我損害

匪賊側　遺棄死體　二〇、負傷相當ある見込

我方　戰死、歩第三中隊長　孫興琳

負傷　歩　第三中隊班長　李亞東

同　歩　第三中隊一分隊一等兵　高德春

同　歩　第三中隊二等兵　李海山
同　同　二等兵　喬永福
同　二分隊二等兵　李文祥

4　清源大甸子附近に進出し因英匪團の縣内侵入を沮止す。大同二年七月二十六日、因英匪約六百(共産匪を含む)、鐵嶺南方地區より東北進し縣襲の噂を傳へた。右情報を得たる西豐縣警察隊は、兒玉伊達指導官李大隊長以下迫撃砲中隊、歩第三中隊、歩第四中隊、騎兵中隊日本守備兵八名、五六區自衛團馬隊六〇、計三六〇名出動、先づ清源縣大甸子附近の線に進出し、約一週間に亙る間、寢食を忘れ迅速機敏なる動作を以て、該地區一帶を行動し、完全に匪賊の北進を沮止し、一方協力する日本軍隊をして徹底的痛撃を與へしむるに至つた其功大なりと言ふべきである。

5　清源縣大孤家子、金家喬柵附近に匪首、欒法章の匪團蟠居猖獗を極めありと。大同二年六月二日警務廳より東豐、西豐、清源、各縣警察隊は協力し日滿軍援助の下に、之れが討伐をなすべき命に接したので、西豐縣警察隊は兒玉、伊達指導官指導の下に李隊長以下騎兵中隊、迫撃砲中隊、該方面に出動日滿軍と協力討伐に任じたが、此際に於ても迅速なる行動を以て聯合討伐に多大の効果を與へると同時に、完全に該匪賊の縣襲を防止することを得た。

6　其他
大同二年度に於ても、當縣として最も注意を要したるは欒匪及双龍匪で、同匪團は屢々當縣南方縣境地區に現はれ

必然當縣の警備重點は常に同方面に指向されたる狀態であつたが、之が爲め警察の該方面に對する討匪出動は枚擧に暇がない。今漸く該地區の民心は安定するに至つたが、之又警察隊の大功に外ならないのである。

三、大同二年度に於ける主なる匪賊討伐實施狀況

左表第一

四、建國以來警察官戰公死（公傷）者名簿

左表第二

五、主要人物の着任及移動

左表第三

左表第一

大同二年月	日	場所	匪首名	部下數	討伐狀況	彼我損害	鹵獲品
一月	十七日	本縣界第三區沙河村老爺嶺	不詳	約三〇名	警察隊歩第一中隊三分隊長以下二十四名出動し交戰二時間匪賊を東豐縣紅石砬子方面に撃退す		馬匹四
二月	四日	東豐縣界巴哈砬子	雙龍常山	約二百名	警察隊歩第二中隊長蒋振以下四十六名出動交戰猛烈二時間人質三名を奪回し撃退す	警察隊側長銃一挺炸壞 匪賊側戰死三	

月	日	場所	匪首	匪數	概要	損害	鹵獲品
	十日	本縣界第四區樺樹村黃酒館	雙龍	約二百名	警察隊步第二中隊一分隊長韓景陽二分隊長邱殿元以下四十二名出動激戰一時間敵に相當損害を與へ擊退す	匪賊側戰死五負傷相當なる見込	騾馬三
	二十七日	本縣界第四區平山村大荒溝	明山	約三〇名	警察隊步第二中隊一分隊長韓景陽二分隊長邱殿元以下四十二名出動交戰一時間此の際人質一名を奪回し匪賊を東豐縣老荒營方面に擊退す	匪賊側戰死三重傷二	
四月	二日	本縣界第四區營和村松樹溝	欒法章	約百名	警察隊步第二中隊三分隊長高興林以下八名並に營和村洋砲隊協力激戰一時間匪賊を清原縣方面に擊退す	警察隊側負傷一長銃炸裂、匪賊側戰死三負傷相當ある見込	古鞍一毛布一騾馬一
	十七日	本縣界第四區平山村大荒溝	長林 軋滿洲	約六〇名	警察隊步第二中隊一分隊班長周海山二分隊班長金長春以下九名並に平山村自衞團協力交戰三時間匪賊を東豐縣方面に擊退す	匪賊側戰死五負傷六	
	二十一日	本縣界第四區平山村白雲頂子	紅軍	約二七名	警察隊步第二中隊一分隊長韓景陽二分隊長邱殿元以下三十名激戰一時間の後敵を擊退す	匪賊側重傷三負傷相當ある見込	共產傳單九枚防寒帽一卷脚絆一
七月	一日	本縣界第三區沙河村財神廟嶺	飛五龍 何法師	約五〇名	警察隊步第一中隊三分隊長唐賓春以下十三名並に沙河村自衞團協力し交戰一時間此の際人質一名を奪回し匪賊を東豐縣黑魚溝方面に擊退す	匪賊側戰死三負傷相當ある見込	紅槍一
	二十日	本縣界第八區向陽村張家大山	海字 五虎	約五〇名	警察隊步第四中隊二分隊長王岐山以下二十四名並に八區自衞團協力し激戰四時間の後敵を擊退す	匪賊側戰死二負傷相當ある見込	通謀者一名逮捕

八月	十八日	本縣界第四區和與村東馬虎領	雙龍佔 北雲中 雁人和	約百五十名	警察隊歩第一中隊長張惠普歩第四中隊長佟國崴以下百四十一名並に四區自衞團第四隊協力交戰四時間匪賊を東豐縣方面に擊退す	警察隊側戰死一重傷二匪賊側戰死一二負傷相當ある見込	長銃一挺彈藥二發
九月	三日	本縣界第五區樂園村小氷砬子	欒法章 活山	約三〇名	警察隊迫擊砲中隊長邱瑞章以下二十九名出動交戰一時間此の際人質一名を奪回し匪賊を擊退す	匪賊側戰死三負傷相當ある見込	
	十四日	本縣界第四區平山村白雲頂子	長林 雙紅 德國軍	約七〇名	警察隊歩第二中隊長蔣振以下三十三名出動交戰六時間匪賊を擊退す	匪賊側戰死二重傷四	血衣二枚卷脚絆一足
	十五日	本縣界第五區樂園村大陽溝	不詳	八名	警察隊歩第三中隊三分隊長陳玉德以下十二名出動交戰一時間匪賊を清原縣方面に擊退す	匪賊側戰死一	小銃一挺彈藥一〇發
	二十二日	本縣界第四區和與村生鐵背	不詳	約二〇名	警察隊歩第一中隊二分隊長張羽以下三十名出動交戰半時間匪賊を擊退す	警察隊側重傷一匪賊側戰死二	騾馬五蒲團二枚着物一枚
十月	二日	本縣界第四區石陽村馬路溝	雙山 雙龍 雲中雁	約一〇〇名	警察隊歩第二中隊長蔣振歩第四中隊長佟國才以下百三十二名出動交戰七時間匪賊を東豐縣二道溝方面に擊退す	警察隊側戰死三重傷二匪賊側戰死四重傷八	
	二日	本縣界第四區平山村大銀虎溝	長林	約三〇名	警察隊歩第二中隊長蔣振以下五十七名並に平山村洋砲隊協力交戰二時間此の際人質二名を奪回し匪賊を清原縣方面に擊退す	匪賊側戰死二	

月	日	場所	匪首	匪數	事由	損害	鹵獲
	二十一日	東豐縣界第五區四平街二道音子	雙龍山 雲中雁 人和	約一五〇名	警察隊歩第一中隊、迫擊砲中隊、臨時歩第五中隊大隊附高與林以下二百三十二名並に滿洲國軍隊歩兵第七連協力交戰三時間匪賊を擊退す	警察隊側重傷二 匪賊側戰死三	
	二十四日	東豐縣界第五區保安村白壕溝	天順	約三〇名	警察隊歩第二中隊長蔣振以下五十八名並に滿洲國軍隊歩兵第七連協力交戰二時間匪賊を擊退す	匪賊側戰死一	
	二十五日	清原縣界第五區四合村砬子溝	欒法章 馬明山 東邊好	約七〇名	警察隊歩第二中隊長蔣振歩第四中隊三分隊長錢富恒迫擊砲中隊一分隊長王國祥以下百三十一名並に四區自衛團協力交戰二時間匪賊を清原縣楊家崗子方面に擊退す	匪賊側戰死三負傷相當ある見込	
十一月	八日	東豐縣界第五區安樂村小恒道河子	雙龍山 雲中雁 南雙山 佔北 長林	約一六〇名	警察隊大隊長李長林以下百八十六名並に四區自衛團協力交戰四時間匪賊を清原縣方面に擊退す	匪賊側戰死二重傷三	長銃一挺 拳銃一挺 彈巢一
十二月	三日	本縣界第四區達成村夾悛溝	不詳	一三名	警察隊迫擊砲中隊三分隊長王德勝以下四十名出動交戰三時間匪賊を清原縣方面に擊退す	匪賊側戰死一負傷三	長銃一挺 彈藥三發

附表第二　建國以來警察官戰公死（公傷）者名簿

所屬	階級	氏名	年齡	死亡年月日 公傷年月日	事由	救恤金額
歩第四中隊	一等兵	張德有	三十五歲	大同元年六月二十五日死亡	在本縣第三區沙河村拉門嶺附近に戰鬪	大洋八百元

同	中隊長	佟國才	三十九歳	大同元年六月二十五日公傷	同	送院治療
同	二分隊長	孟級三	三十八歳	同	同	同
同	班長	溫海山	三十歳	同	同	同
同	一等兵	王慶發	二十二歳	同	同	同
同	一等兵	蘇振芳	二十六歳	同	同	同
歩第三中隊	二等兵	陳百厚	二十一歳	同	同	同
同	二等兵	田升階	二十九歳	同	同	大洋三元六角
騎兵中隊	二等兵	張德珍	二十三歳	大同元年七月九日死亡	在開原第三區下城子村財戸溝附近に戰闘	大洋八百元
同	二分隊長	胡振海	三十一歳			
歩第二中隊	一等兵	趙春林	四十七歳	大同元年九月二十五日死亡	在本縣第四區實妙村半拉川溝附近に戰闘	遺族なし
同	一等兵	盧廣山	三十歳	同	同	大洋五百元
同	二等兵	王玉雲	二十九歳	同	同	大洋五百元

同	二等兵	徐殿臣	三十七歲	同	同	大洋五百元
同	一等兵	王岐山	三十二歲	同	同	大洋五百元
同	二等兵	關德禮	二十三歲	同	同	大洋五百元
同	一等兵	刘陞	四十三歲	同	同	大洋五百元
同	中隊長	高尙志	四十一歲	同	同	大洋七百元
同	二等兵	賈祥	二十九歲	大同元年十月二日公傷	本縣第四區和隆村馬道嶺子附近に戰鬪	送院治療
步第三中隊	中隊長	孫璽琳	三十七歲	大同元年十月十六日死亡	在伊通縣雲盤溝附近に戰鬪	大洋貳千元
同	班長	李亞東	三十七歲	大同元年十月十六日公傷	同	送院治療
同	一等兵	高德春	二十三歲	同	同	同
同	二等兵	李海山	三十七歲	同	同	同
同	二等兵	喬永福	三十七歲	同	同	大洋一元二角
步第三中隊	二等兵	李文祥	三十歲	大同元年十月十六日公傷	在伊通縣雲盤溝附近に戰鬪	送院治療

歩第二中隊	二等兵	姜永祥	三十六歳	大同二年四月二日公傷	在本縣第四區營和村松樹溝附近に戰鬪	同
歩第四中隊	二等兵	張明樓	二十五歳	大同二年八月十八日死亡	在本縣第四區和興村東馬虎嶺附近に戰鬪	大洋五百元
同	二等兵	張鳳庫	二十四歳	大同二年八月十八日公傷	同	大洋二十一元二角
歩第一中隊	二等兵	刘嘉玉	二十七歳	同	同	大洋十八元八角
同	一等兵	韓相春	二十八歳	大同二年九月二十一日公傷	在本縣四區和興村生鐵背附近に戰鬪	大洋二十八元
歩第四中隊	一分隊長	溫海山	三十一歳	大同二年十月二日死亡	在本縣四區石陽村馬路溝附近に戰鬪	大洋六百元
同	班長	李俊廷	二十七歳	同	同	大洋五百元
同	二等兵	郭永林	三十八歳	同	同	遺族なし
同	二等兵	程有	三十六歳	大同二年十月二日公傷	同	大洋六元八角
同	二等兵	王維先	三十三歳	同	同	同
歩第一中隊	二等兵	刘順卿	三十歳	大同二年十月二十一日公傷	在東豐縣五區四平街二道音子附近に戰鬪	大洋二十三元六角
同	二等兵	刘清秀	四十一歳	同	同	同

備考	
	一、以上の救恤金は地方より募集し遺族に支給せるものなり。 二、送院治療を受けたるものは縣費とす。

左表第三　主要人物の着任及移動

着任年月	職	氏名	轉出年月
民國十八年九月	縣長	馮廣民	大同二年八月
大同元年十一月	參事官代理	森山誠之	
同	同	倉橋健之助	
民國二十年九月警察大隊長 大同元年一月任警務局長	警務局長	楮魁文	大同二年十二月免職
大同元年十一月	指導官	兒玉文雄	
同	同	新居數一	大同二年四月
民國十八年十一月大隊副官 大同元年一月警察大隊長	警察大隊長	李長林	
大同二年四月	指導官	伊達鎭雄	大同二年八月
大同二年八月	縣長	谷金聲	
大同二年十一月	指導官	飯田修平	
大同二年十二月	同	小柳竹次郎	
大同二年十二月	警務局長	袁作魁	

第三節　司法

一、奉天鐵嶺地方法院西豐分庭は、西豐に於ける裁判事務を管轄し、監督推事（監督判事）任廷謨以下推事二名、書記官六名（日本の裁判所書記に相當し、口述の書取、書類、記錄の調製、會計、文書及び其の他一切の庶務を掌る）にして年經費は一萬二千二百十六元である。

訴訟件數及抗告件數は左の如し

大同元年度（民刑、調解）一千二百二十五件　抗告二十五件

大同二年四月末日まで三百三十八件　抗告四件

二、奉天鐵嶺地方檢察廳西豐分庭は、日本の檢事局に相當し、監督檢察官（監督檢事）何思綸が長にして、候補檢察官二名、書記官四名、傭員三名、檢驗吏二名、司法警四名にして、司法事件に關し檢察官の調査の補助をなす。

年經費は一萬一百三十一元七角にして、案件數は大同元年度八百八十九件、大同二年末日まで三百三十七件である。

三、鐵嶺地方檢察庭西豐分庭看守所は、監督檢察官の監督を受け、刑事未決犯人及民事被告人を覊押（勾留）又は管收（留置）し、一部短期刑者をも收容し、看守所長以下十名にして、年經費は三千八百九十元（食費は一日一人七錢）である。

收容者數は左の如し

	大同元年度	大同二年四月末日迄

	男	女	男	女
強盜	六四名	一名	四〇名	二名
竊盜	六一	一	三七	二
殺人	三五	一	四	｜
阿片	六五	一一	一七	｜
抗債不還	九一	三	｜	｜
傷害	二七	一	六	｜
賭博	一三五	三	六二	｜
藏匿罪	九	七	｜	｜
權利妨害	五	二	｜	｜
瀆職	二	｜	｜	｜
啡	五	｜	三	｜
海洛因	二一	五	九	｜
略誘	一六	四	一七	｜
公務妨害	九	｜	四	｜
詐財	八	一	二	｜
家屋侵入	八	｜	二	｜
強姦	五	｜	一	｜
欠交罰金	三	｜	｜	｜
無保收押	三	一	｜	｜

僞造	四	｜	四	｜
接買物	三	｜	｜	｜
妨害自由	｜	｜	五	｜
妨害危險	｜	｜	一	｜
抗不交照	｜	｜	一二	二
妨害婚姻	｜	｜	｜	四
傷害致死	｜	｜	一	
侵誣告	｜	｜	｜	一
合計	五七九	四一	二二七	一一

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　地積の測地方法

地積の單位は畝なり、一畝は二百四十弓にして一弓は五尺平方(二十五平方尺)なり故に一畝は六千平方尺とす。尺は木尺にして日本の約一尺〇四分に當る故に一支畝は日本の五畝十七步に當る。

又農民間に普通用ひらるる測地單位は之と異り畑地一畦(一畦の幅　木尺二尺)の長さ七百二十弓(一弓は五尺)を以て

一畝と爲す。

ＡＢは第一畦ＤＣは第二畦ＥＦは第三畦とすＡより一弓二弓……と測りＢに至り畦盡くればＣに折れ續けて測る此の測地法によれば一畝は七千二百平方尺にして日本の六畝六分に當る。

第二項　商租權設定手續

滿洲には登記其他土地に關する權利を公示すべき制度は完備し居らざれば商租權を設定せんとするものが果して其權利を有するや否や明瞭ならざる場合多きを以て商租權を設定せんとする者の權利を證する最も有力なる證據は地契にして其權利の取得原因を證明する最も有力なるものは之に附帶の證書卽ち許言すれば相續に因り業主權を取得したるものなるときは分家單業主權を買受けたる者なるときは賣契典權を有するものなるときは典契、租權を有する者なる時は租帖あれば地契以外に此等證書を提示せしめ充分調査せざるべからず何となれば地契には往々僞物あり而も其眞僞を識別すること甚だ困難なるものあれば本人が一方の地契を有すとて直に其權利を有するものと信ずること能はざればなり。

商租權を設定せむとする者が其權利を有することを確めたる時は當事者は必要の事項を契約すべし。

商租は當事者の共合意によりて成立するも後日の證據の爲め日滿兩文の契約書二通を作製し各其の一通を占有し保持せざるべからず而して此の契約書は其の商租に關する法律關係を決定する基本となるものなれば一、土地の種類、地目、二、位置、三、境界、四、地積、五、使用目的、六、存續期間、七、地代金額及其の支拂方法、八、物權的效力を生ぜしむべきや否や、九、轉租することを得しむるや否や、一〇、商租權消滅の場合に於ける建物の處置方法、一一商租公課の負擔者等の事項を明確に記載し置くを要す。

右の外事情許すべくんば商租權設定より地契の交付を受け商租權者の手中に之を保有するを可とす、若し然らざれば商租權者の知らざる間に商租地の上に他の制限物權等設定せられ紛擾を醸することなきを保し難ければなり。

大豆、高粱、粟、包米、等は根際より刈取り其の時期は大豆は舊八月十日頃より以降十日間位、高粱は八月十五日頃より九月中旬まで、包米は八月二十日頃より以降四、五日の間にて刈取る何れも圃場に於て約一週間位乾し後脫穀場に運搬調製す最初に大豆を脫穀調製するといふ。

第三項　農作物の品種

農作物の主なる品種は次の通りである

大豆　大白眉（白花踏子、四種黄）小金黄、總莢（黑）

高粱　紅巢、黑巢

粟　大青葉、白沙、大把黄

包米　黄（小粒黄、馬牙子、老來燮）白包米

普通農作物一石の斤量は左の如し

種類	一石の斤量	種類	一石の斤量
大豆	三八〇斤	小豆	三九〇斤
綠豆	三五〇斤	高粱	三二〇斤
粟	二八〇斤	玉蜀黍	三〇〇斤

小麥	三六〇斤	大麥	二四〇斤
黍	三二〇斤	稗	二八〇斤
麥	三〇〇斤	水稻	二五〇斤
陸稻	二八〇斤		

特用農作物農作付面積及生産高

種類	作付面積	一天地收穫量	總收量	縣內消費量	輸出量
葉煙草	六〇〇天地	三、〇〇〇斤	一八〇、〇〇〇斤	八〇、〇〇〇斤	一〇〇、〇〇〇斤
麻	三〇〇天地	四〇〇斤	一二、〇〇〇斤	七、〇〇〇斤	五、〇〇〇斤
青麻	二〇〇天地	五〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	六、〇〇〇斤	四、〇〇〇斤
胡麻	二〇天地	三石	六〇石	四〇石	二〇石

7、循環耕作法

年別	種類	年別	種類	年別	種類
第一年	元豆	第二年	玉蜀黍	第三年	高粱
第四年	粟	第五年	玉蜀黍	第六年	煙葉

第四項　施肥量及肥料の價格

當地方農民の用ふる肥料は推肥、牛馬糞、油粕、酒粕、豆腐粕等にして就中最も普通施用せらるるものは推肥及び牛馬糞とす。

施肥は牛馬糞を冬季屋外に採集し春季に至り其の中央に孔を穿ち乾草を詰め込み之に點火して醗酵を促し凡十日を經過したる後之に肥土を交へて撒布するものにして地方によりては油粕を肥土に混じて施用す。

施肥量は耕作物の種類により異なること勿論なれど普通推肥は毎畝凡そ四、五車（一車の積載量は約一千斤）油粕は一畝一千斤内外、酒粕は一千三百斤内外、豆腐粕千六百斤内外とし價格は左の如し。

牛糞	一、二〇〇斤	一、五〇元	馬糞	一、〇〇〇斤	二、〇〇元

第五項　使用農具の種類及價格

穀類耕作に從事せる農家の使用する農具及農用品の種類價格及用途等左の如し

品名		一箇ノ價格	使用年限	一犂杖の耕種所要數	用途
大型犂杖	墊灣子鏵子其他一切	五元	五年	一個	開墾初手鍬起用
小型犂杖	鏵子其他一切	三元	五年	一個	播種及中耕鍬起用
大型鎬頭	唐鍬形	二元	三年	二個	草根禾植除却及土堀用
小型鎬頭		一元五角	三年	二個	草根禾植除却及土堀用
鋤頭	長柄鎌形	一元	三年	二個	中耕除草用
苒刀	小形鎌	五角	二年	一個	穗切用
鎌刀	中形鎌	四角	二年	三個	收穫用
山鎌	大形鎌	五角	二年	一個	收草及燃料用
鐵鍬	鐵製	五角	三年	二個	土堀用
木鍬	木製	四角	二年	二個	精殼用

二股	叉木製	四角	二年	一個	收穫物堆集及精殼用
三股叉	同	四角	二年	一個	同上
四股叉	同	四角	二年	一個	穀稗搔集用
木爬	木製熊手形	五角	一年	一個	燃料採取用
爬子	竹製　同	四角	一年	一個	同上
鐵耙	鐵製大形熊手形	一元	三年	一個	開墾初年整地用
大輥子	石製	四元	十五年	一個	精穀用
小輥子	石製	三元	十年	一個	播種後壓縮用
碾子	石製	十五元	三十年	一個	精穀用
點葫蘆	瓢製柳條製	一元	三年	一個	播種用
簸箱	木製	一元	一年	一個	種子土覆用
簸箕	箕	一元	一年	一個	精穀用
簸羅	柳條用	一元	三年	二個	同上
摺子	高粮稈製	五角	一年	十個	雜穀貯藏囤用
麻包	麻絲用	六角	一年	五個	雜穀車積用
麻袋	口袋	一元	一年	五個	雜用
搖車	箱箕	十元	十年	一個	精穀用
鍘刀	大型臺付	六元	十年	一個	草刻用
磨臼		五元	四年	一個	製粉用
大車		八十元	十年	一個	運搬車

蔬菜の栽培に使用する農具の種類價格用途は左の如し

品名		一個ノ價格	使用年限	一天地使用農具數	用途
刷板		二元	十年	一個	土堀用
鐵耙	鐵製	一元	五年	一個	溝浚地平用
小鐵耙	同	八角	五年	一個	同上
二齒駒	同	五角	四年	二個	施肥用
鎬頭	同	六角	四年	一個	土堀用
鋤頭	同	七角	五年	一個	除草用
鐵叉	同	五角	五年	一個	葱控用
鐵鍬	同	八角	四年	四個	施肥用
木鍬	木製	四角	二年	一個	同上
韮菜鎌	鐵製	三角	四年	一個	菜取用
鎌刀	同	五角	三年	一個	同上
糞叉刀	同	八角	三年	一個	施肥用
挑罐	柳條製	一元	二年	一個	菜運用

農耕作業能率

當地方に於ける農耕上一般的作業能率を表示すれば左の如し。

作業種類		作業單位	作業期間	可耕面積
開墾鋤起	整地	一犁杖四牛一人作業	一日	五畝

開墾地均整地	一犁杖二牛一人作業	一日	九畝五分
播種同	一犁杖二牛三人作業	一日	八畝七分
第一回中耕除草	一人	一日	四畝
第二回中耕除草	一人	一日	二畝六分
第三回中耕鋤地	一犁杖二牛一人作業	一日	九畝
初地地耕作	一犁杖四牛三人作業	一日	三頃半
既墾墾耕作	一犁杖四牛六人作業	一日	四頃
農作	一犁杖三牛五人作業	一日	二頃

播種量に對する收穫量

主要農作物一天地の播種量及收穫量は左の如し

種類	播種量	收穫量	種類	播種量	收穫量
大豆	八升	五石	高糧	七升	七石
玉蜀黍	五升	六石	粟	四升	三石五升
小麥	五升	三石	大麥	六升	四石
包米	七升	八石	水稻	五升	十石
陸稻	五升	十石			

主要作物收量及價格調査表（西豐縣城内）

收量調査

作物名＼土地順位	上等地	中等地	下等地	平均	價格調查 賣値 上等	賣値 中等	賣値 下等	平均	買値 上等	買値 中等	買値 下等	平均
大豆	四五斗	四二	三〇	三九	一、〇六	一、〇二	九一	九九六	一、〇四	一元	九角	九八
高粱	五〇斗	四五	四〇	四五	四九	四六	四二	四五六	四八	四四	四一	四四三
粟	四〇斗	三五	三〇	三五	五三	四九	四六	四九三	五一	四八	四四	四七六
玉蜀黍	五五斗	五〇	四五	五〇	五七	五三	四八	五二六	五五	五	四五	五
小麥	二五斗	二〇	一八	二一	一、五五	一、二三	一、〇三	一、二七	一、五	一、二	一元	一、二三三
黍	四〇斗	三三	二六	三三	六七	六二	五四	六一	六五	六角	五二	五九
棉												

說明　表列各等地之收量均按一晌地計算各等作物之價格均是以元爲單位特此說明

十　水稻生產に關する調査

一、栽培に關する狀況

第六項　開　墾

イ、開墾の時期　毎年四月中旬(淸明節後)より着手す

ロ、開墾の方法　牛により犁を以て耕起するものと人力により三本鍬又は滿洲式平鍬を以て掘り起し灌水の上搔き均らし蒔付の準備をなす。

ハ、開墾に要する主なる農具　犁丈、滿洲式平鍬、三本鍬

ニ、水稻栽培土地の一般土質　河沿ひの沖積地にして砂地質及帶赤色地質等も多少あれど概して黑色の砂質壤土とす

主なる品種名と其の特質

天落租……有芝白色であつて八月三十日前後に出穗し九月中旬頃から成熟を見つつある

光頭……(日之出と同樣品種)無芝白皮、及赤皮の二種あり。兩種共早生に屬す、例年八月十五日後出穗九月中旬より成熟す。

以上の外麥租、北海、大邱、山頭あるも極めて少量で其他の品種は當地方には不適の觀がある。

氣象

水田の適地は山岳多く降雪量比較的多く風害等は稀である。耕作者は水田經營に關係ある霜雪を大體左記の通りに見て毎年の作業を進めている。

解氷期	三月二十日後
終雪期	三月　末　日頃
降霜期	五月　末　日頃迄
降雪期	十月　末　日前後

八月上旬より中旬に亘り降雨量多く河川の出水あるも農作物に影響すること少なく其の被害たるや四年目に一回位のものである。

夏季中の氣象は温暖降雨又順調で水田の耕作に適する

灌漑設備

主として河水を利用し水溝により導き灌漑す。未だ機械力により引水するものはない。

第七項　栽培法

耕鋤の時期及方法　例年四月中旬後着手し耕鋤には主として牛を使用し犁を以て堀り起したる後灌漑し後馬鍬を以て掻き均し六月十日頃より蒔付を開始す。

整地の時期及方法　五月十日前後より馬鍬又は鍬を以て整地するも日本内地の如く適切なる方法を行なはない又土塊の溶碎せざるものが多い。

選種

收穫の時多少良種と認めたるものを別々にして春先竹製篩にて稗の漏入を篩ひ落したり又水にて浸措する場合浮ぶも

のを掻き捨てる。

浸　種

播種に先ち清水又は水桶に入れ水中に浸漬する時は約五日間位で催芽す。

播　種

播種期　五月十日頃より六月十日頃まで。

播種法　浸水せる種子を籠に入れ水田一面に撒播す。

播種量　一晌地につき二支斗乃至二斗五升位

發芽期　發芽に至る日數約二十日間

播種後の管理　六月中旬より七月下旬前後まで

二回乃至三回の除草をなす。苗の三寸位に發育したる頃、苗と苗との間隔一寸位宛を保たしめて冗芽の間引をなすと同時に第一回の除草を行ふ。但し此際雜草の多き箇所は縱横共五寸位の間隔を置かしむ、第二回の除草幹莖六寸位に及ぶ頃。

第八項　灌漑及排水

蒔付當時は水深五・六寸とし苗の二寸位に發育したる頃、一寸減水せしめ發芽の四葉に岐るる頃再び苗の高さに增水し約十日を經たる後漸次減水し水の絕ゆるを俟ちて三日間乾燥せしめて苗足を鞏固にし再び苗の丈迄灌漑を行ふ。這は稗の發芽を防ぐ手段とす。

出穗後は八月下旬頃より排水す

病蟲害

病害及鳥害は殆どなきが旱魃後蟲害を見ることがある。

肥　料

當地方は土質頗る肥沃にして最初四・五年間は寧ろ稻莖出來過の爲め腐敗の虞ある程なるが故に特に施肥の要なし。

收　穫

九月三十日頃から十月中旬までの內滿洲式鎌で刈取る（收穫の方法は一人は鎌を以て四・五株宛を束ねて刈取り之を一束として順次畦に陳べ行き一人は十束乃至十五束宛を繩を以て括り二・三尺宛の間隔を置き一箇所に纏め斯くして全部の刈取を了す）

收穫後の乾燥方法

刈取りたる稻は約一支升位の出量を見當として一束とし田の畔又は中央に立掛け自然に乾燥せしめる。

十月下旬頃に至り室內に運入れ穗を中央に向け圓形に推積し置く。

脫穀及調製

乾燥したる稻束を木材又は石にて叩き落したる後風選により塵埃を吹き飛ばしたるものを精米工場又は滿洲式碾子で脫穀する。

碾子とは直徑四・五尺の圓形石盤（下臼）と其の中央の心棒より盤の端に至る約三尺廻りの圓筒形の石（上臼）とより成

り上臼に驢馬を繫ぎて之を下臼の上に廻轉せしめ盤上の籾を精米する裝置のものにして一日の精米高は約三支石である

収量

一晌地　當籾十支石乃至十五支石とす之を精米すれば三分乃至四分止となる外藁千三百束(約千四百斤)を得られる。藁は品質粗惡にして藁細工の原料に適せざると一方燃料に乏しき地方は凡て燃料に充てらる。

貯藏法

貯藏法は極めて簡單にして庭内の空地に藁を束ねて土俵の如きものを作り安平(高粱稈製)を敷きて籾を盛り周圍を安平又は筵を以て保護し上に藁の覆を施し置くを通例とす。

第九項　取引關係

販賣の方法は水稻耕作の鮮農は何れも無資産者であつて自力にて植付け後收穫に至るまでの生活を維持し得るものは尠く滿洲地主より收穫物を引當となして高利に甘じて生活物資の借入をなすか又は靑田賣買と稱して先賣の方法を採るものが頗る多いから實際收穫期に至つて夫等の負擔を償還する時は現存は幾何もなき狀態である從つて定住永年同所に耕作するものである。

第十項　收支計算

資本金

イ、開墾費	一晌地	五圓
ロ、農具費	〃	五圓

八、灌漑設備費 〃 五圓

ニ、其他 〃 五圓

計 二十圓

收支

當地方に於ける水田事業は頗る有利なれども鮮農の耕作方法幼稚なるため、其收量歩合佳良ならず滿洲人水田經營のものも又相當あるが耕作方法が鮮農に比し一層拙劣であるため其の成績は宜しくない。

支出

耕鋤費	五人	一日一人 〇、八〇圓	四、〇〇圓
水路作業費	二人	同	一、六〇
畦畔作業費	三人	同	二、四〇
代播整地質	三人	同	二、四〇
種子代	支 二斗五升	一斗 二、〇〇	五、〇〇
播種費	一人	一日一人 〇、八〇	〇、八〇
除草費	一〇人	同	八、〇〇
畦畔除草又は草刈費	一人	同	〇、八〇
收穫期	五人	同	四、〇〇
收納費	三人	同	二、四〇
脫穀調製費	五人	同	四、〇〇

運搬費	三人	同	二、四〇
借地料	一晌地	四〇、〇〇	四〇、〇〇
灌水費其他公課	一晌地	五、〇〇	五、〇〇
雜費	同	二、五〇	二、五〇
其他生活費割掛	同	二〇、〇〇	二〇、〇〇
計			一〇五、三〇

農家の收入

籾	一三石	一石九、〇〇圓	一一七、〇〇圓
藁稗	一、四〇〇支斤	百斤二、〇〇	二八、〇〇
計			一四五、〇〇
差引利益	一晌地	三九、七〇圓	
經營資本に對する收益率	二割七分餘		

（收支は滿鐵の調査による）

第十一項　地價

當地の地價は左の如くである　（大同二年三月末日調査）

三園地	一畝に付	二十五元
上則地	〃	二十五元
中則地	〃	二十元—十五元

下則地　〃　十五元—十元

次則地　〃　十元—八元

耕作地面積、農産物作付畝數、收獲高、縣内農家戸數及自種耕及租種天地數其の他は左記の如くである。

耕作地面積（大同二年三月末日調査）

總面積　二九一、〇六五天地　可耕地面積　一九三、〇六五天地

可能未耕地面積　無　不可耕地面積　七八、〇〇〇天地

不可耕地面積　山林　七三、〇〇〇天地　川河池沼　三、〇一〇天地　其の他　一、九九〇天地

既耕地之種數別面積

普通地　一九〇八一〇天地　水田　一、七〇四天地　茶園　三九七天地　果樹園一一四天地　桑園　二八天地　牧草地　一二天地

灌漑水供給狀況

過混潤者面積　一五天地　適當者面積　一、六四七天地　不足者面積　三〇天地

排水之狀況

平時排水不良者面積　五天地　洪水時被水浸害面積　七天地

農産物作付畝數及收獲高

種類	作付面積	收獲高	一畝平均の收獲高	縣内消費額
大豆	三五、〇〇〇畝	一七五、〇〇〇石	五斗	一〇二、八〇〇石

小豆	五二〇	二、六〇〇	〃	一、三〇〇
高粱	四六、〇〇〇	三二九、〇〇〇	七斗	二二七、〇〇〇
粟	一七、〇〇〇畝	一一九、〇〇〇石	七斗	九八、五〇〇石
玉蜀黍	二八、〇〇〇	一九六、〇〇〇	〃	一二三、二〇〇
小麥	二、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三斗	四〇、〇〇〇
大麥	三、九〇〇	一一、七〇〇	〃	七〇、〇〇〇
水稻	一七、〇四〇	九六、〇〇〇	六斗	六五、五七〇
陸稻	六〇〇	三〇、〇〇〇	五斗	二六、〇〇〇
大麻	二〇〇	一〇、〇〇〇	〃	七、〇〇〇
白菜	二五四	一五二、四〇〇斤	六百斤	一五二、四〇〇斤
葱	一〇〇	二〇、〇〇〇斤	二百斤	二〇、〇〇〇斤
胡瓜	二四〇	一二、〇〇〇個	五十個	一二、〇〇〇個
黃瓜	一四〇	一四、〇〇〇	百〃	一四、〇〇〇
西瓜	一二〇	一二、〇〇〇	百〃	一二、〇〇〇
冬瓜	二五	一、二五〇	五十〃	一、二五〇
南瓜	三〇	一、五〇〇	五十〃	一、五〇〇
蕎麥	六、〇〇〇	四二、〇〇〇石	七斗	二五、〇〇〇石
蘇子	一、五〇〇	三七、五〇〇石	二斗五升	二四、〇〇〇石

農家戸數

縣內村落數　九區九十一村

一區	五四五戸	二區	四、五三二戸	三區	三、九五三戸	四區	四、四八〇戸	五區	四、六六五戸
六區	四、三〇三戸	七區	三、九二五戸	八區	五、一八三戸	九區	三、七六五戸	合計	三五、三五一戸

自種・租種天地數其の他

A自種及租種天地數

	自種自地	租種人地	合計
旱田天地數	七二、一八一天地	一一九、一八〇天地	一九一、三六一天地
水田天地數	七二五	九七九	一、七〇四

B耕地用牛馬頭數

牛	馬	合計
八、〇三八頭	一三、二一五頭	二一、二五三頭

C總戸數及專業農業及び其の他農業戸數

	總戸數	專業農業	兼業農業
戸數	三五、三五一戸	三三、八七三戸	一、四七八戸

	自種自地農家	租種人地農家	自種自地兼租種人地農家	合計
戸數	八、四〇三戸	二二、七七五戸	四、一七三戸	三五、三五一戸

時有五天地――百天地以上農家戸數

	五天地未滿	五天地以上	十天地以上	二十天地以上
戸數	二、六六八戸	一、三五一戸	三、九九七戸	一、八〇三戸
	三十天地以上	五十天地以上	百天地以上	合計
	一〇、五四一戸	四、一二九戸	八六二戸	三五、三五一戸

耕種五天地――五十天地以上農家戸數

	五天地未滿	五天地以上	十天地以上	二十天地以上
戸數	一、八〇八戸	三、三一四戸	七、九六四戸	九、六八五戸
	三十天地以上	五十天地以上	合計	
	八、一九四戸	四、三八六戸	三五、三五一戸	

其の他

	男	女
農家男女別數	一〇五、一二四人	九一、一五〇人
農從事男女別數	七八、五七一人	七三、六三六人
使用人男女別數	一九、二〇〇人	一五、五五六人
年工數	一二、〇〇〇人	九、二三八人

月工數	五、六〇〇人	四、八六〇人
日工數	一、六〇〇人	一、四五八人

耕作法

家畜を利用し、犁丈を用ひ、輥子耙耮等整地する。

肥料は主として家畜糞、人糞を肥土に混じて用ひ、普通三年に一同施用し化學肥料を用ひない。

穀物は穗を刈り採り、家畜類を利用して脫穀する。病蟲害は時に相當多しと云へども天災と同一視し何等の豫防法を講じない。

農業施設

小規模なる苗園ありて試驗及び種子を取りつつあり。

農業に必要なる觀測所の設備はない。

第十二項　地主と小作人との關係

地主と小作人との關係に就ては、地上の權利と相關する所多きを以て茲に土地に關する權利と共に掲げることゝする。土地に關する權利としては租權、典權、押權にして、租權には普通租及永租の二種あれども、永租は實際行はれざるを以て、以後は普通租を、意味租とは日本の小作制度に類似し土地所有者が相手方に對し土地使用收益の權を與へ、相手方は租錢（土地借料）を支拂ふ方法にして、有期限のものと、條件付無期限の二種がある。

前者は普通十年以上にして、後者は秋季收獲後に、解約をなし得べきものである。

租錢（土地借料）支拂方法は下記の三種であるが場合によりては納租義務者にて信用なき者は、之を擔保として押租錢、頂首錢と稱する保證金を要求せらるる事がある。

錢　　納　　先　　納　　後　　納
穀　　納　　定額法　　分益法
錢穀兩納　　先錢穀後納法　　錢穀後納法

錢納は主に市街地附近に行はれ春、秋納法の二種ありて、後納は先納に比較して、金利を含む故に稍高い。

穀納は一般に行はれる方法にして、定額法は地味の良否によりて一定せない。分益法は內靑（家屋、農具、種子其の他一切を地主より給するもの）外靑（內靑の反對に一切を地主より受けざるもの）の二種ある。典權は日本の不動產質又は買房約欵付賣買に類似し、地主に一定期間、一定の金額を貸付け、典主（貸付人）は使用料を支拂はず、該土地の使用收益の二權を得、地主は期限滿了後、何等利子を附することなく、典主より融通を受けたると同額の金子を返還し、土地を取戻すべき契約にして、普通契約證書を作成し、期限中は一切の租稅は、地主の名に於て典主之を代納するのである。此の外に半租半典と云ひ、典價の半額を融通し、殘額は小作料の半額を支拂ふ方法である。

（記載例）　　（佃戶）

奉天省西豐縣　地主與小作人負擔表　　西豐縣調査表

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分			小作人負擔分			摘要
			稅金	公費	土地建物農具馬匹牲畜種子	稅金	公費	土地建物農具馬匹牲畜種子	

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分：稅金	地主負擔分：公費	地主負擔分：土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分：稅金	小作人負擔分：公費	小作人負擔分：土地建物農具馬匹牲畜種子	備考
第九區	如意村	二分之一	二分之一	二分之一	土地建物	二分之一	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	三槐村	同	同	同	同	同	同	同	
	天來村	同	負擔	同	同	不負擔	同	同	
	復興村	同	二分之一	同	同	二分之一	同	同	
	福和村	同	同	同	同	同	同	同	
	栢楡村	同	同	同	同	同	同	同	
	小河村	同	同	同	同	同	同	同	
	吉祥村	同	同	同	同	同	同	同	

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分：稅金	地主負擔分：公費	地主負擔分：土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分：稅金	小作人負擔分：公費	小作人負擔分：土地建物農具馬匹牲畜種子	摘要
第八區	平尚村	三分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹種子	

寶來村	同	同	同	同	同	同	同	
金山村	同	同	同	同	同	同	同	
減廠村	同	同	同	同	同	同	同	
雙合村	同	同	同	同	同	同	同	
雙廟村	同	同	同	同	同	同	同	
新開村	同	同	同	同	同	同	同	
太平村	同	同	同	同	同	同	同	
三合村	同	同	同	同	同	同	同	
祿房村	同	同	同	同	同	同	同	
房身村	同	同	同	同	同	同	同	
向陽村	同	同	同	同	同	同	同	
德興村	同	同	同	同	同	同	同	

村名							
施德村	同	同	同	同	同	同	同
馬義村	同	同	同	同	同	同	同
備考							

西豐縣第七區地主對小作人負擔表（佃戶）

第七區村政指導委員事務所調查

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分			小作人負擔分			摘要
			税金	公費	土地建物	税金	公費	農具馬匹牲畜種子	
七區	新昌村	二分之一	全負擔	二分之一	全負擔	不負擔	二分之一	全負擔	
	東昌村	同	同	同	同	同	同	同	
	釣魚村	同	同	同	同	同	同	同	
	西川村	同	同	同	同	同	同	同	
	安吉村	同	同	同	同	同	同	同	

奉天省西豐縣地主對小作人負擔表　西豐縣第六區村政指導委員調査（大同三年一月十三日）

區名	村名	佃戸對地主納租率	地主負擔分 税金	地主負擔分 公費	地主負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分 税金	小作人負擔分 公費	小作人負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	摘要
	福臨村	同	同	同	同	同	同	同	
	甕山村	同	同	同	同	同	同	同	
	門戸村	同	同	同	同	同	同	同	
	玉書村	同	同	同	同	同	同	同	
	中陽村	同	同	同	同	同	同	同	
	天祐村	同	同	同	同	同	同	同	
	福寧村	同	同	同	同	同	同	同	
	和厚村	同	同	同	同	同	同	同	
	公和村	同	同	同	同	同	同	同	
	長柳村	同	同	同	同	同	同	同	

西豐縣第五區各村地主對小作人負擔表

區名	村名	佃戸對地主納租率	地主負擔分 税金	地主負擔分 公費	地主負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分 税金	小作人負擔分 公費	小作人負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	摘要
六區	平原村	二分之一	全負擔	不負擔	土地建物	不負擔	全負擔	農具馬匹牲畜種子	
	山臺村	四分之三	全負擔	三分之一	同	同	三分之二	同	
	田太村	同	同	同	同	同	同	同	
	神樹村	二分之一	同	不負擔	同	同	全負擔	同	
	松泉村	同	同	同	同	同	同	同	
	松樹村	同	同	同	同	同	同	同	
	石廟村	四分之三	同	三分之一	同	同	三分之二	同	
	成平村	二分之一	同	不負擔	同	同	全負擔	同	
	銅臺村	四分之三	同	三分之一	同	同	三分之二	同	

五區	房木村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牴畜種子	
	普安村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	朝陽村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	樂圃村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	保安村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	德賢村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	涼泉村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	中和村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	幽雅村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	雙盛村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	雙城村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	德隆村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子	

村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分 稅金	地主負擔分 公費	地主負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分 稅金	小作人負擔分 公費	小作人負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子
富民村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子
鳳樓村	二分之一	全負擔	二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	農具馬匹牲畜種子
備考							

第四區村政指導委員事務所塡造管境各村地主與佃戶負擔狀況表　村政指導委員牛恩榮

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分 稅金	地主負擔分 公費	地主負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分 稅金	小作人負擔分 公費	小作人負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	摘要
第四區	和隆村	二分之一	地主自行完納	村公所攤派會賬等項負擔二分之一	土地建物	不負擔	二分之一	除土地建物外餘者完全自行購備	年畝捐一項均歸佃戶負擔
	阜豐村	同	同	同	同	同	同	同	同
	福巨村	同	同	同	同	同	同	同	同
	達成村	同	同	同	同	同	同	同	同
	和興村	同	同	同	同	同	同	同	同
	營和村	同	同	同	同	同	同	同	同

村名								
樺樹村	同	同	同	同	同	同	同	同
實妙村	同	同	同	同	同	同	同	同
石陽村	同	同	同	同	同	同	同	同
平山村	同	同	同	同	同	同	同	同
備考	查此表管境各村地主與佃戶負擔狀況均屬相同並無異議理合聲明							

奉天省西豐縣　地主對小作人負擔表

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分			小作人負擔分			摘要
			稅金	公費	土地建物農具馬匹牲畜種子	稅金	公費	土地建物農具馬匹牲畜種子	
三區	善文村	二分之一	三分之二	二分之一	土地建物	三分之一	二分之一	農具馬匹牲畜種子	
	白石村	同	同	同	同	同	同	同	
	林城村	同	同	同	同	同	同	同	
	高山村	同	同	同	同	同	同	同	

西豐縣第二區　地主對小作人負擔表

區名	村名	佃戶對地主納租率	地主負擔分 税金	地主負擔分 公費	地主負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	小作人負擔分 税金	小作人負擔分 公費	小作人負擔分 土地建物農具馬匹牲畜種子	摘要
	成福村	同	同	同	同	同	同	同	
	永安村	同	同	同	同	同	同	同	
	寶興村	同	同	同	同	同	同	同	
	聯合村	同	同	同	同	同	同	同	
	棟梁村	同	三分之一	同	同	同	同	同	
	高亮村	同	同	同	同	同	同	同	
	沙河村	同	同	同	同	同	同	同	
	振興村	同	同	同	同	同	同	同	

備考　查地主負擔分税金欄、內書數爲三分之二者係歸地主擔負課賦義務佃戶擔負兵餉責任公費欄內奉令東戶各半土地建物地主全部擔負農具馬匹牲畜種子係佃戶全部擔負合併聲明

二區更刻	二分之一	全負擔	三分之一	土地建物	不負擔	三分之二	農具馬匹牲畜種子	
大營	同	同	同	同	同	同	同	
古龍	同	同	五分之一七	同	同	五分之三、三	同	
泉河	同	同	三分之一	同	同	三分之二	同	
烏魯	同	同	同	同	同	同	同	
石橋	同	同	同	同	同	同	同	
楡樹	同	同	五分之二	同	同	五分之三	同	
平嶺	同	同	三分之一	同	同	三分之二	同	
備考								

土地貸借契約

土地貸借契約は典、押及び年借等にして、商租契約は其の例がない。

典契約は俗に大押とも云ひ、本來の意義と多少異つてゐる。

典權者となるべき者より地主に對し一定の典價を支拂ひ地主は之に對し地照を交付し當該土地の使用、收益の諸權利

を譲渡するものにして、實質に於ては賣買と同じく相當資力を有する者によりて比較的大なる地盤に就いて行はれ無期限的のものにして、地主は典價に對する利息を支拂はず又典權者は土地賃借料を支拂はない。

典價は左の如きものである。

一晌地につき	上	六、〇〇〇元
	中	五、〇〇〇元
	下	四、〇〇〇元

押契約も本來の押と意味を異にし、押權者は一定の押價を地主に交付し、一定期限間該土地に關する使用、收益の權利を取得するものにして、地主は期限滿了の時に、押價を押權者に返還し、該權利を回復するものにして、契約條件は實際の場合に定められる故に一定せない。

然れども大般は無利息、無賃借料にして、期限は三年乃至二十年で押價は、

一晌地につき	上	三、〇〇〇元―一、五〇〇元
	中	二、五〇〇元―一、〇〇〇元
	下	二、〇〇〇元―五〇〇元

年借契約及耕地賃借契約は、耕地に關する賃貸借契約にして、期限は一年乃至四・五年、時としては十年にして本契約の場合は五分對五分、四分對六分等の分益法によるものがある。

賃借料は左の如し

一天地に付	
上	四〇元
中	三五元
下	三〇元

農務會は有れどもあまり活動せない。

將來は農事改良、指導は勿論なるも、種子配付、特産物賣買の斡旋及び農業金融等につき活動する豫定である。

第二節　牧畜

主として農民の副業として、牛、馬、豚、羊等を飼養せるも、之等は耕作用、運搬用、食用に供せられ主に當地の需要に供するのみにして、農民の獸疫に對する觀念に乏しき爲、何等の豫防施設も行はれて居ない。

又屠獸場あるも、屠殺に際しては何等檢疫を行はない。當屠殺場の一年の收入額は、三千二百八十五元にして、各一頭の屠殺稅及市價は左の如くである。

種類	屠稅	市價
牛	二元五角	平均五十元
豚	一元	二十元
羊	三角	五元

當地の家畜、家禽數は左の如くである。

	牛		馬		豚		羊	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡
一區	四六	四二	一四五	二〇五	二九八	八二〇	三	四
二區	五三六	八七五	四九四	九四一	二、四三六	五、二五五	一五	三
三區	四七四	五三四	五五三	四八六	二、一九五	一、一五一	三一	四七
四區	二七四	二五五	二四四	二三一	七七九	六二五	四八	五七
五區	八一五	四三五	九二一	五三四	二、一七五	二、〇二五	一二一	九六
六區	四七八	四八二	七九〇	五一八	三、三四〇	五三〇	二九	一九
七區	六二四	八六一	一、一四五	一、九二七	二、〇五八	一、八五二	八六	四三
八區	七〇〇	三〇〇	一、八〇〇	一、四一〇	二、〇〇〇	二、八〇〇	二八〇	二〇〇
九區	五〇〇	三二一	一、二八〇	一、〇二〇	五、五五〇	五、四一八	一〇〇	五二
合計	四、四四七	四、三〇五	七、三七一	七、二七二	二〇、八三一	二〇、四七一	七三三	五二一

	毎年生産數	毎年疫患死亡數	毎年屠殺數	疫患豫防方法	治療方法	改良家畜	改良方法
牛	八二〇	四〇	七八〇	無	獸醫	無	無
馬	一〇〇	—	—	同	同	同	同
豚	二〇、〇〇〇	七、〇〇〇	一三、〇〇〇	同	同	同	同
羊	一、五〇〇	七〇〇	六〇〇	同	同	同	同

	總數	毎年生産數	毎年疫患死亡數	毎年屠殺數	疫患豫防方法	治療方法	改良家畜	改良方法
鷄	九五、九九七	二、〇〇〇	五〇〇	一、五〇〇		無	無	無
鴨	一六、四四四	一、五〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	同	同	同	同

三、五八八　二〇〇　一六〇　｜　同　同　同　同

管理法

役牛、馬、騾、は粗末なる小屋、又は露天に繋ぎ、飼料は一般に粟稈、包米稈、豆稈莢を與へ、時として高粱、豆粕を與ふ、豚は晝間は放牧し、夜は豚舍に入れ、粟糠及殘飯を與ふ、羊は晝間は放牧し、夜は小屋に入れ、冬は貯へた野草を與ふるが、多くは冬も放牧す。

畜產の流行病は、解氷期より降雨期に亘り流行を見、時には猖獗を極むることあり、試に其主なる病名は左の如し。

イ、鼻液病……牛馬に共通の病疫である。病勢極めて猛烈であつて、往々全村の牛馬を全滅せしむることがある。流行期は五、六月頃で、病症は淋巴浸腺腫脹し鼻膿を漏し、食慾不振、動作靜穩ならず、急性のものは一日乃至五、六日にて斃死する。又一度之に犯されたる牛馬は、體軀瘁疲し、他の疾病に對する抵抗力を失ひ、遂に斃死するに至ると云ふ

ロ、環癬……牛馬に共通の疾病である。病症は肩部より、環狀の癬を生じ漸次擴播するに至らば脫毛し、患部は黃白色を呈し、多くは罹病後二三年間生存するも、惡性のものは化膿潰爛して、二三箇月の後斃死す。本病の傳染力は前者に比し遲鈍なれど治療の途がない。

ハ、牛疫……牛に特有の疾病にして、强烈なる傳染力を有す。病症は食慾減退して毛絨粗剛となり、發熱甚しく、呼吸速迫して鼻粘膜は潮紅し、血混の鼻汁を漏し、口腔に灰白の斑點を生じて多量の唾液を垂れる。又便秘して時々血混の硬糞を泄す。本病は流行期不定で罹病牛は二、三日乃至五、六日にて必ず斃死する。之れに對しても現在何等療法がない。

ニ、顋黃……腺病の一種で、馬の之に罹るもの多く、鼻腔より灰白色の膿汁を漏し淋巴腺腫脹し食慾を減退す。急性の

ものは數日の後斃死する、大低流行は六、七月頃である。

ホ、鼓脹及猪瘟……豚には鼓脹と云ひ、腹部の膨大する疾病と、猪瘟と稱して、鼻汁を漏し血便を泄する疾病がある。何れも傳染力甚だ強く一時に飼豚全部を斃死せしめるが如きことがある。

第三節　鑛　業

鑛業は未だ微々たるものにして、縣內數ヶ所に於て、土法稼行により採掘に從事し居るも、甚だ小規模にして特記すべきものはない。

縣內產出石炭は褐炭にして、弱粘結性の良好質にして、埋藏推定噸數は三百萬噸（滿鐵調査）年產額は一萬噸である。

主なる鑛區は左記の通り。

鑛種	地名	鑛區面積	採不採	備考
石炭	新開嶺	五百四十畝	採	豐東公司
〃	石項子溝口	五百畝	〃	東北煤鑛公司
〃	新開嶺河北	五百四十畝	〃	李元之
石炭	石人溝	五千三百二十二畝	採	韓厚基

尙曾て採掘せし地名、鑛種及分析表は左の如くである。

石炭　大平嶺　元寶山　閻家嶺　小利樹河子　石項子　平賀村

西岔溝　桑樹項子　金家溝　四頂子溝

銅　鑛　平崗周家店

鐵　鑛　元寶山

方鉛鑛銀　二道河源陶家溝

花崗石　双橋子

小利樹河子產出石炭分析表は左の如し。

水分	揮發油	固定炭	煉焦性	灰分	硫黃	發熱量
六、四五	一四、九八	三五、〇〇	不站結	二三、五七	〇、六九	六三、五五

第四節　水產業

河川あれども水量に乏しく、川魚族少なく、專業者は二名あるのみ。川魚は白魚、鯰魚、鯉、鮒等である。

第五節　狩獵

專業者なく主なる鳥は鴨、雉、雁等にして特記すべきものはない。

第六節　蠶業

一、柞蠶

當地に於ける柞蠶飼養法は、春秋の二期に分ち春期は淸明節に、秋期は立秋節に幼蟲を柞樹林に放ちて、諸鳥の來り啄むを防止すれば、九十日―百日にして繭となるのである。

春期に放蟲せし樹林には、秋期は放蟲せず、槪して春繭は秋繭に比し其形狀少にして價格に於ても安價である。

養蠶戶數	一九、七〇〇戶	柞蠶柞樹林面積	三、五〇〇餘天地
年產額	約一〇〇、〇〇〇、〇〇〇枚		

二、副業

副業として見るべきものなきも、養蠶業は每年相當の利益あるを以て、指導をなせば當縣第一の副業となると思ふ。

養牛及養豚養鷄は農家の副業として適當ならんも、從來の飼養法を改良指導をなせば相當發達の見込がある。

燒炭は冬期副業として適當なるも、需要者少なく、品質粗惡の爲め不振である。

第七章　工業

第一節　槪說

當縣の主要工業品としては、豆粕、豆油、及焼酒、製絲位にして、其の他は微々なれば特記する程のものもないが今概況を示せば左の如くである。

一、油房業

當縣産出の大豆を原料とし、豆粕及豆油を製造に従事する油房は、縣下十二戸にして、機械によりて製造する。（大豆一斗三升より豆粕一枚豆油五斤を製出す）然れども該油房は年中之が製造に従事せず、多くは四、五ケ月にして、他の月は主に兼業の業務を營むでゐる。

工場總數　十二工場　休業工場數　三工場

壓搾機　笨鐵搾　六十二盤

製造能力

	一日	金額	一年	金額
出豆油	壹千六百四拾斤	六百八拾九元	五拾四萬參千參百四拾斤	貳拾萬九千五百八拾四元
出豆粕	參百貳拾六枚		拾萬七千六百枚	

勞銀　最高毎月二十元　最底五元　平均拾三元—拾壹元

工作時間　八時間　午前七時　午後四時　休息一時間

勞働者年齢の百分比（五工場調査）

十四歳以下　四、五パーセント　十四歳——十六歳　二七　同

十七歳――二〇歳　九　パーセント
二一歳――三〇歳　一八　同
三一歳――四〇歳　九　同
四一歳――五〇歳　二七　同
五一歳――六〇歳　四、五　同

勞働者數　百六十三人

主なる工場は左の如し

油房名	經營者名	組織資本金	工廠面積	出産高 一年	出産高 一日	勞働者數	機械數
厚記	張煥臣	合辦壹萬元	九畝	(豆油拾萬斤 豆粕貳萬枚)	(豆油二百七拾斤 豆粕五拾四枚)	八十人	拾壹臺
東興	安國有	同	八畝	(豆油拾萬斤 豆粕貳萬枚)	(豆油貳百八拾斤 豆粕五拾五枚)	貳拾五人	拾五臺
日增福	張祝三	合辦五千元	四畝	(豆油六萬斤 豆粕一萬二千枚)	(豆油二百斤 豆粕四十枚)	五人	四臺
保田	保田(日人)	個人五千元	四畝	(豆粕七萬斤 豆油一萬四千枚)	(豆油百九十斤 豆粕三十九枚)	十三人	八臺
鴻順永	劉潤堂	合辦參千參百元	三畝	(豆油六萬六千二百斤 豆粕一萬三千二百枚)	(豆油百八十四斤 豆粕三十七枚)	十三人	四臺

燒鍋業

高粱を以て原料とし、一石より燒酒百斤內外を製出する。

縣下一年の總製造高は五十萬斤內外である。

勞銀　最高每月　十九元　最低　九元

工作時間　九時間　午前七時―午後五時　休息　一時間

勞働者年齡の百分比（二工場調査）

十四歲――二〇歲　十七パーセント　三一歲――四〇歲　十六　同

二一歲――三〇歲　二五　同　四一歲――五〇歲　四二　同

勞働者數　九十八人

主なる工場は

燒鍋名	經營者名	組織資本金	工廠面積	生產高及（金額）一年	一日	勞働者數	燒酒價格
金麗泉	張庭禎	個人三千元	八畝	二萬斤、三萬元	四百五十斤、五十元	二八人	高一角七分 低一角一分
廣泉	邵廣仁	同	六畝	二萬斤　三萬元	五百五十斤　八十二元	四〇人	高一角七分 低一角一分

製絲業

工場總數　二十三工場

機械數　一千五百支　運轉停止　三百支

一日生產額　六包　每包重百斤

原料購入高　數量山繭二百五十萬一千枚　價額　每千現洋一元一分　製絲數量　壹千包

製絲價格　本場絲毎包賣銀三百四十兩、挽手絲毎包銀二百兩　雜牌絲毎包銀二百九十兩
製絲率　春繭　五十匁―七十匁　秋繭　六十匁―百匁（千粒毎に）
勞働者數　一千七百二十一人
工作日期　毎年五ヶ月間
工作時間　十一時間　午前六時―午後六時　休息　一時間
勞銀　最高毎月十六元　最低十二元
各製絲工場に於ては、絲取器一臺に付、絲取職工一人を使用する外繭の煮蒸職工三・四人及繭の切開職工六・七人を使用する。蛹は食用として市場に於て販賣されてゐる。絲取職工は一人一日平均一千粒を紡ぐ。
内主なる工場を揭げれば左に

製絲場名	使用人數	資本金	使用機械數
東成公	三百三十人	五千元	三百支
福記	二百七十人	四千元	二百五十支
合記	一百三十人	三千元	一百二十支

紡織業

工場總數	四〇	休業工場	四
機數	一百八十架	休止	十八架

一年生產額及價格　棉布九百　毎　一百四拾五萬參千元

勞銀　每月最高八元　最低參元

工作時間　十一時間　午前六時―午後六時　休息　一時間

勞働者年齡百分比（二十一工場調査）

十七歲――二〇歲　十四％

二一歲――三〇歲　二十三％

三一歲――四〇歲　四十八％

四一歲――五〇歲　十％

五一歲――六〇歲　五％

勞働者數　二百六十八人

內主なる工場は

紡織名	經營者名	組織資本金	工廠面積	生產高一年	一日	勞働者數	機械數
姜	姜連發	個人百元	九分	二千疋	六疋	四人	五臺　休二臺
劉	劉志清	個人百元	七分	千九百疋	五疋	五人	五臺　休二臺
勝	勝欣泰	同	八分	二千三百疋	八疋	六人	七臺
劉	劉永善	同	同	二千一百疋	七疋	五人	五臺
福	劉悅平	同	九分	二千六百疋	十一疋	十二人	十臺

趙	趙清海	同	七分	二千一百疋	七疋	二人	六臺

精米業

工場總數　六

一年精米數量　一千六百三十石

內主なる工場は

工場名	一年精米數量	每斗最高　最低價
保田油房	六百石	現洋參元四角—貳元九角
東興油房	四百石	同
厚記油房	三百八十石	同

煉瓦製造業

工場總數　五

一年賣上價格高　七千九百元

內主なる工場は

工場名	資本金	賣上價額
揚家窰	五百元	一千五百元
馬家窰	同	一千六百元

住家北窑	四百元	一千七百元

染坊

總工場數　七

勞働者數　七十六人

一年賣錢數　六萬五千五百元

內主なる工場を掲ぐれば

工場名	勞働者數	資本金	每年賣錢數	工價 每月 最高	最低
洪興玉	十六人	二千五百元	貳萬元	拾元	八元
三和泉	同	同	壹萬六千元	同	同
東勝泉	十一人	七百元	九千元	同	同

皮革業

工場名	勞働者數	資本金
常姓	六人	貳百元
鍾姓	五人	壹百元
王姓	五人	貳百元

印刷業

工場名	勞働者數	資本金
國興	十五人	五百元
文信長	十五人	肆百元
本原	五人	壹百元
文勝興	二人	〃

第二節　各工業の製造工程

イ、油房業

油房には碾子と搾子を備付く

碾子とは原料を碾碎する一種の臼にして、石盤と石車とより成る（普通徑五尺內外、厚さ一尺餘、重量約八百貫）牛又は驢三、四頭を繫ぎ、之を石盤の周圍を馳走しつゝ石車を同盤上に轉ぜしむ、石車の上方には大なる方形の漏斗樣のものを吊しありて、之に盛りたる大豆は、石車の廻轉と共に間斷なく、石盤と石車との間に漏下して、壓碎せらる裝置で、之を碾子一盤と云ふ。

搾油機は堅固なる四本の柱より成り、柱基は地中に鞏く打立てられ、其上部及下部は橫木を以て貫き、太き麻繩を以て幾重にも之を卷付けある。搾油機の兩側には天井より垂下せる鐵槌、又は木槌各一個竝機の底下には油を受ける桶を備ふ。

碾子を以て挽割りたる大豆は、麻袋に納め、釜中に投じて約四十分間蒸煮し、之を輪形の大框（徑一尺八、九寸乃至二尺厚一寸五分內外）に移して亞型を作る。大框の內側に沿ひて幅五、六分の鐵輪二個あり、之に大豆を移すに先ち、框の中央には油草と稱する藁の如き草を束ねたるものを置き、中央より四周に向ひて之を擴げ、其上に蒸煮せる大豆を盛り、上より踏み固め、外輪の框を取去るときは、豆は鐵輪二條にて外側を保護せられ、完全に框形を保存す斯の如きものを五枚乃至七枚作り、其中間に鐵板を挿置して、壓搾機內に重積し、上方より壓搾板にて押へ、兩側に垂下せる槌を以て、橫木と壓搾板との間に楔子を打込み、漸次之を壓縮し鐵輪の間隔の相密着するに至りて止む、蒸煮する大豆の含有する油は、悉く搾出せられて、機の下部なる受盤を經て溜桶に流込み、鐵輪二個の間には、豆餠のみ殘るのである。

ロ、燒鍋業

高粱の蒸したるものに、麹及釀母に水を加へて充分に攪拌し、其醱酵するを俟つて、之を上部に氣孔を有する釜中に移し、强火を以て釜下より蒸す。釜の中間には木　子と稱する簀ありで、底部に貯へたる熱湯を限れるが爲め、玆に醱酵せる釀素は木　子の上にありて、蒸氣の爲めに熱せられ、蒸發して氣孔より釜上の貯水筒內に蟠施する錫製の蛇管を通過し、冷却して高粱酒となるのである。管口より滴下する裝置なるが未だ甚だ幼稚の域を脫せず、其蒸溜中、酒精分の發散し去るものであると强て之れが發散を防止せんが爲め、貯水筒內に於ける冷却を完全ならしむる時は、蒸發したる酒精と共に氣孔より蛇管內に導かれたる水蒸氣も、同時に冷却せられて、高粱酒は稀薄となり易きが如きは、共に蒸溜裝置の不完全に基因するもので、相當改良の餘地があると思ふ。

作業時間は午前一時頃より午後七時頃迄とす。是れは蒸溜器の冷却裝置不完全なるが爲めに、外氣の溫度高騰を忌むが爲めである。以茲焼鍋は夏季中休業し、冬季に至らば一蒸溜器を以て、一日二班の作業を爲す。

一班の所要原料は（五回の蒸溜）、普通高粱四石五斗と、麴百個（麴一個の重量は二斤半）とである。之れより酒粕は二百五十斤內外を得るが、乾燥して肥料として賣却す。

麴子は大麥一石、小麥二斗、大豆一斗を以て作れるを最上とす。當地にては高粱一石、玉蜀黍二石に對し、大麥二斗小麥六升、玉蜀黍八升の割合を以て作りたるものを加へて釀造して居る。

如此にして製出したる焼酒は酒精と云ふ。

容器（竹又は柳を以て編みたる籠に、內外より澁紙を張りたるもので、輸送又は保存に便利である。）に容れ密封して市場に賣出すのである。

八、磨房（製粉業）

舊式挽磨を使用し、穀粉又は挽割を製し、或は脫籾に從事する。

挽磨は上磨は直徑二尺、厚さ七寸、重量四十五貫內外にして、基磨は直徑二尺、厚三寸內外である。其の下に受盤あり、上磨に固定したる木桿には、家畜を繫ぎ、受盤の外側に設けたる木柵の外を馳走せしむ、磨房によりて製出せらるる小麥粉の品質は、機械製粉に比し、遙に劣等で灰色を帶び穀粉、糟糠、石粉等を含有す。

二、機織房

使用機械は何れも足踏式である。

ホ、煉瓦製造業

竈は粘土を以て築きたる、高さ二丈、直徑二丈五尺內外の扁圓形にして、焚口は竈の基部たる地下六、七尺の處に設けてある。燃料には雜草又は高粱稈を用ふ、煉瓦は長さ八寸、幅四寸、厚二寸の長方形にして黑色を呈す。又農家の副業として作るものは、土砂を揑ね、木型に容れて打出し、乾かして燒く事三日餘にして出來上る。木型より打出し乾したものは疋子と云ふ。

へ、染房

染房は普通藍、紺、黑の三種なれど、注文によりて紅、淡紅、紫等の染色をなす。使用藍は藍靛と稱する粗製の流動液である。

一壺溶量二十五、六斤にして、綿布六、七疋を染色することを得る。

干藍は一回染め、月藍は二回、正藍は五回にて仕上ぐるを通例とする。

(干藍、月藍、正藍は色合の區別を表はす語である)

ト、皮革業

先づ生皮を水に浸すこと三日餘にして之を取出し、高さ一丈、幅六尺の木框に張り日光に乾し刮子と云ふ傘形の刀を以て、毛皮肉の附着せるものを削りとり水に浸すこと三日餘再び取り出し、硝石を融したる槽內に放置して鞣すこと半日位で取出し、日に晒したる上、更に二日間水に浸す、斯くして出來上りたる熟皮(鞣皮)は品質甚だ粗惡であつて、製靴材料には適しないが、敷物又は馬具其の他雜鞁として使用せらる。

第八章　交　通

第一節　道　路

第一項　主要道路

西豐―西安　　九〇支里

此の幹道は現今では開豐、瀋海兩鐵路を連繫する最も必要なる馬車道路である。未明の頃西豐を出發する時は、日沒前西安に到着する。又此の地間には、冬季は旅客のため自働車の便がある。

西豐東門外を出て、東進すること十支里にして、北山城子街の分岐點の山峽の大道がある。暫くして双橋子に達する附近は、鮮人の水田經營が盛んである。此の地方一帶沃野展開し、道路又平坦なれども、西豐西安縣界の烏龍嶺を越へると、道路稍險惡となり、數時東進して、李家臺に達す。此處より道路分岐して岳を行くものと、大梨樹河の溪谷に沿ふて行くものとがあるが、後者は近道であるから是に依るを便とし、更に東進し遼河を渉れば直に西安に達する。然し本道は夏季降雨期には道路泥濘と化し、通行不便であるから、迂回路なるも矢張り前道による方がよい。

西豐―開原　　一四〇支里

今は開豐鐵路あるため馬車の往來減少し、道路の修築は以前に比し、不完全で沿道の糧車店など漸次衰退の傾向にある。然し今尚馬車により貨物輸出入路として、四時人、車の往來絕ゆることがない。

道路は割合平坦であつて、春夏の候と雖、車を遣るに甚だ困難を感ぜず。此間を往復する大車は概ね四—五套車とし冬季間の積載量は大豆約五石乃至六石で、道路の良好なる時は、七石を滿載することがある。

開原驛まで一日半の行程で、早きは翌朝未明に開原城に達し、日出時開原に到達する。大車は皆鷄鳴を聞く頃行を起し、日沒前旅店に入るを常とする。多くは各團を造りて、其行動を共にすること各地方と異なる所がない。是れ一は匪賊の襲來に備ふるためであると、一は日出前幾分にても其行程を多からしむるためであつて、日沒後は匪賊の出沒多きを以て、其の進行繼續するを好まない。

西豐—東豐　一六〇支里

西豐を出でて双橋子までは西安街道を進み、双橋子より右折し、楊木林子を經て東豐に達する本道は、著しき險道なく車馬の交通自由である。

西豐—北山城子

此道路は大道なるも主として、西豐縣界に接近せる地方よりの、穀類の來集路で、冬季の外は交通極めて閑散であるといふ。此の地より北山城子に至るには、四平街を通過するのが捷徑であるが、該地は森林欝蒼して、匪賊の出沒多きため商家臺を迂回するのが常である。

自動車

經營會社名	大北汽車公司
自動車數	**二臺**

經路　平崗村（八區）—安慈鎭（西安五區）—西安

賃金　本縣城內—平崗村　一元二角

同　　　　—安慈鎭　一元八角

同　　　　—西安城內　二元六角

乘車定員　二十二名

期間及定不定期　二日に一回運行し冬期間（十二月—二月）のみである。

開原驛より當西豐地方に通ずる道路は、冬期結氷期中は兎も角春、夏期の如きは、泥濘車軸を沒し、剩さへ河川には橋梁あるも人馬のみ通行し、降雨の際は河水の減少するを待たねばならぬ有樣である。

當地方より各主要都市に通ずる道路は左の如くである。

省道

開海支路

開原威遠堡—西豐—西安—東豐—海龍、二百二十支里

縣道

名稱	全長里數	路寬	路質	經過主要村落	道路狀況	往復の繁否	自動車馬車の通否
西行開原縣界	八十支里	三十六尺	土	頭營鎭	良	（荷馬車）繁	自動車冬期通馬車通
東北行伊通縣界	百餘支里	同	同	平崗	同	閑	同

同　西安縣界	卅五支里	同	同	無	同	繁（人、荷馬車）同
東南行東豐縣界	六十支里	同	同	雙河鎭	不良	閑　不通

自西豐車至開原		百五十支里
同	東豐	百六十支里
同	西安	九十支里

第二節　鐵道

開豐鐵路に依り開原石家臺——西豐間（全長百九十支里）をつなぐ、縣内には西豐、松樹、神樹等の各驛あり。每日二回（午前六時　午後一時）に發着する。料金は二元三角である。

西豐縣の乘降人員及發着貨物は左の如くてある。（大同元年度）

	一月	二月	三月	四月	五月	六月
乘車人員	四、五四八	三、五四三	四、六六五	四、一三〇	三、〇三一	三、一三一
降車人員	三、六七六	三、二七七	五、一一八	四、五五〇	三、二三九	二、八五四

	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一日平均
乘車人員	二、四五〇	二、七二七	三、四九五	五、一五五	五、四二一	七、八七五	一三八
降車人員	二、一二五	二、四八五	三、二六七	五、二〇七	六、二四六	六、四三三	一四一

發送貨物

	大豆	高粱	苞米	小豆	豆餅	稲子	谷子	蘇子	粳米	小米	雑貨
一月	七、五一〇	四、一九〇	二、二一〇	四五〇	一五〇	一二〇	一、二五六	二三	一二〇	三〇	三八五、七〇四
二月	三、二二〇	一、二四〇	六一〇	六〇	九〇		二〇八		三〇		二三四、四〇四
三月	三、一四〇	五、四六〇	一、五八〇		三〇	三二〇	三五二		二二〇	三五〇	三四九、五九八
四月	九七〇	二、五二〇	六八〇		八〇	八	二三二		四〇	三〇〇	二三六、三三四
五月	一、七六〇	二、二〇〇	一、〇六〇		六〇		二四四			二六〇	一九一、七六七
六月	八八〇	二、三七〇	一、二九〇		七〇		一一二			三六〇	二六八、八六八
七月	三四〇	七二〇	七三〇		四〇		二〇			四〇	八三、五三四
八月	四一〇	一、五一〇	一、四九〇						一〇	一三〇	一五六、〇九一
九月	一、二三〇	一、五〇〇	二、九二〇		三〇		二四			二一〇	三三三、八七八
十月	八、六九〇	六〇	七四〇	六八〇	三〇	三〇四			四七	三〇	四五七、六二二
十一月	一三、九〇〇	二二〇	一、〇五〇	一、五二〇	一五〇	八〇〇			二二四		三五一、九〇二
十二月	一一、二四〇	一、〇〇〇	一、三四〇	六八〇	一〇〇	六一六	一六		二九〇		六〇四、八四一

（以上の單位は噸）

着到貨物

一月	二、一四二、七八〇
二月	七六四、六四八
三月	一、一七〇、九〇〇
四月	一、一四六、七六〇
五月	九〇三、二四八
六月	六四〇、五二五
七月	二三四、〇五五
八月	八八九、四五四
九月	一、四三七、七一六
十月	二、三五六、五六一
十一月	三、八二〇、三三九
十二月	一、三六五、四三五

（以上頓）

奉天省　西豐縣

開豐鐵路哩程及驛名、發着時刻、運賃表

驛名	距離（公里）	發車時間（午前七時三十分のもの）	運賃 甲等	運賃 乙等
西豐	九、二一	七・三〇	—	—
大慶陽	二〇、九〇	八・〇二	〇、三七	〇、二七
郜家店	二〇、九〇	八・四二	〇、七九	〇、五三
神樹	二五、一〇	九・〇二	〇、九五	〇、六三
松樹	二九、六九	九・三〇	一、一六	〇、七四
威遠堡	三八、八九	一〇・〇四	一、四七	〇、九五
趙家臺	四八、五八	一〇・三八	一、八四	一、二一
開原城	五六、七九	一一・一〇	二、一六	一、三七
石家臺	六三、七〇	一一・三〇	二、四二	一、五八

同鐵路のパスの縣公署聯員所持者數　二十五名

大北長途自動車に依り、冬期間西豐より沙河鎭、及び二導河子を經て西安に至る間を運行し、毎日一回發着する。

城内には客馬車（四十五臺）人力車（三十六臺）ありて、城内の交通を助けてゐる。料金は城内相互間は一角より三角まで、城内――西豐驛間は二角。水路は當地方は降雨少なく且禿山なるとにより、何れも皆水量に乏しきを以て船舶の航行は全く不可能である。

第三節　通信

郵政局

西豐二等郵政局は城內に在りて後記諸村落に代辦處を設け、小包及郵便物の取扱を爲してゐる。爲替は縣內諸部落への送金は連絡せない。

當他郵政局一ケ月爲替取組高、同拂出高、切手賣上、及縣內代辦處は左の如くである。

爲替取組高　一千九百五十元
同拂出高　一千七百七十五元
切手賣上高　七百六十一元九角

代辦處——頭營、雙河鎭、涼水泉子、野鷄背、神樹、松樹、大青陽尙郵路は左の如し

郵路	自西豐至——	郵路里數	郵路班期	備考
西貂路	西豐貂皮屯	二二六支里	三日一次	次要路
西神路	同　神樹	一五〇支里	四日一次	同
西東路	同　東豐	一七〇支里	間日	同
西炮路	同　炮手推子	七五支里	毎日	同
西西路	同　西安	九〇支里	四日一次	主要路
開拓路	同　石家臺	五五、〇〇	毎日	鐵路

電信

城內に電報局ありて內外電報を取扱ひ居れり共の料金は

歐文　國內每字二角　國外中國內地每字三角六分

滿文　國內每字一角　國外中國內地每字一角八分

當局一ヶ月の平均受信及發信數は

受信　五十件

發信　四十件

電話

電報局に附屬の長途電話局あり現在加入者八人、(萬合公、東永茂、金麗昌、德昌隆、盛泰號、運興大、厚記糧棧、亞細亞)にして左記に連絡しその料金は

自西豐─至	料金	自西豐─至	料金
同　奉天	一元二角	同　開原	六角
同　西安	四角	同　東豐	七角
同　山城子	一元三角	同　海龍	九角
同　朝陽鎭	一元		

警察電話なし

鐵道及電話　開豐鐵路（開原石家臺站――西豐站）

開原石家臺、開原城、開原站、威遠堡、松樹、神樹、郜店、慶陽、西豐、各站間連絡す。

西豐電話局は民國五年の創設にして、資金は全然地方公金より支出し、創立當時縣內一畝每に電話捐として銅貨一枚を課し、且つ縣公署より補助金を支出したのである。その後民國十九年に至り、縣內各村に連絡するに至つた。

現在加入者數は二百三十七戶、加入料金は一ケ月四元にして、長距離連絡する、その料金は

自西豐―至	料金	自西豐―至	料金
同　開原城內	五角	同　開原附屬地	六角五分
同　西安縣	五角	同　平崗鎭	二角
同　雙河鎭	二角	同　凉水泉子	二角
同　郜家店	二角	同　野鷄背	三角
同　二道崗	三角	同　房木鎭	二角
同　天德泉	四角	同　東大溝	三角
同　老營廠	四角		

第九章　商業及金融

第一節　輸出及輸入

第一項　輸　出

當地は農業地なるが故に主なる輸出品は大豆、高粱、粟、米、豆油等一般農產物及其の加工品にして其の輸出の大部分は開原に於て輸出する。

一年の輸出總額は左の如し（大同元年度）

種類	輸出高	種類	輸出額
大豆	七萬二千二百石	水稻	三萬四百三十石
高粱	十萬二千石	豆油	二十七萬一千六百斤
粟	二萬五百石	豆粕	七萬七千六百斤
玉蜀黍	七萬二千八百石	燒酒	二十五萬斤
陸稻	四千石		

附記

大豆は收獲期は十月下旬にして、十一月上旬より荷動き盛となり、漸次十二、一、二、三月迄奥地より當地に來る。

大豆運搬に用ゆる容器は、四斗五升を容る麻製袋(一個六角)を用ひ、又豆油は油簍と稱する紙製容器を用ひ、最大なるものは二百五十斤を容るに足るものがある。而して大豆は一輛の馬車に付き十五袋内外を、油簍十個内外を、又豆粕は二十斤内外を積載運搬す。尙開原迄の運賃は左の如くである。

種類	數量	汽車賃	馬車賃

大豆	一石	一元一角五分	一元一角
豆粕	一枚	一角二分九厘	一角二分
豆油	百斤	二元六角	二元五角五分

第二項　輸入

當地の主なる輸入品は布類、石油、燐寸等である。

輸入品を揚ぐれば左の如くである（大同元年度）

種類	輸入高	價格	備考
金巾	六千二百疋	一疋ニ付九元	
更紗	五百六十疋	同　十元	
大尺布	六千六百疋	同　三元八角	
花尺布	一千五十疋	同　八元八角	
綿布	八千二百疋	同　三元	
粗布	三千六百疋	同　五元六角	
麥粉	七萬二千袋	一袋ニ付三元二角	
棉絲	四千七百梱	一梱ニ付五元四角五分	
洋火	一千二百箱	一箱ニ付十一元六角	惠臨公司製品多シ
臘燭	二百八十箱	同　四十一元八角	美孚行製品多シ
烟草	八百箱	同　三百元	英美烟草公司製品多シ

化粧品	六千五百元		廣生行製品多シ
醬油	大桶一千桶 小桶二千桶	大一桶ニ付十九元 小一桶ニ付五元四角	岡田公司製多シ
衞生衣	一千一百十套	毎套ニ付キ二元五角	工廠名不明 東京・大阪製品多シ
縫針	三百打	一打ニ付キ一元	勝記縫紉公司製品多シ
石油	七千三百箱	一箱ニ付キ十元八角	美孚洋行製品多シ

商取引は奉天、大連、新京、營口、開原との間に行はれ、原產地との直接取引は極めて少數である。

主なる雜貨商の一年の賣上額は左の如くである。(大同元年度)

店名	賣上額	店名	賣上額
永盛東	三十六萬九千一百元	德興東	二十萬元
氷盛興	二十六萬元	三合昌	十三萬六千四百元

又當地に於ては外國人にして商店を構へ商業を營むものは、日本人のみにして質商、雜貨、賣藥店他は代理店ありて年一、二回商業狀態視察の爲め來西する位のもので、その代理店は左の如くである。

店名	販賣品	店名	販賣品
美孚行	石油、火柴、麵粉	卜內門	洋碱、肥田粉、魚肝油
亞細亞	石油、火柴、麥粉	肇新窯業公司	磁器

第三項 市場

農產物以外の商品は、市內各商舖に於て販賣し居るに過ぎざるも、主なる農產物にありては、市內主なる客棧又は糧

棧に於て取引行はれ、日暮時より一般住民は勿論、商舗と雖も門戸を固く閉鎖し、夜間は取引全く行はない習慣である

附記

當市場で行はるゝ穀物取引方法、先物取引と現物取引とあれども、先物取引は殆んど行はれてゐない。

現物取引方法を略述すれば

搉車成佣　田舍の農民、穀物を積載せる馬車を糧棧の構内に引込みて賣渡しをなす。此の場合には買方となるものは當該糧棧、又は該糧棧に滯在する外來の客商にして、前の場合の取引を市卸と稱し、後の場合には之を搉車と呼ぶ、市卸の時には數量を量れども搉車の場合には量らざることがある。

囤佣、當地糧棧に於て買入れたるものを囤積と稱し、之れを外來の客商に賣渡すを、囤佣の現物賣買と云ふ。因に外來の客商は、當地糧棧に滯在して取引をなすを原則とし、一定の口錢を以て該糧棧をして買付を爲さしむ、其の該糧棧の手を經ざる場合に於ても尙口錢を支拂ふを常とす。

從て滯在中の食費は一切之を支拂ふを要しない。

第三項　土地家屋

土地家屋の賣買並に賃貸價格及其の慣習

土地家屋

土地に關しては所有權の存在を示す「地券」ありて所有者、住所氏名、地名、番號、面積等を記入し、賣買の際讓渡し縣公署に於て該地券所有者姓名の書換を行ふ。

家屋賣買に關しては、何等登記を行はざるも普通契約書を交換する。而して普通賣買は、土地と共に行はるを常とする。

當地に於ける價格は左の如である。（大同二年三月末日調査）

城內地價

街基地	一畝に付	百元	三園地	一畝に付	二十五元
上則地	同	貳拾五元	中則地	同	二十元
下則地	同	拾五元	次則地	同	十元
山荒地	同	拾五元	山頂地	同	一元

城外地價

街基地	一畝に付	四拾元	三園地	一畝に付	二十五元
上則地	同	二十五元	中則地	同	十五元
下則地	同	拾元	次則地	同	八元
山荒地	同	拾元	山頂地	同	一元

家屋賃借

借入期間は普通半年とし、一間を單位となし、家屋內部の設備及修繕は全部借受人に於て行ひ、外部設備及修繕は家主に於て之を負擔する。

借入に關しては口約を以てすれども、長期及大家屋にありては契約書を作成することもある。當地に於ては家賃左の如くである。（大同二年三月末日調査）

商店家屋

上等瓦葺家屋	一間に付	半年	二十五元
中等　同	同	同	二十元
下等　同	同	同	十二元五角
上等草葺家屋	一間に付	半年	二十元
中等　同	同	同	十五元
下等　同	同	同	十二元五角
商店控家屋	同	同	十元

民家屋

瓦葺家屋	一間に付	半年	十二元五角
草葺家屋	同	同	十元
平房家屋	同	同	十元

第四項　普通勞働者賃金

當地に於ける勞銀は左の如し（大同二年三月末日調査）

勞働名	賃金（一日）	勞働名	賃金（一日）
廚工	九角	木工	六角 飯付
忙工	四角五分	瓦工	六角 飯付
鐵工	六角酒、飯付	勞働工	四角 酒、飯付

第五項　物價

物價は左の如し（大同二年三月末日調査）

種類	原産地	數量	價格
官紗	杭州	一尺	一元
綢子	同	同	五角五分
緞子	同	同	七角五分
花其布	上海・天津 東京・大阪	同	八角
市布	西洋	同	一角
洋	杭州	同	七角五分
襌緞	上海・杭州	同	九角
方格布	大阪	一尺	九分
德國緞	德國	同	四角

綿布	奉天	同	八分
綿花	遼陽	一斤	四角五分
襪帶子	奉天	一枚	八分
布製帽子	同	一箇	上一元二角 下七角
麥藁帽子	同	同	二元
毛製帽子	大阪	同	二元
布製冬靴	奉天西豐	一足	二元三角
雨靴	同	同	一元
布製夏靴	同	同	一元五角
狐皮	吉林	一服	百元
羊皮	錦州	同	四十元
山猩皮	吉林	同	四十五元
狗皮	西豐	一件	一元五角
醬油	奉天遼陽	一斤	二角
韮菜	奉天	同	六角
葱	開原西豐	同	五分

白菜	西豐	同	二分
豆腐	同	十箇	八分
粉子	同	一斤	一角四分
鹽	同	一斤	七分
豆油	西豐	一斤	一角六分
高粱酒	同	同	一角三分
黃酒	同	同	一角二分
葡萄酒	奉天	一瓶	八角
麥酒	同	同	四角
玫塊酒	同	同	三角
牛肉	西豐	一斤	二角
豚肉	同	同	二角
羊肉	同	同	二角
鷄	西豐	一羽	五角
鷄卵	同	一個	四分
麪粉	同	一斤	八分五厘

高粱	同	一斗	六角二分
粟	同	同	六角五分
玉蜀黍	同	同	五角七分
陸稻	同	同	一元四角
水稻	同	同	一元五角
大麥	同	同	六角
小麥	同	同	一元六角
秫米	同	同	八角五分
小米	同	同	二元六角
粳米	同	同	二元八角
稻米	同	同	三元二角
木炭	淸原	百斤	二元二角—黑炭　三元二角—白炭
薪	西豐	一車	四元
高粱桿	同	百綑	一元
爐煤	同	百斤	三角
塊煤	同	百斤	九角

枝　柴　同　百　梱　四元五角

第六項　商務會

當地の商務會は左の如し

商務會員數　二百八十六人　特別議員數　五人
常議員數　二十二人　役員數　六人
選擧權者　二百八十六人
一年收入會金　壹萬九千百貳拾壹元六角
一年支出會金　壹萬八千八百九拾四元八拾參錢
會議度數　三十二回
會議件數　三十二件

附記　將來の事業

當縣一帶は到る處細流に富み、加ふるに風水害の虞なきことは數十年來の經驗によりて明かにして一般農業の外顧みられざる鑛業（石炭）養蠶等の事業は大に研究考慮の餘地ありて、一般滿人は舊習を踏襲し、改良進取の精神に乏しく、科學的の觀念皆然である。

特に水田米作業、製絲等は堅實なる投資家の投資開發に待つ處不尠である。

第七項　商店の組織竝店員の待遇

滿洲商店は財東（資本主）と掌櫃的（支配人）との結合によりて成り資本主は單に資本を供給して利益を收得するに止まり直接店務に關與することなく營業の一切を支配人に委任せり。

支配人の下には尙數名の掌櫃的（手代）及多數の夥計（店員）を雇用せり。

損益勘定は每年五月節八月節及年末の三回に分ちて之を行ひ年末に至り利益の配當を爲すを常とす。

利益は資本主に於て其一半を收め他の一半を掌櫃的（支配人及手代）の間に按分配當す支配人以下の利益配當率は資本主之を査定し資本主より之を給する習慣である。

掌櫃的は其の年內に於ける利益の多寡に應じ、資本主より幾分の利益配當を受くる外、每年所定の給料を受く。

商店間の取引は延勘定のもの多きも、顧客との取引は概ね現金取引にして、信用ある常客に對してのみ、掛賣を爲し每年五月、八月、十二月の三期に其支拂を受けることになつてゐる。

西豐縣商會造送商工業字號營業科目等一覽表

商工業字號	營業科目	開設年月	資本金	財東姓名	執事人姓名	買貨地	上年一年內賣錢數	賣縣地	取引銀行
德興東	服飾業	民國三年十月	國幣壹萬元	奉天城德興和	臧仙舫	安東奉天營口	國幣二十七萬元	西豐縣城鎮鄉	滿洲中央銀行西豐支行
永盛東	同	民國四年三月	國幣壹萬貳千元	張子先	王景泉	同上	國幣貳拾四萬元	同	同
恒興茂	同	民國十九年二月	國幣六千元	王慶豐	于子彬	安東奉天開原	國幣八萬元	同	同
義泰仁	同	光緒三十二年二月	國幣六千元	佟振江	侯振江	奉天開原	國幣四萬元	同	同
三和明	同	民國五年七月	國幣壹萬元	奉天城三和德	馬輯雲	營口奉天	國幣拾萬元	同	同
三和東	同	光緒二十八年二月	國幣壹萬元	同上	張崑圃	同上	國幣拾四萬元	同	同
永順祥	同	大同元年十月	國幣五千元	奉天城永順祥	徐躍波	孫家臺奉天	國幣拾萬元	同	奉天本號
東記布店	同	大同元年三月	國幣七千元	陳雅齋	王文斌	開原	國幣四萬元	同	滿洲中央銀行西豐支行
福盛東	同	民國十三年四月	國幣六千元	張忠賢	王香亭	營口開原安東奉天	國幣六萬元	同	同
永盛興	同	民國九年二月	國幣壹萬元	張進賢	張西林	營口開原安東奉天	國幣二十萬元	同	同
德興北	同	民國十九年三月	國幣五千元	德興東	陳鴻洲	同	國幣八萬元	同	同
同興順	同	民國二十年二月	國幣三千元	徐億三	徐億三	奉天安東	國幣四萬元	同	同
三合昌	同	宣統元年一月	國幣壹萬貳千貳百元	劉潤卿	李儀亭	營口開原奉天安東	國幣貳拾萬元	同	同
恒順隆	同	民國拾七年四月	國幣五千元	張壽彰	臧仙舫	同	國幣八萬元	同	同
豐隆昌	同	民國六年三月	國幣九千元	趙福田	劉榮三	開原營口	國幣四萬元	同	同

商號	業種	創立	資本	代表者	經理	營業所	年額	營業區域	往來銀行
謙和泰	同	民國十七年二月	國幣六千元	蕭翼雲	楊慶昌	奉天開原	國幣四萬元	西豐縣城鎮鄉	滿洲中央銀行西豐支行
興順和	藥業	民國十六年三月	國幣二千元	李桂	李桂	營口	國幣四千元	同	同
義和盛	同	宣統元年一月	國幣七千元	翟清溪	張永祿	營口	國幣壹萬元	同	同
積盛興	同	光緒三十年一月	國幣五千七百元	尹懿堂	劉方舟	同	國幣三萬壹千元	同	同
義興盛	磁鐵業	民國拾年壹月	國幣三千元	桑玉山	張墨林	奉天	國幣肆萬元	同	同
天聚長	磁鐵業	民國九年二月	國幣二千八百元	奉天城天增和	董象山	奉天	國幣三萬貳千元	同	同
福盛和	蓆蔴業	民國十五年一月	國幣壹千元	佟玉堂	佟玉堂	開原	國幣壹萬元	同	同
義誠永	磁鐵業	民國拾年一月	國幣三千元	王鎮侯	王鎮侯	奉庚	國幣貳萬八千元	同	同
德昌隆	糧業	民國八年八月	國幣壹萬元	史鳳亭	張馨亭	西豐縣城	國幣壹萬五千元	安東大連營口	同
東永茂	同	民國元年五月	國幣壹萬元	潘雨田	李振聲	同	國幣壹萬元	大連營口	同
厚記	糧業	民國十八年四月	國幣壹萬元	屈貢南	張煥臣	同	國幣三萬元	大連安東開原	同
金麗昌	同	民國拾八年三月	國幣壹萬元	王仲西	王香圃	同	國幣壹萬五千元	大連開原	同
鴻順永	糧米業	民國八年九月	國幣五千元	王子卿	劉潤堂	同	國幣二萬六千元	同	同
保田油坊	同	民國十年九月	國幣五千元	保田又太郎	張清波	同	國幣二萬元	營口本城	同
福順長	木器工業	光緒二十六年一月	國幣三百元	高全五	高全五	當地及長春	國幣六千元	西豐縣城鎮鄉	同
鴻興永	同	民國十五年五月	國幣五千元	夏鴻儒	孫如久	同	國幣壹萬三千元	同	同
天興長	木器工業	大同元年十月	國幣二千元	徐獻廷	趙子芳	新京及當地	國幣壹萬八千元	同	同

德順久	鐵器工業	民國二十年六月	國幣二百元	陳錫廷	陳錫廷	當地	國幣壹千四百元	西豐縣城鎮鄉	滿洲中央銀行西豐支行
穆家爐	鐵器工業	民國十八年四月	國幣壹百元	穆栢林	穆栢林	同	國幣六百五十元	同	同
泰和爐	同	民國二十年二月	國幣壹百貳拾元	張元第	張元第	同	國幣四百元	同	同
長發爐	同	民國十二年四月	國幣壹百貳拾元	夏長青	夏長青	同	國幣五百元	同	同

西豐縣工商同業公會家數人數及主席姓名別號營業行號暨住址一覽表　大同三年二月

公會別	家數	人數	主席姓名	別號	營業行號	住址
飲食業同業公會	計六十家	共二百三十人	陳雅齋	雅齋	鼎豐飯店	西豐縣城西大街小什字
皮革業同業公會	計二十八家	共一百四十人	劉品卿	品卿	裕祥和	北大街中間路南
綢緞雜貨同業公會	計二十三家	共七百四十人	徐億三	億三	同興順	北順城街東頭路北
糧商同業公會	計十六家	共六十九人	安國有	國有	東興達	南大御中間路北
金銀飾物同業公會	計六家	共二十八人	柳勳臣	凌閣	鈺隆盛	北順城街中間路南
木工業同業公會	計二十四家	共一百二十人	高福廷	仝五	福順長	南大街西頭路南
染色業同業公會	計八家	共七十二人	母純先	純先	永盛泉	北大街大人字街路北
磁鐵蓆蔴同業公會	計十五家	共九十人	張墨林	文華	義興盛	北大街中間路北
糧貨牙店同業公會	計十八家	共四百四十二人	聶慶一	慶一	裕昌達	南大街東頭路北
繅絲業同業公會	計十五家	共九百六十人	閻華亭	榮宗	隆興德	西大街楊家大院內
洋鐵錫器同業公會	計十三家	共五十八人	黃景陽	景陽	信甡長	北大街中間路北
屠肉業同業公會	計十三家	共四十六人	孫錫福	錫福	義增永	南市場

								備考
靴帽業	同業公會	計十三家	共一百零二人	賈永福	永福	大興魁	丁字街路東	
鐵工業	同業公會	計十五家	共三十五人	穆栢林	栢林	穆家爐	北大街東頭路北	
估衣業	同業公會	計十二家	共四十五人	劉凌閣	凌閣	慶源昌	北大街中間路南	
下雜貨業	同業公會	計十家	共五十二人	郭福成	福成	福順益	南大街東頭路北	
筆墨書籍	同業公會	計八家	共五十二人	桑儀三	汝才	德和興	北大街中間路北	
藥業	同業公會	計二十四家	共二百零二人	張漢卿	永祿	義和盛	同上	
菓食糕點	同業公會	計二十六家	共一百六十六人	張孚	純仁	彩興居	大人字街路北	
山貨梨窨	同業公會	計十家	共八十五人	孫殿元	殿元	義勝東	北大街東頭路北	
京津雜貨	同業公會	計二十家	共一百十六人	王沂臣	錫增	巨陞長	小什字街路東	
縫級工業	同業公會	計二十一家	共一百六十人	韓德衣	錞三	同義合	泰仁胡同路西	
理髮業	同業公會	計十六家	共七十三人	張作臣	作臣	瑞發堂	西大街南頭路東	
織工業	同業公會	計二十五家	共七十八人	王桐山	秀峰	王機房	小什字街路西	
旅館業	同業公會	計五十家	共一百六十八人	遲炳卿	炳卿	同興旅館	老東門裏路北	

縣街營業別戶數及主要營業者狀況

業別	營業者數目	營業狀況
服飾雜貨業	二十三家	平常
糧業	十六家	不佳

藥業	二十四家	稍佳
磁鐵業	十五家	稍好
京津雜貨業	二十家	狀況尚覺略佳
皮革靰鞡業	二十八家	因膠皮鞋充斥市面價值低廉以致靰鞡銷路滯塞狀況不佳
金銀飾物業	六家	狀況僅敷開銷
洋鐵錫器業	十三家	狀況稍有盈餘
菓食糕點業	二十六家	僅有二三家稍有盈餘其他只敷靡費
木工業	二十四家	只敷消費幷無盈餘
鐵工業	十五家	只敷消費幷無盈餘
纏絲業	十五家	因絲價暴跌均遭賠累
鞋帽業	十三家	少有盈餘
山貨梨窖業	十家	稍獲利益無大盈餘
染色業	八家	因服飾雜貨業賣項不佳染色業之營業狀況亦自然不佳
筆墨書籍業	八家	僅敷消費無盈餘
糧車店業	十八家	營業狀況無盈餘
屠肉業	十三家	僅敷消費無盈餘
燒酒業	三家	營業狀況少有盈餘
質當業	五家	營業狀況尚佳

說明　冊列各種營業共三百零三家其他小本營業如理髮成衣飯館下雜貨等家均未列入合併說明

第八項　商品

日本品（地下足袋　石鹸　洗面手巾　綿糸布　煙草　棉衛生衣　洗面器　裝飾品　陶磁器　鹽干魚　菜果等）

滿洲國品（燐寸　靴下　洗面手巾　石鹸等）

外國品（煙草　石油　燐寸等）

以上各品種に對する取引狀況　取引慣習　並主要商店

日本品（地下足袋等）對於取引狀況甍於奉天孫家台　取引慣習　在門市上零賣並轉賣與四鄉小販

主要商店　地下足袋奉天三榮膠皮公司　石鹸奉天豐記洋行　洗面手巾奉天茂林洋行　綿糸布孫家台萬和公　煙草孫家台東亞烟公司　棉衛生衣奉天豐記洋行　洗面器奉天太平洋行　裝飾品奉天　全順成　振興成　同和源利順永　陶磁器奉天茂林洋行　鹽干魚孫家台　福聚興　慶元合　菜菓等開原　振盛商店

滿洲國品（燐寸靴下　洗面巾　石鹸等）對於取引狀況甍於奉天安東營口　取引習慣在門市上零賣並轉賣四鄉小販

主要商店　燐寸奉天惠臨營口甡甡火柴公司　靴下奉天內金陞　大成永　內賓陞　洗面手巾　奉天德源東　石鹸奉天德源東

外國品（煙草　石油　燐寸）取引狀況甍於奉天　取引習慣在縣街駐有各行代理店共均由總行來貨運至西豐再由各代理店批發各雜貨商幷賣與外鎭各雜貨商號主要商店　煙草奉天啓東煙公司　石油奉大亞細亞美孚行　蘇聯各火油公司　燐寸無

第九項　輸入品

當縣輸入品は左の如し

品名	商標	原産地	輸入數量	價格	公司名
衞生衣	燈塔牌	大阪	二百打	每打十五元	興利公司
膠皮靴	太陽牌	安東	四萬雙	每雙七角九分	富屋洋行
石鹼	文鳥牌	大阪	六百打	每打三元二角	吉田久公司
齒磨粉	苦林牌	〃	八千四百袋	每袋一角	純美堂商會
縫針	勝家公司	美國	三百打	每打一元	勝家公司
石油	幸福	德國	七千三百箱	每箱九元	德士古
白砂糖	宇宇	平壤	一千三百包	每包十九元	三井洋行
紅糖		東京	一千二百包	每包二十元	〃
永糖	A字	大阪	三百包	每箱十一元八角	旭日公司
洋臘	地球	開原	二百八十箱	每箱三元七角	協和謙
麥粉	兵船	燕錫	七萬二千袋	每袋三元五角	茂新
綿絲	雙福	奉天	四千七百捆	每捆二百二十四元	奉天紡紗廠
大尺布	宏記	南通州	六千六百匹	每匹一百五十元	同興宏
花其布	遼塔	遼陽	一千五十匹	每匹七元八角	滿州紡紗麒
綿布	人面	東京	四千二百捆	每捆二百五十元	
打連布	龍頭	大阪	四千一百尺	每匹七元	三井洋行
市布	遼塔	遼陽	五千五百尺	每匹八元六角	滿州紡紗廠

清水布	德裕	上海	三千尺	每疋二元四角	德裕公司
燐寸	麒麟	奉天	一千二百箱	每箱十一元二角	滿州火柴
煙草	粉刀	英國	八百箱	每箱四百二十元	英美公司
寫字紙		安東	五百疋	每疋四元四角	鴨綠江紙公司
用連紙		安東	五千疋	每疋四元五角	〃
用連紙		安東	六千疋	每疋二元五角	〃
壁紙			七千疋	每疋一元二角	東興海
窗紙		當地	一萬疋	每疋一元三角	東興海
窩紙		〃	四千五百疋	每疋二角六分	義興昌
摩造紙		大阪	五千七百疋	每疋八元	福盛號
手巾		奉天	二千打	每打一角	興公廠
腿帶子		〃	三千打	每打七角	合記公司
陶器		〃	二萬五千個	每個六分	肇新公司
齒刷子		〃	十萬把	每打一角	中和永
鹽乾魚		營口	一萬斤	每斤一角五分	永德福
胡椒		宣羅	五百斤	每斤六分	永昌福
日本藥		大阪	五十箱	每箱十元五角	森下博
成藥		上海	六百打	每打十四元四角	五州藥房
茶		安徽	十五萬斤	每斤八角	福勝春
紅茶		福建	十萬斤	每斤六角四分	張德生

煉乳	美國	二百箱	每箱三十七元	
粉乳	〃	五百打	每打九元五角	英瑞公司
醬油	遼陽	五百桶	每桶二元	岡田公司
麥酒	サツポロ 大阪	參百箱	每箱十七元	能地洋行
汽水	安東	二萬箱	每箱六元四角	〃

第十項　電燈

電燈公司

會社名　西豐電業股份有限公司

技術員　四人　事務員　五人

資本金　五萬圓　拂込資本金　三萬五千元

供給區域　西豐縣城內及西站、河東

燈火數

從量		定額	
需要家數	電燈數	需要家數	電燈數
二、一二一戶	一、二八二燈	四四五戶	八八一燈

街燈數　一七八燈

電力　電動機一臺　一五H・P

電源周波數　六〇サイクル　電壓　二二、〇〇〇Y

受電容量　一五〇E・V・W　送電夜間のみ

變電設備

容量　一五〇K・V・W　受電先　開原電氣

變壓器

容量　五〇K・V・W　一次電壓　二二、〇〇〇　二次電壓　三、三〇〇

相、三　冷却法油入自己　筒數　三

配電線路

高壓電壓　三、三〇〇　低壓電壓　一〇〇

高壓線種數　第二種　同大サ　B・S・井4

低壓線種數　第二種　同大サ　B・S・井・井3

方式　三相三線

往上變壓器　總數一六　總容量　八〇K・W

第二節　度量衡

制度甚だ不完全の狀態にして、各地相異り、例へば當地に於ける一斗は、西安東豐に於けるよりも少量にして、鐵嶺、

開原に於けるよりも多量なるが如き有樣である。

度

尺度

營造尺及裁尺との二種とし、前者は布類以外一般に使用せられ、後者は布類のみに用ひらるゝ、大尺（木綿類に）小尺（絹布類に）の二種類あり、兩者共に一分を以て單位とし、十進法に據り寸、尺、丈に至る、現在用ひらるる尺の種類は左の六種である。

米突尺。曲尺。擢尺。裁尺。瓦木匠尺

尙今日本の尺度と比較すれば左の如し

營造尺	一尺	日本曲尺	一尺四分
裁尺大	同	同　鯨尺	一尺四寸七分
同　小	同	同	九寸二分

距離

一步を以て單位とし、一步を二尺五寸となし

千八百尺を以て一支里（日本の三百餘間）となすのである。

面積

間を以て單位となし、一間は五尺平方、及び長五尺巾一尺五寸の二種あり

前者は測地上に、後者は耕地用に使用せられ、二百四十間を以て一畝としてゐる。

一　方　地　　二十四晌地

一　天　地　　六畝及び十畝の二種類

一　畝　　日本の約六・二畝

量

勺を單位となし十進法により合、升、斗、石に至る。

現在使用せらるる量器は左の十二種である。

斗、升、合、十斤、五斤、二斤、一斤、半斤、四兩、二兩、一兩

（一斗は日本の一斗七升參合）

衡

衡は稱及秤の二種あり、稱は單位を兩とし、十兩を以つて一斤とし、百斤を一擔とす。秤は貴重品（金、銀、絹糸品藥品）に用ひられ、單位を分とし、十分の一を壹錢とし、拾錢を一兩とす。

衡器は左の十四種とす。

臺秤、磅秤、三百斤以上秤、一百斤以上秤、三十斤以上秤、十五斤以上秤、十斤以上秤、五斤以上秤、五斤以下秤、盤秤、二十兩戥、四兩戥、一兩戥

天平

秤（兩）　日本の約十匁

稱（斤）　一斤　日本の一四八匁八

第三節　金融及通貨

一般住民の財産貯蓄方法

一般住民の營業利得其他に依る收益貯財は、彼等の主業存續上極めて重要な問題で、縣內至る處匪賊の出沒旺なるが爲、現金を所持することは此の上もなく危險視せられ、可成現金を保管せざる習慣で、又一般に利殖の途を知る關係上、營業資本金に充當したる餘剩は、銀行其他に預金するを常とす。農民の如きは是亦土匪の出沒を恐れること一層甚しく、餘金のある農家は土地、田畑、其他營業上の必要品を購入するか或は、相當信用ある巨商當舖等に供託する。

金融機關としては中央銀行支行、及當舖、糧棧等である。當舖は主として一般庶民の金融機關とし、糧棧は農業金融として活動してゐる。錢舖あれども小資本にして兩替をなすのみ。然れども此の種の機關の貸付利率は甚だ高率である。

今當地に於ける銀行、當舖、糧棧、錢舖を擧れば左の如くである。

銀行

滿洲中央銀行西豐支行

當舖

名稱	使用人數	資本金	貸出高	貸出件數

昌記當	五人	五千元	四拾參萬壹千七拾貳元	壹萬壹千七百六拾件
德昌當	五人	同	五拾參萬壹千九拾四元	壹萬貳千拾七件
天益堂	四人	同	拾九萬壹千九百九拾三元	八千貳百七拾件
聚成堂	三人	同	貳拾萬九千參百壹元	七千八百九拾四件

糧棧

名稱	使用人數	資本金	名稱	使用人數	資本金
德昌隆	四十人	貳萬五千元	福昌東	十二人	貳千元
東永慶	四十人	壹萬元	同記	十人	貳千元
金麗泉冒記	三十人	五千元	天增德	十五人	壹千元
義恒逵	十五人	貳千元	萬記	十二人	壹千元

錢舖

名稱	使用人數	資本金	名稱	使用人數	資本金
義勝	二人	壹千元	振興福	一人	參百元
雙發號	一人	參百元	信利號	一人	貳百元
同源昌	一人	參百元	德記	一人	壹百元

第二項 通貨

當地方に於ける流通諸券を擧れば左の如くである。

紙幣、國幣、東三省官銀號滙兌券、奉天公濟市錢號券朝鮮銀行券

硬貨　袁世凱及孫文銀貨、一分東三省銅貨

附記　中央銀行貸付金狀況、及郵政局の爲替狀況は左の如くである。（大同元年）

中央銀行支行貸付金狀況

信用貸付總額	參萬九千七百元
房産貸付總額	參萬五千四百元

大同元年中返濟額

信用貸付金	四千元
房産貸付金	八千六百元

貸付金戸數及一口の最高、最底額

信用貸付金	二十戸	四千元	七百元
房産貸付金	十五戸	四千元	九百元

農商貸付金の總額及一村貸付金の最高、最低額

農借	拾七萬四千貳百參拾七元	參千九百元	九拾五元
商借	六萬貳千元	貳千五百元	四百元

西豐郵政局爲替總額（大同元年）

振出爲替　四千參百八拾七元五拾七錢

拂渡爲替　壹萬貳百四拾四元

第三項　農商借欵

農商借款事務所

農商貸辦法第四條により成立し、中央銀行と連絡して、縣公署に事務所を開設す、職員は理事一人、調査員二人、事務員三人、夫役一人にして、借款の紹介、貸款抵當品の調査、元金利息の取立、抵當品の處理等の事務を辦じ、現金は中央銀行に於て取扱ひ經費は、月額二百八十元にして中央銀行より、貸款收入利息より支給され、縣公署は監督をなすのみである。民國二十年一月より、大同元年十二月までの借出貸款及收入利息は左の如し

イ、農民關係

區別	借款村數	借出金	利率	收入利息	收入元金	村數
第二區	八村	二二、四三五元	月一分五厘	六、〇五七、四五元	—	八村
第三區	一二村	二〇、九三三	〃	三、六五一、九一	—	一二村
第四區	八	二〇、一七七	一分五厘	五、四四七、七九	—	一九
第五區	一四	二二、四三五	〃	六、〇五七、四五	—	一五
第六區	九	二二、四三五	〃	六、〇五七、四五	—	九
第七區	一三	二三、一八五	〃	六、二五九、九五	—	一五

第八區	七村	二二、四一七元	〃月	六、〇五二、五九元	―	一五村
第九區	六	二〇、九〇〇	〃	五、六四三、〇〇	―	八
合計		一七四、九一七	〃	四七、二二七、五九	―	九一

ロ、商民關係

區別	信欵商會數	借出金	利率	收入利息	收入元金
第一區	一	五五、四〇〇元	一月一分三厘	一四、九五八元	七、二二〇元
第三區	一	三、五〇〇	〃	九四五	六〇〇
第四區	二	三、〇〇〇	〃	八一〇	―
第五區	二	四、〇〇〇	〃	一、〇八〇	―
第六區	二	二、五〇〇	〃	六七五	―
第八區	一	五、〇〇〇	〃	一、三五〇	―
合計	九	七三、四〇〇	〃	一九、八一八	七、八二〇

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

當縣は中學校、男女師範學校、及び女子職業學校等設立せられ、教育思想は相當發達してゐる。馮縣長着任以來教育に力を注ぎ、其の施設やゝ完成をなしたれども、今後は文化の進步と共に益々其の完備を計る豫定である。

尚概況は左記の如くである。

	學校數				學生數		卒業者數	教員數	經費
	公立		私立		男生	女生			
	男校	女校	男校	女校					
初級小學校	一一八		一	三	四、一九四	九四一	六、五〇二	一七一	三、〇二九、六元
完全小學校	一九	一		一	二、六四九	八四九	六、九一二	一四三	四七、七〇〇
初等中學校	一	一			三一五	二一	三八二	一七	一二、六七二
師範學校	一	一			一一六	一〇〇	六二九	一六	一九、〇九八
計	一三九	三	一	四	七、二七四	一、九四一	一四、四二五	三四七	八二、四九九、六

職業學校	等數	學科	數	學生數	卒業者數	教員數	實習工廠數	經費
西豐縣立女子職業科	高級	國語・算術・圖畫・縫紉・剪裁	一	二六	一五九	二	本校一處	七六八元
計			一	二六	一五九	二		七六八元

其の他參考事項

教員俸給

	最高	最低	平均
小學校	四五、〇〇〇元	二四、〇〇〇元	三四、〇〇〇元
中等學校	九〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇

一般經費と教育費の比

一般經費の約四分の一

教育費と俸給の比

教育費の十分の九

縣費
- 教育局費
  - 事務費—一千七百十八元
  - 俸給—七千六百三十二元
- 學校補助費
  - 區立小學校年共補助—一萬九千二百九十六元
  - 村立小學校年共補助—一萬六千七百四元

社會教育

圖書館　一ケ所　民衆教育館　一ケ所

貧民半日學校　一ケ所あり

圖書館	設立年月	經費	設備	圖書	每日平均閲覽人數
西豐縣立圖書館	民國十三年九月	七八〇元	閲書報室三間 閲書報集十二張 長　二十三條	圖書一、一一八 報紙六種	七十餘人

教育會

教育會の組織及活動狀況は左の如くである。

當會は現任の各學校職員、教育行政關係　、社會教育關係者を以て組織し大會にて幹事七人を選擧し幹事は常務幹事三

人を互選する。

教育行政機關の庶務を處理し、教育研究會學術講演會を時々開催する。

當縣學校名及所在地は左表の如くである。

西豐縣全境各級學校名稱地址一覽表

區別	學校名稱	所在地	學校名稱	所在地	備考
城區	縣立師中學校	南門裏	縣立女師中校	大什字街北路東	
	縣立師範附屬小學校	南門裏	縣立第一校	小什字街路北	
	縣立第二校	大什字街北路西	縣立第三校	東門裏	
	縣立女子職業科	大什字街北路東	縣立貧兒學校	北大街商會對門	
	一區區立第一校	縣城西北溝	一區區立	東北門外	
	一區區立第三校	西站	徐氏私立韻清幼稚園	大什字街北路西	
	天主堂私立小學校	東北門裏	天主堂私立女學校	東北門裏	
	道德會立第一義務女學校	老北門			
二區	區立第一校	對面村	區立第二校	忠信村	
	村立第一校	小城子	村立第二校	大營村	
	村立第三校	醒龍村	村立第四校	古洞村	
	村立第五校	泉眼村	村立第六校	河梁村	
	村立第七校	烏龍村	村立第八校	機要村	
	村立第九校	雙橋村	村立第十校	石人村	

村立第十一校	十頂溝	村立第十二校	平嶺村
村立第十三校	青雲屯	村立第十四校	楡樹村
村立第十五校	五塘村	村立第十六校	楡樹村
村立第十七校	元寶村		

三區

區立第一校	雙河村	區立第二校	白石村
村立第一校	連城村	村立第二校	森林村
村立第三校	高山村	村立第四校	成福村
村立第五校	永安村	村立第六校	寶興村
村立第七校	聯合村	村立第八校	善文村
村立第九校	棟梁村	村立第十校	沙河村
村立第十一校	高亮村	村立第十二校	振興村
道德會立第三義務女學校	成福村		

四區

區立第一校	野鷄背	區立第二校	老營場
區立第三校	實妙村	村立第一校	和興村
村立第三校	太陽村	村立第四校	猴石村
村立第五校	平山村	村立第七校	樺樹村
村立第八校	達成村	村立第九校	福聚村
村立第十松	阜豐村	村立第十一校	興隆村
村立第十二校	時和村	村立第十三校	福聚村
私立淑貞女學校	野鷄背	私立德茂女學校	阜豐村

五區

區立第一校	房木鎮	區立第二校	涼泉鎮
村立第一校	房木鎮	村立第二校	保安村
村立第三校	德賢村	村立第四校	樂園村
村立第五校	朝陽村	村立第六校	達世村
村立第七校	衞道村	村立第八校	富民村
村立第九校	鳳樓村	村立第十校	德隆村
村立第十一校	雙城村	村立第十二校	雙盛村
村立第十三校	幽雅村	村立第十四校	中和村
村立第十五校	衞道村		

六區

區立第一校	頭營村	區立第二校	松樹村
村立第一校	河洛舖	村立第二校	平原村
村立第三校	神樹村	村立第四校	滙源村
村立第五校	景山村	村立第六校	士臺村
村立第七校	苔碧村	村立第八校	同佳村
村立第九校	石城村	村立第十校	石廟校
村立第十二校	松泉村	村立第十三校	大平校
村立第十四校	田稼村	村立第十五校	成平村
村立第十六校	松泉村		

七區

區立第一校	慶陽村	村立第一校	公合村
村立第二校	長樂村	村立第三校	和厚村

村立第四校	西昌村	村立第五校	東昌村
村立第六校	艾新村	村立第七校	釣魚村
村立第八校	甕山村	村立第九校	福臨村
村立第十校	玉書村	村立第十一校	門戸村
村立第十二校	中興村	村立第十三校	福寧村
村立第十四校	福寧村	村立第十五校	天祐村
村立第十六校	西川村	村立第十七校	柳河村
村立第十八校	東昌村	村立第十九校	安吉村
村立第二十校	門戸村	村立第二十一校	長樂村
村立第二十二校	天祐村	道德會立第四義務女學校	長柳村

八區

區立第一校	平崗鎭	村立第一校	太平村
村立第二校	新開村	村立第三校	城廠村
村立第四校	金山村	村立第五校	寶來村
村立第六校	三合村	村立第七校	房木村
村立第八校	祿房村	村立第九校	雙合村
村立第十校	雙廟村	村立第十一校	馬義村
村立第十二校	德興村	村立第十三校	向陽村
村立第十四校	施德村	村立第十五校	太平村
道德會立第二義務女學校	平崗村		

九區

區立第一校	吉祥村	區立第二校	柏楡村

區立第三校　復興村　村立第一校　小河村
村立第二校　秀水村　村立第三校　福合村
村立第四校　鹿林村　村立第五校　徐相村
村立第七校　河源村　村立第八校　三槐村
村立第九校　金城村　村立第十校　天德村

總計　一百五十二處

說明　四區村六校村二校九區村六校因學額不足於去歲上季停辦合併聲明

西豐縣全境各級學校教職員、學生、生徒數表

學校名稱	級數	教員人數 男	教員人數 女	學生人數 男	學生人數 女	備考
縣立新制師範學校	三	九		九八		
縣立初級中學校	七	一五		三〇二		
縣立師範附屬小學校	四	七		一三三	二	
縣立女子新制師範學校	一	三			二三	
縣立女子師範講習科	三	六			六七	
縣立女子初級中學校	一	二			一七	
縣立女子職業科	一		二		二五	
縣立第一小學校	一三	一九		四六四		
縣立第二小學校	一〇	五	九	二九	三一四	

	縣立第三小學校	一〇	七	七	二八二	一〇四
一區	區立第一小學校	五	五	二	九〇	三七
	區立第二小學校	四	四	二	七九	二九
	區立第三小學校	三	四	一	八四	四一
	縣立貧兒小學校	四	六		九八	八一
二區	區立第一小學校	三	五		九〇	二五
	區立第二小學校	三	五		九一	一三
	村立第一小學校	一		一	二七	五
	村立第二小學校	二	二		七三	七
	村立第三小學校	二	二		五七	七
	村立第四小學校	一	一		四四	
	村立第五小學校	一	一		二〇	二
	村立第六小學校	一	一		二九	一
	村立第七小學校	一	二		四二	四
	村立第八小學校	一	一		二六	四
	村立第九小學校	一	一		四〇	八
	村立第十小學校	一	一		二七	九
	村立第十一小學校	一	一	一	二七	五
	村立第十二小學校	二	三		五〇	四
	村立第十三小學校	一	一		三四	

	村立第十四小學校	二	三		四六	一二
	村立第十五小學校	一	一		三四	四
	村立第十六小學校	一	二		三五	
	村立第十七小學校	一	一		二六	六
三區	區立第一小學校	六	八	一	一七三	四〇
	區立第二小學校	三	四		九九	一〇
	村立第一小學校	二	一	一	五七	八
	村立第二小學校	二	二		五二	一三
	村立第三小學校	一	一		三五	二
	村立第四小學校	一	一		三一	
	村立第五小學校	二	二		七五	一六
	村立第六小學校	一	一		四〇	
	村立第七小學校	一	一		三一	
	村立第八小學校	二	三		六五	一五
	村立第九小學校	一	二		三四	九
	村立第十小學校	一	一		三〇	
	村立第十一小學校	一	一		二九	三
	村立第十二小學校	一	一		五四	一
四區	區立第一小學校	五	七	二	一六二	二八
	區立第二小學校	四	七		一二四	三七

區立第三小學校	三	五		九二	八
村立第一小學校	二	二		七八	
村立第七小學校	二	二		六八	一三
村立第八小學校	一	二		三一	五
村立第九小學校	一	二		一九	一
村立第十小學校	一	一		三二	
村立第十二小學校	一	一		四二	
村立第十三小學校	一	一		二九	四
村立第十四小學校	一	二		四四	一
五區					
區立第一小學校	八	九	一	二〇七	六六
區立第二小學校	七	九		一六九	五二
村立第一小學校	二	二		四三	六
村立第二小學校	一	一		三八	一
村立第三小學校	二	二		二四	
村立第四小學校	一	二		二四	
村立第五小學校	一	一		三二	二
村立第六小學校	一	一		四〇	一一
村立第七小學校	二	三		五九	一一
村立第八小學校	二	二		五二	一一
村立第九小學校	一	一		三二	五

村立第十小學校	二	二		六三	五
村立第十一小學校	一	一		二七	四
村立第十二小學校	一	一		二九	六
村立第十三小學校	一	一		三三	七
村立第十四小學校	一	二		三〇	三
村立第十五小學校	一	一		二三	九
六區					
區立第一小學村	六	七	一	一六四	三八
區立第二小學校	三	六		八五	二八
村立第一小學校	一	一		三二	一〇
村立第二小學校	二	二		五八	一八
村立第三小學校	一	一		四四	三
村立第四小學校	二	二		五一	一七
村立第五小學校	一	一		三六	五
村立第六小學校	一	一		二九	六
村立第七小學校	一	一		三〇	
村立第八小學校	一	二		四〇	
村立第九小學校	一	一		三四	
村立第十小學校	一	一		三九	
村立第十二小學校	一	一		三六	
村立第十三小學校	一	一		三二	六

村立第十四小學校	一	二	四〇	
村立第十五小學校	一	二	四六	
村立第十六小學校	一	一	二五	六
七區 區立小學校	五	七	一三三	九
村立第一小學校	一	一	五二	三
村立第二小學校	一	一	三八	四
村立第三小學校	二	二	七五	一一
村立第四小學校	二	二	五〇	四
村立第五小學校	一	一	二四	七
村立第六小學校	一	一	三六	
村立第七小學校	一	二	三二	
村立第八小學校	一	二	三四	六
村立第九小學校	一	二	三四	六
村立第十小學校	一	一	三六	四
村立第十一小學校	一	一	四八	四
村立第十二小學校	二	三	五六	一一
村立第十三小學校	一	一	二一	一二
村立第十四小學校	一	一	二八	一二
村立第十五小學校	一	一	三三	二
村立第十六小學校	一	一	二九	六

村立第十七小學校	一	一		三七	三
村立第十八小學校	一	一		一九	二
村立第二十小學校	一	一		三〇	二
村立第二十一小學校	一	一		三五	一
村立第二十二小學校	一	一		三八	二
八區 區立小學校	八	二	一	二一五	二三
村立第一小學校	二	二		三七	一九
村立第二小學校	一	一		四〇	五
村立第三小學校	二	二		三八	一四
村立第四小學校	一	一		四五	五
村立第五小學校	一	一		二四	六
村立第六小學校	二	二		六三	五
村立第七小學校	一	一		二一	九
村立第八小學校	一	一		三八	五
村立第九小學校	一	一		五〇	
村立第十小學校	一	二		四七	四
村立第十一小學校	一	一		四九	
村立第十二小學校	一	一		三五	五
村立第十三小學校	一	二		二七	三
村立第十四小學校	一	一		四一	一

	村立第十五小學校	一	一		三四	四
九區	區立第一小學校	四	六		三一	四
	區立第二小學校	三	四		七五	一六
	區立第三小學校	三	四		九〇	
	村立第一小學校	一	二		三五	
	村立第二小學校	一	一		二一	四
	村立第三小學校	一	一		三七	七
	村立第四小學校	一	一		三一	一一
	村立第五小學校	一	二		三〇	二
	村立第七小學校	一	一		三一	七
	村立第八小學校	一	一		二六	一〇
	村立第九小學校	一	二		一七	八
	村立第十小學校	一	一		三八	二
	私立韻清幼稚園	一		二	二三	二二
	天主堂私立小學校	二	一	一	四二	二〇
	道德會立第一義務女學校	一	二	四		一一九
	道德會立第二義務女學校	一		二		一九
	道德會立第三義務女學校	一		二		二六
	道德會立第四義務女學校	一		二		二一

民衆學校	四	七		一六一	
合計	二九〇	三六五	四五	八、二四九	一、九二三

第二節　宗教

當縣に最も廣く行はれ、且つ信仰者の多きは道教にして、（民國八年四明海布教す）回教（光緒廿二年清眞寺を開いて布教し、信仰者は七百人内外）佛教（光緒卅二年心圓和尚西方寺を開基布教す）及び大聖門にして信仰者僅少である。又一般下流社會には在理教（禁酒、煙にして城内に慶善、致善の二堂あり）及び混元門（勸善懲惡）にして相當の勢力を有つてゐる。

基督教は明治四十五年に英人「テー・ホンレー」により布教し、教會堂を設立し、現在は滿人牧師布教に從事してゐる。信徒は一千五百内外に達してゐるが附屬事業はない。

天主教は天主堂を明治卅一年に西豐大人字街に設立し、佛人常住布教に努め信徒は一千内外あり、教會堂内に小學校、女學校を經營し、專ら信徒滿人の子弟の教育をなし、生徒は男女二百余名ある。

第三節　古蹟名所

神樹

第六區神樹村に昔より楡の木一本繁茂す、樹下に數寺を建築し古人この木を神樹と稱してゐる。

元淸朝の獵狩時代には、毎年秋季の獵狩時に奉天將軍は必ず此の木を祭りし後に狩を行ふことゝしてゐたのである。樹下に淸の乾隆時代の石碑一個ありて、兩面の碑文は風雨の爲めに摩滅不明となつてゐる。

第十一章　社會事業

主なる施設機關は左の如し

事業名	設立年月	職員數	事業概要	經費	救濟人數
貧民收容所	民國十年八月	夫役一名 戒烟所職員兼務	貧民・老弱殘廢者收容	年八三二元	平均每月七・八名
西豐醫院	民國十二年九月	八名	一般患者施療	年一六、二三〇〇元 三三〇元	平均每月五・六百名

第十二章　衞生

第一節　概況

一般に衞生思想に乏しく、家屋は光線の射入少なく、掃除行屆かざると相俟つて、門房內部は甚しく不潔を極め、傳染病の如きは其の傳播甚だ急である。飮料水は井水を使用すれども、其の井水の構造頗る不完全にして、融雪、降雨の際には附近の汚水、井水に浸入し、自然多量の不潔物を混入し、城內一般の水質は鹽分を含有してゐる。

市街は馮縣長着任以來、衞生の改善を實行し、巡警監督のもとに市內の塵芥の取片付、通路の修繕、下水の浚渫等注

意を加へつゝあるのである、

第二節　機關及醫藥業

當縣醫院、醫師、藥劑師、産婆及び藥店、製藥者數は左の如し（大同元年）

	中藥		西藥		製藥	醫師		藥劑師	産婆	
	店數	店數	店數	藥劑	中藥	中醫	西醫		新式	舊式
第一分局	三〇	一〇六	一三	一三	三	三一	一三	一三	五	二
第二分局	三	三				三				
第三分局	九	一〇				一〇				
第四分局	五	二五				五			二	二
第五分局	五	一二	二	二		五	二	二		二
第六分局	四	八				四				三
第七分局	七	七				七			二	九
第八分局	九	二一	二	二		九	二	二	一	三
第九分局	二	二				二			四	八
合計	七四	一九四	一七	一七	三	七六	一七	一七	一四	二九

	官立				私立				外國人立			
	醫院數	醫士	就醫人數 男	就醫人數 女	醫院數	醫士	就醫人數 男	就醫人數 女	醫院數	醫士	就醫人數 男	就醫人數 女
第一區	一	三	十一	一	十三	十三	四八	三六	一	一	｜	｜

第五區					二	二	二	ー	ー	ー	ー	ー
第八區					二	二	三	一	ー	ー	ー	ー
計	一	三	十一	一	十七	十七	五三	三七	一	一	ー	ー

當縣立西豐醫院の治療患者數は左表の通りである。

大同元年一月起至十二月底止醫院診治經過各種病症患者數目表

病類別＼月別		一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二
耳病	男	一四	二八	二八	一五	二四	三〇	三〇	二〇	二〇	一七	二六	一二
	女	四	八	一〇	一二	一二	一二	四	一〇	一六	一〇	一九	七
眼及其附屬器病	男	ー	一二	二六	一〇	二六	二七	四〇	三	ー	四〇	二九	一〇
	女	ー	八	二七	六	二〇	一二	ー	四	ー	二七	二四	八
鼻咽喉病	男	四	六	一六	八	一六	一六	四〇	男		八	一六	
	女	六	四	一二	一二	一四	一八	八	男		九	二〇	
呼吸器病	男			六	六	七	一四	一二七	無	七	一六		
	女			八	一四	八	二〇	三〇		八	一二		
消化器病	男	二四	二〇	三〇	一八	二八	二〇	六〇	一四〇	六六	八二	六六	二〇
	女	一二	一二	二八	六	二四	三〇	四五	一八〇	一八四	九八	三八	六〇
齒牙病	男	一二	一六	一六	六	一二	七	二六	二〇	一八	一六	一四	七
	女	一四	一八	一八	四	一四	一二	七	三八	六	一八	二〇	一〇

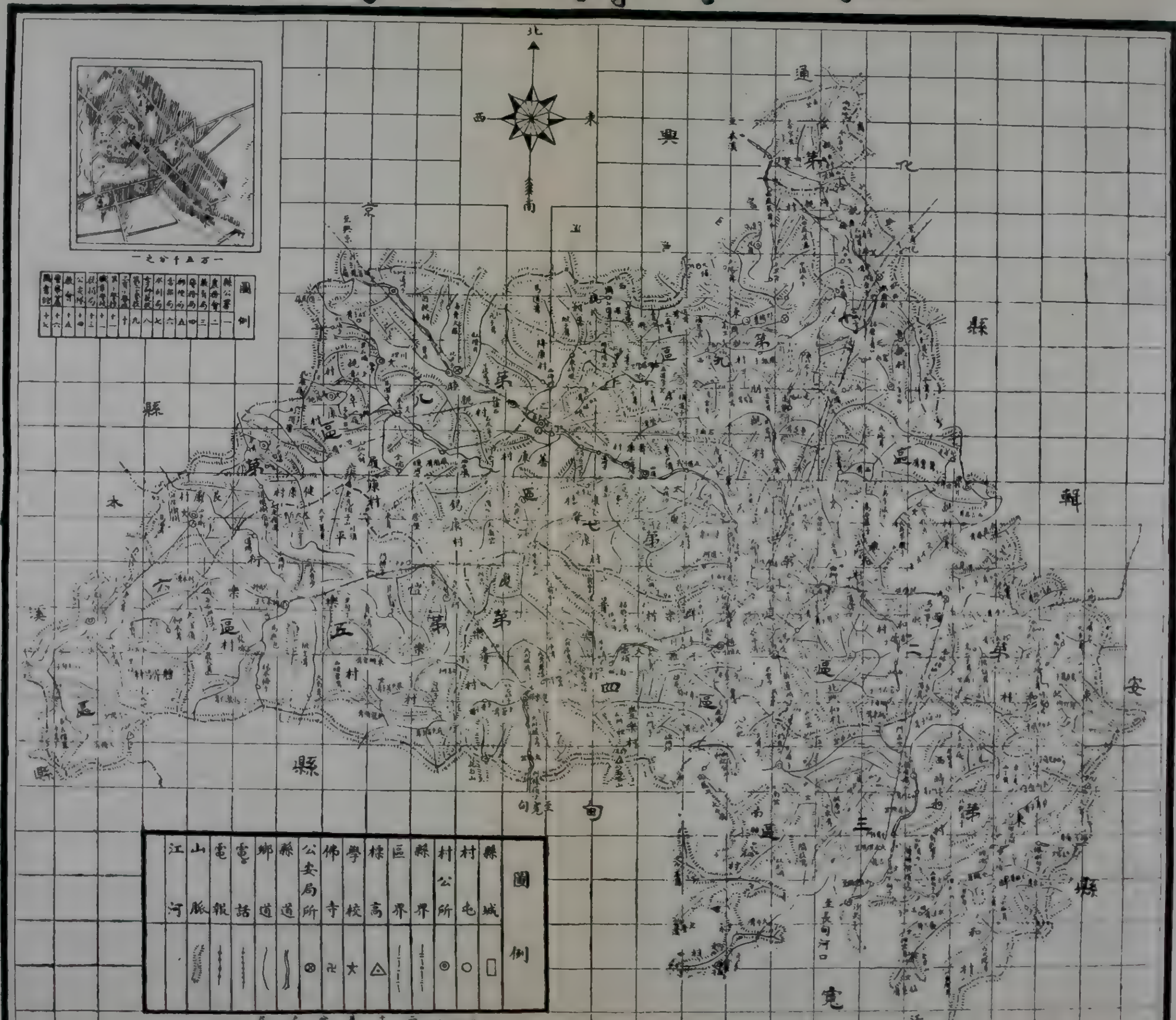
泌尿生殖器病 男	泌尿生殖器病 女	外傷 男	外傷 女	皮膚及附屬器病 男	皮膚及附屬器病 女	急性中毒 男	急性中毒 女	寄生蟲病 男	寄生蟲病 女	花柳病 男	花柳病 女	流行性感冒 男	流行性感冒 女	循環器病 男	循環器病 女	結核 男	結核 女
		八二	二九	三〇	二八	二	三	六	四	二七	三			二	一	九	一四
四	六	四六	一四	二四	一四	無				一八	一四					三	六
一四	一六	六〇	二六	三〇	二八					六	一六						一六
六	四	六四	一〇	一四	八	四		六	四	一八	三	一〇				四	二六
七	五	五八	一六	三	一六				一〇	三	二〇					六	二六
一四	四	四六	一六	二〇	一八			一四	一六	三五	二六						二
		八〇	二四	六〇	二〇			一六	四	六六		七				二〇	二
二八	一〇	一三四	四五	八八	七〇			三〇	二六	二一	四	二	一四			四	二〇
	二〇	一五六	九四	四〇	二四			二四	一八	三六	一六					一九	二八
二〇	六	八五	三	二七	三			一〇	六	五一	一〇	六	四			一三	七一
一三	四	八四	二六	二七	一九			一〇	二六	三〇	一八	一〇	六			一四	三六
一三	一〇	四二	三六	四〇	二六			六	四	五四	三					二	二六

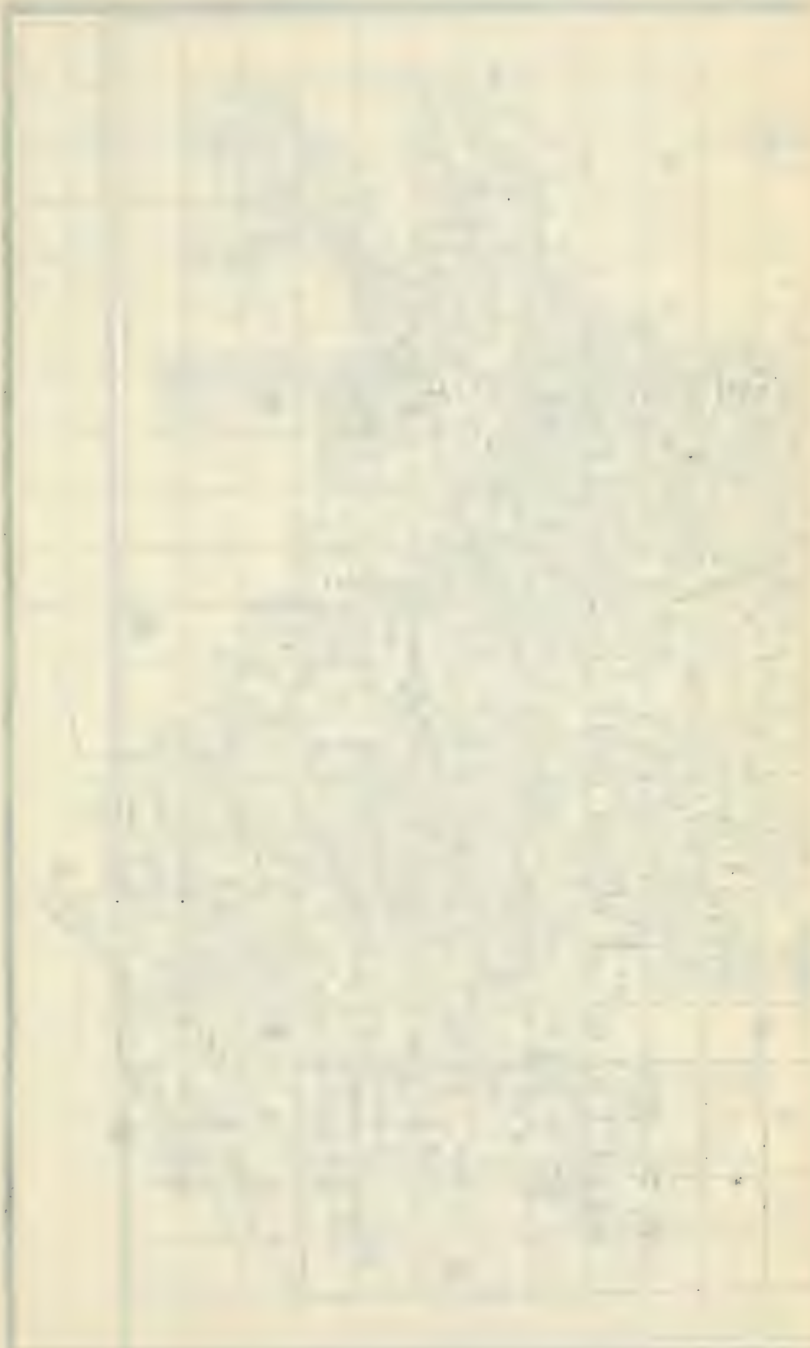
流行性耳下腺炎												男二
トラホーム	男六二 女四八	男三〇 女一六	男二 女三〇	男二六 女三六	男三〇 女三一	男二六 女三六	男四六 女三〇	男一〇 女二四	男七六 女四五	男二七 女二八	男四〇 女三三	男三〇 女二二
麻刺利亞			男四 女一〇	男一〇 女一四	男一〇 女一五	男一〇 女一六	男一〇	男一五 女二	男四六 女二四	男四 女三		
赤痢								男八 女一〇	男一三 女九	男四 女二	女二	

第十三章　結論

滿洲建國の大業成りたりと雖も日尚淺く、縣當局の爾來努力に依つて治安の確立、諸制の改善、縣地方政の刷新、民人の安寧幸福大いに見るべきものありと雖も眞に王道樂土の理想を具現せむとするには尙渾ては今後に俟つべく、敎育の普及發達、民衆知識の向上、衛生施設の完備、道路交通の改善發達等各々其の地に則した諸施設改善を計り民衆經濟の利裕に努めて以て名實俱に樂土大帝國たらしめるに一層の研讃奮闘努力を堅く誓つて之の稿を了る。

桓仁縣全圖





奉天省桓仁縣

參事官代理
屬　白木喬一
同　王忠義

第一章　總説

第一節　縣の歴史

桓仁は邊陲の地にありてその沿革は封建時代より確實なる資料が無い。書傳に依れば舜は靑（遼東地を指す）の東北を分けて營州と云ふ。營州は地志考によれば遼東の地を兼ねて稱ふるのである。その郡縣を置きたるは秦に始まりたるものにして、唐の時には靑州（遼東地）、虞の時には營州（靑の東北遼東地）、夏の時には靑州（禹仍堯舊其他分屬略同）、商の時には營州、周の時には幽州（按周無營州其地當省入於幽州）と稱し、秦に到る。秦は遼東郡と改め、燕王を討ち、燕王は遼東に逃げ、遼東の名はこゝに始まる。

秦の始皇は燕を滅ぼし、蒙恬を遣はして長城を築かせ、東夷の來るを防ぎ以て遼東郡としたのである。漢に至りて元

菟郡と改め、武帝は初衞滿を置き自ら朝鮮の王となる。孫の右渠の時に至りて、楊僕荀彘を遣し之を討滅し直番、臨屯、樂浪、元菟の四郡を置く。

晉に至りて平州と改め、初め慕容廆をして刺史となす。永嘉之亂により平州は廆の占むる處となり、其子皝又西樂郡を設け、後拓拔氏、廆を滅ぼし其の地を占領したものである。

六朝の時代にはその版圖内に無かつたが、隋の時になつて又營州と改められた。開皇三年には高寶寧を破つて黃龍營州となし、總管府を設立、大業三年府を廢し遼西郡を置き柳城を作り一縣と爲したものである。此の如く屢々改革ありたれど、郡縣の名は改めなかつた。

唐の時代になつて遼東諸都督府と改め、こゝに於て秦漢の制度一變した。高宗の時李勣を遣して高麗國を平定し、安東都護府を設けしめ、五代の時代になつて營州と改めたのである。後唐の莊宗、劉守允を破つて之の地を占め、明宗の天成三年には契丹は平州營州を陷れ、是より遼に歸したのである。

宋の時代となつて遼、金の屬地となり、遼の上京道は即ち漢樂浪元菟である。神冊三年に城を築いて、皇都天府と稱へ、同十三年金が興りて上京を占めて附屬地となしたのである。

元に至りて東寧路と稱し高麗國の平穰地に連る。

遼、金、元の三代の間に種々の變遷はあつたが、州縣の制度は元の儘であつた。明の時代になつて遼東都指揮使司を置き、現在の遼陽に遼陽行省を設け、洪武四年に舊制を改革して遼都衞を設け、六年には遼陽府縣を定め、十年に至つて都衞を改めて遼東都指揮使司を設けて、東寧衞に屬せしめたのである。

明の時代に至りて州縣のことを衞と稱へたるが故に東寧衞とは東寧縣のことで、都司に隷し遼、金、元の制度は一變したのである。

淸の時代に至りて懷仁縣と稱へ、興京（新賓）に屬した、（興京は淸朝發祥の地）光緒以前には懷仁縣は興京に屬して居たのであるが、邊地にして封禁甚だ嚴しく、光緒二年に盛京將軍崇實奏請して僻陬の地なるを以て始めて懷仁縣を設け縣政を布いたのである。更に民國となつて桓仁縣と改め淸の舊城に當るために懷仁縣の名を用ゆるを廢めて桓仁縣と改稱し、安東道に屬せしめたものである。然れども歷代の沿革は僅かに歷史中の古郡事蹟に就て大義を以て判斷せるものに過ぎず、沿革を示せば次の如きものである。

桓仁は唐虞の時代には營州と稱へ、軒轅の井形分州の當時遼及虞の部分を十二州に分ちて、遼以東の部分は靑に、靑の東北は海外境域內に劃入し之を營州と稱たものである。今の遼河以東の地にして興京全境はその中に屬し、桓仁もその中に屬したもので、夏禹の時代には九州に分ち營州は靑州と合併、周の時箕子が朝鮮に避居したる時に武王はその地を箕子に封じたのである。而して朝鮮史に「箕子が五千人の家來を率ひ遼河以東に避匿しその子孫が始めて平穰に遷居して朝鮮開國の祖となりたり」とある所謂避地遼河以東は鴨綠江の東西地方を指して云ふので、武王が其の地を封じたとある其の地は鴨綠江以東の地を指して云ふのであるべきである。戰國時代に燕は眞を略屬し、官吏を置き、要塞を築いて、朝鮮の來襲に備へる等鴨綠江以東の地は旣に燕の占據せし處であつたがその後秦は燕を討伐し燕王喜逃亡して秦、遼東を保守し、遼東の名は此の時から用ゆるに至つたもので、始皇燕を亡したる後蒙恬を派遣して、長城を築き、東夷に當て、遼東郡を置いた。遼東の東千里の處に高句麗あり、武帝朝鮮を亡ぼし高句麗を縣使として元菟に屬せし

め、遠く鴨綠江以東の地を侵略し、又高句驪を縣使として元菟に屬させた。高句驪とは朝鮮を亡ぼして、臨江に歸還し縣を設けて高句驪となし戰勝の記念となせるものである。

班志に曰ふところの「元菟郡の西方に蓋馬縣と馬訾水とあり」は、馬訾水とは即ち鴨綠江のことにして、元菟郡の所屬地は鴨綠江の東方迄延び漢の昭帝六年に遼東元菟郡を設築したのである。この時鴨綠江沿岸一帶は又高句驪に占領され、獻帝の建安中高句驪の王伊夷模が丸都山下の沸流水の西に新都を建てたので其の地は概ね元の桓仁縣內の通溝口にして今は輯安縣に所屬する。

魏明帝ノ正始三年には高句驪王、位宮が遼西の幽州に入寇して、時の刺史毋丘儉之を擊退し、丸都を攻めて位宮を逃亡せしめ、元菟郡の大守王頎を派遣して位宮を追擊せしめ沃沮を越へて千有餘里を進みて還りたるも高句驪王、また丸都を據有し晉の時代に至つて鮮卑益々跋扈し慕容廆、平州の刺史となるに及びて遼東、遼西地方盡く占據されたるを以て慕容廆の子、皝は遂に遠征をなし成帝八年高句驪を攻め亡ぼして其の宮室を焚き丸都を壞して歸來した。永嘉年の末に到り國事愈々多端顧るの遑なく、遼東の各部は漸次高句驪に侵略され、隋の時代に到りては遼西迄も攻められるに到つた。煬帝自ら軍隊を率ひて此を討伐せしも內亂の爲に目的を達せずして歸還、越へて開皇三年、高寶寧を黃龍に破り遂に營州立總管府を置き、煬帝百三十萬の軍隊を以て二十四隊に分け高句驪を討伐せしめ、更に高宗の時に至りて總章元年に李勣を派遣し、平穰に於て高句驪を敗滅せしめて仕舞つて、安東都護を置き、薛仁貴をして治めしめた。五代の時に後唐の莊宗は、劉守光を破りて其の地を治め、明宗、天成三年に契丹平州及營州を陷れ爲に之の地は遼の版圖となり、上京道と爲す。宋の時代には遼は專ら兵を中國に用ひ、續いて金、遼を亡ぼし鴨綠江を境となし元興るや元二十四

年遼陽に遼東中書省ヲ設け、鴨綠江を跨り東高句麗の西京の地迄管轄し、平穰もその中に含めた。明の洪武四年元の中書省の舊制を改革して遼都衞を設け、六年に遼陽府縣を設け、十年に都衞を遼東都指揮使と改め、二十五の領衞所を掌管せしめ府縣を廢した。萬歷三年に到りて遼東の六堡を內地に移し、遼陽鎭の東二百里なる舊有の六堡が遼陽と連絡取り難き爲に、李成梁の申請により孤山堡を長興に移し、哈喇佃險山堡を寬佃に移して、江沿・新安の四堡を長甸、長嶺に移し、撫順より淸河迄皆その管轄內に歸せしめた。六堡の人口は六萬四千餘戶を有したが、李成梁は僻地孤立にして防守し難きを以て總統蹇達等と議してその地を遺棄し住民を內地に移住せしめた。淸朝に至りて興京に肇基するに當り鴨綠江以西を興京の拱衞となし、光緒二年盛京將軍崇實の請願により荒地を開拓し、邊防に資し、江の東岸を定めて懷仁縣と爲し、政治敎化を爲すの端としたのである。光緒三年、盛京將軍崇實は戶部侍郎奉天府府尹恩福等と會同し皇帝に奏請し、懷仁の區域は興京廳に管轄し、境內を四十一保に分け、城關保附近と縣城を除く外の四十保は四方に分ち、十保を以て一方と定め、和、親、康、樂の四字を以て方及び保の名稱の基礎とした。(今日桓仁縣各村名には必ず之の四字を用ふ)光緒二十九年には輯安縣の設置ありてより懷仁の東方　沖和、融和、蘊和、致和、祥和の五保を輯安縣に劃入し、民國に成つて懷仁は他の縣と重複する爲、省命に依つて桓仁縣と改めその地域は舊の儘なるも、道を設け區に分けたるに因り安東道伊に屬せしめたのである。

　桓仁縣は未だ統治されざる以前、土地に田賦なく、住民も少く山は蒼々たる密林にして、歷代の開拓に依りしも、時として棄地に成つたり變々と移り變り、英雄武略の歷史を止めたるも、此處に滿洲國の建國成りて、桓仁をその儘に縣政を布いたのであるが、大同元年夏、遼寧民衆自衞軍の名に唐聚五獨立を宣言し、反滿態度を表はすに到つたので、同

十月十日日滿兩軍は東邊道討伐を決行して、治安の回復に努めたのである。大同元年十月二十八日桓仁縣公署開辦するに至り、縣長周鼎、參事官代理として大同學院第一期生白木喬一、同王忠義、警務局には有名なる徐文海、指導官和泉三三郎、柳田幸作等の赴任するところとなつて著しく縣政の見る可きものがあつた。王道政治の下に、農民は業に親みその日を樂しむに至り王道樂土建設、此の如くして日一日と固まり清朝發祥地東邊道に再び新しく文明の光りを放ちて一段とその歷史は輝きつつあるのである。

第二節　建國以降現勢一般

大同元年三月一日、滿洲國建國宣言以來着々として政治工作進み、王道政治の基礎日一日と强固となりて、遠く蒙古の各盟、各旗來りて滿洲國に加盟し、滿洲國の光輝燦爛たるものありたりと雖、尙東邊道一帶は匪賊多く良民の易く一歩も踏入ることを得ざる情態にあつたのである。

當時東邊道の大頭目とも云ふべき遼寧民衆自衞軍總司令唐聚五は副司令王桐宣以下十九個旅を率ひ、兵匪總數二萬五千その叛服は全く推度し難いもので、大同元年八月一行三十名の視察團、瀋海線南雜木より入道せしに木奇に於て逮捕され、虐殺の難に遭ひ、滿洲國建國せりと云ふも東邊道のみは全くの暗黑に覆はれて居つたのである。元年八月に到るや遂に唐聚五は獨立宣言を爲し、反滿態度を表明し、東邊道は全く匪賊の巣窟と化した。日本關東軍に於ては先に黑龍江省に馬占山の討伐を終り、十月十日を期して東邊道討伐を開始し、十月六日在奉天關東軍司令部より大同學院に同志十二名の召集あり、十月七日盛大なる學院同志に送られて出發し、十月十日軍は安東、橋頭、本溪湖（以上安奉線）營

盤、南雜木、山城鎭（以上瀋海線）、吉林より進み通化、桓仁の二個所を目標として攻撃前進したのである。

日滿兩軍の討伐は日々進捗、十月十六日深更鯰江大隊、霙降る暗をついて桓仁に一番乘りし、此の戰鬪に敵前强行渡河に際し白木宣撫員は功績拔群の感狀を受けた。十九日、鴨江剿匪軍（滿洲軍）、茂木騎兵旅團、七十九聯隊、三十聯隊等續々と入城し、此處に全く東邊道の大匪賊の討伐を終り茂木騎兵旅團は直ちに北滿に蘇炳文討伐に上つたのである。

此如くして東邊道の治安の確立は得たれども當時縣公署に有りしものは机四五脚に內務局、登記處の古き書類が雜然としてありしのみで、各部屋は十月十五日の封印になり縣公署の荒廢の狀は目も當てられなかつたのである。白木民政部特派員と奉天省派遣政事工作員は共に縣の開辦に全力を注ぎ、十月二十六日現縣長の着任を待つて二十八日縣公署を開辦し治安維持會を設立し、警務局を開辦し、鴨江剿匪軍副司令少將徐文海以下八百名を以て桓仁縣公安隊に改編し、徐文海をして警務局長、公安大隊長を兼職せしめたのである。而して之が改編に際しては德川家康の故知に習ひ、東邊道一帶の公安隊の配置につき苦慮されし處と聞く、縣公署の倉庫には財政部總長より來れる佈告も解かれず、五月附の荷物も其の儘に、建國以來八ケ月間滿洲國の威令全く行はれざりし桓仁縣も、着々面目を一新し、縣參事官代理として學院一期生白木喬一、通化に行きて活躍せし同志王忠義と共に改めて赴任し、警務指導官として和泉三三郎、內野の兩氏着任し縣の態形全く整ひ日一日と縣政の見る可きものありて、併せて徐局長は誠心誠意討伐に從事し繁茂期を控へし今日益々治安の確立しあるは桓仁縣の誇りとするものにして「東邊道の治安は桓仁より」のモツトーの下に邁進しつつあるのである。

然れども尙仔細に注目すれば流通票問題あり、軍票問題あり、歸順匪賊の招撫あり、窮民救濟ある等、その王道樂土建設には尙多大の難局あるやに思はるれど、財政の立直しと治安の確立には大體の成算を爲し得るの狀態となつた。

六月に入り軍の分散配置に伴ひ、治安維持會を設け、治安工作、警備工作に好成績を上げ高粱繁茂期を控へ治安維持に全力を傾注しつゝあるのである。

第三節　縣制及官公吏

一、縣內各機關ノ沿革

桓仁縣公署は清、光緒三年に盛京將軍崇公厚の創意によりて設立されたるものにして、知事章越を設治員に委任した。桓仁地方は淸の時代には柳條邊外の封禁地で、元來官署官吏の設置なく、興京に隷屬してゐた。縣設置以來清の舊制により知事以下吏、戶、禮、兵、刑、工の六房を設け各房に經承一名と貼書若干名を置いた。光緒三十四年に至りて行政司法に分け、宣統元年には統計一科を加へた。三年に到り吏制を變更して行政、司法、會計、統計の四科に分けたるも、民國二年四月敎令に依り之の四科を第一科、第二科、第三科に改め科長、科員各一名を置き、司法科を廢して帮審員を設けた。四年八月行政經費節約の爲、省は各縣に命じ第二、第三の兩科を減じ、民國三年五月敎令により縣官制は再び三科に增加し、第一科に科長、第二科に科員一名を、第三科に承審員を置いて管理せしめたのである。

各科の職責は左の如し

第一科々長　縣長の指揮を承け警察、保甲、敎育、農、商、一切の行政事項を管理す

第二科々員　縣長の指揮を承け豫算、決算又は國稅徵收並に呈行の案件を管理す

一、田賦稅徵收所　直接に第二科の指揮に依り十月より翌年五月迄徵收臨時に書記數名を入れ分擔せしめ、縣長は書記

一名を派して監督せしむ

二、稅契處　縣長より書記一名を派し、第二科の指揮によりて管理し、總べて民間一切の田房の買賣典證、契約、稅費等を處理す

三、印花處　第二科の指揮により抽查と分售の責を有し、縣長書記一名を派して主管せしむ

四、辦公處　仕事の多少により臨時に雇員を增減し、縣長より書記一名を派し、各科の公文及文件の繕寫を掌る

五、收發處　收發一名を置き專ら上下に行く文件を收發す

六、登記處　登記主任一名、書記若干名を設け人民の賣買の典證と不動產の登記をなす

七、地方公款處　宣統二年に設立せるものにして、主任一名を置き專ら警學自治の各款を納めたもので、民國二年に地方收捐處と改め、地方自治を取消したる爲に縣公署に併合して辦理するに到つた。六年に到り省令により地方收捐處と名づけ地方士紳の辦理となし、文牘、會計員及雇員、書記等を設け主任は地方士紳より三人を推薦し省議會に於て議し、財政廳に通告し、財政廳に於て一名を定む

八、舊監獄及看守所　看守所長一名を設け舊監獄は縣公署の東院に附設す、民國十四年高等檢察廳の命に依り判決確定せる犯人は興京第十四監獄に送り、未決犯のみ拘禁したる爲に看守所と改めたのである。

(一) 典史公署　清、光緒三年に盛京將軍崇厚の奏請により分防典史を增設したが、民國革命以後又之を廢した。

(二) 巡檢公署　清、光緒三年に盛京將軍崇厚の奏請により四平街と通溝口の兩處に分防巡檢を設置し、輯安縣設治以後通溝口の巡檢公署を廢し、輯安縣公署と改め、四平街の巡檢公署は民國革命以後之を廢した。

（三）教諭公署　典史公署より改設し、學科、度量、額數を設けた、宣統元年教諭を教授に改め、民國元年に之を廢した。

（四）稅捐局　舊名は稅務總局で、淸、光緖十九年に斗、秤、山貨等の稅を徵收する爲に增設したもの、稅務は省の財政廳に直屬し、組織は局長一名、稽査一名、雇員四名、巡差若干名を以て定む、後組織を改め通化桓仁兩縣を倂合せる稅捐徵收總局を通化に置き、桓仁は分局とした。分局內に主任一名、雇員一名、巡差四名を置き又處々に分所を置き皆通化總局に直屬す。

（五）水利局　稻田及水利の徵收事項を掌り、元奉天淸丈局內に隷屬し、民國十六年改めて實業廳に屬し、局內に局長一名、雇員一名、巡差若干名を置く

（六）漁業局　通、桓、寬、輯、臨五縣を合せて漁業分局を設け、營口漁業總局に隷屬す、而して分局を桓仁に置き、他縣に分所を置き、專ら網戶漁業の稅務を掌る、局內に局長一名、雇員一名、巡差若干名を置く

（七）電報局　縣城西門內の民家を借りて經營し、電政管理局に屬す。宣統元年に開設され、局長一名、局役一名、工丁二人、漢文、歐文の二樣を以て通化經由各地方との連絡可能なりしも、電線が鐵線なると、電柱朽廢せる爲故障多く改修の要がある。

民國十四年度收支を示せば、收入太洋一千二百元、支出一千元、公文商取引に多く利用さる。

（八）電話總局　縣城東門內にあり、沙尖子（鎭市）に分局を置く。民國十一年縣長、地方人士と協議し、電話設置を計畫し、十二年に竣工を見たもので、法人經營にかゝるものである。全長七百九十里、城鎭村區及警、甲、學校に設置す。通化、興京には、直通話し得るも、寬甸は二年四月直通せしめたれど電源少き爲に話すことが出來ない。輯安

は電柱及電線朽壞し居りたる爲、七月工丁を派し、直通せしめたれど、電源少く直通話不能である。
本縣電話は乾電池を用ひ、電線は鐵線にして處々碍子なき爲、電氣の流失多く、電源少なき爲に、遠隔の地は聞き取り難く、通化へは電報線を利用することが多い。爲に多大の不便を生じ之が改良と充實には鋭意努力しつゝある。

(九) 警務總局　縣公署の後に警察舊有地跡に設置し、四鄕に警務分局十個所を置いた。元年十月唐匪討伐後政治工作に於て警務局の充實を必要とし、鋭意之が充實に努力し、七月一日より警察教習所を開き中等學校卒業生四十名を教育し、將來桓仁縣警察の幹部養成に努めてゐる。

(十) 公安隊　縣城南關に在り、元來保甲の所在地に設置す。大隊長一名、大隊附一名、中隊長三名を置き、一は東區二道陽岔、一は北區响水河子、他は南區木臺子に置き總べて民家を租借して、駐屯し居つた。元年十月討伐後、鴨江地區剿匪副司令徐文海をして部下千五百名を寛、桓、興の三縣に分遣し、八百名を以て、桓仁縣公安隊を組織し、徐文海をして警務局長、公安大隊長を兼職せしむ。

元年十二月、公安隊の名稱を改め、警察大隊とし、二年六月通化縣に二百名の警察隊の移駐を爲し、逐次六百名となりたるも、別に騎馬警察隊六十五名を採用して、現在六百六十五名、警察大隊長一名、大隊附三名、中隊長六名。勇敢に克く東邊道治安確立に盡萃し、規律正しく、徐文海局長は二回に亘り奉天警務廳長より感狀を授與された。

(十一) 教育局　縣城南關に在り從來獨立機關にして、學田租等の直接徵收を爲し居たるも、二年七月新年度より縣廳舍內に移轉せしめ、該局關係租稅の直接徵收を禁ずることにした。

(十二) 水上警察分署　安東警察廳に直屬し、專ら渾江の水上警察を管理し、民國十四年に北江より縣城の北關に移轉

した。

二、縣　制

想ふに建國當初は滿洲事變の後を受けて、地方の治安亂れ行政機關も大部分その機能を停止したるが故に地方の秩序回復と機能の復活を急務なりとし、或は調査隊を派し、或は省縣に人を加へて、機能の整頓、建國精神の宣傳、人心の安定等政治工作の徹底を期してゐる。然れども草創の際なれば地方制度は概ね舊制度及章則を援用し（大同元年三月九日教令第三號參照）之に多少の改革を爲し、隨時必要なる指揮命令を下すの外、複雜多岐なる地方組織及運用に付ては調査研究を重ね、徐々に改革を進めつゝある。故に現狀は過渡的時期に屬し、地方制度完備には尙相當の時日を要す可きことである。

地方行政はその影響する處全國の民生に及び、國力の消長に至大の關係を有するを以て由來亂脈を極めたる諸弊制に對し制度の改革と縣政の刷新は急務なるものとす。

從來所謂東北各省は民國十八年南京政府制定の縣組織法に準據し、縣政府以下の組織章程制定されたるが故に、各省に依つて制度區々である。

縣の最高行政官署は縣政府にして（現有縣公署）署內に一科乃至三科（總務、行政、財務）を設け附屬機關たる財政、教育、警務、實業其他特別行政機關を指揮監督してゐた。

即ち縣政府は事實上縣行政上の上級官署にして而も地方財政は省補助の縣政府費に關する外、全く財務處自收自辦し、各局處の經費に充てたのである。

建國後各縣に令し縣政府を縣公署に改め、獨立機關たりし各局を縣公署の機關となし、濫りに舊有職員を交迭せしめ得ざる事とし、元年十二月　縣長事變に因りて逃亡せる者の補缺其他新に任命移動すべき場合には豫め呈請せしむる事とした。二年六月には舊有縣長の正式任命の爲め、其の履歷書其他必要なる書類の提出を通令せられたのである。

地方制度中參事官制度の重要性に關しては、暫々論議さるる處で、今や王道政治を標榜して國を建つるの秋に當り舊來の弊習を一掃し眞に民生の幸福を招來するに努めねばならぬ。

參事官は墮落せる縣行政を刷新し、官民を啓蒙し、善政を布き、一切の惡政を排除して、王道樂土建設の大理想を實現し、之れが運用に際しては縣長を補佐し、時勢の動向を察し、大衆に代りて發言すべき責任を有すべきである。されば參事官は一方行政官たると共に樂土建設の大理想の實行者たるべきである。今日縣參事官の必要性に關しては異論はない。滿洲王道建國の聖業は一に倫理運動たる可く、反動思想たる形而下的西洋哲理を根據とせる政策を超越せる、超反動思想たる形而上的東洋哲理の再認識の立場より出でたる運動たる可きである。參事官制度は此處に於て最重要性を有するものである。

蓋し參事官は官制上は行政官たるも既成法治國家に於けるが如き單なる行政官ではない、滿洲國建國を通し日滿兩國が世界に負へる使命達成の殉道者たらねばならぬ。されど單なる宗教運動の指導者たるにあらず、而して滿洲國建國は單なる經濟的又は政治的獨立運動にも非ず、眞に王道を指導原理とする人類淨化の一大倫理運動たるのである。縣制中參事官制度が重要なるは敢て喋々の辯を要せざらんも之が選擇に關しては最愼重なる考慮と之が訓練と素質の向上と充實の爲には最も苦慮せらる可きものである。

參事官制度は事變後の奉天各縣に設けられたる自治指導員の制に則り、其の權限を改めて縣長を補佐して縣政一般に參與し、中央及各機關の連絡に當らしむ。

縣組織に關しては大體舊制に依りたれど、元年七月五日教令第五十四號を以て縣官制及自治縣制の公布を見た。然れども之に對し各省より紛々たる意見あり。別に之か修正を審議し、二年三月新に縣制及縣官制の草案を得、法制局の審議に附するの外、各省縣に送附し意見を陳せしむ。之が草案は奉黑二省に於ては大體準據し得るを確め得た。

想ふに縣制及縣官制の施行に關しては地方行政の根本に關するものなれば、愼重研究討議を要し、到底短時日に於て決定するを得ざるまい、故に民政部は、二年八月付訓令にて各縣公署臨時劃一組織辦法として各縣臨時改組辦法の制定を見、奉、吉、黑三省各縣に通令し一律に實行し將來縣官制施行の準備と爲した。該辦法は舊制度を斟酌し、職員定數、分科局等は舊に準ず。

該辦法の內容左の如し

一、暫行縣等次規定
一、縣公署科局職掌暫行規程
一、各縣組織及定員表
一、縣公署暫行處務規則
一、暫行縣會計規則
一、縣豫算編造原則　報告豫算各書樣式

一、各縣公署暫行劃一組織概要

右に依れば縣の各機關は縣公署に統一され、總務、內務、財務、警務、及教育（但し小縣に於ては教育局を置かず）の各科局を設け縣長を長官とし以て行政機能を發揮せしめ其の責任を明徵ならしむ

縣豫決算、及現金出納は總務科にて責任を以て處理せしめ、財務局は國稅代徵及地方稅、使用料等の徵收機關に縮小し、以て權限を分割し中央は定期に收支報告をなさしめ財政の確立に資せしむ。

舊來の設治局は丁類縣に列し、縣と同一に取扱ふに到つた。

第二章　地誌　風俗

第一節　地　誌

第一項　位置地勢

桓仁縣々境は輯安縣の設置に依つて、東路の沖、融、蘊、致、祥の五保を割與した。北緯約四十一度二分、東經百二十五度四分の所に在りて、面積五萬六百方里である。

南は八十五里刊椽嶺によつて寬甸縣に、百三十里、城廠邊門によりて本溪縣に接し、西は九十里老頭溝嶺により興京縣に、北は九十里崗子嶺により通化縣に、東は九十里古馬嶺によりて輯安縣に接す。半肺臟の形を爲し、横二百三十里、縱二百二十里奉天迄五百里、瀋海線南雜木迄三百里である。風光明媚、飲料には適せざれども水淸く、水田多く、

桓仁米の名有り，然れども約七割は山嶽地帶にして、後三割は平野と河と道路なれば，住民少なく小村落散在し、生活程度も低級である。山嶽多く、地勢頗る險要なるを以て，治安確立には多大の支障を來し「二度と行くまい東邊道に、野砲（騎兵）泣かせの山ばかり」との俗謠も出でたる程である。

渾江は涎々として濛江縣に發し，支流哈泥河，五道河，大羅圈河を合せ通化を經，富爾江、大雅河を合せて桓仁を流れ，寛甸，輯安縣境を流れて鴨綠江に入る。襟帶拱繞し、縈回灌漑し，加ふるに斷涯絕壁をなし、水深くして、形勝を極め、此の地を踏みて山水の美麗なるに驚く。群山聳え、崗嶺迂廻し，巍然たる白馬牛毛二嶺並峙し、刊椽嶺を經て寛甸に通ず。刊椽嶺は路險阻なるも安東への物資移出入に必要なる道路にして，陸路に於ける前の咽喉と稱せらる。小數團の匪賊多く徘徊し、時に物資の掠される事もある。東方掛牌嶺は輯安に通じ，西方老頭溝嶺は最も高く、山頂に立てば本溪湖，寛甸を一眸に望み，興京縣永陵街に通す。西北方路は旺清邊門を經て興京に通じ、拐磨子に到りて稍々平坦となり，此處を經て通化に到る。縣城は三面渾江に臨み、天然之險を爲し、防禦に便ならしめてゐる。北に五女山あり、山頂に到れば城內外を一目に望み，四時麗はしい姿を渾江に寫す。桓仁の風光、九州耶馬谿にも比すべく、春秋二季には殊に麗はしい。

○五女山の傳說

五女山は桓仁縣城の北二十支里の處に在り、形屏風の如く、佟佳江岸に屹立す。昔五女ありて、軍を山上に駐屯せしめた、因て其の名がある。懸岸絕壁高く雲表に聳へ、時に烟霧に包まれる事あり、草は濃雲に濕り、午に到るも乾かす、西北隅に羊腸の小路あり、迴旋三十餘折、崎嶇險阻にして蘿を攀じ、葛を捫み、石縫を尋ねて以て階梯となす。

怪石羅外し、惡像猙獰にして、森然人を搏せんと欲するに見ゆ、高きに居りて一呼すれば、群山相應ず。絶頂に到れば平坦にして、四面に門の如き石あり、森林鬱蒼として石木交雜し、擧目回顧すれば象山皆小さし、實に桓仁の奇峯と云ふ可きである。王皇觀あり龍王（龍神）を祀る、水炎旱抜の時に祈禱すれば則ち應ずと、因て又五龍山と名付く、丙戌の秋、大出水の時、頗る靈を著せりと云ふ。縣令金作壎之を城内に移し、龍王廟を奉建し、年中祀典に列入した。南崖に石池あり、廣さ八尺、長さ丈餘、深さ七尺、泉水秋冬も涸れず、澄鮮にして領むべし、東北の峯巒突起して高く聳ゆ、下に石縫あり、西に下れば巉巖峭立し、小洞を有す。高さ僅かに尺を盈すも尋ぬ可き路なく、人跡洞前に到る可らず。山の左面に石壁を側近し、數歩到らずして崛起の石あり、小五女山と云ふ。山脚に亂石森列し、俯して江面に臨み、赤く流に映し、飛閣の如く流動す。又閻王鼻子と云ふ、上に龍王祠一座あり。又名を觀音哨と云ふ。

第二項　戶　口

光緒三年に縣を設定し、四十一保を定む、戶口七千四十七戶、人口二萬六千五百三十一人である。光緒二十年に到り、戶口は九千六百五十五戶、人口三萬一千三百三十四人に增加し、更に光緒三十四年に五保を劃入して、戶口は二萬千三百二十六戶、人口十四萬二百四十二人となつた、宣統元年に至つて戶口二萬五千二百六十二戶、人口十七萬二千二百十二人となつた。事變前の調査によれば、戶口二萬五千五百五十七戶、人口十六萬二千四人にして日本內地人男三人、女一人、朝鮮人四千百人の居住者であつた。今大同二年二月調査について示せば次の如くである。

	戸口	人口		滿洲人		朝鮮人		內地人	
		男	女	男	女	男	女	男	女
第一區、	一、七四六戸	六、六八二人	五、三六四	六、六二二人	五、二九八	五四人	六五	六人	一
第二區、	三、五九五	一四、〇六四	一一、二一四	一三、四二五	一〇、六九七	六三九	五一七	ナシ	
第三區、	五、一四五	三二、二八四		一七、〇一七	一四、〇五〇	六四三	五七四	ナシ	
第四區、	二、二七二	一八、三一三		八、七六六	八、六七五	四九一	三八一	ナシ	
第五區、	二、六九四	一七、〇八五		九、三三〇	七、五七五	九八	八二	ナシ	
第六區、	一、四三八	九、一二三		五、一一八	四、〇〇五	ナシ		ナシ	
第七區、	三、四二一	二三、六七七		一一、七七五	一〇、三九六	八三〇	六七六	ナシ	
第八區、	三、一一八	一九、八六五		一〇、七九〇	八、七四一	一七六	一五八	ナシ	
第九區、	三、一一七	二 、八一五		一三、四六一	九、二三七	六三九	四七八	ナシ	
第十區、	三、三七七	二四、九九〇		一二、七〇七	一〇、四九三	九八〇	八一〇	ナシ	
合計	二九、九二三	二〇六、四七六		一〇九、〇一一	八九、一六七	四五五〇	三七四一	六	一

計	一九八、一七八	八二九一	七	

全戸數　二萬九千九百二十三戸

全人口　二十萬六千四百七十六人

內滿人　十九萬八千百七十八人

鮮人　八千二百九十一人

內地人　七名

外に駐屯日本軍あり

第三項　主要都市

一、桓仁縣城

人口約一萬　縣公署の所在地にして、農商務會を始め稅捐局、水利局、漁業局、電話局、電報局、郵局、水上警察分署の各機關あり、公安局は警察局と改め、教育局と共に獨立機關なりしを廢して縣公署に編入した。

縣警察隊の外日本警備隊駐屯し憲兵隊あり、近く通化より領事館警察來駐の筈であり、學校は師中學校及附屬小學校、女子師範又附屬小學校、職業學校、第一小學校、日語學校あり、朝鮮民會にては鮮人普通學校を經營し、基督教立三育小學校あり、基督教會、天主堂ありて日曜日には多くの善男善女の胸に十字架を架けて參拜するを見る、南門外に蓮沼書院ありて昔の進士の試驗を偲ばしめ、院前の蓮沼は盛花の候に殊に見事である。縣內の物貨は結氷を待ちて渾江を利用し、縣城に集め、解氷を待ちて安東に穀物船を下す、一隻約三千圓、穀物の出廻期に入れば通化、桓仁より下る

船約八百隻、縣城下の河邊には二十、三十の繫船ありて、帆柱林立し、三面渾江に圍まれ、風光明媚、九州耶馬溪を偲ばすものありて、春秋には山の裝ひ殊に麗はしい、以て全滿第一と云ふべきである。商取引は安東と盛に行はれて居る。

○橫道川

第二區の鎭市にして警務分局、自衞團本部、警察隊駐屯す。

○沙尖子

第三區の鎭市にして、渾江に臨み、商業活潑にして、安東との取引盛なり、プロペラ船遡航する事を得、商務會、警務分局ありて警察隊駐屯し、電話分局あり、鮮人の來り住する者が多い。

渡舟を利用し寬甸縣第五區に行くを得、大平哨を經て寬甸に通ず。

學校は區立小學校の外、基督教立小學校ありて、商況の活潑なる桓仁縣城を凌ぐものある。

○四平街　第六區の鎭市である。本溪縣との交通の要處に當り電話、郵便の連絡處である。

○花尖子　第八區の鎭市である。警務分局、警察隊分駐せる外自衞團あり、興京縣交通の要路に當り、一時商況活潑なりし跡を見るも、匪賊の跳梁甚だしく縣境近くして監督行きとどかざる爲、日に日に寂びれ、憐れとなつた。區立小學校、睦親村公所あり、附近に鮮人の住する者多い奉天桓仁間の郵便は、驛傳によりて此處に於て交代し、郵便物を讓り渡す。

○二戶來

第七區の鎭市にして、商況活潑繁榮してゐる。分局、警察隊一ヶ中隊駐屯し、自衛團あり、農商務會分會あり、蕃康村公所あり、區立釜山小學校はよく整頓して居る、附近に鮮人の來住する者多く爲に不逞鮮人に虚をねらはれ、又住民一般に氣質惡い。郵便代辯所電話の連絡處である。

○野猪溝　第九區の鎭市である。燒鍋ありて燒酒を出す。分局、自衛團、小學校あり、小學校は良く整ひ校歌を有する。東周親村公所あり、山邊の鎭市なれば活氣なく、殊に興京縣の匪賊來る爲之が奔命に勞れ居る樣である。

○北拐磨子　第十區の鎭市にして、通化への要路に當り、通化及び興京への電話中繼所である。分局の外警察隊一ヶ中隊、自衛團、區立小學校、洽親村公所等あり、附近に水田の開墾さるるもの多く、郵便信櫃がある。

第四項　氣象

桓仁は滿洲に於て最南に位する爲、全滿に比して夏暑く、冬暖く、朝鮮の氣候に近い。春より夏秋にかけて、天氣明朗にして山水多き爲、大陸的氣候なく四月、五月、柳荑、桃花、杏、山躑躅等咲き亂れ、七月になれば蓮花競ひ咲き美麗である。氣候は二月既に曖昧を帶び、柳糸に青味を帶ぶ。夏は暑く三伏の候を思はせ、百度を越ゆることあり、八月下旬に至れば既に霜を見、十月既に朝夕寒い。嚴冬零下四十度を下ることもあれど零下十度位なれば室内に火を要しない。

第二節　風俗

第一項　概況

桓仁縣住民は主として山東省の移民が多い。粗朴なるも知識低級にして頑迷なり、滿洲國建國と同時に教育の普及に

力を注ぎ、一意知識の向上に努力し、講話、宣傳により一般民衆の指導に盡力し稍〻見る可きものあり一般に質素にして、絹物を用ゆる者は少ない。又朝鮮人の來り住する者は、東邊道第一にして、頑迷なる事は一層である。

朝鮮の生活を追はれ運命の開拓に來りたるものにして、

舊軍閥時代に壓迫され、失意の生活を營み、悲慘なる狀態なりしも、滿洲國建國と同時に平等となり、又日本官憲の力をかりて稍々もすれば高慢ならんとする傾向ありたるも、朝鮮民會を督勵して、建國の精神と、東洋民族の自覺を促し、鮮人學校を設立し、日一日と善導しつつあるも、不逞鮮人に煩はされて策動にかかる向もある。

一時多かりし鮮人對滿洲人問題も、近頃になりて殆んど無くなり、殊に滿洲人は知識低級なるも性質善良なれば、近く有爲の人材の輩出することを期待す。

第二項　種　族

東邊道は淸朝發祥の地にして與京は純粹の滿洲人所謂旗人多けれども桓仁居住の旗人は不明にして殆んど漢民族である。この九割迄は農業に從事し、四分位は商業に二三分は學生、他は失業者である。

朝鮮と隣接してゐる關係で鮮人の移住者多く殆んど總べてが水田の小作人である。その産出する米は桓仁米と稱して品質の佳良な點に於て有名で、年收穫八千五百餘石を出し、水豐かで地味肥へ實に二十萬六千四百七十六名の居住者がある。

この地に於ける日本内地人としては目下駐屯中の警備隊の外領事館警察官九名及び滿洲國官吏三名、醫學博士一名、と他に居住者男二名女一名あり、近く四五名の婦人入縣の噂もある。

其の他の外國人としては、基督教宣教師の丁抹人、天主教宣教師の米國人各一名居りたれど、現在は興京に赴き未だ歸縣せない。

第三項　衣、食、住

衣服は一般に質素にして、絹物を着用するものは極めて少なく、主に靑藍色の綿布を着て居る。

一般縣民の常食は玉蜀黍、高粱、粟にして玉蜀黍の食用最も多い。米を食するは、お正月か節句か又は來客の際に用ゆる位ひのものである。夏は大概水飯を用ゐ、高粱、玉蜀黍には小豆を加へて食す、肉體の勞働をなすものは一日三食であるが、普通は二食である。米は殆んど鮮人の作つたもので、その他に蕎粉（ソバ）、大根、白菜、馬鈴薯、大豆、小豆、野菜、豆、茄子、瓜、葱、蒜韮等一切の野菜がある。

肉類は牛、羊、豚、鷄が主で鷄卵も亦多く、酒は高粱酒、老酒、黃酒等がある。

一般縣人の家屋は總べて草葺又は高粱の桿葺きで瓦葺のものは少い。

凡そ斯くの如く衣、食、住は洵に質素であつて舊軍閥時代の搾取と徹底的な唐聚五の掠奪に依つて、全く疲弊困憊の極に陷つて居たが、今や建國以來王道政治菭透するに及んで、着々として恢復の道程を辿りつつある。

第四項　趣味と娛樂

桓仁は僻陬の地であるが故に娛樂機關が完備してゐない。唐聚五の暴政に依つて疲弊し切つてゐる縣民に對し、民心の安定は最も緊要なることゝ縣公署開辦以來教育醫療機關の完備と共に、娛樂機關の設備を企劃し田舍芝居を開催したり、或は唐聚五の逆產を利用して民衆俱樂部を開いたり、或は座談會や修養會等に利用する樣指導に努めた。然るに各

機關整備の爲に住民家屋の缺乏を來すやら、或は前述の芝居と倶樂部は漸くその弊害を生じ來りたるに依り之を廢し、日語學校と警察第一分局に當てた。胡弓の趣味は殆んど滿洲全土に古くより行はれをり一日の勞務了へた夕食後夕月かゝる窓邊に凭りて高吟奏で居る狀は、文智に遲れたる彼等國民には無上の樂趣味であり、總てを忘れた如何にも滿足らしい情景である。

麻雀もよく弄ばるるものであるが慣習上賭博心から行はれてゐるものであるから、極力此弊を說明し斯る舊來の惡習を除去する樣民心の自覺を促すに努めてゐる。打牌、及看牌も亦旺んに行はれて居るが、何れも皆一種の賭博行爲が目的なるを以つて娛樂機關の無き僻地に在つては一概に之を急激に差し止める事も過渡期の此際如何かと考へるを以て、懇切弊害の點を說示し漸次自覺改善を促す程度に止めて居る。

第五項　祭禮及儀式

イ、祭　禮

歲末には各民家共に祖先の恩に報ゆる意味で祖先の肖像を床の間に掛け、前に卓を置いて、色々の供物を捧げ、貧家に於ては紅紙に祖先位牌を書いて祭り、元旦には最も之を盛大に行ふ。其の他每月の朔望の朝夕に、庭に天地の神を祭り、線香を焚いて禮拜し、厨屋には竈神を祭る。

陰曆正月十五日の晚には皆祖先の墓に蠟燭を贈る、之を送燈と云ふ。或は麥粉に油を混じて用ゆるものもある。

淸明節には興京に在りては永陵を祭り、祭祠將軍來りて盛大なる祭禮營まれるも、桓仁にはかゝる國家的のものなく皆墓を祭り、紙、錢、包袱、冥衣を焚き、墓の上に土を盛重ねる。

七月十五日にも同樣墓を祭る事がある。

十月一日は俗に鬼節と云ひ、墓を祭りて紙錢、冥衣を焚く之を送寒衣と云つて居る。

ロ、儀　式（婚禮）

婚禮は父母を主とし、父母無き時には尊長代り、尊長、親戚なき場合は自分で主婚する。順序は先づ第一に媒介人、兩姓の尊長と談しを進行し、次に書牒を持つて年庚書（年齡）を交換し、各双方當人の運命を占ひする、之れを合婚と云ふのである。愈婚約が成立した事になると後に聘禮を議定し、男子の方より吉日を選んで禮品を備へ、親戚友人或は媒介人と一緒に女方の家に送る、女方の家では主婦がその婚すべき女を引連れて會見に及び、盛宴を張つて接待し、その禮品を受取る之を稱して下品又は過小禮と云ふ。即ち昔の納采問名の意味である。昔の龍鳳東は今の官製婚書に改め、結婚の前に二三ケ月内に男子方より吉日を選び、衣服、裝飾其他の調度品、豚、酒等を女方の家に送る、之を過大禮と云つてゐる。即ち納徵の意味である。聘禮は多く金錢を以てし、普通五六十元より二三百元に及ぶ事がある。結婚の時期近づくと媒介人は庚帖を女方の家に送り、結婚前日に新郎花婿が禮服を着して、祖先の墓を祭り、尊長を拜し、紅錦を身に纏ひ、來賓數名と馬に乘りて、奏樂隊を前に綵轎と共に市街を練り廻はる之を走轎と云ふのである。轎のなき時は車を用ひ、紅錦にて飾る。愈當日になれば前日の通り行列し女客一名車に乘り一緒に女方の家に行く、新郎の轎が女方の家の入口に着する時女子の兄又は弟が轎の前にて新郎に對して禮を申して後に客間に入り、暫く休憩の後、婿をつれて祖先及び女子方の父母を拜して、內室に入り、美麗な着物に着替へて淑やかに待ち坐し居る花嫁に向ひ對して婿が坐すと、花嫁は床の上に竹の箸を捨て、婿は其の箸を三四取りて出る、すると女客が御飯を女の口に入れ紅い錦で

女の顏を覆ひ、女の父或は兄弟が女を擔ひで轎の中に送る。姑母、伯母、姉妹等は花嫁を婿の家に送り出すや、新郎は一足先に歸りて、香案祭壇を庭に設け、花嫁の轎が門に這入る時に二人の娘子が寶瓶を呈請すれば花嫁を連れて紅い毛布を踏みつつ香案前に進み着き、花婿の天地に對して九拜するのを待ちて新婦をつれて入口に置いてある鞍上を通り室に入る。新郎、新婦の顏上の紅い錦を取り屋根の上に置き豫め紅粮を貯へたる袋を床の前に置き、其の上に斧を置く、斧は福と同音であるの故を以て吉言とするのである。次で新婦は其の斧を踏みて床の上に登り吉方に向ひて坐る。晩になると紅い蠟燭を燃やし、酒を二杯置き、紅絲にて古錢を結び、各杯中にこれを入れ、新郎新婦は互に飲む、即ち合盃である。其の日には親戚、友人皆禮物を携へて祝賀に參駕す、之を上禮と云つてゐるのである。婿方の主人は祝宴を開き來賓を招待してその好意を謝し、宴席に出て謝禮を云ふ、之を拜席と云ふのである。次の日新夫婦二人は祖先及舅姑、尊長、親戚の長輩を拜す、之を上拜と云ひ、結婚前後三日間は吹三朝と云つて旺んに音樂を奏するのである。

桓仁縣は山東よりの移民が多い關係で是等全ての儀禮は山東の儀禮に等しいのではなからうか。

二、葬　式

病人臨終の時に新しい衣服を着て靈床の上に乘る、息を引取ると銅錢二枚或は銀を飯の代りに口の中に入れ、子は身をもだへて「大道西に行く」を三回高唱す、俗に指路と云ふ。直ちに米と水と線香各祭供物を持つて泣きながら里の廟に至り、斯くして三日續くを「漿水飯を送る」と云ふのである。二日又は三日目に死骸を棺に納め、その日子女は孝服を着す。男は半幅の白布で頭を纏ひ、之を包頭又は搭頭布と云ふ。女は髮を散亂して麻で結ぶ。腰邊は男女共に麻繩で結び、高粱の幹或は柳の枝を紙で包める杖を持つ。三日目の晩に線香、紙、祭物等を供へて廟を祭り道辻に쬞靈（殉葬

人踊）を焚く。俗に送三と云つて居る。

葬式は三日目に行ふか或は七日目に行ふ。葬式の前日を開弔と云ふ。親戚、友人等祭品、香紙等又は輓帳、輓聯、猪、羊、祭等を送るのであるが、祭物の厚薄は當事者の平素の交際の厚薄に依つて一定しない。弔ひに來るものは棺の前に向ひ禮拜し、孝子は匍匐して禮を返す。朝に棺を喪轝に移し之を棺と云ふ孝子紼（引靈繙）を持ち孝孫旛を持ち前に導く、家族、親戚及友人等は泣きながら墓地迄送り、墓地に着けば四五尺の穴を掘り棺を穴中に据へ「アンペラ」を以て其上を覆ふ、孝子先づ土を掘り後他の者は土を以て棺を埋め了り一齊に哀聲を擧げて腰の麻繩を解いて墓の上に置き、杖を傍に樹てる。葬死後三日目には孝子は墓所に至り靈墓を三回廻りたる後に土を盛り重ねて墓を高くする。俗に圓坟と云ふのである。更に七日目毎に一回宛祭り四十九日に終り、百日目に至りて黑い服裝をなし、三年目に更へる。第一週年目を小祥、第二週目を大祥と云ふのである。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

第一章第一項　縣の歷史參照、

第一區　停辨　主村　一　副村　無　一、七一六戶　一一、四〇〇畝

第二區	〃	主村 四	副村 無			
第三區	〃	〃				
第四區	〃	主村 四	副村 無	二、一六五戸	五二、一四〇畝
第五區	〃	主村 三	副村 無	二、六〇三戸	
第六區	〃	主村 三	副村 無	一、四四九戸	
第七區	〃	主村 五	副村 無		
第八區	〃	主村 六	副村 無	三、〇六一戸	
第九區	〃	主村 四	副村 無		
第十區	〃	主村 四	副村 無	三、一四六戸	七四、三九八・四畝

第二節　鄕村制度

今日桓仁縣は十區に分つ、各村は淸の光緖三年設治に際し定められた保の區劃に依る名稱（第一章縣の歷史參照）を用ひ居れり、各區には區公所ありて區長一名、助理員一名、書記一名、小使二名ありたるも今は廢止し、縣の下に村公所を置きて直接監督を爲す。而して各村の合併をなし、現在三十八ケ箇村ありて別に副村無く各村に自衞團を置く。一村に村長、村副あり、その下に少數の吏員がある。

保甲制度は實施され居らず、之が實施に關しては計畫中なるも、尙調査研究を必要とする。

又高粱繁茂期に伴ひ匪賊の跳梁を防ぐ爲に、自衛團の外に散在丁（各村の青年）を以て、民團を組織す。民團は日本に於ける青年團の如きものにして、自衛團の職業的なるを排し「我村は我々の手にて」のモットーの下に各村の壯丁を以て組織し、自己の村の防衛及修養機關として作りたるものである。

尙詳細は次の三項　自治制度　參照

二、鄕村制度及村落自治

(1) 總說

滿洲に於ける村落自治の極めて發達したるは、世人の常に口にする所にして、「滿洲の人民は自治の民なり」とは專ら人の謂ふ所である。然れども此の自治と謂ふは國家行政組織の不備と官吏の墮落、匪賊の橫行等のため自衛上人民の間に自ら鞏固なる團結を生じたるものにして、實際上の必要より官府の力に依賴せずして一村の共同事務を辨理するの組織を見るに至つたものである。

奉天省は滿洲の他の諸省に比し人口も比較的多く、交通、文化も比較的發達し村制の如きも王永江省長の區村制實施等のことありて相當見るべきものあり。されど、縣公署は村屯の內部にまで干涉せず、村內の事務は一切村民の自治に委せ、區村制は僅かに官治行政の補助機關としての區村長に關する制度にすぎない。

(2) 奉天省に於ける村制の沿革

奉天省に於ける村制に關しては最近にては民國十一年十月二十二日の奉省各縣區村制試行規則と、民國十八年九月二十七日の遼寧省暫行村制大綱を重要なる立法とす。

（イ）奉省各縣區村制試行規則に依れば縣知事に於て各該地方の形勢及慣習の便利を酌量し適當に縣内を八區に分ちて區長を置き若干村を管轄せしむ。其の各村の界址は慣習に依りて定まれるものを以てす。村内の住民二百戶以上あるときは村長一人村副一人を設け二百戶に滿たざる零散の小村は之を聯合して主村を指定し、指定の主村に村長を設け、其の餘の聯合小村には情形を酌量して村副を配置す。市鎭の住民多き地には村長副各一人の外に村副一人を置くことを得。城市にありては村長副を街長副と稱す。村長の辦公地點は之を何村公會と稱す。民國十一年十二月二日奉天省公署訓令第二〇三號に依れば、各縣の城關地面は將來市制の施行を俟つて一市と爲すべきものなるを以て之を區村制の劃分區域より除外した。

村長副たるの資格

村長副は年齡三十歲以上五十五歲以下にして繼續して三年以上本村に居住し、且つ左記の資格を具有するものなることを要す。

一、辦事公正にして鄉望厚く文理に疎通する者

二、二千元以上の財產を有する者

左記の事情の一ある者は村長副たることを得す

一、權勢を恃み橫暴なる行爲を成し人民を威壓する者又は阿片を嗜好する者

二、村會の金錢を橫領して訴へられたる者

三、曾て刑事處分を受け未だ公權を回復せざる者

村長副任用の手續

村長副は先づ其の慣習上原有の村長副に就きて之を任用し若し更迭の必要あるときは區長に於て各該村內の前記の資格を有する者に就き三人を指擇して縣知事公署に申請し、縣知事公署は其の中より之を詮衡任命して道尹公署に報告す。村長副は名譽職である。

村長副の任期

村長副の任期は一年とし、任期滿了後は前記の手續に依りて辨理し、前村長副は仍連任することを得るものとするも、其の連任は三年を超ゆることを得ず。村長が任期內に特別の事故に因り事務を執ること能はざるに至りたるときは區長より縣知事公署に轉報し、當該村の村副をして接任せしめ、其村副の一職は別に之を選任す。村長副は故なくして辭職することを得ず。

村長副の職務

村長は區長の命令を承けて本村の一切の事宜を辨理し、村副は之を協助するものとす。但し縣知事は監急の場合には直接村長副に命令することあり。村長副の職務として區村制試行規則に列記する概目左の如し。

一、區長の職務に關する各事項
二、本村の公益に關する事項
三、本村の公安に關する事項
四、生死婚嫁遷移に關し隨時區長に對する報告

五、外國人の來村僑居又は調査事項に關する隨時報告
六、本村の水旱等の災害に關する事項
七、本村の公金管理に關する事項
此の外村長副の職務として注意すべきものは公證事務である。

此民國十一年の區村制は翌十二年奉天省各縣に實施せられたるが、前記の如く僅かに區長村長に關する規定にすぎず、謂はゞ官治補助の爲の計畫にして自治の先導たらしむべきものなりと雖之を以て直に地方自治を實行するものと爲すことはできん。慣習として數千年の歷史を有する村落自治に關しては一指をだに觸ることなかつたのである。

尙民國十二年十一月二十四日省長公署訓令第五一三號を以て區村長等は行政官の委任事項に關しては獨任制たるべきも義倉積穀の辨理、學校の整頓、實業の勸辨、道路橋梁の修築、樹木の種植、農田の改良其他公益事項に關しては合議制を採用して村長會議を召集し、區長は區會長の身分を以て討議し、多數の意思を以て表決したる後に實行すべきものとなした。

（ロ）次で民國十八年九月二十七日遼寧省村制暫行大綱公布せられ同年十二月四日村制大綱の施行規則とも謂ふべき遼寧省村公所章程並に遼寧省村公約章程公布せらるに及びて玆に始めて村民大會を中心とする村落自治行政が法制上企圖せられたのである。

本村制大綱は遼寧省暫行村制大綱に關する遼寧省訓令の謂ふ所に依れば河北省及山西省の村制辨法を參酌し並に本省從前の區村制情形を體察し、善惡を斟酌して制定したるものにして、其の主旨は村政は民治の基礎たるを以て其の實

施の初に於て大綱辦法を定めて遵守に便し、施行に利せしめんとするにある。

次に遼寧省暫行村制大綱及其の後引續き公布せられたる村制各種章程に依據して奉天省に於ける村制の大體を説明するに。

（一）村の編成

村内の住民三百戸以上に達せる者は獨立村と爲し其の三百戸未滿のものは附近の各小村を聯合して一村と爲し、縣より戸口比較的多き村を指定して主村と爲す。

（二）村行政

（A）村公所

各村に村公所を組織し村長村副各一人村董五人乃至十一人を設く。其の聯合村の村數比較的多き村には村副一人を增設することを得。

村公所は村内適宜の地點に設け新築或は借家し又は從來の公會堂及公共の廟宇を以て之に充て會議室及辦公室を置き門首に看板を懸け其村村公所と書明し竝に揭示板を立て一切の事項を揭示す。

村公所は縣政府に直隷し縣長の指揮監督を受けて次の各事項を辦理す。

一、村界の整理

二、警察と共同して戸口調査

三、保衞團の設置

四、警察と協助しての匪徒捜捕
五、盜案凶災及外國人居留者の調査並其の他特別發生事項の報告
六、阿片賭博の禁止及遊民の取締
七、學務の提唱及整頓
八、實業の發展
九、農田水利ノ改良
十、道路橋梁の修築
十一、植樹造林の提唱
十二、救濟事項の辦理
十三、種痘及衞生事項の提唱
十四、邪教巫覡の禁止
十五、古蹟古物の保存
十六、會産の管理及公費負擔の割當事項
十七、村民會議、決議事項の執行
十八、官廳の命令の宣布
十九、縣政府の委任及警區委託事項の執行

二十、警察を幇助しての稅金徵收

廿一、其の他各種公益に關する事項

（B）村長副及村董

村長副及村董は村民會議に於て之を選擧す。村長副の任命は縣長の認可を要す。村長の任期は二年とす。但重任を妨げざるも重任は唯一回に限る。

村長副及村董の被選擧資格

村民二十五歲以上五十歲以下にして左記資格の一を具有する者は村長村副及村董の被選擧權を有す。

（一）曾て中等學校を卒業し行政職務を處理せること一個年以上の者

（二）曾て地方公職或行政職務に任ぜしこと二個年以上の者

（三）地方の公益事業を辦理し成績を擧げたる者

（四）品行方正家道殷實にして人望を有する者

村長副及村董の職務

各村の行ふべき事務は村長村副及村董の合議を以て多數決に依り村長之を執行す。即ち村公所は村長副及村董を以て村務會議を組織して村公所の行ふべき一切の事務に付討論し、村長は其の議決事項を執行し村副は之を補助す。

（C）村務會議

村公所の權限に屬する一切の事件は村務會議の議決に依り執行せらる。村務會議は前述の如く村長、村副及村董を以て之を組織し、其の定員は村長副各一人村董五人乃至十一人にして、聯合村村數多き村には村副一人を增加し得。村務會議は每月一回常會を開き村長之を召集し、緊急の必要ある場合には村長臨時に之を召集することを得。

村務會議は村長を以て主席とし、村董三分の二以上の出席ありて始めて開會することを得るものにして、議決は多數決に依り可否同數なるときは主席之を決す。村務會議の議決事項は村公所之を公告し、若し三分の一以上の村民異議を提出せるときは村公所は村民會議を召集して之を再議に付す。村長は村務會議の議決を執行し村副は之を補助するは前述せる所なり。

(三) 村民會議及村公約

(A) 村民會議

村內住民にして二十歲以上の男子は均しく村民會議に參與することを得るを原則とするも左に列擧する事實の一ある者は會議に參與することを得ず。

一、土豪劣紳又は私を營みて不正を行ひ鄉民を欺壓し其の證據確實なる者

二、鴉片其の他の毒品を販賣運搬又は吸食する者

三、賭博場を開き又は賭博を行ふ者

四、醉狂又は鬪爭を好み正業に務めざる者

五、精神病者
六、禁治產の宣告を受けたる者
七、曾て刑事處分を受け尙ほ未だ復權せざる者
八、村民會議の決議を經て會議に參與を許されざる者
村民會議は村公所內に附設するを原則とするも、人數多きに過ぎ收容すること能はざる場合は別に相當の場所を求めて擧行することを得。
村民會議の議決事項は次の如し。
一、村長副村董及村監察員、息訟評議員の選擧
二、本村辦事員の瀆職彈劾事項
三、省縣法令の規定に依り議すべき事項
四、縣政府の付議事項
五、監察委員會の回付事項
六、村公約の議定及改修事項
七、村長副の提議事項
八、本村の改革事項
九、村民二十名以上の提議事項

十、村務會議の提議事項

村民會議は通常會、臨時會の兩種に分ち村長より之を招集す。通常會は每年二月中一回擧行し臨時會は特別事項の發生せる場合隨時之を招集す。議決は出席者の過半數の同意に依りて成立す。

(B)村公約

各村々民は全村の利益安全を謀る爲め村民會議に於て村公約を規定することを得。村公約に依つて規定し得る範圍は、現行法令と牴觸せざる範圍内に於て

一、公衆の安寧に關する事項

二、公衆の秩序に關する事項

三、公共の交通に關する事項

四、公共の衞生に關する事項

五、公共の淸潔に關する事項

六、一村の風俗に關する事項

七、其の他共同遵守或禁止すべき一切の事項

村公約制定の手續は先づ村務會議に於て草案を議定して村民會議に提出し、其の議決を經たる後縣に報告して其の審査を受くるものとす。

村公約の制定せらるるや村住民は其の拘束を受け村公約を遵守するの義務を生じ、公約に違反せる者あるとき

は、村務會議の議決に依り（一）一回或は二回其の村民會議參與權の停止（二）一角以上五元以下の村公費の納付（三）訓誡の範圍に於て處分せられ、若し村務會議の處分不服あるときは十日以内に縣政府に異議を申請することを得るものとす。

四村監察委員會及村息訟會

A、村監察委員會

村財政及公務員の監察の爲に設けられたる特殊の機關にして、村監察委員會は村公所內に附設し、村民會議に於て村民中より三人乃至七人を選擧して之を組織す。監察委員は村公所內に於ける其の他の職務を兼任することを得ざるものにして、又名譽職員なり。任期一年、重任を妨げず。

監察委員會の職務は

一、村財政の監察

二、村內公務員瀆職事情有無の監察

三、村民五人以上の請求に依る監察に關する事項の受理

監察委員會は每月一回開會し特別事件ある場合は、首席監察委員臨時之を招集す。議事は過半數を以て之を決し可否同數なるときは首席之を決す。尙監察委員會は每月村長副の報告せる經費に對し詳細に審査を加へ、其の他の監察事情と共に村民會議に報告すべきものとす。

B、村息訟會

村住民相互の紛爭を調停解決する爲に村息訟會を設く。息訟會は村公所内に附設し村民會議に於て村民中より評議員五名或は七名を選擧して之を組織す。評議員は名譽職員にして、任期一個年、重任を妨げず。息訟會には首席評議員一人を設け評議員中より之を互選するものとす。

息訟會は村民の評議の請求に因りて招集せられ、評議事項は民事事件に限る。評議に不服ある者は自由出訴を許さる。

兩村以上の村民に爭執事件あるときは各該村評議員會を以て臨時息訟會を組織して之を處置す。

五、村財政

A、經費の負擔

各村の經費は先ず村の公有財產の收入に依つて之を支辦し、若し公產收入不足せるか又は公金なき時に於て始めて村民より分擔支出を爲さしむることを得。聯合村の經費は全村共有の公產收入を以て限度とし、其の主村或は副村の單獨に所有する公有財產は之を全村の經費に充つることを得ず。土地に依る分擔は縣政府の土地台張面積等級を以て標準と爲し、地主の自作地に對しては地主より負擔し、小作地は其の契約に從ひ契約なきものは地方の習慣に依る。土地を有せずして資產を有する者に對しては村務會議の決議に依り適宜分擔せしむ。

經費の分擔は村務會議の議決に依りて之を決定す。各村の經常經費は每年六月及十二月に各一回分擔せしめ、臨時經費は隨時割當調達す。

B、村公所の經費

村公所の經費の標準は次の如し。

一、村長月給十二元乃至二十元

一、村副月給十元乃至十五元

一、雇員月給八元乃至十元

一、村丁月給四元乃至八元

一、事務費每月四元乃至十元

村公所の經費は縣政府に於て各村の財力事務の繁簡を斟酌し上記の標準額內に於て酌定して豫算書を作成し民政廳及財政廳に提出して其の認可を經各村に於て之を負擔す。

臨時費は村務會議の議決を經て始めて其分擔の割當を爲すことを得るものとす。

C、財政の監督

村公所の經費支出の情況、村民の經費分擔等は必ず監察委員會に報告し更に縣政府に報告し審査を受く。

第三節　自治制度

奉天に於ける區村制と村落自治

一、區行政制度

(1)沿革　奉天省に於て區を行政區劃となし區長なる機關を設けたるは民國五年にして、即ち奉天各縣區長試辦地方

公益規則を制定し、戸數の多寡及地方の形勢並慣習を參酌し數村を合して一區と爲すが如く、縣內を多數の區に劃分して區長を設け、地方公益事務を專辦せしむることとした。其の公布と共に發布せる訓令に依れば該規則は鐵嶺縣に於て實施して好成績を收めたる鐵嶺縣城鄉區村長辦事規則を訂正せるものにして、之を實施し以て官治の進行を輔け自治の基礎を作らんとの趣旨である。而して此の地方公益規則に依る區は數村を併せて組織せるものにして後の區制に基く區に比し其の區域も狹く、從つて一縣內の區の數は可成り多數に上りしものである。各縣官吏の此の區制に關し說明すること無かりしを想へば、或は此の區制は實施せられざりしか乃至は極く小數の縣に於て試辦せられたるものであらう。唯瀋陽縣に於て民國初年に縣を二十數鄉に分ちたることありとの言ありしを以てすれば、それは此の區制の瀋陽縣に於て試辦せられしを指せるものではあるまいかの疑問ないでもないが、其の眞相は知らねばならん事でもない。これより先、民國三年八月民國政府は敎令第一一三號を以て縣內の要地に設置すべき縣佐に關する官制を發布した。縣佐の設置に關しては省長より其の必要缺くべからざることを內務部に諮陳し、大總統に呈請し之を決定す。其の縣佐の權限は（一）知事の命を承けて、巡儆、彈壓を掌り、其の他勘災、捕蝗、催科、堤防、水利並知事の委託事務を處理す（二）縣佐駐在地方の警察事務は、該縣佐に於て知事の命を承け、近きに就き指揮監督す（三）縣佐駐在地方の違警案件は、該縣佐に於て近きに就きて處斷し、而して該縣知事に呈報すべきこと等である。此の如く縣佐は各縣の重要地方に置かれ、縣知事の命を承けて該地方の行政を掌る縣知事の下級官廳にして、所謂區制に於ける區長とは其の趣旨に於て相似たる所あり。加之、縣佐が事實其の後引續き置かれたることは瀋陽縣に於て知り得たるのみならず、民國十一年十二月四日省長公

署通令第二〇七號か區長（同年同月二日公布の奉省各縣區村制施行規則の所謂區長のこと）は從前の縣佐と其の趣旨を一にし、之と異る點は縣佐は皆外鄕より來れるものなるに區村制に於ては地方公正の人をして地方行政の事を辦理せしめ區長の下に更に多數の村長副を設けて之を補助せしむるに過ぎずと謂へるに徵しても明である。

此の如くして民國十一年末王永江省長は奉省各縣町村制試行規則を制定し、從來の縣佐を廢し縣知事に於て各該地方の形勢及慣習の便利を酌量し適當に縣內を八區に分ち區長を置き若干村を管轄せしむ。區長の辦公地點は之を何縣第區公所と稱す。民國十一年十二月二日の奉天省公署訓令第二〇三號に依れば、各縣の城關地面は將來市制の施行を俟て一市と爲すべきものなるを以て、之を區村制の劃分區域より除外し、城關以外の地方に就き縣を八區に分ち八區にては整齊に難きときは一區又は二區を增加することを得るものとした。

區長たるには一定の資格を必要とす。即ち、區長は年齡滿三十歲以上五十五歲以下にして、三年以上本區に居住し、且つ左記の資格の一を有する者たることを要す。

一、公正なる紳士にして衆望厚く政體に明達する者

二、多年政治に從事し經驗豐富にして品行端正なる者

三、法政學校を卒業し地方行政を辦理したることありて鄕里に信用厚き者

四、曾て農商學各會の會長會員と爲りて地方公益事務を辦理し事實輿情に適合する者

區長を任用するには先づ縣知事に於て前記の資格に適合する者二人を指摘して省署に呈送し其の詮衡委任を經て任命す。區長は有給職なり。區長の任期は二年とし、任期滿了の後は前記の手續に依りて辦理し、前區長は重任

を妨げず。但し六年を超ゆることを得ず。區長の任期内は其の不適任又は重大なる過犯なき限り輕々しく撤換することなく、區長も亦故なくして中途辭職するを得ざるものとす。

區長は縣知事を補助して地方行政事務を辦理するものにして、其の辦理すべき地方行政事務に關しては縣知事の命令を承け各村長副を督飭して之を辦理し、所管區域内の事務に關しては各村長を督率し巡警に知會し及保甲を指揮して協助せしむるの權を有す。區長の職として區村制試行規則の列記する概目は村長副を督率しての戶口調査、匪徒の偵察、賭博の禁止、吸煙の禁止、學校の整頓、實業の勸辦、道路橋梁の修築、樹木の種植、農田水利の改良、地方官の委任事件の執行、各長官の命令布告事件の宣講、義倉積穀の辦理等なり。此他凡そ區域内の興利除弊及公益に關する事項は皆之に屬す。但し縣署に申請して認可を得たる後に施行することを要す。此の外區長の職務として注意すべきは仲裁事務とす。尙ほ區長の紛爭事件(民事に限る)に對する評議は單に解決を勸諭するものにして之を强制する效力を有せず。

此の民國十一年の區村制は官治補助の爲めの計畫にして兼ねて自治の先導たらしむべきものなりと雖、之を以て直に地方自治を實行するものと爲すべからす。區村長の職務とする所皆行政の範圍に屬し、區村長は純然たる官治補助機關たりしなり。奉天省各縣區村制試行規則を公布したる奉天省公署通令第一七一號並奉天省各縣區村制試行規則觧言及民國十一年十二月四日省長公署通令第二〇七號は此の趣意を明にせり。

此の民國十一年末公布の區村制は翌十二年より漸次奉天省各縣に實施せられ、特殊の事情ありて之を實施せざりし縣(例へば開通縣)を除き廣く行はれたものである。然れ共區長に其の人を得ること難く、多くは土豪劣紳士其

の職を汚し、勢力を惡用し、財を貪り其の弊害少からざるものがあつた。之れ制度の罪に非ずして滿洲の民衆の教育程度低く自治の精神徹底せず、請負制度に墮し人才に乏しき爲め徒に劣紳の跳梁を許せる傾あり。之を以て民國十七年翟省長は區自治制の效少きを理由として區制の停辦を命令した。(但し村制は其の儘翌十八年公布暫行村制大綱の實施に至る迄引續き實施せられた)

然るに民國十八年内政部より各省民政廳に對し前に頒布せる區長訓練所條例に依り自治區域を劃し自治人才を訓練すべきことを命じ來れるが、當時東北は邊境多事にして露支國交切迫せる際なりしを以て之を着手するの遑なく十九年に至り外交關係漸く平穩に歸し地方復平和狀態に復したるを以て遼吉兩省は相前後して其の準備に着手したるも、遼寧省民政廳に於ては區長の人選頗る困難なるを以て省政府に申請認可を經て先づ交通便利なる數縣を選びて試辦し其の成績を見て更に全般に推行することとなり、當時瀋陽、遼陽、錦、昌圖、東豐の五縣を指定して學員を護送し訓練所に入所せしめ訓練した。訓練期間は三個月にして滿期に至りたる者は各縣に配置し區長に任命し自治の試辦に當らしめたのである。區公所は區內の適當なる地點に設け、區長一人、助理員二人、雇員二人、區丁二人を置き、其の毎月の經費は二百圓である、此の區制は昨大同元年三月經費の關係にて之を停辦した。

而して此の區制施行の當初は區長の訓練未た終了せざるを以て各縣自治區の區長は暫く原有の公安分局長之を兼任する旨省委員會議に於て決定した。

(2) 現狀

前述の如く民國十一年末公布の奉省各縣區村制試行規則は民國十二年より民國十七年迄行はれたるが、同年の區制停辦命令以降瀋陽、遼陽、錦、昌圖、東豐の五縣に自治區制を試辦したるも事變後、大同元年三月之を停辦した。故に今日に於ては特殊の縣に於て任意に區公所を設け區長を置き、區內の行政事務を辨理し、區內村長を指揮監督し以て縣長の縣行政を補助せしむる外は原則として區制の施行はない。大同學院學生の「奉天省各縣視察報告」に依れば民國十九年の自治區制（自治の語は嚴格な意味に於ける「自治」にあらず）を試辦せる數縣中昌圖、錦、遼陽の各縣に於ては依然區公所を設け區長を置き、以て區行政事務の執行と管內村長の指揮監督の任に當れる旨の報告あり。是に依り以上の三縣が昨春の停辦命令後も引き續き區制を實施せること明にして此の他に於ても陽縣に於ては既に區公所設置の準備を完了し、營口縣は既に昨春以來區制を實施して居る。次に瀋陽、營口、撫順及開通に於て調査したる所に付き概略を述べて見る。

（イ）瀋陽縣

民國十二年以前は縣には縣長以外に縣內の要地に縣佐を置き、各管轄區域內の行政を掌つて居たが、民國十二年より縣佐を廢して縣の八區に分ち之を自治區（滿洲に於て自治區と謂ふは一種の慣用語にして決して日本及歐米流の自治の意味にあらずして一の行政區劃の意と解するを妥當とす）となし、區に區公所を設けて區長を置き以て官治の補助に當らしめたのである。然るに民國十七年區自治制の效少きを理由として區長及區公所を廢したが、村制大綱施行の翌年民國十九年區制を試辦すべき五縣中に指定せられ、大同元年初頭に至るまで之を實施した。然るに瀋陽縣は治安の維持比較的良好にして建設事業日に進みつつあるも、區長の無き爲め行政

上、治安維治上不便を感ずること甚しきを以て大同二年二月中に全縣を九區に分ち、各區に區公所及區長を置き以て縣公署の行政の補助に當らしむる豫定にして着々準備を進めつつある。

（ロ）營口縣

營口縣に於ては民國十二年以來民國十七年まで區制を施行して居たが十七年の區制停辦以來縣行政上に不便に堪へぬ事が多かつたので事變後大同元年二月區制を實施し、營口縣を七區に分ち各區に自治委員會を設け、區行政に當らしめたる外、區自治指導の目的を以て區宣撫員の制度を設けたるが昨夏縣自治委員會及自治指導委員會の廢止と共に之を廢した。されば本縣の現在の區行政は毎區區長一人、助理員一人を設け、各區に區公所を設く。區長は縣の命令を承け區內一切の行政事務を辦理し、助理員は區長を襄助して文書事件を承辦す。村街長は區長と公務上統馭の關係にあり、區長及公務員の選擧資格は品行端正財產相當なる者なることを要點とし、選擧の方法は投票或は會議の公推を以て之を決定する筈なれど、實際は縣長に於て地方有力者の中に就き之を指名す。區の費用としては現在縣より月額三十圓を支給し、名譽職員たる區長以外の公務員の俸給に充つ。想ふに本縣に於ける區制度は縣行政事務の補助に過ぎずして規模も大ならず、費用の如きも僅少なりと雖縣と村との間に何等かの中間機關を設置することの必要なるを暗示するものと見るべきである。

（ハ）撫順縣

本縣に於ては區制は民國十二年より民國十七年まで行はれ來りたるも、同年の區制停辦以來區長を廢し其の儘今日に至る。故に現在本縣は之を九區に劃分すと雖、區は行政區劃にあらずして警察區即ち公安分局の管轄區

城にして、其の他に於て區は商務會設立の單位となる程度の意義を有するのみ。撫順縣長の區制の弱點として掲げたる所に依れば、從來區長に其の人を得ず、從來の區長は多く地方の土豪劣紳にして一般民衆の利益を顧ず、其の犧牲に於て私利を營むことが多い。又、行政の請負制度の結果區長の爲め縣と縣民との關係を疏ならしむる結果を生じ、縣長の眞摯なる建設の努力を不徹底ならしむる弊あり。最後に財政上貧弱なる縣財政を以てしては此の制度の維持は困難である。但し區長に其の人を得て財政の餘裕あれば區の制度を設くるは必要なことであると附言した。

（ニ）開通縣

本縣は其の特殊なる縣情の爲民國十一年末公布の區村制を施行せず。從つて未だ嘗て區長を置き區內の行政事務を掌らしめたことがない。現在本縣は之を五區に分ち（城內は之を第一區とす）各區に公安分局を設く。即ち本縣に於ける區は純然たる警察區にして公安分局の管轄區域を意味するものである。

(3)參考

次に區制に關連し知り得たる所一二を附加すれば、

（イ）從來區は區として區稅を徵收することなく、區が獨立の人格を有し、財政上獨立して財產權の主體となるが如きことはなかつたものゝ如くである。所謂區立學校は或縣に於ては全部縣の費用を以てし、或る縣に於ては縣に於て之を補助し不足分を村民の負擔として經營した。後者の場合に於ても決して區稅と言ふべき性質のものにあらずして、各村長に於て村民より徵收し之を區內各村互に持寄り、學校經費に充當するものである。

（ロ）大同二年二月一日奉天省民政廳民治科の奉天省各縣職傭員警役俸給薪工調査表に依り二月現在區公所を設けて居る各縣の區公所費を見るに次の如くである。

縣別	人員	金額
遼陽	六〇	一、五〇〇元
錦縣	四八	一、二〇〇元
昌圖	六〇	一、八五〇元
黑山	四八	一、〇五〇元

「然れども事實に於ては中間搾取機關の觀があり、又交通通信の便と地方行政の確立に伴ひ區公所の必要を認めない。遼陽縣を初め其の他の各縣共廢止の傾向であり、區公所存續の必要はなく、單なる行政區劃と爲すを以て可とすべく目下民政部に於て考究中の保甲制度と關聯し村制の確立を必要とする。

第四章　財政

第一節　概況

縣政に於て財政は最も重要なる部分をなし、之が確立には治安維持と共に全力を傾注し居る處である。然れども桓仁縣は唐聚五の暴政永きに亘り、民力疲弊し、之が回復には相當の困難を感じ居たるものであるが、豫期に反し早く治安

回復し、爲に大同元年十月二十八日開辦以後四割五分の徵稅であつた。然れ共縣獨立にて縣財政を切り拔ける事は未だ不可能にして、每月省公署よりの補助金によりて幸ひ元年度を維持することを得たのである。蓋し縣警察隊は前鴨江剿匪の滿洲國軍にして、局長は該軍團の副司令であつた爲一般に給與は他縣より多く、警察費一ケ月一萬六千三百二十一圓、縣財政としては過重なる負擔である。されど今直ちに裁兵等の方法を講ずる事が出來ず、東邊道治安確立の上より見れば、敢へて忍ばねばならんが、されど種々連絡の結果警務廳の命により、二百名を通化に移駐せしめた。之が爲に一ケ月二ケ中隊約四千圓の削除を爲し得るを得た。然れども行政警察の確立に伴ひ少しく出費あらんも、大體に好調を辿りつゝあるのである。

第二節　歲　入（租稅一般及租稅外收入）

桓仁縣大同二年度收入豫算を示せば次の如し

奉天省桓仁縣歲入預算表

經常部

科目（款・項・目）	預定收入額	確定收入額	摘要
畝捐	九九、〇八七、〇〇〇	七九、二七〇、〇〇〇	
畝捐	六六、四八五、〇〇〇	五三、一八八、〇〇〇	上則地なし、中則地一畝一角四分下則地一畝一角三分五厘沙城地一畝一角六分五厘、合計五十四萬三千三百六十六畝六厘
附加畝捐	三二、六〇二、〇〇〇	二六、〇八二、〇〇〇	中、下、沙三則地五十四萬三千三百六十六畝六厘每畝附加大洋六分
學產及地皮租	四、三九一、〇〇〇	三、五一三、〇〇〇	
學田租	四、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	七十處租四百石一石十元

	學款息	三九一、〇〇〇	三一三、〇〇〇	本一千三百元按月利三分生息
剪捐		一、八〇〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	
雜收	剪捐	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	剪子一千把、一把收大洋一元
	剪課	八〇〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	剪子一千把、一把收大洋八角
房捐		四〇、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	
雜收	門戶捐	四〇、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇〇〇、〇〇〇	一等六元、二等四元、三等三元、四等二元、五等一元
營業商捐		六一、四八〇、〇〇〇	四九、九八四、〇〇〇	
	糧捐	五七、〇〇〇、〇〇〇	四五、六〇〇、〇〇〇	糧五十萬石一石四角、除五厘經費
	營業捐	四、四八〇、〇〇〇	四、三八四、〇〇〇	城裡商會、沙尖子商會合計四千圓、營業車捐四十輛一輛一月一元
車捐		九、七三〇、〇〇〇	八、七五七、〇〇〇	
	車牌捐	九、七三〇、〇〇〇	八、七五七、〇〇〇	一頭立の車每輛國幣一圓、二頭立、每輛二圓、三四頭立每輛四圓五頭立以上每輛六圓
屠宰捐		四、〇〇〇、〇〇〇	三、二〇〇、〇〇〇	
	屠宰捐	一、六〇〇、〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇	牛二百頭一頭三元、猪二千匹一匹五角
	屠宰檢驗費	一、二〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	
	肉捐	一、二〇〇、〇〇〇	九六〇、〇〇〇	牛二百頭一頭一元、猪二千匹一匹五角
妓捐		一二〇、〇〇〇	九六、〇〇〇	
	妓捐	一二〇、〇〇〇	九六、〇〇〇	妓女五人、一人一月二元
船捐		八〇〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	
	艜船課	八〇〇、〇〇〇	六四〇、〇〇〇	大船九十隻一隻六元、中船五十隻一隻四元、小船三十隻一隻二元
雜捐		八、三三六、〇〇〇	六、六六四、〇〇〇	
	婚書費	六〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	售婚書六百套每份收洋一元
	學費	六、二三六、〇〇〇	四、九八四、〇〇〇	授業料初中二十八人年各收八元、高級二百十四人年各收五元、初級一千六百五十人年各收三元

款	項	豫定收入額	確定收入額	摘要
	韓僑公捐	一、〇〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	朝鮮人に課したるものなるも外人に對する徴税は中央政府の研究中なるものなれば共に徴收せず研究を待て徴收す
	韓僑僑居證書費	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	
罰款		三〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
	罰款	三〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
提成		三〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
	國税提成	三〇〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	國税徴收手數料
陳欠		六〇、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	二年度新項目
	元年度滯納金	六〇、〇〇〇、〇〇〇	四八、〇〇〇、〇〇〇	
國庫補助費		一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	
	國庫定期補助金	一二、〇〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	縣公署補助費、元年度一月二千圓なりしも二年度より一月一千圓になりたり
	〃臨時補助金	四三、一三七、〇〇〇	四三、一三七、〇〇〇	行政補助費
計		三〇二、四四四、〇〇〇	二四六、〇四四、〇〇〇	

臨時部

科目 款	項	豫定收入額	確定收入額	摘要
借入金		五五、〇四七、〇〇〇	五五、〇四七、〇〇〇	
	借入金	五五、〇四七、〇〇〇	五五、〇四七、〇〇〇	
計		五五、〇四七、〇〇〇	五五、〇四七、〇〇〇	
經臨計		三五七、三九一、〇〇〇	三〇一、〇九一、〇〇〇	

今元年收入を月別に示せば次の如し

大同元年度　收入豫算　二五一、二九五、圓

確定收入豫算　一七八、一〇二、（收入豫算ノ七割）

實收入（地方稅）　一二四、〇〇三、七三

地方費及縣公署補助金

久しきに亘り唐聚五の蹂躙の後を受け政治工作上省公署より地方費として補助を受けたり

十一月	一〇、〇〇〇、圓	中二千圓縣公署補助費
十二月	一三、〇〇〇、	同
一月	一五、〇〇〇、	同
三月	二五、〇〇〇、	但二月三月分中四千圓は二、三月縣公署補助費
四月	二〇、〇〇〇、	但四、五兩月分中四千圓は四、五月縣公署補助費
六月	二一、〇〇〇、	中二千圓は縣公署補助費

地方費及縣公署補助費合計　一〇四、〇〇〇、圓

元年度實收入總計　二二八、〇〇三、七三

而して十月、十一月、十二月は洪月と云ひ、最も徵稅成績の良好なる時にして、七月、八月、九月は淡月と云ひ最も惡い時である。然れども大同元年度より推測すれば本縣は交通不便にして解氷期に穀物の出廻期に入るために四月五月に市糧捐の收入があり、爲に四月五月に洪月の觀あり、而して七月に入りて元年度滯納金六千圓近くの收入ある可く、財政狀態も回復し、大同四年度よりは自活し得る狀態なりと思考し得る。

第三節　歲出

本縣大同二年度支出豫算を示せば次の如し

經常部　桓仁縣歳出預算表　大同二年度

款	項	目	金額	摘要
公署費			二四、〇〇〇、〇〇	(内 一二、〇〇〇國庫負擔)
	俸給		一七、二二〇、〇〇	
		俸給	一七、二二〇、〇〇	
	事務費		六、七八〇、〇〇	
		事務費	六、七八〇、〇〇	
公署費			二七七、〇九一、〇〇	
	俸給		一九、〇五一、〇〇	
		俸給	一九、〇五一、〇〇	(總務內務警務教育各局之股員雇人四五人月各支三五、二一八)
	事務費		一一、三九四、〇〇	
		物品費	一、二六〇、〇〇	
		消耗品費	二、二〇五、〇〇	
		通信運搬費	四四一、〇〇	
		旅費	九四五、〇〇	
		差役工資	一、三二〇、〇〇	一一人月各支 一〇
		接待費	三一五、〇〇	
		雜費	一、一三四、〇〇	
		房租	一、九二四、〇〇	

	屠獸場費	一、三五六、〇〇	
	解雇手當	四九四、〇〇	（新豫算施行に伴ふ整理人員解雇手當一四人月各支三五、二八）
警察費		一八六、八一三、〇〇	
	俸給	一二四、五〇三、〇〇	大隊長以下七〇五人一人平均月額一四、七一
	差役工資	一、六九四、〇〇	
	雜公費	五、二二九、〇〇	
	雜費	五、五二七、〇〇	
	服裝費	三〇、一五〇、〇〇	
	子彈費	九、〇〇〇、〇〇	
	撫恤費	六、四〇〇、〇〇	
	解雇手當	四、三一〇、〇〇	（新豫算施行に伴ふ整理人員二九三人解雇手當一ケ月分一人當一四、七一）
教育費		五五、四七七、〇〇	
	俸給	三五、六四〇、〇〇	
	給料	一、二九六、〇〇	
	差役工資	三、二四〇、〇〇	
	辦公費	四、〇〇一、〇〇	
	雜費	三、三九〇、〇〇	
	補助金	七、九一〇、〇〇	
勸業費		一、三五六、〇〇	
	俸給	九七二、〇〇	
	辦公費	三八四、〇〇	
豫備費		三、〇〇〇、〇〇	
	豫備費	三、〇〇〇、〇〇	

計　三〇一、〇九一、〇〇

今元年度支出を月別に示せば次の如し

十一月	縣公署經費	圓
	イ、縣署經費	二、五六二、七五〇
	ロ、教育局經費	五七二、〇〇〇
	ハ、教育費	二、七四〇、四〇〇
	ニ、警務局費	二、四九〇、〇〇〇
	ホ、警察大隊經費	一四、二八七、〇〇〇
	ヘ、屠獸場經費	七三、〇〇〇
	ト、清鄉費	一二〇、〇〇〇
	チ、情報處費	二五、〇〇〇
十二月	縣公署經費	
	イ、	三、五九〇、七二〇
	ロ、	一、一二二、〇〇〇
	ハ、	二、七四〇、四〇〇
	ニ、	二、四九〇、〇〇〇

ホ、　一三、八三一、〇〇〇
ヘ、　八四、〇〇〇
ト、　一二〇、〇〇〇
チ、　一五〇、〇〇〇

一月　縣公署經費

イ、　三、五八七、二九〇
ロ、　九五五、〇〇〇
ハ、　二、一六七、〇〇〇
ニ、　二、四九〇、〇〇〇
ホ、　一三、八三一、〇〇〇
各分局經費、　六五〇、〇〇〇
ヘ、　六九、〇〇〇
ト、　一二〇、〇〇〇
チ、　一五〇、〇〇〇

二月　縣公署經費

イ、　三、七三六、〇〇〇

ロ、	九五五、〇〇〇
ハ、	三、二九六、〇〇〇
ニ、	二、四九〇、〇〇〇
ホ、	一三、八三一、〇〇〇
各分局經費、	一、三〇〇、〇〇〇
ヘ、	六九、〇〇〇
ト、	一二〇、〇〇〇
チ、	一五〇、〇〇〇

三　月　縣公署經費

イ、	三、八六五、四二〇
ロ、	九五五、〇〇〇
ハ、	三、一四〇、〇〇〇
ニ、	二、四九〇、〇〇〇
ホ、	一三、八三一、〇〇〇
各　分　局	一、三〇〇、〇〇〇
ヘ、	七〇、〇〇〇

ト、	二二〇、〇〇〇
チ、	一五〇、〇〇〇
四月 縣公署經費	
イ、	三、七六四、二三〇
ロ、	九一五、〇〇〇
ハ、	三、一四〇、〇〇〇
ニ、	二、三五〇、〇〇〇
ホ、	一三、七〇五、〇〇〇
各分局	一、三〇〇、〇〇〇
ヘ、	八五、二九〇
ト、	一四〇、〇〇〇
チ、	一五〇、〇〇〇
五月 縣公署經費	
イ、	三、九一四、〇〇〇
ロ、	九一五、〇〇〇
ハ、	三、一四〇、〇〇〇

ニ、 三、五九六、〇〇〇
ホ、 一三、七〇五、〇〇〇
各分局
ヘ、 六九、〇〇〇
ト、 二二〇、〇〇〇
チ、 一五〇、〇〇〇

六月 縣公署經費

イ、 三、九一四、〇〇〇
ロ、 九一五、〇〇〇
ハ、 三、一四〇、〇〇〇
ニ、 三、五九六、〇〇〇
ホ、 一三、七〇五、〇〇〇
各分局
ヘ、 六九、〇〇〇
ト、 二二二、〇〇〇
チ、 一五〇、〇〇〇

臨時費

一、各分局開辦費	五〇、〇〇〇
一、服裝費	一、六八八、六〇〇
一、戸口費	三〇〇、〇〇〇
一、各項票照工本費	六三三、五〇〇
一、祀典費	三四一、八二〇
一、師中開辦費	四〇〇、〇〇〇
一、職業學校建築費	五六〇、〇〇〇
計	二〇三、八二八、四一〇

第四節　財政政策

財政政策に關しては最も全力を注ぎ、最も成績の表はれざるものであつた。請負制度と各機關獨立の觀念より、辦公費、事務費多く冗費の多きには一驚すれど、此を近代會計學に從つて一朝に改革する事は不能である。

先づ日々の徵收税額と支出額を明白ならしむる爲に、一定の書式を作成した。(書式缺)即ち一號、二號樣式により、元年度滯納金及二年度收税額を日日報告させ、三號樣式によりて、金庫保管額及支出額を明細に、日々報告さす方法にして、之の方法は元年度に於ては開辦直後にして事務輻輳し實施出來ざりし爲、財政計畫をたてる上に不便を感じたれば、七月一日年度改めに際し、此の方法を實施し、四號樣式によりて出納の明細を期したのである。

又股長、科長以上を以て臨時縣制及縣官制研究會を開きて、以て滿洲國の縣制及縣官制の理解を强め、縣政の刷新同時に附帶する經費の輕減を計る可く、取り敢へず、獨立機關の觀ありし教育局を縣公署內の一室に入れて、以て縣長の直接指揮監督を容易ならしめたのである。警務局に關しては目下縣公署內に收容すべき廳舍なく、將來の研究に委ねてゐる。

地方不良分子の經緯を見るも、地主に不當の小作料を請求され、小作人には法律上の保護なく、契約は地主の意の儘にして、不服のものは何時にても小作契約は解除され、辛うじて小作料を拂へば、後は搾取による稅金として强制徵收をされ、民衆にして安んじて生活出來ざりしは、舊軍閥時代の弊風にして、不良分子と雖も一概に怠惰、卑怯、又は土臭い型にはまつた生活が嫌で變態的生活に流れ込んだものばかりではないのである。我々は早く財政を確立し、冗費を除き、民衆の負擔を輕減し、眞に王道樂土の喜びを、民衆と分ち度いのである、幸ひに先輩の御指導を仰ぐ次第である。

第五章　警察、治安

第一節　警察

第一項　概況

警察を分ちて警務局と警察大隊に分つ、警務局は行政警察と司法警察を含む、昨年十月政治工作の際に、各警務分局の設立なかりし爲、豫算內に於て、之が完成は、非常なる苦心を要したるもので、即ち警察事務は行政警察を主となす

に政治工作に際し行政警察の不要を說ふる者あるが如き、その解釋に苦しむ處である。然し本縣の警察隊多かりし爲豫算の關係上出來なかつたものと解す可きか。

舊制によれば警務分局は徵稅、戶口調査等重要なる事務を執るものなれば、之が不設置は直ちに縣政に影響するものであるから。取敢へず大同二年一月を以て、各區に警務分局を置き、分局長一、內勤員一、外勤員一、夫役一を以て分局を組織した。然れども未だ完成には到らず、同年七月一日に到り中等學校卒業生四十名を採用し、警察教習所を開設して、奉天東北大學卒業、前奉天警察教習所教官揚幹臣をして教務長とし、四ケ月期間內に訓練を了し、各分局勤務を命じ、第二回に高級なる訓練を卒へ、分局長の勤務を命ずる計畫を樹て、實施しつゝあり。

司法警察に關しては別に特筆すべきものなし。

警察隊は前記の如く、前鴨江剿匪の滿洲國軍なりしを、東邊道討伐終了後、桓仁、興京、寬甸の三縣に分け本縣には八百名を以て組織せるものにして、訓練良く行き渡り、討匪に關しては徹底的にして勇敢、且前副司令現局長兼大隊長、徐文海の誠心誠意、治安に任じたるが如き實に東邊道中最も治安確立し居るは特筆すべき事項である。

第二項　組　織

警務局を警務股と司法股に分つ、警務股は行政警察一般を行ひ、司法股は司法警察一般を行ふ。各區に次の各分局を置く。

第一分局	局長　一	局員　一	科員　一	警長　四	警士一〇	夫役　一
第二分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃

第三分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第四分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第五分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第六分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第七分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第八分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第九分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃
第十分局	〃	〃	〃	〃	〃	〃

警察隊は前鴨江剿匪の滿洲國軍であつたものであるが、東邊道討伐直後―改編し、寛甸、桓仁、興京に分け八百名を桓仁に置きて副司令少將徐文海をして警務局長及警察大隊長に任じ、五月に至りて二百名を通化に移駐し、目下六百名の警察隊を有し、警察大隊長の下に大隊附三名、中隊長六名である。各兵は頗る勇敢にして匪賊の討伐には多大の功績を上げ、東邊道中桓仁縣は殆んど匪賊の影を見ざる迄に到らしめ、奉天省警務廳長より既に二回迄表彰狀を戴き居る次第で尚治安確立に多大の成績を上げ居る事は本縣の誇りとする所である。現在警察隊の分駐地を示せば次の如し

縣城	二ケ中隊
沙尖子	一ケ中隊

楊磨子　一ケ中隊（一ケ小隊を野猪溝に出す）
野猪溝　一ケ小隊
二戸來　一ケ中隊（一ケ小隊を花尖子に出す）
花尖子　一ケ小隊
大雅河子　一ケ中隊
横道川　自衛團優秀なるに依り、別に警察隊を設置せず。

警察教習所

第三項　警察官吏

徐文海、三十六歳、河北省、任邱縣の人、事變前は二十旅旅部中校副官長を經て、遼寧公安第十九大隊長、鳳凰縣聯防公安大隊長なりしも滿洲國建國するや鴨江剿匪少將副司令に任ぜらる、直情徑行、恬逹にして、勇敢、大同元年七月には唐聚五、討伐に出征し、寬甸縣に於て手兵四百を以て敵二千の重圍にありて、四日間良く敵を破り名聲を走せた人。

孫光祖、二十五歳、同君は金州の人にして、金州公學堂を出て商業學校に入り後、奉天講武堂に入り秀才をうたはれし人にして、首席卒業、南京政府派遣日本士官學校留學生採用試驗に三百人中八番にて合格したる人、頭腦明晰、徐局長を援けて、良く警察隊を指導し、功績の見る可きものあり、日語堪能にして世界の事情に通じ、實に、理想的青年

將校として、最も期待され居る人である。大同三年度警察學生日本留學候補者として申請中のもの。

桓仁縣警察官吏は今修練中なれば、特に記述し得る迄には整はざるも、大體に於て警察機構、順調に行はれ居り、今後益々訓練及び教育の充實により、發達の見る可きものある可く努力中である。

第四項　行政警察一般

前記各項參照

第五項　司法警察一般

前記各項參照

第二節　治安

第一項　概況

桓仁縣は山獄多く不良分子の跳梁には最適地であり、昔より匪賊の巣窟として有名であつたが、昨年十月討伐以來著しく治安確立し、大集團の匪賊は皆無にして本年明山を三縣（通化、興京、桓仁）聯合討伐により逮捕せしを最後として東邊道中最も治安確立し居るは前述の通であるが、少數の馬賊は僅少とは云へ尚四散し居るを以つて、目下桓仁縣に於て計畫中のものは不逞鮮人と縣境外の隣接縣内の討伐である。

（縣内の匪賊分散圖別添參照）

鮮人の居住者は約一萬にして東邊道中一番多く之を利用し不逞鮮人としては、獨立黨國民府革命軍總司令梁瑞鳳以下

二百名副司令朴大虎以下八十名は桓仁縣第三區、寛甸縣第五區、輯安縣の各縣境に蟠居して居る。

今新たに松崎支隊及滿洲軍歩兵一ヶ團、騎兵一ヶ團來りて輯安縣內の王凰閣の討伐中にして、一部は縣境興京縣平頂山を中心として討伐中である。然れども不良分子の討伐は戰爭と異なり蠅を追ふ如く、之に致命的討伐を期する事は至難なる業なれば、今後一層各縣聯合討伐を行ふ可く、各縣の連絡に益々緊要を加ふるものとす。

第二項　機　關

治安維持に關する機關に就ては前記各項參照

第三項　匪賊狀況

別添匪賊分散圖參照

及興京、通化、輯安、寛甸、本溪、各縣の分散狀況參照せられたし

第四項　軍と治安

目下本縣に於ける治安維持に關しては匪賊に依る攪亂はさほど意にするに及ばざる狀況となれり。本縣が他縣に先んじて、治安の確立を見たる原因の一半は駐屯日本軍の努力に感謝せねばならん。本縣の地方情況から見て斯の如く交通不便邊僻の地は自然中央の威力充分に行渉り難きを以て、之れに乘ずる匪賊の跳梁に備へ一面又警察隊の指導監督も第一義なりと思考する。

實に日本軍の此の地に駐屯あるは、一般治安上に貢獻さるゝところ洵に甚大である。滿洲軍駐屯に關しては、奉天省警備司令官于芷山大將より于芷山軍一ヶ營の駐屯方相談ありたるも種々考慮し各機關の希望もありて當分駐屯延期方を

懇請す。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

本縣の全面積は五萬六百方里あり、約七割は山嶽地帶にして、既耕地は全面積の約二割に當り、他に河川及道路である。從つて農產物も他縣に比して少量であるが、野生の朝鮮人蔘今尙採集され、柞蠶、及蠶の產出は昔より有名にして、殊に米は桓仁米の名に於て安東に一等米として出荷しつつある。冬期に入れば極粗惡なるも狐貉の毛皮取れ貉の毛は毛筆の作成に用ゆ。

第二項　耕地及農產物

旣耕地面積は五十四萬三千三百六十六畝六厘なるも可能耕地の六割に當り尙四割の未墾地あり、旣耕地には上則地なく、中則地、下則地沙城地の三種とす。

中則地

下則地

沙城地

然れども之等は舊則によるもので、今後治安確立及縣政の整備を俟つて、上則地以下の測量調査の必要ある。

農産物を示せば次の如し

穀類

種類	作付面積	收量 每畝收量	收量 總計	單價	總額
大豆	八七、四三八畝	五斗	四三、七一九石	一一元	四八〇、九〇九元
其他豆類	一〇、三九八	三斗	三、一一九	一三	四〇、五四七
高粱	六二、五六八	八斗	五〇、〇五四	七	三五〇、三七八
粟	一〇〇、二〇〇	五斗	五〇、一〇〇	七	三五〇、七〇七
玉蜀黍	一〇二、八四〇	五斗	五一、四二〇	七元五角	三八五、六五〇
麥	一〇、四一〇	三斗	三、一二三	一五	四六、八四五
水稻	三五、五八〇	一三斗	四六、二五四	一〇	
雜糧	一四、二九二	六斗	八、五七五	七	六〇、〇二五

游用農產物

	面積	一畝收量	單價	總額
家蠶				
青麻	一八〇畝	一〇〇斤	一斤五分	九〇〇元
煙草	一、五〇〇	五〇	二角	一五、〇〇〇
棉花	九〇〇	二〇	五角	九、〇〇〇
甜菜	一一、七〇〇	二、〇〇〇	一分	二三、四〇〇
藍	—	—	—	—
胡麻	—	—	—	—

落花生	三、〇〇〇	八〇	五分	一二、〇〇〇
馬鈴薯	一五、〇〇〇	一、〇〇〇	一分	一五、〇〇〇
瓜子	—	—	—	—
人參	一二〇	二〇	二分	四、八〇〇

本縣柞蠶生產高

既蠶場面積	生產高	單價	總價額
三、九七六畝	二尺	一五元	五九、九四〇元

農產物中參考に供すべきは大麥の發育狀況にして、滿洲に於て發育惡き麥が本縣に限り優秀なるは特筆に値する。柞蠶は昔より有名にして、城內に柞蠶紡絲業もあれど、柞蠶飼育法完全ならず、柞樹の利用は極一部にして、大部分の柞樹は其の儘に殘されてある。之は將來、本縣產業開發の點より見ても是非、柞蠶の奬勵は重要なる問題であり、研究改善を施せば相當成績を見るべきものがあらう。米作も鮮人により開墾されつゝあるが、作法は素人目にも幼稚にして種子を水田に蒔きたる後、植ゑ替へを爲さず、その儘稔るを待ち、一切肥料を用ひない爲、段々素質低下しつゝあり、之が指導と改良を必要とする。

第三項　農業團體

農務會の他に特殊團體無し。

第四項　農業移民

本縣の農業移民に關しては鮮人小作人の他、特筆すべきものはない。大同二年六月朝鮮總督府は農業移民適地調査の

爲、三十八名を以て組織せる調査團視察調査の爲來桓した。

鮮人の移民は八千四百九十九名、大部分は農業移民にして農業移民は總べて小作を爲し水田の耕作に從事してゐる。米作は總べて肥料を用ひず、又點作を爲さず、種を蒔きたる後は自然に委して稔るを待つのみ、誠に原始的耕作なれど米質は一等米として評價、安東に出荷されて居るはたのもしいことである。米作に關して水利稅あり、水利稅は灌漑、水利を爲して米作の便を計り以て其の代償として水利稅を取るものにして、實業廳管下水利局之を司る、然れ共未だ各縣水利局の米作に對し灌漑、水利を計りたる例を聞かず、研究問題なりとす。水利局は實業廳を離れ、縣公署實業局に編入の計畫あれど共に將來の調査研究に俟つべきである。

第五項　農村生活一般

本縣住民の大部分は農民なるが故に、第二章第二節風俗の項を參照せられたい。山嶽多く僻陬の地なる爲、產物少なく山間の地を耕して生計を營み、生活程度極めて低級である。

第二節　林　業

第一項　概　況

文獻を見るに、本縣は密林多く、木材の移出甚大なりとあり、然れ共濫伐の弊に依つたものか、今日木材として算すべきべき森林は少ない。

	森林面積	樹種	
四區、普樂、慶樂、衍樂、體樂四村	五三、三〇〇畝	楡楸椴樺柞木、楊木等	高三丈直徑一尺有餘
二區、太、肇、錫三村	三三、一〇〇	同	同

三區、東熙和村	紅樹	一、八〇〇株	一本二圓	渾江より安東に出す
四區、普樂村	杉樹	一、四〇〇株	一本一圓	同
一區、	油樹	一、五〇〇株	一本五角	燃火に用う

一般に雜木林で、縣の南部四區、五區に多い。通化方面上流よりは渾江を利用し、筏を流し、又解氷期には、穀物船を作りて穀物を安東に運び、材木は船として安東に賣却す。森材の濫伐は瀋海線の枕木使用のため、興京縣と共に行はれたものではあるまいかと思ふ。

第三項　生産

林產として特筆すべきは柞樹を利用する柞蠶業で、柞樹は全縣に密生し柞蠶業は昔より有名なものである。

針葉樹

三區	東熙和村	紅樹	一、八〇〇株、	一本二元	渾江より安東に下す
四區	普樂村	杉樹	一、四〇〇株、	一本一元	〃
一區		油樹	一、五〇〇株、	一本五角	本縣使用

闊葉樹

四、五區

柞木	八三四、一五〇株	一本二角	渾江又は車にて下す
椴木	二四六、三〇〇	〃	〃
檸勁子	一五〇	〃	〃
水曲柳	一一、五〇〇	〃	〃
色木	六、七〇〇	〃	〃
楡木	二一五、三〇〇	〃	〃
黃波羅	四、二〇〇	〃	〃
楸木	一四三、四五〇	〃	〃
樺木	四一、〇〇〇	〃	〃
楊木	一五四、二〇〇	〃	〃
楚楡檀木	四〇〇	〃	〃
梨木	一、〇〇〇	〃	當地
黃揚子	一、〇〇〇	〃	〃

第三節 牧畜

第一項 概況

本縣に於ては牧畜と云ふべきものなく、食用及毛皮を取る爲に山地を利用して、山羊、羊の飼育せるを見る、羊、馬、牛、犬等の毛皮は敷物又は防寒に用ひ、豚、羊の毛はフエールト類似の敷物を作る。

牛	五、〇〇〇頭	一匹	三五元
馬	一、〇〇〇	〃	七〇
豚	一六〇、〇〇〇	〃	二〇
騾	一、五〇〇	〃	七〇
驢	七〇〇	〃	一五
羊	七、〇〇〇	〃	?
鷄、其他家畜	七五、九七〇	〃	八角
羊毛	一、二〇〇斤	一斤	五分
豚毛	一六、〇〇〇斤	〃	一分
獸脂	二、二七九、一〇〇個	一個	三分
鬃毛	八〇〇斤	一斤	二元

馬は東邊道は殊に貧弱且つ高價にして、牛は朝鮮牛の多く移入され居れり。羊、豚等總べて野生に近く、改良されしものは無い。

第二項　家畜、家禽

前項參照、

第三項　市場其他施設機關

本縣の家畜、家禽は總べて縣內に消費され他に移出するものはない。

之等家畜の改良は、縣立職業學校にて研究しバークシャ種の豚を飼育せしも死亡して一匹となり、研究出來ざる狀態である。縣政確立に伴ひ進んで之等改良種の研究を續行する計畫である。

第四項　屠場、屠畜

縣營にて屠獸場の設備あり。

屠畜は牛、豚、羊を主とし、一年間に牛二百頭、豚二千匹、羊「匹不明、」を屠殺す。

羊は回々教徒の食用に供し、又夏は多く羊を食す。

第四節　鑛業

第一項　概況

本縣に於ては鑛業の開發は殆んどなく、第五區木盂村、西于溝子に無煙炭の產するあるのみである。同鑛山の測量は未測なれば、その量質は不明なるも、年額八十萬斤（千斤六元）を產し、總じて縣內に於て燃料に消費する。

他に種々の埋藏物ある樣であるが、交通不便なる僻邊の地なるが故に未だ一度も調査されたることなく、又殊更に有望なるものある樣にも思はれない。

第二項　鑛區、埋藏量、產額

第一項參照

第三項　鑛山勞働者

第一項參照

第五節　水産業

第一項　概況

本縣は海岸線に沿はざる爲、水產業として記述すべきものはない。營口漁業總局管下の漁業局ありしも今は廢止されて居る。本縣を縱斷する渾江は、水多く、鯉、鮒、鰻、ギュギュ、カマスカ多く、之が捕獲には投網、タテ網等を用ゆ、概して副業又は娛樂の程度を越へず、其の他に水產物無し。

第二項　水產物

第一項參照

第三項　水產業者

農民が暇の折に投網、又はタテ網を用ひて捕獲する位にて水產業者としてのものはない。

第四項　諸機關

營口漁業總局管下の漁業局ありたれど現在廢止されてある。

第六節 鹽業

第一項 概況

本縣には鹽の產出なく鹽業者又なし。

第七章 工業

縣內に工場として著すほどのものなし。

第八章 交通

第一節 鐵道

なし

第二節 水運

第一項 概況

本縣の水運は濛江、通化、桓仁を流れ、鴨綠江に注ぐ渾江の水流を利用する水運のみにして、解氷期、夏期の水量の

多き時に上流より材木及穀物船を安東に下し、雜貨を乘せて溯行する。現下材木は匪賊に押へられて流さざるも穀物船（一隻三千圓）は八百雙位の出荷がある。

第二項　船舶

汽船なく、帆船は相當數上下す。

第三區沙尖子（鎭市）にはプロペラ船の溯航可能である。

第三節　通信

第一項　概況

本縣電報は奉天電政管理局管下の電報ありて、漢字、歐文兩種の打電可能である。電報は一は桓仁より通化、興京を經て奉天に、他は通化、山城鎭、吉林、新京に通するとあり、電話は民間の設立になる電話局あれど、創立後長年月を經たるため電柱朽ち、電線は鐵線にして碍子の設備少く、又通話器は舊式にして乾電池を用ゆる等の原因より、隣縣の連絡は困難なるも、通化、興京は夜間又は他人の通話を止め混線なき樣にすれば可能である。

縣下電話線は不完全ながら設備されてゐる。

第二項　郵政

本縣郵局は奉天郵政管理局の管下に屬し、三等郵局である。總て驛傳式にして奉天よりは、瀋海線南雜木より興京縣、上夾河、木奇永に、之が掘割りには多大の勞力を要するも、一般道路は質强緊にして、石多く成績良好である。

縣內道路は各村の管理下に置き、常に修築と管理に注意し、主要道路は幅十一米、結氷期には通化より軍用トラック及乘合自動車の連絡があつた。之れより推測するも雨天には自動車の疾走は不可能なるも、晴天の日は通化、及興京に少しく道路修理（東邊道は河多き爲に河邊の修理を要す）せば自動車の交通可能である。

第三項　其他通信機關

第四節　航　空

第一項　概況參照

元年十月唐聚五討伐後、五千圓の經費を以て城外約半里の處に飛行場を作つた。其の後一回の着陸したる事もなかつたが、大同二年六月三十日初めて警備隊長後送の爲に、航空會社の飛機M一一一號三人乘り着陸し、田中飛行士に依りて優秀なることを證明され、次いで繁茂期警備工作指導の爲、七人乘旅客機にて井上獨立守備隊司令官、千芷山警備司令官、金井總務廳長以下參謀の來桓あり、引續き旅客機及陸軍偵察機來桓した。

飛行場は山間の平野なる爲に十字形に作られなかつたが、桓仁の風は殆んど東西に吹き、南北に吹く事は絕無と云ふも過言でない爲に、本縣飛行場は十分に機能を發輝することを得、標識旗等の設備完全である。

本縣は定期航空路に該當せず、必要に應じ何時にても、着陸する樣になつて居る。

第五節　道　路（道路網と治安）

道路網の完成は地方産業開發及治安維持上重要なるは言を俟たない。事變前所謂平行線問題に關連し、安東、寛甸、桓仁、通化を經て吉林方面に通ずる鐵道敷設の計畫ありしも、滿洲國の建國に伴ひ、哈爾濱、清津、縦走線の設置緊急なる爲に中止となりたるものである。故に唐聚五、討伐後自動車網の完備を必要なるものとし、奉天省公署の委託により、關東軍特務部は道路建設班を組織し、安東、寛甸、桓仁、通化、朝陽鎭（目下寛甸迄完成）。南雜木、永陵街、興京、通化（目下永陵街迄完成）。山城鎭、柳河、三源堡、通化（着工中）。興京、桓仁等に分ち自動車道路建設中である。東邊道は山嶽地帶にして之が掘割は遲々として進まざるも、自動車開通は治安確立のためには緊要なれば鋭意道路建設に努力中である。

縣內の主要道路は大體に於て幅十米位あり、岩石多きために北滿に比して道路は良好である。然れども川多きため之が架橋は困難にして、自動車道路開通と共に解決するであらう。縣內道路の管理は、各村之を負擔し、農閑期を利用し道路の强化を計りつゝある。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　概況

桓仁は奥地の一寒村に過ぎざるを以て商業の看るべきものなく、僅かに安東との取引により物資の移入を計るのみである。移入貨物は生活必需品を主とし奢侈品の移入は僅少である。第三區鎭市沙尖子は渾江の下流にあり鴨綠江の水運を利用し安東との取引縣城よりも活潑である。

移出貨物は穀物を筆頭とし其他に少量の柞蠶、木材あり、米は桓仁米の名ありて縣内の需要を充し安東に下す。貨物の運搬は主として解氷期に渾江より鴨綠江に出て安東に下す。一般に運賃高く且つ途中匪賊の危險多き爲め、自然從つて物價は高く奉天、安東の約二倍にして需要者の多數をしめる農民は一般に困窮してゐる。

第二項　會社、商店

桓仁は商工業の見る可きものなき爲め會社も亦ない。只ディーゼルエンヂンによる發電所の設立計畫ありたるも、現在行き惱みの態である。

商店にして一萬圓以上の資金を有するものは僅か二三軒にして、雜貨穀物を取扱ふ。之等商店主は又一面地主として地方に土地を有し多數の小作人を使用してゐる。

他は皆小資本による雜貨商、藥種商、飮食店及鴉片小賣所等である。

第三項　商業機關

商業機關としては商會あるのみで、商會は縣城及第三區沙尖子にあり、桓仁縣は商業の活潑ならざる爲商會も振はず特筆すべきものはない。

第四項　物價及生計

交通不便なる爲に運搬費非常に高く、又匪賊に對する危險多きと降雨に依る損傷等に因り奉天、安東の約二倍の物價である。物價引下げに關しては、種々考究せしも、差當り好結果を來す可き名案なし。爲に農民の大多數を含む一般需要者は、必需品の購入には多大の苦痛あるべしと思惟す。目下自動車道路の計畫中であるから、之が完成の上は前記の諸原因は除去せられ、相當緩和されるものと思ふ。

第五項　貿　易

山間の僻地にある都にして、特に記す程のものはない。僅かに安東との取引を除けば、外に貿易らしきもの全く皆無である。

移出品は穀物、木材にして、少量の柞蠶絲、朝鮮人參がある。

第六項　度　量　衡

本縣の流通貨幣及度量衡は安東市場の影響を受け、殊に度量衡は古式であつて、衡の如きは奉天のそれより形狀大である。日本の度量衡に對する比較等目下不明

第七項　商　事　慣　習

他縣のそれと同樣にして本縣特殊の慣習としてはない。

第二節　金　融

第一項　機　關

イ、銀行

元東三省官銀號ありしも、匪首唐聚五の蹂躪により、民衆救濟銀行と改稱され、無統制であつたが、大同元年十月討伐後滿洲國中央銀行分行の派遣ありて、舊官銀號を以て分行に當て、春耕貸款十萬圓の貸付を爲さしめたる所、一般業務は事務整理中の爲め現在、開行の運びに至つてゐない。擔保貸付は三千圓以內可能である。

ロ、其他の會社

なし

ハ、庶民金融

庶民の金融は以前より質屋ありしも、唐聚五討伐後再開されずにある。小作契約に關しては、小作人は地主より耕作費用を借受け、收穫期到りて小作料と共に返濟を構ずる方法が、一般通例として行はれてゐる。

ニ、桓仁縣金融救濟會

滿洲事變に依り東邊道の交通杜絕し、通商止みたるため、金融逼迫し爲に、大同元年一月に金融救濟會を設立して、流通票を發行して一時の救濟に當てた。其の後唐聚五の蹂躙に遭ひ、流通票も無統制に終り、加之兵匪による無統制も多かつたので大同元年十月討伐、十月二十八日縣公署開辦と共に流通票の使用を禁止し、目下當會をして流通票を極力回收せしめつゝある。（回收表及流通債券後段參照）

第二項　通　貨

(一) 種類及換算、

(イ) 國幣及現太洋、大同元年十月迄は交通杜絕せし爲現太洋の流入なく僅かに流通票、奉天票、安東市場流通票及邊業銀行、中國銀行發行紙貨幣の流通があつたが、縣公署開辦と共に現太洋流入し又國幣の制定成るや國幣の流入し、現下流通の基礎を爲しつつあり、流通成績最も良く一般取引には金票よりも價が高い。然し乍ら日々の相場に因つて高低あり、金百圓に對し銀九十五圓の割なるも、勉めて金百圓に對し銀百圓にて流通させつゝある。但し電報局に於ては電政局訓令により金百圓に對し銀百十圓の割なれば、電政局の方針は現狀に於ては不當なりと思惟す。

一、邊業銀行、及中國銀行紙幣

兩銀行紙幣は國幣及現太洋と同價値である。

一、奉天票及安東市場流通券

奉天票の流通は縣公署開辦迄の基礎流通を爲したるものにして今も相當成績にて流通してゐる。換算率は奉天票百圓に付國幣二圓である。

安東市場流通券は桓仁縣の取引が總べて安東を背景として行はれる爲に、物價評準の基礎をなし、所謂小洋として本縣經濟の基礎を爲してゐる。小洋百圓につき國幣八十五圓である。

(ロ) 金票、

日本軍駐屯せる爲金票は相當流通してゐる。

（ハ）其の他補助貨幣として、銅貨及紙幣の種類雜多である。

ハ、政策

現狀に於て局部的地方財政を以て積極的に通貨統制は出來ない事であると思ふ。現下人民の生活に餘裕なく、殊に小貨幣少なき爲に大同元年十月一時三千圓の現太洋を擔保として、小紙幣（一圓、二角、一角、）の私帖を發行して小商取引の便を計りたることあり。されど發行後四ヶ月にして二年二月回收せし程にて現狀は尙金融逼迫の狀態である。

現在當縣に於て、最も喝望する所は、庶民金融機關なれば、之が、設立を考案しおれども、民間に遊資なければ、之が資金は政府又は、中央銀行の切に援助を俟つの外はない。

第三項　金融と諸問題

一、金融と農村

イ、桓仁縣流通債券（流通票）

本縣の流通票は桓仁縣流通債券と稱ふ。滿洲事變直後、東邊道は全く匪賊の跳梁に委せ、殊に大同元年夏唐聚五獨立宣言を爲すや全く暗黑の狀態に覆はれたのである。之より先舊縣長、農、商務會長、教育局長、各士紳によりて、桓仁縣金融救濟會なるものを組織し、事變に依る金融杜絕を救濟するの目的を以つて民國二十一年一月十六日を發行期日と定め、債券十五萬圓を發行した。

桓仁縣流通票發行額

（大同二年七月）

印刷額	二〇〇、〇〇〇・〇〇〇圓
市場流通額	
五圓券	六五、〇〇〇・〇〇〇
一圓券	七五、〇〇〇・〇〇〇
五角券	五、〇〇〇・〇〇〇
二角券	五、〇〇〇・〇〇〇
計	一五〇、〇〇〇・〇〇〇
保留額	
五圓券	三五、〇〇〇・〇〇〇圓
一圓券	一五、〇〇〇・〇〇〇
五角券	ナシ
二角券	ナシ
計	五〇、〇〇〇・〇〇〇

回收成績

月	種類	發行額	回收額
東聚五蹂躪中			
一月	五圓券	一〇〇、〇〇〇・〇〇〇圓	
	一圓券	五〇、〇〇〇・〇〇〇	
三月	五圓券		一五、〇〇〇・〇〇〇圓
	一圓券		
	五角券		
	二角券	五、〇〇〇・〇〇〇	
四月	五圓券		五、〇〇〇・〇〇〇
	一圓券		四、六〇〇・〇〇〇
	五角券	一、五〇〇・〇〇〇	
	二角券		
五月	五圓券		
	一圓券		
	五角券	二、〇〇〇・〇〇〇	
	二角券		

六月	五圓券	
	一圓券	
	五角券	一、五〇〇・〇〇〇
	二角券	
八月	五圓券	
	一圓券	五、〇〇〇・〇〇〇
	五角券	
	二角券	

大同元年十月十七日東邊道討伐十月二十八日使用禁止

十一月	五圓券	二、〇〇〇・〇〇〇
	一圓券	三、〇〇〇・〇〇〇
	五角券	
	二角券	

大同二年度

一月	五圓券	一六、〇〇〇・〇〇〇
	一圓券	二二、〇〇〇・〇〇〇

	五角券	一、〇〇〇・〇〇〇
	二角券	一、〇〇〇・〇〇〇
二月	五圓券	一一、〇〇〇・〇〇〇
	一圓券	七、〇〇〇・〇〇〇
	五角券	一、三〇〇・〇〇〇
	二角券	七〇〇・〇〇〇
三月	五圓券	一〇、五〇〇・〇〇〇
	一圓券	四、三〇〇・〇〇〇
	五角券	一〇〇・〇〇〇
	二角券	一〇〇・〇〇〇
四月	五圓券	五〇〇・〇〇〇
	一圓券	七〇〇・〇〇〇
	五角券	一〇〇・〇〇〇
	二角券	一〇〇・〇〇〇
五月	五圓券	一、五一〇・〇〇〇
	一圓券	一、七七九・〇〇〇

	五角券	一七〇・〇〇〇
	二角券	七八・二九三
六月		一、八九三・六五〇
七月		六、四二四・一九〇
	總計	八八、二五五・一三三
	未回收分	六一、七四四・八六七

而して之が回收期を民國二十二年一月十五日と定め、利率は月一分五厘とし、農民に對しては土地を担保として貸出した。

今債券條例を拔萃すれば次の如くである。

桓仁縣發行流通債券條例（拔萃）

第三條　本簡章發行流通債券定額爲本省法價大洋十五萬元以地方財政局收入畝雜各捐爲担保

第四條　本債券以法價大洋爲本位定以一年爲期由民國二十一年一月十六日發行之日起至二十二年一月十五日期滿按每元兌換法價奉大洋五十元收回時一律送縣焚燬倘至期有不能收竣者得展限二個月收回限滿不得再展

第七條　本債券共分爲五元、一元、五角、二角四種

第十一條　貸放流通券定爲每月利率一分五厘其出貸辦法別定之

桓仁縣金融救濟會出貸辦法（拔萃）

第二條　流通債劵總額爲法價大洋十五萬元除提留一萬元作爲按濟財政局開支警學用款外其餘十四萬元按照商三農七分配貸放但商款有餘時准酌量撥貸農戶農款有餘時亦准撥貸商戶互相挹注以資調劑

第三條　本縣農戶貸款按新村制全縣三十八村分大中小三

第三條　本縣に於ける農戶の貸款は、新村制即ち全縣三十八村大中小の三等を分ちてその村の人口地畝の多寡により按分して以て公平を示す商號の貸款は城內商會沙尖子商會平均して之を借る

第十一條　流通劵の貸出はその利率毎月一分五厘とす貸出取扱辯法は別に之を定む

桓仁縣金融救濟會の貸出方法辨法、

第二條　流通債劵の總額は法價大洋十五萬元とす。其の內一萬元を以て財政局の經費警察學校用款に充當する外殘余十四萬元は商人三％農人七％の率にて分配して貸出す、但し商人に貸出すべき借款に殘余あるとき之を斟酌して農民に貸出すものとす、農款が殘余ある場合には、亦商人に貸出すものとす、以て互にその資金の調節を計る

桓仁縣發行流通債款條例（拔萃）

第三條　本規定により發行せる流通債款額は本省法定價大洋十五萬元とし、地方財政局の收入の畝雜各捐を以て担保とす、

第四條　本債劵は法價大洋を以て本位とし、一年を以て期間とす。即ち民國二十一年一月十六日より二十二年一月十五日迄とす。滿期の際一元法價大洋五十元を以て兌換す。回收の了りし際は一併に縣長に送りて之を燒去す尚期日に至るも回收を終らざる場合には二ケ月の延期を請求することを得。但し再延期は許さず、

第七條　本債券は五元一元五角二角の四種とす、
　等就村之人口地畝多寡均匀分配以昭公平充商號貸款由城商會沙尖子商會匀借之
月一分五厘の利息は金融救濟會の費用に充當するもので、流通價値に關しては兌換準備なく、且紙質、印刷粗惡にして稍々もすれば民間に損失を與ふる憂あり、大同元年十月唐匪討伐終るや、縣公署新たに開辦され、治安確立と共に財政立直を急務となし、流通票回收は直ちに問題となつた。之が回收方法に二法ある。
イ、流通票を使用禁止せしめ、契約（土地を抵當とせる貸借契約）の解除に依り回收する方法
之の方法は流通票發行關係機關をして行はしむるものにして、滿洲の複雜な會計に對し責任者の特殊財政能力を利用し、民間に對し非權力的方法にて回收するものにして、事務簡便なるも、一般民衆に對しては、直ちに金融を失はしめる可く、之が監督と上級官廳の物的後援を要すべく、淸鄕期間に行ふには可とする。
ロ、公機關に於て徵稅等の方法により回收する方法
之の方法は民間金融を逼迫さす可き影響少なく、一定計劃の下に收入の幾割かを燒却するものにして、事務は非常に複雜となり、回收途上に於て、豫算編成上多大の難關に出遭ふ事あるやも計り難い。
此の二者を比較するに地方稅收入の方面より見れば結局同じ事となろう。
惟ふに流通票發行は滿洲國に於て禁ずる處で（敎令第五十三條第一條參照）其の發行理由經緯に關しても各縣區々なる可く、先づ各縣流通債券條例を調査し、各縣の特殊事情を知らねば、其の回收方法も亦確立出來ない譯である（敎令第五十三號各部訓令參照）

本縣に於ては條例の回收期が大同二年一月十五日限となり居る、農民に對しては土地を擔保として貸付け（全縣三十八村を甲乙に分け、等級に別けて各村に頒け各村は土地面積により按分にて貸付てある）商人に對しては商號を擔保として貸付たれども、大同元年十月唐匪の討伐成るや、縣公署の開辦を待ち直に一律に流通を禁止し、契約の解除を爲さしめ、之が回收を全く金融救濟會に委ねたのである。

爲に縣公署豫算と別箇のものであるから、免税や減税に依つて豫算の編成上に不都合なく、凡そ好調を辿りつゝある。されど貸付け後の善意の取得者の救濟方法に關しては愼重研究を要することである。之の點は各人の談し合を以つて解決出來るものは解決せしめ、本縣としては救濟方法は別個の方法に依つて爲す樣、調査を進め居る。即ち第一に十二萬圓の借款を省公署に申込み交渉の最中に春耕貸款拾萬圓の發行となつた爲に地方農民金融には多大のゆとりを與へた事である。

（流通票回收表前項參照）

ロ、春耕貸款

前述の如く流通票の使用を禁止したる爲、十五萬圓の民間金融の逼迫を來せし譯となりたるも、政治工作資金、清鄕期間地方費補助金にて、月々國幣の流通を爲さしめ、別に民間に金融救濟の目的にて十二萬圓の借款を省公署に申込み交渉中であつた際、春耕貸款として十萬圓の交附ありたるを以て流通票使用禁止に伴ふ救濟問題は、大體解決された譯で、且つ契約の解除により土地抵當を返還せしめたるを以て、二重抵當の問題も無く、貸款規則により貸出す爲には不便はなかつたが、其の額には多大の不足ありたるが故に、縣下三十八村を甲村、乙村の二級に分け頒與し村内各畝數

に應じ按分して貸與する方法を講じたのである。

八、金融と農村

生活に餘裕なく働きたる者と、不良分子と、暴權に取上げられた農民とは所謂沒法子の思想となり、抗爭の氣慨を失ひ、生活の理想無く、只稼いでは口に入れることを繰り返して居る狀態である。窮民救濟としての金融機關の設備も、一歩誤れば徒に民衆をして怠惰に導く事となりて、遂には目的を達成し得ざる處なしとせない。

殊に山東の移民を多數とせる本縣に於ては、良く漢民族の心理を理解し、救濟と啓蒙に過誤なき樣注意せねばならんと共に、一般地主と小作人との小作契約關係に於いて小作人の保護、及び農民を多數の需要者とする本縣の農民人に對し商人が自己の射利の爲に暴利をむさぼる者なき樣嚴に取締り常に物價の引下げに心掛ける等も亦重要なる事である。

金融と農村に關して特に研究を要するものは產業組合の設立である。

金融機關が稍々ともすれば一般農民に對し冷酷な現狀に於ては自治機關たる組合の組織により現地に適合した方法を以て地方產業開發に資すべく努むる事は緊急なる問題なりと思惟す。

ニ、金融と商業

本縣の金融機關としては中央銀行分行あるのみ、一般に物資少なく、安東との取引若干あるも、大部分は本縣の需要を滿すのみの程度で他縣へ移出の中間市場となりそうにもない。

滿洲各縣の現狀に於ては、組合員の保護厚き產業組合を設立し、商人、農民を以て組合員とし、一縣の產業組合は各縣各省と聯合し、中央に於て之れを統一し、產業の改良、金融の圓滑、相互助成の道を啓き、販賣購買及び生活上の利

便を増加する等の方法を講ずべき研究問題は、今後大いに重要なる事と思ふ。
之れは又多年積惡と横暴を重ね、以て民人と縣政を毒し居る農商務會解散の機運を促し、之に代ふ可き機關として期待せらる。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概　況

東邊道に於ては唐匪獨立宣言以來、學校の經營不可能となり、又强制徵發され、男子師範は遼寧民衆自衞軍の野戰病院とされる等の亂雜たるものであつた。十月討伐成るや、直ちに病院を撤回し、城内四校を開くと共に縣下八十有餘の各學校の開校に力を注ぎ、二三ケ月にして全部の開校を了し、省公署教育廳より文教部編の教科書を取りて各校に頒與し、十二月、警務局長と共に縣下政治工作に合せて、開校狀態を視察したるに、各校共に建國の精神徹底し、教育廳の指針に從ひ、夫々好調に進步しつつあつた。
嘗て有りし男子師範の中華民國々歌の揭示板、靑天白日旗等は沒收燒却し、今や頌建國歌、滿洲國國歌は全縣下に歌はれ、六月には各學校より二千名の兒童を集め官民合同、建國紀念大運動會を開き、引續き講演會を開く等、教育の普及益々見る可き狀態に轉じた。

一般教職員に對する給與も大同元年度六月迄は全部給與し、待遇に於て教職員の不平なからしめ、一方、小學校職員の新規採用試驗を行ひ、人物を嚴選する等、教職員に關し鋭意注意しつつある。

第二項　機　關

イ、初等教育

初級小學校、高級小學校合計八十有餘の中、殆んど全部開校し、反日、反滿、三民主義、革命思想を以て教育されし本縣に於ては、初等教育に細心の注意を拂ひ、教職員の人物學歴を考試し、講演會、教育會を開き、教育方針に關し建國の眞意に合する樣努力するとともに、又諸問題に關し腹藏なき意見を鬪しつつある。

縣立、區立、村立の各小學校ありて、區立小學校には縣より一級に關し幾何かの補助金を與ふ。

村立小學校は開校せるも各村疲弊し爲に職員に對し給與不充分の憾みがある。

ロ、中等學校

本縣中等學校としては男子師範、女子師範、男子中學校、職業學校等がある。男子中學を除き、各府屬小學校あり、總べて縣立にして城裡に在り、中堅の人物養成の目的にて、鋭意指導に力めて居る。

又教職員は知識階級にして、その行動は廣く影響する所なれば細心の注意を拂ひ、優秀なる人物を集めたきも經費と僻陬の地なる爲に、良教師傭雇し難きは遺憾となす可く、此の短を補ふ爲に、參事部より出張し特殊學科の教授を爲しつつあり。

ハ、高等教育

本縣には高等教育の施設はない。されど本縣中堅警察官養成の爲、中等學校以上の卒業生を以て、警察教習所を開き、法律、及實務に關する課業を課してゐる。

ニ、其の他

本縣には他に基督教立小學校二、朝鮮普通學校三、日語學校一あり、總べて私立にして朝鮮普通學校には朝鮮總督府に、補助申請中である。

第三項　社會教育

道德を以て政治の根據と爲し、禮教を以て道德の根本と爲せるは古來聖人の遺訓にして、東洋道德のよつて出づる處も亦此處に在りとす。

壓迫政策によつて虐げられし民衆は、文化に潤ふ事も無く、個人の自覺も無く、總べて沒法子思想と成つて殘されたるのみである。

教育普及されず、道德を口にせる民衆は道德を行ふに遠く、到る處鴉片の弊と不良分子の跳梁は、民衆の無自覺に因る處も亦大なりと云ふべきである。

理想を抱くは教養ある國民の特權にして、滿洲國建國を通じ倫理運動は、東洋哲理の指導原理たる可きである。教育は國民に取り精神的糧として緊要事にして禮教を以て根源と爲すは建國宣言に依り教へらるる處、本縣に於て治安確立、財政立直しと共に、之が普及に努力し居れる所以も亦此處にあるのである。

本縣に於ける教育は第一に人倫に目覺めしめ、東洋哲理に根ざす東洋道德の眞意を悟らしめ、滿洲國建國を通じ、世

界に負へる吾人の使命を達成すべき事は、東洋民族の使命なる可き事を徹底させるにある。

反動思想を以て原理とせる形而下的西洋哲理は、軈て民族の抗爭、階級の鬪爭を生ぜしめ、十八世紀以來個人の自覺は反動思想の拍車をかつて、今日の思想國難に迄進めしめたものである。

形而上的東洋哲理は、超反動思想なる處に特徵を有す可し。國家生活に於ては、國民の最後の一人迄幸福なるを要し、各階級は渾然一つに進む處に、國民の自覺を要す可で、東洋哲理の再認識の意義も亦此處に在り、王道を以て世界に進め、滿洲建國を通し、世界に負へる東洋民族の使命も亦此處に存するのである。

而して政治家は民衆の公僕たるの思想は、滿洲國に於ては受け難きものにして、王道を身を以て示し、民衆の模範たる處に官吏の責任あるべきである。

官吏たるもの日常坐臥常に工夫を擬し、身を以て民衆に範を垂るの心懸けを要す可し。

而して敎育を以て民衆を導き、王道の殿堂に不滅の光りを提げ、滿洲の新國家をして世界に黎明の光りを投ず可きは我等選ばれたるものの光榮ある使命と心得可きである。

第二節　宗　敎

第一項　概　況

八十年前佛人袁神父等によりて端を開きし、天主敎の傳道は、基督敎と共に東邊道各縣にも及び、嘗て大刀會、紅槍會の宗敎的信仰も討伐によりて解消され、僅かに道敎、回敎、佛敎あるのみである。

交通不便な僻陬の地なる爲に、宗教も布教勢力の大なるものがない。

然れ共民衆指導の爲には宗教の普及は重要なるものである。嘗て列强が取りし植民政策的布教には、絕對的に不同意にして、宗教を手段化し、政策化せる方法は極力排擊すべきものであるが、宗教の本旨に歸り、絕對的立場より眞理の傳道を爲すは、一に教育と相俟つて、益々民衆思想善導上重要なことゝ思ふ。

事變前後、一部基督教傳道師は本國の調報機關となりて宗教家の本旨に悖る行爲多く、今尙斯かる行爲に出ずる者もあらんと思惟すれど、克く宣教師の住居に遊び、會堂に禮拜し、虛に乘ぜられる隙を與へず、彼等の行爲を注意し、我に利用の方法を構ずるも一策ではないかと考へる。

然らざれば愚昧なる民衆は、宗教の本旨を辨ぜず、徒らに、彼等の行爲や、宗教の奇績に感じ、宗教の形式に墮し益々頑迷に陷らんも計り難く、益々依賴心を助長し、東洋道德の眞意より遠ざかる可しと思はれる節もあり、甚だ懸念に堪へん。

第二項　種　類　別

基督教

丁抹人によりて傳道され教會堂、附屬小學校あり、教徒六十人餘、他に傳道所を開きて、求道者の集會を開く。

天主教

米國人によりて布教され教會堂あり、教徒も相當あれど宣教師は目下興京に在つて傳道中である。

胸に十字架を下げて禮拜し十字を切りて祈る善男善女の姿も床しきものがある。

回教、

相當の勢力を以て布教され、教徒は酒、煙草を喫せず、又豚を食せず、回教徒の手によりて殺し料理せし、羊、鷄をのみ食す。教徒の家に集りて禮拜を爲す、此の宗教を奉ずる者は資性溫良、意思强固にして、衆の模範として足る者が多い。

道教、
　少數あり
佛教、
　小數あり

第三項　地方的迷信

別段特筆する程の變り種なく、一般他縣民と同樣の迷信を有して居るのであるからここには省くことゝする。

第三節　建國に關聯する教育方針の變化

第一節教育の部項參照、

第十一章　社會事業

第一節　概　況

唐匪の蹂躪久しきに亘り、民衆疲弊せる本縣に於ては、社會事業は衛生施設と共に重要なるものなるも、縣署開辦後九ケ月警察費に逐はれて、社會事業施設の餘裕なく、貧民に對する醫藥施療の他、其の都度辦法を講じつつあるのみ。

第二節　機關施設

罹災救護、軍事救護、救恤事業、公共施設

東邊道討伐中日本軍醫の施療非常に好結果を得たるは、小官赴任に當り、不計も、ドクター・オブ・メヂチネー三浦氏を説き、民衆の父として一般施療に從事して載く事を依賴した。氏は二十三年間米國に於て研究せし篤學の士である。一回は縣公署窮民救濟費より七十圓を出して醫藥を求め、後滿洲國協和會の囑託醫として百圓餘の藥を得て開業し、日日貧民の施療を爲したるも、縣よりは謝禮金も支出することを得ない狀態なれば、目下朝鮮總督府囑託醫に推薦し一般鮮人を中心に、滿洲人の施療に從事して載く樣盡力中である。

其の他折に觸れ其の都度辦法を講じつゝある。

第三節　文化事業

民衆疲弊し文化事業施設能力現在の處ない。

第十二章　衛　生

第一節　概況

公共機關としての衞生設備無き爲、前述の如く三浦醫師と日本守備隊附軍醫の指導により、衞生に注意しつゝある。大同元年十一月、天然痘漫延し、警察隊員十數名罹病し、民間の罹病者は其の數知れない程であつた。之が豫防方法全然行はれ居らざる爲、早速奉天警務廳衞生科より種痘注射液五千人分の送附を乞ひ、三浦醫師と共に種痘施療を行ひ、一方死體は各家人に對し天然痘の傳染力强き事を悟らしめて、死體の燒却を慫慂した。

越へて七八月には、疫痢流行猖獗を極め患者は下痢を爲し倒れる者多く爲に城內のマクワ瓜其他生果靑物の賣買を禁じ、病理を說き攝生に注意すべき事を重んず可く佈告說示し、一方罹病患者に對しては施療に努めた。衞生觀念に乏しく、衞生の設備不完全なる事とて、罹病者の救濟意の如く成らず、一度惡疫流行すれば、防止方法全く無きは各縣何れも皆同樣の狀態である。本縣には幸ひ三浦氏の來縣ありて以來稍意を强くする處あるも、天然痘の流行期（二、三月頃）傳染病流行期（七、八、九月）には之が防止には實に苦心する處である。

第二項　機關及醫藥業

日本軍軍醫と三浦醫師の外、所謂醫者として權威のある人は現在ない。然れども巷間に開業せる者は相當あるも、漢方醫限地開業醫等にて重症者に當つては技術幼稚にして信賴するに足らない。

第三項　衞生思想の普及

衞生思想の普及に關しては相當の考慮を拂ひつつあるも、彼等民人は生活程度及知識程度の低き爲渾てに豫期の効果

を表はし得ない憾みあるは今後年月を追て文化の向上と教育の普及とに相俟つて生活程度向上し、衛生觀念の發達せば各衛生上の施設と相俟つて衛生機關の完備を全ふするであらうが現在の處では未だ／＼容易ならぬ。

第四項　飮料水

飮料水は總べて井水を用ゆ、井戸に覆蓋なく井水を汲むには一定の釣瓶なく、運搬用の水槽（石油の空鑵）をはね釣瓶として汲水してゐる有様で公衆衛生上より見て多大の危險を供ふ可きものと思ふ。

第五項　上水及下水

イ、上水

本縣は河水清く一見良質の如く思はるゝも、硬水にして石鹼の伸び惡く、生水は煮沸せずして飮料に供し難い。（但し商人は生にて飮んでゐる）蓋し馴れざるものは關節炎を起すと聞く。又關節等の骨を傷め居る人の多きを見る。生水の害か、生活程度の低き爲かその原因は今直ちに不明なるも、一般の井戸に就て生水の分析試驗を必要とする。

ロ、下水

下水排溝の設備最も不完全にして、便所と下水は、流し放しにして顧みず。公衆衛生上殊に井水の汚濁防止と蠅の驅除の爲にも是非速かに何らかの施設を要すべきであると思ふ。防疫委員會の設立を計畫し一意公衆衛生に努め居れりと雖も建國後日も尙淺きに治安維持や各種の施設費に多大の負擔を爲し居る民衆に對し何れを見ても緊急改善を要するもののみなれど餘りにあれもこれもと急激に彼等に强いて負擔を過重ならしめることは又却て考慮を要すべき事で漸次急ぐものより順を追て彼等の生計に照して施設を進めて行く可きが至當であると思ふ。

「永らく病衰せる病人は到底一時に榮養を受け入れ難い。暫く民力の涵養を待つて文化施設を爲す可しと云つた」遼陽の楊縣長の言を憶ひ起し切實に己が心を責むるものがある。

十一月二十三日　一期生　同志佐伯正君の死に遭ふ建國の聖業に幾多の英才を要する秋、君の經倫と人材は最も我等の信望する處なりき

今や幽明境を異にし、暗雲低迷せり、志を同しゆうし共に魑魅跳梁の奥地に入り、貧しけれど心血を絞りし工作錄を捧げ君の靈を慰む

流涕萬斛、幸に我等の上に在りて、滿洲國の建國を守れ

吉林省寧安縣全境區域草圖



吉林省寧安縣

屬　佐久間武光

第一章　總說

第一節　縣の歴史

古代に於ける史實は詳ではないが東部北滿に始めて國を建てたのは舜帝の廿五年、舜帝に弓矢を献じた息愼で現寧安縣一帶は彼等同族の支配下にあつた。周の時代には息愼は肅愼又は稷愼と呼んで居る。肅愼が衰へてからは高句麗の勢力下にあり、高句麗は唐に滅ぼされ渤海王國が起り其の首府を現寧安縣内東京城に定めた。東京城の人口は十萬人を超え現奉天吉林兩省高麗咸鏡平安二道及び黑龍江岸を征服し、五京十四府六十六州一郡一寨百卅八縣を置いて北滿一帶を威壓した。又その艦隊を渤海に浮べ山東半島の各沿岸を襲ひ新羅支那日本と交通し東亞文明の魁をしたのである。十世紀の始めに遼が起り、渤海を滅ぼし都を遼陽に移し南方に力を注いだ爲め東部北滿は漸く閑却さるゝに至つた。遼の初めは東丹國といひ、後博羅滿達勤部及女貞南境となり遼の版圖に寧安は屬していない。

遼に次いで金帝國興り其の始め東京と爲り後會寧府南境海蘭路北境となつた。

蒙古族の元朝が金を滅ぼし國を建て、威四隣を壓し威令の及ぶ土地廣濶で人民散居する爲軍民萬戸府を設けた。初め

寧安附近に南京萬戶府あり後合蘭府硯達勤達路の呼爾哈萬戶府南境となる。
明の時代には寧安に奴爾干都指示廳を設置した。
淸朝が興つてから寧安の變遷を列記すると大體次の如くである。
一六五四年　寧古塔に寧古塔副都統を置く。
一六六二年　寧古塔將軍廳を設置す。
一六七七年　將軍廳を吉林に移轉す。
一七二八年　泰寧廳を設立直ちに廢止す。
一九〇六年　綏芬廳を設置す。
一九〇九年　東寧廳を寧安府と改む。
民國二年(一九一三年)寧安縣と改め、一九二九年寧安縣政府となし、一九三二年滿洲國吉林省寧安縣となり現在に及ぶ。以上は寧古塔を中心とした寧安縣(最も概略なる)沿革の大略で、現在の寧安縣城は順治年間頃迄は人烟稀薄で元來は現寧安縣の西北三十支里の舊街を寧古塔と稱せるを乾隆廿九年現在の位置に移したものである。

第二節　建國以降現勢一般

傳統的保守主義に基く舊官僚的色彩濃厚なる行政組織並に行政人員を以て固められた吉林省隷下に屬する寧安縣なれば、保守的傾向を有することは言を俟たないのである。大同元年三月現縣長鄭顧津氏使命され、爾來率先王道樂土建設

の大業に從事しつゝあるも永く反吉林軍の根據地として匪賊の跳梁に任せありし縣下は、疲弊荒廢し俄に回復し得ずと雖も、官民合同して昔時の寧安の盛大に復るべく復興の氣運を漲らし前途に一大光明を認めながら進みつゝあれば、やがては此處寧安縣下にも百花撩亂の春が來るであらう。

第三節　縣制度　官公吏

寧安縣行政組織圖

- 縣公署
  - 縣長
    - 參事官
    - 第一科（庶務）
    - 第二科（會計）
    - 警務指導官
    - 警務局
    - 教育局
    - 實業局
    - 財務所

日系官吏として當縣に參事官副參事官警務指導官が配屬せられて居る。是等日系官吏は縣政の指導刷新を圖らんが爲配屬せられてゐるのであるが、本縣の行政は漸を追ふて之を刷新するの方針に基き、諸政務の遂行は舊慣習舊制度を考慮尊重し急激な縣制の變革を避けて居る。大同二年一月一日より穆陵地方淸鄕委員會の隷下に寧安縣淸鄕局成立し縣長を局長に、參事官副參事官警務指導官は局員となり、軍事機關と提携し成は招撫に或は王道主義の普及に努力しつゝある。

第二章　地誌　風俗

第一節　地　誌

第一項　位置　地勢

寧安縣は滿洲國の東北部吉林省の中心點に位し、南は北緯四十二度二十六分の老松嶺大黑背より北は北緯四十五度〇六分の佛塔寧溝三道河に至り、西は東徑百廿八度五十八分の老嶺より東は天橋嶺東徑百三十度十八分に至る。面積約十一萬五千二百方里である。

縣城寧安は東徑百三十度北緯四十四度四十分にあり東部北滿第一の都市である。

縣は四面山を以て圍まれ其の中央地區を牡丹江が貫流する。又縣南には滿洲國第一の湖、鏡泊湖がある。鏡泊湖附近は眺望絶佳にして將來の滿洲國國立公園の豫定地である。又鏡泊湖北端には一大瀑布があり、此の水力を利用する時は滿洲國内に電力を供給して餘りありと聞く。

第二項　戸　口

寧安縣の人口

本國人	一七九、八八〇人
男	一〇五、四八七人

女　七四、三九三人
農家　二五、七〇〇戶
商家　三九九戶
工家　一一九戶
其他民　四、〇九一戶
計　三〇、三〇九戶
（民國廿年調査を基礎として大同元年十月修正せるもの）
外國人
日本人　一九四人
　九八戶
朝鮮人　三、九六二人
男　二、〇七九人
女　一、八八三人
　七二一戶
（以上大同元年十二月領事館警察分署調査）
寗安縣城
本國人　二〇、九九五人

男	一二、一一八人	
女	八、八七七人	
戸數	四、〇六二戸	

（但し寧安縣城周壕內に居住するもの）
（以上大同二年一月現在）

日本人	一七三人	九四戸
朝鮮人	一、一〇九人	二〇二戸

（以上大同元年十二月領事館警察署調査）
（備考）
本國人調査は總て事變前の調査なれば事變後地方住民に移動あり、多少の變化あれば正確の數ではない。

第三項　主要都市

本縣主要都市左の如し。

東京城　渤海の古都として有名なる東京城は、本縣內第二の都市にして縣南方面の商業の中心地として又縣南警備の要所たりしも、本年五月八日縣警察隊の兵變と匪賊の攻擊に遭ひ一朝にして燒土と化し去り今や昔時の面影がない。縣當局並に地方住民は東京城復活の爲死力を盡して努力中なれば、再び縣南の重要都市として復興するのも遠いことではあるまい。縣城を距る西南七十支里。

沙蘭鎭　縣城西九十支里

牡丹江站　縣城を距る七十支里、(東北)東支鐵道に沿ひ牡丹江に臨み木材の集散地である。

海林站　縣城を距る正北六十支里、東支鐵道に沿ひ寧安縣城の門戸をなす地にして寧安特産貨物の集散地である。

横道河子　東支鐵道に沿ひ寧安縣の西口をなす重要都市である。

南湖頭松乙溝　縣南鏡泊湖に臨み縣城を距る百九十支里、將來滿洲鏡泊學園設立豫定地にして當學園設立と共に著名となるべき地である。

第四項　氣　象

寧安縣の氣候概略を知るに便する爲此處に寧安縣城氣象表を掲ぐる。此氣象表は寧安在留邦人横地信果氏が苦心調査せられし所のものである。寧安縣城は中東鐵路東部沿線各都市に比較して氣溫は常に二三度高いようだ。

昭和元年より三年に至る寧安縣平均氣象表左の如し

寧安縣平均氣象表

月別＼區別	溫度 高	溫度 低	溫度 平均	風向
一	○・一一	○・三二	○・一五	西北
二	二	○・二○	○・八	北
三	一七	○・九	五	西
四	二四	一・一	八・二	西南
五	二九	一○	一二・二	西
六	三四	一九	二五・四	南
七	三四	二二	二八・一	南
八	三六	二三	二○・九	南
九	二四	一六	二○・一	西
十	二○	○・三	一○・三	北
十一	一・五	○・二○	○・○九	北
十二	○・六	○・二六	○・一三	北

晴	晴	二五	一五	一六	一七	一二	一三	一四	一六	二〇	一九	一八	一九
	曇	三	六	八	一〇	一五	一二	一〇	一〇	七	七	八	六
雨	雨又雪	×三	×七	七	三	四	五	七	五	三	五	四	×六
備考	×印は降雪を表はす												

一、溫度は午前六時及午后五時に風向は午前八時に觀測したるもの。
二、平均初霜は九月廿四日終霜四月十日。
三、平均結氷期間は十一月十一日から翌年四月二日迄。
四、西北の風多く殊に四・五・六の三月が强い。
五、地下の凍結四尺乃至七尺迄、地方では七凍八化と云つて室外地下室は八尺迄を掘らねばならぬとのことである。
六、降水量蒸發量は正確なる統計がない。

第二節　風俗

第一項　概況

寗安は吉林省中にても最も古くより開けたる所で土地は肥沃、人民は勤儉樸實である。書籍にも寗安鄕民は信を守り義を重じ法を崇ぶとある。又鄕民往來用口頭契約恒數世而不爽窮苦之人到處游食無有堅拒者鄕居之民讀書者少率務耕稼城居者半攻讀半習商と、以て寗安風俗の一端をうかゞひ得るのである。

第二項　種　族

本縣內居住種族は日鮮滿漢回露の各族である。

滿漢回三族は縣內各所に住居する。以前は淸の旗籍最も多かりしも現在は漢族最も多く省外より遷入し來れる者も又多い。

日本人は殆ど寗安縣城附近に住居し一部海林及新安鎭附近に居住する。

朝鮮人は寗安及其近郊新安鎭地方、海林地方、鐵嶺河地方、江南地方、東京城地方、南湖頭地方、馬廠地方、橫道河子地方に居住す。露國人は東支鐵道沿線に住居する者のみである。

第三項　衣　食　住

縣內商工家は僅に寗安東京城附近にあるのみにて、殆んど縣民全部が農民なれば、粗衣粗食にして其住居も亦夫に準ぜるもののみである。

事變以來匪賊の跳梁が甚だしかつた爲作付地域の減少と其後に於ける匪害に收穫高は頓に減少し、縣內各地に食料の不足を告げて居り縣當局は是等に縣積穀を分與して居る狀況である。

第四項　家　族　關　係

本縣家族關係として特記するものなし。一般滿洲人家族關係と異るものはない。

第五項　娛樂　趣味

寗安縣城に戲園があるが事變以來停演して居る。其他に娛樂機關はない。趣味も一般滿人と變る所のものはない。

第六項　祭禮　儀式

每年春秋二季二月八月（舊曆）　孔子祭並に關岳典がある。此際に各機關の代表參集して拜禮する。
四月十八日（舊）　娘娘廟の祭があり婦女は皆娘娘廟に參拜する。
端午節（舊）　縣城住民は皆城西の觀音閣に參拜する。
六月六日（舊）　農民は各戸毎に蟲害の少きを祈る爲に蟲王を祭る。
七月十九日（舊）　地藏王廟の祭禮がある。
十二月廿三日（舊）　各戸毎に竈神を祭る。
他に祭禮儀式として特記する事項はない。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

本縣は九警察區に區分してある。然し九警察區の內警察署の存置してあるのは僅に三區に過ぎない。事變前には一警察區に一公安分局ありて地方事務をも併せて辦理してゐたが、事變後は匪賊の跳梁と財政の窮迫とにより、警察署の設置してあるのは第一區、第三區、第五區に過ぎない。將來匪賊影を沒し財政豐富となるに及べば警察區に過ぎない區も行政に改編せらるゝものなりと信ず。

第二節　郷村制度

郷村制度に關しては現在寧安縣には定制がない。

民國十八年省令により區公所を設け、三郷或は四郷を管轄せるも久しからずして停辦してしまつた。現在寧安縣に一般的に行はれて居るのは、郷或は百家、什家に於て推選により長を選び、郷長、百家長、什家長となり相互的事務を遂行しつゝあるに止る。

將來自治制の布かるゝと共に區公所を設け其下に郷村を統轄し、村公所を設くるに非ざれば眞に地方の發展を望むことは難い。

第三節　自治制度

吉林省令により停辦中である。

第四章　財　政

第一節　概　況

（A）本縣の地方財政は本來圓滑に掌理せられ、稅收入欵項及其徵稅額に在りても相當潤澤なるを通例として居たが、

大同元年七月（二十年度）に及び爾來治安の紊亂に伴ひ徵稅機能の活動を閉塞され、切角圓滑であつた財政は玆に破綻を來し順次擴大して行政機構の全般に累を及ぼし、縣政の停頓は遂に今日の如く市街地以外に施政行はれざる特異性となり、之が挽回には相當なる經費を要し現縣財政を以てしては遠く望むべからざる狀態にある。

而も警務局の建直しによる警察機能の整備は今後の稅收入と關連し最も急務なりと信ずるも、整備費及存續費の捻出方法立たず中央補助或は借欵に策を求るの止むなき狀態にある。

（B）縣內に於て治安維持され多少徵稅可能なるは寗安城內及其近郊東京城、海林、牡丹江の四街地に過ぎず、近時地方民心の動搖やゝ平靜なるに及び王道施政を渴望するの傾向にあれど、本年三月新學期に際し前記四街地の小學校すら開設する費途に困難を感じたる等東部線隨一の縣として財務處の困憊は其極に達して居る。

第二節　歲　入

大同元年度（大同元年七月より大同二年二月一日に至る七ケ月份）寗安縣收入表左の如し。

一、稅收入總額	四二、八〇〇、五三〇吊
二、二十年度繰越額	二八、一六三、八三一吊
三、省欵受入	七、三九六、五三八吊
四、中央銀行借入	三、三〇〇、〇〇〇吊
計	八一、六六〇、八九九吊

計算は吉林官吊によ る吉林官帖五〇〇吊は國幣一元なり。次に參考の爲月別收稅額を擧げてみよう。

月別收稅額一覽表（大同元年七月大同二年一月迄）

稅別＼月別	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月
粮捐	一、八八四、九一四吊	五四二、九二三吊	二、七五〇、二八七吊	一、六八〇、六三八吊	五、五二一、二三〇吊	七、七七六、二二六吊	七、三五六、二八〇吊
妓捐	七六、六一五	七九、六九五	八五、〇八五	八二、〇〇五	八二、三九〇	七八、一五五	八二、七七五
店捐	一三、三六〇	一四、一二六	二三、五三三	二一、六一〇	二四、六〇三	三六、〇八七	二九、五三六
營業車捐	七七〇	—	—	—	—	—	三、四六五
屠捐	一五三、九三三	一六〇、九三〇	一六八、〇五二	九五、八六五	一一四、一五二	一四七、二六三	九五、五五七
擺床捐	三一、〇三一	三九、二七〇	二八、六四四	一七、九四一	二九、五六八	三〇、四一四	二八、五六〇
學産房地租	四三、一〇〇	九三、六〇〇	三一二、一〇〇	一二三、四〇〇	一三四、一五〇	二〇七、六四四	一八二、八五六
小營捐	九二、七〇八	五三九	三三、七二六	八、〇八五	—	—	—
粮捐一成支應費	三一一、三四二	五一、八五一	七七六、四六四	—	—	—	—
自治地皮租	二二、七一五	二三、一〇〇	二三、七一五	二〇、七九〇	二一、九四五	一七、七一〇	二〇、七九〇
安撫難民事務自治款	二〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	—
稻米捐	—	二、九六〇	二八八	—	一五、六七二	二〇、九六〇	一五、九五六
土産捐	—	六、九八七	一二、二五六	五、一三九	四二、二二八	一〇六、六八一	六八、八六二
違警罰金	—	一、三四七	—	三、〇八〇	三、四六五	五、〇〇五	四、四二七
標賣公安局舊軍衣	—	—	四〇、〇〇〇	—	—	—	—
賣學産舊房木	—	—	一、〇〇〇	—	—	—	—
營業稅	—	—	—	一、七八二、八一八	—	—	九四九、五六一
縣署措米救濟金	—	—	—	五、四七三、四六一	—	一、九三二、〇七七	—

金票漲價盈餘	—	—	—	—	—	八七、五二〇	—
發還廿年度車牌工費	—	—	—	—	—	一三三、二〇〇	—
合計	二、八二九、四七八	一、〇一七、三三九	四、三五二、一五〇	九、三一三、九三三	五、九八[illegible]、一〇三	一〇、五五九、六四二	八、八三八、五九二

計算は吉林官吊に依る。

此處に爲念寗安縣地方税率一覽表を圖示す。

寗安縣地方税率一覽表

税種	税率	收税機關	用途
垧捐	毎垧收税吉洋　五角四分	財務所	警察學校及保衛團費
糧捐	買主價二分・賣主價二分	同右	同右
稻米捐	右に同じ	同右	教育局費
屠捐	豚一頭吉洋五角牛一頭二元羊一頭六角	同右	警察經費
店捐	宿泊一人に付官吊一吊	同右	同右
土產捐	價格の百分の三	同右	警察學校費
攤床捐	月毎床三角より四角	同右	同右
營業附加税	營業收入の百分の一	商務會に依托徵收	警察費及自治委員會費
妓捐	妓館毎に月二元女一人に付月吉洋二元及一元（等級により）	財務所	警察經費
車牌捐	一頭馬車吉洋一元二頭より四頭まで一元五角五頭より八頭まで二元	同右	警察學校費均等
戲捐	入場料の百分の十	同右	警察費
營業車捐	毎輛月吉洋一元	同右	同右
水警風船捐	一萬斤毎に吉洋二角	同右	水上警察費

學産房地租	借家賃一室月四〇〇吊より五〇〇吊借地一垧五〇〇吊より六〇〇吊	財務所	教育經費
自治地皮租	自治地一戸に付三〇〇吊より四〇〇吊	同右	自治經費
軍用車補助費	牛馬一頭に付年一〇〇吊	同右	軍用車補助費

第三節 支出

大同元年度（大同元年七月より大同二年一月末日迄）支出表左の如し

一、行政費支出總額　二九、一一七、一八三吊

二、補助及臨時支出額　一二、七三五、四四九吊

三、諸缺損金總額　九、六六九、三七三吊

計　五一、五八二、〇〇一吊

殘高　三〇、〇七八、八九八吊

備考　イ、殘高中、三、二六三、八二〇吊は專欵にして他は省欵に屬し縣政費に流用不可能のもの。

ロ、諸缺損金は帳簿上に存欵として取扱はれて居るものである。

現在（四月末）寧安縣各機關毎月經常員を擧ぐれば左の如し。

寧安縣各機關月支經費一覽表

機關	月支數目	備考
縣公署	吉大洋　壹仟六百元	省公署ヨリ拂
縣公署拘留費	吉大洋　參百元	
警務局	吉大洋　四仟八百拾三元	
保安隊	吉大洋　六仟六百九十八元九角	
教育局	吉大洋　五千八百拾七元	吉大洋一元二百廿吊ノ換算ニヨル
教育會	吉大洋　百二拾元	右ニ同ジ
財務所	吉大洋　千九百五拾二元	右ニ同ジ
實業局	吉大洋　二百四十九元	右ニ同ジ
農事試驗場	吉大洋　百〇三元	右ニ同ジ
農會	吉大洋　二百元	右ニ同ジ

是等支出は縣行政機關の完備せざる間の行政支出額にて、治安の維持と共に學校の開校數も增加すべく、又現在の如く實業局は名のみにて局長一人局員一名にては何等事務を取ることは出來ぬであらう。警務局に關しても亦然りで、現在縣內には僅に三警察署あるに過ぎず、將來一區に少くとも一警察署を設置すべく、夫に應じ縣行政支出費の膨脹するは明である。

第四節　財政政策

建國二年の春を迎へ滿洲國の前途益々洋々として其基礎亦鞏固ならんとする時、甯安縣財政は之と反對に益々逼迫の

度を加へつゝある狀況である。匪賊の跳梁甚だしき爲縣農民は窮迫のどん底に喘ぎ是に比例して徵稅狀況は意の如くならず之に反し縣行政費は嵩む一方である。即ち建國事業の進むにつれ警察機關の整備統一、學校の開設、道路の改修等莫大なる費用を捻出しなければならない。乏しき縣財政力を以てして縣行政の圓滑を期するには不斷の努力と硏究必要なりと雖も如何にして是等難事を切拔け王道樂土を建設すべきかは實に難事中の難事である。多數の警察隊を養成し匪賊を掃蕩するは或は容易であるかも知れぬ。されど是等多數の警察隊を養ふべき財源を何處に求むべきか？現在の警察隊數に於てすら養ひ難き折に。今や治安に專念すべき時なりとして縣內全部の學校開設を見合せ其の全額を警察經費に振り當てゝ可なりといふべきか、眞に滿洲國を背負ふて立つべき子弟の教育は是を一日も忽にすべからざる問題である。縣財政は如斯き幾多のヂレンマに惱まされつゝある狀態である。本年四月省公署より十一萬元の行政補助費を得縣財政は稍小康を得たりと雖も、匪賊狀況は昨年春耕時に於けると何等異る處なく各所に出沒し、近くは縣南の要所にして縣第二の都市東京城を燒き拂ひ其猛威を逞しくしつゝある狀況なれば、此秋に於ける收穫高の減少、ひいては稅收入減少も亦察するに難くない。中央銀行貸付の春耕資金ありと雖も其手續の煩鎖なると取立ての嚴重なるにより縣當局の宣傳も效なく借手は尻込みの狀況にある。斯くの如き狀態の續く時縣財政に餘裕を生じ新規事業に着手するの日は何時の秋に來るべきか想像もつき難い。然も縣財務處は請負的制度の機構を有するに於ては其の監督亦難く、一日も早く請負的制度を廢し直接縣公署監視下におくべきである。

　限りある縣財務を適當に按配し以て縣政の圓滑なる運用を圖り、省內一等縣の名に恥ぢざる縣となすこそ吾人の重大任務の一にして、地方財政確立して始めて滿洲國の基礎鞏固なりと云ふを得るのである。

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

本縣は地方治安未回復と財政の窮乏とにより全縣九警察區に分たるるも、現に警察署の存置しあるは第一區第三區第五區の三區に過ぎない。而も昨年十一月末日本軍の要求により縣保安大隊二大隊を創設以來警務局と對立的存在となり、今や警察隊統一の時に當り一大難關となつた。是等統一の爲には縣當局は一大決心を以て從來のものに改革を加へたる上相當なる人物を警務局長とするに非ずんば是が爲寗安の治安維持に支障を來すに至るであらう。

警務局並に保安隊指導の爲本年一月警務指導官着任し警務上の指導に任じて居る。

警務局並に警察署は一般行政警察に、保安第一第二大隊は匪賊討伐に從事してゐる。

(附加)當地駐在憲兵並に領事館警察とは緊密に連絡を保持してゐる。

第二項　組織

此項には警務局の組織を略述し第二節二項に於て保安隊組織を略述しよう。

寗安縣警務局組織を圖示すれば次の如し。

寗安縣警務局組織圖

警務局長

- 總務股
- 行政股
- 司法股
- 衛生股 ― 衛生隊
- 第一警察署（縣城）
  - 第一分駐所
  - 第二分駐所
  - 第三分駐所
  - 第四分駐所
  - 第五分駐所
- 第三警察署（東京城）
- 第五警察署（鐵嶺河）― 第一分駐所（海林）
- 保安警察隊（縣公署內）
- 保安警察騎隊（縣公署內）

	人員	銃器數	彈藥數
警務局	二六	二	五
第一警察署	一八	一三	八〇〇
第一分駐所	三一	八	一、〇七七
第二分駐所	三一	一二	二、〇〇八
第三分駐所	三一	一四	一、六六七
第四分駐所	三一	一〇	一、三二一
第五分駐所	五	五	七七
第三警察署	一五	—	—
第五警察署	一三	一五	三二二
第一分駐所	八	八	四〇〇
警察馬隊	三二	三二	二、四二三
警察步隊	五二	一九	二、三八〇
合計	**二九三**	**一二七**	**一二、二八一**

第三項　警察官吏

警察官吏の數は前項に於て述べた通りである。警察官吏の素質改善に付ては警務指導官等腐心してゐる。

第四項　行政警察一般

保安並に風紀關係に於ては當地憲兵分駐所並領事館警察分署と緊密なる連絡を維持しつゝ勤務しで居るから順調に運びつゝある。

交通警察としては保安隊が每週二回海林街道を往復し寗海間馬車の護送に任じて居る。冬期寗海間自動車交通可能なる時に於ては自動車護衛の爲數名を同乘せしむ。

行政警察區劃に於ては前記せる處を參照ありたい。

第五項　司法警察一般

一、監獄　本縣監獄は僅に縣公署內に在置しあるに過ぎない。監獄は是を監獄及び拘留所に分ち、輕罪犯は拘留所に拘禁し重罪犯は監獄に拘禁す。警察步隊一隊縣公署に常駐し專ら囚人看守に任ず。

二、民事刑事　民事事件にありては訴の提起ありたる時直ちに原告被告を訊問し被告は時によりては拘禁することがある。刑事事件にありては先づ拘禁し然る後取調べを行ふ。是等犯罪人は警務局並に縣公署に於て先づ取調べ罪狀明白なるものを司法公署に移し司法公署に於て處料する。

三、罪人　重罪者輕罪者に分ち夫々監獄或は拘留所に拘禁し日中は看守付の上縣公署內雜役に使用するも他に勞務を課することはない。

第二節　治　安

第一項　概　況

大同元年五月日本軍入城以來寧安縣の治安維持の爲涙ぐましき奮鬪と絶えざる努力とにより、昨年九月末日に於ける寧安縣城襲擊事件を最後として其後大匪賊の跳梁は影を沒し、馬海山（部下一二〇〇名）頂元英陳萬程中國等續々と歸順し寧安縣下も漸次平靜に復しつゝあつたが、春日至るに臨んで各處に匪賊擡頭し始め遂に本年五月八日平南陽中華等土匪約六〇〇は東京城保安隊一部不平分子と策動し東京城を襲擊し放火掠奪を擅にし流石渤海の古都として有名なりし東京城を一朝にして灰燼に歸せしめてしまつた。日本軍の出動により匪賊は南方に逃走せるも縣南方面は又も匪賊橫行の地に化せんとしつゝある。

東京城は游擊警察隊の一部を保安隊に改編し東京城警備に任じて居る。

滿洲國內屈指の大縣たる寧安縣に於て、小數の日本軍守備隊と僅々五百に滿たざる保安隊並に游擊警察隊を以てしては、寧日なき奪鬪を續けると雖も、何時の日何時の秋匪賊其影を地上より沒するであらうか。

第二項　機　關

縣治安機關としては主として保安隊並に警察游擊隊是に當る。保安隊は昨年十一月末駐屯軍の要求により縣長並に駐屯軍の間に協議の末編成せるものにして、寧安保安隊は要員を新募し、東京城保安隊は馬海山部下の一部を改編し、寧安縣城に總隊部並に第一大隊を、東京城に保安第二大隊を設けた。然るに本年五月八日の東京城保安第二大隊馬海山部下の兵變により保安隊員中約一二〇名は匪賊と共に逃亡し隊長馬海山は行方不明となりたるを以て東京城保安第二大隊を次の如く改編した。

本年四月中旬舊馬海山部下にて各地自衛團たりし者三〇〇名を以て臨時警察游擊隊を編成し（四ケ中隊）各地を游動

せしめ春耕の爲の治安維持に當らしめて居たが、東京城の兵變起るや直ちに馳せ付け治安維持に當りつゝありたるを以て、東京城保安隊の殘兵約八十名との中より約二〇〇名を以て再び東京城保安隊を編成せしめ、他の一八〇名を以て寧安縣警察游擊隊を編成した。

故に寧安縣治安維持機關として保安第一大隊（寧安縣城）一八三名保安第二大隊（東京城）二〇〇名警察游擊隊一八〇名あり、外に民間に民團の組織せられてある所があつて各地の自衞に當りつゝある。

第三項　匪賊狀況

冬季間小康を保ちつゝあつた治安狀況も春光到ると共に雨後の筍の如く各地に擡頭し始め、遂に五月八日には東京城保安隊の一部と通じ平南陽中華占北等は東京城を襲擊し之を燒き拂ひ、又縣南南湖頭方面は李慶賓干營長匪の跳梁に任せつゝあるが如き狀態であつて、比較的治安の維持されある縣城附近にすら昨今は二三百の土匪蠢動し來りて寧安の地を掠めんと機を窺ひつゝあり、又密偵等の昨今の報告には各匪聯合して寧安襲擊の計畫ありとすら傳へて居る。寧安縣內の主なる土匪名及部下數を擧れば大體次の如し。

（括弧內部下數）

李慶賓（五〇〇）斐團長（三〇〇）干營長（二〇〇）平南陽（三〇〇）占北（一〇〇）大林字（八〇）綠林好（八〇）仁義俠（八〇）洪勝（八〇）全勝中華四海（二〇〇）軋東洋公平平心中年好（五〇〇）其他部下數五〇名以下の兵匪に至りては擧示するに遑あらず。是等匪賊の大部分は近時彈丸の缺乏に惱みつゝある狀態である。

第四項　軍と治安

現在寗安縣下治安維持の爲日本軍歩兵一ヶ大隊駐屯して縣内治安維持の爲に徹底的剿匪に當り、縣保安隊を指導し或は自ら出動し絶間なく涙ぐましき活動を持續され、幾多の貴き犠牲を拂ひつゝ滿洲國建國の爲に奮闘されて居る。

縣民は是等日本軍の寧日なき活動と幾多貴き犠牲者に對して心からなる感謝と敬意を拂ひつゝ一日も早く樂土の建設せられん事を庶幾ひつゝある次第である。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

寗安は地味豐沃にして昔時より農業地として著名にして住民の大部又農業に從事して居る。寗安全縣の面積は十一萬五千二百方里にして既懇未懇地の合計耕地面積は三十五萬四千三百晌である。

而して寗安農產物中主要なるものは小麥大豆にして高粱穀子等是に次ぐ。又縣南に於ける葉煙草栽培は縣特種農產である。

縣城に縣立農事試驗場ありて農業指導機關として働いて居たが、現在財政關係並に治安關係より其活動は活潑でないが、將來縣內農業に大に貢獻すべき機關であると信ずる。又縣南南湖頭附近に自立自營の農業をモットーにして滿洲鏡泊學園設立準備中なれば、是が完成は寗安縣農業に對して相當の效果あるものと確信する。

第二項　耕地及農產物

寗安縣の耕地面積は既述せるが如く未墾地既墾地合計三十五萬四千三百晌にして、其中既墾地は廿八萬三千六百晌である。

大同元年度寗安縣普通農產物收穫調査

種類	本年種植晌數	每晌（本年度）收穫量	縣內收穫總數	本年收穫量昨年度比較百分比		縣內一年間消費量
				昨年	本年	
黄豆（大豆）	三〇、〇〇〇晌	一、五石	四五、〇〇〇石	一〇〇	七五	一五、〇〇〇石
小豆	一、五〇〇晌	一石	一、五〇〇石	一〇〇	五〇	二、三五〇石
吉豆	七〇〇晌	一石	七〇〇石	一〇〇	六六	一、一九〇石
其他豆類	一、〇〇〇晌	一石	一、〇〇〇石	一〇〇	六六	二、四九〇石
高粱	一〇、〇〇〇晌	二石	二〇、〇〇〇石	一〇〇	六六	二九、九八〇石
谷子（粟）	二〇、〇〇〇晌	二石	四〇、〇〇〇石	一〇〇	六六	六九、九八〇石
包米（玉蜀黍）	一〇、〇〇〇晌	一、五石	三〇、〇〇〇石	一〇〇	七五	三八、九七〇石
小麥	二八、〇〇〇晌	一石	二八、〇〇〇石	一〇〇	六六	五八、九〇〇石
大麥	三、〇〇〇晌	一、五石	四、五〇〇石	一〇〇	五〇	四、八九〇石
燕麥	三〇〇晌	一石	三〇〇石	一〇〇	一〇〇	五〇〇石
黍子（糜子）	五〇〇晌	一石	五〇〇石	一〇〇	六六	一、九五〇石
稗子	三〇〇晌	一石	三〇〇石	一〇〇	一〇〇	五九〇石
蕎麥	一、〇〇〇晌	一石	一、〇〇〇石	一〇〇	五〇	二、〇〇〇石
稻子（水稻）	三、〇〇〇晌	三石	九、〇〇〇石	一〇〇	七五	五、〇〇〇石
粳子（陸稻）	二〇〇晌	一、五石	三〇〇石	一〇〇	七五	三〇〇石

種類	本年種植晌数	毎晌（本年度）収穫量	縣内本年度収穫量	本年収穫量昨年度比較		縣内一年間消費量
雑糧	二、〇〇〇晌	一石	二、〇〇〇石	一〇〇	六六	五、〇〇〇石
總計	**二一一、五〇〇晌**		**一八三、六〇〇石**			**二三八、七三〇石**

大同元年度特用農産物收穫量調査

種類	本年種植晌数	毎晌（本年度）收穫量	縣内本年度收穫量	本年收穫量昨年度比較		縣内一年間消費量
				昨年	本年	
菸葉（葉煙草）	五〇〇晌	毎晌 一〇〇斤	五〇、〇〇〇斤	一〇〇	五〇	三五、〇〇〇斤
線麻（大麻子）	三〇〇〃	五〇〃	一五、〇〇〇〃	一〇〇	五〇	二〇、〇〇〇〃
菁麻	一五〇〃	五〇〃	七、五〇〇〃	一〇〇	五〇	九、〇〇〇〃
芝麻	一〇〇〃	五斗	五〇石	一〇〇	五〇	八〇石
瓜子	一〇〇〃	一〇〇斤	一〇、〇〇〇斤	一〇〇	六六	一二、〇〇〇斤

棉花・莧麻（小麻子）、柞蠶繭、藍靛、なし

以上表示せるが如く大同元年度農産物收穫量は其耕地面積（種植晌地）の減少と取入時に於ける匪賊被害に災され、例年の六十％に過ぎずして農民の大同二年度に於ける困苦は其極に達して居る。

第三項　農業團體

寧安全縣九區の内第八區を除く外各區に農會が設立せられて居つて、各農會は農民の機關となり各地方農業振興の爲に努力して居る。

第四項　農業移民

寗安縣全人口數は十七萬九千八百八十人にして元來寗安土着民は七萬九千人、大約十萬人は他縣より移入し來れる者にして其大部は農事に從事してゐる。

滿洲國建國以來朝鮮人の移民し來れる者多く主として左記の諸地方に居住し水田の經營に從事してゐる。

現住地	戸數	人口	經營水田面積	水田經營見込地
寗安市內	四〇	二四〇	一八〇晌	五〇〇晌
寗安近郊	七〇	四二〇	四〇〇〃	一、五〇〇晌
新安鎭附近	三〇〇	一、八〇〇	一、六〇〇〃	一二、〇〇〇〃
海林地方	一四〇	八四〇	七〇〇〃	三、〇〇〇〃
鐵嶺河地方	一一〇	六六〇	五〇〇〃	二、〇〇〇〃
江南地方	一〇〇	六〇〇	九七〇〃	三、五〇〇〃
東京城地方	六〇	三六〇	一八〇〃	不明
南湖頭地方	七〇	四二〇	五〇〇〃	一、五〇〇〃
馬廠地方	六〇	三〇〇	三〇〇〃	三、五〇〇〃
横道河子地方	三〇	一五〇	一五〇〃	
計	九七〇	五、八二〇	五、四八〇晌	二三、〇〇〇晌

思ふに寗安縣下は到る處に大小の山岳連立し其間に幾多の平地を形ち造り、縣南鏡泊湖を水源地とする牡丹江と南西額穆縣との縣境に聳ゆる老禿頂子を分水嶺とせる海浪河は其支流と相俟ちて各寗安縣全境の山野を潤し各平地を貫流して自然の水田地となさしめ、冬期より夏期にかけての降雨量の增加は益々水田經營の良好を思はす。而も當地方は平均海拔七〇〇尺の高原地なるを以て水災を蒙る事少く（昨年夏の北滿大水災時に於ても海林附近に多少の水災を被りたる

のみにして本縣に於ける最良の水田地たる新安鎭附近に於ては何等の水害を見ざりしなり）其の風光も北滿曠野に稀に見る美景を呈し、水田經營を得意とする日鮮人移住地として最適の地方と信ず。

本年五月末には縣南鏡泊湖沿岸に滿洲鏡泊學園設立を見るべく約三百の學生等移住し來り將來附近に於て自作自農をなすと聞く。是れ本縣日人團體移民の嚆矢であらう。

第五項　農村生活一般

建國以來各所に蠢動する匪賊の爲縣農民は或は家を燒かれ馬を徵發せられ有形無形上の多大の損害を蒙り、大同元年度種植响數の減少と相俟つて收穫量の減少は縣內一年間の消費量にすら遂に滿たざる現況にして（第二項參照）本年度春耕時に至り其の困窮は其の極に達した。縣當局は是等農民の爲縣積款を貸放しつゝある。中央銀行貸付の春耕資金ありと雖も彼等農民は匪賊に其の地劵を奪はれ或は借款手續の煩鎖なるにより申込をすら躊躇しつゝある狀況である。

第二節　林業

第一項　概況

本縣內林業豐富にして其面積約四百餘萬响である。而して一般に北滿材と稱するは吉林材興安嶺材川下材（三姓方面）東部線材等にして、此の中牡丹江材が最も良質にして喜ばれ價格も一布度に於て新京方面にては三錢乃至五錢の開きあるを常とす。而して同じく牡丹江材と稱する中にも牡丹江附近より伐出するもの、寧古塔附近の花瞼溝又は二三道河子より伐出するもの、又遠く額穆縣或は鏡泊湖岸より伐出するものあり、後者は最も優良なる材にて北滿材の最良材は寧

古塔の上流材である。

第二項　面積　蓄積

縣內森林面積は約四百餘萬晌である。而して縣內出材地方の主なるものを擧ぐれば大體次の如し。

一、海林公司林場
二、山石附近
三、橫道河子
四、磨刀石
五、花臉溝
六、二三道河子
七、額穆縣境
八、鏡泊湖岸
九、牡丹江下流

其蓄積量は調査の確實なるものなし。

第三項　生　產

昔時縣內に旭昇東木廠、二合公司、裕甯公司、海林公司等ありたるも、是等公司は匪賊關係或は把頭關係により失敗し現在に於ては事業中止の海林公司が殘れるのみで、事變後牡丹江木材公司は多少の仕事を始めて居る。

縣內の材種は大部分が紅松で白松、赤白松、マッチ材等は極めて僅少である。出材量は茲一兩年は事變關係或は其後の匪賊關係により例外的小量なるも、民國八年の八千本より民國十八、九年に於ける三萬本の角材搬出は最成期であつた。

民國十九年に於ては牡丹江海林站に集りたるもの丶みにて角材三萬二千本、丸太五千本、水薪三千クボを數へた。事變後匪賊の擡頭により伐材に從事する者少く昨年の伐材數は一千本に達しない。

寗安に於ける現在價格は一布度に付き哈洋四五―五〇仙見當で本年度は品薄を見越して先高模樣である。好景氣時代に於ては長春着一布度金貳圓四十錢迄になつたといふことである。

第三節　牧　畜

第一項　概　況

縣內到る處に山岳重疊し其中に平地を包擁し牡丹江海浪河の二大河流は縣內を貫流し地味豐沃にして、剰へ氣候は東部北滿他縣に對し常に二三度の高度を保ち天然の牧畜地として良好なる條件を具備して居る。然れども本縣牧畜は未だ獨立的存在を有するものに非ずして農民の副業的存在なれば一人の牧場經營者もあらざる狀態である。

第二項　家畜　家禽

本縣家畜及家禽の種類並に數を擧ぐれば次の如し

種類	頭數	每頭價値	每年生產數目	每年屠殺數目	每年疾患死亡數目
牛	九、〇〇〇	八五元	二、五〇〇	一、二〇〇	五五〇
馬	一一、〇〇〇	八〇元	三、〇〇〇	なし	五〇〇
羊	二、五〇〇	一〇、五〇元	一、五〇〇	一、一〇〇	二〇〇
猪	七五、〇〇〇	九、五〇元	四五、〇〇〇	五五、〇〇〇	三、五〇〇
雞	一八〇、〇〇〇	〇、二九元	九五、〇〇〇	七二、〇〇〇	四、〇〇〇
鴨	一三、〇〇〇	〇、三三元	八、三〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
鵝	五〇〇	〇、五〇元	二〇〇	五〇	六〇

事變以來匪賊の災害は莫大なるものにして其の損失狀態を擧げれば次の如し

種類	原有數目	損失數目	現有數目
牛	九、〇〇〇	一、一〇〇	七、八九〇
馬	一一、〇〇〇	五、七〇〇	五、三〇〇
羊	二、五〇〇	五二〇	一、九八〇
猪	七五、〇〇〇	六三、一〇〇	一一、九〇〇
鷄	一八〇、〇〇〇	一六一、〇〇〇	一九、〇〇〇
鴨	一三、〇〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇

是等家畜並に家禽の改良方法は現在の處行はれてゐない。

第三項　市場其他施設機關

市場としては縣城內寗安司法公署東隣に於て豚羊牛雞鴨鵝の類を專賣するの外縣城西南關に牛馬市のある外ない。其他特殊施設機關等の設置はない。

第四項　屠場及屠畜

屠場は寗安縣城東北城壕内に一ヶ所あるのみにして專ら豚牛羊等を屠て居るが是等には回族が從事する。
寗安縣内屠畜數は旣に第二項に記述しあれば參照されたい。

第四節　鑛　業

第一項　概　況

寗安縣下は山岳多く而も是等には相當量の鑛物を埋藏するも未だ組織的調査行はれず、且又現在に於ては採鑛を開始せる所はない。將來是等調査と相俟ちて相當の發展を期待する事を得るであらう。

第二項　鑛區　埋藏量　產額

記錄によれば鑛物と鑛區所在地を擧ぐれば大體左の如し

鑛物及鑛區

鑛物	地名	縣城ヨリノ距離	備考
亜鉛	南馬廠		
金鑛	二道河子	一三〇支里	事變前迄採取シ居レリ
石炭	八道河子	一二〇支里	
同	二道河子	一三〇支里	
石油	爾站〇〇	二三〇支里	此地點ヲ知ルモノ少シ
金鑛	沙蘭鎭南	一一〇支里	光緒廿六年採掘 四季屯ニ近ク高粱大ノモノアリ
金銀	老黑山	一四〇支里	鏡泊湖西
砂金	盤嶺一帶	五支里	大石橋西
銀	腰嶺屯	西北二〇支里	
石炭	五道溝	東八〇支里	
金鑛	老西店前	鏡泊湖岸	
石炭	花臉溝	六支里	試堀ノ跡アリ
銅金鑛	九站	鐵道南	

以上の如きも確實なる調査ではない。埋藏量に至りては調査の方法がない。鑛區面積は五百餘方里と謂はれて居る。

第三項　鑛山勞働者

寧安縣下に於ては現在採鑛中の鑛山は一ヶ所も存在せざれば鑛山勞働者もない。

第五節　水産業

第一項　概況

本縣水産は鏡泊湖最も盛にして牡丹江、海浪河之に次ぎ二月三月四月を初期とし十一月を末期とす。最盛期は九十月である。近年事變により其の産出量は減少したけれども民國十七年には十六萬斤、民國十八年十四萬斤、民國十九年十七萬斤の産出があつた。是等は夏季は當地に於て消費されるけれども冬季は遠く吉林方面に輸出される。

本縣は漁業機關の組織なく徵收税率は毎百斤吉洋五角で徵收機關は本縣税捐徵收局がある。

第二項　水産物

水産の種類は大體次の如きものである。卽ち、鯉魚、重唇魚、鱗魚、鮎魚、鼇花魚、鈎心魚、鯽魚等がある。販賣價格は大體に於て鯉魚、鼇花魚、鯽魚、は毎斤價格大洋三四角其他の魚は毎斤約大洋一角五分程度である。

産出量は事變後激減したが事變前に於ける産出量を參考とせば大體の數を知るを得るであらう。

民國十七年	十六萬斤
十八年	十四萬斤

民國十九年　十七萬斗

第三項　水產業者

本縣內水產從業者は約四十戸六百人である。

漁場は鏡泊湖一帶、牡丹江三道亮子附近、海浪河上流地方に於て主として行はれる。漁具の種類は魚插、魚鈎、魚鈎桿、鐵穿等で、漁網の種類は大網、桂網、絲桂網、施網、弔網等を主に使用す。漁船の數は約四十艘で主として南湖頭上馬蓮河大小牡丹江依蘭崗花瞼溝密江海林等に居住する。

第四項　諸機關

組織立ちたる機關はない。縣城內に魚市場があるのと、冬季鏡泊湖附近に於て漁せらる魚を吉林方面に賣出す爲中買的機關があるに過ぎない。

第六節　鹽業

本縣は製鹽業地にあらざるを以て鹽業として何等記する所のものはない。只吉黑榷運海林鹽倉が海林にあつて寧安、東京城等に鹽小賣所があるに過ぎない。

第七節　蠶業

氣候が蠶業に適せざるを以て古來養蠶を營みたるものはない。

第七章　工　業

第一項　概　況

本縣内は元來小麥の良質なると産出額の多量なることにより著名にして、是が爲製粉業勃興し各所に製粉工場があつたけれども、現在製粉工場の開業して居るのは縣城内に二工場あるに過ぎず、他は事變以來閉鎖中である。其他小規模の燒鍋七、油房二十餘所あるに過ぎない。

第二項　工廠及勞働者

製粉工場は縣城に裕東公司、增興火磨の二工場ありて現在從業中である。

裕東公司は使用動力八〇馬力、增興火磨は使用動力一二〇馬力で共に約四・五十人の勞働者を使用する。

燒鍋は大德永、義發源、公益合、元合盛、和源永、興隆永、永興泉等が主なるもので勞働者は約三・四十人である。

油房は恒元祥、宮油房、牛醬房、富有長、興泉隆、同亘東等が主なる油房で工場勞働者は約三、五人より多きも十人に至る割合である。

其他寗安に火力電氣發電所一ケ所ありて寗安市内に電力を供給して居るが電力薄弱で改造要望の聲が高い。

第三項　主要工業

寗安縣に於ける主要工業には製粉工業あるも事變後に於ては其從業狀況も或は晝間或は夜間のみ等の從業狀態にして生產額は一定しない。然れ共將來は益々發展すべき工業たるを疑はない。又現在は全然其姿なきも製材工業は將來此地

に勃興し得べきものなるを信じて疑はない。

他に主要工業として擧げ得べきものはない。

第四項　工業團體

寗安縣下に於ける工業團體としては祖師廟に木石瓦匠工會あるに過ぎず、他は油餅焼鍋及金銀銅鐵錫匠工會等あるも總べて商會に附屬する。

第八章　交通

第一節　鐵道

第一項　概況

本縣北部を東西に横貫する東支鐵道東部線あるのみである。東支線は本縣內に於ては西横道河子より東寧站に至る間を通過する。

近く汪淸方面より寗古塔を經三姓方面に至る縣內縱貫鐵道が敷設せられるが、其通過地點は未だ極秘に附せられてゐるを以て此處に記すを避けるが、遲くも來春迄には完成すべく、此鐵道完成により寗安縣內は豊富なる物資輸送の便を得、此點に於て東部北滿第一の都市は寗安縣城となるであらう。

第二項　運輸

本縣內貨物運輸は大體陸路海林より、或は水路牡丹江により各地に輸送せらる。寧安方面或は縣南方面に於ける客一切は海林を乘車或は降車地として往來する。

其他鐵道運輸による貨客數等は不詳である。

第三項　鐵道地圖

本縣地圖を參照せられたし。

第二節　水運

第一項　概況

本縣水路は冬季間大體に於て十二月十日より翌年四月二日に至る間各河川結氷するにより其間は全く水運の便はない。

縣內水路は鏡泊湖に源を發し依蘭縣界に至る牡丹江流域一千二百里、次いで西老爺嶺に源を發し牡丹江に合する海浪河流域四百里、二三道河子に源を發し同じく牡丹江と合する哈嗎河子流域一百五十里の三線である。主に本縣產麥類豆類等を運出す。其他雜貨品の運搬等に使用せられ平均每噸運費哈洋二元四、五角と云はる。下り運行は帆船にて牡丹江は約二百里、水少き時は百二三十里である。

第二項　船舶

本縣下に汽船はない。すべて帆船である。卽ち大なるものは約十二三萬斤、小なるものは約七、八萬斤である。牡丹

江運行も帆船は大なるものは入水深度一尺八寸長さ五丈寛さ一丈四尺高さ二尺三寸、次は深度一尺四寸長さ三丈寛さ一丈二尺高さ一尺九寸級のものである。海浪河運行帆船は入水深度一尺五寸長さ一丈二尺高さ二尺三寸級のものである。

本縣内の船戸約五十戸帆船約八十隻を有す。

第三項　航　路

縣内に三線の航路がある。一は縣南鏡泊湖に源を起し依蘭縣界に至り黑龍江松花江に合流する牡丹江にして其の長さ約千二百里、次は西老爺嶺に起り海浪河口子に至り牡丹江に合する海浪河にして長さ約四百里、他は八道河子に起り縣城江南に至り牡丹江と合する蛤螞河子にして其の長さは一百五十里である。通過重要地點は牡丹江は寧安縣城牡丹江站海浪河にありては横道河子舊街海林站南等にして蛤螞河子には重要地點はない。各航路の水深は牡丹江漲時約二丈餘干時九尺餘、海浪河は漲時七八尺干時四五尺、蛤螞河子は漲時は五尺干時は約二三尺である。河幅は牡丹江は寧安附近に於て漲時約八九十米あり、海浪河蛤螞河には雨水の關係により一定しない。

第三節　通　信

第一項　概　況

本縣通信機關としては郵便、有線電報、長途電話があり、又縣城内には有線電話の設備があつて略〻完備して居る。近く當地日本領事館警察署には無線設備を見又郵便局にては日文電文をも取り扱ふ豫定である。

第二項　郵　政

當縣城郵局は民國二年七月一日成立し大同元年八月一日新國家に接收せられ二等郵局となりたるものである。

縣內代辦處は（東省特別區を含まず）一、東京城、二、沙蘭鎭、三、上馬蓮河、四、三靈屯、五、新安鎭の五ヶ所に設置せられて居り東京城代辦處は民國五年に設立せられ他は民國七年に設立せられたるものである。

郵便物は大同元年末に至る迄は往々遲着することがあり或は郵便切手等の不足を生じたこともあつたけれど現在かゝることは殆んどない。寗安縣內一ヶ月間平均郵便件數は寄出八千七百餘件寄入九千餘件である。

第三項　其他通信機關

其他の通信機關としては本縣內に有線電報、長途電話、縣城內電話がある。

一、有線電報　電報局の成立は光緒卅三年にして、現在延吉、海林、吉林と直接通報可能で、縣內電線路里程は約三百六十里である。近く當地領事館警察署に無線電信の設備を見るべく又電報局に於ても日文電報取扱に付て着々準備中である。

二、長途電話　民國十九年設立にかゝり東京城、沙蘭鎭に支局設置せられ海林、牡丹江、東京鎭、沙蘭鎭と直接通話可能である。又海林（東省特別區）に存在する長途電話によつては哈爾賓方面との通話も可能である。

三、縣城內電話　民國十五年一月成立せるものにして城內增興火磨の主辦にかゝり約二萬圓の建築費を要せるものにして電話器數は一百個を限る現在である。長途電話との連絡は可能である。

第四節　航　路

本年熱河討伐開始前迄は哈爾賓、寗古塔間一週間一回の旅客機の運行があつたが、熱河方面に飛行機使用の爲此の航空路は停止となつた。現在に於ては此の航路の回復の時期の目當はない。殆んど同額の費用と人命を匪賊の危險に曝し二日の日子を費して現在哈爾賓方面と連絡しあるを思ふとき、僅々一時間半にて哈爾賓と連絡し得る文明の利器の一日も早く此航路に再び飛翔せんことを渇望する次第である。

第五節　道　路

縣城を中心として縱横に道路は走り居るも各道路の交通に關しては未だ充分なる安全を保障し難い。寗安縣に於て最も重要なる道路である寗安海林街道は本年に入りてより匪賊の匪害件數約七件に及び數名の死者を出した。此街道は現在寗安縣城の死活を握る最も重大性を有するものなるに鑑み、近く其中間附近に保安隊員五十名を駐屯せしむる運びである。

縣內主要大道次の如し。

寗穆路　寗安縣城より東穆陵縣に至るもので縣道である。長さ百五十八里、乜河鎭鐵嶺河等を經由す。
寗額路　寗安縣城より西額穆縣に至るもので省道である。長さ二百九十里、沙蘭鎭二站落拉站等を經由す。
寗敦路　寗安縣城より西南敦化縣に至るもので縣道である。長さ四百里、鏡泊湖南湖頭を經由す。
寗延路　寗安縣城より南延吉縣に至るもので縣道である。長さ二百七十里、新官地瑪瑚頭薩奇庫站等を經由す。
寗海路　寗安縣城より海林站に至るもので縣道である。長さ六十里、四道溝廟嶺海浪河等を經由す。寗海路には寗海

汽車公司ありて自動車を運行して居るも現在道路悪しく其保修に着手する迄休業中である。
其他寗安縣城より各區に至る小道がある。

第九章　商業及金融

第一節　商業

第一項　概況

本縣商業營業者戸數は四百戸で寗安縣、城東京城（五月八日に於ける襲撃前）に於て最も殷盛を極めて居つた。
寗古塔は東部北滿隨一の都市で且特產小麥大豆等の集散地として商業の發展を促しつゝあつたが、近く南部よりの鐵道開通せらるる時は貨物の集散を敏活にし得て瞬時にして大都市寗古塔となり東部北滿商業中心地ともなるであらう。

第二項　會社商店

本縣內會社組織を有するものは寗海汽車公司、海林木材公司等であらう。後者は事變後營業停止中であるが前者は民國十八年秋創設せられしものにて資本金哈洋十五萬圓の株式組織である。
商店は現寗古塔市內に大資本を有するもの百七戸、小資本營業者は約三百戸である。
資本廿萬元以上のものは二製粉工場義發源、永德順、永發源、和源永等外二三戸、資本金五萬元以上のもの約二十戸資本金一萬元以上のもの約八十戸である。

第三項　商業機關

商業機關としては縣城に寧安縣商會、東京城に東京城商會、海林に海林商會等ありて各地方商業の連絡統一機關として活躍しつゝある。

第四項　物價及生計

寧安縣輸入品物價は東支鐵道運賃の高率により新京方面に較べて約倍額を示して居る。然れども地方特産物農産物等は極めて安價にして、生活程度の低き一般人民は他地輸入物を使用せざるにより生計は一般に容易である。

第五項　貿易

イ、輸出

寧安縣輸出の大宗をなすものは穀物にして就中地方特産物たる小麥大豆籾等である。事變後是等農産物の收穫高は縣內消費量にすら遠く滿たざる爲縣外移出禁示を命じたる次第である。民國十八年度に於ける（民國十八年四月より十九年一月に至る）穀物輸出高左の如し。

發送驛	發車數	摘要
牡丹江	二、五〇〇	東支貨車
海林	二、〇〇〇	〃
中間驛	五〇〇	
計	五、〇〇〇	

右の中九割迄は大豆にして七割は哈爾賓に三割は浦鹽に運出した。

主なる穀物取扱店は左記十餘戸である。

會和福、和盛泰、裕合泰、永盛泰、東茂盛、洪興永、益盛泰、復昇棧、源興順、源昇和、和盛興、高岡號（邦商）等である。

穀物に次ぐ輸出品は木材である。出材量は產業の章に於て前述せる所にして是等出材の約七割は縣外に輸出されるものと見るを至當とする。近時匪賊の橫行するにより輸出額は減少しつゝあるが將來治安回復し且南部方面よりの鐵道開通の曉は是等輸出貿易は極めて盛大となるであらう。

ロ、輸　入

當縣に輸入せらるゝ主要商品は雜貨類、殊に其の大部は日本品にして現在日商高岡號が獨占の形である。

寗安に輸入せらるゝ主要商品（一年間昭和四年主として高岡號）

棉布類俵	二、〇〇〇個
砂糖俵	二、五〇〇
トタン板	一〇、〇〇〇
釘樽	五〇〇
硝子箱	五〇〇
ゴム靴	六〇、〇〇〇
古新聞俵	七〇〇

林檎	箱	三〇〇
密柑	箱	二、〇〇〇
以上日本品		
外國品		
棉布類	俵	五〇〇
煙草	箱	一六〇
石油	箱	五、〇〇〇
鹽	斤	一五〇〇、〇〇〇斤
ビール	箱	五、〇〇
石炭	車	一〇　穆陵炭は一般使用せず。

第六項　度量衡

本縣內使用の度量衡は吉林省城、新京方面に於て使用するものと異る所はない。但し他方の習慣によりて量器は吉長方面に比べて稍大にして、多く量にかへるに衡を以てし豆麥小米等穀物は毎斗五十八斤を以て一斗として計算する。目方一斤は日本の一五〇匁枡目一石は日本の二石三斗である。

第七項　商業慣習

本縣商業慣習は主として、信用を重んじ、從來手續の如きは餘り顧みざる傾向にして一般支拂も亦收穫時たる秋拂を

立前としたるも、近時他國人の移住し來れる者多きにより漸次商習慣も變遷の道をたどりつゝある。

第二節　金　融

第一項　概　況

從來本縣農產物は其の賣行甚だ良好にして金融狀態も圓滿なる活動を續けて居つたが、事變以來是等農產物の被害甚大にして遂に百業停滯し金融も澁滯する現況に至つた。本年度春耕貸款の成否は實に將來の金融狀態を決する重大なる鍵なりと雖も、現在の處此成功は甚だ覺束なきものあるを覺ゆるものである。

第二項　金融機關

寗安縣下に於ける金融機關としては銀行として滿洲中央銀行寗安吉字支行あるも預金を受けず貸付を行はず其の活動は實に不活潑である。現在寗安吉字支行の有する準備金は極めて僅少なるものにして本來の銀行としての活動をなして居ない。

他に庶氏金融機關としては縣城內に恒盛泰滙兌分莊、鉅發當、金澤當等五處あるも其活動狀況又活潑でない。

第三項　通　貨

寗安通用貨幣は從來官吊を以て本位となし哈洋、吉洋之に次ぐ狀況にあつた。昨年日本軍入縣以來金票通用し始め現在金票の勢力は他の紙幣を壓迫し斷然主位にあり、是が爲縣納稅も主として金票により支拂はるゝが如き狀態を呈し金幣對國幣の相場の變動は常に縣財政に影響を及ぼし縣財政も常に不安定の狀態に置かれてゐる。是れ日軍入城してより

以求金票の人爲的吊上を行ひ、縣内國幣對金票の相場を哈爾賓相場より相當以上の價値に公定し、五〇〇吊對五四〇吊或は五〇〇吊對五二〇吊等相場の變動によりて變へたりと雖も常に哈爾賓方面に比し金票は相當以上の割高にして、是が爲一般市民及民衆は國幣類を哈爾賓に流出し金票を流入せしめたる結果金票の洪水となる奇現象を呈するに至つた。是等は銀行を等閑し或は中央銀行ありと雖も金票對國幣の兌換を行はざりしによるものにして、是等が救濟は實に縣財政に及ぼす現時の急務にして又國家中央銀行の活潑なる活動を庶幾する處のものである。

第四項　金融問題

金融諸問題は現在の急務なりと雖も是等解決の先決問題は實に治安の維持より外に之なく、本縣下の場き治安狀態にありては甚大なる危險を冒して迄も農村金融を斷行する者なかるべく、農民を主とする本縣下にありては自然商業金融方面に迄惡影響を及ぼすに至るのである。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概　況

本縣下教育は吉林省下にありては昔時より最も發達せる地方の一にして、元來縣下には省立第四中學校及縣立中學並に女子中學以下小學校等七十三校がある。事變以來永く休校中なりしも地方によりて治安の回復せる所もあり其他行政

補助費等も得られしを以て、本年三月中旬縣城に小學校三校東京城に一校を開校せるを始めとして現在は縣立並に省立中學校を始め十五校の開校數を見るに至つた。其他縣城内に朝鮮人普通學校一校五月より開校し朝鮮人子弟を教育し、又當地駐在協和會は日語學校を經營し毎日地方子弟の希望者を集め日語教育に從事して居るが現在生徒數七十名餘りありて毎日熱心に授業を受けつゝある。

日本人居留民會並に領事館警察分署にありては日本人子弟の爲に日本人小學校を開設すべく準備中である。

第二項　機　關

現在縣下に於ける初等教育機關たる小學校は其數七十一校五學區に分たれ、其の中開校せるものは次の十三校にして開校狀況次の如し。

學區	所在地	現在班數 高級	現在班數 初級	現在各級人數 高級	現在各級人數 初級	職員數
第一學區						
縣立模範小學	縣城西路	六	一〇	一九〇	四五五	二三
第一小學校	縣城內	一	一	一九	一二五	五
第二小學校	縣城內		八		三〇三	一〇
第三小學校	縣城內		八		三〇六	一〇
第四小學校	縣城內		三		一二一	三
第五小學校	縣城內		二		八六	二
第六小學校	縣城內		一		三〇	一
第九小學校	縣城內		二		七七	二
第二學區						

第十三小學校	張家屯		一		三〇	一
第三學區						
第一小學校	東京鎭	一	三	三八	九七	七
第六小學校	上馬蓮河		一		四二	一
第四學區						
第一小學校	沙蘭鎭		一		三二	一
第五學區						
第一小學校	七河鎭		一		二九	一

中等教育機關としては現に省立第四中學校（縣城）並に縣立中學及女子中學ありて共に開校す。

		現在班數		現在各級人數		職員數
		高級	初級	高級	初級	
縣立中學校（女子を含む）	縣城	二	五	五五	一一〇	二四

高等教育機關はない。

共の他朝鮮人學校協和會日語學校は概況の項に述べたる通りである。近く鏡泊湖沿岸松乙溝附近に滿洲鏡泊學園設立せられ生徒約三百名來縣する豫定である。是等は鏡泊學園にて二年間の專門教育を了したる後自作自農の農業經營者となるを立て前として居る。

第三項　社會教育

社會教育機關として縣城内に縣立民衆教育館一ヶ所がある。縣立民衆教育館には圖書館閲報室並に講演所ありて講演所に於ては民衆教育館長並に地方名士等隨時講演をなし民衆教育に努めつゝある。

第二節　宗　教

第一項　概　況

現在寧安縣下に於て最も隆盛を極めつゝある宗教は在來の佛教にして他は基督教回々教である。

第二項　種　類　別

佛教　古くより傳はり來りたるものにして現在縣城内にも佛寺大小十六七があり佛教徒約三千を數ふる。最も寧安縣下に廣く傳はり居るものである。

回教　清の初めに傳はり來れるものにして現在縣城に回々教廟があり、又東京城には回教清眞寺があり、縣城内には約信者七百を有するを始めとし各地に相當の信者を有し信者の團結には實に堅きものがある。

基督教　清光緒三十年寧安に基督福音堂一座創始せられしを始めとして基督教傳道に着手し現在約一千名の信者を有し朝鮮人間にも亦相當の勢力を有する。

道教　現在日に日に衰へ既に昔日の勢はない。

理教　清の光緒初年に傳はり來れるものにして佛教の觀音を崇拜し禁煙禁酒を旨とし其の教理は詳でないが相當多數の信者を有す。

薩滿教　滿洲最古の宗教にして現在寧安縣に於ては大した勢力はない。

第三項　地方的迷信

佛教信教徒が甚だしく偶像を崇拜するの外特記すべき事項もない。

第三節　建國に關聯する教育方針の變化

學校に於ては文教部或は省公署教育廳の指示に則り新定教科書により、或は隨時滿洲國建國理想の普及並に友邦日本に對する眞の理解、現時世界の狀勢等を認識せしむるに努めつゝある一方、民衆教育館にありても地方民衆に對して是等知識の徹底に教育館等を利用して努めて居る。

第十一章　社會事業

第一節　概　況

本縣內社會事業として特に見るべきものはない。寗安駐在滿州國協和會辦事處は社會事業の指導開發に努力しつゝあり、農會商會は夫々自己會員を統一指導し夫々消極的に社會事業に貢献しつゝある。

第二節　機關施設

本縣內社會事業施設機關としては寗安縣清鄉局に附屬せる施療班施療所一ケ處縣城內に施設せられありて貧民の一切病症の診治に從事して居るが一日平均七八十名の患者を扱つて居る。

羅災救護としては五月八日東京城匪賊襲擊後羅災民に對して縣公署より六十石の穀物と鹽五袋を救恤の爲に出したる外、協和會主催となり各方面より二千數百元の義捐金を據出し是が救護に努力中である。

軍事救護　なし。

救恤事業　本縣內には救恤事業機關はないが事變後各區農民の困窮は其の極に達し本年度春耕も氣遣はるゝ狀態なりし爲、縣當局は縣穀物倉を開放し第一區に七十石第二、三、四、五、七、九の六ケ區に各區一八〇石宛第六區に一五〇石第八區には三四石二斗七升の貸給を行つた。其の他春耕資金十八萬四千五百圓を中央銀行寧安吉字支行より地方農民に貸付ける事となり縣公署に春耕貸款委員會寧安縣分會を組織した。公共施設業として特記するものはない。

第三節　文化事業

本縣內文化事業とて記すべきものなし。

第十二章　衞生

第一節　概況

本縣內住民の衞生思想は未だ淺薄にして、夏季に於ては種々傳染病多發し相當の死亡數を數へつゝある狀態である。是が爲縣警務局に於ては新に衞生隊を編成し衞生思想普及に或は取締に從事せしめてゐる。又寧安縣清鄉局施療班は每

日七八十名の患者の治療診斷に從事してゐる。

第二節　機關及醫葯業

縣警務局に衛生隊一隊並に清鄕局には附屬施療班施療所一ヶ所があり、其他西洋醫術診療所十四ヶ所（內日人經營二ヶ所鮮人經營一ヶ所）藥店二ヶ處がある。此外漢方醫廿八ヶ所、漢方葯店六ヶ處があるが是等漢方醫は西洋醫術に壓迫されつゝある。

第三節　衛生思想普及

縣民は未だ衛生思想淺薄なる爲衛生思想普及の爲縣衛生隊並に施療班は隨時に努力中である。

第四節　傳染病及地方病

本縣內に於て夏季多發する傳染病は腸チブス、天然痘、猩紅熱、流行性感冒の類にして現在縣城內患者數は腸チブス八名、天然痘九名內死亡一名、猩紅熱二名內死亡一名、流行性感冒は三名である。

地方病としては特記すべきものはない。

參考の爲寗安縣淸鄕局施療班本年四月分工作病名及百分比を擧ぐれば大體次の如し。

結核性病	9%	中耳炎	4%

癥	7%	經痛	4%
慢性胃炎	7%	淋巴腺炎	4%
梅毒性病	6.5%	急性胃炎	3%
癱	6%	トラホーム	3%
皮膚病	6%	猩紅熱	2%
潰瘍	5%	肋膜炎	1%
創傷	5%	結膜炎	1%
氣管支炎	4.5%	其他類病	22%

第五節　飲料

縣內に於ては飲料水としては適當なるものはない。縣城附近に於ては牡丹江の水或は井水を使用するも井水は牡丹江水よりも汚濁して居る。是等はすべて煮沸後に非ざれば飲料水としては不適當である。其他の地方にあつても河溝の水或は井水を使用するも其儘飲料水として適當なるものはない。

第六節　上水及下水

上水としてはすべて井水又は牡丹江水或は各河溝の水を使用する。

下水は縣城內には施設あるも共施設は完全でない。將來寧古塔の發展と共に漸次改善せらるゝものと信ずる。

第十三章　結　論

第一項　王道政治を通じて見た地方民の生活及思想

事變後地方人民の生活程度は非常なる逼迫の度を加へ、地方農民中には春耕に際して植付くべき種すらなきものもある。諺にも衣食足つて禮節を知ると云へる如く、此の儘に放置し置く時に於ては地方民心の思想は益々尖銳化し事態を惡化すべきもの種々ありと思ふ。是が爲か匪賊は各地に擡頭し事變後と何等異る所なき狀態にあるが、只縣城附近等共他比較的治安回復せる地方人心は漸次安定し滿洲國の確實なる發展を庶幾しあるもの多きを加へ眞に友邦日本を理解し友邦日本の援助により王道樂土の地の建設の一日も早かちんことを希望して居る。

第二項　縣制度の理論と實際

敎令第五十五號、敎令第五十四號等現官制並に縣制度の改善を要すべきは勿論なるも新縣制新官制案に見ゆる事項が直ちに縣に施行せらるべきものなりと考ふることは出來ぬ。是等實施期は數段に分ちて實施せらるべきものなりと信ず。

第三項　爲政者としての希望

(一)省公署並に中央政府と縣公署の連絡を一層緊密にし重大要件に關し中央政府、省公署等に請訓をあほぎたる場合省公署としてはなるべく速に回答を發せられたい。

(二)出先日本官憲の滿洲國認識を切望する。即ち出先日本外務省官憲たる警察官吏は治外法權を楯に取り日清通商條

約等を振りかざし、張學良政府時代に於ける滿洲の認識狀態をかへることなく、一片の法理解釋により滿洲國承認の今日すべてを律せんとする者も少からずある。かくの如くしては日滿兩國人民の感情を阻害し兩國提携の實は何時の日、何時の時に擧げることを得よう。かくては幾多の血汐をながし、或は護國の鬼と化せし尊き祖國の犧牲者に對して申譯なき次第ではないか。

(三)日鮮人在留居留民に望む。在滿日鮮居留民が張學良政權時代になめられし辛苦は察するに餘りあるけれども、現在の滿洲に對し是が仇討ち的態度を以て臨まれ、或は日本軍の威を藉りて地方滿人に對して暴威を振ひ、或は金儲けの時機到れりと許りに目に餘る行爲を爲すが如きは嚴に愼まれたき所である。滿洲を愛し眞に滿洲を墳墓の地として働く人々こそ眞に祖國を愛する日本人なることを記憶せられんことを滿洲國地方官吏として切望する次第である。以上

阿城縣全圖



吉林省阿城縣

參事官代理　田中鈞一

第一章　總說

第一節　縣の歷史

本縣の地名は往時（淸朝時代）阿勒楚喀（別名阿汁河）と稱し、其の統治者に副都統なる制度を設け、文武行政一般を統轄したのである、斯くて光緖三十四年に至り、阿勒楚喀を行省と改稱し、執事者を縣知事と改名するに至つた。

此の時代より漸く人智進み、文學の必要を自覺し、學校（私塾の如きもの）を創立し、更らに共同生活意識の發達と共に警察制度を設け法律を制定する等、地方諸制度の改善に其の後漸次住民の生活は、向上發達し、金朝時代は五都の一に數へられ、各地に比し劃期的發展を見るに至つた。然るに當縣も社會史の法則に洩れず、警察制度の充實は、遂ひに軍閥の跳梁と化し、民國時代に至りては、漢民族の侵入、增加其の度を加へ、表面的發達に於ては見るべきものありたるも其の實は、弱肉强食の搾取制度を深刻に樹立するに至つたものである。而して民國二十年前の數年にありては愈々其の弊甚しく、所謂張家一統の暴斂横政を極るに至つた。此の下にある當時の阿城二十餘萬の民衆は何等政府の恩惠を蒙むることなきのみならず、益々生活の不安、苦境に陷り苛斂誅求に忍從するの止むなき狀態にあつた、斯かる結果

は從順且事大主義的な民衆をしてさへ、爲政者に對する欝勃たる反感を抱かしむるに充分であつた。然るに民國二十年九月、所謂滿洲事變なるものが突發し、橫暴の限りを盡せる張家一統の潰滅以來、善隣日本帝國の絕大なる支援の下に三千萬民衆は蹶起勇躍して民國政府と絕緣した獨立國、即ち新滿洲國を建設するに至つた。而も其の國是として搾取なき社會制度の樹立を期し王道政治の實踐を宣布した、而して舊軍閥による總ゆる惡風を改革すべく縣執權者を縣長と稱し、その下に參事、副參事官が任命せられ銳意其の實現に努力しつゝあつたのである。

然りと云へ共積年の惡弊は一朝にして改革せらるゝものではない。例へば小官の入縣した昨年の十二月の如きは尙ほ街、店頭に靑天白日旗を揭げて居るを見たる程にて、其の後上下心を一にして縣政の發展にいさゝか貢獻したりとは云へ、財政的窮乏に加ふるに小匪賊の橫行未だ止まない狀況で本格的に使命は今後にありと信ずるものである。

第二節　建國以降の現勢一般

然し乍ら舊軍閥時代の如く地盤爭奪に起因する災禍の如きは全く見られず政權者の不統一、且無法なる稅金徵收の如きも漸次改廢せられ、殊に舊政權時代の如く、不正なる權力者が時に暴力を以て金品を强奪すると云ふが如き蠻行は極めて少數となりつゝある。玆に縣當局の一般諸問題に對する改善の主點を擧ぐれば左の如くである。

一、滿洲事變、並に昨年五月末匪賊侵入等にて、皆無に等しき警察隊を增加せしめ最近に至つては特に大なる匪賊の來襲を除くの他は目下の兵力を以て討匪容易なる狀態にまで向上訓練した。

二、次に敎育方面に付いては特に敎育局として其の衝に當らしめ敎育館の改築、學校の復活、寺院の改築等一般敎育



寫眞は縣公署の正門

の普及に意を用ひたる爲め、最近に至りては漸次改善せられつゝあるも、中等教育以上は未だ尙ほ舊教科書を以て教育し居る現狀にして、斯様な問題は縣當局の一人としては如何とも成し難い問題である。

三、財政方面に於ては事變直後、徴稅全く不能の狀態であつたが縣公署組織の確立と共に最近は可成りの成績を擧げてゐる。而して金融方面に於ては私帖の亂發を整理し民衆の不安一掃に努めてゐる。

四、更に農村發展策としては、農務會をして、此れに當らしめ農法の改良家畜の獎勵等に努力し更らに農村金融の爲には商務會の援助を乞ひ、省公署よりの春耕貸款は春耕貸款委員會なるものを農務會に設け公正なる分配をなし以て農民の活動に便ならしめた、其效果は着々として表はれ昨年の耕地は全耕地の三分の二と稱せしも今年は殆んど全耕地が耕作せられたる狀態である。以上の他は臨機應變の處置を以て適宜改革改善に努めてゐる。

第三節　縣制及官公吏

縣公署の制度に於ては未だ理想的改革なく、速かに縣制の改革を要し、以て地方行政の向上發展を切望して止まず口に百萬の王道を唱へるも鈍官汚吏の存在餘地なからしめない限りそは一片の經本に過ぎないことを確信す。而して本縣には縣長一名その下に參事官代理一名、副參事官一名、總務科長一名あり、縣政の重要事項は以上四名にて合議的に一切のことを處理してゐる。此の他に行政科員一名、統計科員一名、會計科員一名、庶務員一名、書記長一名、書記八名、其他雇員若干名を以て公務一般の事務を執らしめてゐる。

參考のため主要機關を除き城內一般の各機關を擧ぐれば左の如である。（警務局統計）

機關別	組織要點	人員	一年ノ經費	現在の狀態
農務會	各區の農會員に依りて選擧し一般農民の便益を圖る	八名	一、七一〇、〇〇	活動見るべきものあり。
税捐局	國庫の補助にして三料六股の制度になれり	二十六名	一一、五二六、〇〇	漸次好結果なり
電燈公司	株式にして有限公司なり	二十二名	二六、四〇〇、〇〇	不振
電話局	半民半官式の組織なり、但し其の大部の費用は縣公署にて負擔せり	十四名	六、五四〇、〇〇	自立能はず經費不足なり。
電報局	電話局に似たり	十四名	四、六〇〇、〇〇	普通
郵政局	經費は國庫支辨にして普通郵便の外に爲替取扱もなす	十一名	五、〇〇〇、〇〇	普通
硝磺局	國費の支辨を受け硝磺の便宜を與ふ	七名	一、八七六、〇〇	普通

木石稅分局	同じく國費の支辦を受け手工業の課稅をなせり	二名	三〇六、〇〇	普通
阿片小賣所	公認にして民人の出資に依るものなり城內に二ケ所あり	三十名	九、六〇〇、〇〇	普通
洋火公司	株式組織	百五十名	四四、〇〇〇、〇〇	不振
製粉公司	組合組織にして有限公司	七、八十名	六五、〇〇〇、〇〇	普通

第二章 地誌、風俗

第一節 地誌

第一項 位置、地勢

當縣は吉林省北部に位ひし、東は賓縣、珠河に接し西南は雙城縣、哈爾濱市に境ひし、北は松花江に對岸してゐる、縣內の約三分の一は山地にして平地は大體に於て地味豐沃である。而して其の山地帶は縣の東部を占め、平地の大部は縣城の西南にある。

第二項 戶口

全縣の戶口數は二萬七千七百九十二戶、人口數二十萬二千五百八十四名にして、其の內男十一萬三千九百五十二名女、八萬八千六百三十二名、日本人居住者は皆無にして僅かに官吏二名である、其の內の約三萬は城內に居住してゐ



縣城の一部

る。

第三項　主要都市及氣候

本縣は阿城城内を以て主要の都市とし、其の他は永增源、巨源昶、料甸子、蜚克圖等である。何れも鄕區の集鎭と稱し警察分局を設置して其の發展を計りつゝあるも事變後尙ほ不振を續けつゝある。氣候は南滿に比し寒暑の差甚だしく夏期最高は華氏百二十度に達し、極寒に於ては最低攝氏零下三十餘度に達することは珍しくない。

第二節　風俗

第一項　概況

本縣の一般人智は五百年前金朝の主都と定められ滿洲五都の一と稱せし程にして、他縣に比較し進步せることは爭はれず、とは云く風習は依然として舊習を守つて居る。風俗等に於て異なりたる點を擧ぐれば地域上、國際都市たる哈爾賓と隣接せるため結婚、葬式等の事例を漸次

改革する者がある。然し此れも城内のみに見られることで農鄕の土民は彼等の守つて來た永年の習慣を改革することは力めて忌避する風がある。

第二項　式典種類

風習としては普通四種に區別される、即ち慶祝祭、婚嫁祝儀、弔祭、葬儀式等である。此の他に出產又は年祀祭等もある。

第三項　衣食住

衣服に於ては從來の所謂支那服にして特に改めて記する程の事もない。近頃では一少部分にありては哈爾賓並に北滿鐵路の余波を受けて、洋服を着用するものが出來た。

食物は當縣內の出產物を以て足り、米、麥、高粱、粟、水稻等を主食物とし、野菜は葱、白菜、大根、胡蘿蔔、韮、蒜、馬鈴薯、黃瓜等である。

家屋は城內の大部分と北滿鐵路四ヶ所の驛を巡る地方には煉瓦を以て建てられ、地方農村にありては全部土造家屋である。

第四項　家族の概況

當縣に於ける家族生活狀況は漢民族を中心として作られたるものでなく、古くよりあり來りたる滿洲人の風習に從服したるの感ありて他縣と一樣ならず、大家族と稱するものにても、僅かに三家族位にして、四、五家族同居のものは百分の一も見當らない狀態である。彼等は小なりと雖も、凡て同居者は苦樂を共にし、結婚、葬儀其の他一切の儀式には

一體となり、一旦外敵に當る場合の如きは協同一致の動作をとるのである。分家の方法並に條件は特になく、大體成年になりて結婚分家し、長男、次男の順にて財産を大から小に分配し長男が父を養ふの義務あること等、日本と異なるところがない。只注目に値ひすることは婚期の早いことで、資力を有する家庭の男子は概ね十四、五才にて結婚するを普通とする。

第五項　娯樂趣味

娯樂趣味としては尚ほ法網をくゞりて、種々なる名目の下に賭博を以て第一となせるものゝ如くである。其他に音樂等を趣味の一つと爲すことも勿論である。事變前城内に劇場一ヶ所ありたるも事變前後の不況の爲め閉鎖したるを、最近又復活せしめ、別に活動館をも常設して、毎夜開演して居るが是等は城内のみの狀況で地方は依然として寂莫の感がある。

第六項　祭禮儀式

祭禮儀式は昔年の大宗在世の時代と等しく春秋二回の廟祭と云ふものがある。此の日は官民擧つて禮拜することになり、其の樣式は全く昔年同樣にして、蔬菜又は牛馬の脚を折りて供物となし跪拜三禮をなすのである

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

本縣の行政區劃は五區に分ちて第一區分局は城內に在り、第二區分局は永增源に設け、第三區分局は燒鍋西屯に、第四區分局は正紅旗に、第五區分局は二層甸子に設けられてゐる。各分局には分署長一名他に巡官以下若干名を置き縣長の命を受けて區內の行政治安を管督することになつてゐる。

第二節　鄕村制度

各鄕村の制度には規則整然たるものがない。村落を稱して屯と云ひ各警察區管轄の下に百戶を以て一制限となし百戶長なる者を一人選擧し、自己の擔任する村落の諸般に涉る事務を辦理することになつてゐる。更らに其の百戶長の下に各十戶より選出せられたる十戶長があり、百戶長の命を受けて村落の調制辦理に當つて居る。此の內百戶長は可成り重要なる役を爲すため、百戶の中にて選擧し此れに警察分局より意見書を具申せしめ、縣長の認可を受けることになつて居るのである。

第三節　自治制度

本縣に於ける自治制度は以前民國十八年の頃自治區域を分割し共の編成に着手したるも種々の問題にて中止の止むなきに至り、從つて當縣には自治制度がない。

第四章　財政

第一節　概況

現下本縣の財政收入は凡そ城內のみにして地方は未だ昨年の匪賊、大水災等の餘波を受け殆んど皆無の狀態である。

第二節　歲入（財務處統計）

（大同元年度）

項目	吉大洋
地方晌捐	一六、四六五、八八八元
糧捐	一二、三五〇、三七五
房捐	三、四九六、六九五
妓女捐	四四、七〇〇
特別車捐	七一一、六五〇
外錢卓對換捐	七、七九一
旅店捐	二七、三五八
屠獸捐	六八五、三〇〇

車牌捐		四、三九四、〇〇〇
各項公租捐		五、〇八二、五二二
營業捐		九、九八三、一一二
五厘捐		四、八六六、五二〇
他に省公署よりの補助費		三九、〇〇〇、〇〇〇
合計		九萬七千百拾五圓九拾一錢一厘

第三節 歳出

警務局經費	吉大洋	三一、七三〇、〇四四元
敎育局經費		一七、八八七、二七八
保衛隊經費		二、七〇五、六一一
電話局經費		六、九七五、〇〇〇
財務處經費		九、五一七、一五〇
農會經費		二、二三二、〇〇〇
縣署修繕費		一、三三五、六五〇
參事官繙譯薪餉		八三二、〇〇〇

探照燈費	二、八〇〇、〇〇〇
建國週年會費	四九九、四八〇
招待日人房屋修繕費	一六八、三四七
慶祝承認會補助費	六、七三四
電綱費	四、八五六、二五〇
探照燈架工料費	一、二九六、三七七
春耕貸款委員會經費	七三一、九七三
自衞團辦事處費	九九、五〇〇
植樹節費	六二、一二九
地方公用電報費	三五、七六〇
文廟看工費	一〇二、八九五
商會經費	八、一四九、六八一
郷正津貼費	五、一九八
合計	九萬二千〇二拾九圓〇二錢一厘
差引合計	五千〇八十六圓八十九錢之剩餘

此の他に新起事業、又は救濟事業のため省公署に借款せるものは約五萬圓也。

第四節　財政政策概説

當縣の財政政策は舊來の陋習を破り公平無私を以て其の本領とする、從つて今日迄種々なる因果關係に依つて生じたる矛盾を速かに改善することに努めつゝあり。例へば今日迄一律に課せられた税制を各種に區別し其の程度に應じて徵税する樣に改善された。例へば田賦税の如きも荒地十晌を以て耕地一晌に相當せしめ每晌捐一元を徵收し、食料運出捐の如きも其の種類及價格に依つて區別し、房捐も亦甲乙丙の三種に分ち甲等捐一年四元、乙等二元六十錢、丙等一元三十四錢と云ふ如く區別される。其の徵税方法は目下の場合民生の貧窮を考慮し、可成寬大にせるも治安既に囘復し尙ほ故意に徵税を拒否する者ある時は縣當局より徵税員を派遣し納税せしむる方法を執つて居る。

其の他收獲期には料捐分卡所なるものを縣內に四ケ所設け料捐を徵收し其の翌年の春撤退すると云ふ方法をとつてゐる。(今秋此の方法を實施する豫定)

第五章　警察、治安

第一節　警察

第一項　概説

本縣警察は大同元年五月末、匪賊の來襲に遇ひ根底より破壞せられ、其後漸次組織の確立に努力せりとは云へ經費難

のため、未だ回復するに至らず、警察局の現勢力は縣城內及び縣城附近を以て中心とし、地方各署の勢力は自衛團の實力に牽制せられ極めて薄弱なものである。

第二項　組　織

警察本局內部の組織は局長の下に警務、司法、保安、衛生、特務の五科に分設してゐる。本局外の各分局は第一警察署より第五警察に至るまで大同小異にして、警察隊の內容は步兵一小隊、騎兵二分隊より成り、其の他に衛生隊二十名あり、警察衛生隊を縣城內に置き、縣城の第一警察署は七箇の分所に巡警を派遣してゐるのである。

第三項　警察官吏

本局に局長一名、科長三名、督察官一名、督員三名を置き警察兵力を擧ぐれば左の如くである。

第一區警察署	二十名
第一派出所	六名
第二派出所	六名
第三派出所	六名
第四派出所	六名
第五派出所	六名
第六派出所	六名
第七派出所	六名

第二區警察署	十二名
第三區警察署	十二名
第四區警察署	十二名
第五區警察署	十二名

此の他に本局常備兵力として左の如きものがある

警察騎兵第一分隊	十五名
警察騎兵第二分隊	十五名
警察歩兵第一小隊	八十名
合　計	二百二十名

第四項　行政警察一般

本縣の中央を東鐵が縱斷し居る關係上、特別區なるものありて戸口二百餘、この存在は總ゆる方面に於て警察の圓滑なる運行を阻害し、現時ソ聯の動きが消極的とは云へ滿洲國に對する惡宣傳、日人に反抗する諸煽動が此處に大きな策源地を有する事は否み難たい。されば此の特別區撤廢は、總ゆる意味の統制上緊急を要する問題である。然も彼等は滿洲國法に禁じられたる違法行爲を望んで自己の管轄內に招き入れる狀態にして、例へば賭博場の如きは公然と默許せる狀態である。之れが取締りの背後に如何なる關係が伏在して居るかは敢て論ずる迄もないことで極めて明瞭なことでもあり、之れに因つて來る結果は各方面に迄、影響するところ實に大きいと思ふ。勿論滿洲國に於ての賭博は止むを得ん

と說くものがないではないが、實に無理想な事で、斯かる問題を、止を得ずとの言葉で事大主義者流に葬る譯にはいかない。素より永年に涉る慣習を打破するには容易ならぬ事で、多少の無理もあるが、このまゝ捨て置けば、一般社會風教上に惡影響を及ぼすばかりでなく、延ては强盜、殺人事件を惹起するに到り、治安の點より見るも極めて重大なることである。現在迄の强盜、殺人事件の統計を見て其の半數迄が賭博に原由するを見ても否む事の出來ん證左である。縣當局は爾來彈壓主義を執り來り此の種の運動は漸次減少の傾向にはあるが、前述の如く特別區內警察權の獨立せる矛盾に伴なふ複雜性には實に手を燒いてゐる次第である。

其の他交通警察及び警察局衞生課等があり、前者は城門出入者を警査し、後者は四臺の淸掃車と二十人の人夫により塵芥の搬出、又は屠獸所の檢査等をなさしめてゐる。

第五項　司法警察一般

縣公署內の監獄には約三百名の囚人を收容するに足る設備がある。其の內容は不完全ながら日本の樣式に似て警察局又は縣公署にて捕えたる犯人は檢察官（正檢察官は縣長、副檢察官は適當な者なきため總務科長兼任）にて之を取調べの上司法監督に引渡し、ここに於て裁判が開かれることになつてゐる。司法監督は縣公署に獨立した機關であるが、檢察官は行政官にして司法事務をも併せ司る。

第二節　治　安

第一項　概　況

近來は漸次平穩となり本縣內に大匪賊と稱するに足るものはないが、自衛團中に部落民に非ざる者多く、耕作の不況等の場合、夫等が匪化すること一再に非ず、從つて小匪賊の横行絶滅は目下のところ期し難い、要は民間統器の沒收にして當局としては鋭意其の實現に努力してゐる。而して本縣內に今尙ほ存する銃器二萬を下らざるものと推測せらる、一方、縣城壁には鐵條網を張り絶えず電流を通してゐる。

第二項　機　關

正規兵としては縣警察隊約二百名、其他吉林警備軍第二旅第一營が約二百名城內及び阿什河驛前に駐屯してゐるのみである。

各區には自衛團を置き團總、副團總各一名、其の下に各甲を置き、其の中に保董なる者ありて匪賊に對抗し其の總數約二千五百名に上る。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

阿城縣、原名阿勒楚喀、別名阿汁河の流るゝ所、縱横約百里に及び地味豐沃である。清朝前乾隆年間に開發せられてより現在に及び新たに開墾すべき荒地は極めて少部分である。五、六年前より鮮農の北滿進出あつて以來、阿汁河を利

用して水田を開き水稻作をなすものが可成りの數に上りつゝある。

第二項　耕地及農產物

全縣下の耕地十九萬晌地、耕具には犂杖、懷爬の兩種あつて往昔より今に至るまで何等の改良も施されてゐない。農產物の種類は大豆、高粱、粟、大麥、小麥、甜菜、蔡花、陸稻、水稻、餅米、馬鈴薯等を主とし、其他各種の豆類、胡瓜、茄子、白菜、大根、西瓜、甜瓜等も栽培せられ特に野菜類は豐富である。

第三項　農業團體

本縣に於ける農業團體の最初は前淸朝末期に起り、今日の農務會の極めて幼稚なるもので其の後發達したものが卽ち今日の農務會である、現在の農務會の區別に縣と鄕との二種あり、城內に縣農務會一あり、其の下に四ケ所の鄕農務會がある、縣農務會は基本財產として城外に六百餘晌の土地を有し、地方財務處この管理に當り、農務會の出費は地方財務處の負擔になつてゐる。故に本縣の農會は地方公共團體であるが又一面行政機關の一分子でもある。此の他に鮮人獨立の地方農務機關なるものが二三ある。

第四項　農業移民

前淸朝乾隆年間に北京より移住せるもの三千戶、之が總て土着し今日の農民の大半をなしたのである。近年山東方面より來れる少數のものゝ他に鮮人の水田經營のため來住者激增し事變前の官民一致の壓迫にも拘らず、その總數約三千人に達した。更らに昨年暮より內地天理敎農業移民の計畫ありたるも中途にして坐折し、新たに關東軍指揮の下に拓務省の認可を得て、東亞勸業此れに代はり阿汁河を中心として約一萬五千晌地の農業移民を計畫し著々として實現中で

ある、此の移民期は來年春より始まる豫定で主として日本內地人の農業移民である。

第五項　農村生活一般

前淸朝光緖、宣統の兩時代が、今日までを通じて農民の最も裕福時代であつた如くである。民國に變るや一般租稅の重加、加ふるに軍閥政治の橫暴等々にて生活は日々に窮迫を加へるに至り、殊に民國十六年秋の大洋澎漲は穀價の暴落を來し、農村生活の困窮に益ゝ拍車をかけた。更に民國二十年に起りたる滿洲事變以後の兵匪の橫行は農民に何物をも殘さず、食に道なき良民迄も相率ゐて匪賊化し一時混沌たる有樣となり、其の結果は必然益ゝ荒廢の結果を生み、目下の農民生活は蓋し最難の時代であらう。

第二節　林　業

縣の東方一帶の山地は往時鬱蒼たる森林地帶であつたが東鐵開通以後、大部分伐採せられ、木材甚だ乏しく、僅かに地方一般の燃料を供給し得る程度に止まる。

第三節　畜　產

從前牛馬驢騾等頗る多く殊に松花江南岸は牧畜に適せるため三十數ヶ所の牧場ありたるも時變後兵匪の橫行は其の一ヶ所の在存すらなきにまで至らしめた。

只城內に牛馬市場二ヶ所あり、事變後一時休止したりしも今年再開したる現狀である。

第四節　鑛　業

本縣にも石炭、砂金等無きに非ざるも之を採掘して實利を擧げ得るものは今の處ない。

第五節　水産業

松花江、阿汁河兩岸に雜魚あり若干の漁夫を見るも特筆すべき程のことはない。

第七章　工　業

第一項　概　況

本縣は工業的には早くより發達し、北滿各地になき火柴工廠（隣寸會社）、製糖會社等あり、其他製粉工場、油房、發電所、鐵工場、木工場、燒鍋工場等あり、其の製造方法、並に技術に於ては相當近代化せるものがある。

第二項　工場及勞働者

主要なる工場を擧ぐれば左の如し。

工場種別	職工又は從業員數
一、火柴工場	百五十名
二、製糖會社	百名

吉林省　阿城縣



製粉工場正門

三、製粉工場　七十五名（時により不定）
四、電燈會社　五十名
五、油　　房　六十名（大なるもの）

之れ等工場勞動者の賃金は熟練勞働者（技術勞働者）、日給二元、普通勞働者は七、八角を支給し居れり。

第三項　主要工業品

製粉、燐寸、砂糖、油粕、燒鍋等を以て其の主要となし、就中阿城マッチは北滿の各地に使用せられ可成り廣範圍に渉つて居る。

第四項　工業團體

本縣には特に工會なるものはなく商務會に於て兼務せらてゐる有樣である。

第八章　交　通

第一節　鐵　道

本縣の中央を北滿鐵路が縱斷してをる外に滿鐵經營下に於て本年昭和八年十月以降開通の見込なる拉賓線が、哈爾賓郊外二巣樹より隣縣雙城との縣境に沿ひて布設せられ、其の他國際運輸の經營下に哈爾賓――拉林間の定期自動車の阿城を通過する便がある。鐵道により輸送せらるゝ主要品は輸出品として穀物、輸入品として各種の雜貨品等に大別することが出來る。

第二節　水運

第一項　概況

本縣北部は松花江を以て縣境とし、中央を北に流れる阿汁河、更らに同じく東部縣境を南より北に流れる蜚克圖河等あつて水運の便は尠なくない。

第二項　船舶

松花江流域に於ける水運は甚だ頻繁にして、汽船の往來繁く、阿汁河の中流まで小舟の便があり只蜚克圖河は水量甚だ少なく其の便がない。

第三節　通信

第一項　電信、電話

本縣內に郵政電報局を設置し各方面に直接打電が出來る。(但し滿文、ローマ綴に限る。)尙ほ長途電話としては各分局

並に哈爾賓との通話が出來ることになつた。

第二項　郵　便

城内に二等郵便局一ヶ所あり普通郵便、書留郵便、爲替事務を取扱ひ、不便を感ずることがない。尚ほ各區内に料甸子、永增源、聚源昶、二層甸子の四個所に郵政代辦處がある。

第三項　其他の通信機關

縣城内に泰東日報、盛京時報、吉林日報、東省日報、大同報等の支社ありて内外の狀況を知ることが出來る。

第四項　道　路

本縣の道路は縣城を中心に各縣に通ずる大道あり、然れども元來公共意識に乏しき住民の無關心は、辛うじて馬車の通る程度にして治安關係上に充分なる道路と云ふを得ないため本年（昭和八年）四月より全道を修理して雨天を除けば、各道路に自動車の走り得る程度に改良され交通、治安上に至大の便を得るに至つた。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　概　況

本縣は歷史的商業都市として、北滿屈指の地であつたが東清鐵道の布設されて以來、一切の商取引は哈爾賓に奪はれ、

近來は商況頗に不振の狀態である。

第二項　會社、商店



寫眞は豚店街の一部

本縣內に株式會社として電燈會社燐寸會社等あり、組合組織に機械製粉工場一個所、大商店としては十四戶の雜貨店、六戶の茶店等あつて其の他の商店數は三百餘戶程ある。

第三項　商業機關

城內に商務會一個所あり會長一名、副會長一名、坐辨一名、書記長書記三名、庶務二名、稽査一名、其他約二十名を置き本會の經費は各商店に於て負擔してゐる。

第四項　物價及生計

昨年（大同元年）五月兵匪の襲擊に遭つて以來城內の商店の過半數は休業の止むなきに至り、從つて城內住民の生活困苦推して量るべきである。奢侈品の如きは見るべきものなく昨（大同元年）兵匪の災は農作物耕作に迄及ぼし全耕地を

半分未滿の耕作量に止めしめ、從つて收穫の減少は勢い諸價の高騰を來し一般縣民は益ゝ生活の困難を甞めしも幸ひ本大同二年秋收は豐作を傳へられ漸く愁眉を開くに至り恢甦の見込がある。

第五項　貿　　易

本縣內の物品輸移出入は之を大別して雜貨品の輸入と、穀物の輸出とである。雜貨品は哈爾賓を通じて移入せられ、直接海外との直取引はない。輸出品の重なるものは、大豆及び豆粕にして年額約七、八百貨車に上るが何れも哈爾賓に於て、外國商人、寶隆洋行、日商三井洋行、國際運輸會社等を通じて貿易輸出されてゐる。

第六項　度　量　衡

阿城各商店に於て使用する度量衡は舊支那式の尺、斗、秤の三種であつて未だ改良を施されず、交易粮豆の場合には磅秤にて計算してゐる。

第二節　金　　融

第一項　槪　　說

昨大同元年匪賊侵入後本縣の金融界の不振は其の極に達し、事變前拾戶に及んだ銀行質屋も未だ一戶も開店し居らず此の回復には異狀の努力と相當の年月に俟たねばならんと思ふ。

第二項　通　　信

本縣流通貨は槪ね、永衡官銀行發行の紙幣及び哈大洋であつたが國幣發行されて以來官帖の使用者は漸次減少し、今

吕に至りては大部分の者が國幣と哈洋を使用することになつた。

此の他に民國二十年、地方財務處より市帖約三千萬吊程を造幣して暫時市內に流通せしめたが滿洲國建設以來、幣制統一を期するため省官署よりの通達ありて、吉大洋一圓對市帖一千二百吊の換算率を以て全部回收燒却された。而して近來は漸次幣制統一の必要を一般人の自覺するに至り、全地方農民も國幣を利用する現狀に迄なつた。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概　況

本縣に於ける教育程度は他縣に比し優れたるものとせられ可成りの有識階級もある。例へば城內には吉林第三師範學校、附屬女學校等があり一般智識の程度も相當なものである。然るに事變後廢校の止むなきに至りたるもの多く、現在開校せる分は前記師範學校と城內に僅かに四校あるのみで、地方には未だ開校せるものがない。併し乍ら治安漸く平定したる今日地方學校の開校論も擡頭しをり、近く開校の運びに到るであろう。尙ほ從前の大要を述ぶれば左の如くである。

(1)、學　區

本縣の學區は警察區と同一にして城內の學校を第一區學と稱し鄉村に四ケ區學を設け全縣下に五ケ區學ある。

(2)、學齡者數（教育局調査）

第一區學	四、九〇五名
第二區學	八、三四六名
第三區學	四、七六七名
第四區學	五、〇三二名
第五區學	四、二〇八名（以上大同元年度調査）
合計	二七、二五八名

(3)、此の內入學者僅かに六百八十四人、不就學者二萬六千五百七十四人、比較的文化縣と稱する當縣に於てこの右の現況は注目に値ひするものである。

第二項　教育局

城內に教育局あり、教育一般の統制指導の任に當つてゐる。本縣に於ける大同元年度教育經費は大洋四萬四千〇四十圓で、此の內若干の費用を割きて日語學校の經費に當てゝゐる。

第三項　社會教育

本縣の社會教育としては城內東門外に民衆教育會館を設立し、戲曲、畫報、宣傳、體育等、機に應じては講演會等も催してゐる。

第二節　宗　教



壯大なる基督布教室

第一項　概　説

本縣内の宗教を大別すれば回々教、基督教、天主教、佛教等にして回々教は西門裡に壯麗なる禮拜堂を持ち同治年間に創建せられたるものである。而して其の信徒の多いこと各宗教に比し第一位を占めてゐる。信徒約七百戸、總人員約四千名を有し、教會の直接指導下に念教學校なるものを一ケ所設立してゐる。

次に基督教は前清朝、光緒二十五年三月英人ロータリーと稱する牧師來りて聖書査經班なるものを組織し、後に祈禱會佈道團、兒童園、母親團等を設け更らに福音堂の設立にまで進み、現在信徒約三百六十名を有し熱心布教の任に當つてゐる。

天主教は一八六四年佛人ユンスフン來りて創立し、北門裡に壯大なる布教堂を設け、信徒は同じく三百五十名程度にして其の中に男女初級學校を附設し旺んに宣傳に力めてゐる。

次に佛教は古くより傳道せられたるに比し他の宗教運動に禍ひせられ、教徒の數は遲々として進まない現狀にはあるが、官公署其の他有力者の支持多く毎年定期の祭日には他の宗教團體に見られない式典の盛大さである。佛教信徒數は現在約三百程度のものであつて、其の主なる廟を擧ぐれば東門外の魔王廟、柴市門外の關帝廟、柴市門裡の孔子廟等あり、何れも壯大なる建築である。

第二項　地方的迷信

本縣內に於ける迷信の狀態は縣城も地方も共に實に甚だしいものがある。住民の大部分が狐を偶像して、胡仙と呼び、鼬を偶像して黃仙と稱へ、其の他種々なる動物を變造して神樣と崇めて廟を建立し、又は樣々な供捧物を呈して自ら偶想の產物に滿足してゐる。尙ほ甚しきに至りては結婚、建築、旅行等に對する吉凶を其の神々に自ら備へた討籤器を以て占なひを立てゝ居ると云つた有樣である。

第三節　建國に關する教育方針の變化

本縣の教育方針を大別して道德、智識、體育の三方面に主力を注ぎ一般受教育者の自發心の促進と、反滿分子の影響を受けたる者に對する王道主義への轉向と、王道滿洲國の認識に全力を盡してゐるので、其の效果は日と共に見るべきものあるも、曾つて反日運動の根據地なりし爲め、教育に急ぐ反面には、却つて逆宣傳の材に資せらるるの嫌ひあり、

縣の中央を縱斷する北滿鐵路五ヶ所の驛を足場に巣食ふ赤系分子の策動又功妙を極め、此の種の弊、漸次減少しつゝあるとは言へ、當縣特殊の地理的且つ特殊事情に基づく困難は、實に複雜多岐に涉り、將來是等に對し多大の努力を要す可き事と思ふ。而して此等の弊の大部は青年に備ふものなるを以て青年團を組織し特に此の方面の善導に努力しつゝあるのである。

第十一章　社會事業

第一項　概　說

凡そ人類社會の生活に社會事業の要あることは論を俟たない。特に滿洲に於てば其の急務なるもの山積してゐる、當縣に於ても昨年匪賊侵入後各種の社會事業の施設に迫れるを痛感し、漸次考究實施しつゝある。

縣下大部分の住民は昨年に於ける匪災、水災に遭遇したる者にして今日尙は其の餘波を受け貧窮せる者過半數を占め現に城內のみにても同住民の約二割は失業者として數得らるゝと云ふ。其の對策としては事變直後本城內にある紅十字會を主として各宗敎團體よりも罹災救護に努力し、各機關に於ても全力を擧げて住民の救濟に努力した。更らに縣當局に於ては省公署に救濟借款を起し災民委員會を設けて物資の公平なる分給を爲す他貧民救濟所を設立して特殊な者を收容救濟してゐる。

尙ほ一面には青年團をして每月の第四日曜を社會奉仕デーと定め一般住民の爲に公益事業を計らせてゐる。

第十二章 衛生

第一項 概況

衛生思想の薄いことは滿洲一般の惡弊にして當縣の如きもその例にもれず、目に餘る不潔なる場所隨所に在り、下水道の吐け口は絕たゝれ、豪雨の際は汚水道路に氾濫するの有樣である。當局に於ては此れが改善一掃に力を入れ下水工事の完成、塵汚物の捨場所設置をなし警務局衛生隊に常設せる四臺の淸掃車を每日鞭達活動させ其の弊害の除去に努めてゐる。尙ほ衛生方面に於て閑却すべからざることは紅十字會の活動で城內に無料診療施藥等なし、一般住民の保健康生上の恩惠を垂れてゐる。病院としては英人の經營する病院一あり院內には產科學校を附設し、一般入院を許可し設備の完全さは見るに足るものがある。

尙ほ城內には三ケ所の鮮人醫院ありて、廣濟醫院の如きは日本慶大醫科出身で近代科學的技術と新藥を以て專ら醫業に盡瘁し居れるを以て鮮人方面並に滿人患者に利便なる所尠くない。

其の他滿人設立に係る大德生醫院、光璞院、同仁院等を主となし、鮮人經營に係るもの、廣濟醫院(前記)、高麗醫院等である。此の外に大小の醫者約三十名程あれども何れも賣藥屋の程度のもので云ふに足らん。他に衛生機關としては前記無料診療所一ヶ所あるに止まる。

第十三章 結論

第一項　概説

舊政權時代の搾取、暴斂、横政に比し建國後の今日漸次改善されつゝあることは勿論なるも、山積する幾多の諸問題を前にして一期にして解決改善を計る事の不可能なることを體驗したのである。例へば治安確立、稅制の改革、司法行政の改善、地方財政の確立等一々枚擧すれば限りがない、此れ等の諸問題は民衆自身の自覺と相俟つて始めて其の實を擧げ得るものにして徒らに一偏の法文又は命令を以て斷行し得べきものではない。我が阿城縣としても從來、村制設置の急務なるを說き再三住民に布告を發布したるも、住民は行政の何たるをすら知らず、其の實現今尙ほ見ざる狀態である。一般住民の生活は貧窮の極みに達してゐる。此の主たる理由は昨年高粱繁茂期中を跳梁したる兵匪の災禍に因るものなるを以て、兵匪の襲來てふ災禍を見ざる今年以後は農民生活に一沫の曙光を見出すことは推則なし得るも、王道政治の實踐によりて現はるゝ結果は玆數年の後と思ふ。

要は百千の理論よりも實際を則した一の實行である、民衆指導の任にあるべき吾等地方官吏が自からの肉體を彼等の前に捧げ悠然として着實な歩みを續けんか、その熱と誠意の前に敵はあり得ない。然り而うして三千萬民衆の温き味方となつて彼等の生命財產の安定向上を圖らば日滿の協和は必然の結果であり、引ひては東洋十億の民衆が東亞の山河に再び返り咲き、卽ち大亞細亞主義の實現、遠からずと信ず、此れこそが又逝ける多くの生靈に報ゆる唯一の義務でもあると信ずる。

第二項　爲政者としての希望

國家の大眼目は民衆に置かねばならぬ、換言せば國家卽ち民衆の爲にして國家の爲の民衆ではない。されば其の國家

なすべき一切の政策行動は總て民意に則すべきこと論を俟たない。而して國家が社會の一機構たることに何等の異存なく、其の歴史は絶えず行動進展し、靜止不變のものでない。此の社會環境と人間の正しき要求との交互作用に反せざる政策行動の實踐こそ、眞に國家的、將又社會的使命に自覺せる政治家の執るべき道である、此の本義を誤らない政治家を以てしたならば獨り滿洲國のみでなく東洋を將又世界をして再建改革するの秋遠きに非らざと信ずるのである。此の根本義を忘却して百千の王道理論も、三民主義も、共產主義も、そは裝飾せられたる僞論にして百害あつて益する所更らにない。

今、我が滿洲國の現狀を直視するに缺けたるものは理論に非ずして實行する者なきことである。內外の狀勢は徒らに空論を弄ぶ寄生蟲の存在を許さない。更らに（慢慢的）の美言に責をかけ、無爲に高祿を喰みつ、其の日を送れる事大主義者共、更らに一歩進んでは舊政權時代の官吏と何等異なる所ないいかがはしき問題をさへ惹起せんとする輩らの掃蕩も亦又急務である。而うして又眼中に理想なく眼前の小事にのみ囚はれ、青年官吏の無我至純なる意氣と熱とに何等の理解もなく、自ら以て滿足せる老朽官吏や建國氣分のマーチと共に踊り狂える青年官吏等の掃蕩を俟たざる限り滿洲國の奇形兒的發達を悲しむの秋なきを誰か保證する者あらんやでなる。此れ等人事の諸問題は容易になす能はざる難事業なりとは云へ共の一日の速かなる表現は、即ち滿洲國、否東洋本來の使命を遂行するに一日速かなる所以であると確信する。天業に則る王道主義の實踐も人を通じてなされる根本義を忘れてはならない。此れ整ひてこそ始めて政治工作なりと信じて疑がはない。顧つて當縣內の政治に於ても共の弊を經驗すること一再でない。例へば入縣以來僅かに一年足らずの、此の間縣長の更迭、三回に及び共の都度理由とされるは利慾と名譽慾である。然りと云へ共、此れ又一歩深

く檢討するならば大いに議論ある所にして、其の人を責むる前に先づ其の源を責むべきである。何んとなれば地方一縣を指導監督すべき各縣長の任命に如何なる情實關係が潜在せるやである。此の問題を等閑視して地方行政の改善を唱道するはあたかも水源を淸めずして徒らに淸水を求むの滑稽事に等しく、內地の代議士を責むる前に政黨政治の腐敗を根本的に改革するの要あると同義である。苟くも我が滿洲國が腐敗爛熟せる世界各國に警鐘を亂打しつゝ歷史的一新起源を劃すべき大理想を持つ國家であり、而して吾が國本を「三千萬民民衆」とせる以上、其の重大責任者であり、且又直接指導監督の任に當る地方長官の推定の如きに複雜多岐、又は因襲の殼を脫し得ざる者等の容喙や如何、特に中央政府の思索を俟ちて止まない。

更らに我が滿洲國に缺けたるものは地方農民の代表機關設置である。現下の施政狀態は、上司より降る指揮命令外に民衆より叫ぶ代表機關がない。勿論各縣內に百戶長又は十戶長等があつて、民意を上達する形式のないでもないが不正なる權力、又は習慣の止まざる今日、實質的には何等の價値もない。されば國家の名に於て容認せられた、而かも獨立自由の立場を保持し得る公共團體の要を痛感する。要約すれば國家權力によつて統制する公黨の出現を必要とするものである。而して其の內容は民意を反影せしむるため、直接民衆に依つて選任し、その者をして國政參與の資格を附與することである。然し乍ら今日迄の政黨史が繰返せる如き政黨競爭政治の再出現には絕對にない。飽くまで一國一黨の指導理論に基づき行動する公黨たることである。

更らに又建國當初に組織せられたる縣制に種々なる矛盾あることは吾人地方官吏の等しく體驗する事にして仄聞するところによれば、中央に於ても此れが編制に努力中とあるが、速かに公表檢討の上發布を待ちて止まない。之れ必ずし

も規則裡に民衆を壓縮するに非らずして縣行政の大綱方針を指示する意味に於て急を要するものである。然るに時期早尙の論さへ洩れ聞くも、斯かる論議は恰かも目標を失したる浮浪兒の姿を滿洲國に要求するの理に等しい。速かに地方行政の大綱を示し、時期早尙云々の實質論は實地の政治狀態と日夜共にせる地方官吏の政治的技術に委任あつて然るべきものなりと信ずるのである。次に既に論述せる問題なるも教育の根幹をなす教科書の問題なるが、初等教育の改正は漸くにして見たるも、中等程度以上の教科書には舊政權時代の教科書に何等改正なく、その儘使用せるもの尠なからざる現狀にして、文教部當局の努力、速かならんことを切望する。(縣政多忙のため不充分なる拙文に自責されつゝ大同二年七月記之)。



密山縣圖
壹百萬分ノ一
圖例
國境
縣界
縣長所在地
主要都市
鑛山
山嶺
松花江
依蘭
牡丹江
寶清
双研山
發希山
七里嘎
十里窪
揚木河
小石頭河
黒咀子
揚木橋
虎林
烏蘇里
烏蘇里江
勃利
哈達嶺
松子嶺
鍋盔
四人班
鍋盔河
哈達河
蓮花泡
斐德里河
揚木岡
蜂密山
白泡子
興凱湖
老子廠
松阿察河
密山
当壁鎮
二人班
古城子
鷄冠山
適道嶺
小穆棱河
穆棱河
向陽鎮
場森子
黄泥河
下亭子
平陽鎮
金廠
金場溝
大興凱湖
龍王廟
荒岡
ソーリーローグ
穆棱縣
青溝嶺
黄泥河子
八面通
梨樹鎮
東寧縣
綏芬河
カーメンルイボロフ
海林
牡丹江
愛河
磨刀石
台馬溝
鉄領河
穆棱站
穆棱
下城子
馬橋子
大平鎮
安寧

吉林省密山縣

屬　福田晴夫

第一章　總説

第一節　沿革

吉林省の東北隅、露領沿海州と境を接する本縣は、約五十年前迄は無人の原野であつた。其頃奉天省遼陽縣よりの團體移民が濫觴をなし、その後山東移民此の地に來り住み、現住約一萬五千戸を數ふるに至つたのである。尙何時の頃よりか朝鮮人も亦此處に來り現在住民の一割を占むるに至つた。

民國十八年露支紛爭の際十月十七日國境に於て兩國軍隊は砲火を交へ、南京政府派遣の李、白兩團は露兵の精銳なる裝備に敵し得ず寶清縣境に徹退した。依つて露軍は飛行機十三臺を以て密山城を攻擊し縣公署其の他主要機關を爆發して引揚げ、其の夕騎兵隊、自動車隊は當壁鎭の國境を突破し一夜にして密山城を占領、直ちに主要機關を占據し永衡官銀號支行の金庫を破壞し貨幣を町民に分與して翌未明國境を越へて歸國した。

露西亞革命後は境を接する本縣に於てもその影響を受け共產主義運動擡頭し、中國共產黨及朝鮮共產黨の組織を見、中國共產黨は奉天の滿洲省委員會の指導下に擴大强化を計り、朝鮮共產黨員は民族主義團體と合流し平陽鎭に韓國獨立軍

本部を置き運動を繼續してゐた。

第二節　建國以降の狀況

滿洲國建國されて後、李杜、劉萬魁、單春霖を首魁とする友國軍は其の數概ね二十萬、自衞軍と稱して蟠居してゐたのである。淸鄕軍事工作の爲め日本軍の出動を見たけれども、其の討伐は縣の縱貫道路を自動車にて追拂ひしに止まり、首魁及一部が露領に遁入せし外は、四散して附近の部落に蟠居した。其の概要は次の如くである。

頭目	概歷	部下數	蟠居地
張雨廷	王德林殘黨舊救國軍	五〇〇	平陽鎭南方八〇支里金場溝
胡膳打	同右	三〇〇	平陽鎭東南六〇支里興隆溝
劉鳳堂	同右	三〇〇	同右
武殿臣	同右	三〇〇	同右
李春貴	舊自衞軍占淸旅長部下	八〇〇	向陽鎭北方四〇支里大鍋盔
馬玉林	同右	三〇〇	平陽鎭北方二十支里哈達河
劉漢奇	同右	二五〇	同右
李玉豐	劉萬魁部下大刀會匪	二〇〇	平陽鎭北方七十支里鷄冠山
劉萬奎	同右	三〇〇	平陽鎭東南六十支里興隆溝
張賓和	舊自衞軍單春霖の團長	五〇〇	密山東北七十支里楊木崗

劉銳臣	同右	二〇〇	楊木崗東南七十支里荒崗
双勝	劉萬魁の部下	三〇〇	密山北方三十支里八方
坐山	同右	二〇〇	向陽鎭北方三十五支里四人班
慶營長	丁旅の殘黨	三〇〇	同右
張犖奇	刑旅の營長	六〇〇	向陽鎭北方四十支里大鍋盔
葛炮	丁旅の殘黨	二五〇	向陽鎭北方三十五支里四人班

右表に示せる狀況の下にて、日本軍は二年二月六日より二月八日朝にかけて密山城を撤退したる爲、四散せる匪賊は密山襲撃を計畫して續々集結を開始した。從つて淸鄕局員も四圍の狀況非なるを知り、城民の忠告もありて其の當日密山を出發して一時事務處を平陽鎭に遷した。當時に於ける密山の警備力は警察隊として騎兵隊長李慶の下に七十名、步兵隊長李有年の下に八十名、公安局員十名、自衞團員五十名である。警察隊は淸鄕局員入密後組織せるものであつて、步兵隊は一月二十二日歸順せる舊自衞軍第九旅單春霖の團長孟繁森の部下より、騎兵隊は平陽鎭にて歸順した舊自衞軍森林警備隊團長李慶（騎兵隊長となる）の部下より選拔し編成したものである。

日本軍撤退の報傳はるや直ちに集結を終えたる双勝（前表參照）の率ゆる三百名の匪賊は撤退完了の日、八日午後十二時を期して西、北兩門より襲撃を開始した。西北兩門を守備した步兵隊は之を支え得ず退却したる爲、賊は直ちに入城し城內西半部の掠奪を開始し、主要機關たる縣公署、稅捐局、中央銀行支行等は一物をも餘さず掠奪されたのであるが、東門警備の騎兵隊は奪戰し負傷者を出し乍らもよく防禦して遂に退かず、城內東半部は掠奪を免れたのである。匪賊は

約五時間掠奪を恣にして九日午前四時三十分頃縣城の北方八方方面に引揚げた。

平陽鎭より日本軍の撤退したのは二月十二日午前八時である。依つて淸鄕局員は警察隊、公安局員、自衞團を指揮して警備に任じ、又使を黃泥河子に出して吉林軍の來着を促した。當時に於ける平陽鎭の警備力は警察員三十七名、公安局員十名、自衞團百名の外、先に寶淸に於て歸順した舊自衞軍司令丁超の部下劉東漢營長の率ゆる步兵二百であり、十三日正午には吉林軍騎兵遊擊第一支隊獨立營長陶治の率ゆる二箇連二百二十名が到着したのである。

日本軍の撤退するや張鞏奇は舊自衞軍殘黨、舊救國軍王德林の殘黨を集結し、十三日午後一時には東門より二百名北門より三十名を以て襲擊を開始した。敵狀偵察に出た陶營の一排は賊の後方に廻り、約二百名に包圍され戰死一、負傷四、捕虜七名を出したのであるが、捕虜は後全部銃殺された。賊は漸次數を增して約五百に達し、平射砲四門、機關銃五門を以て猛烈に攻擊するに對し、友軍は吉林軍の輕機關銃一、警察隊の平射砲一を以て對戰し苦戰に陷つた。(賊の砲手三十名は露西亞人なり)午後六時頃、賊は軍使を以て「當隊は日本軍撤退後の平陽鎭一帶の治安維持に任ずるものなるにより、現在同地にある部隊は全部撤退し我隊の爲めに食糧兵舍を準備すべし」と申込んで來た。之に對して何等返書を與へなかつた爲め、午後七時頃は約八百の兵力を以て東南北三方より包圍攻擊をなし來つたのであるが各隊よく協力して之を擊退し、數回の夜襲をも善戰擊退し、午前三時に至つて遂に賊は退却した。

他方、地方農村に於ては一物も餘さず掠奪され、家畜は農耕に支障を來すまでに屠殺され居り、吉林軍の守備する主要都市に於てすら商家は店を閉ぢ、家人は安全地帶に避難して番人に家の監視をなさしむるのみにて、日本軍撤退後の密山縣下は民に生色なく火の消えた樣な狀態である。而かも自衞軍の强制下に發行せる縣財務處の不換紙幣は約百萬元に達

し正貨は流出して縣下に影うすく金融は全く停止の狀態となつたのである。
滿洲國の威力未だ僻遠の地に及ばず、地理的利害關係上寧ろ親露的傾向をさへ示しつゝある國境地帶住民を見、中國共產黨、朝鮮共產黨の暗躍と併せ考ふる時、治安維持を、國策遂行を、國境警備の完璧を切々として感ずる次第である。

第二章　地誌風俗

第一節　地誌

第一項　位置地勢

本縣は吉林省東北の僻地にして、北緯四十四度八分より四十六度二分、東經百三十度五分より百三十三度二分の間に位し、東は興凱湖、蜂密山、黑背山、中心山を經て蘇聯沿海州ツルスコ地方に、北は虎林、寶淸兩縣に、西は勃利、南は穆稜、東寧兩縣に境してゐる。

國境に蜂密山系、黑背山系、手心山系、老虎山系、虎林縣境に涼水泉山系、寶淸縣境に發希山系、奔松子嶺系、勃利縣境に哈達嶺系、滴道嶺系、龍爪溝嶺系、穆稜縣境に靑溝嶺系、東寧縣境に黃窩集山系圍繞し、一般に高峻ではないが靑溝嶺系南部より黃窩集山系方面、勃利、寶淸縣境は晝尙小暗き鬱蒼たる大森林地帶を形成し、埋藏量の幾何なるを知らざる狀況である。寶淸縣境の如きは三〇里に亘り鬱々と繁茂してゐる。

山岳地帶より源を發する穆稜河は中央沃野を貫流し、小穆稜河、滴道河、鍋盔河、斐德里河、楊木河、石道河、等の

小河を合せ虎林縣に入りて烏蘇里河に合流する。川幅七十米乃至八十米にして全長は約八百里に及ぶ。蘇聯國境の大興凱湖は周圍約八〇〇里と稱せられてゐるが、それ以上と思はれる。夏季は大海の如く大浪あり、水清く淡水にして湖水浴に行く者多し。蘇聯にては小汽船を泛べ、中央に小島ありて絶景なりといはる。魚獲高も相當に上る。小興凱湖は周圍約七十里にして、水清きも淺し。

四圍の山系を除けば縣內は茫たる沃野であり、穆稜河其他の小河あり灌漑の便頗る良好にて縣內は殆んど全部を水田と成し得る。全縣の面積六萬方里弱の內既耕地は二十五パーセント一萬五千方里、山林地帶は四十パーセント二萬四千方里にして、殘部三十五パーセント、二萬一千方里中湖沼を除けば不可耕地は無い。

第二項　戸口

密山縣下に於ける戸口は左の如し

密山縣下戸口調査明細表

（大同二年六月三十日現在）

警察署別／區別	全戸數 戸數	縣人數 人男	縣人口 女	縣下口計	戸數
第一區 密山縣城	一八、二六七	五、一三一	一[illegible]、七八六	二九、〇五三	四、八七九
第二區 荒崗	三六六	一、四一四	一、〇九二	二、五〇六	二六五
第三區 半截河	五、〇九六	一七、二九五	一三、四〇九	三〇、七〇四	四、五一九
第四區 哈達河子	三、五六八	一五、八二七	一二、七五四	二八、五八一	三、〇九二
第五區 楊木崗	二、八二六	一三、七四三	一一、三三三	二五、〇七六	二、四九九
第六區 平陽鎮	五、二二三	一八、五六四	一三、二三九	三一、八〇三	五、〇三一
計	二二、二一〇	八五、一一〇	六二、六一三	一四七、七二三	二〇、二八五
摘要					

滿洲人 男	滿洲人 女	滿洲人 人口計	日本人(內地) 戸數	日本人(內地) 男	日本人(內地) 女	日本人(內地) 人口計	日本人(朝鮮人) 戸數	日本人(朝鮮人) 男	日本人(朝鮮人) 女	日本人(朝鮮人) 人口計	露國人 戸數	露國人 男	露國人 女	露國人 戸	其他外人 戸數	其他外人 男	其他外人 女	其他外人 人口計
一七、三五九	一〇、〇四八	二七、四〇七	|	五	|	五	二五二	九〇三	七三八	一、六四二	|	|	|	|	|	|	|	|
一、〇三五	七八三	一、八一八	|	|	|	|	九八	三七三	三〇五	六七八	三	|	六	四	|	|	|	|
一五、一〇一	一一、九二四	二七、〇二一	|	|	|	|	五七七	二、一九四	一、四八五	三、六七九	一〇	|	|	|	|	|	|	|
一三、九九二	一一、四三五	二五、四二七	一	|	|	|	四七六	一、八三五	一、三一九	三、一五四	|	|	|	|	|	|	|	|
一二、五五四	一〇、五二〇	二三、〇七四	|	|	|	一	三二七	一、一八九	八一三	二、〇〇二	|	|	|	|	|	|	|	|
一七、八二七	一二、六三七	三〇、四六四	|	|	|	|	一九二	七三七	六〇二	一、三三九	|	|	|	|	|	|	|	一
七七、八六八	五七、三四七	一三五、二一五	|	五	|	五	一、九二二	七、二三一	五、二六二	一二、四九三	三	六	四	一〇	|	|	|	|

日本人(內地)：日系官吏を示す

備考
1. 縣下全戸數貳萬貳千貳百拾戸（滿人、二〇、二八五戸外人一、九二五戸とす）
2. 同　人口拾四萬七千七百貳拾參名（滿人一三五、二一五、外人一二、五〇八名）
3. 本表は各警察署長督勵の下に警察官吏と各保董協力し嚴密に調査せしものなり
4. 大同二年五月十八日民政部令第六號に依る調査は更に目下實施せしめつゝあり

職業別に表示すれば左の如し。

職業別＼區別	縣城	荒崗	牛截河	哈達河子	楊木崗	平陽鎮	計
劇園	｜	〇	｜	〇	〇	一	三
佛教	〇	〇	〇	二	〇	〇	二
回教	三六	〇	〇	〇	〇	三	三九
耶蘇教	二五	〇	一	〇	〇	一四	四〇
雜貨商	一二〇	八	三八	一四	八	三二	二二〇
雜貨床	一六	三	四五	八	六	一〇六	一八四
飲食店	一三	五	一七	九	八	二二	七四
鐵物商	六	二	四	〇	一	一三	二六
理髪館	九	三	六	五	二	一四	三九
洗濯所	四	〇	三	八	〇	四	一一
油房	一九	五	一〇	八	五	六	五三
製粉所	一八	三	一二	〇	〇	一〇	五一

鐵工廠	穀物商	成衣局	沐浴場	西藥局	中藥局	客店	獸肉販賣店	印刷所(石刷局共)	鞋莊	木局	燒鍋	茶食店	農家	漁業家	請負業	大工職	蹄鐵所	中馬車輓業
三	一〇	一一	三	二	一二	一〇	一二	一	一	七	四	一〇	四、七一四	七	一	三	八	一二
〇	五	〇	〇	〇	二	〇	一	〇	〇	一	〇	〇	三一〇	八	〇	〇	〇	二
〇	五	八	一	二	九	三	一〇	〇	一	三	二	一八	四、八五四	九	〇	五	六	四
三	〇	〇	〇	〇	六	〇	三	〇	〇	三	二	一八	三、四三八	一六	〇	三	六	二
〇	四	〇	〇	二	五	四	二	〇	〇	四	〇	一〇	二、七二一	一八	〇	四	三	四
〇	五	八	二	六	一四	七	一六	三	三	一一	一	一二	四、八二九	八	七	九	一一	五
三	三二	二七	六	一三	四八	二四	四四	四	五	二九	九	六八	二〇、八六六	六六	八	二四	三四	二九

其他	二五	八	一八	一三	一五	三二	一一一
合計	五、一三一	三六六	五、〇九六	三、五六八	二、八二六	五、二二三	二二、二一〇

（備考、二種以上職ある者は主なるものに記算しあり）

第三項　主要都市

穆稜河を中心として南北兩岸に縣を縱貫する二道路ありて主要部落は概ね此の道路に沿ひて發達してゐる。穆稜鎭道の終點梨樹鎭より約七邦里、縣境淸溝嶺を越え黃泥河子に達す。此處には炭坑ありて良質の石炭を產し、埋藏量も相當にある。之より五邦里張家街を經て四邦里平陽鎭に達す。平陽鎭（夾心子）は縣下第一の都市にして人口五千、密山より鐵道沿線への中間商業都市である。更に下亭子を經て九邦里向陽鎭あり、炭坑を有し製粉工場がある。之より二人班を經て十七邦里にして縣城密山に達す。密山は略ぼ縣の中央に位し縣下第二の都にして人口約四千である。之より虎林に向ふ道路を十五邦里にして楊木崗に達する。密山縣城より虎林までは約四十五邦里、寶淸までは五十邦里勃利までは五十邦里である。冬期地表凍結すれば自動車を通ずる。

第三章　地方制度

第一節　行政區劃

縣を六區十九保に分ち、各保を各甲に分つ。

第二節　鄉村制度及自治制度

保甲制度を取りて保に保董、甲に甲長を置く。卽ち表示すれば左の如し。

密山縣下保董及甲長所在地並人名表

警察署別	保數	保名稱	保董姓名	甲數	甲名稱	甲長姓名	牌
第一區（密山縣城）	第一保	東鳳綿鎭	色文田	第一	東柳毛河	張寶山	
				第二	西柳毛河	姜連和	
				第三	半拉城子	吳鳳祥	
	第三保	王家屯	祖東山	第一	成子河	王興久	
	第五保	白泡子	張鴻亮	第一	白泡子	姜成仁 婁廣元	
				第二	高力營	郭長威	
				第三	當壁鎭	徐昷洲	
	第六保	三梭通	初少午	第一	三梭通	沈民鄉 局恒福	
				第二	大項子	徐恒	
	第十保	西鳳綿鎭	張玉廷	第一	西鳳綿鎭	張洪山	
第二區（荒崗）	第四保	荒崗	李世元	第一	龍王廟	胡兆三	
				第二	鳳鳳德	車建章	

第三區（半截河）	第七保	二人班	崔德山	第一	柞木臺子	宋寶仁 孫翠林
				第二	柞木臺子	傅東權 趙玉章 岳雲海
	西第三保	下亮子	林德	第一	下亮子	
				第二	小黃泥河	
	西第一保	半截河	張松音	第一	一佐毛	張君
				第二	向陽鎭	熊孟
				第三	高家大院	馮鏡海
				第四	郝家屯	張殿臣
	西第二保	水曲流河	陳德才	第一	四排	王海山
				第二	三排	
				第三	六人班	
				第四	水曲流河	
第四區	第八保	連珠山	干長海	―	連珠山	馮發
	第九保	王家燒鍋	李哲	―	王家燒鍋	李延春
	西第六保	城子河	王永春	第一	城子河	劉殿文
				第二	小穆稜河	周殿臣
				第三	西大坡	秋殿臣

（哈達河）				第四	四海店	
				第五	哈達崗	王喜清
	第西七保	大鍋盔	高文甫	第一	小臺街	王文
				第二	四人班	李占陽
				第三	二段屯	千永江
	第西八保	小鍋盔	姜心連	第一	小鍋盔	張殿武
第五區（楊木崗）	第二保	楊護鎮	蔡迂馨	第一	公司	趙雅亭
				第二	楊木崗	韓佩剝
	第十一保	楊樹河子	周永盛	第一	楊樹河子	周永興
				第二	西大林子	姚書文
第六區（平陽鎮）	第西四保	平陽鎮	姜相濟	第一	平陽鎮	朱德福
				第二	張三沟	潘振方
				第三	小石頭河子	劉昭翰
				第四	大石頭河子	辛永信
	第西五保	鷄冠山	栁吉山	第一	北大店子	朱永泰
				第二	張家街	陳秀峯
				第三	黃泥河子	秋百
				第四	鷄冠山	李鳳山

	備考
第五 柳毛河—蓋巨峯	

第四章 財政

第一節 概説

滿洲國成立後、自衞軍司令李杜は入密後密山縣地方財務處に命じ、密山縣地方金融流通券を發行せしめ、之を强制流通せしめ居たるものであつて其の發行流通高は次の如し。

拾元券	二六、五〇〇枚	五元券	九八、三〇〇枚
壹元券	一三三、〇〇〇枚	貳角券	五八、〇〇〇枚
壹角券	一三九、〇〇〇枚		
總計	九十一萬五千元整		

自衞軍の在密中は之を哈大洋と同價値にて强制流通せしめて居たが、日本軍の入密後其の價値下落し、現在哈洋一元に對し地方票四元の率にて流通して居り縣經濟界に重大な影響を及ぼした。戸口二萬に滿たぬ縣下に斯る多額の不換紙

弊を強制流通せしめ、哈、吉洋を殆んど自衛軍の手中に吸收せし爲め農民の懐中には殆んど正貨なく他縣との商取引に困難を感じ縣民の經濟狀態は極度に疲弊した。

當時の布告を掲ぐれば次の如きものである。

東省鐵路護路軍
吉林自衛軍聯合軍總司令部佈告　第一五號

爲佈告事概自東北事變庶政沈淪交通梗阻百業彫敝經濟竭蹶民生困窘密穆勃等縣爲謀挽救之法前曾印發市劵籍以調濟圜法用蘇民困査東北各縣爲出産富庶之區而梨樹鎭尤爲東北貨物出入之口値此新粮上市商業恢復之時交通遲滯省幣不入東北貿易端賴市劵流通査各縣印發市劵基金均甚充裕信用亦頗昭著各縣粮商以劵易貨輾轉貿易互有裨益東北圜法得以活動如各守畛域互相觀望則商民裹足遺害良非淺尠現在本部爲統一幣政計業經印發吉林永衡哈洋劵收回各縣市劵以免紊亂而裕圜法除通告暨分令外特此佈告各縣商民人等一體知照此佈

總司令　丁超
　　　　李杜

中華民國二十一年十二月二十一日

第二節　歳入

第一項　稅制

國稅稅目は他縣と異るなく地方稅々目は

一、晌捐　毎晌一年吉洋二元、
二、營業稅　賣上高の百分の二、
三、粮捐　賣買額の百分の二、
四、商捐　毎月五角一元二元等商家の大小に應じ課税。
五、屠捐　羊猪一頭につき二角五分、牛一頭につき五角、
六、雜捐　木耳、芪蘼、皮張、猪猔馬尾牲畜等の交易價値の百分の二

第二項　歳入

大同元年度前半卽ち七月より十二月末迄の稅捐徵收局に於ける國稅收入額は

吉洋　七千六百五十二元九角四分六厘、
哈洋　三千五百二十八元四分四厘、

密吉洋（地方流通票）一萬三千八百四十元三角三分三厘であるが、之はすべて自衞軍の橫領する所となつてゐる。
大同元年度後半卽ち二年一月より六月までの國稅收入額は六萬四千二百哈洋であり、地方稅收入は吉洋約一千百元哈洋約一千九百五十元である。

第五章　警察及治安

第一節 警察

警察局の下に警察署及警察隊がある。警察署の所在地並に人員は左の如くである。

局署名	所在地	人員	馬匹	備考
密山縣警務局	密山	一九	四	
第一區警察署	密山	一六		分駐所を含む
第二區警察署	荒崗	八		
第三區警察署	半截河	一〇		
第四區警察署	哈達河	一〇		
第五區警察署	楊木崗	一〇		
第六區警察署	平陽鎭	二〇		分駐所を含む
第一區分駐所	當壁鎭	七		
第六區分駐所	黄泥河子	六		

警察隊の所在地人員は次の如くである。

隊名	所在地	人員	馬匹	備考
大隊本部	密山	五	五	（目下哈達河に警察歩隊（三五）編成中）

騎兵隊	密山	九二	九二
同右分遣隊	二人班	二〇	二〇
步兵隊	密山	三一	一
右分遣隊	半截河	五〇	三

本縣は國防上の見地よりするも重要地にして、縣境の三分の一は國境をなし蘇聯と接す、而るに滿洲國側の兵力不足の爲警察力も行渡らず、ゲ、ペ、ウ其他思想的重大使命を帶びて越境する者に對して取締り得ざる狀況なり。

第二節　治安

本縣下に於ける治安は未だ全からず、警察隊の僅か許りの兵力を以てしては如何ともなし難く、各村落に壯丁團を組織し以て警察隊と協力せしむ。

以下壯丁團表、匪賊狀況を表示すれば次の如し。

一、壯丁團表

縣名	區別	所在地	名稱	團長名	團員	服裝	武器數 小銃	武器數 拳銃	武器數	武器數 馬匹	給與別	組織及經歷、素質	勤務成績	摘要
密山	第一區警察	縣城	縣下壯丁團は總て	包文田	一九	警察官吏に準じ制	一三	二		なし	各自衞區內民戶よ	從前自衞軍當時各保衞團は	行動迅速にして成績良好なり	

〃	〃	蘇興鎭	所在地名を冠して稱呼するものとす	號鳳祥	二四	服を作成しむるも經費の關係上約半數は便衣なり	一一	一		一	り食糧を供給するも俸給は支辦せず	總て自衛軍内に編入されありし爲今春以降は既報の如き條件により て新に募集編制せるものなり	比較的良好なり	
〃	〃	東鳳錦鎭		趙世德	三九		二五	二		二			概して可なり	目下教育中にして警察隊との協同作動可なり
〃	〃	王家屯	〃	石埝發	一一		七	なし		なし	〃		良好なり	
〃	〃	西鳳錦鎭	〃	焦樹林	一九	〃	一〇	二		一	〃		概ね可なり	
〃	〃	當壁鎭	〃	于減洲	一九	〃	八	一		一	〃	從て自衛意識濃厚にして成績良好なり各區城内の部落を單位として保を以つて一團となす	今春以降胡匪非常に多くし此等に對する對抗行動は實に苦辛の極にして相當の犧牲もあり	
〃	〃	城子溝	〃	李春志	一四	〃	一一	一		なし	〃			
〃	〃	白泡子	〃	范義和	一四	〃	一二	なし		なし	〃			
〃	〃	三棱屯	〃	范喜順	一四	〃	七	三		なし	〃		良好なり	
〃	第二區警察	荒　崗	〃	單明善	一九	〃	一二	一		なし	〃	〃	比較的良好なり	
〃	〃	龍王廟	〃	東仁路	一九	〃	一四	三		なし	〃	〃	全く孤立の情態なり	
〃	第三區警察	半截河	〃	張中言	三九	〃	二八	二		なし	〃	〃	積極的にして良好なり	
〃	〃	水曲流子	〃	田德才	一九	〃	九	二		なし	〃	〃	良　好	
〃	〃	下亮子	〃	林　德	三九	〃	一八	五		三	〃	〃	勇敢にして可	
〃	〃	二人班	〃	崔德山	三九	〃	二一	四		なし	〃	〃	駐屯警察隊勤務し成績極めて良好なり	編成後一度も區内を犯されし事なし
〃	第四區警察	連珠山	〃	趙邦淸	二九	〃	一七	一		なし	〃	〃	良好なり	

〃	〃	城子河	〃	李德新	四三	〃	二五	一		なし	〃	〃	良	
〃	〃	大鍋盔	〃	張洪山	一九	〃	一一	なし		なし	〃	〃	良好なり	
〃	〃	小鍋盔	〃	李廷春	七九	〃	五一	なし		なし	〃	〃	相當部隊も大なるにより力あり良好なり	
〃	〃	小穆稜河	〃	岳雲海	一九	〃	一三	なし		なし	〃	〃	良好なり	
〃	第五區警察	楊木崗	〃	孫保山	四四	〃	三一	なし		なし	〃	〃	良　好	
〃	〃	慶余鎭	〃	馮　發	三九	〃	一五	なし		一	〃	〃	概ね可なり	
〃	〃	西楊子河子	〃	王成山	二四	〃	一三	一		なし	〃	〃	良好なり	
〃	第六區警察	平陽鎭	〃	姜相洲	五九	〃	四一	五		なし	〃	〃	目下盛んに活動しあり極めて良好なり	
〃	〃	大石頭河子	〃	辛永信	一九	〃	九	一		なし	〃	〃	概ね可なり	
〃	〃	小石頭河子	〃	劉鏡泉	二四	〃	一〇	一		なし	〃	〃	良好なり	
〃	〃	張家街	〃	張子方	八	〃	五	なし		なし	〃	〃	良好なり	
〃	〃	張三溝	〃	潘井方	一四	〃	一一	なし		なし	〃	〃	良好なり	
〃	〃	黄泥河子	〃	劉明東	二五	〃	一九	三		なし	〃	〃	今春以降相當の成績を示しあり	
〃	〃	鷄冠山	〃	張換臣	一九	〃	九	なし		なし	〃	〃	良好なり	
〃	〃	二道河子	〃	徐海峯	九	〃	五	なし		なし	〃	〃	可なり	
〃	〃	北大甸子	〃		一九	〃	一四	なし		一	〃	〃	良好なり	

〃	〃	柳毛河子	〃		一九	〃	五	なし	なし	〃	〃	良好なり	
〃	〃	六人班	〃		一九	〃	一七	なし	なし	〃	〃	良好なり	

計

三十四團

八七七名（但し團長を加算せす）

小銃五二七挺

拳銃　四二挺

馬匹　十一頭

備考

一、非常時に豫備團員を召集す

二、團長を以って教育に當らしめ時時不時呼集をなし非常時の訓練をなす

三、報告及相互の連絡は適確迅速に爲さしむ

四、豫備團を第二、第三となし各豫備團は常備の數を基準とす

常時各自は自己の職に從ひ非常時のみ自衞の任務につくものとす

五、縣警察隊を時々派遣し連絡を密にする外援助督勵せしめつゝあり

六、指揮監督は該警察署長に詳細指示し實施せしめつゝあるに其の成績は良好眞に自衞の任務に付努力しつゝあり

て其の功績見るべきものあり

二、匪賊明細表

匪主名	住所	本籍	家族數	部下數			武装種類						系統經歴	素質	歸順年月日	消解場所	參考事項
				戰斗員	非戰斗員	計	小銃	拳銃	砲	手槍	馬匹	彈藥					
金龍	梁家營	｜	｜	一三〇	二〇	一五〇	一三〇	約二〇	｜	｜	一四〇	相當有す	不明	不良	｜	｜	
大江山		｜	｜	一一〇	一〇	一二〇	一一〇	〃五	｜	｜	一〇〇	〃	〃	〃	｜	｜	

東邊好		—	—	一五〇	二〇	一七〇	一五〇	〃一〇	—	—	一五〇	〃	〃	〃	—	—	
長勝	金廠溝	—	—	二〇〇	四〇	二四〇	二〇〇	〃二〇	—	—	二二〇	〃	〃	稍可	—	—	六月上旬部下に殺さる
四海	金廠溝	—	—	二〇〇	五〇	二五〇	二〇〇	〃三〇	—	—	二五〇	〃	〃	〃	—	—	牛心山附近に於て壯丁團と交戰々死す
王文	四人班	—	—	四〇〇	—	四〇〇	四〇〇	〃五〇	輕機二	—	四〇〇	〃	〃	不良	—	—	
三省	城子河	—	—	二〇〇	—	二〇〇	一九〇	〃二〇	—	—	二〇〇	〃	〃	〃	—	—	
仁義	城子河	—	—	二五〇	—	二五〇	二三〇	〃一五	—	—	二五〇	〃	〃	〃	—	—	
張鞏奇	東八方	—	—	五八〇	—	五八〇	五〇〇	〃六〇	迫撃砲二 輕機未詳	—	四〇〇	〃	元自衞軍部下平陽鎭密山襲撃に參加す	特に峻烈	—	—	
天與	金廠溝	—	—	一三〇	三〇	一五〇	一二〇	〃五	—	—	一〇〇	〃	〃	不良	—	—	
白龍	〃	—	—	一三〇	二〇	一五〇	一三〇	〃一〇	—	—	一五〇	〃	〃	〃	—	—	
中山	金廠溝裏	—	—	八〇	—	八〇	七〇	〃五	—	—	八〇	少し	〃	〃	—	—	
青龍	〃	—	—	八〇	二〇	一〇〇	七〇	〃五	—	—	一〇〇	〃	〃	〃	—	—	
金山	減場溝	—	—	一〇〇		一〇〇	九五	〃一〇	—	—	五〇	〃	〃	〃	—	—	
大丸山	双研山	—	—	一八〇	—	一八〇	一七〇	〃一八	—	—	一五〇	相當有す	〃	〃	—	—	
趙永奎	當壁鎭	—	—	一五〇	—	一五〇	一四〇	〃一五	—	—	一〇〇	〃	〃	〃	—	—	
李樹柱	當壁鎭	—	—	—	—	一五〇	不明	不明	—	—	五〇	〃	〃	〃	—	—	
王治山	牛心山	—	—	一〇〇	—	一〇〇	八〇	〃一〇	—	—	一〇〇	〃	〃	〃	—	—	

孔慶和	牛心山附近	—	—	二〇〇	—	二〇〇	一五〇	約一〇	—	—	一〇〇	〃	〃	〃	—	—	
海山	老虎山	—	—	一五〇	—	一五〇	一四〇	〃一五	—	—	一五〇	少し	〃	〃	—	—	
打的好	金廠溝	—	—	一五〇	三〇	一八〇	一二〇	〃八	—	—	五〇	〃	自衛軍營長	〃	—	—	
劉萬魁	金廠溝	—	—	二〇〇	—	二〇〇	一六〇	〃一〇	輕機三	—	一〇〇	〃	自衛軍系	〃	—	—	舊劉萬魁の部下
李玉峯	〃	—	—	四五〇	—	四五〇	四〇〇	〃三〇	山砲一 輕機	—	—	相當有す	平陽鎭密山を襲撃す	不良	—	—	蘇國と連絡し武器の輸入、共産黨に對し便宜を與へあり
占邊	〃	—	—	五〇	—	五〇	三五	〃五	—	—	—	〃	〃	〃	—	—	
骨頭一	慶余鎭	—	—	一二〇	三〇	一五〇	一一〇	〃五	—	—	—	少し	不明	不明	—	—	
萬玉山	十里窪	—	—	一一〇	二〇	一一〇	一〇五	〃五	—	—	—	〃	〃	〃	—	—	
双勝	前拉拉街	—	—	三〇〇	六〇	三〇〇	二八〇	〃一〇	—	—	五〇	相當有す	〃	〃	—	—	
大刀會	韓油房	—	—	一〇〇	一〇	一〇〇	八〇	〃一〇〇	—	一〇〇	—	—	〃	〃	—	—	
陳東山	虎林縣境	—	—	六〇〇	五〇	六五〇	五〇〇	〃五〇	野山砲重輕機を有す數未詳	—	六五〇	相當有す	元救國軍	不良	—	—	密山縣城襲撃三回共參加しある主能匪首なり裝備亦完全なり
河江	楊樹河子	—	—	五〇	—	五〇	三〇	〃五	—	—	一〇	〃	不明	不明	—	—	
龍甲	〃	—	—	七〇	—	七〇	六〇	〃一〇	—	—	—	〃	〃	〃	—	—	
劉梅櫻	〃	—	—	一二〇	二〇	一四〇	一一〇	〃一五	—	—	—	〃	〃	〃	—	—	
張寶山	〃	—	—	一二〇	—	一二〇	一一〇	〃一〇	—	—	一〇	〃	元自衛軍	不良	—	—	
永好	〃	—	—	二五〇	五〇	三〇〇	二三〇	〃二〇	—	—	—	〃	〃	〃	—	—	

高玉山	偏臉河子涼泉子	｜	｜	五五〇	｜	五五〇	｜	｜	砲二重輕機を有す	五五〇	｜	虎林縣の煙匪	煙匪	最不良	｜	｜	虎林縣參事官指導官を殺したる當時虎林縣警察隊中隊長なり
山好	東八方	｜	｜	二〇〇	｜	二〇〇	六〇	約一〇	｜	一〇〇	｜	少し	匪賊	不良	｜	｜	
西邊好	連珠山	｜	｜	一〇〇	二〇	一二〇	八〇	〃五	｜	五〇	｜	〃	〃	〃	｜	｜	
站東	〃	｜	｜	一五〇	｜	一五〇	一三〇	〃五	｜	一〇〇	｜	〃	〃	〃	｜	｜	
天合	黃泥河子	｜	｜	一〇〇	｜	一〇〇	八〇	〃五	｜	一〇〇	｜	〃	〃	〃	｜	｜	
高芙甲	青岺溝	｜	｜	二〇〇	｜	二〇〇	一六〇	〃一〇	｜	｜	｜	相當有す	元自衞軍	〃	｜	｜	
張山	適道溝	｜	｜	一〇〇	｜	一〇〇	八〇	〃五	｜	｜	｜	〃	〃	不明	｜	｜	
張小賢	西大林子	｜	｜	三五〇	五〇	四〇〇	三〇〇	〃一五	｜	二〇〇	｜	〃	元自衞軍	不良	｜	｜	
刑運景	連落泡	｜	｜	三五〇	五〇	四〇〇	三〇〇	〃一五	｜	三〇〇	｜	〃	元救國軍	〃	｜	｜	
寶山	〃	｜	｜	一〇〇	｜	一〇〇	八〇	〃一〇	｜	五〇	｜	〃	〃	〃	｜	｜	四、十四日四人班附近にて自衞團より殺さる
金勝	〃	｜	｜	一五〇	｜	一五〇	一三〇	〃一三	｜	一〇〇	｜	〃	〃	〃	｜	｜	四月十四日四人班附近にて戰死す
于副官	六人班	｜	｜	三〇〇	｜	三〇〇	二五〇	〃二五	｜	二〇〇	｜	少し	〃	不良	｜	｜	
許團長	四排南山	｜	｜	三〇〇	｜	三〇〇	二四〇	〃二〇	｜	一五〇	｜	〃	〃	〃	｜	｜	
李裕豐	牛心山附近	｜	｜	二五〇	｜	二五〇	二四〇	〃一五	｜	二〇〇	｜	相當有す	〃	〃	｜	｜	
李參謀	城場溝	｜	｜	三〇〇	五〇	三五〇	約二〇	｜	｜	｜	三〇〇	相當有す	元自衞軍の團長	不良	｜	｜	共產團隊と關係深し
小金山	近照溝	｜	｜	一五〇	｜	一五〇	〃一〇	｜	｜	｜	｜	〃	｜	〃	｜	｜	

近照陽	金廟溝	—	—	八〇	—	八〇	約	五	—	—	—	五〇	相當有す	—	〃	—	—	
張學生		—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃	一〇	—	—	—	三〇	少し	—	〃	—	—	
史振寬	石頭河子	—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃	五	—	—	—	五〇	〃	—	〃	—	—	
孫亭芙	〃	—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃	五	—	—	—	五〇	〃	—	〃	—	—	
洪柱	五道崗	—	—	一〇〇	五〇	一五〇	〃	一〇	—	—	—	一〇〇	〃	—	〃	—	—	
徐連長	小穆稜	—	—	七〇	—	七〇	〃	五	—	—	—	五〇	相當有す	元救國軍	〃	—	—	
王八山	〃	—	—	八〇	—	八〇	〃	五	—	—	—	五〇	少し	—	〃	—	—	
大金山	〃	—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃	一〇	—	—	—	一〇〇	〃	—	稍可	—	—	穆稜縣境にありて兩縣に出沒す
站東山	二道崗	—	—	五〇	—	五〇		—	—	—	—	一三〇	〃	—	不良	—	—	
小白龍	二道崗	—	—	七〇	—	七〇	〃	五	—	—	—	四五〇	相當有す	元自衛軍	〃	—	—	
串山	三道崗	—	—	五〇	—	五〇	〃	五	—	—	三〇	不明	〃	—	〃	—	—	
海龍	二道崗	—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃	一〇	—	—	—	五〇	少し	—	〃	—	—	
海交	王家燒鍋	—	—	一〇〇	二〇	一二〇	〃	一〇	—	—	—	一〇〇	〃	—	〃	—	—	
振東	大鍋盔附近	—	—	二〇〇	—	二〇〇	〃	一〇	—	—	—	五〇	〃	—	〃	—	—	
天義	二道崗	—	—	一五〇	二〇	一七〇	〃	五	—	—	—	一〇〇	〃	—	〃	—	—	
常田好	小鍋盔	—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃	一〇	—	—	—	三〇	〃	—	〃	—	—	
大海	大平溝	—	—	一二〇	—	一二〇	〃	一〇	—	—	—	五〇	〃	—	〃	—	—	
九洲	小鍋盔	—	—	二〇〇	—	二〇〇	〃	一五	—	—	—	一五〇	〃	—	〃	—	—	

華工會匪	國境一帶	—	—	八〇〇	—	八〇〇	約五〇	—	—	—	不明	不明	共產系匪	〃	—	—	
左臣	四人班附近	—	二	三〇〇	—	三〇〇	〃二〇	—	—	—	—	少し	—	〃	—	—	寶淸縣より移動し來たる者なり
張志超	慶餘鎭	—	—	一〇〇	—	一〇〇	〃一〇	—	—	—	—	〃	—	〃	—	—	
順天	〃	—	三	一八〇	—	一八〇	〃一〇	—	—	—	一〇〇	〃	—	〃	—	—	
高圓長	汐崗	—	—	四〇〇	四五〇	八五〇	〃四〇		砲二輕機三		四〇〇	有相當		〃	—	—	
愛國	慶余鎭	—	—	二〇〇	—	二〇〇	〃一〇	—	—	—	一五〇	有相當	元自衛軍	〃	—	—	
張雨庭	金廠溝	—	—	五〇〇	—	五〇〇	四五〇	四〇		砲二重輕機を有す	三〇〇	有相當	平陽鎭襲擊の巨頭元自衛軍營長	不良	—	—	平陽鎭襲擊に關しては露國砲手二十名を使用せり
李春奇	金廠溝壕	—		三〇〇	五〇	三五〇	三〇〇	三〇		迫擊砲二輕機を有す	三〇〇	有相當	前記張と連合して平陽鎭を襲ひたり元自衛軍	〃	—	—	
鄒運昇	—	—	—	五〇〇	一〇〇	六〇〇	五〇〇	五〇	—	砲一重機一を有す	五〇〇	〃	元自衛軍旅長なり	〃	—	—	小匪賊六名を集め平陽鎭駐屯中の陶團に對し歸順を申し込みたるも其は眞意に非す遂に物資を集め機を見て逐れたり其の一部は歸順（非公式）したるも吉林軍の名を利用し掠奪を公然となしたり、陶團の動後再度綠林に歸る

張寶和	西八方	ー	ー	三〇〇	ー	三〇〇	三〇〇	二〇	輕機一	ー	二〇〇	〃	元保衛團赤痢にて死亡す	〃	ー	ー	一度歸順の機ありたるも部下を統制し得ず反旗を上ぐ（二月四日）
說理	楊木崗	ー	ー	八〇	二〇	二〇〇	五〇	ー	ー	ー	六〇	少し	ー	不良	ー	ー	
薛禮	虎林縣境	ー	ー	六〇	一〇	七〇	七〇	五	ー	ー	七〇	〃	ー	〃	ー	ー	
山豪	適道河	ー	ー	一五〇	五〇	二〇〇	一五〇	一〇	ー	ー	一〇〇	〃	ー	〃	ー	ー	
高東坡	王家燒鍋		ー	一〇〇	ー	一〇〇	一〇〇	一〇	ー	ー	二〇	相當有ス	元救國軍	〃	ー	ー	
王德林の部下	鷄冠山		ー	六〇〇	ー	六〇〇	六〇〇	五〇	輕機三	ー	[illegible]	〃	元救國軍	〃	ー	ー	

備考
一、本春日本軍入密當時に比し減少するも現在蟠居中の反軍は政治的に思想的に反日滿思想を有するものなれば相當頑強なり
二、駐密吉林軍兵器裝備の充實を切望す然らざれば討伐意の如くならず
三、駐屯吉林軍に少くとも旅團三名の日本將校を配屬指導するの要ある事を認む

三、日滿軍、警察、自衛團匪賊討伐表

年月日（自月日 至月日）	討伐部隊	同上入員	兵器種類	行動地域	我損害 死	我損害 傷	我損害 其の他	匪賊頭目名	匪賊系統種類	人員	現出地點	逃走地方	損害 死	損害 傷	損害 捕虜	損害 小銃	損害 同彈藥	損害 拳銃	損害 同彈	損害 馬匹	損害 其の他
大同二年 一、一〇 一、一三	日本軍守備隊（松尾大隊）	一五〇	歩 砲一	東鳳錦鎭慶餘鎭方面				說理	自衛軍の殘黨	三〇〇	慶餘鎭附近	北方山地									

自一、二五 至一、二八	河右警察隊	二〇〇	歩砲 重機	六台子鶏冠山陰達河方面				不明二十一旅の殘黨	綏寧に武裝解除されしもの	二〇〇	哈達河附近に出沒す	適道河方面に逃ぐ					
自二、一 至二、二	〃	七〇	〃	東鳳鎭二道崗方面				薛禮の率ゆる約部隊掠奪中	自衞軍系匪賊なり	二〇〇	東鳳鎭附近	二道崗北方山地					
自二、三 至二、五	〃	一〇〇	〃	四排牛心山方面				張犖奇の部隊掠奪中	自衞軍營長	三〇〇	四排附近	牛心山方面	一	二			
自二、八 後二、三 至二、九 前五	警察隊 步八〇 騎七〇 自衞團五〇	二〇〇	小銃一三〇 拳銃一〇	密山縣城に襲來す		二	自衞團三二 警察隊一五 掠奪さる	双勝孟繁森部下を混す	自衞軍第九旅劉團長の營長たり	三〇	縣城北方地區にありたるものにて日本軍徹退の當夜襲來し來たる	十里窪附近ニ逃亡	二	約十名	一		
自二、十一 正午 至二、十三 朝	丁超の改編部隊 警察馬隊 自衞團 戰斗中吉林軍到着	二〇〇 三七 一〇〇	砲一	平陽鎭に襲ひ來る	吉林軍三 朝鮮住民一	五	城壁の破損せるもの數個所	李春奇張犖奇等以下三頭目	自衞軍系統	八〇〇	日本軍徹退後襲ひ來る	石頭河子下亮子城子河方面	五	多數の見込約三〇			
自二、十五 至二、二四	縣警察馬隊	四〇	小銃三九	平陽鎭より梨樹鎭間				張雨庭部下	自衞軍殘黨	一〇〇	小石頭河子	減場溝方面	一				
二、八	丁超部下劉營	一五〇	小銃一四〇	半截河密山道				不明	馬賊	三〇	〃	〃	二	一			
自二、一一 至二、一一	縣警察馬隊	四〇	小銃	密山半截河道				四海の部隊	職業的匪賊	五〇	二人斑附近	小站方面に遂亡す	一				
自三、三 至三、四	縣警察隊	四〇	〃	縣城東南地區				不明	〃	三〇	韓家房附近	當壁鎭附近	二				
自三、八 至三、九 夜半	縣警察隊 吉林軍	六〇〇	〃	縣城に襲擊し來る	警三、五 軍二、七			張犖奇 張寶和 陳東山 長勝說理	自衞軍系及共產系匪	一、六〇〇	縣城を包圍し來る	楊木河方面	一三		銃殺三〇	一五	一五
自三、六 至三、八	吉林軍 自衞團 警察隊	三〇〇	〃	東八方にて交戰敗れて縣城に來る				張寶和	自衞軍	八〇〇	吉林軍ノ後ヨリ城門ニセマル	〃					

三、一三	吉林軍警察隊	六五〇	〃	縣城東門附近				長勝 說理	四五〇 自衛軍系	四五〇	襲撃す	楊木崗方面に逐走す	六	未詳			
自三、一六 至三、二三 夜	吉林軍警察隊自衛團應援吉林軍	五〇〇	小銃のみの所應援軍砲、重輕機を以て來る	縣城を包圍し來る	二	一五	砲彈の撃撃は損害約一萬八千元	張寶和 張翠奇 薛禮 說理 長勝 高玉山 陳東山の部下	自衛軍殘黨	二、八〇〇	再度の失敗より萬全を期し襲來す(縣城密警一四四參照)		匪說を含む 一二四五		銃殺す 一二六		
自三、二五 至三、二八	吉林軍警察隊	三〇〇		楊木崗	軍 三			高玉山 張寶和	自衛軍共産系	四〇〇	楊木崗	北方山地	三〇				迫撃砲一 輕機一 馬匹一八
三、二六	吉林軍警察隊	二〇〇		平陽鎭南方	一	二	馬匹四	李裕 豐山好	自衛軍系	三〇〇	張三溝	金廠溝方面	三	二	銃殺四		
自四、一八 至四、一九	吉林自衛團軍			哈達河城子河附近		重 二		干副官 寶山 忠勝	自衛軍	三〇〇	小穆稜河子	勃利縣境	含寶山忠勝 五		銃殺二	七	
自四、二三 至	自衛團と交戰中吉林軍應援	一〇〇		半截河蒙古溝附近				不明	職業的避匪賊の如し	六〇			二				
自四、二三 至四、二七	縣警察隊	四〇	小銃三八	密山梨樹鎭間				不明	〃	三〇	老達二溝	金廠方面	一	二			
四、三	日本軍自衛團	一五〇 二〇		城場溝方面	自衛團は福田警務指導官引率す								三				手榴彈六
五、一三	吉林軍一ケ正隊自衛團	二〇〇	輕機三	哈達河附近				大江山 双山好 西邊好 站東				北方山地に逐走す					
自五、十 至五、一五	吉林軍警察隊	二〇〇 四〇	小銃のみ	東鳳錦鎭方面				長勝	自衛軍系	三〇〇	楊木崗附近	同上東方へ	一				
自五、二〇 至五、二九	縣警察隊	四〇	小銃のみ	密山より梨樹鎭道				站東	〃	一〇〇	張三溝附近	興道溝方面	一				
自六、二 至六、三	警察隊	七〇	〃	密山慶餘鎭				白龍部下		二〇	慶餘鎭外にて掠奪中		二				

自六、一至六、一四	警察隊	二〇	〃	密山梨樹鎮道				不明	職業的小匪	一五	張家街	西方山地	三			
自六、五至六、七	警察隊	四〇	〃	王道崗附近				不明	〃	三四〇	王道崗附近	北方山地				
自六、一五至六、一七	〃	五〇	〃	楊木崗方面				〃	自衛軍の部下の如し	五〇	柳毛河	楊木崗に追撃	二			
自六、二一至六、二三	〃	三五	〃	富壁鎮白泡子方面				不明掠奪中	自衛軍の部下	二〇	白泡子湖附近	王家屯方面	一	二		
自六、二〇至六、三十	〃	一五	〃	密山梨樹鎮間の道路				〃	職業的匪賊	五〇	老達子溝	金廠方面		若干		自衛團と協力
自六、二六至六、二八	縣警察隊	三八	〃	柳毛河東鳳錦鎮				張寶和部下	自衛軍系	四〇	東鳳錦鎮附近	柳毛河附近迄追撃	二			
自六、二九至六、三一	〃	四〇	〃	二人班方面				不明	不明	二〇	小站附近	老黒山地				
自七、一至七、三	〃	三五	〃	韓油房附近				〃	自衛軍系の如し	四〇	韓油房附近	王家屯方面に	一			
自七、四至七、十	〃	六〇	〃	二人班三道崗哈達河大甸子平陽鎮附近				不明 站山 賀山	不明 不明 自衛軍の系統？	二〇 八〇 六〇	三道崗附近 大甸子附近 四人班附近	北方山地 北方山地 小臺子方面	一			
自七、一三至七、一七	日本軍 警察隊	一五〇 一〇	砲二 輕機	梨樹鎮黄泥河子平陽鎮道				李玉豐 李參謀 他八頭目	自衛軍部下	一、〇〇〇	全廠溝牛心山附近	蟠居しあり				
自七、一七至七、二〇	縣警察隊	五〇	小銃のみ	梨樹鎮より密山道				李玉豐部下	〃	五〇	小石頭河子附近	金廠方面	二			
自七、一八至七、一九	縣警察隊	三〇	〃	二人班小站牛心山方面				不明（大金山）？	〃？	四〇	小站附近	牛心山方面				
自七、一六至七、二〇	吉林軍 警察隊	一六〇	小銃のみ	楊木崗縣城間				自衛軍部下不明	自衛軍	一〇〇	楊木崗の船口	北方				
自七、二〇	警察隊	三〇	小銃のみ	城附近				吉林軍？		二〇	縣城の東方	北方畑地				
七、二〇	自衛團	三〇	〃	當壁鎮附近				不明	吉林軍？	二〇	當壁鎮	二家屯方面に				

自七、一九至七、二五	警察隊	三〇	〃	柳毛河附近				不明	自衛軍か	一三〇	柳毛河	蜂密山に	二		銃殺三					二
自七、二〇至七、二三	自衛團 警察隊	四〇	〃	前拉拉街				金山	下自衛軍部	三〇	南方山地	白泡子附近								
自七、二〇至七、三〇	警察隊	三〇	〃	縣城より平陽鎮				不明	〃?	二三〇	大甸子附近	北方山地								
自七、二五至	〃	四〇	〃	縣下南方地區																
自七、二六至七、二七	警察隊壯丁團	一八〇	〃	縣城二人班	傷二			趙榮奎	自衛軍	二〇〇	三柞通附近	西方河北地區	三				二〇			二
自七、二八至	警察隊 連合自衛團 吉林軍	五〇 三〇〇 二〇〇	〃	縣城より南北地區	傷三			自衛軍	〃	八〇〇	柳毛河附近一帶の地區	東北に撃退す	二		殺三					五五
七、二六	自衛團	五〇	〃	鷄冠山附近				大金山	義勇軍	一〇〇		柳毛河方面に逃ぐ								
〃	吉林軍	三五〇	〃	小石頭河子				不明	不明	三〇〇		金廠								
七、二八	吉林軍 自衛團	四〇〇 二〇〇	〃	二道崗滅場溝	二 死一			李參謀以下八頭目	自衛軍	七〇〇		〃								三
〃	吉林軍	一〇〇	〃	老達子溝				不明	不明	一〇〇		不明	二							

四、歸順匪賊表

歸順年月日	場所	手續	匪首名	所屬匪賊人員	押收武器馬匹	匪賊の沿革	人員整理概況	歸順後の成績	押收武器保管者	參考事項
大正二年一月十八日	密山縣城	縣清鄉局並日本軍に歸順を申込む	孟繁森	一七七	小銃 一五八 拳銃 五 彈丸 一〇、一二〇（小銃） 一二〇（拳銃） 馬 四 喇叭 一三	元李杜の部下にして大平溝青龍山、楊樹河子附近に散在せるもの	既報の條件により二十五名を警察隊とす	稍可良	日本軍	

三、二七	大小鍋盔附近	張鞏奇	一、〇〇〇	小輕重機銃 歩兵砲 騎馬編成	大略其の編成を完了し縣下主要都市を再度襲撃せんと計畫中	駐屯吉林軍と連絡し其の討伐を協議す	吉林軍 縣警察隊	三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
二、二八	鷄冠山	李玉豐	三〇〇	輕機 小銃	自衛軍系附近にあり人馬の給與を強要中	吉林軍と連絡し討伐に出動す	吉林軍 自衛團	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三、四	平陽鎭北方	李參謀の部下	五〇	小銃	速に掠奪をなし引揚ぐ	討伐方命ず	自衛團	—	—	—	—	金廠方面に引上ぐ	—	—	三 牛五	—	—	—	
〃	密山城北方五里	張寶和の先發隊	四〇	小銃	盛に掠奪をなす	吉林軍賈國と連絡し之れを討伐す	吉林軍	二	—	一	—	—	—	—	—	—	—	—	
〃	東八方	張寶和	三〇〇	小銃輕機	縣城の再度襲撃を企て各匪首と連絡を取りつゝあり	近距離に敵を有する爲め出動するの餘地なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
二、二五	楊木崗	小匪の聯合	三〇〇	小銃輕機砲	張鞏奇に連絡す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三、四	二人班	陳中山部下	二〇〇	小輕機銃 山砲	穆稜河西北地區にありしが夜半二人班を通過し露領方面に去る	各關係者と協議す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
三、六 三、八	密山城北方東八方	張寶和	五〇〇	小輕機銃 山砲	自衛軍の殘黨	吉林軍賈團と合議し討伐出動交戰に晝夜支へ得ず退く	吉林軍 三〇	—	—	—	—	他匪と連絡し縣城に迫る	—	—	—	—	—	—	
三、九 午前 三、十	密山城 三(襲撃	張寶和 長勝 設理 陳東山 張鞏奇	五八〇 六〇〇 五〇〇	野砲 山砲 重機 輕機 數未詳	吉林軍盛援隊の來城により之れを撃退す	賈團の退却により從へる張寶和は速に各匪に連絡し先づ火ぶたを切る	吉林軍 警察隊	死三	殺銃一五	—	二三頭	東北方柳毛河方面に再起を企て退却す	—	—	—	—	—	死五 軍三 警二 傷一三 軍八 警五	乘馬(警)七頭を傷けらる
三、一三	柳毛河	陳東山	六〇〇	野砲 山砲 輕機	虎林縣匪首高玉山と連絡し三度縣城を襲撃せんと企つ	縣城防備の他に餘力なし嚴重に警備す	—	—	—	—	—	蟠居中	—	—	—	—	—	—	

三、一四	慶餘鎭附近	不明	四〇〇	小餘 餘挺 三〇〇	他匪と連絡中	討伐方を協議せり	—	—	—	—	—	活動中	—	—	—	—	吉洋六五〇	—	
三、一三	縣城東內附近	長勝、說理	四五〇	小銃四百輕機關銃一を有す	第三次襲擊を企て縣城に迫りたり	直ちに縣城內の軍警を總動員して先づ之れを擊破す	警察隊、吉林軍	二	三	—	二	楊木崗方面に逐走す	—	—	—	三頭	馬車一 衣服十二件	三	
三、一六全一八夜	縣城附近（第三次襲擊）	張寶和、張峯奇、薛祁、說理、長勝、高玉山	二、八〇〇	野山砲 重輕機 數未詳	再三の失敗より萬全を期し先づ脅迫狀よりす密警一二四參照附近部落を根據として完全に包圍の隊形をとる	彈藥の欠乏より之れを積極的に打ち得ざる狀況にあり應援隊の援護により辛ふじて之れを退却せしむ	吉林軍 警察隊 自衞團 約一、二〇〇	（死）三〇	五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	五	
三、一九午後四時より三、二〇日正午迄	縣城附近	右同	三、〇〇〇	野山砲を有し重輕機關銃を有し裝備は完備せり	一時退却をなしたる匪群は二度襲ひ來る	城內軍警は更に平陽陶團並に梨樹鎭郭旅長に援を求む二十二日午後一時應援隊は急擧包圍せる敵の一部を擊破し旅長は直に宮大隊長を追擊隊長とし虎林道を追擊せしむ	吉林軍（旅團司令部、賈團、宮團、陶團の三）、警察、自衞團、追擊隊、宮大隊、警察隊長（縣長）	215（死）（匪首說理を含む）	126（後全部銃殺）	小銃三二、拳銃一五	馬三五、馬車（馬共）五十三臺、軍需品食糧を載せありたり	—	二	—	—	—	—	一五	砲彈により受けたる損害約一萬八千元
三、二六	平陽鎭南方	李裕豐、山好	三〇〇	小銃のみ戰斗員二〇〇名	小銃のみ一〇〇 歩兵	掠奪中自衞團と衝突	吉林軍に連絡し出動す	三	二	二	—	—	一	—	—	—	—	死一 負二	馬匪 四
四、五	小穆稜河子	千福珍	七〇	小銃約五〇なるも目下極力武器を集めつゝあり	附近部落に於て掠奪中自衞團司令の密令により部下召集中	自衞團を集結し之れに當らしむ	自衞團	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
四、五	小石頭河子	—	六〇	武器四〇	掠奪を敢行し遂亡	自衞團之れを追擊す	自衞團 警察隊	一	二	—	—	金廠方面に	—	—	—	—	—	—	

四、五	黄泥河子附近	―	一〇〇	小銃五六十	交通車馬の掠奪	吉林軍に連絡して討たしむ	吉林軍	二	―		―	―	―	―	―	―		―
四、五	二人班	王孝之	四〇〇	小銃三百輕機一を有す	李杜の舊部下にして部下集合中	〃	吉林軍自衛團警察隊	一	三	―	―	當壁鎭方面に	―	―	―	―		―
四、五	二道河子	不明	三〇〇	小銃のみの如し	吉林軍の壓迫により遂亡	吉林軍	吉林軍	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
四、九	黄泥河子北山地	刑運昇李裕豐	六〇〇	小銃重機一を有す	掠奪中	自衛團を集合せしめ一部を破る	自衛團	三	―	―	一三頭	―	一	―	一〇	―	―	―
四、九	金廠溝	大金山	四〇〇	小銃輕機	歸順を申込み來りたるに其の實平陽鎭襲撃を計畫中	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
四、九	金廠溝	打的好山豪	一〇〇	兩名の部下を合して三百の小銃あらん	附近街道に食糧を求む	警察隊を向はしむ	警察隊	二	―	―	―	國境方面に遂へり	―	―	―	三	衣類數點	―
四、一四	楊木崗	高玉山	一、三〇〇	裝備は完備す	各地の小匪を集合し何等か計畫中元虎林縣赤系煙匪	赤化運動の防止に關し各機關に嚴命す	警察保甲	―	二	―	―	―	―	―	―	―	―	―
四、一四	二道崗	順天	三〇〇	小銃のみ三〇〇	物資の强要中	自衛團を當らしむ	自衛團	―	一	―	―	―	―	―	―	―	食糧馬車に一臺	一
四、一四	西大林子	張小賢	五〇〇	小銃のみ皆戰鬪員	物資の掠奪中	情況上一歩も縣城を放ちえず	自衛團	―	―	―	―	現地に蟠居あり	―	―	―	―	被害甚大	―
四、一五	楊樹河子	張蓮奇	―	砲一輕機數挺を有する模樣	高玉山と連絡し縣城襲撃の意ある如し	嚴重に警備をなす	吉林軍警察隊	四	―	―	―	―	―	―	―	―	被害は未詳なるも大ならん	一
四、一五	老達溝	不明	三〇	小銃二五、六	郵便車及避難民車輛の二を襲ふ	北方山地	自衛團	―	―	―	―	金廠方面に移動	―	―	―	―	哈洋五二〇〇元衣類の他	―

四、一八	小穆稜河	除連長 王八山	一五〇	輕機一を有す他にも部下ある樣子	除は大金山、王は小金山の部下掠奪中	移稜縣境山地にして處置し得ず	—	—	—	—	—	原地にあり	—	—	—	—	大なる模樣なる	—
四、一八	金廠溝	刑運景	—	小銃のみ四百內外	部下に殺さる部下は李玉店方面に移動す	—	自衛團	—	—	—	—	—	—	—	—	—	糧秣數臺を奪はる	—
四、一八	小石頭河子	于副官	三〇〇	小銃のみ	掠奪中	吉林軍と共に自衛團出動せり	平陽鎮自衛團	五(首匪寳山忠勝を含)	(後銃殺)二	七	—	—	—	—	—	—	—	重傷一
四、一八	金廠溝	許團長	三〇〇	小銃のみ	北方に移動せる模樣	自衛團を追擊しむ	自衛團	—	—	—	—	玉境方面	—	—	—	六	大なる模樣	—
四、一六	四排	—	二〇	小銃十四、五	自衛團と交戰す	擊退す	自衛團	一	—	—	一	—	一	—	—	—	—	—
四、二〇	楊木河子附近一帶	張耆奇 長勝 張寶和 大金山 高玉山 永好	四〇〇 一〇〇 二〇〇 四〇〇 二〇〇 一〇〇	計一、八〇〇 小銃、輕機、迫擊砲、山砲數門を有す	四月一五日より帆船を掠奪し縣城に密偵を派し城襲擊計畫中	餘力なし縣城の襲擊を顧慮して警戒する	吉林軍警察隊	一五	五	—	二	二	—	—	—	—	六	—
四、一〇	二道崗	—	四〇	小銃のみ	掠奪中	自衛團之れを追ふ	自衛團	一	·	—	—	五道崗方面	二	三	—	一〇	—	—
四、二三	柳毛河	天合	四〇	小銃のみ	掠奪自衛軍部下	自衛團に擊退さる	自衛團	—	—	—	—	小穆稜方面に逸ぐ	二	—	—	一	食糧を馬車に運び去る	—
四、二三	蒙古溝	不明	一五〇	小銃のみ	自衛軍の部下掠奪中自衛團と交戰	吉林軍急援す(一〇〇)	自衛團吉林軍	二	傷未詳	—	—	四排南山に逸く	—	—	—	—	吉洋五〇〇元	—
四、二五	黄泥河子	張山	一〇〇	小銃のみ	掠奪	自衛團に追はる	自衛團	二	—	—	—	六人班方面	—	—	—	五	馬車一	—
五、一〇	荒崗	高芙甲	三〇〇	小銃のみ	掠奪、楊木崗商會長に强要物資	吉林軍、警察隊赴く	吉林軍警察隊	一	—	二	—	楊木林方面	—	—	—	一	被害大なり	—

五、一三	四人班大鍋盔	朴　關	六〇〇	小銃のみ	寶淸より來れるもの附近にて掠奪中	自衛團をして追はしむ	自衛團	—	—	—	—	自衛團と對抗	—	—	—	—	被害大なり	—
五、一三	張學生王文	北連 珠山	一〇〇	小銃輕機	掠　奪	警察隊に追はる	警察隊	二	一	—	—	—	—	—	—	—	一	一
五、一三	哈達河東北地區	大江山 双山好 西必好 站東	二〇〇	小銃輕機を有す	自衛團一部下掠奪中交戰を避く	吉林軍に連絡し周隊長に出動せしむ	吉林軍一正隊哈達河自衛團	一	二	—	—	北方地區に遂亡す	—	—	—	—	哈洋二千元衣服等	一
五、一〇	哈達河子	—	三〇	小銃のみ	掠奪し速に引上く	自衛團之を擊退	自衛團	一	二	—	—	北方山地擊退	—	—	—	—	馬具六	—
五、二〇	王家屯	李考同	三〇〇	輕機を有す	掠　奪　中	吉林軍を向はしむ	吉林軍	三	—	—	—	蜂密山方面に遂走	—	—	—	—	糧食馬車二臺	—
五、二〇	鵬臉子	李春貴	四〇〇	輕機三を有す	蟠　居　中	嚴に防備せしむ	自衛團	—	—	—	—	虎林方面	一	—	—	—	哈洋六〇〇元	—
五、二〇	楊木崗	張鞏奇	二〇〇	砲一重輕機を有す	掠　奪　中	吉　林　軍	吉林軍	死三	—	—	—	寶淸方面	—	—	—	—	食糧を取らる	二
五、二〇	牛心山當壁鎭	張永奎 劉梅櫻	四〇〇	—	物資を强要中	〃	吉林軍	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五、二〇	東八方大鍋	九洲 山好	八〇〇	輕機五を有す	附近村落に命し物資の調達をなす	吉林軍は游擊中にして處置なし	—	—	—	—	—	—	二	八	—	—	—	—
五、二〇	十里窪蓮花泡	順　天	五〇〇	小銃のみなるもの完備する	掠奪を了り移動せる模樣	警察隊を出動せしむ	警察隊	三	—	—	—	—	住民一	—	—	一〇	—	—
五、二〇	小穆稜河	王　八　山	一五〇	小銃のみ	共產黨穆稜支部と協同し何等かなし居る模樣なり	赤化運動防止を嚴命す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五、二〇	牛心山金廠溝	打的好 李玉豐	一、五〇〇	輕機數架を有する模樣なり	不逞鮮人を利用して露國と聯絡しあり	不逞鮮人の檢擧を嚴命す	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五、二〇	虎林縣街	張寶和 高玉山	六〇〇	砲一重輕機を有す	蟠　居　中	附近に胡匪多く餘地なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五、二〇	石頭河子二道河子	王　文	四〇〇	小銃のみ	掠　奪　中	自衛團を吉林軍と共に出動せしむ	自衛團吉林軍	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

五、二〇	五道崗	金山	三〇〇	小銃のみ	掠奪暴行をなす	警察隊を出動せしむ	警察隊	—	—	—	—	—	三	—	一五〇 馬車馬共五臺	—
六、一三	二道河子	海龍、天義	七〇〇	輕機を有す	掠奪中馬車を徴發して遂走す	吉林軍に連絡して出動す	北方山地自衛團集合隊	一	—	—	—	北方山地に遂ぐ	—	—	一六 馬車 五	—
六、一五	東西楊子、河子、涼水泉子、六人班の一帶の地區	萬玉山、双勝部下、大刀會匪、陳東山部下、河江、龍甲、劉梅櫻、張寶山、永好	一、二〇〇	野山砲重輕機關銃を有す	移動中	穆稜河北地區に付討伐不能尚現兵力にては不可	其の行動を調査し討伐方協議す	一	四（銃殺す）	—	—	—	—	—	馬糧數臺を奪はれたり	—
六、一五	慶餘鎭東西八方蓮花泡	曾顯一、愛國、徐參謀、高團長、順天、張志超	五〇〇	輕機小銃を有す	移動中		自衛團吉林軍警察隊	五	三	—	—	—	—	—	被害六〇〇元哈洋	二
六、一六	四人班	左臣	三〇〇	輕機一	移動中	—	自衛團	一	—	—	—	—	—	—	衣服八件	—
六、一六	荒崗龍王廟白泡子	華工會	二五〇	小銃のみ	盛んに共產主義の運動に從事す	宣傳防止に努む	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六、一六	大小鍋盔附近の地	九洲、大海、常山好	四〇〇	小銃のみ	掠奪をなし車輛にて移動す	自衛團を追はしむ	自衛團吉林軍警察隊	四	—	—	—	—	二（死）	—	馬車一八臺 三	—
六、三	金廠溝	站東山、天興、小白龍、串山、海龍、海山、海交、振東、天義	六〇〇	砲一輕機關銃を有す	二道崗方面に移動中	—	吉林軍	—	—	—	—	二道崗方面	—	—	—	—

六、一五	小穆稜河	徐連長王八山大金山部下	一五〇	小銃のみ	勃利縣方面の匪賊と連絡しある様子	警察署に命じ自衛團を集結せしめ當らしむ	自衛團	五	二	—	—	縣境山地	(死)五	—	—	—	財物食糧甚大なり	—
六、一五	五道崗	洪柱	一〇〇	小銃のみ	掠奪中	自衛團之れを討つ	自衛團	—	—	—	—	西方に遂入	—	三	—	八	—	—
六、一五	金廠溝附近一帶の地區	張三正　近照陽　占邊　小金山　李參謀　李玉峯　劉万魁　打的好　治山　孔慶和　王治山	一、〇〇〇	砲數門重輕機を有す	蘇聯本國と連絡し何等か策動中なり	日滿軍隊と討伐に協議せるも處置せず	—	—	—	—	—	計畫策動中なり	—	—	—	—	物資の掠奪されし物も相當大なるものと思慮するも危恰にあり調査は不能なり	—
六、一五	大小石頭河子	史振寛　孫亭芙	二〇〇	小銃のみ	物資を輸送中	吉林軍に當らしむ	自衛團　吉林軍	—	—	—	—	金廠方面に移動	—	二	—	—	糧食四臺	—
六、一五	當壁鎮	趙永奎　李樹桂	一五〇	小銃のみ	掠奪燒家せり	—	自衛團	—	—	—	—	依然として蟠居し	一	—	—	—	家屋五軒を燒く損害五萬元	—
六、一五	東八方	張鞏奇	四〇〇	野山砲輕機を有す	掠奪中	—	吉林軍　警察隊	二	一	—	—	縣境に待期	—	—	—	—	—	—
六、一五	双砑山	東邊好　大九山	一八〇	小銃のみ	掠奪中	—	—	—	—	—	—	砲平硇方面	—	—	—	—	—	—
六、一六	四人班	長勝　四海	三〇〇	小銃のみ	掠奪を敢行し引上ぐ	吉林軍に行動せしめたるも逃亡後	吉林軍	—	—	—	—	縣境方面	—	三女内六	—	二一	車輛馬共一五	—
六、二五	金廠溝李玉店	天龍　白與　中山　青龍　四海　金山　長勝	三〇〇	迫擊砲輕機を有す	平陽鎮の連合して襲擊を計畫中なり	吉林軍に連絡して直ちに出動す	軍一五〇　自衛團一五〇	一	—	八	二	國境方面に遂入す	—	—	—	三〇	彈丸一五　馬車五　馬貝三	—

六、二六	東八方	天下樂	一〇〇	小銃のみ	穆稜河を通行中の帆船を停止せしめ掠奪す	—	—	—	—	—	—	北方山地に遁ぐ	—	—	—	—	服裝貨物全部額一萬五千元	—
六、二八	西大林子	張犖奇	二〇〇	輕機を有す	其の掠奪強姦に插へず皆避難せり	討伐方を協議	—	—	一	—	—	—	五	二女	一	—	強姦せし女八十名	—
七、二	東八方模虎溝	張犖奇	四〇〇	砲を有す	虎林より移動し來りたり	討伐方を協議す	—	—	—	—	—	原蟠地にあり	一	—	—	—	衣服金品	—
六、二三	城子河	三省仁義	二〇〇	輕機一を有す	一部は掠奪さる	自衛團強力對抗せるも及ばず援隊の到着は日沒遂亡後	—	—	—	—	—	勃利縣境に走る	三（自衛團三）	—	—	三頭	家屋二五戸を焼かる	—
六、二五	四人班	王文の部下	五〇	輕機二を有す	掠奪	掠奪二時間に及ぶも自衛團之れを追ふ	自衛團	一	—	—	—	大嶺方面に遁ぐ	—	—	—	三	未詳	—
六、二六	石頭河子	大江山東邊好	八〇	小銃のみ	移動中に吉林軍と衝突す	交戰二時間	吉林軍	二	—	一	三	金廠方面に遁ぐ	—	—	—	—	糧秣三臺を掠わる	負三
六、二六	梁家屯	金龍中山好	一五〇	小銃のみ	掠奪中金龍中、山好共に戰死す	交戰二時間半	自衛團	五	—	五	—	十里窪方面に遁ぐ	—	—	—	—	—	—
六、二七	洛家屯	不明	一〇〇	小銃のみ	掠奪中	游擊中の警察隊黃泥河子自衛團を以つて討伐せしむ	警察隊・自衛團	三	—	一	二	減場方面	—	二（農豪父子）	—	—	—	負傷一
七、一	四排南山	長勝四海	二〇〇	輕機二を有す	四排方面より移動中交戰をさけ遂走す	吉林軍、自衛團出動す	自衛團	二	—	—	一	牛心山に遂げ込む	二（男女）	—	—	—	吉洋國幣一、五〇〇（六月）	—
七、二	城子河	不明	五〇	小銃のみ	掠奪し引上ぐ	自衛團をして追はしむ	自衛團	—	—	—	—	四海店方面	—	二	—	—	—	—
七、三	縣城北方朝鮮村	不明	三〇	小銃のみ	掠奪拉致強姦	直ちに警察隊を赴けたるも不明	警察隊	—	—	—	—	柳毛河方面	一	（二女五）	—	—	牛五頭を持ち去る	—

七、四	永安村（鮮人村）	〃	八〇	小銃のみ	食糧衣類を馬車三臺に積み逃走す	逃走後に報あり	—	—	—	—	—	河北地方に走る	一	—	—	—	被害約二千五百元衣服	—
七、五	老達子溝	王孝之 華山 山虎 東山	三八〇	輕機一を有す	該村は避難し一名もなき空屋を利用し蟠居	吉林軍を向はしむ交戦半時間遂亡	吉林軍	（死）二	—	—	—	二道溝方面	—	—	—	—	金廠方面に遂ぐ	三
七、八	小石頭河子金廠溝	天與 白龍 海龍 振東	五〇〇	輕機一を有す	蟠居	吉林軍と協議せるも兵力なく出動不可能なり	—	—	—	—	—	掠奪後馬車に載せ金廠に引揚ぐ	—	—	—	—	被害約三千元の模様なり	—
七、八	龍王廠當壁鎮	不明	三〇〇	—	虎林縣境にありし自衛團の一部移動し來たれる如し	—	自衛團	二	—	—	—	—	—	—	—	一	—	—
七、十	涼泉子楊木崗一帶	陳東山 韓營長 張小站 高玉山 榮好他三名 苑純穀 劉汾久	二、〇〇〇	迫撃砲山砲輕機を有す	吉林軍陶團を撃破し密山縣城に迫り來る	吉林軍志氣地に落ち縣城外に一歩たりと出得ず更に内部に紛々たるものあり縣城防備のみ	自衛團警察隊	三	—	—	—	現地に蟠居	二	—	—	—	被害甚大の模様なるも不明なり	一
七、十	當壁鎮	不明	四〇	小銃のみ	掠奪中	自衛團之れを撃退す一部は掠奪さる	自衛團	—	—	—	—	王家屯方面	—	四	—	十六	國幣六〇〇	—
七、一二	縣城北方	〃	二〇〇	砲一を有す	自衛團の一部移動中と見ゆ	吉林軍之れと交戦一時間停戦	吉林軍	二	—	—	—	西南に遂ぐ	—	（傷）一	—	—	馬具一を奪はる	—
七、一四	楊木崗	自衛軍	未詳	輕機一を有す	其の一部移動中なるに吉林軍に逢ふ退却す	吉林軍を出動せしむ	吉林軍	—	—	—	—	現地にあり	—	—	—	—	被害未詳	—
七、一四	縣城東方	—	四〇	小銃のみ	拉致せんとして自衛團と衝突す	警察隊を急援す	警察隊	二	—	一	—	小站方面に遂ぐ	—	—	—	—	拳銃一	—
七、一四	慶余鎮十里窪	占中華	三〇〇	小銃のみ	自衛軍移動中	吉林軍を向はしむ	吉林軍	一	—	—	—	一時北方に後退す	—	—	—	—	未詳	—

七、一五	東西楊樹河子一帯	劉梅櫻、萬玉山、双勝と張寶和の部下	八〇〇	小銃輕機迫撃砲を有す	吉林軍の動勢を調査しつゝあり	極力密偵の入城を阻止しあり	警察隊	二	一	—	依然として同地に蟠居	—	—	—	—	被害大にして住民は避難する者多し	—
七、一五	慶餘鎮東西蓮花泡八方	愛國、順天、高團長、張志超	五〇	輕機を有す	自衛軍	虎林にて受けし打撃未だ滿し得ず吉林軍の出動意の如くならず	吉林軍警察隊	三	—	—	依然現地に蟠居し官軍の動勢を調査しつゝあり	—	—	—	—	被害大なるも調査困難なり	五
七、一六	荒崗龍王廟	華工會匪	三〇〇	小銃のみ	蟠居宣傳中	宣傳防止に努む	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七、一六	白泡子附近	右同	一〇〇	〃	〃	警察隊を向はしむ	—	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七、一六	富壁鎮黒背山牛心山	趙永李、任樹桂、李參謀、打的好	一、〇〇〇	—	縣東北地帶各匪と連絡し吉林軍の動勢を見て一舉に事をなさんとする様	目下吉林軍は包圍の形にあり出動は困難なり城外の掃滅に努む	縣警察隊吉林軍	—	—	—	依然として同地に蟠居しあり	—	（農家）三			糧秣阿片紙幣等般害大なる模様なるも未詳	二（軍）
七、一七	黄泥河子小石頭河子	央振寛、孫亭芙	一三〇	小銃のみ	掠奪中自衛團に追はる	黄泥河子張家街二道河子の自衛團を連合し之れに當る	連合自衛團	二		三	金廠方面に逃亡す					糧食馬車に一臺を奪はる	
七、一七	三排四排興隆溝金廠溝	天與、天義、小白龍、海龍、振東、寶萬魁の部下	六〇〇	載機數銃を有す	時々青孤嶺方面に來りて糧食を持ち去る	吉林軍を向はしむ自衛團之れに從ふ	自衛團吉林軍				牛心山に遂げ入る			牛三馬一六		衣類二十件哈洋一千元	吉林軍一
七、一七	張三洵楊木林子	封福堂	八〇	小銃のみ	物資掠奪中	自衛團を向はしむ	自衛團	一			金廠方面に遂ぐ	一	六	洋砲彈藥一かん	二	—	—

七、一八	青溝山嶺（老達子溝西北一〇〇）	王孝之、東山	二〇〇	小銃のみ	附近部落を移動し物資を集む	游擊中の警察隊自衛團を向はしむ	警察隊自衛團	二	—	—	—	減場溝方面に遂ぐ	—	—	—	—	大豆一石	—
七、一八	干心山附近	金囂、青龍、長勝、四海、友山、文明	二五〇	輕機を有す	四海は壯丁團と交戰し死亡す	自衛團を連合せしめ當らしむ	自衛團	五	—	—	—	交戰中强雨となり引返す	—	—	—	二	—	—
七、一八	大小鍋盔四人斑哈達河子	九州、山好、大海、常好、左臣、王八山	七〇〇	輕機を有す	各地に出沒して物資を集めつゝあり	自衛團に命し物資の補足に關し之れを防止する様命ず	自衛團警察隊	二	一	—	—	勃利縣境に追ふ	—	—	—	—	馬具食糧等三	一
七、一八	城子河、双邪山	仁義、三省、東邊好、大江山、王文	四〇〇	輕機を有す	盛んに物資を集む	自衛團を向はしむ	自衛團	一	—	—	—	王家燒鍋方面	二	—	—	—	吉洋二千元	—
七、一八	小穆綾河子	除連長	一五〇	小銃のみ	金山の部下	—	—	—	—	—	—	依然として源擂地にあり	—	—	—	—	被害甚大阿片	—
七、一九	大城場溝南天門	海城、討友、占東山、鳳海、南央、平九洲、中洋	五〇〇	輕機を有す	各團共に小匪なり	吉林軍及大匪團の情況によりて警察隊及壯丁團によりて各個擊破の豫定	自衛團警察隊	二	一	—	—	—	—	—	—	—	阿片紙幣衣類等多數の見込	一
七、一八	哈達河西北山地	金山、剛義、君子仁、龍海	一五〇	小銃のみを有す	小部隊なり常習匪賊性劣惡なり	時々部落に現はれて掠奪し去る之れに闘して右と同意見を持つ	連合自衛團	二	—	—	—	双邪山方面に遂ぐ	—	—	—	—	馬鞍糧秣四臺衣類哈洋五〇〇	—
七、一九	楊樹河子附近	自衛軍の一部	二〇〇	小銃輕機	吉林軍の宮團出動せるに交戰を避けて北方に遂ぐ	—	吉林軍	—	—	—	—	凉泉子河子方面に遂走す	—	—	—	—	哈洋五千元吉洋六千五百	—

七、一九	柳毛河	不明	一、〇〇〇	重輕機を有する模樣なり	諸頭目の本人又は代理を網羅して協議中	日本飛行隊の來援により之れを追ふ	日本飛行機	—	—	—	—	四散す	—	—	—	—	糧食馬車一臺	—
七、二〇	小石頭河	不明	三〇〇	小銃のみ	金廠溝方面に蟠居しありたり匪團の一部は糧食補給に來りたる模樣なり	平陽鎭駐屯の郭司令部は直ちに出動せり交戰半時南方にのがる	吉林軍	五	—	六	二	金廠方面	—	—	—	—	一時食糧等を掠奪されしが遺して遂亡せり	—
七、二〇	老達子溝	不明	二〇〇	輕機一を有す	移動中通交車輛二臺を掠奪す	自衛團を集めて追撃せしむ	自衛團	一	—	—	—	小移稜方面	—	—	—	—	—	—
七、二一	河毛河柳	張義　串山　西來　東來　金山　賀山　賀東　清林　站山	一、一〇〇	輕機六を有す	物資掠奪中平陽鎭農商務會長にも強要し來たる	吉林軍恐威し出動せす日軍に連絡し討伐方を協議し飛行機の來援も求む	—	—	—	—	—	依然として現地にあり	—	—	—	—	未だ調査せす大なる模樣なり	—
七、二〇	老達子溝	不明	八	小銃のみ	郵便車を襲ふ	報告遲くして機を失す	自衛團	—	—	—	—	遂走先不明なり	—	—	—	—	配達夫一〇〇元	—
七、二六	楊木崗　荒崗　龍王廟	自衛軍	七〇〇	砲輕機等を有す	黑咀より縣城襲撃を企て西進し來る	縣城を警備するのみ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	掠奪物資阿片	—
七、二六	楊樹河子附近	張犖奇部下張營長	三〇〇	マカシン式重機輕機等	官軍の情況調査	嚴に警備中	警察隊　吉林軍	一	二	—	—	—	—	—	—	—	相當大なり	—
七、二六	東西八方	愛國	三〇〇	—	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	—
七、二六	縣城北方地區	不明	二〇	—	〃	〃	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	〃	—
七、二七	金廠溝	張雨庭　串來	四〇〇	義勇軍部下	掠奪物資阿片	討伐方を協議す	—	—	—	—	—	現地にあり	—	—	—	—	〃	—
七、二七	李玉店	李參謀　耕濱	三〇〇	自衛軍	〃	〃	—	—	—	—	—	蟠居中	—	—	—	—	〃	—

七、二三	哈達河附近	不明	—	不明	寶清より來たり物資を掠奪中	討伐方を協議す	—	—	—	—		蟠居中	—	—	—		相當大なり	—	
七、二五	大石頭河子	張雨庭	二〇	自衛軍系	掠奪中	吉林軍潤を派して	吉林軍自衛團	—	—	—	—	北方青溝山嶺	—	—	—		〃	—	
七、二六	小石頭河子	不明	三〇〇	小銃のみ	掠奪中	吉林軍出動す	吉林軍	—	—	—	—	原蟠地金廠に	—	—	—		五頭 衣服數件	—	
〃	鶏冠山	大金山	一〇〇	〃	掠奪中	自衛團出動	自衛團	二	—	—	—	柳七河方面	—	—	—		阿片二百量	—	
七、二六	柳毛河	不明	三〇	〃	掠奪中	遊撃中の警察隊	警察隊	—	—	—	—	王家屯方面	—	—	—		—	—	
〃	西拉々街	不明	三〇	〃	〃	警察隊自衛團	同上	二	—	—	—	腰方山地に撃退	—	—	—		—	—	
〃	柳毛河	李春桂 徐海峯	三〇	〃	阿片掠奪中他匪と衝突す戰死	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	
七、二八	二道河子小減場溝	李參謀以下數頭目	七〇〇	輕機數梃を有す	食糧阿片の掠奪中	吉林軍出動す	吉林軍	三	—	—	—	金廠方面に撃退	一	重一	—		—	—	
〃	老達子溝	不明	一〇〇	小銃のみ	通交中の吉林軍を襲ふ	止むなく退却す	—	—	—	—	—	—	二	—	—		—	—	
七、二九	牛蔵河東嶺	李玉豐 四海	四〇〇	輕機を有する如し	物資の掠奪中	討策考究中	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	
七、三〇	楊木崗 楊樹河子 東西八方 當壁鎭 白泡子 虎林縣境	陳東山 高玉山 劉作久 虞文 萬山 高玉長 打團好 愛的國 天義 小白龍 占中華 他二十三頭目	七、八〇〇	野山砲 重機 輕機等を有し勢力大なり	官軍を壓迫し來たり縣城以東北地域は完全に自衛軍の地盤となれり其の物資阿片貨幣を掠奪又大ならん	虎林の敗戰後志氣亂れ之れを撃つの餘地なくただ部下の慰撫に吸々たり、之れ吉林軍を有する故警察各機闘は内外の警備に全力を擧げ居る狀態なり	密山虎林警察隊			—	—		—	—	—		—	—	
七、三一	當壁鎭	愛國 九江 金山	一〇〇	輕機一を有す	突如襲撃し來たり	警察分駐所長は直ちに壯丁團を集合し之に當り撃退す	警察署員 壯丁團	五	(殺銃)二	二	—	蜂密山地に遂走す	—	二〇取返へす	—	十三	二十戸焼かる	署員一死 壯丁團一死	兵器二

第六章　原始產業

第一節　農業

穆稜河一帶の沃地は必然的に農業を發達せしめ、縣內は殆んど農民なれども氣候及交通不便の爲め人口は僅か十五萬を出でず、廣漠たる沃野は上述せる如く全面積の三十五%は荒地のまゝにて、耕地は二十五%に過ぎず、農法も亦極めて原始的である。

農作物の種類及本年度の收穫豫想高は別表の如くであるが、阿片は稅金の關係等よりして眞實を申告せざる傾向のため信を置き得ず、少くとも三・〇〇〇晌の植付はあつたようである。然し乍ら旱魃によつて枯死せし爲め大豆との植替えを爲したもの丶如くである。

農業團體としては縣農會及區農會が二箇ある。

穀物其他本年生產高調査表は次の如くである。

品名＼區別	密山縣城	荒崗	半截河	哈達河子	楊木崗	平陽鎮	計
蕎麥	一、二二五	五〇	一、二〇〇	三四一	九六	四六〇	三、三八二石
大豆	四四、六五〇	三、八〇〇	九四、七〇〇	四六、一六〇	一一、七五〇	七三、五〇〇	二七四、五六〇
小豆	八六〇	七〇	一、八〇〇	三〇〇	一二六	六〇〇	四、八九〇

高粱	一、六六〇	二三〇	一五、〇四〇	四、六四四	四九六	一八、四〇〇	四〇、四七〇石
包米	二、七三〇	五三八	二、六一九	一、三五三	九一三	二、六一〇	一〇、七六三
粟	四〇〇	五八	八、四八〇	二、九三一	一一四	九、六〇〇	二一、五八三
小麥	二、〇〇〇	一二〇	一、八〇〇	四三〇	三四七	三、〇〇〇	七、六九七
大麥	六三〇	三五〇	二、九〇〇	八六六	七三三	二、八〇〇	八、二七九
燕麥	三〇	五	一〇	二〇	〇	〇	六五
水稻	二、八〇〇	三〇〇	二七、五〇〇	一九、五二〇	九、五〇〇	一二、七五〇	七二、三七〇
陸稻	七五	〇	〇	〇	〇	〇	七五
其他雜穀	六、九〇〇	二三〇	五、九〇〇	一、四六〇	一、〇〇〇	七、三〇〇	二二、七九〇
生野菜	九四、〇〇〇	二、五〇〇	二一、〇〇〇	一五、〇〇〇	一六、〇〇〇	五五、〇〇〇	三一六、〇〇〇斤
罌粟	二〇七、八四〇	二、七〇〇	一九、五〇〇		三、一〇五	五四、〇〇〇	一一八、〇八九斤

第二節　牧畜

牧畜を業とするものなく、皆副業として家畜を養ひ自給自足をなす。牛は多數飼育せられしが匪賊の爲屠殺せられ、目下は耕作に支障を來す狀況である。

現在の家畜數を表示すれば左の如し。

名稱／區名	密山縣城	荒崗	半截河	哈達河子	楊木崗	平陽鎮	計
馬	一、〇九〇	一五〇	二、四六五	一、〇〇九	一、一四三	二、八六〇	八、七一七
騾	二一〇	一六	三〇七	三二八	一三〇	一九三	一、〇八四
驢	二二	｜	九五	三一	一〇	六六	二二四
牛	六八〇	七四	八七〇	六四四	四五〇	一、〇五三	三、七七一
羊	一五〇	｜	二一五	一五七	三五	一二一	六七八
豚	三、七四〇	二四九	三、八〇〇	一、九〇〇	一、二三〇	四、〇九六	一五、〇一五
鶏	二五、〇〇〇	三五〇	七、一五〇	二、七二〇	一、九三〇	四、六〇七	四一、七五七
鴨	六三六	一三〇	六二五	五八八	二四〇	五六〇	二、七七九

穆稜河北地區及國境地區は反軍蟠踞して居る故未調査である。

第三節　林　業

寶淸、勃利兩縣は千古斧鉞を入れざる處女林にして、直徑五、六尺に達する大木繁茂すれども運搬不便の爲、且つは需要家乏しき爲め空しく放置して顧みず。地方住民の不注意より屢々火災を起し燒失するもの數を知らざる狀態である。山林中には虎、熊等棲息して毛皮を産す。

第四節　鑛　業

鑛産物は精細に調査すれば石炭を第一として金、銅、鐵等相當豐富に埋藏せる如く豫想される。現在採掘中のものは黃泥河子及び平陽鎭の石炭、金廠の砂金である。黃泥河子、平陽鎭の石炭年産額は約三十萬貫にして、砂金の産地は匪賊の蟠踞地にして現在採取しつゝある模樣である。

第七章　商工業及金融

第一節　商　業

人口僅かに十五萬に滿たざる狀態なれば商況は活潑ならず、哈爾賓方面より仕入をなし縣民に販賣する程度にして全縣商民の賣上高も年額約二百萬元である。

民國十八年露支紛爭以前は特産物の取引は相當活況を呈し、三井等も縣內に進出した事があつた。輸出穀類の約三分の二は當壁鎭、白泡子、龍王廟、荒崗等を經て露領に密輸出されて居つた。從つて東支鐵道東部線によつて積出したものは三分の一に足らざる狀態であつた。當壁鎭のみにても輸出大豆は年額十萬石に及んだ頃もあつたが、露支紛爭後は取引の圓滑を缺き價格下落と同時に匪賊の跳梁愈多くして漸次衰運を見せつゝあつたが、滿洲國成立以後に至つては蘇聯側は從來の密輸を殆んど禁じたる狀態であり、匪害更に烈しさを增して不況の底に陷つたのである。(前揭戶種別表參照)

縣城のみの商戶四百戶にして商品は殆んど日本品であり、僅かに、食鹽、石油、マッチ等少數の蘇聯品を販賣してゐる。

第二節 工業

邊陲の地に位し、交通、通信の便惡く人口稀薄なれば工業は振はず、機械力を使用するものは僅かに製粉工場一箇を見るに過ぎず。その業務狀態を見れば左の通りである。

一、商號　裕記火磨公司
二、場所　密山縣半截河
三、資本主　馬海成
四、資本　七萬五千元（哈洋）
五、開業期　民國十九年十月
六、生産高　七萬八千七拾一袋（民國二十年度）
七、賣上高　二拾壹萬二百六十五元九角（哈洋）
八、大同二年度　生産高　一萬四千五百七十八袋
　　賣上高　三萬六千百二十三元九角四分

（二年度は匪賊の爲め僅か四十五日製造せるのみ）

燒酒製造九戶あり、一年に約百五十萬斤、油房五十三戶あり、約百六十萬斤を製出する。この燒酒豆油は大部分縣內にて消費され一部は蘇聯側に密輸出され、又穆稜、虎林、饒河等へ移出さる。

第八章　交　通

第一節　交　通

第一項　交通運輸機關

穆稜鐵道を密山、虎林方面に延長せしむる計畫はある如きも、目下の處一寸の鐵道も見ず、船舶は穆稜河に大小五十隻を有す。自動車は從來縣內に八臺あり、冬季は梨樹鎭、虎林間を往して居つたが、大同二年夏より乘合自動車五臺を新たに購入し國際公司をして運轉せしむる事となつた。冬に入れば尙乘用及トラックを增加せしめる豫定にて縣內の自動車は二十臺を突破する見込である。

密山縣下自動車、車輛、帆船調査現在數表

（大同二年六月三十日現在）

警察署別＼名稱	荷馬車	牛車	橋軍	大頭車	橇
1 密山縣城	八六	三七五	一	六〇	七九
2 荒崗	二一	三五	—	一〇	二八
3 主截河	二六五	一八二	—	五八	一三五
4 哈達河	一一八	一三六	—	二五二	九五
5 楊木崗	二八	五八	—	一三七	六六
6 平陽鎭	四一六	一七二	—	一五〇	九九
計	八三四	九五八	一	六六七	五〇二
摘要	一、大部隊の反軍蟠居地たる穆稜河北地區及國境地區は調査未了の所あるに付治安の恢復に伴ひ漸次調査せしむ　二、本表は各警察署長を督勵し調査せり				

乗用自動車	二	―	―	―	―	六	八
貨物自動車	―	―	―	―	―	―	
帆船（十人以上）	八	三	四	一二	四	五	三五
同（十人以下）	四	二	四	一	四	一	一六

三、平陽鎭自動車六臺は七月下旬より運轉開始す
四、十月より貨物自動車三臺運轉する豫定

第二項　交通、運輸網

道路は冬季は凍結期に於ては到る所荷馬車の通行可能なるも夏期は縣内全道路は泥田の如くなり、殆んど交通杜絶の狀態である。從來、密山梨樹鎭間の如き主要道路に於てすら荷馬車以外の通行困難であつた。二年一月淸鄕局成立するや、省淸鄕委員會の認可を得て兩地間の橋梁改築も六月末に至りて完成し、道路修理は各沿線保董、甲長、警察署長、農商會長等に命じ、兩地間は目下自動車は勿論山砲重砲等も自由に通行し得るに至つた。密山、虎林間は降雨期に於ては辛うじて荷馬車の通行を得る程度なれば大修理をなす必要あり。河川としては穆稜河あれども水量少なき爲運輸上の利便は貧弱である。而して穆稜河には、河北、河南を連絡する橋梁一箇所もなく、交通上不便極まり治安維持の見地よりも面白からず、平陽鎭、半截河、密山、楊木崗の北部に各一箇所大渡船場設置の計畫をなし、渡船は積載荷馬車四輛を渡し得る長さ三丈五尺幅二丈の新船を設備する豫定である。

尙平陽鎭勃利間、密山より虎林、寶淸及縣下各警察署に通ずる道路修理、橋梁改築も豫算に計上してゐる。

第二節　遞　信

本縣下に於ける郵局は代辦處を合算して十四箇所あり従業員二十一名である。

所在地	郵局 幾局	郵局 職員數
密山	四	七
荒崗	〇	〇
半截河	二	四
哈達河	四	四
楊木崗	二	二
平陽鎭	二	四
計	一四	二一

本縣には電信なく、實現計畫中である。電話は梨樹鎭密山間（二八〇里）には自衞軍當時李杜の架設せし電話線ありしも、其後匪賊に破壞され、淸鄕局成立と同時に修理に着手し六月末に至つて兩地間の通話が出來る樣になつた。是により縣城より第一、第三、第六警察署及黃泥河子分駐所間は匪賊其の他情報事務の打合せをなしつゝある。尙、

一、密山、虎林間、
一、密山、寶淸間、
三、密山、當壁鎭（分駐所）、白泡子、龍王廟、荒崗（第二區警察署）間の國境電話線、白泡子、龍王廟は共に國境にあり分駐所設置豫定地
四、楊木崗（第五區警察署）荒崗間
五、平陽鎭（第六區警察署）哈達河（第四區警察署）間、
六、哈達河、城子河（分駐所豫定地）間、

六線を計畫中である。

第九章　教育及宗教

第一節　教育

交通不便にして教育も亦振はず、中等教育機關としては縣城に僅かに師範學校一校のみにして生徒約七十名を收容してゐたのであるが、自衛軍の入城するや校舍を兵營に當てられたる爲め休校し、日本軍の討伐により漸く開校に向ひつゝあつたが、日本軍の撤退速かなりし爲實現に至らず、爾後匪賊縣內に充滿し、吉林軍の討伐効を奏せずして今日に至つてゐる。

小學校は事變前二一校四八班兒童二千五百教師五十を算したが、事變後休校せるもの多く開校せるものは左表に示せるが如くである。

現開校小學校一覽表

所在地	校名	班數	兒童數	職員數	開校月日
縣城	縣立一校	四	二一三	六	大同二年四月廿日
〃	〃二校	二	一二五	三	七月一日
東城基	一區一校	一	六二	一	五月二日
自泡子	一區二校	一	七八	一	三月十日

〃	一區三校	一	八六	一	三月二十日
三棱通	一區四校	二	一一八	二	五月一日
二人班	三區二校	一	三四	一	五月廿日
半截河	三區一校	四	一二一	六	三月十五日
王家燒鍋	四區一校	一	四九	一	四月一日
河深通	三區三校	一	四八	一	五月十日
計	一〇	八	九三四	二三	

教科書も清鄕局成立と同時に、省清鄕委員會に申請せしが未だ下付されず、舊來の教科書中、不穩部分を除かしめて授業を續行してゐる。其の他に社會教育機關として數ふべきもの無し。

教師の俸給は二十元乃至四十元にして、一ケ年の教育費は四萬元と豫想される。從來の豫算中には四萬元は計上されざるも、不足は各村より徵收され居たる爲め、合算すれば四萬元に上る見込である。

第二節　宗　教

宗教は特記すべきものなく、殆んど無宗教の狀態である。縣下に於ける寺院數を擧ぐれば次の如くである。

	寺院
縣城	四
荒崗	一
半截河	三
哈達河	二
楊木崗	一
平陽鎭	四
計	一五

（附記　統計はすべて大同二年六月末現在なり）

第十章　衞　生

衞生思想は至つて乏しく、市街地に於てすら完全なる便所を有する家庭、店舗なく、公衆衞生は論ずるまでもない。病院と呼ばる可きもの一もなく、職業別調査表所載の西、中藥局に於て如何はしき醫師の治療に從事しつゝある程度である。

病氣は花柳病相當根强く瀰蔓し施療班の施療人員の中三十パーセントは花柳病である。

第十一章　結　論

中國共產黨、朝鮮共產黨を合體して第三インターナショナルの指令下に潜行運動を爲し且つ直接蘇聯に境せる本縣の治安未だ完からざるは遺憾とする所である。治安回復に伴ひ國境線警備の確立、と同時に縣內の產業開發をなさば、農業、林業及び鑛業方面に期して俟つべきものあるを信ずる。現在滿蘇國境方面の在住者は寧ろ蘇聯に心を寄する傾向さへ見え、滿洲國の王道思想と共產主義思想との相剋は相當深刻なる場面の展開を豫見される。要は住民の和平安寧なる生活相の一日も早く實現を期するに在るものと信ずる次第である。

黑龍江省泰來縣

屬　皆川富之亟

第一章　總說

第一節　縣の歴史

いつの頃にや草茫々たる草野の中に一軒家を建て、遠近より集り來る人々に種痘を施してゐる蒙古人があつた。それが人々の感謝となり印象ともなつてその地を種痘と呼んだ。これが太來氣の呼稱の起りで現在の泰來のはじまりであると泰來縣略史の筆者はいつてゐる。蒙古語の種痘がどうして太來氣に轉じたかの穿鑿はとにかくとして中華民國以前までこの地域は蒙古人獨占の住居であつて、蒙古人以外に對する土地の賣買は禁ぜられてゐた。現今でも中和地局と稱する土地稅徵收機關があつて國稅及附加稅の徵收と同時に蒙古の王様への稅金を扱つてゐる。民國時代となつて、土地開放が行はれ漢人の來住漸く多く、彼等は到る處蒙古人を壓倒した。縣城泰來の如きも發展し出したのは最近二十數年來のことで、山東邊の移民がどし〳〵入つて來て、稼ぎ出した小金で穀物(主として大豆)の仲買を初める、農民等が四方から集つて來て生產物の交易を行ふ、糧棧が出來るかくて民國三年泰來縣設治局が置かれ、同五年愈々大賚廳から獨立して一縣をなすに及んで商民の來り營むもの益々增加し「種痘」の地はまたゝく間に附近農產物の集散市場と化し、不完

乍ながらも城壁を有する立派な商業都市となつた。民國十五年洮昂鐵路が開通してからは沿線隨一の都會となつて、大豆の積み出しの如きも洮南に亞ぐの盛況を示すに至つた。

事變當時此の土地の支配權を有してゐたのは、張海鵬で大同元年(民國二十一年)獨立を宣言し滿洲新政權への參加を表明し、自ら蒙邊督辦となり洮南に督辦公署を設けてこの土地の政治と治安に當つた。當時は縣長も洮南政府から派遣され、國稅(稅率は事變前に同じ)は民國二十年十二月より大同元年四月まで、粮捐を除く以外は全部洮南政府に送られた。その額は

(附表第一)

二十年十二月分	五九八、八二〇吊四〇〇文
二十一年一月分	四、六三九、四四一吊六〇〇文
同　二月分	二、三二一九・八六五元
同　三月分	三、五〇二一・一九九元
同　四月分	四、二二七・一八八元

備考、元は江洋、吊は黑龍江省官帖

主たる縣吏員は、直接洮南或は、洮遼軍幹部の推擧によりその地位を得、洮遼軍の黃紅二色旗は草木を風靡した。

黑龍江省城に據つた馬占山軍の江橋鐵橋破壞は馬軍と張軍の衝突を餘儀なくし、洮遼軍は舟で嫩江を押渡つて、洮昂線大興まで攻め寄せたが馬軍のために敗退し、これに代つて、多門師團は四洮線を北上して鐵橋修理に當り江橋から昂々

溪まで、幾多勇士の屍をさらして、輝かしいチ、ハル入城となつた。この戰鬪では泰來は城外に、皇軍飛行場が設けられ最初に飛來した一機は縣公署前の廣場に爆彈投下、城内の老若は膽を潰した。中に滿鐵出張所のボーイをしてゐた靑年が日本語を解する唯一人で縣公署、公安局、商會、農會では先を競つて通譯に採用、一躍成金となつたエピソードもある。

第二節　建國以降現勢一般

滿洲國成立以後、行政は黑龍江省の管轄であるが洮遼警備軍(張海鵬司令官)の警備區域だつたゝめ、チ、ハルよりも洮南の作用が强力であつた。大同元年十月はじめてチ、ハル省公署からの縣長が着任し續いて十一月參事官入縣、越えて二年二月十五六の兩日にわたり洮遼軍が幾多の思出をのこして黑龍江省軍と交替し名實共に、黑龍江省の一部となつた。日本軍隊は同年二月一日獨立守備隊洮南中隊から一個分隊の派遣をみたが警備區域の變更のため僅か十日間で徹收された。この間縣北の江橋には鐵橋守備の日本軍隊が常に日章旗をひるがへしてゐる。このやうな次第で比較的脆弱な城壁をもつ泰來は、一度も匪團の襲擊を受けたことなく、管內匪賊の出沒も比較的に少く民人は一般に落付いてその幸福にひたつてゐる。

第三節　縣政及官公吏

(イ)　縣公署の組織

縣公署は泥作りの二間土平房で、附屬建物を併せて三棟、別に縣長公館と承審員々館と署員の炊事場があるだけで公安

局が獨立の建物を所有してゐる外、教育局、實業局は借家住ひで組織も機能も民國時代其儘のものを見ることが出來る。

第一科（文書人事其他一般庶務）
第二科（縣公費の會計、國稅の一部）｝縣公費千三百七十五圓
承審員（司法）

從來縣公署とは別個の存在で、同じく縣長の下に縣政の一部を擔當するものに左の四局あり。これ等は半獨立的なもので縣長の權能が徹底しない。公安局、財政局特に然り。この傾向は參事官が所謂縣公署に入つて縣長の補强作用をなして以來頗る弱められた。

公安局
財政局
教育局
實業局｝その經費は縣公署が省から受ける公費に對して全然別個で地方稅を以て賄はれるのが原則である。

（ロ）　鄉老會議（法團會議）

縣長が縣公署科長各局長農會商會の幹部（正副會長）自衛團長その他地方士紳若干を召集して地方問題に關し議題を提供し、その意見を求め又出席者の出題に對して討議をなすもので議事出席者に關する一切の規定なく全く慣習的のものであるがこの會議で議決した事項は決議として連帶責任を負ふ形式となつてゐる。從來この會議に上程された事項は民間團體に對する縣公款の融通、省その他への請願、地方費目の流用、商捐徵收方を商會へ依託する件等々で縣としての大問題を取扱つてゐる。この會議への出席者は多く地方財閥、權力階級で無責任と思はれる議決をしてゐる。例へば縣

公款を民間團體（商會の如き）に貸付けるにしても利子の定めなく、返還期限も保證方法も何一つ決められてない。財政局長にこの金が回收不能となつたときはどうなるかと借問してみるとこれは鄉老會議で決議したことで出席者が地方に於ける信用ある士だからそれ等の人々が保證してゐるといふ。縣長側からいへば責任の逃げ道をあけたわけで縣財政がひどく歪められてゐる事實を否めない。

（八） 官公吏

由來縣政が請負的概念で支配されてゐるから、縣長が交迭するとその配下に連る郎黨は全部更新される。縣公署では第二科、收發處等は縣長の腹心で固められるが定石である。公安局、財政局をはじめすべて亦然りで、これが從來の常識でもあり必然のことでもある。そして一般に公共心に乏しく部下を愛すること薄い。前任者の不始末が順繰りに遞傳されるのが從來一般官公吏の常態と謂へやう。

第二章 地誌風俗

第一節 地誌

第一項 位置地勢

洮昂線を北上して奉天省洮安縣の東屏驛を過ぐれば泰來縣だ。北は嫩江岸の江橋を境として嫩江によつて東境を劃し西は興安南分省に直接してゐる。縣の中央を南北に縦貫する洮昂線の車窓からみると、北部は大きな緩い起伏を有し、

南は平坦地である。又一方大興安嶺から起つた蒙古土砂質の傾斜地は嫩江に達してゐる。土地のうねりは泰來から江橋までの沿線が最も明瞭で目前のコブの上にのぼれば地平線が見えさうな氣がするが上つてみれば又遙か彼方のうねりの後方に、人が馬が二三の點を描きつゝ消えてゆく。泰來は縣のほゞ中央に位しこの大きな土地のうねりの鞍部に出來た都會で沿線から望むときは、間近かになつて漸く人家の屋根を認めるにすぎない。全境面積は正確な調査がないが縣公安局では一萬五千方里と概算してゐる。黑龍江省としては廣い縣ではあるまい。

第二項　戶　口

事變前の狀態を具體的に記述する材料がなく現在との增減を比較することは不可能である。しかも全縣的な戶口調査記錄なく公安局でも概數を標準としてゐるにすぎない。事變による急激な變化は認められない。

【附表第二】

泰來縣種族別戶口概數（大同二年二月公安局調査）

漢族	一二、〇〇〇戶	滿族	二、〇〇〇
蒙族	一、七〇〇	鮮人	一三四
回敎徒	一二二	日本人	二
總戶數	一五、九五八戶		

【附表第三】

男	七八、七八八人	女	六二、七四〇人

泰來縣城戶口調査表（大同二年二月現在公安局調査）

類別		戶數	男	女	男女合計
商戶		二八五	一四六六	一〇五	一五七一
商民	甲	一四二	三六四	三五二	七一六
	乙	二・〇九六	六・五八四	五・八〇七	一二・三九一
	丙	一八六	一九二	一三三	三二五
樂戶		二〇	六一	八四	一四五
總計		二・七二九	八・六六七	六・四八一	一五・一四八

備考　甲乙丙は生活程度を標準としてこの土地に於ける中等を乙とした。樂戶は妓樓である。この調査は實地調査である。

第三項　主要都市

泰來　縣城、縣內生產物の積出地で農民の交易場である。南北兩大門を連ねる大街が唯一の目拔通で雜踏を極める。日用品雜貨類は洋服のカフスボタンまである。市內電話はあるが電燈がなく以前豆粕による發電が計畫されたが採算とれず實現されない。純粹な高粱酒が出來、老酒も美味である。農產物の集散市場、商業都市として發展の餘地をもつてゐる。土質の關係から東西兩側の城壁は四五尺の高さを越す事出來ず不完全であるが南北に長い短形で十五支里に達する。

江橋　事變當時馬占山軍の破壞した洮昂線鐵橋、多門師團の奮鬪で一躍有名になつた縣北の鎭である。嫩江を上下して出て來る奥地の穀類（特に大豆）は夏期の江橋を繁昌させる。この川豆を取扱ふため泰來の糧棧は江橋に出張所或は支店をもち夏は泰來のお株を完全に奪つてしまふ。目下鐵橋の工事でチ、ハル、泰來から娘子軍の進出をみる活況であ

る。人口は五千見當、附近の嫩江岸には鮮農が水田開墾を計畫中で北滿第一の水田地にすると意氣込んでゐる。

五廟子　泰來、江橋の中間驛、堂々たる喇嘛廟の所在地で陰曆三月二十八日には信徒四方より雲集し盛大な祭が行はれる。

塔子城　縣の西北部は泰來縣の穀倉である。その中心をなし生產物の集散市場をなすのが塔子城で泰來の取引も塔子城あつて成立つといはれる位で、大豆を主として鮮農による米も豐富である。然しこのドル箱が行政區域の變更に伴ひ黑龍江省から興安南分省に割讓されることに決定したから泰來縣にとつては產業、財政上の大打擊である。

第四項　氣　象

地理的には蒙古地帶であるから少雨乾燥で二月から吹き初める大興安嶺颪が吹きまくる砂塵は猛烈である。然し又七月頃から初まる雨期には嫩江が氾濫し易く沿岸地方は水害の憂が絕えない。砂質の未開墾地には、やせ草が密生し、殆んど樹木の影を見ることが出來ない。これは寒氣と少雨が土質に影響したのかも知れない。酷寒の程度はチ、ハルに比較すれば緩いやうである。十二月、一月頃物凄く澄んだ靑空にまたゝく星、磨き出したやうな月は何ともいへず、蒙古の彼方に沒する眞紅の太陽はこの地における隨一の景物である。

第二節　風　俗

第一項　概　說

農村部落がなす社會で生活程度が恐しく低い。土の中に生れて土の中に沒頭し、又土の中に死んで行く農夫達の生活、

その實相に觸れることは生ハンカな外來者のよくするところではない。夏が來て汗が出るまで綿入れを離さず冬となれば馬や羊の皮をそのまゝ着込んで、長くのびた髯につららを垂らす彼等、鉄力ラッパのやうな鳴き音を出す驢馬を相手に營々として働き、奪らるれば奪られたまゝ、搾らるれば搾られたまゝ、暗い烟つぽい土平房の中に悦樂を求めて來た彼等である。深い同情と眞面目な視察を以てするに非ざれば皮相の觀に墮するであらう。

第二項　種　族

漢族　現在漢滿人の區別は殆んどないが漢人は官吏をはじめ、農商の上層階級を占め概して他種に對して優越の地位を占めてゐる。山東方面の苦力及びその出身者また頗る多く中には巨萬の富を積み泰來屈指の豪商となつたものもある。

滿族　農を營み官吏大商人殆んどなく、主に小農階級で商業の如きはその得意とするところではない。舊滿文字を解せず漢字を習得してゐる。

蒙古族　專ら農牧を業とするもので概ね愚直にして下層階級を形成する。旗族との區別については土民自ら知らずその三分の一は支那語を解する。

鮮人　水田開墾、稻作に從事し定住性稀薄にして殆んど全部が小作人である。その水田開墾に當つても滿人地主と開墾耕作の契約を結び開墾着手より逐年小作料を增加し遂に完全なる小作人となるもので、もと土地も資力もなくそれ等を全部地主から提供を受けて開墾にかゝるのが原則である。水田開墾はその天性とも見るべく、開墾完了地といへども小作條件に不滿があれば簡單に去つて又有望地を求めるのである。約七割は滿洲語を解する。

回教徒　豚肉を食はぬ異習があるので顯著だが宗教的にそれ程信仰が强烈であるとは認められない。

第三項　衣食住

高粱が常食物で粟、玉蜀黍がこれに次ぐ。大豆を特産としてゐるのでそれ等の穀物は辛じて縣内の需要を充す程度である。副食物は豆腐白菜で何處も變りないとみえる。然しこれはまづ上の部で公安局の巡警や軍隊でもこの程度で米麥は都會の富者のものである。獸肉などは年に數へる程しか食べない一人一日分が江洋の一角にも當らない。公安局の巡警が一ケ月江洋六圓の月給でそれが何ケ月も滯つてもどうにかしてゐる理由の一はこゝにある。

毛皮防寒具は生活必需品であつて農夫の帽子も靴も皮もので體には馬、羊の毛皮を裏返しにして着てゐる。普通人は綿襖の裏に毛皮をはり、外套は用ひない。毛皮の外套は上の部で一般に毛皮に對する關心が深い。屋内ではオンドルに牛馬糞をたく。馬糞は牛糞より高價である。燃料が少いから野草、高粱ガラも相當な値段でそれのために每朝市が立つのである。

第四項　家族關係

庶民階級は土方房の一間が一家族で一オンドルが一家の場合も少くない。一棟を四間に割り住んでゐる。中に苦力なども混つてゐるが家族並みの待遇は與へられない。外來者の目には老若男女が雜魚寢をしてゐるやうにオンドルの上が雜然としてゐるが整然たる秩序があるのだらう。

第五項　娛樂

泰來に戲園子（劇場）があり事變後久しく中絕してゐたが大同二年三月日本人が中心となつて回復した。俳優は男女とも大部分土地出身者で演戲だけで經營を維持するのは困難とされてゐる。農村には特殊の施設は認められない。

第六項　祭禮　儀式

城外東郊に關帝廟あり陰暦二月八日に官祭が執行される、その前日の孔子祭も同じく官祭だが儀式は至つて簡單にすまされる。式の順序や方法は複雜で地方ではこれを知悉してゐるものは少ない。

第三章　地方制度

第一項　行政區劃

民國十年以前には五行政區に分れ同時に鎭(都會地)鄕もあつたが同十八年に警察區となつた。然し實際は行政的にも適用される。

第二項　鄕村制度

現在の五警察區は以前の行政區をそのまゝ引繼いだもので行政的には鄕をおき、各鄕に正副鄕長を一名おくが辦事處はない。鄕長の自宅がその役割をつとめる。鄕の中に屯をおき屯長がゐる。現在の鄕數は十六である。その職能については不明瞭で縣に鄕長會議が召集された記錄もあるが現在縣との系統的な連絡は殆んどない。それ等鄕長屯長は土地の名望家で地方から推擧したものを縣長が任命することになつてゐるが凡帳面に實施されてはゐない。勿論名譽職で正式の諮問機關も何もない。

第三項　自治制度

縣公署に鄕老會議が召集され地方重要問題について縣長の諮問に答へまた議決もする(第一章三項の(ロ)參照)。而し

て縣城外においては屯長農會長が事實上部落における中心人物で部落を指導し、その地の有力者を會同して寄合を催すもので形式上まとまつたものは見當らない。

第四章　財　政

第一節　概　況

縣公署公費は省より、各局の經費は地方費として財政局が地方稅を徵收し、豫算に準據して配分する。地方稅として財政局に入つて來るものゝ中には國稅の附加稅と純粹の地方稅とがある。いま前者を甲、後者を乙として列擧すると次の如くである(甲類括孤內は徵收機關〇印は主要稅である)。

【附表第四】

甲、〇晌捐(中和地局)〇粮捐(稅捐局)魚捐、車牌捐(縣公署)

乙、〇商捐、漁股、網捐、柳通捐、草刀捐、車捐、店捐、木捐、戲捐、屠宰捐、渡口捐、牛馬頭捐、妓捐、學田租

〇地方稅の提成率は左の如くである。

財政局徵收分
- 縣公署百分一・五
- 財政局百分三・五

- 縣公署百分三

税捐局徵收分一　税捐局百分二

縣公署徵收分（總收入から八五元を省に殘部は全部縣公署）

豫算の大部分を占めるものは人件費であるが後に一例を記す如く（附表第一〇表參照）吏員その他の給料は驚くべき小額である。税率（第五表參照）も擔税力を顧慮して之に相應するやうな仕組みとはなつてゐない。納税外の納税、收入外の收入、そして徵收された税金が財政局の公金となるまでそれが底に横たはる暗流なのである。

本縣の財政は流通劵は既に回收され、公安局費の未拂はなく、教育局費が三ヶ月滯つてゐるだけで（大同二年三月現在）商務會の商捐不納分、民間團體への貸付金の始末さへつけば餘剩を生ずる筈で今後の問題は一にかゝつて徵税經理の機能を如何に發揮するかにある。

第二節　歲入

【附表第五表】

泰來縣大同元年度地方歲入豫算表（單位江洋元）

（民國二十年來の豫算をそのまゝ踏襲したもので卽ち事變の豫算である）

科目	金額	税率
第一項　教育費	二八、六一一	
第一目　晌捐	一八、七〇〇	捐地十一萬、毎晌按一角五分義務教費費按二分

第二目　粮　捐	五、二五〇	按市價每元抽八厘
第三目　學田租	五〇〇	二百晌每晌按二元五角
第四目　漁　股	五〇〇	漁戶捕魚定價每元收一角五分
第五目　魚　捐	五〇〇	按市價每元收二分
第六目　網　捐	六〇〇	帶沿網每躂收十五元鉸子網每躂收十元
第七目　柳通捐	五〇〇	官柳通包與民戶全年共收五百元
第八目　草刀捐	一二	民戶在數甸割草每張收二元
第九目　車　捐	九五〇	快車每輛按六角脚車每輛按一元二角電車四元八角
第十目　店　捐	四七〇	旅店甲等月收一元八角乙等一元二角丙等九角
第十一目　木　捐	六〇〇	賣錢每元按九厘六毛
第十二目　戲　捐	二九	每月按二元四角
第二項　公安費	**五二、四四〇**	
第一目　晌　捐	二八、二七〇	每晌按二角五分七厘
第二目　屠　捐	一、〇〇〇	牛一頭收一元猪三角羊二角
第三目　渡口捐	五〇	一處年收五十元
第四目　牛馬頭捐	二、〇〇〇	牛馬每頭收二角

第五目　妓　捐	一、四〇〇	二等妓月收二元三等妓一元五角
第六目　車牌捐	八五	全年捐內提留八十五元
第七目　商　捐	一一、八七〇	按賣錢每元收一分八厘
第八目　粮　捐	六、〇〇〇	按賣價每元收一分〇四毛
第九目　車　捐	六三四	快車全年收四角脚車八角電車三元二角
第十目　店　捐	三一二	甲等月收一元二角乙等八角丙等六角
第十一目　木　捐	八〇〇	按賣錢每元收六厘四毛
第十二目　戲　捐	一九	每月收一元六角
第三項　保安費	四四、〇〇〇	
第一目　晌　捐	四四、〇〇〇	每晌按四角
第四項　建設費	三、三〇〇	
第一目　晌　捐	三、三〇〇	每晌按三分
第五項　典禮費	三三〇	
第一目　晌　捐	三三〇	每晌按三厘
第六項　省中學費	一、一〇〇	
第一目　晌　捐	一、一〇〇	每晌按一分

第七項　自治費	三、七〇〇	
第一目　粮　捐	二、五〇〇	毎元抽三厘
第二目　牲畜捐	一、二〇〇	毎元抽二分
第一項　山林水上游擊費	一四、三〇〇	
第一目　晌　捐	一四、三〇〇	毎晌一角三分

備考　右表中第六項以下は省公署に收入せらるべきものである。

表でみる如く全部の税目を税率を定めて、支出の各項に配分し、徴收のときから支出の種類が決定され、從て支出額も決定されてゐる。歳入出兩豫算をかねたものでこれが豫算書の全部である。その結果は經常部のみで臨時部がなく、臨時費は新たに税目を起すか税率を規定して何れかの税目に附加されることになる。建國當時は税制の混亂時代であつたから兩者併用されたこと勿論である。豫算の編成方法としては頗る伸縮性のない窮屈なものである。

徴税額が全部豫定額に達したときは問題でないが、配當された税目の徴收不足分が直ちにその項の支出の不足分となる。而して收入の大宗たる晌捐、粮捐、商捐は相當大きな餘地を殘して見積られてあるから平時においては豫定の收入を得ることはさまで困難とは思はれない。

【附表第六】　泰來縣財政局大同二年一月分地方收支捐款表

類別	新收	存款	虧款
警費	三、八四〇	三、三三二	
學費	一、四八五	二一、〇二八	
地游費		四六四	
省防費		二六六	
保衞費		四六一	
生息費		八二一	
典禮費		五七	
保安費			一、一二三
保甲費			九七
警備費			二六
實業費			三、六一九
財政費	七〇		一一、二三〇
升科費			四、九三九
山水費			
省教費			
自治費	五九四		
縣署提成	一〇五		
税捐局提成	一一三		
合計	**六、一八四**	**二六、四三一**	**二一、〇三七**

備考　單位江洋元にして存款、虧款を示したのは縣財政の現狀を最も明白に物語るためである。存款とは帳簿上あるべき現金にして虧款は他の費目より借用して一時を糊塗した額で存虧の差引額が財政局の現在有高である。表中元以下は切りすてたゝめ合計額に多少の歪みが出てゐる。爲念。

【附表第七】

縣財政局地方收入一覽表(單位江洋元)

二十一年一月	一二、二六三	二月	二一、一四九
大同元年三月	一〇、四五五	四月	一七、七七四

五月	三九、七六一	六月	一六、四七三
七月	三、一八三	八月	一九、二三〇
九月	一〇八	十月	二二六
十一月	七六五	十二月	二、三八一
大同二年一月	五、九六四		

備考　右表中には税收以外の收入(貸金の回收)も含まれてゐる。

第三節　歳出

歳入の頃に記した通り各機關の歳出は徴税のときに決定してゐるからそれを超過することは絶對に出來ない。しかして豫定の收入が得られぬことになると費目の流用が盛んに行はれる(附表第六の鬮)第六表に於て教育費は二萬餘圓の存款を有しながら全部他に流用されたゝめ數ケ月の給料不拂に苦しめられた。かく存款があるに係らず火の車を廻さねばならぬ理由は費目流用の結果が放漫に流れたのと財政局に保管されてゐる筈の現金がひそかに金櫃をはひ出して個人の糧棧に貸出されたり官間に投資されたりしてゐるために外ならぬ。この積弊多年にわたり、縣財政が危急に瀕しても融資を急に引上げることは到底不可能である。日系參事官が財政に目をむけて財政局長が差當り困る問題はこれなのであつた。迂闊をするとこの公金が自然消滅するおそれが多分にあるのである。もと〱ハツキリした決算書がないのだから各局に出た經費がどの樣に使用されたかは財政局の與り知らざる所で我々が財政局に首を突込んでもナマコの首を押

へる如くに容易に要領が得られないのである。

第四節　財政政策

税制の改革もさることながら機關の改善が先決問題である。底の拔けたザルで水を汲んでゐてはたまらないからである。

縣財政の改善案として

1、新人物の採用。從來の請負觀念を一掃し、公務の責任感に立脚して事務を扱ふ新人物の採用が急務である。

2、納稅者名簿作製。納稅者及びその納不納を明らかにし監督の根底を作る一方納稅觀念の涵養に資す。

3、滯納金徵收。納稅成績を向上し故意の滯納延納を阻止する。

4、納稅者表彰と從事員の賞罰。財政局に豫算を設け從來縣長財政局長の私有に歸したる提成をこれに充てる。

5、記帳法の改善。中國數目碼を禁じ簿記法を採用す。

現在縣財政は地方人件費を調達するだけを能としてゐるが、これは豫算の項において記した通り財政局は豫算面に盛られた金額を各機關に分配せば足りるとするやうな請負制度を廢し餘剩についての處置を講ぜねばならぬ。

財政局が自己の計算において徵稅經理する一元的な機構は斷然改めねばならぬ。豫算を一覽しただけでも分明する如く徵稅見積りは相當大きな餘地を殘してあるのだ、入つて來たゞけが――納稅――そのまゝ縣の公款となるならば、人件費に窮するやうなことはない。

要するに人の問題である。財務機關然り納税者然り、建國のはじめ免税々々と上級の官廳からは色々な特典が發表されたが一般大衆はその免税以上に他の名目で、他の手段で徴税をされてゐる。水匪害に苦しむ農民を救ふことに異議あるべき筈はないが納税の根本觀念に禍根を植え付けるやうなことは愼しむべきであらう。

第五章　警察治安

第一節　警　察

第一項　概　況

全縣を五區に分割し各區に分局を置く。

【附表第八】

縣公安局現有勢力（大同二年一月現在）

本局（縣城）	人	一六四
	馬	一〇八
	銃	六〇（使用に堪えぬもの四五）
	彈	四千六百六十三發

（人　五七

第一分局（縣城）
- 馬　三
- 銃　三五
- 彈　二千百十七發

第二分局（街基）第三分局（塔子城）第四分局（江橋）第五分局（大新屯）は各分局とも分局長以下七名、馬なく、銃はあるもあり、無きもある。

公安局の勢力範圍は縣城内だけで、縣城内の警察については、强盜、賭博、犯人の逮捕檢擧、戸口調査、交通整理等に着々成績をあげてゐる。巡警中には文字を解せぬ者もあるが概して眞面目である。城外の分局は殆んど期待が出來ない。といふのは電話の連絡なく匪賊その他の事件發生すると本局まで報告するには鐵道沿線は汽車、然らざるは騎馬であるから折角の情報も大概二三日前のものとなつて實效がない。特に騎馬でするものは、分局に馬なく農家から借りて來るのである。交通通信の整備せぬ限りこの狀態は當分續かねばならぬ。

第二項　組　織

【附表第九】

本局
- 總務股
- 行政股
- 司法股
- 督察股

本局
- 騎兵第一中隊
  - 第一分隊（縣公署）
  - 第二分隊
  - 人　六三、馬　四五
  - 銃　三五
- 騎兵第二中隊
  - 人　六七、馬　六一
  - 銃　六一
- 步兵分隊
  - 縣公署（二一人）
  - 本局（一六人）
  - 人三七、銃一一

第一分局
- 分局長　一
- 局員　一
- 分所長　二
- 傭員　一
- 巡警　四八
- ボーイ　四
- 分局長　一

第二、三、四、五分局	傭員	一
	巡警	五
	ボーイ	一

第三項　警察官吏

一般に薄給にして生活に餘裕なく、修養向上の機會も施設もなく全く氣の毒である。巡警の不始末を責める者あるが、それは實情を知るに及んで同情に變らざるを得ない。まとまつた訓練を受けるでなし、生活に足るだけの給與を受けるでなし、やめてその身の處置を講ずる術なく、八方塞りである。而も北滿の酷寒に外套さへなくて、夜警に任じ匪賊情報をあげる。止むを得ないとはいへ生命の危險を冒して働けといふは無理であらう。

【附表第一〇】

公安局員俸給一覽表（大同二年三月現在單位江洋元）

職名	本俸	辦公費
局長	八〇	四〇
股長	五〇	―
中隊長	五〇	二〇
第一分局長	五〇	四〇
第二分局長、その他	五〇	二〇

督察員	三〇	一
局員	二〇	一
分所長	二〇	一〇

巡警

1、騎兵

班長	九
一等警	七
二等警	六・五
馬糧代	三

2、歩兵

班長	九
一等警	七
二等警	六・五
三等警	六

第四項　行政警察及司法警察一般

城門には分所を設け、驛には列車到着の都度、督察員巡警が出張し、城內大街は交通整理に當つてゐる。夜は市內を巡邏警戒する。犯罪人の檢擧は先に洮遼軍駐屯の當時はこれに壓倒され殆んど手が出なかつたが近時大いに活躍してゐる。檢擧した者は司法股に於て取調べ承審員に移送する。

監獄は特殊の事情を有し經費の都合上囚人から食料の實費を徵收する。一日江洋十八錢？　といふことで司法部から調査員が來たとき會計の帳尻が合はず散々アブラをしぼられた上『君は掌櫃一樣だ』ときめつけられ大いに慌てたエピソードがある。その建物は事變前地方民が據金して建てたものだといふ。

第二節　治　　安

第一項　概　　況

縣城附近にも時々匪賊情報が上ることとあるが其の數が確でない。その都度縣からは公安隊や警備隊が繰り出すが『匪賊退散』といつて引上げて來る。

地方警備隊は定員四百五十名にして地方より銃、馬を有する者を徴募したのであるが現有勢力の確實な數字は遺憾ながら手許にない。大同二年一月大隊長の選任に當り地方士紳から三名の候補者が現れ猛烈な競爭を演じた。現在匪賊出現に際しては公安隊等を出動するが、縣城に黑龍江省警備軍が駐屯してゐるので影が頗る薄い。縣として今のところ骨折つて訓練する必要も認めないといふ狀態である。

江省軍の混成第三旅司令部の所在地にして洮遼軍と交替して約千名近くの實力を有つてゐるので大局からは治安は沈靜といへやう。たゞ小匪團の出現は常習的で駐屯軍の討伐隊にも犧牲者を出すことがある。

縣城は事變以來未だ一度も匪賊の來襲に蹂躪された事なく、不完全な城壁を有ちながら惠まれてゐる。大同元年十二月初め北滿に暴威を逞くした李海青匪が三千、縣の東境を通過して熱河落ちをした以外大匪團の出現はない。

第二項　機　　關

治安保持の機關として縣には前記公安局、地方警備隊がある。地方警備隊は大隊にして四個中隊編成、縣城に二個中隊、城外に二個中隊を置く、城外の一隊は歸順匪の中編で附近住民の迷惑となる程度で治安機關として期待出來ない。

江省警備軍は泰來に旅司令部を置き步兵一個營の外、騎兵、機關銃連を有する。軍規風紀肅正にして住民は喜んでゐる。日本軍隊は第〇〇〇團の一個中隊江橋に駐屯し鐵橋警備の外、洮南の日本軍と連絡し沿線の警備に當る。裝甲列車の重機の音が沿線住民の夢を破ることもある。

第三項　匪賊狀況

概況に述べた通り大匪團の出現におびやかされた事はない。今後目標となるものは數名乃至數十名の小匪團であらう。縣城內でも屢々殺人强盜事件が發生し農民の縣城への往來の途上掠められるもの少くない。高粱の繁茂期には一層劇しくならう。

第四項　治安と軍

洮遼軍には氣の毒であるが二月まで該軍が駐屯してゐた時分は縣城も相當騷がしかつた。住民もいぢめられた。幹部の苦心は認められるが力及ばないやうにも見えた。特に移動決定の前後は到る所、匪賊情報が俄に續發したことなど面白い現象である。然し何をいつても賴りとなるは軍である。政治との分野を明かにすることにより、商務會等と個別的關係を淸算することにより住民は軍の駐地を歡迎せざるを得ない。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項 概況

農業は縣民の主要生業である。未墾原野多く、曹達質の土地が多くて肥沃とはいへぬが、農業で立つより外はない。縣の西北部塔子城を中心とする一帯及び江橋附近は將來有望の農耕地とされてゐる。

江橋では朝鮮人が水田開墾のために農務契なる團體を組織し大開墾計畫を立てゐる。チ、ハル領事館との資金調達の交渉が成立すれば直ぐ實現するであらう。泰來附近の呼爾達河の沿岸も滿鮮合辦（滿人の土地資金を鮮人が借りて）の水田開拓が着々進行しつゝある。農事思想が低く舊習を踏襲してゐるだけだから將來は生産物の取引統制と農事改良の方面に力を加へらるべきである。

第二項 耕地及農産物

泰來縣公安局の概算によると全縣面積一萬五千方里、內耕地百三十八萬六千三百五十八畝となつてゐる。正確な數字はないのでほんの見當だけである。縣財政局の納捐地は十一萬晌となつてゐる。

農産物は次表の通り大豆が主要品で他は縣內の需要を滿す程度である。

【附表第十一】

泰來縣主要農産物收穫高（縣農務會調査）（單位石）

類別	平年作	元年度
大豆	二七〇、〇〇〇	八二、〇〇〇

高粱	一〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
谷子	九〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
包子	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇
蕎麥	二七、〇〇〇	四、五〇〇
稻子	二〇、〇〇〇	二、〇〇〇
雜粮	四五、〇〇〇	七、〇〇〇

第三項　農業團體

縣農會は駐屯軍の秣供給を引受けて貸倒れに陷つて大部分機能を失つてゐた。元來この種の團體は從來とも産業團體としての價値は低いものである。地方各鄕には農會長あるも同様である。

第四項　農業移民

もと〳〵山東移民が主體となつて構成した社會であるが苦力等が入り込む以外は、日本農民等の組織的な移民は相當困難なものと思はれる。鮮人小作人は隨所に入つてゐるが定住性なく土民に對してもあまり信用と勢力がない。

第二節　林業

四洮線を北上する旅人の誰もが經驗するやうに南滿の沿岸には楡や柳の木立をみるが洮昂線を上ると樹木が視界から消える。泰來の城內には樹木は殆んど絕無である。植樹が不可能なわけではなからうが試みられた事を聞かない。楡や

柳が木材として價値がないにもよらう。河岸には細い葦のやうな柳はあるが大きくならない。木材は呼蘭その他松花江下流地方から移入される。

第三節　牧　畜

主として蒙古人の掌る所とされ原始狀態を脫しない。縣內の數量は馬二萬八千、牛二萬、羊一萬八千で未墾原野に放牧されてゐる。種類も在來種のみである。泰來の狹い路次で馬の賣買が行はれてゐるが賣手と買手が任意に交涉するのみで特別の施設も機關もない。

屠殺はその職業があつて自家に屠場を有つてゐる。肉は縣で檢印を捺し課稅する。猛惡な面相をした犬が馬牛の大きな頸骨をくはえ廻つたり板のやうに硬直した毛皮を一枚々々ふれ賣る牧者の姿は街頭を彩る一情景である。

第四節　鑛　業

資料なし。

第五節　水産業

江橋を中心とした嫩江には冬期盛んに鯉、鮒、敖花魚が獲れ南滿方面に移出される。夏期は沿岸到る所に舟が浮べられる。

第六節　鹽　業

資料なし。

第七節　蠶　業

資料なし。

第七章　工　業

泰來に油房、燒鍋營業者が數名ゐる中に、搾油機を持つ者も一名ゐるが糧棧の兼業で小規模である。高粱酒、老酒の醸造も手工業の域を脱しない。

曹達を原料とする工業が有望といはれてゐるが調査も計畫も着手されてゐない。

先に豆粕による發電が計畫されたが採算とれず中止となつた。目下發電計畫について着目してゐる企業家もあり、電力が供給されたら油房業は一段と活氣を呈するであらう。

第八章　交　通

第一節　鐵　道

洮昂線が南北を縱貫する。滿鐵が經營に參劃してからは龍江大連直通が實現され車體もよく昂々溪の面倒な乘換もなくなつて至便となつた。たゞ貨物運輸について營利主義を棄てぬため沿線は物價の下落をみせない。石炭の價格が北に從つて著しい差を有するのはその好例である。

第二節　水　運

五月中旬から十月末頃まで嫩江の舟運が開ける。水深がないので小吃水の汽船の航行を許すのみである。江橋大賚間は下航三日溯江五日を要する。現在（大同二年五月末）は沿岸の治安はつきりせず、漁民まがいの匪賊の警戒を要するが大賚方面の特產が續々と溯江して江橋に出て來る。所謂川豆が市場を賑すのである。本年六月以後は大賚江橋間に江防艦隊の出動を見る筈で治安上の懸念は輕減される。

第三節　通　信

泰來に私設の市內電話局ある外、一般用としては事變當時匪團のため長距離線が切斷された上、洪水に浸され通話不能となつてゐる。泰來では郵便局が爲替も取扱ひ電報局は滿文、ローマ字電報を發受する。前述の如く縣內の電話連絡がないから各部落は匪團に對しては弧立狀態とならざるを得ない。

第四節　航　空

事變當時、多門師團が北伐の頃、泰來の東南部に飛行場が設けられたがその後飛行機の發着をみない。

第五節　道　路

結氷期大車の運行は自在であるが解氷期においては騎馬の外、來往不能に陷る。草地の間に自然路が發達したとみるべきで、泰來塔子城間には事變前、乘合自動車が運轉された事もあるが今はない。嫩江はいたる所徒渉が可能とされ渡口を缺く。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　概　況

元來農業國であつて、商業はその附隨として出現した形で、泰來とその分身たる江橋を除いては見るべきものがない。今泰來における商況をみるに、十數名の糧棧が主勢をなしそれ等の財團が投資した吳服雜貨店が繁盛してゐる。背景の農村が人口稀薄だから特產の出廻期の賑いは相當であるが夏期に至れば泰來の盛況は江橋に移動してしまふ。斯樣な次第で商業として注目に値するものは糧棧のみといへやう。その取引については何等施設も機關もないから農民は利にさとい糧棧のために價格をたゝかれ不利な立場に立たされる場合が少くない。

第二項　會社商店

事變以前は滿鐵が出張所を設けて特産を扱つてゐたが大同二年二月撤收された。現在、國際運輸公司が其後をうけて大車輪の活動中で滿鐵の穀物檢查員もその中で働いてゐる。これ等の機關は出廻期には目の回る程忙しいがこの期以前は拱手の態である。

國際運輸公司は土地の糧棧を相手に買付と運送の兩方面から猛烈に攻め立て、從來暴君の威を逞くしてゐた土商を大かた克服し信用と基礎を確立しつゝある。土地の糧棧にして國際の軍門に降り融資を受けてゐる者も相當ゐる。この糧棧中にはもと一苦力から身を起し泰來隨一の豪商となり綢緞雜貨の大店舗を經營してゐるのもある。糧棧は殆んど個人經營にして會社組織のものは綢緞雜貨店に二三見るのみである。

第三項　商業機關

此處の商會も例にもれず財力を擁して强大な勢力をもち、軍閥と結んで搾取的機能を發揮してゐた商會それ自體が會費(稅)を徵收する外、縣の商捐を代徵しその半分は未納となつてゐる。軍閥を背景に持つものであるから、縣長などの手を下すべき存在でない。會計檢査など一回も行はれたことなく各商戶はその納入した稅の行方を知らない。全く幹部專制である。その商會が自らの財力と軍閥の背景を以て民政の障碍をなしたことは今更贅言を要しない。商會の幹部にその職能を質問せるに『軍隊が來たときにその世話をするのであります』と答へた。經濟機關としての自覺もなければ用意もない。全く軍資軍需品、營舍等の世話をする一の搾取機關にすぎなかつたのである。

第四項　物價及生計

物價は驚くべき高價である。軍隊に對する貸倒れや未拂分を補ふためだとの說もあるがそれのみでなく經濟上僻地に屬し諸物資豐富ならず交易順調を缺くためであらう。物價を數字的に記述する材料はない。

第五項　度量衡

從來の計器をそのまゝ使用してゐるが標準による檢査施行されず記述の材料を欠く。

第六項　商事慣習

資料なし。

第二節　金融

第一項　概況

事變前は廣信公司が支店を有してゐたが大同二年二月滿洲中央銀行支行が開かれ金融の業を開始した。糧棧、地主、方面に對する金融は從來主として大糧棧が行つてゐたが近來國際公司の進出によりその株を奪はれそうな形勢である。

第二項　機關

特產の買付及びこれに關聯する金融は從來滿鐵出張所もやつてゐたがいまは國際公司にその地位を讓つてしまつた。

前記中央銀行の開業に附設して實業廳の特產買付が行はれてゐる外將來質屋を兼業する方針であるといふ。現在質屋は一處もなく小規模な錢舖が一、二あるが庶民金融機關としても問題にならない。

第三項　通貨

通貨の主體をなすものは黑龍に省大洋票(廣信公司大洋票)で江洋と通稱されてゐる。地方稅の收支は江洋建である。この紙幣は法大洋とも呼ばれるので慣れない者は哈爾賓大洋票と聽き違へる虞がある。然し哈大洋は縣下でその姿をみることは稀である。

黑龍江省官帖も地方稅の收支商取引に盛んに用ひられたが今は以前程の勢力はなく小賣買に局限されるに至つた。この外に天津票、奉天票も見受けるが數量は極めて少ない。天津票はその換算率が國幣より稍々高いのが通例である。

流通券は大同元年四、五月四萬圓(江洋と同率)財政局から發行されたが同年十二月限り回收した。紛失、破損その他による未回收分三千七百餘圓の紅利を得た。回收は永豐源と稱する糧棧を通じて行はれたゝめ巷間種々の噂を生じた。流通券が江洋と同價であつたのが、實際には常に四、五割方の下落を示しその下落した率で回收されたもの丶如くである。

國幣の勢力は漸く普及しつゝあるが一般生活には徹底してゐない。財政部の換算率は各幣間に遵守されてゐるけれども幣制の統一は急務である。

第十章 教育及宗教

第一節 教育

第一項 概況

縣内に一の中等校なく一般の教育程度は低劣である。漢文字を解するもの三割、蒙古文字を解するもの一割で全人口からみて文字を解する者僅か四割に達せぬとされてゐる。されば事物に對する根據ある認識、判斷を欠き流言蜚語頻りに行はれ自らの影に戰々兢々たる有様である。教育の現狀は不振を極め城内の學校に於てすら校舎は荒廢し設備等のみるべきものは一もなく教育費の未拂から沈滯狀態である。縣財政の帳簿上では教育費は相當の存欵を記錄されてゐるが(附表第六參照)全部他に流用されてその發給について財政局長と教育局長との間に訴訟沙汰まで生じた。水匪害のために開校しない學校には經費を出せないとの鄕老會議の決議に基いたものといふので教育局長の泣寢入りとなつた。大同二年三月文教部編纂の滿洲國新教科書が縣下各校に配給された。

第二項　機　關

教育局の下に縣立小學校ある外私立學校もある。

【附表第十二】

泰來縣小學校一覽表(大同二年三月現在)

校名	所在地	教員數	生徒數
第一初高兩級	泰來	八	一八一
△第一初級	泰來	四	八五
第一女子初高	泰來	四	六五
第二初高兩級	街基	四	一一〇

△第三初級	江橋	二	九五
△第五初級	聚寶山	二	八五
△第六初級	五廟子	一	六五
△第七初級	索古臺	一	不明
△第八初級	敖根山	一	四五
未開校			
男子初高兩級	搭子城	四	不明
△女子初級	搭子城	一	不明
△女子初級	街基	一	不明
男子初級	特克山	二	不明
△男子初級	兩棵樹	一	不明
私立學校（開校）			
道德會立男初	泰來	二	一〇〇
道德會立女初	泰來	一	四〇
基督教立男初	泰來	二	八〇
道德會立男初	街基	一	四〇

備考　男女共學なく△印は民有家屋を借りて校舍とするものである。

第三項　社會教育

社會教育機關として泰來城内に民衆教育館と稱するものあり民有家屋を借りて新聞を備へ演說員(月、江洋、五〇元)一名を置き時事問題について講演を行はしめる組織であるが現在は教育局の財政難から事變以來復活されない。

第二節　宗教

第一項　概況

宗教も不振狀態で信仰を以て精神生活の根底とするやうな高尙な態度は認められない。宗教團體として活躍してゐるのは基督教だけで英人宣教師は監獄にも出かけて來て說教を試みてゐる。城内には小學校を設け、教會堂には日曜每に讃美歌が街頭に聞えて來る。

佛教徒は屋内に祭壇を有つが同教徒にはない。これ等の信徒の社會的活動はみられない。

喇嘛教は多數の信徒を擁し寺院も持つて居るが別に知るところがない。陰曆三月二十八日、五廟子の喇嘛寺院に行はれる祭典には遠近より信徒參集し非常な賑いを呈すといふ。

第二項　種類別

公安局調査の大同二年三月現在の各教勢力順位を示せば左の如くであるが內容の正確なことは判然しない。

一、佛教　二、喇嘛教　三、回教　四、天主教　五、基督教

資料なし。

第三節　建國に關聯する教育方針の變化

單に三民主義が王道主義に置き換えられたことによつて實際の教育方針の變化を說明することにはならぬ。中華民國が滿洲國となつたことは政治的には偉大な變化であるけれども國號や年號が變つたゞけでは民衆特に兒童にはピツと來るものがあらうか。縣の行政機構からいへば敎育局は常に財政的に壓迫を受けて敎員は食ふや食はずで校舍は荒廢のまゝ弱り切つてゐる。儒敎の實踐を主とする德育は今は地を拂つてゐる。孔子は形式的には今も儒敎の中心ではあるがそれは完全に偶像と化し去つてゐる。新敎科書が採用されても王道思想を說明し得るもの縣內に幾人あるであらうか。この意味に於て敎育方針には變化なしといふ結論が實際に卽した結論であらう。

第十一章　社會事業

中央方面より下附された水災救濟金による食糧、衣服の配給を萬國道德會が引受けてゐる外、官にも民にも社會事業と認めらるべきものの存在しない。基督敎、道德會が小學校を設けて敎育事業を分擔してゐることは特筆に價するがその他には經濟的にも文化的にも何もないやうである。

第十二章　衛　生

衛生思想の低いことは免れ難いところで將來にかけられた大事業の一である。施療機關として城内に二名の漢方醫が開業してゐるがその智識、技術の點について知るところがない。一般人の生活は衛生思想など皆無といふも過言であるまいと思はれる程度である。

地方病等に關する調査はない。飲料水が極めて不自由で淸澄な飲み水が湧く井戸が珍重される。水汲み專門の苦力がゐて一擔幾何らと水を汲んでゐる。浴場は二戸あるが何れも共同浴で黃濁の水である。

第十三章　結　論

第一項　王道政治を通じてみた地方民の生活及思想

滿洲國は成つた。地方民衆はこの大きな歷史的事實に直面して大きなショックを受けたに違ひない。然し大衆にとつては何故に滿洲國は出來たのか、又どうして出來ねばならなかつたのか、そしてその標榜する王道政治とは何か。これ等に對する見解においては全く霧中である。又考へたこともなからう。それを考へる能力を持たないかの如く白紙的である。

所謂大衆の上には軍閥時代にそれと抱き合ひそれを利用して大衆から甘い汁を吸ひ取つた吏僚がゐる。財力を擁して軍閥に近づき、そうすることによつて特權的地位と利益を占めてゐた富者階級がゐる。これ等支配階級を形造つた人々

は今何處にゐるか。矢張り滿洲國の上層指導階級となつてゐるのでないか。地方と雖もこの例にもれることはない。

王道思想――王道政治は一面强力な破壞力と滲透力が伴つてこの角質してゐる分厚な上皮層を突き透して直接大衆の中にしみ込んで行つてそこに生成敎育の原動力をつかまなくてはうそだ。所謂地方士紳、鄕老といふ存在を無視せよ、度外に置けと主張するのではない。彼等も建國事業を分擔すべき重要な部分ではあるが彼等には懺悔すべきもの、反省すべきものがなくてはならない。今そんな事を取り立てゝ論議してゐる場合でないといふか。然らばいつの時代にかその機會があるとしやう。王道政治がオポチュニズムでない限りそこに、はつきりした見解を立てゝ置く必要がある。飢えたる者に砂糖をなめさせるやうな安價なものであるならば遂に將來を誤るなきやをおそれるものである。

先に關東軍に從軍して奉天省下に政治工作を行ひ更に黑龍江省に來つて縣政に參ずるに及んで建國事業が粘土細工をこね上げるやうに容易なものではないことを切實に知つた。そんな事を今更あらためて知つたのでは遲いが思想――政治が一の流れであるとせば大洋の水にも似たるこの大衆にその流を指示し滔々たる海流の勢をつくることは誠に二階から目藥をさすやうな業ではないのである。

第二項　縣制度の理論と實際

縣に居るものゝ誰もが苦心することは縣長との折合、地方民を如何に引づつて行くかの問題である。縣制度が不完全であつたゝめその間種々なる悶着や小競合ひを生じたことは、とかく免れ難いところであつた。理想からいへば日系官吏が縣に入る所以は日滿關係の具體化を意味するもので日本國策と無關係なる日系官吏の存在はおよそ意味ないものである。縣官制がこの根本原則に準據すべきは勿論である。

日本人參事官が舊い歴史と經驗を有するこの土地と官吏を指導するなどは不遜なりとの說をなす者ありと聞く。我等は縣長の下にこれを補佐する立場に異議を挿むものでは斷じてないが、滿洲國の指導誘掖を以て任ずる矜持を捨てるものではない。まかり間違へば民衆の前にこの生命を投げ出して悔ひない覺悟と用意とをもつてゐる。嘗つて、日本外交が唱へた日支親善はその實、自己の無氣力と向ふ樣が出たゞけこちらが凹むといふ退嬰的なお天氣主義の代名詞であつた。されば幾十年日支親善を唱へ來つて未だかつて支那から親しまれたためしがないではないか。これと同じとは云はぬが日滿官吏と協調といふこと、一方的ではなくて必ず相互的な原則に立脚すべきことは理の當然である。縣に入つてゐると此の明瞭な原則が仲々に行はれ難いのだ。夫婦喧嘩が時に愛嬌となる如く時にはイサカイでもしなければ田舍では退窟もするが兩者に此の理解がなくてはかなはぬ。この理解を持ち得ないものは日滿人を問はず縣に入るべきではない縣に入る日系官吏の數を二三名に制限した理由は解し難きものである。

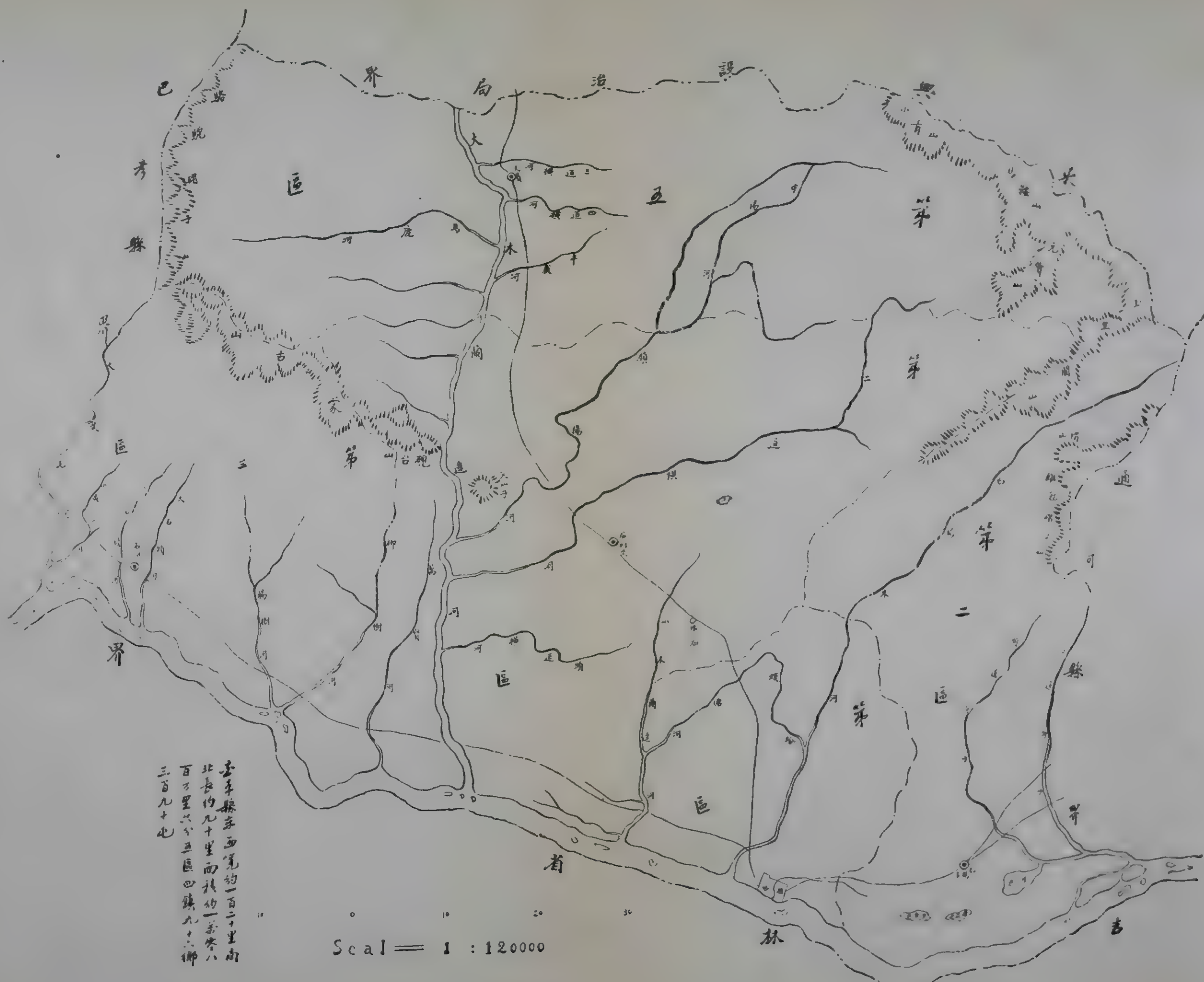
自治制度の採用は指導階級が眞に懺悔し反省の實を示してからのことである。

第三項　爲政者としての希望

とかく治安が整はぬので縣城外に出ることが出來ない。我等が日常接する人々は多く社會上層の人々である。此等の人々の聲のみ聞いて民の聲を聞いたと早合點をするのは危險である。請願、陳情、訴狀は愼重に取扱つて苟くもしない用意と親切がありたい。省公署には縣公署の知らない陳情書類を見ることがあるが新京でも同じことであらう。この處理宜しきを得ないときは百弊直ちに生ずるであらう。我等は縣內の一切につき責任を感じてゐる。縣を通過しない請願陳情の類は一應縣に通知若しくは却下せられたい。

それ信なくんば起たず。任命されて職を縣に奉ずる限り絕對に信用して貰ふことだ。怪しい場合は實地について調査をされることだ。交通通信不如意な國情故、色々な喰違ひが出來るのは止むを得ない。然し地方にある者を腐らせないだけの用意があつて然るべきだと思ふ。これは我々が縣吏に對しても同然である。(以上)

【附記】泰來在任四個月餘、大賚縣に轉任後、執筆せるため資料調査ともに杜撰の點慙愧に堪えない。



Scal = 1 : 120000
0 10 20 30
設治局界
吉林省界
第五區
第四區
第三區
第二區
孟平縣東西寬約一百二十里南
北長約九十里面積約一萬零八
百方里共分五區四鎮九十六鄉
三百九十屯

黑龍江省木蘭縣

屬　淵崎吉郎

第一章　總說

第一節　縣の歷史

本縣の縣名は縣內の木蘭達河から得たもので、「木蘭達」とは蒙古語の牧馬場の譯である。

(1)施政の起源　此縣境の西部はもと巴彥洲の治下に屬し東部は吉林省大通縣（現在の通河縣）の治下にあつたのであるが（松花江南岸は山多く旅行不便にして、清朝乾隆六年吉林省內に驛站を設置し、然して三姓以西の驛站は松花江以北の地に假設したのである。光緒二十五年呼蘭の阿副都統と三姓の保副都統との間に境界に關して爭議を起し、双方相持して讓らず、遂ひに慈禧皇太后に上奏して命に依り松花江を以て境界となし、爰に於て江北の地は遂に黑龍江省の管轄に歸したものである。）清の光緒三十一年八月木蘭に初めて置縣の制を見、呼蘭府に屬せしめた民國となつて滿漢の境界を撤してから東興鎭協領（協領とは駐防各旗營の上長官にして副都統の下、佐領の上に位し正三品である）の所轄地方となり、同時に縣政を實施し黑龍江省綏蘭道に屬したのである。十六年七月東興鎭に東興設治局開設するや東興鎭は元の旗地となり縣の木蘭鎭は東興設治局の行政管轄に歸し茲に於て四圍は縮少されたのである。施政の當初は草木亂生、人口稀薄の地で臨時縣署は曾つて小石頭河子街に在つたが宣統二年初めて松花江北岸索倫張口に移して市街を劃し官衙を建築したのが卽ち現在の縣城である。

⑵古代の沿革　吉黑の地は古へ息愼と稱し、史書に據れば「帝舜二十五年息愼より弓矢を朝貢し來れり」とある。是は中國に內屬せる始めで周代に肅愼と曰ひ、漢代には挹婁と曰ひ、魏代に勿吉と曰つたのは皆此地の稱である。魏書に據れば「勿吉國は高句麗の北に在りて古への肅愼國なり、部落各〻特長あり、總じて一ならず、其人獰猛にして言語又異なる、大川あり、中三里餘にして速末水と稱す、其南に徒太山あり……」北史に據れば「勿吉は一名靺鞨と曰ひ、其部落に凡そ七種あり、一、粟末部、二、伯咄部、三、安車骨部、四、拂涅部、五、號室部、六、黑水部、七、白山部にして黑水部最も强し」。速末水、粟末水とは均しく現在の松花江で、徒太山は卽ち現在の長白山である。唐時代粟末の部長大祚榮は渤海國を松花江以南より日本海に至る間に建設し、國內に五京を建て一時頗る盛大を極めたものであつて、宋時代黑水部長完顏阿骨達は金國を建設して遼を亡ぼし、北宋に及んで名聲赫々たるものがあつた、爲めに女眞族の最盛時代を現出したのである、（清人の關東に在りて自ら珠申と稱すは卽ち女眞の意が轉じたもので、三代の肅愼は轉じて女眞となり、猶女眞は轉じて珠申となつたのである）金は黑龍江以西、嫩江以東、松花江以北の地を以て國境とし蒲輿路と稱し、元代には開元路と改稱し、明代に置扶餘衛と改めたのは何れも此地のことである。清朝の初め勅諭を以て禁地となし、咸豐同治年後初めて開墾の事を議し、光緒宣統の年代に漸く此を實施し、測量の上拂下げを開始したが、茲に於いて黑龍江は漢人の密度漸く濃くなり其最も多きは松花江北岸の各縣にして何れも早くより開墾せられ、本縣は其中最初の開墾地である。

第二節　建國以降現勢一般

民國十九年度の豐年の後を受けて二十年度の事變勃發に依り兵匪土匪の橫行跳梁盛んにして治安は全々維持されず其

儘大同元年三月を迎えたのであるが、七月に於ける馬占山の逃亡、此に對する日軍の討伐についで松花江の大洪水は本縣の半ばを潤し、此に加へて八月の大刀會匪の破城に依り完全に諸機關は破壞され一時無政府狀態となつたものである。減水に續いて大刀會匪の四散に依り治安、財政は漸次平常に復し、各商店の歸城、農民の歸村は盛んとなりかくして城內の商店街は日に〳〵繁榮となり、今日に到つたのである、然しながら積年の匪賊に依る被害及び水害は一方に於いて縣財政の獨立を困難ならしめ、他方農民は新國家に對する認識を爲すに暇もないが治安の確立と共に其認識を深め行く事と信づるものである。

第三節　縣制及官公吏

第三章地方制度の項に說明するを以つて本項に就ては省略する。

第四節　開　墾

淸朝の初め黑龍江省は禁地に屬し、雍正十三年始めて呼蘭等の地に官家に屬する莊田を設立し旗人を移民さしたのである。咸豐七年御史吳焯、呼蘭地方の開墾を奏請してから禁地の制が解かれ開墾の事業大に擧つたのである。同治元年將軍特普欽、移民開墾を奏請し之を實施したのは本省に於いて移民開墾の嚆矢である。光緒二十九年副統程德全、命を奉じ開墾の事を掌り、將軍達桂と會同し辦法の變更を奏請して、旗民兼放の策に重きを置いた。是れが本省に於て一般に荒地を開放した嚆めである。光緒三十二年程德全が白楊木河等の荒地を開放の奏請し此が實施を見たのは本縣に施政

した後最初の開放である。宣統二年東三省總督錫良、黑龍江巡撫周樹模が黑龍江省移民墾地特別辦法を奏請審定以來、移民開墾は日に日に增加し、民國二年都督朱慶瀾全省を十二區に分割し、各區に測量及び招墾分局を設けた。本縣は第九分局にして局長『王赤鄉』は測量、耕地整理、田賦、移民、開墾等の事項を處理し實積大いに見るべきものがあつた。民國十四年清賦（土地の課税整理）等を肇め、縣公署にて淸賦の事務を兼ねて辦理し、財政の餘裕を見るに至り、尙現在にても舊制を採つて居るのである。

第五節　古　蹟

縣の古蹟にして已に發見されたもの數ヶ所ある。

一、老紙房屯（縣城北十八里）

農夫荒地を開墾して居つた折土中から製紙用の石ローラー一組を發見した。想ふに往年該處に於て紙を製造せしものらしく村名を『老紙房』と云つて居る。

二、楊樹河（縣城西七十里）

民國元年頃錢窖（ゼヒグラ）數ヶ所を發見し、中には唐、宋の制錢充滿して居つた。

三、楊堂屯（縣城東十八里）農夫耕地にてしば〳〵古代の箭頭箭杆等を發掘した。

四、白楊木河（縣城北）

民國初年河岸から農夫耕地に於て古印を發掘し、其上部に篆文を以つて「上京路鎭守渡雅璺河印」の十字が刻してあ

つた。(此の印は宋壽彭なる者の所有と聞くも現在同人の所在不明との事である)

「上京路」とは唐代靺鞨人波海國を建設し、松花江以南から日本海に至る地を領有し、其國内に五京を建てた。一、上京=龍泉府、二、東京=龍原府、三、南京=南海府、四、西京=鴨綠府、五、中京=顯德府で上京龍泉府は現在の吉林省寧安縣で、又金代に會寧府を上京會寧と爲したのは即ち現在の吉林省阿城縣南四里の西點にある白城の事である。此地點は南に寧安があり、西に阿城あつて均しく數百里を距つるに過ぎないのである。當時上京路に屬して居つた事は疑はない處であり、唯「波雅墨河」とは何處を指したものか不明で或は白楊木河の音譯でないかとも思はれる點もあるので其れは單に近似と云ふ丈の事で何等根據あるものではないのである。

第二章 地誌風俗

第一節 地誌

第一項 位置、地勢

(1)位置 本縣は東徑四十六度北緯百二十八度の位置にあつて黑龍江省東南部に位し、松花江に南面して賓縣(吉林省)に接し東に通河、西に巴彥、北に東興の各縣に隣接して居る。東西約百三十里、南北約百里縣全面積約一萬三千方里である。

(2)地勢 地勢半ば平原に屬し北方に大青山を負ひ南は松花江に面し縣内各所に小河川ありて松花江に注ぐ。

一、山嶽　小興安嶺の一部にして高きも五百呎を越へず。

蒙古山（縣城西北）硯臺山（蒙古山の東方）駱駝磖子山（蒙古山の西北）鷄冠磖子山（縣城の東北）尖山子（硯臺山の東にありて中間に木蘭達河をはさむ）

二、河川

大木蘭達河＝城西にありて小興安嶺中の大青山に其源を發す。水深五十尺――八十尺、航行は小帆船可能にして本縣一の大河川である。長さ約二百餘里。

白揚木河＝小青山より西南流し縣城の西二里の地點に於て松花江に注ぐ。百餘里。

頭道河＝二道河と共に鷄冠磖子山より出で南流して松花江に入り通河縣との境を爲すものである。

以上の他大黃泥河は巴彥との境を爲し、小木蘭達河、萬寶河、柳樹河、揚樹河、大石頭河、小石頭河、小黃泥河がある。

第二項　戸　口

元來當地方は蒙古地にして從つて土着人は蒙古の索倫人であつたのであるが滿洲旗人、漢人にと漸次代位され、現在に於いては索倫人旗人は殆んどなし。（參照五十五頁）

大同二年二月公安局の調査に依れば本縣人口左の如くである。

	合計	學童	當兵	官吏	農	工	商
戸數	一二、三六七戸	一五〇	一〇七	五三	九、四〇四	一、四七二	一四三
男	四二、二八二人	四、二九九	一二七	六一	三一、七七九	四、一三九	三六七
女	三三、五九八	四〇〇			三一、五八三	一、五三三	七三
計	七五、八八〇	四、六九九	一二七	六一	六三、三六二	五、六七二	四四〇

	漁	無職	失業	道教	僧	回回	
戸數	四三	七六〇	一四八	五	一	四	
男	一一二	八二一	一七〇	二〇	三	九	
女						九	
計	一一二	八二一	一七〇	二〇	三	一八	

以上を各區別に見れば

	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
戸數	二、五九三戸	一、七四六	一、六七〇	三、九九四	二、三六四
男	八、八一八人	八、三九六	五、三七〇	一二、一六三	七、五三〇
女	六、八七二	五、二二七	四、八三八	一〇、八四六	五、八一五
計	一五、六九〇	一三、六二三	一〇、二一三	二三、〇〇九	一三、三四五

又各區に於ける職業別を見るに

	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區
商戸	七六戸	二二戸	三一戸	一一戸	三戸
農戸	一、三六九	一、二七二	一、〇六八	三、五七八	二、一一七
工戸	七九〇	一三〇	二五七	一九二	一〇三

各區に於ける村數は

第一區　五八村　第二區　四九村　第三區　五三村　第四區　一三一村　第五區　六一村　計　三五二村

以上の外朝鮮人一八八名、內男一〇二名、女八六名戸數四〇戸である。

第三項　主要都市

縣城＝縣東南部に位し巴彥縣城より一三〇里通河、東興兩縣城より一二〇里である。南に松花江あり西は白揚河口に接し交通甚だ便にして古名は索倫張口（古へ索倫人、張なる者此處に於いて漁業を營みたるを以つて此名がある、現在索倫人の漁家數戸あるのみ）と云ふ。宣統二年に縣城を設け四周を掘りて土壕となし東西南北に各、鎭江、木安、撫濱、蘭慶の城門がある。戸數一、一三一戸、人口五、五三三人、初高兩級小學校（男、女）二校、縣署、電話局、電報、郵便局等あつて縣內唯一の商業地である。寄航港なる爲め大なる糧棧商がある（目下中央銀行の分行開設中である）。

白楊木鎭＝縣城東十五里、舊名佛斯亨又別名を五站と云ふ。清代の驛にして三姓より西第五番目の驛であるを以て此名がある。乾隆六年の設置にかゝり本縣最初の市鎭である。昔日樹木多くして人少なく附近に白楊樹多くありし故又の名を白楊木と云ふ。民國八年以前は商業盛んであつたが其後匪害に依り昔日の面影なく、現在公安第二分局、郵便分

局、小學校等がある。戸數四二〇戸人口二、三七〇人

石頭河鎭＝城西九十里、舊名小石頭河子と云ひ當鎭の東西兩端に小石頭河流るゝからである。松花江沿岸迄三里の地點で寄航港として巴彥方面の旅客はこゝより乘船する。粮棧數家ありて縣境の粮石輸出港で縣設立の初め玆に臨時縣公署を置いたのである。公安第三分局、郵便分局、小學校等がある。四八七戸、三、六二一名の人口がある。

北廣利東＝此名は商舖の牌號にして縣城西北四十五里其南に南廣利東がある。公安第四分局、小學校等がある。戸數五二戸、人口三二〇名。

大櫃鎭＝原名は劉家大櫃、略稱大櫃で巴彥の劉家燒鍋、木材業を營み其帳場より出た名である。北方縣境の要路に當り四六の戸數、二五〇名の人口及び公安第五分局小學校がある。

第四項　氣　象

當地方は結氷期は十一月に初まり解氷期は四月である。十一月の末頃より三月半ば迄松花江は結氷し、同時に水路の交通に代りて陸路の交通となる。四、十一月の兩月は結氷、解氷期なる爲め水陸共に交通困難の現狀である。冬期の最低溫度は正確なる統計なきも例年零下三十度前後（攝氏）にして、夏期は三十度前後で、年平均二度にして夏期の生活は凌ぎ良い。降雨は少なく一尺以上の事は稀にして槪して結氷直後解氷直前に多いのである。

第二節　風　俗

第一項　槪　況

本縣の風俗習慣は北滿各縣と大同小異にして別段此と云ふべき特異性はない。

衣食住＝衣服は、農民が多く且つ文化程度低き爲め官吏其他少數の者を除いては殆んど布切れを纏ふ程度に過ぎず、唯冬期嚴寒なる爲め猫、兎、狗等の毛皮を用ひ、靴、帽子等も全部毛皮類に依つて造られてゐる程度のものである。

食事は平素非常な粗食にして正月端午節、中秋節以外は概して肉食、麵類を用ふる事なく、冬夏期は松花江の魚類を用ふ。冬期は二食、夏期は三食或は四食にして常食としては小米、包米、高粱等にして燒酒以外老酒、紹興酒等特別の時以外殆んど用ふる事がない。

住宅は平家建の茅屋で木材の産出ある爲め土塀の代用其他に木材を用ふる事が多い。

家族關係＝大家族主義にて南滿各地の例に漏れず。

娯樂趣味＝城内を初め各主要地に於ける娯樂機關としてなく戲院、其他は時折來蘭して開演するのみである。趣味としては通弊たる射倖心より賭博盛んにして平日は禁ぜられて居る關係上祭日には實に盛んなものである。然も其賭博は少年に到る迄行はれ賭くる額は僅少であつても、決して賭け金なしで爲す事がない。此等賭博を別ちて押寶、擲骰、紙牌、骨牌等數種ある。尙紙牌は馬掌、車胡とあり、又骨牌には打天九、推牌九とあり、其他市鎭に於ける賭博として麻雀がある。此は有産階級の事に屬し一般人には使用されぬ。其他扔抗とて小兒の投錢に依つて賭くるものもある。

祭禮儀式＝一般死亡、婚禮の儀式は他縣同樣にして別段の差異なく節令としては十二月末日過年、元旦年拜、正月十五日元宵節、或は燈節、正月二十五日天倉、二月初日祀龍王、四月十八日廟會、五月初五日端午節、五月十三日雨節

（俗に云ふ「大旱不過五月十三日」の如く此日には必ず雨が降ると云ふ）七月初七日乞巧節（タナバタ）七月十五日鬼節（盂蘭盆で燈籠流し）八月十五日沖秋節、十月初一日鬼節、十二月初八日臘八、十二月二十三日送竈、又は過小年あり。以上の外、春秋孔子祭關岳祭有り。

尚其他風俗習慣として列擧すべき程のものでないが土語の二、三を擧げて見る。

來客＝來且　離婚＝八刀離（分離）　婦人分娩＝玄下　長病大病＝長包癱　不潔＝埋態　傳染病＝癱這一乏子

第二項　種　族

現居住民は次の如く數族ある。

漢人＝別名民人と云ひ多く直隷、山東より移住し來たもので就中山東省登州府、萊州府、青州府の三ヶ所の者が最も多い。普通山東より海を越え奉天に至りて吉林に入り轉々として此の土地に到り大部分農業、商業を營み、直隷省昌黎、樂亭、灤（ラン）州の三處の者は俗に「老奤」と云ふ。

滿人＝別名を旗人と云ひ、正黄、正藍、正紅、正白、鑲黄、鑲藍、鑲紅、鑲白の八旗に別る。多くは吉林省より移駐し來たもので又漢軍旗人なるものあつて此は漢人にして滿洲に對して功勞あつた者に旗籍を與へたものである。彼等は漢人よりも最も早く移住し來り東興鎭一帶に居住して居る。

回回＝多くは陝西省、甘肅省より移住して來たものである。

站丁＝清代に漢人にして犯罪を犯したものを驛站に服役せしめる爲めに移住さしたもので多く白楊木附近に住して居る。

索倫＝本地方土着人で多く山中に居住し、狩獵を以つて生計を立て、近年多く慶城鐵驪等に移住して居る。
高麗＝最も晩く移住したもので民國十八年以後吉林より多く白楊木河岸に居住し水田を經營して居る。（參照八十四頁）。
以上の中滿人と稱しても現在は區別も出來ず一般人も漢人同樣に心得風俗習慣等も變りないのである。

第三章　地方制度

第一項　縣　　制

黑龍江は光緒三十三年省政を開始し、初め巡撫を設け、民國元年三月巡撫を改めて民政長と爲し、後又巡按史と改稱したのである。民國五年省長と改稱し全省の事務を管掌せしめた。省政頻りに變革を見、縣政又斯の如く、縣公署は縣の最高行政機關にして清朝時代は俗に正堂衙門と稱し知縣を一人置き巡撫の命を奉じて全縣の政務を分轄擔當したのである。民國に至り知縣を改めて知事と爲し、下に行政、司法、會計等の科を置き科長、科員等あつて職務を分掌して居つた。民國十八年縣公署を改めて縣政府と爲し、續いて知事を改めて縣長と爲したのである。下に公安、財政、教育、建設（本縣には建設局なく、然し電話局あり）の四局を屬せしめたのである。縣長は省政府の命を奉じて縣政を辦理し、又秘書一人及び第一第二兩科を設けて執務する事舊來の通りである。（近時省令を以つて臨時縣制の改正ありて縣長の下に總務科、內務局、教育局、警務局を置きて執務して居る）本縣に於ける初代縣長の着任は光緒三十一年八月にして現在の縣長富連明迄で二十二代目である。

尙從前縣公署の補佐機關として縣佐公署があつた。元々清朝時代の巡檢兼典史署にして俗に右堂衙門と呼び縣公署の西庭に設けられ宣統元年十二月木蘭鎭に移駐したのであるが、民國元年九月に縣佐と改稱し縣知事を補佐し管轄區域の政務を處理して居つた。民國十六年廢止せられ初代縣佐の着任は光緒三十一年八月である。

第二項　行政區劃、鄕村制度、自治制度

行政區劃＝本縣に於ては縣を五區に別ち其下に各鄕村あるもそれは單なる行政區劃或は警察區域に過ぎず、各區に於いては公安分局ありて一切の事務を掌り現在に於ける區制なるものは事實上一つの警察區域である。

各區の下に有る鄕村は村に於いて第一區五八、第二區四九、第三區五三、第四區一三一、第五區六一である。

鄕村制度＝元來本縣は荒僻の地であつた關係上人口少なく、從つて正式の鄕村制度なるものなかつたのである。僅に全縣を分ちて若干の甲となし每甲に甲長一人を置いて一切の事務を執つて來たものであるが民國十九年三月各甲を改めて鄕と爲し茲に鄕長を置き百戶を管掌せしめ、鄕の下に二十五戶を以て閭と爲し五戶を以て鄰と爲し各一名宛閭長、鄰長を置き政務を分掌して居る。(現在鄕長を初め閭長、鄰長等は正式に任命されしものに非ず單なる口約或は慣習に依りて定め名譽職とも云ふべく、無給にして日本內地に於ける字、組等に相當し、むしろ政務は公安公局に於いて取扱はれて居る觀がある)。

自治制度＝民國十八年冬期省令に依り區長訓練所を設け五名の區長を設けしも經費なき爲め區長公所すら其設立を見ないのである。法令に依る自治制度も有名無實のものにしてむしろ舊來の慣習に依る商務會、農務會等の組織する民團、商團等に健實なる自治組織の片鱗を窺ひ得るのである。

第四章　財　政

第一節　概　況

本縣に於ける財政狀態は他縣の例に漏れず兵匪の橫行及び不換紙幣の濫發に依り茲數年間は財政上に於ける疲弊大なるものがある。然し民國十九年に於ける豐年に依り多少財政上の餘裕を殘したものであるが、二十年の滿洲事變の勃發大同元年の水害に依り稅收も皆無に近く、一切は省公署の補助金を以つて爲され或は各官吏の俸給未拂にて今日に及んだものである。

從前の古い統計は各年度に於ける江洋（黑龍江大洋）に對する官吊（黑龍江官吊）の比率が不定なる爲め明確なる統計は算出不可能なる故、民國十九年以降のものを以つて左に記して見る。（本縣に於いて今迄に假令財政上の餘裕あるとしてもそれを以つて經濟上或は文化上の積極的な方面に轉化されし事なきも現在に於ける住民の一を從前の生活樣式と何等變りなきを以つて其證左と云ふ事が出來るのである）

第二節　縣稅種及其徵收方法　（附國稅に關して）

當縣に於ける國稅地方稅の徵收機關としては縣財政局縣公署第二科及び稅捐局の三機關にして財政局は縣稅、他の二者は國稅の徵收に當つて居るものである。

先づ縣税に關して見るに、

一、晌捐＝縣財政局の徴收に係るものは僅かに晌捐のみで此は耕地、田地面積に對して課税するものである。（徴税單位は晌を以てす）然し課税の方法及び徴收の手續は耕作人（田地所有者）自ら毎年税金を携帶來局し報告納税するものであるが、納税者税金を携帶し來る時財政局徴收員は局備付の田地數量所有者名簿と對照して然る後徴收するものである。尙此徴税書式は規定の一式三聯單にして其一つは納税者一つは江省財政廳に提出し一つは局に保管し置くものである。（様式参照）

此晌捐は地方税中の最大部分を占め、警備費、教育費、電話費、自警團費に對する晌捐として各其晌捐は各年度に依つて非常なる差異がある。

今此を民國十一年度以降の税率を示せば次の如くである。（以下單位は黒龍江大洋＝江洋とす）

晌捐税率民國拾一年より大同元年

年度＼費目	警備費	教育費	自治費	典禮費	省立第二中學校及義務教育費	電話費	山林水上遊撃費	保衛費	保甲費	計
民國拾一年	壹角九分九厘	九分八厘	一分四厘	一厘五毛	｜	｜	｜	｜	｜	三角一分二厘五毛
〃拾二年	〃	〃	〃	〃	｜	｜	｜	｜	｜	三角一分二厘五毛
〃拾三年	〃	一角九分八厘	〃	〃	｜	｜	一角五分券洋	｜	｜	四角一分二厘五毛 一角五分券洋
〃拾四年	〃	〃	〃	一厘四毛	｜	｜	〃	五角	｜	九角一分二厘五毛 一角五分券洋
〃拾五年	一角二分	一角二分	八厘四毛	一厘六毛	｜	｜	一角三分	｜	｜	三角八分
〃拾六年	二角	〃	〃	〃	｜	｜	〃	｜	｜	四角六分

民國拾七年	二角	一角二分	八厘四毛	一厘六毛	｜	｜	一角三分	｜	｜	四角六分
〃拾八年	〃	〃	〃	〃	一分	二角八分	〃	五角	五角	一元四角七分
〃拾九年	〃	〃	〃	〃	〃	｜	〃	｜	〃	一元二角五分
〃二十年	〃	〃	〃	〃	〃	｜	〃	｜	〃	九角七分
大同元年	〃	〃	〃	〃	〃	｜	〃	｜	〃	七角七分

以上晌捐の十一年の平均を見ると、一晌に就き七角一厘九毛である。

二、糧石捐＝以前は粮石銷場捐、粮石出產捐とに別れて居つたものであるが現在は兩者合して粮石捐と爲し、其半折を農民に、半折を粮棧商に於いて負擔して居るものである。徵稅率は市價の百分の一にして稅捐局代徵し財政局に轉納後教育費とす。

三、商捐＝各商店賣上高一元に付四厘二毛で稅捐局此を徵收し江省財政廳の批準を仰ぎ其五分の一を自治費に充當する の他は一切財政局に轉納し其二分の一を警備費二分の一を教育費に充つるのである。

四、屠宰捐＝豚一頭に付江洋二十三吊で稅捐局此を代徵し警備費に充てる。

五、旅店捐＝旅客一名につき銅元一枚、公安局此を代徵し警備費に充てる。

六、山林營業捐＝入山營業執照一枚一元とし其四割を警備費の補助となし縣公署に於いて徵收する。

七、學田粮租＝學田熟地八十晌よりの貸地料として上納せしむる穀物で此は市價の變動に依つて一定せず。教育費に充てる。

以上は現在本縣に於いて徵收する地方稅で此は皆國稅の附加稅として徵收され、獨立稅とし徵收するものなしであ

る。尙此等各種の稅は徵稅時に於いて其支途が決定され居る故警備費の多い場合、教育費の多い場合とあり、從つて公安局員に給料未拂なるに拘らず教育局員に支拂はれて居る等の珍現象を呈するのである。

國稅としては縣署第二科の徵收する地租及び稅捐局にて徵收する粮石稅、營業稅等である。

第二科に係るそれは、

一、地租＝每晌に付五角を徵收し、其百分の九十五を稅務監督署に、百分の五を縣に留めて辦公費に充てる。

二、三費＝每晌につき二分徵收する。此は丈地、緝捕、招地戶費に充て、從前は省財政廳に納附したものであるが現在は稅務監督署に納める。

三、經徵費＝地租、三費、一元に付三分を徵收し從前は縣收入として徵稅員の費用に充てたものであるが現在は改つて百分の五を該經費に充て殘餘は監督署に送るのである。

四、街基租＝上等每丈（丈は市街地の坪名）一分二厘、中等七厘、下等三厘宛徵收する。

五、買契稅＝原價に照し每元六分徵收する。每百元收入の中九十二元を監督署に八元を縣署辦公署とする。

六、典契稅＝原價に照し每元三分徵收する。民間質屋營業者に每入質契約高一元につき三分で納附方法は前項と同じい。

七、契紙費＝每張五角を徵收し、此は契約紙及び其作成費で五角中四角を監督署に一角を縣辦公費とする。

八、土地註冊費＝有稅地は每筆五角其稅は一元で、此は民間賣買に依る改名には每筆(ヒツ)五角、若し分產改名の時は一元を課し省民政廳に其六割を、四割は縣辦公費とする。

九、土地執照費＝有稅地、每張五角、無稅地には二元を徵收する。此は土地執照稅で民間土地賣買に關する執照の書替費として五角を、又分產に依る執照書替へは一元を、紛失に依る書替へには二元を課するのである。

以上の中稅收の最大なものは地租及び買契稅である。卽ち表示すれば

稅目／年度	地租	三費	經徵費	街基費	買契費	契低費	典契費	土地冊註費	土地執照費	合計
民國拾九年度	二五九九三・四九五元	一〇三九・七四〇元	八一〇・九九七元	八三六・九二三元	二〇六八二・四五〇元	四八〇・五〇〇元	一〇・九二〇元	一〇一四・五〇〇元	六〇・七〇〇元	五一五三九・五二四元
〃二十年度	四五二・二〇	一八・三三〇	一四・二九〇	二八・七三〇	二一〇四・七四〇	八九・〇〇〇	—	二六・五〇〇	一四・二〇〇	三〇七五・七〇〇
大同元年上半期	二〇〇・四八〇	八・〇二〇	六・二五〇	三九三・六四〇	三三・五〇〇	八・五九〇	—	五二・〇〇〇	三三・五〇〇	七二六・九八〇

稅捐局徵收國稅中主たるものは、粮石稅（以前の銷場稅、出產稅を合したるもの）營業稅で民國十九、二十年、大同元年上半期のそれを表示すれば

稅目／年度	粮石稅	木植稅	牲畜稅	營業稅	雜稅	合計
民國十九年度	出產稅 三四・二一五元 鎖場稅 二九四・四二三 33%	二・六四二元	三・二五五元	一六・二八〇元	三・二六〇元	八九・〇七五元
〃二十年度	四三・八〇一 90%	一・〇〇四	一・一三六	六・四八五	二・〇四七	五四・八三三
大同元年上半期	六・九八八 77%	四二七	—	一・三三〇	三五〇	九・〇九五

第三節　歳入歳出

民國時代に於いては縣公署費及び監獄費は中央より支給され、公安、財政、其他各機關の經費は地方稅を以て支辦して居つたのであるが大同元年度に這入りて以來縣公署費は每月支給されるも地方稅のなき今日は教育局費の三ケ月分、公安局費の半ケ年分の補助を以つて現在に迄到つたのである。

民國十九年度歳入歳出

一、歳入

(a)稅收入	九一、三五四・二二九元
(1)警備費	二七、二四七・四二八元
(イ)晌捐	二六、七二二・四二八元
(ロ)商捐	四五六・一三八元
(ハ)屠宰捐	一〇・六五七元
(ニ)旅店捐	四〇・六四三元
(ホ)入山營業捐	一七・八二一元
(2)教育費	四四、七一九・二一七元
(イ)晌捐	一六、七四〇・九〇一元

(ロ)商　捐	四五六・一三八元
(ハ)粮石生産捐	一三、七一七・二一三元
(ニ)粮石銷場税	一三、八〇四・九六五元
(3)二　五　費	四、八三〇・五四三元（晌捐の百分の三十五を以つて財政局費に充てる）
(4)電話局費	一四、五五七・〇四一元
計	九一、三五四・二二九元

二、歳出

(a)公安局費	一四、四〇〇元
(b)財政局費	三、三四八元
(c)教育局費	二六、九八六元
(d)電話局費	一一、〇八一・五八一元
(e)前年度歳入不足繰越高	二一、〇四四・七九五元
(1)公安局費	一一、五四一・九八一元
(2)財政局費	八三九・四七七元
(3)教育局費	八、六九〇・三三七元
(f)本年度剰餘金	一四、四九三・八五三元

(1)公安局費	一、三三二・四四七元
(2)財政局費	六四三・〇六六元
(3)教育局費	九、〇四二・八八〇元
(4)電話局費	三、四七五・四六〇元
計	九一、三五四・二二九元

以上の外省よりの下附縣公署費一三、二二四元監獄費二、八〇七元二八を加算する時は本年度實行歳入は一〇七・三八五元五〇九、歳出は七一、八四六元八六一である。

民國二十年度歳入歳出

一、歳入

(a)税收入	一四、八七〇・四七一元
(1)警備費	七八七・二六三元
(イ)晌捐	五七八・四一三元
(ロ)商捐	一七五・〇一〇元
(ハ)屠宰捐	一・二八四元
(ニ)旅店捐	三二・〇九六元
(ホ)入山營業捐	〇・四五〇元

(2)教育費	一三、一六五・一九二元
(イ)晌捐	四〇三・九五九元
(ロ)商捐	一七五・〇七〇元
(ハ)糧石出産捐	三七八・一八三元
(ニ)糧石銷場捐	一〇、九五〇・一九五元
(ホ)學田糧租	一、二五七・七八五元
(3)三五費	六六一・八〇四元
(4)電話費	二五六・二一二元
(b)省公署借欵	一〇、〇〇〇元（大同元年二月省長馬占山より）
(c)前年度歳入剰餘繰越高	一四、四九三・八五三元
(d)本年度歳入不足	三四、〇九三・〇九六元
(1)公安局費	九、〇〇四・八九〇元
(2)財政局費	二、〇四三・一三〇元
(3)教育局費	八、八六一・九二八元
(4)電話局費	七、三三三・五四八元
(5)保衛團費	六、八四九・六〇〇元

計	七三、四五七・四二〇元

二、歳出

(a)公安局費	一四、四〇〇元
(b)財政局費	三、三四八元
(c)教育局費	三一、〇七〇元
(d)電話局費	一一、〇六五・二二〇元
(e)保衛團費	一二、八二五・六〇〇元
(f)省公署借欵剩餘財政局保留額	七四八・六〇〇元
計	七三、四五七・四二〇元

以上外に省支給の縣公署費一三、二二四元監獄費二、八〇七元を加算したる縣實行歳入は四〇、九〇一元七五一、歳出は八八、七四〇元一〇〇である。

大同元年上半期歳入歳出

一、歳入

(a)税收入	一、七六八・二一四元
(1)警備費	一七八・二六五元
(イ)晌捐	六四・五五二元

(ロ)商捐	三一・七五九元	
(ハ)屠宰捐	一・五二七元	
(ニ)旅店捐	八〇・四二七元	
(2)教育費	一、五〇五・六七九元	
(イ)晌捐	三八・七二二元	
(ロ)商捐	三一・七五九元	
(ハ)糧石捐	一、四三五・一九八元	
(3)三五費	六七・九一〇元	
(4)電話費	一六・三六〇元	
(b)省公署給付縣公署	一一、六九〇・元	
(c)省公署給付補助警備費	五、四四八・五七六元	大同元年七、八、九月三ケ月分
(d)省公署給付補助教育費	九、七九五・六四六元	大同元年七、八、九月三ケ月分
(e)農商錢號流通票借欵	一九、五六六・一七〇元	
(f)本年度上半期歲入不足	三〇、五四六・九六八元	
(1)公安局費	九、〇〇四・八九〇元	
(2)教育局費	八、四九九・四五八元	

(3)電話局費	二、八〇〇元
(4)保衛團費	九、〇三八・一二〇元
(5)監獄費	一、二〇四・五〇〇元
計	七九、五六四・一七四元

二、歳出

(a)縣公署費	一一、六九〇元
(b)公安局費	五、四四八・五七六元
(c)教育局費	七、七四六・二四一元
(d)財政局費	一、六七四元
(e)電話局費	一、〇九二元
(f)保衛團費	五、九七六元
(g)監獄費	二、〇一六元
(h)前年度歳入不足繰越高	三四、〇九三・〇九六元
(i)財政局保留額	九、八二八・二六一元
計	七九、五六四・一七四元

以上大同元年上半期の歳出實數は三九、一八八元九三五で負債總額は流通票借欵及び歳入不足である各機關に對する

未拂經費の合計から前記財政局保留額を差引いた四〇二、八四四元八七七である。尙茲三ケ年間（民國十九年から大同元年上半期の倍額まで）の各平均實歲出は七九、六五四元四九四である。

各機關に於いて歲出中七〇パーセントまでは人件費で此に依つても如何に此迄の縣政なるものが單なる治安維持教育に限られ産業開發文化的施設に觸れざるかを示すものであると思ふのである。

（註）流通票借欵に關しては後記一〇三頁參照）

第四節　財政々策

以上記述した如く目下本縣の財政狀態は困窮の狀態にあるも將來如何と見るに、全人口中農民は九、四〇四戶六三、三六二人にして此を民國十九、二十年兩年度の地方、國稅の年平均額は一五二、三七三元（地方稅五三、一一二元第二科徵收國稅二七、三〇七元、稅捐局徵收國稅七一、九五四）元である。

（註）十九年度以前の統計は不可能なる爲め兩年度のこれに依つたものであるが此兩年度は十九年の豐年と二十年の事變勃發とに依り平年度以下と私考するも統計のない今日止むを得ぬところである。

次に農民の此等稅種中の負擔額は一〇五、〇四〇元にして其比率は69％である。即ち表示すれば

稅目	縣稅
粮石山產捐	二四、六六七元
晌捐	四四、四四五

稅目	第二徵收國稅
地租雜稅	五四、六一四元

稅目	稅捐徵收國稅
粮石出產稅	二五六、二五〇元
木植稅	三、六四六元

學田租	一、二五七元
三五費	五、五七二元
電話局費	一四、八一三元
合計	九〇、七七四元
合計	五四、六一四元
性畜税	四、三九一元
雜税	五四〇元
合計	六四、六九二元

此を農民人口數との比を見るに人口一人當り、一元六角、一戸當り、一一元一角である。

此を農民一年所得との比較如何と云ふに農民所得に關し正確な材料は得られないけれども税捐局に於ける課税中農民所得に係はる課税物件の評價額を以つてすれば

	民國十九年度	民國二十年度
穀物	一、三六八・五六六元	八七〇、八三〇元
木材	一四・八七二元	四、六〇八元
家畜	六三・〇六三元	二二、七二〇元
蔬	六五三元	一三一元
木炭	二・七八四元	一、一六九元
其他	一九六元	一五元
計	一、四五〇・一三四元	八九九、四七三元

此兩年度の平均額は一、一七四、八〇三元で各農民數に割宛れば一人當り一八元六角、一戸當り一二四元九角である。

此を農民一ヶ年の稅負擔額と比較するに

農民所得一人當り	一八元六角	8.6%
農民稅負擔一人當り	一元六角	
農民所得一戶當り	一一四元九角	9.6%
農民稅負擔一戶當り	一一元一角	

である。右負擔率は可なり高率の樣であるが此は一切の課稅負擔であり又前記稅捐局の課稅物件外に自家消費の高粱其他の農作物の價格も評價加算する時は此負擔率は非常に低下され將來治安の維持の確立と共に二十萬元以上の稅收を得るは信じ得る處である。

尙將來政策方面として考慮すべきは現在の如き各機關に於いて徵收する稅を一つの機關に統一して徵收する必要がある。此は徵收の迅速なると共に各機關に於いて徵收する時は監督不充分よりの官吏の不正行爲を防止し得るからである。

次に考慮すべき事は地方に於いて獨立稅なき事である。地方自治を標榜として建つた滿洲國として一切の地方經費は地方稅を以つて賄ふべきであり、現在の如き一切が國稅の附加稅なる時は國稅にして稅收少なき場合に於いては地方稅も從つて減收となり、中央に於いて此減收を補はざる限り縣財政は安定せず、萬一、一ヶ年此狀態に及ぶ時は三、四年は常に不安定にあるものである。滿洲は小數地方を除いては殆んど農村である。農村の上に建つ國家たる以上は農民より生じた地租は農村に還元さるべきであり此を都會地、工業地等に轉用さるべきに非ず、此れを此儘にて續行する時は

日本内地の農村の窮狀を滿洲に於いて再現するのではなからうか。此意味より地租は至急地方に移讓さるべきであると思ふ。又一方稅制の整理は緊急であるが地租に關しても現在の如く面積に依つて課稅さるゝを價格に依つて課せらるべきであると思ふ。地價の決定に關して耕地は農人のものと云ふ建前よりして此を各縣有となし或は村有とし其共有に依つて不在地主の發生を防ぐと同時に移轉を禁じて以つて各現有者をして任意適當と思ふ價格を申告させ其價格を地價となし、必要に應じては縣にて或は村にて其價格に依つて買收する等の條件を附する時は概して公平なる地價の決定を見る事が出來ると思ふ。然し此には先づ以つて中央に於ける土地所有に關する方針の決定を必要とするものがある。

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

本縣警察事務に關しては置縣の當初は知事に依つて巡警事務を總辦して居つたのである。元來本縣は財政が不充分なる爲めあらゆる巡警事務は曾つて巴彥と合辦して巴彥に巡警總巡を、本縣には巡警分巡を設けて專ら其事務を司どつて居つたのである。光緒三十三年四月に初めて巡警局を設置した、是れが當縣の警察を興した最初である。後警董を警務長と改め民國八年に又警務長を警察所長と改稱したが民國十八年に命令に依り公安局と改組し局長以下第一第二の兩股には各々股長股員等の職を置くのである。

第二項　組織其他

現公安局は局長以下九十八名にして、此を五區に別ちて各分局を置き一般警察事務を掌辦して居る。

公安局長

- 公安局（六名）
  - 總務兼司法股長
    - 總務股員　一名
    - 司法股員　一名
  - 行政兼衛生股長
    - 傭員　一名
    - 督察員　一名
- 第一分局局長（三十名）　縣城（第一區）
  - 局員　一名
  - 警長　五名
  - 警士　二十三名
- 第二分局局長（七名）　五站（第二區）
  - 局員　一名
  - 警長　一名
  - 警士　四名
- 第三分局局長（七名）　石頭河子（第三區）
  - 局員　一名
  - 警長　一名
  - 警士　四名
- 第四分局局長（七名）　廣利東（第四區）
  - 局員　一名
  - 警長　一名
  - 警士　五名

- 第五分局 局長（七名）
  - 局員 一名
  - 警長 一名
  - 警士 五名
  - 大櫃（第五區）
- 警察隊（騎兵） 隊長（三十三名）
  - 書記 一名
  - 班長 三名
  - 警士 二十二名
  - 夫役 六名
  - 縣城（第一區）

行政警察に關して保安方面に於いては前記警察隊を以つて縣內を巡警し匪賊盜賊の捕獲に當り其他反動分子橫行の取締反動刊行物の檢閱遊民の取締に當り、風俗方面に關しては巫醫の取締、纏足の禁止、淫猥小說の發行賣買閱覽の禁止交通に就いては道路橋梁の修理車輛數の調査等を擔掌して居る。

現縣內に於ける一切の積極的事務に當つて居る公安局の使命は今後益々重大となるべき筈であるが目下本縣に於いては五ケ月間の俸給未拂に有るに拘らず孜孜として其任に服して居るのである。

第三項　司法警察一般

清朝時代には法權は不完全で司法權も獨立し得なかつた爲め縣知事に依り人民の訴訟事件を處理して居つた。民國に到り司法權獨立し審判檢察の機關を設け專ら民事訴訟事件を司つて居つたのであるが本縣は邊鄙の地なる爲め此等の機關は尚未だ設置されず依然縣長に依つて兼任されて居る。裁判に關しては民國初年に審檢所を設け高等審判廳に隷屬し幇審員を置いて民刑の初審案件及び初審判決に服さない上訴案件を處理して居つた。其檢察事務は縣知事に依り執行さ

れて居つたのであるが施行久しくせずして廢止となり、改めて承審員を設けて初級裁判事項を處置して居る。

監獄に關しては清朝時代、典吏を置き縣獄及び捕盜の事務を管掌し民國となつて監獄を改設し管獄員を置いて罪人の看守を司どらしてゐる。今其收容人員並びに取扱事件の内容を見るに

年度	未既決	性	舊存	新收	放免	現在
民國二十年	已決	男	三〇	七六	七八	二八
		女	一	五	六	〇
	未決	男	二四	一六九	一六九	二四
		女	二	八	一〇	〇
大同元年	已決	男	二八	六	三四	〇
		女	〇	〇	〇	〇
	未決	男	二四	一一五	一二四	一五
		女	〇	二	二	〇

案件	民國十九年					民國二十年					大同元年				
	舊受	新收	計	已決	未決	舊受	新收	計	已決	未決	舊受	新收	計	已決	未決
刑事第一審案件	一六	一三八	一五四	一三八	一六	一六	一五三	一六九	一六〇	九	九	六四	七三	六一	一二
清郷案件		六	六		六	六	一〇	一六	一四	二	二	一	三	三	
民事第一審案件	一一	六八	七九	六四	一五	一五	七三	八八	七九	九	九	五	一四	一一	三
民事執行案件	八	五	一三	八	五	五	一三	一八	一五	三	三	一	四	三	一
合計	三五	二一七	二五二	二一〇	四二	四二	二四九	二九一	二六八	二三	二三	七一	九四	八	一六

第二節　治　安

第一項　概　況

當地方古老の言に依れば匪賊の横行は民國八年頃よりとの事で其原因は未だ耳にしない處であるが其後絶えざる跋扈に依り治安は亂れ財政は獨立し得ず今日に及んだものである。其間黑龍江省軍駐屯するもそれは名義丈の事で徹底したる治安維持もなく正規軍と稱するもそれは匪賊と紙一重の差であり今日の正規軍に於いても其片鱗を認める事が出來るのである。

第二項　機　關

目下當縣に於いて治安維持機關として、公安隊、保衛團、自警團の三者があるが、現歸順兵赫德林の部下警備隊と稱し未だ完全な統一組織を見ないのである。

一、公安隊＝局長以下九十八名（七十四頁參照）

所有銃器彈丸數は調べ上げたれども軍機に關する事であるからその實數を此處に掲載せず。

二、保衛團、自警團＝現在保衛團は自警團と合して警備隊と稱するも此は元來昨年秋歸順した赫德林の一團が中心となつて居るもので赫團の正規軍に改編さるとか、或は取消し等の經過後目下赫團の人員は不明にて從つて正式に此を表示する事は不可であるが最近のそれを表示すれば

木蘭縣警備隊（隊長赫德林）

第一大隊隊長(闕)
- 第一中隊(李)　百十三名 ⎫ 歸順兵 ⎫
- 第二中隊(監)　百十三名 ⎭　　　　⎬ 縣城
- 第三中隊(張逢吉)　百十三名＝保衛團 ⎭

第二大隊隊長(姜)
- 第一中隊　百十三名 ⎫　　　⎧ 大河沿(四分所)
- 第二中隊　百十三名 ⎬ 自警團 ⎨ 五　站(第二區)
- 第三中隊　百十三名 ⎭　　　⎩ 廣利東(第四區)

以上の人員も單に組織上の人員で一定せず然も第二大隊は謂ふ所の自警團にて人員は上記以上の筈である、第一大隊の第一中隊は保衛團にして有給である。目下歸順兵は逃亡其他に依り其實數は少なく且縣財政收皆無の折柄彼等に對する給料は未拂である。從つて早晩改編さるべき性質のもので、結局縣の治安は土着人に依つて維持さるべきであると思ふのである。

所有銃器は自警團にては第二區九五第三區一九九第四區一九四、第五區一二〇、保衛團八三である。(大同元年十二月公安局調査)

第三項　匪賊狀況

從來縣下に蟠踞した匪賊は大體に於いて大刀會系のもので主として城外老石房、五站、大櫃方面に本據を置き隣接縣東興、通河(濃々河)の大刀會匪と密接な連絡を取り遂に昨年八月破城し、當時日系官吏青木救濟員は賊彈に倒れ、續いて歸順兵舊馬占山部下赫德林の入城に依り一時治安の治維を保つたのであるが、十一月末縣城の背山に蟠踞中の柴團長

の指揮する匪賊三百突然來襲し此に對して赫團公安隊自警團協力して退去せしめた、其後三月迄は槪して平穩であつたが三月中頃巴彥より逃亡せる曹團は北方東興縣木蘭鎭の大刀會匪と共に亂を起し巴彥、綏化、木蘭三縣の共同戰線及び日軍の飛行機に依つて四散せしめたのである（四月十五日）目下再び平穩の狀態にあるが前記の四散匪賊及び縣境の濃々河、木蘭鎭、石頭河子方面にある大刀會匪は虎視耽々として機會を狙つて居る現狀である。本縣附近の匪賊は今の處政治的意味のものなく單に注意すべき事は鮮人の共產黨員が大刀會員の指導者として立つを懸念するものである。

第四項　軍と治安

縣財政の豐でない當縣にも正規軍の駐屯のない事は不幸中の幸とする處である。一般公安隊、保衞團に對してさい每月の俸給も支拂ひ得ぬ今日正規軍の駐屯に依つて縣内を荒さるゝ事は匪賊の橫行に近いものである。正規軍にすれ、警備隊にすれ無爲徒食の輩に多額の失費を爲すは國家財政上、縣財政上充分考慮すべき點で、縣に於いては「縣は土着人」に依つて維持さるべきであると思ふ。各縣共通の事ではあるが財政上最高額の失費を爲すは治安維持費で、此に對して不生產的な警備隊を多く造るは國家並びに縣財政上目に見えぬ損失を爲して居るものである。縣城に少數の保衞團を置き、各村落は自警團を組織して警備すべきであると思ふものである。

第六章　原始產業

第一節　農　業

第一項　概　況

縣内全人口七五、八八〇人中農民六三、三六二、で共八十四パーセントを首めて居る。縣城、五站、石頭河子の各域鎭を除いては殆んど農民である。開墾は近時の事で全可耕地の約半數は未耕地である耕作樣式は原始狀態にあつて機械力を用ふる事なく人力以外に牛馬其他犁張、鎌刀等である。作物は氣候の關係上全部一作で先づ開水期直後小麥次いで大麥、大豆、高粱、黍等を植えつけるのであるが此等を收獲する以前に於いては野菜、芥子の栽培を行ふ。農民は此を分ちて地主、自作農、小作農及び農業使用人等で自作人、小作人が此等の半數以上を首めて居る。農業使用人は四月より八月の間一番多く使用され今其大體の賃銀を見るに月工一二、〇〇〇吊（四月より八月）一〇、〇〇〇吊（以上の月以外）日工六〇〇吊（四月）八〇〇吊（五月より八月）五〇〇吊（以上の月以外）で使用期間中の食事は主人負擔である。（註、吊は一、二〇〇吊を以つて黑龍江大洋一元で此は大同元年の賃銀である）

農作物の中大豆が一番多く此は哈爾賓方面に移出され農民收入の最たるものである。

第二項　耕地及農產物

產業方面に關する統計は殆んどなく總べては概算に依つて表示するの外ないのである。耕地に關しては、

A、全　面　積　一〇、八〇〇方里

1、全可耕地　一一二、九九〇晌

一、既可耕地　六〇、〇〇〇晌

二、未　耕　地　五二、九九〇晌

2、山林及不毛地　二一、〇〇〇晌

一、山　林　一一、〇〇〇晌

二、不　毛　地　一〇、〇〇〇晌

B、官有地及民有地

1、官　有　地

一、山　林　七、〇〇〇晌

二、學　田　三、一八四晌八

イ、既　耕　地　五七晌八

ロ、未　耕　地　三、一二七晌

2、民　有　地

一、山　林　四、〇〇〇晌

二、不　毛　地　一〇、〇〇〇晌

三、既　耕　地　五九、九四二晌二

四、未　耕　地　四九、八六三晌

C、課　稅　地　六〇、〇〇〇晌

第一區、第二區、第三區、第五區　大約各一萬晌、第四區二萬晌

D、農民土地所有形態

1、純小作地	一〇、〇〇〇晌
同小作戸數	四、六〇〇戸
2、純自作地	一五、〇〇〇晌
同自作戸數	六、五二〇戸
3、半小作半自作地	一五、〇〇〇晌
半小作半自作戸數	二、二〇〇戸
4、自作兼地主	一〇、〇〇〇晌
自作兼地主戸數	一、三〇〇戸
5、純地主	二〇、〇〇〇晌
純地主戸數	一、〇〇〇戸

農作物の產出額此も豫想に過ぎず、正確なる算出は不可能である。民國十九年度の稅捐局に於ける粮石稅の課稅物件の原價は一、三六八、五六六元、二十年のそれは八七、〇、八三〇元である。此には脫稅あるとしても大體に於いて移出さる穀物の原價としては實際額に近いものであらう。此中の大部分は大豆である事も附言して置く。

民國二十年度

大豆　九萬石　小麥　一萬五千石　高粱　一萬石

苞米　一萬石　　谷子　二萬石　　稻子　三百石

大同元年度　水害の爲め豫想困難であるが其作付面積を見るに大豆二萬晌（此中水害に依る面積一萬二千晌）小麥八千晌（水害全部）高粱五千晌（中水害二千晌）谷子九千晌（水害五千五百晌）苞米二千五百晌（水害千晌）であるから此より豫想する時は

大豆　三萬五千石　　高粱　千石　　谷子　八千七百石　　苞米　六千石　である。

以上の中高粱、苞米、谷子は自家食用と爲し大豆、小麥、稻子は移出さるものである。

第三項　農業團體

本縣の農業團體としては縣農會で此は民國十三年十二月設立され農事一切に關する世話をし農民多き本縣に於いては商會より以上に活動して居るのである。然し積年の匪害と昨年の水害に依り其資金なく困窮の狀にある商會と共に昨夏の洪水に依り其其建物は流失し現在なし。尚以前縣城の東郭に農事試驗場があつて此は民國二年、時の知事馬六舟なる者が蠶の試育を爲した處であるが彼の退縣後其經營者なく今日に到つて居るのである。

第四項　農業移民

移民としては鮮民のみで昨年の水匪害後逃亡其他に依り本年二月の調査に依れば百八十八名であるが其後歸村春耕に當つて居る關係上多少增加して居る事と思ふ。尚現在縣城北方に於いて白楊木河と小河溝子との水を用ひて五百晌の水田發墾の計劃がある。從來の鮮民は第二區老紙房及び第五區大板窩に水田を營んで居るのである。左記に木蘭縣救濟員の大同元年八月二十八日報告「木蘭縣朝鮮人概況」を揭げて詳說に代へたはづである。

朝鮮人概況

第一項 一般概要

本縣に於ける朝鮮人の移住開始は今を去る九年前城北を距る三十支里なる老紙房の土地水田可耕地と見、慶尙道生れの金鴻植は前黑龍江省廣信公司總辦張の土地約百餘晌を租借し鮮農十五戶を移住せしめ耕作を爲したるによる、而し乍ら此計畫は水道測量の違算により失敗に終り、其翌年城北を距る九十支里なる王大板窩棚の土地水田に適するを知り此處に約十二戶の鮮農を移住せしめ、耕作を開始せる結果意外の良成績を上げ之が四方に宣傳されるに至り近縣は勿論遠く長春方面よりも移住者年と共に增加し再び老紙房の土地を租借し耕作を開始せり。之が成績は北滿に類例なき一晌地約二十五石の良成績を上げ、其翌年卽ち昭和四年に於ては奉天省興京方面或は吉林方面よりの鮮農は不逞鮮人の跋扈なく而も地料低廉收獲多き本縣水田地を目的とし約七十戶移住し來たり水田耕作面積も又老紙房に於ては四百五十晌、王大板子窩棚に於ては二百晌に達す。此の時に在りては鮮農移住者三百餘戶人口約一千三百人に達し居りたり。而し乍ら民國の排日の思想は如斯奥地に迄も及び官憲と共に土民一般は之等鮮人の排斥を事とし至極險惡なる狀態にありしが昭和五年黑龍江省行政廳長の鮮農驅逐命令下りて一層熾烈を加へ五年一月中旬縣公安局は警兵を派し之が强制驅逐をなしたる結果、鮮農は止むなく四散せしも地主の斡旋効を奏して支那歸化執照を有するものに限り居住を許可したりと云ふ

昭和六年度に於ては耕作面積老紙房二百二十晌王大板子窩棚七十晌にして前年度に比し約四割方減少した。

本年度に於ては正月以降反吉林軍、及匪賊の橫暴、掠奪、强姦、殺害等の毒手に人命三ツ、衣類、金錢、食糧、貴重

品、生活必需品其の最も大切にして命の次なる可き耕作器具及種籾をも掠奪され、其の損害にても實に二萬元の多きに及び千辛萬苦の三、四ケ年の功は一朝にして水泡に歸し衣食住を失ひ山谷林樹の中に草木を摘みて食ふに至り遂に安全地帶を求めて各地に四散し現在兩個所に在るもの合せて五十九戶二百七十晌を耕作し居れ共、不時の襲來と缺食のため恐怖困憊の狀態に在り、尙其他縣城內に三家族居住し醫院を開業している。

第二項　教育及宗教に關する現況

教育に關しては滿洲土着民よりも關心を持つ事大にして又熱心なる者あり、然れ共民國時代の教育政策として朝鮮人は教育機關設立をなす場合校長及教員數の半以上を民國人を採用すべしと命令を以つて强要せるも費用支出上又幼年期言語不通の者に對しては、聾者に音樂を聽取せしむると何等異なる處なく又文化の程度に朝鮮人に比し遙かに遲れたるため十年以上ともなれば彼等から何等學ぶ可きなし、此處に於て昭和四年秘密裡に老紙房に東面學校(生徒數約三十名)王板子窩棚に普明學校（生徒數約二十五名）を設立し兒童教育を爲し經費としては耕作する水田に付き一斗宛を學校に納入し之を以て經營を繼續し居りたる處半年にも及ばずして同年十一月民國官憲の爲め發見され閉鎖の悲運に逢ふ。此の後僅かにして行政廳よりの朝鮮人驅逐命令等ありて人々皆安全地帶を求むるに急にして、又驅逐烈しきため此の重要なる兒童教育を顧る餘暇なく而て官憲の感情に低觸する憂ある教育機關設立の議は淚を吞みつゝ放任の止むなき狀態にあり。

宗教方面に關しては特記す可きものなけれ共、奉天東興方面よりの移住者の中には多少キリスト教信者あるやに思惟され居るも何等積極的布教もなく教會、堂等の設立もなく、只專心農事に從事して居るの有樣である。

第三項　產業に關する現況

滿洲に於ける朝鮮人の產業に關しては水田耕作以外なきものなりとするも過言にあらず。本縣に於ける鮮人も亦此例にもれず、農閑期に於ける副業として山奥に入り採薪に從事する者ありと雖、數ふるに足らず、自家用を滿たすに幾分の餘裕を生ずるに過ぎざるものゝ如く、而して滿洲に在る鮮農は移動性に富み（鮮農の移動性に富むは在來の民國官憲及土民より或は不逞鮮人よりの排斥强迫を受くるため一ケ所に永く止まるを得ず止むなく移動するものなり）今年は此處、明年は彼處と移り步き年々其の數、定まらず、隣縣通河、東興縣に於ては至る處に散在水田耕作をなし東興縣に在つては約百五十戶、通河縣に於ては約二百戶に達し居たるも昨年萬寶山事件朝鮮內事件及九月事變以來官憲及土民の威嚇により或ひは反兵の殺害掠奪を受くる等一日として安寧の日なく遂に前記の如く各方面に四散せる狀態にして本年度に於ける收獲豫想高、耕作面積等の現況左表の如し。

地名	戶數	人口男女	耕作面積	收獲豫想高	備考
老紙房	三一	男七七 女六三	二〇〇晌	四、〇〇〇	毎晌二十石ト見做ス
玉大板子窩棚	二八	男六八 女六七	七〇晌	一、〇五〇	毎晌十五石ト見做ス
合計	**五九**	**二七五**	**二七〇晌**	**五、〇五〇**	

尙老紙房、玉大板子窩棚の兩地方水田可耕地面積は千五百晌に及ぶ、此外散在せる地を合算すれば優に三千晌に達し耕作結果は近傍隨一たる可しと信ずるのである。

次に鮮農等一ケ年に於ける收支概要は左表の如し（但し家族五人とし勞働なし得るもの二人とす）

一ケ年收支豫算表

收入ノ部

種目	數量	金額	備考
籾	七五石	七五〇元	一人分二晌半として一晌平均收穫籾十五石として一石に付き洋十元とす

支出ノ部

種類	金額	備考
農具費	一二〇	諸般農具購入費
種籾代	四〇〇	一晌に付き種四斗として五晌の分一石の種籾代は二十元とす
食糧・代	九〇〇	一ケ月粟、米五斗として十二ケ月分六石、一石に付き十五元とす
借地料	一七五	一晌につき三石五斗とし五晌十七石五斗にて毎石十元とす
雇入費	五〇	春耕期支那犁犂費と除草期の雇人の賃金
雑費	一五〇	一人につき年平均三十元とす
衣服費	一五〇	一人につき年平均三十元とす
合計	五八九	

右表によるときは年收差額百六十元の純益金を生ずる筈なれ共耕作當初に於て資力なく農具資金等を地主より調達するものにして秋期決算期に於ては差引零に達する現況なり。

第四項　金融に關する現況

金融機關としては何等設備なく一般に鮮農等の資金融通は地主より借入れするものなり。然るに其の利子に至りては月五分と云ふ高利なるものもある。他資金融通として六、七、月頃より籾の豫想賣を行ひ居るもの有り、其相場は籾三百斤に付き哈洋五元乃至七元程度のものなり。彼等鮮農等の希望する處は今後此の金融機關の設立にして生活の安定である。殊に今年の如きは事變に遭遇し被害甚しく又新國家の宣傳は奧地迄徹底して居らない爲めか過去に於けると同樣排外的思想濃厚なるため資金難を受け困憊の有樣と爲つたのである。

第五項　衞生に關する現況

事變のため衣食住を失ひ山間樹林の間に辛うじて生活するの狀態にありしため衞生に關しては論ずる所なく現在住屋に歸り來たるも、特に衞生的設備をなすことなく至つて原始的の非衞生的生活狀態にあつて、只衞生機關として日本内地に醫學を修めし朝鮮人醫院の一ケ所は彼等農民の住所を離るゝこと三十支里の遠き本縣城内に住居してゐるばかりである。

第六項　朝鮮人團體に關する現況

本縣に於ける鮮人移住の始めは吉林或は奉天、興東方面にありて正義府或は國義府と云ふ僞愛國的假面を有する團體の苛酷なる搾取又は民國官民の非常なる壓迫範圍を逃れ借地料低廉に收獲多き本縣に樂土を求め移り住みたるものなりしも、移住者逐次增加するに伴ひ不良分子の混入を見たり。昭和四年度に於ては住民會を起し其の綱領として鮮農間の土地租借に關し地料の調節と教育に關する事項を擧げたのである。

其翌年夏中東沿線の共產黨系の分子北滿靑統ＭＬ黨に屬する季、車、なる兩名のもの入り來り青年會、少年會を組織

したるも民國官憲の驅逐命令を受けしたため農民四散し自然消滅して、昭和六年在留農民は新興村と部落名を附し地主より土地を租借し得たる者卽ち租借權所有者が全農民を支配する事となつたので、之れ民國の所謂把頭支配に屬するものであつた不良分子の煽動に據るものではないのである。

以上の如く在留鮮人間には現在何等特記すべき團體組織を有せず。

第七項　朝鮮人と他民族との關係に關する現況

民族關係に於ては論ずる所なく朝鮮民族と雖も日本民族なり。之によつて日本の滿支侵略の先鋒隊なりとし過去の排外否排日思想の極端なる宣傳に禍ひされ民族的融和は毫末もなき狀態なり。而して最近に至りては叛軍及大刀會等の逆宣傳專らにして彼等を以て日本軍の密探なりとし暴行掠奪を恣になし居れり。古來鮮滿兩國は地理的又は歷史的に密接なる關係を有するとも國情、風俗、習慣を異にし滿人側より見るときは曾つて屬國民屬たりしことありとし一方鮮人側より見るときは日本民族として文化の程度滿人側より一歩先んじ居れりとの互に優越感を抱き居りて融和を缺くの因を作りつゝあるは見逃し難いものと思考する事が出來る。

（追記　最近縣參事官宛に鮮人の居留民會を組織し度き故何分の援助を乞ふ旨の通知を寄したのであるが未だ結成されず。）

第五項　農村生活一般

水。匪害に依るは勿論不換紙幣濫發に依る農民の窮狀は實に慘たるもので一見彼等の服裝を見てすら南滿の農民と大なる差のある事を知るのである。冬期の長き事及び粮石以外に特產其他工業なき爲めに一年の生計は秋の收穫如何に依

つて左右され、耕作期間の五月より十月の間の中間收入は野菜阿片の栽培に依つて凌いで居るのである。

第二節　林業　牧畜　鑛業　水產業

本縣に於ける此等產業調査を行つた事なく、且此等に關する纒つた統計もなく單に一般より聞いた處を記して見る。

林業＝縣北東方面青山一帶で約一一、〇〇〇晌の面積で未だ不斧の地帶も可なりある。每年秋期から冬期に渡り入山し薪炭用として約三千繩其他建築材料、電柱等に用ひられる、此冬期の伐採こそ當縣に於ける農民の唯一の副業である。種類としては松、楸が一番多く其他柞、椴、楡、楊、柳、樺等である。稅捐局課稅原價を見ると民國十九年度一四、八七二元の木材と二、七八四元の木炭の產出がある。

尙本縣には民國九年省議會議員、呂、宋兩名の發起で八百方里の林場を以つて有限公司興南林業公司を設け其資本は十五萬元であるが此興南公司と同一系統の通北、烏雲兩縣に六百方里の林場を持つ興北林業公司と共に缺損續きで營業不振の狀態である。

山林よりの副產物として人蔘（藥用）があり此は夏秋兩季に採蔘の爲め入山するものである。其の他狩獵に依る雉、ノロ、貂等の產出もある。

牧畜＝本縣名の語原が蒙古語の牧場なる理由から昔年は牧畜、狩獵を以つて生計を立てゝ居つた事と考へられるが現在に於いては縣に騎馬隊が來る時は其馬食にすら窮する程度のもので、牧畜と云ふも極て少數の豚を飼育して居るに過ぎない、昨年の水災調査に依る公安局の報告に依れば（信用は出來ぬが）

牛	一、〇〇〇頭	鶏	三〇、〇〇〇羽
馬	二〇〇頭	鵝	二、〇〇〇羽
羊	五〇頭	鴨	六、〇〇〇羽
驢	五〇頭		
騾	六〇頭		
豚	一六、〇〇〇頭		

屠場は現在六ケ所ある。

鑛業＝全然調査なく一切不明である。

水産業＝現水産業に從事して居る者は四十三戸で松花江解氷後結氷過の五、六、七、八、九、十月の候に於いて一年間の收入を得る事農民と同樣である、鮎、鯽、鯉、鰍魚等の他白魚狗魚等がある。年産約一萬斤と稱するも信を置くに足らぬ。

第七章　工業

工業とすべきもの殆んどない、燒鍋として第三區滕燒鍋屯に滕家一軒あるのみである。城內に於いて精米所一、（公辦無限公司資本五〇〇〇元）瓦盆窰一（合辦二〇〇〇元）靰鞡鋪二、成衣莊二、あつて使用人四、五、名其從業時間は十時間以上十二時間の限度である。

第八章　交通

第一節　陸運水運

一、陸路＝冬期の交通機關としては陸路に依る馬車、大車、自動車で水運は松花江の解氷五月以降十月迄の間である。

(イ)馬車は本縣内に於ては一臺もなく巴彥より客を便乘し來る歸り車を利用するのみである。

(ロ)大車は一般民衆の貧窮と共に其數少なく殊に特產である大豆其他の運搬は各自家より縣城迄で他縣間の物資輸送は殆んどない、然し最近哈市より長途大車輸送が行はれ縣民は只此を利用するのみで自ら其業に當る者がない。

(ハ)自動車は昨年十二月二十九日から哈市大同汽車公司の手に依て長途貨客輸送が開始され、次いで國際運輸長野運送店三者協力して哈市富錦間の輸送に當つたのであるが一般民衆は乘客として此を利用する事少なく官吏、軍人等以外は僅少であり貨物は生活必需品にして各縣に不足の物資を輸送せしのみである、此は其運賃の高額なる爲で本縣すら冬期に於ては物價は五割以上十割の騰貴を來すのである、自動車にて哈市より本縣城迄で二日を要するが好道路ならば一日で充分達し得るのである、本縣城より隣縣城迄騎馬にて一日を要し哈市迄で四日間を必要とするのである。

二、水運＝解氷期である五月から航行され此開航を俟つて本縣特產物を哈市に輸出され一切の物貨輸送は陸路と交替するのである。今回四月一日より哈市に於いて各船主よりなるシンヂゲートに依つて松花江航行の統一を見、定期船もあり、各百噸以上千噸位で船底淺い關係上各沿岸の部落に寄港するのである。本縣に於いては木蘭、石道河子の二港がある、

哈市より本縣城迄で直航する時は約十二時、遡行は約一晝夜かゝるのであるが、今沿岸の寄航港を圖示すれば次の様である。

尙縣內水運として木蘭達河がある。此は僅か小帆船が航行するのみで、水深は淺く河巾狹いのである。白楊木河は航行不可であるが筏を流し得る。

玆に注意すべき事は結氷期及び解氷期、直前の四月十一月の兩月は道路泥濘化し交通は水陸殆んど杜絕する事である。又雨期に於ける陸路交通は困難となり又全縣下橋梁の破損に依る交通不能も又特記すべき事である。

要するに冬期（十二月より翌年三月迄）は陸路、夏期は（五月より十月迄）は水路と云ふ風である。

第二節　通　信

第一項　概　況

道路の良い事と通信機關の完備と云ふ事は治安維持に大きな關係を持つものであるが、現在の狀態では治安關係も單なる來襲の匪賊を防ぐの程度で、進んで討伐と云ふ事は云ふべくして行ひ難い處である。

第二項　郵　政

郵便＝宣統三年縣城に郵寄代辦所を設け民國八年四月改めて三等郵便局とし五站、石頭河子滕燒鍋屯、廣利東、大櫃に各有信櫃（四等局）がある。目下新國家の郵政事業着々と進み、近時、爲替、貯金も當縣郵便局に於いて開始せらるゝとの事である。郵便物の所要日數は此を輸送する機關に依つて異なるが現在の如く局員の驛傳と云ふ有樣ならば哈市

まで一週間、自動車に依る時は三日汽船に依る時は三日或は四日である。

電信＝民國十六年に商會から民家を買收し電報局を設け十九年七月電報を開始し全滿及び日本其他各國との通信可能となつたが、此處より哈市には賓縣新甸を經由して打電する。現在は各線は假設の爲め今回解氷と共に電柱倒れ通信不能で辛ふじて巴彥への電話線を經由して巴彥から打電して居る現狀であるが近い將來完備する事と思ふ。

第三項　其他通信機關

其他の通信機關としては電話で、此は縣營に係り、城內各商店、各區公安分局及び巴彥、東興、新甸に通じる。又巴彥、呼蘭の電話を通じて哈市と連絡を取る事が出來るのである。今回の東興討匪に巴彥、綏化、木蘭と共同戰線を張り得た事は一つに以て此電話線に依ると痛感して居る次第である。本縣の電話の起源は民國十四年五頂山（東興縣）に於いて自衞並びに通信上から電話を架設し、續いて十六年東興鎭に設け兩間の通信可能となり次で東興電話局長、姜の勸誘に依り民國十八年縣長は省財政廳の許可を得て每晌に付電話建設費として三角を徵收し以て民國十九年一月縣城の通信可能となり續いて二十年七月以降五站、巴彥、東興との通話可能となり、現在は新甸にまで及んだのである。將來東隣縣通河との連接は緊急を要するものであるが、目下財政不如意の爲め未接の狀態にある。

尙以上の各通信機關の他にラヂオ無電の必要は又當然の事である。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　概　況

本縣の商戶は全縣にて百四十四戶、其中城內百戶、石頭河子二十戶五站六戶、柳樹河十戶廣利東八戶である。販賣商品は本地方產出の燒酒、粮穀を除いては棉布を初め一切の商品はハルピンより仕入れ就中日貨が其最たるものである。

本縣は元來邊鄙な地方で人口に比例する如く商業に於いては巴彥、呼蘭等に到底及ばないのである。民國七、八年頃は可なり盛んなものであつたが九、一八事件後各地に兵匪の擾亂に依り健實な商戶は遠方に避難し、在城の商戶も門戶を閉ぢ、此に加へて昨年の水害の直後大刀會匪の破城あつて以來各商店の蒙りし被害は大なるものがある。昨年一ケ年に於いて各店共缺損の狀態で、利潤を得たものは僅一、二店に過ぎないのである。

第二項　會社商店

目下縣內に於いて會社組織と稱してもそれは僅少の資本にて日本の合資、合名の組織で所謂會社と稱すべきものはない。從前廣信公司、黑龍江勸銀號等に依つて營業上の利益は殆んど壟斷されて居つたのであるが、事變後それ等の閉塞と共に一般中小商業者の活躍期に這入つたのである。現一四四戶の昨年度賣上高の計は七一九、四〇〇元で其中粮棧商

の賣上高は五六六、六九一元七一雜貨商は八一、四四六元三三四藥店一一、九八八、元六三等で殘餘は僅少である。其の戶數割を見るに

糧棧商	二〇戶（內縣城一〇戶、柳樹河四戶、廣利東四戶、石道河子二戶）
雜貨商	三三戶
藥店	一一戶
糧米商	五戶
其他	七四戶（茶食店、紙店、醋醬店、金物店、靴屋、油房等）

以上の中糧棧商の內容を見るに、

利源和	五四、五一四元五四	城內
萬生福	二〇、五四九元	城內
政發和	九一、七一八元一七	城內
德竹和	一二九、〇八一元四五	城內
宏興合	一八六、九一七元〇七	城內
源興合	一一、六〇八元八八	城內
濱昌盛	八、一〇二元	城內
官銀號	一六、五九七元	城內

鄭萬春	一二六元	
天發和	一七、八五〇元	
信成東	五〇〇	廣利東
福增源	一五〇元	
二義合	七二一元六〇	
和順源	七、二〇〇元	
和順昌	三〇四	柳樹河
霍永才	三二元	
公和東	一八、六二〇元	
裕發東	八、〇三五元	
福和隆	一、九九三元	石道河子
公和棧	一〇、九七二元	

雜貨商の主なるものは

萬生福	八、七八三元三一四	城內
義發隆	三、〇六九元二〇	
義源泰	二、二一二元六五	
奎盛永	四、五四四元二〇	

裕發東	三七、八一六元四〇	柳樹河	
聚成永	三、一四三元二八	廣利東	

（以上の數字は商會提出の商戶一覽表に依るが然し現在に於いては破產、避難等に依り多少差異がある。）

第三項　商業機關

商會は民國四年十二月成立し五年十二月一日改組其後十九年十二月一日再び改組し委員制となし、續いて本年三月一日改め會長副會長各一名委員一六名補缺委員二名及び會計・書記、事務員各一名を置いて縣商業に關する一切の事務を辦理して居るのである。經費は各雜貨店賣上高一吊に對し其一割五分糧棧商に對しては移出粮石の賣上高一吊に對して一割以つて一年の收入は約八百萬吊である。每年の支出は約九百萬吊で從つて其不足額は各商店分擔して支出して居つたのであるが、九一八事件昨年の水害等に依り會費收入の路斷元昨年度の不足收入は一萬五千餘元に上り、各商戶の經營は實に困難の狀態にある。本年度より役員一切無給にて將來の建設へに努力して居る。

第四項　其　他

交通機關と關連して冬期の物價は哈市のそれと比較する時五割乃至十割の騰貴を見るのである。從つて多量の物品購入は哈市に直接出掛けて買入れる方が却つて安い位である。夏期は哈市と大差ない。

一切の日常生活品の移入されるに對して移出は粮石である。其移出の數量、價格如何に依つて縣全體の上に大きな影響を齎すものである。

各商戶の賣買は殆んど現金取引であり城內及び其他の市鎭は各村落より出て來る農民相手の商戶である。（僅か、城內

に於ける官公吏、軍隊等よりの需要以外は）其他度量衡等他縣と變化ない。

第二節　金　融

第一項　概　況

當地方に於いては別段組織立つた金融機關と云ふものなく、從前民國十六年に廣信公司分司が設立され爲替業務及び舊幣兌換を營み、民國十八年廣信公司官銀號木蘭分司となり前記の業務の他特產の買占めを行ひ、次いで駐木蘭黑龍江省官銀號分號と改稱して一昨年迄で糧穀の賣買及び爲替業を取扱つたのであるが、現在に於いては寒鎖され完全に金融機關は失はれ質屋、錢舖等すらないのである。各商店、地主其他の有產者は哈市の中央銀行其他に預金を爲し一般人民又預ける程の金子の所有なく保管に關して別に其必要を感ぜず、唯調達に關して痛感して居る處であると思ふ。

一方積年の紙幣價格の變動は物價に影響を來すと共に貸借に於いて甚しい困難をもたらし利率の高い事他縣に劣らぬ位である。現在縣發行の流通票があつて此に依る人民の負擔も又大なるものがある。

第二項　機　關

上述の樣に別段機關なき關係上一般庶民の金融調査の方面を見れば次の樣なものである。

一、糧棧商より粮石の出廻期以前に前借する事

二、地主よりの借用

三、農民相互間の貸借

の三方法がある。

右の中其意義の重大なものは右に掲げた第一のものであり、庶民金融機關なき農民に取つて唯一の借用先と考へて良からう。糧棧商から先借する農民の作物中第一位を首めるものは大豆で其他小麥等も有るが其額は僅少である。此等の大豆は、大部分城内、柳樹河、石頭河子等の糧棧商の手に集まり哈市に移出されるのである。

前貸の期間は國暦の七、八月の間で（小麥は五、六月）以前は青田買ひと稱し、未だ青く收獲よりズート以前に其買入れを契約したものがある。然し大豆の價格の低下並びに世界的不況に依る特産商の倒産續出は、此投機的思惑に迄で手を延す事を必然的に中止せしめたのである、然らば其收獲大豆の受渡し期間は如何と云ふに九月十五日から三十日（國暦）の間であるが、其間多少の延期は免かれぬ處である。糧棧商は先物として哈市の特産商（三井、三菱等に非ずして滿人の大なる特産商、――此特産商の手より三井、三菱の手に賣渡さる）に上記の期間（九月十五日――三十日）に賣渡されて居る故大體其期間と見て差支へないと思ふ。此は九月に這入ると大豆は出廻る關係で、七月以前には此前貸殆んどない。

次に前貸の方法は七、八月の季節に保證人を立てゝ爲すのであるが此保證人に別段借用證文に保證なす事なく、單に糧棧商に於いて自家の帳簿に保證人名を記す丈である。以上は信用の厚い保證人を立てた場合で、信用の少ない保證人の場合には別に地照（地券）なる財政部（民國時代）發行の擔保證劵を入れる事が必要とせられて居る（雛形參照）それに依れば其土地の面積見取圖及び一晌に付き幾何の地租を要すかを記入してあるもので、此に依つて糧棧商は其土地から何石の大豆を得るや判斷し、豫想收獲範内に於て適當の石數に對して前貸を爲すのである。萬一秋收獲不足して前

借額の石數を納入し得ない時は家畜其他の物品を入れねばならぬのである。地照のない者は借用出來ぬ樣であるが信用如何に依つては無擔保にて前借する事が出來るのである。

最後に前貸金額に就ては、特別利子を取る事なく前貸當時の哈市の價格を標準としてそれより四、五元安き價格で前貸しするのである。今民國十九年の例を取つて見るに前貸時期七月一日八月一日九月一日とすれば

期日	農民に對する前貸價格一石につき	木蘭城内に於ける現物價格	ハルビン市に於ける價格
七月一日	一一元	十六元	十七元
八月一日	一二元五角	〃	〃
九月一日	一四元	〃	〃

以上木蘭城内に於ける相場に關して七、八月の候に農民に大豆手持ちと云ふ事なく、此相場は空相場であるが次季の收獲大豆の買入れに對して標準相場となるのである。又以上七月一日の價格と八月一日九月一日との前貸價格との間には當然開きがあり、此は前借人の信用、擔保如何によるもので又引渡し時期に近づけば近づく程其前借價格は騰貴あるものである。從つて前借に關し一定の相場はないのであるが、大體初期の借用に關しては一石に就き四元より五元の利子に相當するものを糧棧商に依つて搾取されると云ふのである。

民國二十年迄の本縣の大豆產出額に對する糧棧商の買入額を見るに大約

	縣全產額	糧棧商買入額	比率
民國十八年	九〇、〇〇〇石	三〇、〇〇〇石	三三%
民國十九年	一〇〇、〇〇〇〃	二五、〇〇〇〃	二五%
民國二十年	九〇、〇〇〇〃	一五、〇〇〇〃	一六%

即ち全産額に對して約二五%となる、今本縣の粮石移出總額を一〇〇萬元とすれば其中の二五%たる二五萬元は粮棧商の前貸に依つて買收され、二五萬元中の三四%即ち八萬五千元は粮棧商に依つて搾取されて居る譯である、粮石を以つて唯一の年所得として居る本縣農民としては其所得の八、五%は年々粮棧商に奉納して居るのである。以上は此迄での事であるが現在は農作物の不作、農民の近年に於ける約束不履行から前貸を爲す事は殆んどないのである。以上の賣却價格たる十六元は木蘭城内の價格なる故此を農民が直接輸出する迄に到れば如何に多くの中間搾取を免れ得るかを知るのである。

次に地主よりの借用及び農民相互間の貸借に關しては統計なき爲め表示し得ない處であるが、地主よりのそれは年約二三萬元見當である。利率は月三〇%から四〇%五〇%で擔保物とか保證人の必要は當然な事である。

商民間に於いても前記同樣である。

最近春耕資金に關連して中央銀行の分行が開設される事となり又郵便局の貯金取扱も早晩開始さるゝ事と思ふ。

第三項　通　貨

一、省幣

黒龍江省官銀號は清朝時代に於て銅枚票を發行し毎枚の價値は三二〇文で十枚、二十枚、三十枚、五十枚、百枚、二百枚、千枚の七種ありて、民國時代に官銀號、廣信公司合併さるゝに及び其發行は停止され現在に於ては流通して居らぬのである。次いで廣信公司は官吊を發行し一、二、三、五、十、二十、三十、五十、百吊の九種あつて別に滙兌券四釐債券もあつた此等は黒龍江大洋以外のもので現在縣内流通貨幣は上記官吊、滙兌券債券、江洋の外哈洋、國幣の流通があるか

目下縣發行の流通票が大部分を首めて居る。各紙幣と國幣との比較をして見るに、

官吊一、二〇〇吊は江洋一元
官吊一、六八〇吊は國幣一元
四釐債券一元は江洋一角
江洋一元四角は國幣一元

二、縣幣

第一回は民國七年地方財政困難の爲め縣農商錢局の手から五吊、十吊の二種の縣幣を發行し民國十三年に第二回の發行があつた。此は地方救濟の名目に依り十吊二十吊四十吊の三種で九十二萬吊流通したのである。

今回第三回の流通票の發行を見、それは昨年十月二十日設立にかゝる縣農商錢號の手に依つて事變並びに水害後の財政救濟の意味から發行したと云ふのである。當時吾々は入縣せず本年に這入つて入縣した關係上其發行を知らず、入縣後直に其發行を停止せしめたのであるが、發行の初期昨年十二月七日より吾々の入縣迄で九萬六千六百萬元（江洋と同じ單位）を發行して居つたのである。事實縣財政は當時それ程逼迫せず省公署よりの補助金にて充分賄え得た狀態にあつたのである。此錢號の役員は殆んど縣吏及び商、農會長で其總理として縣長が居り別段準備金も設けず一角、二角、五角一元五元の江洋同額の流通票を發行し、此を以つて縣政費に當てた額は僅か二萬元、其他、大豆、木材の買ひ入れ五萬元、殘り二萬餘元は使途不明の有樣である。元來本流通票は新國家貨幣法發布後の事で縣長以下は當然違反者として處罰さるべき處であるが回收可能の見込みあるを以つて大豆を哈市に賣却し得る解氷期後の六月迄に回收との辦法を

設け縣長以下役員全部責任を持つて其任に當らしめ目下二、三萬元の回收を見て居るのである。
本縣の流通票發行は事實次の如き目的で發行されたものと思ふ。
一、特產物を買ひ入れて其利潤を得んとの目的（此事は事實農商錢號設立の章程に利益ある場合は役員に分配するの規定がある）
二、縣財政と混合し縣財政に繰り入れた分は適宜な方法に依つて搾取せんとの目的
三、回收前價格下落（反面物價騰貴）を利用して其買占めを行ひ此を平價にて兌換せんとの目的
（現在大豆の價格下落、其他縣費に融通した額等、ある關係上果して完全に回收出來るか否か懸念して居る處である）

第四項　金融と諸問題

多年の搾取に遭つて來た農民は新國家の建立と共に玆に官吏の手から搾取を免れる事が出來て來たのであるが、資本家（在縣商人、糧棧商から各國の資本家）の手から農民が果して解放されたであらうか、農民の無智なるを利用して資本の流れは農民のあらゆるものを奪ひつくし、日本今日の農村を滿洲に再現せしむるのではなからうか。唯一の所得源泉たる特產の賣却を農民の手に歸せしめると共に、一切の購入も一切の金子の融通も農民自身の手に依つて爲さるべきではなからうか。信用組合、販賣購買組合の組成は彼等を解放に近づかしめる第一步ではないだらうか。中央銀行及び今回分離さるべき實業局の正常なる使命に期待する處大なるものがある。

第十章　教育及宗教

第一節　教　　育

第一項　概　　況

置縣當初あらゆる警察、學務等の事項は總べて巴彥と共同で、それは設置草創で財力に乏しかつた結果からである。初めは巴彥と合辦で巴蘭兩等小學校を創立し光緒三十三年觀學總董が設けられ專ら學童の入學勸誘等の事項に任じて居つた。宣統二年縣公署內に兩等小學校一個を附設し縣公署を以て學校に充て監督は別に提學使に委任し、校長は全校一切の事務を辦理したもので此れ卽ち本縣の學校を開いた最初である。民國三年に勸學總董を勸學員長と改め後又勸學所長と改稱し始めて縣教育行政事項を管掌したのである。民國十六年に勸學所を教育局に改組し、教育局長により縣長の隷下にあつて全縣の教育行政事項を處理し、縣督學により視察、報告及び糾正事項を管理し、以下第一第二の兩股を設け各々股長、服員及び各學區教育委員等の職を置くのである。

事變前迄では總べてに對する社會教育、學校教育は三民主義に則り、排外思想の鼓吹其他一種のユートピヤ式の教育に始終し一方現實は此に伴はず、單なる空宣傳に終つたのである。此事は一つは縣內に教育を受けし者少なく又一般貧農の關係上就學兒童の少なきが故である。從つて三民主義の洗禮は受けながらも一般人の頭に浸み込みて拔くべからざる態の狀態に立ち到らない以上新國家の創設の眞意を吹き込み今迄で空宣傳として居つたユートピヤを實現せしめねばならぬ。健全なる滿洲國の見透しは第二世の滿洲人に於いて見られると信ずる以上、教育の普及こそ治安、財政と共に緊要なる事項と思ふのである。建國後此と云ふべき教育に關する事業を見受けないが一般農民の國家と云ふものに對す

る認識力及びそれを顧る餘裕のない事で其反應を明確に認めんとする者が無理かも知れぬ。

第二項　機關

本縣に於いては全部初等教育機關で中等學校なく、民國十六年東興の本縣より分離して以來、逐次學校數は增加し九、一八事變前迄で十二校存在したのであるが同事變と共に全部閉塞し約一ヶ年間開校の運びに到らなかつたが昨年十一月十五日に到り先つ五校開校し次いで三校と現在は八校迄でに到つたのである。然し縣財政の困難な折柄教員は四、五ヶ月或は一ヶ年前の給料未拂にも拘らず進んで其任に當つて居る事は大に感謝すべき事であるといふべきである。以下縣立小學校所在地並びに生徒數を擧げるに、

學校名	所在地	生徒數	開校年月日
第一高級男校	縣城	男 一四二	大同元年十一月十五日
第一高級女校	縣城	男 六〇 女 七九	同前
第二高級男校	石道河子	男 五八 女 一九	同前
第一初級	五站	男 三五 女 二五	同前
第二初級	柳樹河	二八	未開校
第三初級	縣北	二七	同前
第四初級	大櫃屯	男 二三	大同二年四月
第五初級	戰家屯	男 三八 女 一二	大同元年十一月
第六初級	廣利東	男 二五	大同二年四月

第七初級	毛家屯	男	三六	大同二年四月
第一初級女校	石道河子		二八	未開校
第二初級女校	石道河子		二六	未開校

（統計は四月末日のもので未開校のものは閉校前の生徒數を示す）

以上を開校の就學兒童數を閉校前のそれと比較するに

校名	閉校前數	開校後數	增	減
第一高級男校	一九八	一四二		五六
第一高級女校	一六五	一三九		二六
第二高級男校	一二五	七七		四八
第一初級校	五七	六〇	三	
第四初級校	三一	二三		八
第五初級校	五八	五〇		八
第六初級校	二九	二五		四
第七初級校	三〇	三六	六	
合計	六九三	五五二	九	一五〇

即ち閉校前の八〇%に達して居るが今後二、三ヶ月後には閉校前の就學兒童數より以上に增加する事と思ふ。

次に最近四ヶ年間に於ける中等學校入學者數及び其卒業者數を示せば

	民國十八年	民國十九年	民國二十年	大同元年
卒業生總數	二三	三五	四四	三九

師範學校	四二〇〇
中等學校	二五〇〇
農學校	四〇〇〇
合計	一〇七〇〇

上級學校への入學者は主として土地の有産地の子弟のみで多くは巴彥、ハルピン、チ、ハル等の師範、中學校に入學し大學、専門學校入學者及び女子の上級學校入學者は從來皆無である。

尙現在教科書は舊教科書を使用して居るが近日新正教科書の到着を見る事と思ふ。

從前本縣に縣立師範傳習所があり此は定期のものに非ずして、臨時に設られ第一回は民國一年第二回は九年十一月（期間二ケ月）第三回は十二年十一月（期間二ケ月）第四回は十九年十一月（期間一ケ月）に開設されたのである。本縣の教員の大部分は傳習所に學んだ者で師範學校を卒へた者は極めて少いのである。

第三項　社會教育

當縣に於いては民國十九年十二月縣教育會なるもの巡廻講演其他に依り教育普及の目的で設立されたのであるが、經營困難の爲め民國十八年七月より縣教育局の經費の一部を以つて支給され名を改め通俗教育社とし、次で民國二十年再び改めて民衆教育館と爲し現在一般民衆に對する教育其他啓蒙事業に當つて居る。

第二節　宗教

宗教と云つても此と云ふ宗教信者はなく、一般には無宗教と云つた方が可なりである。儒教道教を以つて宗教と云へ

ば有識者は殆んど此れであらう。傾向から云へば佛教に近く、キリスト教徒の在縣を未だ耳にせぬ。本年二月公安局の調査に依ると道教二〇、僧一、回回一八である。縣内に於ける廟寺を示めせば

道教廟　六ケ（關岳廟、城隍廟＝城内　關岳廟＝五站　眞武大帝廟＝石頭河子　玉皇廟＝第五區、及其他一）

僧　寺　一ケ（第二區）

紅卍會　一ケ（五站）

文化の程度低き爲め舊慣に囚はれ迷信に走る事他縣に劣らぬ處である。

第十一章　其他一般

社會事業に關しては昨年度二回省給付の貧民救濟金を以つて水災、匪害に對する救濟を行ひし他、臨時に慈善會なるものを設けて一般貧民に施粥を爲すのである。此經費は一般人よりの募集に依るものである。

衛生に關しては智識低き爲め殆んど語るに足らぬ程で呪文、祈禱に依るの他幼稚な漢方醫の手を煩らはすに過ぎないのである。現在縣內に於ける藥店十五軒醫者十八人であるが藥店は殆んど漢藥で稀に日本等の洋藥を見受ける、醫者は全部漢方醫で此等は以前開業せる醫者の下に二、三年の見習ひとして過したもので、正式の學校、試驗を經たものがないのである。僅か一名丈吉林省官醫傳習所（在學期間二ケ年）を出たのみである。當地方の流行病として未だ調査せぬが、一般にはチブス、赤痢、トラホームで其他脊髓、花柳病と聞いて居る。

第十二章　結　論

第一項　王道政治を通じて見た地方民の生活及思想

滿洲國は獨立した。民衆は聲を揃へて此を謳歌すると云ふ事を聞いて居るが果して本縣に於いて此を現實に認め得るであらうか、鐵道沿線の各縣ならいざ知らず沿線を越え日本軍の駐屯なき地方に人民が新國家其ものに對して正確なそして贊辭を呈する程の認識を持つて居るであらうか。人民は國家とは如何なるものか、と云ふ事を知らぬ。此は爲政者の罪であり虐げられた國民の常である。滿洲國は王道を掲げて立つた、だが一般民衆は王道とは何んであらうと一應考へるであらう。各所に粘りつけたポスターを見てもわからぬ。古老を呼んで來いと云ふ事になる。古老が先づ一通り讀んでから徐（ヤオ）らに農民にお前等は今が今迄で學良の厭政と匪賊の跳梁とに泣いて來たのだ。それが今度日本のお蔭げで滿洲國が出來、お前等も今から樂に暮す事が出來るのだと説明する。彼等は茫然として夢の如く聞いて居る。そしてそれがなんでも外國の話の様に思つて居る。踵を返して家に歸る。家には餓えた子供が腹をすかして待つて居る、明日の米の事とか、自分の命の事等を考へると前の夢が何んだか眉唾の様に思はれる。結論は王道を喰つて生活が出來るだらうかと云事になる。先つ彼等に眞の安樂を與へてから此が王道と云ふものだと云ふべきでなからうか。新國家に對する謳歌は其處から始まるのであると思ふ。今迄で心から新國家を讃へたのを聞いたのは新京に於いて馬車に乘つて其禦者の口から出た言葉丈である。其理由は簡單である、日本人が多く這入つて來て商賣が盛んになつたと云ふ事につきる。吾々はモツトモツト深く滿人の中に喰ひ込んで行かねばならぬと思ふ。

次に去る三月一日の建國の際の事である。なんでも前々から省、中央等より其準備を爲して費用少なくして效果を擧げる樣にとのお達しがあつたので、縣長と相談の上貧乏縣だから此丈の費用の範圍で計劃してくれと云つて、縣長が飛げ出した金が江洋五十元（約國幣三十五元）である。五十元で其効果を多くするのはと少しは考へたが、結局官民合同の國旗掲揚式と旗行列なら相當な效果が收めらるゝ事と思ひ、第一科長に命じて此丈の金で國旗を造り此を一般人に持たして城內を繰り步くのだと云ひつけたのである。然るに當日集つた者は官吏二三十名、保衛團三十名、小學生七、八十名に過ぎず（豫想は少なく共五百名は越えると思つて居り又先日第一科長等は千人は大丈夫と云つたのであるが）國旗はと云へば前日哈市の特務機關から送つて貰つた五十本の紙の國旗を小學生が手にして居つた丈である。五十元の金は果して縣長が出したのかそれとも途中で消えてなくなつたのか判らない。遊行となつたか小學生は未だ國歌を知らず又當日は非常に寒い日であつた爲め、子供は手袋もなく旗を左右の手に持ち代えながら保衛團の後について行く。民家は國旗を軒下に揭げて吾々の通るのを珍らしそうに見て居る。其行列が餘り淋しすぎるので保衛團の連中が時々ラッパを吹くが其ラッパたるやあの獨特の哀調を帶びたそれである。まるで挽歌だ、葬式の樣だと云ひたかつたのであるが部屋に歸つて來て此れ程淋しい感じに打たれたのは初めてゞあつた。

次に三月二十日哈市特務機關より依賴された本縣官民の滿洲國に對する態度測定に關する資料調査に對する報告を再記して見る。

軍閥の苛劍誅求と絕えざる匪賊の掠奪とに據り喘いで來た本縣民並びに此を指導する官吏とが建國後一ケ年を經過せる今日新國家に對して如何なる態度に當るか。

一、一般民衆

元來本縣民は眞の土着人に非ず山東或は南滿よりの移住せるものにして土着の蒙古族、滿洲族は全く其影を沒し此所謂移住者は其質の悪しき事は兼てより聞えてゐた所である。が一般民衆は各自孤立の狀態で團體的訓練は更になく從つて滿洲建國に關しては全く無關心である、彼等は云ふ「國家は國家、自分は自分」と、個人主義的利己的色彩の濃厚なる彼等の日々の生活は自己本位であつて、例へは滿洲國旗を掲ぐる者にしても單なる裝飾位にしか考へず、國旗其物の意義とか或は國家觀念とかは皆無と云つて良い位ひである。却つて昨年の水害、匪害は新國家建設に依る影響なりと曲解する者の無いとは斷言し得ない處であり、一方貧民、水害救濟金の下附、免稅、減稅に對しては新國家を謳歌する者それは單に打算的立場よりのそれであり、此れを以つて新國家に對する熱意の證左なりとは決して言へないものである。（本縣に於ける限りに於ては）增して日本帝國と滿洲國との關係に就ては何等知る處なく唯日軍の强國と云ふそれ丈の觀念である樣である。

此は要するに文化、教育程度の他縣に比して著しく劣れる事、彼等の利己本位なる事、及び皇軍發動の實質的意義に對する認識なき事等の多くの理由からなりと思惟するのである。

二、官公吏

縣內に於ける唯一の有識者としての彼等の立場には重要なるに拘らず自利に走る事、民衆と同樣にして、政治、經濟一切を自己の立場により見んとするものである。主腦部にあればある程今の中に非ざれば、今の中に非ざればと言ふ樣に私腹を肥さんとする傾向大にして積極的に一般民衆に働きかくる事なく下附金は出來得る限り多く得て出來得る限り

其の懷を肥さんと言ふ有様である。皇軍、滿軍其他各官廳の調査員の來蘭に對しては表面は觀迎の體を爲すも眞實のそれではなく裏面に於ける費用自己不擔の恐しく却つて嫌惡の情を抱く傾向ある有樣な次第である。

直接官公吏の搾取に關係せざる下級官公吏教育者等に新國家に對する正しき認識を持つ者を見受ける位である。

第二項　縣制度の理論と實際

日本の四倍もある滿洲國を以つて一年の縣制の下に統一せんとするは一考すべき問題であると思ふ。地理的に經濟的に各縣に於てはそれぞれの特異性を持つて居る筈である。隣縣同志の間に於いてすら甚しい差異ある今日の滿洲を以て、普遍性のみを認めて此を以つて一般なりと一定の型にはめて統一せんとするは無理な事でなからうか。地方は地方に任して置けば良いのぢやなからうか。新縣制を造るに於いてもそれは暫定的のもので終局は地方完全自治と云ふ建前に於いて爲さるべきと思ふ。現在に於いて財政的に獨立し得る縣にも完全なる、自治權を賦與して可なりであり獨立し得ざる縣に暫行的に縣制を適用する方針に於いてせらるべきであると思ふ。從來は官位行政の色彩濃厚である、と云ふ人もあるかも知れぬが縣政に農務會、商務會の持つ力は大なるものがある。單に表面上の事實を見て其裏面の事實を知らずして官位の色彩が濃厚と云ふのは速斷ではなからうか。一方縣行政に關係せずして爲さるゝ自警團、商務會、農務會、或は電話事業等は果して此れ迄で官治に依つて爲されたであらうか。此れ迄の政費は殆んど人件費で、此が經濟的文化的方面に如何程の貢獻を爲したであらうか。文化的、經濟的方面の活動は誰れの手にあつたかを一考する時それは殆んど縣民自身の手にあつたのではなからうか。農民が此迄での苛劍誅求に泣き乍ら尙耐え來たのは單に彼等の沒法子式ではない、吾々の目に見えざる永年の自治綱があるからである。外國のそれを眞似て天下の式の自治とか縣制云々は

本末を顚倒して居るのぢやなからうか。

次に參事官の事に關しても何等彼等にポストを定める必要はないと思ふ。官治縣制ならいざ知らず完全自治の行はれる縣に於いては彼等をして自由に立場に置くべきであり、顧問とか或は指導員とかの名義で縣の指導監督に側面より爲さるべきであると思ふ。參事官の立場を監督の方面にのみ考へ指導の方面を忘れる結果ポスト云々の問題が起きるのではなからうか。同じ指導員、或は顧問と云つても中央よりの派遣とし又單に行政方面のみならず經濟的指導員たるべきもの又必要な事である。

此を要するに縣制々定ももう一步先を考へてから云々さるべきで徒らに他國の例にならおうとする必要は毫もないのである。

第三項　爲政者としての希望

希望として、例擧すれば限りがないが痛感して居る二三を擧げて見る。

國と云ふものは國民あつての國家で單に中央政府あつての國家ぢやない。健全なる國民があつて初めて中央政府も生き眞の國家と云ひ得るのである。國家は頭から作られるべきではなく足からである。建物が土臺の上に立つ樣に國家も此人民と云ふ足の上に、土臺の上に造らるべきである。今回新縣制の民政部案に依れば委任官以上の俸給は國庫負擔とあるが課稅權の大部分を中央に取り上げて其代償が委任官以上の俸給とは地方は如何にして行政を、そして建設を爲し得るであらうか。殊に一度移讓した地租を再び取り上げて縣公署費の支給とは如何なる縣に於いても唯一の財源を奪はれた事になり財政困難を來して居るのである。地租と縣公署費或は委任員以上の俸給との差は何處に消えて行くのであ

らうか。國財と都會の建設、官廳の新築と商業都市の繁榮とに消えるのであらうか。中央集權的、都會中心的、商業立國主義的傾向は此から起るのではなからうか。土地は農民のもの、土地からの財源は農民の手に還元さるべきで都會とか商業地に使用さるべきではない。此様な傾向で進む時は今日の日本内地の都會集中、農村疲弊延いて國家の危機に迄で立ち到るであらう。今日の都會を見ると一日一日と美しくなつて行く。最近迄でボロ服を着て居た公安隊員が立派なそして新しい服と靴と帽子と其上手袋迄でして居る。都會は何日行つても金がありそうだ、都會の人民は惠まれたものだとつくづく思ふ。人間の體でさい頭寒足熱と云つて、此が健康體なのに今の國家の政治は其反對の様に思はれる。考慮すべき事ではなからうか。

總べての政策が徐々に立てられて來つゝある。だが其政策も決して一部の者の利益の爲めでなく一般民衆の利益の上に立てらるべきである。古い因襲とか或は擯放に囚はれて居る時期ではない。姑息、消極的な態度は捨てゝ積極的に進むべき秋である。膏藥張りの政策では近い將來必ず破綻する時が來るに違ひない。其時は取返しのつかぬ時である。今こそ自由に思ひ切つた事の出來る時ぢやないだらうか。此時期を失しては再び此機會を捉へる事は恐らく不可能であらう。

最後に地方に出て居る日系官吏に對して世間に兎角の噂さがある。利權屋とか其他の搾取階級の手先きが入縣して利權漁りを撥附けられた腹癒せに日系官吏は滿人になり切つて彼等の御氣嫌許り取つて居ると言ふ。又一方吾々が日本人等の利益に就く時滿洲人は何んと云ふであらうか。吾々は何んの爲めに滿洲國の官吏となつて居るのであらうかと元來僻んで居る者を增々僻ます事となり吾々の使命はなくなつて來るのである。吾々は日本人が、決して日本を忘れはせぬ

正しい意味の日本人である限り此窮境に立ち到つた時何れに就くかは明白なである。今滿洲を第二の朝鮮とし搾取せんとして何が取れるか。取れた處で現在日本の經濟的苦しみに膏藥を張るに過ぎないではないか。先づ滿洲を立派に生かすことこそ眞に日本を生かす路ぢやないだらうか。此が延いては世界に對して道義國家たるの大使命がつくされて行くものと信ずるのである。（以上）

木蘭縣公署年入決算總目（大同元年）單位江洋

部別	科目 款	科目 項	科目 目	金額	摘要
經常之部					
〃	縣廳支出			二三一、〇〇〇・〇〇	
		縣公署費		二三一、〇〇〇・〇〇	
〃	地方收入			二二、七〇〇・七〇	
		晌捐		一〇四、六三一・六〇	
					警察費　三、一八六・九六
					教育費　一、九一二・一六
					典禮費　二・五五〇
					義務教育費　一〇六・六三
					電話費　五四八・二八
					警備隊費　四、六八三・六二
		營業捐		二、二四二・九〇	警備費　二二九・一九　教育費　一一二・一〇
		粮石捐		一〇七、二一七・〇〇	教育費
〃		居宰捐		三〇・七〇	警察費

部別	科目			金額	摘要
〃			店捐	八〇・四三	財政角費地方款中警両税收の$\frac{35}{100}$をして財政局費に充つ
			三五費	七七四・三〇	
		雜收入		一、七五一・四〇	
			罰金	一、七五一・四〇	警務局徵收
		民國三十年繰越金		三六、四二八・三三	
			警務局補助費	三六、四二八・三三	舊馬占山支給警務補助費
計				四九、八八〇・四三	
〃	臨時費	縣廳支出		二三、〇九二・九五	
			敎育補助費	九七、九五六・二七	省支給敎育費二ケ月分（國幣） 六、九九六・八九
			警務費	一八、九二〇・六八	警務六ケ月分 七、七八三・六二
			警備隊費	三三、九九六・〇〇	
〃		借入金		二九、二七四・六九	
			農商錢莊	九三、七二一・〇〇	本年度不足高電話局四ケ月警備隊四月の朱拂有り
			その他	二五、五六三・七七	
計				三五、一九七・六〇	
總計				八四二、〇七八・〇七	

木蘭縣公署歲出決算總目（大同元年度）單位江洋

部別	科目			金額	摘要
經常部	款	項	目		
〃	經常費				

經常費 民國二十年度 繰越高	六、八八〇、六四五・〇二 九六、五五九・三〇
計	七七七、二〇四・三三
臨時費　臨時費　臨時費	六四八、七三七・四〇
計	六四八、七三七・四〇
總計	八四二、〇七八・〇七

縣公署總務科內務局歲出決算報告（大同元年度）單位江洋

部別	科目 款項	科目 目	年度決算額	月割決算額	摘要
經常之部					
〃	一般費	薪俸	一六一、二八〇・〇〇	一三、四四〇・〇〇	同庫支出每月國幣一、二七五（江洋）舊第一科第二科現總務科及び內務局
		辦公費	一一、七六〇・〇〇	國八〇・〇〇	
		郵費	二五、二〇〇・〇〇	二、一〇〇・〇〇	
		文具消耗費	一五、九六〇・〇〇	一、三三〇・〇〇	
		修繕費	一六、八〇〇・〇〇	一四〇・〇〇	

	旅費	一一、七六〇・〇〇	九八〇・〇〇
	雜費	三、三六〇・〇〇	二八〇・〇〇
總計		二三一、〇〇〇・〇〇	一九、二五〇・〇〇

教育局歲出決算（大同元年度）

部目	科目 欵	項目	年度辦額	日割決算額	摘要
經常之部	一般費	教育局	四六、三五〇・〇〇	三八六・二五	薪俸
	〃		五四〇・〇〇	四五・〇〇	工資
	〃		二一、〇〇〇・〇〇	一七五・〇〇	辦公
〃	〃	學校經費	四九、七〇〇・〇〇	四、四一六・七〇	薪俸
	〃		八三、〇〇〇・〇〇	六九一・六七	工資
			一七、六二二・五〇	一、四二一・八八	辦公
			一四、四〇〇・〇〇	一二〇・〇〇	雜費
〃	〃	教育館費	一一、五五〇・〇〇	九六二・五〇	薪俸
	〃		二、七〇〇・〇〇	二五・〇〇	工資
	〃		六、六〇〇・〇〇	五五・〇〇	辦公費
	〃				雜費

計		一七〇、四〇二・五〇	一四、二〇〇・二〇	
臨時之部	臨時費			督學旅費二回
〃		二、五九九・五〇		旅費
		一、〇〇〇・〇〇		禮孔費大同二年春部
		一二、二七四・〇〇		雜費(民國二十年度未拂給料)
計		一五、八七三・五〇	—	
總計		一八六、二七六、〇〇	一四二、〇〇〇・二二	

警務局歲出決算(大同元年度)

部目	科目			年度辦額	月割決算額	摘要
經常之部	欵	項	目			
〃	一般費					
〃			警務費	一四、一六〇・〇〇	一、七七〇・〇〇	
				六、五八一・六〇	八、二〇〇・〇〇	辦公
				六、三二〇・〇〇	七九〇・〇〇	消耗
				六、四八〇・〇〇	八七〇・〇〇	馬乾
〃			警察費	一八、四〇〇・〇〇	二、三〇〇・〇〇	薪俸
				三〇、二四〇・〇〇	三、七八〇・〇〇	餉項
〃			警察分隊	一、七六〇・〇〇	二二〇・〇〇	薪俸

		一九、八四〇・〇〇	二、四八〇・〇〇	餉項
計		一〇、三七八一六・〇〇	一二、九七二・七〇	
〃	臨時之部			春冬服代
	臨時費	一七、三二一・三〇		警察署警務局
	修繕費	一一、二九五・五七四		修繕費前年度給料
	雜費	一二一、五五七・七四		
計		四〇、七六八・二四		
總計		一四四、五四九・八四	一二、九七二・七〇	

財政局歲出決算（大同元年度）單位江洋

部別	科目 款	項	目	年次辦額	月割決算額	摘要
經常之部						
〃	一般費					
	〃	財政局費				
		〃		二三、七六〇・〇〇	一、九八〇・〇〇	薪俸
				一、四四〇・〇〇	一二〇・〇〇	文具費
				一、〇八〇・〇〇	九〇・〇〇	消耗
				七、二〇〇・〇〇	六〇〇・〇〇	設備費
總計				三三、四八〇・〇〇	二七、九〇〇・〇〇	

電話局歲出決算（大同元年度）單位江洋

部別	科目 款	項目	年度決算額	月割決算額	摘要
經常之部					大同元年一〇ヶ月分二ヶ月分未拂 三、六四〇・〇〇
〃	一般費	電話局	一八、二〇〇・〇〇	一、八二〇・〇〇	薪俸
			一、〇二〇・〇〇	一、〇二〇・〇〇	設備費
			一〇、一三六・一九	一、〇一三・六二	雜費
總計			三八、五三六・一九	三、八五三・六二	

警備隊歲出辦算（大同元年度）單位江洋

部別	科目 款	項目	年度決算額	月割決算額	摘要
經常之部	娛費				大同元年八月分四ヶ月分未拂 五一、八八〇・〇〇
〃	〃	警察隊費	九二、八七四・七四	一一、六〇九・三四	薪俸
			三、二〇〇・〇〇	四〇〇・〇〇	工資
			五、六〇〇・〇〇	七〇〇・〇〇	辦公
			一、七七〇・〇〇	二二〇・〇〇	馬乾
計			一〇、三四、四七四・七四	一二、九二九・三四	

部目	款項	目	年度決算額	月割決算額	摘要
臨時之部	臨時費	被服費	八二三・二〇		大同二年春服代
〃 計			八二三・二〇		
總計			一、一一一、六七六・七四	一二、九二九・三四	

民國二十年度繰越金（大同元年度）

部目	科目 款項	科目 目	年度決算額	月割決算額	摘要
經常之部	前年度繰越除校金	前年度繰越金	九六、五五九・三〇		前年度歳入不足繰越高
總計			九六、五五九・三〇		

一、大同元年度に於ける國税徵收の狀況

（一）縣公署第二科（現內務局）に於ける徵收國税

イ、地租　江洋　五、六九七元三七

ロ、買契税　〃　一、五九九元九六

ハ、街基税　〃　二九六元四三

計　〃　七、五九三元七六

此を前年度に比すれは前年度の三、〇七五元七〇を越ゆること四、五一八元にして、民國十九年の五一、五三九元五二四に對しては約其の一四、七パーセントにしか當らず。前年度の僅少なるは九、一八事變にまぎれた結果によるものである。怠納或は不良官吏の私腹の肥となりたるも大同元年度のそれは匪害に續いて水害に依るもので、こは次に揭ぐる粮石税と密接なる關係を有てゐる故に民國十九年の六三、六三八元及民國二十年の四三、八〇一元と對照し見るとき上述の説明の如何に正しきかを首肯し得ると思ふのである。

(二)税捐局徵收の國税

税種＼年度	大同元年度	民國二十年度	民國十九年度
粮石税	二九、七七三・一七元	四三、八〇一元	六三、六三八
木植税	二、一五七・五一	一、〇〇四	二、六四二
魚税	一六・二〇		
牲畜税	三八〇・二〇	一、一三六	三、二五五
營業税	三、七一三・四〇	六、八四五	一六、二八〇
木炭税	一六九・三五		
山貨皮張税	一三九・〇四		
白條猪税	一九八・四八		
蔴税	五八・七〇		
鷄蛋税	一二・五〇		
斗秤税	二七〇・〇〇		

其他	二五九・七七	二、〇四五	三、二六〇
合計	三六、九六八・二二	五四、八三三	八九、〇七五
民國十九年度に對するパーセンテージ	〇、四一三	〇、六一六	一

以上の各税目の主なるものを民國十九年のそれぞれに比較する時

税種＼年度	元年度	二十年度	十九年度
糧石税	〇、四六八	〇、六八八	一
牲畜税	〇、一一六	〇、三四七	一
營業税	〇、二二五	〇、四二〇	一
木植税	〇、八一五	〇、三八〇	一

此に依つて其の産額を見るとき元年度の穀物の移出額は平年單位江洋半分以下なれども元年度の穀物の價格下落も考慮せざるべからず。先づ平年の半分と見て可なりである。家畜に關しては水害の跡を如實に示し、又商業上に於て其の營業税の十九年度の〇、二二五たるは如何に商業の不振延ては農民所得の僅少なるかを知ることは出來る。糧石牲畜營業等各税の等しく二十年度に比して減少せるに拘らず、獨り木植税のみ増加せるは木材の水害に關係せざる事及農民の作物よりの減少せる所得を木材に依つて補はんとせるを示すものである。

以上の中糧石税、木税牲、牲畜税等は運搬の現物を捉へ課税するものなるも營業税は主として土地の有力者なる關係

上稅捐局當事者と結託して其の賣上價格を僅少に見積るの惡弊未だに存するものであるが故に、其の例としては本年五月の候本縣營業稅の極めて少なきを知り、稅捐局長並に商務會長を呼び今後不正行爲ある時は直に摘發すべしとの嚴命を下せし處、五月迄毎月の賣上價格五、六千元なりし處六月には一躍一萬二千元七月に一萬四千元と成るのである。此從來の不正行爲の存在の證左にしてかゝる點又各方面に見受ける。（本縣の糧石稅に關しては若し本縣に於て徵收せざる場合は哈爾濱に於て課すらるゝ爲め脫稅は僅少と爲りたる所である。

次に稅捐局徵收の國稅の月別を見るに

月／額	金額	月／額	金額
元年七月	元 一、一四五・八六	二年二月	一、六一四・三二
八月	一、五九七・三六	三月	二、九二五・四五
九月	一、四八三・六一	四月	九、〇二八・二六
十月	四、九〇元・九四	五月	七、三二〇・七一
十一月	一、一六七・五六	六月	三、四〇五・九五
十二月	三、二〇九・六九		
二年一月	一、五七八・五一	合計	三六、九六八・二二

上記の表によつて知る如く九、十、十一月の候に少なく十二月に增加し一、二月に減じ三、四、五、六月と增加するは本縣の唯一の產物たる糧石の出廻に關し縣の地理的事情によつて收獲の季節九、十月迄には江岸の縣城或は他の江岸の土地迄運搬する爲出來ないである。十一月に入りて賣を急ぐ農民が松花江結氷前の最終航にて移出する關係上一時、

十一、十二の候に増加するものである。一、二月は結氷期にて縣城其他の粮棧商の下まで搬出し來り三月の末或は四月の初めの解氷期を待つて移出する爲、其の税收が一時に増加するものである。五、六月は尚其の移出期にして七、八、九月は一番の閑散期である。

二、税收より見たる農民の税負擔能力

農民の所得に關しては全く其の見當を見極め得ざるも、税捐局の課税物件の原價より推算をして見るに農民所得は次表の如くである。

税種類	原價	税種類	原價
粮石税	五九五、四六二・二〇〇円	鶏蛋税	二五〇・〇〇〇
魚税	一三五・〇〇〇	山貨皮張税	一、二六四・〇〇〇
木植税	九、九〇六・八五〇	白條猪税	六一六・〇〇〇
牲畜税	七、六五四・〇〇〇	合計	六一八、五二七・五五〇
木炭税	一、五三九・五〇〇		

備考　自大同元年七月――至大同二年六月

これを一戸及び一人當りとあれば次の如きものである。

戸數			一戸當り所得	人口			一人當り所得
商家	農家	計		商民	農民	計	
一四三戸	一二、二二四戸	一二、三六七戸	五六元	一、〇九九人	七四、七八一人	七五、八八〇元	八・二九元

（大同二年二月公安局戸口調査に依る）

次に其の負擔の方面を見るに國稅中、縣公署第二科徵收の七、五九三元七六、稅捐局徵收の國稅三二、九三六元四五中粮石稅の半額並に營業稅の三、七一三元四〇、麻稅の五八元七〇元を差引たる一八、〇四九元八七及地方稅二二、二七〇元〇七より粮石捐の半額並に營業捐屠宰捐及店捐を差引たる一六、六〇一元四三を加へたる四二、二四五元〇六が卽ち本年度に於ける農民の稅負擔となる。此を前揭人口に割當て見るに其の負擔額は一戶當り三圓四五、一人當り〇圓五六である。

故に農民所得と比較するに其の稅負擔率は一戶當り六・二%一人當り六・七%である。

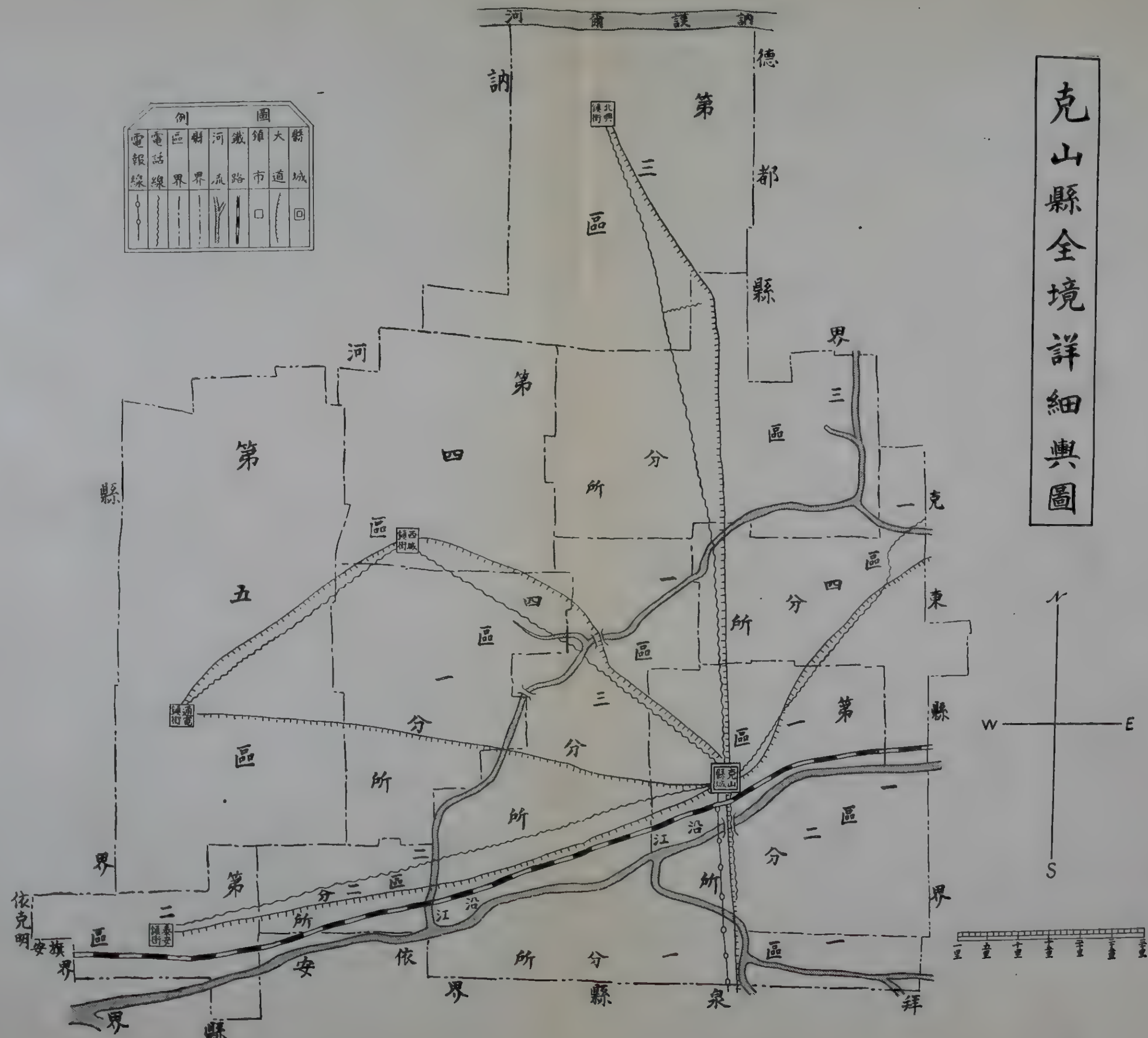
本年度に於ける農民の負擔率が上記の如く僅少なるは新國家の善政の現はれなると共に、又一方農民の貧窮を物語るものである。尙上記の所得には單に課稅上現はれたる數字のみを計算したるものなるを自家用消耗の穀物、家畜、火柴等を加算するならば、其の率は一層減ずるものである。今後農民所得の增加と共に其の負擔率は約一〇パーセント迄增加得べきにして本縣財政上に於ける歲出（元年度）の八四二〇七元は若し農民所得を百五十萬元迄增加し得るとし、其の一〇パーセントを一切の稅收となし其の三分の二を地方稅となす時は、約十萬元の地方稅收となり、縣一切の賄は今後國庫の負擔を得ずして充分賄ひ得ると信じ得るところである。

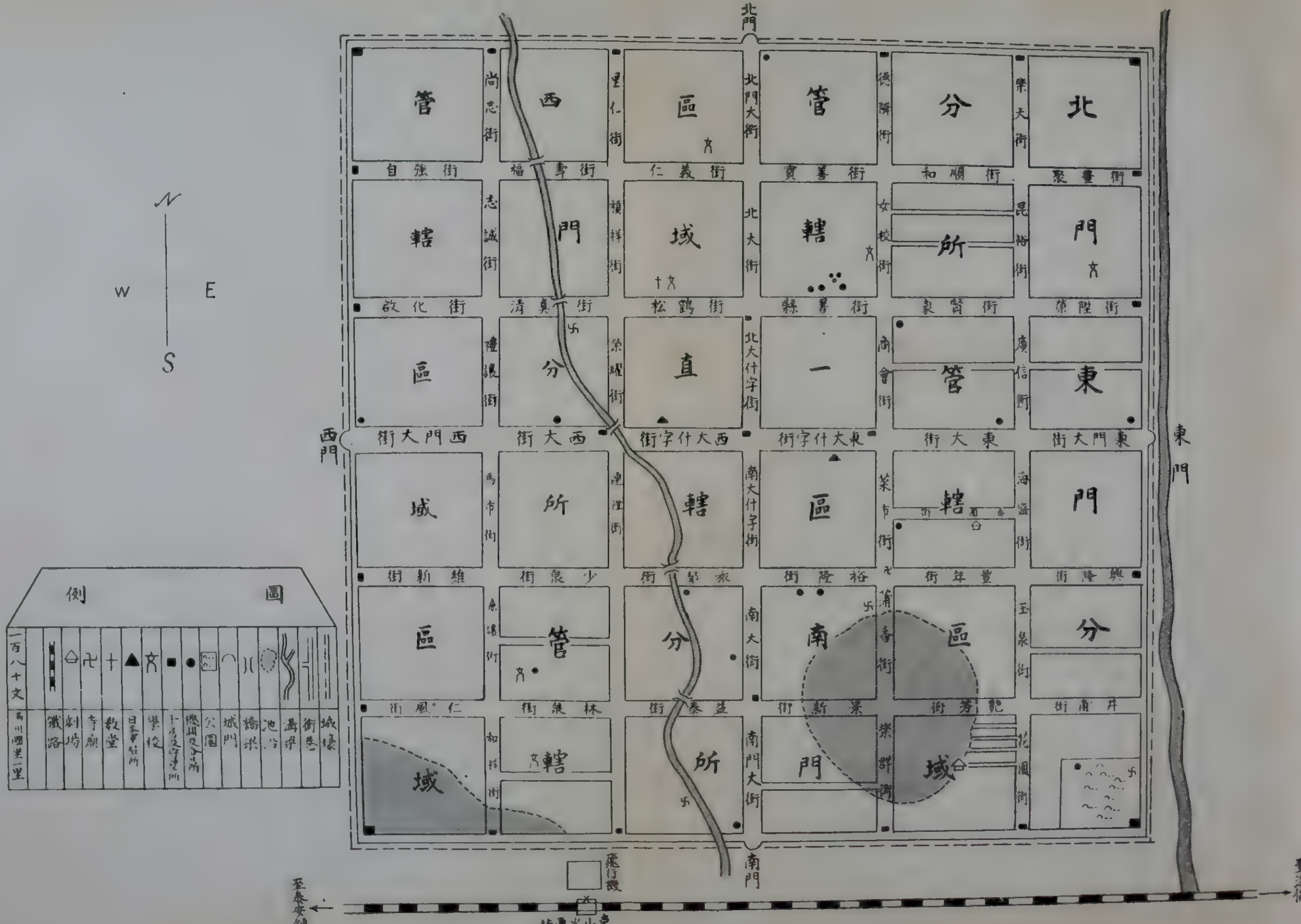
本年（二年度）は豊作なるを以て本縣の財政は本年度末に於ては赤字を見ざる決算報告を提出し得ると確信す。

注意　1、從來の課稅地面積は本縣に於ては約六萬晌にして尙六萬晌の未耕地を有してゐる。

2、前揭人口數に依つて知るが如く本縣は殆んど農民にして純農村と稱するもので、農民の稅負擔能力を求めし理由は玆に存するものである。

克山縣全境詳細輿圖


圖例
縣城
大道
鎮市
鐵路
河流
縣界
區界
電話線
電報線
訥謨爾河
德都縣界
克東縣界
拜泉縣界
依安縣界
依克明安旗界
克山縣城
北興鎮街
西城鎮街
第一區
第二區
第三區
第四區
第五區
W
E
S


北門
南門
東門
西門
N
S
E
W
圖例
一百八十文
鐵路
劇場
寺廟
教堂
學校
公園
城門
橋梁
池沼
街巷
城壕
至泰安鎮
兗山火車站
自強街
福壽街
仁義街
寶善街
和順街
敬化街
清真街
松鶴街
縣署街
象賢街
西門大街
西大街
西大什字街
東大什字街
東大街
東門大街
維新街
少泉街
裕隆街
豐年街
興隆街
林泉街
益泰街
景新街
尚志街
里仁街
北門大街
樂天街
志誠街
北大街
女校街
禮讓街
北大什字街
南大什字街
菜市街
南大街
玉泉街
南門大街
花園街

縣公署（一）



縣城內電話局



縣公署正門



縣城內風呂屋



→
前列右ヨリ故中川參事官
（現緒形屬官寄贈）

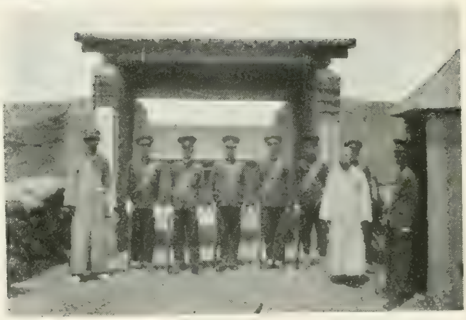
縣內警備隊(二)



縣城內警備隊



警務第一分局



警務第二分局



通寬鎮警備隊

（三）縣內地方狀況


泰安站


古城站


泰安站關東軍施療の活動


齊克線富海站

（四）縣內教育の狀況



縣立第一初級小學校



第四兩級小學校



縣立第二初級小學校



北興鎮縣立小學校



第三男女初級兩級小學校

黑龍江省克山縣

屬　緒形喜之助

凡例

縣に來てから日も亦淺く克明なる縣の事情を御報せする爲めには相當なる研究の必要があるので、小生も大いに研究して御報せする考へであつた處ろ色々な雜用に取り亂されて遂に今回の報告に間に合ない樣な次第で誠に殘念である。

しかし大略當縣の事情の御報せだけをして次回大ひに奮發する考へであるから之れで許して貰ひたいのである。

第一章　總說

第一節　縣史

克山縣の原名は察霍勒屯と言つて蒙古人の放牧部落であつた。光緒三十三年に訥河から海倫に通ずる勃海官道が修築されて、此部落は第三站となつた。その後關內からの移民增大のため蒙古人は落伍四散し、現在は縣の西南依克明安旗に、烏雨爾河を狹んで南北十二支里から廿支里東西八〇支里に亘つて、約七萬晌の土地に牧畜耕作をやつてゐる。七月

初旬視察に行つた時は、十一屯、七五一戶、男一、七一〇、女一、五〇〇、合計三、二一〇であつた。その六割は畜牧に從事し、四割は耕作に從事してゐるが、前者は昨年の匪災で牛馬を失ひ、草を刈つて泰安鎭方面へ運搬賣り捌いて生計を立ててゐる。

別に蒙古土地は拜泉、依安、克山、克東四縣に約六〇萬晌あつて、現在賣却は禁じられ、漢民族に貸與して稅を徵收してゐる。拜泉縣城、依安縣城、泰安鎭城內には租賦處を設けてゐるが、克東、克山の城內では縣公署が代行徵收を依賴されてゐる。平年は總額一〇萬元（江洋）の收入があり、王府公署の諸費用に當て、蒙古人は一切納稅の義務がなく生存競爭の外に無氣力な生活を續けてゐる。

學校も一個所あり、一時は八十名以上の生徒を收容し蒙漢の授業をしたが、昨年本年稅收皆無のため經費に困つて休校してゐる。

さて民國三年頃は克山は未だ荒廢して居て訥河縣の第一區となつてゐたが、民國四年三月一日に設治行政を始めて、最近迄克東設治局のあつた二克山鎭に設治會を置いた。同年七月一日に現在の行政となり、民國九年には一等縣になつた。その當時三〇〇餘村を有つてゐたが、民國十八年に克東設治會へ當時の行政區劃の第二區全部と第一區の一部とを割讓し、更に續いて第三區の全部と第四區の一部とを割讓した。同時に縣の幅員が狹小になつたから、同年依安縣の泰安十七村と拜泉の依字三村と貞字十二村とを合併した。縣立第二初高小學校、第一女子初級小學校も泰安鎭が依安縣に屬してゐた時代に創立され、後に克山縣に讓られたのである。

克山縣附近の縣では、訥河が光緒年間に開け、民國元年頃拜泉が開けた。これに次で德都が開け、次で克東が開け、

その次に克山が開けたのである。

泰安鎭は事變前獨立縣運動を起す迄に發展した。當時泰安鎭城内の人口は一萬二、三千あつて大豆買付期には又每年相當增加した。民國十九年度約一萬車の大豆を發送し、廿年度には約八千車、大同元年度には約三千車の發送をした。その出廻系統は通寛鎭、西成鎭、北興鎭並に訥河縣、依安縣、拜泉縣迄も含んでゐる。大同元年度の激減は、水災匪災にもよるが、齊克線全通のために一部が克山縣城に出荷したためでもある。併し乍ら縣城の元年度出荷は約二千車で、やはり泰安鎭に及ばない。これが獨立縣運動の第一の原因で、尙飮料水が良好で住民の保健に適すること、土地が平坦で發展の餘地があること等も重要原因の一つである。鐵道開通以來の急速さはなくとも、泰安鎭今後の發展は豫想され、從つて現在の縣公署の內容が承審員一名、事務員數名である限り、鎭民は益々不便を感じて獨立縣運動は再び起るものと豫想される。

不完全ではあるが、警務局が七月に調査した全縣人口は概略左表の樣なものである。

區別	街ノ所在	人口		
		男	女	計
一區	縣城ヲ含ム	三一、一七二	二〇、三九四	五一、五六六
二區	泰安鎭	一一、三八二	六、八三七	一八、二一九
三區	北興鎭	七、九二九	五、五〇〇	一三、四二九
四區	西成鎭	八、七三二	六、四八五	一五、二一七
五區	通寛鎭	一〇、〇七九	七、三四八	一七、四二七
總計		六九、二九四	四六、五五四	一一五、八五八

三月公安局の調査による縣城內の分は不完全乍ら、戶數三、八一四、男一二、八六八、女八、〇二二、計二〇、八九〇、民族別は漢族男一二、一四九、女七、六八四、滿族男三七、女一七、蒙族男一六、女一二、旗族男四一八、女二一三、回々教徒男二五三、女一一八である。

居留民會の報告によると、現在次の如くである。

日本人城內二九戶、內一四戶は料理店、男五二、女八〇中五八は娼妓。泰安鎭男四、女なし。

朝鮮人城內二一戶、男五二、女四六。泰安鎭二三戶、男二七、女七。スイス人牧師城內一名。

第二節　建國以降現勢一般

建國宣言當時流言蜚語が盛んで、日軍の勝敗及眞意は一般に判らなかつた。各戶は三日間滿洲國旗を出すことにはしたが、事實は日軍飛行機が飛來するときだけ掲げ、その他の時は家內深く匿しておいた。日軍入城のとき人口の七割が他地方へ逃れたが、當時現在の王商會長等が主となつて民心を平靜にし、日軍も亦討伐の一方良民の救濟に努めた。六月から年末迄匪賊の縣城襲擊は前後七回あり、匪首南庭芳、鄧文、老八哥、壓東洋、天下好等は連絡して縣城內迄侵入した。七月には日本憲兵隊が入城し、協和會が來り、十月末に江省宣撫第二班として來た當時は未だ沿線に死體を犬が喰つてゐた。匪賊は每年今頃（八月頃）跳梁するが、一般の話によれば本年は廿年來の平隱さだといふことである。

第一項　財　政

民國十九年度の税收は江洋四八五、三八二元二一三で、廿年度は一三一、一六六元〇三一となつた。大同元年には激減して五〇、六七九元一六四となり、省補助金九八、一五二元四七を以て補つた。併し實際支出は一六〇、九二五元四六で、尚未決濟の警備隊未拂給料を加へれば縣は相當の借款を負つてゐる。本年度の歲入豫算は二五六、四〇〇元で、治安恢復と共に縣財政が自立出來ることは明かで、本年度は未だ臨時財政を樹立する必要がある。警備隊の未拂給料は、此の臨時財政を基礎として借款其の他の方法で支拂はるべきで、此點に關しては現在協議進行中である。

第二項 教育

事變後着々恢復し、又新國家意識を教へて、現在形式は大體完備した。滿洲國歌は北興鎭、西成鎭、通寛鎭の兒童も皆覺えて、儀式の時は常に歌ふ。文教部審定の教科書も各校共に大體備はり、又足らないところは二三名で一冊を使用してゐる。

學校は域內に女子初高級小學校二校、女子師範學校附屬小學校一校、男子初級中學校一校、男子初高級小學校一校、男子初級小學校一校あり、西古城站に男女初級小學校一校、莽及宮に男子初高級小學校一校、泰安鎭に男子初高級小學校一校、女子初級小學校一校、北興鎭に男子初高級小學校一校（女子初級小學校は經費のため復活せず）、西成鎭に男子初高級小學校一校、通寛鎭に男女初高級小學校一校ある。

通寛鎭、西成鎭、北興鎭を除いては、皆江省軍の通譯に賴む等の方法で日語講習をやつてゐる。泰安鎭商會には日語學校の設あり、縣公署の吏員も講習會を開く。是等の動機は單に功利的意味からでなく、日本の文化に親しむ氣持の動

きも認められる。此の外縣城内に一個所、泰安鎭に分校一個所を經營するスイス人の天主教學校がある。事變前から大いに努力し各生徒八十名位を收容してゐる。

第二項　農　業

內務局報告による本年度作付面積（單位晌）

種別＼區別	第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	計
大豆	二四、三〇〇	一二、七〇〇	九、五〇〇	一二、七〇〇	一三、八〇〇	七三、〇〇〇
其他豆	三七〇	一六〇	一一五	一六〇	一九五	一、〇〇〇
高粱	一一、一一〇	四八〇	三五二	四八〇	五八五	一三、〇〇七
粟	一一、一〇〇	四、八〇〇	三、四五〇	四、八〇〇	五、八五〇	三〇、〇〇〇
小麥	七、四〇〇	三、二〇〇	二、三〇〇	三、二〇〇	三、九〇〇	二〇、〇〇〇
玉蜀黍	一、八五〇	八〇〇	五七五	八〇〇	九七五	五、〇〇〇
雜穀	四、四四〇	一、九二〇	一、三八〇	一、九二〇	二、三四〇	一二、〇〇〇
計	**六〇、五七〇**	**二四、〇六〇**	**一七、六七二**	**二四、〇六〇**	**二七、六四五**	**一五四、〇〇七**

尙右た關して內務局の豫想では、一晌當り大豆五石、粟六石、麥四石、高粱四石、玉蜀黍七石、雜穀五石の收穫である。此の報告は警務分局の調査を內務局が測定したので、不正確である。

一般農會方面の豫想としては、既耕地約二四萬晌の中二〇萬晌近くは耕作されたと見られ、又その收穫豫想率は幾分低く豫測されてゐる。

春耕借款は手續完了し、總額四三八、三七六元は各農家の手に入つた。別に本年度は地主が小作人に對して春耕借款の拂渡し前から一晌當り三元乃至六元無利息で貸出しをした者が相當ある。これは本年耕作資金なく、從て雜草の茂る儘にすれば明年一晌當り約三〇元の耕作費用がかかるからである。

今年度の收穫が濟む迄農家は相當生活苦に沈み、縣下視察に行つたときは諸方で野草と粟とを混食し、或は豆粕を食してゐるのを見た。併し收穫には多大の光明が認められる。

第四項　商　業

商品の移入は現在運賃の關係から營口、大連、奉天、四平街方面と取引し、ハルピン方面とは交渉がない。治安恢復と共に他地方から鐵道沿線にある縣城泰安鎭方面に移住する者が增加して活氣を呈してゐる。縣城並に泰安鎭の商會は消防隊迄有して居り、北興鎭商會も鎭の中心活動を續け、通寛鎭商會組織に就いては七月下旬視察に行つたとき苗前會長と協議し、その後農會と共に再組織された。唯西成鎭は被害の甚しいのと、人物を得ないので未だ商會の活躍を見ない。

その他の產業は振はない。唯廿八號地に石炭鑛脈が東北に延びてゐるが調査未濟である。

第五項　警察並に治安方面

公安局は七月以降名稱を警務局と改めたが內容に變化はない。本局は近く縣公署內に移り、縣城に第一分局、城外に二分所、泰安鎭に第二分局、東門際に一分所、鎭外に一分所、北興鎭に第三分局、西成鎭に第四分局、通寬鎭に第五分局をおき、別に警察隊四隊あるが近く改編する。行政警察、司法警察共に全く無力で、四月に督察長更迭し、本月警務指導官赴任し、今後改革するより外ない。

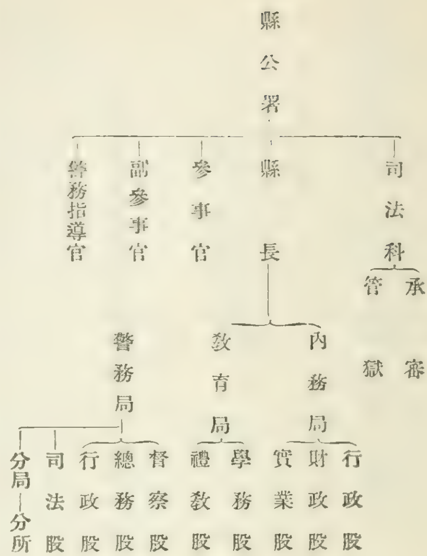
七月迄縣內唯一の匪頭は壓東洋と部下の天下好であつた。これを八月七日通寬鎭警備隊と豫備警備隊とで討伐し、壓東洋は胡警備隊長が射殺したが天下好は逃した。

現在は訥河東方地區に、川と濕地に圍まれた東河南屯に巢喰ふ中國と稱する匪があるだけである。小匪賊は此の外每日廿名卅名と各所を跳梁してゐる。

保甲連坐制の完備と、武器回收が徹底する迄、治安改善は困難だ、併し後者に關しては大いに研究の餘地がある。又治安維持會期中の警備隊の改編並に今後の處置は、將來滿洲國の順路治安に大きな關係を持つ。現在此方面は着手中である。

第三節　縣制並びに官公吏

大同二年七月から暫行新縣制を施行した。



地方院が無い爲に承審裁判制度を施行して居り、縣長が此れを監督し、重要なる裁判は縣長が直接に當る事になつてゐる。七月に暫行新縣制を施行して變化された重なる件は、實業局財政局が內務局に統一されたこと及び舊制の第二科が廢止されて同じく內務局に編入されたのである。又各科局の事務連絡を圓滑にする爲め總べて縣公署內の建物に移し今は警務局が最後の修築をやつて居るだけで是等の外形はやゝ整備するの近きにあるも二年度の豫算も未だ決定せず、內容に於ては大して大な期待をすることが出來ないのである。內務局が相當なる活躍を開始してゐる、此處に七月以前の卽ち縣制表を掲げ新制度との比較を御參考迄に述るのである。

- 縣公署
  - 司法科
    - 承審
    - 管獄
  - 縣長
    - 第一科
      - 財務局
      - 實業局
    - 第二科
      - 教育局
      - 公安局—分局—分
  - 參事官
  - 副參事官

第一科ハ總務事項第二科ハ經理事項ヲ管掌シテヰタ。

現縣制に於て縣長、參事官、副參事、警務指導官、警務局長、承審三名管獄、檢驗員付官吏は官吏と同樣に認めるのが至當の樣である。公吏は總務科拾六名、司法科四名、內務局十九名、教育局九名、その他教員五十二名警務局拾八名、外分局警察隊三八五名別に公吏として認められる警備隊三九一名は近く改編せられる事に成つてゐるのである。

黑龍江省綏化縣

綏化縣副參官　前田策彌

第一章　總說

第一節　縣の歷史

綏化縣はもと北閙林子と稱し、初は索倫潋獵の地であつたと云ひ、元朝、明朝以前は何等の設治なく前淸時代初めて大與安嶺の南薩哈連烏喇を以て境とし、此處に官を建て軍を置き、郡を設けて縣を建てたと云つて居る。

縣の沿革として縣志に次の樣な事が述べてある。

一、綏化の地は古は息愼國に屬したと。

（說明）山海經と云ふ書に肅愼國は卽ち遼東三千餘里長白及黑龍江諸境一帶にあるとあり、鄭康成書に肅愼は卽ち息愼と書かれてあり、竹書にも帝舜二十五年息愼が來朝して弓矢を獻上したとか肅愼、息愼等は等しく女眞の傳音說もありこの說も亦近し云々。

一、漢國時代は挹婁國に屬したと。

（說明）漢書に挹婁國は卽ち肅愼國である。滿洲源流考によれば今の寗古塔、龍江一帶は皆綏化に屬する黑龍江地で

ある。依てこれは漢の挹婁國なる事が分る云々。

一、魏の時代には勿吉國の黑水府と稱したと。

（說明）北史に勿吉國は靺鞨とも言ひ、七部に分れ其の最北にあるを黑水部と言ふとあり、又史に勿吉國の使者が朝貢の爲め難河を溯つて西上して歸途今の陶兒河に至り尙行く事十八日で初めて其の國都に至つた。けだし其の國都は難河に近き地であらう、按ずるに此の難河は今の吉黑省界の松花江であらう、黑水部は諸部の北方にあり、故に綏化一帶は皆黑水部に屬すと。

一、隨時代は黑水靺鞨に屬し、唐の時代は黑水部北柵の地に屬したと。

（說明）唐會要に黑水靺鞨の國境は南渤海德里府に至り、南北二千里東北一千里に亘る。按ずるに德里は卽ち鎭名であつて今の寗古塔の西である、又靺鞨黑水は十六部に分れ、部の南、北を柵となし、那河の南部を南柵となし北部を北柵と言ふ、按ずるに那河は卽ち今の吉黑分界の松花江であつて江の南方寗古塔に至る間を當時南柵と言ひ、今の綏化南北の地は當時の北柵の地であると言ふ云々。

一、五代時代は契丹に屬す。

（說明）金史に五代の時契丹、渤海の境、黑水靺鞨を盡く取り此の地は契丹に屬したとある。綏化諸境は皆當時黑水北柵の地なるため契丹に屬したと言ふ。

一、金の時代は生女眞部に屬し後又上京に屬したと云ふ。

（說明）大金國誌に金國の本名珠里眞は女眞と訛化し、其の屬地を三部に分ち、混同江の南部を熟女眞と言ひ、北部

を生女眞と言ふ。按ずるに金史の混同江は卽ち今の松花江であらう。依つて本縣が當時の生女眞部に屬する事が分る。金の建國當初阿勒楚喀を上京となす、上京より北行すること七百里にして始めて扶餘路に至る、阿勒楚喀は卽ち今の吉林省阿城縣である。綏化は阿勒楚喀を距る事三百里に過ぎず、よつて上京に屬する事が分る云々。

一、遼時宋時は不明であると。

一、元時代は諸王の封地に屬し、又合蘭府水達々等路に屬すと。

（說明）元の初め諸王を封建し太祖の諸弟を盡く東方に封じた。其の分地は臨潢江以東から松花江と嫩江と合流し東流する其の南北兩岸に迄及んだ。又太祖は東の諸侯に土地を分與した。乃顏（人名）は其の九を得、其の城は今の拜泉に在り、綏化は此處を距る事二百里に過ぎない、然るに乃顏の土地少なしと云はれてゐないのを以てすれば綏化も其の封地內に含まれたのであらう。元は又初め合蘭府水達々等路に軍民萬戶を五つ設け混同江の南北を分領せしめた、當時の水達々混同江は現在の吉、黑分界たる松花江である。綏化は其の地に近く依つて合蘭府水達達等路に屬した事を知る云々。一、明時代綿は奴爾干都司の直轄たる朶顏衛、卜顏衛、木蘭河衛に屬したと。

（說明）明の洪武、永樂の間、奴爾干都司を設く。而して其の領地最も廣し。其の所屬として洪武帝の時代朶顏衛を置き、永樂三年虎爾文衛を置き、同四年卜顏衛を置き、五年木蘭河衛を置く。按ずるに朶顏衛は今の諸河縣に有り、木蘭河は今の木蘭縣に有る木蘭苔河である。卜顏は巴彥の訛音である。綏化は此等の地に近し、依つてそれ等に屬するを知る。

一、淸の初め索倫部に屬し、後暫らくして黑龍江將軍の設けた呼蘭八卡倫境內に屬す。

（說明）淸の初め索倫朝貢し露人の侵略に備ふるため黑龍江將軍を設け而して呼蘭河に卡倫八處を設く、其時綏化は卽ち八卡倫の域內にありたり云々。

一、同治年間呼蘭廳に屬す。

（說明）同治元年將軍が呼蘭の東北境に呼蘭廳を設けん事を上奏す、餘慶（慶城）木蘭、綏化は呼蘭廳に屬す。

一、光緖時代には本縣は綏化理事判廳によりて治めらる。

（說明）光緖十一年將軍文緖は呼蘭廳を分け、綏化廳を設けん事を上奏す。廳治（廳所在地）を北團林子とし、濠河を以て呼蘭と境す。河の南方巴彥、蘇々甘木林子等七段の租地十九萬四千四百八十六晌は呼蘭廳に屬し、河の北、克音河、努敏河尼爾吉河等五段の租地二十三萬八千六百三十六晌は綏化廳に屬す。三十一年廳を府と改め、餘慶縣（今の慶城縣）上集廠（今の綏棱縣）は其の管轄內にあり。

民國二年各省は府を廢し、道を設け縣を一等、二等、三等の三つに分け、綏化府は一等縣とせられ綏蘭道尹も此處に駐在する事となつた。同年餘慶縣（現在慶城縣）は二等縣として分割され、更に民國五年秋綏化縣北東部地方を分離して綏棱と稱する一小縣が新設され現在に及んで居る。

第二節　建國以降現勢一般

黑龍江省は建國出もなく馬占山の反亂あり、海倫を根據地としてこの反黑軍は、哈爾賓方面を攻略せんと戰備を整えつゝあつたが、其の間綏化は海倫、哈爾賓の中繼地として、相當の根據と爲つた感がある。卽ち當時の縣長段耀先は、

馬占山の傀儡となりて、熱心に反黑軍を支援し、縣民並に城内主要人物等をも相呼應させたのである。然るに日本軍の追擊が急であつたため段縣長第一、第二科長其他の要人は、馬占山軍と共に逃亡したるため、縣政府及其他の各行政機關等は殆んど解消の狀態であつたが、平賀旅團が大同元年五月二十七日頃入城と共に治安も稍維持せられたのである、茲に於て六月上旬入縣した縣救濟員は、綏化紳商有志と相謀り劉亞唐(現肇州縣長)を縣長代理に公擧して、縣行政を管掌せしめんとしたのである。

六月一日劉亞唐は公擧を受諾し、直ちに縣城内の治安維持に努むる一方、第一科長姚樹壽第二科長田維上を新らたに任命して、縣政府内の業務を處理せしめたのである。

一方日本軍は平賀旅團の北進に伴ひ第十四師團司令部は松木師團長以下入城したので、一般商民も其の店を開き、平常の狀態に復したが、反軍の便衣隊は城内に潜入し、支應會又は反滿洲國的色彩ある者等と連絡し、城外と相呼應して綏化城を擾亂せしめんとする狀態にあつたのである。かゝる中に隣縣慶城縣長張仁安が當縣長に任命せらるゝ噂が起つた。綏北城内有志は劉亞唐が正式任命せらるゝ樣懇請したが、張仁安命を受けて來綏し、七月一日事務引繼を完了したのであるが、翌七月二日張縣長は馬占山の友人であつて且馬占山を援助して居る點が明らかとなり、尙反黑的色彩の點も五、六を算せられ、又當縣へ赴任と同時に密使を海倫へ派遣せる事明瞭となつたので、師團としては斯る反黑軍的氣分の實跡ある者を共儘に存置する事は、軍機漏洩の虞ありとの見地から張縣長を憲兵隊に保護留置したので、救濟員は縣務の勿がせにすべからざるを考慮し、縣務執行委員會を設けて統制を計つたのである。

七月五日憲兵隊に保護留置されて居た張縣長は、師團の慶城方面に對する行動の一段落と共に釋放されたので本人も

軍の好意を感謝し大勢の動かすべからざるを悟り、態度を一變した。

六月十五日新任朱公安局長は其の赴任と共に公安局、公安隊の充實を計り、一方張縣長（現在慶城縣長）は七月十三日付罷免せられ、劉伯召縣長の新任により諸政漸く整ふに至り、十月三十日付を以て縣參事官として近藤平次郎屬官として大園春次（前救濟員）任命され、卑職は十一月中南滿第二期討匪に宣撫並に移動政治工作員として從軍したるため、十二月上旬當縣に赴任し、近藤大園兩氏と共に縣長を輔佐しつゝ縣政のため淺學菲才を顧みず王道樂土建設のため微力を盡しつゝあるものである。

縣の一般現勢に就ては項を追ふて述べる事にしやう。

第三項　縣制及官公吏

縣は國の最小行政區劃たる外は僅かに若干の財產と課稅權を有し、縣行政の費用を負擔する以外地方自治事務を擔任すること殆んど無く、官治行政の色彩強く、官治行政に對する自治行政の分子は、殆ど無いと謂ふも過言ではない。

即ち滿洲に於ける縣は、其の性質自治團體とするも、其の自治團體たるの機能は殆んど發揮される事なく、縣行政は專ら官吏たる縣長及其の補助機關の管理する所となつたのであるが、自今日本に於けると同じく縣を以て國の行政區劃たると同時に地方自治事務を行ふ地方自治團體たらしめ樣として民政部に於ては縣官制及縣制を改革中である。

問題は各縣財政窮迫の今日縣行政の費用負擔の件に懸り早急の改革を必要とする者あり又官治を發達せしめんとする說もあり、又自治縣、半官半自治縣、官治縣の三段階に區分して各特殊の縣制を制定するを可とすると云ふ說もある。

如斯說の分るるのは各縣其の事情を異にする滿洲に於ては當然なる現象である。

私見としては官治縣、半官半自治の二種に區分して縣制を制定し、縣財政の復活と文化の發達とを俟ちて漸次自治縣とするを可とするものである。

縣に於ける一般行政官廳は縣公署であつて、縣公署は縣長を主任機關とし、其の下に第一、第二科長が居り之を補助し、縣長の實際管掌する國家事務は、委託を受けたる國税の徵收と、他局の管掌せざる內務行政及司法事務であつて、縣長以下の職員の俸給、辦公費及交際費等は全部國庫より之を支辦して居る。

然るに財政、公安、實業四郷電話局及教育局は縣公署とは別個獨立の特別地方官廳の性質を有し、只縣公署の統制に服し、此等の一切を併せて地方行政機關は成立するのであるが縣公署の觀念中には包含せられず、且之等各局の一切の費用は地方費を以て支辦する、即ち財政局は地方稅の徵收を行ひ現金の保管收支を管掌し、各局は財政局より現金を受取りて經費に充てゝ居るのであるが、之も新官制を以て日本と同じく改革され樣としてゐる現在は其の準備中である。

今、縣行政の實際を見るに官吏の業務は殆んど請負制度であつて政府及上司は年々縣より所定の歲入を完納せしむるを以て滿足し、其他は措きて之を顧みず縣官吏の自由施用に任せて毫も之を顧みる所なく縣長以下の官吏の地位を求むる目的は定額の俸給ではなく其の官職に伴ふ副收入である。故に淸廉なる者は其の歲入を以て地方事業に充つる事もあるが殆んど總て之を私用するのである。依て其の職は總て內密に賣買せられつゝある狀態であるから如何に職務に忠實なる者も故なくして他の職に廻され一方此等の醜惡漏洩を防止するため部下は殆んど一族郎黨及情實關係の者を集めて居る。

官吏の墮落と財政の紊亂とは今や全く單なる行政組織の改正のみを以てするのみでは到底從來の弊風を一掃する事は

出來ない。王道政治を標榜して國を建てたのであるが地方行政に於ては舊來の弊習は今尚依然として存し、縣參事官制度あるも現在の官制としては如何とも之の實際運用をなし得ない狀態に置かれ、又不滿を抱いてゐる人民があつても發言の權利も亦請願の機關もなく、唯官吏の專行政治の下に苛斂誅求を甘受しつゝある現狀である。又下級官吏及職員中に於ても相當不滿を抱く者もあるが馘首を恐れて語らないで秘かに參事官に苦衷を訴へる者が多い。縣長は又上司に斯如き有樣であるから苛斂誅求の大本山を除かない限り地方行政の刷新も亦望む事を得ないであらう。

王道政治の實現迄には尚數度の官制の改革と眞に國を愛する淸廉なる人材の登用とを爲さゞる限り此の根強い傳統を打破する事は出來得ない事である。

新縣官制案に於ては財政紊亂の肅淸に重點を置かれた事は王道政治の第一步であると喜ぶものであるが、縣議會議員の官選及參事官の權限等に就ては尚改革の餘地がある樣である。勿論此等は急速に改革出來得ない事であらうが、遠からず改革の時機が到來する事を信じて居る。

(一)縣公署

次に參考のため綏化縣公署の組織系統を圖示して見やう。

從來の組織は民國十八年十月より執行され最近迄實施されて居つたもので縣政府を縣公署と改めたのは大同元年九月一日である。

縣公署組織系統表

- 縣長參事官
  - 第一科
    - 科員
    - 技士
    - 收發員
    - 管卷員
    - 校對員
    - 文案處
      - 書記長
      - 書記
  - 第二科
    - 經徵處
      - 主任
      - 書記
    - 稅契處
      - 主任
      - 書記
    - 辦事員
  - 祕書
  - 禁烟辦事處
  - 會計員
  - 庶務員
  - 情報
  - 外勤
  - 守衛隊長
  - 傳達

縣長の職權

一、法律命令ニ依リ一縣ノ行政事務ヲ執行ス。

二、法律命令及省公署ノ委任ニ依リ本縣單行章程ヲ發布スル事ヲ得。

三、縣內公安局、公安隊、監獄、財政局、商會等ヲ指揮監督ノ權アリ、其ノ法令ニ違反シ公益ヲ妨害シ權限ヲ侵越スル處分ノ停止或ハ撤銷スル事ヲ得。

四、治安ヲ維持スル必要アル場合ニハ附近駐紮ノ陸軍或ハ軍艦ノ長官ニ派兵相助ヲ請フ事ヲ得。

五、司法公署ノ未ダ成立セザル縣ニ於テハ司法事項ヲ兼理スル事ヲ得。

參事官の職務

一、縣長故障アルトキハ參事官其の職務ヲ代理ス。

二、參事官ハ縣長ヲ補佐シ縣行政ノ機務ニ參劃シ及ビ其ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

秘書の職務

一、機要、總核文件、承辦職員進退、典守印信、縣政會議、其他各科ニ屬セザル事項ヲ掌理ス。

第一科の擔當事務

一、公安、教育、地方自治、選擧、地方保衞團、禁煙、風俗、宗教、典禮、社會救濟、著作出版、保存古物、收發文件其他各科ニ屬セザル事項ヲ掌理ス。

第二科の擔當事務

一、財政建設、工商業、度量衡、預算編制、決算、公物ノ保管、統計、編存檔卷、會計、庶務事項ヲ掌理ス。

(二)教育局

教育局は省の教育廳に直隷し、縣長の監督の下に、全縣の教育行政事項を主管するものである。

教育局組織表

- 局長
  - 縣督學
    - 僱員長
  - 第一股長—股員
    - 僱員
  - 第二股長、股員
    - 夫役
    - 廚役
  - 學區教育委員
  - 學校

(三)財政局

財政局は縣政府に屬する一切の財務事項を管理するものであつて、局長は縣長の監督の下に全局の事務を主管するものである。

財政局組織表

- 局長
  - 第一股長—股員三名—司書三名
    - 文書、票照、稽査、統計、金錢出納及第二股に屬せざる事項を掌理す。
  - 第二股長、股員三名、司書三名
    - 經理方一切、稅捐及委託を受けたる者の金錢徵收に關する事項を掌理す。

(四)實業局

民國十九年四月實業局を改組し建設局と爲したが大同元年五月十八日付の省命を以て本縣に於ては七月十日より建設局を實業局と改名した組織は從前通りである。

實業局組織表

- 局長
  - 第一股長
    - 股員
    - 辦事員
  - 全縣道路、電業、航運、交通、水利、工程及土地の測量調査と新市村の建設に關する事項を掌理する。
  - 第二股
    - 股員
    - 辦事員
    - 技士員
    - 測量員
    - 書記
    - 使役
  - 全縣農林蠶桑、漁牧、鑛冶、工商、苗圃等の監督、保護整理改良に關する事項を掌理する。

實業局附屬公園

- 經理員
  - 辦事員
  - 書記
  - 一等花役
  - 工人

- 使役
- 厨役
- 警士

四鄉電話局組織表

- 局長
  - 文牘員
  - 事務員
  - 技士
  - 分局主任
  - 工務員
  - 話務員
  - 使役

綏化縣公安局組織表

- 第一分局（城內）
  - 分局長一
  - 分局員一
  - 警長二
  - 警士一八
  - 第一分所（南門）
    - 分所長一
    - 警長一
    - 警士一三
    - 傭員一
    - 夫役一
  - 第二分所（東門）
    - 分所長一
    - 警長一
    - 警士一三
    - 傭員一
    - 夫役一
  - 第三分所（西門）
    - 分所長一
    - 警長一
    - 警士一三
    - 傭員一
    - 夫役一

局長

- 總務股
  - 股長一
  - 收發股員一
  - 會計股員一
  - 庶務股員一
  - 統計股員一
  - 傭員一
  - 夫役八
- 行政股
  - 股長一
  - 行政股員一
- 司法股
  - 股長一
  - 記錄股員一
- 督察處
  - 督察長一
  - 督察員二
- 通譯官一
- 第一獨立分隊（安公局內部駐守衛隊）
  - 分隊長一
  - 警長三
  - 警士四三
  - 傭員一
  - 夫役二
- 第二獨立分隊（公署內部駐守衛隊）
  - 分隊長一
  - 警長三
  - 警士四三
  - 傭員一
  - 夫役二
- 消防隊
  - 隊長一
  - 警長二
  - 警士二〇
  - 傭員一
  - 夫役一
- 第二分局（津河鎭）
  - 分局長一
  - 分局員一
  - 警長一
  - 警士七
  - 傭員一
  - 夫役一
  - 第一分所（三台屯）：分所長一、警長一、警士三、傭員一、夫役一
  - 第二分所（卡路城子）：分所長一、警長一、警士三、傭員一、夫役一
  - 第三分所（箭桿店）：分所長一、警長一、警士三、傭員一、夫役一
- 第三分局（永安鎭）
  - 分局長一
  - 分局員一
  - 警長一
  - 警士七
  - 傭員一
  - 夫役一
  - 第一分所（劉海樓）：分所長一、警長一、警士三、傭員一、夫役一
  - 第二分所（二龍山）：分所長一、警長一、警士三、傭員一、夫役一
  - 第三分所（蔡家窩）：分所長一、警長一、警士三、傭員一、夫役一
- 傭員一
- 夫役一
- 第四分所（北門）
  - 分所長一
  - 警長一
  - 警士一三
  - 傭員一
  - 夫役一

局長	股長	督察長	股員	督察員	通譯官	隊長	分局長	分局員	分所長	一等傭員	二等傭員	三等傭員	警長	一等警
一	三	一	六	二	一	四	五	五	一四	二	四	二七	二九	三一

衛生隊
隊長一　警長一　警士七　傭員一　夫役一〇

公安隊第一中隊
隊長三　長警一〇一

公安隊第二中隊
隊長三　長警一〇一

第四分局（雙河鎮）
分局長一　分局員一　警長一　警士七　傭員一　夫役一

第一分所（娘々廟）
分所長一　警長一　警士三　傭員一　夫役一

第二分所（劉家燒鍋）
分所長一　警長一　警士三　傭員一　夫役一

第五分局（興農鎮）
分局長一　分局員一　警長一　警士七　傭員一　夫役一

第一分所（張維屯）
分所長一　警長一　警士三　傭員一　夫役一

第二分所（四方台）
分所長一　警長一　警士三　傭員一　夫役一

二等警	四四
三等警	一六六
夫役	四二
公安隊	二〇八
合計	五九五

縣公署は大同二年四月より新官制暫行規定を以て次の樣に改組した。

綏化縣公署

- 總務科
  - 庶務股
  - 文書股
- 內務局
  - 行政股
  - 財務股
  - 實業股

- 縣長參事官
  - 警務局
    - 警務股
    - 保安股
    - 司法股
  - 教育局
    - 學務股
    - 禮教股

第二章　地誌及風俗

第一節　地誌

第一項　位置並地勢

(一)位置

本縣は東經百二十七度、北緯四十七度の位置にあつて、縣城より東方八十支里を以て慶城縣、百餘支里で綏稜縣と隣りし、西南方七十餘支里で呼蘭、巴彥兩縣と接し西北三十餘支里を以て望奎縣、北方八十餘支里を以て海倫縣界に至る地域であつて、總面積は一萬一千二百平方支里である。

(二)山嶽

本縣東北努敏河及克音河の間に綏額山があり、之は綏棱閣山とも云ひ、周徑約二、三十支里で高さは約三、四十丈あり、綏化の名は此の山に依り附したと云ふ事である。

又以前には四方臺があり、丘陵をなし、位置は弩敏河の北岸にあり、東西約二十餘支里で兩端廣く、東西に分けて東方臺、西方臺と呼んで居たが、現在は平原と爲つて了つたので開墾されて居り、臺と云ふは名のみである。

三、河川

呼蘭河は北大河とも言ひ、其の源は小興安嶺であつて、南方へ流れ禿頭山の東二郎山の西で、數個の小河が之に合し東南に流れて、西納馬架河、胡拉庫河と合し大碴子、銀鑛山鐵山包を經て慶城縣に入り、額米河と合流す。

西尼爾吉河は東より雙河鎭を經て、綏化縣に入る多岐なる河であつて、河口は松花江に入り、長さ約千餘支里、河幅約二十丈深水一丈餘あり、鐵驪(鐵山包)より下流は小船の航行可能であつて、綏化より河口迄は蒸汽船も航行し得る。

弩敏河は又は納民河とも云ひ、東北より綏棱縣と綏棱額山を經て西に流れ綏化縣内に入る、河幅約三丈深さ一丈餘の河口であつて、克音河と合して呼蘭河に注ぐ。

克音河は縣城東北綏棱額山の北から境内に入り弩敏河と合流して呼蘭河に注ぐ。

第二項　戸　口

黑龍江省は昔八部に分れ、滿洲族、漢軍以外ロ索倫、達呼爾鄂倫春華喇爾巴爾呼鄂魯特等の種族が住居して居たと云ひ、索倫は遼の後族、達呼爾鄂倫春華喇爾は皆特別の部落の民族で、巴爾呼鄂魯特係は皆蒙古より移住し來たつたと云ふ事である。

其後咸同時代以後は呼蘭、綏化、等の荒地開墾のため燕、趙、齊、魯の各省から移住し來て、光緒時代は人口も多く種族の辨別さへ判らない狀態になり、光緒中年から江省に於ても最良の縣となつたと云ふことである。

民國九年頃の調査によると、漢族が最も多く次に滿族、漢軍、蒙古、回回族の順序となつて居り、戸數及人口數は信ずべきものがないが參考のため左に掲げて見やう。

一、漢族は直隷、河南、山東、山西、奉天、吉林省等より移住したるもの。

一、滿族は皆吉林及甯古塔の滿洲駐屯軍が、其の功績により齊々哈爾、呼蘭、綏化等に配地駐屯せしめられたるもの。

一、漢軍は昔孔有德と一緒に來たもの。

一、蒙古族は清朝時代に呼蘭、綏化、巴彥、木蘭、蘭西、等の縣に移住したものである。

種族	戸數	人口 男	人口 女	總數
漢人	四二、七〇〇	一一〇、五〇〇	一〇三、〇〇〇	二一三、五〇〇
滿人	一、五二〇	二六、二〇〇	二〇、二〇〇	四六、四〇〇
漢軍	五、九八四	一二、八〇〇	一三、〇〇六	二五、八〇六
蒙古	六七	一〇六	九七	二〇三
回紇	二、〇二四	四、一二五	三、九六二	八、〇八七
計	五二、二九五	一五三、七三一	一四〇、二六五	二九三、九九六

其後民國十八年の省令に依り調査したことがあるが、其後は調査がなかつた爲、大同元年七月から公安局に郷村長等

協力のもとに調査を完了させ、門牌、門戸牌等の調査證を配附して調査漏れをなくし春秋兩季二回調査をなし毎月月末には變動報告をさせる如く實施して居る。

調査の結果は次の如くである。

(イ)滿洲人

區別	戸數	人口 男	人口 女	總數
第一區 城内	四、九〇八	一三、九七六	九、六一八	二三、五九四
第二區 津河鎭	八、一二七	三〇、六一〇	二四、五一九	五五、一二九
第三區 永安鎭	九、七二七	三四、三三四	二九、四三九	六三、七七三
第四區 雙河鎭	五、五〇一	一七、三九七	一五、三〇七	三二、七〇四
第五區 興信鎭	九、三七一	三九、六三〇	二九、〇九〇	六八、七二〇
計	三七、六三四	一三五、九四七	一〇七、九七三	二四三、九二〇

(大同二正五月現在)

(ロ)外國人

區別	內地人			朝鮮人			露國人			丹麥人			英國人			佛國人		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第一區	一九	二一	四〇	一〇一	九〇	一九一	五	三	八	一		一	一		一			
第二區																		
第三區																		
第四區																		
第五區																		
計																		

日本內地人の內譯は滿鐵職員、派遣員、料理屋二軒、藥店一軒、協和會員、縣參事官等であつて軍隊一ヶ大隊、憲兵隊を除く數字である。

朝鮮人は避難民と稱し職業なく賭博、阿片販賣等を行つてゐる。

露人は廣信電信電燈廠技師及職員、丹麥人及英國人はキリスト教會に居り堂々たる病院を經營し、滿人側に醫學を傳授して居る。天主堂に佛人の來たことがあつたが現在は居住して居ない。

第三項　主要都市

綏化縣は警察區として之を五區に分ち、區制を設けた折は區公所の所在地だつた。城內と四つの鎭があり、鎭には公安分局及學校、商會、農會等がある。

第一區城内　第二區津河鎭
第三區永安鎭　第四區雙河鎭
第五興農鎭　（綏化縣地圖參照）

第四項　氣　象

本縣の寒暖を左記の地方と比較すると。

北京より一ヶ月遲い　春　風が多い
南京より二ケ月遲い　夏　（最高熱度は數日に過ぎず、正午は酷暑であるが朝夕は袷を着用する事を要す、陽曆五月末尚冬服を着す）
齊々哈爾より數日遲い
吉林より數日遲い　秋
奉天より數日遲い　冬　（毛皮の服を二枚着用しても暖を感じない、風の少いのは幸で風が有る日は寒冷が强烈である）

十月が結氷であり三月が解氷である。

結氷時期は何れも荷馬車の通過が可能であつて、地下は約五尺結氷する。依つて道路上は普通爬犁（ソリ）により荷物の運搬をなす。毎年穀雨（三、四月）の時期に降雨があつて、これ以前は降雪であり又秋の候に降雪があり、八月霜を見る事がある。

耕作時期としては穀雨から立夏間に耕作をする。其收獲は大麥、小麥は少し早く立秋の前後である。豆穀、黍、高粱義は秋分以後之を收獲する。

太陽出入の遲速は夏至冬至を以て標準とする。
夏至の日出時は北京より二十二分早く、齋々哈爾より七分遲い。日沒時は北京より二十二分遲く、齊々哈爾より七分早い。
冬至の日出時は北京より二十二分遲く、齊々哈爾より七分早い。日沒時は北京より二十二分早く、齊々哈爾より七分遲い。
晝夜の時間の長短は冬至及夏至を以て標準とする。
夏至の日出時は四時であり、日沒時は八時である。
冬至の日出時は七時四十七分であり、日沒時は四時十一分である。春分、秋分は晝夜平等であつて各省と大差がない。
寒熱の度數は華氏寒暖計を以て表し、三九、中、伏、を以て標準とする。
三九の頃は寒度は普通零下二十七・八度であつて、最底は零下三十三度である。中伏の頃は熱度普通七十度、最高九十度である。

第二節　風俗

第一項　概況

此處に書く風俗習慣は現在行はれては居るが、比較的文化の恩澤を受けた城內附近には見なくとも田舍に於ては一般に尙行はれつゝあるものである。

漢軍であつて若し子供がない場合は、家族から良き子を選び養子となすが、姓の異る家より養子をとつた場合は官吏を繼續する事が出來ない風習であり、家譜は皆白竹布を使ひ紅字を以て記入するとの事である。

漢族の家譜は、東洋紙又は白布を使用し、死後其の名を家譜に記入して皆正室の西牆に掛けると言ふ事である。

若し服喪中の場合は腰掛けて食事する事を禁じ、百日以內御客を應接しない。

漢族滿族は耕作をする場合は皆牛馬を使用し、人民の貧富は土地の晌數を持て辨別する風習がある。又貧者の家屋は土壁であつて、屋根は皆草で張るから草房と云つて居る。（每年五月頃草を日本の田舍の藁葺の屋根の樣に並べて、其の上から壁をぬる樣に土でぬり雨漏を防止して居るのが良く見受けられる）富者は練瓦（磚）壁で建築をする。

家屋を建築し得ない者は間借をする、但し一年に二月と八月に家賃を支拂ふ。依て人民は皆此の期に轉宅をするとの事である。

間借で一寸思ひ出したが大同元年十一月南滿三角地帶の匪賊討伐に、宣撫並に政治工作員として滿洲の騎兵隊と約一ヶ月行動を共にした時、日滿協討匪だつたので或る日、日本軍と同じ村に泊り合せた處が、今日本軍の兵隊さんが來て老母を銃劍でおどしたので、良民であると云ふ證明書を呉れと婿が青くなつ飛んで來たので、「日本の兵隊さんはそんな事はしない」と慰めながら一應行つて見ると、兵隊さんは居なかつたので、日本軍は決して良民を傷けないから安心せよと話をしてゐる處に伍長と上等兵が「此の糞婆が」と言つて來たので、色々話を聞いて見るとこの家に卵買ひに來たら、病女に此の婆が水を汲ましたり、叱つたりして居たので惡姑と思つて婆を叱りつけ、病女に持合せの仁丹をやつたが少ないから別の藥をとりに隊へ歸へつて班長に話したところ、そんな糞婆なら顏でも見とけと、二人で來たと云ふ事

で話がどうも變だし、これは確かに間借だと思ひ尋ねて見ると、その通りであつた。そこで兵隊さんに間借人で病氣だから餘り無理をするなと婆さんは言つてゐたのだと言つた處、やあそうですか私は一家族かと思つたと、病女に藥を與へて歸つたが、言葉が通ぜぬのと、滿洲は大家族制度だと常に聞かされて居るので、こんな面白い話が出來上つたわけで滿洲の田舍では間借は可成多い樣である。

又漢、滿族は院内に皆豚を養ふため非常に汚穢であるが、最近は衞生を重んじて少しはこの習慣を除去されつゝある

各族共に質素、勤勉、儉約で衣服は青色及藍色を好む風がある。蒙古族は御客の訪問を受けた時は煙草と酒を進め、漢滿族は煙草と茶を進める風習がある。

回々族は煙草と酒を絕對に禁じ、回敎徒であつて財乏してゐるものがあれば親切に之を救濟する。

全般的に制度としては陽曆を使用してゐるが人民は依然として陰曆を使用して居るのは、日本の田舍と少しも變りはをい樣である。

風俗習慣等に關しては最近色々の書籍に盛られて居る樣であるから、この位で各項も略記する事にする。

第二項　種　族

一、漢族

一、滿族　農業に從事し、漢人に同化されて居り辨別がつかない。

一、旗族　農事に從事し、現在滿、漢、旗族の辨別がつかない。

一、回々敎徒　主として肉屋、衣服仕立販賣及其他商業に從事してゐる。

本縣一帶は山東、河北、河南、山西方面より流れ來たる移民により開墾された土地であつて、民度は一般に低い様である。

旗族は昔吉林水師營の軍人であつて、滿族は主として昔吉林、寧古塔に駐屯してゐた軍人であるが、漸次漢族に同化され現在は其の辨別が困難である。本縣北方興農鎮一帶にある何々旗と云ふ地名があるのは、昔旗族の居た土地であり現在種族間の軋轢は多い様である。

第三項　衣食住

大農家及土地の名望家は凡て都會風の生活様式を模し、面子を保たんが爲めに優雅なる風を爲すが衞生觀念を缺いて居る。生活費は家族の人員により差異を生ずるが大商店では年江洋二千四百元から三千六百元で相當豐かな生活を送つて居るが、中流以下の小農家、農業勞働者階級に至つては、都會地の商工業勞働者より寧ろ劣つた生活をなしつゝある。

中產階級者大人一名一日の生活費は官帖約五百吊(金票三十錢)、農業勞働者及小作人階級大人一名一日の生活費は官帖約三百吊(金票十八錢)見當である。衣服は中流以下は凡て綿服を用ひ殆んど洗濯をなさず不潔極りない。主食物は粟玉蜀黍、高粱類で副食物は野菜、肉、川魚等で調味品は鹽、醬油等である。

食事は縣各機關官公吏は二回で、午前八時より九時迄午後三時より四時迄の間で、商人勞働者は三回食する。以上は普通の者のことで、水災の大なる地方は豆粕或は木皮を食する様な者さへある狀態である。

第四項　家族關係

漢滿族が數百年來共同生活をして居たため、人口數も之等が最も多い。此等の家政は一人を選びその一家を管理するので、一家の諸事は皆この管理者の指導のもとに統制されて居る。家族の一人が出世すれば一族郎黨凡てその足下に集る、縣の役人の科員、傭員を見るに皆縣長の一族郎黨で字も解しないのに主任級におさまる者さへある有樣である。

第五項　娯樂趣味

滿洲に於ては昔から勞働を終へ夕食後は床に着く風習があり、概して中流以下には娯樂は無い。たゞ正月、五月、八月の節句及年末には、賭博を行ひ樂しむ風習があるが、これ以外は特別の人に依り行はるゝもので聽戲(芝居)又は飼鳥等を樂しむ者もある。

城內及都會地に於ては賭博等盛んに行ふ者もあるが百姓は早朝起き出でゝ畑に働き夕食後は直ちに床に着く。

第六項　祭禮儀式

質正月元旦は朝早く起きて天他を祭り、喜神を迎え、父母尊長親戚と互に禮を交はす。

正月十五日は元宵節と云ひ、元宵(丸るい中に砂糖の入つた餅)を食し、燈を澤山ともし、爆竹を擧げて樂しむ。

正月約一ヶ月は各商店及各機關共にその業をやめて遊び樂しむ。

三月に清明節と云ふのがある、この一日前は各家は皆火を禁止する、其の原因は、昔介子推と云ふ偉い人間が其日に燒死したので火を斷つと言つて居る、清明節の日は各家は皆祖先の墓を掃除して墓祭をなす。又植樹祭とも云ひ植樹をなす。

四月十八日は娘々廟火會と云ひ　老若男女は廟に行き香を焚いて拜す。この日は市があり人形等を賣る之は子供のな

い者がこの人形を買ふと子供が出來ると云ふのである。
五月五日は端陽節と云ひ、この日は皆御馳走を食し親友間に贈物をなす。
六月は夏とし初伏、中伏、末伏に分つ。
七月七日女は皆紙で花を織り祖先を祭る。
八月十五日は中秋節と云ひ、果物を供えて月を拜し、親友は互ひに月餅又は西瓜を贈る。
九月九日は重陽節と云ひ、この日人々は皆山に登る、之はこの日山に登れば災厄を免れると云ふ習慣があるからである。
十月一日は墓祭をなし寒衣を互ひに贈る。
十一月冬に至れと云ひ、長至節と云ふ。
十二月八日は臘八と云ひ、此の日五穀を御粥の如く焚いて互に贈るこれを臘八粥と云ふ。
正月十三日の執政萬壽祭。
陽曆三月一日の建國紀念祭。
陰曆二月上丁及八月上丁日の孔子祭。
陰曆二月春分後第一戊日及八月秋分後第一戊日の祀關岳。
陰曆八月二十七日の孔誕祭。
年末、除夕、等の祭禮、儀式が行はれるが詳細な說明を加ふれば面白いと思ふが、こゝには略する事とする。

第三章　地方制度

第一項　行政區劃

本縣は從來全境を五區に分かつて居るが、此の各區は元來警察區で自治團體と稱すべきものではなかつた樣である。然し區の自治化は、最近高調せられつゝあつた所で、民國十八年の縣組織法は明かに自治團體と認めて居るのである。

黑龍江省に於ては、試驗的に龍江等八縣に縣組織法を施行させる事とし本縣にも民國十八年十月十日より施行せられたが、その折は以前の警察區をそのまゝ行政區劃とし、大同元年三月八日付省命を以て龍江縣等八縣の區、鄉、鎭並に民政廳附設の村政硏究並委員會を廢止し、其後縣組織法の施行がないため區は依然として單なる行政區劃或は警察區域として存在して居るに過ぎない。

次に參考として民國十八年十月十日施行の縣組織法章程の重要箇條を列記して見やう。

縣組織法の實行は區自治は區自治施行法鄉鎭自治は鄉、鎭自治區施行法に依る。縣組織法施行法の槪略は次の如くである。

第二條ノ二、江西、安徽、湖北、湖南、福建、山東、河南、遼寧、吉林、陝西、雲南、廣西十二省ハ十九年八月完成ヲ終ルベシ。

第二條ノ三、四川、貴州、甘肅、新疆、黑龍江、熱河、察哈爾、綏遠省ハ十九年十月完成ヲ終ルベシ。

第五條縣組織法施行日期ハ命令到着ヨリ二ケ月内ニ縣組織法　第六條第七條ノ規定ニヨリテ各自治區ヲ劃定シテ各自治

區鄉鎮ヲ編定スベシ。
前項自治區劃定後各省民政廳ハ一ヶ月內ニ同法第第三十三條ノ規定ニヨリ區長ヲ委任スベシ。
第六條、區長ハ就職後一ヶ月內ニ縣組織法第八條及第三十五條第十六條ノ規定ニヨリ鄉鎮區域ヲ劃定シ竝ニ區公所ヲ組織スベシ。
第七條、區長ハ就職後第二條各款ニ定メタル期日ノ二ヶ月前縣組織法第四十四條第四十五條ノ規定ニヨリテ鄉民大會及鎮民大會ヲ召集シ、鄉長、副鄉長、鎮長、副鎮長及鄉鎮監察委員ヲ選擧シ竝ニ同法第四十條第四十一條ノ規定ニ依リ鄉公所鎮公所ヲ組織スベシ。
第八條、鎮公所成立前區長ハ各鄉ニ鄉公所籌備處各鎮ニ鎮公所籌備處ヲ設立スベシ。
前項籌備處ニハ區長各鄉鎮公民ヨリ若干人ヲ聘任シ籌備委員トシ委員ハ左ノ事項ヲ行フベシ。
一、戶口調查及人事登記事項
二、鄉、鎮自治施行法規定ニヨリ鄉、鎮公所成立前ノ各公所所管事項ヲ行フ。
前項ノ戶口調查及人事登記ノ順序表格ハ內政部之ヲ定ム。
第九條、鄉長、鎮長ハ就職後二ヶ月內ニ縣組織法第十條及第四十八條第四十九條ノ規定ニヨリ閭、隣、分別ヲ劃定シ閭、隣、居民公義ヲ召集シ閭長、隣長ヲ選擧スベシ。
第十條、完成ノ費用ハ省政府ノ規定ニヨリ支辦スベシ。
第十一條、各區公所及鄉鎮財政收入ガ支出額ニ足ラザル場合ハ縣政府ヲ經テ省政府ヨリ補助ス。

第十二條、縣組織法施行一年後省政府ハ同法第三十二條ノ規定ニヨリ各縣區、鄉、鎭、組織情況ヲ人ヲ派シ調査セシメテ內政部ニ報告シ、合格者ハ區長ノ民選ヲ許可ス。

第十三條、區長ノ民選ヲ許可セラレタル場合ハ縣組織法第二十九條乃至第三十一條ノ規定ニヨリ區民大會ヲ開キ區長及區監察委員ヲ選擧シ同法第二十五條ノ規定ニヨリ縣參議會ヲ組織スベシ。

第十四條、內政部ハ縣區長民選一年後各省政府ノ報告ニヨリ共ノ戶口、土地、警衞、道路、及人民使用四權ノ情形ガ建國大綱第八條ノ規定ノ程度ニ合格ノ者ヲ以テ完全ナル自治縣トナスヲ得。

第十七條、本法ハ縣組織法施行ノ日ヨリ施行ス。

民國十七年十月內政部公布ノ縣組織法施行時期及縣政府、區村、里、閭、隣ノ成立期限一覽表ハ本法公布ノ日ヨリ廢止ス。云々とあり、本縣もこの縣組織法の試驗縣として施行され居たが、大同元年三月八日付省命を以て廢止されて居る施行當時の狀態を縣公署の職員に聞いても、一人も判る者がない。廢止後區公所から縣公所宛に來た書類の中に、區公所の擔當事項を見出したので列記して見よう。

區公所の擔當事項

一、傭兵費の徵收

二、保衞團費の徵收

三、槍彈馬匹費の徵收

四、自治費の徵收

五、其他戸口調査に關する事項

第二項　鄕村制度

鄕村制度に關しては纏つた書類がなく、本縣に於て蒐集した書類は大同學院同窓佐藤拓四郎氏調査の縣區村制度の事變前に於ける狀態に書かれてあるのと何等差異なく、それ以上の參考書類を見出す事も得ないので、縣の職員に聞いたが又知る者もない。

本縣に於ては、民國十八年施行せられた區、鄕、鎭並に民政廳附設の村政硏究委員會は、大同元年三月八日に付廢止されたので、鄕村制と百十家長制は、共に其の名存し、實際も亦鄕村長及百十家長と便宜上行はれてゐる樣である。百十家長の制度も十年程前、既に廢止せられたが、二つとも習慣として行はれ、總て縣長の地方行政事務の便宜の爲めの施設に過ぎない。

黑龍江省村制總綱（民國十九年三月二十六日黑龍江省政府公報第二一九八號）

第一條、本省各縣所屬ノ各鄕ハ本總綱ニ依リ組織編成シ以テ全民政ノ基礎ヲ立ツベシ。

第二條、鄕ノ編成竝ニ鄕長、副鄕長、閭長及隣長ノ選任ニ關スル簡單ハ別ニ之ヲ定ム。

第三條、編鄕內ニ左ノ各部ヲ設ク。

一、鄕民會議

二、鄕公所

三、鄕息訟所

四、鄉監察委員會

第四條、鄉民會議ハ全鄉一切ノ重要事務ヲ議定シ及鄉務ヲ處理スル各項ノ人員ヲ選擧ス。

其ノ簡章ハ別ニ之ヲ定ム。

第五條、鄉公所ハ全鄉ノ執行スベキ事務ヲ處理ス。

其ノ簡章ハ別ニ之ヲ定ム。

第六條、鄉息訟所ハ鄉民ノ爭訟事件ヲ調解ス。

其ノ簡章ハ別ニ之ヲ定ム。

第七條、鄉監察委員會ハ專ラ監察事務ヲ司ル。

其ノ簡章ハ別ニ之ヲ定ム。

第八條、鎭制組織モ亦本總綱ノ規定ニ適用ス。

第九條、本總綱ハ公布ノ日ヨリ施行ス。

黑龍江省鄉閭隣編制簡章（民國十九年四月三日黑龍江省政府公報第三〇四號）

第一條、本簡章ハ村制總綱第二條ニ依據シテ之ヲ規定ス。

第二條、凡ソ百戶以上ノ鄉或ハ數鄉ヲ聯合シテ百戶以上ニ達セルモノハ編成シテ鄉ト爲シ鄉長、副鄉長各一ヲ置クヘシ

其ノ鄉ヲ編成シテ戶數比較的多キニ達スルモノハ副鄉長一人ヲ增置スルコトヲ得。

第三條、凡ソ百戶未滿ノ鄉ニシテ特殊ノ事情ニ依リ他ノ鄉ト聯合スルコト不便ナルモノハ之ヲ以テ一鄉トナスコトヲ得

第四條、前條及第二條ノ規定ニ依リ若シ數郷ヲ聯合シテ主郷ヲ編成セルトキハ戸數最多ノ郷ヲ以テ主郷トナス。

第五條、郷内ニ於テ住民二十五名ヲ以テ閭ト爲シ閭長一人ヲ置キ五戸ヲ以テ鄰ト爲シ鄰長一人ヲ置キ閭鄰ハ其ノ順序ニ依リ數字ヲ冠シ、第一閭第二閭及第何閭第一鄰ノ如クスベシ。

第六條、前條ノ規定ニ依リ若シ居住民團體ノ分配ニ不便ニシテ其ノ戸數二十五戸以上或ハ二十五戸未滿ノモノハ閭長一人ヲ設クルコトヲ得、五戸以上或ハ五戸未滿ノモノモ亦鄰長一人ヲ設クルコトヲ得。

第七條、城關集鎭ハ鎭ニ按ジテ編制シ鎭長副鎭長ヲ設ケ、其ノ閭鄰ノ編制モ亦本簡章ノ規定ヲ適用スベシ。

第八條、本簡章ハ申請認可ヲ經公布ノ日ヨリ施行ス。

第三項　自治制度

本縣のみでなく滿洲に於ては、必然的に自治の發達した感がある、私は良く支那は自治の發達した國であるといふ事を聞かされたが、眞に自治が發達したのではなく省政府賴るに足らず、縣政府賴るに足らず、止むに止まれず必然的に商會、農會、商團、保衞團の如き者が生れ、商會に於て道路の修理橋梁の改修、商團(自警團)で自警を行つて居つた樣なのは明かにこの現象であると思ふ。卽ち軍閥は自己の勢力擴張を計る爲めに兵事を事とし、地方民衆の福利を顧る事なく、地方行政は全く等閑に附せられ、文化施設は勿論、治安維持の爲めにする施設さへ全く等閑に附せられ、顧られない有樣であるから、諸家族集つて村落を形成し、各家の負擔を定め村落の共同事業施設、自衞團を組織して自村の治安維持にあたり、外敵を防ぎ、村落又集つて區を形成し、村落共同して區の自治を行ふと云ふ風であつて、自治の發達は必然的である。

第四章　財　政

第一項　概　況

縣財政ば國稅の請負徵收と地方稅の徵收に依つてゐるが、其の徵收機關は甚だ多岐である。國稅は稅捐局、縣第二科公安局に於て徵收し、地方稅は稅捐局と縣財政局に於て徵收して居る。地方稅は各局の人件費と局長の私囊を富ます爲めに徵收されるものであつて、地方の施設事業には使用せられず、財政に付いては專ら祕密主義を採り、金錢は公利の區別不分明で會計檢査の制度がないから官金を自由に費消して居る、これは制度の不備と請負制度より來たる弊害であつて縣長以下局長に至る迄、其の職を買ひ受けたる官職に伴ふ副收入として當然なるものゝ如く感じて居るから、先づ官制の改革と共に、淸廉なる人材を登用する事が肝要である。

偖て本縣に於ける財政局所管の壹ヶ年の徵稅豫想額は江洋四十萬元である、昨年度卽ち民國二十年度六月末決算に於ては、收支に過不足はなかつたが特產物の下落及銀價下落の影響を受け、一昨年七月より昨年六月迄の徵稅實收額は、四割六分强に過ぎない狀態で、此の頃から縣財政は逼迫を告げ始めたのである。續いて起つた馬占山の反亂敗戰敗走、段縣長が各機關の公金を拐帶し、馬占山と共に逃走せる事、兵匪の掠奪かてゝ加へて未曾有の大水害を被り縣財政は益々其の窮迫を告げ、立つ能はざる現狀に至つたのである。たゞ僅かに救濟金の一時貸與及省款により彌縫しては居るが實業、財政、四鄕電話局の俸給は久しく不拂の狀態であり今後中央よりの補助金は下附されぬ事となり、更に免稅、半減稅の告示により地方財政は全く危殆に瀕して居るのである。

今本縣に於ける國稅、地方捐の種目及稅率を示めすと左表の如くである。

綏化縣地方捐稅目及稅率表

稅種目 摘要	稅率	說明
晌捐	每晌收江洋一元四角四分三厘一毛	
戲捐	按所得抽十分之一	
居捐	金城居戶每月江洋二元七角	
妓捐	每月 一等三元 二等二元 三等一元 四等五角	
粮石稅	按價值每元收 三分	郵捐局代收
木炭稅	按價值每元收 三分	
牲畜稅	按價值每元收 一分	
零舖稅	每月一等一元二角三等六角	

縣公署第二科に於ける徵收稅率表

稅種目 摘要	稅率	說明
粗賦	每晌收江洋 五角	
三費	二分	三費トハ抄錄、緝、捕、勘驗等ノ費ナリ
經徵費	一分五厘六毛	

基粗	上等街基	每丈方收江洋一分二厘
	中等街基	每丈方收江洋七厘
	下等街基	每丈方收江洋三分
票費		每百元收六元
買契稅		每張收五角
土地執照		每張收五角
官契紙		每張收二角
登記費		每筆收五角

綏化縣稅捐局徵收種目及稅率表

稅目	稅率	說明
糧石稅（農產物）	按價值每元收 正稅五分 地方捐三分	商人が農產物を賣買する時徵取す
山貨稅（山中の獸皮）	按價值每元收 正稅一角一分	商人が獸皮を賣買する時徵取す
木炭稅	按價值每元收 正稅一角一分 地方捐三分	商人が焚物を賣買する時徵收す
蔴稅（繩の原料）	按價值每元收 正稅四分	商人が蔴を賣買する時徵取す
香油稅（食事油）	按價值每元收 正稅五分	商人が每日製造する油の斤數と每斤の値段に依つて每月一回徵取す

（豆油）豆油税	按價値毎元收正税	五分	商人の一日の油、製造斤數と毎斤の値段に依つて毎月一回徴取す
（蔴の種の油）蔴子油税	按價値毎元收正税	三分	商人の一日の油製造斤數と毎斤の値に依つて毎月一回徴取す
（豆粕）豆餅	按價値毎元收正税	三分	商人の豆粕製造斤數と毎斤の値に依つて徴取す
（屠殺セシ豚）白條猪税	按價値毎元收正税	三分	商人が屠殺したる豚を他縣に運輸する場合、其の價格により徴取す
（タマゴ）雞蛋税	按價値毎元收正税	五分	商人が卵を他縣に運輸する場合其の値に依り徴取す
牛肉税	按價値毎元收正税	五分	商人が牛肉を他縣に運輸する場合其の値に依り徴取す
（本省の木）本省木植税	按價値毎元收正税	二角一分八厘	商人が木を賣買する時に徴取す
雜貨營業税	按賣錢毎元收正税	五分	此種税金は雜貨店の賣上高に依りて毎月一回徴取す
（騾馬）牲畜税	按價値毎元收正税	五分	商人が騾馬を賣買する時徴取す
當課	按年收正税	一百元	此税金は一軒の商賣店によりて毎年一回取る
（質屋の純利益）當業紅利捐	按紅利數毎月收正税	一分	質屋の純利益に依り毎月一回徴取す
（兩替屋の純利益）錢業紅利損	按紅利數毎元收正税	三分	兩替屋の利益に依り毎月一回徴取す

糧米營業税	按賣錢數毎元收　正税　一分八厘	農産物、油等の賣買計算に依りて毎月一回徴取す
（豚牛羊の屠殺）屠宰税	按屠宰 猪一口 三角 牛一頭 一元 羊一隻 二角 正税	商人が毎日屠殺する豚、牛、羊の數によつて卽時徴取す
（ハカリ）斗秤税	按年毎份收正税　十元	商人の持つて居るハカリの數により一年一回徴取す
（油製造）油搾税	按年毎盤收正税　十元	商人が油を製造する場合毎年一回徴取す
（煙草）菸税	按價値毎元收　正税　一角一分	公賣費一角二分商人が煙草賣買特税一角の時値により徴收す
酒税	按價値毎元收 正税 二角 公買賣税 一角二分 特税 一角	酒の製造斤數を見、其の毎斤の値段により毎月一回徴取す
（煙草を賣る證明書）菸照税	整費 甲等 一百元 乙等 四十元 丙等 二十元 毎季收正税	毎年に四回を分けて毎回證明書を交換し其の時一回徴取す
（同前）菸牌照税	零費 甲等 十二元 乙等 八元 丙等 四元 丁等 二元 戊等 一元 毎季收正税	同前
（酒を賣る證明書）酒牌照税	整費 甲等 三十二元 乙等 二十四元 丙等 十六元 毎季改正税	同前
（同前）酒牌照税	零量 甲等 八元 乙等 四元 丙等 二元 丁等 五角 毎季收正税	同前

大同元年度に於ける本縣地方捐の徴收並支出狀態を示すと次の如くである。

綏化縣地方捐徴收狀態表（大同元年度）

月別＼種目	响捐	居捐	妓捐	戯捐	粮捐	木炭捐	牲畜捐	零舗捐	合計
税率									
七月份	無	無	九五、七一	無	六四一、七三	無	一七、二三	一八一、七二	九三六、三八
八月份	二八、三一	無	二二九、〇〇	無	一、一七三、七八	無	四二、九九	八七、四三	一、五六〇、四一
九月份	無	無	一四二、八六	四、九一	一七一、七五	無	二五、二〇	八四、八五	四二九、五七
十月份	無	無	一二四、二八	五、九三	二〇一、九四	無	二八、五一	七六、二八	四三六、九四
十一月份	無	無	一二八、五七	無	二、六二四、四七	無	二五、〇一	一三〇、四三	二、九〇八、四八
十二月份	無	無	一三二、八六	無	二〇、八〇一、二三	四一	二〇、六八	一一〇、五七	二一、〇五五、七五
一月份	無	無	一二七、八五	無	七、八五四、五一	二、一四	四四、八三	一一四、八六	八、一四四、一九
二月份	無	無	一一五、七一	無	三、五二七、七四	四、一八	四〇、〇四	一〇六、七一	三、七九四、三八
三月份	六一、五九	無	一一二、一四	無	三、六四八、四三	無	九八、七一	一〇八、四三	四、〇二九、三〇
四月份	五四、〇九	無	一〇九、二八	無	一、八五一、三六	無	五〇、七八	一〇八、四三	二、一七三、九四
五月份	一五三、六三	無	一一三、五七	無	二七八、七三	無	五一、四三	一一三、一四	七一〇、四九

六月份									
總計	二九七、五一		一、四三一、八三	一〇、八四	四二、七八四、六六	六、七三	四四五、四一	一、二一三、八五	四六、一七九、八三

查以上五月迄其收地方捐欵國幣四萬六千一百七十九元八毛三分。

綏化縣地方捐支出狀態表（大同元年度）

月別／局名	警務局	教育局	財政局	四鄉電話局	實業局	警備隊	合計
七月	四八八・一〇	五九・五二	四三五・七一	無	無	無	九八三・三三
八月	六三三・八七	三五七・一四	四三五・七一	無	三五・七一	無	一、四五一・四三
九月	無	四五二・三八	四三五・七一	無	無	一〇四・五五	九九二・六四
十月	無	二三二・一四	四三五・七一	一〇七・一四	無	七二三・二一	一、四九八・二〇
十一月	三、三七二・三三	無	四三五・七一	無	無	九三六・四八	四、七四四・五一
十二月	七、〇二三・二五	三、八二八・八四	四三五・七一	無	無	四、〇六九・八六	一五、三五七・六六
一月	一〇、八〇八・〇八	一、七八五・七一	四三五・七一	二一四・二九	五七一・四三	六、二〇〇・八四	二〇、〇一六・〇六
二月	二、〇六三・〇八	二、五五三・七四	六二五・一六		四二八・五七	六、二七一・四三	一一、九四一・九八
三月	五、〇七一・九〇	三、六二四・〇六	無	三一三・〇一	一四二・八六	三、七八二・六三	一二、九三四・四六

四月	九、五九〇・六五	七、四四六・九〇	三、五三四・〇〇	無	無	三、四七四・一五	二三、九六〇・七〇
五月	九、四〇〇・〇〇	六、〇五五・七七	無	四二六・五八	三八五・五〇	七、二六〇・一七	二三、五〇〇・〇一
六月							
							一三六、三八〇・九八
備考	以上ノ中警務局ハ省公署ヨリ八六、八六九・元六五ノ補助ヲ得、教育局ハ四二、八二八元ノ補助金ヲ得彌縫シ居レリ。 縣公署ハ元來國庫負擔ナレバ地方捐ニ影響ナシ。 縣公署ノ經費ハ一ケ月國幣一、四一〇元デアル、						

大同元年度綏化縣警務局歳出歳入一覧表

月	收入	支出
七月	四六六元七七	四八八元一〇
八月	六七六元二四	六六二元八七
九月	二七五元三八	無
十月	由省領補助費七、八、九月份 四三四三五元 地方捐 一三六元四二	無
十一月	九四八元六六	三三、七一一元三二

十二月	六、六九二元〇九	七、〇二三元二五
一月	由省領補助費十、十一月份二八、九五六元 地方捐　二、五九六元三七	一〇、八〇八元〇八
二月	一、二一八元五〇	二、〇六三元〇八
三月	一、二五八元三四	五、〇七一元九〇
四月	由省領十二月份補助費一四、四七八元六五 地方捐　六八九元二七	九、五〇九元六五
五月	六五六元六九	九、四〇〇元〇〇
六月		
計		
淨存		

大同元年度綏化縣教育局歲出歲入一覽表

	收入	支出
七月	四二二元七九	五九元五二
八月	七八七元八六	三五七元一四
九月	一三二元七一	四五二元三八

	收入	支出
十月	一五四元九八	二三二元一四
十一月	一、六九二元二六	無
十二月	由省領補助費四二、八二八元 地方捐一三、一九四元一五	七、八、九、十、十一、十二月份補助費二二、八二八元八四
一月	五、〇一九元一五	一、七八五元七一
二月	二、二七六元二四	二、五五三元七四
三月	二、四〇四元四五	三、六二四元〇六
四月	一、二二〇元七七	七、四四二元九〇
五月	二二五元三九	六、二五五元七七
六月		
淨計存		

大同元年度綏化縣財政局歲出歲入一覽表

	收入	支出
七月	三元三五	四三五元七一
八月	八元九二	四三五元七一

	收入	支出
九月	五元一七	四三五元七一
十月	四元五五	四三五元七一
十一月	四元四五	四三五元七一
十二月	四元三〇	四三五元七一
一月	四元五〇	四三五元七一
二月	四元五〇	縣支補助費六二五元一六
三月	五元六〇	無
四月		三、五三四元〇〇
五月		無
六月		不明
計		
淨存		

大同元年度綏化縣門鄉電話局歲出歲入一覽表

	收入	支出
七月	無	無
八月	無	無
九月	無	無

大同元年度綏化縣實業局歲出歲入一覽表

	收入	支出
十月	無	一〇七元一四
十一月	無	無
十二月	無	無
一月	無	縣支補助費二一四元二九
二月		
三月		縣支補助費三一三元〇一
四月		無
五月		縣支補助費四二八元五七
六月		不明
計	無	
淨存		
七月	無	無
八月	一角九	三五元七一
九月	無	無
十月	無	無

	收入	支出
十一月	無	無
十二月	無	無
一月	無	補助費 五七一元四三
二月	無	四二八元五七
三月	四角九	一四二元八六
四月		無
五月		三八五元五〇
六月		不明
計		
淨存		

大同元年度綏化縣警備隊歲出歲入一覽表

	收入	支出
七月	無	無
八月	無	無
九月	無	一、〇四元五五
十月	無	七、二三元二一
十一月	一、三六二元九六	九、三六元四八

十二月	一、三六二元九六	四、〇六九元八六
一月	由省領補助費 七、二八五元七一	六、二〇〇元八四
二月		六、二七一元四三
三月		三、七八二元六三
四月	由省領補助費 三、〇〇〇元〇〇	三、四七四元一五
五月		七、二六〇元二七
六月		不明
計		
浄存		

租税一般は前表の如くである。此の他租税外の收入としては、納税をなす時の紙代が有るが、之は全部省に送る。又清郷局に於て罰金刑としたるもの、其他のものもあるが縣の收入となるのでなく、私腹の方に廻るものである。又徴收額の百分の二或は百分の十位は、徴税奬勵の意味からか縣提成があつて縣長の別途收入となる。

第三項　財政政策

新縣官制改革案の如く、先づ徴税機關と會計機關を分離一般事務と會計事務との分離の原則及收支に付き命令系統と現金出納の系統とを分離する會計學上の原則を採用して會計檢査の制度を設くれば、本縣のみでなく可成の増收あるものと考へられる、又徴税機關の完備迄は税捐局に於て代徴して居る地方税を、縣財政局に於て徴收するのも一方法であ

るが、税種目及稅率の統一と同樣、充分研究を要する問題である。

第五章　警察治安

第一節　警察

第一項　概況

本縣警務局は公安局と稱して居たが最近省令に依り改稱せられ、城內外に五つの分局があり、分所十四ケ所を有する現警務局長はその管轄面積が廣汎で警察力の及ばないので二つの分局を增設せんと計畫申請中である。

又、警察隊及獨立分隊及消防衞生隊があり、警察隊は勦匪を擔當し、獨立二個分隊は警務局及縣公署の守衞に當り、消防衞生各隊もその機能を發輝しつゝある。

本縣警務局は滿洲國警務局としては其の素質も良好である。

局員は一等警江洋十二圓、（金票八圓四十錢）、二等警十圓（金票七圓）、三等警九圓（六圓三十錢）であつて、元來地方稅を以て賄ふのであるが、徵收が出來ないため、省より補助を受け現在は二、三ケ月の俸給不渡の狀態であるが、警務局長指揮のもとに地方の治安維持に努力し居るのは、吾々から考へると不思議な位でこの邊り卽ち沒法子によるものと考へられるが、俸給不渡により往々逃走匪賊化する者が多いのであるから、この點、省、中央部方面に於ては充分考慮あつて然るべきであると思ふ。

第二項　綏化縣警務局

曩に公安局の組織は掲げたが、警務局と改稱せられた後幾分變化を生じて居るから次に組織表を示す。

綏化縣警務局組織表

- 局長　一
- 股長　三
- 股員　一
- 督察長　一

- 第一分局長（駐城內南二道街）
  - 局員　一
  - 傭員　一
  - 警長　一
  - 警士　七
  - 夫役　一
  - 第一分所長（駐城南門）
    - 傭員　一
    - 警長　一
    - 警士　三
    - 夫役　一
  - 第二分所長（駐城東門）
    - 傭員　一
    - 警長　一
    - 警士　三
    - 夫役　一
  - 第三分所長（駐城西門）
    - 傭員　一
    - 警長　一
    - 警士　三
    - 夫役　一
  - 第四分所長（駐城北門）
    - 傭員　一
    - 警長　一
    - 警士　三
    - 夫役　一
- 第二分局長（駐津河鎭）
  - 局員　一
  - 傭員　一
  - 警長　一
  - 警士　七
  - 第一分所長（駐三合屯）
    - 傭員　一
    - 警長　一
    - 警士　三
    - 夫役　一
  - 第二分所長（駐卡路城子）
    - 傭員　一
    - 警長　一
    - 警士　三
    - 夫役　一

- 局長
  - 警務股：股長一、股員四、傭員一〇、夫役八
  - 保安股：股長一、股員二
  - 司法股：股長一、股員一
  - 督察長一　督察員二
  - 繙譯官一
  - 警察第一中隊長（駐警務局）：分隊長二、傭員一、警長八、警士八八、夫役四、分隊長二
  - 警察第二中隊長（駐城內南二道街）：傭員一、警長八、警士八八、夫役四
  - 傭員一、警長三、警士四三、夫役二
  - 第三分局長（駐永安鎮）：局員一、傭員一、警長一、警士七、夫役一
    - 第一分所長（駐劉海樓）：傭員一、警長一、警士三、夫役一
    - 第二分所長（駐二龍山）：傭員一、警長一、警士一、夫役一
    - 第三分所長（駐蔡家窩堡）：傭員一、警長一、警士三、夫役一
  - 第四分局長（駐雙河鎮）：局員一、傭員一、警長一、警士一、夫役一
    - 第一分所長（駐娘々廟）：傭員一、警長一、警士三、夫役一
    - 第二分所長（駐劉家燒焗）：傭員一、警長一、警士三、夫役一
  - 第五分局長（駐興農鎮）：局員一、傭員一、警長一、警士七、夫役一
    - 第一分所長（駐張維屯）：傭員一、警長一、警士三、夫役一
    - 第二分所長（駐四大員二井）：傭員一、警長一、警士三、夫役一
  - 夫役一
    - 第三分所長（駐箭杆店）：傭員一、警長一、警士三、夫役一

督察長	二
講譯官	一
分局長	五
分局員	五
分所長	一四
中隊長	二
分隊長	六
消防隊長	一
衛生隊長	一
一等傭員	二
二等傭員	四
三等傭員	二九
警長	四三
一等警	四七
二等警	六〇
三等警	三一〇
去役	五〇
合計	五九五

	傭員	警長	警士	夫役
第一獨立分隊長 駐警務局守衛				
第二獨立分隊長 駐縣公署守衛	一	三	四三	二
消防隊隊長 駐警務局	一	二	二	二
衛生隊隊長 駐警務局	一	一	七	一〇

第三項　警察官吏

(一)素質——慾を云へば限りが無いが、世界第一と稱せらるゝ日本內地の警察官吏と比較すれば、雲泥の差がある。然し滿洲國としては極めて良好である。

股長級は才能もあり、縣行政機關としては事務能率は第一であると云ふも過言ではない。

(二)能力——股長は中等學校卒業以上

局員及兵は字を解しないものもあるが、滿洲國としては良好の部に屬する。

第四項　行政警察一般

警務局は保安、風俗、衛生、消防、戶口調査等の事項を管掌するが、程度低く記載する迄に至らない。

最近交通警士を十字街等に配置して居るがたゞ立つて居るだけである。警察行政區劃は第五區に分つ。

第一區　城內　第一分局　四ケ分所
第二區　津河鎭第二分局　三ケ分所
第三區　永安鎭第三分局　三ケ分所
第四區　雙河鎭第四分局　二ケ分所
第五區　興河鎭第五分局　二ケ分所

第五項　司法警察一般

(一)監獄高等法院の監獄が縣公署內にあるだけで拘留所及看守所の設備はない。
(二)民事事件の輕重により分局長釋放し、或ひは法院に送致して裁判をなす裁判權を有しない。
(三)刑事、各分局分所より送致した刑事に關する者は局に於て豫審をなし檢察廳に廻す、但し盜匪及匪賊は淸鄕局が縣公署內にあつて、こゝに於て取調べをする淸鄕局長は卽ち縣長であつて現在罰金刑による徵收金は六割を省淸鄕局に送り四割は區の收入となる。
最近淸鄕局は戶口調査、兵器彈藥の調査の事項をも掌る。
(四)犯罪人、犯罪人は臨時豫審後、檢察廳に送る。
犯人の種類としては、賭博犯を第一とし、刑事關係の犯人が多い。

第二節 治安

第一項 概況

本縣には大同元年五月末日皇軍入城後も各地に小匪賊が散在して居つたが、九月中旬、軍の積極的討匪によつてその影を沒し、城内は一回として襲擊を受けた事がない。しかし治安の維持は重大問題であるから、其後自警團を改編し、警備隊を組織し、皇軍及び公安局は協力して治安の維持に努めて居た處十二月歸順匪賊を以て組織された護路軍約二千綏化縣内に駐屯し江省軍約六百も亦之と相前後して駐屯したため、此等の軍隊の爲め各地に於て被害を被むる者多く、之が對策には皇軍並に縣に於ても心痛し、軍並に省に歎願の結果一月下旬呼蘭の李子英軍に改編され彼の部下に屬する者は呼蘭に向ひ、不平不滿なる部隊は綏化縣外に逃走し、其後江省軍も鐵驪方面に移駐し、新たに混成第二旅が望奎方面より綏化に移駐して來たが、此の旅團は比較的軍規嚴正であつて北東部方面廂黃旗附近に普濟佛敎會匪の如き小匪あるのみで治安は可なり平穩である。

本年一月から日軍司令部に於ては、毎月一回警備會議をなし、毎日午前十時司令部に各治安機關より情報の報告をなす事とし、百以内の匪賊は公安隊、警備隊に於て討伐し、二、三百の匪賊出現した場合は江省軍之が討伐に當り、事情により日軍も出動する事として居る。城内は警備の最善を期する爲縣公署、商會が主となつて城壁を修理し、城内及城内十字路に嚴重なる防備をなすと同時に城門は時間を限定し開門をなし、夜間は時間を限つて一般人の交通を禁止し之を犯した者は公安局に於て留置し取調て居るため現在は良く實行されて居る。

たゞこゝに問題となるのは省命により警備隊を組織したがその經費の問題であつて、之を縣の經費を以て維持すべしと云ふのは實に無責任な尻拭ひをさせられたわけで、公安局の經費さへ不渡の縣としては手の下し樣もない有樣である。依て之を改編し最小限度に減員したが、約半年俸給不拂であるから、之が解散費の捻出には幾回となく會議を開き商會、農會の援助を得んとしてゐるが中々困難な狀態である。

第二項　機　　關

一、公安局及公安隊
二、警備隊
三、江省軍混成第二旅團の中
　歩兵第三團、騎兵第一連、迫擊砲連
四、日本軍　大島大隊（第一中隊員）

第三項　匪賊狀況

目下縣內に於ては縣城北方孫家船口附近に六、七十名の匪賊が居るが、今農繁期には幾分の匪賊の出沒あるものゝ如く豫想される。

第四項　軍と治安

第一項に於て述べた如く、治安機關は皇軍の指揮下に統一され平穩である。之は江省軍、公安隊の素質により異るものではあるが幸に本縣公安局員及江省軍第二旅軍は其の素質は良好である。但し皇軍の無駐屯を豫想すれば可なり舊習

を發揮するものと思はれる。

第六章　原始産業

第一節　農業

第一項　概況

元來此の邊一帶は、清朝が其の發生地たる滿洲の住民の生業を保護する爲、南方より來た漢族の移住するのを極力阻止する策をとつた爲、未開のまゝに委せられて居た、然るに其後、阿片戰爭、長髮賊の亂等の爲兵餉不足し、清朝は其の補給の爲黑龍江省開拓の要に迫られた折柄、山東省に水害が有り其の罹災民の救濟の必要上、遂に呼蘭河下流一帶の約百三十萬晌の荒地を拂下け、彼等を移住せしめたのを以て此地方開拓の嚆矢となすのである。これは今を去る約八十年前のことである。

地味、此の邊は上古植物が繁茂し、其の腐蝕して出來た土壤の樣であつて、土地は肥沃で豐沃なる農作地である。

氣候、此の地方は北邊に位置し、冬季は氣候極めて寒冷であるばかりでなく、暑氣短く此地方の主要產業である農業に影響する處が甚大である。河水の凍結は、十一月下旬より始り、四月中旬に及ぶ。其間地下數尺氷結するので、農作物の害虫を翌年に持ち越す事はなく、作物の虫害を防止し、且又農作には寒冷は寧ろ好影響を齎すのみでなく、冬期結氷の爲車馬の往來を自由ならしめ、生產物資の搬出に利便を供し、地方農業に頗る便益を與ふ。夏季八月頃は降雨多く

時に河川氾濫する事が有り、成育期に際しては雲影多く日光の直射を防ぎ植物の成長に必要な溫熱が不足する事が有り亦成熟期に降雨が多い、爲に結實を害し、腐敗に至らす事が有る。寒暑の差異が甚だしくて、作物の成熟せる時に降霜を見る事等があり、北滿の農業の豐凶は全く氣候に左右せられ不斷の脅威の内に有るものの樣であるが、實際に於ては河水の氾濫の外は農家の生計に支障を來たす事がないのは北滿の穀倉と言はるゝ所以である。

大同元年度は水災により一般農民に困窮して居るため、省に於ては憂慮の結果、春耕貸欵國幣、五十四萬三千圓の貸出を許可したので、作付も百パーセントであつて農作物の發育狀況も良好である。

第二項　耕地及農產物

綏化縣農田表

全縣面積	一一、二一〇						
全縣地畝總數	二七、五〇〇〇						
地畝數／地性別	晌數 官	晌數 公	晌數 私	晌數 計	毎晌價値 上等	毎晌價値 中等	毎晌價値 下等
熟地 旱地	無	二五〇	二九、七五〇	三〇、〇〇〇	一〇〇元	七〇	三〇
熟地 水田	無	無	無				

既墾及未墾地畝							
荒地 適於耕種旱地	無	無	無				
荒地 適於耕種水田	無	無	五、〇〇〇	五、〇〇〇	四〇	三〇	二〇
荒地 不適耕種地	無	無	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇			
總計		一五〇晌	二七四、七五〇	二七五、〇〇〇			

備考

一、全縣面積は山、河、湖、池、道路等凡てを含む面積である。

二、全縣地畝總數は荒地、森林等凡てを含むものである。

綏化縣農產物收獲表（大同二年一月調查）

類	別	上年收獲量	本年收獲量
米	粳米		三〇〇石
米	糯米		
米	稻米		
麥	大麥	七、五〇〇石	三、〇〇〇石
麥	小麥	二三二、〇〇〇	三〇、二二〇
麥	燕米		
麥	蕎麥	四、〇〇〇	一、八〇〇

類	別	上年收獲量	本年收獲量
瓜	甜瓜	五三、四〇〇斤	二九、八〇〇斤
瓜	黃瓜	一四、四〇〇	一一、二〇〇
瓜	南瓜		
瓜	西瓜	四、五〇〇	四、〇〇〇
瓜	冬瓜		
瓜	倭瓜		
瓜	絲瓜		

豆	大豆	三七〇、〇〇〇	一四七、八〇〇
	小豆	二四五	一四四
	蠶豆		
	豌豆		
	菉豆	三〇〇	一四八
稷		三一、五〇〇	八、八六五
粟		二七、三七六	四〇、一九六
黍			
玉蜀黍		六四、八〇〇	四二、九九〇
高粱		一九〇、〇〇〇	四七、〇〇〇
甘藷			
芋			
馬鈴薯		四七五	二四〇
芝麻		三〇	一二
落花生			

白菜	八〇、〇〇〇	八〇、一五〇
青菜		
大頭菜	二二、五〇〇	六〇、〇〇〇
蘿蔔	六七、五〇〇	三三、二五〇
胡蘿蔔	一五、七五〇	一七、四〇〇
蒜	七、五〇〇	四五、〇〇〇
葱	二〇、〇〇〇	一二、九〇〇
茄子	四〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇

備考

一、上年とは民國二十年七月より大同元年六月までにして本年とは七月より大同二年六月までを云ふ

一、本縣の輸出農產物の大宗は大豆小麥なるも本年は水災を被り輸出量も僅少なり其他の農產物は縣內に於て消費す

一、本年は水災を被り例年に比し收獲成績不良にして救濟糧石を買入縣內不足量を補足し居れり

第三項　農業團體

城內に農會があつて。

一、土地水利の改良
二、種子肥料及農具の改良
三、森林の培植及保護
四、水旱蟲災の豫防及救濟
五、農業教育及農村教育の推進
六、公共圖書室、閲報室の設置
七、公共娛樂の設備
八、生産、消費信用倉庫等の合同事業の提倡。
九、治療所、托兒所及養老濟貧事業の設備
十、荒地の開墾
十一、農業の發達改良

等のスローガンを揭げて居るが、現在は其の活動は顯著ではない。然し之は縣公署と農村との中間にあつて多くの便宜をあたへて居る。

役員は會長一名、副會長一名、會計一名、文牘一名、書記一名、評議員八名、勸導員五名、調査員四名居つて、事務を管掌して居る。

第四項　農業移民

概況に於て記述した樣に、本縣一帶は山東、河北、河南、山西方面の移民に依つて開墾された土地であつて、民度は一般に低級である。旗族は吉林水師營の軍人であつたもの、滿族は主として吉林寧古塔に駐屯してゐた軍人であるが、漸次漢族に同化され現在は各種族の區別は困難である。興農鎭一帶に何々旗屯などの地名があるが之は旗族の居住した土地である。

次に綏化縣歷年の開墾地數を示すと次の如くである。

綏化縣歷年開墾地數

年次	開墾晌數	登記關係
同治元年	二五、八〇〇晌	登記濟
光緒四年	二、四七六晌	登記濟
〃〃五年	四、一二一晌	登記濟
〃〃七年	二一、〇〇〇晌	登記濟
光緒七年	三三、七四四晌	六年後登記濟
〃〃十七年	七〇晌	當年登記濟
〃〃十七年	一〇、〇〇〇晌	六年後登記濟
〃〃十八年	四三、一九九晌	當年登記濟
〃〃二十年	四、五〇〇晌	登記なし
〃〃二十一年	一六、四三〇晌	當年登記

〃〃二十一年	二六二晌	六年後登記をしたが現在此の土地は慶城縣内にあり
〃〃二十一年	五三五晌	六年後登記をしたが現在此の土地は慶城縣内にあり
民國三年	一一、一九九晌	當年登記濟
〃三年	四〇、九四七晌	民國七年登記す
〃四年	五、四四六晌	當年登記
〃四年	七、一九二晌	民國九年登記
〃四年	一二、七四〇晌	當年登記
〃四年	一、六五三晌	當年登記
備考	熟地總數は二十四萬四千五百七十三晌であつて、光緒二十年未登記の四千五百晌を登記したものと見れば合計二十四萬七十三晌であり、又、慶城縣内の七百九十七晌を差引けば二十三萬九千二百七十六晌である。	

第五項　農村生活一般

農村の生活は水害及匪害を被り一般に窮乏し、本年は殆んど納税力が無い位である。こんな譯で農民の生活費は平均一日大人一人、三百吊（金票十八錢）であつて粥二杯に野菜位を食し、甚だしき者は、豆粕及木皮を食して居る者さへ有る。中産階級であつても平均一日大人一人約五百吊（金票三十錢）である。

調査に依ると縣下の貧民は約八萬以上に達して居るから之に救濟米を分配し一方施粥をなして居り、又、救濟金の寄附を仰ぐ爲新京、哈爾濱、吉林方面に人を派して救濟に努力中である。

今本縣に於ける水害狀況を示すと左の如くである。

綏化縣賑災各區別調査表（大同二年二月調）

區別	局所別	水浸淹地畝晌數	被害災人口數目	備考
第一區	公安局		五三	一晌は日本の約六・七段
	第一分局		二一	
第二區	第二分局	一二、二六二・五七〇（晌畝分厘）	三、二二五	
	一分所	七、〇七三・五〇〇	一、七六〇	
	二分所	一、四一七・九三一	一、九七〇	
	三分所	八、九四八・九七八	一、二九七	
第三區	第三分局	四六、二六九・〇八五	一八、一〇三	
	一分所	一三、一〇九・六五八	四、一五七	
	二分所	八、一四〇・五五六	一、五二八	
	三分所		五、七三八	
第四區	第四分局	八、一九九・七二〇	三、二一四	
	一分所	一一、〇〇五・八二三	二、六六九	
	二分所	八、二九三・〇五〇	五、八八三	
第五區	第五分局	一一、七二九・九六九	一〇、四六八	
	一分所	七、八九五・二二七	一一、九八九	
	二分所	一五、〇五八・九六七	七、二七七	

總計	一五九、四〇五・〇三三	七九、三五二

人口家屋及家財被害調査表

調査項目＼地方別		第一區本城	第二區津河鎮	第三區永安鎮	第四區雙河鎮	第五區興農鎮	總計
人口	總人口	二六、六七九	五一八、二七	六、三二四〇	三二七二四	六八八〇	二四三、三五〇
	死亡人員		一二	一五	一一	一九	五七
	負傷人員		八	七	九	一四	三八
家産	總戸數	四、三二六	八、六八〇	九、六三〇	五、一〇七	九、二七六	三、七〇一九
	倒壊戸數	一〇七	一一二五	一四一〇	九四七	七九八	四三、八七五間
	倒壊價格	二、一四〇元	一一、二五〇元	一四、一〇〇元	九、四七〇元	七、九八〇元	四四、九四〇元（江洋）
	半壊數	一二三	一〇一〇	九四五	五〇〇	二三一	二、八〇八間
	半壊損害額	一二一〇元	五〇五元	四七二元	二五〇元	一二五元	二、五七二地
	亡失家財價格						
食料缺乏狀況							農民は大半食料に缺乏して居る

縣地方別	第一區城內	第二區津河鎮	第三區永安鎮	第四區雙河鎮	第五區興農鎮	總計
其他 燃料缺乏狀況 穀物種子保有狀況 船舶漁舟被害狀況						各穀物種子は財産家を除くと保有狀況は僅少である
備考	國幣一圓は江洋一圓四十錢					

水災家畜調査表

調査項目 ＼ 縣地方別		第一區城內	第二區津河鎮	第三區永安鎮	第四區雙河鎮	第五區興農鎮	總計
牛	總頭數	三一〇頭	一九〇頭	一一〇頭	一八〇頭	一三〇頭	九二〇頭
	被害頭數	八〇頭	一〇〇頭	七〇頭	五〇頭	四〇頭	三四〇頭
	價額	三四四元	四、三〇〇元	三〇一〇元	二一五〇元	一、七二〇元	一一、五二四元
馬	總頭數	四九〇頭	一、〇七〇頭	一、一〇〇頭	九二〇頭	一〇二〇頭	四、六〇〇頭
	被害頭數	一二〇頭	五二〇頭	四二〇頭	四八〇頭	四五頭	一、五八五頭
	價額	五、四〇〇元	二三、四〇〇元	一八、九〇〇元	二一、六〇〇元	二〇、二五〇元	八九、五五〇頭
	總頭數	一八〇隻	二〇隻		二〇隻	二〇隻	二三〇隻

羊 被害頭數	羊 價額	驢 總頭數	驢 被害頭數	驢 價額	騾 總頭數	騾 被害頭數	騾 價額	豚 總頭數	豚 被害頭數	豚 價額	鷄 總頭數	鷄 被害頭數	鷄 價額	鵝 總頭數	鵝 被害頭數
		七〇頭			五〇頭	二頭	八〇元	一一〇〇口			一三〇〇隻			四〇隻	
		二〇頭			四五〇頭	一六〇頭	六四〇〇元	一六〇〇口	五八〇口	六三八〇元	一九〇〇隻	一〇〇〇隻	四〇〇元	六〇隻	一五隻
		一五頭			三九〇頭	一二〇頭	四八〇〇元	一八〇〇口	六三〇口	六九三〇元	一四〇〇隻	九〇隻	三六〇元	三〇隻	一〇隻
		一五頭			五一〇頭	二〇一頭	八〇四〇元	一七〇〇口	五五〇口	六〇五〇元	二〇八〇隻	一一〇〇隻	四四〇元	三〇隻	二〇隻
		二〇頭			四〇〇頭	二一七頭	八六八〇元	一九〇〇口	六四〇口	七〇四〇元	一八二〇隻	九〇〇隻	三六〇元	四〇隻	二三隻
		一四〇頭			一八〇〇頭	七〇〇頭	二八〇〇元	八一〇〇口	二四〇〇口	二六四〇〇元	八五〇〇隻	三九〇〇隻	一五六〇元	二二〇隻	六八隻

價額		一八元	一二元	二六四角	二七六角	八四元
鴨 總頭數	七〇〇隻	一〇七〇隻	九五〇隻	六〇〇隻	八八〇隻	四二〇〇隻
被害頭數		五五〇隻	六五〇隻	三〇〇隻	六〇〇隻	二一〇〇隻
價額		二四七五角	二九二五角	一三五元	二七〇元	九四五元
畜産被害將來所受影響						
備考						

第二節　林業

綏化は未開時代は天然の森林であつて、杉、松、楡、柞楊、柳、樺、椴、等が繁茂して居た爲、北團林子の名が生じたとの事であるが、其後移民の侵入を見るに及んで開墾され商業も亦盛んとたつた。爲、此等の森林を伐採使用し設治以來は森林を見得ない狀態となり、使用材木は慶城縣の青黑二山より運輸したとの事であるから今より三十年前には殆んど開墾し盡された事が考へられる。依つて現在本縣は農業のみであつて林業と云ふべきものは皆無である。

第三節　牧畜

第一項　概況

牧畜としては取立てゝ言ふ程のものは無く、たゞ農家の耕作使用に充つるための牧畜に過ぎない有様である。たゞ豚（猪）及家畜類は自家食用及農家の副業として行はれる様であるが、何等の改良もなさず滿洲獨得の放飼であるから、飼育方法及種類の改良を計れば農家副産業として可なり發達の見込がある様である。

第二項　家畜、家禽

綏化縣内飼育家畜、家禽數を示すと次の如くである。

綏化縣家畜表　（大同二年四月調査）

類別		内種			雜種			外種			計		
		牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計	牝	牡	計
家畜	馬	二二、二〇〇頭	一六、八九二頭	三九、〇九二頭	頭	頭	頭	三一頭	二五頭	五六頭	二二、二三一頭	一六、九一七頭	三九、一五〇頭
	牛	八、二〇〇	七、一〇〇	一五、三〇〇							八、二〇〇	七、一〇〇	一五、三〇〇
	驢	四〇〇	六〇〇	一、〇〇〇							四〇〇	六〇〇	一、〇〇〇
	羊	一、〇七〇	一、四五三	二、五二三	一二〇	九八	二一八				一、一九〇	一、五五〇	二、七四〇
	猪	二九、五一三	二六、二八八	五五、八〇〇							二九、五一三	二六、二八八	五五、八〇〇
	騾	六、三〇〇	五、七〇〇	一二、〇〇〇							六、三〇〇	五、七〇〇	一二、〇〇〇
備註													

綏化縣家畜表

類別		羽數 數量	羽數 價額	產卵數 數量	產卵數 價額
		羽	元 角分		角分
家禽	鷄	一五、〇〇〇	四、〇	九〇	五
	鴨	五五〇	二、五	六〇	六
	鵝	五〇〇	五、〇	五〇	一〇
備註	本年農民飼養の各種家禽は匪賊のため掠奪されしためと、傳染病により斃死したる數多く例年より僅少なり。				

第三項　市場其他施設機關

城内に四ヶ所の市場があり、中、東三道街に菜肉、玩藝市場がある。

第四項　屠場、屠畜

本縣城内に、十三個所の屠宰場があるが、何等の衞生設備を設けたる處なく、たゞ肉商に於て屠宰するものであつて委託者は公安局に江洋七十五元を納入して居たが、現朱公安局長赴任後江洋三百元を徴收し、各戸に公安局より局員を派して檢驗をしてゐる。

こゝに面白い事は之は城内に行なはれるだけであつて、城内を一歩出ると屠宰檢驗費を納入しなくて濟むのである、但し、城内にその肉の入る時は檢驗費を徴收すると云ふことである。

此の外財政局に於て屠捐として毎戸江洋二角七毛、税捐局に於て猪一匹に付き江洋三角、牛一頭に付き江洋一元、羊一隻に付き江洋二角を徴收して居る、衛生上より屠宰場の設置を目下研究中である。

第四節　鑛　業

本縣内は平坦なる農業地なるため鑛業は全然ない。

第五節　水　產　業

縣境内に泥河、呼蘭河、克音河があり、鰍、鯽魚(鮒)鯉、胖頭魚、狗魚、黏魚、黑魚等を產するが縣内の需要を充たすに過ぎない。特に水產業として見るべきものはない。

第六節　鹽　業

無し

第七節　蠶　業

無し

第七章　工　業

第一項　概　況

此の地方は未だ文化開けず農業が盛んなのに較ぶれば、工業は頗る微々として廣信火磨を除いて他に會社及工場はなく、只油房、燒鍋業(酒製造業)等があるが發達して居ない。

第二項　工場及勞働者

一、工場名……………廣信火磨
二、所在地……………綏化縣城西大街路北
三、資本金……………八十萬元
四、性質………………民國十二年廣信公司が出資し開業したもので官營であつて外國の投資はない。
五、作業人員及其の待遇、職員六十餘名、工人、一百二十人
工場が給料及食物を給す
作業時間=八時間
六、製造品目及數量、麵粉、一年製造高約一千二百五十萬斤
七、營業狀況、年收入、三十萬五千元
年支出、五萬五千元

第三項　主要工業

電燈業、火磨業（製粉業）、燒鍋業（酒製造業）油房

第四項　工業團體

無し

第八章　交通

第一節　鐵道

第一項　概況

綏化―呼蘭、綏化―海倫街道は商業上甚だ重要なる意義を有するものである。滿洲人は此の道路に依て呼蘭へ穀物を運搬し該穀物類は更に哈爾濱及對青山驛へ發送せられ、歸途には此道路に依つて哈爾濱及對青山驛から呼蘭に到着せる需要商品を運搬し、綏化縣、海倫縣に供給せられる故に滿洲人は數回に亘つて此の間の鐵道敷設の問題を提起し、幾度か中絕されたが民國十四年冬季に至り漸く呼海鐵路の開通を見るに至つた。

本鐵道は哈爾濱對岸馬船口より海倫に至る全距離二二一、一三一粁の鐵道で、本縣の南より北に走る單線路である。

經營は呼海鐵路公司でやつてゐて、開通後已に七年を經過して居るが、昨年未曾有の水災と匪災により線路並に車站の破壞を被り莫大の損失を招いたが漸次恢復に向ひつゝある。

第二項 運輸

本年度は水災のため穀物は逆輸の狀態であるから運出の數量も僅少である。

大同元年七月十四日より運出したる整車及零擔車總數表

年	月	運出正車數	合計
元	七	二一	
〃	八	三四	
〃	九	四五	
〃	一〇	二一〇	
〃	一一	二六〇	
〃	一二	三一〇	
		計	八八〇車
		運出零擔車數	合計
元	七	二	
〃	八	四	
〃	九	四	
〃	一〇	五	
〃	一一	三	
〃	一二	六	
		計	二四車

備考
一、綏化站は大同元年七月以前は事變に依り運出貨物なし 二、一車は三十噸、三十噸は三百袋、一袋の量は四斗なり 整車とは特産物のみ積込む貨車の意にして 三、零擔車とは貨物を混合積込む貨車の意なり

大同元年七月より十二月迄の綏化驛運出特産物及其他貨物數は右記の如し

今綏化驛の乘客を概述せば左の如し

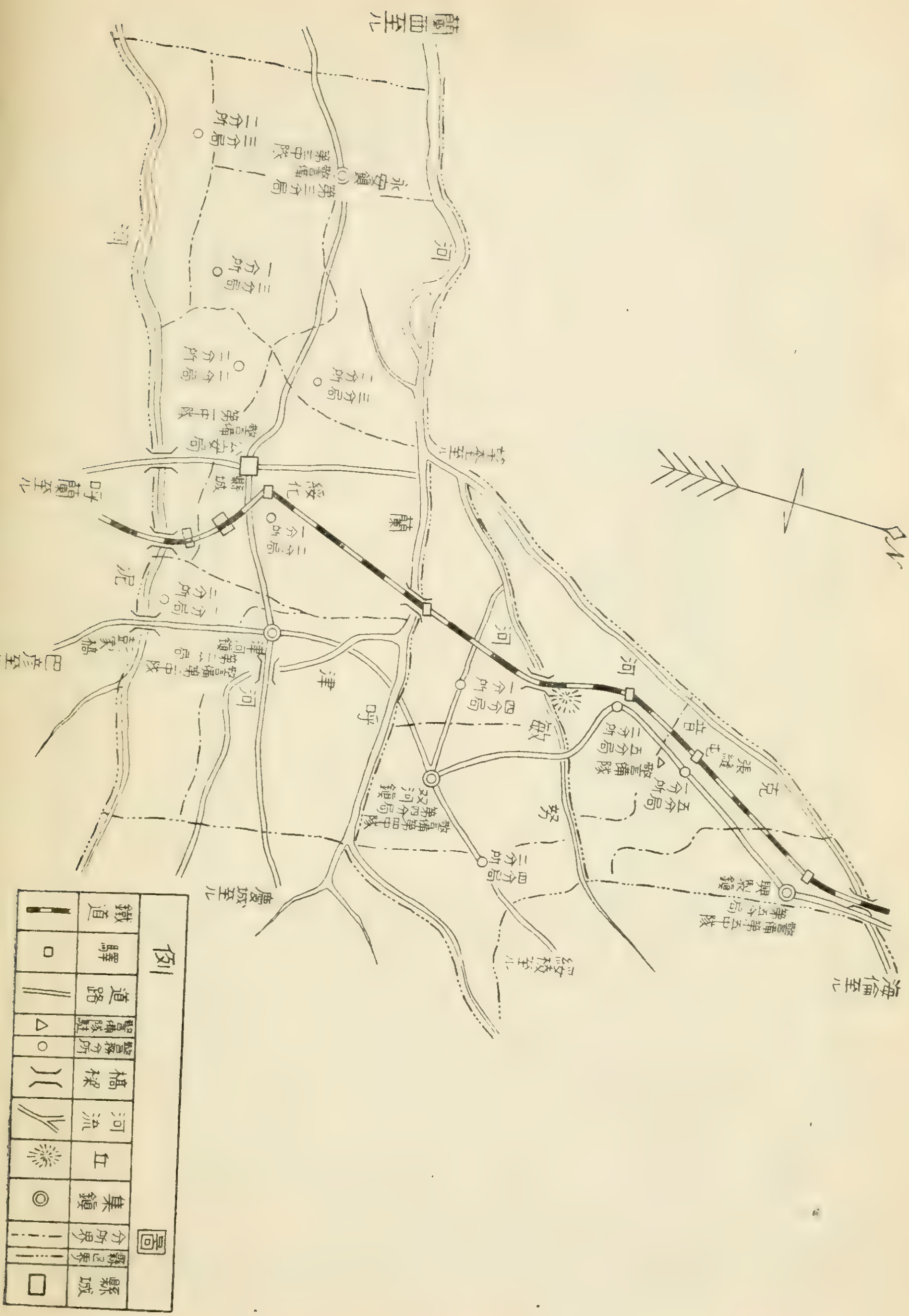
乘客一日平均	二百名
哈爾賓方面行	百五十名
海倫方面行	五十名

第二節 水運

第一項 概況

民國十四年呼海線の開通を見る以前は、本縣は陸路及び水路に依り農産物の運搬をなし、海倫呼蘭の中心に在る本縣としては呼海線開通前却で活氣を呈して居たと云ふも過言ではない。依つて現在は記すべきものは無いが、民國十年前後の情況を參考のため記すと左の樣である。

當時水路の便最も大であつたのは蘭西との境の北大河であつて、此の河は帆檣林の如く、往來絶えず春は綏蘭の交通は此の河により貿易運輸も亦盛んであつたといふことである。又河水增加の時は輪船も運航可能であつた爲、慶城東山


圖例
鐵道
驛
道路
警備隊駐
警察分所
橋梁
河流
丘
集鎮
分所界
縣之界
縣城

の材木は輪船（蒸汽船）に依り呼蘭ハルピン方面に運輸し（劉海船口―呼哈迄の間）たとの事である。

農産物運輸の船は大小が有つて綏境輸出の糧船は三、五百隻、綏境輸入糧船も亦三、四百隻有り、粮貨は均しく孫家船口に集つて居たと云ふ事である。河岸一帯には巡軍行營が有つて、盗賊を防止し河路を往來する糧船を整理して居たとの事である。呼海鐵路開通後は水運を利用するものなく衰微して居る。

第二項　船舶

船舶

名稱	一號容積數	二號容積數	三號容積數
槽子船	一五〇、〇〇〇斤	七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
牛船	（六）一二〇、〇〇〇	（八）六〇、〇〇〇	（六）三〇、〇〇〇
改巧	一〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
搖櫓	四〇、〇〇〇	（七）二〇、〇〇〇	（四）一五、〇〇〇
對子船	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一〇、〇〇〇

第三項　航路

自某地點	至某地點	里數	自某地點	至某地點	里數
双河鎭	左殺流	四〇里	魏家船口	李家船口	三〇里

五股流口—張才船口	三五里
張才船口—西口子	三〇里
西口子—孫家船口	四〇里
孫家船口—趙白毛船口	二〇里
趙白毛船口—洪家船口	一五里
洪家船口—温家船口	一五里
温家船口—劉家船口	三五里
劉家船口—魏家船口	四〇里
李家船口—通江埠	四〇里
通江埠—大成玉	八五里
大成玉—喇嘛台	三五里
喇嘛台—双廟船口	四五里
双廟船口—小楡樹	五五里
小楡樹—孟家船口	五〇里
孟家船口呼蘭	八〇里
至省城	一四四〇里

第三節　通　信

第一項　概　況

郵政局は前清時代の光緒二十八年に支局の設立を見、電報局は光緒三十二年報房設立され、普通電話は民國五年、電話公司の設立を見續いて警察電話(四鄕電話)等の設立を見て行政方面の不發達に比し、通信網は完備して居る樣である然し昨年の水災、匪害を被り、其の修理の完了を見ない箇所があるが、治安の維持と、財政の恢復とを俟ちて、漸次全通する事は明かである。設立當時より今日迄に至る各局の經過及發達の狀況に就いては項を分ちて述べる事とする。

第二項　郵　政

本縣郵政は前淸の光緒二十八年代辦支局一處設立されたのを以て嚆矢とする。當時各鎭には通信機關がなかつた爲、

各省又は各處に通信をなす場合は、必ず此の支局の手を經て呼蘭分局に逕附し、呼蘭分局より此等各方面に配達されれた。

宣統三年哈爾濱郵政副總局の調査により綏化縣の將來益々隆盛となるのを見越し、代辦支局を郵政分局に改め、各鎭に支局を置き通信の便を計つた。

民國元年、中華郵政二等分局と改稱せられ、南方呼蘭、巴彥等と聯絡し、北方海倫、拜泉等と聯絡し、配達夫は其の間を循環配達した爲配達の間違も少くなかつたと云ふことである。同二年春、本局は各省各埠に郵政總分局を設立して、爲替取組を開始したため、綏化郵政は益々其の發達を見、又公文書配達の便を計る爲、本城に文報分局一處を設立し、外鎭に分局四、五處を設けたが、民國四年江省文報總局が、公費節約のため綏化縣本城設立の文報分局と外鎭設立分所を皆廢止し、公函及私函共に郵政局に歸せしめたのである。

此の當時の郵政辦事狀況を示せば次記の如くである。

地點	名稱	職司類別	配達夫歩差分別	傳遞里數	年收額	年支出額
綏化	二等郵政	局長一名 職員二名	四名	每日四次	二萬四千元	六千元
慶城	分局	商家代辦	三名	綏化を離る一百十里	六百元	一百二十元
綏稜	同	同	同	綏化を離る一百四十里	〃	〃
雙河	同	同	一名	綏化を離る七十里	二百四十元	六十元
望奎	同	同	二名	綏化を離る九十里	一千二百元	一百八十元

津河	同	同	一名	綏化を離る二十五里	百二十元	二十四元
鐵驪	同	同	三名	綏化を離る二百四十里	二百四十元	六十元
十二井子	同	同	一名	綏化を離る一百六十里	二百四十元	三十六元
敏字十井	同	同	同	綏化を離る一百九十里	一百二十元	二十六元
蓮花井子	同	同	三名	綏化を離る一百里	三百六十元	六十元
十間房	同	同	一名	綏化を離る六十里	一百二十元	二十四元
通河埠	同	同	同	綏化を離る六十里	一百二十元	二十四元

現在城內に綏化郵政局(二等)があり、四方臺、海豐鎭、双河鎭、津河鎭、蓮花鎭に代辦所がある。

縣北方興農鎭には哈爾賓郵政支局があり。前記十間房、敏字頭井、十二井子には望奎郵便局の代辦所あつて、縣內郵政の便を計り、將來治安の維持と共に發達するものと思惟せらる。

第三項　其他通信機關

(一)電報局

本縣電報局は光緒三十年報房一處を設立されたのが嚆矢である。

當時は海倫及呼蘭との間にのみ通じて居つたため、各省各埠の電報は皆呼蘭に於て取繼をなして居たとの事である。依て職員も少なく收入も亦左記の如く僅少であつた。

電報生一名、職員一名、配達夫一名、炊事夫一名

初年の收入は英洋四千元であつて、以後官衙及商人が之を使用する様になり七千元乃至一萬元に達した。

民國二年二月奉、吉、黑、電政管理局が、交通部に請求して、綏化報房を三等甲級分局に改め、左記の如く職員を增加して事務の進捗を計つた。

局長一名、職員三名、配達夫一名、ボーイ三名を置き俸給は國費より支辦して居つたとの事である。

當時の電報到達地は前述と差異なく海倫及呼蘭に於て取繼いで居つたが、漸次發達し、現在の範圍は奉天省、吉林省黑龍江省に通じ、たゞ熱河省のみ不通なるも將來は全通の見込である。

電文は數字組合せと、ローマ字の二種があつて、數字組合せ電報は一字につき國內一角一分、國外一角八分、ローマ字は一字につき、國內二角、國外四角、を徵收して居る。

現在の月收は約百元である。

(二)四鄉電話局

四鄉電話局は主として公安局の各分局聯絡用として民國十七年十一月縣政府內實業局の一部として設立されたものであつて、警察電話であるが、特產物取引時期には商人は規定の通話料を支拂つて使用する事が出來る様便宜を計つて居る。たゞ四方臺のみは商家に直接聯絡して居り、商家は一ケ月江洋八元の使用料を支拂つて居る。

(三)長途電話局

民國十年頃より綏化と望奎間の通信便宜を計る爲、長途電話株式公司設立の計畫あつたが、其の設立を見ず漸く民國十二年十二月電報局の附屬として、官營を以て設立され今日に及んだものである。其の通話範圍及び料金を示せば左記

の如くである。

個所別	料金	備考
哈爾賓	一元五角	以上の料金を徴收し、月收約三百元である。
呼蘭	一元三角	
海倫	一元九角	
望奎	一元	
與隆鎮	九角	
雙城	二元六角	
海北鎮	二元二角	
安達	二元一角	
滿溝	二元一角	
拜泉	二元九角	
巴彥	二元二角	
三道鎮	二元三角	
對青山	二元一角	

（四）普通電話局

城内の電話は民國五年八月一日株式組織により設立されたものであつて、電話公司の名稱を以て西二道街廣信公司の

東にあつたと云ふ。

設立當時は其の使用は各機關及大商店に限られて居たが、漸次使用の增加を見、百家に達したので資本金を一萬圓にせんと株式の募集をなし民國十年頃より綏化と望奎間通信の便を計る爲、長途電話株式公司の設立を見たとの事である。

現在は城内の商會が之を經營し、一ヶ月一個哈洋八元を徵收し、現在、商戶及各機關の施設數は合して二百個である。

第四節　航　空

大同元年七月頃當地に日軍第十四師團が駐屯して居つたため航空會社に於て飛行場を北門外に設けたが、其の後中止されたまゝである。

第五節　（道路道路網と治安）

本縣城より西方に向ふ道は、永安鎭を經て蘭西縣に通じ、

南方に向ふ道は、泥河を經て巴彥縣界に至り、

東方に向ふ道は、津河鎭を經て慶城縣界に、

北方に向ふ道は、克音を經て海倫に、

東北に向ふ道は、雙河を經て綏稜縣界に至る、

以上五つの幹線道路があるが雨期に至れば泥土膝を沒し、車馬の運行困難となり、治安維持にも非常な困難を感ぜられる。

冬季結氷期には、慶城望奎に乘合自動車の便があり、四時間にて達するが雨期にあつては二日間を要する故、急變に備え得る爲には馬隊を設け置かねばならぬ狀態であるから、道路改修は治安維持上重大であるが、現在の財政窮迫を以てしては如何ともなし得ない狀態である。

第九章　商業及金融

第一節　商　業

第一項　概　況

本縣の商業は同治初年頃より盛となり、漸次發達し民國十五、六年頃には其の極に達し、大商店の數も三百に達したと云ふ事である。然し其後銀價の暴落と特產物の下落により、大商店相次いで破產し現在は約百戶が店を開いてゐるだけで、農村の窮乏により商況は不振の狀態であるが、最近は少し活氣を呈して居る。商業の勃興は一つに農村の復活如何によるものである。

商品は殆んど哈爾濱より移入して居る。

第二項　會　社、商　店

會社及び商店としては電燈廠、火礱會社、中央銀行支行及び次表の如きものがある。

綏化縣商會商號調査表（大同二年二月十九日調）

種類	字號	店東姓名	番頭姓名	經營	資本總額	本店員	種類	買門	原賣上總額	全年支出額	益	損	損失ノ原因	備考
雜貨屋	福發永	王子復	李玉衡	個人	一五、〇〇〇	二十名	綢緞布綿	哈爾濱	八、五〇〇	七、七〇〇		二、九〇〇	商況活氣なきため	
同	興合支店	興合盛附業	王秉謙	同	一五、〇〇〇	二十名	同	同	三〇、〇〇〇	七、〇〇〇	五、〇〇〇			
同	裕祥增	韓榮久 甯殿廣	馬朕輝	合資	三、〇〇〇	十五名	同	同	六、八〇〇	二、三〇〇		七九	同	
同	東順祥	李砥生	李砥生	個人	四、三〇〇	十二名	同	同	一四、〇〇〇	四、〇〇〇		八〇〇	同	
同	德義祥	房敬愼	房子衡	合資	八、〇〇〇	十名	同	同	一五、〇〇〇	五〇〇	平	平		
同	天順昌	李會海 石純一	甘承波	同	一六、八〇〇	十名	綿紗糖紙	同	一三、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇			
同	天合泰	天合永分號	王墒川	個人	三〇、〇〇〇	十五名	同	同	三、〇〇〇	四、八〇〇		三、〇〇〇	同	
同	福聚合	王玉亭 張仁亭	田青雲	合資	九、〇〇〇	十九名	同	同	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇			
同	慶盛長	李寶珊 周永魁	李惠峯	同	五〇、〇〇〇	三十名	綢緞油糖	同	二四、〇〇〇	五、〇〇〇		一五、〇〇〇	同	
同	福順成	張作階 鎮中堂	蔡彤晾	同	五、〇〇〇	十四名	布雜貨	同	五、八〇〇	一、三〇〇		一五、〇〇〇	同	
同	廣聚德	王清彥	王清彥	同	三、〇〇〇	九名	糖紙等	同	五、二〇〇	一、一〇〇		一〇〇	同	
同	同德永	永聚堂 凌峻峯	凌峻峯	同	六、五〇〇	十四名	同	同	一一、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇〇			
同	福合昌	董春國	張旭東	個人	一五、〇〇〇	二十名	同	同	二〇、〇〇〇	六、〇〇〇		七、〇〇〇	同	
同	四合福	張仁安	韓述堯	合資	四〇、〇〇〇	二十六名	綢緞布綿	同	一二六、〇〇〇	一六、〇〇〇		八、〇〇〇	同	

同	興合盛	楊怡青 馬裕氏	馬裕民	同	一〇、〇〇〇	十七名	同	同	二〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇		
同	天利成	郭鳳池	郭鳳池	個人	一七、六〇〇	十六名	糖紙等	同	二二、〇〇〇	六、五〇〇		一二、〇〇〇	時局關係
同	福德厚	安子衡	安子衡	同	二一、〇〇〇	十六名	綢緞布匹	同	二一、〇〇〇	二、六〇〇		三、五〇〇	同
同	天合彩	奉天 天利合	段景勳	同	一五、〇〇〇	二十名	同	同	一八、〇〇〇	七、四〇〇		五、〇〇〇	同
同	永合順	賈蔭亭 滕維先	楊成久	合資	三二、〇〇〇	三十四名	同	同	一四、〇〇〇	一二、〇〇〇		一〇、〇〇〇	同
同	福源永	恩惠庭 李和卿	李和卿	同	一八、〇〇〇	二十五名	同	同	二九、〇〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇		
同	世一厚	世一堂	龍在天	個人	五〇、〇〇〇	三十名	綢緞藥材	同	二二、〇〇〇	一六、〇〇〇		一七、〇〇〇	同
錢業	按升恒	張升遠	張馨遠	合資	五、〇〇〇	五名	兌換錢幣			三、五〇〇	二一、〇〇〇		
同	榮元亨	馬瑞亭 周陰堂	吳子榮	合資	二〇、〇〇〇	九名	兌換錢幣			八、五〇〇	二、〇〇〇		
同	福發號	玉子復	王樹元	個人	三〇、〇〇〇	二十名	同			八、一〇〇	八、〇〇〇		
書屋	世合堂	董惠卿	董惠卿	同	七、〇〇〇	十二名	學校用品	哈爾濱	六〇〇	二二〇		一八〇	市場活氣ナシ
鞋屋	德元亨	榮元亨	孫國臣	合資	五、四〇〇	七名	各種鞋	綏化	三、二〇〇	二、六〇〇		一、〇〇〇	同
染屋	增盛成	王雨三	王雨三	個人	二、四〇〇	五名	色屋	哈爾濱	一、〇〇〇	八〇〇	一〇〇		
同	同發源	張孝身	張孝身	同	一、〇〇〇	二名	同	同	一、二〇〇	五〇〇	二〇〇		
同	福德源	邱潤如	邱潤如	同	五、〇〇〇	十名	同	同	二、〇〇〇	一、二〇〇	平	平	
木鏡業	萬順興	仇仲三	仇仲三	同	五、〇〇〇	八名	鏡箱等	綏化	二、〇〇〇	一、二〇〇	二〇〇		
古衣業	興順盛	韓捷三 張榮軒	張榮軒	合資	五、〇〇〇	八名	衣服屋	哈爾濱	七、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇		
同	義盛公	蘇呈瑞	蘇呈瑞	個人	三、〇〇〇	九名	同	同	三、五〇〇	二、〇〇〇	平	平	

菓子屋	益升合	藍國棟	藍國棟	同	六、〇〇〇	十名	各種菓子	綏化	六、五〇〇	二、〇〇〇	一〇〇		
粮米業	義興源	郭鐘喜	郭鐘喜	同	一、〇〇〇	三名	農産物	同	二、五〇〇	六〇〇	平	平	
同	裕泰厚	張晉魁	張晉魁	同	八〇〇	六名	同	同	二、〇〇〇	八〇〇	平	平	
同	榮元福	麗手榮	麗子榮	同	二、〇〇〇	六名	同	同	一、〇〇〇	七〇〇	平	平	
同	德裕恒	杜希賢 武成功	杜俊卿	合資	三、五〇〇	三十名	同	同	三三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二一、〇〇〇		
同	永順發	楊國順	楊國順	個人	一、〇〇〇	四名	同	同	三、四〇〇	八〇〇	一〇〇		
同	春日升	李新甲 鄭子新	鄭子新	合資	八、〇〇〇	七名	同	同	一〇、〇〇〇	三、一〇〇		二、〇〇〇	賣行キ惡シ
同	廣聚成	李桂長	李桂長	個人	四〇〇	四名	同	同	八六〇	一九〇		四〇	同
同	福春茂	袁恩洪 劉振東	劉金安	合資	一、五〇〇	三名	同	同	一、四五〇	二八〇		一六〇	同
同	東盛長	魏昌華	魏昌華	個人	一、四〇〇	五名	同	同	一、八〇〇	五〇〇		二〇〇	同
同	天豐瑞	玉瑞	王瑞	同	五〇	四名	同	同	二、〇〇〇	一、〇〇〇	平	平	
茶屋	德昌和	劉玉昭	王子卿	合資	九、〇〇〇	四名	茶葉	哈爾濱	二、二〇〇	一、〇〇〇		五〇〇	同
同	會豐恒	謝境安	謝境安	個人	三、〇〇〇	四名	同	同	三、五〇〇	一、八〇〇		六〇〇	同
藥屋	德衛恒	武必儉	武必儉	個人	三、二〇〇	十五名	各種草藥	哈爾濱	二、〇〇〇	一、〇〇〇	平	平	
同	同發順	武鎭國	武鎭國	同	一四、〇〇〇	二十六名	同	同	二三、〇〇〇	六、二〇〇		一、六〇〇	賣行キ惡シ
同	錦和盛	高尙文	高尙文	同	一七、〇〇〇	三十六名	同	同	一九、〇〇〇	六、七〇〇		九三〇	同
同	世一堂	長春 世一堂	龍在天	同	五〇、〇〇〇	三十名	同	長春	三三、〇〇〇	一、六〇〇		一、七〇〇	同
木業	德記	李品一	李品一	同	四〇〇	四名	木板	巴彦 慶城	一、〇〇〇	五〇〇	平	平	

同	德順和	李鴻泉	李鴻泉	同	五〇〇	五名	同	同	一、〇〇〇	五〇〇	平	平	
果物屋	義和永	董純一	董純一	同	一、〇〇〇	七名	果物	哈爾濱	二、五〇〇	七二〇		三二〇	同
同	永遠齊	馬振閣	馬振閣	同	四〇〇	八名	同	同	一、〇〇〇	五〇〇	平	平	
同	萬源春	趙瑞軒 侯瑞清	侯萬清	合資	二、五〇〇	十一名	同	綏化	二、〇〇〇	一、五〇〇	二〇〇		
燒娼業	溢源湧	艾卿卿	李濵川	同	一〇、〇〇〇	十六名	酒ヲ作ル	同	一五、〇〇〇	五、〇〇〇	平	平	
醬園	鼎和	毛子奇	毛子奇	個人	二、〇〇〇	四名	醬油	同	三、〇〇〇	一、二〇〇	五〇〇		
同	興隆久	趙榮九	趙榮九	同	一、二〇〇	八名	同	同	二、〇〇〇	一、二〇〇	二〇〇		
煙草業	啓東公司	天合彩	孫振東	無資本以擔保爲準		五名	煙草ヲ賣ル	哈爾濱	一〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	平	平	
石油業	蘇聯煤油公司	同義合	劉松喬	同		三名	蘇聯出品	同	五〇、〇〇〇	八、〇〇〇	一、〇〇〇		
同	亞細亞煤油公司	義合慶	魏殿有	同				同	一〇、〇〇〇	二、〇〇〇	平	平	
粮業	永和粮棧	永和順 韓捷三	韓捷三	合資	三〇、〇〇〇	二十一名	大豆小麥	綏化	三三〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	三、〇〇〇		
同	巨盛昌	孟秉均	程遵周	個人	二五、〇〇〇	二十五名	同	同	一二九、〇〇〇	一三、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
同	慶和長	李寶珊 周永奎	張愼齊	合資	三〇、〇〇〇	四十名	同	綏化海倫等	一五〇、〇〇〇	三九、〇〇〇	一九、〇〇〇		
同	人和厚	黄尊德 史思齊	李占一	同	九〇、〇〇〇	三十四名	同	同	一八〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	平	平	
同	日新昌	哈爾濱日新昌	王禎海	同	五〇、〇〇〇	二十名	同	同	一三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	平	平	
同	福發合	王子復	王子復	同	一〇、〇〇〇	七名	同	同	三五、〇〇〇	九、〇〇〇	平	平	
粮米業	福德長	紐德玉	紐德玉	個人	五〇〇	六名	白米小米高粱米等	綏化	一、二〇〇	八〇〇	平	平	
菓鮮行	天增永	劉永順	劉永順	同	一、〇〇〇	五名	桃瓜棗等	哈爾濱	二、五〇〇	八〇〇		二八〇	賣行惡シ

鮮菓行	義和慶	劉玉和	馬王亭	合資	三、〇〇〇	七名	桃瓜棗等	哈爾濱	九、五〇〇	二、八〇〇		三〇〇	賣行惡シ
同	同發興	魏殿有	魏殿有	個人	一、〇〇〇	五名	同	同	二、六〇〇	八〇〇		三七〇	同
磁鐵業	大德永	孫守先 梁慎之	梁慎之	合資	八、〇〇〇	九名	耕作品物	同	九、五〇〇	一、一〇〇	平	平	
同	廣順奎	陸蘭坡	陸蘭坡	個人	一、五〇〇	五名	同	同	一、三〇〇	七二〇		七二〇	同
同	宋慶 陸和	馬增先	馬增先	同	一五〇	三名	同	同	四〇〇	一五〇	平	平	
同	慶升和	呂　益	陳顯廷	同	四、二〇〇	十一名	同	同	三、三〇〇	二、二〇〇		一、四〇〇	同
同	德增湧	哈爾縣 德增湧	韓文閣	同	七、五〇〇	十二名	同	同	七、六〇〇	三、六〇〇		二、三〇〇	同
油業	義昌厚	甯　順	甯順	同	一、五〇〇	五名	豆粕 豆油	綏化	一七、〇〇〇	二、〇〇〇	平	平	
同	張家油房	萬慶	張萬慶	同	二、〇〇〇	五名	同	同	三、〇〇〇	三、〇〇〇	平	平	
時計業	松　林	鄭美堂	郭松林	同	一、五〇〇	四名	時計修理	同	六〇〇	三〇〇	平	平	
同	時　恒	邵興周	邵興周	同	二〇〇	二名	同	同	一五〇	一〇〇	平	平	
鞍韉舖	源和成	秦麗峰	秦麗峰	同	五〇〇	四名	馬身用品	同	六〇〇	三〇〇	平	平	
[illegible]業	德盛興	王景富	王景富	同	二〇〇	四名	牛皮製	同	一、四〇〇	五〇〇	平	平	
同	天義昌	[illegible]連五	李連五	同	五〇〇	四名	同	同	一、八〇〇	五〇〇	一〇〇		
鐵業	義發成	梅福漣	梅福連	同	七〇〇	二名	製造壺	同	三〇〇	二〇〇	平	平	
首飾業	永增長	葉春生	葉春生	同	一、〇〇〇	五名	裝飾品ヲ製造	同	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇〇		
同	瑞　華	楊福泉	楊福泉	同	三、〇〇〇	七名	同	同	四、二〇〇	一、五〇〇	五〇〇		
同	寶興源	劉春榮 楊九時	劉春榮	同	四、八〇〇	十一名	同	同	四、〇〇〇	二、〇〇〇	二〇〇		

第二項　商業機關

商會の起原は設治當時はたゞ公議會のみであつた。之は城内各商店中より選擧して一人を總理とし、これを會首と呼んだ。但し會首は常に居らないため、毎月一等商店より一人を派して、會の事務を執り其の爲めに商務の進行は不活潑であつた。

光緒三十一年綏化廳改まり、綏化府となつたが、時の府長は商務會の改組を提唱し、商務分會となし左の職員を置いて居る。

總理一人、會董八人、會員十人、之は皆選擧により決定し、任期は一年である。又、文牘、庶務、各一名、書記二名を置いたが之が商務會の初めである。

其の後民國三年春綏化縣の商會設立を見、現在に及んで居る、又各鎭に商會があるが何等の連絡はない。

現在の商會に就て示せば左の如くである。

一、會名―綏化縣商會

二、設立年月日―民國三年春

三、目的―①營業の改良發達を計る

②商會を以て商人を統轄する

③縣公署との連絡を計る

四、入會せる商店數―一二〇

五、會費—毎月賣上高の百分の四

六、流通貨幣—江洋、哈洋、國幣廣信公司官帖

七、主なる産出物—大豆、小麥

八、主なる輸入品—棉紗、雜貨、石油

九、主要商業—粮業（農産物取引業）、雜貨商、日用品商

十、同業の公會—粮業公會（商會の一部であつて公會長はない）。

十一、商會により經營せる公益事業

①普通電話事業

⑵道路、橋梁、城壁等の修理等をなして居つたが實業局が出來た以後中止した。然し現在も尚、其の修理資金は、商會が多く負擔してゐる樣である。

③公益事業をなす場合は其の都度商家より課金を徴收す

十二、商會の組織

（一）、會長、杜俊卿（德裕恒經理）

（二）、副會長、張愼齋（慶和長）

（三）、會董

(1)特名會董（四名）

李占一（人和厚）　韓述堯（四合福）　王子復（永和棧）
韓捷三（福癸合）

(2)會董（十七名）

馬裕民（興合盛）　楊春浦（電燈廠）　段景勳（天合彩）
龍在天（世一厚）　程遵用（亘昌盛）　劉可太（德合祥）
賈蔭亭（永和順）　吳子榮（吳天亭）　劉化晋（同義合）
李惠峯（慶和長）　董純一（義和永）　王濬川（天合太）
李新甲（春日升）　馬聯輝（裕祥增）　李滙川（溢源湧）
馬玉亭（義和度）　魏殿有（同癸興）

第三項　物價及生計

商家の出納狀況に就いては第二項商店表に記入してあるから參照されたい。物價表は次表の通りであつて他縣に比し少しく商價である。

綏化縣城內物價調査表（大同二年二月二十二日調）

農產物、油、鹽の時價調査	
大豆	每石自一萬四千五百吊、至一萬三、二千吊（國幣八圓五十三錢）其下等者每石一萬四千五百吊次者、每石一萬三千吊再次者、一萬二千吊

小麥	自二萬吊、至一萬三、二千吊（國幣十一圓七十六錢）
粟	自三萬七千吊、至三萬六千吊（國幣二十一圓七十六錢）
高粱米	每石自三萬吊至二萬八、七千吊（國幣十七圓六十四錢）
（皮付高粱）米高粱	每石江錢二萬吊（國梁十一圓七十六錢）
（悪い高粱）料高粱	每石江錢一萬四千吊（國幣八圓二十四錢）
玉蜀黍	每石自二萬八千吊至二萬七千吊（國幣十六圓四十七錢）
鹽	每斤江錢二百三十吊（國幣十三錢五厘）
豆油	每斤江錢二百二十吊（國幣十六錢五厘）
紅糖	每斤哈洋二十四錢
白糖	每斤哈洋二十三錢
蠟燭	每斤哈洋三十四錢
（めりけん粉）白面	二號每袋　國幣　三圓四十五錢 三號同　同　三圓二十五錢 附三號同　同　三圓六十錢 以上白面は綏化縣城内電燈廠火磨製造品より

白面	三號消袋 哈洋 三圓八十錢 以上白面は哈爾濱裕昌源製造品なり
白面	二號毎袋 哈洋 四圓三十錢 三號同 同 四圓十錢 以上白面は海倫同大火磨製造品なり

第五項　貿易

商會に於ては何等の調査資料がないから稅捐局の調査を以て之を示すが、之も糧秣のみであるから左程參考にならないのは遺憾である。

主なる輸出品は大豆小麥等

主なる輸入品は棉紗雜貨、石油及日用品等である。

（大同二年四月調査）

地方別

糧秣現地物資調査表（主として綏化縣城内附近）

品目＼區別	移入數量	現地に於ける生産數量	計	移出數量	現地に於ける消費數量	計	蒐集見込數量
主食品　米	三七石		三七石		四三	四三	なし
小麥	一一、四三七石	一九、二一八	三〇、六五五	一八、〇〇六	八、八六二	二六、八六八	五〇〇
小麥	三、八三六	一三三、四三〇	一三七、二六六	九、三九七	一二〇、五一六	一二九、九一三	七、〇〇〇

副食物又は						調味品							馬糧品					
牛	豚	羊	鶏	鶏卵	生魚	生菜	豆素麺	豆油	塩	砂糖	大麦	高粱	「フスマ」	豆粕	玉蜀黍	粟	大豆	雑穀
一三八頭	二四六口		七五二隻	一、七九四個	三、五三〇斤				六八六〇、〇〇〇			二、六七〇石			一三〇塊	三九石	一八一六、〇二三	
七三二	二、二五九	四四〇隻	一、九六四	四三、〇五〇	七一八		三四、九六〇斤	一一、九四〇			二八石	三、七八五		七、五二〇塊	一四一	三一一	一三六、〇一三	
八六〇	二、五〇五	四四〇	二、七一六	四四、八四四	四、二三八		三四、九六〇	一一、九四〇	六八六〇、〇〇〇		二八	六、四五五		七、五二〇	二六一	五三〇	一九五二、〇一三	
八五	九三		三七八	一八、二四〇					三五七八、〇〇〇					六三〇			三〇〇、六三四	
一〇七	七一二	四六	五三一	二一、七六〇	四、二三八		三三、一八〇	八、三五〇	二〇六二、〇〇〇		一九	六、四五五		四、六九〇	二六一	五三〇	四八二	
一九二	八〇五	四六	九〇九	四〇、〇〇〇	四、二三八		三三、一八〇	八、三五〇	五六四〇、〇〇〇		一九	六、四五五		五、三三〇	二六一	五三〇	三〇一、一一六	
		二〇〇	八〇〇	四〇、〇〇〇	なし		一、〇〇〇	三、〇〇〇	一二〇〇、〇〇〇		なし	なし		二、〇〇〇	なし	なし		

類別								
燃料品	干草							なし
	粟稈	二五、二〇〇斤	一六、五九〇	四一、七九〇		三八、一四〇	三八、一四〇	二、五〇〇
	薪材	二八、三七〇斤		二八、三七〇斤		二六、八二〇	二六、八二〇	五、〇〇〇
	木炭	五四、一九〇斤		五四、一九〇		四九、〇七〇	四九、〇七〇	一二、〇〇〇
	石炭	四二、四八〇斤		四二、四八〇		三六、一四〇	三六、一四〇	
加給品	薪炭代用品							
	酒	白酒 二、七〇〇 啤酒 五五〇	白酒 一五四、〇〇〇 元酒 二〇五	一五六、七〇〇 二〇五 五五〇	一五、七二〇	一一四、二八〇 一三〇 三七六	一三〇、〇〇〇 一三〇 三七六	二五、〇〇〇 なし 二〇〇
	甘味品	一、三六〇		一、三六〇	二一四	九二五	一、一三九	なし

備考　本調査は稅捐局に擧がる輸出入統計量を參考としたので殆んど綏化城內附近の物資に限られたと見てよい、別表に附し綏化縣全境の收獲野を示すから比較對照を乞ふ

農產物表（其一）

類別		作物晌數 上年	作物晌數 本年	收獲總量數 上年（石斗升合）	收獲總量數 本年（石斗升合）	每晌實收量數 上年（石斗升合）	每晌實收量數 下年（石斗升合）	每石斤數	運出縣境數量
米	粳米（即陸稻）		三〇〇				一石	四五〇	無
	糯米								
	稻米		九五						
	計		三九五						

	麥						豆							稷（即糜子）
	大麥	小麥	燕麥（即鈴當麥）	蕎麥	其他	計	大豆	小豆	蠶豆	豌豆	蕓豆	其他	計	
晌	一、五〇〇	五八、〇〇〇		一、〇〇〇		六〇、五〇〇	七〇、〇〇〇	七〇			六〇		七四、一三〇	一〇、五〇〇
晌	[illegible]	六〇、四四〇	無	九〇〇		六三、三〇〇	七三、九〇〇	八〇	無	無	九〇		七〇、〇七〇	九、八五〇
石	七、五〇〇	二三〇、〇〇〇		四、〇〇〇		二〇三、五〇〇	三七〇、〇〇〇	二四五			三〇〇		三七〇、五〇五	三一、五〇〇
石	三、〇〇〇	三〇、二三〇		一、八〇〇		三五、〇三〇	一四七、八〇〇	一〇〇			一〇八		一〇八、〇九二	八、八六
													五	
	五	四		四			五	三			五			三
								五						
	一			二			二	一			一			
	五	五						八			六			九
											五			
	一八〇	二五〇		一〇〇			四二〇	四六〇			四五〇			三五〇
	無	七、五〇〇	無	無			二三、九九〇	無	無	無	無			無

粟（卽穀子）	二九、三〇〇	一三〇、九二〇	一一七、三七六				四〇、一九六				四				一				一三五〇	無
黍																				無
玉蜀黍（卽色米）	一六、二〇〇	一四、三三三	六〇、八〇〇				四二、九九六				四				三				三八〇	無
高粱	三八、〇〇〇	三五、〇〇〇	一九〇、〇〇〇				七、〇〇〇				五				一	六			三〇〇	無
甘藷（卽白薯又名仁芋）		無																		無
馬鈴薯（卽山葯蛋）	九五	八〇	七五				二〇〇				五				三				三〇〇	無
芝麻	一五	一〇	三〇				一三				二				一	二			二〇〇	無
落花生		無																		

第六項　度量衡（度量衡器及日本の度量衡との比較）

（一）桝の種類

一斗、五升、一升の三種類であつて

一斗の量は、粟、大豆共に四十五斤、之を露西亞斤を以て云へば一布度半にあたる。日本1升＝1.803907立升＝1.80390

7公升＝1.7421升

（二）尺の種類

五尺、一尺、碼の三種である。

五尺、一尺は蘇尺と稱し、五尺のものは晌數を計る時に使用され、普通一般には一尺のものが多く使用される。

尺は十進法であつて、十分を以て一寸とし、十寸を以て一尺となす、日本の尺に似た處があるが長さに於て少々異なつてゐる。日本1尺＝0.30303尺＝0.9460697尺

(三)斤

滿洲の一斤は十六匁であつて之を日本のものと比較するときは百八十匁に當ると云ふ。日本1斤＝6公斤＝16.085359兩。

第七項　商事慣習

大量取引の場合は農民は城内に出て其處の宿に泊る。糧棧の取引員は此等の宿泊所に出張して農民と取引をなすのが普通である。又、商人自身、鄉村に出張して買付を行ふ事もある。糧棧と取引を結んだ農民は糧棧に於て直接取引をなす。

第二節　金融

第一項　概況

以前本縣には株式による農商銀行があつた事があり、又廣信公司は、紳士と各商店の作つた銀行であつて、最も成績良好であつたが軍閥の沒收する處となり、庶民金融機關としての機能を失つた。

依て庶民金融機關なるものはなく、之が設立は現在農民一般の懇望する處である。

第二項　機關

金融機關としては中央銀行綏化支行、及廣信公司當(質屋)がなる。

中央銀行等も大商店との取引のみであつて、建國以前は幣制の統一もなく、常に急暴落をきたしたために一般人民は銀行に預金する者がなかつたと云ふ事である。

各省に省長附屬の銀行があり、之は又副業をなしてゐた、即ち質屋、糧棧(特產物商)印刷、電燈會社、製粉會社等の如きもので黑龍江に於ける廣信云々と京名の付く會社は卽ち省長の副收入機關たりしものである。

第三項　通　貨

本縣に於ける通貨は國幣、哈洋、江洋、廣信公司官吊であつて、其の換算率は左の如くである。

國幣一圓に對し哈洋一圓二角五分
國幣一圓に對し江洋一圓四十角分
江洋一圓は卽ち廣信公司官吊一千二百吊
哈洋一圓は卽ち廣信公司官吊一千三百五十吊である。

財政部に於ては國幣の流通を計るため、江洋及哈洋、廣信公司官吊の一度中央銀行に入つたものは、再び市場に出さず、國幣の流通に努力して居る。

幣制の統一は一般民間に非常に喜ばれて居る。

第四項　金融と諸問題

(一)金融と農村

これに就いては概況に於て述べた如く、廣信公司も以前は、庶民金融機關として、その機能を發揮して居つたが、官營となつて、からは農民は相互の個人貸借に依るの外なかつたとの事で、庶民金融機關の設立は急務であると思はれる。

(二)金融と商業

これに付ても銀行は亦殆んど大商人のみの金融機關であつて、一般商民は利用するを得ない狀態であつた。

第十章　教育及宗教

第一節　教　育

第一項　概　況

本縣に於ける教育は未だ普及の域に達して居ない就學適齡兒童であつて實際就學する者は實に寥々たるものである。然るにその割合に中學教育機關の備はつて居るのは、聊か本末顚倒の感なしと云へない。將來更に初等教育に全力を傾注すべきものと考へられる。

第二項　機　關

次に綏化縣各級學校現狀一覽表を示す。

綏化縣各學級學校現狀一覽表

校別	已開學 級數	已開學 學生數	未開學 級數	未開學 學生數	備考
初級師範學校	師範一級高初六級	一九五人			本年十一月十六日開辦
第一初高兩級小學校	高小一級 初小一級	七七人			本年十月一日開辦
第二高兩級小學校	高小一級 初小一級	四五人			本年十一月十六日開辦
第三初高兩級小學校	高小一級 初小一級	六七人			同
第四初高兩級小學校	高小一級 初小一級	四七人			同
第五初高兩級小學校	高小一級 初小一級	四九人			同
第六初高兩級小學校	高小一級 初小一級	五八人			本年十月一日開辦
模範學校	高小一級 初小一級	五〇人			同
第一初級小學校	初小一級	二〇人			本年十二月一日開辦
第二初級小學校	初小一級	二二人			同
第三初級小學校	初小一級	二〇人			本年十一月十六日開辦
第四初級小學校	初小一級	二九人			同
第五初級小學校	初小一級	二七人			同
第六初級小學校	初小一級	二八人			同
第七初級小學校	初小一級	一九人			同
第八初級小學校			初小一級	三十一人	

第九初級小學校	初小一級	二九人			本年十一月十六日開辦
第十初級小學校	初小一級	二二人			同
第十一初級小學校	初小一級	三一人			同
第十二初級小學校			初小一級	三十二人	
第十三初級小學校	初小一級	三九人			本年十一月一六日開辦
第十四初級小學校	初小一級	一九人			同
第十五初級小學校	初小一級	二八人			同
第十六初級小學校			初小一級	二十三人	
第十七初級小學校			初小一級	五十二人	
第十八初級小學校	初小一級	三〇人			本年十一月十六日開辦
第十九初級小學校	初小一級	三一人			同
第二十初級小學校	初小一級	三〇人			本年十二月一日開辦
第二十一初級小學校			初小一級	一九人	
第二十二初級小學校	初小一級	三七人			本年十一月十六日開辦
第二十三初級小學校	初小一級	二九人			同
第二十四初級小學校	初小一級	三八人			同
第二十五初級小學校			初小一級	二十二人	
第二十六初級小學校	初小一級	二〇人			本年十一月十六日開辦
第二十七初級小學校	初小一級	二七人			

第二十八初級小學校	初小一級	二六人	同
第二十九初級小學校	初小一級	二四人	本年一二月一日開辦
第三十初級小學校	初小一級	二五人	本年十一月十六日開辦
第三十一初級小學校	初小一級	二三人	同
第三十二初級小學校	初小一級	三〇人	同
第三十三初級小學校	初小一級	一九人	同
第三十四初級小學校	初小一級	三一人	同
第三十五初級小學校	初小一級	二六人	同
第三十六初級小學校	初小三級	二〇人	同
第三十七初級小學校	初小一級	三〇人	同
第三十八初級小學校	初小一級	二〇人	同
第三十九初級小學校	初小一級	三〇人	同
第四十初級小學校	初小一級	四〇人	本年十二月一日開辦
第四十一初級小學校	初小一級	三〇人	本年十一月十六日開辦
女子初級師範學校	師範一級高初三級	一〇五人	同
第一女子初高兩級小學校	高小一級初小一級	七九人	本年十月一日開辦
第二女子初高兩級小學校	高小一級初小一級	三九人	本年十一月十六日開辦
第一女子初級小學校	初小一級	二一人	本年十月一日開辦
第二女子初級小學校	初小兩級	五七人	

第三女子初級小學校			初小一級	二六人	
第四女子初級小學校			初小一級	二三人	
第五女子初級小學校	初小一級	一九人			本年十一月十六日開辦

第三項　社會教育

社會教育としては教育會なるものがあり、會長一名、會員百名を以て組織し、教育の促進を計るのを目的として居たのであるが、現在では經費の關係上其の活動を停止して居るが、財政の恢復と共に復た開會の豫定である。一般民衆の各人に字が讀める程度迄教育を普及させる積りである。

第二節　宗　教

第一項　概　況

宗教としては第二項に於て述べるが如きものがあり、學校教育を受けたる者は一般に儒教信者多く然も之は普遍的である。

回々教は其の教徒のみに限られて居り、其の信仰の程度は强烈である。最近基督教が發展しつゝあるが、たゞ城内に於ては其の教會二、三個所を見るのみで、佛教、天主教等の信者は文字を解しない者が多い樣である。此の外に普濟佛教會(紅槍會)及び大刀會教等があるが、一般民は之を邪教として取扱ひ、宗教として取扱つて居ない樣である。

宗派は左の通りである。

第二項　種類

儒教
佛教
回々教
キリスト教
天主教

第三項　地方的迷信

大刀會、紅槍會教の如き迷信を抱くものもあるが、之は概して低級なる人民のみであつて、一般人民は之を邪教として宗教外に置き、問題視してゐない。本縣北方興農鎭附近に此等の徒が居住して居るが、最近は消息を絶つてゐる

第三節　建國に關聯する教育方針の變化

之に付ては建國精神の普及及び日語教育を設けたのみであつて、何等特に示す程の事はない。
元來滿洲人は孔、孟の教を好み、從來此等の書を學んでゐるので王道の如何なるものかは概して徹底しやすいものと思ふ。

第十一章　社會事業

第一項　概　況

元來滿洲各地に於ては社會事業といふ可きものを見ない、たゞ救濟院のみは異狀の發達をなして居る。
建國以來ボツ〳〵社會事業を見るのは喜ばしい現象である。

第二項　機關及施設

社會事業の機關及設後としては左記のものがある。
救濟院、社倉、清潔所及附屬嗎啡療養所。
救濟委員會

(一)救濟院

設立年月日、民國二十年一月一日設立(以前は慈善會であつたが同年改組したものである)

所在地　城內南大街路西。

組織

會長一名、常蔭恩　(註)常蔭恩院長にして
副會長一名李鳳山　獨立會計なり。
主任四名

仁學教員一名
經理二名
書記一名

經理
慈善家よりの募集と不動産による收入
不動産收入は豐年の時約六十石
毎年約百萬吊を李副會長寄附
衣服は城内各商店により寄附をあほぐ

1、養老所、老人であつて無力なる者を收容す。
現在男五十名、女なし。

2、殘廢所、社會的殘廢者であつて頼るべき者のない者を收容、
現在男六十名、女なし。

3、貧民仁學所、貧困であつて學校に行けない者の兒童を讀書出來る程度迄に敎育す。
現在男子のみ三十五名

4施賑所、貧困者に食を與ふ。

(二)社倉

左記別表の通りの箇所に社倉があつて、慈善家より穀物の寄附を仰ぎ、社倉に保存し天災により困窮したる場合、縣長は省の許可を得て之を災民に與ふ。

縣城暨外鎭社倉積穀成立年月倉房數目總容積現在倉穀數目一覽表

綏化縣

縣城外鎭地方＼調査歴年積容數目	成立年月	倉房數目	總容積	現存倉穀數目	倉長及董士經理姓名
縣成	民國五年八月建設成立	倉房三十六間三十六間四圍は土墻土墻は今既に倒れた	每間倉房容穀一百八十石	現存倉谷四百八十九石一斗一升七合	正倉長王思溥副會長崔貴常未振英蒼毓芳張富紳劉慶如
永安鎭	民國七年二月間成立	關帝廟内に圓い倉を三つ設備した	每圓倉一個容穀一百五十石	現存穀數五十七石五斗五合	經理人傅德林
雙河鎭	民國七年四月成立	前の倉はもう壞れたから今の五穀は皆商販中に預け居る	每圓倉一個容穀一百五十石	現存穀數五十三石五斗	經理人王坤連、陳殿元
與農鎭	民國七年三月成立	圓倉六個倉房七間廚房二間	圓倉一個は一百五十石入る倉房一間一百八十石	現存穀數一百五十八石三斗	倉長王天思副倉長蔣萬成經理鞠洪峯
西口子娘娘廟	民國七年四月成立	廟の西鄰に圓倉二個ある	入る圓倉一個一百五拾石入る	現存穀數一百四石五斗	經理劉昌陳天福劉廣玉
四大員二井子	設立時は倉を設備しなかつた福與に預る	無	無	現存穀數一百七十七石三斗六升	經理康振東
合計	共六處	倉房四十六間圓倉十六個		現共存穀數一千四十石二斗八升二合	

備考
一此表所列倉穀係大同月調査實存在倉之數理合聲明

(三)救濟委員會

之は救濟金下附の折成立したるものであるが其後寄附を募つて施粥等をなして居る。

(四)淸潔所及附屬嗎啡療養所

モヒ中毒者の盜弊を防止するため施療をなす一方使役或は掃除夫として職を與へしめるため警務局長盡力の結果極く最近設立されたものである。

第三項　文化事業

特に記する事項はない。

第十二章　衞生

第一項　概況

衣食住の項に於て述べた如く大農家及土地の名望家は凡て都會風の生活樣式を摸し面子(メンツ)を保たんが爲に優雅なる風をなしては居るが、衞生觀念には甚だ乏しい。

第二項　機關及醫藥業

衛生機關として左記の如く西洋醫の外に、城内に漢方醫約三十名居りの看板を出して居るのは即ち漢方醫で相當盛んである。

許可開業醫師調査表

醫別	姓名	姓名	年齡	籍貫	許可開業年月日
西醫	黃新三	男	二十五	遼陽	民國二十一年三月十五日
民國十六年在綏化基督教醫院肄業十九年十月畢業領有證書二十年三月在本縣大同醫院充醫士二十一年三月十五日設立大同醫院充當院長					
西醫	王紹榮	男	二十八	鐵嶺	民國十九年三月一日
民國十四年在綏化縣丹國施醫院肄業十九年一月一日畢業領有證書本年三月任綏化縣生々醫院充當醫生十九年三月一日在本縣設立大北醫院充當院長					
西醫	愛思古	男	四十五	米國	民國十五年五月二十日
美國醫科大學畢業現充基督教醫院院長					
西醫	楊延卿	女	三十七	吉林省城	民國十二年八月二十日

						民國三卒肄業吉林文華女校民國八年畢業九年八呼蘭英國醫院十二年出院來綏化設立興華葯房須至履歷書
西醫	郭王清	女	三十九	吉林榆樹縣	民年十年三月二十日	民國元年肄業吉林文華女高等小學校五年卒業民國六年學醫於阿城縣基督教醫院四年畢業到綏於民國十年三月二十日開設靜齋葯房須至履歷者
西醫	張雲普	男	三十	呼蘭	民國二十年五月二日開業	於民國十三年在江省官醫院醫學畢業發給證書後在綏化華峰醫院練習三年去綏赴呼蘭旅部就少校醫院現在綏化南大街開設博愛醫院
西醫	彭振山	男	二十三	輯安	大同元年四月十五日	黑龍省公立醫學校預科畢業
別醫	黃儒富	男	四十七	綏化縣	大同元年六月一日	於民國元年在呼蘭縣英基督教施醫院畢業

西醫	鍾兆昇	男	三十一	本縣	民國十八年十一月七日	民國十一年在山東省立醫科大學業肄十六年七月畢業領有證書本年十月在濟南醫院充助手十八年十一月七日在綏化縣設立齊魯院充當院長
西醫	張兆祥	男	二十八歲	呼蘭縣	民國十七年二月一日	民國十三年在呼肄縣濟立醫院畢業十六年十二月十日畢業十七年二月二十日在綏化設立福綏醫院充當院長

第三項　衞生思想普及

漸次衞生思想は普及しつゝある感があるが、滿洲の匪賊其の影を沒し去る事はあつても衞生思想の普及は如何かと案ぜられる程度である。

衞生思想普及に對しては省の警務廳あたりに於ても考究中である。

第四項　傳染病及地方病

傳染病は昨年の例より見ても僅少である。

但し傳染病は一度發生すれば恐ろしく廣汎に傳播する處が非常に多い。

第五項　飲料

城内四千九百八戸、人口約二萬四千七百に對して井戸は僅かに百八眼あり、水は水夫によつて毎戸に運搬賣買せらる依て黄塵萬丈黑髪も白髪に化する程の日でも街路に撒水等した様な事がない。一戸に一つの太平池なるものがあり、撒水用水を貯えて居るが中々共れを撒水する樣なことはない。水を惜しむのと、衞生思想の低級なのとが合併したわけである。

水一架は金票約二錢である。(石油鑵二ツ)

第六項　上水及下水

共に其の設備はない排水の施設はあるが完全なるものはない。依て改革せんとすれば際限がない狀況であるが財政窮迫の折柄如何ともなし得ないのは甚だ殘念である。

第十三章　結　論

第一項　王道政治を通じて見た地方民の生活及思想

支那に於ては、由來、治者と被治者の兩階級は宛かも別種族の如く、分立され、民の官を視る事豺狼の如しと謂はれたる如く、爲政者階級と民衆とは利害を異にし、對立して今日に及んでゐるが、建國と同時に救濟或は春耕貸款と云ふが如く今迄考へ及ばなかつた善政が行はれ、一時疑を抱きつゝあつた民衆も、今日では滿洲國を謳歌して居る。斯る善政と滿洲國の宣傳とを兼ね行へば、無智蒙昧なる民衆は滿洲國を信ずるに至るであらう。

本縣の各地を視察するに、吾等の案ずる以上活氣を呈し安居樂業の樣を見る。

匪賊の跳梁を終熄せしめ得れば、民は何物をも與へずして幸福となり、理想王道國家の實現も豫想以上に早いであらう。地方民には何等の思想はなしと云ふも過言ではない。

今一例を擧ぐれば田舎を視察して彼等に國を聞いても、自己の何國人たるかも知らず、春耕貸款の貸出により初めて滿洲國を知る者が多い。春耕貸款も今年は平作で返還され得る自信が持てる點から見ても春耕貸款は滿洲國の認識及善政を民衆に深めしめ、現在の處大成功ではなかつたかと思惟される。

彼等民衆は爲政者に對して何等の關心も持たず何等の希望も無きものゝ如く見受けらる。

第二項　縣制度の理論と實際

縣制の事に就いては前述した通りであり、書かうと思ふ事も幾らも有るが、之は後に讓る。

第三項　爲政者としての希望

解り易く箇條書にすると左の如きものである。

(一)、現在は過渡期であるから致し方は無いが、餘り機關を設けて行政機關を複雑ならしめない事。

(二)、警備教育に當る者の俸給を毎月支給し得る如く、中央に於ても考慮され度き事。

(三)、鮮人問題に就ては集團移民の如き恒久的救濟策を各方面に於て施されつゝあるが、地方に居る鮮人の行爲は其の及ぼす影響甚大であるから、滿洲在住の鮮人問題より先づ解決策を講ぜられん事を切望す。

(四)、命令系統の遵守、訓令の統一、輕率なる訓令の嚴禁を切望す。

(五)、滿洲國政府と日本地方派遣機關との政策方針の統制

（六）、日、鮮人の自覺を切望す。

日、鮮人の殆んど總てが自分勝手な利權漁りか、滿洲國政府に於て禁止されて居る賭博か阿片密賣、或は押賣をし、時に指導的立場に立つ機關でありながら實に面白からざる行爲のあるのは頗る遺憾な事である。吾々は傍に在りて赤面させられると同時に大なる疑慮を抱かせられる。

滿洲國建設のため尊き生命を犧牲にした幾多英靈に對して日、鮮人は先づ自ら治む可きである。

最近に於ては吾々と同じ使命を持つ參事官の中にも周圍の勢に押され又は自己の將來を考へる等人間的弱さから、稍もすれば自らを嚴格に持する事を忘れる者のある事を、二三耳にしたが、之は參事官制度に對する最大の冒瀆である。

（七）、參事官としての使命。

滿洲には今迄爲政者としての魂が無かつた。滿洲國成立の根本原理は此の魂の君臨でなければならない。この魂こそ、總ての資本とあらゆる技術とに先行して先づ嚴然として確立されねばならぬ筈である。技術のみに忙殺されてゐる者は退いて三省すべきである。

參事官は官吏の中で直接、民衆に接する役割を演ずる者であるから、この魂無くして、參事官の資格は無い。參事官に要求される態度は第一に道の行者としての態度である。

弱き人間ではある。信ある所互に激勵しつつ此の大使命の遂行に資したい。

康德元年四月十五日印刷
康德元年四月二十日發行

（定價金五圓五拾錢）

滿洲國地方事情奥附

下卷



滿洲國大同學院
滿洲國地方事情編纂會編

編輯者　滿洲國大同學院內　中原八郎

發行者　新京入船町三丁目拾九番地　村上正雄

印刷者　東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二　谷島晃

印刷所　東京市牛込區市谷加賀町一ノ十二　株式會社秀英舍

發行所　新京入船町三丁目拾九番地　大同印書館
電話四九六九・三九三七
振替大連一八四一番

滿洲國大同學院滿洲國地方事情編纂會編

滿洲國地方事情 第二卷

裝幀總クロース表紙、背金文字入
菊版上製約千六百頁頗美本
壹册 定價金五圓五十錢

全世界の視聽を集むる滿洲國の
地方事情は本書に依つて始めて
正確に詳知するを得べし！

各縣地方參事官の實地調査の結晶たる本著の第一刊發行は、既に上梓の前より各方面より潮の如き絶讃待望、矢の如き督促裡に漸く發刊することを得ましたが、實に豫期以上の注文で本館は之れが發送に忙殺されて居ます。

第二卷は**熱河省**、**興安省**、及**奉天**、**吉林**、**黑龍江**の五省全滿に渉りて努めて財政、産業方面に調査を詳密にし近日發行の豫定でありますから未讀の方は此機會に御購讀を御勸め致します。

滿蒙認識の正確なる唯一資料

本書の内容は絶對に民間に於ては得難き貴重の文獻資料なり

發行所　滿洲新京入船町三丁目十九番地
大同印書館
電話（四）九六九九番
（三）九三七番
振替大連一八四一番

滿洲國大同學院滿洲國地方事情編纂會編

滿洲國地方事情

第二卷

裝幀總クロース表紙、背金文字入

菊版上製約千六百頁頗美本

壹冊　定價金五圓五十錢

全世界の

地方事情

正確に詳

各縣地方參事官の實地調査の結晶たる本著の第一刊發行は、既に上梓の前より各方面より潮の如き絶讃待望、矢の如き督促裡に漸く發刊することを得ましたが、實に豫期以上の注文で本舘は之れが發送に忙殺されて居ます。

第二卷は熱河省、興安省、及奉天、吉林、黑龍江の五省全滿に渉りて努めて